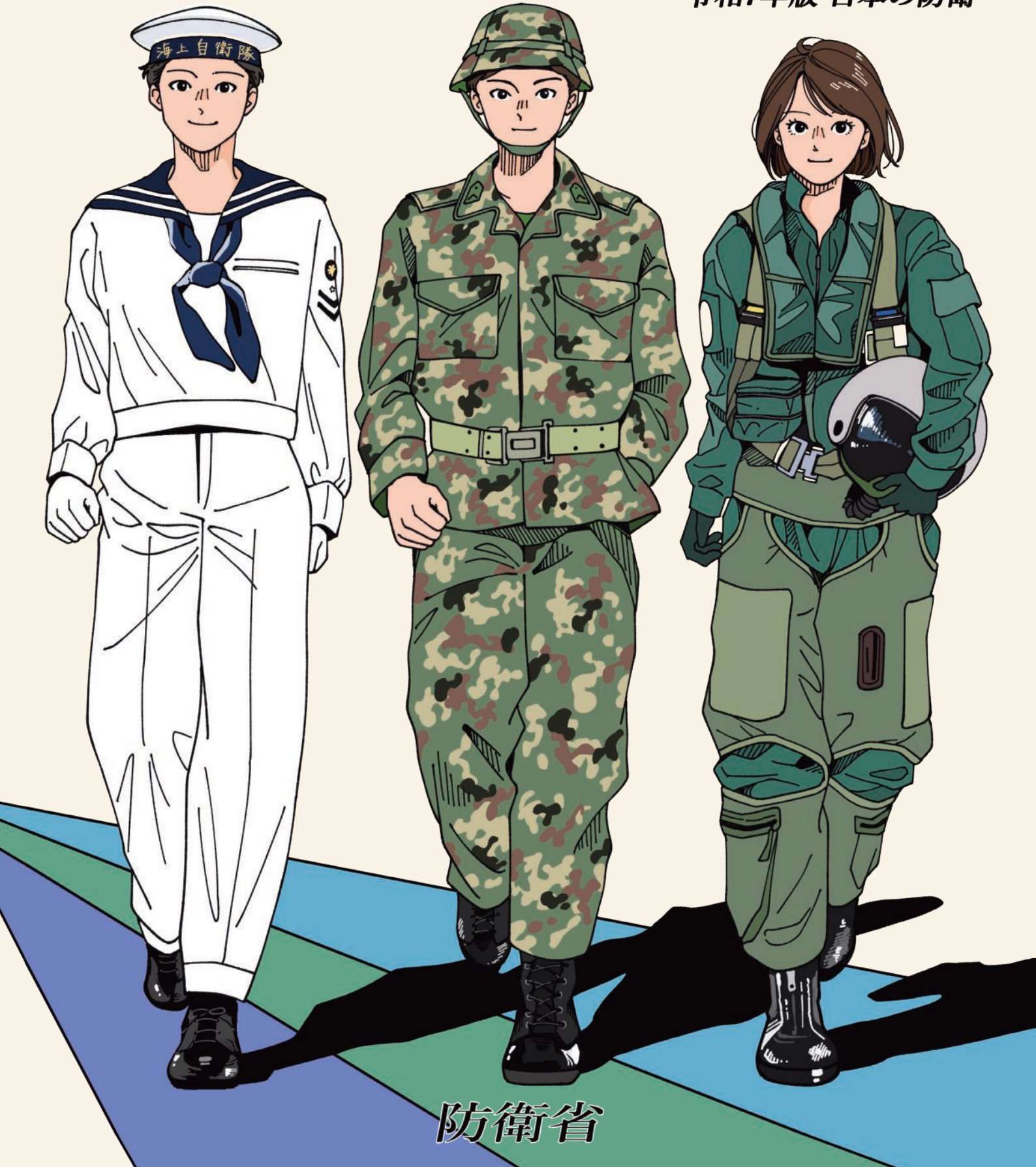
# 防衛白書

令和7年版 日本の防衛




防衛省

令 和 7 年 版

# 日 本 の 防 衛

防　　衛　　省

# 令和７年版防衛白書の刊行に寄せて



防 衛 大 臣

中谷 元

国際社会は戦後最大の試練の時を迎えています。

世界平和の既存の秩序は深刻な挑戦を受け、わが国を取り巻く安全保障環境は、戦後最も厳しく複雑なものとなっています。

中国は国防費を急速に増加させ、軍事力の質・量を広範かつ急速に強化し、尖閣諸島周辺を含む東シナ海や太平洋などでの活動を活発化させています。北朝鮮は大量破壊兵器や弾道ミサイルなどの増強に集中的に取り組み、弾道ミサイルなどの発射を強行しています。ロシアはウクライナ侵略を継続するとともに、北方領土を含む地域での活発な軍事活動を継続しており、さらには中国と共同での航空機や艦艇の活動も確認されています。

防衛省・自衛隊は、このような安全保障環境のなかで、戦略三文書に基づき、国民の命と平和な暮らし、わが国の領土・領海・領空を断固として守り抜く取組として、主体性・主導性をもって、現在、日本の防衛力の抜本的強化を推進しています。

具体的には、スタンド・オフ防衛能力や統合防空ミサイル防衛能力といった将来の中核となる能力を強化するとともに、無人アセット防衛能力、領域横断作戦能力、指揮統制・情報関連機能の強化に取り組んでいます。また、機動展開能力や持続性・強靱性の強化も重要であり、装備品の可動率向上や弾薬・燃料の確保、防衛施設の強靱化への投資を加速しています。

このようなわが国自身の努力に加え、同盟国・同志国との協力・連携も重要です。

まず、米国との同盟関係は、わが国の安全保障政策の基軸であり、インド太平洋地域の平和と安定の礎です。私も、ヘグセス米国防長官との間で防衛相会談を重ね、日米それぞれの指揮・統制枠組みの向上の一環として、自衛隊の統合作戦司令部（JJOC）の設立と歩調を合わせる形で在日米軍の統合軍司令部へのアップグレードが開始されたほか、南西地域における日米の共同プレゼンスの拡大や共同生産・開

発・維持整備を含む防衛装備・技術協力の推進など、抑止力・対処力強化に向けた議論を進めています。

また、同志国との間での多層的な防衛協力の推進も不可欠です。私は、年初からインドネシアやフィリピンを訪問し、地域における共通の課題について認識を共有するとともに、運用面を含む広範な分野での協力を進めるべく議論を行いました。5月のインド訪問では「JIDIP[i]」を打ち出し、それぞれの主体的取組を連携させシナジー（相乗効果）を高めることにより、地域の平和と繁栄を防衛面から支えることで一致しました。

さらに5月末に開催されたシャングリラ会合において、私は「OCEAN（One Cooperative Effort Among Nations: Perspective for the Indo-Pacific）[ii]」の精神を提案しました。また、その根幹には、各国の国防当局が開放性、包摂性、透明性を確保しながら協力と連携を進め、ルールに基づく国際秩序を回復し、アカウンタビリティを強化し、国際公共益を増進していくという共通の精神が重要との考え方があると述べました。OCEANの精神は、共通の価値と利益を共有する各国が、インド太平洋全体を俯瞰的に捉え、それぞれの自主的な取組の間で協力と連携を強化し、シナジーを生み出すことで新たな価値と利益をもたらしていくことの重要性を強調するものです。自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の理念の下、これを防衛分野で実現すべく、日本はこうした取組が必要と考えるすべての国の最良のパートナーであり続けることを宣言しました。

防衛省は今、自衛隊の処遇や勤務環境の改善、採用、援護などの生涯設計の確立といった人的基盤の強化に努めています。

「人は石垣、人は城」。防衛省・自衛隊は人間集団であり、人によって動く組織であり、自衛隊員一人ひとりが防衛力の最大の基盤です。自衛隊員の安定的な確保が至上命題であり、自衛隊員が国防という国家にとって極めて枢要な任務に、誇りと名誉、高い使命感を持って専念できる体制を整えることが不可欠です。このため、総理のリーダーシップの下、「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議」を開催し、そこで取りまとめられた基本方針も踏まえ、必要な施策を速やかに実施しています。また、いわば防衛力そのものである防衛生産・技術基盤の強化は必要不可欠であり、防衛生産基盤強化法などにより、その強化に向けた施策を、引き続き力強く進めてまいります。

令和7年版防衛白書は、以上のようなわが国を取り巻く安全保障環境や防衛省・自衛隊の取組を記述しており、防衛力の抜本的強化の進捗について、変化事項やトピックスなどを丁寧にご説明しています。また、統合作戦司令部の創設に伴い、国民の皆さまに統合作戦をイメージしてもらうための特集と、先に述べた自衛官の処遇・勤務環境の改善などに関する基本方針についての特集を、隊員の声などとともに巻頭に設けています。この白書が、わが国が置かれた安全保障環境や防衛省・自衛隊の取組について、より多くの皆さまの一層のご理解を賜るための一助となることを願っています。

---

i Japan India Defense cooperation in the Indo-Pacific region: インド太平洋地域における日印の防衛協力

ii One Cooperative Effort Among Nations: Perspective for the Indo-Pacific: インド太平洋のためという視点をもって、共通の価値と利益を共有し合う諸国（Among Nations）が、協力的な取組（Cooperative Effort）を通じ、シナジーを発揮して、一つ（One）の大きな取組としていく、との意味。

令和７年版 日本の防衛

# 防衛白書

目 次


特集1 統合作戦司令部と統合作戦 …… 1

特集2 自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立 …… 5

特集3 防衛この一年 …… 13

ダイジェスト 本文第Ⅰ部～第Ⅴ部の記述について、分かりやすく要約しています。 …… 19


## 第Ⅰ部 わが国を取り巻く安全保障環境


### 第1章 概観

1 グローバルな安全保障環境 …… 35
2 インド太平洋地域における安全保障環境 …… 36

### 第2章 ロシアによる侵略とウクライナによる防衛

1 全般 …… 41
2 ウクライナ侵略の経過と見通し …… 41
3 ウクライナ侵略が国際情勢に与える影響と各国の対応 …… 47

### 第3章 諸外国の防衛政策など

**第1節 米国** …… 51
1 安全保障・国防政策 …… 51
2 軍事態勢 …… 56
**第2節 中国** …… 60
1 全般 …… 60
2 軍事 …… 61
3 対外関係など …… 84
**第3節 米国と中国の関係など** …… 89
1 米国と中国の関係（全般） …… 89
2 インド太平洋地域における米中の軍事動向 …… 91
3 台湾の軍事力と中台軍事バランス …… 93
**第4節 朝鮮半島** …… 99
1 北朝鮮 …… 100
2 韓国・在韓米軍 …… 120
**第5節 ロシア** …… 124
1 全般 …… 124
2 安全保障・国防政策 …… 124
3 軍事態勢と動向 …… 126
4 北方領土などにおけるロシア軍 …… 132
5 対外関係 …… 133
**第6節 大洋州** …… 138
1 オーストラリア …… 138
2 ニュージーランド …… 141
3 太平洋島嶼国 …… 142
**第7節 東南アジア** …… 143
1 全般 …… 143
2 各国の安全保障・国防政策 …… 143
3 地域内外における協力 …… 148
**第8節 南アジア** …… 149
1 インド …… 149
2 パキスタン …… 151
3 カシミール地方の帰属をめぐるインドとパキスタンとの対立 …… 152
**第9節 欧州・カナダ** …… 154
1 全般 …… 154
2 多国間の安全保障の枠組みの強化 …… 154
3 欧州各国などの安全保障・防衛政策 …… 156
**第10節 その他の地域など（中東・アフリカを中心に）** …… 160
1 中東 …… 160
2 アフリカ …… 163
3 国際テロリズムの動向 …… 167

### 第4章 宇宙・サイバー・電磁波の領域や情報戦などをめぐる動向・国際社会の課題など

**第1節 情報戦などにも広がりをみせる科学技術をめぐる動向** …… 169
1 科学技術と安全保障 …… 169
2 軍事分野における先端技術動向 …… 170
3 民生分野における先端技術動向 …… 171
4 情報関連技術の広まりと情報戦 …… 172
5 防衛生産・技術基盤をめぐる動向 …… 173

**第２節　宇宙領域をめぐる動向** …… 175
1　宇宙領域と安全保障 …… 175
2　宇宙空間に関する各国の取組 …… 175
**第３節　サイバー領域をめぐる動向** …… 179
1　サイバー空間と安全保障 …… 179
2　サイバー空間における脅威の動向 …… 179
3　サイバー空間における脅威に対する動向 …… 181
**第４節　電磁波領域をめぐる動向** …… 184
1　電磁波領域と安全保障 …… 184
2　電子戦に関する各国の取組 …… 185
**第５節　海洋をめぐる動向** …… 187
1　「公海自由の原則」などをめぐる動向 …… 187
2　海洋安全保障をめぐる各国の取組 …… 187
3　北極海をめぐる動向 …… 188
4　海底インフラをめぐる動向 …… 189
**第６節　大量破壊兵器の移転・拡散** …… 190
1　核兵器 …… 190
2　生物・化学兵器 …… 191
3　弾道ミサイルなど …… 191
4　大量破壊兵器などの移転・拡散の懸念の拡大 …… 192

# 第Ⅱ部　わが国の安全保障・防衛政策

## 第１章　安全保障と防衛の基本的考え方

**第１節　安全保障を確保する方策** …… 195
**第２節　憲法と防衛政策の基本** …… 195
1　憲法と自衛権 …… 195
2　憲法第９条の趣旨についての政府見解 …… 196
3　基本政策 …… 196
**第３節　安全保障政策の体系** …… 198

## 第２章　国家安全保障戦略などの「三文書」

**第１節　国家安全保障戦略の概要** …… 199
**第２節　国家防衛戦略の概要** …… 200
1　防衛大綱から国家防衛戦略への変遷 …… 200
2　国家防衛戦略の概要 …… 202
**第３節　防衛力整備計画の概要** …… 209
1　計画の方針 …… 209
2　自衛隊の体制など …… 209
3　整備規模 …… 210
4　所要経費など …… 215

## 第３章　防衛力整備と予算

**第１節　2025年度の防衛力整備の基本的考え方** …… 216
**第２節　防衛関係費** …… 218
1　2025年度防衛関係費の概要 …… 218
2　重点ポイント …… 218
3　人的基盤の抜本的強化に関する取組 …… 221
4　防衛関係費の内訳 …… 221
5　最適化への取組 …… 224
6　防衛力強化のための財源確保 …… 224
7　各国との比較 …… 224

## 第４章　安全保障と防衛を担う組織

**第１節　国家安全保障会議** …… 227
**第２節　防衛省・自衛隊の組織** …… 228
1　防衛力を支える組織 …… 228
2　自衛隊の統合運用体制 …… 232
3　統合作戦司令部 …… 232

## 第５章　自衛隊の行動に関する枠組み

1　自衛隊の任務 …… 235
2　わが国の防衛 …… 235
3　公共の秩序の維持や武力攻撃に至らない侵害への対処など … 237
4　重要影響事態への対応 …… 241
5　国際社会の平和と安定への貢献に関する枠組み …… 242

# 第Ⅲ部　防衛目標を実現するための３つのアプローチなど

## 第１章　わが国自身の防衛体制

**第１節　わが国に対する侵攻への対応など** …… 247
1　わが国に対する侵攻や大規模テロなどへの対応 …… 247
2　力による一方的な現状変更やその試みへの対応など …… 252
**第２節　わが国の防衛力の抜本的強化** …… 266
1　スタンド・オフ防衛能力の強化 …… 267
2　統合防空ミサイル防衛能力の強化 …… 268
3　無人アセット防衛能力の強化 …… 272
4　領域横断作戦能力の強化 …… 273
5　指揮統制・情報関連機能の強化 …… 284
6　機動展開能力の強化と国民保護の取組など …… 290
7　持続性・強靱性の強化 …… 295

**第３節　国全体の防衛体制の強化** …… 300
1　研究開発 …… 300
2　公共インフラ整備 …… 301
3　サイバー安全保障 …… 301
4　わが国と同志国の抑止力の向上などのための国際協力 … 302
5　平素からの常時継続的な情報収集・警戒監視など …… 303
6　宇宙領域に関する取組 …… 304
7　大規模災害などへの対応 …… 305
8　在外邦人等の保護措置および輸送への対応 …… 309
**第４節　わが国自身による防衛体制を強化するための訓練・演習など** …… 311
1　わが国自身による抑止力・対処力を強化するための訓練　311
2　各種訓練環境の整備や安全管理の取組 …… 314

**第２章　日米同盟**

**第１節　日米安全保障体制の概要** …… 317
1　日米安全保障体制の意義 …… 317
2　日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の内容 …… 318
3　日米間の政策協議 …… 318
**第２節　日米共同の抑止力・対処力の強化** …… 321
1　宇宙領域やサイバー領域などにおける協力 …… 321
2　統合防空ミサイル防衛 …… 322
3　情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動 …… 322
4　米軍等の部隊の武器等防護 …… 322
5　後方支援 …… 322
6　共同訓練・演習 …… 323
7　拡大抑止 …… 323
8　共同使用 …… 324
**第３節　同盟調整機能の強化** …… 325
1　同盟調整メカニズムの設置 …… 325
2　指揮・統制の強化 …… 326
3　運用面におけるより緊密な調整 …… 326
**第４節　共同対処基盤の強化** …… 328
1　情報保全およびサイバーセキュリティ …… 328
2　防衛装備・技術協力 …… 328
**第５節　在日米軍の駐留に関する取組** …… 329
1　在日米軍の駐留 …… 329
2　在日米軍再編に向けた取組 …… 332
3　在日米軍の駐留に関する取組 …… 347
**第６節　日米共同訓練・演習など** …… 354
1　日米同盟の強化に資する訓練 …… 354
2　日米に第三国を交えた多国間共同訓練 …… 356

**第３章　同志国などとの連携**

**第１節　多角的・多層的な安全保障協力の戦略的な推進** …… 361
1　同志国などとの連携の意義など …… 361
2　各国との防衛協力・交流の推進 …… 364
3　多国間安全保障協力の推進 …… 396
4　能力構築支援への積極的かつ戦略的な取組 …… 403
5　女性・平和・安全保障（WPS）推進に向けた取組 …… 405
6　海洋安全保障の確保 …… 408
**第２節　国際平和協力活動への取組** …… 410
1　国際平和協力活動の枠組みなど …… 410
2　国連PKOなどへの取組 …… 411
3　国際緊急援助活動への取組 …… 414
**第３節　軍備管理・軍縮や不拡散への取組** …… 417
1　軍備管理・軍縮・不拡散関連条約などへの取組 …… 417
2　大量破壊兵器の不拡散などのための国際的な取組 …… 418
**第４節　同志国との訓練・演習など** …… 420
1　同志国との二国間共同訓練 …… 420
2　同志国などとの多国間訓練 …… 421

# 第Ⅳ部　防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化

**第１章　自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議**

**第１節　自衛官の処遇改善** …… 428
**第２節　生活・勤務環境の改善** …… 428
**第３節　新たな生涯設計の確立** …… 428
**第４節　その他** …… 429

**第２章　人的基盤の抜本的強化に関する検討委員会**

**第３章　人的基盤強化のための各種施策**

**第１節　人的基盤強化の取組** …… 431
1　採用段階の取組強化 …… 431
2　予備自衛官などの活用 …… 435
3　処遇の向上など …… 438
4　生活・勤務環境の改善 …… 438
5　人材の育成 …… 439
6　退職、再就職などの取組 …… 440
**第２節　サイバー人材の確保** …… 444
1　防衛省・自衛隊の任務とサイバー人材 …… 444
2　サイバー人材の「確保」にかかる取組 …… 444
**第３節　ワークライフバランス・女性の活躍のさらなる推進** …… 447
1　ワークライフバランス推進のための働き方改革 …… 447
2　女性の活躍推進のための改革 …… 448

**第４節　ハラスメントを一切許容しない環境の構築** …… 451
1　ハラスメント被害への対応 …… 451
2　ハラスメント根絶に向けた措置に関する防衛大臣指示など … 452
3　ハラスメント防止対策の取組 …… 453
**第５節　隊員や家族への支援** …… 453
1　生涯生活設計支援 …… 453
2　防衛省のメンタルヘルスの取組 …… 453
3　ギャンブル等依存症への取組 …… 454
4　家族支援への取組 …… 454
5　殉職隊員への追悼など …… 455

## 第４章　その他の取組

**第１節　衛生機能の変革** …… 456
1　戦傷医療対処能力の抜本的強化 …… 456
2　各種事態や多様な任務に対応するための衛生機能の強化 … 458
**第２節　政策立案機能の強化** …… 459
1　政策立案機能の強化に向けた取組 …… 459
2　防衛研究所における取組 …… 459
3　その他の機関における取組 …… 460

# 第Ⅴ部　防衛力を維持・強化するために必要な基盤や取組

## 第１章　いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤の強化

**第１節　防衛生産基盤の強化** …… 463
1　防衛生産基盤強化法と基本方針 …… 464
2　防衛生産基盤強化法以外の主な取組 …… 467
**第２節　防衛技術基盤の強化** …… 471
1　防衛技術基盤の強化の必要性 …… 471
2　防衛技術指針2023に示す防衛技術基盤の強化の方向性 … 472
3　次期戦闘機の開発 …… 473
4　民生技術の積極的な活用 …… 475
**第３節　防衛装備・技術協力と防衛装備移転の推進** …… 478
1　防衛装備移転三原則にかかわる制度 …… 478
2　防衛装備移転の推進のための取組 …… 480
3　米国との防衛装備・技術協力関係の深化 …… 480
4　新たな防衛装備・技術協力の構築 …… 483
5　防衛装備・技術協力にかかるその他の取組 …… 487
**第４節　装備品の最適化の取組** …… 489
1　合理的な装備体系の構築のための取組 …… 489
2　限られた人材を最大限有効に活用するための取組
（無人化・省人化） …… 489
3　ライフサイクルを通じたプロジェクト管理 …… 489
4　契約制度などの改善 …… 491
5　調達の効率化に向けた取組など …… 492
6　FMS調達の合理化に向けた取組の推進 …… 492
**第５節　経済安全保障に関する取組** …… 494
1　基本的考え方 …… 494
2　日本政府内の動向 …… 494
3　防衛省の取組 …… 494

## 第２章　地域社会や環境との共生に関する取組

**第１節　地域社会との調和にかかる施策** …… 495
1　民生支援活動 …… 495
2　地方公共団体などによる自衛隊への協力 …… 496
3　地方公共団体と地域住民の理解と協力を得るための施策　496
4　防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策 …… 497
5　国家行事への参加 …… 500
6　南極地域観測に対する協力 …… 501
7　部外土木工事の受託 …… 501
8　その他の取組 …… 501
**第２節　気候変動などの環境問題への対応** …… 503
1　防衛省・自衛隊の施設に関する取組 …… 503
2　在日米軍施設・区域に関する取組 …… 504
**第３節　情報発信や公文書管理・情報公開など** …… 506
1　様々な広報活動 …… 506
2　公文書管理・情報公開に関する取組 …… 510
3　政策評価などに関する取組 …… 511

■資料編　目次 …… 512

■索　引 …… 513

巻末資料　**平和を仕事にする** …… 525
主要装備品、主な広報施設などについて紹介しています。

■資料編
https://www.mod.go.jp/j/press/wp/wp2025/pdf/R07shiryo.pdf

■防衛年表
https://www.mod.go.jp/j/press/wp/wp2025/pdf/R07nenpyo.pdf

COLUMN

解説 特定のトピックについて、防衛省の立場からより詳しい説明を加えています。

VOICE 現場の隊員や部外の関係者などによる、個人の立場からの考えや感想などを掲載しています。

視点 防衛研究所の研究者による、個人の立場からよりアカデミックな観点での分析を述べています。研究者個人が公刊資料に依拠して独自の立場から記述したものであり、日本政府あるいは防衛省の公式見解を示すものではありません。


第Ⅰ部

## 第1章 概観

解説 各地域間の安全保障環境の連関がわが国に及ぼす影響…… 40
解説 わが国周辺におけるミサイル脅威の高まり …… 40

## 第3章 諸外国の防衛政策など

視点 トランプ政権後の米国の安全保障戦略の見通し … 59
視点 台湾をめぐる中国の軍事動向 …… 88
解説 北朝鮮とロシアの軍事協力の進展 ……119
解説 わが国周辺におけるロシアの軍事動向 ……137
視点 イスラエル・パレスチナ武装勢力間の衝突に起因する中東情勢の緊迫 ……168

第Ⅱ部

## 第2章 国家安全保障戦略などの「三文書」

解説 反撃能力 ……207
視点 抑止力の意義 ……208

## 第3章 防衛力整備と予算

解説 防衛財源と防衛力強化……226

## 第4章 安全保障と防衛を担う組織

解説 統合作戦司令部の新設 ……234

第Ⅲ部

## 第1章 わが国自身の防衛体制

解説 尖閣諸島について……253
視点 認知領域における戦い……259
VOICE 各国で活躍する防衛駐在官……286
解説 自衛隊海上輸送群の新編 ……291
VOICE 能登半島地震と能登半島大雨災害に従事した隊員の声 ……308
VOICE 「令和6年度自衛隊統合防災演習」に参加して…316

## 第2章 日米同盟

VOICE 日米調整・通訳業務を通して感じたこと/マンスフィールドプログラムを通して感じたこと…327
解説 普天間飛行場代替施設建設事業にかかる地盤改良工事について……340
解説 米軍那覇港湾施設の移設 ……342
解説 在沖米海兵隊のグアム移転開始……345
解説 令和6年度日米共同統合演習(実動演習)「キーン・ソード25」……358

## 第3章 同志国などとの連携

VOICE 豪国防軍統合作戦本部の初代連絡官の声 ……367
解説 G7国防相会合、NATO国防相会合への日本初参加について……373
解説 防衛省によるウクライナ支援の実績 ……381
VOICE 2024年度インド太平洋方面派遣(IPD24)を通じて ……403
VOICE 日米印豪共同訓練「マラバール2024」に参加した隊員の声 ……409
VOICE UNMISSに参加している隊員の声 ……416
VOICE スーパー・ガルーダ・シールド(SGS)24へ参加して ……424
VOICE 豪空軍演習「ピッチ・ブラック24」に参加して…424

第Ⅳ部

## 第3章 人的基盤強化のための各種施策

VOICE 防衛省・自衛隊の隊員募集に関する取組、新たなスタートラインに立って ……432
VOICE 予備自衛官制度創設70周年記念、活躍する予備自衛官と雇用主の声 ……437
VOICE 再就職した隊員と雇用主の声 ……441
解説 サイバー予備自衛官の拡充に向けて『防衛省サイバー人材総合戦略』……446
VOICE サイバー領域の予備自衛官として ……446

第Ⅴ部

## 第1章 いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤の強化

解説 防衛装備移転円滑化基金の意義 ……467
解説 次期戦闘機:国際機関の設立……474
解説 防衛イノベーション科学技術研究所の創設 ……477
解説 GPIの日米共同開発について ……482

## 第2章 地域社会や環境との共生に関する取組

解説 防衛省・自衛隊70周年記念観閲式と航空自衛隊70周年記念行事 ……508
解説 オリンピックと自衛隊体育学校の取組 ……509

## 表紙の作画　ヨシフクホノカ 氏

ノスタルジアを喚起させるようなレトロポップなタッチで、国内外から絶大な支持を受けるアーティストです。

本白書の表紙は、「国民の平和な暮らしを守る自衛隊」をコンセプトとして、国民に寄り添う自衛隊の「親近感」、何気ない平和な日常を支える自衛隊の「安心感」、日本を守る自衛隊の「信頼感」を表現しています。

- 防衛白書は、1970年に初めて刊行し、1976年以降毎年刊行して参りました。防衛白書刊行の目的は、できる限り多くの皆様に、できる限り平易な形で、わが国防衛の現状とその課題およびその取組について周知を図ることです。
- 本書は、2024年4月から2025年3月までの1年間のわが国を取り巻く安全保障環境や防衛省・自衛隊の取組を記述しています。ただし、一部の重要な事象については、2025年4月以降のものも記述しています。
- 本書内に掲載している地図は、デザイン、レイアウトに応じて省略などを施している簡易なものであり、必ずしもわが国の領土のすべてを含んでいない場合や正確な縮尺などを反映していない場合があります。
- 防衛白書刊行後も最新の情報へのアクセスが容易となるよう、防衛省ホームページの関連ページなどへのリンクとして二次元コードを充実させています（2025年5月現在のURLに基づいて作成）。また、本書をはじめ、防衛白書のバックナンバーも防衛省ホームページで閲覧できますので、ぜひご活用ください。

**■ 令和７年版 防衛白書**
https://www.mod.go.jp/j/press/wp/index.html

**■ 防衛白書バックナンバー**
http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_web/

### 凡　例

本書の文中において、次の用語について、それぞれ略称を用いたほか、適宜ほかの用語についても略称を用いているところがあります。（一部説明の都合上、正式名称としている場合があります。）

| | | |
|---|---|---|
| 1.防衛事務次官 → 事務次官 | 6.陸上自衛隊 → 陸　自 | 11.海上幕僚監部 → 海　幕 |
| 2.統合幕僚長 → 統 幕 長 | 7.海上自衛隊 → 海　自 | 12.航空幕僚監部 → 空　幕 |
| 3.陸上幕僚長 → 陸 幕 長 | 8.航空自衛隊 → 空　自 | 13.日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約 → 日 米 安 保 条 約 |
| 4.海上幕僚長 → 海 幕 長 | 9.統合幕僚監部 → 統　幕 | 14.国際連合 → 国　連 |
| 5.航空幕僚長 → 空 幕 長 | 10.陸上幕僚監部 → 陸　幕 | 15.国連安全保障理事会 → 国連安保理 |

特集 1

# 統合作戦司令部と統合作戦（イメージ）



2025年3月24日、防衛省・自衛隊に統合作戦司令部が新設されました。

統合作戦司令官は、自衛隊の運用に関し、大臣の命令を受け、陸・海・空自の主要部隊や、宇宙やサイバー領域などで活動する部隊を平素から一元的に指揮し、事態の状況や推移に応じた柔軟な防衛態勢を迅速に構築します。また、作戦全般を掌握し、最適な防衛力を配分することにより、迅速かつ効果的に統合作戦を行います。






特集 1

# 統合作戦司令部と統合作戦（領域横断作戦を具現する自衛官の声）

## 1 統合作戦司令部、始動!



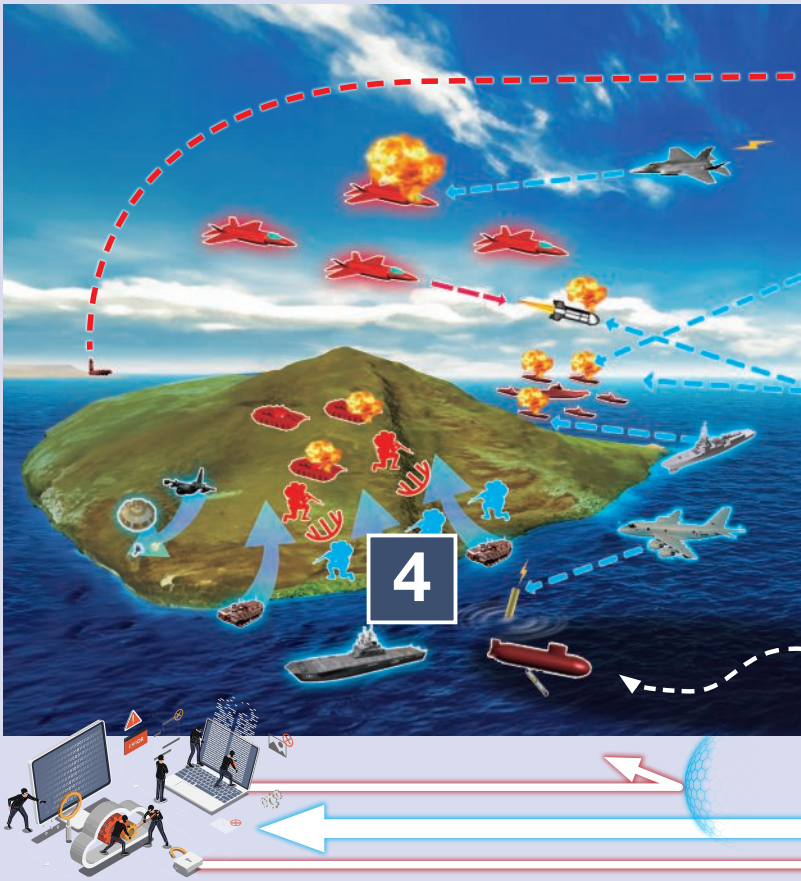
司令部の横断幕をバックにする筆者

統合作戦司令部は、平素から有事まであらゆる段階においてシームレスに領域横断作戦を実現する日本で唯一の部隊として本年3月末に新設されました。本司令部の新設により、防衛大臣の命令の範囲内において、平素においても自衛隊の運用に関する指揮を統合作戦司令官に一元化できるようになることから、以前にも増して各種事態に迅速かつ円滑に対応することが可能です。

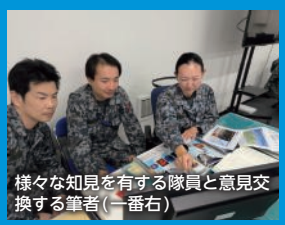
具体的な指揮のイメージとしては、ある事態が発生した際、防衛大臣の命令を受けた統合作戦司令官は、作戦の遂行に最も適した指揮官に対して具体的に実施すべき任務を付与します。この際、同時に複数の作戦を実施中の場合は、統合作戦司令官は作戦全体のバランスを考え、個々の作戦に対して部隊などを再配分するなどし、作戦全体の流れをコントロールして、与えられた任務を達成します。

わが国の平和と独立を守るため、統合作戦司令部は、自衛隊の運用を一元的に指揮して、与えられた任務を達成するという重責を、今この瞬間から全力で果たす所存です。


2等陸佐 岡本（おかもと） 知力羅（ちから）
1 統合幕僚監部防衛計画部計画課 統合作戦司令部準備室(当時)
2 防衛省市ヶ谷地区(東京都新宿区)
3 -


## 2 宇宙領域把握に従事する隊員の声


様々な知見を有する隊員と意見交換する筆者（一番右）

国境の概念がない宇宙領域において、各国の活動は加速しています。防衛省においても2026年度にSDA（Space Domain Awareness）衛星の打ち上げが予定されるなど、宇宙作戦群の果たすべき役割の重要性はこれまで以上に増しています。

以前、私は輸送員として勤務していましたが、新たな分野に挑戦しようと思い宇宙特技への転換を志望し、当初、府中基地にある宇宙作戦隊（現第1宇宙作戦隊）で1年間勤務した後、現在、防府北基地にある第2宇宙作戦隊に配属され、2年目になります。


装置展開のための車両操縦をしている様子

両隊では宇宙関連システムの運用と日本の人工衛星に対する妨害状況を把握するための装置の運用に携わっていますが、宇宙空間の監視・把握はますます重要になり、私たちの任務も日々進化しており、先駆者として未知の課題に挑み乗り越えていくことが求められます。

私たちの努力が結実することを信じ、誇りをもって使命を果たしていきます。


2等空曹 田中（たなか） 有（とも）
1 宇宙作戦群第2宇宙作戦隊
2 防府北基地(山口県防府市)
3 宇宙


## 3 統合作戦における高射部隊の役割について


発射機へのミサイル搭載訓練中の筆者

高射隊はペトリオットシステムを運用し、統合運用のもと航空機や弾道ミサイルなどの空からの脅威からわが国を防衛することを主な任務としています。

私は昨年度実施された日米共同統合演習に参加し、統合作戦の重要性と多国間連携の難しさを実感しました。また、昨年度米国で実施された実弾射撃訓練では、陸自との協同射撃訓練に臨み、緊密な連携のもと行われる射撃の緊張感を肌で感じました。

昨今の情勢を踏まえ、統合防空ミサイル防衛の重要性が高まるとされる中、その一端を担う高射部隊の隊員として日々の訓練に励み、任務完遂に向けて尽力したいと思います。


器材内にて防空戦闘訓練中の筆者


3等空曹 宮﨑（みやざき） 智大（ともひろ）
1 北部高射群第24高射隊
2 長沼分屯基地(北海道長沼町)
3 高射操作

統合作戦司令部の指揮・統制のもと、
領域横断作戦を具現する隊員の声を聴きます。

陸上 海上 航空

階級 氏名
1 勤務部隊等　3 職種・職域
2 所在地




## 水陸両用作戦部隊としての任務


陸自、他国軍と共同する筆者（左）

私は、海自の水陸両用作戦担任部隊である掃海隊群で勤務しています。水陸両用作戦は、必要な時に海上から陸上へ部隊を上陸させる作戦であり、陸自・空自と連携しながら作戦を遂行します。一方、災害発生時には、上陸用ホバークラフト(LCAC)などにより孤立被災地域に海上から救援物資などを届けるといった活動にも従事します。昨年、インド太平洋方面派遣訓練に参加した際には、タヒチやハワイを訪問し、他国軍とともに両用戦や災害派遣の訓練を行いました。

水陸両用作戦を行う陸海空の各部隊には、異なる組織の能力を結合し目的を達成するため、自らの部隊に誇りを持ちつつ他の組織を尊重し、協力して任務に当たる「統合マインド」が根付いていると実感しています。このような意識を自衛隊全体に広げることで統合作戦の発展に寄与できると考えます。


輸送艦に着艦する陸自ヘリと
統航するLCAC

3等海佐 青山（あおやま） 昂平（こうへい）
1 掃海隊群司令部
2 横須賀地区(神奈川県横須賀市)
3 両用戦幕僚B

4

## 5 領域横断作戦能力向上のために


収集・分析した電波情報を報告中の筆者

統合作戦では、陸・海・空の一体的な運用に加え、宇宙・サイバー・電磁波といった領域との連携が重要であり、領域横断作戦能力の向上は必要不可欠となっています。電子戦部隊は電波情報の収集・分析を行うとともに、相手方の指揮統制・情報共有のための通信(人間でいう口や耳)や自衛隊の行動を早期に察知するためのレーダー(人間でいう目)の能力を低減・無効化することにより、他の領域における能力が劣勢な場合においてもわが国の防衛を可能にします。私は、各種訓練を通じ、収集した電波情報の分析や海・空の電子戦部隊と必要な調整や検討を行っており、陸・海・空自が一体となった電磁波運用の重要性について強く感じている中、統合作戦司令部の新設による新たな体制のもと、統合運用の実効性強化の一端を担っていきたいと思います。今後も日々進化する軍事技術や動向に注目し、任務に邁進していきます。


空自電子戦部隊と意見交換する様子

1等陸尉 橋本（はしもと） 将啓（ゆきひろ）
1 電子作戦隊
2 朝霞駐屯地（東京都練馬区）
3 システム通信科

## 6 サイバー空間の第一線を守るものとして


オープニングセレモニーに
出席中の筆者（一番左）

私は現在、自衛隊サイバー防衛隊において、SOC(セキュリティオペレーションセンター Security Operation Center)員として各種サイバー攻撃に対処しています。

昨年ベトナムにおいて実施されたサイバーセキュリティ分野における能力構築支援事業に教官要員として参加する機会を得ました。これは、ASEANを含むアジア各国とともに、各種サイバーセキュリティに関する知識・技術の向上を図り、参加国との協力関係を強めるという活動です。各国のサイバー要員への教育を通じて、英語による専門知識の伝達と、各国がいかにサイバーセキュリティを重視しているかを知るという非常に貴重な経験を得ることができました。

私は、入隊時サイバーセキュリティの知識も英語能力もありませんでしたが、それらは自衛隊の教育で身につけ、海外での任務にも活かすことができています。

今後も、サイバー空間の第一線を守るという志を持って勤務していきたいと思います。


ASEAN諸国の参加者に
実技指導をする筆者（一番左）

2等陸曹 非公開
1 自衛隊サイバー防衛隊
2 非公開
3 非公開

特集 2

# 自衛官の処遇・勤務環境の改善及び

石破内閣総理大臣の指示により設置された「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議」における４回の議論を経て2024年度に取りまとめられた、「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」の一例を紹介します。



第３回自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議【内閣広報室提供】

## 1　自衛官の処遇改善

一例

自衛官が誇りと名誉を得ることができるような、令和の時代に相応しい処遇を確立する必要があり、過去に例のない**30を超える手当の新設・金額引き上げなど**を決定

### 給与面の処遇改善

・**自衛官の俸給表を改定予定**
・**特殊な業務に対する手当を充実**

新設　航空管制業務を担う自衛官への手当（航空管制官手当）
【一例】１尉の場合：月額約**32,000円**

など

### 士の処遇改善

・**新たな任期制士を創設**
・**進学支援給付金や自衛隊奨学生制度も拡充**

新設　入隊し、営舎内又は艦艇内に居住する者に対する給付金（指定場所生活調整金）
採用後６年経過するまで、毎年２０万円を支給　**６年総額120万円**

など

### 予備自衛官等の処遇改善

・**手当の引上げ**
・**訓練に参加しやすくするための支援・制度整備**

引上げ　予備自衛官手当や訓練招集手当の引上げなどにより１任期（３年）あたりの支給額を引上げ
（現行）約27万円　➡　**（改定後）約68万円**

など

# 新たな生涯設計の確立

詳しい取組内容は
こちら！

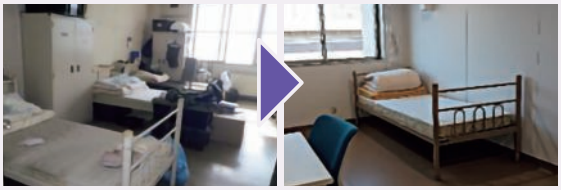
## 2　生活・勤務環境の改善　一例

やりがいと働きやすさの向上、若い世代のライフスタイルにあった生活・勤務環境の構築により、働きがいを感じられる環境を構築

### 営内隊舎の居室の個室化

プライバシーに配慮し、陸上自衛隊は2025年度、海上・航空自衛隊は2028年度に整備完了を目指して、間仕切りなどによる個室化を推進

など



大部屋　　個室化後（イメージ）

### 通信環境の整備の推進

駐屯地・基地などでの無線LAN環境の拡充とともに、2027年度までに主要艦艇において、インターネットの閲覧などを可能とする通信環境を構築

など



艦艇において携帯電話で番組などを視聴する隊員　　無線ＬＡＮ環境を活用して勉学する隊員

## 3　新たな生涯設計の確立　一例

一般職公務員よりも若年で退職する自衛官の退職後の収入を確保し、引上げていくとともに、自衛官が安んじて国防の任務に精励できるよう、これまで以上に充実した生涯設計の確立

### 知識・技能・経験を活かした再就職先の拡充等

・円滑な再就職や再就職賃金の充実などを実現すべく、**関係省庁と防衛省が連携して幅広い業界や経済団体に働きかけ**を行い、再就職先を拡充
・警察、消防、海上保安庁、矯正部署など、様々な**公的部門における一層の活用推進**

など

### 若年定年退職後の国からの給付水準

再就職先の拡充および再就職賃金の充実などを図りつつ、部外の専門家の意見を踏まえ、2026年度から施行することを目指し、**若年定年退職者給付金※の給付水準の引上げ**を検討

※若年定年制から生ずる不利益を補うために、自衛官の退職後に支給される政策的給付

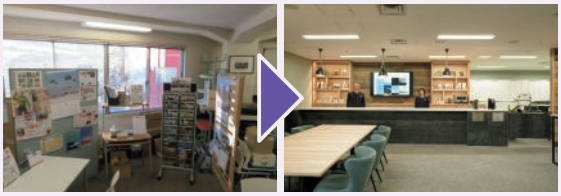
など

## 4　その他　一例

### 自衛官等採用推進のための広報・募集強化

SNSなどの募集広報の推進、地方協力本部の態勢充実

など



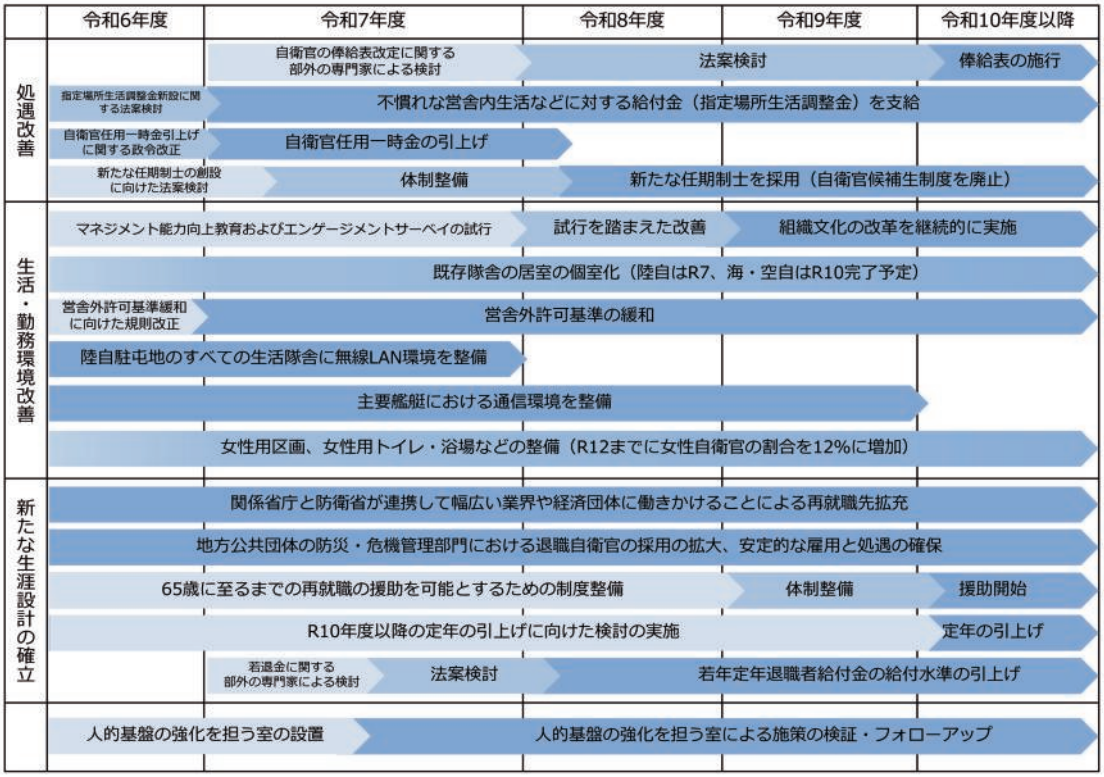
募集拠点の効果的な立地への移転

特集 2

# 自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立

近年の生活・勤務環境の改善状況に関して、自衛隊の現場の隊員の声を聴きます。

## 1　主な具体的施策の今後の進め方（イメージ）




## 3　生活・勤務環境の改善に関する海上自衛隊員の声


練習艦隊における訓練風景①

2024年度遠洋練習航海に実習幹部として参加しました。座学中心の幹部候補生学校から実習中心の遠洋練習航海へと環境が大きく変わりましたが、実習に特化した練習艦で操艦訓練、航海当直訓練をはじめとする各種訓練を繰り返し行い、長期間洋上にいる艦艇での生活に慣れ、部隊勤務に必要な力を身につけてきました。訓練以外の時間では、艦上体育を行ったり艦内イベントに参加したりとメリハリのある生活を送ることができました。遠洋練習航海では、訓練や生活のいたるところに新たな学びがあり、非常に充実した日々を過ごしました。

また、今年度は試験運用で搭載された「スターリンク」通信により、洋上でも家族とSNSを使用して連絡を取ったり、YouTubeにアップされた家族の様子を動画で見ることができました。長期間の出港でしたが、個人の端末を使用して家族と定期的に連絡を取り、また、日々の様子を見て身近に感じることができたため、安心して勤務に従事することができました。

充実した実習環境で得られた経験を十分に活かし、国防に貢献できるよう今後の勤務に邁進してまいります。


練習艦隊における訓練風景②

2等海尉　野島（のじま）　優希子（ゆきこ）
1 護衛艦きりしま
2 横須賀地区(神奈川県横須賀市)
3 通信士

## 2　陸自の生活勤務環境の改善状況


整備された調理室で団らんする筆者（左）

私は2022年から八尾駐屯地で勤務し、駐屯地内にある女性自衛官隊舎で生活しています。

2023年以降、隊舎の改修により浴場やトイレ等の水回り、冷暖房などが改善されました。

また、居室の家具がおしゃれに更新され、家具とマッチするようにカーペットと壁紙も刷新されており、自分好みの部屋となっています。

さらに、設置されたWi-Fiを利用してオンライン座学による自己啓発が行えます。

今後も防衛省・自衛隊全体で隊員が快適に過ごせるように生活・勤務環境を改善していくと聞いています。生活環境の向上により、モチベーション高く任務に集中でき、プライベートも快適に過ごすことができます。


筆者がWi-Fiを使用しながら勉強している様子

陸士長　南（みなみ）　憲恵（のりえ）
1 中部方面航空隊
2 八尾駐屯地(大阪府八尾市)
3 航空科

## 4　車力（しゃりき）分屯基地における生活・勤務環境の改善に向けた取り組み


個室化前の生活隊舎居室

私は2018年に車力分屯基地に配属されました。術科学校から赴任を命じられた際は、「車力ってどこ？」というのが正直な感想でした。赴任後、何もわからず戸惑う私を、基地の先輩方は温かく迎えてくれました。ただ、老朽化した施設や設備がとても気になりました。聞けば、基地開設当初の昭和55年から使用しているものもあり、決してきれいとは言えませんでした。また、複数の隊員が一つの居室で生活することにも、なかなか慣れることができませんでした。

それから約7年が経過した今、車力分屯基地は生まれ変わりつつあります。生活・勤務環境の改善が進んでおり、まずは、生活隊舎の居室に間仕切りが設置され、プライベート空間が確保できるようになり、勉学や趣味に集中して取り組むことができるようになりました。加えて、Wi-Fiも利用できるようになって本当に快適です。また、最近の青森県における夏の暑さは大変厳しいことから、生活隊舎や職場にエアコンが設置されるなど、生活・勤務環境は格段に向上しています。

プライベート空間の確保は大変ありがたいですが、同じ隊舎に生活する隊員同士の心の距離が遠くならないよう、コミュニケーションをとり、明るく楽しい雰囲気を作っています。私を迎えてくれた先輩方のように、人に温かい車力分屯基地を目指し、勤務に励みたいと思います。


個室化後の生活隊舎居室

3等空曹　大村（おおむら）　空（そら）
1 北部高射群第21高射隊
2 車力分屯地（青森県つがる市）
3 高射機械整備

# 自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立

## ◆ 自衛隊の仕事図鑑




### 陸上自衛隊の職種一覧



#### 普通科
地上戦闘の骨幹部隊として、機動力、火力、近接戦闘能力を有し、作戦戦闘に決着をつける重要な役割を果たします。



#### 特科（高射特科）
対空戦闘部隊として侵攻する航空機を要撃するとともに、広範囲にわたり迅速かつ組織的な対空情報活動を行います。



#### 施設科
戦闘部隊を支援するため、各種施設器材をもって障害の構成・処理、陣地の構築、渡河などの作業を行うとともに、施設器材の整備などを行います。



#### 機甲科
戦車部隊、機動戦闘車部隊、水陸両用車部隊および偵察部隊があり、戦車などの正確な火力、優れた機動力および装甲防護力により、敵を圧倒撃破するとともに迅速に機動します。



#### 情報科
情報に関する専門技術や知識をもって、情報資料の収集・処理および地図・航空写真の配布を行い、各部隊を支援します。



#### システム通信科
各種通信電子器材をもって部隊間の指揮連絡のための通信確保、電子戦の主要な部門を担当するとともに、写真・映像の撮影処理などを行います。



#### 特科（野戦特科）
火力戦闘部隊として大量の火力を随時随所に集中して広域な地域を制圧します。



#### 航空科
各種ヘリコプターなどをもってヘリ火力戦闘、航空偵察、部隊の空中機動、物資の輸送、指揮連絡などを実施して、広く地上部隊を支援します。



#### 武器科
火器、車両、誘導武器、弾薬の補給・整備、不発弾の処理などを行います。

### 海上自衛隊の職域一覧



#### 射撃
護衛艦などにおいて、砲、ミサイルを操作し、各種目標に対する攻撃を実施します。また弾火薬などの取扱を実施します。



#### 気象・海洋
気象・海洋観測、天気図類の作成、気象・海洋関係の情報の伝達に関する業務を行います。



#### 飛行
P-3C/P-1哨戒機、US-2救難飛行艇、SH-60J/K/L哨戒ヘリコプターなどの搭乗員として飛行任務を実施します。



#### 通信
陸上基地、艦艇および航空機などの通信、暗号の作成および翻訳、通信機材・暗号器材および関連機材の操作整備を行います。



#### 航海・船務
航海は、艦艇の艦橋において航海に関する業務を実施します。船務は、レーダー・電波探知機などを活用し、戦術活動を実施します。



#### 機関
エンジン（ガスタービン、ディーゼルなど）発動機などの運転、整備および火災、浸水対処などを業務とします。



#### 水雷
護衛艦、潜水艦で魚雷などの水中武器、ソナーなどの水中捜索機器を操作し、潜水艦の捜索、攻撃および器材の整備を行います。



#### 給養
艦艇および陸上部隊において、隊員に対する給食業務を実施します。



#### 航空機整備
航空機の機体、エンジンおよび計器ならびにこれらを維持するための器材などの整備、修理、補給などに関する業務を行います。

### 航空自衛隊の職種一覧



#### 操縦
戦闘機、輸送機、偵察機および政府専用機などを操縦し、防空、航空偵察、航空輸送および航空救難などを行います。



#### 高射
侵攻してくる弾道ミサイルや航空機、巡航ミサイルを撃破するため、ペトリオットミサイルシステムの操作および器材の整備を行います。



#### サイバー・情報通信
サイバー領域の状況監視及びサイバー攻撃等を含む異常発生時の対応を行います。また、情報通信器材を操作し、器材の維持管理などを行います。



#### 航空管制
航空自衛隊の飛行場（共用飛行場を含む）における航空交通管制業務を行います。



#### 電算機処理
電子計算機および関連機材の操作やプログラムの作成、電子計算機システムの管理を行います。



#### 武器弾薬
航空機に搭載される武器弾薬などの補給、管理、整備を行います。



#### 兵器管制
日本の領空を常時監視し、接近または侵入してくる航空機を早期に発見・識別し、必要に応じて戦闘機の誘導を行います。



#### 気象
航空機の離着陸および飛行安全確保のため、気象観測・予報を行い、各種気象情報を全国の部隊に通報したり、天気図の作成を行います。



#### 航空機整備
航空機のエンジンや搭載する電子機器類、レーダーなどの整備および航空機の定期整備を行います。

自衛隊はいろいろな職種の自衛官と、防衛事務官・防衛技官などによって成り立っています。陸上、海上、航空自衛隊にはきっとみなさんも興味を持つ様々な職種・職域があります。ここではその一部を紹介いたします。まずは「**自衛官適職診断**」から自分に合った職種・職域と見比べてみてください。

**自衛隊の仕事がよくわかる！**
**自衛官募集ホームページ**
次頁の二次元コードで動画もチェック！
防衛事務官・防衛技官などの採用はこちら

## 陸上自衛隊HP　https://www.mod.go.jp/gsdf/



### 需品科
糧食・燃料・需品器材や被服の補給、整備および回収、給水、入浴洗濯などを行います。



### 警務科
警護、道路の交通統制、隊員の規律違反の防止、犯罪捜査など部内秩序の維持に寄与します。

陸上自衛隊の職種詳細はこちらからご覧ください



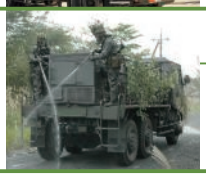
### 輸送科
大型車両をもって部隊、戦車、重火器、各種補給品を輸送するとともに、輸送の統制、ターミナル業務、道路交通規制などを行います。



### 会計科
隊員の給与の支払いや、部隊の必要とする物資の調達などの会計業務を行います。



### 音楽科
隊員の士気を高揚するための演奏や広報活動に関する演奏を行います。



### 化学科
各種化学器材をもって放射性物質などで汚染された地域を偵察し、汚染された人員・装備品などの除染を行います。



### 衛生科
患者の治療や医療施設への後送、部隊の健康管理、防疫および衛生器材の補給・整備などを行います。

## 海上自衛隊HP　https://www.mod.go.jp/msdf/



### 経理・補給
給与・旅費などの計算、物品の調達、部隊の任務を遂行するために必要な装備品などを準備し、供給する業務を実施します。



### 情報
情報資料の収集、処理および情報の配布、秘密保全などを業務とします。

海上自衛隊の職域詳細はこちらからご覧ください



### 航空管制
飛行場およびその周辺を飛行する航空機に対する航空交通管制業務や艦艇において航空機に必要な情報を提供する業務を行います。



### 地上救難
海上自衛隊の飛行場、また護衛艦に搭載する航空機で発生した火災の対処、搭乗員の救助作業などを行います。



### 音楽
音楽演奏を通じて隊員の士気を高揚します。また、広報活動に関する業務を行います。



### 施設
国有財産の管理、建設に係る調整、施設車両・施設器材を用いての建物・工作物等の修繕を行います。



### 衛生
病院における医療および医務室における健康管理や身体検査を実施するとともに、潜水に関する調査・研究を業務とします。



### 機雷掃海・潜水
掃海艦艇などで掃海具などを操作し、機雷の処分などを行います。また、潜水により浅海域における機雷・不発弾の処分などを行います。

## 航空自衛隊HP　https://www.mod.go.jp/asdf/

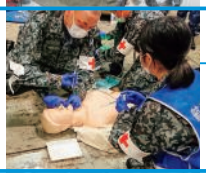


### 施設
基地内施設の維持管理（土木・建築・電気など）および航空機事故や建物火災など非常時の消火、人命救助などを行います。



### 警備
基地内巡察などを行い、基地の施設や物品の警戒などを行うほか、基地内・基地出入者の監視などを行います。

航空自衛隊の職域詳細はこちらからご覧ください



### 衛生
隊員の健康診断および各種身体検査のほか、医療、環境衛生、食品衛生検査を行います。



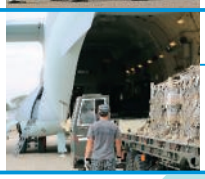
### 音楽
航空自衛隊には5つの音楽隊があり、国の行事や自衛隊の公式行事の時に演奏を行います。



### 会計
隊員の給与・旅費の支払いや、部隊などの任務遂行に必要な物品などの調達を行います。



### 補給
航空自衛隊で使用する物品の需給統制、在庫管理、取得出納、保管などを行います。



### 輸送
航空自衛隊で装備・使用されている車両で、人や貨物を輸送したり、航空機へ貨物を搭載したりする業務を行います。



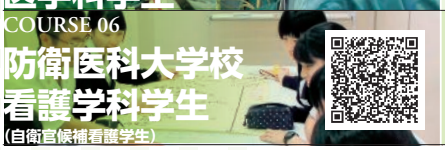
### 宇宙
防衛省・自衛隊の多様な任務に重要な宇宙空間の安定的利用のため、宇宙領域専門部隊において、国内関係機関および米軍と連携して、宇宙状況監視などの業務を行います。

## 自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立

# ◆理想の未来を実現する多種多様なコース

| コース | 特　徴 | 対象年齢 |
|---|---|---|
|  <br>COURSE 01<br>一般幹部候補生 | 防衛大学校卒業者とともに陸・海・空自衛隊それぞれの幹部候補生学校において、自衛隊組織の骨幹である幹部自衛官として必要な知識と技能を学びながら、その資質を磨きます。 | 26歳未満<br>大学院卒は28歳未満 |
|  <br>COURSE 02<br>自衛隊奨学生 | 各自衛隊の装備品の研究開発分野や法務、語学の分野で活躍する有能な人材を養成するため、大学などにおいて理学、工学、文学(語学)又は法学を専攻している者(今後専攻しようとする者を含む。)から選考により採用して学資金を貸与して修学を助成、卒業後は所定の手続きにより、一般幹部候補生として採用されます。 | 25歳未満<br>(大学卒業時26歳未満)<br>修士課程在学者は27歳未満<br>(課程修了時28歳未満) |

| コース | 特　徴 | 対象年齢 |
|---|---|---|
|  <br>COURSE 03<br>幹部候補曹 | 士と曹で約５年間の部隊などの勤務を通じ、一定の知識・技能・経験を培った上で幹部自衛官に任官します。将来は具体的なオペレーションの企画や実行を担う中堅幹部(ミドルリーダー) となります。(令和７年に新設) | 20歳以上<br>33歳未満 |

| コース | 特　徴 | 対象年齢 |
|---|---|---|
|  <br>COURSE 04<br>防衛大学校学生 | 将来、各自衛隊の幹部自衛官となる者を4年間の教育訓練と全寮制の規律ある団体生活を通じて養成します。広い視野、科学的な思考、豊かな人間性を持ち、想像力と活力に溢れる幹部自衛官となるため、知育以外に徳育と体育を重視しています。 | 18歳以上<br>21歳未満 |
|  <br>COURSE 05<br>防衛医科大学校<br>医学科学生 | 将来、医師である幹部自衛官となる者を6年間の教育訓練と全寮制の規律ある団体生活を通じて養成します。医師としての知識や技能のほかに、生命の尊厳への理解やあらゆる任務を遂行できる体力も養います。 | 18歳以上<br>21歳未満 |
|  <br>COURSE 06<br>防衛医科大学校<br>看護学科学生<br>(自衛官候補看護学生) | 将来、保健師・看護師である幹部自衛官となる者を4年間の教育訓練と全寮制の規律ある団体生活を通じて養成します。看護専門職者としての優れた教養・知識・技能の実践を通じて、防衛省・自衛隊の国内外における活動に貢献できる人材を育成します。 | 18歳以上<br>21歳未満 |

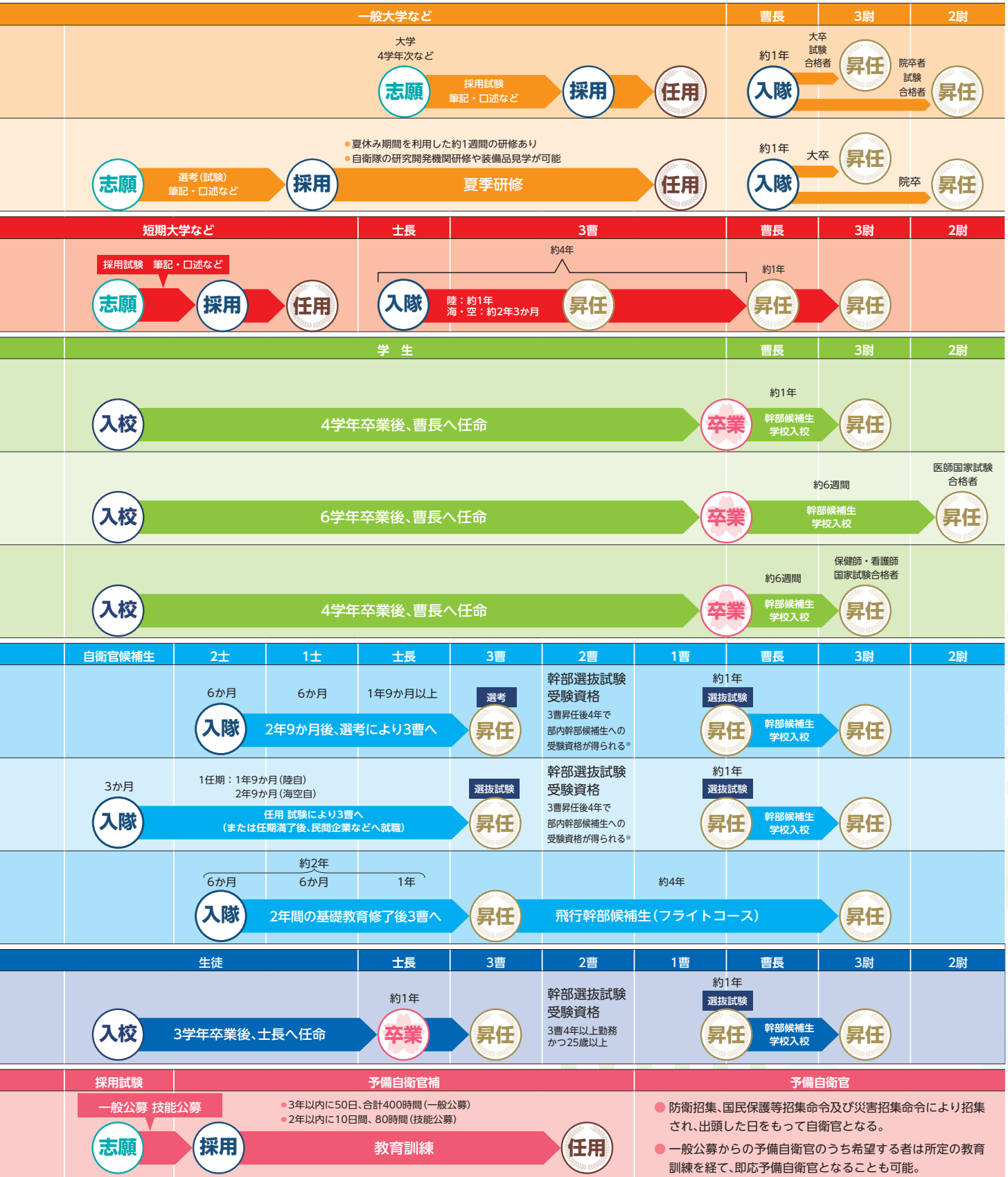
| コース | 特　徴 | 対象年齢 |
|---|---|---|
|  <br>COURSE 07<br>一般曹候補生 | 部隊の基幹である曹となる自衛官です。入隊後、教育課程や部隊勤務で知識や経験を積み、それぞれの職域のスペシャリストとして活躍します。自衛官の基礎知識はもちろん専門的な技能まで、じっくりと着実に身に付けることができます。 | 18歳以上<br>33歳未満<br>※採用予定月の1日においての年齢 |
|  <br>COURSE 08<br>自衛官候補生 | 自衛官となる為に必要な基礎的教育訓練を経て、任用期間が定められた「任期制自衛官」に任官する制度です。様々な訓練や職務を通じた技術の習得、任期満了後の就職に向けた資格の取得など、希望に合った将来が描けます。 | 18歳以上<br>33歳未満<br>※採用予定月の1日においての年齢 |
|  <br>COURSE 09<br>航空学生 | 海自または空自のパイロットなどを養成します。団体生活を送りながら各種訓練を受け、戦闘機、哨戒機、輸送機、ヘリコプターなどのパイロットなどになることが出来ます。 | 18歳以上<br>24歳未満<br>海上自衛隊航空学生は18歳以上23歳未満 |

| コース | 特　徴 | 対象年齢 |
|---|---|---|
|  <br>COURSE 10<br>陸上自衛隊<br>高等工科学校生徒 | 高機能化・システム化された装備品を運用する陸上自衛官となる者を養成するための学校です。国際社会においても自信をもって対応できる自衛官を育てます。<br>※令和10年度から陸・海・空共同、男女共学の学校になります。 | 17歳未満<br>の男子<br>※中卒(見込) を含む |

| コース | 特　徴 | 対象年齢 |
|---|---|---|
|  <br>COURSE 11<br>予備自衛官補 | 社会人や学生といった自衛官未経験者を「予備自衛官補」として採用し、所定の教育訓練を経て「予備自衛官」に任命します。予備自衛官は各種事態において自衛官として任務を果たし社会に貢献します。予備自衛官補には「一般」と「技能」(語学、医療など) のコースがあります。 | 18歳以上<br>52歳未満<br>技能公募はこれに限らず |

自衛官になるといっても、その進路は多種多様。
「なりたい自分になる」ために、自分の適性や希望に合うものを探してみましょう。
また、防衛省・自衛隊では、多くの防衛事務官や防衛技官なども活躍しています。

防衛事務官・防衛技官などの採用はこちら




※大卒者については、定める要件を満たす場合、3曹昇任後1年で幹部候補生への受験資格が得られます。

特集 3

# 防衛この一年

## （2024年度の国内外の出来事）

2024年度におけるわが国周辺の厳しい安全保障情勢と防衛省・自衛隊の対応・取組を「防衛この１年」として振り返ります。




日米豪比による海上協同活動（Maritime Cooperative Activity）を南シナ海において初めて実施




山形県酒田市および最上郡戸沢村などにおける大雨に係る災害派遣

4 5 6 7 8 9







中国空母「遼寧」与那国西表間海域初航行



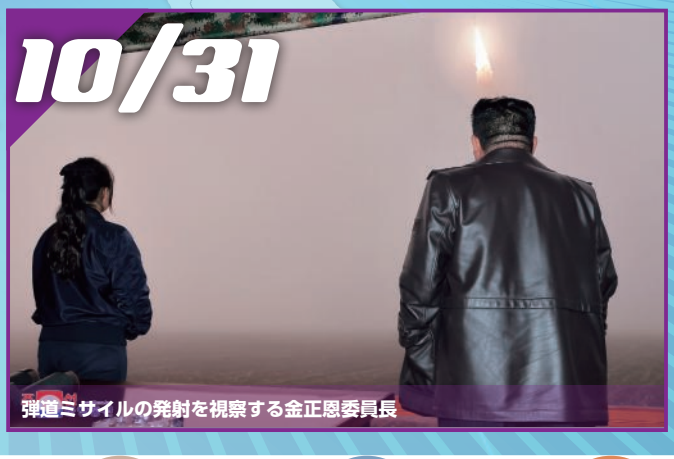




領空侵犯したロシア軍機への対応（イメージ）

陸上 海上 航空 事務官等




10 11 12 1 2 3












特集 3

# 防衛この一年

（2024年度に国内外で活躍した隊員の声）

「防衛この１年」で国内外で活躍した

## 5/16 ベトナムに対する能力構築支援（水中不発弾処理分野）に参加して

私は、ベトナム戦争において投下され水中に埋没している不発弾などをベトナム軍が安全に処分できるよう、水中不発弾の捜索、識別、処分などの能力向上を目的としてベトナム海軍の教官要員に対し指導・助言を行いました。

言語、習慣、文化が異なる環境の中で任務を完遂し、二国間の信頼醸成、関係強化に寄与できたことは、自衛官そして水中処分員として誇りに思います。

国際情勢が不安定化する中、この様な事業などを通じて、人と人との信頼関係を構築していくことが、今後の国際社会での連携の足掛りになると強く感じました。



ベトナム人民海軍屋外プールで士官訓練生に対して潜水実習を教育する筆者（左）



第１術科学校掃海機雷科水中処分教官水中処分員（EOD）

1等海曹 那須（なす） 隼人（はやと）
1 第1術科学校掃海機雷科
2 江田島地区（広島県江田島市）
3 水中処分員

## 7/26～8/12

1等陸尉 高谷（たかたに） 大地（だいち）
1 自衛隊体育学校レスリング班
2 朝霞駐屯地（東京都練馬区）
3 輸送科
4 レスリングフリースタイル 74kg級 銀メダル

2等海曹 佐藤（さとう） 大宗（たいしゅう）
1 自衛隊体育学校近代五種班
2 朝霞駐屯地（東京都練馬区）
3 体育員
4 近代五種 銀メダル

2等陸尉 新添（にいぞえ） 左季（さき）
1 自衛隊体育学校柔道班
2 朝霞駐屯地（東京都練馬区）
3 輸送科
4 柔道混合団体 銀メダル

4 5 6

## 7/31 山形県酒田市および最上郡戸沢村などにおける大雨に係る災害派遣に従事して

私は第20普通科連隊に所属する救護員として勤務しています。2024年7月に発生した山形県酒田市や最上郡戸沢村などにおける大雨に係る災害派遣に従事し、酒田市の孤立地域における安否確認、支援物資輸送を行った第3中隊に救護員として同行しました。派遣を命ぜられた際、女性自衛官として特に、被災されている女性や子供、高齢者の方々を早く安心させたいという思いで現場に向かいました。当時の活動を通じて、被災者や隊員の健康管理の支援を行うことで、自衛官としての役割を果たせていると実感しました。この経験を活かし自分自身の成長に繋げていき、今後も衛生科隊員として任務に邁進していきたいと思います。



隊員の健康状態などの問診を行う筆者



駐屯地で訓練中の筆者

2等陸曹 佐藤（さとう） 真咲（まさき）
1 第20普通科連隊
2 神町駐屯地（山形県東根市）
3 衛生科

陸上 海上 航空 事務官等

階級 氏名
1 勤務部隊等　3 職種・職域
2 所在地

（注）階級・勤務先は2025年3月31日現在のもの

# 自衛隊体育学校メダリストの活躍、メダル獲得までの経験・感想

パリオリンピック出場を決めてからは、メダルを目指すことよりも、まず日々の目標をクリアしていくことを重点的に行いました。自分に何が足りなくて何が必要かを考え取り組んでいく、その中で生まれる新たな自分を大切にしていました。そして気付かされたのは、多くの方たちの助けがあってレスリングができていることであり、そのありがたさを改めて実感しました。

この経験を自分のものだけにするのではなく、多くの方たちに還元していき、様々な場面でそれを活かしていただけるよう今後も活動していきたいと思っています。



2回戦キューバ選手にテクニカルスペリオリティー勝ちした試合の様子【共同通信社】

一番私に火が付いたのは、現役選手でありながら2021年東京オリンピックで近代五種の競技役員をした時でした。目の前の大舞台で選手が競い合っている姿を見て、次は自分が日本代表として出場してメダルを獲得してやろうと強い気持ちが芽生えました。2021年から2024年パリオリンピックまで、紆余曲折ありましたが日々の練習を死ぬ気でこなすとともに、努力を重ねた結果パリオリンピックの出場権を獲得して、さらにパリの地で銀メダルを獲得できました。

今まで支えてくれた家族やチーム、また応援・サポートしてくださった方々一人一人に心から感謝したいと思います。



五種競技（フェンシング・馬術・水泳・ラン・レーザー射撃）で勝ち上がる【共同通信社】

パリオリンピックは、私にとって悲喜こもごもとなりました。オリンピック1年前に代表内定をいただいてから、金メダルを目指して準備してきましたが、個人戦では、自分が思ったような成果をあげることができませんでした。情けない気持ちでいっぱいでしたが、団体戦では、気持ちを奮い立たせ銀メダル獲得に貢献することができました。

帰国後、個人戦でメダル獲得を逃してしまった私を自衛隊の方々が温かく迎えてくれて、安堵したと同時に改めて自衛官アスリートとして戦えたことを誇りに思いました。今後はこのような経験を活かして自衛官アスリートの育成に努めていきたいと思います。



混合団体戦準々決勝セルビア選手に一本勝ちをした試合の様子【共同通信社】

7 8 9

## 9月～11月 隊員たちとともに

「令和6年度陸上自衛隊演習」は、2021年以来、3年ぶりに陸上自衛隊の全部隊を対象とした実動演習でした。陸幕や陸上総隊以下の部隊が全国規模で作戦準備段階から作戦段階までを一連の行動として演練し、特に、師団・旅団などの機動展開、後方支援態勢の構築・維持などの実動訓練を実施しました。

私は、輸送指揮官として陸上自衛隊演習に参加しました。普段は、北海道内の輸送に従事していますが、今回の演習では海を渡り本州まで輸送を担任しました。戦車など大きな装備品の輸送を担う私たちの部隊は、高い操縦技術が必要であり、夜間21時から早朝6時まで夜通しで輸送することが活躍の場です。隊員たちと苦楽を共にし、輸送任務を完遂できたことは私の誇りです。



輸送指揮官として車両部隊を指揮する筆者



夜間輸送で戦車などを輸送する車両部隊

2等陸尉 高橋（たかはし） 鈴華（りんか）
1 北部方面輸送隊第314輸送中隊
2 東千歳駐屯地（北海道千歳市）
3 輸送科

特集 3

# 防衛この一年

（2024年度に国内外で活躍した隊員の声）

「防衛この１年」で国内外で活躍した

## 9/23 対領空侵犯措置に当たった当時の概要

2024年9月23日（月）ロシア軍のIL-38哨戒機が北海道礼文島北方の日本領空を3度にわたって侵犯した際に、対領空侵犯措置任務中の戦闘機操縦者として、地上の兵器管制官との緊密な連携のもと、航空自衛隊として初のフレアを使用した警告を行いました。

ロシア軍機の領空侵犯がそれぞれ約30秒から約1分間という限定された時間内でしたが、普段から関係法令および規則を理解したうえで、対領空侵犯措置任務や飛行訓練を実施していたため、躊躇なく実施できました。当然、所属する部隊の全ての操縦者も同じ対応が可能であったと思います。

今回、フレアを使用した警告を含む対領空侵犯措置任務を整斉と行ったとおり、わが国の平和と独立を断固として守る防衛省・自衛隊の意思と能力を内外に示してまいります。



写真はイメージです。

非公開　非公開
1 北部航空方面隊
2 非公開
3 操縦

10　11　12

## 10/4 在外邦人等輸送任務に従事して

私は2024年10月、C-2輸送機の空中輸送員として情勢が緊迫するレバノン共和国から邦人などをヨルダン・ハシェミット王国に輸送する任務に従事しました。退避する邦人などの方々の心情を考えた時に、「不安な気持ちを少しでも取り除き、機内で安心して過ごせるよう寄り添いたい」、その一心で彼らを案内し、運航中も体調などを気遣いながら、本任務の完遂に務めました。また、目的地であるヨルダンに到着し、邦人などの方々から感謝の言葉を頂いた際は、安堵感と達成感を得ることができました。現地では多くの女性自衛官が本任務に従事しており、女性ならではの視点やアプローチによる活動を積極的に行ってきました。WPSの推進（Women, Peace and Security）により任務における女性自衛官の活躍の場が更に広がるなか、今後も与えられた任務を完遂できるよう、日々の訓練に邁進していきます。



邦人の誘導について機内で打ち合わせを行う筆者（右側）



本任務に従事した女性自衛官（前列）とC-2輸送機

3等空曹 江澤（えざわ） 貴穂（きほ）
1 第3輸送航空隊飛行群第403飛行隊
2 美保基地（鳥取県境港市）
3 空中輸送（戦術輸送）

陸上 海上 航空 事務官等

階級 氏名
1 勤務部隊等 3 職種・職域
2 所在地

（注）階級・勤務先は2025年3月31日現在のもの

## 10/20 F-35B艦上運用試験を終え

私は、2024年10月から11月にかけて、護衛艦「かが」飛行長としてF-35B艦上運用試験に従事しました。試験は、米海軍・海兵隊などの支援を得て、米国のサンディエゴ周辺海域で行われ、短距離発艦、垂直着艦のみならず、飛行甲板から格納庫への移送を含む艦上運用全般にわたる様々なデータを収集しました。私は飛行長として安全を確保し円滑に試験ができるように、米側と幾度も調整を重ねて強い信頼関係を築き、試験中は米関係者と共に航空管制室で勤務し、日米の航空機運用に関する様々な指示を出しました。本試験の成果が、空自が導入を予定するF-35Bの「いずも」型護衛艦での艦上運用、わが国の防衛力向上のみならず、日米同盟の抑止力、対処力の強化へと繋がれば、実際に試験の現場にいた者として大きな喜びです。

2等海佐 黒木（くろぎ） 倫隆（みちたか）
1 護衛艦かが
2 呉地区（広島県呉市）
3 回転翼操縦士



「かが」格納庫にて翼を休める米海軍VX-23所属F-35B


航空管制室にて飛行試験に従事する日米試験関係者の様子

1 2 3

## 1/20 激動のアメリカに最前線で向き合う

私は2024年6月から、ワシントンDCの日本大使館で勤務しています。トランプ大統領のもとで新政策が矢継ぎ早に打ち出される中、ペンタゴンはもちろんのこと、シンクタンクの専門家やアメリカの防衛産業、議会スタッフなど様々な関係者と意見交換をしながら、政策の背景を探るとともに、日本が取るべき対応について考えを巡らせる毎日を送っています。

そうした"Washingtonian"とのやりとりを通じて肌で感じるのは、インド太平洋地域の平和と安定に対する日本への大きな期待であり、国際社会における日本の責任の大きさを痛感します。激動のアメリカに最前線で向き合いつつ、「日米関係の新たな黄金時代」に向けて、微力ながら全力を尽くしたいと思います。


ホワイトハウスを背景に

参事官 河井（かわい） 絢也（じゅんや）
1 在米国日本国大使館
2 ワシントンDC
3 政務班

# 第Ⅰ部 わが国を取り巻く安全保障環境

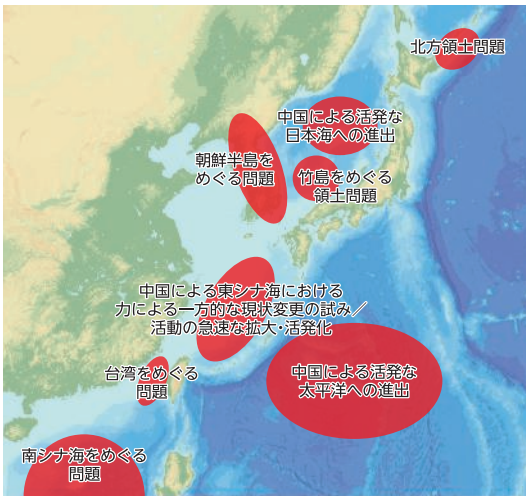
## 概　観

第1章 P.35

### 戦後最大の試練の時を迎える国際社会

P.35

- 普遍的価値やそれに基づく政治・経済体制を共有しない国家が勢力を拡大。力による一方的な現状変更やその試みは、既存の国際秩序に対する深刻な挑戦。国際社会は戦後最大の試練の時を迎え、新たな危機の時代に突入。グローバルなパワーバランスが大きく変化し、国家間の競争が顕在化し、特に米中の国家間競争が今後一層激しさを増す可能性がある。
- 科学技術の急速な進展により、安全保障のあり方が根本的に変化。各国は、いわゆるゲーム・チェンジャーとなりうる先端技術の開発を推進。従来の軍隊の構造や戦い方に根本的な変化が生起している。
- サイバー領域などにおけるリスクの深刻化や、情報戦の展開、気候変動など、グローバルな安全保障上の課題も存在している。
- 領域をめぐるグレーゾーン事態が恒常的に生起。軍事的な手段と非軍事的な手段を組み合わせるハイブリッド戦がさらに洗練された形で実施される可能性がある。




わが国周辺の安全保障環境

### 厳しさを増すインド太平洋地域の安全保障

P.36

- このようなグローバルな安全保障環境と課題は、わが国が位置するインド太平洋地域で特に際立っており、将来、さらに深刻さを増す可能性が存在する。
- ウクライナ侵略と同様の深刻な事態が、将来、インド太平洋地域、とりわけ東アジアにおいて発生する可能性は排除されない。

## ロシアによる侵略とウクライナによる防衛

第2章 P.41

- ロシアによるウクライナへの侵略は、ウクライナの主権と領土一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国連憲章を含む国際法の深刻な違反。このような力による一方的な現状変更は、アジアを含む国際秩序の根幹を揺るがすものである。
- 国際の平和と安全の維持に主要な責任を負うこととされている安保理常任理事国が、国際法や国際秩序と相容れない軍事行動を公然と行い、罪のない人命を奪うとともに核兵器による威嚇ともとれる言動を繰り返すという事態は前代未聞。このような侵略を容認すれば、他の地域でも力による一方的な現状変更が認められるとの誤った含意を与えかねず、わが国を含む国際社会として、決して許すべきではない。
- ウクライナ自身の強固な抵抗に加え、国際社会が結束して強力な制裁措置などを実施。NATO加盟国である米国の同盟国であり、欧州とはユーラシア大陸を挟んで対極に位置するわが国として、欧州とインド太平洋の安全保障は不可分であるとの認識のもと、その戦略的な影響を含め、今後の欧州情勢の変化に注目していく必要がある。



ウクライナ・ハルキウの被害状況（2024年1月）【AFP＝時事】

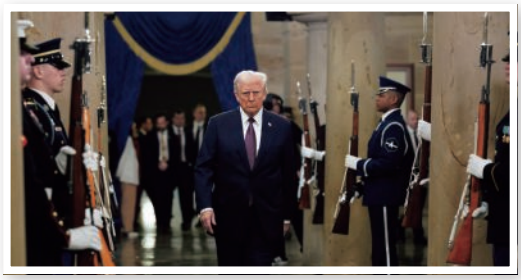
# 諸外国の防衛政策など

第3章 P.51

## 米国　～第2期トランプ政権の成立～

P.51

- 2024年11月に行われた米国大統領選の結果、トランプ前大統領が第47代大統領として当選。2025年１月に第２期トランプ政権が成立した。
- トランプ大統領は、就任以前から、ウクライナ情勢、中東情勢、また台湾情勢などの安全保障分野について発信しており、第２期政権成立以降、同大統領および国防長官などは精力的に活動している。
- 米国の安全保障分野における動向は、わが国の所在するインド太平洋地域の安全保障環境に大きく影響するものであり、今後の動向が引き続き注目される。

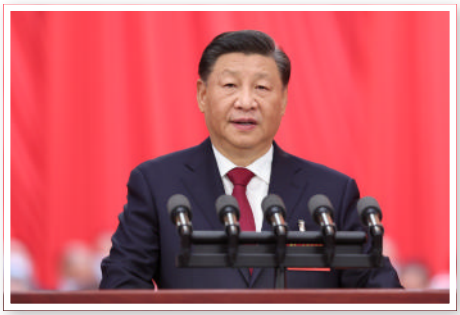


2025年１月のトランプ大統領就任式【EPA＝時事】

## 中国　～力による一方的な現状変更の試みや活動の活発化～

P.60

- 中国の対外的な姿勢や軍事動向などは、わが国と国際社会の深刻な懸念事項であるとともに、これまでにない最大の戦略的な挑戦であり、わが国の総合的な国力と同盟国・同志国などとの協力・連携により対応すべきものである。
- 過去30年以上、透明性を欠いたまま、継続的に高い水準で国防費を増加。核・ミサイル戦力や海上・航空戦力を中心に軍事力の質・量を広範かつ急速に強化している。
- 尖閣諸島周辺をはじめとする東シナ海、日本海、さらには西太平洋など、いわゆる第一列島線を越え、第二列島線に及ぶわが国周辺全体での活動を活発化させている。
- 2024年には、８月の中国軍機による領空侵犯や９月の中国海軍空母によるわが国領海に近接した海域での航行などが相次いで発生した。中国による活発な軍事活動がわが国の安全に深刻な影響を及ぼし得る状況となっており、強く懸念される。
- 2025年５月には、尖閣諸島周辺においてわが国領海侵入中の中国海警船からヘリコプターが発艦しわが国の領空を侵犯した。中国は、尖閣諸島周辺において力による一方的な現状変更の試みを執拗に継続しており、強く懸念される状況となっている。
- 台湾周辺での軍事活動を活発化させている。台湾周辺海空域で軍事演習をたびたび実施している。中国は、台湾周辺での一連の活動を通じ、中国軍が常態的に活動している状況の既成事実化を図るとともに、実戦能力の向上を企図しているとみられる。
- 南シナ海において、既存の海洋法秩序と相いれない主張に基づき活動を活発化させ、軍事拠点化を推進している。力による一方的な現状変更とその既成事実化を一層推し進める行為であり、わが国として深刻に懸念している。南シナ海をめぐる問題はインド太平洋地域の平和と安定に直結するものであり、南シナ海に主要なシーレーンを抱えるわが国のみならず、国際社会全体の正当な関心事項である。
- 軍事活動を含め、ロシアとの連携を一層強化。わが国周辺では、爆撃機の共同飛行や艦艇の共同航行を実施。こうした度重なる共同での活動は、わが国に対する示威活動を明確に意図したものであり、わが国の安全保障上、重大な懸念がある。



総書記として３期目に入った習近平氏【EPA＝時事】



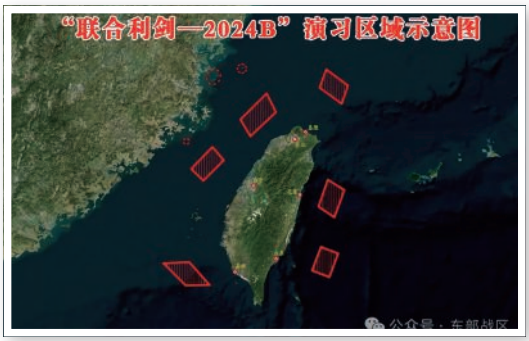
ICBM発射時（2024年９月）に中国が公表した画像【EPA＝時事】

# 第Ⅰ部 わが国を取り巻く安全保障環境

## 激化する米中の戦略的競争、緊張感が高まる台湾情勢

P.89

- 中国の国力伸長によるパワーバランスの変化や種々の懸案などにより、近年、米中の政治・経済・軍事にわたる競争が一層顕在化している。
- 中台の軍事バランスは、全体として中国側に有利な方向に急速に傾斜する形で変化している。
- 台湾について、中国は、台湾は中国の一部であり、台湾問題は内政問題であるとの原則を堅持。武力行使を放棄していない旨たびたび表明。中国は、台湾周辺での軍事活動をさらに活発化している。
- 中国のグレーゾーンでの軍事活動を通じた統一の追求にも警戒感の高まり。軍事的威嚇、封鎖などが台湾に対する目下の主要オプションである旨の指摘も。台湾封鎖では、海警を前面に展開させグレーゾーンでの封鎖を行う可能性がある。




中国軍が公表した台湾周辺での演習区域（2024年10月）【時事】

## 北朝鮮　～核・ミサイル開発の進展～

P.99

- 北朝鮮の軍事動向は、わが国の安全保障にとって従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威。地域と国際社会の平和と安全を著しく損なうもの。大量破壊兵器などの不拡散の観点からも、国際社会全体にとって深刻な課題となっている。
- 北朝鮮は、過去６回の核実験を実施し、技術的には、わが国を射程に収める弾道ミサイルに核兵器を搭載してわが国を攻撃する能力を保有しているとみられる。
- 近年、極めて速いスピードで継続的にミサイル開発を推進し、変則的な軌道で飛翔する弾道ミサイルや「極超音速ミサイル」と称するものなどを発射。核兵器の搭載を念頭に置いた長距離巡航ミサイルの実用化も追求している。
- 2023年以降、固体燃料推進方式の大陸間弾道ミサイル（ICBM）級の「火星18」や「火星19」の発射、衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射などを実施。保有する装備体系の多様化や、核・ミサイル運用能力を補完する情報収集・警戒監視・偵察（ISR）手段の確保といった、質的な意味での核・ミサイル能力の向上に注力している。



ICBM級弾道ミサイル「火星19」発射時に北朝鮮が公表した画像【時事通信フォト】

## ロシア　～「強い国家」を掲げるロシアと中国の戦略的連携～

P.124

- ロシア軍は、極東方面にも最新の装備を配備する傾向にあるなど、わが国周辺における活発な軍事活動を継続。わが国を含むインド太平洋地域におけるロシアの軍事的動向は、中国との戦略的な連携と相まって安全保障上の強い懸念となっている。
- 「強い国家」を掲げるロシアは、各種の新型兵器の開発・配備を進めてきたが、ウクライナ侵略開始後は、兵員数の増加や部隊編制の拡大改編も指向している。
- わが国固有の領土である北方領土において、不法占拠のもと、軍の活発な活動を継続。所在部隊の施設整備を進めているほか、海軍所属の沿岸（地対艦）ミサイルや航空宇宙軍所属の戦闘機などの新たな装備も配備し、周辺海・空域において大規模な演習も実施されている。



ロシアのクルスク州を訪問したプーチン大統領（左）（2025年3月12日）【AFP＝時事】

## その他の地域など

P.160

- イスラエルとハマスとの衝突が発生後、イスラエルとレバノンのヒズボラやイエメンのホーシー派などとの間でも衝突が発生した。2024年には、イスラエルとイランの間で攻撃の応酬が発生し、現在も双方の間では高い緊張状態が継続している。
- シリアでは、シャーム解放機構を中心とする反体制派がシリア政府軍に対する攻勢をかけ、2024年12月に首都ダマスカスを制圧。アサド政権は崩壊し、「シリア救済政府」に対し、暫定的に政府の権限を委譲することで合意された。



イランによるミサイル攻撃により、激しく損傷したイスラエル南部の校舎の様子（2024年10月1日）【AFP＝時事】

# 宇宙・サイバー・電磁波の領域や情報戦などをめぐる動向・国際社会の課題など

第4章 P.169

## 情報戦などにも広がりをみせる科学技術をめぐる動向

P.169

- 科学技術とイノベーションの創出は、わが国の経済的・社会的発展をもたらす源泉であり、技術力の適切な活用は、安全保障だけでなく、気候変動などの地球規模課題への対応にも不可欠である。
- 各国は、技術的優越を確保すべく、AI、量子技術、次世代情報通信技術など、将来の戦闘様相を一変させる、いわゆるゲーム・チェンジャーとなりうる先端技術の研究開発や、軍事分野での活用に注力している。
- 偽情報の拡散などを通じた情報戦などが恒常的に生起している。

## 宇宙・サイバー・電磁波の領域をめぐる動向

P.175

- 宇宙空間を利用した技術や情報通信ネットワークは、人々の生活や軍隊にとっての基幹インフラ。一方、中国やロシアなどは、他国の宇宙利用を妨げる能力を強化し、国家や軍がサイバー攻撃に関与していると指摘されている。
- 各国は、宇宙・サイバー・電磁波領域における能力を、敵の戦力発揮を効果的に阻止する攻撃手段として認識し、能力向上を企図している。



北朝鮮の国家航空宇宙技術総局平壌総合管制所の様子【朝鮮通信＝時事】

## 大量破壊兵器の移転・拡散

P.190

- 核・生物・化学兵器などの大量破壊兵器やその運搬手段である弾道ミサイルの移転・拡散は、冷戦後の大きな脅威の一つである。
- 近年、国家間の競争や対立が先鋭化し、国際的な安全保障環境が複雑で厳しいものとなるなか、軍備管理・軍縮・不拡散といった共通課題への対応において、国際社会の団結が困難になっていることが懸念されている。



NATOサイバー演習の様子【NATO HP】

# 第Ⅱ部 わが国の安全保障・防衛政策

## 安全保障と防衛の基本的考え方

第1章 P.195

- 国民の命や暮らしを守り抜くうえで、まず優先されるべきは、積極的な外交の展開である。日米同盟を基軸とし、同志国との連携、多国間協力を推進していくことが不可欠である。
- 同時に、外交には、裏付けとなる防衛力が必要であり、戦略的なアプローチとして、自由で開かれたインド太平洋(FOIP) のビジョンのもとでの外交を展開するとともに、反撃能力の保有を含む防衛力の抜本的強化などを推進する。
- 憲法のもと、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本方針に従い、文民統制を確保し、非核三原則を堅持する。



着任にあたり特別儀仗隊を巡閲する中谷防衛大臣(2024年10月)

## 国家安全保障戦略などの「三文書」

第2章 P.199

### 国家安全保障戦略

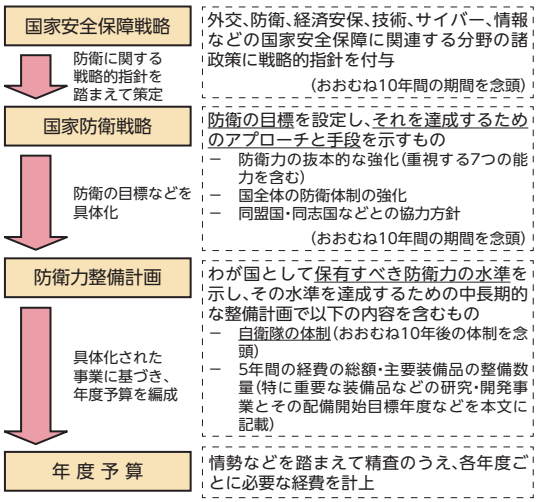
P.199

- わが国の安全保障に関する最上位の政策文書であり、外交・防衛分野のみならず、経済安全保障、技術、情報も含む安全保障に関する幅広い分野の政策に戦略的な指針を与えるもの。
- 2027年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組をあわせ、そのための予算水準が2022年度の国内総生産(GDP)の2％（11兆円程度）に達するよう、所要の措置を実施する。

### 国家防衛戦略

P.200

- わが国の防衛目標、この防衛目標を達成するためのアプローチやその手段を包括的に示すもの。
- わが国政府の最も重大な責務は、国民の命と平和な暮らし、そして、わが国の領土・領海・領空を断固として守り抜くことであり、安全保障の根幹である。わが国を含む国際社会は、深刻な挑戦を受け、新たな危機に突入しており、厳しい現実に正面から向き合って、相手の能力と新しい戦い方に着目した防衛力の抜本的強化が必要である。
- 防衛力の抜本的強化にあたって、①スタンド・オフ防衛能力、②統合防空ミサイル防衛能力、③無人アセット防衛能力、④領域横断作戦能力、⑤指揮統制・情報関連機能、⑥機動展開能力・国民保護、⑦持続性・強靱性、の7つの機能・能力を重視する。
- わが国への侵攻を抑止する上で鍵となる、①などを活用した反撃能力を保有する。




図表Ⅱ-1-3-1（国家安全保障戦略・国家防衛戦略・防衛力整備計画・年度予算の関係）

### 防衛力整備計画

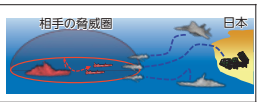
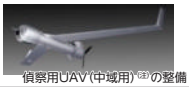
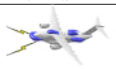
P.209

- 国家防衛戦略に従って防衛力を抜本的に強化するにあたって、わが国として保有すべき防衛力の水準や、それを達成するための経費総額、主要装備品の整備数量などを示すもの。
- 策定から5年後の2027年度までに、わが国への侵攻が生起する場合には、わが国が主たる責任をもって対処し、同盟国などの支援を受けつつ、これを阻止・排除できるように防衛力を強化する。策定からおおむね 10 年後までに、防衛力の目標をより確実にするためさらなる努力を行い、より早期かつ遠方で侵攻を阻止・排除できるように防衛力を強化する。
- 2023年度から2027年度までの5年間における計画の実施に必要な防衛力整備の水準にかかる金額は、43兆円程度とする。

## 防衛力整備と予算

第3章 P.216

- わが国は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面しているという基本認識のもと、防衛力の抜本的強化の実現に向け、2025年度においても、引き続き必要かつ十分な予算を計上した。
- 歳出ベースは、事業の進捗状況や予算の執行状況も踏まえ、予算を着実に増額し、８兆4,748億円を計上した。
- 契約ベースは、2025年度中に着手すべき事業を積み上げ、８兆4,332億円を計上した。
- 防衛力の抜本的強化の７つの分野を引き続き推進。各種スタンド・オフ・ミサイルの整備、衛星コンステレーションの構築、次期防衛通信衛星の整備などを重点ポイントとした。
- 「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」に基づき、2025年度予算においては関連事業に必要な経費を計上した。
- 防衛力強化のため、税制措置を含めた財源確保を推進する。

| | |
|---|---|
| ① スタンド・オフ防衛能力 | ・攻撃されない安全な距離から相手部隊に対処する能力を強化   |
| ② 統合防空ミサイル防衛能力 | ・ミサイルなどの多様化・複雑化する空からの脅威に対応するための能力を強化  イージス・システム搭載艦(注)の建造 |
| ③ 無人アセット防衛能力 | ・無人装備による情報収集や戦闘支援などの能力を強化  偵察用UAV(中域用)(注)の整備 |
| ④ 領域横断作戦能力 | ・全ての能力を融合させて戦うために必要となる宇宙・サイバー・電磁波、陸・海・空の能力を強化  スタンド・オフ電子戦機(注)の開発 |
| ⑤ 指揮統制・情報関連機能 | ・迅速かつ的確に意思決定を行うため、指揮統制・情報関連機能を強化  電波情報収集機(RC-2)の取得 |
| ⑥ 機動展開能力・国民保護 | ・必要な部隊を迅速に機動・展開するため、海上・航空輸送力を強化<br>・これらの能力を活用し、国民保護を実施  輸送船舶の取得 |
| ⑦ 持続性・強靭性 | ・必要十分な弾薬・誘導弾・燃料を早期に整備<br>・装備品の部品取得や修理、施設の強靭化にかかる経費を確保  火薬庫(注)の確保 |

(注)印の図はイメージ

図表Ⅱ-2-2-2（防衛力の抜本的強化にあたって重視する７つの機能・能力とそのイメージ）

- 2025年度の防衛力整備計画対象経費と「補完する取組」にかかる経費の合計額は、総額9.9兆円、国家安全保障戦略策定時（2022年度）のGDPとの比較では約1.8%となっている。

## 安全保障と防衛を担う組織

第4章 P.227

- 防衛省・自衛隊は、内閣に設置された国家安全保障会議で議論された基本的な方針のもとで、政策を立案・遂行している。
- 自衛隊の任務を迅速かつ効果的に遂行するため、防衛省・自衛隊は、陸・海・空自を一体的に運用する統合運用体制を採用している。
- 各自衛隊の統合運用の実効性の強化に向けて、平素から有事まであらゆる段階においてシームレスに領域横断作戦を実現できる体制を構築するため、2025年３月に統合作戦司令官を長とする「統合作戦司令部」を市ヶ谷に設置した。
- これにより、陸・海・空自による統合作戦の指揮などの一本化や、平素からの領域横断作戦の能力練成が可能となる。




統合作戦司令部新編行事の様子（2025年３月）

## 自衛隊の行動に関する枠組み

第5章 P.235

- 自衛隊は、自衛隊法などに基づき、わが国の防衛のほか、公共の秩序維持、重要影響事態への対応、国際平和協力活動の任務に従事している。

# 第Ⅲ部 防衛目標を実現するための3つのアプローチなど

## わが国自身の防衛体制

第1章 P.247

### わが国に対する侵攻への対応など

P.247



緊急発進（スクランブル）に対応する空自戦闘機


アデン湾において船舶を護衛する海自護衛艦（写真奥）

- 海に囲まれ長大な海岸線を持つわが国は、本土から離れた多くの島嶼（しょ）や広大な排他的経済水域（EEZ）、大陸棚を有しており、そこに広く存在する国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空と多くの資源を守り抜くことが課題である。また、資源や食料の多くを海外との貿易に依存するわが国にとって、自由で開かれた海洋秩序を強化し、航行・飛行の自由や安全を確保することも不可欠である。
- 防衛省・自衛隊は、陸・海・空の領域と宇宙・サイバー・電磁波の領域における作戦能力などを有機的に融合させるとともに、陸・海・空自の部隊を連携させて統合作戦を行い、わが国に対する侵攻を阻止・排除する。
- また、侵攻への対処だけでなく、力による一方的な現状変更やその試みなどにも対応するため、平素から常時継続的に情報収集・警戒監視を行い、領空侵犯や領海侵入に対しても迅速かつ的確に対応する態勢を維持している。
- 2024年度の緊急発進（スクランブル）回数は704回（中国機に対して464回、ロシア機に対して237回であった。同年度中は中国機（8月）とロシア機（9月）、2025年5月には中国機による領空侵犯に空自機が緊急発進し、対応した。
- さらに、偽（にせ）情報の流布や、政府の信頼低下、社会の分断を狙った情報の拡散などにより、人の認知に働きかけ、世論や政府の意思決定に影響を及ぼす「認知領域を含む情報戦」にも対応し、その中心的な役割を担う情報本部が必要な措置を講じている。
- このほか、国連安保理決議に違反する北朝鮮の「瀬取り」への対応や、わが国の重要なシーレーンの安定的利用を確保するため、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処や中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な取組も継続して行っている。

### わが国の防衛力の抜本的強化

P.266


GPI日米共同開発「プロジェクト取決め」署名（2024年5月）

- 今後の防衛力は、相手の能力と新しい戦い方に着目し、抑止力と対処力を高めるために、「スタンド・オフ防衛能力」、「統合防空ミサイル防衛能力」、「無人アセット防衛能力」、「領域横断作戦能力」、「指揮統制・情報関連機能」、「機動展開能力・国民保護」、「持続性・強靱性」の7つの分野を重視して、わが国の防衛力を抜本的に強化していく。
- 侵攻する艦艇や上陸部隊などに対して、その脅威圏の外から対処するスタンド・オフ防衛能力を強化するため、2025年度は、12式地対艦誘導弾能力向上型（地上発射型）の配備や米国製トマホークを取得するほか、これらのミサイルを運用する上で必要となる目標情報を収集するための衛星コンステレーションの構築を開始する。
- 多様化・複雑化・高度化する経空脅威に対処するため、統合防空ミサイル防衛能力を強化することとし、イージス・システム搭載艦の建造のほか、極超音速滑空兵器（HGV）に対処することができる滑空段階迎撃用誘導弾（GPI）の日米共同開発を開始した。
- 危険な環境下や長時間連続で運用できる無人アセットについては、2024年度に滞空型無人機MQ-9B（シーガーディアン）の導入を決定したほか、英国・イタリアと共同開発する次期戦闘機に随伴して飛行し、次期戦闘機を支援する無人機の開発を計画している。

- 領域横断作戦能力に関しては、2025年度に宇宙作戦団（仮称）を新編するなど、宇宙領域把握（SDA）に関する能力を強化していくほか、サイバー攻撃への対応について、政府全体での取組と連携して能力を強化していく。また、電子戦能力と電磁波管理機能についても引き続き強化していく。
- 指揮統制・情報関連機能に関しては、今後、各自衛隊の一元的な指揮統制を可能とする防衛省クラウド（仮称）基盤の整備や、空自の自動警戒管制システム（JADGE）の大規模な換装などを行うほか、防衛駐在官の派遣を含む様々な手段を適切に活用し、隙のない情報収集体制を構築していく。
- 機動展開能力に関しては、特に南西地域において必要な部隊の配備を進めるとともに、輸送船舶や輸送機などの取得を推進している。2024年度は、陸・海・空自の共同の部隊として自衛隊海上輸送群を新編（2025年３月）した。
- 国民保護についても、警察、消防、海上保安庁など様々な関係省庁と連携しつつ、被害状況の確認、人命救助、住民避難の支援などを行うこととしている。
- 持続性・強靱性の強化の取組として、弾薬・燃料の確保、装備品の可動数の向上、防衛施設の強靱化などを推進する。



多国間宇宙演習（AsterX（アステリクス））への参加（2025年3月）
【フランス航空・宇宙軍提供】



海上輸送群の輸送艦「にほんばれ」
（進水時の様子 2024年10月）

## 国全体の防衛体制の強化

P.300

- 政府は、防衛力の抜本的強化に加えて、外交力、情報力、経済力、技術力を含めた国力を統合し、あらゆる政策手段を体系的に組み合わせて国全体の防衛体制を構築することとしている。
- このため、総合的な防衛体制の強化を進めることとし、「研究開発」、「公共インフラ整備」、「サイバー安全保障」、「わが国と同志国の抑止力の向上などのための国際協力」の４つの分野における取組を推進することとしている。
- このほか、平素からの常時継続的な警戒監視や宇宙領域に関する取組、大規模災害や在外邦人等の保護措置・輸送への対応なども、国の総力を挙げて対応すべき取組であるため、防衛省・自衛隊は、関係省庁などと緊密に連携して各種活動を行っていく。



林野火災における空中消火活動
（岩手県大船渡市）（2025年２月）

- サイバー安全保障に関しては、2025年５月にサイバー対処能力強化法と同整備法が成立したことを受け、防衛省・自衛隊は、関係省庁と連携して政府の取組に積極的に貢献していく。
- また、災害派遣に関して、2024年度は、能登半島地震にかかる災害派遣を継続して行ったほか、大雨や土砂災害、林野火災にかかる災害派遣などにおいて、関係省庁と連携して活動を行った。
- 在外邦人等の保護措置または輸送を迅速かつ的確に行うため、自衛隊は、部隊を速やかに派遣する態勢を維持している。2024年度は、在レバノン共和国邦人等の輸送を行った。

## わが国自身による防衛体制を強化するための訓練・演習など

P.311

- 防衛省・自衛隊は、様々なハイレベルの共同訓練・演習や他省庁・自治体を交えた各種演習を積極的に行い、抑止力・対処力のさらなる向上に努めている。
- 2024年９月から11月にかけて、全国の陸自部隊が参加する「令和６年度陸上自衛隊演習」を行い、作戦準備段階から作戦段階までを一連の各種部隊行動の演練を通じて任務遂行能力や運用の実効性向上を図るとともに、抑止力・対処力の強化に寄与している。



令和６年度陸上自衛隊演習（2024年10月）

# 第Ⅲ部 防衛目標を実現するための3つのアプローチなど

## 日米同盟

第2章 P.317

### 日米安全保障体制の概要

P.317

●わが国は、民主主義、人権の尊重、法の支配、資本主義経済といった基本的な価値観や世界の平和と安全の維持に関する利益を共有し、経済面においても関係が深く、かつ、強大な軍事力を有する米国との安全保障体制を基軸として、わが国の平和、安全や独立を確保していく。



日米防衛相会談（2025年3月）

### 日米共同の抑止力・対処力の強化

P.321

●わが国の防衛戦略と米国の国防戦略は、あらゆるアプローチと手段を統合させて、力による一方的な現状変更を起こさせないことを最優先とする点で一致している。

●日米の役割・任務・能力に関する議論をより深化させ、日米共同の統合的な抑止力をより一層強化していく。

### 同盟調整機能の強化

P.325

●日米両国による整合的な共同対処を切れ目のない形で実効的に対処することを目的として、同盟調整メカニズム（ACM）を設置している。

●例えば、熊本地震や能登半島地震、北朝鮮の弾道ミサイル発射や尖閣諸島周辺海空域における中国の活動について、日米間ではACMも活用しながら、緊密に連携している。

### 共同対処基盤の強化

P.328

●あらゆるレベルにおける情報共有をさらに強化するために、情報保全やサイバーセキュリティにかかる取組を抜本的に強化することとしている。

●先端技術に関する共同分析や共同研究、装備品の共同開発・生産、相互互換性の向上、各種ネットワークの共有や強化、米国製装備品の国内における生産・整備能力の拡充、サプライチェーンの強化にかかる取組など、防衛装備・技術協力を一層強化することとしている



吉田統幕長とスティーブン・ケーラー米太平洋艦隊司令官による日米共同記者会見（2024年10月）

### 在日米軍の駐留に関する取組

P.330

●日米同盟がわが国の防衛や地域の平和と安定に寄与する抑止力として十分に機能するためには、在日米軍のプレゼンスが確保されていることや、在日米軍が緊急事態に迅速かつ機動的に対応できる態勢がとられていることなどが必要である。

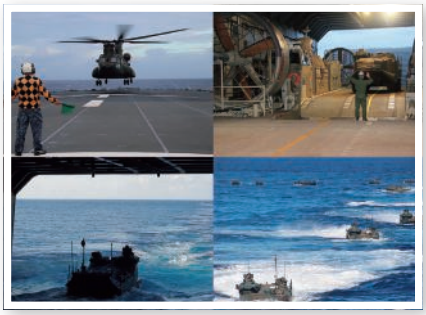
●日米同盟の抑止力・対処力を一層強化するとともに、沖縄をはじめとする地元の負担を軽減するため、在日米軍再編に向けた取組を着実に進めていく。

### 日米共同訓練・演習など

P.354

●日米同盟は、わが国の安全保障にとって不可欠であり、その抑止力・対処力の強化にあたり、日米共同訓練は重要な役割を果たしている。

●自衛隊は、各軍種間の共同訓練や日米共同統合演習（実動演習および指揮所演習）を着実に積み重ねており、自衛隊の戦術技量の向上や米軍との連携強化などを図るとともに、地域の平和と安定に向けた日米の一致した意思や能力を示していく。



令和6年度日米共同統合演習（実動演習）「キーン・ソード25」（2024年10月）

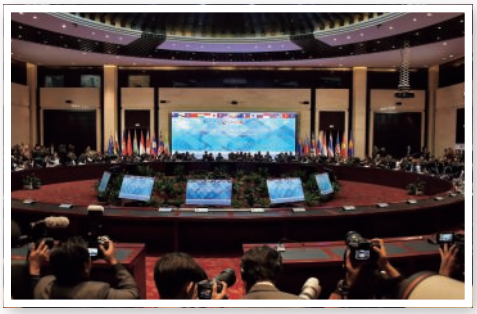
# 同志国などとの連携

第3章 P.359

## 多角的・多層的な安全保障協力の戦略的な推進

P.361

- 力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出していくため、同盟国のみならず、一か国でも多くの国々と連携を強化することが極めて重要であり、自由で開かれたインド太平洋(FOIP)の実現のため、多角的・多層的な防衛協力・交流を推進していく。
- インド太平洋、欧州、中東・アフリカ・中南米など、様々な地域の国々との間で、ハイレベル交流、共同訓練、能力構築支援、防衛装備・技術協力などを行う。
- 同志国などとの間では、円滑化協定(RAA)、物品役務相互提供協定(ACSA)、防衛装備品・技術移転協定などの制度的枠組みの整備をさらに推進していく。
- 女性・平和・安全保障(WPS)にかかる国内外の取組を推進し、インド太平洋地域、ひいては国際社会の平和と安定に寄与していく。
- 海洋国家であるわが国にとって、自由で開かれた海洋秩序を強化し、航行・飛行の自由や安全を確保することは、必要不可欠であり、海賊対処をはじめ、海洋状況監視などの海洋安全保障に関する取組を推進していく。



第11回ADMMプラス(2024年11月)



日英伊防衛相会合(2024年10月)

## 国際平和協力活動への取組

P.410

- エジプトとイスラエルの停戦監視を任務とする多国籍部隊・監視団(MFO)や、国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)に、司令部要員などの派遣を継続していく。
- 国連事務局やPKO訓練センターなどへの職員派遣、国連三角パートナーシップ・プログラム(UNTPP)への支援などを通じ、国連の国際平和に向けた努力に対して積極的に貢献していく。
- 自衛隊は、国際緊急援助活動について、被災国からの緊急の要請に対応できる態勢を常時維持する。



UNMISS軍事部門司令部で活躍する派遣隊員

## 軍備管理・軍縮や不拡散への取組

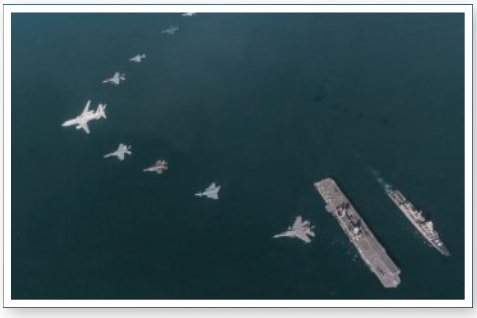
P.417

- 大量破壊兵器やその運搬手段となりうるミサイルなどの拡散、武器および軍事転用可能な貨物・機微技術の拡散は、国際社会の平和と安定に対する差し迫った課題である。
- 防衛省・自衛隊は、軍備管理・軍縮・不拡散にかかわる国際的な体制整備や訓練に、積極的に参画していく。

## 同志国との訓練・演習など

P.420

- FOIPの実現に向けた取組として、広くインド太平洋地域において同盟国・同志国などとの共同訓練を積極的に推進していく。
- 特に、共同訓練などといった共通の努力を同盟国・同志国などと行い、各国の能力・練度の維持・向上および共同・連携による抑止力・対処力の強化により、相乗効果を発揮することで、力による一方的な現状変更やその試みを許さない安全保障環境の創出を図っていく。



豪空軍演習「ピッチ・ブラック24」(2024年7月)

# 第Ⅳ部 防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化

## 自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議

第1章 P.427

### 自衛官の処遇改善

- 防衛力の抜本的強化を真に実現するためには、優れた自衛官を安定的に確保し続ける必要がある。このためには、これからの防衛力の担い手となる世代が、安心して厳しい任務に従事でき、自衛官という職業を選択したことに誇りと名誉を得ることができるような、令和の時代にふさわしい処遇を確立する必要がある。
- この状況を踏まえ、過去に例のない30を超える手当などの新設・金額の引上げを含めた、任務や勤務環境の特殊性を踏まえた給与面の処遇改善、士をはじめとした幅広い層の人材確保のための処遇改善、予備自衛官等の処遇改善、功績に相応しい叙勲などのあり方の検討といった施策を講ずることとしている。

### 生活・勤務環境の改善

- 自衛隊という組織全体のパフォーマンスを向上していくにあたっては、やりがいと働きやすさの双方を向上し、自衛官一人ひとりが働きがいを感じられる環境を構築していくことが不可欠である。
- そのため、組織文化の改革、営舎内居室の個室化、艦艇乗組員の生活・勤務環境の改善、宿舎環境の改善、通信環境の整備の推進、公共交通機関が少ない基地・駐屯地などへのアクセス改善に取り組んでいく。

### 新たな生涯設計の確立

- 若年定年制で多くの自衛官が56歳で退職する中、退職後の生活に不安を感じさせないことが自衛官の確保にとっても重要な課題であり、若年で退職する自衛官の退職後の収入を確保し、引き上げていくとともに、安心して任務に精励することができるよう、充実した生涯設計の確立が必要である。
- このため、再就職支援の拡充、定年引上げ、若年定年退職者給付金の給付水準の引上げや退職自衛官の部外力としての活用をあわせて検討していく。




自衛官の生涯収入の向上（イメージ）
2士で入隊し曹長で退職する者の現行収入のモデルケース

## 人的基盤の抜本的強化に関する検討委員会

第2章 P.430

- 2024年7月、防衛副大臣を委員長とする「人的基盤の抜本的強化に関する検討委員会」を設置し、人口減少に起因する様々な社会問題や、AIを含む昨今の技術動向を踏まえ、防衛力の抜本的強化に不可欠な人的基盤の強化策が中間報告された。
- 取組の方向性として、①処遇面を含む職業としての魅力化②AIなどを活用した省人化・無人化による部隊の高度化③OBや民間などの部外力の活用の3点が示された。

## 人的基盤強化のための各種施策

第3章 P.431

### 人的基盤強化の取組

P.431

- 防衛力の中核は自衛隊員である。防衛力を発揮するにあたっては、必要な人材を確保するとともに、全ての隊員が高い士気と誇りを持ち、個々の能力を発揮できる環境を整備すべく、人的基盤の強化を進めていく。
- 新たな取組として、士と曹で約5年間の勤務を経て将来幹部として活躍する者を採用する「幹部候補曹」を新設し、2025年から募集を開始した。さらに、2年または3年の任期で任用される任期制自衛官については、自衛官候補生制度を廃止し、当初から自衛官として採用する新たな任期制士を設け、2026年度から採用する予定である。
- 予備自衛官等の処遇改善として、手当の引上げ、勤続報奨金の拡充のほか、個人事業主など自ら事業を営む予備自衛官等本人

に対する給付金を新設する。

- 自衛官の任務や勤務環境の特殊性に見合った給与とするため、自衛官の俸給表の改定を目指す。また、士などの確保のための処遇改善として、一般曹候補生又は自衛官候補生の入隊者を対象に営舎内生活などに対する給付金の新設、新たな任期制士創設までの措置として、自衛官任用一時金の引き上げなどを設ける。

### サイバー人材の確保

P.444

- 防衛省・自衛隊の人材獲得を巡る環境は年々厳しさを増すとともに、サイバーセキュリティは全世界共通の課題であり、サイバー人材の重要性の高まりを踏まえると、わが国のサイバー人材育成の取組との融合が重要となっている。
- このため、防衛省・自衛隊では、①人材確保・育成などにかかる方針の一貫性を確保し、人材にかかる施策検討や組織横断的な協力を促進すること、②サイバー人材に関する考え方を明確にし、防衛省・自衛隊を志望する人材や外部サイバー人材へアプローチするとともに、部外との協力関係を構築・深化してサイバー人材を確保していく。

### ワークライフバランス・女性の活躍のさらなる推進

P.447

- 各種事態に持続的に対応できる態勢を確保するため、職員が心身ともに健全な状態で、高い士気と誇りを持ちながら、その能力を十分に発揮できる環境を整えることが必要であり、テレワークやペーパーレス化の推進、勤務時間管理の徹底、男性育休の取得促進、あらゆる職員が働きやすい職場環境の確立などを推進していく。
- 女性活躍の推進のため、女性の採用・登用の拡大や教育基盤の整備、女性の増勢を見据えた隊舎・艦艇などにおける女性用区画の整備などに取り組む。

### ハラスメントを一切許容しない環境の構築

P.451

- ハラスメント案件の対応および防止対策について、スピード感をもって取り組む。定期的なトップメッセージの発信、教育の見直しや教育機会を利用した隊員の意識改革、懲戒処分の透明性・公平性の確保の観点から、省統一の懲戒処分などの基準を策定するとともに、引き続き相談体制の拡充や窓口の周知などに取り組む。

### 隊員や家族への支援

P.453

- 職員の自殺事故防止の観点から、メンタルヘルスに関する各種施策や、大規模災害発生時など、隊員家族の安否確認、生活支援について協力を受けるなど、関係部外団体などと連携した隊員家族のための支援を推進していく。

## その他の取組

第4章 P.456

### 衛生機能の変革

P.456

- 自衛隊衛生は、隊員の壮健性の維持だけではなく、持続性・強靱性の観点から、隊員の生命・身体を救う組織への変革が必要である。
- このため、戦傷医療対処能力の向上のため、①第一線から最終後送先までのシームレスな医療・後送態勢の強化、②衛生にかかる統合運用態勢の強化、③防衛医科大学校の抜本的改革を３本柱とし、衛生機能の強化を推進する。特に、戦傷医療における輸血の実施体制を確立するための検討を推進し、血液製剤を自律的に確保・備蓄する態勢を構築していく。

### 政策立案機能の強化

P.459

- 厳しさ、複雑さ、スピード感を増す戦略環境に対応するためには、戦略的・機動的な防衛政策の企画立案が必要である。
- 関係省庁や民間の研究機関、防衛産業を中核とした企業との連携強化に加え、防衛研究所をはじめとする防衛省・自衛隊の研究体制の見直し・強化など、知的基盤の強化を推進していく。

# 第V部 防衛力を維持・強化するために必要な基盤や取組

## いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤の強化

第1章 P.463

### 防衛生産基盤の強化

P.463

- 現代において自衛隊は、高度な技術が適用された装備品等を用いて初めて、その能力を十分に発揮し、わが国防衛の任務を全うすることができる。優れた装備品等の確保に不可欠の要素である防衛生産・技術基盤は、いわばわが国の防衛力そのものであり、その抜本的な強化が必要である。
- わが国の防衛産業は装備品等のライフサイクルの各段階（研究、開発、生産、維持・整備、補給、用途廃止など）を担っており、装備品等と防衛産業は一体不可分である。防衛産業が高度な装備品等を生産し、高い可動率を確保できる能力を維持・強化していくために必要な施策を講じるため、防衛生産基盤強化法が2023年に施行された。
- 同法に基づき、防衛省は基本方針を公表した。この基本方針のもと、同法に定められた施策のほか、防衛産業の活発化、強靱なサプライチェーンの構築、防衛産業保全の強化など、防衛生産・技術基盤強化のための取組を推進している。
- また、企業において防衛事業がコア事業のひとつになることが重要であるとの認識のもと、防衛産業をより力強く持続可能なものとするため、防衛産業の中長期的に望ましい方向性を示すべく、防衛産業戦略の策定を検討している。

### 防衛技術基盤の強化

P.471

- 新しい戦い方に必要な装備品を取得するためには、わが国が有する技術をいかに活用していくかが極めて重要である。わが国の高い技術力を基盤とした、科学技術とイノベーションの創出は、経済的・社会的発展をもたらす源泉であり、安全保障にかかわる総合的な国力の主要な要素である。また、わが国が長年にわたり培ってきた官民の高い技術力を、従来の考え方にとらわれず、安全保障分野に積極的に活用していくことは、わが国の防衛体制の強化に不可欠な活動である。
- 2022年12月に発表したグローバル戦闘航空プログラム（GCAP）は、日英伊3か国の技術を結集して将来の航空優勢を担保する優れた戦闘機の共同開発プログラムであり、開発コストやリスクを分担しつつ、効率的な3か国の協業体制を確立するため、GCAP政府間機関（GIGO）が2024年12月に設立された。
- 防衛力を抜本的に強化するのみならず、社会のあり方をも変える防衛イノベーションや画期的な装備品などを生み出す機能を抜本的に強化するため、2024年10月、防衛装備庁は防衛イノベーション科学技術研究所を創設した。本研究所では、これまでとは異なるアプローチ、手法を採用し、変化の早い様々な科学技術から新たな機能・技術を創出するブレークスルー研究を行う。



次期戦闘機イメージ




防衛イノベーション科学技術研究所オープニングセレモニー（2024年10月）

### 防衛装備・技術協力と防衛装備移転の推進

P.478

- 防衛装備移転は、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止して、わが国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力の行使または武力による威嚇を受けている国への支援などのための重要な政策的手段となる。
- 防衛装備移転や国際共同開発を含む、防衛装備・技術協力の取組の強化を通じ、相手国軍隊の能力向上や相手国との中長期にわたる関係を維持・強化している。2024年度、米国との間で、長期的に重要な能力の需要を満たし即応性を維持するためにそれぞれの産業基盤を活用することを目的とし、日米の関係省庁と連携し、防衛省と米国防省が共に主導する日米防衛産業協力・取得・維持整備定期協議（DICAS）を開催した。

## 装備品の最適化の取組

P.489

- 人口減少・少子高齢化の急速な進展や厳しい財政事情を踏まえれば、領域横断作戦に対応できる十分な能力を獲得するためには、装備体系の合理化などにかかる取組を一層推進することが必要不可欠である。
- 水中領域などにおいては、警戒監視や対艦ミサイル発射などの機能を選択的に搭載し、有人艦艇を支援するステルス性を有した戦闘支援型多目的無人水上航走体（USV）に関する研究を2024年度から開始した。また、水陸両用作戦において自律的に行動可能であり、海上から部隊近傍までの補給品輸送などの任務を行う無人水陸両用車の開発を2024年度から開始するとともに、次期戦闘機などの有人機と連携する戦闘支援無人機（UAV）についても研究開発を推進する。
- 装備品の取得にあたっては、能力の高い新たな装備品の導入、既存の装備品の延命、能力向上などを適切に組み合わせることにより、必要十分な質・量の防衛力を確保する。その際、研究開発を含む装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化などによるコストの削減に努め、費用対効果の向上を図る。また、自衛隊の現在や将来の戦い方に直結できる分野のうち、特に政策的に緊急性・重要性が高い事業については、民生先端技術の取り込みも図りながら、着実に早期装備化を実現する。
- 2024年12月に公表した潜水艦修理契約に関する特別防衛監察の中間報告における指摘事項に対して、原価調査および制度調査の実効性のさらなる向上、契約に関して真正な資料の提出を義務付ける範囲の拡大などの見直しを行った。防衛省では、これらを通じて不祥事の再発防止、調達の公正性・透明性の向上や契約の適正化に取り組んでいる。

# 地域社会や環境との共生に関する取組

第2章 P.495

## 地域社会との調和にかかる施策

P.495

- 防衛省・自衛隊の様々な活動は、国民一人一人、そして、地方公共団体などの理解と協力があってはじめて可能となるものであり、地域社会・国民と自衛隊相互の信頼をより一層深めていく必要がある。
- わが国の安全を確保するうえで極めて重要な要素である在日米軍が安定して駐留するためにも、周辺地域の理解と協力を得ることは不可欠である。



地方防衛局による地方公共団体に対する防衛白書の説明

## 気候変動などの環境問題への対応

P.503

- 防衛省・自衛隊は、気候変動などの環境問題の各種課題に対応し、解決に貢献するとともに、自衛隊施設や米軍施設・区域と周辺地域の共生について、より一層重点を置いた施策を進めていく。
- 2024年9月末には、防衛省・自衛隊が保有する全てのPFOSを含有する泡消火薬剤などの交換と処分を完了した。

## 情報発信や公文書管理・情報公開など

P.506

- 防衛省・自衛隊は、活動や取組などを国民に理解してもらえるよう、公式ホームページ、SNS、動画配信、広報誌『MAMOR（マモル）』の編集協力、報道機関への取材協力のほか、各種イベントや広報施設などにおいて様々な方法で積極的に広報活動を行っている。
- また、行政文書の電子的管理を推進するとともに、行政文書管理や情報公開請求への対応を適切に行っている。



自衛隊記念日記念行事の一環として実施している自衛隊音楽まつり（2024年11月）

# 第Ⅰ部

# わが国を取り巻く安全保障環境


第1章 概観

第2章 ロシアによる侵略とウクライナによる防衛

第3章 諸外国の防衛政策など

第4章 宇宙・サイバー・電磁波の領域や情報戦などをめぐる動向・国際社会の課題など

# 第1章 概観

## 1 グローバルな安全保障環境

現在の安全保障環境の特徴として、第一に、普遍的価値やそれに基づく政治・経済体制を共有しない国家が勢力を拡大している。また、力による一方的な現状変更やその試みは、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序に対する深刻な挑戦であり、ロシアによるウクライナ侵略は、最も苛烈な形でこれを顕在化させている。国際社会は戦後最大の試練のときを迎え、新たな危機の時代に突入しつつある。グローバルなパワーバランスが大きく変化し、政治・経済・軍事などにわたる国家間の競争が顕在化している。特に、中国と米国の国家間競争は、様々な分野で今後も激しさを増していくと思われる。

第二に、科学技術の急速な進展が安全保障のあり方を根本的に変化させ、各国は将来の戦闘様相を一変させる、いわゆるゲーム・チェンジャーとなりうる先端技術の開発を行っており、従来の軍隊の構造や戦い方に根本的な変化が生じている。

第三に、サイバー領域などにおけるリスクの深刻化、偽情報の拡散を含む情報戦の展開、気候変動などのグローバルな安全保障上の課題も存在する。

領域をめぐる**グレーゾーン事態**は恒常的に生起しており、また、武力攻撃の前から偽情報の拡散などを通じた情報戦が展開されるなど、軍事目的遂行のために軍事的な手段と非軍事的な手段を組み合わせる**ハイブリッド戦**が、今後さらに洗練された形で実施される可能性が高い。

また、サイバー空間、海洋、宇宙空間、電磁波領域などにおいて、自由なアクセスやその活用を妨げるリスクが深刻化している。特に、相対的に露見するリスクが低く、攻撃者側が優位にあるサイバー攻撃の脅威は急速に高まっている。サイバー攻撃による重要インフラの機能停止や破壊、他国の選挙への干渉、身代金の要求、機微情報の窃取などは、国家を背景とした形でも平素から行われている。

さらに、サプライチェーンの脆弱性、重要インフラへの脅威の増大、先端技術をめぐる主導権争いなど、従来必ずしも安全保障の対象と認識されていなかった課題への対応も、安全保障上の主要な課題となってきている。その結果、安全保障の対象が経済分野にまで拡大し、安全保障の確保のために経済的手段が一層必要とされている。

**KEY WORD グレーゾーン事態**

いわゆる「グレーゾーン事態」は、純然たる平時でも有事でもない幅広い状況を端的に表現したもの。
例えば、国家間において、領土、主権、海洋を含む経済権益などについて主張の対立があり、少なくとも一方の当事者が、武力攻撃に当たらない範囲で、実力組織などを用いて、問題にかかわる地域において頻繁にプレゼンスを示すことなどにより、現状の変更を試み、自国の主張・要求の受入れを強要しようとする行為が行われる状況をいう。

**KEY WORD ハイブリッド戦**

いわゆる「ハイブリッド戦」は、軍事と非軍事の境界を意図的に曖昧にした手法であり、このような手法は、相手方に軍事面にとどまらない複雑な対応を強いることになる。
例えば、国籍を隠した不明部隊を用いた作戦、サイバー攻撃による通信・重要インフラの妨害、インターネットやメディアを通じた偽情報の流布などによる影響工作を複合的に用いた手法が、「ハイブリッド戦」に該当すると考えられる。このような手法は、外形上、「武力の行使」と明確には認定しがたい手段をとることにより、軍の初動対応を遅らせるなど相手方の対応を困難なものにするとともに、自国の関与を否定するねらいがあるとの指摘もある。

## 2 インド太平洋地域における安全保障環境

このようなグローバルな安全保障環境と課題は、わが国が位置するインド太平洋地域で特に際立っており、将来、さらに深刻さを増す可能性がある。インド太平洋地域は、世界人口の半数以上を擁する世界の活力の中核であり、太平洋とインド洋の交わりによるダイナミズムは世界経済の成長エンジンとなっている。この地域にあるわが国は、その恩恵を受けやすい位置にある。同時に、インド太平洋地域は安全保障上の課題が多い地域でもある。例えば、核兵器を含む大規模な軍事力を有し、普遍的価値やそれに基づく政治・経済体制を共有しない国家や地域が複数存在する。さらには、歴史的な経緯を背景とする外交関係などが複雑に絡み合っており、わが国についていえば、わが国固有の領土である北方領土や竹島の領土問題が依然として未解決のまま存在している。また、東シナ海、南シナ海などにおける、力による一方的な現状変更やその試み、海賊、テロ、大量破壊兵器の拡散、自然災害などの様々な種類と烈度の脅威や課題が存在する。

わが国は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している。ロシアによるウクライナ侵略により、国際秩序を形作るルールの根幹がいとも簡単に破られた。同様の深刻な事態が、将来、インド太平洋地域、とりわけ東アジアにおいて発生する可能性は排除されない。国際社会では、インド太平洋地域を中心に、歴史的なパワーバランスの変化が生じている。

参照 図表Ⅰ-1-1（わが国周辺の安全保障環境）、図表Ⅰ-1-2（主要国・地域の兵力（概数））、図表Ⅰ-1-3（わが国周辺における主な兵力の状況（概数））

**資料**：最近の国際軍事情勢
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/surround/index.html

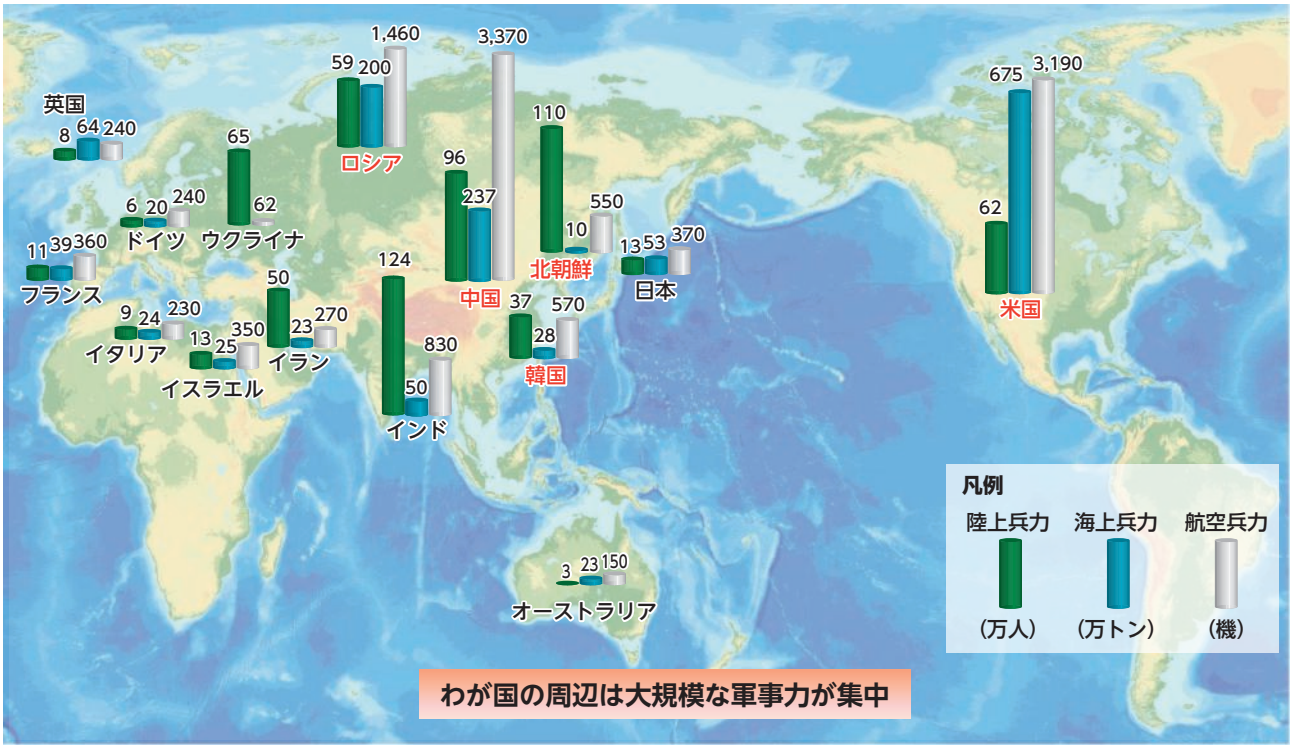
## 図表Ⅰ-1-1 わが国周辺の安全保障環境




○インド太平洋地域は、安全保障上の課題が多い地域
- 核兵器を含む大規模な軍事力を有し、普遍的価値やそれに基づく政治・経済体制を共有しない国家や地域が複数存在
- 歴史的な経緯を背景とする外交関係などが複雑に絡み合う地域
- 東シナ海、南シナ海などにおける、力による一方的な現状変更やその試み、海賊、テロ、大量破壊兵器の拡散、自然災害などの様々な種類と烈度の脅威や課題が存在

(注) 中国の「近代的駆逐艦・フリゲート」についてはレンハイ・ルフ・ルーハイ・ソブレメンヌイ・ルーヤン・ルージョウの各級駆逐艦およびジャンウェイ・ジャンカイの各級フリゲートの総隻数。このほか、中国は49隻(2025年)のジャンダオ級小型フリゲートを保有。

## 図表Ⅰ-1-2 主要国・地域の兵力（概数）




| 陸上兵力（万人） | | |
|---|---|---|
| 1 | インド | 124 |
| 2 | 北朝鮮 | 110 |
| 3 | 中　国 | 96 |
| 4 | ウクライナ | 65 |
| 5 | 米　国 | 62 |
| 6 | ロシア | 59 |
| 7 | パキスタン | 56 |
| 8 | イラン | 50 |
| 9 | ベトナム | 38 |
| 10 | 韓　国 | 37 |
| — | 日　本 | 13 |

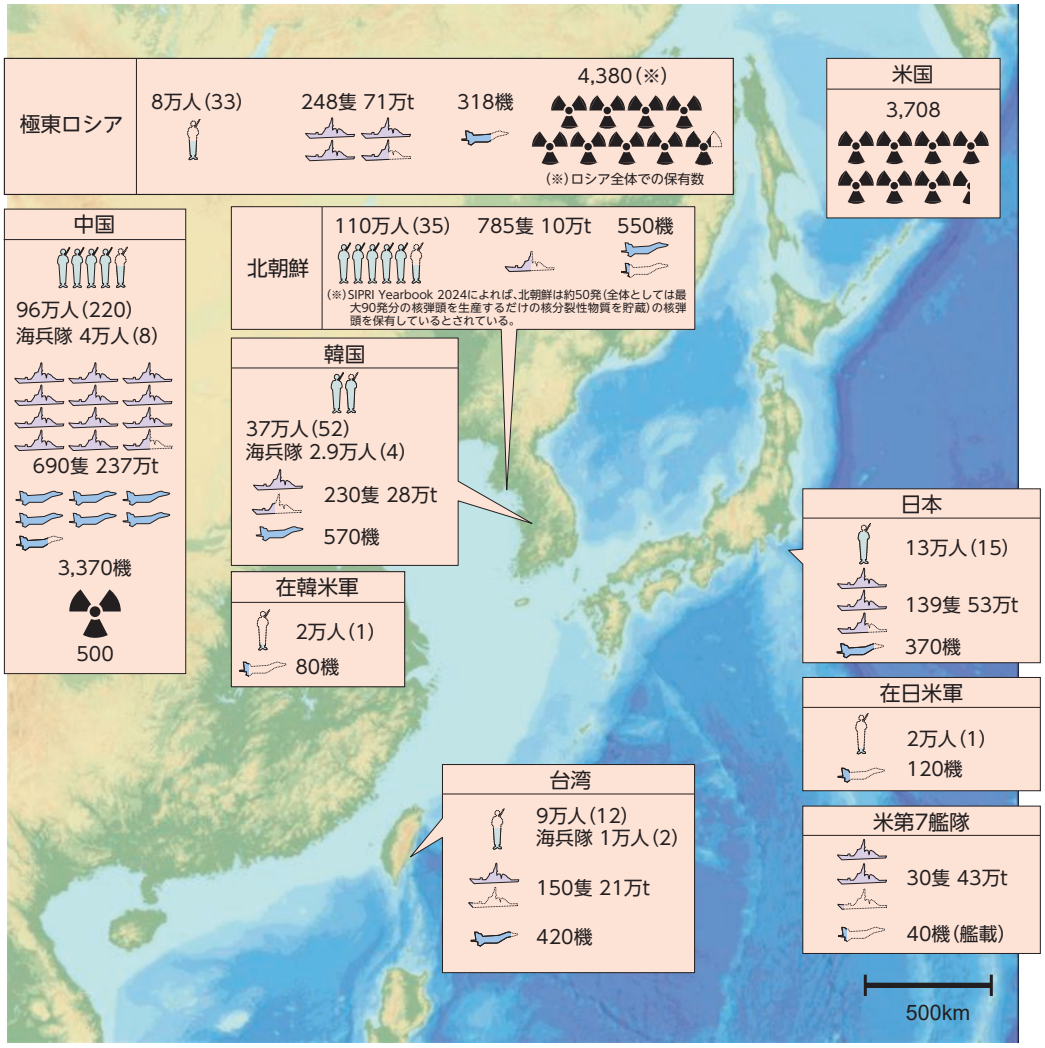
| 海上兵力（万トン（隻数）） | | |
|---|---|---|
| 1 | 米　国 | 675 (990) |
| 2 | 中　国 | 237 (690) |
| 3 | ロシア | 200 (1,180) |
| 4 | 英　国 | 64 (150) |
| 5 | インド | 50 (320) |
| 6 | フランス | 39 (300) |
| 7 | トルコ | 29 (270) |
| 8 | 韓国 | 28 (230) |
| 9 | インドネシア | 26 (190) |
| 10 | イタリア | 24 (160) |
| — | 日　本 | 53 (139) |

| 航空兵力（機数） | | |
|---|---|---|
| 1 | 中　国 | 3,370 |
| 2 | 米　国 | 3,190 |
| 3 | ロシア | 1,460 |
| 4 | インド | 830 |
| 5 | 韓　国 | 570 |
| 6 | 北朝鮮 | 550 |
| 7 | エジプト | 510 |
| 8 | パキスタン | 510 |
| 9 | サウジアラビア | 460 |
| 10 | 台　湾 | 420 |
| — | 日　本 | 370 |

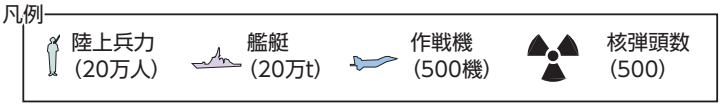
（注）1　陸上兵力は「ミリタリー・バランス2025」上のArmyの兵力数を基本的に記載＊、海上兵力は「Jane's Fighting Ships 2024-2025」を基に艦艇のトン数を防衛省で集計、航空兵力は「ミリタリー・バランス2025」を基に防衛省で爆撃機、戦闘機、攻撃機、偵察機などの作戦機数を集計
2　日本は、令和6（2024）年度末における各自衛隊の実勢力を示し、作戦機数（航空兵力）は航空自衛隊の作戦機（輸送機を除く）および海上自衛隊の作戦機（固定翼のみ）の合計

＊万人未満で四捨五入。米国は陸軍45万人のほか海兵隊17万人を含む。ロシアは地上軍55万人のほか、空挺部隊3.5万人を含む。ウクライナは、地上軍50万人および地域防衛部隊10万人のほか、空挺部隊4.5万人を含む。イランは陸軍35万人のほか、革命ガード地上部隊の15万人を含む。

## 図表Ⅰ-1-3 わが国周辺における主な兵力の状況（概数）




(注) 1 資料は、米国防省公表資料、「ミリタリーバランス(2025)」、「SIPRI Yearbook 2024」などによる。
2 日本については令和6(2024)年度末における各自衛隊の実勢力を示し、作戦機数は航空自衛隊の作戦機(輸送機を除く)および海上自衛隊の作戦機(固定翼のみ)の合計である。
3 在日・在韓駐留米軍の陸上兵力は、陸軍および海兵隊の総数を示す。
4 作戦機については、海軍および海兵隊機を含む。
5 ( )内は、師団、旅団などの基幹部隊の数の合計。北朝鮮については師団のみ。
6 米第7艦隊については、日本およびグアムに前方展開している兵力を示す。
7 在日米軍および米第7艦隊の作戦機数については戦闘機のみ。



解説

## 各地域間の安全保障環境の連関がわが国に及ぼす影響

インド太平洋は、広大な地理的広がりの中に大陸、半島、島嶼が複雑に位置する地域です。わが国は、中国、ロシア、朝鮮半島や欧州のように他国と陸上を中心に接している環境にはありませんが、ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の悪化などの事例を踏まえれば、遠く海を隔てた地域であっても、わが国の安全保障に影響を及ぼす可能性は否定できません。

一般的にいえば、国境を越えた経済活動や人の往来が増大するにつれて、地理的に離れた地域で発生する事象が、地域間の取引や往来を通じてほかの地域に影響を及ぼすようになります。このような連関は、軍事面であれば、軍事装備品や軍事技術の地域間の移転、他国における部隊の駐留、他国への人員や軍事アセットの派遣などの形でみられます。これらの活動は、地域の軍事バランスや軍事活動に影響を与える可能性があります。

ウクライナ侵略と中東情勢の悪化は、それぞれ欧州とインド太平洋、中東とインド太平洋との間の軍事的な連関を示すものであると考えられます。顕著な例のひとつは露朝軍事協力の進展です。ウクライナ侵略における北朝鮮製の弾道ミサイルを含む武器・弾薬の調達およびそのウクライナに対する使用、さらには北朝鮮によるロシアへの兵士の派遣といった露朝軍事協力の進展が明らかになりました。加えて、ロシアによる北朝鮮への核・ミサイル関連技術の移転のおそれがあり、長期的にはインド太平洋地域の軍事バランスに影響を与える可能性も否定されません。中東情勢の悪化の中、米国は中東への軍事アセットの追加展開などを行っています。中東情勢の悪化がさらに国際社会の関心をインド太平洋から分散させ、ひいては長期的に各国の戦略的な優先順位に影響を与える可能性があります。

このように、ある地域における事象がほかの地域の安全保障環境に多層的な影響を及ぼし得るところ、インド太平洋に位置するわが国も、周辺国などが軍事力を増強しつつ軍事活動を活発化させるなかで、各地域間の安全保障環境の連関を認識し、その動向を注視する必要があります。

解説

## わが国周辺におけるミサイル脅威の高まり

わが国周辺には核兵器を含む大規模な軍事力を有する国や地域が複数存在し、核兵器の運搬手段ともなりうるミサイル戦力が質、量ともに著しく増強されており、わが国へのミサイル攻撃が現実の脅威となっています。

ミサイル戦力の増強は、極超音速兵器の開発、精密打撃能力の向上、発射プラットフォームの増加・多様化などの形でみられます。特に極超音速兵器は、通常の弾道ミサイルよりも低い高度で飛翔することから探知が遅くなるほか、大きく機動することから軌道予測や着弾位置の予想が難しく、迎撃がより困難になるとされています。このため極超音速兵器は、相手のミサイル防衛網の突破を企図して開発・配備が進められているものと考えられます。

例えば、中国は、極超音速滑空兵器（HGV）を搭載可能な弾道ミサイルとして、準中距離弾道ミサイルとされるDF-17の運用を2020年に開始したと指摘されているほか、長射程の弾道ミサイルとされるDF-27も配備している可能性があると指摘されています。北朝鮮は、「極超音速ミサイル」と称するミサイルの発射を繰り返しています。ロシアもまた、HGV「アヴァンガルド」や極超音速巡航ミサイル（HCM）「ツィルコン」の配備を進めており、「ツィルコン」についてはウクライナに対して使用されています。

防衛省はミサイル防衛能力を質・量ともに不断に強化していくこととしていますが、ミサイル防衛という手段だけに依拠し続けた場合、今後、既存のミサイル防衛網だけで完全に対応することは難しくなるものと考えられます。このため、相手からミサイルによる攻撃がなされた場合、ミサイル防衛網により、飛来するミサイルを防ぎつつも、他に手段がないと認められる場合におけるやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、反撃能力により相手からのさらなる武力攻撃を防ぐこととしています。こうした取組により、わが国の抑止力・対処力を向上させることで、武力攻撃の発生そのものを抑止していく考えです。

# 第2章 ロシアによる侵略とウクライナによる防衛

## 1 全般

ロシアによるウクライナへの侵略は、ウクライナの主権と領土一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際連合憲章を含む国際法の深刻な違反である。このような力による一方的な現状変更は、アジアを含む国際秩序の根幹を揺るがすものである。また、ウクライナ各地においてロシアによる残虐で非人道的な行為が明らかになっているが、多数の無辜（むこ）の民間人の殺害は重大な国際人道法違反、戦争犯罪であり、断じて許されない。

第二次世界大戦後の国際秩序においては、力による一方的な現状変更を認めないとの規範が形成されてきた。そのようななかで、国際の平和と安全の維持に主要な責任を負うこととされている国連安全保障理事会（安保理）常任理事国の一つであるロシアが、国際法や国際秩序と相容れない軍事行動を公然と行い、罪のない人命を奪うとともに、核兵器による威嚇ともとれる言動を繰り返すという事態は、前代未聞と言えるものである。このようなロシアの侵略を容認すれば、アジアを含む他の地域においても力による一方的な現状変更が認められるとの誤った含意を与えかねず、わが国を含む国際社会として、決して許すべきではない。

国際社会は、このようなロシアによる侵略に対して結束して対応しており、各種の制裁措置などに取り組むとともに、ロシア軍の侵略を防ぎ、排除するためのウクライナによる努力を支援するため、戦車や火砲、弾薬といった装備品の供与などを続けている。ウクライナ侵略にかかる今後の展開については、引き続き予断を許さない状況にあるが、わが国としては、重大な懸念を持って関連動向を注視していく必要がある。

## 2 ウクライナ侵略の経過と見通し

### 1 ロシアによる電撃戦の失敗とウクライナによる緒戦防衛の成功

2022年2月24日、ロシアは、ウクライナに対する全面的な侵略を開始した。しかし、ゼレンスキー・ウクライナ大統領が早くから一貫してキーウに残留する意向を明確にする中、ウクライナ軍などがキーウ郊外においてロシア軍主力部隊の前進を阻止し、迅速なキーウ掌握を企図していたロシア軍などに多大な損害を与えた。同年3月末から4月初めには、ロシア軍などをキーウ正面から後退させたことで、ロシアが企図していたとみられるごく短期間でのゼレンスキー政権の排除は失敗に終わったとの指摘もある。

ウクライナ軍は、同国第二の都市であり、交通の要衝でもある東部ハルキウの防衛にも成功したが、南部においては、ロシア軍が他の地域に比べ迅速に占領地を拡大したものと考えられ、同年3月初旬にはドニプロ川の西岸に位置するヘルソン州の州都ヘルソンを占領するとともに、そのさらに西に位置するミコライウ州の州都ミコライウ方面に一時進出し、アゾフ海北岸のザポリッジャ州南部とドネツク州南部においても侵略開始当初に占領地を大きく拡大したものとみられる。

参照 図表Ⅰ-2-1（ウクライナの地図）

図表Ⅰ-2-1 ウクライナの地図




## 2 ロシアによる戦線整理とウクライナによる反転攻勢着手

### (1) ロシアによる戦線整理とウクライナ東部・南部における占領地の拡大

首都キーウの掌握に失敗したロシア軍は、2022年3月25日、それまでの軍事行動は「作戦の第一段階」であったとして、今後はウクライナ東部のドネツク州とルハンスク州における占領地拡大を作戦の主目標とする旨を発表し、戦線の整理を行った。

ロシア軍は、キーウ方面から後退させた部隊を再編成のうえ、ウクライナ東部へ順次投入し、ルハンスク州の臨時州都であったセヴェロドネツクとその周辺を同年6月下旬から7月上旬にかけて占領したとみられている。

ウクライナ南部においては、ロシア軍は、アゾフ海沿岸におけるウクライナ側の最後の拠点であったドネツク州南部マリウポリにあるアゾフスターリ製鉄所の制圧に戦力を集中し、同年5月、ロシア国防省は、マリウポリにおける作戦が完了した旨発表した。

ロシアは、マリウポリの占領により、アゾフ海沿岸全域を占領するとともに、クリミア半島との陸上交通路を確保した。

### (2) ウクライナの反転攻勢着手

2022年4月以降、ウクライナ軍は、全正面においてロシア軍への抵抗を継続しつつ、反転攻勢に向けた準備攻撃とみられる動きを活発化させた。

ウクライナ南部においては、同年5月、国産地対艦ミサイル「ネプトゥーン」により、ロシア黒海艦隊の旗艦であるスラヴァ級ミサイル巡洋艦「モスクワ」を撃沈したとされている。同年6月、ザルジュニー・ウクライナ軍総司令官（当時）は、同軍の攻撃により、緒戦において占領された黒海のズミーニー島からロシア軍を撤退に追い込んだ旨発表した。

これらのウクライナ軍の攻撃は、ロシア黒海艦隊がウクライナ南部に構築していた防空網を破壊し、ロシア航空戦力の活動を困難にすることで、その後の同地域におけるウクライナ軍の反転攻勢を容易にする効果があったと考えられる。

さらに同年6月下旬以降、ウクライナ軍は、米国から供

与されたM142高機動ロケット砲システム（HIMARS）を実戦投入したものとみられ、同年7月には、南部における反転攻勢の開始に言及した。同地域においてウクライナ軍は、HIMARSなどの精密攻撃能力に優れた長距離火力を活用し、同地域一帯のロシア軍の指揮所や兵站拠点を攻撃するとともに、ドニプロ川の橋梁などを通行不能にした。これにより、補給が困難となったドニプロ川以北のロシア軍部隊の戦闘能力と士気を低下させ、反転攻勢のための条件を整えた。

High Mobility Artillery Rocket System



発射されるウクライナ軍の高機動ロケットシステムHIMARS（ウクライナ南部ヘルソン州）【EPA＝時事】

## 3 2022年のウクライナによるハルキウ正面とヘルソン正面での反転攻勢とロシアによる対応

### (1) ウクライナによる反転攻勢の本格化

2022年9月上旬、ウクライナ軍は、東部ハルキウ州における反転攻勢に成功し、同州のロシア軍占領地の大部分を奪還した。ウクライナ軍は、それまで反転攻勢の動きを顕著にしていた南部と異なり、東部においては反転攻勢企図の秘匿に努めたものとみられ、南部におけるウクライナ軍の反転攻勢に対応すべく東部のロシア軍部隊が転用され、戦力が手薄となったところを突くことで反転攻勢に成功したとの指摘もある。

一方、南部においては、ウクライナ軍は、ドニプロ川を利用したロシア軍の分断と弱体化に努め、同年11月中旬、ロシア軍に撤退を強いる形で州都ヘルソンを含むドニプロ川以北のヘルソン州などの奪還に成功した。

### (2) ロシアによる対応

ウクライナの反転攻勢の本格化を受け、ロシアは、兵力の増強やウクライナ領土占領の既成事実化をはじめとする各種の対応を取った。

兵力の増強について、2022年9月、プーチン大統領は、部分的動員に関する大統領令に署名した。また、上記の動員について、ショイグ国防相（当時）は、30万人を動員する計画である旨述べた。

ウクライナ領土占領の既成事実化については、同月、ルハンスク、ドネツク、ザポリッジャ、ヘルソンのロシア軍占領地域においてロシアへの「編入」の賛否を問う「住民投票」を実施し、その結果に基づき、これら4地域を違法に「併合」した。



ウクライナ東部および南部4州の「編入」式典におけるプーチン大統領（中央）、4州の「首長」および「州知事」（2022年9月）【ロシア大統領府】

そのほか、ウクライナ軍との接触線全域で塹壕陣地、対戦車壕、通称「竜の歯」と呼ばれるコンクリート製の対戦車障害物、地雷原などからなる複合障害陣地を構築し、ウクライナ軍による反転攻勢に備えた。これらと並行して、ロシア軍は、ウクライナ全土に対するミサイル・自爆型UAV攻撃を強化し、ウクライナ軍の防空ミサイルを消耗させるとともに、寒冷期の市民生活にとって重要なウクライナの電力網に被害を与え、非戦闘員の犠牲を拡大することで、ウクライナの継戦能力と抗戦意思の減殺を企図したものとみられる。こうしたロシア軍の攻撃によるウクライナの非戦闘員の犠牲者は、国連人権高等弁務官事務所によると2024年12月時点で少なくとも1.2万人を超えるとの見方が示されているが、戦闘が現在も継続しているため、正確な被害の実態は把握できておらず、実際の犠牲者はこれを大きく上回り、今もなお増え続けているとみられる。

Unmanned Aerial Vehicle

2023年1月に入ると、ロシア軍や民間軍事会社「ワグネル」を中心とする勢力が東部ドネツク州における攻勢を強め、同年5月には同州の交通の要衝バフムトを制圧したとみられる。



ロシア国旗を掲げる「ワグネル」戦闘員（2023年5月）【AFP＝時事】

## 4 2023年のウクライナによるザポリッジャ正面での反転攻勢の停滞とロシアによる東部攻勢

### (1) ウクライナへの西側兵器の供与と、反転攻勢の停滞

ロシア軍などによるバフムト正面の攻勢で守勢に立たされるなか、ウクライナ軍は、西側諸国から「レオパルド2A6」や「チャレンジャー2」といった主力戦車や、「ストーム・シャドウ」といった空中発射型の長射程巡航ミサイルなどの各種装備品の供与を受けたうえで、部隊を新編し、欧州で兵員を訓練させることなどを通じて反転攻勢の準備を進めたとみられる。

ウクライナ軍は、2023年6月初旬にも反転攻勢に着手したとみられ、南部ザポリッジャ州正面を中心に複数の集落を順次奪還していったが、ロシア軍の敷設した大量の対人・戦車地雷や攻撃ヘリの対戦車ミサイルなどにより進軍を阻まれ、ウクライナ軍側も多大な人員と装備の損失を被ったとされる。

ウクライナ軍の反転攻勢のねらいは、南部ザポリッジャ州のロシア軍の防御線を突破し、アゾフ海に至るまで南進することによる、ロシア本土とクリミア半島を繋ぐロシア軍の陸上兵站ルートの遮断とされたが、当初想定されていた目標は達成されなかったとみられる。

ウクライナ軍の反転攻勢停滞の要因として、火力や進軍する地上部隊のための短距離防空システム、地雷原を突破するための障害処理機材、十分な訓練を受けた兵士がウクライナ軍内で不足していたことなどが指摘されている。

同年10月、米国から地対地弾道ミサイル「ATACMS」がウクライナに供与されるも、地上作戦における大規模な突破には至らず、同年11月、ゼレンスキー大統領が、ロシア軍の攻勢に備えた防御陣地の構築を指示するなど、ウクライナ軍が守勢に立たされたとみられる。

ATACMS：Army Tactical Missile System

### (2) ロシア軍による東部攻勢とミサイル攻撃の活発化

ロシア軍は、2023年10月以降、ドネツク州アウディウカ正面やバフムト正面、ハルキウ州クピャンスク正面などで攻勢を強化し、2023年末までにドネツク州マルインカを制圧したとされる。また、2024年2月、ロシア国防省は、アウディウカの占領を発表した。

また、2023年12月末以降、ロシア軍はウクライナ全土に対するミサイル攻撃を活発化させたが、2022年冬季のミサイル攻撃が電力網を狙ったものであるのに対し、2023年冬季のミサイル攻撃は、長期戦を見据えた上で軍事産業を標的としていたとの指摘もある。同傾向は2024年春季も継続し、防空装備の不足がウクライナ側の被害を拡大させたとされる。



ウクライナ・ハルキウの被害状況（2024年1月）【AFP＝時事】

## 5 2024年のロシアによる東部攻勢の継続、ハルキウ攻勢とウクライナによるロシアへの越境攻撃

### (1) ロシア軍による東部攻勢の継続とハルキウ攻勢の開始

ウクライナ軍が火砲や砲弾、防空ミサイルなどの不足に直面する中で、ロシア軍は、アウディウカ占領後も、その西方に位置する交通の要衝ポクロウスクに向けて攻勢を継続するとともに、2024年4月以降、バフムト正面において、高地に位置するチャシフ・ヤールに対する

攻勢を強化したとみられる。

こうした中、米国では、2023年12月以降、新予算の成立遅延により支援停滞が指摘されていたところ、2024年4月末に、ウクライナ支援法案が可決された。支援が再開されたことにより、防空ミサイル不足が緩和されたとみられるほか、砲兵火力差が縮小したと指摘されている。

同年5月10日、ロシア軍はハルキウ州に対する攻勢を開始し、18日までに同正面で多数の集落を占領したとされる。19日以降はロシア軍による新たな占領は発表されておらず、以後ハルキウ正面の戦況は停滞しているとみられる。同攻勢については、ウクライナ領からロシア領内への越境攻撃を防止するため緩衝地帯を創設することや、主要な攻撃正面であるウクライナ東部地域からウクライナ軍兵力を引きはがし、分散させることを目的としていたとの指摘がある。

### (2) ウクライナ軍によるロシアへの越境攻撃とロシア軍による東部占領地の拡大

2024年6月頃、米国と英国など一部欧州諸国は、ロシアのハルキウ攻勢を受けて、ウクライナに対して長距離ミサイルを除く各国が供与した武器による国境付近のロシア領内への攻撃を許可したと指摘されている。

同年8月上旬、ウクライナ軍は、同国北東部に隣接するロシアのクルスク州への砲撃や無人機攻撃を実施したのち、地上部隊を越境させ、同州スジャ周辺に占領地を確保したとみられる。同越境攻撃の意義としては、2025年2月、ゼレンスキー大統領が、ロシアとの交渉が開始すれば、クルスク州の占領地域と引き換えにロシアに領土交換を提案する計画である旨言及していた。

他方、ロシア軍は、クルスク州への越境攻撃に対応しつつ、2024年8月以降もウクライナ東部に対する攻勢を続け、特にポクロウスク方面やその南方に位置するクラホヴェ方面で継続的に占領地を拡大した。同年12月には、ポクロウスク近傍に到達したとみられるほか、2025年1月、ロシア国防省はクラホヴェの占領を発表した。

クルスク州において、ウクライナ軍は、2024年8月末以降は同州占領地域の維持に努めてきたとみられるが、2025年3月に、ロシアのゲラシモフ参謀総長は、プーチン大統領にウクライナ占領地域の86%以上を解放したと報告。同年4月末には、全地域を奪還したと報告し、その際、北朝鮮兵士も同地域の奪還に参加したと述べた。他方、同日、ウクライナ軍参謀本部は、同国軍がクルスクで防衛作戦を継続していると表明している。また、2025年3月に、ウクライナ軍は隣接するベルゴロド州でも越境攻撃を開始したとされ、同年4月には、ゼレンスキー大統領が、ベルゴロド州にもウクライナ軍が存在と言及するなど、同州内で戦闘を継続している。

## 6 ロシアによる原発・核施設攻撃とNBC兵器をめぐる状況

ロシアは、ウクライナ侵略を継続するなかで、核物質や核施設をめぐる危険な行動を繰り返している。ロシアは、2022年2月にベラルーシ国境に近いチョルノービリ原発を占拠したほか、同年3月にはウクライナ南東部のザポリッジャ原発を占拠した。また、同月以降、実験用原子炉を有し、核物質を扱うハルキウ物理技術研究所が複数回にわたって攻撃された。

核兵器については、プーチン大統領が同年9月、核戦力を念頭に、自国の領土一体性が脅威にさらされた際には、ロシアが利用可能なあらゆる手段を用いる旨を述べている。また、2024年5月、ロシア国防省は、西側高官の挑発的な発言や脅しへの対応であるとして、ソ連崩壊以降初めて非戦略核戦力の演習実施を公表し、同年5月から7月までの間に3段階に分けて演習を行った。同年11月には、西側諸国が自国の供与した長距離ミサイルによるロシア領内への攻撃を許可したと報じられ、ウクライナによるATACMSを使用したロシア領内に対する攻撃が初めて実施された。この攻撃と同日、ロシアは、以前から改訂を仄めかしていた、いわゆる「核ドクトリン」に相当する政策文書「核抑止分野における国家政策の指針」の改訂版を発表。この2日後に、プーチン大統領は、西側長距離兵器を使用したロシア領内攻撃に対する対抗的措置として、新開発の中距離弾道ミサイル「オレシュニク」により、ウクライナのドニプロ市に対して実験と称する攻撃を実施したと発表した。このように、ロシアは、他の高官によるものも含め、核兵器による威嚇とも取れる言動を繰り返している。



ウクライナ保安庁が公開した「オレシュニク」の破片【AFP＝時事】

化学兵器や生物兵器についても、ロシアは、ウクライナがこれらを使用する可能性があるとの主張を繰り返しているが、米国や英国は、ロシアによるいわゆる「偽旗（にせはた）作戦」[1]の準備との評価を明らかにしている。また、2022年3月、バイデン大統領（当時）は、プーチン大統領がウクライナで生物・化学兵器の使用を検討している確かな兆しがあるとの趣旨の発言をしていたところ、2024年5月、米国務省は、ロシアが化学兵器を使用した疑惑を指摘している。また、同年11月および2025年2月、化学兵器禁止機関（OPCW）技術事務局は、ウクライナの戦場で収集された手りゅう弾と土壌サンプルに化学兵器禁止条約（CWC）により戦争の手段としての使用が禁止されている暴動鎮圧剤の存在が確認されたと発表している。

Organization for the Prohibition of Chemical Weapons
Chemical Weapons Convention

## 7 今後の見通し

ウクライナ侵略をめぐる今後の動向については予断を許さないが、動向に影響を与えるとみられるロシア軍とウクライナ軍双方の戦略・戦術や人的・物的な継戦能力について、様々な指摘がされている。

ロシア軍については、指揮統制をめぐる困難がとりわけ早くから指摘されてきた。侵略開始当初、ロシア軍は、平時の運用体制である統合戦略コマンド（軍管区）の指揮系統と所属部隊をそのまま各作戦正面に割り当てた結果、約20万人とされる機械化歩兵部隊に加え、陸・海・空のミサイル戦力、海空戦力などの投入戦力全体[2]に対する一元的な指揮統制を欠いたと指摘されている。2022年4月初旬には、ロシア軍の作戦全体を指揮する統合任務部隊司令官が任命されたと報じられ、軍種間や戦域間の連携改善を図ったものとみられる。また、2023年1月には、軍種間の連携改善、後方支援の質的向上や部隊指揮の効率改善を目的として、ゲラシモフ参謀総長が統合任務部隊司令官に任命された旨発表された。同年5月には、プリゴジン氏率いる民間軍事会社「ワグネル」の兵力も多数投入することで、東部ドネツク州バフムトの制圧に寄与したとされるが、その後、軍と「ワグネル」間の不和が原因となり、同年6月にはプリゴジン氏が「武装反乱」を起こし、「ワグネル」によるロシア国内への進軍を許す形となった。一時はモスクワまで200km圏内まで到達したとされるも、ベラルーシ大統領仲介のもとで事態は収束した。こうした武装蜂起の再発を防ぐため、ロシア国防省は、元「ワグネル」の兵員らに軍との契約を促し、また、そのほかの民間軍事会社についても参謀本部の隷下で管理することで指揮命令系統の一元化を図っているとの指摘もある。

ウクライナ軍については、2014年以降の東部における紛争に対処する中で、戦闘経験を有する予備役を多数確保したこと、NATO標準を目指した国防省や軍の機構改革を受け、戦闘の中核となる下士官の養成が進んだこと、指揮統制支援ソフト「GIS Arta」や状況監視システム「デルタ」をはじめとする民間技術に基づく迅速性・精密性の高い火力調整システムを採用したことなどにより、質量ともに優位なロシア軍に対しても屈することなく、今日まで戦闘を継続している。

North Atlantic Treaty Organization

人的継戦能力については、2024年9月時点でウクライナ軍約48万人、2024年10月時点でロシア軍64.8万人以上が死傷したとの指摘がある[3]。戦闘の長期化に伴い、双方ともに兵員不足が深刻化してきているとみられる。ロシアは、2023年6月に、重罪人を除く受刑者や被疑者の軍務契約を認める法律にプーチン大統領が署名し、同年10月には軍人登録規制が改正され、身体検査を受けずに受刑者を軍籍に登録する「特別軍人登録」について新たに規定するなど、受刑者などをより迅速に実戦投入する環境を整備してきた。これに加え、2024年

1 相手を非難したり自国の正当性を高めたりする目的で、自身が政治的・軍事的攻撃を受けているように演出する作戦。
2 同侵略にはロシア軍のほか、国家親衛隊（旧国内軍）、連邦保安庁、カディロフ・チェチェン共和国首長に属する「カディロフツィ」と呼ばれる部隊のような準軍隊なども参加している。
3 2024年9月17日、『Wall Street Journal』紙、2024年10月7日、イギリス国防省発表による。

7月、プーチン大統領が、新規契約軍人に対する連邦政府からの一時金支給額を約2倍とする大統領令に署名しており、より多くの契約軍人を確保することで人員の確保に努めているとみられる。

ウクライナ側については、2023年12月、軍が50万人の追加動員を求めているとゼレンスキー大統領が明らかにしたほか、2025年1月、シルスキー総司令官が、動員では前線のニーズを満たせておらず、合理的な範囲で兵站、補給、整備部門の人員削減措置を講じていると発言し、他部門の人員を歩兵に転属させざるを得ない旨述べている。また、兵士の脱走なども問題となっており、昨年新設された第155機械化旅団からも多数の脱走が指摘されている。2024年11月にゼレンスキー大統領が、いわゆる初犯の脱走兵について部隊に自主復帰すれば刑事責任を問わないとする法案に署名しており、このようにウクライナは、人員の確保について苦慮しているとみられている。

物的継戦能力については、対ロシア経済制裁により、ロシア軍の装備品調達に支障が出ているとの指摘がある。一方、軍需企業の昼夜連続操業、対地攻撃用ではないミサイルの転用、イラン製UAVの調達、ベラルーシからの戦車の譲受、北朝鮮からの弾薬やミサイルの調達などにより、戦力を維持しているものとみられる。また、制裁下においても、弾薬や旧ソ連時代の技術水準の装備品は今後も十分に生産可能であり、長期にわたって戦闘を継続できるとの指摘もある。

一方、ウクライナ軍の装備は主に、旧ソ連製のものや欧米諸国などから供与された兵器とみられる。旧ソ連製については、ロシア以外の国から調達できる部品や弾薬が限られ、また、自国内で修繕や調達が可能な装備についても、主要な軍需企業が立地するハルキウやドニプロはロシア地上軍の攻撃圏内にある。こうしたことから、継戦能力の確保のためには、国外からの装備・弾薬の提供と旧ソ連製装備からの転換にかかわる教育訓練支援が重要である。

25年2月以降、米国とロシア、ウクライナはそれぞれ複数回にわたって会談を実施。その中でウクライナ情勢についても議論されたことが発表されており、停戦に向けた動きも見られるものの、その進捗状況については予断を許さず、停戦に関する議論が継続する中にあっても、ロシア軍とウクライナ軍との間の戦闘は継続するものとみられる。



ウクライナ北東部ハルキウへの攻撃で使用された北朝鮮製とされるミサイルの残骸を調べる検察関係者（ウクライナ・ハルキウ）（2024年1月）【AFP＝時事】

## 3 ウクライナ侵略が国際情勢に与える影響と各国の対応

### 1 全般

ロシアによるウクライナ侵略においては、ウクライナ自身の強固な抵抗に加え、国際社会が結束して強力な制裁措置などを実施してきている。また、欧州では、各国が国防費を増大させるのみならず、これまで中立化政策を掲げてきたフィンランドやスウェーデンがNATOに加盟するなど、ウクライナ侵略を契機として、欧州の安全保障環境は大きな転換点を迎えている。NATOの東方拡大を自国に対する脅威と位置づけてきたロシアの侵略行為がこのような欧州諸国の安全保障政策の変化を促したことは明らかである。

こうしたことも踏まえ、NATO加盟国である米国の同盟国であり、欧州とはロシアが位置するユーラシア大陸を挟んで対極に位置するわが国としては、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分であるとの認識のもと、その戦略的な影響を含め、今後の欧州情勢の変化に注目していく必要がある。さらに、ウクライナ侵略を受けた欧州情勢の変化は、米中の戦略的競争の展開やアジアへの影響を含め、グローバルな国際情勢にも影響を与え得るものである。いずれにせよ、引き続き関連動向について、強い関心を持って注視していく必要がある。

## 2 NATO加盟国などの対応

ロシアによるウクライナ侵略を受け、欧州各国の警戒感は急速に高まり、ロシアの攻撃的な行動は欧州・北大西洋の安全保障に対する最も重大かつ直接的な脅威と捉えられるようになった[4]。ロシアの脅威を再認識したNATO加盟国は、東部正面における部隊の規模を必要に応じて拡大するとともに、現行のNATO即応部隊に代わって30万人以上を高い即応態勢に置くことで合意するなど、NATOの集団防衛体制のもとでの防衛協力の強化に努めるとともに、自国の防衛力を高める取組も進めている。

参照 3章9節2項（多国間の安全保障の枠組みの強化）

NATO加盟国をはじめとする国々は、ウクライナに対して、戦況に応じた装備品の供与や訓練支援なども実施している。各国は当初、ロシア軍の機甲部隊などの進軍を遅滞させることや空挺部隊などの減殺により前線の拡大を抑えることに貢献するとみられる携行型対戦車ミサイル・対空ミサイルなどの装備品を供与した。ウクライナ軍がロシア軍の全面侵攻を食い止めた後は、ウクライナ軍の反転攻勢のため、地上戦闘において制圧・確保に寄与する戦車や装甲車、りゅう弾砲といった大型装備品の供与に重点が移行した。2023年1月には、各国は初めて旧ソ連製以外の戦車や歩兵戦闘車の供与を発表し、同年2月のポーランドによるドイツ製戦車の引渡しを皮切りに、ウクライナへの引渡しが始まった。

さらに、ロシア軍がウクライナ東部地域に戦力を集中した後は、相手の拠点攻撃のための、より長射程の火力が供与されるようになった。

また、2022年10月以降にロシア軍が民間施設も含むウクライナ全土を標的にミサイル攻撃を行ったことを契機に、各国からの防空システムの引き渡しが急速に進められることとなり、弾道ミサイルにも対処可能な防空システム「ペトリオット」も供与された。

加えて、2023年3月には、旧ソ連製戦闘機の供与が表明されたほか、同年5月、英国とオランダが戦闘機の調達や訓練を支援する「国際的連合」の設立を表明し、米国はG7広島サミットの場において、F-16戦闘機を含む第4世代戦闘機の操縦訓練をウクライナに提供する共同取組を支援する旨を表明した。2024年初頭までに、オランダ、デンマーク、ベルギー、ノルウェーがF-16戦闘機の供与を申し出た。同年8月、ゼレンスキー大統領は、F-16戦闘機が供与され、運用を開始したと発表し、2025年1月時点で、既にオランダ、デンマーク、ノルウェーから供与されたとみられる。

さらに、2024年11月には、米国、英国およびフランスが、ロシア領内に対する長射程のミサイルの使用を許可したとみられる。

米国は、バイデン政権発足以降、ウクライナに対する安全保障支援（累計665億ドル以上）のうち659億ドル以上をロシアによるウクライナ侵略開始以降に発表した（2025年1月9日時点）。また、大規模かつ幅広い装備品の供与のほか、供与した装備品の習熟訓練・新兵などを対象とした訓練支援もウクライナ国外において実施してきている。

英国は、2014年のロシアによるクリミア「併合」以降、米国などとともに、ウクライナに対して装備支援や訓練教官の派遣などを継続して実施しており、ジョンソン政権からスナク政権に移行した後も、幅広い装備品の供与や新兵に対する訓練の実施など、ウクライナに対する積極的な支援を継続した。特に、2023年1月には、他国に先駆けて旧ソ連製以外の主力戦車供与の発表に踏み切ったことに加え、空中発射型の長射程巡航ミサイルの供与も行っている。その後、スターマー政権もこれまで以上に支援を強化するとし、2025年には新たな移動式防空システムを供与すると発表した。また、ロシアの偽情報への対抗やロシアの行動をけん制する観点から、米国と同様、政府高官による発表やSNSによる発信などにより、ロシア軍の動向などに関する情報も積極的に開示してきた。

フランスは、ウクライナ東部における紛争の平和的解決を目指し、「ノルマンディー・フォーマット[5]」において、ドイツと共にロシアとウクライナの間の仲介役を務めてきた。また、ウクライナに対し、装輪装甲車やミサイル防空システム、空中発射型の長射程巡航ミサイルなどの供与を発表している。

4 NATOは、2022年6月に開催された首脳会合において、2010年以来となる新戦略概念を採択した。前回の戦略概念においては、欧州・大西洋地域は平和であり、NATO領に対する攻撃の可能性は小さいとしていたところ、今般の戦略概念においては、欧州・大西洋地域は平和ではなく、加盟国の主権・領土に対する攻撃可能性を見過ごすことはできないとした。また、前回の戦略概念において「真の戦略的パートナーシップ」を目指すとしていたロシアを、「加盟国の安全保障及び欧州大西洋地域の平和と安定に対する最も重大かつ直接的な脅威」と位置づけている。

5 ウクライナ情勢が悪化した2014年以降、ミンスク合意に基づいた情勢解決に向けた協議などを行うウクライナ・ロシア・フランス・ドイツの4か国による対話枠組み。

ドイツは、ロシアによるウクライナ侵略を受け大きく国防戦略を転換し、歩兵戦闘車や地対空ミサイルシステムなどの供与を発表するとともに、2023年1月には、ドイツ製主力戦車について、自国からウクライナへの供与と、第3国からウクライナへの移転の許可に踏み切り、その後も砲弾や防空ミサイルの供与を継続している。

カナダは、2015年以降、ウクライナ軍への訓練支援などを行っており、ロシアによるウクライナ侵略以降、2025年4月時点で45億カナダドルの軍事支援を約束しているなど積極的なウクライナ支援を行っている。

また、EUもウクライナに対し、EUの基金である欧州平和ファシリティを通じて実施された66億ドルを含め、540億ドルの軍事支援を実施した（2025年5月時点）。また、2025年3月には、ウクライナに対し砲弾を年間200万発以上供与する予定であると発表している。

2024年12月、ルッテNATO事務総長は、在独米軍基地に新設された「NATO対ウクライナ安全保障・訓練組織（NSATU）」の活動が始動したと発表した。これにより、西側諸国による対ウクライナ軍事支援の調整機能が米国からNATOに移管されるとしている。
NATO Security Assistance and Training for Ukraine

そのほか、民間企業によるウクライナに対する技術支援も注目されている。米企業がウクライナ政府の求めに応じて提供した衛星コンステレーションによるインターネットサービスは、ウクライナ国民の通信手段として使用されるのみならず、ウクライナ軍無人機の運用などにも活用されているとされる。また、欧米のIT・セキュリティ企業は、ウクライナ侵略が開始される前からウクライナのサイバーセキュリティ支援を実施し、ロシアによるサイバー攻撃の被害を低減・局所化させることに成功したと指摘されている。

このように、NATO加盟国をはじめとする国などがウクライナ支援の動きを見せる中、独自の対応を行っている国もある。ロシア・ウクライナ両国と関係の深いトルコは、ロシアに対して一定の配慮を見せている。具体的には、ウクライナへの支持を表明する一方、ロシアに対する制裁措置は基本的に実施していない。このほか、ロシアへの経済依存度が高いハンガリーは、国益に反するとして、ウクライナへの武器供与を行っておらず、NATO加盟国の中でも、ロシアに対して融和的な姿勢を見せている。

## 3 そのほかの地域の対応

ウクライナ侵略開始から1年となるのを前にした2023年2月23日、国連総会において、ロシアによる侵略の即時停止などを求める総会決議案が全国連加盟国の7割以上を占める141か国の賛成により採択された。一方、同決議案には、ロシアのほか、ベラルーシや北朝鮮といった6か国・地域が反対するとともに、中国やインドといった32か国が棄権するなど、こうした動きに同調しない国・地域もある。

北朝鮮は、ロシア軍のウクライナからの即時撤退を求める国連総会決議案などに反対するとともに、ウクライナにおける事態の原因が米国や西側諸国にあると主張し、ロシアを擁護する姿勢をみせている。また、2023年12月末以降、北朝鮮からロシアに供与されたミサイルが、ウクライナに対して使用されたことも明らかになった。さらに、2024年10月には、北朝鮮兵士がロシア東部へ派遣されたことが確認され、派遣された兵士は、ウクライナに対する戦闘に参加するに至った。北朝鮮によるロシアへの兵士の派遣やウクライナに対する戦闘への参加、北朝鮮からロシアへの弾道ミサイルを含む武器供与については、ウクライナ情勢のさらなる悪化につながりうるものであり、また、北朝鮮との間の武器や関連物資の移転等調達を全面的に禁止する関連安保理決議に違反するものであることから、わが国として強く非難してきている。

参照 3章4節1項5（対外関係）

イランは、2018年の米国の核合意離脱以降、欧米との対立姿勢を強めてきた一方、ロシアと経済・軍事分野を中心に関係を強化しており、ウクライナ侵略の外交的解決を主張するも、米国とその同盟国による対露制裁を批判するなど、ロシアの立場に一定の理解を示している。

また、同年7月、米国は、イランがロシアに対して無人機の供与を計画している旨を公表したほか、同年9月には、ロシアがイラン製無人機を攻撃や情報収集・警戒監視・偵察（ISR）に用いていると指摘した。ウクライナ軍も、ロシアがイラン製無人機を用いてウクライナ各地への攻撃を実施していると発表している。これに対しイランは、ロシアへのイラン製無人機の供与はウクライナ侵略前に行われたものであると主張し、その目的はウクライナ戦争で使用するためではなかった旨を示唆している。2023年2月、バーンズ米CIA長官（当時）は、ロシアはイランからの支援の見返りとして、イランのミサイル計画の支援や戦闘機提供の可能性について検討している旨を指摘した。2024年9月には、ロ
Intelligence, Surveillance, and Reconnaissance
Central Intelligence Agency

シアがイランから弾道ミサイルを受領したと指摘されており、両国の協力関係の進展を注視する必要がある。

中国は、ウクライナ侵略について、ロシアへの直接的な批判を避け、ロシアとウクライナの双方に「自制と対話」を求めるとともに、ウクライナ問題の解決に向けて自身の方法で建設的な役割を果たすとの立場をとっている。一方で、ロシアの行動の原因は、米国をはじめとするNATO諸国の「冷戦思考」にある旨を主張し、安全保障問題におけるロシアの合理的な懸念を理解するとの見解を表明するとともに、ロシアに対する制裁や欧米諸国によるウクライナへの装備品供与を批判している。2022年9月、侵略開始後初の対面での開催となった中露首脳会談で、習近平国家主席は、互いの核心的利益にかかわる問題への強力な支持を表明しており、また、オンラインで開催された同年12月の中露首脳会談においては、ウクライナ侵略について、中国は引き続き客観的かつ公正な立場を堅持し、国際社会が力を合わせるよう推進し、ウクライナ危機の平和的解決に向けて建設的な役割を果たす、と発表した。さらに、2023年2月には、「ウクライナ危機の政治的解決に関する中国の立場」と題した文書を公表し、和平交渉や戦後の再建に建設的な役割を果たす旨を表明した。同年3月、習近平国家主席がロシアを訪問した際には、プーチン大統領との会談に加えて共同声明を発表し、ロシア側に和平交渉の早期再開に向けて努力する用意があることを肯定的に評価するとともに、国連安保理を経ない一方的な制裁に反対した。同年10月には、ウクライナ侵略以降、初めてプーチン大統領が中国を訪問して習近平国家主席と首脳会談を行い、両国の信頼関係の深化を相互に確認している。ウクライナ侵略によって国際的に孤立するロシアにとって、今後、中国との政治・軍事的協力の重要性はこれまで以上に高まっていく可能性がある。また、中国はデュアル・ユース製品（軍民両用品）の移転によりロシアの継戦能力を下支えしているという指摘もある。

一方、ロシアと連携を深める中国に対し、欧米諸国はけん制する動きを見せている。2022年9月、ストルテンベルグNATO事務総長は、ウクライナ侵略後も中国がロシアと協力するとともに、NATO拡大に反対していることは、NATOが中国を安全保障上の課題とみなすべき理由となる旨指摘した。また、米国は、ロシアの民間軍事会社「ワグネル」に衛星画像を提供したとみる中国企業などを、米国からの輸出を規制するエンティティ・リストに追加している。さらに、ブリンケン米国務長官（当時）は、2023年2月に実施した王毅中国共産党中央外事工作委員会弁公室主任との会談において、中国が殺傷兵器をロシアに供与すれば米中関係に深刻な結果をもたらすと警告した。

ウクライナ侵略以降も連携を深める両国の協力動向には、両国と隣接するわが国として引き続き懸念を持って注視していく必要がある。

参照 3章2節3項（対外関係など）

伝統的にロシアとの関係が深いインドは、ウクライナ侵略に関し、敵対的行為と暴力の即時停止と、対話と外交を通じた解決を強調し、2022年9月の印露首脳会談において、モディ首相がプーチン大統領に対し、「今は戦争の時代ではない」などと述べる一方、ロシアへの明示的な批判を避けている。引き続き、ロシアとの間で軍事面における強固な協力関係を維持しているほか、経済制裁により価格が下落したロシア産原油の輸入を増やすなどの対応もみられ、今後の対応が注目される。

参照 3章5節5項5（1）（アジア諸国との関係）

**資料**：ウクライナ関連
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/ukraine2022.html

# 第3章 諸外国の防衛政策など

## 第1節 米国

### 1 安全保障・国防政策

2021年1月から2025年1月までのバイデン前大統領の在任期間中、米国は2022年10月に国家安全保障戦略[1] (National Security Strategy) (NSS) を発表し、中露との「大国間の地政学的競争」と気候変動などの国境を越えた問題である「共通の課題」という2つの戦略的課題に直面しているとの認識などを示した。中国やロシアなどによる侵略を抑止することに重大な関心があるとし、新たな戦略を推進する競争相手に対して、通常戦力と核抑止力だけに頼るのは十分ではないとの認識に基づき、米国内の各機関や同盟国などとの能力の統合により、侵略行為の抑止に最大の効果を発揮する統合抑止[2] (Integrated Deterrence) を推進する考えを示した。

また、同月には国防省が国家防衛戦略 (National Defense Strategy) (NDS) を発表し、抑止力を強化するため、米国本土防衛や戦略的攻撃の抑止などの国防省が追求すべき主要な防衛優先事項を掲げ、統合抑止を推進する考えなどを示した。

NSSにおいては、中国が米国にとって最も重大な地政学的挑戦であり、国際秩序を再構築する意図とそれを実現する経済力、外交力、軍事力、技術力をあわせ持つ唯一の競争相手として位置づけ、効果的に競争するとした。一方、ロシアについては、国際システムに対する直接的な脅威として抑制していく考えが示された。NDSにおいても、中国は今後数十年間の最も重要な戦略的競争相手で、米国の安全保障に対する最も包括的で深刻な挑戦であるとし、「対応を絶えず迫ってくる挑戦 (pacing challenge)」と位置づけて、抑止力を維持・強化するため、国防省は迅速に行動するとして、中国の課題に最優先で取り組む姿勢が示された。

こうした中、米国では2024年11月、大統領選が行われた。民主党では、現職のバイデン大統領が同年7月に大統領選から撤退したことからハリス副大統領が候補者となった。一方の共和党ではトランプ前大統領が候補者となり、両者は経済、国境管理、外交などを論点として争った。その結果、トランプ氏が第47代大統領に当選した。また、大統領選と同日に連邦議会選挙が行われ、上下院いずれも小差ではあるが共和党が優勢となった。



2025年1月のトランプ大統領就任式【EPA＝時事】

トランプ大統領は、選挙期間中、「アメリカ・ファースト」「アメリカを再び偉大に (Make America Great Again)」を旗印に主に経済政策を主論点としつつ、安全保障においては「戦争を終わらせる」と主張した。具体的には、ロシアによるウクライナ侵略の早期終結、イランに対する圧力強化を通じた中東地域における親イラン武装勢力の活動の抑止、また対中国関税の導入などによる台湾情勢の安定化について言及した。

このうち、ロシアによるウクライナ侵略の早期終結に

1 国家安全保障戦略（NSS）と国家防衛戦略（NDS）はともに、法律により一定期間での議会への提出が定められている。NSSは、新たな大統領の就任から150日以内に、NDSは、大統領選挙後に新たな国防長官を指名した場合においては、上院による指名承認後、可能な限り速やかに議会に報告書を提出することが合衆国法典第50編と同第10編でそれぞれ定められている。

2 領域間の統合や同盟国との統合などの能力のシームレスな組み合わせにより、敵対者に、敵対的な活動のコストがその利益を上回ると確信させることにより侵略を抑止するアプローチ。

ついて、トランプ大統領は就任後早期にプーチン大統領との会談の意向を示していたが、第2期政権成立後の2025年2月には、第2期政権において初となる米露首脳電話会談が実現し、その後サウジアラビアにおいて米露の当局間協議が行われ、それぞれの協議の後、米ウクライナ間でも協議が行われた。翌3月にも米側はロシア、ウクライナそれぞれと当局間協議を行うなど停戦に向けた動きはみられるものの、4月現在では停戦の見通しは立っていない。今後も、米国を仲介した停戦協議の進捗が注目される。

参照 2章2節（ウクライナ侵略の経過と見通し）

また、中東情勢について、トランプ大統領は、2025年1月の第2期政権成立以前から、バイデン前政権がイスラエル、エジプトおよびカタールと行う停戦協議に次期政権での担当者を参加させ、1月19日に三段階からなる停戦を実現させた。イランとの関係では、政権成立後の2月、イランによる核開発と中東地域における不安定化活動に関し、同国へ最大限の圧力をかけるとの方針を決定した。一方でトランプ大統領は、イランに対し核開発にかかる協議を要求するとし、合意に至らなければ攻撃するとの意向を示した。これに対しイラン側は反発していたが、4月にはオマーンおよびイタリアで当局間協議が行われ、今後も対話を継続することとされた。今後のトランプ政権による中東情勢への関与が注目される。

参照 10節1項（中東）

2024年11月の大統領選後、トランプ氏は次期政権における国防長官としてピート・ヘグセス氏を指名した。ヘグセス氏は米国上院における承認手続を経て、2025年1月25日に国防長官に就任した。同日、ヘグセス国防長官は各軍へのメッセージとして、トランプ大統領のもと「力を通じた平和」を実現するため、「戦士の精神（warrior ethos）」の再興、軍の立て直し、抑止力の再確立の3点を柱とするとし、特に抑止力の再確立については、インド太平洋地域において中国がもたらす侵害を、同盟国などと協力して抑止することが述べられた。

ヘグセス国防長官は就任後、各国国防相と協議を行い、1月31日には、中谷防衛大臣と初の会談を電話で行った。その後、ヘグセス国防長官は3月にハワイ、グアム、フィリピン及びわが国を訪問した。ヘグセス国防長官はこれらの訪問において、自由で開かれたインド太平洋の重要性を確認し、またインド太平洋地域に所在する同盟へのコミットメントを表明した。

参照 7節（東南アジア）、Ⅲ部2章1節3項（日米間の政策協議）

またヘグセス長官は、2025年2月にベルギーで開かれたウクライナ防衛コンタクトグループおよびNATO国防相会合に参加し、ウクライナにおける戦闘は終結せられるべきこと、2014年以前のウクライナの状況を回復することは困難と認めるべきことを述べ、米国はインド太平洋で中国という同格の競争者に直面しており、欧州の安全保障はNATO加盟国が国防費の増額などにより取り組むべきとした。そのうえで、欧州諸国が地域の安全保障に向き合うべきとしつつ、引き続き米国はNATO及び欧州との防衛協力にコミットするとした。



国際会議で発言するヘグセス国防長官【EPA＝時事】

加えて、トランプ大統領は、デンマークの自治領であるグリーンランドに対し、北極圏における安全保障などを、またパナマ運河に対し、中国のプレゼンスなどをそれぞれ理由として、米国が保有すべきとの認識を示した。これに対しデンマーク、グリーンランド政府からは反発が示される一方、2025年4月にヘグセス国防長官がパナマを訪問し、同国との間で米軍艦艇によるパナマ運河の使用及び同国に所在する基地への米軍の展開について合意したと発表した。

参照 9節（欧州・カナダ）

## 1　安全保障認識

バイデン前政権が発表したNSSにおいては、自由で開かれ、安全で繁栄した世界を追求するうえで、最も差し迫った戦略的課題は、権威主義的統治と修正主義的外交政策を重ねる大国からもたらされているとして、これからの10年間は、中国との競争の条件を設定するととも

に、ロシアがもたらす差し迫った脅威に対処し、共通の課題、とりわけ気候変動やパンデミックなどに対処するための努力において、決定的な意味を持つとの認識が示された。中国は、インド太平洋地域における米国の同盟と安全保障上のパートナーシップを弱体化させようとし、経済的影響力や人民解放軍の強大化などを利用して、近隣諸国を威圧しその利益を脅かす試みを行っているとして、このような中国の威圧的でますます攻撃的になっている取組が米国の安全保障に対する最も包括的で深刻な挑戦と位置づけた。一方、ウクライナ侵略など差し迫った脅威をもたらすロシアに対しては、同盟国などと侵略を強力に抑止する考えを示した。北朝鮮は、米国本土や東アジアへの脅威となる核・ミサイル能力の拡大を継続している持続的脅威とし、イランはテロ集団の支援や悪意のあるサイバー作戦により中東の安定をさらに損ねているとの見方を表明した。また、これらの競争相手は、グレーゾーンにおける活動を用いて、敵対的な現状変更を試みているとの認識を示した。

第2期トランプ政権においても、中国をインド太平洋地域における同格の競争者とする認識は継続しているとみられる。またイランがテロ集団を支援し核開発を継続しているとする認識を示している。一方で、2014年以前のウクライナの状況を回復することは困難としつつロシアとの協議を開始したこと、気候変動についても、トランプ大統領就任直後に大統領令でパリ協定からの離脱を表明したことなど、バイデン政権時とは違う動向もみられ、今後の動向について、引き続き注目される。

## 2　安全保障・国防戦略

バイデン前政権が発表したNSSにおいては、自由で開かれ、安全で繁栄した国際秩序を実現するためには、①国内の力への投資、②強力な国家連合の構築、③米軍の近代化・強化という3つの方向性を示し、その方向性を達成するための具体的なアプローチとして、①外交・国内政策の分断解消、②同盟・パートナーシップ、③地政学的課題認識、④その他地域への関与、⑤新たな経済的変化への対応、⑥国際的な協力の維持・拡大という6つの柱を提示した。そのうえで、米国の強さの源泉である国内の力への投資を重視するとし、同盟・パートナーシップを米国の最も重要な戦略的資産と位置づけて、戦略的課題に対処する方針を示した。また、気候変動などの国境を越えた「共通の課題」に対しては、建設的に取り組む意思のある非民主主義国とも協力する考えが表明された。

同じくバイデン前政権が発表したNDSでは、安定して開かれた国際システムと国防のコミットメントを支えるため、①米国本土防衛、②戦略的攻撃の抑止、③侵略の抑止・紛争に勝利する準備、④抗たん性のある戦力・防衛エコシステムの構築という4つの防衛優先事項を掲げ、①統合抑止、②（国防省の）活動、③永続的な優位性の構築という3つの手段を通じて、防衛優先事項の取組を推進する考えを示した。侵略の抑止・紛争に勝利する準備では、インド太平洋地域における中国の課題が最優先で、次に欧州におけるロシアの課題を優先する方針を示した。

今後、第2期トランプ政権がどのような政策を公表するか注目される。

## 3　インド太平洋地域への関与

バイデン前政権が公表したNSSにおいては、日本を含むインド太平洋地域の同盟国とのパートナーシップを深化させるとともに、日米豪印や豪英米3か国による安全保障協力枠組みであるAUKUS（オーカス）[3]などの多国間枠組みを通じて、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）を推進する姿勢を示した。わが国との関係では、尖閣諸島も含め、日米安全保障条約下での日本の防衛に対する米国の揺るぎないコミットメントを再確認する考えが示された。また、東南アジアと太平洋諸島地域にも重点を置くとし、地域外交、開発、経済的な関与を拡大すると表明した。世界最大の民主主義国かつ主要防衛パートナーであるインドとの関係では、FOIPのため、2国間と多国間で協力するとし、インドも含む南アジアの地域パートナーとともに気候変動や中国の威圧的な行動に対応し、インド洋地域全体の繁栄と経済的な連結を促進する考えが示された。

2022年2月に発表されたインド太平洋戦略では、中国からの増大する課題に直面しているインド太平洋地域を最重視する姿勢を明確に示し、米国は同盟国やパート

Australia – United Kingdom – United States

Free and Open Indo-Pacific

3　インド太平洋地域における外交、安全保障、防衛の協力を深めることを目的に、2021年9月に設立された。

ナーと協力してFOIPの推進や地域の安全保障の強化などに取り組むことを明らかにした。

中国の海洋進出をめぐる問題に関して、国防省は2020年7月、およそ6年ぶりに2個空母打撃群を南シナ海に展開して演習を実施し、それ以降も地域の同盟国などに米国がFOIPの推進に尽力していることを示し続けるためにこの地域における空母打撃群の活動を継続している。2022年1月には、国務省が南シナ海における中国の海洋権益に関する主張を国際法に照らして検討した報告書を公表し、南シナ海の大部分に及ぶ中国の主張は不法であり、海洋における法の支配を深刻に損なう旨を指摘した。また、2023年5月に行われた米比首脳会合では、南シナ海を含む太平洋において、フィリピンに対する武力攻撃が発生した際の米比相互防衛条約の適用を再確認し、同月には、同盟の協力を近代化する際の指針となる米比二国間防衛ガイドラインが初めて策定・公表された。2024年には、4月に初となる日米比首脳会合、7月に第4回米比「2+2」が行われ、航行・上空飛行の自由へのコミットメントが示されるとともに、後者においてはさらに、比軍と沿岸警備隊の能力強化のための5億ドルの支援などが表明された。

インド太平洋地域におけるプレゼンス強化をめぐる動きとして、分散型海洋作戦[4]（DMO）を推進する海軍は、2019年12月、F-35B戦闘機を含む艦載機の運用能力を強化した強襲揚陸艦「アメリカ」を佐世保に配備し、グアムでは2020年1月、MQ-4C無人海洋偵察機（トライトン）が初展開している。迅速な戦闘運用[5]（ACE）を推進する空軍は、インド太平洋地域において、戦闘機や無人機を用いたACE訓練を実施している。さらに、マルチドメイン作戦構想を推進する陸軍は、人間の認知面を含むすべての領域などにおいて作戦を同時並行的に実施するマルチドメイン任務部隊[6]のハワイへの配備を2022年9月に発表し、機動展開前進基地作戦[7]（EABO）を推進する海兵隊はEABOを実行する能力を保有する海兵沿岸連隊（MLR）を同年3月、ハワイに初めて配備した。沖縄に所在する第12海兵連隊は2025年までに第12海兵沿岸連隊に改編される予定であり、その取組の一環として、2023年11月に部隊の名称変更が行われた。さらに、2024年7月の日米2+2において、在日米軍をインド太平洋軍司令官隷下の統合軍司令部へと段階的に再構成していくと発表し、2025年3月末、自衛隊の統合作戦司令部の創設とタイミングを合わせる形で、在日米軍は統合軍司令部へのアップグレードを開始した。

このほか、米軍は、2018年3月には、空母「カール・ヴィンソン」を米空母として40年以上ぶりにベトナムに寄港させ、2023年には、約40年ぶりの韓国寄港となった戦略原子力潜水艦をはじめとする、各種米戦略アセットが朝鮮半島周辺に頻繁に展開[8]した。

米国は、FOIPへのコミットメントを示すとして、引き続き南シナ海における「航行の自由作戦」を実施するとともに、米海軍艦船と航空機による台湾海峡の通過を実施しており、今後も「航行の自由作戦」を継続する考えを明らかにしている。

また、2023年9月には、米・太平洋島嶼国サミットを開催し、島嶼国とのパートナーシップを強化する取組を発表するなど、近年中国が影響力の拡大を企図している同地域への米国の関与を拡大する姿勢を示した。

一方、北朝鮮をめぐっては、2018年6月に行われた史上初の米朝首脳会談以降、米朝間で交渉が行われたが、北朝鮮の大量破壊兵器・ミサイルの廃棄に具体的な進展は見られない。2022年5月に厳しい対北朝鮮姿勢を示す韓国の尹錫悦前政権が発足して以降、米韓両国は演習の範囲や規模を拡大してきているが、こうした状況の中で北朝鮮の金正恩国務委員長は、米国の目的は「わが政権をいつでも崩壊させようとすること」であるとし、米国を長期的に牽制するため「絶対に核を放棄することはできない」と表明したと報じられるなど、反発を強めている。

バイデン前政権が公表したNSSにおいては、北朝鮮の大量破壊兵器とミサイルの脅威に直面して拡大抑止を強化しつつ、朝鮮半島の完全な非核化に向けて具体的な進展を図るために、北朝鮮との持続的な外交を模索するとした。また、同じくバイデン前政権が公表したNDSで

4　各アセットを分散し、ネットワークを介して統合することにより、圧倒的な戦闘力を集結させる作戦構想。
5　空軍戦力を分散配備し、分散配備された場所から迅速に展開する作戦構想。
6　全ての領域（陸海空、宇宙、サイバー、電磁波、認識面も含めた情報環境など）において作戦を実施することを通じて、敵の接近阻止/領域拒否（A2/AD）の打破を目指す作戦構想である「マルチドメイン作戦構想」を前方で実行することを任務とした陸軍部隊。
7　敵の火力圏内において迅速に分散展開し、一時的な拠点を設置することにより前線での作戦を実行する作戦構想。
8　韓国政府高官は米戦略アセットの朝鮮半島周辺への展開について、2023年は17回であり、2022年の5回から大幅に増加したとしている。

は、核・ミサイル能力の拡大を継続し、同盟国との間にくさびを打ち込む試みをしている北朝鮮に対し、米軍の前方展開態勢や核抑止力を通じて、攻撃を抑止する考えを示した。

第2期トランプ政権においても、引き続きインド太平洋地域を重視する姿勢を示しているところ、同地域における諸課題に対応していくため、米国と緊密に連携する必要がある。

参照　4節1項5（1）（米国との関係）

## 4　国防分野におけるイノベーション

2021年2月の国防省におけるバイデン前大統領の演説において、新興技術のもたらす危険性と機会に対処し、サイバー空間における能力を強化し、深海から宇宙に至るまでの新時代の競争を主導するとして、国防政策における技術の重要性が強調された。また、バイデン前政権が公表したNDSにおいて、永続的な優位性を構築するための方策の一つとして、研究機関、民間企業、政府機関の相互連携を通じて装備品を開発するイノベーションのエコシステムの構築を支援する考えを示し、指向性エネルギーやサイバーなどを含む高度な能力の研究開発を促進するとともに、バイオテクノロジーや量子科学における機会を創出する考えが表明された。第2期トランプ政権による本分野における取組が注目される。

## 5　核・ミサイル防衛政策

バイデン前政権の2022年10月、国防省は、各戦略を確実に連携させるため、これまで個別に発表してきた核態勢の見直し（NPR）とミサイル防衛見直し（MDR）をNDSと同日に発表した。
Nuclear Posture Review　Missile Defense Review

NPRでは、中国を「対応を絶えず迫ってくる挑戦」と位置づけて、核抑止力を評価する上でより重要な要素になっているとして、2030年代には、ロシアに続いて中国も核大国となる考えを示し、史上初めて2つの核大国に直面することになると評価した。ロシアは戦略上、核兵器を重視し、核戦力の近代化と拡張を続け、修正主義的安全保障政策を支えるために核兵器を振りかざし、米国や同盟国などにとって永続的な存立にかかわる脅威との認識を示しつつ、敗北を避けるための限定的な核使用の可能性にも言及した。北朝鮮については、中露ほどのライバルではないが、核や弾道ミサイルに加えて、化学兵器を含む非核兵器能力の拡大にも取り組む持続的な脅威であり、朝鮮半島での危機や紛争は、多くの核武装した主体を巻き込む可能性があることから、より広範な紛争の危険性を高めると評価した。

このような核をめぐる情勢認識を示したうえで、核兵器の役割低減を米国の目標とし、核のリスクを削減するため、他の核保有国との関与を追求し続ける考えを表明した。米国の核兵器の役割として、①戦略的攻撃の抑止、②同盟国・パートナーに対する保証、③抑止が破れた場合における米国の目標達成を掲げ、第1期トランプ政権期の2018年に発表されたNPRにおいて核兵器の役割の一つとして掲げられた「将来の不確実性に対するヘッジ」は、役割として除外された。また、宣言的政策として、核兵器の基本的な役割は、敵の核攻撃を抑止することであり、極限の状況下においてのみ核兵器の使用を検討するとし、「先行不使用」と「唯一の目的」を含めた宣言的政策については検討したが、米国、同盟国・パートナーに戦略レベルの損害を与えうる、相手側の非核能力を踏まえれば、このような政策は許容できないリスクをもたらすと判断して採用しないものの、「唯一の目的」への移行目標は保持するとの考えを示した。

米国の核抑止戦略は、敵対者に合わせた戦略が必要との認識のもと、対中国では柔軟な抑止戦略・戦力態勢を維持する一方、対ロシアでは大規模攻撃と地域の限定的な攻撃を抑止するため、近代化した核の3本柱[9]を配備し、柔軟に調整可能な核戦力により、核の3本柱を補強すると言及した。近代化された3本柱を維持することにより、いかなる戦略攻撃にも耐え、必要に応じて抑止戦略を調整し、拡大抑止のコミットメントを支え同盟国に保証を与えることが可能になるとして、核抑止力に空白が生じないよう、多くの兵器が設計寿命を越えている3本柱の換装計画を推進する考えを示した。柔軟に調整可能な核戦力として、現在運用中の低出力核弾頭搭載潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）は維持するが、前回のNPRで示された海洋発射型核搭載巡航ミサイル計画は中止を表明した。また、NATOの核任務を支援するため、
Submarine-Launched Ballistic Missile

9　核の3本柱は「ICBMミニットマンⅢ」、「SLBMトライデントⅡD5搭載の戦略原子力潜水艦」、「核巡航ミサイル・核爆弾を搭載するB-52戦略爆撃機およびB-2戦略爆撃機」からなる。

核・非核両用機（DCA：Dual-Capable Aircraft）の役割をF-15E戦闘機からF-35A戦闘機に移行する計画を示した。

なお、ロシアとの間で締結していた中距離核戦力（INF：Intermediate-Range Nuclear Forces）全廃条約について、ロシアが条約を遵守していないとして、2019年8月に米国は脱退し、同月に500km以上の飛距離を持つ通常弾頭仕様の地上発射型ミサイルの発射試験を実施するなど、この条約で発射試験や生産・保有が規制されていた中距離射程を有する通常弾頭搭載地上発射型ミサイルの開発を進めている。

また、2021年2月にロシアとの間で5年間の期限延長を合意した新戦略兵器削減条約（新START：Strategic Arms Reduction Treaty）について、2023年2月にプーチン大統領が年次教書演説において、履行の一時停止を発表したことから、今後の核軍備管理の動向が注目される。

MDRは、NDSで掲げられた統合抑止の構想を色濃く反映した内容になっており、米国を守り、攻撃を抑止するための最優先分野と位置づけるミサイル防衛は、敵の攻撃の利益を打ち消し、抑止が破れたとしても、被害を局限することに資するとの考えが示された。また、グアムを含むあらゆる海外領土に対する攻撃は、米国に対する直接攻撃とみなすと宣言し、グアムはFOIPを維持するために欠かせない運用拠点であり、グアムの防衛は統合抑止の実現に資すると表明した。

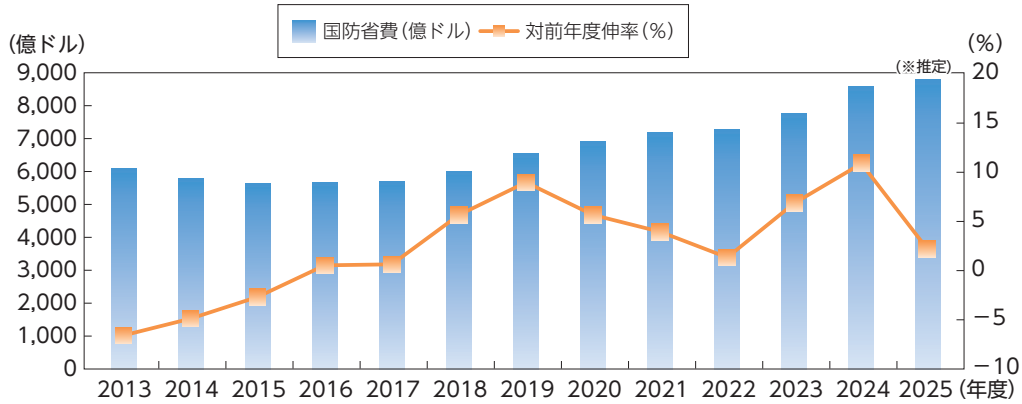
第2期トランプ政権が採用する核・ミサイル防衛政策が注目される。

### 6　2026会計年度予算

2025年4月時点で、米国政府は、2026会計年度予算要求を発表していない。一方で、トランプ大統領は同月、米国史上最大となる1兆ドルの国防費を要求することを表明した。今後公表される国防省予算要求の内容について注目される。

参照　図表Ⅰ-3-1-1（米国の国防省費の推移）

**図表Ⅰ-3-1-1　米国の国防省費の推移**




（注）　1　Historical Tables（Outlays）による国防省支出額
　　2　2025年度の数値は推定額

## 2　軍事態勢

### 1　全般

米軍の運用は、軍種ごとではなく、軍種横断的に編成された統合軍（Unified Combatant Command）の指揮のもとで行われている。2018年5月、戦略軍の隷下にあったサイバー軍が統合軍に格上げされ、また2019年8月、地域別統合軍として宇宙軍が創設され、統合軍は、機能によって編成された4つの機能別統合軍と、地域によって編成された7つの地域別統合軍から構成されることとなった。2019年12月には、6番目の軍種として空軍省内に宇宙軍が創設された。

陸上戦力[10]は、陸軍約44万人、海兵隊約17万人を擁

10　本項で用いられている米軍の兵力数は、米国防省公刊資料（2024年12月現在）による現役軍人数であり、部隊運用状況に応じて変動しうる。

し、ドイツ、韓国、日本などに戦力を前方展開している。

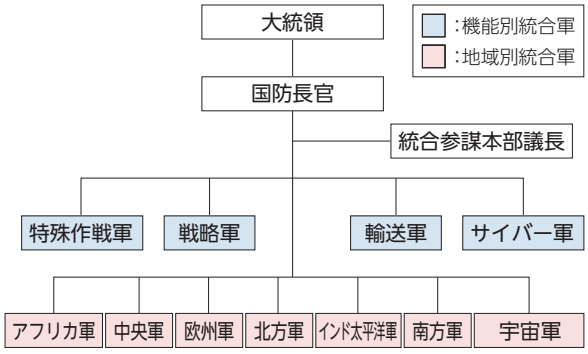
海上戦力は、艦艇約990隻（うち潜水艦約70隻）約675万トンを擁し、西太平洋とインド洋に第7艦隊、東太平洋に第3艦隊、南米とカリブ海に第4艦隊、米東海岸、北大西洋、北極海に第2艦隊、東大西洋、地中海、アフリカに第6艦隊、ペルシャ湾、紅海、北西インド洋に第5艦隊を展開している。

航空戦力は、空軍、海軍と海兵隊を合わせて作戦機約3,200機を擁し、空母艦載機を洋上に展開するほか、ドイツ、英国、日本、韓国などに戦術航空戦力の一部を前方展開している。

核戦力を含む戦略攻撃兵器については、2011年2月に発効した新STARTに基づく削減を進め、米国の配備戦略弾頭[11]は1,419発、配備運搬手段は662発・機であると公表した[12]。

参照　図表Ⅰ-3-1-2（統合軍の構成）

図表Ⅰ-3-1-2　統合軍の構成




## 2　インド太平洋地域における現在の軍事態勢

太平洋国家である米国は、インド太平洋地域に陸・海・空軍、海兵隊、宇宙軍の統合軍であるインド太平洋軍を配置し、この地域の平和と安定のために、引き続き重要な役割を果たしている。インド太平洋軍は、最も広い地域を担当する地域統合軍であり、隷下には、統合部隊である在韓米軍や在日米軍などが存在している。

インド太平洋軍は、太平洋陸軍、太平洋艦隊、太平洋海兵隊、太平洋空軍、インド太平洋宇宙軍などから構成されており、それらの司令部は全てハワイに置かれている。

太平洋陸軍は、ハワイの第25歩兵師団、在韓米軍の陸軍構成部隊である韓国の第8軍や、アラスカ陸軍などを隷下に置くほか、日本に第1軍団の前方司令部・在日米陸軍司令部など約2,500人を配置している。

太平洋艦隊は、西太平洋とインド洋などを担当する第7艦隊、東太平洋やベーリング海などを担当する第3艦隊などを有している。このうち第7艦隊は、1個空母打撃群を中心に構成されており、日本とグアムを主要拠点として、領土、国民、シーレーン、同盟国その他米国の重要な国益を防衛することなどを任務とし、空母、水陸両用戦艦艇やイージス巡洋艦などを配備している。

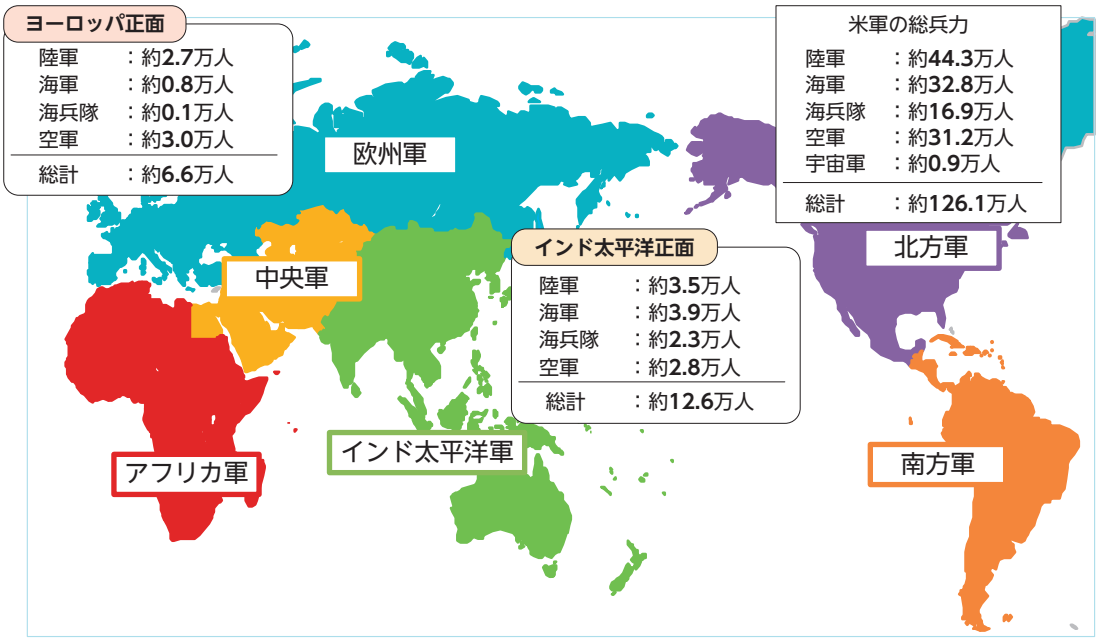
太平洋海兵隊は、米本土と日本にそれぞれ1個海兵機動展開部隊を配置している。このうち、日本には第3海兵師団やF-35B戦闘機などを配備する第1海兵航空団などに約2万人が展開しているほか、重装備などを積載した事前集積船を西太平洋に配備している。

太平洋空軍は3個空軍を有し、このうち、日本の第5空軍に3個航空団（F-16戦闘機、C-130輸送機などを装備）を、韓国の第7空軍に2個航空団（F-16戦闘機などを装備）を配備している。

参照　図表Ⅰ-3-1-3（米軍の配備状況）、図表Ⅰ-3-1-4（インド太平洋地域への関与（イメージ））

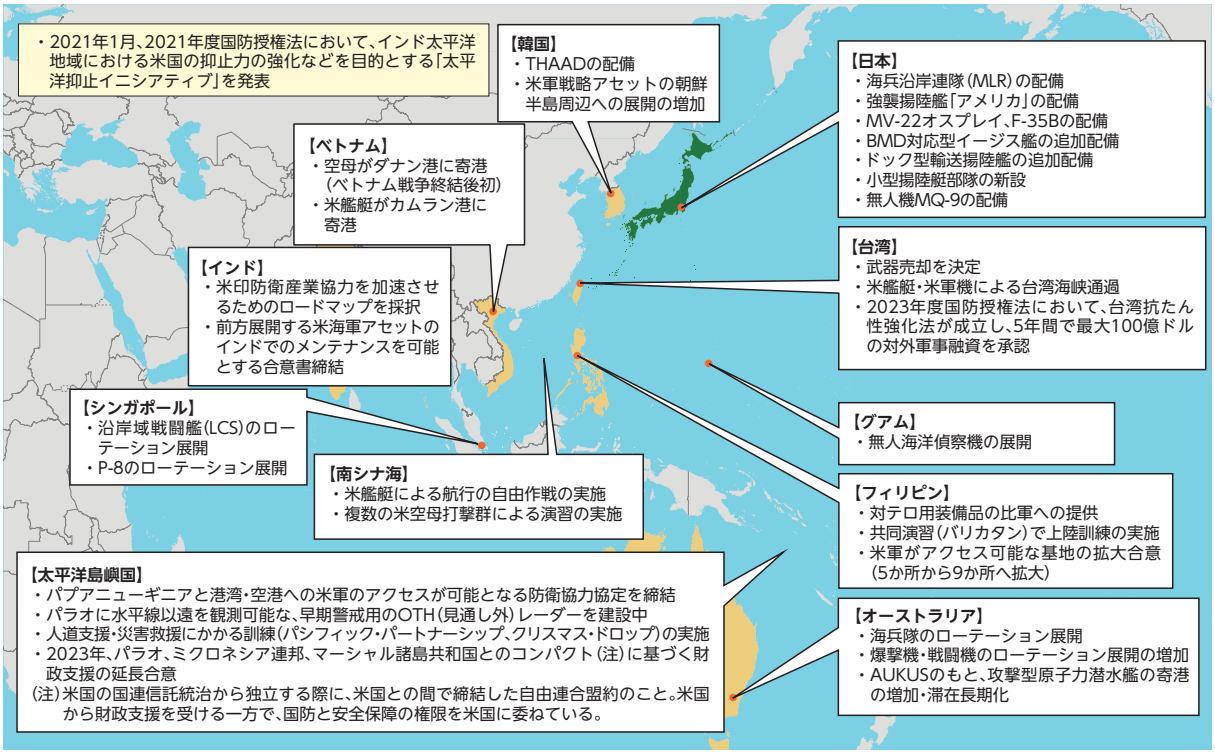
11　配備済みのICBM、SLBMに搭載した弾頭、配備済みの戦略爆撃機に搭載した弾頭（配備済みの戦略爆撃機は1つの弾頭としてカウント）が対象。
12　2023年5月1日現在の数値であるとしている。

## 図表Ⅰ-3-1-3　米軍の配備状況




(注)　1　米国防省公刊資料(2024.12現在)などによる。
　　2　沿岸警備隊を除く米各軍のうち現役軍人を計上。四捨五入のため、個々の集計は総計と合致しない。
　　3　インド太平洋正面の兵力数には、ハワイ、グアムなどを含む。

## 図表Ⅰ-3-1-4　インド太平洋地域への関与（イメージ）



視点

## トランプ政権後の米国の安全保障戦略の見通し

防衛研究所　グローバル安全保障研究室　室長　新垣（あらかき）　拓（ひろむ）

トランプ政権は、1期目よりも厳しい戦略環境に直面しています。国際社会に大きな衝撃を与えたロシアによるウクライナ侵略は今もなお継続しています。その一方で、中国との戦略的競争は激しさを増し、軍事・外交分野からAIなどの新興技術の開発競争という経済分野にまで拡大しています。さらに、北朝鮮やイランは、それぞれロシアや中国との包括的・戦略的な協力関係を強めています。

この状況の中、トランプ政権の安全保障戦略における最大の焦点は、中国になると考えられます。近年、中国に対する米国内の認識は悪化しています。東シナ海や南シナ海、台湾海峡をめぐる中国の威圧的な言動、米国企業が開発した先端技術の窃取問題、米国国内での影響工作などを背景に、中国の行動が米国の安全保障を大きく脅かしているという認識が共和党・民主党の党派を超えて広く共有されるようになりました。

トランプ政権は1期目において、関与政策という冷戦期から継続されてきた対中政策の方向性を転換し、対中強硬路線へと大きく舵を切りました。第2期トランプ政権の陣容をみても、マルコ・ルビオ国務長官をはじめ対中強硬派が多数政権入りしていることから、この姿勢は今後も継続されると考えられます。ピート・ヘグセス国防長官は、中国との戦争を抑止することが米国にとって優先課題であるという姿勢を明らかにしています。

トランプ政権が掲げる「力による平和」という政策アプローチは、米国が中国との戦略的競争を優位に進めるために、まず米国自身の軍事力や経済力を強化することを重視しています。その一方で、戦略環境が一段と厳しくなっていることを受けて、米国の安全保障戦略における同盟国の重要性は益々高まっています。

インド太平洋地域だけでなく、ウクライナでの戦争やガザ紛争で大きく揺れる欧州や中東地域の平和と安定に向けて、同盟国がより大きな役割を果たすことに対する期待は、トランプ政権内で強くきかれます。

このようなトランプ政権の安全保障戦略を踏まえると、わが国をはじめとする同盟国自身の能力強化が不可欠となります。それに加えて、同盟国間の協力関係を深めていくことも重要な課題です。

インド太平洋では、米国との2国間関係に加えて、ミニラテラルと呼ばれる日米豪、日米韓、日米比関係の強化、さらには「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた日米豪印4か国の協力関係を今後も深めていくことが、力や威圧による一方的な現状変更を阻止する上で重要な政策であると考えられます。

（注）本コラムは、研究者個人の立場から学術的な分析を述べたものであり、その内容は政府としての公式見解を示すものではありません。

# 第2節 中国

## 1 全般

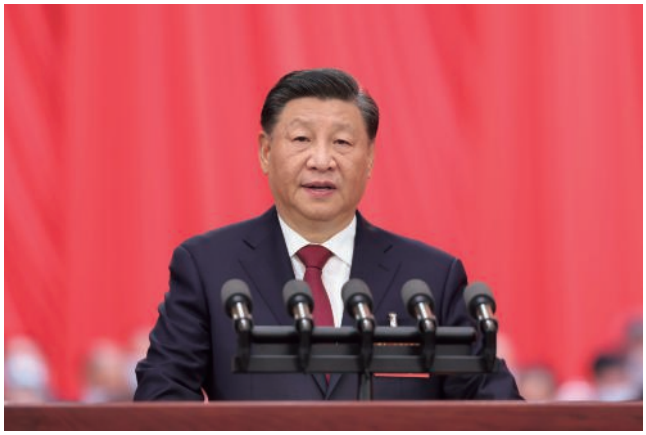
中国は、長い国境線と海岸線に囲まれた広大な国土に世界最大級の人口を擁し、国内に多くの異なる民族、宗教、言語を抱えている。固有の文化、文明を形成してきた中国特有の歴史に対する誇りと19世紀以降の半植民地化の経験は、中国国民の国力強化への強い願いとナショナリズムを生んでいる。

習近平（しゅうきんぺい）中国共産党中央委員会総書記（習総書記）は、「反腐敗」による幹部の粛清などを通じて中国共産党における権力基盤を確立してきた。2022年10月に開催された中国共産党第20回全国代表大会（第20回党大会）においては、「習総書記の党中央の核心、全党の核心の地位を擁護し、党中央の権威と集中的統一指導を擁護すること」を意味する「二つの擁護」が党規約に義務として明記され、また、直後に開催された中国共産党第20期中央委員会第1回全体会議（一中全会）では、習総書記の3期目続投が決定された。

中国は、2014年に「総体的国家安全観」という概念を提起し、政治、軍事、国土、経済、文化、社会、科学技術、ネットワーク、生態、資源、核、海外における利益、宇宙、深海、極地、生物など様々な領域が全て国家の安全に関連するという考えに基づき、中央国家安全委員会の設立、「国家安全戦略（2021-2025年）」の策定のほか、国内防諜体制の強化やサイバー空間の管理強化などのための各種法整備を進めている。

加えて、中国は、外国勢力による中国統一への干渉や台湾独立を狙う動きに強く反対する立場から、最大の努力を尽くして平和的統一の未来の実現を目指すが、決して武力行使の放棄を約束しないことをたびたび表明している。2005年3月に制定された反国家分裂法では、「台独分裂勢力がいかなる名目、いかなる方式であれ台湾を中国から切り離す事実をつくり、台湾の中国からの分離をもたらしかねない重大な事変が発生し、または平和統一の可能性が完全に失われた時、国家は非平和的方式そのほか必要な措置を講じて、国家の主権と領土保全を守ることができる」とし、武力行使の不放棄が明文化されている。また、第20回党大会で採択された改正党規約においても、「『台湾独立』に断固反対し、阻止する」との文言を追加し、台湾独立阻止を党の任務として位置づけた。

中国国内には、様々な問題も存在している。共産党幹部などの腐敗のまん延や、都市部と農村部、沿岸部と内陸部の間の経済格差のほか、都市内部における格差、環境汚染などの問題も顕在化している。腐敗のまん延は軍においてもみられ、2023年10月に李尚福（りしょうふく）国防部長（当時）が解任をされたことを含め同年7月から12月の間に少なくとも15人の軍高官が解任されたと指摘されている[1]。さらに、最近では経済の成長が鈍化傾向にあるほか、将来的には、人口構成の急速な高齢化に伴う年金などの社会保障制度の問題も予想されており、このような政権運営を不安定化させかねない要因は拡大・多様化の傾向にある。また、新疆ウイグル自治区をはじめとする中国の人権状況および香港をめぐる情勢について国際社会からの関心は引き続き高い。



中国共産党第20回党大会で報告を行う習近平総書記
【中国通信/時事通信フォト】

1　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2024年）による。

# 2 軍事

## 1 全般

中国は、過去30年以上にわたり、透明性を欠いたまま、継続的に高い水準で国防費を増加させ、核・ミサイル戦力や海上・航空戦力を中心に、軍事力の質・量を広範かつ急速に強化している。また、わが国の尖閣諸島周辺における領海侵入や領空侵犯を含め、東シナ海、南シナ海などにおける海空域において、力または威圧による一方的な現状変更とその試みを強化し、日本海、太平洋などでも、わが国の安全保障に影響を及ぼす軍事活動を拡大・活発化させている。

軍事力の強化において、中国はこれまで、軍改革などを通じた軍の近代化により、実戦的な統合作戦遂行能力の向上を重視してきた。

また、情報優越の獲得によって軍全体の作戦遂行能力を向上させ、敵の戦力発揮を阻害する観点から、中国は、軍の「情報化」も重視してきた。具体的には、敵の通信ネットワークの混乱などを可能とするサイバー領域や、敵レーダーの無効化などを可能とする電磁波領域における能力を急速に発展させるとともに、宇宙領域でも、敵の宇宙利用を制限する能力の強化も継続するなど、新たな領域における優勢の確保に注力している。このような能力の強化は、**いわゆる「A2／AD」能力**（Anti Access Area Denial）の強化や、より遠方での作戦遂行能力の構築につながるものである。

加えて、「一体化された国家戦略体系・能力」[2]を構築し、軍事利用が可能な先端技術の開発・獲得にも積極的に取り組んでいる。そのような先端技術には、AI（Artificial Intelligence）の活用や、将来の戦闘様相を一変させる技術、いわゆる「ゲーム・チェンジャー技術」も含まれる。

**KEY WORD　いわゆる「アクセス（接近）阻止／エリア（領域）拒否」（「A2／AD」）能力**

米国によって示された概念で、アクセス（接近）阻止（A2）能力とは、主に長距離能力により、敵対者がある作戦領域に入ることを阻止するための能力を指す。また、エリア（領域）拒否（AD）能力とは、より短射程の能力により、作戦領域内での敵対者の行動の自由を制限するための能力を指す。

こうした軍事力の強化とともに、中国は、尖閣諸島周辺をはじめとする東シナ海、日本海、さらには伊豆・小笠原諸島周辺を含む西太平洋など、いわゆる「第一列島線」を越え、「第二列島線」に及ぶわが国周辺全体での活動を活発化させるとともに、台湾に対する軍事的圧力を高め、さらに、南シナ海での軍事拠点化などを推し進めている。また、軍事活動を含め、ロシアとの連携強化の動きを一層強めている。

こうした中国の対外的な姿勢や軍事動向などは、わが国と国際社会の深刻な懸念事項であり、わが国の平和と安全や、国際社会の平和と安定を確保し、法の支配に基づく国際秩序を強化するうえで、これまでにない最大の戦略的な挑戦であり、わが国の防衛力を含む総合的な国力と同盟国・同志国などとの協力・連携により対応すべきものである。

## 2 国防政策

中国は、世界一流の軍隊を作り上げるという目標や、中華民族の偉大なる復興という「中国の夢」を実現するための戦略的支柱としての中国軍の役割を強調している。

2019年に公表された国防白書では、中国は、国防政策の目標を国家の主権、安全、発展の利益を守ることとしており、これには海外における国家利益を守ることおよび国家の持続的な発展を支えることも含まれる。また、軍事戦略方針として、「積極防御」という概念を強調し、戦略において防御することおよび作戦・戦術において進撃することをあわせ持つことについて述べている。

加えて、中国は軍隊の建設に関して、国家の国際的な地位に見合った、また国家の安全保障と発展の利益に適応した国防と強大な軍隊を建設すると述べ、戦いにおいて「戦える、勝てる」ことを強調し、「智能化」の加速、統合作戦能力の向上、実戦的訓練の水準の向上などについて述べている。こうした中国の軍事力強化は、台湾問題への対処、具体的には台湾の独立と外国軍隊による台湾の独立支援を抑止・阻止する能力の向上が最優先の課題として念頭に置かれ、これに加えて近年では、拡大する海外権益の保

2　2022年第20回党大会での習近平総書記による報告においては、「一体化された国家戦略体系・能力の強化・向上を図り、国防科学技術工業の能力構築を強化し、国防動員と予備軍建設を強化し、退役軍人サービス・保障工作をしっかり行い、軍と政治、軍と人民の団結を打ち固め、発展させる。」と言及されている。

護などのため、より遠方の海域での作戦遂行能力の向上も課題として念頭に置かれているものと考えられる。

また、中国は、軍事や戦争に関して、物理的手段のみならず、非物理的手段も重視しているとみられ、「三戦」と呼ばれる「輿論(よろん)戦」、「心理戦」、「法律戦」を軍の政治工作の項目としているほか、軍事闘争を政治、外交、経済、文化、法律などの分野の闘争と密接に呼応させるとの方針も掲げている。

国防と軍隊の建設の目標達成のためのタイムラインについて、中国は、第19回党大会（2017年10月）の習総書記の報告や2019年に公表された国防白書において、①2020年までに機械化を基本的に実現し、情報化を大きく進展させ、戦略能力を大きく向上させる、②2035年までに国防と軍隊の現代化を基本的に実現する、③21世紀中葉までに中国軍を世界一流の軍隊に全面的に築き上げるよう努めるとしている。

前述の第一段階の目標年である2020年10月に開催された五中全会では、2027年に建軍百年の奮闘目標の実現を確保することが発表され、2021年の六中全会におけるいわゆる「歴史決議」では、2027年までの建軍百年の奮闘目標の実現を第一段階とし、前述の2035年と21世紀中葉までの目標の達成を第二・第三段階とする新「三段階発展戦略」の策定が明記された。

中国は、「世界一流の軍隊」とは何を意味するか定義していないが、米軍と同等か、場合によってはそれを上回る軍事力を開発しようとしている可能性が指摘されている。さらに、中国は先端技術を習得し、「イノベーション大国」になることで、「智能化戦争」を可能にする「世界一流の軍隊」の建設を目指していることも指摘されている[3]。これらを踏まえると、中国は、米軍との軍事力格差のオフセットを企図し、そのためには軍隊の「智能化」が必要条件であると認識している可能性が示唆され、将来的に「智能化」戦争で米軍に「戦える、勝てる」軍隊の建設を目指していくものと考えられる[4]。

このような認識のもとで、国力の向上に加え、3期目に入った習総書記の中国共産党における権力基盤の強化や中央軍事委員会[5]主席としてのより一層の権力掌握を背景に、軍近代化の動きは今後さらに加速すると見込まれる。

## 3　国防政策や軍事に関する透明性

中国は、従来から、軍事力強化の具体的な将来像を明確にしておらず、軍事や安全保障に関する意思決定プロセスの透明性も十分確保されていない。中国は1998年以降、ほぼ2年ごとに国防白書を公表していたが、2019年7月に、約4年ぶりに公表された「新時代における中国の国防」以降、近年は白書を公表していない。また、白書においても、具体的な装備の保有状況、調達の目標や実績、主要な部隊の編成や配置、軍の主要な運用や訓練実績、国防費の内訳などについて十分に明らかにしていない。

また、中国軍の活動について、当局が事実と異なる説明を行う事例や事実を認めない事例も確認されており、中国の軍事に関する意思決定や行動に懸念を生じさせている。例えば、2018年1月には、中国海軍潜水艦によるわが国尖閣諸島周辺の接続水域内の潜水航行が確認されたが、中国はその事実を認めていない。同様に、2020年6月と2021年9月に奄美大島周辺の接続水域において確認された中国国籍と推定される潜水艦の事例において、中国はその事実を認めておらず、むしろ日本側が誇大宣伝していると批判する中国系メディアの報道もあった。

中国は、政治面、経済面に加え、軍事面においても国際社会で大きな影響力を有するに至っている。中国に対する懸念を払拭するためにも、中国が国際社会の責任ある国家として、国防政策や軍事に関する透明性を向上させていくとともに、自らの活動に関して事実に即した説明を行い、国際的な規範を共有・遵守することがますます重要になる。今後、具体的かつ正確な情報開示などを通じて透明性を高めていくことが強く望まれる。

## 4　国防費

中国は、2025年度の国防予算を約1兆7,846億6,500

3　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2021年）による。
4　軍事の「智能化」は後発の軍が一足飛びの発展を遂げる絶好の機会を提供するものであり、それによって急速に（他の先進レベルにある軍を）超えることが可能であるとの見解がある。
5　中国軍の指導・指揮機関。形式上は中国共産党と国家の二つの中央軍事委員会があるが、党と国家の中央軍事委員会の構成メンバーは基本的には同一であり、いずれも実質的には中国共産党が軍事力を掌握するための機関とみなされている。

万元（1元＝21円で機械的に換算すると、日本円で約37兆4,779億円）と発表した[6]。これは中国側の発表によれば、前年度予算額から約7.2%の伸びとなる。中国の公表国防予算は速いペースで増加してきており、公表国防予算の名目上の規模は、1995年度から30年間で約28倍、2015年度から10年間で約2倍となっている。

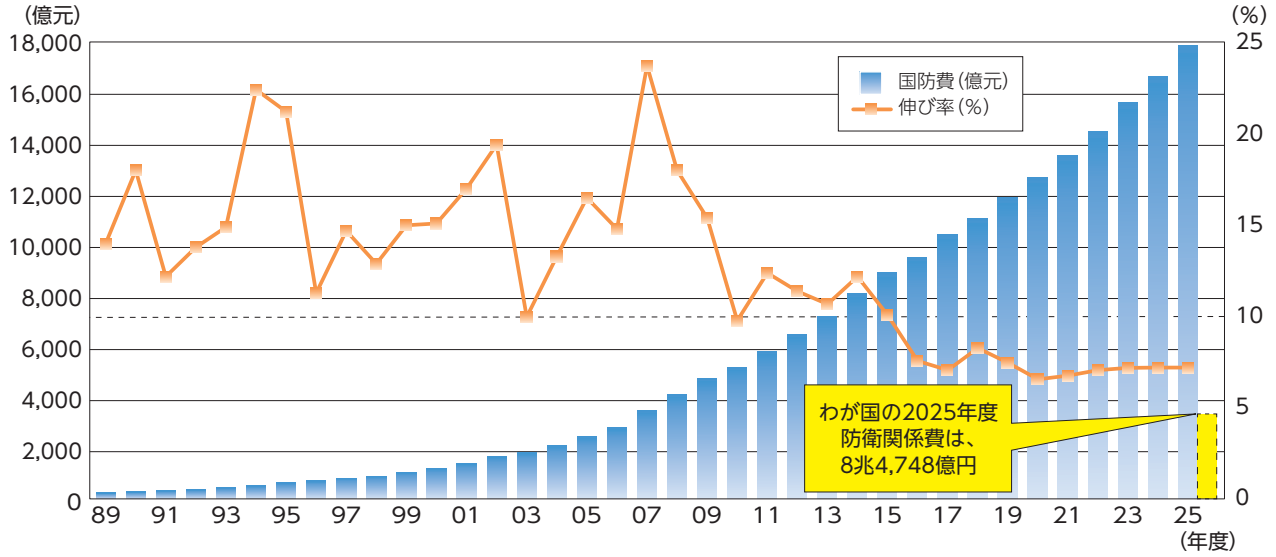
中国は、国防建設を経済建設と並ぶ重要課題と位置づけており、経済の発展に合わせて、国防力の向上のための資源投入を継続してきたと考えられるが、公表国防予算増加率が経済成長率（国内総生産（GDP）増加率）を上回る年も少なくない。中国経済の成長の鈍化が、今後の国防費にどのような影響を及ぼすか注目される。

また、中国が国防費として公表している額は、実際に軍事目的に支出している額の一部にすぎず、例えば、外国からの研究開発費などは公表国防費に含まれていないとみられる。米国防省の分析によれば、中国の実際の国防支出は公表国防予算よりも著しく多いとされる[7]。

国防費の内訳については、過去の国防白書において2007年度、2009年度、2010～2017年度の公表国防費に限り、人員生活費、訓練維持費、装備費それぞれの内訳（2007年度と2009年度の国防費については、さらに現役部隊、予備役部隊、民兵別）が明らかにされたものの、それ以上の詳細は明らかにされていない。

参照 図表Ⅰ-3-2-1（中国の公表国防予算の推移）

**図表Ⅰ-3-2-1　中国の公表国防予算の推移**




（注）「国防費」は、「中央一般公共予算支出」（2014年以前は「中央財政支出」と呼ばれたもの）における「国防予算」額。「伸び率」は、対前年度当初予算比。ただし、2002年度の国防費については対前年度増加額・伸び率のみが公表されたため、これらを前年度の執行実績からの増加分として予算額を算出。また、16年度および18～25年度は「中央一般公共予算支出」の一部である「中央本級支出」における国防予算のみが公表されたため、その数値を「国防費」として使用。伸び率の数値は中国公表値を含む。

## 5　軍事態勢

中国の武装力は、人民解放軍、人民武装警察部隊（武警）と民兵から構成され、中央軍事委員会の指導・指揮を受けるものとされている。人民解放軍は、陸・海・空軍、ロケット軍、軍事宇宙部隊、サイバー空間部隊、情報支援部隊、聯勤（れんきん）保障部隊（統合後方支援部隊）などからなり、中国共産党が創建、指導する人民軍隊とされている。

なお、武警は主にパトロール、突発事態対処、対テロ、海上における権益擁護・法執行、緊急救援、防衛作戦などに従事するものとされ、民兵は平時においては経済建設などに従事しつつ、有事には戦時後方支援任務を負うものとされる。

6　中国の公表国防予算は、急速なペースで増加しており、2025年度にはわが国の防衛関係費の約4.4倍に達している。なお、わが国の防衛関係費は、30年間で約1.8倍である。
7　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2024年）による。

### (1) 軍改革

中国は、近年、建国以来最大規模とも評される軍改革に取り組んでいるとされる。

これまで、軍中央レベルの改革については、2016年末までに一度概成したとされてきた。ここでは、従来の「七大軍区」が廃止され、作戦指揮を主導的に担当する「五大戦区」、すなわち東部、南部、西部、北部、中部戦区が新編された。また、海軍・空軍指導機構と同格の陸軍指導機構、ロケット軍、戦略支援部隊（当時）、聯勤保障部隊も成立した。さらに、中国軍全体の指導機構が、統合参謀部、政治工作部、後勤保障（兵站）部、装備発展部など、中央軍事委員会隷下の15の職能部門へと改編された。

一方で、軍中央レベルの組織を再編する動きもみられている。2024年4月、新兵種である情報支援部隊を創設するとともに、従来の戦略支援部隊を廃止した。これに伴いその隷下部隊が軍事宇宙部隊およびサイバー空間部隊に改編されたとの指摘がある。

習主席は、統合作戦遂行能力の強化を重視しており、これら一連の改革は、より実戦的な軍の建設を目的としていると考えられる。また、指導機構の改編は、軍中央での腐敗問題への対応が狙いであるとの指摘もある。なお、第20回党大会（2022年10月）後の一中全会において、張又侠（ちょうゆうきょう）が中央軍事委員会副主席に留任するなど、中央軍事委員会には、習主席と関係が深く、信頼が厚いとされる人物が、積極的に登用されている。こうしたことから、中央軍事委員会、ひいては軍に対する習主席の指導力のさらなる強化が図られているものと考えられる。

### (2) 核・ミサイル戦力

中国は、核戦力と、その運搬手段としてのミサイルについて、1950年代半ば頃から独自の開発努力を続けており、抑止力の確保や通常戦力の補完、国際社会における発言力の確保を企図しているものとみられている。

核戦略に関して、中国は、核攻撃を受けた場合に、相手国の都市などの少数の目標に対して核による報復攻撃を行える能力を維持することにより、自国への核攻撃を抑止するとの戦略をとっているとみられている。そのうえで、中国は、核兵器の「無条件の先行（第一）不使用」、非核兵器国と非核兵器地帯に対しては無条件で核兵器の使用や使用の威嚇を行わないとする「無条件の消極的安全保証」、自らの核戦力を国家の安全保障に必要となる最低限のレベルに維持するといった核戦略を堅持すると表明しているが、一方で、近年はこうした説明に疑問を呈する指摘もある[8]。

中国は核戦力の近代化・多様化・拡大を目指しており、核弾頭を増産し、陸・海・空の核運搬手段に投資してその数を増やしている。運用可能な核弾頭の保有数は、2024年時点で600発を超えており、2030年までに1,000発を超えて、2035年まで増加し続ける可能性も指摘されている[9]。中国は、対米抑止力強化を企図して、核・ミサイル戦力を今後も引き続き重視していくものと考えられる。

中国は、大陸間弾道ミサイル（ICBM：Intercontinental Ballistic Missile）、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM：Submarine-Launched Ballistic Missile）、中距離弾道ミサイル（IRBM：Intermediate-Range Ballistic Missile）、準中距離弾道ミサイル（MRBM：Medium-Range Ballistic Missile）、短距離弾道ミサイル（SRBM：Short-Range Ballistic Missile）といった各種類・各射程の弾道ミサイルを保有している。これらの弾道ミサイル戦力は、液体燃料推進方式から固体燃料推進方式への更新によって残存性・即応性が向上しているほか、射程の延伸、命中精度の向上、終末誘導機動弾頭（MaRV：Maneuverable Re-entry Vehicle）化や個別目標誘導複数弾頭（MIRV：Multiple Independently targetable Re-entry Vehicle）化などの性能向上が図られているとみられている。

戦略核戦力であるICBMについては、これまでその主力は固定式の液体燃料推進方式のミサイルDF-5であった。近年、中国は、固体燃料推進方式で、発射台付き車両（TEL：Transporter-Erector-Launcher）に搭載される移動型のDF-31を配備している。また、2019年10月に行われた建国70周年を記念する軍事パレードで初めて登場した新型ICBMで、射程約11,200kmで3個以下の弾頭を搭載可能とされる**DF-41**を配備したとの指摘もある。中国はICBMサイロの建設も進めており、2022年に、300基以上の新たなサイロを含む、3か所の発射施設を新たに建設したと指摘されている[10]。このほか、米本土に対して通常戦力による威嚇が可能となるよう、通常弾頭搭載型の大陸間の射程を有するミサイルシステムの開発を追求しているとの指摘もある[11]。2024年9月、中国は太平洋に向けて、訓練模擬弾頭を搭載したICBM1発の発射を発表した。中国が太平洋上に向けてICBMを発射したのは1980年以来44年ぶりである。SLBMについては、射程約7,200kmとみられている**JL-2**

8　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2024年）による。
9　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2024年）による。
10　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2024年）による。
11　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2024年）による。



ICBM発射時（2024年9月）に中国が公表した画像【AFP＝時事】

を搭載したジン級弾道ミサイル搭載原子力潜水艦（SSBN）が運用中とみられる。加えて、射程10,000kmに達するとされるJL-3もジン級SSBNに搭載され、中国の沿海域から米本土を射程に入れることが可能となっているとの指摘もある[12]。

（Ballistic Missile Submarine Nuclear-Powered）

中国の保有するミサイル戦力は、米国とロシア間の中距離核戦力（INF）全廃条約の枠組みの外に置かれてきており、中国はこの条約が規制していた射程500～5,500kmの地上発射型ミサイルを多数保有し、地上発射型弾道・巡航ミサイルについては米国に先んじているとの指摘もある[13]。わが国を含むインド太平洋地域を射程に収めるIRBM/MRBMについては、TELに搭載される移動型で固体燃料推進方式のDF-21やDF-26があり、これらは、通常・核両方の弾頭を搭載することが可能とされる。さらに、空母などの洋上の艦艇を攻撃するための通常弾頭の対艦弾道ミサイル（ASBM）DF-21D（空母キラーとも呼称される。）が配備されている。また、グアムを射程に収めるDF-26（グアム・キラーとも呼称される。）は、DF-21Dをもとに開発された「第2世代ASBM」とされており、2018年4月に部隊配備が公表された。さらに、中国は、射程1,500km以上の長射程の対地巡航ミサイルであるCJ-20（CJ-10）と、この巡航ミサイルを搭載可能なH-6爆撃機を保有している。これらは、弾道ミサイル戦力を補完し、わが国を含むインド太平洋地域を射程に収める戦力とみられている。また、2019年10月の建国70周年軍事パレードにおいては、超音速巡航ミサイルとされるCJ-100/DF-100も初めて展示された。これらのASBMや巡航ミサイルの戦力化は、「A2／AD」能力の強化につながるものと考えられる。

（Intermediate-range Nuclear Forces）

（Anti-Ship Ballistic Missile）

SRBMについては、固体燃料推進方式のDF-16、DF-15やDF-11を多数台湾正面に配備しており、わが国固有の領土である尖閣諸島を含む南西諸島の一部もその射程に入っているとみられる。

また、中国は、ミサイル防衛の突破が可能な打撃力を獲得するため、複数モデルの極超音速滑空兵器の開発を急速

## DF-41大陸間弾道ミサイル

**【諸元・性能】**
最大射程：11,200km

**【概説】**
2019年10月の建国70周年軍事パレードで初めて登場した新型大陸間弾道ミサイル。3個以下の個別目標誘導複数弾頭（MIRV）を搭載可能とされるとともに、高い精度での攻撃が可能とされる。



DF-41大陸間弾道ミサイル
【Imaginechina/時事通信フォト】

## JL-2潜水艦発射弾道ミサイル

**【諸元・性能】**
最大射程：7,200km

**【概説】**
中国海軍の戦略核戦力とされる潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）。戦略核戦力のさらなる強化のために射程を延伸したJL-3 SLBM（最大射程10,000km）の開発・配備が指摘されている。



JL-2潜水艦発射弾道ミサイル
【Avalon/時事通信フォト】

## DF-17準中距離弾道ミサイル

**【諸元・性能】**
最大射程：2,000km

**【概説】**
DF-16短距離弾道ミサイルをベースに開発されたとされ、極超音速滑空兵器（HGV）を搭載可能とされる準中距離弾道ミサイル。2019年10月の建国70周年軍事パレードで初めて登場した。



極超音速滑空兵器を搭載可能とされるDF-17準中距離弾道ミサイル
【Avalon/時事通信フォト】

12 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2024年）による。
13 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2020年）による。

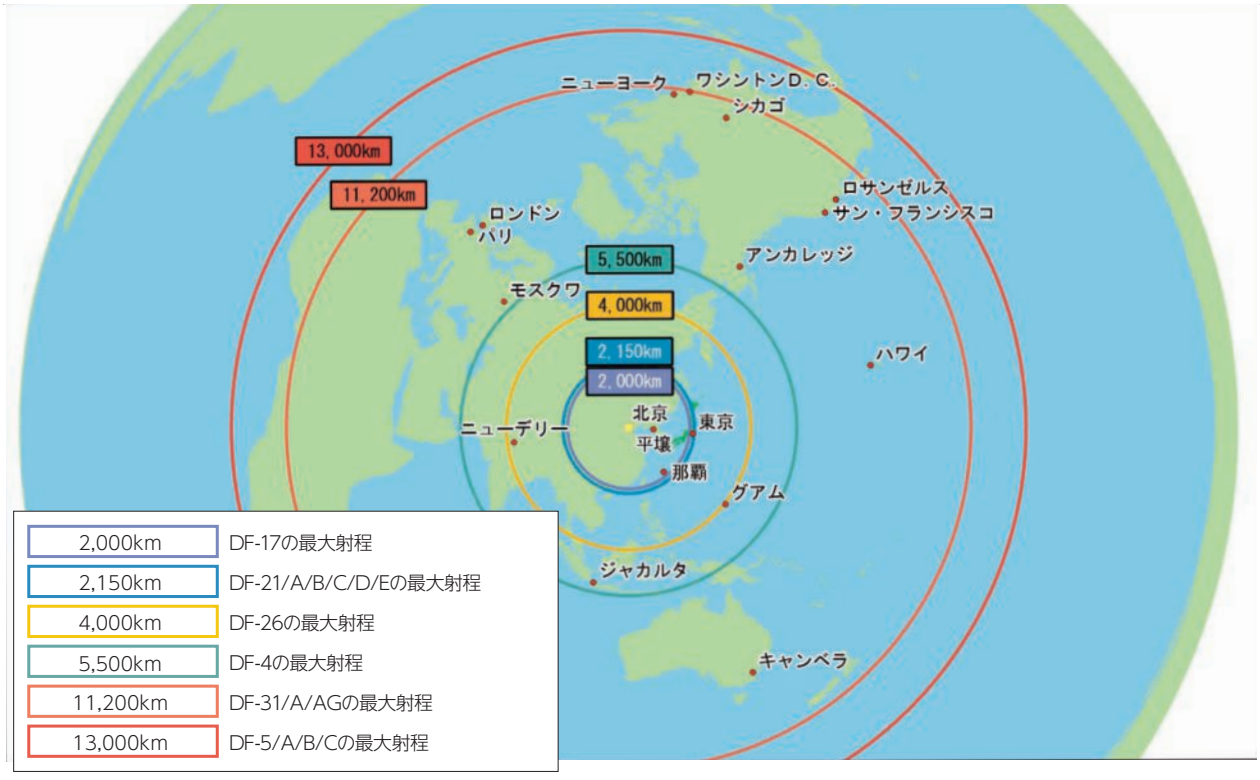
に推進しているとみられている。2019年10月の建国70周年軍事パレードにおいては、極超音速滑空兵器を搭載可能なMRBMとされる**DF-17**が初めて登場した。米国防省は中国がDF-17の運用を2020年には開始し、一部の古い短距離弾道ミサイルがDF-17に置き換えられる可能性を指摘しているほか、HGVが搭載可能な長射程の弾道ミサイルとされるDF-27が配備された可能性も指摘している[14]。また、2021年7月に初めて極超音速滑空兵器を搭載したICBMの軌道打ち上げを実施し、100分超にわたり約4万km飛行したのち、目標に直撃はしなかったものの、近傍に着弾したとされる[15]。なお、これらの兵器は、超高速で低高度を飛行し、大きな機動性を有することから、ミサイルによる迎撃がより困難とされている。

中国は、ミサイル防衛システムの構築にも取り組んでおり、弾道ミサイル防衛システム「HQ-19」など、関連技術の開発にも力を入れているとみられる。

ロシアとの協力も指摘されており、2016年と2017年には、共同ミサイル防衛コンピュータ演習「航空宇宙安全」が実施されたほか、2019年5月には、ロシアから導入した地対空ミサイルシステム「S-400」2基が北京近郊に配備されたと報じられた。同年10月には、ロシアのプーチン大統領が、ロシアが中国の「ミサイル攻撃早期警戒システム」構築を支援している旨述べている。さらに米国防省は、中国が2022年時点で少なくとも3基の早期警戒衛星を軌道上に有している可能性を指摘している[16]。弾道ミサイル防衛技術は衛星破壊用ミサイルへの応用可能性を有することからも、中国のミサイル防衛の今後の動向が注目される。

参照 図表Ⅰ-3-2-2（中国（北京）を中心とする弾道ミサイルの射程（イメージ））、図表Ⅰ-3-2-3（中国の地上発射型弾道ミサイル発射機数の推移）

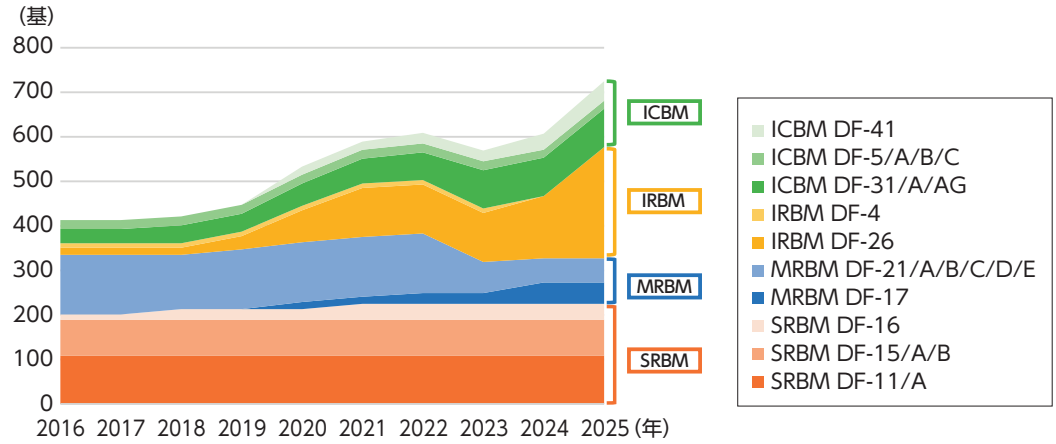
**図表Ⅰ-3-2-2　中国（北京）を中心とする弾道ミサイルの射程（イメージ）**




（注）　上記の図は、便宜上北京を中心に、各ミサイルの到達可能距離を概略のイメージとして示したもの。

14 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2024年）による。
15 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2024年）による。
16 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2024年）による。

図表Ⅰ-3-2-3　中国の地上発射型弾道ミサイル発射機数の推移




(注)　1　中国の保有する弾道ミサイルの発射機数、ミサイル数、弾頭数などについては、公表されていない。
2　本資料は、中国の保有する弾道ミサイルの発射機数について、ミリタリーバランス各年版を基に一般的な基準によりICBM、IRBM、MRBMおよびSRBMに分類して示したもの。

## (3) 陸上戦力

陸上戦力は約96万人と、インド、北朝鮮に次いで世界第3位である。中国は、部隊の小型化、多機能化、モジュール化を進めながら、作戦遂行能力に重点を置いた軍隊を目指している。具体的には、これまでの地域防御型から全域機動型への転換を図り、歩兵部隊の自動車化、機械化を進めるなど機動力の向上を図っているほか、空軍の空挺部隊、陸軍・海軍の水陸両用部隊、特殊部隊、ヘリコプター部隊の強化を図っているものと考えられる。

なお、海軍陸戦隊はいまだ増強の過程にあるとされ、遠征部隊として必要な装備の取得や訓練を実施しているところとされる。一方で、民間のRORO(ロー・ロー)船[17]の活用を含めて、水陸両用作戦の訓練も重ねており、こういった活動は、海軍陸戦隊が、台湾をめぐるシナリオにおいて、複数の役割のために柔軟に活用されることを示唆すると指摘されている[18]。

中国陸軍は、実戦的な作戦遂行能力向上のため、兵種合同での戦闘を重視した訓練を継続しているほか、対抗訓練を多く取り入れているとされる。中国は、「跨越(こえつ)」、「火力」、「利刃(りじん)」といった、複数の区域にまたがる機動演習を実施しており、これは、陸軍の長距離機動能力、民兵や公共交通機関の動員を含む後方支援能力など、陸軍部隊を遠隔地に展開するために必要な能力の検証・向上などを目的とするものである。また、米国防省は、中国陸軍が、2023年、全土の演習場において複数回、大規模演習を実施したと指摘している[19]。これらの取組により、実戦的な作戦遂行能力の向上を企図していると考えられる。

前述の武警は、各省や自治区などの行政区分に基づき編成・設置される内衛部隊、固定された担任区域を持たず、地域をまたいで任務を遂行する機動部隊、国家の主権や安全、海上権益の擁護や法執行を行うとされる後述の海警などから構成される。また、装甲車、回転翼機、重機関銃などの装備を保有しているとされる。さらに、武警は国内治安維持、人民解放軍との統合作戦に注力しており、即応性、機動性、対テロ作戦のための能力を開発してきているとの指摘がある[20]。

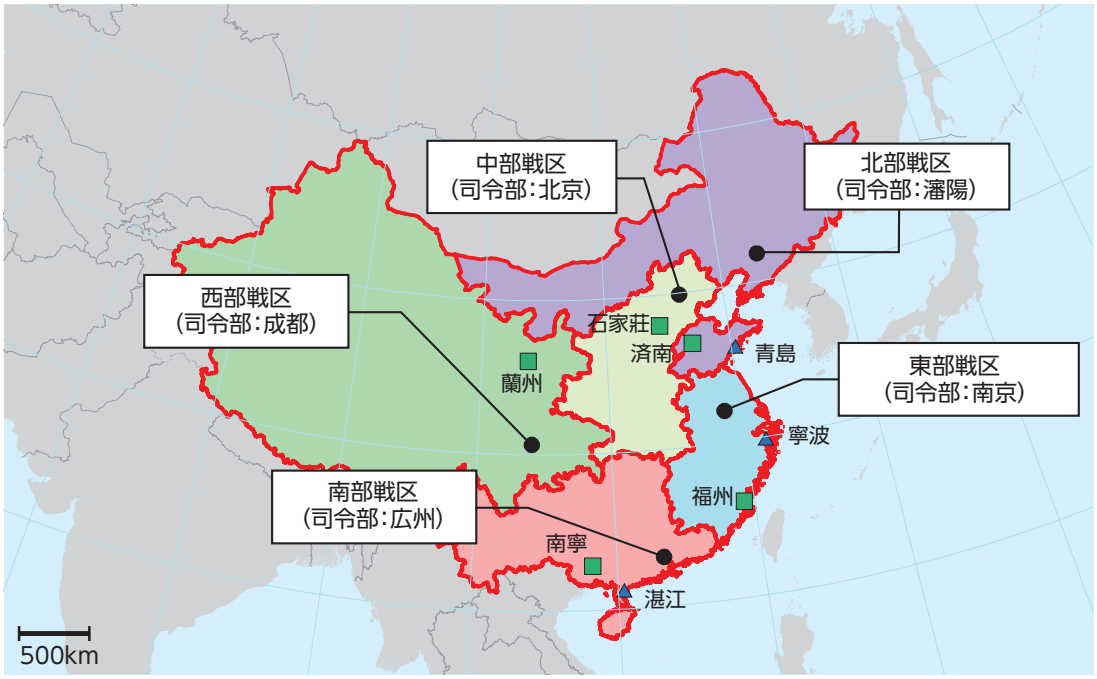
参照　図表Ⅰ-3-2-4（中国軍の配置（イメージ））

## (4) 海上戦力

海軍は、北海、東海、南海艦隊の3個の艦隊から編成され、米海軍を上回る規模の艦艇を保有し、世界最大とも指摘されている[21]。近代化を急速に進めており、艦隊防空能力・対艦攻撃能力の高いジャンカイⅡ級フリゲートや中国海軍最大規模のレンハイ級駆逐艦などの水上戦闘艦艇、静粛性に優れるとされる国産のユアン級潜水艦などを増産しているほか、揚陸艦や空母も増強している。

17　Roll-on-Roll-off船。一般に、貨物を積んだ車両が自走して乗り込み、そのまま運搬できる船を指す。
18　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2022年）による。
19　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2024年）による。
20　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2024年）による。
21　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2024年）による。

図表Ⅰ-3-2-4　中国軍の配置（イメージ）




（注）　1　●戦区司令部　■戦区陸軍機関　▲戦区海軍司令部
2　戦区の区割りについては公式発表がなく、上地図は米国防省報告書や報道などを元に作成。

レンハイ級駆逐艦は、最新鋭のルーヤンⅢ級駆逐艦の約2倍に上る数の発射セル（112セル）を有する垂直ミサイル発射システム（VLS）などを搭載しているとされ、このVLSは長射程の対地巡航ミサイルや超音速で着弾する対艦巡航ミサイル「YJ-18」のほか、ASBMも発射可能とされる。また、ミッドコース段階における弾道ミサイル対処の発射母体として考えられているとの指摘[22]や、対艦の極超音速滑空兵器を搭載する構想が示唆されているとの指摘もある。レンハイ級駆逐艦は、2024年4月までに少なくとも8隻就役しており、今後、中国海軍における長射程ミサイル能力の鍵となる可能性がある。

揚陸艦については、大型のユーシェン級揚陸艦が順次進水、就役している。2021年4月には、1番艦「海南」が南部戦区に、同年12月に、2番艦「広西」が東部戦区に、2022年には3番艦「安徽」が就役し、4番艦もすでに海上試験中であり、2025年の早い段階にも就役するとの指摘がある。さらに、2024年12月、ユーシェン級に続くユーラン級強襲揚陸艦の1番艦「四川」が進水した。ユーラン級強襲揚陸艦は電磁式カタパルトを装備し、固定翼の艦載機による攻撃・ISR能力が付加される可能性が指摘されている。

また、中国は現在、2隻の空母を運用し、3隻目の空母の建造を進めている。2012年9月に初の空母「遼寧」が、2019年12月に初の国産空母（中国2隻目の空母）「山東[23]」が就役し、それぞれ南シナ海、東シナ海、太平洋などで活動している。また、2025年3月末現在、海上試験中の2隻目の国産空母（中国3隻目の空母）「**福建**」は、「遼

## 空母「福建」

**【諸元・性能】**
満載排水量：80,000トン以上
速力：30ノット（時速約56km）
搭載機数：J-15戦闘機やKJ-600早期警戒機など60～70機


2022年6月、上海にて進水した中国2隻目の国産空母「福建」【中国通信/時事通信フォト】

**【概説】**
中国2隻目の国産空母。電磁式カタパルトを採用しているとみられる。2024年5月、1回目の海上試験を実施。（一般報道などの指摘）

22　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2024年）による。
23　「山東」は「遼寧」の改良型とされるスキージャンプ式の空母であり、搭載航空機数の増加などが指摘されている。

寧」と「山東」よりも大型で、固定翼早期警戒機などを運用可能な電磁式カタパルトを装備しているとみられ、艦載機運用能力の向上が指摘されている。さらに、将来的な原子力空母の建造計画が存在するとの指摘もある。

また、中国は軍事利用が可能な無人艦艇（USV：Unmanned Surface Vehicle）や無人潜水艇（UUV：Unmanned Underwater Vehicle）の開発・配備も進めているとみられる。こうした装備は、比較的安価でありながら、敵の海上・水中における優勢の獲得を妨害することが可能な非対称戦力とされる。

このような海上戦力強化の状況などから、中国は近海における防御に加え、より遠方の海域における作戦遂行能力を着実に構築していると考えられる。また、近い将来、中国海軍は潜水艦や水上戦闘艦艇から対地巡航ミサイルを使用して陸上目標への長距離精密打撃能力を有するようになるとの指摘や、水上艦艇などや固定翼機・回転翼機による対潜水艦戦闘（ASW：Anti-Submarine Warfare）能力が著しく向上している一方で、深海におけるASW能力は十分ではないとの指摘[24]もあり、引き続き関連動向を注視していく必要がある。

また、軍以外の武装力の一つである武警は、隷下に世界最大規模の海上法執行機関とされる海警を有しており、近年、所属船舶の大型化・武装化が図られている。2024年12月末時点における満載排水量1,000トン以上の中国海警船などは161隻[25]であり、所属船舶の中には、世界最大級の1万トン級の巡視船が2隻含まれるとみられるほか、砲を搭載した船舶の運用も確認されている。また、新型船舶は旧型船舶と比較して大幅に大型化・高性能化しており、その大半がヘリコプター設備や大容量放水銃、20mm～76mm砲などを備えており、長期間の運用に耐えることができ、より遠洋での活動が可能であると指摘されている[26]。

さらに、軍と海警の連携強化も確認されている。中国国務院公安部の指導のもとで海上における監視活動などを実施してきた中国海警局は2018年7月、武警隷下に武警海警総隊として移管され、現在は、中央軍事委員会による一元的な指導・指揮を受ける武警のもとで運用されている。移管後、海軍出身者が海警トップをはじめとする海警部隊の主要ポストに補職されたとされるなど、軍・海警の連携強化は組織・人事面からも窺われる。また、海軍の退役駆逐艦・フリゲートが海警に引き渡されているとされるなど、軍は装備面からも海警を支援しているとみられる。さらに、軍・海警が共同航行、共同訓練を行っている旨も指摘されている。海警を含む武警と軍のこうした連携強化は、グレーゾーン事態における作戦能力向上を企図するものと考えられる。

こうしたなか、2020年6月には中華人民共和国人民武装警察法（武警法）が改正され、武警の任務に「海上権益擁護・法執行」を追加するとともに、武警は、党中央、中央軍事委員会が集中・統一的に指導することが明記された。2021年1月には、海警の職責や武器使用を含む権限を規定した中華人民共和国海警法（海警法）が成立し、同年2月から施行された。また、2024年6月には、中国海警局の法執行の詳細を定めた海警機構の行政法執行に関する手続規定が施行された。海警法には、曖昧な適用海域や武器使用権限など、国際法との整合性の観点から問題がある規定が含まれているとみられる。海警法によって、わが国を含む関係国の正当な権益を損なうことがあってはならず、また、東シナ海などの海域において緊張を高めることになることは全く受入れられない。

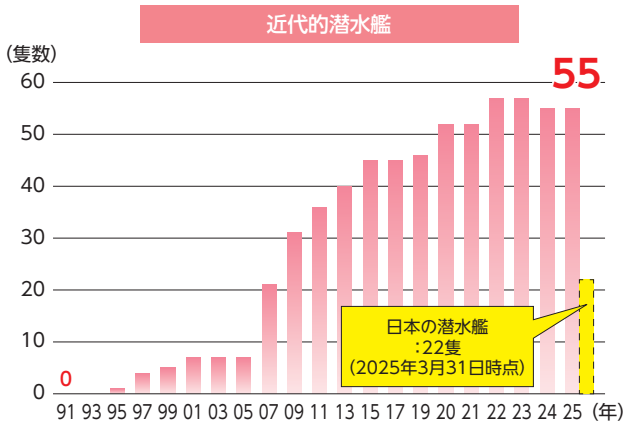
さらに、軍以外の武装力の一つである民兵のなかでも、いわゆる海上民兵が中国の海洋権益擁護のための尖兵的役割を果たしているとの指摘がある。海上民兵については、南シナ海での活動などが指摘され、漁民や離島住民などにより組織されているとされている[27]。

海上において中国の「軍・警・民の全体的な力を十全に発揮」する必要性が強調されていることも踏まえ、こうした非対称的戦力にも注目する必要がある。

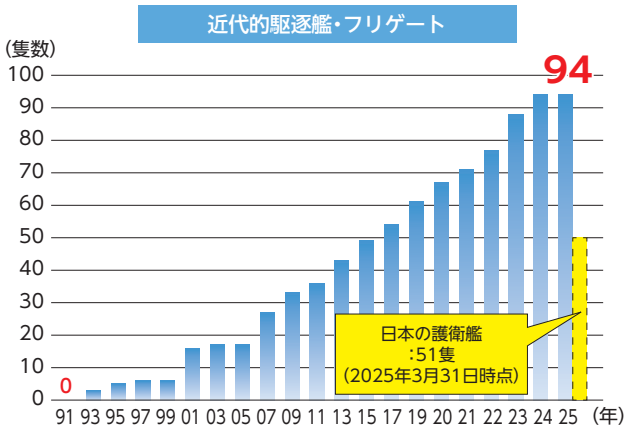
参照 図表Ⅰ-3-2-5（中国の主な海上戦力）、図表Ⅰ-3-2-6（海警の武警への編入）、図表Ⅰ-3-2-7（中国海警船の勢力増強）

24 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2024年）による。
25 海上保安庁「海上保安レポート2025」による。
26 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2024年）による。
27 このほか、海上民兵は、企業や個人の漁師から漁船を頻繁に借用する一方で、南シナ海において海上民兵のために国有の漁船団を設立しているとの指摘がある。南シナ海に隣接する海南省政府は、南沙諸島における活動を強化するため十分な資金援助を行いつつ、強力な船体と弾薬庫を備えた84隻の大型民兵漁船の建造を命じ、民兵がこれらの船舶などを2016年末までに受領するとともに、この海上の部隊は、退役軍人から採用されており、職業軍人並みの部隊であり、商業的な漁業活動とは別途に給料が支払われているとの指摘がなされている。

## 図表Ⅰ-3-2-5　中国の主な海上戦力

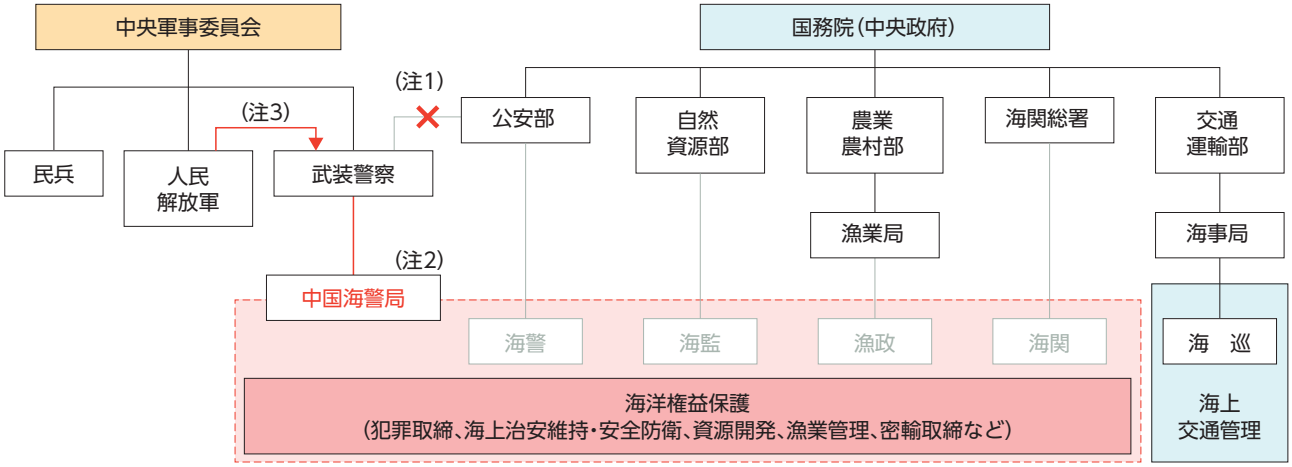



(注)　ジン・シャン・ソン・ユアン・キロの各級潜水艦の総隻数。



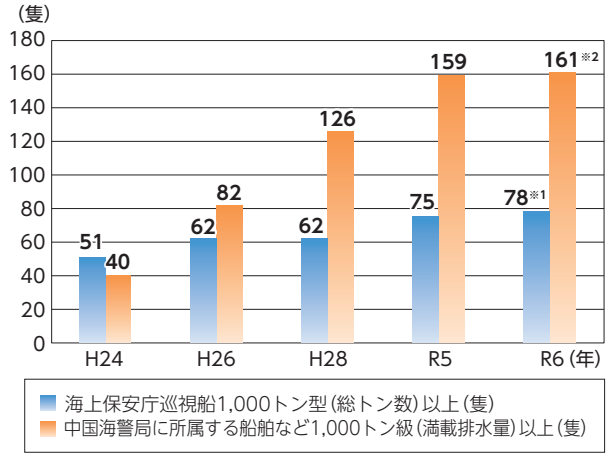

(注)　1　レンハイ・ルフ・ルーハイ・ソブレメンヌイ・ルーヤン・ルージョウの各級駆逐艦とジャンウェイ・ジャンカイの各級フリゲートの総隻数。
2　このほか、中国は49隻(2025年)のジャンダオ級小型フリゲートを保有。

## 図表Ⅰ-3-2-6　海警の武警への編入




(注)　1　武警部隊の指導・指揮一元化(2018年1月1日)
2　海警の武警への編入(2018年7月1日)
3　武警法の改正(2020年6月21日)
→有事には、中央軍事委員会、または、軍の戦区が武警隷下部隊を指揮する体制が確立
4　武装警察に編入され、指揮を受ける中国海警局の範囲は不明
5　赤破線の範囲は、再編(2013年)前の中国海警局が有していた部隊

図表Ⅰ-3-2-7　中国海警船の勢力増強




(注) 1　各年度末の隻数
2　各年12月末の隻数 公開情報を基に推定(今後、変動の可能性あり)
※海上保安庁「海上保安レポート2025」による。

## (5) 航空戦力

航空戦力は、主に空軍と海軍航空部隊から構成される。第４世代の近代的戦闘機としては、ロシアからSu-27戦闘機、Su-30戦闘機や最新型の第４世代戦闘機とされるSu-35戦闘機などを導入している。また、国産の近代的戦闘機の開発も進めている。Su-27戦闘機を模倣したとされるJ-11B戦闘機やSu-30戦闘機を模倣したとされるJ-16戦闘機、国産のJ-10戦闘機を量産している。空母「遼寧」や空母「山東」にも搭載されているJ-15艦載機は、ロシアのSu-33艦載機を模倣したとされる。カタパルトに対応したJ-15Tは2024年の第15回珠海エアショーで初めて展示された。さらに、第５世代戦闘機とされる**J-20戦闘機**の作戦部隊への配備を進めるとともに、J-35戦闘機の開発も行っている。なお、J-35戦闘機は、J-15艦載機の後継機の開発ベースとなる可能性も指摘されている。

爆撃機の近代化も継続しており、中国空軍は、核弾頭対応の長射程対地巡航ミサイルを搭載可能とされる**H-6爆撃機**の保有数を増加させている。さらに、爆撃機の長距離運用能力の向上を図っており、空中給油により長距離飛行が可能なH-6N爆撃機の運用を開始したとされるほか、H-20とも呼称される新型の長距離ステルス爆撃機を開発中とされており、こうした爆撃機に搭載可能な核兵器対応の空中発射型弾道ミサイルの開発も指摘されている。また、ステルス戦闘爆撃機の開発も指摘されている。

このほか、H-6U空中給油機、IL-78M空中給油機、KJ-500早期警戒管制機、KJ-2000早期警戒管制機などの導入により、近代的な航空戦力の運用に必要な能力を向上させる努力も継続している。また、2016年７月以降、独自開発したY-20大型輸送機の配備を進めているが、この輸送機をベースにしたY-20U空中給油機も2021年６月以降配備されている。

さらに、偵察などを目的に高高度において長時間滞空可能な機体（HALE）や、ミサイルなどを搭載可能な機体を含む多種多様な無人航空機（UAV）の自国開発も急速に進めており、その一部については配備や積極的な輸出も行っている。実際に、空軍には攻撃を任務とする無人機部隊の創設が指摘されているほか、周辺海空域などで偵察などの目的のためにUAVを頻繁に投入している。なお、2023年には、陸軍のヘリコプターを支援する形での運用が指摘されているKVD-002無人機などが初めて公開された。また、中国国内では低コストの小型UAVを多数使用して運用するスウォーム（群れ）技術の向上も指摘されている。

このような航空戦力の近代化の状況などから、中国は、国土の防空能力の向上に加えて、より遠方での戦闘や陸上・海上戦力の支援が可能な能力の向上を着実に進めていると考えられる。

参照　図表Ⅰ-3-2-8（中国の主な航空戦力）

### J-20戦闘機

**【諸元・性能】**
最大速度：時速3,063km
**【概説】**
ステルス性を有する第５世代戦闘機。2018年２月、作戦部隊へのJ-20の引き渡しが開始された旨、中国国防部が発表。



J-20戦闘機
【Imaginechina/時事通信フォト】

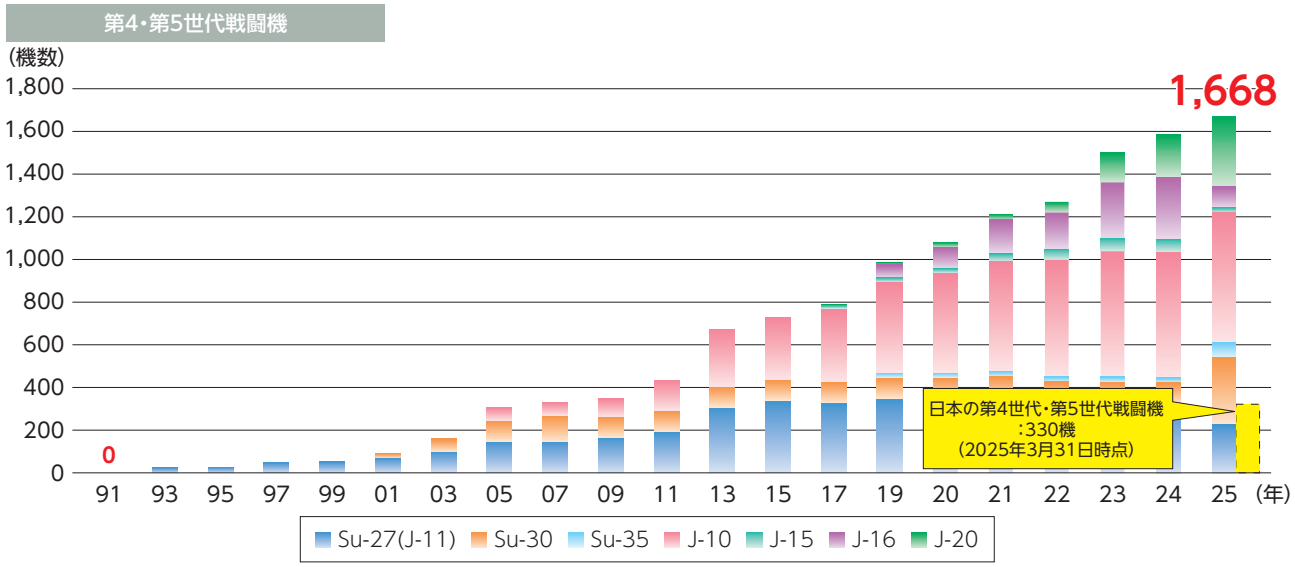
### H-6爆撃機

**【諸元・性能】**
最大速度：時速1,015km
主要兵装（H-6K）：空対地巡航ミサイル（最大射程1,500km超）
**【概説】**
国産爆撃機。H-6爆撃機は、核弾頭を搭載できる巡航ミサイル（CJ-20）を搭載することが可能。



H-6爆撃機

図表Ⅰ-3-2-8　中国の主な航空戦力




## (6) 宇宙・サイバー・電磁波の領域に関する能力

軍事分野での情報収集、指揮通信などは、近年、人工衛星やコンピュータ・ネットワークへの依存を高めている。そのようななか、中国は、「宇宙空間とネットワーク空間は各方面の戦略的競争の新たな要害の高地（攻略ポイント）」であると表明し、紛争時に自身の情報システムやネットワークなどを防護する一方、敵の情報システムやネットワークなどを無力化し、情報優勢を獲得することが重要であると認識しているとみられる。

宇宙領域について、中国の宇宙利用にかかわる行政組織や国有企業が軍と密接な協力関係にあると指摘されていることなども踏まえれば、中国は宇宙における軍事作戦遂行能力の向上も企図していると考えられる[28]。具体的には、近年、軍事目的にも利用しうる人工衛星の数を急速に増加させており、例えば、中国版GPSとも呼ばれ、弾道ミサイルといった誘導機能を有する兵器システムへの利用などが指摘されるグローバル衛星測位システム「北斗」は、2018年末に全世界での運用が開始され、2020年6月に本システムを構成する全衛星の打ち上げが完了したとされる。

サイバー領域では、ネットワークに対するサイバー作戦能力を強化しているとみられ、米国防省は、米国内の重要インフラに対して、局地的・一時的な混乱を引き起こすようなサイバー攻撃を実施する能力があると指摘している[29]。このような能力は、中国の「A2/AD」能力を強化するものであると考えられる。このほか、現在の中国の主要な軍事訓練には、指揮システムの攻撃・防御両面を含むサイバー作戦などの要素が必ず含まれているとの指摘もある。なお、中国の武装力の一つである民兵の中には、サイバー領域における能力に秀でた「サイバー民兵」も存在すると指摘されている。

さらに電磁波領域について、わが国周辺にたびたび飛来しているY-8電子戦機のみならず、J-15艦載機やJ-16戦闘機、H-6爆撃機にも、電子戦ポッドを備え、電子戦能力を有するとみられるものの存在が指摘されている。

## (7) 中国が進める軍事の「智能化」

中国が提唱する「智能化戦争」は「IoT（Internet of Things）情報システムに基づき、智能化された武器・装備とそれに応じた作戦方法を用いて、陸、海、空、宇宙、電磁波、サイバー、認知領域において展開する一体化した戦争」といわれており、認知領域も将来の戦闘様相において重要なものと認識されているとみられる。

また、「智能化戦争」に関し、中国軍は、

- 新技術によって将来戦闘の速度とテンポが上昇し、また、戦場での不確実性を低減して情報処理の速度と

28 米国家情報長官「世界脅威評価書」（2019年）による。
29 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2024年）による。

質を向上させ、潜在的な敵に対する意思決定の優位性を提供するためには、AIの運用化が必要であると認識していること

- 智能化されたスウォームによる消耗戦など、智能化された戦争のための次世代の作戦構想を模索していること
- 無人システムを重要な智能化技術と考えており、スウォーム攻撃、最適化された兵站支援、分散された情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動などを可能にするために、無人の陸・海・空のアセットの自律性を高めることを追求していること

などが指摘されている[30]。

### (8) 統合作戦遂行能力構築に向けた動き

中国は、近年、前線から後方に至る分野において統合作戦遂行能力を向上させる取組を進めている。中国共産党が最高戦略レベルにおける意思決定を行うための「中央軍事委員会統合作戦指揮センター」は、この一環として設立されたと考えられる。また、2016年2月に新編された5つの戦区には、常設の統合作戦司令部があるとされる。同時に中国は、近年、実戦を強く意識した軍種統合演習など統合作戦遂行能力を向上させるための訓練も実施しているが、こうした動きは、前述の組織改革などによる統合作戦遂行能力向上の取組の実効性を確保することなどを目的としているとみられ、今後も進展していくと考えられる。

## 6　海空域における活動

### (1) 全般

近年、中国は、いわゆる第一列島線を越えて第二列島線を含む海域への戦力投射を可能とする能力をはじめ、より遠方の海空域における作戦遂行能力の構築を目指していると考えられる。その一環として、海上・航空戦力による海空域における活動を急速に拡大・活発化させている。特に、わが国周辺海空域においては、訓練や情報収集を行っていると考えられる艦艇や海・空軍機、太平洋やインド洋などの遠方へと進出する艦艇、海洋権益の保護などを名目に活動する中国海警局所属の船舶が多数確認されている。このような活動には、中国海警船によるわが国領海への断続的侵入のほか、自衛隊艦艇・航空機への火器管制レーダーの照射[31]や戦闘機による自衛隊機や米軍機などへの異常接近、「東シナ海防空識別区」の設定[32]といった上空における飛行の自由を妨げるような動きを含め、不測の事態を招きかねない危険な行為を伴うものもみられ、強く懸念される状況となっており、また、極めて遺憾である。さらに、過去にわが国領空内で確認されていた特定の気球型の飛行物体について、中国が飛行させた無人偵察用気球と強く推定されている。また、南シナ海においては、軍事拠点化を進めるとともに、海空域での活動も拡大・活発化させており、力による一方的な現状変更の試みとその既成事実化を推し進めている。中国には、法の支配の原則に基づき行動し、地域や国際社会においてより協調的な形で積極的な役割を果たすことが強く期待される。

### (2) わが国周辺海空域における軍の動向

近年、尖閣諸島に関する独自の主張に基づくとみられる活動をはじめ、中国海上・航空戦力は、尖閣諸島周辺を含むわが国周辺海空域における活動を拡大・活発化させており、行動を一方的にエスカレートさせる事案もみられるなど、強く懸念される状況となっている。こうしたなか、2024年には、8月の中国軍機による領空侵犯や9月の中国海軍空母によるわが国領海に近接した海域での航行などが相次いで発生した。中国による活発な軍事活動がわが国の安全に深刻な影響を及ぼし得る状況となっており、強く懸念される。また、中国は引き続きインド洋などの遠方へと進出する艦艇によるわが国近海の航行や、太平洋、日本海などへの進出を伴う海上・航空戦力の訓練とみられる活動を行っている。2024年には、中国軍空母の太平洋における一年の発着艦回数が1,200回を超え、また、中露共同飛行において、中国軍戦闘機

30 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2023年）による。
31 2013年1月には、東シナ海の公海上で、中国艦艇が海自護衛艦に対して火器管制レーダーを照射した事案（30日）や、中国艦艇が海自護衛艦搭載ヘリコプターに対して火器管制レーダーを照射したと疑われる事案（19日）が発生している。火器管制レーダーの照射は、基本的に、火器の使用に先立って実施する行為であり、これを相手に照射することは不測の事態を招きかねない危険な行為である。
32 中国は2013年11月23日、尖閣諸島をあたかも「中国の領土」であるかのような形で含む「東シナ海防空識別区」を設定した。対象空域を飛行する航空機に対し中国国防部の定める規則を強制し、従わない場合は中国軍による「防御的緊急措置」をとるとするなど上空飛行の自由の原則を不当に侵害するものである。東シナ海における現状を一方的に変更するこのような動きに対し、わが国のほか、米国、韓国、オーストラリア、EUも懸念を表明した。

が空中給油を受けて西太平洋へ長距離にわたって飛行するなど、より遠方での作戦能力の向上がみられる。

さらに、近年中国軍の活動内容は、台湾周辺での軍事演習を含め実戦的な統合作戦遂行能力の向上の動きをみせるなど、高度化している。わが国周辺海空域における軍の動向については、引き続き重大な関心をもって注視する必要がある。

参照　Ⅲ部1章1節2項1（わが国周辺における常時継続的な情報収集・警戒監視）、2（領空侵犯に備えた警戒と緊急発進（スクランブル））

### ア　東シナ海（尖閣諸島周辺を含む）での活動

東シナ海においては、中国艦艇が継続的かつ活発に活動している。

尖閣諸島周辺においては、中国側は独自の立場に言及したうえで、艦艇による管轄海域のパトロールは正当かつ合法的であるとしており、中国艦艇は尖閣諸島に近い海域で恒常的に活動している。また2016年6月には、ジャンカイⅠ級フリゲート1隻が戦闘艦艇としては初めて尖閣諸島周辺の接続水域に入域した。2022年7月には、ジャンウェイⅡ級フリゲート1隻が魚釣島南西の接続水域に入域した。

潜水艦の活動も確認されている。2018年1月には、潜水航行していたシャン級潜水艦とジャンカイⅡ級フリゲートそれぞれ1隻が同日に尖閣諸島周辺の接続水域内に入域した。潜水艦による尖閣諸島周辺の接続水域内の潜水航行は、このとき初めて確認、公表された。また、2020年6月と2021年9月には、奄美大島周辺の接続水域において中国国籍と推定される潜水艦の潜水航行が確認されている。

さらに、近年、海軍情報収集艦や測量艦の活動も確認されている。2015年11月、ドンディアオ級情報収集艦1隻が尖閣諸島南方の接続水域の外側の海域を往復航行した。2016年6月には、ドンディアオ級情報収集艦1隻が、鹿児島県の口永良部島（くちのえらぶじま）と屋久島付近のわが国領海内を航行した後、北大東島（沖縄県）北方の接続水域内を航行し、その後、尖閣諸島南方の接続水域の外側を東西に往復航行した。また、2021年11月、2022年4月、7月、9月、11月、12月、2023年2月、6月、9月、2024年8月にシュパン級測量艦1隻が、口永良部島、口之島、屋久島付近のわが国領海内を航行した。

中国軍航空戦力も、近年、尖閣諸島や沖縄本島をはじめとする、南西諸島により近接した空域で活発に活動している。そのなかには、警戒監視や空中警戒待機（CAP）、訓練と考えられるものや、「東シナ海防空識別区」の運用を企図している可能性があるものもある。さらに、2024年8月、中国軍の情報収集機が長崎県男女群島沖の領空を侵犯した。中国軍機が領空侵犯したことを確認、公表したのは、わが国が対領空侵犯措置を開始してから初めてである。領空侵犯は、わが国の主権の重大な侵害であるのみならず、安全を脅かすものであり、全く受け入れることはできない。中国側が本件事案の事実関係を認め、類似の事案の再発防止に努める旨説明してきたことを踏まえ、今後の中国側の行動を注視していく。

また、近年は、無人機の活動も活発化している。例えば、2022年11月に推定中国無人機1機が、東シナ海から飛来し、尖閣諸島北方において一時南進した後、大陸方面へ飛行したことや、2024年には、無人機が沖縄本島・宮古島間を通過した後、奄美大島沖まで飛行したことを初めて確認、公表した。さらに、わが国周辺で確認された無人機の機種も拡大しており、2024年度には、WL-10偵察／攻撃型無人機、GJ-2偵察／攻撃型無人機を対領空侵犯措置において初めて確認した。

### イ　太平洋への進出

中国海軍の戦闘艦艇によるわが国近海を航行しての太平洋への進出は、高い頻度で継続している。与那国島と台湾の間や沖縄本島と宮古島の間など、わが国南西地域の海域を通過して太平洋と東シナ海を往来した2024年の中国海軍艦艇の公表件数は2021年と比較し3倍以上に増加している。進出経路については、沖縄本島と宮古島の間の海域のほか、大隅海峡や、沖縄県の与那国島と西表島の間の海域、鹿児島県の奄美大島と横当島（よこあてじま）の間の海域、対馬海峡を経て津軽海峡や宗谷海峡を中国艦艇が通過する事例が確認されている。

空母の太平洋進出も確認されている。空母「遼寧」は、2016年12月、複数の艦艇とともに沖縄本島と宮古島の間の海域を通過して以降、2025年5月末までに、計11度太平洋へ進出した。また、空母「山東」は、2023年4月に初めて太平洋での活動が確認されて以降、2025年5月末までに、計8度太平洋へ進出した。これらの太平洋への進出に際しては、南シナ海からバシー海峡を通過する事例や、東シナ海から沖縄本島と宮古島の間の海域を通過する事例に加え、2024年9月には空母が東シナ海から与那国島と西表島の間のわが国領海に近接した

海域を通過する事例が初めて確認された。また、太平洋上における艦載戦闘機などの発着艦も頻繁に確認されている。

中国は、このような太平洋への進出を通じ、空母をはじめとする海上戦力の運用能力向上や、遠方の海域での作戦遂行能力の向上を目指しているものと考えられる。

航空戦力については、2013年に海軍機の太平洋進出が、2015年に空軍機の進出が初めて確認され、2017年以降、沖縄本島と宮古島の間の空域の通過を伴う太平洋進出は一層活発になっている。さらに、この空域を通過する軍用機の種類も年々多様化の傾向にある。爆撃機の飛行も確認されており、米国防省は、中国軍が米国やその同盟国を目標とした訓練などを実施しているとみられると指摘している[33]。

さらに、飛行形態も変化してきている。沖縄本島と宮古島の間を経由し東シナ海から太平洋へ進出した後に再び同じルートで引き返す飛行やバシー海峡方面から太平洋へ進出した後に再び同じルートで引き返す飛行に加え、2016年、H-6K爆撃機などによる台湾を周回するような飛行が確認されている。2017年8月には、H-6K爆撃機が沖縄本島・宮古島間を通過して太平洋に進出した後、紀伊半島沖まで進出する飛行が初めて確認された。

このように、太平洋への進出を伴う爆撃機などによる長距離飛行の高い頻度での実施や、飛行経路や部隊構成の高度化などを通じ、航空戦力は、わが国周辺などでのプレゼンス誇示や、実戦的な作戦遂行能力のさらなる向上を企図しているとみられる。

また、太平洋進出を伴う空対艦攻撃訓練と思われる活動など、海上・航空戦力による遠方における協同作戦遂行能力の向上を企図したと考えられる活動も近年みられている。太平洋における中国の海上・航空戦力による活動は今後一層の拡大・活発化が見込まれる。

### ウ　日本海での活動

日本海においては、海上戦力・航空戦力の活動が活発化している。

海上戦力については、従来から訓練などの機会で日本海に進出しており、情報収集艦による対馬海峡の通過も頻繁に確認されている。

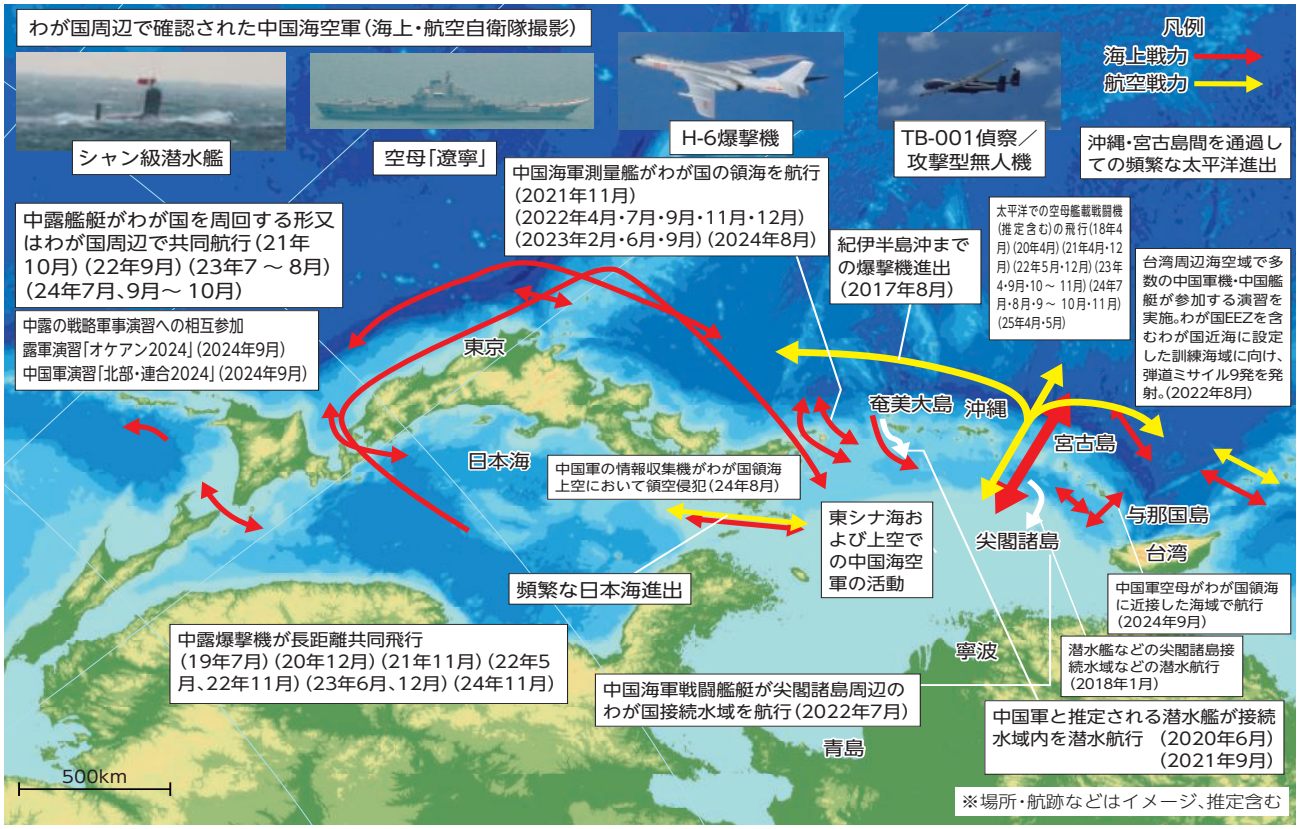
航空戦力については、2016年1月に中国軍機が初めて対馬海峡を通過したことを確認して以降、日本海での活動が活発化している。この空域を飛行する軍用機の種類も多様化の傾向にあり、2024年3月には、WZ-7偵察型無人機の飛行が初めて確認された。

中国は、今後も日本海において、活発な活動を継続すると考えられる。

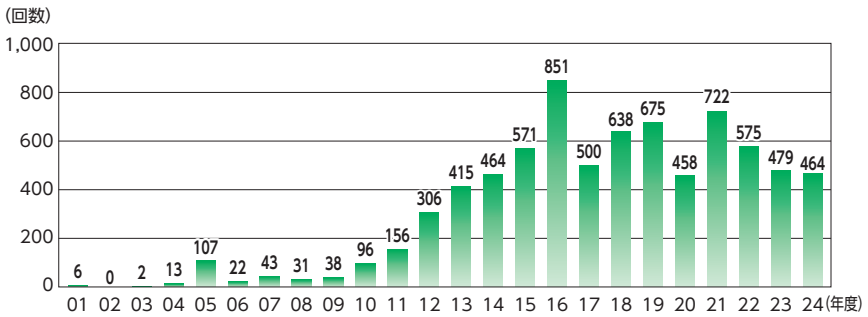
参照 図表Ⅰ-3-2-9（わが国周辺海空域における最近の中国軍の主な活動（イメージ））、図表Ⅰ-3-2-10（中国機に対する緊急発進回数の推移）、図表Ⅰ-3-2-11（中国戦闘艦艇・空母の南西諸島および宗谷・津軽海峡周辺での活動公表回数）、図表Ⅰ-3-2-12（中国軍機の沖縄本島・宮古島間の通過公表回数）、図表Ⅰ-3-2-13（中国戦闘艦艇の対馬海峡通過公表回数）、図表Ⅰ-3-2-14（中国軍機の対馬海峡通過公表回数）

33 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2018年）による。

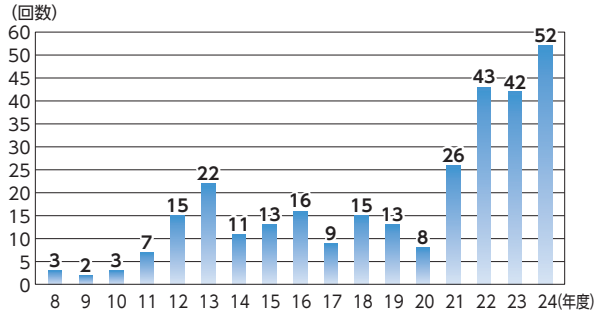
## 図表Ⅰ-3-2-9　わが国周辺海空域における最近の中国軍の主な活動（イメージ）



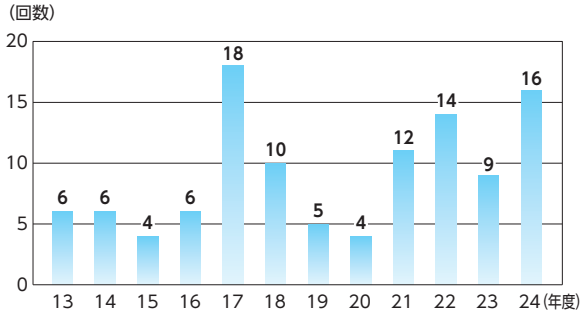

## 図表Ⅰ-3-2-10　中国機に対する緊急発進回数の推移



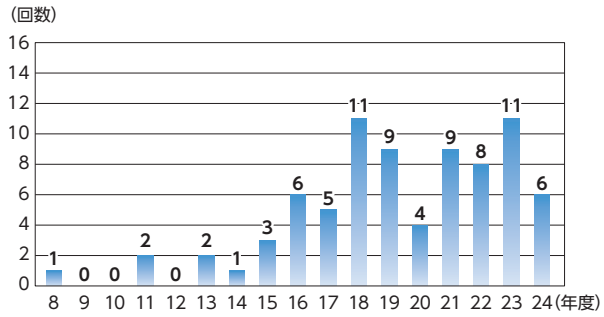

## 図表Ⅰ-3-2-11　中国戦闘艦艇・空母の南西諸島および宗谷・津軽海峡周辺での活動公表回数



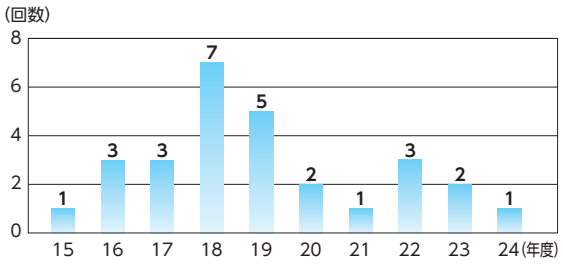

## 図表Ⅰ-3-2-12　中国軍機の沖縄本島・宮古島間の通過公表回数



図表Ⅰ-3-2-13　中国戦闘艦艇の対馬海峡通過公表回数




図表Ⅰ-3-2-14　中国軍機の対馬海峡通過公表回数




### (3) 東シナ海（尖閣諸島周辺を含む）における中国海警船などの活動

わが国固有の領土である尖閣諸島周辺においては、中国海警船がほぼ毎日接続水域において確認され、わが国領海への侵入を繰り返している。尖閣諸島周辺のわが国領海で独自の主張をする中国海警船の活動は、国際法違反であり、厳重な抗議と退去要求を繰り返し実施してきている。しかしながら、わが国の強い抗議にもかかわらず、2024年度においても依然として中国海警船が領海侵入を繰り返しており毎月、中国海警船がわが国領海に侵入した。また、日本漁船が尖閣諸島周辺の領海を航行していた際には、中国海警船が日本漁船へ近付こうとする事案が発生している。

過去の経緯として、2008年12月、「海監」に所属する中国船舶が初めてわが国領海に侵入して以降、中国政府に所属する船舶は、徐々に領海における活動を活発化させてきた。さらに、2012年9月の政府による尖閣三島（魚釣島、北小島、南小島）の取得・保有以降、このような活動は著しく活発化した。

近年、中国海警船によるわが国領海への侵入を企図した運用態勢は、着実に強化されていると考えられる。例えば、領海侵入の際の隻数は、2016年頃までは2～3隻程度であったが、近年は4隻で領海侵入することが多くなっている。また、2015年12月以降、砲を搭載した船舶がわが国領海に繰り返し侵入するようになり、2024年6月には砲を搭載した4隻の船舶が領海に侵入した。それ以降、接続水域内で活動する中国海警船は、いずれも砲を搭載している（2025年3月末時点）。2024年に尖閣諸島周辺の接続水域で確認された中国海警船の活動については、活動日数が355日に達し、過去最多となった。

中国海警船の運用能力の向上を示す事例も確認されている。2023年12月から2024年7月までにかけて、中国海警船が尖閣諸島周辺の接続水域において215日間連続で確認され、過去最長となった。

尖閣諸島周辺のわが国領空とその周辺空域においては、2012年12月に、国家海洋局所属の固定翼機が中国機として初めて領空を侵犯する事案が発生した。2017年5月には、尖閣諸島周辺のわが国領海侵入中の中国海警船の上空において小型無人機らしき物体が飛行していることが確認された。このような小型無人機らしき物体の飛行も領空侵犯にあたるものである。2025年5月には、尖閣諸島周辺においてわが国領海侵入中の中国海警船からヘリコプターが発艦しわが国の領空を侵犯した。

このように中国は、尖閣諸島周辺において力による一方的な現状変更の試みを執拗に継続しており、強く懸念される状況となっている。事態をエスカレートさせる中国の行動は、わが国として全く容認できるものではない。

このほか、東シナ海では、日中間の排他的経済水域（EEZ）と大陸棚の境界が未画定であるなかで、中国側の一方的な資源開発が続いている。2013年6月以降、東シナ海の日中中間線の中国側において、東シナ海の資源開発に関する「2008年合意」以前に設置した4基に加え、新たに海洋プラットフォームの建設作業などを進めていることが確認されており、中国側が一方的な開発を進めていることに対しては、わが国から繰り返し抗議をすると同時に、作業の中止などを求めている。

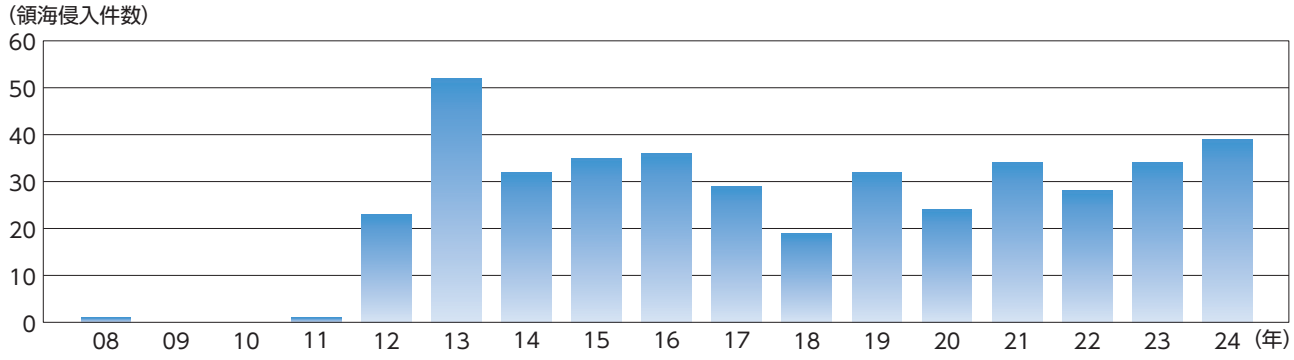
Exclusive Economic Zone

また、2023年7月には、東シナ海の地理的中間線の東側の日本のEEZにおいて、中国が設置したと考えられるブイの存在が確認された。このことについて、中国側に抗議をすると同時に、即時撤去を強く求めてきた。このブイについては、2025年2月に日本のEEZに存在していないことが確認された。2024年12月に与那国島南方の日本のEEZにおいて確認されたブイについても2025年5月に日本のEEZに存在していないことが確認された。

参照 図表Ⅰ-3-2-15（中国海警局に所属する船舶などの尖閣諸島周辺における活動状況）、資料13（中国海警局に所属する船舶などの尖閣諸島周辺における活動状況）



図表Ⅰ-3-2-15　中国海警局に所属する船舶などの尖閣諸島周辺における活動状況




## (4) 台湾周辺における動向

中国は、台湾周辺での軍事活動を活発化させている。台湾国防部の発表によれば、2020年9月以降、中国軍機による台湾周辺空域への進入が増加しており、2021年は延べ970機以上、2022年と2023年は延べ1,700機以上、2024年は延べ3,000機以上が進入した。また、台湾国防部の発表によれば、中国軍は2022年8月のペロシ米下院議長訪台以降、軍用機の台湾海峡における台湾海峡の「中間線[34]」以東空域への進入を繰り返し実施しているとされる。進入アセットについては、従来の戦闘機や爆撃機に加え、2021年以降、攻撃ヘリ、空中給油機、UAVなどが確認されたとされている。台湾周辺海域において確認された中国艦艇の隻数も増加しており、2023年は約1,900隻であったのに対し、2024年は約2,500隻であった。

さらに、中国は、2022年8月以降、台湾周辺海空域で軍事演習をたびたび実施している。

2022年8月2日、ペロシ米下院議長（当時）の台湾訪問に伴い、中国は、台湾を取り囲む6つの演習海域の設定を公表するとともに、台湾周辺において「一連の統合軍事行動」を実施すると発表した。同月4日、中国は、9発の弾道ミサイルの発射を行い、このうち5発はわが国のEEZ内に着弾し、別の1発は与那国島から約80kmの地点に着弾したが、この1発はわが国領土の最も近くに着弾したものであった。このことは、わが国の安全保障と国民の安全にかかわる重大な問題であり、地域住民に脅威と受け止められた。また、一部のミサイルは台湾上空を通過した。それ以降も、中国軍は台湾周辺海空域において約1週間にわたり、統合封鎖、対海上・地上攻撃、制空作戦、空中偵察、対潜戦などの演目を含む大規模な軍事演習を継続した。

本演習以降、中国は、2023年4月、同年8月、2024年5月、同年10月、2025年4月にも台湾周辺海空域で軍事演習を実施している。

なお、2024年12月9日、中国は活動内容について発表をしていないが、台湾国防部は、「中国軍の東部戦区、北部戦区、南部戦区の艦隊および中国海警船が台湾海峡周辺や西太平洋地域に進入、遠海長距離航行などの活動を行っている」旨発表した。頼総統は11月30日から一週間、台湾承認国であるマーシャル諸島、ツバル、パラオを訪問し、途中でハワイとグアムを経由していた。

中国軍による台湾周辺での演習においては、対台湾侵攻作戦を含む台湾の統一に向けた軍事作戦の一部が演練されている可能性があると考えられる。2024年5月の演習の際には、中国海警が台湾東部海域などで活動したことが初めて発表され、同年10月の演習の際には、中国海警船が台湾全周を航行するなど、海警の活動は拡大しており、中国がいわゆるグレーゾーン事態を生起させ

34 1950年代に米国が設定したとされる台湾海峡上の線。台湾側は座標を公表するなど「中間線」の存在を主張する一方、中国側は「台湾は中国の不可分の一部であり、いわゆる『中間線』は存在しない」との立場を主張しているが、これまでは「中間線」を越える軍用機の飛行はほとんどみられなかった。

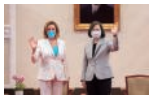
る上で、海警の役割をより重視している可能性も指摘されている。さらに、2025年4月の演習においては、過去の演習と比較し、軍による警告隔離、阻止、差し押さえなどの具体的な封鎖関連行動が強調された。

中国は、台湾周辺での一連の活動を通じ、中国軍が常態的に活動している状況の既成事実化を図るとともに、実戦能力の向上を企図しているとみられる。

また、こうした中国側の軍事活動の活発化により、中台間の軍事的緊張が高まる可能性も否定できない状況となっている。台湾をめぐる情勢の安定は、わが国の安全保障にとってはもとより、国際社会の安定にとっても重要であり、わが国としても一層緊張感を持って注視していく必要がある。

参照 1-3-2-16 （中国軍が発表したこれまでの主な台湾周辺での軍事演習）

**図表Ⅰ-3-2-16　中国軍が発表したこれまでの主な台湾周辺での軍事演習**

| | | 2022年8月 | 2023年4月 | 2023年8月 | 2024年5月 | 2024年10月 | 2025年4月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 演習の関連事象 | |  ペロシ米下院議長の訪台（8月2日夜～3日夜に滞在） |  蔡英文総統の訪米(ﾄﾗﾝｼﾞｯﾄ)（ﾏｯｶｰｼｰ米下院議長との会談）（6日に会談/7日に台湾着） |  賴清德副総統の訪米(ﾄﾗﾝｼﾞｯﾄ)（8月18日に台湾着） |  賴清德総統の総統就任式典就任式典での演説（5月20日） |  賴清德総統の「双十節」式典での演説（10月10日） |  中国の脅威と対策の発表（3月13日） |
| 演習の名称 | | 「一連の統合軍事行動」 | 「連合利剣」 | （名称は発表されず） | 「連合利剣2024A」 | 「連合利剣2024B」 | 1日目：名称の発表なし<br>2日目：「海峡雷霆2025A」 |
| 演習実施戦区 | | 東部戦区 | 東部戦区 | 東部戦区 | 東部戦区 | 東部戦区 | 東部戦区 |
| 演習実施期間（中国発表） | | 7日間<br>（8月4日から10日） | 3日間<br>（4月8日から10日） | 1日間<br>（8月19日のみ） | 2日間<br>（5月23日から24日） | 1日間<br>（10月14日のみ） | 2日間<br>（4月1日から2日） |
| 演習実施の発表 | | 8月2日夜<br>※契機とされる出来事の当日<br>※演習開始日の2日前 | 4月8日<br>※契機とされる出来事の翌日<br>※演習開始日の当日 | 8月19日<br>※契機とされる出来事の翌日<br>※演習開始日の当日 | 5月23日<br>※契機とされる出来事の3日後<br>※演習開始日の当日 | 10月14日<br>※契機とされる出来事の4日後<br>※演習開始日の当日 | 4月1日<br>※契機とされる出来事の19日後<br>※演習開始日の当日 |
| 演習区域の設定 | | 8月2日に演習海域・航行警報を公表<br>（一部わが国EEZと重複） | なし | なし | 5月23日にイメージ図を公表 | 10月14日にイメージ図を公表 | なし |
| | 空母の参加 | なし | あり<br>（空母「山東」） | なし | なし | あり<br>（空母「遼寧」） | あり<br>（空母「山東」） |
| | その他 | ●9発の弾道ミサイル発射（うち5発がわが国のEEZ内に着弾） | ●空母「山東」の太平洋進出は初確認。 | ●台湾総統選挙の約半年前<br>●中国機が「中間線」東側を従来よりも長距離飛行したとの指摘あり | ●海警船の演習参加が初発表<br>●台湾外島(金門,馬祖等)周辺での演習実施が初発表 | ●「重要な港湾・地域の封鎖・管理」や、海警の台湾島の周回パトロール実施が初発表。 | ●陸軍部隊の長距離実弾射撃や、軍による警告隔離、阻止、差し押さえなどが初発表 |

## (5) 南シナ海における動向

中国は、東南アジア諸国連合（ASEAN）などと領有権について争いのある南沙（スプラトリー）・西沙（パラセル）諸島などを含む南シナ海においても、不法な海洋権益の主張に基づき活動を活発化させている。

中国は2014年以降、南沙諸島にある7つの地形[35]おいて、大規模かつ急速な埋立てを強行してきた。2016年7月には比中仲裁判断において、中国が主張する「九段線」の根拠としての「歴史的権利」が否定され、中国の埋立てなどの活動の違法性が認定された。しかし、中国はこの判断に従う意思のないことを明確にしており、軍事目的に利用しうる各種インフラ整備を推進しつつ、軍事活動を継続するなど軍事拠点化を推し進めている。中国が、米国本土を攻撃可能な長射程の新型SLBMの残存

35 中国が埋立てを行っているとの指摘を受けている南沙諸島の地形は、ファイアリークロス礁、スビ礁、ミスチーフ礁、クアテロン礁、ガベン礁、ヒューズ礁、ジョンソン礁の7つの地形。

性を高めるためにバスチオン化（要塞化）を検討するのであれば、南シナ海がそれに適した選択肢であるとの指摘もあり[36]、南シナ海における地形が本格的に軍事拠点として利用された場合、インド太平洋地域の安全保障環境を大きく変化させる可能性がある。こうした点も踏まえ、南シナ海の状況を注視していく必要がある。

南沙諸島の7つの地形のうち、ビッグ・スリーとも称されるファイアリークロス礁、スビ礁、ミスチーフ礁には、対空砲などを設置可能な砲台やミサイルシェルター、弾薬庫とも指摘される地下貯蔵施設のほか、水上戦闘艦艇の入港が可能とみられる大型港湾や戦闘機、爆撃機などが離発着可能な滑走路が整備された。

2018年4月には、対艦巡航ミサイルや地対空ミサイルが軍事訓練の一環としてファイアリークロス礁、スビ礁、ミスチーフ礁に展開し、レーダー妨害装置がミスチーフ礁上に展開したと報じられたほか、2020年5月には、Y-8哨戒機やY-9早機警戒機などがファイアリークロス礁にローテーション展開している可能性が報じられた。

また、クアテロン礁、ガベン礁、ヒューズ礁、ジョンソン礁にも、港湾、ヘリパッド、レーダーなどの施設建設の進展に加え、大型対空砲や近接防空システムとみられる装備がすでに配備された可能性が指摘されているほか、2022年12月には、南沙諸島のまた別の4つの地形において新たに建設活動を行っている旨が報じられている。

さらに、中国は南沙諸島に先がけて、西沙諸島についても軍事拠点化を推し進めてきた。ウッディー島においては、2013年以降、滑走路を3,000m弱まで延長したとされるほか、2015年以降にはJ-11やJ-10といった戦闘機の展開が、2016年以降には、地対空ミサイルとみられる装備の所在が確認されている。加えて、2023年8月には、トリトン島においても新たに建設活動を行っていると報じられている。2012年4月に比中政府船舶が対峙する事案が発生したスカーボロ礁においても、近年、中国の艦船による測量とみられる活動が確認されたとされているほか、今後、新たな埋立てが行われる可能性も指摘されている。仮に、スカーボロ礁において埋立てが実施され、レーダー施設や滑走路などの設置が行われた場合、周辺海域における中国の状況把握能力や戦力投射能力が高まり、ひいては南シナ海全域での作戦遂行能力の向上につながる可能性も指摘されている。

また、中国は、南シナ海の海空域における活動も拡大・活発化させている。

例えば、2016年の比中仲裁判断後、中国空軍のH-6K爆撃機がスカーボロ礁付近の空域において「戦闘パトロール飛行」を実施し、今後このパトロールを「常態化」する旨、中国国防部が発表したほか、同年には、南シナ海で初の中露海軍共同演習となる「海上協力2016」を実施するなどの活動がみられた。

海南省三沙市のもとに「西沙区」、「南沙区」と称する行政区の新設が一方的に公表された2020年においては、7月に、3海域（南シナ海、東シナ海、黄海）同時の軍事演習が実施され、8月には中距離弾道ミサイルを発射したとみられている。

さらに、2021年5月以降、空母「山東」の艦載機の離発着を含む訓練がたびたび報じられている。最近では、南部戦区が統合海空戦備パトロールを実施したと複数回発表しているほか、2024年7月には、南シナ海において中露による海軍共同演習「海上協力2024」が行われた。また、同年10月には空母「山東」と「遼寧」が初めて編成を組んで共同訓練を行ったと報じられている。

そのほかにも、この地域の海空域で活動する米国をはじめとする他国の船舶・航空機に対しても、中国艦艇・航空機が接近・妨害したとされる事案などが発生している[37]。

特に近年においては、中国海警局などによるフィリピンを含む沿岸国への妨害活動が頻繁に報告されている。中でもフィリピンとの間では、中国海警船などによるフィリピン船舶に対する衝突を含む危険な操船や放水といった妨害活動により、人的・物的被害が発生しているとフィリピン政府が公表している。

このように中国は、南シナ海において、軍事にとどまらない手段も含め、プレゼンスの拡大や、継戦能力を含む統合作戦遂行能力の向上を企図しているものと考えられる。

中国の不法な海洋権益の主張に基づく活動は、力による一方的な現状変更の試みとその既成事実化を一層推し進める行為であり、わが国として深刻に懸念しているほか、米国を含むG7諸国をはじめとした国際社会からも

36 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2023年）による。
37 2009年3月、2013年12月、2018年9月には、南シナ海を航行していた米海軍艦船に対し中国艦艇などが接近・妨害する事案が発生した。2016年5月や2017年2月、5月には、中国軍の戦闘機が米軍機に対し接近したとされる事案などが発生している。

同様の懸念が示されている。

南シナ海をめぐる問題はインド太平洋地域の平和と安定に直結するものであり、南シナ海に主要なシーレーンを抱えるわが国のみならず、国際社会全体の正当な関心事項である。中国を含む各国が緊張を高める一方的な行動を慎み、法の支配の原則に基づき行動することが強く求められる。

参照　図表Ⅰ-3-2-17（南シナ海における力の空白をついた中国の進出と軍事拠点化の例（イメージ））

**図表Ⅰ-3-2-17**　南シナ海における力の空白をついた中国の進出と軍事拠点化の例（イメージ）




（写真出典）CSIS/AMTI/Maxar

## (6) インド洋などのより遠方の海域における動向

中国軍海上戦力は、「遠海防衛」型へとシフトしているとされており、近年、インド洋などのより遠方の海域における作戦遂行能力を着々と向上させている。大型戦闘艦艇や大型補給艦の整備といった装備面における取組のほか、遠方の海域への展開やそのための拠点確保など、運用面における取組についても進展がみられる。

2008年12月以降、海賊に対処するための国際的な取組に参加するため、中国艦艇がソマリア沖・アデン湾に展開している。派遣艦艇は、インド洋などで他国軍との共同訓練など[38]も実施しており、2024年も、3月にインド洋北部でロシア、イランと、6月にナイジェリア沖の海域で、ブラジル、カメルーン、ナイジェリアと、7月にはモロッコ沖の海域でモロッコと共同訓練を実施した。

さらに、宇宙観測支援船を南太平洋に展開させているほか、「調和の使命」と呼称する任務のもとで軍病院船を派遣し、医療サービスの提供などを行っており、2024年はアジア、アフリカ地域の13カ国に派遣された。

このほか、2015年9月、中国艦艇5隻がベーリング海の公海上を航行し、アリューシャン列島周辺で米国の

38　軍事演習のほかにも、インド洋沿岸諸国などへの寄港も活発に行われている。

領海を航行したとされている。2022年9月と2023年8月には、ロシアとの共同航行に参加中の艦艇がベーリング海を航行した旨、ロシア側が発表している。北極海については、中国は、1999年以降、計13回にわたり極地科学調査船「雪龍2」などを北極海に派遣し[39]、2018年1月に北極政策に関する白書「中国の北極政策」を発出し、そのなかで、北極海航路の開発を通じて「氷上シルクロード」の建設を進めることとしているなど、北極事業への積極的な関与も打ち出している。科学調査活動や商業活動を足がかりとして、北極海において軍事活動を含むプレゼンスを拡大させる可能性も指摘されている[40]。

また、中国が海外における港湾などの活動拠点を確保しようとする動きも顕著になっている。例えば、2017年8月には、アデン湾に面するジブチにおいて、中国軍の活動の後方支援を目的とするとされる「保障基地」の運用が開始された。さらに、カンボジア、ミャンマー、タイ、インドネシア、パキスタン、スリランカ、UAE、ケニア、赤道ギニア、セーシェル、タンザニア、アンゴラ、ナイジェリア、ナミビア、モザンビーク、バングラデシュ、パプアニューギニア、ソロモン諸島、タジキスタンといった複数の国で軍事兵站施設を検討・計画している可能性も指摘されている[41]。また、中国は、ユーラシア大陸をはじめとする地域の経済圏創出を主な目的とするとされる**「一帯一路」構想**を推進しているが、中国軍が海賊対処活動による地域の安定化や共同訓練による沿線国のテロ対処能力の向上などを通じ、この構想の後ろ盾としての役割を担っている可能性がある。さらに、「一帯一路」構想には中国の地域における影響力を拡大するという戦略的意図が含まれているとも考えられるなか、この構想が中国軍のインド洋、太平洋などにおける作戦遂行能力のより一層の向上をもたらす可能性がある。例えば、パキスタンやスリランカ、バングラデシュといったインド洋諸国やバヌアツといった太平洋島嶼(しょ)国での港湾インフラ建設支援は、軍事利用も可能な拠点の確保につながる可能性がある。

参照　4章5節3項（北極海をめぐる動向）

**KEY WORD　「一帯一路」構想**

習総書記が提唱した経済圏構想。2013年9月に「シルクロード経済ベルト」構想（一帯）が、同年10月に「21世紀海上シルクロード」構想（一路）が提唱され、以降、両構想をあわせて「一帯一路」構想と呼称。

### (7) 海空域における活動の目標

中国による海上・航空戦力の整備状況や活動状況、国防白書における記述、中国の置かれた地理的条件、グローバル化する経済などを考慮すれば、海・空軍などの海空域における近年の活動には、次のような目標があるものと考えられる。

第一に、中国の領土、領海、領空を防衛するために、可能な限り遠方の海空域で敵の作戦を阻止することである。これは、近年の科学技術の発展により、遠距離からの攻撃の有効性が増していることが背景にある。

第二に、台湾の独立を抑止・阻止するための能力を整備することである。中国は、台湾問題を解決し、中国統一を実現することにはいかなる外国勢力の干渉も受けないとしており、中国が、四方を海に囲まれた台湾への外国からの介入を実力で阻止することを企図すれば、海空域における作戦遂行能力を充実させる必要がある。

第三に、主権や海洋権益に関して中国が一方的な主張を行っている島嶼や周辺海空域において、各種の監視活動や実力行使などにより、他国の支配を弱め、このような一方的な主張を強めることである。また、こうした活動には、中国独自の「法律戦」の発想のもと、一方的な現状変更を既成事実化し、独自の主張を正当化する根拠の一環として用いようとする側面もあると考えられる。

第四に、海洋権益を獲得し、維持、保護することである。東シナ海や南シナ海において、資源採掘、漁業、航行といった活動が安全かつ安定して継続できるよう、軍のプレゼンスによって他国の海上法執行機関などの活動を抑止するなど、後ろ盾としての役割を担っていると考えられる。

第五に、自国の海上輸送路を保護することである。この背景には、中東からの原油の輸送ルートなどの海上輸送路が、中国の経済活動にとって、生命線ともいうべき

39　2012年、「雪龍」は極地科学調査船として初めて北極海を横断する航海を行ったほか、2013年には貨物船「永盛」が中国商船として初めて北極海を横断した。「雪龍」の2017年の北極海航行では、カナダの科学者が参加し、初めて、北極北西航路（カナダの北側）の試験航行に成功した。また、2隻目の極地科学調査船「雪龍2号」が2020年9月に初となる北極海航行を完了したほか、重砕氷船の研究・製造も推進している。
40　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2019年）による。
41　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2024年）による。

重要性を有していることがある。近年の海上・航空戦力の強化を考慮すれば、その能力の及ぶ範囲は、中国の近海を越えてより遠方の海域へと拡大していると考えられる。

こうした中国の海空域における近年の活動の目標や近年の動向を踏まえれば、今後とも中国は、東シナ海や南シナ海、太平洋といったわが国近海やインド洋などにおいて、活動領域をより一層拡大するとともに活動の活発化をさらに進めていくものと考えられる。

## 7　軍の国際的な活動

中国軍は近年、平和維持、人道支援・災害救援、海賊対処といった非伝統的安全保障分野における任務に対しても積極的な姿勢を示し、海外にも多くの部隊・人員を派遣している。

中国は、国連PKOを一貫して支持するとともに積極的に参加するとしており、中国の国連PKOにおける存在感は高まっている。

国連によれば、中国は2024年10月末時点で、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）などの国連PKOに国連安全保障理事会の常任理事国中最多である計1,797人の部隊要員や警察要員などを派遣している。なお、国連PKO予算における中国の分担率をみると、2016年以降、米国に次ぐ第2位となっている。

さらに、中国は、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処活動や、人道支援・災害救援活動にも積極的に参加している。

中国のこうした姿勢の背景には、中国の国益が国境を越えて拡大していることに伴い、国外において国益の保護と増進を図る必要性が高まっていること、オペレーションを通じて部隊の長距離展開を含む対応能力を検証すること、自国の地位向上を目的に国際社会に対する責任を果たす意思を示すこと、軍の平和的・人道的なイメージを普及させること、アフリカ諸国をはじめとするPKO実施地域との関係強化を図ることなどがあると指摘されている。

## 8　教育・訓練などの状況

中国軍は、近年、「戦える、勝てる」軍隊を建設するとの方針のもと、作戦遂行能力の強化を図ることなどを目的として実戦的な訓練を推進しており、戦区主導の統合演習、対抗演習、上陸演習、区域をまたいだ演習、遠方における演習などを含む大規模演習、さらには夜間演習、諸外国との共同演習なども行っている。

中国軍は、教育面でも、統合作戦遂行能力を有する軍人の育成を目指している。2017年には、統合作戦指揮人材を養成するための訓練が中国国防大学で開始されたと伝えられている。

また、中国は、戦争などの非常事態において民間資源を有効に活用するため、国防動員体制の整備などを進めている。こうした取組には、民間船舶による軍用装備の輸送活動などが含まれる。また、第20回党大会における習総書記の演説では、「一体化された国家戦略体系・能力」の向上の一環として、全国国防教育の深化を提起した。2024年9月には、国防教育法を改正し、愛国心に紐づく国防教育の実施などを新たに規定した。

こうした取組は、社会全体のリソースを軍事へ動員し、中国の軍事任務に投入可能な戦力を総体的に増強するものであり、今後とも積極的に推進されるとみられることから、中国軍の作戦遂行能力への影響を注視する必要がある。

## 9　国防産業部門の状況など

中国の主な国防産業については、国務院機構である工業・情報化部の国防科学技術工業局の隷下に、核兵器、ミサイル・ロケット、航空機、艦艇、情報システムなどの装備を開発、生産する10個の集団公司により構成されている。中国は2023年において、世界で3番目の武器の供給者であると指摘されている[42]。

中国は自国で生産できない高性能の装備や部品をロシアなど外国から輸入しているが、軍近代化のため装備の国産化をはじめとする国防産業部門の強化を重視していると考えられる。自国での研究開発に加えて対外直接投資などによる技術獲得に意欲的に取り組んでいるほか、機密情報の窃取といった不法手段による取得も指摘され

42　ストックホルム国際平和研究所（SIPRI：Stockholm International Peace Research Institute）Arms Transfers Databaseによる。

ている[43]。

中国の軍民融合政策は技術分野において顕著であり、中国は、軍用技術を国民経済建設に役立てつつ、民生技術を国防建設に吸収するという双方向の技術交流を促すとともに、軍民両用の分野を通じて外国の技術を吸収することにも関心を有しているとみられる。技術分野における軍民融合は、特に、海洋、宇宙、サイバー、AIといった中国にとっての「新興領域」とされる分野における取組を重視しているとされる。米国防省は、軍民融合には、(1) 中国の国防産業基盤と民生技術・産業基盤との融合、(2) 軍事・民生セクターを横断した科学技術イノベーションの統合・利用、(3) 人材育成と軍民の専門性・知識の混合、(4) 軍事要件の民生インフラへの組み込みや民生構築物の軍事目的への利用、(5) 民生のサービス・兵站能力の軍事目的への利用、(6) 競争と戦争での使用を目的とした社会・経済の全ての関連する諸側面を含む形での中国の国防動員システムの拡大・深化、の6つの相互に関連した取組が含まれていると指摘している[44,45]。

また、生産段階から徴用を念頭に置いた民生品の標準化が軍民融合政策の一環として推進されているとされる。こうした取組により、軍による一層効果的な民間資源の徴用が可能となることなどが見込まれる。なお、近年、中国は「軍民融合」という文言は強調せず、中国の中華民族の偉大なる復興という目標を支えるための「一体化された国家戦略体系・能力」の構築といった文言を使用する傾向にある。

国防費の伸び率が鈍化しつつあるなか、国防建設と経済建設の両立が一層求められる中国にとって、軍民融合政策は今後ますます重要になってくると考えられる。また、前述の中国が提唱する「智能化戦争」を実現するためには、将来の戦闘様相を一変させる技術、いわゆる「ゲーム・チェンジャー技術」を含む民生先端技術の獲得が鍵となるところ、中国は、その不可欠な手段として軍民融合を捉えているとみられることから、中国の軍民融合政策については、「智能化戦争」との関係を含め、引き続き重大な関心をもって注視していく必要がある。

## 3 対外関係など

### 1 全般

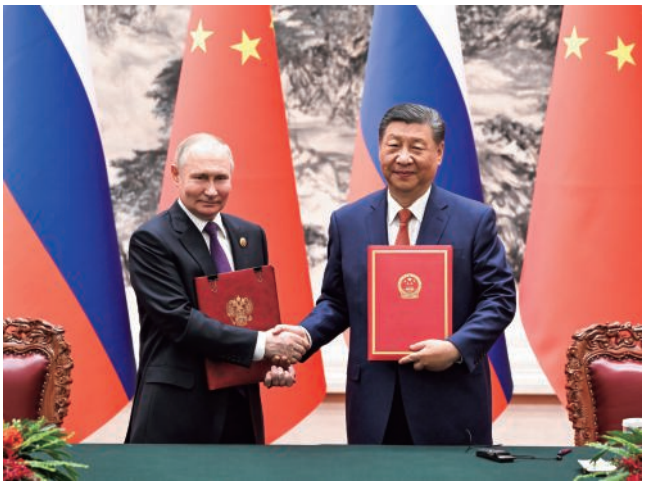
中国は、特に海洋において利害が対立する問題をめぐり、既存の国際秩序とは相容れない独自の主張に基づき、力による一方的な現状変更の試みやその既成事実化など高圧的とも言える対応を推し進めつつ、自らの一方的主張を妥協なく実現しようとする姿勢を継続的に示している。また、国家戦略として「一帯一路」構想を推進しているが、近年一部の「一帯一路」構想の協力国において、財政状況の悪化などからプロジェクト見直しの動きもみられている。さらに、安全保障や発展・開発を含む分野における中国主導の多国間メカニズムの構築[46]など、独自の国際秩序形成への動きや、他国の政治家の取り込みなどを通じて他国の政策決定に影響力を及ぼそうとする動きなども指摘されている[47]。

同時に、中国は、持続的な経済発展を維持し、総合国力を向上させるためには、平和で安定した国際環境が必要であるとの認識に基づき、「人類運命共同体」の構築を提唱しつつ、「相互尊重、公平正義、協力、ウィン・ウィンの新型国際関係」の建設推進について言及している。軍事面においては、諸外国との間で軍事交流を積極的に展開している。近年では、米国やロシアをはじめとする大国や東南アジアを含む周辺諸国に加えて、アフリカや中南米諸国などとの軍事交流も活発に行っているほか、太平洋諸国との関係強化の動きもみられる。中国が軍事交流を推進する目的としては、関係強化を通じて中国に対する懸念の払拭に努めつつ、自国に有利な安全保障環境の構築や国際社会における影響力の強化、海外兵器市場の開拓、資源の安定的な確保や海外拠点の確保などがあるものと考えられる。

43 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」(2024年) による。
44 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」(2024年) による。
45 中国系人材を含め、海外の高い専門性を有する人材を国内に招へいする計画の存在が指摘されており、その一環として、例えば、わが国での研究歴があり、極超音速兵器の開発に必要な風洞試験設備の開発に従事している研究者の存在も指摘されている。
46 例えば、2022年4月には、習総書記は国連の権威・地位の擁護や他国の安全を犠牲にした自国の安全構築への反対を内容とする「グローバル安全保障イニシアティブ」を提唱した。
47 2017年12月のターンブル豪首相（当時）発言による。

## 2　ロシアとの関係

1989年にいわゆる中ソ対立に終止符が打たれて以来、中露双方は継続して両国関係重視の姿勢を見せている。90年代半ばに両国間で「戦略的パートナーシップ」を確立して以来、関係の深化が強調されており、2001年には、中露善隣友好協力条約が締結された。2004年には、長年の懸案であった中露国境画定問題も解決されるに至った。両国は、世界の多極化と国際新秩序の構築を推進するとの認識を共有し、関係を一層深めており、2024年5月の中露首脳会談において、両国は「現在の中露関係は、まさに史上最高水準にある」と評価している。さらに、例えば、米中、米露関係の緊張が高まる中で、中露間では一貫して協力が深化しており、それぞれが米国などとの間で対立している台湾やNATOの東方拡大をめぐる問題などの安全保障上の課題について一致した姿勢を示すことで、自らに有利な国際環境の創出を企図しているものとみられる。



2024年5月、中露首脳会談を実施する習近平国家主席とプーチン大統領
【中国通信/時事通信フォト】

軍事面では、中国は90年代以降、ロシアから戦闘機や駆逐艦、潜水艦など近代的な武器を購入しており、中国にとってロシアは最大の武器供給国である[48]。近年、中露間の武器取引額は一時期に比べ低い水準で推移しているものの、中国は引き続きロシアが保有する先進装備の輸入や共同開発に強い関心を示しているとみられる。例えば、中国はロシアから最新型の第4世代戦闘機とされるSu-35戦闘機や地対空ミサイルシステム「S-400」を導入している。なお、ロシアが「S-400」を輸出したのは、中国が初めてであるとされる。一方で、ロシアは中国の技術力向上により、武器輸出における中国との競合を懸念しつつあるとの指摘もある。

中露間の軍事交流としては、定期的な軍高官などの往来に加え、共同訓練、共同飛行、共同航行などを実施している。中露両国は、海軍による大規模な共同演習「海上協力」を2012年以降実施しており、そのなかで共同掃海訓練、封鎖作戦、臨検・拿捕などが演練されている。

また、中露両国は2018年以降、軍事演習への相互参加を継続している。2024年9月には中露それぞれが主催する演習に両国軍が相互に参加するなど、軍事連携の頻度が増加している。中国としては、これらの交流を通じて、ロシア製兵器の運用方法や実戦経験を有するロシア軍の作戦教義などを学習することも見込んでいるものと考えられる。

2019年以降、中露両国は爆撃機による長距離にわたる共同飛行をこれまで計9回実施している。日米豪印首脳会合が開催されている中で実施された2022年5月の共同飛行は、開催国たるわが国に対する示威行動を意図したものであり、これまでと比べ挑発度を増すものであった。同年11月の共同飛行の際には、中国機がロシア国内の飛行場に、ロシア機が中国国内の飛行場にそれぞれ初めて着陸したとされたほか、2024年11月の共同飛行の際には、中国軍の空中給油機や核を搭載可能な空中発射型弾道ミサイルを搭載できるとされるH-6N爆撃機の参加が初めて確認されるなど、活動の多様化がみられる。

2021年以降、中露は計5回共同航行を実施している。2023年3月の中露首脳会談後に発表された共同声明では、海上・空中における「共同パトロール」や「共同演習」などを定期的に実施することが明記された。2023年に実施された共同航行においては、航行中に50以上の戦闘訓練を実施したとされるほか、共同航行実施前後には、共同航行参加艦艇による相手国への寄港が初めて実施されるなど、活動の多様化がみられる。2024年は、7月および9月～10月に中露艦艇が共同航行し、初めて年2回実施された。

中露両国による度重なる爆撃機の共同飛行や艦艇の共同航行は、わが国に対する示威活動を明確に意図したものであり、わが国の安全保障上、重大な懸念である。

このように、ウクライナ侵略が行われている中にあっ

48　SIPRI Arms Transfers Databaseによる。

ても、中露両国はますます連携を強化する動きを見せている。今後、中露両国がさらに軍事的な連携を深めていく可能性もあり、また、こうした中露両国の軍事協力の強化などの動向は、わが国を取り巻く安全保障環境に直接的な影響を与えるのみならず、米国や欧州への戦略的影響も考えられることから、懸念を持って注視する必要がある。

参照　図表Ⅰ-3-2-18（中露軍事連携の主な動向）



**図表Ⅰ-3-2-18　中露軍事連携の主な動向**

海軍共同演習「海上協力」

| 時期 | 演習エリア |
|---|---|
| 2012年4月 | 黄海 |
| 2013年7月 | 日本海 |
| 2014年5月 | 東シナ海 |
| 2015年5月 | 地中海 |
| 2015年8月 | 日本海 |
| 2016年9月 | 南シナ海 |
| 2017年7月 | バルト海 |
| 2017年9月 | 日本海<br>オホーツク海 |
| 2019年4-5月 | 黄海 |
| 2021年10月 | 日本海 |
| 2022年12月 | 東シナ海 |
| 2024年7月 | 南シナ海 |

戦略軍事演習の相互参加

| 時期 | 演習名 |
|---|---|
| 2018年 | ヴォストーク2018 |
| 2019年 | チェントル2019 |
| 2020年 | カフカス2020 |
| 2021年 | 西部・連合2021 |
| 2022年 | ヴォストーク2022 |
| 2023年 | 北部・連合2023 |
| 2024年 | オケアン2024 |
| | 北部・連合2024 |

爆撃機の共同飛行

| 時期 | 飛行エリア |
|---|---|
| 2019年7月 | 日本海、東シナ海 |
| 2020年12月 | 日本海、東シナ海、太平洋 |
| 2021年11月 | 日本海、東シナ海、太平洋 |
| 2022年5月 | 日本海、東シナ海、太平洋 |
| 2022年11月 | 日本海、東シナ海、太平洋 |
| 2023年6月 | 日本海、東シナ海、太平洋 |
| 2023年12月 | 日本海、東シナ海 |
| 2024年7月 | チュコト海、ベーリング海、太平洋北部 |
| 2024年11月 | 日本海、東シナ海、太平洋 |

艦艇の共同航行

| 時期 | 航行エリア |
|---|---|
| 2021年10月 | 日本海～（津軽海峡）～西太平洋～東シナ海 |
| 2022年9月～10月 | 日本海～（宗谷海峡）～オホーツク海～ベーリング海～フィリピン海～東シナ海 |
| 2023年7月～8月 | 日本海～（宗谷海峡）～オホーツク海～ベーリング海（アリューシャン列島を迂回）～太平洋～東シナ海 |
| 2024年7月 | 東シナ海（済州島）～（大隅海峡）～フィリピン海～南シナ海 |
| 2024年9月～10月 | オホーツク海～太平洋～東シナ海 |

## 3　北朝鮮との関係

中国は、1961年の中朝友好協力と相互援助条約のもとで北朝鮮との緊密な関係を維持してきた。習総書記は2019年6月、中国国家主席として14年ぶりに北朝鮮を訪問し、北朝鮮の金正恩（キムジョンウン）国務委員長との間で5回目となる首脳会談を行っている。また、2022年10月には、金委員長が、習近平総書記の再選にあたり祝電を送付し、2023年9月には、習総書記が、北朝鮮建「国」75周年にあたり祝電を送付している。

中国は朝鮮半島問題に関して「3つの堅持」（①朝鮮半島の非核化実現、②朝鮮半島の平和と安定の維持、③対話と協議を通じた問題解決）と呼ばれる基本原則を掲げているとされ、非核化のみならず従来の安定維持や対話も同等に重要との立場をとっていると考えられる。こうした状況のもと、中国は北朝鮮に対する制裁を強化する2017年までの累次の国連安保理決議に賛成してきた一方、最近では、ロシアとともに国連安保理決議に基づく制裁の一部解除などを含む決議案を国連安保理で提案するなどの動きも見せているほか、2022年5月には北朝鮮によるICBM級弾道ミサイルの発射を受けて米国が提案した制裁決議案に対し、ロシアとともに拒否権を行使した。

なお、国連安保理決議で禁止されている、洋上での船舶間の物資の積替え（いわゆる「瀬取り」）に関し、中国側は終始自身の国際義務を真剣に履行しているとしているが、中国籍船舶の関与が指摘されている。

## 4　その他諸国との関係

### (1) 東南アジア諸国との関係

参照 7節2項（各国の安全保障・国防政策）

### (2) 中央アジア諸国との関係

参照 8節1項3（2）（中国との関係）

### (3) 南アジア諸国との関係

参照 8節1項3（中国との関係）、8節2項3（2）（中国との関係）

### (4) 欧州諸国との関係

参照 9節2項3（中国との関係）

### (5) アフリカ諸国との関係

参照 10節2項2（1）（中国・ロシア）

### (6) 豪州、太平洋島嶼国との関係

参照 6節1項3（2）（中国との関係）、6節3項（太平洋島嶼国）

## 5　武器の国際的な移転

中国は、ミサイル、戦車、無人機を含む航空機、艦船などの輸出を拡大している。具体的には、パキスタン、セルビアが主要な輸出先とされているほか、アルジェリア、ナイジェリアなどのアフリカ諸国や、タイやミャンマーなどの東南アジア諸国、サウジアラビアなどの中東諸国などにも武器を輸出しているとされる[49]。

中国による武器移転については、友好国との間での戦略的な関係の強化や影響力拡大による国際社会における発言力の拡大のほか、資源の獲得にも関係しているとの指摘がある。中国は、国際的な武器輸出管理の枠組みの一部には未参加であり、ミサイル関連技術などの中国からの拡散が指摘されるなどしている。

**資料**：最近の国際軍事情勢（中国）
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/surround/index.html

49 SIPRI Arms Transfers Databaseによる。

視点

## 台湾をめぐる中国の軍事動向

防衛研究所　中国研究室　主任研究官　杉浦（すぎうら）　康之（やすゆき）

近年、中国軍は作戦機や艦艇による台湾周辺での軍事活動を活発化させています。2024年もそうした傾向に変化はなく、むしろその動きが強化されました。例えば、中国軍は5月の頼清徳台湾総統の就任式直後に「聯合利剣2024A」、10月の双十節直後に「聯合利剣2024B」という大規模な軍事演習を実施しました。

こうした中国軍の台湾周辺での軍事活動の特徴としては、台湾有事を念頭に置いた実戦的な訓練を実施するという「実戦化」、訓練内容を虚実織り交ぜる形で積極的に情報発信するという「宣伝化」、大規模演習の実施以外にも継続的に台湾周辺で様々な軍事活動を展開し続けるという「常態化」の三点が指摘できます。

実戦化という観点では、①台湾の主要都市・港湾への精密誘導攻撃を想定した統合作戦訓練、②海・空域での台湾に対する統合封鎖作戦訓練、③中国軍の訓練と連動した中国海警局による法執行訓練、などが「聯合利剣2024」で実施されたことが注目されました。特に中国軍は、②において徐々に演習地点を増やし、封鎖体制の強化を目指しています（図1）。中国は台湾有事を念頭に置いて様々な能力の強化を図っています。

宣伝化という観点では、①中国メディアによる演習内容を喧伝する映像の配信、②中国軍研究機関に所属する研究者による演習の内容・目的に関する解説や演習実施の合法性の主張、③中国国防部報道官による頼清徳政権への批判や「平和統一」への言及、などが「聯合利剣2024」のなかで注目するべき点です。①に関しては、実際には実弾演習を実施していないにもかかわらず、あたかも実施したかのような3Dアニメーションを作成するなど、虚実織り交ぜるような映像が作成されています。中国側はこのように演習について積極的な情報発信を行うことで、台湾や国際社会への圧力を形成し、また訓練実施の正当性を主張しながら、演習が台湾の一般市民を対象としていないとアピールすることを意図していると考えられます。

常態化という点では、①演習に年度や番号を付けたことによる継続性の示唆、②「聯合利剣2024」の実施前後にも繰り返された中国軍の作戦機と艦艇による台湾周辺での軍事活動、③頼清徳総統の米国立ち寄りに対抗するために実施された2024年12月の台湾周辺への海軍・空軍の部隊展開、などが注目されます。③に関して、台湾国防部は「聯合利剣2024」に匹敵する数の作戦機や艦艇が参加したと発表しています。こうした動きは、中国が台湾側の対中発言や米台関係の動きに合わせて、常態化させている軍事活動の烈度を調整していつでも大規模演習を実施できることを意味しています。実際、2025年4月、中国軍は頼清徳総統が中国を「境外敵対勢力」と発言したことを口実に大規模演習を実施しました。

このような中国軍の台湾周辺での軍事活動の目的としては、以下の点が考えられます。第一の目的は、蔡英文政権よりも台湾独立色が濃いとされている頼清徳政権を強く批判することです。第二の目的は、台湾との安全保障関係を強化している米国への牽制です。第三の目的は、軍事行動による強硬路線と中台経済関係の促進を中心とする穏健路線を併用することで、台湾社会の分断を促進し、頼清徳政権を孤立させることです。

このような中国軍による台湾への軍事的圧力の強化は、力による一方的な現状変更の試みを意味するものであり、インド太平洋地域の安全保障環境の不安定化に繋がるものだと懸念されています。そのため、わが国としてこうした中国軍の動向を引き続き注視していく必要があります。




中国軍の台湾周辺での軍事演習地点の比較

（注）本コラムは、研究者個人の立場から学術的な分析を述べたものであり、その内容は政府としての公式見解を示すものではありません。

# 第3節 米国と中国の関係など

## 1 米国と中国の関係（全般）

世界第1位の経済大国である米国と、第2位の中国との関係については、中国の国力の伸長によるパワーバランスの変化、貿易問題、南シナ海をめぐる問題、台湾問題、香港問題、ウイグル・チベットをめぐる中国の人権問題といった種々の懸案などにより、近年、両国の政治・経済・軍事にわたる競争が一層顕在化してきている。特に、第1期トランプ政権以降、米中両国において相互に牽制する動きがより表面化していたが、その後も両国の戦略的競争が不可逆的な動きとなっていることに強い関心が集まっている。

2022年10月、バイデン政権（当時）は国家安全保障戦略（NSS）を公表し、中国は米国にとって最も重大な地政学的挑戦であり、国際秩序を再構築する意図とそれを実現する経済力、外交力、軍事力、技術力をあわせ持つ唯一の競争相手であると位置づけた。また、中国は、世界をリードする大国となる野望を抱いており、急速に近代化する軍事力に投資し、インド太平洋地域での能力を高め、米国の同盟関係の浸食を試みているとした。そして、世界は今、転換点にあり、中国との競争力を決める上で今後10年は決定的な意味を持つとの考えを示した。このような認識のもと、①競争力、イノベーション、抗たん性および民主主義への投資、②同盟国やパートナーとの連携、③米国の利益を守り将来のビジョンを築くための中国との責任ある競争の3つを対中戦略の軸として掲げた。そして、責任を持って競争を管理し、意図しない軍事的エスカレーションのリスクを低減させ、最終的に軍備管理の取組に中国を関与させる方策を通じて、より大きな戦略的安定を追求するとした。一方で、世界経済の中心である中国は、共通の課題に対して大きな影響力を持つことから、利害が一致する場合は常に中国と協力することを厭わないとし、気候変動、核不拡散、世界的な食糧危機などを協力すべき課題としてあげた。このように、バイデン政権（当時）は、第1期トランプ政権の対中抑止姿勢を引き継ぐ一方、国境を越える課題への対処も重視し、中国との競争管理や特定の分野における協調を打ち出した。

National Security Strategy

2022年10月に公表された国家防衛戦略（NDS）においても、インド太平洋地域と国際システムを自らの利益と権威主義の好みに合うように作り替えようとする、中国の威圧的でますます攻撃的になっている取組は、米国の安全保障に対する最も包括的で深刻な挑戦であると位置づけた。そして、中国は、米国の軍事的優位性を相殺することに重点を置き、ほぼ全ての側面で人民解放軍を拡大・近代化していることから、「対応を絶えず迫ってくる挑戦」であるとし、中国に対する抑止力を維持・強化するため、国防省は迅速に行動するとの考えを示した。

National Defense Strategy

また、2023年1月には、米連邦議会下院において超党派による「米国と中国共産党間の戦略的競争に関する特別委員会」を設立し、2025年1月には当初2024年末までとした同委員会の設置期間を、2026年末まで延長する決議案が可決されるなど、中国への厳しい姿勢は超党派での共通の方針となってきている。

第2期トランプ政権においても引き続き対中抑止を重視する姿勢が示されており、2025年2月、ブリュッセルで開催されたウクライナ防衛コンタクトグループの会合において、ヘグセス国防長官は、米国は米国本土及びインド太平洋における中核的な国益を脅かす能力と意図を持った同等の競争相手である中国共産党とも対峙していると指摘し、米国は太平洋における中国との戦争を抑止することを優先すると発言している。

一方、中国は、こうした米国の姿勢は冷戦思考やゼロサムゲームといった古い主張であり、大国間競争を煽っているとして反発している。また、中国は、自国の「核心的利益と重大な関心事項」について妥協しない姿勢を示しており、特に、「核心的利益の中の核心」と位置づける台湾問題に関しては、米国の関与を強く警戒している。2022年8月にペロシ米下院議長（当時）が訪台した際には、台湾周辺で大規模な軍事演習を実施するとともに、米中間の各種協議を見合わせる対抗措置を発表するなど、米国に対し強硬な姿勢を示した。

また、2023年2月には米国本土上空で中国の偵察気球が探知され、米軍が撃墜した。本件について米国は、明白な主権侵害であるとともに、国際法違反である旨を中国に伝達し、同月に予定していたブリンケン国務長官（当時）の訪中を延期した。これに対し中国は、民間の気

象研究用の飛行船が不可抗力により迷い込んだ旨を主張し、米国が同気球を撃墜したことについて強い不満と抗議を表明した。

こうしたことを背景に軍当局間を含む米中間の交流は低調化したが、その後交流再開に向けた取組がみられる。2023年11月に、バイデン大統領（当時）は習近平（しゅうきんぺい）国家主席と約1年ぶりの首脳会談を実施し、偵察気球撃墜を受けて中国側が見合わせていたとみられる軍当局間のハイレベル対話や、ペロシ下院議長（当時）訪台に際し中国が対抗措置として見合わせた軍当局間協議の再開などに合意した。その後、2023年末以降、第2期トランプ政権成立後の2025年にかけても、国防相会談、米統合参謀本部議長と中国の統合参謀部参謀長との会談、防衛政策調整対話（DPCT：Defense Policy Coordination Talks）、米インド太平洋軍司令官と中国軍南部戦区司令員の電話会談、軍事海洋協議協定（MMCA：Military Maritime Consultative Agreement）会議が実施されるなど、米中軍当局間の交流は徐々に再開している。米中軍当局間の交流について、米国防省は、競争が紛争に至らないように、中国との間で開かれた意思疎通を維持することに引き続きコミットするとしている[1]。

一方で、米中の競争が顕著に表れている分野の一つである機微技術や重要技術をめぐって、米国は、中国に対する警戒感を一層強めている。中国は、2022年10月の第20回党大会における習近平総書記の報告において、「機械化・情報化・智能化（インテリジェント化）の融合発展を堅持」する旨を表明するなど、先端技術を用いた軍の「智能化」を推進している。こうしたことを踏まえ、米国やその同盟国などから機微技術や重要技術が流出することにより、中国の軍事力が高まり、その結果、米国の安全保障が脅かされるとの認識のもと、バイデン政権（当時）は、機微技術や重要技術の保護・育成に力を入れた。2022年8月にはCHIPS・科学法を成立させ、半導体分野における米国の競争力強化を狙い、米国内で半導体を生産する企業を財政面で支援する一方、支援を受けた事業者に対し、10年間は中国を含む懸念国で先端半導体製造施設の拡張などを行わないとの合意を商務長官と結ぶことを義務づけた。また、同年10月には、軍事的意思決定の速度や精度を高める高性能軍事システムなどで使用される技術や製品などを入手・製造する中国の能力を制限するため、半導体関連の輸出管理規制の強化を発表した。2023年8月には、半導体・マイクロエレクトロニクス、量子技術情報、人工知能の3分野で国家安全保障上の懸念のある対中投資を制限する大統領令を発表した。また、中国軍の近代化などを支援する企業を、米国からの輸出を規制するエンティティ・リスト[2]へ追加する措置を継続している。また、米国防省は国防授権法に基づき中国軍と関連のある企業として「中国軍事企業」リストを公表しており、2025年1月時点で中国の通信機器会社「ファーウェイ」やIT企業「テンセント」など134社が掲載されている[3]。

中国は、こうした米国の取組について、中国企業に悪意ある封鎖を行っているなどとして批判している。また、米国をはじめとする諸外国の規制強化に対しては、2020年以降、対抗措置となる法令などを相次いで施行している。同年9月、米国のエンティティ・リストに対抗し、中国は、信頼できないとする取引先のエンティティ・リストを施行し、また同年12月には、国家の安全と利益にかかわる技術などの輸出を管理するため輸出管理法を施行した。さらに2021年1月には外国の法律などの不当な域外適用から中国企業などを保護することを目的とした規則を成立させた。これに加え、同年6月には反外国制裁法を施行し、前米国商務長官を含む米国の個人および組織に対する制裁措置を実施した旨を発表した。2022年12月、中国商務部は、米国による半導体関連の輸出管理措置について、国際経済貿易の秩序を破壊するものだと批判し、世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）に提訴した。また、台湾への武器売却などを理由として、米企業に対する信頼できないとする取引先のエンティティ・リストへの追加や米企業や個人に対する反外国制裁法に基づく制裁を実施する措置を継続している。

米中の技術分野における競争は、米中双方が新たな規制を打ち出す相互の応酬が続き、また、米国は二国間および多国間での協力強化に動くなど、その影響が国際的な広がりを見せており、今後一層激しさを増す可能性がある。

1　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2024年）による。
2　エンティティ・リストとは、米国商務省産業安全保障局が輸出管理規則に基づき、国家安全保障や外交政策上の懸念があるとして指定した企業などを列挙したもの。掲載された企業などに物品やソフトウェア、生産・開発に必要な技術を輸出などする際には米国商務省産業安全保障局の許可が必要となる。
3　2021会計年度の国防授権法において、米国防省は、中国軍と関連のある企業のリストを毎年公表することが定められた。リスト掲載による具体的な制裁などの措置はない。

# 2 インド太平洋地域における米中の軍事動向

## 1 全般

インド太平洋地域を最重視するバイデン政権（当時）は、NSSにおいて、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）は、同盟・パートナーの力の結集によってのみ達成可能との認識のもと、日本、豪州、韓国、フィリピン、タイの5か国の同盟国との最も緊密なパートナーシップを深化していくと表明した。また、日米豪印やAUKUSも地域の課題に取り組む上で重要であり、インド太平洋諸国と欧州諸国間の連携により総合力を強化するほか、東南アジアと太平洋諸島地域にも重点を置き、地域的な外交、開発や経済的な関与を拡大するとした。さらに、NDSにおいては自由で開かれた地域秩序を維持し、武力による紛争解決の試みを抑止するため、インド太平洋地域における抗たん性のある安全保障構造を強化・構築し、わが国との同盟関係を近代化し、戦略立案と優先順位を統合的に調整することで統合能力を強化する方針を示した。

また、2024年12月に成立した2025会計年度国防授権法は、対中抑止などを重視した内容となっており、インド太平洋地域における米軍の抑止・防衛態勢強化を目的とする太平洋抑止イニシアティブへの予算承認や、極超音速・AI・自律型システム・サイバーなどの中国抑止に必要な革新技術への投資の増加など、インド太平洋における米軍の態勢や能力強化に関する取組が含まれている。

第2期トランプ政権においても、対中抑止を念頭にインド太平洋地域へのコミットメントを重視する姿勢が示されており、例えば、2025年3月、ヘグセス国防長官は、訪問先のハワイにおいて、中国共産党によるインド太平洋における侵略を抑止するため米国の同盟国及びパートナーと協力するとしつつ、米国はインド太平洋地域の抑止力再構築及び力による平和を実現することにコミットする旨発言している。

参照 1節1項（安全保障・国防政策）

わが国との関係においては、2024年7月の日米安全保障協議委員会（日米「2＋2」）共同発表において、米国は在日米軍を統合軍司令部として再構成する意図を表明した。また、米国は、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用される旨を繰り返し表明しており、第2期トランプ政権においても、日米首脳会談などで、日米安保条約第5条の尖閣諸島への適用を含む日本の防衛に対するコミットメントを再確認している。

一方、中国は、これらの米国の姿勢に対し、中国の発展を抑え込み、米国の覇権を擁護しようとしているなどとして反発しており、米国がインド太平洋地域での関与を強化するとともに、日米豪印などの取組が強固な同盟関係に成長することを警戒しているとみられる。また、中国は経済成長などを背景に急速に軍事力を強化させており、インド太平洋地域における米中の軍事的なパワーバランスは変化している。米国は、中距離核戦力全廃条約（INF条約）や新戦略兵器削減条約（新START）の枠組みの外にあった中国が、地上発射型のミサイルの戦力を一方的に強化してきていることに関し、軍備管理交渉に中国を含めるべきであると主張し、中国のミサイル戦力強化に一定の歯止めをかけたい意向を示してきたが、中国は、まずは米国が率先して軍縮を実施するべきとして一貫して拒否[4]している。

米中の軍事的なパワーバランスの変化は、インド太平洋地域の平和と安定に影響を与えうることから、南シナ海や台湾をはじめとする同地域の米中の軍事的な動向について一層注視していく必要がある。

## 2 南シナ海

南シナ海をめぐる問題について、米国は、海上交通路の航行の自由の阻害、米軍の活動に対する制約、地域全体の安全保障環境の悪化などの観点から懸念を有しており、中国に対し国際的な規範の遵守を求めるとともに、中国の一方的かつ高圧的な行動を累次にわたり批判している。一方、中国は、米国が南シナ海の平和と安定に対する最大の脅威であると反発を示し、対立を深めている。

中国は1950年代以降、南シナ海における力の空白を突いて進出を進め、西沙諸島の軍事拠点化などを推し進めるとともに、2014年以降、南沙諸島において大規模

4　2019年12月11日付の中国外交部HPによる。

かつ急速な埋立てを実施してきた。2016年の比中仲裁判断において、中国の埋立てなどの活動の違法性が認定された後も、この判断に従う意思のないことを明確にして、同地域の軍事拠点化を進めている。

参照　2節2項6（5）（南シナ海における動向）、7節（東南アジア）

米国は、従来、南シナ海をめぐる問題について中国の行動を批判し、また、「航行の自由作戦」などを実施してきた。

バイデン政権（当時）においても、中国による南シナ海での海洋権益に関する主張について米国は拒否するとしたうえで、中国の圧力に直面する東南アジア諸国とともに立ち上がると表明し、一貫した対中抑止の厳しい姿勢を示した。米国は、比中仲裁判断後もなお発生している比中間の衝突を受け、中国に対して国際法の義務を遵守することを改めて求める声明を発表している。2022年1月には、米国務省が、南シナ海における中国の海洋権益主張を国際法に照らして検討した報告書を公表し、南シナ海の大部分に及ぶ中国の主張は不法であり、海洋における法の支配を深刻に損なうと指摘している。また、2023年2月には米国とフィリピンの国防相会談において、米軍のローテーション展開を可能とする「防衛協力強化に関する協定（EDCA）」に基づくフィリピン国内の協力拠点を、従来の5か所から、新たに4か所を追加することに合意したほか、2024年4月以降、米国はフィリピンに地上発射型の中距離ミサイルシステム「タイフォン」の展開を継続するなど、南シナ海沿岸国との連携をさらに強化する姿勢をみせている。

Enhanced Defense Cooperation Agreement

加えて、米国は、南シナ海における軍事的な取組を強化させてきている。中国などによる行き過ぎた海洋権益の主張に対抗するため、「航行の自由作戦」を継続的に実施するとともに、2020年7月、2014年以降初めて2個空母打撃群による合同演習を実施し、その後も、同様の演習を複数回にわたり実施している。さらに、わが国や英国、オーストラリア、オランダ、カナダ、シンガポール、インドネシア、フィリピンといったパートナー国との共同訓練も実施している。これに対し、中国は、地域の平和や安定につながらないなどと米国を批判している。

今後、南シナ海において、法の支配に基づく自由で開かれた秩序の形成が重要である中、軍事的な緊張が高まる可能性があり、FOIPというビジョンを米国とともに推進するわが国としても、高い関心を持って注視していく必要がある。

## 3　台湾

中国は、台湾は中国の一部であり、台湾問題は内政問題であるとの原則を堅持しており、「一つの中国」の原則が、中台間の議論の前提であり、基礎であるとしている。また、中国は、外国勢力による中国統一への干渉や台湾独立を狙う動きに強く反対する立場から、両岸問題において武力行使を放棄していないことをたびたび表明している。2005年3月に制定された反国家分裂法では、「平和的統一の可能性が完全に失われたとき、国は非平和的方式やそのほか必要な措置を講じて、国家の主権と領土保全を守ることができる」とし、武力行使の不放棄が明文化されている。また、2022年10月、習総書記は、第20回党大会における報告の中で、両岸関係について、「最大の誠意をもって、最大の努力を尽くして平和的統一の未来を実現」するとしつつも、「台湾問題を解決して祖国の完全統一を実現することは、中華民族の偉大な復興を実現する上での必然的要請」であり、「決して武力行使の放棄を約束せず、あらゆる必要な措置をとるという選択肢を残す」との立場を改めて表明した。

一方、米国は、NSSにおいて、台湾海峡の平和と安定の維持に変わらぬ関心を持ち、中台いずれの側によるものであっても一方的な現状変更に反対であり、台湾の独立を支持せず、台湾関係法、3つの米中共同コミュニケ、6つの保証により導かれる「一つの中国」政策に引き続きコミットする考えを示した。そのうえで台湾の自衛を支援し、台湾に対するいかなる武力行使や威圧にも抵抗する米国の能力を維持するという、台湾関係法に基づくコミットメントを守る考えを示している。

また、米国は、中国を米国にとって最も重大な地政学的挑戦で、国際秩序を再構築する意図と能力を備えた唯一の競争相手と位置づけ、台湾をめぐる問題などについては、同盟国やパートナー国との協力によって中国を牽制する外交姿勢を鮮明にしている。第2期トランプ政権以降も、日米首脳会談などで「台湾海峡の平和と安定」の重要性が言及されているほか、台湾の国際機関への意味ある参加を支持する姿勢を示すなど、台湾の国際的地位を高める取組を推進している。

加えて、米国は、台湾関係法に基づき台湾への武器売却を決定してきており、航空機搭載型ミサイルの売却、

防空ミサイルシステムの維持補修、無人機など、継続的な売却が行われているほか、米艦艇や航空機による台湾海峡通過を定期的に実施している。加えて、2021年10月には、蔡英文総統（当時）が米メディアのインタビューにおいて、米軍が訓練目的で台湾に来訪していることを認める発言を行ったほか、2023年3月には、オースティン米国防長官（当時）が米議会公聴会において、米州兵が台湾軍に訓練を実施している旨証言している。

さらに、米国は、政府のみならず、議会も台湾に対する支援を一層強化する方針を示してきている。2022年には、ペロシ米下院議長（当時）をはじめ、米国の議員らがたびたび台湾を訪れ、蔡総統（当時）などと会見し、米台関係の強化などについて意見交換を行ったとされる。2023会計年度国防授権法では、台湾との安全保障協力を強化するための台湾抗たん性強化法の承認や、2023年から2027年の5年間で、最大100億ドルの軍事融資を行うことを承認するなどの内容が盛り込まれた。2024会計年度国防授権法では、台湾軍に対する包括的な訓練や助言を実施することや、制度的な能力構築プログラムを確立することなどが盛り込まれ、2025会計年度国防授権法では、台湾防衛への支援を再確認し、装備品の提供など最大3億ドル規模の支援を含む台湾の自衛力維持のための台湾安全保障協力イニシアチブの策定を盛り込んだ。

こうした米台接近に対し、中国は、米台双方の要人往来に際し台湾周辺で軍事演習を実施するなど、台湾周辺での軍事活動をさらに活発化させている。

参照 2節2項6（4）（台湾周辺における動向）、2節「視点」（台湾をめぐる中国の軍事動向）

米国が軍事面において台湾を支援する姿勢を鮮明にしていく中、台湾問題を「核心的利益の中の核心」と位置づける中国が、米国の姿勢に妥協する可能性は低いと考えられ、台湾をめぐる米中間の対立は一層顕在化していく可能性がある。台湾をめぐる情勢の安定は、わが国の安全保障にとってはもとより、国際社会の安定にとっても重要であり、わが国としても一層緊張感を持って注視していく必要がある。

# 3 台湾の軍事力と中台軍事バランス

## 1 中国との関係

2024年5月、民進党の頼清徳氏が総統に就任した。頼清徳総統は、就任演説において、「中華民国と中華人民共和国は互いに隷属しない」と述べるなど、蔡英文・前総統の対中路線を踏襲しつつ、現状を維持する旨言及し、対等な立場での交流や対話を求める姿勢を示した。同年9月には、頼総統は、「一つの中国」を旨とする「92年コンセンサス」[5]は「主権を売り渡すことに等しい」として、受け入れない旨表明した。同年10月の双十節の演説において、頼総統は、「中華人民共和国は、台湾を代表する権利はない」と主張しつつ、気候変動対話などでの協力を呼びかけた。これに対して中国は、「一つの中国」原則に対する挑戦などと反発し、頼総統の就任演説や双十節の演説後に台湾周辺の海空域で軍事演習を実施した。また、2025年3月、中国の「反国家分裂法」制定20周年に際し、頼総統は、「中国は既に、台湾の反浸透法が定義する『域外敵対勢力』である」旨初めて言及し、台湾が直面する中国の脅威を5つ指摘しつつ、17項目の対策を発表した。その後の同年4月、中国は、台湾周辺で軍事演習を実施し、本演習は台湾独立勢力に対する「重大な警告、強力な抑止」としつつ、頼総統が3月に中国を「域外敵対勢力」に位置付けたことなどを批判した。

台湾に対する「一国二制度」の適用について、習総書記は2019年1月の「台湾同胞に告げる書」40周年記念大会で、「台湾での『一国二制度』の具体的な実現形式は、台湾の実情を十分に考慮する」などと提起した。これに対し、蔡総統（当時）は即日、「一国二制度」を断固受入れないとする談話を発表するなど、台湾側は「一国二制度」を拒否する姿勢を示している。さらに、2021年10月、習総書記は辛亥革命110周年を記念する式典において、「国家を分裂させるものは全て、これまでも良い結末はなく、必ずや人民に唾棄され、歴史的な審判を受けるであろう」と述べている。頼政権発足後の2024年6月に中国政府は、「台

5　1992年に中台当局が「一つの中国」原則について共通認識に至ったとされるもの。当事者とされる中国共産党と台湾の国民党（当時の台湾与党）の間で「一つの中国」にかかる解釈が異なるとされるほか、台湾の民進党は「92年コンセンサスを受入れていない」としてきている。

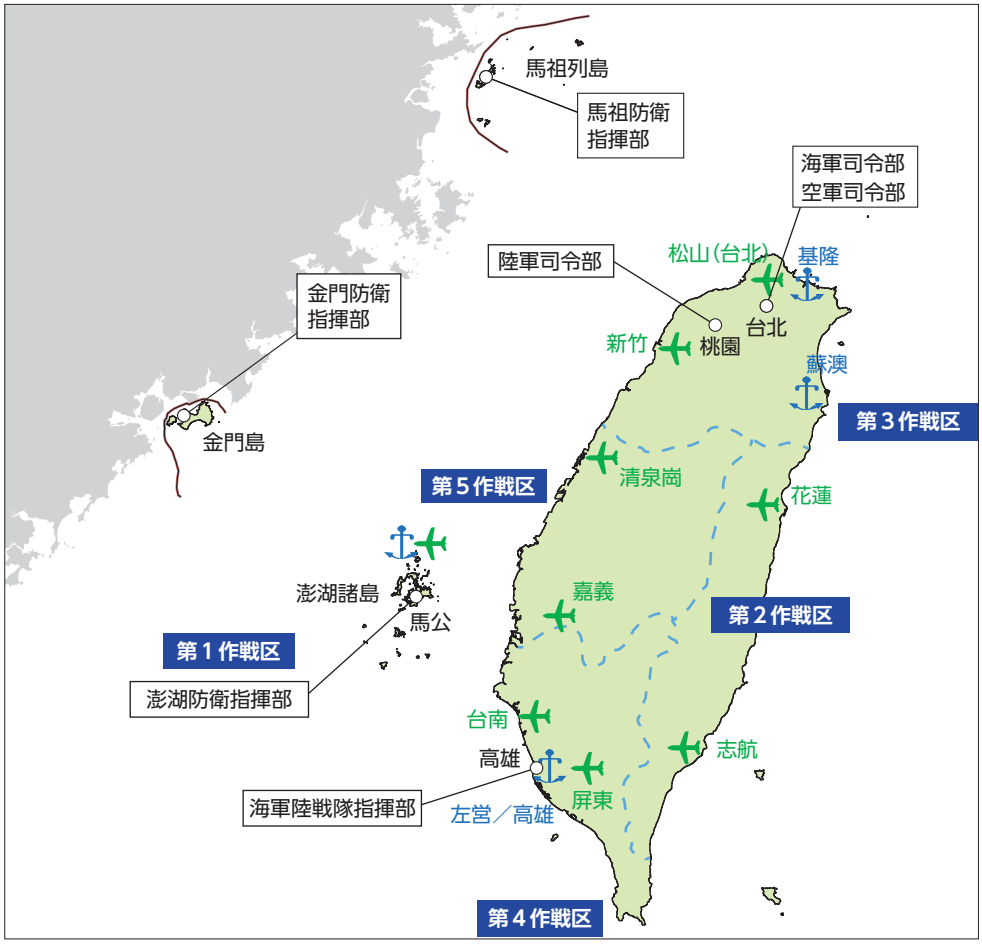
湾独立」分子による国家分裂行為に対し最高刑として死刑を適用する処罰指針を発表した。これに対し、頼総統は「民主主義は犯罪ではない」と述べ、中国は「中華民国の存在を直視し、台湾の民選の合法的政権と交流・対話」するよう呼び掛けた。同年9月、習総書記は建国75周年の記念式典において「台湾独立の分裂活動に断固として反対」すると改めて表明したほか、「一つの中国」原則と「92年コンセンサス」を引き続き堅持することを強調している。

国際社会と台湾の関係については、蔡・前総統の就任前後から、国際機関が主催する会議などにおいて、これまで参加していたものを含め、相次いで台湾代表が出席を拒否されたり、台湾に対する招待が見送られたりするなどしている[6]。さらに、2024年1月にナウルが台湾と断交して中国と外交関係を樹立したことにより、台湾の国交国は2016年5月の蔡政権発足当初の22か国から12か国に減少している。台湾当局はこれらを「中国による台湾の国際的空間を圧縮する行為」などとし、強い反発を示している。

## 2　台湾の軍事力と防衛戦略

台湾軍は、現在、海軍陸戦隊を含めた陸上戦力約10万4,000人を擁している。台湾軍は台湾本島と澎湖島を5個作戦区に区分しているところ、陸軍の軍団などが各作戦区の指揮・管理を担任している。このほか、有事には陸・海・空軍合わせて約166万人の予備役兵力を投入可能とみられており、2022年1月には、予備役や官民の戦時動員にかかわる組織を統合した全民防衛動員署が設立され、有事の際の動員体制の効率化が図られている。海上戦力については、米国から導入されたキッド級駆逐艦のほか、自主建造したステルスコルベット「沱江（だこう）」などを保有している。台湾は現在、「国艦国造」と称する艦艇自主建造計画を推進しており、量産型の沱江級コルベット

図表Ⅰ-3-3-1　台湾軍の配置




6　2019年9月24日付の台湾外交部HPによる。

を2026年までに11隻、潜水艦を2023年9月に進水した1番艦を含め最終的に8隻程度それぞれ建造する計画などが進められている。航空戦力については、F-16（A/B改修V型）戦闘機、ミラージュ2000戦闘機、経国戦闘機などを保有している。2021年11月、台湾初のF-16A/B改修V型から編成される部隊が嘉義基地に発足し、米国から導入する新造のF-16V戦闘機を含め、より長射程のミサイルを搭載できる戦闘機の配備が強化されている。

台湾は1951年から徴兵制を採用してきたが、その後志願制への移行が進められ、徴兵による入隊は2018年末までに終了した。それ以降も、適齢男性（18～36歳）に対する4か月間の軍事訓練義務が維持されてきたが、蔡政権は、2024年1月から適齢男性に対する1年間の義務兵役を復活させた。陸軍では2023年までに義務役兵主体の歩兵旅団を7個新編して計12個旅団体制とし、2024年1月から1年制となった義務役兵の受入れを開始した。新兵役制度では、従来の軍事訓練義務よりも訓練内容を強化するとし、具体的には、新装備の操作訓練の強化や実戦的な訓練への参加などが義務づけられるとされる。

一方、中国は、台湾に対する武力行使を放棄しない意思を示し続けており、航空・海上封鎖、限定的な武力行使、航空・ミサイル作戦、台湾への侵攻といった軍事的選択肢を発動する可能性があり、その際、米国の潜在的な介入の抑止または遅延を企図することが指摘されている。報道によれば、2021年12月、台湾国防部が立法院に提出した非公表の報告書では、中国の台湾侵攻プロセスは次のとおりとされている。中国は初期段階において、演習の名目で軍を中国沿岸に集結させるとともに、「認知戦」を行使して台湾民衆のパニックを引き起こした後、海軍艦艇を西太平洋に集結させて外国軍の介入を阻止する。続いて、「演習から戦争への転換」という戦略のもとで、ロケット軍および空軍による弾道ミサイルおよび巡航ミサイルの発射が行われ、台湾の重要軍事施設を攻撃すると同時に、戦略支援部隊が台湾軍の重要システムなどへのサイバー攻撃を実行する。最終的には、海上・航空優勢の獲得後、強襲揚陸艦や輸送ヘリなどによる着上陸作戦を実施し、外国軍の介入の前に台湾制圧を達成する。

また、2025年3月に台湾国防部が発表した「4年ごとの国防総検討」（QDR）では、台湾海峡における作戦の形態が変化しているとして、具体的には、中国軍の侵攻兆候の明確な判断が困難になり、平時から戦時への転換が早くかつ曖昧になっていること、中国の長距離精密攻撃能力の発展により前方・後方の別が曖昧になっていること、紛争発生後、中国は「伝統的戦力、ハイブリッド戦力、非正規戦力」による多領域における攻撃を台湾に実施することなどを指摘している。

Quadrennial Defense Review

このような中国の動向に対し、台湾は、「防衛固守・重層抑止」と呼ばれる戦闘機、艦艇などの主要装備品と非対称戦力を組み合わせ、中国軍を可能な限り遠方で制約することを企図しつつ、本土防衛の強化、米国を含む国際パートナーとの連携などによる多層的な防衛態勢を構築し、中国軍による侵攻の阻止・失敗を追求する防衛戦略を打ち出している。この戦略について、2023年の台湾国防報告書では「縦深防衛」の項目を新たに追加し主に以下のとおり記述している。

- まず、侵攻兆候が明らかになった場合、敵集結部隊に対する先制攻撃を実施すると記述している。これは、敵集結地などに対する長射程の火力攻撃により、敵の侵攻を遅滞させ、防衛態勢構築のリードタイム確保を追求するものとみられる。
- また、敵部隊の海上移動の段階においては、敵の渡海時の弱点に乗じ、艦艇、ミサイル、無人機により敵を減殺するほか、水際障害により敵を沿岸で阻止するとしている。
- 本土防衛に関しては、地形、市街地などを活用した防衛作戦を実施するほか、義務役や予備役部隊の能力や社会全体の戦時対応能力を強化していくとしている。
- 加えて、米国のインド太平洋戦略の配備と連動し、防衛空間を外部に拡大するとしている。これは、同報告書で、第1列島線の要にある台湾が米国などのインド太平洋の防衛態勢において重要な戦略的位置にあると指摘しつつ、相互運用性を向上させ中国の脅威に対応する旨初めて記載したことを踏まえると、第1列島線付近に展開する米軍と連携して中国軍の第1列島線越えを阻止、制約することを追求し、外部とのアクセスや米軍の来援ルートの確保を企図している可能性がある。

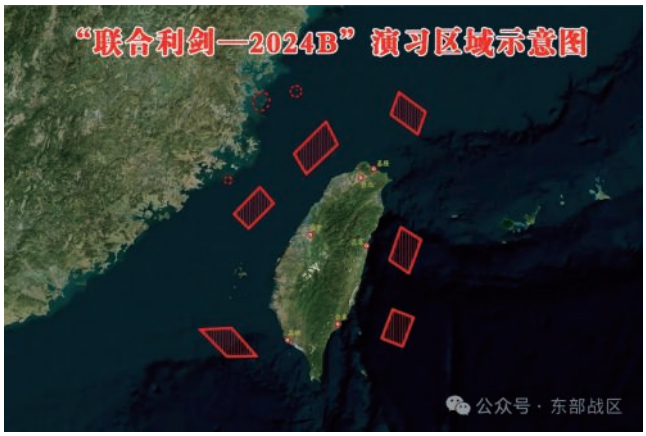
台湾は、「防衛固守・重層抑止」を完遂するために、国産の非対称戦力や長射程兵器の開発生産を拡充するとともに、米国からの武器の導入を進めている。台湾は現在、海空戦力や長射程ミサイルなどの自主開発を強化しており、2021年11月には、海空戦力などの拡充のための特別予算案が可決され、5年間で2,400億台湾ドル（約9,500億円）を自主開発装備の取得に投入することを決定した。これに加え、台湾は米国から、主力戦車「M1A2Tエイブラムス」、高機動ロケット砲システム

「M142」(HIMARS)、地対艦ミサイルシステム「RGM-84L-4」(ハープーン)、長距離空対地ミサイル「AGM-84H」(SLAM-ER)、無人機の「スイッチブレード」や「アルティウス」、地対空ミサイルシステム「NASAMS」などを取得することを決定している。

また、台湾は、中国軍の侵攻を想定した大規模軍事演習「漢光」を毎年実施しており、一連の演習を通じ台湾軍の防衛戦略を検証しているものと考えられている。近年の「漢光」では、対着上陸や迎撃などの演目のほか、対サイバー戦、海軍と海巡署の共同訓練といった対グレーゾーン戦略を意識した訓練が行われている。2024年の「漢光40号」では、対着上陸や防空、ミッション・コマンドの確立を念頭に置いたとみられる分散型の指揮・統制、グレーゾーン対処、国際連携を念頭に域外からの物資輸送訓練などが演練されたほか、本土防衛に関しては予備役による市街地戦や義務役による陣地構築などが演練され、これら演習内容を通じ防衛戦略を検証したとみられる。

このほか、台湾は、中国のグレーゾーンでの軍事活動を通じた統一の追求にも警戒感を強めている。例えば、2023年の台湾国防報告書は、2022年以降、中国の台湾に対する軍事行動が頻繁かつ多様化していると指摘しつつ、具体的には、中国軍アセットの台湾海峡「中間線」越えや、台湾周辺での航行・飛行禁止区域の設定、実戦的な軍事演習などの例をあげ、中国は、台湾への威嚇を強め民心をかく乱し、統一の推進や統一にかかる交渉強要を企図している旨指摘している。

加えて、報道によれば、2024年8月に台湾国防部が立法院に提出した非公表の報告書では、現時点では中国の全面侵攻能力は不十分としつつ、軍事的威嚇、封鎖などが台湾に対する目下の主要オプションである旨指摘されている。このうち封鎖について、同年10月、台湾国防部は、立法院に提出した中国の「グレーゾーン戦術」による台湾封鎖に関する報告書で、「社会全体の防衛と強靱性を高めていく」として対策の重要性を強調した。封鎖は中国が台湾に統一を強要する手段のひとつとの指摘があるところ[7]、中国が台湾周辺海空域で実施した軍事演習では封鎖も演練している。2024年5月に台湾周辺で実施した演習では、中国軍は台湾を取り囲む形で演習区域を設定したほか、海警局が台湾東部海域などで活動したことが初めて発表された。また、同年10月に中国が台湾周辺で実施した軍事演習では、5月の演習と同様に台湾を取り囲む形で演習区域を設定し、台湾の「重要な港湾・地域の封鎖・管理」などを演練したほか、海警局が台湾を取り囲む形でパトロールを実施した。こうしたことを踏まえると、台湾封鎖作戦においては、米国など第3国による軍事介入の回避を念頭に、法執行機関である海警局を前面に展開させグレーゾーンでの封鎖を行う可能性があるほか、さらには台湾侵攻への速やかな移行やそれに伴う米軍の介入阻止なども企図している可能性がある。



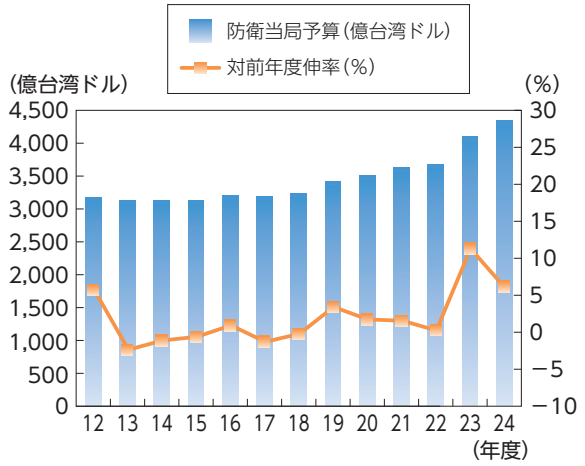

中国軍が公表した台湾周辺での演習区域（2024年10月）【時事】

## 3　中台軍事バランス

2025年4月現在、台湾の2025年度の国防費は公表されていないが[8]、2024年度の台湾の国防費は約4,345億台湾ドルと約20年間でほぼ横ばいである一方、中国は継続的に高い水準で国防費を増加させている。2024年度の中国の公表国防費は約1兆6,655億4,000万元であり、台湾中央銀行が発表した為替レートで米ドル換算して比較した場合、台湾の約17倍となっている。なお、中国の実際の国防支出は公表国防費よりも大きいことが指摘されており、中台国防費の実際の差はさらに大きい可能性がある。

7　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」(2024年）による。
8　2025年1月の台湾行政院の発表によると、2025年度の国防部予算案約4,760億台湾ドルのうち、立法院での審議の結果、約84億台湾ドルが削減されるとともに、約900億台湾ドルが凍結された。同年4月以降、国防部は凍結解除を立法院に請求している。なお、中国は、2025年度の国防予算を約1兆7,846億6,500万元と発表。

**図表Ⅰ-3-3-2　台湾の防衛当局予算の推移**




（注）　台湾行政院主計総処HPによる。

米国防省が2024年12月に公表した「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告（2024年）」によれば、中国軍の対台湾侵攻戦力を次のように評価している。

- 陸軍は、水陸両用作戦を遂行可能な6個合成旅団を編成しており、そのうち4個旅団が台湾を作戦範囲とする東部戦区に、2個旅団が南部戦区に編成されている。
- 海軍は、第1列島線内における海上優勢の獲得や第3国の介入阻止を完遂するため、新型の攻撃潜水艦や対空能力を備えた水上戦闘艦艇などを配備している。現在、大規模な台湾侵攻に必要と考えられる数の揚陸艦や上陸舟艇への投資は行っていないものの、民間の輸送船などによって不足分を補おうとしている可能性がある。
- 空軍は、対空・対地作戦を実施するための先進的航空機を獲得しているほか、台湾侵攻時に軍の作戦を支援するための高いISR（Intelligence, Surveillance, and Reconnaissance）能力を保有している。また、給油能力の向上により、より遠隔地での活動を可能とする能力を向上させている。
- ロケット軍は、台湾の軍事施設など高価値の目標に対するミサイル攻撃を行い、台湾の防衛力を低下させ、戦意を喪失させることを企図している。

これに加え、同報告書は、台湾侵攻時においては、情報支援部隊やサイバー空間部隊などがサイバー戦、電子戦などを実施するほか、聯勤保障部隊が統合的な後方支援任務を担う旨指摘している。

中台の軍事力の一般的な特徴については次のように考えられる。

①　陸軍力については、中国が圧倒的な兵力を有しているものの、台湾本島への着上陸侵攻能力は現時点では限定的である。しかし、近年、中国は大型揚陸艦の建造・就役など着上陸侵攻能力を着実に向上させるとともに、民間の輸送船などの動員によって、輸送能力の向上を図っているとみられる。これに対し、台湾側も近年、対戦車ミサイル「ジャベリン」などの非対称兵器を使用した訓練の強化や、予備役および徴兵対象者の戦闘訓練の拡充など、対着上陸能力向上に向けた取組を行っている。

②　海・空軍力については、電磁式カタパルト搭載の可能性が指摘される2隻目の国産空母の海上試験や、第5世代戦闘機であるJ-20戦闘機の作戦部隊への配備など、中国の海・空軍力が質的にも量的にも急速に強化されている。一方、台湾は、海空戦力増強のための特別予算を可決するなど海空戦力の強化に努めているものの、その戦力差は中国に有利な方向に拡大する傾向にある。

③　ミサイル攻撃力については、中国は台湾を射程に収める短距離弾道ミサイルや多連装ロケット砲などを多数保有している。これに対し台湾は、米国からPAC-3の導入、台湾独自の天弓3型ミサイルの陣地増設を進めるなどミサイル防衛能力を強化しているが、飽和攻撃への対応には限界があると指摘されている。また、台湾は、射程1,200kmとも言われる地対地ミサイル「雄昇」などの長射程巡航ミサイルの開発・生産を行っていることが指摘されるとともに、米国から長射程空対地ミサイル「AGM-158」の導入を目指しているとされるなど、スタンドオフ攻撃能力の向上を図っている。

軍事能力の比較は、兵力、装備の性能や量だけではなく、想定される軍事作戦の目的や様相、運用態勢、要員の練度、後方支援体制など様々な要素から判断されるべきものであるが、中台の軍事バランスは全体として中国側に有利な方向に急速に傾斜する形で変化している。

中国は、台湾周辺における威圧的な軍事活動を活発化させており、国際社会の安全と繁栄に不可欠な台湾海峡の平和と安定については、わが国を含むインド太平洋地域のみならず、国際社会全体において急速に懸念が高まっている。

力による一方的な現状変更はインド太平洋のみならず、世界共通の課題との認識のもと、わが国としては、同盟国たる米国や同志国、国際社会と連携しつつ、関連動向を一層の緊張感を持って注視していく。

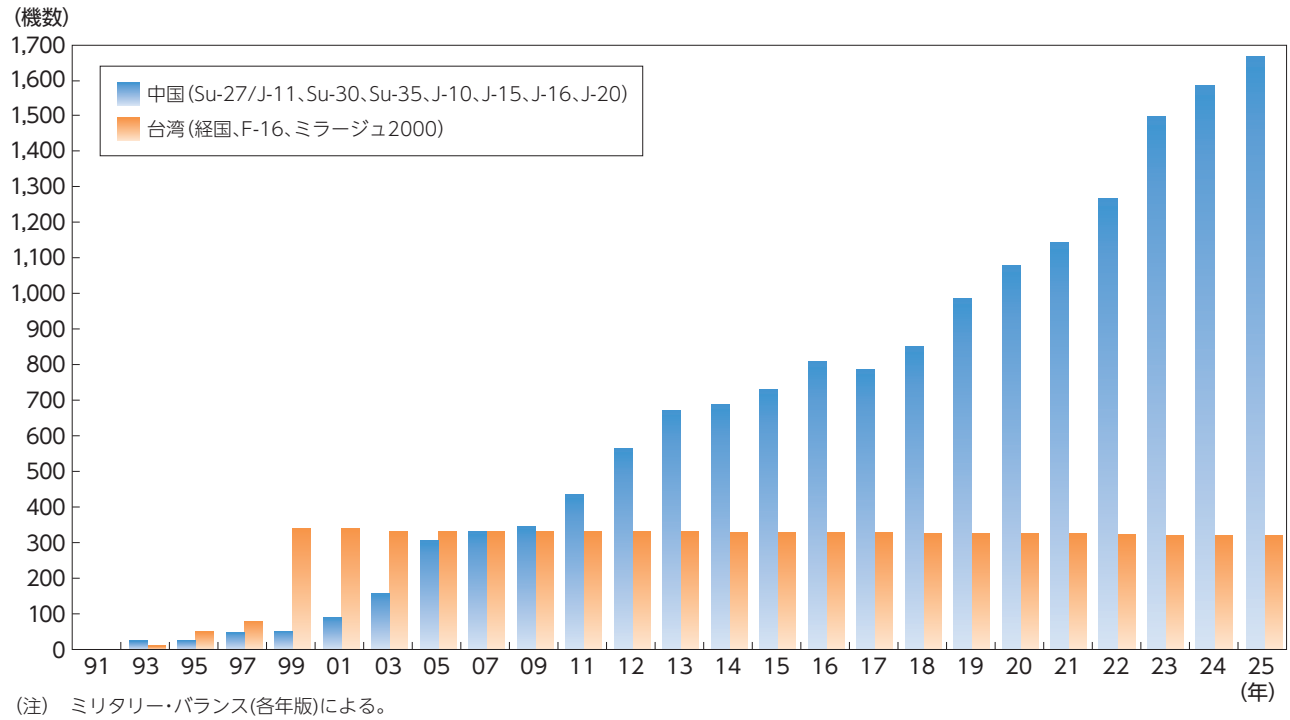
参照　図表Ⅰ-3-3-1（台湾軍の配置）、図表Ⅰ-3-3-2（台湾の防衛当局予算の推移）、図表Ⅰ-3-3-3（中台軍事力の比較）、図表Ⅰ-3-3-4（中台の近代的戦闘機の推移）

## 図表Ⅰ-3-3-3　中台軍事力の比較

| | | 中国 | 台湾 |
|---|---|---|---|
| 総　兵　力 | | 約204万人 | 約17万人 |
| 陸上戦力 | 陸上兵力 | 約96万人 | 約9万4千人 |
| | 戦　車　等 | 99/A型、96/A型、88A/B型など 約5,950両 | M-60A3、CM-11など 約750両 |
| 海上戦力 | 艦　艇 | 約690隻　約237万トン | 約150隻　約21万トン |
| | 空母・駆逐艦・フリゲート | 約100隻 | 約30隻 |
| | 潜　水　艦 | 約70隻 | 4隻 |
| | 海　兵　隊 | 約4万人 | 約1万人 |
| 航空戦力 | 作　戦　機 | 約3,400機 | 約420機 |
| | 近代的戦闘機 | J-10×608機<br>Su-27/J-11×327機<br>Su-30×97機<br>Su-35×24機<br>J-15×70機<br>J-16×312機<br>J-20×230機<br>（第4・5世代戦闘機　合計1,668機） | ミラージュ 2000×53機<br>F-16（改修V型）×140機<br>経国×129機<br>（第4世代戦闘機　合計322機） |
| 参考 | 人　口 | 約14億2,400万人 | 約2,360万人 |
| | 兵　役 | 2年 | 1年 |

（注）　資料は、「ミリタリー・バランス（2025）」などによる。

## 図表Ⅰ-3-3-4　中台の近代的戦闘機の推移




（注）　ミリタリー・バランス(各年版)による。

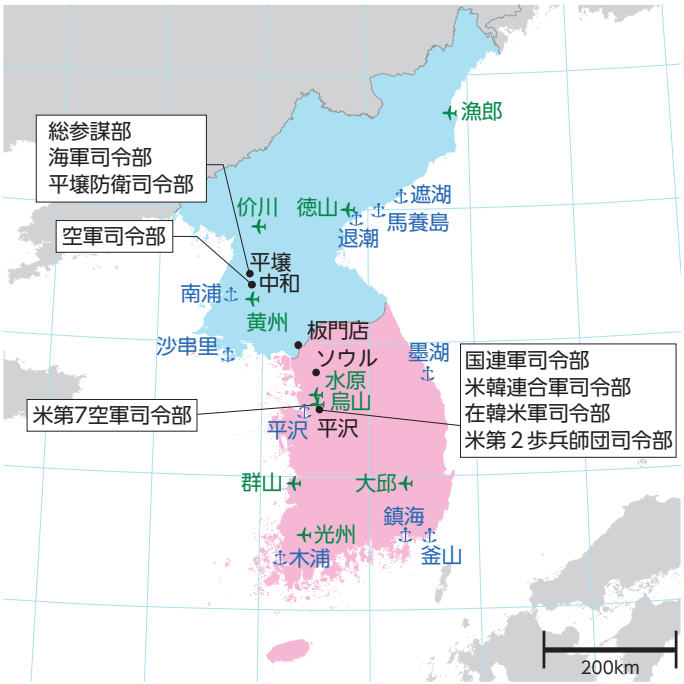
# 第4節 朝鮮半島

朝鮮半島では、半世紀以上にわたり同一民族の南北分断状態が続き、現在も、非武装地帯（DMZ）を挟んで150万人程度の地上軍が厳しく対峙している。

このような状況にある朝鮮半島の平和と安定は、わが国のみならず、東アジア全域の平和と安定にとって極めて重要な課題である。

参照 図表Ⅰ-3-4-1（朝鮮半島における軍事力の対峙）

## 図表Ⅰ-3-4-1 朝鮮半島における軍事力の対峙




| | | 北朝鮮 | 韓　国 | 在韓米軍 |
|---|---|---|---|---|
| 総　兵　力 | | 約128万人 | 約50万人 | 約3万人 |
| 陸軍 | 陸上兵力 | 約110万人 | 約37万人 | 約2万人 |
| | 戦　車 | T-62、T-54、T-55など、約3,500両 | M-48、K-1、K-2など、約2,110両 | M1A2 |
| 海軍 | 艦　艇 | 約785隻、10万トン | 約230隻、28万トン | 支援部隊のみ |
| | 駆逐艦<br>フリゲート<br>潜水艦 | 6隻<br>21隻 | 12隻<br>16隻<br>21隻 | |
| | 海兵隊 | | 約2.9万人 | |
| 空軍 | 作戦機 | 約550機 | 約570機 | 約80機 |
| | 第3/4/5世代戦闘機 | MiG-23×56機、MiG-29×18機 | F-16×165機、F-15×59機、F-35×39機 | F-16×60機 |
| 参考 | 人　口 | 2,630万人 | 5,208万人 | |
| | 兵　役 | 男性10年、女性7年 | 陸軍18か月、海軍20か月、空軍21か月 | |

（注）資料は「ミリタリー・バランス（2025）」などによる。

# 1 北朝鮮

## 1 全般

北朝鮮の金正恩（キムジョンウン）国務委員長[1]（金委員長）は2016年5月、経済建設と核武力建設を並行して進めていくという、いわゆる「並進路線」を「先軍政治[2]」とあわせて堅持する旨明らかにした。実際に、北朝鮮は同年から翌2017年にかけて3回の核実験や多数の弾道ミサイルの発射を強行し、国家核武力の完成を実現した旨発表したが、こうした動きを受け、国連安保理決議による制裁が強化されたほか、わが国や米国が独自の措置を講じてきた。

転じて2018年に入ると、金委員長は「並進路線」が貫徹されたとし、「社会主義経済建設に総力を集中」する「新たな戦略的路線」を発表した。米朝や南北間の対話機運が高まるなか、金委員長は「核実験と大陸間弾道ロケット試験発射」の中止決定、核実験場の爆破公開などを進め、同年6月の米朝首脳会談で朝鮮半島の完全な非核化の意思を表明した。

しかし、2019年2月の米朝首脳会談は、双方が合意に達することなく終了し、金委員長は同年12月、米国の対北朝鮮敵視が撤回されるまで、戦略兵器開発を続ける旨表明した。また、2021年1月には、米国を敵視して「核戦争抑止力を一層強化」するなど、核・ミサイル能力の開発を継続する姿勢を示した。

その後も北朝鮮は米国の対北朝鮮姿勢を批判しつつ、「自衛的」な権利として核武力をはじめとする軍事力強化への意思を表明し続けている。近年、北朝鮮はかつてない高い頻度で弾道ミサイルなどの発射を繰り返した。2022年2月、北朝鮮は大陸間弾道ミサイル（ICBM）級弾道ミサイルの発射を再開し、2023年9月には憲法に「核兵器発展を高度化」するとの内容を明記した。

これまでも北朝鮮は、6回の核実験に加え、核兵器の運搬手段たる弾道ミサイルの発射を繰り返し、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発推進、運用能力の向上を図ってきた。技術的には、わが国を射程に収める弾道ミサイルについては、必要な核兵器の小型化・弾頭化などを既に実現し、これによりわが国を攻撃する能力を保有しているとみられるが、北朝鮮は今後も引き続き核・ミサイルをはじめとする戦力・即応態勢の維持と一層の強化に努めていくものと考えられる。また、北朝鮮は大規模な特殊部隊を保持しているほか、サイバー部隊の強化を進めているとみられる。

2025年1月の最高人民会議に関する北朝鮮の発表によれば、北朝鮮の同年度予算に占める国防費の割合は15.7%となっているが、これは実際の国防費の一部にすぎないとみられ、深刻な経済的困難に直面し、人権状況も全く改善されないなかにあっても、軍事面に資源を重点的に配分し続けている。加えて、北朝鮮は、わが国を含む関係国に対する挑発的言動を繰り返してきた。

北朝鮮のこうした軍事動向は、わが国の安全保障にとって、従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威となっており、地域と国際社会の平和と安全を著しく損なうものである。また、大量破壊兵器などの不拡散の観点からも、国際社会全体にとって深刻な課題となっている。

北朝鮮の核開発・保有が認められないことは当然であり、弾道ミサイルなどの開発・配備状況、朝鮮半島における軍事的対峙、大量破壊兵器やミサイルの拡散の動きなどともあわせ、わが国として強い関心を持って注視していく必要がある。また、拉致問題については、引き続き、米国をはじめとする関係国と緊密に連携し、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、全力を尽くしていく。

## 2 軍事態勢

### (1) 全般

北朝鮮は、南北分断下で一貫して軍事力を増強してきた[3]が、冷戦終結による旧ソ連圏からの軍事援助の減少や経済低迷、韓国軍の近代化といった要因から、装備の多くは旧式化し、通常戦力では韓国軍と在韓米軍に対し

1 2016年5月当時は国防委員会第1委員長。同年6月に開催された最高人民会議において、国防委員会を国務委員会に改め、金正恩氏が「国務委員長」に就任したことを受け、金正恩氏の役職は国務委員長に統一している。
2 朝鮮労働党第7回大会決定書「朝鮮労働党中央委員会事業総括について」（2016年5月8日）では、「軍事先行の原則で軍事を全ての事業に優先させ、人民軍隊を核心、主力として革命の主体を強化し、それに依拠して社会主義偉業を勝利のうちに前進させていく社会主義基本政治方式」とされる。
3 北朝鮮は、1962年に朝鮮労働党中央委員会第4期第5回総会で採択された、全軍の幹部化、全軍の近代化、全人民の武装化、全土の要塞化という四大軍事路線に基づいて軍事力を増強してきた。

て著しい質的格差がみられる。それでも、北朝鮮は、核・ミサイル能力の増強に集中的に取り組む傍ら、通常戦力についても、研究開発や訓練を継続的に実施するなど、一定の戦力基盤の保有に注力しているものとみられる。

北朝鮮の総兵力は陸軍を中心に約128万人にのぼり、DMZ付近に展開する砲兵部隊を含め、依然として大規模な軍事力を維持している。また、情報収集や破壊工作などに従事する大規模な特殊部隊などを保有しているほか、全土にわたって多くの軍事関連の地下施設が存在するとみられていることも、北朝鮮の特徴の一つである。

さらに、北朝鮮は、大量破壊兵器や弾道ミサイルなどの増強に集中的に取り組んでいると考えられる。米国全土を射程に含むICBM級弾道ミサイルの開発推進と同時に、近年、低空を変則的な軌道で飛翔することが可能な短距離弾道ミサイル（SRBM）などを繰り返し発射し、急速に関連技術や運用能力の向上を図っている。その発射態様も鉄道発射型や潜水艦発射型など多様化させつつ、より実戦的なSRBM戦力の拡充に努めているとみられる。また、2021年1月に金委員長が「中長距離巡航ミサイルをはじめとする先端核戦術兵器」や「戦術核兵器」の開発を掲げて以降、北朝鮮は実際に長距離巡航ミサイルの試験発射を成功させた旨の発表や、「戦術核運用部隊」の訓練と称する弾道ミサイルの発射などを行っている。

Short-Range Ballistic Missile

一連の開発・発射の背景には、体制維持・生存のため、核兵器や長射程弾道ミサイルの保有による核抑止力の獲得に加え、米韓両軍との間で発生しうる通常戦力や戦術核を用いた武力紛争においても対処可能な手段を獲得するという狙いがあるものとみられる[4]。北朝鮮は、2021年1月の朝鮮労働党第8回大会で提示されたとされる「国防科学発展および武器体系開発5か年計画」（「5か年計画」）に沿って核・ミサイルをはじめとする軍事力を強化していく旨を累次にわたって明らかにしており[5]、引き続きこの「5か年計画」のもとで各種兵器の研究開発・運用能力向上に注力していくものと考えられる。

### (2) 軍事力

陸上戦力は、約110万人を擁し、兵力の約3分の2をDMZ付近に展開しているとみられる。その戦力は歩兵が中心であるが、戦車3,500両以上を含む機甲戦力と火砲を有し、また、240mm多連装ロケットや170mm自走砲といった長射程火砲をDMZ沿いに配備していると考えられ、ソウルを含む韓国北部の都市・拠点などが射程に入っている。また、近年、射程を延長した各種多連装ロケットの開発・運用を進めているとの指摘がある。

海上戦力は、約785隻、約10万トンの艦艇を有するが、ミサイル高速艇などの小型艦艇が主体である。他方、2025年4月には、これまで北朝鮮が保有してきた艦艇の規模を大きく超える「新型多目的駆逐艦」と呼称する水上艦艇を進水させており[6]、金委員長は「このような多目的駆逐艦建造計画事業を年次別に実現させる」と言及した。また、旧式のロメオ級潜水艦約20隻のほか、特殊部隊の潜入などに用いるとみられる小型潜水艦約30隻とエアクッション揚陸艇約140隻を有している。2023年9月には、ロメオ級潜水艦を改修したとみられる新型の潜水艦を進水させ、これを「戦術核攻撃潜水艦」と呼称した。

航空戦力は、約550機の作戦機を有しており、その大部分は、中国や旧ソ連製の旧式機であるが、MiG-29戦闘機やSu-25攻撃機といった、いわゆる第4世代機も少数保有している。また、旧式ではあるが、特殊部隊の輸送に使用されるとみられるAn-2輸送機を多数保有している。

また、いわゆる非対称戦力として、大規模な特殊部隊[7]を保有している。近年は非対称的な戦力としてサイバー部隊を強化し、暗号資産の窃取を通じて核・ミサイル開

4　例えば、金委員長は、2021年1月の朝鮮労働党第8回大会において、「現代戦において作戦任務の目的と打撃対象に応じ様々な手段で適用することのできる戦術核兵器を開発」する、「朝鮮半島地域における各種の軍事的脅威を、主動性を維持しつつ徹底的に抑止して統制、管理する」と表明したほか、2022年9月には「戦術核運用手段を不断に拡張し、適用手段の多様化をさらに高い段階で実現して核戦闘態勢を各方面から強化していく」と述べている。

5　2021年1月の大会時の北朝鮮による発表などにおいては「国防科学発展及び武器体系開発5か年計画」という名称への直接的な言及はみられなかったが、同年9月13日に長距離巡航ミサイルの発射を発表した際、北朝鮮メディアによって、このミサイル開発事業が「党第8回大会が提示した国防科学発展及び武器体系開発5か年計画重点目標の達成」のために意義を持つものであるとして、初めて公に言及されたとみられる。

6　新たに進水させた「新型多目的駆逐艦」について、金委員長は、「対空・対艦・対潜・対弾道ミサイル能力はもとより、攻撃手段すなわち超音速戦略巡航ミサイル、戦術弾道ミサイルをはじめ、陸上打撃作戦能力を最大に強化することのできる武装体系（システム）が搭載され」る旨主張している。進水式の数日後には、同艦艇から「超音速巡航ミサイル」や「戦略巡航ミサイル」などの試験発射を実施した旨発表した。

7　サーマン在韓米軍司令官（当時）は、2012年10月の米陸軍協会における講演で「北朝鮮は、世界最大の特殊部隊を保有しており、その兵力は6万人以上に上る」と述べているほか、韓国の「2022国防白書」は、北朝鮮の「特殊作戦軍」について、「兵力約20万人に達するものと評価される」と指摘している。

発のための資金を調達しているとみられるほか、軍事機密情報の窃取や他国の重要インフラへの攻撃能力の開発を行っているとみられる。

## 3　大量破壊兵器・ミサイル戦力

これまでも北朝鮮は弾道ミサイルなどの発射を繰り返してきたが、特に2022年に入ってからは、かつてない高い頻度での発射を強行した。2018年以降行ってきていなかった中距離弾道ミサイル（IRBM）級以上の弾道ミサイルの発射を再開すると同時に、低空を変則的な軌道で飛翔する弾道ミサイルを発射台付き車両[8]（TEL）や潜水艦、鉄道といった様々なプラットフォームから発射することで、兆候把握・探知・迎撃が困難な奇襲的攻撃能力の一層の強化を企図しているとみられる。

2023年以降は、固体燃料推進方式のICBM級やIRBM級弾道ミサイルの発射、衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射などを行い、保有する装備体系の多様化や、核・ミサイル運用能力を補完する情報収集・警戒監視・偵察（ISR）手段の確保といった、質的な意味での核・ミサイル能力の向上に注力している。

加えて、核実験を通じた技術的成熟などを踏まえれば、少なくともノドンやスカッドERといったわが国を射程に収める弾道ミサイルについては、必要な核兵器の小型化・弾頭化などを既に実現し、これによりわが国を攻撃する能力を保有しているとみられる。また、北朝鮮は累次にわたり、さらなる核武力強化への意思を表明している。

### (1) 核兵器

#### ア　核兵器計画の現状

これまでに6回の核実験を行ったことなどを踏まえれば、北朝鮮の核兵器計画は相当に進んでいるものと考えられる。

北朝鮮は寧辺（ヨンビョン）に5MWe黒鉛減速炉や実験用軽水炉といった原子炉[9]や再処理工場、ウラン濃縮施設などを保有している。5MWe黒鉛減速炉については、2018年から稼働を停止していたとみられていたが、2021年7月以降再稼働しているとの指摘もある[10]。稼働している場合、年間約6kgのプルトニウム（核弾頭1個～1.5個分）を生産可能との指摘がある。実験用軽水炉については、2023年10月以降試運転を行っているとの指摘がある[11]。

核兵器の原料となりうる核分裂性物質[12]であるプルトニウムについて、北朝鮮はこれまで製造・抽出を数回にわたり示唆してきており[13]、原子炉の再稼働や稼働開始は、北朝鮮によるプルトニウム製造・抽出につながりうることから、その動向が強く懸念される[14]。

また、同じく核兵器の原料となりうる高濃縮ウランについては、北朝鮮は2009年6月にウラン濃縮活動への着手を宣言した。2010年11月には、訪朝した米国人の核専門家に対して寧辺所在のウラン濃縮施設を公開し、その後、数千基規模の遠心分離機を備えたウラン濃縮工場の稼動に言及した。このウラン濃縮工場は、近年も施設拡張が指摘されるなど、濃縮能力を高めている可能性もある。また、2024年9月と2025年1月には、金委員

8　固定式発射台からの発射の兆候は敵に把握されやすく、敵からの攻撃に対し脆弱であることから、発射の兆候把握を困難にし、残存性を高めるため、旧ソ連などを中心に開発が行われた発射台付き車両。2021年10月に公表された米国防情報局「北朝鮮の軍事力」によれば、北朝鮮は、スカッドB・C用のTELを最大100両、ノドン用のTELを最大100両保有しているとされる。TEL搭載式ミサイルの発射については、TELに搭載され移動して運用されることに加え、全土にわたって軍事関連の地下施設が存在するとみられていることから、その詳細な発射位置や発射のタイミングなどに関する個別具体的な兆候を事前に把握することは困難であると考えられる。

9　原子炉には、使用される減速材の違いにより、黒鉛減速炉、重水炉、軽水炉がある。黒鉛減速炉と重水炉は燃料として天然ウランを使用するのに対し、軽水炉は燃料としてウラン235の濃度を3～5%に高めた低濃縮ウランを使用する。

10　2021年8月に公表されたIAEA「Application of Safeguards in the Democratic People's Republic of Korea」など。2022年10月公表の「国連安全保障理事会北朝鮮制裁委員会専門家パネル中間報告書」でも、加盟国による指摘として掲載。

11　2023年12月に発表された「IAEA Director General Statement on Recent Developments in the DPRK's Nuclear Programme」。

12　プルトニウムは、原子炉でウランに中性子を照射することで人工的に作り出され、その後、再処理施設において使用済みの燃料から抽出し、核兵器の原料として使用される。一方、ウランを核兵器に使用する場合は、自然界に存在する天然ウランから核分裂を起こしやすいウラン235を抽出する作業（濃縮）が必要となり、一般的に、数千の遠心分離機を連結した大規模な濃縮施設を用いてウラン235の濃度を兵器級（90%以上）に高める作業が行われる。

13　北朝鮮は2003年10月に、5MWe黒鉛減速炉から、プルトニウムが含まれる8,000本の使用済み燃料棒の再処理を完了したことを、2005年5月には、新たに8,000本の使用済み燃料棒の抜き取りを完了したことをそれぞれ発表している。なお、韓国の「2022国防白書」は、北朝鮮が約70kgのプルトニウムを保有していると推定している。

14　2024年11月、IAEAのグロッシー事務局長は、5MWe黒鉛減速炉の稼働が同年8月中旬から10月中旬まで停止していたことを確認したと言及し、その間に減速炉の燃料が交換された可能性を指摘している。

長による「核物質生産基地」の現地視察が報じられ、ウラン濃縮施設とみられる施設がそれぞれ公開された[15]。金委員長は、遠心分離機の台数増加や能力向上、さらには新型の遠心分離機導入に言及したほか、「兵器級核物質生産計画を超過遂行して国の核の盾を強化する」と言及するなど、核兵器開発のための濃縮ウランのさらなる増産を示唆する発言がみられた。こうしたウラン濃縮に関する北朝鮮の一連の動きを踏まえれば、北朝鮮は、プルトニウムに加えて、高濃縮ウランを用いた核兵器開発を推進していくものとみられる。

一般に、ウラン濃縮に用いられる施設の方がプルトニウム生産に用いられる原子炉よりも外観上の秘匿度が高く、外部からその活動を把握しがたいとされる。一方、プルトニウムの方がウランよりも臨界量が小さく、核兵器の小型化・軽量化が容易との指摘もある。これら双方の利点にかんがみ、北朝鮮は、今後もプルトニウム型・ウラン型の双方について開発を推進していく可能性がある。

北朝鮮は2006年10月9日、2009年5月25日、2013年2月12日、2016年1月6日、同年9月9日、2017年9月3日に核実験を実施した。北朝鮮は、これらを通じて必要なデータの収集を行うなどして、核兵器を弾道ミサイルに搭載するための小型化・弾頭化を追求しつつ、核兵器計画を進展させている可能性が高い。例えば、2017年9月には、金委員長が核兵器研究所を視察し、ICBMに搭載できる水爆を視察した旨公表したほか、同日に強行された6回目の核実験について、「ICBM装着用水爆実験を成功裏に断行した」と発表している[16]。

核兵器を弾道ミサイルに搭載するための小型化について、米国、旧ソ連、英国、フランス、中国が1960年代までにこうした技術力を獲得したとみられることや過去6回の核実験を通じた技術的成熟が見込まれることなどを踏まえれば、北朝鮮はわが国を射程に収める弾道ミサイルについては、必要な核兵器の小型化・弾頭化などを既に実現しているとみられる。また、北朝鮮が約50発（全体としては最大90発分の核弾頭を生産するだけの核分裂性物質を貯蔵）の核弾頭を保有しているとの指摘もある[17]。



金正恩委員長による「核物質生産基地」現地指導の発表時に公開された画像
【朝鮮通信＝時事】

加えて、2022年3月以降、北朝鮮が2018年に爆破を公開していた北部の核実験場の復旧を進めているという指摘がなされるなど、北朝鮮がさらなる核実験を実施するための準備が整っている可能性がある。

### イ　核兵器計画の背景と今後の見通し

北朝鮮の究極的な目標は体制の維持であるとみられ、北朝鮮はこの目標を達成するために、独自の核抑止力を構築して核兵器を含む米国の脅威に対抗すべく、核開発を推進してきている。こうした認識は、米国の目的は「わが政権」を崩壊させることであって、絶対に核を放棄することはできないとする金委員長の演説[18]などからも明らかであり、今後も、北朝鮮は米国全土を射程に含む長距離ミサイルの開発推進とあわせて核開発を進め、対米抑止力の獲得に注力していくものと考えられる。

一方で、北朝鮮は、厳しい対北朝鮮政策をとってきた韓国の尹錫悦（ユンソンニョル）前政権と対峙するなかで、韓国を「主敵」と表現し、核攻撃の対象から排除しない旨も繰り返し言明しており、対米抑止力としての核兵器とあわせ、朝鮮半島で生じうる武力紛争への対処を念頭に置いた戦術核

15　2024年9月に公開された施設については「カンソン」に所在するウラン濃縮施設、2025年1月に公開された施設については寧辺に所在するウラン濃縮施設であると指摘されている。

16　6回目となる2017年の核実験の出力は過去最大規模の約160ktと推定されるところであり、推定出力の大きさを踏まえれば、この核実験は水爆実験であった可能性も否定できない。なお、北朝鮮は4回目となる2016年1月の核実験についても、水爆実験であった旨主張しているが、この核実験の出力は6～7ktと推定されることから、一般的な水爆実験を行ったとは考えにくい。

17　「SIPRI Yearbook 2024」（Stockholm International Peace Research Institute）による。

18　金委員長は2022年9月に開催された最高人民会議において、米国の目的について「最終的には核を下ろさせて自衛権行使力まで放棄（させ）、または劣勢にしてわが政権をいつでも崩壊させようとすることである」と述べ、「いかなる困難な環境に直面しようとも、（中略）絶対に核を放棄することはできない」と演説した。さらに、2023年9月に開催された最高人民会議において、金委員長は、朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法第4章第58条に「核兵器の発展を高度化して国の生存権と発展権を保証し、戦争を抑止し、地域と世界の平和と安定を守る」旨を明記したと述べ、「共和国の核戦力建設政策がいかなる者も、何をもってしても手出しできないように国家の基本法として永久化された」と演説した。

兵器の開発も追求していく姿勢を示している。

2022年9月、北朝鮮は、「戦争を抑止することを基本使命」とし、抑止が失敗した場合には「侵略と攻撃を撃退して戦争の決定的勝利を達成する」といった核兵器の使命や指揮統制、使用条件などについて定めた法令「核武力政策について」を採択した。金委員長は、この法令により「核保有国としての地位が不可逆的なものになった」などと核開発の正当性を主張した。また、この法令によれば、核攻撃か通常攻撃かを問わず、「指導部」や「重要戦略対象」に対する攻撃が差し迫っていると判断される場合には核兵器を使用できることとされているほか、特に「国家核武力に対する指揮・統制体系」が危険にさらされた場合には、自動的・即時に「核打撃」を実施する旨が定められていることから、北朝鮮は、核兵器の実戦での使用を想定している可能性が考えられる。

実際に、北朝鮮は同月末から10月にかけて「戦術核運用部隊」の訓練としてミサイル発射を繰り返したほか、2023年3月にも、「核反撃想定総合戦術訓練」と称するものをはじめ、核弾頭を模擬した試験用弾頭を標的上空で起爆させたなどと実戦的訓練であることを主張しつつ、複数回のミサイル発射を重ねた。また、同月には、金委員長が担当部門から戦術核兵器の説明を受けたほか、兵器級核物質や核兵器の生産拡大を指示するなどして、「核兵器の兵器化事業を指導した」旨を発表した。

さらに、近い将来、ICBM級弾道ミサイルの多弾頭化や戦術核兵器を実用化するため、北朝鮮がさらなる核実験を通じて核兵器の一層の小型化を追求する可能性が考えられる[19]。

### (2) 生物・化学兵器

北朝鮮の生物兵器や化学兵器の開発状況などについては、北朝鮮の閉鎖的な体制に加え、これらの製造に必要な資材・技術の多くが軍民両用であり偽装が容易であるため、その詳細は不明である。しかし、化学兵器については、化学剤を生産できる複数の施設を維持し、すでに相当量の化学剤などを保有しているとみられるほか、生物兵器についても一定の生産基盤を有しているとみられる[20]。化学兵器としては、サリン、VX、マスタードなどの保有が、生物兵器に使用されうる生物剤としては、炭疽菌、天然痘、ペストなどの保有が指摘されている。

また、北朝鮮が弾頭に生物兵器や化学兵器を搭載しうる可能性も否定できないとみられている。



19 金委員長は2021年1月の朝鮮労働党第8回大会において、「多弾頭個別誘導技術をさらに完成させるための研究事業」を進めていることや、「核兵器の小型・軽量化、戦術兵器化をさらに発展」させることなどに言及した。

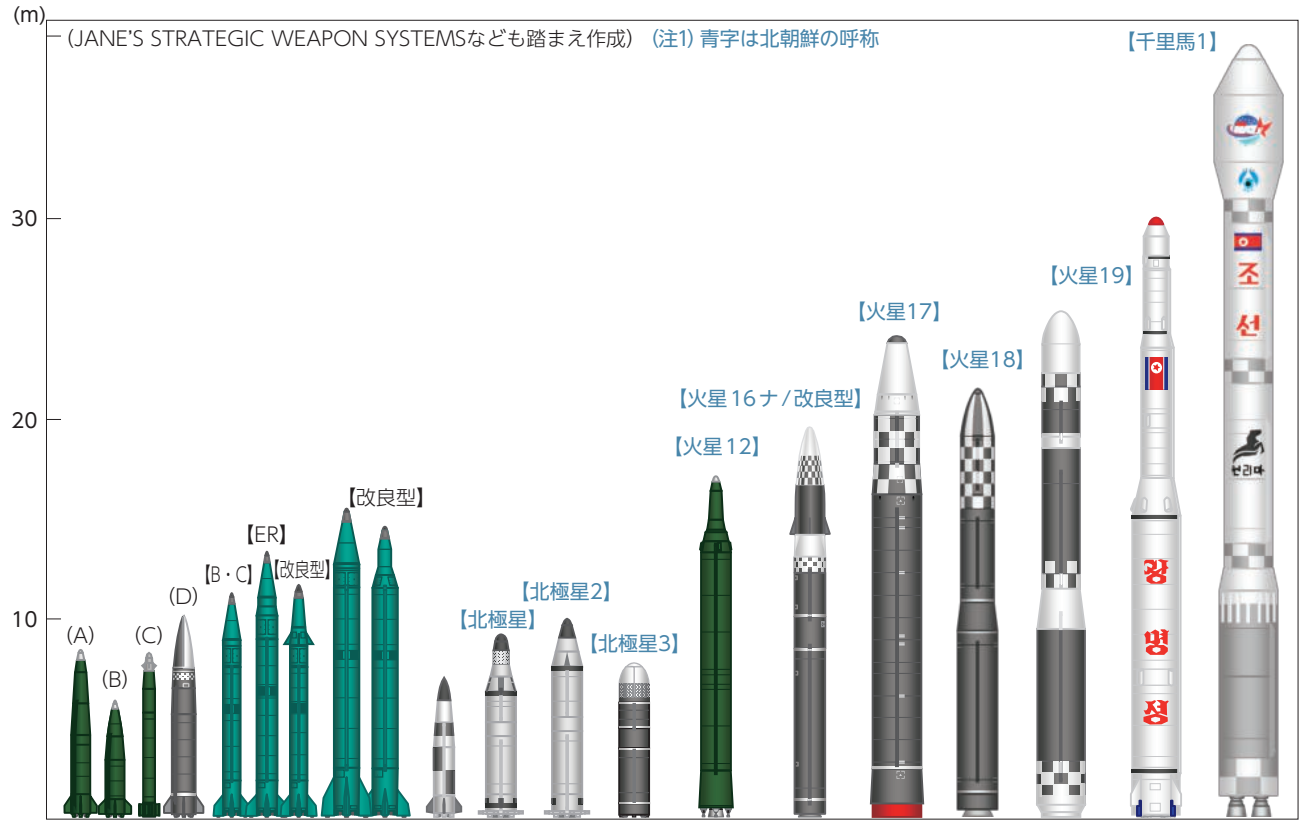
20 韓国の「2022国防白書」は、北朝鮮が1980年代から化学兵器を生産し始め、約2,500～5,000トンの化学兵器を貯蔵しており、また、炭疽菌、天然痘、ペストなど様々な種類の生物兵器を独自に培養し、生産しうる能力を保有していると推定される旨指摘している。北朝鮮は、1987年に生物兵器禁止条約に加入しているが、化学兵器禁止条約には加入していない。

## (3) ミサイル戦力

北朝鮮が保有・開発しているとみられる各種ミサイルは次のとおりである。

参照 図表Ⅰ-3-4-2（北朝鮮が保有・開発してきた弾道ミサイルなど）、図表Ⅰ-3-4-3（北朝鮮の弾道ミサイルの射程）、図表Ⅰ-3-4-4（北朝鮮の弾道ミサイルなどの発射の主な動向）、図表Ⅰ-3-4-5（北朝鮮の弾道ミサイルがわが国上空を通過した事例）

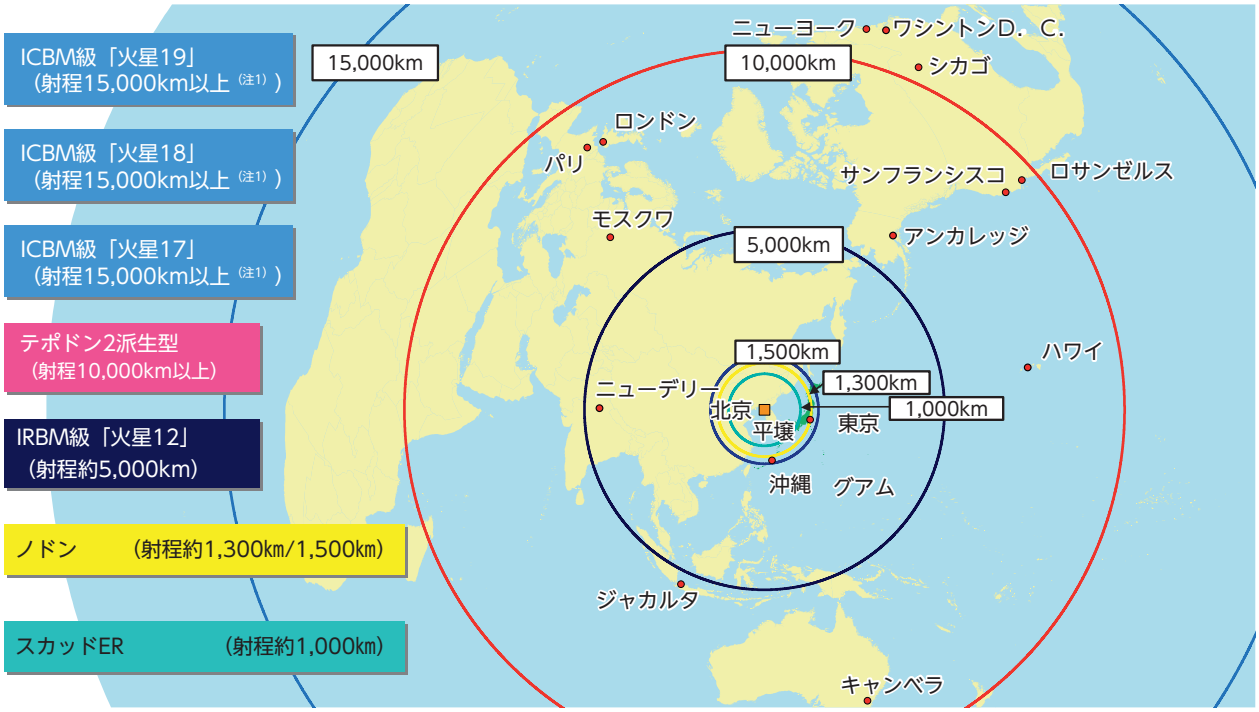
### 図表Ⅰ-3-4-2　北朝鮮が保有・開発してきた弾道ミサイルなど




| | SRBM (A)・(B)・(C)・(D) | スカッド B・C・ER・改良型 | ノドン・改良型 | 新型SLBM | SLBM | 北極星系列の地上発射型 | SLBM | IRBM級 | IRBM級 | ICBM級 | ICBM級 | ICBM級 | テポドン2派生型 | 千里馬1 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 射程 | 約800km/約400km/約400km/約750km (注2) | 約300km/約500km/約1,000km/分析中 | 約1,300km/1,500km | 約650km (注2) | 1,000km以上 | 1,000km以上 | 約2,000km | 約5,000km | 約1,100km (注2) | 15,000km以上 (注3) | 15,000km以上 (注3) | 15,000km以上 (注3) | 10,000km以上 | – |
| 燃／段 | 固、1 | 液、1 | 液、1 | 固、1 | 固、2 | 固、2 | 固、2 | 液、1 | 固、2 | 液、2 | 固、3 | 固、3 | 液、3 | 液、3 |
| 運用 | TEL | TEL | TEL | 潜水艦 | 潜水艦 | TEL | 潜水艦 | TEL | TEL | TEL | TEL | TEL | 発射場 | 発射場 |

(注) 2　SRBM (A)・(B)・(C)、新型SLBM、「火星16ナ」/改良型の射程は実績としての最大射程。SRBM (D) は射程約750kmに及ぶ可能性。
3　弾頭の重量などによる。

図表Ⅰ-3-4-3　北朝鮮の弾道ミサイルの射程




（注）　1　弾頭の重量などによる。
　　2　上記の図は、便宜上平壌からの距離を同心円の形でイメージとして示したもの。
　　3　「　」は、北朝鮮の呼称。

## ア　北朝鮮が保有・開発する主な弾道ミサイルなど[21]

### （ア）短距離弾道ミサイル（SRBM）A～D（鉄道発射型を含む）

北朝鮮は2019年以降、従来保有していたスカッドなどの液体燃料推進方式の弾道ミサイルとは異なる、複数種類の短距離弾道ミサイルを発射した。公表画像では、装輪式または装軌式（キャタピラ式）のTELや鉄道車両から発射される様子、固体燃料推進方式のエンジンの特徴が確認できる。これらの短距離弾道ミサイルは、その多くが北朝鮮東岸の沿岸付近に向けて発射されている。特定の目標を狙って着弾させたとみられる画像が公表されることもあり、運用能力向上を企図しているものと考えられる。

①短距離弾道ミサイルA（北朝鮮は「新型戦術誘導兵器」などと呼称）

短距離弾道ミサイルAは、実績に基づく最大飛翔距離が800km程度であり、外形上、ロシアの短距離弾道ミサイル「イスカンデル」と類似点がある。通常の弾道ミサイルよりも低空を、変則的な軌道で飛翔することが可能とみられるほか、核弾頭の搭載が可能との指摘もある[22]。

また、北朝鮮は、2021年9月15日と2022年1月14日、各日2発の短距離弾道ミサイルを発射した。北朝鮮の公表画像に基づけば、このミサイルは一般の貨車を改装したとみられる鉄道車両から発射されているが、短距離弾道ミサイルAと外形上の類似点があり、このミサイルをベースとして開発された可能性がある。北朝鮮は「鉄道機動ミサイル連隊」による射撃訓練と発表した。

②短距離弾道ミサイルB（北朝鮮は「新兵器」や「戦術誘導兵器」などと呼称）

短距離弾道ミサイルBは、実績に基づく最大飛翔距離が400km程度であり、また、通常の弾道ミサイルよりも低空を、変則的な軌道で飛翔することが可能とみられる。TELについては、北朝鮮が公表した画像では、様々な系統が確認できる。

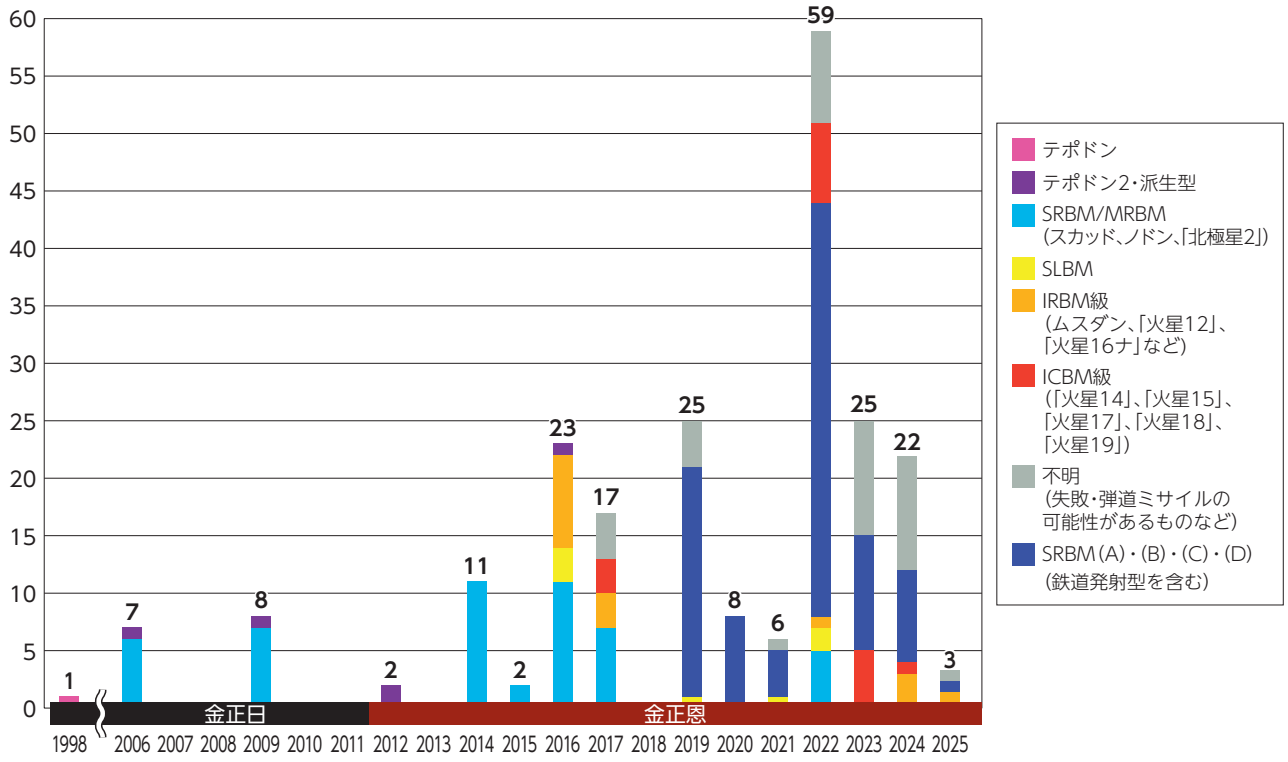
③短距離弾道ミサイルC（北朝鮮は「超大型放射砲」な

21　「Jane's Sentinel Security Assessment China and Northeast Asia（2024年8月アクセス）」によれば、北朝鮮は弾道ミサイルを合計700～1,000発保有しており、そのうち45%がスカッド級、45%がノドン級、残り10%がその他の中・長距離弾道ミサイルであると推定されている。

22　米議会調査局「北朝鮮の核兵器とミサイル計画」（2023年1月）など。

## 図表Ⅰ-3-4-4　北朝鮮の弾道ミサイルなどの発射の主な動向

北朝鮮による弾道ミサイルなどの発射数　(2025年5月末時点)




【ミサイル関連技術の向上】
①発射の秘匿性・即時性の向上
②弾道ミサイル防衛(BMD)突破能力の向上
③長射程ミサイルの開発
【ミサイル運用能力の向上】
複数発の同時発射、極めて短い間隔での連続発射、特定目標に向けた異なる地点からの発射などを実施

## 図表Ⅰ-3-4-5　北朝鮮の弾道ミサイルがわが国上空を通過した事例

・事前に予告落下区域を国際機関に通報し、人工衛星打ち上げと称して実施(3回)

| 日付 | 推定される弾種 | 発射数 | 場所 | 飛翔距離 |
|---|---|---|---|---|
| 2009年4月5日 | テポドン2または派生型 | 1発 | テポドン地区 | 3,000km以上 |
| 2012年12月12日 | テポドン2派生型 | 1発 | 東倉里(トンチャンリ) 地区 | 約2,600km (2段目落下地点) |
| 2016年2月7日 | テポドン2派生型 | 1発 | 東倉里(トンチャンリ) 地区 | 約2,500km (2段目落下地点) |

・事前の通報なく発射(4回)

| 日付 | 推定される弾種 | 発射数 | 場所 | 飛翔距離 |
|---|---|---|---|---|
| 1998年8月31日 | テポドン1 | 1発 | テポドン地区 | 約1,600km |
| 2017年8月29日 | IRBM級の弾道ミサイル「火星12」 | 1発 | 順安(スナン) 付近 | 約2,700km |
| 2017年9月15日 | IRBM級の弾道ミサイル「火星12」 | 1発 | 順安(スナン) 付近 | 約3,700km |
| 2022月10月4日 | IRBM級以上の射程を有する弾道ミサイル | 1発 | 内陸部 | 約4,600km |

(注) 1　1998年8月31日のテポドン1については、発射後に人工衛星の打ち上げであったと発表。
2　「　」内は北朝鮮の呼称

どと呼称）

短距離弾道ミサイルCは、実績に基づく最大飛翔距離が400km程度である。発射の間隔が1分未満と推定されるものもあり、飽和攻撃などに必要な連続射撃能力の向上を企図していると考えられるほか、金委員長は戦術核の搭載が可能である旨言及している[23]。TELについては、北朝鮮が公表した画像では、様々な系統が確認できる。

④短距離弾道ミサイルD（北朝鮮は「新型戦術誘導弾」と呼称）

短距離弾道ミサイルDは、短距離弾道ミサイルAをベースに開発されたとの指摘もあり、通常の弾道ミサイルよりも低空を、変則的な軌道で飛翔することが可能とみられ、最大射程は約750kmに及ぶ可能性がある。

参照　図表Ⅰ-3-4-6（SRBM A～D（鉄道発射型を含む）の発射日一覧）

### （イ）スカッド

スカッドは単段式の液体燃料推進方式の弾道ミサイルで、TELに搭載されて運用される。

スカッドBは射程約300km、スカッドCはBの射程を約500kmに延長したとみられる短距離弾道ミサイルで、北朝鮮はこれらを生産・保有するとともに、中東諸国などへ輸出してきたとみられている。

スカッドERは、スカッドの胴体部分の延長や弾頭重量の軽量化などにより射程を延長した弾道ミサイルで、射程は約1,000kmに達し、わが国の一部が射程内に入るとみられる。

さらに、北朝鮮は、スカッドを改良したとみられる弾道ミサイルも開発している。この弾道ミサイルは、2017年5月29日に1発が発射された。翌日、北朝鮮は、精密操縦誘導システムを導入した弾道ロケットの新開発と試験発射の成功を発表した。北朝鮮が公表した画像に基づけば、装軌式（キャタピラ式）TELから発射される様子や弾頭部に小型の翼とみられるものが確認されるなど、それまでのスカッドとは異なる特徴が確認された。この弾道ミサイルは、終末誘導機動弾頭（MaRV）を装

Maneuverable Re-entry Vehicle

**図表Ⅰ-3-4-6**　SRBM A～D（鉄道発射型を含む）の発射日一覧

| 発射日 | 弾種 |
|---|---|
| 2019年5月4日 | 短距離弾道ミサイル(A) |
| 2019年5月9日 | 短距離弾道ミサイル(A) |
| 2019年7月25日 | 短距離弾道ミサイル(A) |
| 2019年8月6日 | 短距離弾道ミサイル(A) |
| 2019年8月10日 | 短距離弾道ミサイル(B) |
| 2019年8月16日 | 短距離弾道ミサイル(B) |
| 2019年8月24日 | 短距離弾道ミサイル(C) |
| 2019年9月10日 | 短距離弾道ミサイル(C) |
| 2019年10月31日 | 短距離弾道ミサイル(C) |
| 2019年11月28日 | 短距離弾道ミサイル(C) |
| 2020年3月2日 | 短距離弾道ミサイル(C) |
| 2020年3月9日 | 短距離弾道ミサイル(C) |
| 2020年3月21日 | 短距離弾道ミサイル(B) |
| 2020年3月29日 | 短距離弾道ミサイル(C) |
| 2021年3月25日 | 短距離弾道ミサイル(D) |
| 2021年9月15日 | 短距離弾道ミサイル(鉄道発射型) |
| 2022年1月14日 | 短距離弾道ミサイル(鉄道発射型) |
| 2022年1月17日 | 短距離弾道ミサイル(B) |
| 2022年1月27日 | 短距離弾道ミサイル(A) |
| 2022年5月12日 | 短距離弾道ミサイル(C) |
| 2022年5月25日 | 短距離弾道ミサイル(AまたはDの可能性) |
| 2022年6月5日 | 短距離弾道ミサイル(A、B、Cを含む) |
| 2022年9月28日 | 短距離弾道ミサイル(D) |
| 2022年9月29日 | 短距離弾道ミサイル(C) |
| 2022年10月1日 | 短距離弾道ミサイル(A) |
| 2022年10月6日 | 短距離弾道ミサイル(C,A) |
| 2022年10月9日 | 短距離弾道ミサイル(C) |
| 2022年10月14日 | 短距離弾道ミサイル(A) |
| 2022年11月3日[24] | 短距離弾道ミサイル(C) |
| 2022年11月9日 | 短距離弾道ミサイル(Aまたは Dの可能性) |
| 2022年11月17日 | 短距離弾道ミサイル(C) |
| 2022年12月31日 | 短距離弾道ミサイル(C) |
| 2023年1月1日 | 短距離弾道ミサイル(C) |
| 2023年2月20日 | 短距離弾道ミサイル(C) |
| 2023年3月19日 | 短距離弾道ミサイル(A) |
| 2023年3月27日 | 短距離弾道ミサイル(A) |
| 2023年8月30日 | 短距離弾道ミサイル(B) |
| 2023年9月13日[25] | 短距離弾道ミサイル(A) |
| 2024年3月18日 | 短距離弾道ミサイル(C) |
| 2024年4月22日 | 短距離弾道ミサイル(C) |
| 2024年5月30日 | 短距離弾道ミサイル(C) |
| 2024年9月12日 | 短距離弾道ミサイル(C) |
| 2025年5月8日[26] | 短距離弾道ミサイル(A) |

23　金委員長は、2022年12月、「超大型放射砲」を朝鮮労働党中央委員会第8期第6回総会に「贈呈」する行事に出席し、このミサイルは韓国全域を射程に収め、「戦術核搭載まで可能」であると述べた。また、2023年1月には、本ミサイルが量産体制に入った旨言及されている。

24　2022年11月3日に発射された6発の弾道ミサイルのうち、約350km程度飛翔した2発の弾道ミサイルは、いずれも「短距離弾道ミサイルC」であったと推定される。

25　2023年9月13日に発射された2発の弾道ミサイルは、約350km程度飛翔したのち、再度機動して上昇し、全体で約650km程度飛翔したものと推定される。

26　2025年5月8日に発射された複数発の弾道ミサイルのうち、約800km程度飛翔した1発の弾道ミサイルは、「短距離弾道ミサイルA」であったと推定される。

備しているとの指摘もある。

### （ウ）ノドン

ノドンは、単段式の液体燃料推進方式の弾道ミサイルで、TELに搭載されて運用される。射程約1,300kmに達し、わが国のほぼ全域がその射程内に入るとみられる。

ノドンの性能の詳細は確認されていないが、スカッドの技術をもとにしているとみられており、例えば、特定の施設をピンポイントに攻撃できる程度ではないと考えられるものの、命中精度の向上が図られているとの指摘もある。弾頭部の改良により精度の向上を図った改良型は、弾頭重量の軽量化により射程が約1,500kmに達するとみられる。

### （エ）潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）

Submarine-Launched Ballistic Missile

北朝鮮はSLBMを１発搭載・発射することが可能なコレ級潜水艦（排水量約1,500トン）を１隻保有し、主に試験艦として運用しているとみられる。これに加え、2023年９月には、従来保有しているロメオ級潜水艦を改修したとみられる「戦術核攻撃潜水艦」と称する潜水艦が登場した。金委員長は、既存の中型潜水艦を全て戦術核が搭載可能な潜水艦に改造する旨表明している。また、2021年１月には、金委員長が、原子力潜水艦の保有という目標に言及しており、実際に、2025年３月には、「核動力（原子力）戦略誘導弾潜水艦建造の実態も現地で把握した」旨発表されたことから、原子力推進潜水艦の建造にも引き続き注力するものとみられる。

北朝鮮はこれらに搭載するSLBMの開発も進めてきており、2015年５月に初めて、SLBMの試験発射に成功したと発表するなど[27]、弾道ミサイルによる打撃能力の多様化と残存性の向上を企図しているものと考えられる。

①「北極星」型潜水艦発射弾道ミサイル（北朝鮮は「北極星」型と呼称）

コレ級潜水艦から発射される固体燃料推進方式の潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）である。北朝鮮が公表した画像や映像から判断すると、空中にミサイルを射出した後に点火する、いわゆる「コールド・ローンチシステム」の運用に成功している可能性がある。通常の軌道で発射すれば、射程は1,000kmを超えるとみられる。

②「北極星３」型潜水艦発射弾道ミサイル（北朝鮮は「北極星３」型と呼称）

2019年10月に発射された「北極星」型とは異なる固体燃料推進方式のSLBMであり、通常の軌道で発射されれば、射程は約2,000kmとなる可能性がある。なお、このSLBMは、水中発射試験装置から発射された可能性がある。

さらに、北朝鮮は、2020年10月と2021年１月の軍事パレードに、それぞれ「北極星４」、「北極星５」と記載された、発射が確認されていない新型のSLBMの可能性のあるものを登場させている[28]。

③新型SLBM

2021年10月以降発射されている新型の潜水艦発射弾道ミサイルであり、実績に基づく最大飛翔距離が約650km程度である。2022年９月の発射について、北朝鮮は後日、北西部の「貯水池水中発射場」で戦術核弾頭搭載を模擬した弾道ミサイルの発射訓練を行ったことや、「貯水池水中発射場建設」計画の存在を明らかにしている。

**図表Ⅰ-3-4-7　SLBMと北極星系列の地上発射型弾道ミサイルの発射日・発射プラットフォーム一覧**

| 日付 | 推定される弾種 | 発射プラットフォーム |
|---|---|---|
| 2016年4月23日 | 「北極星」 | コレ級潜水艦 |
| 2016年7月9日 | 「北極星」 | コレ級潜水艦 |
| 2016年8月24日 | 「北極星」 | コレ級潜水艦 |
| 2017年2月12日 | 「北極星2」 | TEL |
| 2017年5月21日 | 「北極星2」 | TEL |
| 2019年10月2日 | 「北極星3」 | ※水中発射試験装置から発射された可能性 |
| 2021年10月19日 | 新型SLBM | コレ級潜水艦 |
| 2022年5月7日 | 新型SLBM | コレ級潜水艦 |
| 2022年9月25日 | 新型SLBM | ※水中発射試験装置から発射と推定 |

27　これまでに防衛省として、北朝鮮がSLBMを発射したものと推定しているもののほか、北朝鮮は、2015年５月９日にSLBMの試験発射に成功した旨発表した。また、2016年１月８日に、2015年５月に公開したものとは異なるSLBMの射出試験とみられる映像を公表している。

28　このほか、2022年４月25日の軍事パレードに、これまで北朝鮮から公表されたことがないとみられる新型のSLBMの可能性があるものが登場したが、名称などの記載はなく、詳細は明らかにされていない。

北朝鮮の公表画像に基づけば、このミサイルは短距離弾道ミサイルAと外形上の類似点があることから、このミサイルをベースとして開発された可能性がある。

### （オ）北極星系列の地上発射型弾道ミサイル（北朝鮮は「北極星2」型と呼称）

北朝鮮が「北極星」型SLBMを地上発射型に改良したとみられる固体燃料推進方式の弾道ミサイルであり、通常の軌道で発射されたとすれば、射程は1,000kmを超えるとみられる。2017年2月の発射翌日、2016年8月のSLBM発射の成果に基づき地対地弾道弾として開発したと発表した。また、2017年5月の発射翌日には、試験発射が再び成功し、金委員長が「部隊実戦配備」を承認した旨発表している。

さらに、北朝鮮の公表画像からは、いずれにおいても、装軌式（キャタピラ式）TELから、いわゆる「コールド・ローンチシステム」により発射される様子が確認される。

参照 図表Ⅰ-3-4-7（SLBMと北極星系列の地上発射型弾道ミサイルの発射日・発射プラットフォーム一覧）

### （カ）中距離弾道ミサイル（IRBM）級弾道ミサイル

①液体燃料推進方式の中距離弾道ミサイル（IRBM）級弾道ミサイル

2017年5月以降、北朝鮮は液体燃料推進方式のIRBM級弾道ミサイル「火星12」型（北朝鮮の呼称による）をこれまでに4発発射している。このうち、2017年8月29日と同年9月15日には、渡島半島（北海道）付近と襟裳岬（北海道）付近のわが国領域の上空を通過する形で1発ずつ発射した。「火星12」型は、このときの飛翔距離などを踏まえれば、IRBMとしての一定の機能を示したと考えられ、その射程は最大で約5,000kmに達するとみられる。

このほか、2022年10月4日にも、北朝鮮は1発の弾道ミサイルをわが国の青森県上空を通過させる形で発射した。このときの飛翔距離が約4,600km程度に達したことを踏まえれば、このミサイルはIRBM以上の射程を有する弾道ミサイルであったと推定される。北朝鮮は後日、「新型地対地中長距離弾道ミサイル」を発射した旨発表した。このとき公表された画像からは、撮影日時への言及はなかったものの、液体燃料推進方式のエンジンの特徴や、「火星12」型のものと類似したTELが確認される一方で、「火星12」型とは異なる弾頭形状やエンジン構造が確認されることから、北朝鮮がこのときに新型のIRBM級弾道ミサイルを発射した可能性も否定できない。

②固体燃料推進方式の中距離弾道ミサイル（IRBM）級弾道ミサイル

北朝鮮は、2024年1月に初めて固体燃料推進方式のIRBM級弾道ミサイルを発射した。これ以降、複数種類の固体燃料推進方式のIRBM級弾道ミサイルが確認されている。

2024年1月14日、北朝鮮は新型のIRBM級弾道ミサイルを発射した。発射の翌日、「極超音速機動型制御弾頭」を搭載した「中長距離固体燃料弾道ミサイル」の試験発射を成功裏に実施した旨発表した。公表画像からは、この弾頭が円錐形状であることが確認できる。

同年4月2日には、前述の1月14日に発射されたものとは異なる、新型のIRBM級弾道ミサイルを発射した。発射の翌日、北朝鮮は、「極超音速滑空飛行弾頭」を搭載した「火星16ナ」型（北朝鮮の呼称による）の試験発射を実施した旨発表した。この「火星16ナ」型について、北朝鮮は「新型の中長距離固体弾道ミサイル」であるとしており、公表画像からは、扁平型の弾頭を有していることや、7軸のTELに搭載されている様子が確認できる。また、2025年1月6日にも、扁平型の弾頭を有するIRBM級弾道ミサイルを発射した。発射されたミサイルが「火星16ナ」型に外形上酷似していることなどを踏まえれば、この弾道ミサイルは「火星16ナ」型またはその改良型であったと推定される[29]。



IRBM級弾道ミサイル「火星16ナ」発射時に北朝鮮が公表した画像
【朝鮮通信＝時事】

29 北朝鮮は、発射の翌日、発射した弾道ミサイルについて、「新型極超音速中長距離弾道ミサイル」と言及したほか、弾道ミサイルのエンジン胴体に「新たな炭素繊維複合材料」を使用し、飛行・制御システムにも「新たな総合的かつ効果的な方式」を導入した旨発表している。

これらの弾道ミサイルについて、北朝鮮は「極超音速ミサイル」であったと主張しているが、防衛省としては、これらが極超音速兵器であったかも含め、分析を行っているところである。

このほか、2024年6月26日にも、北朝鮮は固体燃料推進方式のIRBM級弾道ミサイルを1発発射している。発射の翌日、北朝鮮は、多弾頭の「分離・誘導制御試験」を実施した旨発表し、分離した弾頭がそれぞれの目標地点へ正確に誘導された旨主張したが、発射の詳細については、失敗の可能性も含め、分析中である。

### （キ）大陸間弾道ミサイル（ICBM）級弾道ミサイル

①「火星17」型（北朝鮮の呼称による）

「火星17」型は、2段式・液体燃料推進方式のICBM級弾道ミサイルであり、11軸のTELに搭載されて運用される。北朝鮮は、2022年2月27日に「火星17」型を初めて発射した。これまでの発射時における飛翔軌道に基づけば、搭載する弾頭の重量などによっては1万5,000kmを超える射程となりうるとみられる。

また、「火星17」型は、それまでのICBM級弾道ミサイルを超えるとみられる大きさから、弾頭重量の増加による威力の増大や、一般に迎撃が困難とされている多弾頭化などを追求している可能性が指摘されている。

②「火星18」型（北朝鮮の呼称による）

「火星18」型は3段式・固体燃料推進方式のICBM級弾道ミサイルである。北朝鮮は、2023年4月13日、7月12日と12月18日に「火星18」型をそれぞれ1発発射した。4月13日の発射では、左（北）へ方向を変えながら約1,000km程度飛翔したと推定される。北朝鮮はこの発射について「最初の試験発射」と発表しており、また、公表した画像では、2023年2月の軍事パレードで初めて登場した、キャニスター（発射筒）を搭載した9軸のTELと同一のものとみられるTELから、いわゆる「コールド・ローンチシステム」で発射される様子が確認できる。

同年7月12日にも「試験発射」として発射され、飛翔距離は約1,000km、また最高高度は約6,000kmを超えており、搭載する弾頭の重量などによっては、「火星18」型の射程は1万5,000kmを超える可能性がある。同年12月18日の発射について、北朝鮮は「核戦争抑止力の臨戦態勢を検閲し、機動性と戦闘性、信頼性を確かめるのに目的を置いて行われた」発射訓練であったと発表した。

③「火星19」型（北朝鮮の呼称による）

「火星19」型は3段式・固体燃料推進方式の新型のICBM級弾道ミサイルである。北朝鮮は、2024年10月31日に「火星19」型1発をロフテッド軌道で発射した。このとき発射された弾道ミサイルは、約86分間飛翔し、その最高高度は約7,000kmを超えると推定され、過去最長の飛翔時間かつ過去最高の飛翔高度となった。この飛翔軌道に基づけば、搭載する弾頭の重量などによっては「火星19」型の射程は1万5,000kmを超える可能性がある。発射の翌日、北朝鮮は「火星19」型について「最終完結版の大陸間弾道ミサイル」と言及したほか、「火星18」型とともに運用していく弾道ミサイルである旨明らかにした。

北朝鮮の公表画像からは、11軸のTELから、いわゆる「コールド・ローンチシステム」で発射される様子が確認できる。また、「火星19」型は「火星18」型を超える大きさとみられ、多弾頭化を企図した弾道ミサイルである可能性が指摘されている。



ICBM級弾道ミサイル「火星19」発射時に北朝鮮が公表した画像
【朝鮮通信＝時事】

### （ク）テポドン2

テポドン2は、固定式発射台から発射される長射程の弾道ミサイルであり、1段目にノドンの技術を利用したエンジン4基、2段目に同様のエンジン1基をそれぞれ使用していると推定される。2段式のものは射程約6,000kmとみられ、3段式である派生型は、ミサイルの弾頭重量を約1トン以下と仮定した場合、射程約10,000km以上に及ぶ可能性があると考えられる。テポドン2またはその派生型は、2016年2月までに合計5回発射されている。

### （ケ）千里馬1（北朝鮮の呼称による）

「千里馬1」は、北朝鮮が「軍事偵察衛星」を打ち上げ

るための「新型衛星運搬ロケット」とするもので、固定式発射台から発射し、3段式である。

北朝鮮は、この「千里馬1」を用いて2023年5月、8月、11月に合計3回の衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射を行い、先の2回の発射については失敗したとみられる。11月の発射については、米国や韓国とも連携しながら分析を進めた結果、このとき発射した物体が地球を周回していることが確認されている[30]。



「軍事偵察衛星」発射時に北朝鮮が公表した画像【朝鮮通信＝時事】

### (コ)「極超音速ミサイル」と称する弾道ミサイル

北朝鮮は、2021年1月の朝鮮労働党第8回大会において「極超音速滑空飛行弾頭」を開発・導入するという目標を表明した。実際に、同年9月28日には「極超音速ミサイル」と称して扁平型の弾頭を有する弾道ミサイルの可能性があるもの（北朝鮮の呼称によれば「火星8」型）を発射し、それ以降、「極超音速ミサイル」と称する複数種類のミサイルの発射を繰り返している。

北朝鮮は、2022年1月5日と同月11日に、「極超音速ミサイル」と称する弾道ミサイルを各日1発発射した。いずれも通常の弾道ミサイルよりも低空を飛翔したとみられるが、特に11日の発射時には、水平機動を含む変則的な軌道で、最大速度約マッハ10で飛翔した可能性がある[31]。北朝鮮の公表画像からは、このミサイルが装輪式のTELから発射されていることや、円錐形状の弾頭を有していること、液体燃料推進方式とみられるエンジンを搭載している様子が確認される。円錐形状の弾頭については、終末誘導機動弾頭（MaRV）の関連技術を用いたものである可能性も指摘されている。

また、2024年以降、北朝鮮は固体燃料推進方式の「極超音速ミサイル」と称する弾道ミサイルを発射している。前述のとおり、2024年1月14日には円錐形状の弾頭を有する弾道ミサイルを、同年4月2日と2025年1月6日には扁平型の弾頭を有する弾道ミサイルを発射した。これらの弾道ミサイルについては、極超音速兵器であったかも含め、分析中である。

このような動向を踏まえれば、北朝鮮が、ミサイル防衛網の突破を企図して極超音速兵器などの開発や能力向上を引き続き追求していることは明らかである。さらに、円錐形状と扁平型の弾頭が確認されていることに関しては、異なる弾頭を並行して整備することにより、射程や飛翔の態様が異なる極超音速兵器を開発し、相手方の対応を複雑化させることを企図している可能性も考えられ、今後の技術進展を注視していく必要がある。

## イ　北朝鮮が開発するその他の主なミサイル戦力

### (ア) 巡航ミサイル

これまでも北朝鮮は、中国製の巡航ミサイルを改良したものなど比較的射程の短い対艦巡航ミサイルを開発・保有してきたとみられているが、2021年1月に金委員長が「中長距離巡航ミサイルをはじめとする先端核戦術兵器」の開発に言及するなど、近年、戦術核兵器の搭載を念頭に置いた新たな巡航ミサイルを開発する意思を表明している。

実際に同年9月、北朝鮮は、新たに開発した新型長距離巡航ミサイルの試験発射を成功裏に行ったことなどを発表したほか、2022年1月には、このミサイルとは異なる種類とみられる長距離巡航ミサイルの発射を行った旨発表した。これらの巡航ミサイルについては、その後も「戦術核運用部隊」に配備されているとする「戦略巡航ミサイル」の発射などとして繰り返し発表され、それぞれ「戦略巡航ミサイル『矢1（ファサル）』型」、「戦略巡航ミサイル『矢2（ファサル）』型」と呼称されていることが明らかになっている。北朝鮮の発表によれば、これらの巡航ミサイルは最長で2,000km飛翔したとされている。

また、2023年3月には潜水艦から、同年8月には警備

30　発射された1発は複数に分離し、1つ目は朝鮮半島の西約150kmの黄海上、2つ目は朝鮮半島の西約350kmの東シナ海上、3つ目は沖縄本島と宮古島との間の上空を通過し、沖ノ鳥島の西約1,000kmの太平洋上、わが国EEZ外の、いずれも予告落下区域外に落下したものと推定される。

31　2022年12月23日に発射された弾道ミサイルは、2022年1月5日と同月11日に発射された「極超音速ミサイル」と称する弾道ミサイルであった可能性があると考えられる。また、2023年7月の「武装装備展示会2023」と題する展覧会や同月の閲兵式（軍事パレード）において、「火星8」型と外形上類似点のあるミサイルが登場したが、「火星8」とは異なる特徴もあり、詳細は明らかにされていない。

艦からの「戦略巡航ミサイル」の発射も発表された。2024年1月には「『火矢（プルファサル）3-31』型」と呼称する巡航ミサイルの試験発射も実施しているが、この巡航ミサイルと従来型の「矢」との差異も含めて、その詳細は不明である。

さらに、2025年4月には、新たに進水させた「新型多目的駆逐艦」と呼称する艦艇から「超音速巡航ミサイル」や「戦略巡航ミサイル」などの試験発射を実施した旨発表している。

実際の性能を含めその詳細については不明な点が多いものの、北朝鮮が弾道ミサイルのみならず、核兵器の搭載が可能な長距離巡航ミサイルの実用化を追求していることは明らかであり、その飛翔距離など一連の発表内容が事実であれば、地域の平和と安全を脅かすものとして懸念される。



「新型多目的駆逐艦」から各種ミサイルの試験発射を実施した際（2025年4月）に北朝鮮が公表した画像【朝鮮通信＝時事】

### （イ）「新型戦術誘導兵器」

2022年4月17日、北朝鮮は、「新型戦術誘導兵器」と称するミサイルを発射した旨発表した。このとき発表されたミサイルは、同月25日の軍事パレードでも確認されるなどその後も北朝鮮メディアに登場しており、このミサイルが装輪式3軸のTELに搭載されている様子や、固体燃料推進方式のエンジンの特徴が確認できる。各前線の長距離砲兵部隊の火力打撃力を飛躍的に向上させ、「戦術核運用の効果性」を強化する意義を有するなどとする北朝鮮の発表内容を踏まえれば、このミサイルは、米韓両軍との間で発生しうる通常戦力や戦術核を用いた武力紛争において対処可能な手段を獲得するという狙いのもと、戦術核兵器の搭載を念頭に置いて開発が進められている兵器の一つであると考えられる。[32]

## ウ　弾道ミサイル開発の動向

北朝鮮は、極めて速いスピードで継続的に弾道ミサイル開発を推進し、関連技術・運用能力の向上を図ってきているが、その動向には次のような特徴がある。

### （ア）ミサイル関連技術の向上

①発射の秘匿性・即時性の向上

北朝鮮は、発射の兆候把握を困難にするための秘匿性や即時性を高め、奇襲的な攻撃能力の向上を図っているものとみられる。

北朝鮮は近年、TELや潜水艦、鉄道といった様々なプラットフォームからのミサイル発射を繰り返している。これらのプラットフォームを使用することで、発射機の隠蔽や任意の地点からの発射を可能にし、発射の秘匿性を向上させ、兆候把握や探知、ひいては迎撃を困難にさせることを企図しているものとみられる。

また、北朝鮮は2019年以降、特に、固体燃料を使用した弾道ミサイルの発射を繰り返している。一般的に、固体燃料推進方式のミサイルは、保管や取扱いが比較的容易であるのみならず、また、固形の推進薬が前もって充填されていることから、発射機へのミサイルの再装填をより迅速に行い、比較的短時間で再発射できるという点で、軍事的に優れているとされる。こうした特徴は、奇襲的な攻撃能力や、報復攻撃能力の向上に資するとみられる。2024年4月に固体燃料推進方式のIRBM級弾道ミサイルを発射した際、北朝鮮は、「様々な射程の全ての戦術・作戦・戦略級ミサイルの固体燃料化」を実現したと、その成果を誇示するような発表を行っている。

このように、北朝鮮が弾道ミサイルの固体燃料化を重視するなか、既存の液体燃料推進式の弾道ミサイルが固体燃料推進式のものに更新されるかなど、今後の動向が注目される。

②弾道ミサイル防衛（BMD）突破能力の向上

北朝鮮は、他国のミサイル防衛網（Ballistic Missile Defense）を突破することを企図し、低高度を変則的な軌道で飛翔する弾道ミサイルの

32　このほか、2024年5月18日、北朝鮮は、新たな誘導技術を導入した「戦術弾道ミサイル」と称するミサイルを発射した旨発表した。北朝鮮の公表画像からは、その形状や噴煙が「新型戦術誘導武器」に類似していることが確認できる。また、同年8月5日、北朝鮮は「新型戦術弾道ミサイル」のTEL250両の引渡し記念式を実施した旨発表した。金委員長は、引渡し式の演説において、このTELを短期間のうちに大量生産し、「国境第一線部隊」に引き渡したことを誇示した。北朝鮮の公表画像によれば、このTELは「新型戦術誘導兵器」のTELと同様、装輪式3軸であることが確認できる。

開発を進めている。短距離弾道ミサイルA、B、Dや、短距離弾道ミサイルAと外形上類似点がある、鉄道発射型の弾道ミサイルや新型SLBMは、通常の弾道ミサイルよりも低空を、変則的な軌道で飛翔することが可能とみられる。

さらに、北朝鮮は、「極超音速滑空飛行弾頭」の開発を優先目標の一つに掲げ、実際に2021年9月以降、複数種類の「極超音速ミサイル」と称するミサイルの発射を行っている。特に、2024年以降は、固体燃料推進方式の「極超音速ミサイル」と称する弾道ミサイルの発射を強行している。固体燃料化により、発射の即時性を向上させつつ、円錐形状と扁平型という異なる弾頭を並行して整備することにより、射程や飛翔の態様が異なる極超音速兵器を開発し、相手方の対応を複雑化させることを企図している可能性も考えられる。このように北朝鮮は、迎撃を困難にしてミサイル防衛網を突破するためのミサイル開発を執拗に追求している。

③長射程ミサイルの開発

北朝鮮は、変則的な軌道で飛翔する短距離弾道ミサイルと同時に、米国を射程に収める長射程ミサイルの開発も一貫して追求している。北朝鮮が保有するICBM級弾道ミサイル「火星17」型、「火星18」型や「火星19」型は、搭載する弾頭の重量などによっては1万5,000kmを超える射程となりうるとみられ、その場合、東海岸を含む米国全土を射程に収めることになる。

こうした弾道ミサイルを実用化するためには、弾頭部の大気圏外からの再突入の際に発生する超高温の熱などから再突入体を防護する技術が必要とされる。北朝鮮は、2017年にICBM級弾道ミサイル「火星14」型や「火星15」型を発射した後、再突入環境における弾頭の信頼性を立証した旨発表しているが、実際にこうした技術を確立しているかについては、引き続き慎重な分析が必要である。

一方で、北朝鮮が長射程の弾道ミサイルの開発をさらに進展させた場合、米国に対する戦略的抑止力を確保したとの認識を一方的に持つに至る可能性がある。仮に、北朝鮮がそのような抑止力に対する過信・誤認をすれば、北朝鮮による地域における軍事的挑発行為の増加・重大化につながる可能性もあり、わが国としても強く懸念すべき状況となりうる。

### （イ）ミサイル運用能力の向上

北朝鮮はこれまで、複数発の同時発射、極めて短い間隔での連続発射、特定目標に向けた異なる地点からの発射など、様々な形で弾道ミサイルを発射してきている。

第一に、2014年以降、過去に例の無い地点から、早朝・深夜に、TELを用いて、複数発のミサイルを、朝鮮半島を横断する形で発射する事例がみられる。近年、短距離弾道ミサイルと様々な火砲を組み合わせた射撃訓練なども実施しており、北朝鮮がこれらのミサイルを任意の地点から任意のタイミングで、複数発同時に発射する能力を有していることを示している。

第二に、北朝鮮は極めて短い間隔での連続発射も試みている。例えば、北朝鮮が「超大型放射砲」と称する短距離弾道ミサイルCについては、2019年以降、1分未満と推定される間隔で2発が発射される事例があるなど、連続射撃能力の向上を企図して開発されたとみられている。

第三に、2019年以降、北朝鮮が弾道ミサイルなどをそれぞれ異なる場所から発射し、特定の目標に命中させていることが確認できる事例がある。

こうした発射を通じ、北朝鮮は、飽和攻撃などを念頭に置いた、実戦的なミサイル運用能力の向上を追求しているものとみられる。

## (4) 今後の兵器開発などの動向

金委員長は、2021年1月の朝鮮労働党第8回大会において、今後の軍事的な目標として、様々な兵器の開発などに具体的に言及した。このときに提示された目標は、「5か年計画」に含まれているものと考えられている。

核・ミサイルに関しては、核技術のさらなる高度化や核兵器の小型・軽量化、戦術兵器化を発展させるとして、「戦術核兵器」開発とともに、「超大型核弾頭」生産の推進に言及するとともに、1万5,000km射程圏内の目標への命中率を向上させ、「核先制および報復打撃能力」を高度化するとした。加えて、多弾頭技術、「極超音速滑空飛行弾頭」、原子力潜水艦、「水中発射核戦略兵器」、固体燃料推進のICBMの開発や研究の推進に言及しており、攻撃態様のさらなる複雑化・多様化を追求する姿勢を示した。また、核・ミサイル以外にも、この大会では、軍事偵察衛星や、無人偵察機などの偵察手段の開発などが言及された。

実際に、北朝鮮は同年以降、この大会で提示した開発計画の工程を進めるようにミサイル発射などを繰り返し

ている。

また、これらの目標には、一定程度の優先順位があるものとみられる。2021年9月に「極超音速ミサイル『火星8』型」と称するミサイルを発射した際には、極超音速ミサイル研究開発事業が「5か年計画の戦略兵器部門最優先五大課題に属する」と表明した。また2022年12月には、「大出力固体燃料エンジン地上燃焼試験」を成功裏に実施したと主張し、金委員長が「5か年計画の戦略兵器部門最優先五大課題実現のためのもう一つの重大問題を解決した」と評価し、最短期間内に「もう一つの新型戦略兵器の出現」を期待する旨述べたことなどを発表した[33]。2023年12月の朝鮮労働党中央委員会においては、衛星の打ち上げをもって「党第8回大会の提示した共和国武力現代化の先決重大課題の実現」と述べた。こうしたことから、北朝鮮は特に「極超音速滑空飛行弾頭」や固体燃料推進のICBMの実現、「軍事偵察衛星」の打ち上げなどを「5か年計画」の優先課題に掲げて研究開発を進めているものとみられる。

2023年11月21日に北朝鮮は、「偵察衛星」とする「万里鏡1」の打ち上げを前述の「千里馬1」で行い、また軌道に正確に進入させたと主張した。この「偵察衛星」に関しては、北朝鮮は2022年から打ち上げに向けた活動を公開しており、同年3月、金委員長は「偵察衛星」関連の視察の際に、軍事偵察衛星の目的が韓国や日本、太平洋上における軍事情報のリアルタイムでの把握にある旨表明していた。

北朝鮮はその後2023年5月、8月、11月、2024年5月に、衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射を強行した。2023年5月、8月と2024年5月の発射は衛星打ち上げに失敗したとみられるが、2023年11月の発射においては、このとき発射した物体が地球を周回していることが確認されている。一方、この物体がいかなる機能を果たしているかといった詳細については、分析を行っているところである。「軍事偵察衛星」の打ち上げが「5か年計画」の優先課題であることを踏まえれば、今後も衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射を継続するとみられる。

さらに、2022年12月と2023年2月、金与正（キムヨジョン）朝鮮労働党中央委副部長は、北朝鮮によるICBM級弾道ミサイルの大気圏再突入技術の獲得を疑問視する見方に対して反発し、「今すぐやってみればいい」、「太平洋をわが方の射撃場として活用する頻度」は米軍の行動にかかっているなどと述べた。この点について、今後北朝鮮が挑発をエスカレートさせた場合、ICBM級を太平洋上に向けて発射し、実戦での使用に耐えうるか否かの検証に踏み切る可能性を示唆したものとの指摘もある。

このほか、北朝鮮は2023年3月、4月、2024年1月には、「ヘイル（津波）」という名称を付した、「核無人水中攻撃艇」や「水中核兵器体系」と称する兵器の試験を行った旨発表し、核兵器の運搬手段の多様化を追求していく姿勢を示している。

このように北朝鮮は、「5か年計画」に沿って関連技術の研究開発に注力しつつ、これを「自衛的」な活動であるとして常態化させており、その期限が2025年末にせまるなか、今後も引き続き「5か年計画」の達成に向けて各種ミサイルの発射などを繰り返していく可能性がある。



武装装備展示会「国防発展2024」を実施した際（2024年11月）に北朝鮮が公表した画像【朝鮮通信＝時事】

## 4　内政

### (1) 金正恩体制の動向

北朝鮮では、金委員長を中心とする権力基盤の強化が進んでいる。憲法では国務委員長は「国家を代表する朝鮮民主主義人民共和国の最高領導者」であると規定されるほか、党を中心とした運営を行っているとの指摘があり、2021年1月には金委員長は党総書記に就任した。

33　金委員長は、同月末にも朝鮮労働党中央委員会第8期第6回総会において「迅速な核反撃」を使命とする「もう一つの大陸間弾道ミサイル体系」を開発すると表明している。

### (2) 経済事情

経済面では、社会主義計画経済の脆弱性に加え、冷戦の終結にともなう旧ソ連や東欧諸国などとの経済協力関係の縮小の影響、さらにはわが国や米国などによる独自の制裁措置の強化や、核実験や弾道ミサイル発射を受けて採択された関連の国連安保理決議による制裁措置などもあり、北朝鮮は慢性的な経済不振、エネルギーと食糧の不足に直面している[34]。

2021年1月、金委員長は自力更生・自給自足を基本とする「国家経済発展の新たな5か年計画」を提示した。この計画に関して、金委員長は、2023年末には、2021年からの3年間を総括して「5か年計画を十分に完遂することができるという確信を持つこととなった」と述べたほか、2024年末には、「5か年計画を成功裏に完結しつつ次の段階の発展路程に入るための準備工程を効果的に推進する」ことを2025年の方向性として提示しており、困難な状況下においても、北朝鮮は引き続きこの「計画」に則った経済の立て直しを重要視しているとみられる。

一方、北朝鮮が現在の統治体制の不安定化につながりうる構造的な改革を行う可能性は低いと考えられることから、経済の現状を根本的に改善することには、様々な困難がともなうと考えられる。困難な経済・食糧事情のなかで、外国からの情報の流入などにともなう社会の動揺を警戒し、思想的な統制を一層強めているといった指摘もなされており、体制の安定性という点から注目される。

また、北朝鮮は、国連安保理決議で禁止されている、洋上での船舶間の物資の積み替え（いわゆる「瀬取り」）などにより国連安保理の制裁逃れを図っているとみられる[35]。

参照 図表Ⅰ-3-4-8（北朝鮮に対する国連安保理決議に基づく制裁）

## 5 対外関係

### (1) 米国との関係

2018年6月、史上初の米朝首脳会談において金委員長は朝鮮半島の完全な非核化に向けた意思を示したが、2019年2月の第2回米朝首脳会談では、双方はいかなる合意にも達しなかった。その後北朝鮮は、米国を「最大の主敵」としつつ、新たな米朝関係樹立の鍵は、米国による北朝鮮への敵視政策の撤回であるとする姿勢を示してきた。

米国は、2021年4月に、対北朝鮮政策の見直しを完了したこと、「朝鮮半島の完全非核化」を引き続き目標として、「調整された、現実的なアプローチ」のもとで北朝鮮との外交を探っていくことなどを発表した。2022年10月に発表された「国家安全保障戦略」（NSS）においても、朝鮮半島の完全な非核化に向けて具体的な進展を図るため、北朝鮮との持続的な外交を模索する旨が明記されたが、公式な対話の再開もなく、米朝関係は膠着状態が続いた。

北朝鮮は2018年4月、「大陸間弾道ロケット試験発射」の停止などを自ら表明していたが、米朝関係に進展がみられないなか、2022年1月には金委員長が「米国の敵視政策と軍事的脅威がもはや黙過することのできない危険ラインに至った」との評価のもと、「暫定的に中止していた全ての活動を再稼働する問題を迅速に検討」することを指示した。実際に同年2月以降、北朝鮮はICBM級弾道ミサイルの発射を再開し、米国との長期的対決を徹底的に準備していくなどと述べた[36]。

2025年1月には、第2期トランプ政権が新たに発足したところ、米朝双方の今後の動向が注目される。

### (2) 韓国との関係

2018年、3回にわたる南北首脳会談を通じ、南北の敵対行為の全面的な中止や、朝鮮半島の非核化の実現を共通の目標として確認することなどを含む「板門店宣言文」、軍事的な敵対関係の終息などを含む「9月平壌共同宣言」、軍事的な緊張緩和のための具体的な措置について盛り込んだ「『板門店宣言文』履行のための軍事分野合意書」に合意するなど、南北関係は大きな進展をみせた。

一方、2019年に米朝首脳会談が決裂して以降、南北関係は進展せず、2022年に厳しい対北朝鮮姿勢を示す

34 近年、北朝鮮漁船や中国漁船が大和堆周辺のわが国排他的経済水域で違法操業を行っており、この海域で操業するわが国の漁船の安全を脅かす状況となっている。現場海域においては、水産庁と海上保安庁が連携し、違法操業を行う外国漁船への退去警告の対応を含め、わが国周辺海域の厳重な監視警戒・取締りを実施している。取締りなどの詳細については内閣府年次報告「海洋に関する施策の取り組み状況」、水産白書と海上保安レポートを参照。

35 2018年に入ってから2025年3月末までの間に、北朝鮮籍タンカーと外国籍タンカーが公海上で接舷（横付け）している様子を海自艦艇などが計24回確認している。これらの船舶は、政府として総合的に判断した結果、「瀬取り」を実施していたことが強く疑われる。

36 2023年7月17日、金与正党副部長が、米国が拡大抑止体制をさらに強化すれば「会談のテーブルがさらに遠くなるようにするだけだということを認識すべき」と述べている。

**図表Ⅰ-3-4-8　北朝鮮に対する国連安保理決議に基づく制裁**

主な内容

| 品目 | 制裁内容 | 関連決議 |
|---|---|---|
| 原油 | 年間供給量400万バレルまたは52.5万トンに制限 | 2397号<br>(2017年12月) |
| 石油精製品 | 年間供給量50万バレルに制限 | 2397号<br>(2017年12月) |
| 石炭 | 北朝鮮からの輸入を全面禁止 | 2371号<br>(2017年8月) |
| 船舶間の積み替え(瀬取り) | 禁止 | 2375号<br>(2017年9月) |

最近の対北朝鮮制裁にかかる国連安保理決議の概要

| 年月日 | 決議 | 契機 | 主な内容 |
|---|---|---|---|
| 2006年7月15日 | 1695号 | 7発の弾道ミサイル発射(2006年7月5日) | 核・ミサイル計画への関連物資および資金の移転防止を要求 |
| 2006年10月14日 | 1718号 | 第1回核実験(2006年10月9日) | 大量破壊兵器関連物資や大型兵器の輸出入禁止 |
| 2009年6月12日 | 1874号 | テポドン2発射(2009年4月5日)、<br>第2回核実験(同年5月25日) | 金融規制導入 |
| 2013年1月22日 | 2087号 | テポドン2発射(2012年12月12日) | 制裁対象に6団体・4個人を追加 |
| 2013年3月7日 | 2094号 | 第3回核実験(2013年2月12日) | 金融規制強化、禁輸品目の積載が疑われる貨物の自国領域内での検査を義務化 |
| 2016年3月2日 | 2270号 | 第4回核実験(2016年1月6日)、<br>テポドン2発射(同年2月7日) | 航空燃料の輸出・供給の禁止、北朝鮮による石炭・鉄鉱石の輸出禁止(生計目的かつ核・ミサイル計画と無関係のものを除く) |
| 2016年11月30日 | 2321号 | 第5回核実験(2016年9月9日) | 北朝鮮による石炭輸出の上限を設定(年間約4億ドルまたは重量750万トン) |
| 2017年6月2日 | 2356号 | 2016年9月9日以降の弾道ミサイル発射 | 制裁対象に4団体・14個人を追加 |
| 2017年8月5日 | 2371号 | ICBM級弾道ミサイル「火星14」発射<br>(2017年7月4日および7月28日) | 石炭輸入の全面禁止、鉄および鉄鉱石輸入の全面禁止、北朝鮮労働者に対する労働許可の総数に初めて上限を規定 |
| 2017年9月11日 | 2375号 | 第6回核実験(2017年9月3日) | 供給規制の対象に石油分野を初めて追加、繊維製品を輸入禁止対象に追加、海外労働者に対する労働許可の発給禁止 |
| 2017年12月22日 | 2397号 | ICBM級弾道ミサイル「火星15」発射<br>(2017年11月29日) | 石油分野におけるさらなる供給規制、北朝鮮との輸出入禁止対象の拡大、北朝鮮籍海外労働者などの北朝鮮への送還 |

(注)「　」内は北朝鮮の呼称。

尹錫悦前政権が発足して以降は、北朝鮮の対南姿勢も厳しいものに転じ始めた。

金委員長は、2023年12月、南北関係を「敵対的な2つの国家の関係」と表現したほか、2024年1月には、最高人民会議において「憲法にある「北半部」「自主、平和統一、民族大団結」という表現は今や削除されるべき」であると主張するなど、これまでの韓国に対する認識を大きく転換した旨明らかにした。同年10月には、北朝鮮は、「主権行使領域と大韓民国の領土を徹底的に分離するため」の措置として、南北間の鉄道・道路の北朝鮮側の一部区域を爆破・封鎖したと発表した。

また、2023年11月には、北朝鮮が衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射を行ったことを契機に韓国が「『板門店宣言文』履行のための軍事分野合意書」のうち、一部条項の効力停止を発表し、これを受けて北朝鮮は、この合意の全面破棄を宣言した。さらに、2024年6月には、ごみやビラをつるした大型風船の散布といった北朝鮮による挑発行為への対応として、韓国はこの合意の全面効力停止を決定した。

### (3) 中国との関係

北朝鮮にとって中国は極めて重要な政治的・経済的パートナーであり、北朝鮮に対して一定の影響力を維持していると考えられる。1961年に締結された「中朝友好協力および相互援助条約」が現在も継続しているほか、中国は北朝鮮にとって最大の貿易相手国であり、2023年の北朝鮮の対外貿易(南北交易を除く)に占める中国との貿易額の割合は約9割超[37]と極めて高水準で、北朝鮮の中国への依存が指摘されている。

北朝鮮情勢や核問題に関して、中国は、「デュアルトラックの並進」(朝鮮半島の非核化と、休戦メカニズムから平和メカニズムへの転換)構想と「段階ごと、同時並

37　大韓貿易投資振興公社の発表による。

行」という原則に基づき、対話と協議を通じて問題を解決すべきであると表明してきた。近年では、北朝鮮によるICBM級弾道ミサイルの発射を受けて米国が提案した国連安保理制裁決議案に対してロシアとともに拒否権を行使し、半島情勢がここまで推移した原因は米国にあるとするなど、北朝鮮が繰り返す挑発行為を擁護する姿勢も示している。

中朝首脳会談は2018年3月以降、2019年6月までに5回実施された。2022年10月には習近平総書記の再選にあたり金委員長が祝電を送付した。2023年9月には習近平総書記が北朝鮮建「国」75周年にあたり金委員長に祝電を送り、中国側は朝鮮側とともに、戦略的意思疎通を強化し、実務協力を深めたい旨伝えた。

### (4) ロシアとの関係

北朝鮮は、2023年9月に金委員長が訪露した際、ロシアとの関係を最重視する旨表明している。2024年6月には、ロシアのプーチン大統領が24年ぶりに北朝鮮を訪問し、金委員長と首脳会談を実施した。この際、武力侵攻を受けた際の軍事援助の提供などを規定した「包括的戦略的パートナーシップ条約」が署名され、金委員長は、露朝関係が「同盟」関係という新たな段階に入った旨強調した（同年12月に同条約は発効）。

また、ロシアは、北朝鮮の核・弾道ミサイル開発を容認する姿勢を明確にしてきており、2024年9月には、ロシアのラヴロフ外務大臣が、「北朝鮮の『非核化』という用語自体は意味を失った」、「この問題は解決済み」と発言した。これは、安保理常任理事国であるロシア自身が賛成した累次の国連安保理決議を公に否定する発言である。

北朝鮮の側でも、2022年2月以降のロシアによるウクライナ侵略下では、ウクライナにおける事態の原因が米国や西側諸国にあると主張し、ロシアを擁護する姿勢を示し続けている。また、北朝鮮は、ロシアへの軍事協力を強化している。2023年以降、弾道ミサイルを含む武器・弾薬をロシアに対して供与しているほか、2024年10月には、北朝鮮兵士がロシア東部へ派遣されたことが確認され、派遣された兵士は、ウクライナに対する戦闘に参加するに至った。この兵士の派遣については、2025年4月、北朝鮮は、「包括的戦略的パートナーシップ条約」の規定を根拠に、金委員長が北朝鮮兵士を参戦させる決定を下した旨明らかにした。

**資料**：最近の国際軍事情勢（北朝鮮）
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/surround/index.html

**資料**：北朝鮮のミサイル等関連情報
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/surround/northKorea/index.html

解説

## 北朝鮮とロシアの軍事協力の進展

ロシアによるウクライナ侵略が継続するなか、北朝鮮はロシアとの軍事協力を強化しています。例えば、2023年以降、北朝鮮からロシアに対して、弾道ミサイルを含む武器・弾薬の供与が行われたことが明らかになりました。供与された武器・弾薬は、ウクライナに対して使用されており、ウクライナでのロシアの継戦能力に少なからず貢献しています。また、北朝鮮のロシアに対する軍事協力は、武器・弾薬の供与といった物的支援にとどまりません。2024年10月には、北朝鮮兵士がロシア東部へ派遣されたことが確認され、その後、派遣された兵士はウクライナに対する戦闘に参加するに至りました。

北朝鮮兵士の派遣に関して、2025年4月、ロシアはクルスク州の奪還を宣言するなかで、同州での戦闘に北朝鮮兵士が参加していたことに初めて言及し、北朝鮮兵士の戦闘参加に謝意を表明するプーチン大統領の声明を発表しました。北朝鮮においても、党中央軍事委員会による書面立場文を発表し、クルスク州における戦闘参加の事実を初めて対外的に明らかにしたほか、ロシアとの間で締結した「包括的戦略的パートナーシップ条約」第4条の規定を根拠に、金正恩委員長が北朝鮮兵士を参戦させる決定を下したことも明らかにしました。

「包括的戦略的パートナーシップ条約」とは、2024年6月の金正恩委員長とプーチン大統領による首脳会談の際に署名されたもので、同年12月に発効しました。北朝鮮が参戦の根拠としたと主張する同条約の第4条（朝鮮語正文）には、「双方のうちいずれか一方が個別の国家または諸国から武力侵攻を受けて戦争状態におかれることとなった場合、他方は、国連憲章第51条と北朝鮮、ロシア連邦の法に従って、遅滞なく自らが保有している全ての手段により、軍事的およびその他援助を提供する」と規定されています。条約が署名された露朝首脳会談後の共同記者発表においては、北朝鮮側が露朝関係を「同盟」と表現したほか、ロシア側は北朝鮮との軍事技術協力の発展を排除しないと明示的に言及するなど、軍事面でのさらなる連携が示唆されていました。

北朝鮮がロシアに対して軍事支援を行う背景として、その見返りに、ロシアの核・ミサイル関連技術の移転を求めている可能性が指摘されています。金正恩委員長は、2021年の朝鮮労働党第8回大会において、核兵器の小型・軽量化や、「超大型核弾頭」生産の推進、「極超音速滑空飛行弾頭」、原子力潜水艦、固体燃料推進のICBMの開発、軍事偵察衛星の運用といった具体的な目標に言及しました。北朝鮮はその実現に向けて計画的に開発を進めているとみられますが、これまでに具体的な進展が確認されていないものもあり、北朝鮮が何らかの技術的課題を抱えていることもその要因の一つとして考えられます。

また、核・ミサイル関連技術のみならず、北朝鮮が、その通常戦力の近代化に寄与する装備品などを求めている可能性も指摘されています。現状、北朝鮮の通常戦力の多くは旧式化し、韓国軍と在韓米軍に対して著しい質的格差が生じている状況です。

北朝鮮は、核・ミサイル開発を依然として継続し、弾道ミサイル等の発射を繰り返し強行するなど、地域と国際社会の平和と安全を著しく損なっています。こうした北朝鮮が、核・ミサイル関連技術の移転といった軍事支援をロシアから獲得する可能性があること、それ自体がわが国を取り巻く地域の安全保障の観点から深刻に憂慮すべきものです。

このように、露朝軍事協力の進展の動きについては、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障が不可分であるという認識のもと、北朝鮮がウクライナ侵略にどのように関与し、ロシアからいかなる協力を得るのかをしっかりと注視していく必要があります。



「包括的戦略的パートナーシップ条約」への署名後、握手をするプーチン大統領と金正恩委員長【朝鮮通信＝時事】

# 2 韓国・在韓米軍

## 1 全般

2022年5月に発足した尹錫悦前政権は、2023年6月に発表した「国家安保戦略」において、北朝鮮の核・大量破壊兵器を最優先の安全保障上の脅威と位置づけ、北朝鮮の核・ミサイル脅威をはじめとする各種挑発を積極的に抑止し、北朝鮮が挑発を強行すれば、これに強く反撃して撃退するとしていた。

また、韓国には、朝鮮戦争の休戦以降、現在に至るまで陸軍を中心とする米軍部隊が駐留している。韓国は、米韓相互防衛条約を中核として、米国と安全保障上極めて密接な関係にあり、在韓米軍は、朝鮮半島における大規模な武力紛争の抑止に大きな役割を果たすなど、地域の平和と安定を確保するうえで重要な役割を果たしている。前述の「国家安保戦略」でも、2023年に70周年を迎えた米韓同盟について、朝鮮半島の平和と繁栄の中枢的役割を果たしてきたと評価していた。

この戦略はさらに、米韓同盟の地理的範囲をグローバルに拡大していくとしたうえで、米国を含む友好国との自由の連帯を土台に、インド太平洋地域で開かれていて包容的で規範に基づいた国際秩序をともに作っていく考えも示していた。

## 2 韓国の国防政策・国防改革

韓国は、約1,000万人の人口を擁する首都ソウルがDMZから至近距離にあるという防衛上の弱点を抱えている。

文在寅（ムンジェイン）政権下の国防白書では、北朝鮮を「主敵」あるいは「北朝鮮政権と北朝鮮軍は韓国の敵」とする表現を用いていなかったが、尹前政権では再び、「北朝鮮政権と北朝鮮軍は韓国の敵」と明記した。

また、韓国は、国防改革に継続して取り組んでいる。尹前政権は、AIなど第4次産業革命の先端科学技術を基盤とする「国防革新4.0」を推進し、有・無人複合戦闘体系の構築を段階的に進め、兵力不足の解消や、戦時の人命損失の最小化などを図った。

## 3 韓国の軍事態勢

韓国の軍事力については、陸上戦力は、陸軍約37万人・17個師団と海兵隊約2.9万人・2個師団、海上戦力は、約230隻、約28万トン、航空戦力は、空軍・海軍を合わせて、作戦機約570機からなる。

韓国軍は、全方位国防態勢を確立するとして、陸軍はもとより海・空軍を含めた近代化に努めている。

また、北朝鮮の核・ミサイル脅威に対応する「韓国型3軸体系」（キル・チェーン、韓国型ミサイル防衛（KAMD）、大量反撃報復（KMPR））の構築を重視しており、尹前大統領は2023年1月、「韓国型3軸体系」のうち、大量反撃報復が最も重要と述べていた[38]。こうしたなか、同年12月、韓国国防部が「韓国型3軸体系」の基盤と位置づける韓国軍初の偵察衛星が米国で打ち上げられた[39]。この体系の戦力を効果的に統合運用するための戦略司令部が2024年に創設された。

韓国の弾道ミサイルについては、射程300～800kmとされる「玄武（ヒョンム）2」などが実戦配備されているとみられる。また、2020年に弾頭重量2トン・射程800kmの「玄武4」の発射試験に成功したとされるほか、弾頭重量をさらに増やした「玄武5」とされる弾道ミサイルが2024年10月の軍事パレードに登場するなど、「高威力」型や「超高威力」型の弾道ミサイル開発も進めている。さらに2021年、韓国は、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）発射試験に成功したと発表した。

巡航ミサイルについては、射程約500～1,500kmとされる地対地巡航ミサイル「玄武3」や、最大射程1,000km～1,500kmとされる艦対艦・艦対地巡航ミサイル「海星（ヘソン）」などを実戦配備しているとみられる。

さらに、韓国は近年、装備品の輸出を積極的に図っている。特に2022年は、ロシアのウクライナ侵略を機に、防衛力の強化を進めるポーランドと大型輸出契約を締結するなど、年間の輸出実績は契約額ベースで2021年比

38 申源湜（シンウォンシク）国防部長官（当時）は2023年12月、大量反撃報復が「敵指導部の除去作戦」であることを明らかにしている。そのうえで、韓国が核による相互確証破壊の基礎となる核兵器を保有していない点や、北朝鮮にとって住民よりも指導部の安全の方が価値が大きい点を指摘し、伝統的な米国の核戦力と韓国の通常型の高威力戦力が合わさって抑止の完全性を高めることができると言及した。

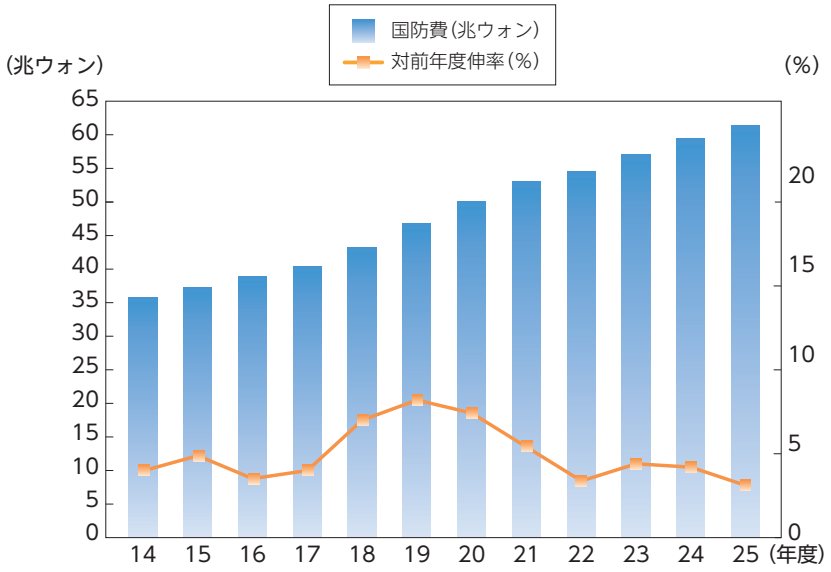
39 韓国軍が保有する偵察衛星は2025年中に5基になる予定である。

2倍を超え、過去最高額の約173億ドルに達した。2023年および2024年の契約額は過去最高額であった2022年と比べて減少するも、韓国政府は多様な事業や政府支援の拡大を通じ、2025年の輸出が最大規模になることを期待している。

なお、2025年度の国防費（本予算）は、対前年度比約3.1％増の約61兆2,469億ウォンであり、2000年以降26年連続で増加している。また、「2024-2028国防中期計画」によれば2028年までの5年間で国防費を年平均7％増加させていくとしている。

参照　図表Ⅰ-3-4-9（韓国の国防費の推移）

**図表Ⅰ-3-4-9　韓国の国防費の推移**




（注）　韓国国防部HP（2025年4月アクセス）による。

## 4　米韓同盟・在韓米軍

米韓両国は近年、米韓同盟を深化させるため様々な取組を行っており、平素から様々なレベルで米韓同盟の強化について確認している。

両国防相をトップとする協議体である米韓安保協議会議（SCM）を通じた具体的な取組として、両国は、2013年の第45回米韓SCM（Security Consultative Meeting）において、北朝鮮の核・大量破壊兵器の脅威に対応する抑止力向上の戦略である「オーダーメード型抑止戦略（Tailored Deterrence Strategy）」を承認した。

また、2014年の第46回米韓SCMでは、北朝鮮の弾道ミサイルの脅威に対応する「同盟の包括的ミサイル対応作戦の概念と原則（4D作戦概念）」に合意し、2015年の第47回米韓SCMで、その履行指針を承認した。

最近では、米韓は、2021年の第53回米韓SCMで、11年ぶりに新たな「戦略企画指針」を承認し、これに基づき作戦計画を最新化していくことで合意した。さらに2022年の第54回米韓SCMでは、朝鮮半島周辺への米戦略アセット[40]展開の強化[41]など、拡大抑止の強化に向けた各種取組に合意した。2023年の第55回米韓SCMでは、10年ぶりに改定された「2023オーダーメード型抑止戦略」が承認され、韓国の通常戦力とともに、米国の核戦力を含む全てのカテゴリーの米国の軍事能力を活用する方案に関する指針が反映されていることが確認されたとしている。2024年の第56回米韓SCMでは、北朝鮮の核使用への対応を含むシナリオを今後の米韓演習に含めることを決定した。

40　韓国の「2022国防白書」によれば、米国が提供する軍事能力のうち、外部の侵略と挑発を効果的に抑止し、圧倒的な対応を保障するアセットで、戦略的効果を保障する米国の核戦力の3本柱（ICBM、戦略爆撃機、弾道ミサイル搭載原子力潜水艦（SSBN））と一部の通常戦力（空母打撃群、B-1B爆撃機、巡航ミサイル原子力潜水艦（SSGN））を含むとされる。

41　韓国側は、米戦略アセット展開の頻度と強度を常時配備と同等レベルまで高めるとしている。

首脳レベルでは、2023年4月の米韓首脳会談[42]に際して発表された「ワシントン宣言」において、韓国は、米国の拡大抑止コミットメントを信頼することの重要性を認識し、また、核不拡散条約下の義務に対する自国のコミットメントを再確認した。この首脳会談で設置が発表された米韓の核協議体（NCG）は、2023年7月18日に発足会議が開催され、同日、米戦略原子力潜水艦の約40年ぶりとなる韓国寄港も実現している。2024年7月の米韓首脳会談では、同年6月の第3回NCG会議で検討が完了した「朝鮮半島核抑止・核作戦指針」[43]が承認された。

米韓の軍事演習については、2022年5月の尹前政権の発足以降、演習の範囲や規模を拡大してきた。定例の指揮所演習については、「フリーダムシールド（FS）」を上半期に、政府演習と統合した「乙支フリーダムシールド（UFS）」を下半期に行う形式に変更し、2022年8～9月のUFS演習では、指揮所演習と並行する形で、約4年ぶりに機動訓練を再開した。2024年8月のUFS演習には、演習前に報じられていた、北朝鮮の核使用を想定したシナリオは盛り込まれなかったが、この演習に先立ち、米韓の「核・通常戦力統合図上演習（CNI TTX）」が初めて実施された。また、2025年3月のFS演習では、最近の露朝軍事協力の進展を踏まえた北朝鮮の戦略や戦術などがシナリオに反映されたとされている。

また、両国は、米韓連合軍に対する戦時作戦統制権の韓国への移管[44]や在韓米軍の再編などに取り組んでいる。

まず、戦時作戦統制権の韓国への移管については、2015年12月1日までの移管完了を目標として、従来の「米韓軍の連合防衛体制」から「韓国軍が主導し米軍が支援する新たな共同防衛体制」に移行する検討が行われていた。

しかし、北朝鮮の核・ミサイルの脅威が深刻化したことなどを受け、2014年の第46回米韓SCMで戦時作戦統制権の移管を再延期し、韓国軍の能力向上などの条件が達成された場合に移管を実施するという「条件に基づくアプローチ」の採用が決定された。また、2018年10月の第50回米韓SCMでは、戦時作戦統制権移管後は、未来連合軍司令部として米韓連合軍司令官に現在の米国軍人に代わり韓国軍人を置くことを決定した。

韓国軍の能力評価については、2019年8月の連合指揮所演習において、第1段階にあたる基本運用能力（IOC）検証が行われ、この演習がIOCを検証するうえで重要な役割を果たしたことが確認された。さらに、2022年のUFS演習において、第2段階にあたる完全運用能力（FOC）評価が実施され、同年11月の第54回米韓SCMでは、FOC評価が成功裏に行われ、全ての評価課題が基準を満たしたことが確認された[45]。

韓国軍は、戦時作戦統制権の移管に必要な、米韓連合防衛を主導する軍事能力と北朝鮮の核・ミサイル脅威への対応能力について、米韓が共同評価の結果を総合的に検討し、段階別の手続きに従って、未来連合軍司令部に対する評価を安定的に推進していくとしており、2024年の第56回米韓SCMにおいても準備態勢と能力の面で共同評価に多くの進展があったことが確認されている。

在韓米軍の再編問題については、2003年、ソウル中心部に所在する米軍龍山基地のソウル南方の平沢地域への移転や、漢江以北に駐留する米軍部隊の漢江以南への再配置などが合意された。その後、戦時作戦統制権の移管延期に伴い、米軍要員の一部が龍山基地に残留することや、北朝鮮の長距離ロケット砲の脅威に対応するため在韓米軍の対火力部隊が漢江以北に残留することが決定されるなど、計画が一部修正された。

2017年7月には米第8軍司令部が、2018年6月には在韓米軍司令部と国連軍司令部が、2022年11月に米韓連合軍司令部が平沢地域に移転した。

在韓米軍の安定的な駐留条件を保障するため、在韓米軍の駐留経費の一部を韓国政府が負担する在韓米軍防衛費分担金については、2021年3月、第11次防衛費分担特別協定について米韓が合意に至った。この協定は2020年から2025年までの6年間有効で、2022年から2025年は前年度の韓国国防費の増加率を適用するとしている。2024年10月には、2026年以降適用される第12次防衛費分担特別協定が妥結された。初年度とな

42 バイデン大統領（当時）は、米韓首脳会談後の共同記者会見において、朝鮮半島に核兵器を配備することはないと発言した。
43 米韓首脳は、「朝鮮半島核抑止・核作戦指針（共同指針文書）」は、信頼でき、効果的な同盟の核抑止政策および態勢を維持し、強化するうえで、米韓同盟の政策・軍事当局に指針を提供するものとした共同声明を発表した。
44 米韓は、朝鮮半島における戦争を抑止し、有事の際に効果的な連合作戦を遂行するための米韓連合防衛体制を運営するため、1978年から、米韓連合軍司令部を設置している。米韓連合防衛体制のもと、韓国軍に対する作戦統制権については、平時の際は韓国軍合同参謀議長が、有事の際には在韓米軍司令官が兼務する米韓連合軍司令官が行使することとなっている。
45 さらに、第3段階にあたる完全任務遂行能力（FMC）評価が予定されている。

る2026年は2025年比8.3%増となる一方、2027年以降の引き上げ率は、韓国側の負担の大きい韓国国防費ではなく、韓国の消費者物価指数（CPI）に連動することになった。

## 5　対外関係

### (1) 中国との関係

中国と韓国との間では継続的に関係強化が図られてきている一方、懸案も生じている。中国は在韓米軍へのTHAAD配備[46]について、中国の戦略的安全保障上の利益を損なうものであるとして反発している。この点、2017年10月、両国は、軍事当局間のチャンネルを通じ、中国側が憂慮するTHAADに関する問題について意思疎通していくことで合意したが、双方の主張の対立はなおも続いている[47]。尹前政権は、THAAD問題が韓国の安全保障上の主権事項であることを明確にしており、国益と原則に基づいて一貫して断固に対応するとしていたところ、今後の中韓関係の動向が注目される。

Terminal High Altitude Area Defense

### (2) ロシアとの関係

韓国とロシアとの間では、軍事技術、防衛産業や軍需分野の協力について合意されている。2018年8月に国防戦略対話を行い、この戦略対話を次官級に格上げすることで合意しており、2021年11月には、海・空軍間のホットラインの設置に合意した。

2022年2月以降のロシアによるウクライナ侵略を受けて、韓国は、国際社会との協調を示す形でロシアに対する制裁措置を実施するとともに、ウクライナに軍需物資などを提供した。また、2024年10月に北朝鮮兵士のロシアへの派遣が確認された際には、韓国の政府代表団がベルギーを訪問し、NATOおよびEUに対して情報提供などを実施した。一方、ロシアに派遣された北朝鮮兵士がウクライナに対する戦闘に参加するに至るなかにおいても、韓国は引き続き、ウクライナへの殺傷兵器の供与に慎重な姿勢を崩していない。韓国がウクライナ情勢を踏まえ、ロシアとの関係性を安定的に管理していくとするなかで、今後いかなる対応をとっていくか注目される。

46　ターミナル段階にある短・中距離弾道ミサイルを地上から迎撃する弾道ミサイル防衛システム。大気圏外や大気圏内上層部の高高度で目標を捕捉し迎撃する。2016年1月の北朝鮮による核実験の強行などを受け、2017年、在韓米軍に臨時配備された。

47　2022年8月の中韓外相会談後、中国外交部は、韓国政府が2017年当時に対外的に表明したとされる「3不」（米国のMDシステムに参加しない、THAADの追加配備を検討しない、日米韓安保協力は軍事同盟に発展しない）に加え、在韓米軍に配備済みのTHAAD運用を制限するという「1限」の方針も表明したと主張した。

# 第5節 ロシア

## 1 全般

これまで「強い国家」や「影響力ある大国」を掲げ、ロシアの復活を追求してきたプーチン大統領は、2022年2月24日、ウクライナに対する全面的な侵略を開始した。ロシアによるウクライナ侵略は、ウクライナの主権と領土一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国連憲章を含む国際法の深刻な違反であるとともに、国際秩序の根幹を揺るがすものであり、欧州方面における防衛上の最も重大かつ直接の脅威と受け止められている。

また、ロシアは、今後も戦略的核兵器の近代化に取り組む姿勢を明確にするとともに、ウクライナ侵略を継続するなかにあって、核兵器による威嚇とも取れる言動を繰り返している。

わが国周辺のロシア軍についても、近年、新型装備を導入し、活発な活動を継続しているほか、中国軍と爆撃機による共同飛行や艦艇の共同航行、演習への相互参加などを継続しており、中国との軍事連携をさらに強化する動きもみられる。わが国を含むインド太平洋地域におけるロシアの軍事動向などは、こうした中国との戦略的連携と相まって安全保障上の強い懸念であり、ウクライナ侵略における動きも踏まえつつ、注視していく必要がある。

参照 2章（ロシアによる侵略とウクライナによる防衛）

## 2 安全保障・国防政策

### 1 戦略・政策文書

ロシアは、2021年7月に改訂された「国家安全保障戦略」により、内外政策分野の目標や戦略的優先課題を定めている。

「国家安全保障戦略」では、これまでの防衛能力、国内の団結および政治的安定性の強化ならびに経済の現代化および産業基盤の発展のための政策が、自立的な内外政策を遂行し、外部の圧迫に対し効果的に対抗できる主権国家としてのロシアの強化を裏付けたとして、外部の脅威の存在と、それに屈しない「強い国家」であるという自己認識を示している。そして、ロシア周辺におけるNATO（North Atlantic Treaty Organization）の軍事活動が軍事的脅威であると述べたほか、米国の中・短距離ミサイルの欧州やアジア太平洋地域への配備が戦略的安定性などに対する脅威であるとしている。

国防分野では、軍事力の果たす役割を引き続き重視し、十分な水準の核抑止力とロシア軍をはじめとする軍事力の戦闘準備態勢を維持することにより戦略抑止や軍事紛争の阻止を実施するとしている。

「国家安全保障戦略」の理念を軍事分野において具体化する文書である「軍事ドクトリン」は、2014年12月に改訂されたが、このドクトリンでは、大規模戦争が勃発する蓋然性が低下する一方、NATO拡大を含むNATOの軍事インフラのロシア国境への接近、戦略的ミサイル防衛（MD：Missile Defense）システムの構築・展開など、ロシアに対する軍事的危険性は増大しているとの従来の認識に加え、NATOの軍事力増強、米国による「グローバル・ストライク」構想の実現、グローバルな過激主義（テロリズム）の増加、隣国でのロシアの利益を脅かす政策を行う政権の成立、ロシア国内における民族的・社会的・宗教的対立の扇動などについても新たに軍事的危険と定義し、警戒を強めている。

また、現代の軍事紛争の特徴として、精密誘導兵器、極超音速兵器、電子戦装備、各種無人機などの集中的な使用、ネットワーク型の自動指揮システムによる部隊や武器の運用の自動化・一元化といった事象に加え、ハイブリッド戦争という文言はないものの、軍事力と政治・経済・情報その他の非軍事的手法との複合的な利用、非正規武装集団や民間軍事会社による軍事行動への参加などを指摘している。

核兵器については、「軍事ドクトリン」において、核戦争や通常兵器による軍事紛争の発生を防止する重要な要素であると位置づけ、その使用基準については、核その他の大量破壊兵器が使用された場合のみならず、通常兵器による侵略が行われ、国家存続の脅威にさらされた場合、核兵器による反撃を行う権利を留保するとしている。

2020年6月、ロシアは、いわゆる「核ドクトリン」に

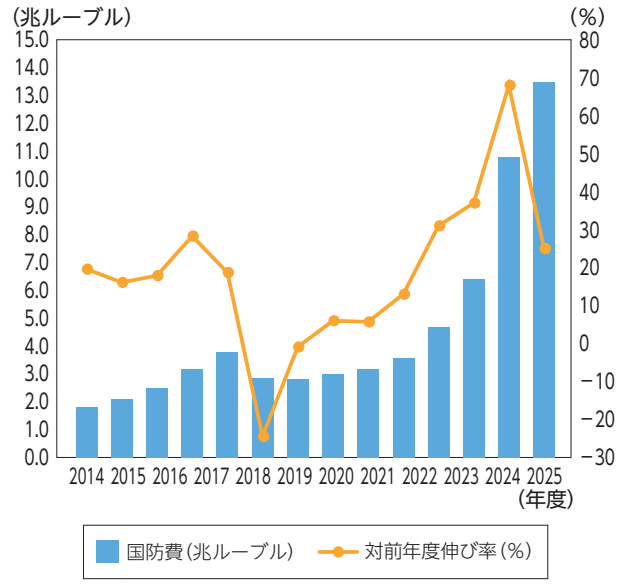
相当する政策文書「核抑止分野における国家政策の指針」を初めて公表したが、その後ロシアは、これを「現実に即したものとする」などと言及しつつ改訂をほのめかし、2024年11月には改訂した同政策文書を公表した。改訂によって、核兵器の使用基準が「国家存続の脅威」から「主権及び領土一体性に対する重大な脅威」に変更されている。同文書によれば、核抑止の対象には「ロシアを潜在敵とみなす個別の国」や「それらの国が参加する軍事連合」のほか、核保有国の支援等を受けて攻撃を行った「非核保有国」も含まれる。ロシアが核兵器を使用する可能性がある条件や核抑止の対象となる軍事的危険などについても明らかにしており、核抑止におけるロシアの「レッドライン」を明示したものと説明されている。

## 2　国防費

国防費については2011年度から2016年度（執行額）までは、対前年度比で二桁の伸び率が継続し、対GDP比で4.4%に達したのち、おおむね対GDP比3%前後の水準で推移していたが、ウクライナ侵略により2023年度以降再び拡大し、2025年度（当初予算額）は対GDP比6.3%となっている。なお、前年度比で2024年度当初予算は約68%増、2025年度当初予算は約25%増となっている[1]。

参照　図表Ⅰ-3-5-1（ロシアの国防費の推移）

図表Ⅰ-3-5-1　ロシアの国防費の推移




(注)ロシア財務省およびロシア連邦国庫公表資料(15～22年度は執行額、23年度は同年9月1日時点の執行予算(暫定額)、24～25年度は当初予算額)

## 3　軍改革

ロシアは、2021年までに、西部、南部、中央、東部の4個軍管区と北洋艦隊（北極正面を担任）に対応する統合戦略コマンドを設置して、軍管区司令官のもとで兵力の統合的な運用を行う体制を整備してきたが、2022年2月のウクライナ侵略開始後は、兵員数の増加や部隊編制の拡大改編を指向する動きを見せている。

同年12月の国防省幹部会議拡大会合でショイグ国防相（当時）はプーチン大統領に対し、兵員数の150万人への増加、モスクワとレニングラードの2個軍管区の創設、既存の複数個旅団の師団への改編、フィンランド国境地域への1個軍団の新規配備などを提案した。2023年12月の会合では、同年中に軍人数が115万人に達し、2個諸兵科連合軍、1個混成飛行軍団、4個師団、18個旅団、28個連隊がすでに新編されたことが報告され、2024年2月にはプーチン大統領が、モスクワ軍管区とレニングラード軍管区創設、北洋艦隊の統合戦略コマンド及び軍管区の地位喪失を定めた軍管区改変に関する大統領令、同年9月には軍の定員数を150万人とする大統領令に署名している。

さらに、2024年12月、ベロウソフ国防相が、新たな兵科「無人システム部隊」の2025年9月までの新編やモスクワ軍管区とレニングラード軍管区の編成完了の予定について言及した。

また、海軍と空軍については、2025年2月に、プーチン大統領が署名し即日発効した「軍管区に関する規定」を改正する大統領令によれば、各軍管区による有事の作戦指揮は維持される一方、平時の所掌からは艦艇・航空部隊が削除されており、2010年以前の体制に回帰したとみられる。これは、ロシア海軍及び航空宇宙軍が、軍管区単位での統合運用体制よりも、各総司令部による一元的な運用体制構築を重視したためとみられる。

1　ロシア財務省、ロシア連邦国庫の公表資料による。

# 3 軍事態勢と動向

ロシアの軍事力は、連邦軍、連邦保安庁国境警備局、連邦国家親衛軍庁などから構成される。連邦軍は3軍種2独立兵科制をとり、地上軍、海軍、航空宇宙軍と戦略ロケット部隊、空挺部隊からなる。

戦力の整備にあたっては、米国を意識し、核戦力のバランスを確保したうえで、先進諸国との対比で劣勢を認識する通常戦力において、精密誘導可能な対地巡航ミサイルや無人機といった先進諸国と同様の装備を拡充しつつあるほか、非対称な対応として、長射程の地対空、地対艦ミサイル・システムや電子戦装備による、いわゆる「A2/AD」能力の向上を重視しているものとみられる。
Anti-Access/Area-Denial

参照　図表Ⅰ-3-5-2（ロシア軍の配置と兵力（イメージ））

## 1 核・ミサイル戦力

ロシアは、国際的地位や米国の核戦力とのバランスを確保する必要があることに加え、ウクライナ侵略を継続するなかで著しく損耗した通常戦力を補う意味でも核戦力を重視しており、即応態勢の維持に努めるとともに、各種プラットフォームや早期警戒システムなどの更新を進めている。

戦略核戦力については、ロシアは、米国に並ぶ規模の大陸間弾道ミサイル（ICBM）、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）と長距離爆撃機を保有している。
Intercontinental Ballistic Missile
Submarine-Launched Ballistic Missile

2011年以降、ICBM「トーポリM」の多弾頭型とみられている「ヤルス」の部隊配備を進めているほか、ソ連時代のウクライナ製ICBM「ヴォエヴォダ」を置き換える大型の**ICBM「サルマト」**については、2024年中にも配備される予定とされていたが、2023年2月や同年11月、2024年9月の発射試験は失敗した可能性がある旨指摘されている。新型のSLBM「ブラヴァ」を搭載するボレイ級弾道ミサイル搭載原子力潜水艦（SSBN）は、7隻が就役しており、今後、北洋艦隊と太平洋艦隊にそれぞれ5隻配備される予定である。Tu-95爆撃機の近代化改修やTu-160戦略爆撃機の新規生産も継続しており、Tu-160戦略爆撃機については2023年中に4機が新たに納入した旨、ロシア国防省が発表している。
Nuclear-Powered Ballistic Missile Submarine

非戦略核戦力については、通常弾頭または非戦略核弾頭を搭載可能とされる**地対地ミサイル・システム「イスカンデル」**や、**海上発射型巡航ミサイル・システム「カリブル」**、空中発射型巡航ミサイル「Kh-101」、**空中発射型弾道ミサイル「キンジャル」**などの各種ミサイルの配備を進めている。ロシアはこれらを「精密誘導兵器による非核抑止力」と位置づけ、重視している。

また、2024年11月、プーチン大統領は、新型の中距

### ICBM「サルマト」

**【諸元・性能】**
開発中

**【概説】**
新型の大型（サイロ式）ICBM。MDシステムの発展を受け、極超音速弾頭を含む幅広い種類の弾頭を搭載可能としたほか、ロシアの衛星航法システム「グロナス」を誘導に用いるとされる。46基配備予定。


ICBM「サルマト」
【ロシア国防省公式Rutubeチャンネル】

### 地対地ミサイル・システム「イスカンデル」

**【諸元・性能】**
最大射程：500km

**【概説】**
弾道ミサイル型と巡航ミサイル型が存在。弾道ミサイル型については、通常の弾道ミサイルと比較して低空を飛翔し、終末段階で変則軌道をとるとされる。


地対地ミサイル・システム「イスカンデル」
【ロシア国防省公式Youtubeチャンネル】

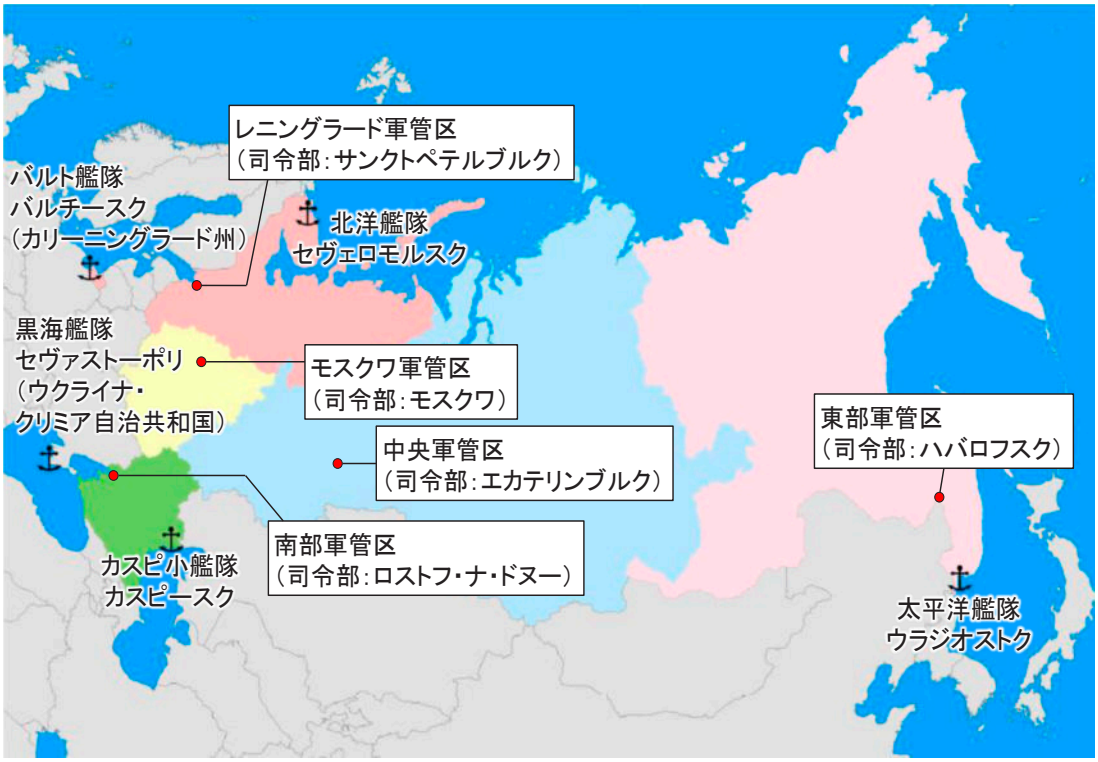
### 海上発射型巡航ミサイル・システム「カリブル」

**【諸元・性能】**
速度：マッハ0.8
射程：潜水艦発射型（対地）約2,000km、水上艦発射型（対地）約1,500km

**【概説】**
シリアとウクライナにおける使用実績がある。様々なプラットフォームに搭載可能であり、ロシア海軍の各艦隊において搭載艦の整備が進められている。


海上発射型巡航ミサイル・システム「カリブル」
【ロシア国防省公式Youtubeチャンネル】

## 図表Ⅰ-3-5-2　ロシア軍の配置と兵力（イメージ）




| | | ロシア |
|---|---|---|
| 総　　兵　　力 | | 約113万人 |
| 陸上戦力 | 陸上兵力 | 約61.5万人 |
| | 戦　　車 | T-90、T-80、T-72など<br>2,730両<br>（保管状態のものを含まず。保管状態のものを含めると約5,630両） |
| 海上戦力 | 艦　　艇 | 1,180隻　　約201万トン |
| | 空　母 | 1隻 |
| | 巡　洋　艦 | 3隻 |
| | 駆　逐　艦 | 11隻 |
| | フリゲート | 20隻 |
| | 潜　水　艦 | 51隻 |
| | 海　兵　隊 | 約2.5万人 |
| 航空戦力 | 作　戦　機 | 1,387機 |
| | 近代的戦闘機 | MiG-29：108機、Su-30：推定128機、MiG-31：推定144機、<br>Su-33：17機、Su-25：推定166機、Su-34：推定124機、<br>Su-35：推定117機（第4世代戦闘機 合計804機）<br>Su-57：推定19機（第5世代戦闘機　合計19機） |
| | 爆　撃　機 | Tu-160：13機、Tu-95：58機、Tu-22M：55機 |
| 参考 | 人　　口 | 約1億4,082万人 |
| | 兵　　役 | 1年（徴集以外に契約勤務制度がある） |

（注）　資料は、Military Balance 2025などによる。陸上兵力は地上軍55万人のほか空挺部隊3.5万人及びロシアが自国軍への「編入」を発表したウクライナ東部の「分離派勢力」部隊3万人を含む。

### ALBM「キンジャル」



ALBM「キンジャル」
【ロシア国防省公式Youtubeチャンネル】

【諸元・性能】
速度：マッハ10以上
射程：500km（搭載機の戦闘行動半径と合わせ2,000km）
【概説】
飛翔中に機動可能な戦闘機搭載の空中発射型弾道ミサイル（ALBM）。地対地ミサイル・システム「イスカンデル」用短距離弾道ミサイルの空中発射型との指摘もある。

離弾道ミサイル「オレシュニク」[2]によりウクライナを攻撃したと発表し、中・短距離ミサイルの開発は、同ミサイルの製造・配備を進める米国への対抗的措置であると主張している。同年12月、プーチン大統領は、2025年後半にも「オレシュニク」をベラルーシに配備可能であると発言しているほか、同月の国防省幹部会議拡大会合において、その量産に言及している。

## 2　新型兵器

近年、米国が国内外でMDシステムの構築を進めていることに対してロシアは反発している。

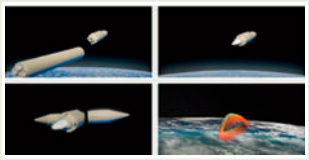
このような中、ロシアは、核戦力の基盤である弾道ミサイルへの対抗手段となりうる米国内外のMDシステムを突破する手段として、次のような各種の新型兵器の開発を進める旨を明らかにしている。

- 大陸間の大気圏をマッハ20以上の速度で飛翔するとされる極超音速滑空兵器（HGV）「アヴァンガルド」
- 最高速度約マッハ9で1,500kmの射程を持つとされる海上発射型の極超音速巡航ミサイル（HCM）「ツィルコン」（Hypersonic Glide Vehicle / Hypersonic Cruise Missile）
- 事実上射程制限がなく、低空を飛翔可能とされる原子力巡航ミサイル「ブレヴェスニク」
- 深海を高速航行が可能とされる原子力無人潜水兵器「ポセイドン」

これらの新型兵器のうち、**HGV「アヴァンガルド」**が配備済みであるほか、2023年1月には、北洋艦隊配備のゴルシコフ級ミサイルフリゲート「アドミラル・ゴルシコフ」が**HCM「ツィルコン」**を搭載し外洋展開を開始する旨発表されたことから実戦配備されたとみられる。また、2024年2月には、プーチン大統領が、ウクライナにおいて、ロシア軍が「ツィルコン」を使用した旨初めて言及している。

ロシア自身のMD装備については、2022年春には、MD能力を有するとされる新型**地対空ミサイル・システム「S-500」**の部隊への納入開始が報じられているほか、同年11月には新型の弾道弾迎撃ミサイルの発射試験実施が発表されている。

### HGV「アヴァンガルド」



HGV「アヴァンガルド」
【ロシア国防省公式Youtubeチャンネル】

【概説】
マッハ20以上の速度で大気圏内を飛翔し、高度や軌道を変えながらMDシステムを回避可能とされる。なお、運搬手段はUR-100UTTkHやR-36M2（ヴォエヴォダ）とされ、今後、サルマトでも運搬されるとされる。2023年末時点で12基が配備されているものとみられる。

### HCM「ツィルコン」



HCM「ツィルコン」
【ロシア国防省公式Youtubeチャンネル】

【諸元・性能】
速度：マッハ9
射程：1,500km
【概説】
巡航ミサイル「カリブル」と発射装置を共用する艦載型HCM。2023年1月配備開始。地対艦ミサイル型も開発中と報じられている。

### 地対空ミサイル・システム「S-500」



新型地対空ミサイル・システム「S-500」
【ロシア国防省公式Youtubeチャンネル】

【概説】
「S-400」の後継となる地対空ミサイル・システム。現在、量産先行型がモスクワ周辺の防空部隊に試験配備されているものとみられる。

## 3　通常戦力など

ロシアは、「国家装備計画」に基づき装備の開発・調達

2　米国のシン国防省副報道官は、同ミサイルについて、ロシアのICBM「ルベジ」を基に開発された中距離弾道ミサイルであると表明。

などを行ってきたが、ウクライナ侵略による損耗装備の補填需要や対露制裁による工作機械や部品の入手困難といった事情により、同計画の続行に支障が出ているとの指摘もある。

地上軍は、T-14戦車やコアリツィヤSV155mm自走榴弾砲といった新型装備の試験を継続している。

航空宇宙軍は、いわゆる「第5世代戦闘機」であるSu-57戦闘機の量産先行型の配備を開始したほか、無人機開発で有人航空機との統合に注力していると明らかにしている。

海軍は、2027年までに装備の近代化率を70%まで引き上げるとしており、沿岸海域向け水上艦艇の整備が完了しつつあることから、今後は外洋向け水上艦艇の建造に移るとしている。

## 4　宇宙・電磁波領域

近年ロシア軍は宇宙や電磁波領域における活動を活発化させている。ロシアは、対衛星ミサイル・システム「ヌドリ」などの対衛星兵器の開発を推進しているとされ、2021年11月、対衛星ミサイルによる衛星破壊実験の実施を公表した。また、2013年以降、接近・近傍活動（RPO）を行う衛星を低軌道と静止軌道の双方に投入しており、静止軌道上で他国の衛星への接近・隔離を頻繁に繰り返していることが観測されている。
Rendezvous and Proximity Operations

電磁波領域においては、2009年以降、ロシア軍に電子戦（EW）部隊が編成されるとともに多くの新型電子戦システムが調達され、各軍種・兵科に分散配置されている。特にウクライナでは、「ポーレ21」をはじめとする各種電子戦装備を前線に配備してウクライナ軍のGPS誘導砲弾や無人機に対して用いているとの指摘がある。
Electronic Warfare

参照　4章2節2項3（ロシア）

## 5　ロシア軍の動向（全般）

ロシア軍は、2010年以降、軍管区などの戦闘即応態勢の検証を目的とした大規模演習を各軍管区が持ち回る形で行っており[3]、こうした演習はロシア軍の長距離移動展開能力の向上に寄与している。2022年は、東部軍管区において、戦略指揮参謀部演習「ヴォストーク2022」が兵員5万人以上、中国やインドなど計14か国が参加して実施されたが、2023年に予定されていた西部軍管区の「ザーパド2023」は中止された。2024年9月には、戦略指揮参謀部演習「オケアン 2024」を、海軍総司令官の指揮のもと、露海軍および航空宇宙軍が、太平洋、北極海、地中海、カスピ海、バルト海において実施した。同演習には、中国軍の艦艇と航空機も参加し、露海軍の太平洋艦隊とともに訓練を実施した。

核・ミサイル戦力の演習については、ウクライナ侵略開始直前の2022年2月に、「戦略抑止力演習」として、ICBMやSLBMといった戦略核戦力に加え、「イスカンデル」、「カリブル」、「キンジャル」、「ツィルコン」の通常弾頭または戦術核を搭載可能なミサイル戦力を用いたロシア全土にわたる大規模なミサイル演習が実施された。また、同年10月と2023年10月、2024年10月にも「戦略抑止力訓練」として、戦略核戦力による同様のミサイル演習が実施された。さらに、ロシア国防省は、部隊の即応性維持のほか、西側高官の挑発的な発言や脅しへの対応であるとして、ソ連崩壊以降初めて非戦略核戦力の演習実施を公表した。これらの演習は三段階に分けて実施され、2024年5月に南部軍管区、6月にレニングラード軍管区とベラルーシ、7月に中央軍管区と南部軍管区が演習を実施し、それぞれの演習においては「イスカンデルM」の模擬発射関連活動などが行われた。

北極圏では、警戒監視強化のため、沿岸部にレーダー監視網の整備を進めている。同時に、飛行場を再建し、Tu-22M中距離爆撃機やMiG-31迎撃戦闘機などを展開させているほか、地対空ミサイルや地対艦ミサイルを配備し、北方からの経空脅威や艦艇による攻撃に対処可能な態勢を整備している。これに伴い、基地要員のための大型の居住施設を北極圏の2か所に建設した。

こうした軍事施設の整備に加え、海軍艦艇による各種演習やSSBNによる戦略核抑止パトロール、長距離爆撃機による哨戒飛行を実施するなど、北極における活動を活発化させている。例えば、2022年にはチュコト海で総合北極遠征「ウムカ-2022」が行われたが、2023年に行われた戦術演習「フィンヴァル-2023」では、チュコト海に加えて北極海の域外であるベーリング海でも行

3　東部軍管区、中央軍管区、南部軍管区、西部軍管区を中心に実施され、それぞれ「ヴォストーク（東）」、「ツェントル（中央）」、「カフカス（コーカサス）」、「ザーパド（西）」と呼称される。

うなど、演習実施海域を拡大させることで北極防衛態勢を強化しているとみられる。また、2024年7月には中露の爆撃機がチュコト海やベーリング海で共同飛行も実施している。そのほかに、2023年6月にはTu-95爆撃機をバレンツ海やノルウェー海上空に飛行させており、同年4月にNATOに加盟したフィンランドと、2024年3月に加盟したスウェーデンをけん制する狙いからこうした活動を行ったとの見方もある。

このように、ロシアは軍事活動を活発化させる傾向にあり、その動向を注視していく必要がある。

## 6　わが国周辺のロシア軍

ロシアは、2010年、東部軍管区と東部統合戦略コマンドを新たに創設し、軍管区司令官のもと、地上軍のほか、太平洋艦隊、航空・防空部隊を配置し、各軍の統合的な運用を行ってきた。一方、2023年12月にロシアメディアは、太平洋艦隊を含む各艦隊の指揮が、各軍管区司令官から海軍総司令官に移管されたと報じている。こうしたウクライナ侵略以後のロシア軍の指揮命令系統や組織改編、統合運用態勢の変化の動向については、ロシア軍がウクライナで得た教訓をいかに軍の現行の運用態勢に反映させていくかといった観点から、引き続き注視していく必要がある。

極東地域のロシア軍の戦力は、ピーク時に比べ大幅に削減された状態にあるが、依然として核戦力を含む相当規模の戦力が存在している。近年は最新の装備が極東方面にも配備される傾向にあるが、2021年12月時点の東部軍管区の新型装備の比率は56％と発表されている。

ロシア軍は、戦略核部隊の即応態勢を維持し、常時即応部隊の戦域間機動による紛争対処を運用の基本としていることから、他の地域の部隊の動向も念頭に置いたうえで、極東地域におけるロシア軍の動向について関心をもって注視していく必要がある。

### (1) 核戦力

極東地域における戦略核戦力については、約30機のTu-95爆撃機がアムール州ウクラインカに配備されているほか、新たにTu-160長距離爆撃機を極東地域に配備する計画をロシア国防省が有しているとの報道もあり、この爆撃機の配備動向には今後注視する必要がある。海洋核戦力については、SLBMを搭載した5隻のボレイ級SSBNがオホーツク海を中心とした海域に配備されている。

### (2) 陸上戦力

東部軍管区においては自動車化狙撃兵（機械化歩兵）、戦車、砲兵、地対地ミサイル、物資技術保障（兵站）、防空など31個旅団と2個師団約8万人を擁しているほか、水陸両用作戦能力を備えた海軍歩兵旅団を擁している。また、同軍管区においても、地対地ミサイル・システム「イスカンデル」、地対艦ミサイル・システム「バル」、「バスチオン」、地対空ミサイル・システム「S-400」など、新型装備の導入が進められている。



地対艦ミサイル・システム「バスチオン」
【ロシア国防省公式Youtubeチャンネル】





地対艦ミサイル・システム「バル」
【ロシア国防省公式Youtubeチャンネル】

### (3) 海上戦力

太平洋艦隊がウラジオストクやペトロパブロフスク・カムチャツキーを主要拠点として配備・展開されており、主要水上艦艇約21隻と潜水艦約26隻（うち原子力潜水艦約16隻）など、艦艇約248隻が配属されている。2021年以降、太平洋艦隊にも巡航ミサイル「カリブル」搭載艦が順次配備されており、2024年度末時点では、ウラジオストクにウダロイ級フリゲート1隻とキロ改級潜水艦4隻が、ペトロパブロフスク・カムチャツキーに**ステレグシチーⅢ級フリゲート**1隻とヤーセンM級攻撃型原子力潜水艦2隻が配備されている。

#### ステレグシチー級フリゲート

**【諸元・性能】**
満載排水量：2,235トン（「カリブル」非搭載型）、2,500トン（「カリブル」搭載型）
最大速力：26ノット
主要兵装：対地巡航ミサイルSS-N-30A（「カリブル」対地型、最大射程：1,500km）、対艦巡航ミサイルSS-N-27A（「カリブル」対艦型、最大射程：660km）、対艦巡航ミサイルSS-N-26（「P-800 オニクス」、最大射程：300km）、対空ミサイル9M96（最大射程：60km）
搭載機：ヘリ（Ka-27）1機



ステレグシチーⅢ級フリゲート【ロシア国防省公式Youtubeチャンネル】

**【概説】**
ロシア海軍の新型フリゲート。太平洋艦隊に「カリブル」巡航ミサイル搭載型1隻、非搭載型4隻が配属。

### (4) 航空戦力

東部軍管区には、航空宇宙軍、海軍を合わせて約320機の作戦機が配備されており、既存機種の改修やSu-35戦闘機、Su-34戦闘爆撃機など新型機の導入による能力向上が図られている。



Su-35戦闘機【ロシア国防省公式Youtubeチャンネル】

### (5) わが国周辺における活動

わが国周辺では、軍改革の成果の検証などが目的とみられる演習・訓練を含めたロシア軍の活発な活動が継続している。

地上軍については、わが国に近接した地域における演習はピーク時に比べ減少している。

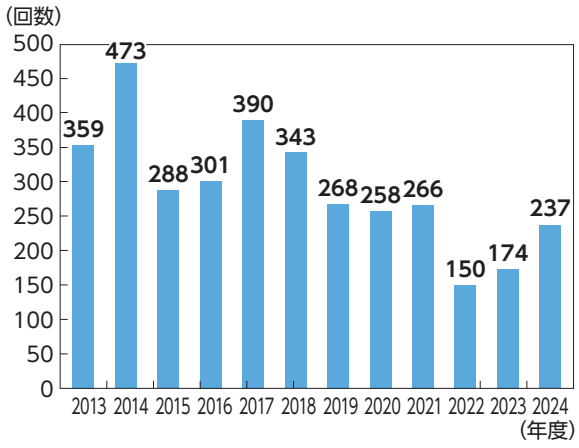
艦艇については、近年、太平洋艦隊に配備されている艦艇による各種演習、遠距離航海、原子力潜水艦のパトロールが行われるなど、活動の活発化の傾向がみられる。

2023年4月には太平洋艦隊司令官が11年ぶりに交代し、人員2万5,000人以上、艦艇約160隻以上参加のもとで太平洋艦隊への抜き打ち検閲を行った旨、ロシア国防省が発表している。この検閲の目的に関して、ショイグ国防相（当時）は、「オホーツク海南部への敵の侵入の防止」と説明していることなどから、ロシアとしては、ウクライナ侵略を行うなかにあっても、戦略原潜の活動領域として重視するオホーツク海においてロシア海軍が活発に活動しうる能力を誇示する狙いがあったと考えられる。また、この演習時にプーチン大統領が、太平洋艦隊の戦力は「あらゆる方面の紛争で使用可能だ」と発言するなど、東部軍管区から地上部隊をウクライナに派遣するなかにあっても極東の海軍戦力が即応態勢を維持していることを強調する狙いがあったとみられる。

航空機については、2007年に戦略航空部隊が哨戒活動を再開して以来、長距離爆撃機による飛行が活発化し、空中給油機、A-50早期警戒管制機やSu-27戦闘機による支援を受けたTu-95爆撃機やTu-160爆撃機の飛行も行われている。戦闘機2機を伴ったTu-95爆撃機2機のわが国周辺の飛行が2024年4月、7月、10月に確認された。また、同年9月には、Tu-142哨戒機2機が本邦を周回する形での飛行を行ったほか、IL-38哨戒機1機が一日に3度にわたり北海道礼文島北方のわが国領海上空を領空侵犯し、空自の戦闘機がフレアによる警告を行った。

参照 図表Ⅰ-3-5-3（ロシア機に対する緊急発進回数の推移）、Ⅲ部1章1節2項2（領空侵犯に備えた警戒と緊急発進（スクランブル））

図表Ⅰ-3-5-3　ロシア機に対する緊急発進回数の推移




## 4 北方領土などにおけるロシア軍

旧ソ連時代の1978年以来、ロシアは、わが国固有の領土である北方領土のうち国後島、択捉島と色丹島に地上軍部隊を再配備してきた。

その規模は、ピーク時に比べ大幅に縮小した状態にあると考えられるものの、現在も南樺太に所在する1個軍団に属する1個師団が国後島と択捉島に所在しており、戦車、装甲車、各種火砲、対空ミサイル、偵察用無人機などが配備されている。

さらに近年ロシアは、北方領土所在部隊の施設整備を進めているほか、海軍所属の沿岸（地対艦）ミサイルや航空宇宙軍所属の戦闘機などの新たな装備も配備し、大規模な演習も実施するなど、わが国固有の領土である北方領土において、不法占拠のもと、軍の活発な活動を継続している。

こうした動向の背景として、SSBNの活動領域であるオホーツク海一帯の軍事的重要性が高まっているといった指摘があり、北方領土のほか、帰属先未定地である南樺太や千島列島においてもロシア軍の活動は活発化の傾向にある。

近年の北方領土への主要な新型装備の配備として、2016年に択捉島と国後島への沿岸（地対艦）ミサイル配備が発表されたほか、2018年8月、同年1月に軍民共用化された択捉島の新民間空港にSu-35戦闘機が3機配備されたと伝えられている。

地上軍の装備では、2020年12月、ロシア国防省系メディアは、択捉島と国後島への**地対空ミサイル・システム「S-300V4」**（最大射程400km）の実戦配備を報じたが、ウクライナ侵略以後、両島の「S-300V4」が消失していることが明らかになった。消失した「S-300V4」は、ウクライナでの使用のために転用されたとみられ、ウクライナでの作戦継続の影響が、極東の防空態勢にも表れているとみられる。さらに、2022年1月、前年に北方領土所在部隊の戦車が寒冷地での運用に適したT-80BV戦車に換装されたことが発表された。

北方領土での軍事演習も継続して行われており、2021年6月、択捉島、国後島、南樺太で兵員1万人以上、約500両の地上装備・機材、航空機32機、艦艇12隻が参加する着上陸・対着上陸対抗演習が実施された。

また、北方領土と同じくオホーツク海に接する樺太と千島列島においては、地対空ミサイル・システム「S-400」が南樺太（2021年2月）に、地対艦ミサイル・システム「バスチオン」が南樺太（同年末）、千島列島の松輪島（同年12月）、幌筵島（2022年12月）にそれぞれ

### 地対空ミサイル・システム「S-300V4」

【諸元・性能】
最大射程：400km
最大高度：37km

【概説】
ステルス航空機対処能力を持つとされる防空ミサイル。



地対空ミサイル・システム「S-300V4」
【ロシア国防省公式Youtubeチャンネル】

新たに配備・展開されたことが報じられている。南樺太に本部を置き、択捉島と国後島所在部隊を管轄する沿岸（地対艦）ミサイル旅団が新設されたとの報道もあり、引き続き北方領土を含む極東におけるロシア軍の動向について、ウクライナ侵略における動きも踏まえつつ、強い懸念を持って注視していく必要がある。



# 5 対外関係

## 1 全般

2023年3月31日、プーチン大統領は、2016年以来となる新たな「ロシア連邦外交政策コンセプト」を承認した。この文書でロシアは、多極化した国際秩序の構築を目指すとしつつ、欧米諸国が反ロシア的政策をとっていると非難し、中国やインドなどの国々との連携を重視する姿勢を示している。特に中国については、2014年のウクライナ危機以降、西側諸国との対立の深まりと反比例するかのように連携を強化する動きがみられ、2022年2月のウクライナ侵略以降も顕著となっている。

## 2 米国との関係

プーチン大統領は、米国との経済面での協力関係の強化を目指しつつ、一方で、ロシアが「米国によるロシアの戦略的利益侵害の試み」と認識するものについては、米国に対抗してきた。

軍事面においては、ロシアは、米国が欧州やアジア太平洋地域を含む国内外にMDシステムを構築していることについて、地域・グローバルな安定性を損ない、戦略的均衡を崩すものと反発してきており、MDシステムを確実に突破できるとする戦略的な新型兵器の開発・配備を進めている。

米露間の軍備管理については、第1期トランプ政権下の2019年8月、米側の脱退表明に端を発した一連のプロセスを経て、中距離核戦力（INF）全廃条約（Intermediate-Range Nuclear Forces Treaty）が終了した。2020年11月には米国が、欧米とロシアなどとの間で偵察機による相互監視を認めたオープンスカイ（領空開放）条約を脱退し、ロシアも2021年1月に脱退を表明した。

一方、米露間の戦略核戦力の上限を定めた新戦略兵器削減条約（新START）（Strategic Arms Reduction Treaty）については、同年2月の期限直前となる同年1月、5年間の延長に合意したものの、2023年2月、プーチン大統領は同条約に規定のない「効力の一時停止」を一方的に宣言した。

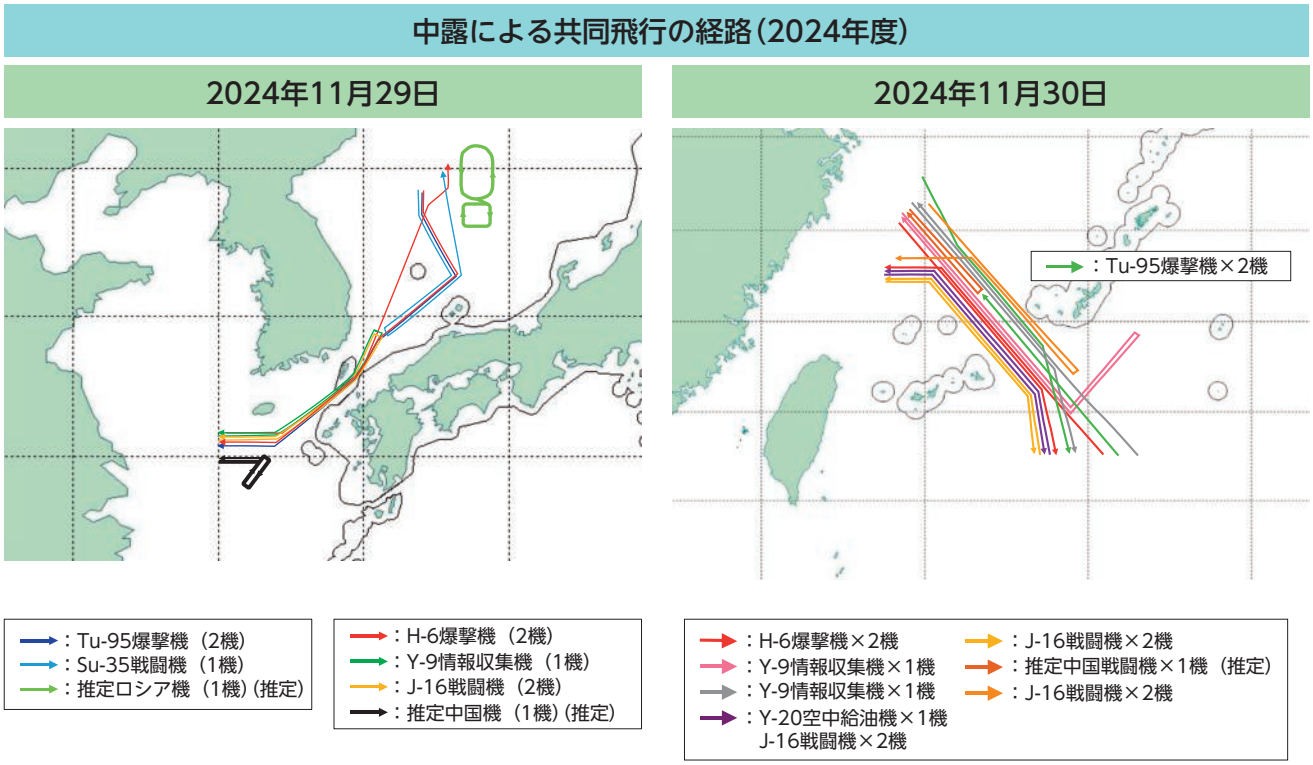
参照　2章3項2（NATO加盟国などの対応）

## 3 中国との関係

中国との関係では、90年代以降、近年まで地対空ミサイル、戦闘機や潜水艦といった装備を輸出してきたほか、各種の共同軍事活動を実施しており、ウクライナ侵略を継続するなかにあっても、依然として緊密な軍事協力を進めている。

参照　図表Ⅰ-3-5-4（中露による共同飛行（2024年度））、2節3項2（ロシアとの関係）

図表Ⅰ-3-5-4　中露による共同飛行（2024年度）




## 4　旧ソ連諸国との関係

ロシアは旧ソ連諸国との二国間・多国間協力の発展を外交政策の最も重要な方向性の一つとしている。また、自国の死活的利益がこの地域に集中しているとし、集団安全保障条約機構[4]（CSTO）加盟国であるアルメニア（2024年2月にCSTO参加凍結を表明）、タジキスタン、キルギスのほか、モルドバ（トランスニストリア）、ジョージア（南オセチア、アブハジア）、ウクライナ（クリミア）にロシア軍を駐留させ、2014年11月には、アブハジアと同盟や戦略的パートナーシップに関する条約を、2015年には、南オセチアと同盟や統合に関する条約を締結するなど、軍事的影響力の確保に努めている。

Collective Security Treaty Organization

しかし、ソ連解体から30年以上が経過した現在、ベラルーシを除く旧ソ連諸国はいずれもロシアによるウクライナ侵略を支持しておらず、ウクライナ侵略を契機にロシアが旧ソ連圏に対し有するとされる影響力を一層減少させるとの見方もある。

ベラルーシについては、ウクライナ侵略開始に前後して、ロシアが軍事的関与を強める動きを示している。2022年6月、ルカシェンコ大統領は、プーチン大統領に対しベラルーシ空軍機の核搭載仕様への改修支援を要請し、プーチン大統領はこれに応諾した。2023年2月には、ベラルーシがロシアから受領した地対地ミサイル・システム「イスカンデル」が実戦配備されたことが公表された。同年7月には、両国国防相がベラルーシ領におけるロシアの戦術核兵器保管手続きに関する文書に署名したことが発表され、同年12月にベラルーシのルカシェンコ大統領は、ロシアがベラルーシ領内に搬入した戦術核兵器の配備が同年10月に完了したと発言している。ロシアは改訂版「核抑止分野における基本原則」（いわゆる「核ドクトリン」）において、核兵器使用の条件として、ベラルーシに対する攻撃を新たに明記した。また、2024年12月、ベラルーシ配備の露戦術核兵器の使用を含め、防衛のための相互義務を規定した安全の保証に関する条約に両国首脳が署名した。

4　ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、アルメニアの6か国が加盟する軍事同盟。CSTOの設立根拠となる1992年の集団安全保障条約第4条に、加盟国が侵略を受けた場合、「残る全加盟国は、被侵略国の要請に応じて、軍事的援助を含む必要な援助を早急に行うとともに、自らの管理下にある全ての手段を用いた支援を国連憲章第51条に規定された集団的自衛権の行使手順に則って提供する」との規定がある。

コーカサス地方では、アゼルバイジャン領内で一方的に独立を宣言して実効支配を継続してきた「ナゴルノ・カラバフ共和国」をめぐり、2023年9月にアゼルバイジャンが、この地域のアルメニア軍を撤退させるためとして軍事行動を開始した。アゼルバイジャン軍の攻撃を受けた「共和国」側は9月中に降伏し、2024年1月までの「共和国」解体に向けた文書に署名した。

この紛争の結果、ソ連末期以降、32年以上にわたりアゼルバイジャン領の一部を実効支配してきた「ナゴルノ・カラバフ共和国」が消失する形となった。

「共和国」内に平和維持部隊として駐留していたロシア軍は、今回の軍事衝突の事態を阻止することができなかったことから、CSTO加盟国で軍事同盟関係にもあったアルメニアからは不信を招き[5]、この地域一帯におけるロシアの影響力低下が露呈したという見方もある。

## 5　その他諸国との関係

### (1) アジア諸国との関係

ロシアは、多方面にわたる対外政策の中で、アジア太平洋地域の意義が増大していると認識し、シベリアと極東の社会・経済発展や安全保障の観点からも同地域における地位の強化が戦略的に重要としている。アジアにおいては、中国との関係に加え、インドとの優先的な戦略的パートナーシップ関係に重要な役割を付与することとしており、幅広い軍事協力も継続させている。また、ASEANとの関係強化にも取り組んでおり、2021年12月には初のASEAN諸国との海上共同演習をインドネシア近海で実施した。2023年11月から12月には、ロシア太平洋艦隊の艦艇が東南アジアから南アジアに至る8か国を訪問している。特にミャンマーとの間では、2023年8月に拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）の枠組みで対テロ机上演習を共同で主催した後、同年11月には2国間で初となる海上共同演習「MARUMEX」を実施している。2024年10月から11月には、東南アジアから東アジアに至る5か国を訪問し、10月にミャンマーと2年連続で「MARUMEX」を実施したほか、11月にはインドネシアとの間で初の2国間海軍演習「ORRUDA」を、タイとの間で同じく初の2国間海軍演習となる「PASSEX」を実施した。

ASEAN Defense Ministers' Meeting

Myanmar-Russia Maritime Security Exercise

また、北朝鮮との協力を強化する動きもみられる。2023年9月には金正恩委員長がロシア極東ボストーチヌイ宇宙基地を訪問し、プーチン大統領と4年ぶりとなる首脳会談を実施したほか、コムソモリスク・ナ・アムーレを訪問して第5世代戦闘機であるSu-57戦闘機の説明を受け、その後に訪れたウラジオストクではウダロイ級駆逐艦「マルシャル・シャポシニコフ」の説明を受けている。2024年6月、プーチン大統領は北朝鮮を訪問し、武力侵攻を受けた際の軍事援助の提供等を規定した「包括的戦略的パートナーシップ条約」に署名している（同年12月に同条約は発効）。首脳会談後の共同記者会見において、プーチン大統領は、同文書に従って北朝鮮と軍事技術協力を発展させることを排除しない旨発言した。

参照　4節1項5 (4)（ロシアとの関係）、8節1項3 (3)（ロシアとの関係）

### (2) 欧州諸国との関係

NATOとの関係については、NATO・ロシア理事会（NRC）の枠組みを通じ、ロシアは、一定の意思決定に参加するなど、共通の関心分野において対等なパートナーとして行動してきたが、2014年のウクライナ危機を受けて、NATOや欧州各国は、NRCの大使級会合を除き、軍事面を含むロシアとの実務協力を同年以降停止した。さらにウクライナ侵略により、ロシアと欧州諸国との関係は、冷戦期以来の緊張したものとなっている。

NATO-Russia Council

参照　2章3項2（NATO加盟国などの対応）

### (3) 中東・アフリカ諸国との関係

2023年3月に公表された外交政策コンセプトでは、イランとの包括的な相互協力、シリアへの全面的な支援、トルコやサウジアラビア、エジプトなどとのパートナーシップ深化が明記された。特にシリアに関しては、2015年9月以降、シリアでアサド政権を支援する作戦を展開していたロシア軍は、シリア国内のタルトゥース海軍基地とフメイミム航空基地を拠点として確保し続け、シリアでの作戦では、戦闘爆撃機や長距離爆撃機による空爆のほか、カスピ海や地中海に展開した水上艦艇

5　2024年6月、アルメニアのパシニャン首相は、CSTOからの脱退を示唆。2024年1月14日、アルメニアと米国の外相は、両国間の戦略的パートナーシップ憲章に署名。

や潜水艦からの巡航ミサイル攻撃を実施した。2024年12月のアサド政権崩壊後、ペスコフ露大統領報道官は、在シリア露軍拠点に関する最終決定は下されておらず、同国内を掌握する諸勢力との協議により決定されると発言している。また、2025年1月、プーチン大統領は、イランのペゼシュキアン大統領と、安全保障やエネルギーなど幅広い分野に及ぶ「包括的戦略的パートナーシップ条約」に署名した。軍事技術協力が盛り込まれるも、武力侵攻を受けた際の軍事援助の提供については規定されていない。

さらに、ロシアは、リビアにおいてトルコと利害調整しつつ、その影響力を強めている。

参照　10節2項2（1）（中国・ロシア）

## 6　武器輸出

ロシアは、防衛産業基盤の維持、経済的利益のほかに、外交政策への寄与といった観点から武器輸出を積極的に推進しており、国営企業「ロスオボロンエクスポルト」が独占して輸出業務を行っている。ロシアは現在、武器輸出の世界シェアで米国とフランスに次ぐ3位を占めており[6]、アジア、アフリカ、中東などに戦闘機、艦艇、地対空ミサイルなどを輸出している。近年は、従来の武器輸出先に加え、トルコなどの米国の同盟国や友好国に対しても積極的な売り込みを図ってきたが、2017年に成立した米国の対敵対者制裁法（CAATSA）やロシアによるウクライナ侵略による対露制裁はロシアの防衛産業に大きな影響を与えているものとみられる。

Countering America's Adversaries Through Sanctions Act

参照　4章1節5項（防衛生産・技術基盤をめぐる動向）

6　ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）によれば、ロシアは2019年から2023年の間の武器輸出の世界シェアで米国とフランスに次ぐ第3位（11%）となっている。Stockholm International Peace Research Institute

解説

## わが国周辺におけるロシアの軍事動向

ロシアはウクライナ侵略を継続するなかでも、核戦力を強化しているものと考えられます。わが国周辺においては、戦略原子力潜水艦の活動海域であるオホーツク海周辺一帯の防衛に一層注力しているとみられます。

戦略原潜については、2021年以降、新型の「ボレイA」級SSBNが毎年配備され、計5隻体制になっているとみられるほか、既存の原潜の一部も近代化改修されています。

戦略原潜の活動海域であるオホーツク海周辺一帯のカムチャツカ半島、帰属先未定地である千島列島及び南樺太、そしてわが国の北方領土において、ロシア軍は、地対艦ミサイル「バスチオン」や「バル」、地対空ミサイル「S-400」を近年新たに配備していますが、これらの動きは、ロシアが戦略原潜の活動海域であるオホーツク海一帯への他国軍の接近を阻もうとする、いわゆる「バスチオン」戦略の一環と考えられます。

また、「バスチオン」戦略強化の観点から、沿海地方やカムチャツカ半島を拠点とする海空戦力の整備・活用を進めているものとみられます。具体的には、太平洋艦隊は、戦術核と通常弾頭を搭載可能な精密誘導兵器である「カリブル」巡航ミサイルを搭載する艦艇を整備中であり、ペトロパブロフスク・カムチャツキーにはステレグシチーⅢ級フリゲートやヤーセンM級原子力潜水艦が、ウラジオストクにはキロ改級潜水艦が新たに配備されていますが、こういった艦艇は今後も増加するものとみられます。また、2023年1月に実戦配備された極超音速巡航ミサイル「ツィルコン」は、ゴルシコフ級ミサイルフリゲートに搭載可能であり、将来、「ツィルコン」を搭載する艦艇が極東に配備される可能性があります。

また、これらの海空戦力は、米国や日本などに対するけん制の観点から、平素から活用されているものとみられます。活発な活動はウクライナ侵略開始前からみられており、例えば2021年には太平洋艦隊によるハワイ諸島西方の太平洋中部における大規模演習が報じられました。2024年9月には、IL-38哨戒機がわが国領空を同日中に3度にわたり領空侵犯したことが確認されています。

また近年は、中国との軍事的な連携を一層強化しています。具体的には、中国との間で艦艇の共同航行や爆撃機の共同飛行、各種訓練を実施しているところ、艦艇の共同航行については活動海域が拡大する傾向にあり、また爆撃機の共同飛行については活動空域の拡大や爆撃機以外の参加機種の増加がみられます。さらに各種訓練についても、2024年9月には、同時期に実施された中露それぞれが主催する演習に両国軍が相互に参加しています。

わが国周辺を含むインド太平洋地域におけるロシアの軍事動向については、海空戦力の増強や中国との軍事連携の動向を含め、強い懸念をもって注視していく必要があります。



わが国周辺におけるロシア軍の配置

**資料**：最近の国際軍事情勢（ロシア）
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/surround/index.html

# 第6節 大洋州

## 1 オーストラリア

### 1 全般

オーストラリアは、島国かつ自国の領土のみで大陸を成す国家であり、大国から一定の距離を有するという地政学的特徴がある。オーストラリアは、開かれた、包摂的で、繁栄したインド太平洋地域を推進しており、わが国と基本的価値と戦略的利益を共有する特別な戦略的パートナーである。

### 2 国防政策

#### (1) 国防戦略

1970年代、米中国交正常化を機に中国と関係を改善して以降、オーストラリアは自国にとっての喫緊かつ直接的な脅威は存在しないとの立場を維持してきた。1986年に実施された「オーストラリアの国防能力見直し」では、自国を「世界で最も安全な国の一つ」と評価したうえで、オーストラリアが大規模攻撃を受ける前に、少なくとも10年の警戒期間が存在するとの見通しを示し、この見通しは、冷戦後もオーストラリアの国防政策を規定することとなった。

2020年7月、モリソン保守連合政権（当時）は、インド太平洋地域における軍事近代化や米中をはじめとする主要国間の競争の激化などにより、オーストラリアの戦略環境が予想を上回る速さで悪化していることを受け、国防戦略を見直すべく、「2020国防戦略アップデート」を発表し、前述の10年の警戒期間に基づく国防計画はもはや適切でないとした。

また、国防戦略の目標を、①オーストラリアの戦略環境を形成し、②オーストラリアの国益に反する行動を抑止し、③長距離打撃能力やグレーゾーン事態対処能力を含む軍事力を配備することとした。

2022年5月に発足したアルバニージー労働党政権は、前政権の国防政策の方針を踏襲する旨を明言し、これを実行し、豪軍を最適化するため、「国防戦略見直し（DSR）」を実施することを発表した。
Defence Strategic Review

2023年4月、元豪国防相と元豪国防軍司令官へ委託していたDSRの完了を受けて、DSRと、これにより提示された豪軍の態勢・構成の改革にかかる課題への、政府の対応方針を含む文書「国家防衛：国防戦略見直し」を公表した。DSRは、豪軍を、従来の様々な事態への対応が可能で、低強度紛争を念頭に置いた「バランスの取れた戦力」から、重大な軍事リスクに対処可能な「焦点を絞った戦力」へ変革しなければならないと勧告した。また、「拒否戦略[1]」を採用し、長距離打撃能力や水中能力、より短射程の打撃能力を向上することでA2/AD能力を強化すべきと勧告した。
Anti-Access/Area Denial

2024年4月、前述の勧告を受け、「国家防衛戦略（NDS）」と「統合投資プログラム（IIP）」が策定された。
National Defence Strategy　Integrated Investment Program
今後は2年ごとにこれら2つの文書を策定する方針を示すとともに、2033年までに段階的に国防費を増加させ、対GDP比を2.4%とする旨を発表した。

NDSでは、オーストラリアを取り巻く安全保障環境の認識として、近年の長距離ミサイルやサイバー、宇宙、情報戦といった新たな能力・戦い方の登場などによって、かつて享受していたほどの地理的優位性を有しなくなっていると評価されており、そうした問題意識を踏まえ、①力を投射する能力、②潜在的な敵国に対し、リスクを及ぼす能力、③豪国防軍とそれを支える重要インフラを守る能力、④長期にわたる戦闘態勢を維持する能力、⑤主要な軍事的関心地域において持続的な状況認識を維持する能力、⑥意思決定を優位に進める能力といった6つの防衛能力が必要であると示されている。さらに、IIPでは、NDSで打ち出された能力を達成するために必要な優先的に投資をする能力分野や、既存のプロジェクトの最適化などの具体的方策が示されている。

1 「国家防衛：国防戦略見直し」によると、拒否戦略とは、「相手方が、武力または武力行使の威嚇によって国家を威圧し支配を達成する、という目標に成功することを阻止するために考案された、防衛的アプローチ」を意味する。

### (2) AUKUSの取組

2021年9月、モリソン首相（当時）は、米英首脳とともに、インド太平洋地域における外交、安全保障、防衛の協力を深めることを目的とした3か国による新たな安全保障協力の枠組み「AUKUS（オーカス）」の設立を発表した。発表された共同声明では、豪英米は、具体的な取組として、①オーストラリアが少なくとも8隻の原子力潜水艦を取得すること[2]への支援、②先進能力（サイバー、AI（Artificial Intelligence）、量子技術、海中能力）に関する技術協力をすることとしている。

2022年4月、豪英米は、前述の取組②に関して、極超音速・対極超音速能力、電子戦、技術革新、情報共有に関しても協力を深化することを発表した。

さらに、オーストラリアは、トマホーク巡航ミサイル、スタンド・オフ・ミサイルなどの導入に加え、空軍向けの極超音速ミサイルの開発について、米国と協力を進める意向を明らかにしており、2024年12月には豪海軍が、駆逐艦「ブリスベン」から、トマホークの発射実験を実施し、成功したと発表している。

2023年3月、豪英米首脳は米国で首脳会談を実施し、3つの段階的アプローチを通して、核不拡散上のコミットメントを遵守しつつ、オーストラリアが通常兵器搭載の原子力潜水艦を配備する方針を発表した。第1段階として、2027年から米国と英国が自国の攻撃原潜をオーストラリア西岸のスターリング基地にローテーション配備し、豪海軍に実践的な訓練を実施する。第2段階として、2030年代初頭に米国のバージニア級攻撃原潜を最大5隻取得する。第3段階として、現在開発中の英国次期攻撃原潜の設計をベースに、米国の最新技術を取り入れた、オーストラリアと英国共通の原潜（SSN-AUKUS）を3か国で共同開発し、豪英でこれを建造する。

2023年12月、豪英米はAUKUS国防相会談を実施し、オーストラリア西岸に発足する米英攻撃原潜ローテーション部隊を支援するための原潜整備技術を習得するべく、2024年から豪海軍隊員がグアムにおいて任務を開始することや、3か国で海洋無人システムの共同実験・演習を実施し、海洋状況把握能力を向上させること、SSN-AUKUSの開発に寄与する、海中における測位能力の向上を目的とした量子センシングや潜水艦を母艦とする潜水艇の技術開発を促進することなどを発表した。



AUKUS国防相会合（2024年9月）
【PA Images/時事通信フォト】

また、2024年4月には、AUKUS国防相共同声明が発出され、AUKUS「第一の柱（Pillar Ⅰ）」である原子力潜水艦取得にかかる協力を確認するとともに、「第二の柱（Pillar Ⅱ）」である先進能力分野において、日本との協力について検討されていることなどが発表された。

2024年9月に発表されたAUKUS首脳共同声明および国防大臣共同声明では、日本との初期的な協力分野として、海洋無人機システムの分野において協力することが明示されたほか、今後カナダ、ニュージーランド、韓国ともPillar Ⅱにおける協力を模索していくことが示された。

参照 V部1章3節4項1（12）（AUKUS（豪英米））

## 3　対外関係

### (1) 米国との関係

オーストラリアと米国は、オーストラリアの安全保障政策の根幹をなす相互防衛条約、ANZUS条約[3]（Security Treaty between Australia, New Zealand and the United States of America）に基づく同盟関係にある。第二次世界大戦後の東アジアにおける共産主義の拡大やアジア太平洋における英国の影響力減少を受け、オーストラリアは米国との同盟関係を強化し、主に米国製の高性能な陸海空装備品を保有し、ベトナム戦争、湾岸戦争、アフガニスタン軍事作戦、イラク軍事作戦などの米国が主導する戦争・紛争へ豪軍を派遣

2　オーストラリアはフランスから12隻の通常動力型潜水艦を調達する予定であったが、原子力潜水艦の取得を目指すこととなったため、この通常動力型潜水艦の取得計画は中止となった。

3　1952年に発効したオーストラリア・ニュージーランド・米国間の三国安全保障条約。ただし、ニュージーランドが非核政策をとっていることから、1986年以降、米国は対ニュージーランド防衛義務を停止しており、オーストラリアと米国の間と、オーストラリアとニュージーランドの間でのみ有効。

してきた。

両国は、1985年以降、外務・防衛閣僚協議（AUSMIN）（Australia United States Ministerial Consultations）を定期的に開催し、主要な外交・安保問題について協議している。2024年8月には、米国でAUSMINが開催され、共同声明において、両国は、米豪同盟が地域の繁栄と平和に不可欠であることに言及し、人権を促進・保護し、主権と国際法を遵守する、開かれ安定し平和で繁栄するインド太平洋を確保するために、米豪間、また、地域のパートナーや地域機構との協力を強化することを約束した。

2011年11月、米豪は、オバマ政権期の米国によるリバランス政策の一環として、米軍のオーストラリアへのローテーション展開の枠組み「戦力態勢イニシアティブ」を発表し、2012年以降、米海兵隊はダーウィンを含むオーストラリア北部へのローテーション展開を実施している。また、米空軍は、B-52戦略爆撃機やF-22戦闘機などをオーストラリアへ随時展開し、豪空軍と共同演習・訓練を実施している。2023年7月には、米豪共同演習「タリスマン・セイバー」において、米陸軍揚陸艇のローテーション展開が初めて実施された。米豪は、将来的に米海軍の哨戒・偵察機を豪州でローテーション展開する意向も示している。

米豪軍は2005年以降、「タリスマン・セイバー」を隔年で実施し、相互運用性や参加国間の関係強化を図っている。2023年には、過去最大規模で実施され、豪国防省の公表によれば、13か国が参加し、水陸両用作戦、陸上戦闘訓練を含む、陸海空領域における演習を実施した。

### (2) 中国との関係

中国は、オーストラリアにとって最大の貿易相手国であり、オーストラリアは、政治・経済分野での交流・協力のほか、国防分野でも当局間の対話、共同演習、艦艇の相互訪問などの交流を行ってきた。

一方で、オーストラリアは、中国による南シナ海の軍事利用や太平洋島嶼国への進出などを受け、中国に対する自国の立場を明確に発信する姿勢を見せるなど、対中警戒心を顕在化させている。

南シナ海問題について、オーストラリアは、中国による埋立と建設活動に対し深刻な懸念を表明し、係争のある地形の軍事化や威圧的な行動によるいかなる一方的な現状変更の試みにも反対しているほか、航行の自由と上空飛行の自由にかかる権利を行使し続ける旨を表明している。

2020年には、当時モリソン政権下にあったオーストラリアが中国の新型コロナウイルス感染症発生源をめぐる独立調査の必要性を主張し始めたのを契機に、中国はオーストラリア産牛肉などの輸入制限措置を相次いで導入し、豪中関係は急速に悪化した。

その後、オーストラリアの政権交代をきっかけに、両国は外交・安全保障対話を再開し、2022年6月に約3年ぶりの豪中国防相会談が実施された。2023年11月には、アルバニージー首相が豪首相として7年ぶりに中国を訪問し、習近平（しゅうきんぺい）総書記や李強（りきょう）総理と会談した。さらに、2024年6月には、李強首相が中国の首相として約7年ぶりにオーストラリアを訪問した。その後も両国は対話を継続し、2024年12月、全ての輸入制限が解除された。

一方、豪州政府は、中国軍による、「瀬取り」に対する警戒監視活動中の豪艦艇・航空機への妨害行為を公表しており、2024年5月には、黄海上で北朝鮮の「瀬取り」に対する警戒監視活動を行っていた豪海軍ヘリに対して、中国軍戦闘機がフレアを投下する事象が生起した。また、豪州政府の発表によると、2025年2月、南シナ海において、通常の海上警戒監視を行っていた豪空軍の哨戒機に対し、中国軍の戦闘機がフレアを投下して、飛行を妨害した事案が発生したほか、同月、中国軍艦艇がオーストラリアを周回し、オーストラリア東岸付近で実弾射撃演習を実施した。豪州政府は、このような妨害行為に関し、中国軍の活動は危険かつプロフェッショナリズムを欠いた行為とし、中国政府に深刻な懸念を表明した。これに対し中国外交部は、中国軍は一貫して国際法と国際慣例に基づいてプロフェッショナルな活動を行っている旨を主張している。

### (3) 東南アジアや太平洋島嶼国との関係

オーストラリアは、「2020国防戦略アップデート」において、インド太平洋地域、特にインド洋北東部から、東南アジアの海上・陸上を経て、パプアニューギニアや南西太平洋に至る近接地域を重視する方針を打ち出した。

インドネシアとは、2006年11月の安全保障協力の枠組みであるロンボク協定への署名、2018年8月の包括的戦略的パートナーシップへの引き上げなどを経て、安全保障・国防分野の関係を強化してきた。外務・防衛

閣僚協議（「2+2」）の定期開催や2024年8月に条約レベルの防衛協力協定に署名するなど、両国は協力関係を強化している。

シンガポールやマレーシアとは、両国に対する攻撃や脅威が発生した場合、両国と共に英国、オーストラリア、ニュージーランドが対応を協議する「五か国防衛取極（FPDA）」（1971年発効）を締結しており、この枠組みに基づき南シナ海などにおいて定期的に共同統合演習を行っている。シンガポールは、オーストラリアの最も進んだ国防パートナーであり、安全な海上貿易環境に対する利益を共有するとしている。2024年11月には、2016年10月に両国が締結した包括的戦略的パートナーシップに係る了解覚書に基づき、ショールウォーターベイ訓練場を拡張・改修し、その記念式典と併せ、隔年で開催される二国間訓練「トライデント演習2024」の開始式も行われた。

Five Power Defence Arrangements

マレーシアに対しては、バターワース空軍基地に豪軍を常駐させるとともに、南シナ海やインド洋北部の哨戒活動を通じて、地域の安全と安定の維持に貢献している。

フィリピンとは、主にテロ対策能力構築支援を通じて防衛関係を強化してきており、2023年2月の豪比国防相会談では、翌年からこの会談を毎年実施することで合意した。豪国防省の公表によれば、オーストラリアは、2014年から米比共同演習「バリカタン」に参加しているほか、2023年8月には、離島奪還のシナリオ訓練を含む豪比水陸両用演習「アロン」を初めて実施した。また、同年11月、豪比軍は初めてフィリピン周辺の海空域において海上協同活動を行った。

太平洋島嶼国に関して、アルバニージー政権は、2022年4月にソロモン諸島が中国と安全保障協力協定に署名したことについて、モリソン前政権の失敗であったと批判し、太平洋島嶼国への関与を拡大する方針を打ち出した。この方針に基づき、太平洋島嶼国の国防・治安部隊を対象として訓練を実施するために、太平洋防衛学校を設立することや、気候変動が喫緊の課題であるこれらの国に対して、気候変動に強靱なインフラ整備を支援する枠組みを設立することなどを発表している。また、2023年にはパプアニューギニアと安全保障協定を、ツバルとファレピリ連合条約を、2024年にはナウルと経済・安全保障に関する条約をそれぞれ締結するなど、太平洋島嶼国へ積極的な取組を行っている。

さらに、これらの国に対しては、治安維持、自然災害対処や海上警備などの分野における支援を主導的に行っている。海上警備分野においては、現在も定期的に豪軍アセットを南太平洋に派遣して警備活動を支援しているほか、2024年10月までにガーディアン級哨戒艇21隻を太平洋島嶼国に提供している。

参照 2項（ニュージーランド）、7節（東南アジア）

## 2 ニュージーランド

ニュージーランドは、インド太平洋地域に位置し、わが国と基本的価値を共有する重要な戦略的協力パートナーである。

2022年7月、国防省は、高まる気候変動の影響、ロシアによるウクライナ侵略を含む戦略的・地政学的な競争の激化などを踏まえ、国防に関する長期的な戦略を策定する「国防政策見直し」を実施する旨を発表した。

2023年8月、ニュージーランド政府は、同国が直面する安全保障上の課題を分析し、今後5年間の安全保障政策の指針を示す同国初の「国家安全保障戦略 2023-2028（NSS）」を発表するとともに、「国防政策見直し」の第一段階として、国防政策上の目標および国防戦略を設定する「国防政策・戦略ステートメント（DPSS）」および今後15年間の国防軍の投資計画を導く「将来戦力設計原則（FFDP）」を公表した。

National Security Strategy

Defence Policy and Strategy Statement

Future Force Design Principles

DPSSにおいて、インド太平洋の係争地域における競争・緊張の高まりは、ニュージーランドの利益に重大な影響を及ぼす可能性があること、また、気候変動の影響は、太平洋島嶼国を含む地域全体の脆弱性を高め、経済やガバナンス上のリスクを増大させる可能性があることに言及した。中国については、既存の国際的なルールや規範に挑戦するような形で、国力のあらゆる手段を行使していると指摘し、軍事力の増強と近代化に巨額の投資を続けており、軍事力や準軍事力を、インド太平洋地域を含む自国域外に拡大投射できるようになってきていると評価した。

こうした評価を踏まえ、国防軍の重点を、事が起きてから対応するのではなく、自国の安全保障環境をより積

極的に形成することへシフトする方針を示した。また、気候変動について、同志国などとの協力のもと、引き続き太平洋島嶼国に対して人道支援や災害救援などの支援を実施していくとした。

2025年4月、ニュージーランド政府は先の15年間を見据えた装備品調達などの指針として「国防能力計画(DCP)」を発表し、今後8年間で国防費を対GDP比2%以上にするとした。
Defence Capability Plan

また、外交政策の面からも、2023年11月に発足した連立政権は「外交政策リセット」を打ち出し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、経済的繁栄と地域の安定は密接に結びついているという認識のもと、安全保障および国防力強化を掲げている。

対外関係について、ニュージーランドは米豪と緊密な関係を維持しており、特にオーストラリアを唯一の正式な同盟国と位置づけ、緊密な連携を行っている。

## 3 太平洋島嶼国

太平洋島嶼国は、大平洋上に位置する島国・地域の総称で、広い排他的経済水域を有していることから豊富な水産資源の供給地であり、エネルギー資源の輸送ルートにあたるなど、わが国にとって重要な地域である。

大平洋島嶼国は、「国土が狭く分散している」、「国際市場から遠い」、「自然災害や気候変動などの環境変化に脆弱」などの困難を抱えている。

また、太平洋島嶼国のうち軍隊を有している国は限られており、フィジー、パプアニューギニア、トンガの3か国に留まる。

こうした中、気候変動を安全保障上の唯一かつ最大の脅威と位置付けており、海面上昇による国土消失や自然災害の規模拡大を深刻視している。

これらの国は従来、オーストラリア、フランス、ニュージーランド、英国、米国と深い関係を有しているが、近年中国のアプローチの活発化により、大国間の地政学的競争が顕在化してきている。例えば、2022年4月、中国がソロモン諸島との間で、中国の警察・軍の派遣や艦艇の寄港・補給が可能となる内容を含むとされる安全保障協力協定を締結した一方で、2023年5月、米国はパプアニューギニアとの間で、同国の港湾や空港に米軍がアクセス可能となる内容を含むとされる防衛協力協定に署名している。さらに、中国が大規模インフラ整備や病院船派遣などを通して影響力拡大を模索する中、米国は、既存の軍事プレゼンスの維持・拡大を図っている。また、オーストラリアも、地域へのプレゼンス拡大に積極的に取り組んでおり、太平洋島嶼国支援の予算を大幅に増額するほか、2023年には、パプアニューギニアと安全保障協定を、ツバルとファレピリ連合条約（ツバル語で「良き隣人」や「相互扶助」の意味）を、2024年にはナウルと経済・安全保障に関する条約をそれぞれ締結している。この地域への関与をめぐる米中豪を中心とした競争が注目されている。

# 第7節 東南アジア

## 1 全般

東南アジアは、太平洋とインド洋の結節点に位置するインド太平洋地域の中心であり、マラッカ海峡や南シナ海は太平洋とインド洋を結ぶ交通の要衝を占めていることから、経済活動や国民の生活に必要な物資の多くを海上輸送に依存しているわが国にとって重要な地域である。

一方、この地域には、南シナ海での領有権などをめぐる対立や、少数民族問題、分離・独立運動などが依然として不安定要素として存在しているほか、イスラム過激派の問題や船舶の安全な航行を妨害する海賊行為なども発生している。こうした問題に対処するため、東南アジア各国は、国防や国内の治安維持に加え、テロや、海賊対処などの新たな安全保障上の課題にも対応した軍事力などの形成に努めており、各国がそれぞれ米国、中国、ロシア、オーストラリアなどの諸外国との協力を進めている。近年では経済成長などを背景として、国防費を増額させ、第４世代戦闘機を含む戦闘機や潜水艦の導入、艦艇、無人機などの情報収集・警戒監視・偵察（ISR）能力を強化するなど海・空軍力を中心とした軍の近代化や海上法執行能力の強化が進められている。
Intelligence, Surveillance and Reconnaissance

## 2 各国の安全保障・国防政策

### 1 ブルネイ

ブルネイは、2021年５月、2011年以来10年ぶりに国防白書を策定し、2035年までの安全保障環境を見据えた国防指針を発表している。同国防白書では、初めて海洋安全保障に関する問題に言及し、領海の安全保障や治安維持の必要性の増大、南シナ海での緊張状態や海洋の軍事化への懸念など自国の海洋安全保障に関する問題認識を表明した。

### 2 カンボジア

カンボジアは、2022年に、2006年以降16年ぶりとなる国防白書を策定し、自国の国防政策上の課題として、装備の近代化や軍事インフラの整備、サイバーセキュリティ能力の構築などを掲げている。

また、カンボジア南西部に位置するリアム海軍基地においては、これまで、中国が基地の一部を独占的に利用する可能性が指摘されてきた。2021年６月には、カンボジア国防相が、中国がリアム海軍基地の開発に貢献していることは認める一方、基地施設へのアクセスは中国だけに限られていない旨表明している。そのような中、2023年12月には、中国軍艦艇２隻が、カンボジア海軍への「訓練」のため、リアム海軍基地に入港し、2024年５月に二国間演習「ゴールデン・ドラゴン2024」に参加した。演習終了後、この艦艇は、別の中国軍艦艇２隻と交代したと報じられている。また、2025年２月にも新たな中国軍艦艇２隻の寄港が報じられており、今後同艦艇はカンボジア側に引き渡されるとの指摘もある。そのようななか、同年４月には、リアム海軍基地の改修工事および「カンボジア・中国共同兵站・訓練センター」の完成式典が開催された。カンボジア首相は、憲法に反して外国軍の基地設置を認めることはなく、全ての友好国を歓迎すると表明しており、改修後の同基地には、わが国やベトナムの艦艇が寄港している。リアム海軍基地をめぐる今後の動きが引き続き注目される。

### 3 インドネシア

国軍改革として、過剰な出費を避けながら任務を遂行するために必要な能力を確保する「最小必須戦力（MEF）」の達成を目標としており、国防費の増額とともに、南シナ海のナツナ諸島などへの戦力配備を強化する方針を表明している。ナツナ諸島には統合部隊や飛行隊などが展開しており、海上戦闘部隊司令部の移転がおおむね完了していることや戦闘機、水上艦艇、潜水艦が運用可能な状況であることが報じられている。
Minimum Essential Force

また、インドネシアは、非同盟・全方位外交を展開するとしており、2024年10月、プラボウォ新政権発足後にも、ロシア、オーストラリア、中国と演習を実施して

いる。

米国との関係においては、軍事教育訓練や装備品調達の分野で協力関係を強化している。また、陸軍演習「ガルーダ・シールド」や海軍演習「CARAT[1]」、対テロ演習「SEACAT[2]」などの二国間演習を行っている。2022年以降は、「ガルーダ・シールド」の軍種や参加国を拡大した、多国間演習「スーパー・ガルーダ・シールド」を実施している。

中国とは、中国の主張するいわゆる「九段線」がナツナ諸島周辺の排他的経済水域（EEZ）の一部と重複していることを懸念しており、周辺海域における哨戒活動を強化している。一方で、2024年11月、プラボウォ大統領は就任後初の外遊として中国を訪問し、首脳会談後には、「主張が重複する海域での共同開発について重要な共通認識に達した」とする共同声明が発表された。具体的な内容は不明であるが、今後の動向が注目される。

## 4　ラオス

ラオスは、2013年に策定した国防政策において、自衛を基本とし、国防を政治、外交、経済と連携させ、世界と地域の平和、友好、協力を増進していくとしている。ASEAN加盟国および中国と良好な関係を維持しており、2019年にカンボジアとの間の国境未画定地域で軍が対峙する事件が発生したものの、それ以降は、近隣諸国と軍事的に対立する事象は発生していない。

## 5　マレーシア

マレーシアは、2019年12月に公表した初の国防白書のなかで、国土が半島部とボルネオ島にあるサバ・サラワクに二分されており、広大な太平洋とインド洋の間に位置していることから、両洋の橋渡し役としての可能性を自国に見出している。また、国防白書のなかで、自国の戦略的位置と天然資源は恩恵であると同時に安全保障上の課題でもあるとの認識を示している。このような特性から、歴史的に大国の政治力学の影響を受けてきており、今日においても、不透明な米中関係を最も重要な戦略的課題と位置づけている。

中国との間では、昨今、マレーシアが領有権を主張する南ルコニア礁周辺において中国の船舶が進出を続けていることに関連して、マレーシア側は、海軍と海洋法執行機関により24時間態勢で監視を行い、主権を守る意思を表明している。

このような意思の表明や海上防衛力の強化に加えて、ジェームズ礁や南ルコニア礁に近いビントゥルの空港付近への空軍基地建設を開始したとの報道があるほか、2019年には、空軍が東マレーシア（ボルネオ島）のサバ州でミサイル発射を伴う演習を実施するなど、東マレーシアの防衛態勢の強化にも努めている。

米国との間では、「CARAT」や「SEACAT」などの合同演習を行うとともに、海洋安全保障分野での能力構築を含めた軍事協力を進めている。

五か国防衛取極[3]（FPDA）に基づく防衛関係も重視しており、マレーシア軍のバターワース空軍基地に、FPDAの活動を調整する統合地域防衛組織（IADS）の司令部を置いている。

## 6　ミャンマー

ミャンマーでは、1988年の社会主義政権の崩壊以降、国軍が政権を掌握してきたが、欧米諸国による経済制裁を背景に、民主化へのロードマップを踏まえた民政移管が行われた。

2020年11月、ミャンマー連邦議会総選挙が実施され、与党の国民民主連盟（NLD）が上下両院で前回の単独過半数を大幅に超える議席を獲得した。しかし、2021年2月、総選挙での不正を主張する国軍が、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問（当時）ら政権幹部を拘束するとともに、非常事態宣言を発表し、三権を国軍司令官に移譲させるクーデターを実行した。国軍は「国家行政評議会（SAC）」を設置し、ミン・アウン・フライン国軍司令官を議長とした。また、同年8月、SACは国軍司令官を「暫定首相」とする「暫定政府」の発足を発表した。

一方、同年4月には、2020年総選挙で選出された

1　米国が、バングラデシュや東南アジア各国との間で行っている一連の二国間海上演習の総称である。
2　米国が、東南アジア各国との間で行っている対テロ合同演習である。
3　1971年発効。マレーシアあるいはシンガポールに対する攻撃や脅威が発生した場合、両国と共にオーストラリア、ニュージーランド、英国がその対応を協議するという内容。五か国はこの取極に基づいて各種演習を行っている。

NLD議員が中心となって設立した「連邦議会代表委員会（CRPH）」が、「国民統一政府（NUG）」の発足を宣言したものの、国軍は、CRPHやNUGなどをテロ組織に指定した。

2021年4月に開催されたASEANリーダーズ・ミーティングには、国軍司令官も参加し、平和的解決を促進するASEANの積極的かつ建設的な役割を認識し、「5つのコンセンサス」[4]を発表した。ASEAN議長国は、ミャンマー問題担当ASEAN議長国特使を任命し、「5つのコンセンサス」の早期履行を含めミャンマー問題の解決を後押しすべく取り組んでいる。

2024年10月、SACは国勢調査を実施するなど、選挙の実施に向けた準備を進めており、2025年3月には2025年12月または翌年1月の総選挙実施予定を発表するなど、今後の動きが注目される。

2025年3月下旬、ミャンマー中部を震源地とするマグニチュード7.7の大規模地震が発生し、わが国を含むアジア諸国をはじめとする各国・国際機関が支援活動を実施した。国軍は地震の救援・復興活動を理由に、反政府勢力との一時停戦を通告したものの、地方部における空爆が継続されたことが報じられている。

中国とは、1950年に国交を樹立して以来良好な関係を維持しており、ミャンマーにとって、主要な装備品の調達先とみられるほか、パイプライン建設やチャオピュー港湾開発の援助などを受けていた。2020年1月、習総書記が中国国家主席として19年ぶりにミャンマーを訪問し、「一帯一路」構想を通じて経済協力を推進する方針を確認した。2024年11月には、ミャンマー国軍司令官がクーデター後初めて訪中し、中国首相と会談した。

ロシアとは、過去の軍政期を含め軍事分野において協力関係を維持しており、留学生の派遣や主要な装備品の調達先となっている。2022年7月、国軍司令官はロシアを訪問し、国防次官らとの会談で、防衛協力の推進などについて協議した。また、同年9月、国軍司令官は、ウラジオストクにおいてプーチン大統領と初めて会談し、あらゆる分野における協力について議論するなど、良好な関係をアピールした。また、2025年3月に国軍司令官はモスクワを訪問し、プーチン大統領と会談を行い、原子力発電所を含む開発・投資などの協力が確認された。

過去の軍事政権下では、武器取引を含む北朝鮮との協力関係が維持されていた。民政移管後の政府は、北朝鮮との軍事的なつながりを否定していたものの、2018年3月に公表された「国連安全保障理事会北朝鮮制裁委員会専門家パネル最終報告書」では、弾道ミサイルシステムなどを北朝鮮から受領したことが指摘された。

## 7　フィリピン

フィリピンは、2023年8月に公表された「国家安全保障政策 2023-2028（NSP）」において、南シナ海問題は引き続き主要な国家関心事項としつつ、同盟国やパートナーとの協力を強化し、経済やエネルギー、気候変動など幅広い分野を含む包括的な安全保障政策を展開している。

米国と歴史的に関係が深く、1992年に駐留米軍が撤退した後も、相互防衛条約と軍事援助協定のもと、両国の協力関係を継続してきた。

1998年2月、両国は米軍がフィリピン国内で合同軍事演習などを行う際の米軍人の法的地位などを規定した「訪問米軍地位協定（VFA）」に署名した。

さらに、2014年4月、両国は災害救援協力強化、米軍のローテーション展開、米国による拠点整備、装備品などの事前配置などを可能とする「防衛協力強化に関する協定（EDCA）」に署名した。2016年3月には、EDCAに基づき、5か所のフィリピン軍基地を、米軍によるローテーション展開などが可能な拠点とすることについて合意した。

2022年6月には、マルコス大統領が就任し、2023年2月、米比国防相が共同で、EDCAの拠点を新たに4か所指定したことを発表した。4か所の内訳は、台湾に近いルソン島北部の3か所と、南シナ海に面するパラワン島の1か所である。さらに、同年5月には、米比間の同盟協力近代化および相互運用性深化の指針となる「米比二国間防衛ガイドライン」が初めて策定・公表された。

さらにマルコス政権は、2023年9月、南シナ海における米比共同航行を実施したほか、同年11月には、南

4　2021年4月に開催されたASEANリーダーズ・ミーティングで発表されたもの。（1）暴力の即時停止、（2）全ての当事者による建設的対話の開始、（3）ASEAN議長国特使の対話プロセスへの仲介、（4）ASEAN防災人道支援調整センター（AHAセンター）を通じた人道支援の提供、（5）ASEAN議長国特使のミャンマー訪問および全ての当事者との会合の実施、の5つの内容からなる。

シナ海を含むフィリピン周辺海空域において、海上協同活動を実施している。また、2024年4月以降、米陸軍の地上発射型の中距離ミサイルシステム「タイフォン」がフィリピンに展開されているほか、2025年3月に行われた米比国防相会談では、米比主催多国籍共同演習「バリカタン」において、米海兵隊の地対艦ミサイルシステム「NMESIS」をフィリピンに展開することを発表しており、新政権発足後、両国の防衛協力が進展している。

中国とは、南シナ海の南沙諸島やスカーボロ礁の領有権などをめぐり主張が対立している。フィリピンは国際法による解決を追求するため、2013年1月、中国を相手に国連海洋法条約に基づく仲裁手続きを開始し、仲裁裁判所は2016年7月にフィリピンの申立て内容をほぼ認める最終的な判断を下した。フィリピン政府は比中仲裁判断を歓迎し、この決定を尊重することを強く確認する旨の声明を発表したが、中国はこの判断に従う意思がないことを表明している。

2023年1月、マルコス大統領は習近平総書記と会談を行い、南シナ海問題について平和的手段を通じて両国の相違を適切に管理することで合意し、また、両国外交当局間のホットライン設置の取り決めに合意したものの、これ以降も、南沙諸島などにおいて中国海警船などによるフィリピン船舶への妨害活動が頻繁に報告されている。

特に2024年6月には、フィリピン軍艦シエラ・マードレ号が座礁している南沙諸島のセカンド・トーマス礁付近において、フィリピンの補給船が沿岸警備隊船舶の護衛のもとで座礁艦へ補給任務を実施しようとしていたところ、中国海警船などから衝突を含む危険な操船や放水銃による放水といった妨害活動を受け、人的・物的被害が発生したことがフィリピン政府より公表された。これを受け、マルコス大統領は、中国海警局や海上民兵の行動をフィリピン船舶・人員に対する攻撃と挑発であると指摘し、明白な国際法違反であると批判した。米国は、南シナ海においてフィリピンの軍隊、沿岸警備隊を含む公船、航空機に対する武力攻撃が発生した場合には、米比相互防衛条約が適用されることを改めて強調している。

2024年7月には、フィリピンおよび中国の両政府がともに、シエラ・マードレ号への補給活動に関する「暫定合意」に至ったと発表したが、南シナ海における両国の対立は依然として継続している。

参照　4章5節1項（「公海自由の原則」などをめぐる動向）




サビナ礁付近においてフィリピン海警船に衝突する中国海警船（2024年8月）【AFP＝時事】

## 8　シンガポール

シンガポールは、国家予算のうち国防予算が約1割を占めるなど、国防に高い優先度を与えている。2022年10月には、第4の軍種として、既存の指揮・統制・通信・コンピューター・情報能力やサイバー能力を統合した、デジタル・情報軍を発足させた。

また、シンガポールは、ASEANやFPDAの協力関係を重視しているほか、域内外の各国とも防衛協力協定を締結している。

地域の平和と安定のため、米国のアジア太平洋におけるプレゼンスを支持しており、「1990年覚書」（1990年11月）を締結して以降、米国がシンガポール国内の軍事施設を利用することを認めている。米空母のチャンギ海軍基地への寄港に加えて、2013年以降、米国の沿海域戦闘艦（LCS）のローテーション展開が開始されたほか、2015年以降、米軍のP-8哨戒機が定期的に展開している。このほか、米国と「CARAT」や「SEACAT」などの合同演習を行っている。

Littoral Combat Ship

中国とは、経済的に強い結びつきがあるほか、二国間の海軍演習も実施している。2019年10月、両国は、対話や演習の定例化などを含む既存の防衛協力を形式化した「防衛交流・安全保障協力協定（ADESC）」の改訂に署名した。一方、南シナ海問題について比中仲裁判断に基づく解決を主張していることや、台湾と軍事協力を行っている点で中国と立場が異なっている。

Agreement on Defence Exchanges and Security Cooperation

オーストラリアとは、2020年3月、「軍事訓練とオーストラリアにおける訓練エリア開発に関する条約」に署名しており、2024年11月には、その一環であるショールウォーターベイ訓練場の拡張・改修が完了し、その記

念式典とともに、隔年で開催される二国間訓練「トライデント演習2024」の開始式も行われている。

## 9　タイ

タイは、国防政策として、ASEAN・国際機関などを通じた防衛協力の強化、政治・経済など国力を総合的に活用した防衛、軍の即応性増進や防衛産業の発展などを目指した実効的な防衛などを掲げている。

2023年に発表した国防白書においては、将来の国防において強化が必要とされる能力として、サイバー・宇宙作戦を掲げ、2024年10月には、サイバーコマンド専門部隊を設立しているほか、既存の陸海空各軍のサイバー担当部隊の再編およびサイバー人材を育成するための機関を設立するとしている。また、宇宙領域に関しては、今後、空軍を「航空宇宙軍」へと組織名を変更していくとしている。

タイは、柔軟な全方位外交政策を維持しており、東南アジア諸国との連携や、主要国との協調を図っている。

特に米国とは、東南アジア集団防衛条約（マニラ条約）（1955年2月発効）などに基づく同盟関係にあり、米軍は、タイ軍のウタパオ海軍航空基地などにアクセスが可能である。1982年から米タイ合同演習「コブラ・ゴールド」を実施しており、現在、東南アジア最大級の多国間共同訓練となっている。また、米タイの海兵隊による「CARAT」や海賊・密売対処を想定した「SEACAT」などの合同演習も引き続き実施している。

中国とは、両国海軍による「藍色突撃」や、両国空軍による「鷹撃」などの共同訓練を行っている。

## 10　ベトナム

ベトナムは、海洋は国家建設・国防に密接にかかわるとの認識のもと、海洋強国となる目標を掲げ、海上における軍や法執行機関の近代化に重点を置くとともに、海洋状況把握能力を確保し、海上における独立、主権、管轄権、国益を維持する姿勢を示している。

全方位外交を展開し、全ての国家と友好関係を築くべく、積極的に国際・地域協力に参加するとしている。2016年3月には、戦略的要衝であるカムラン湾に国際港が開港し、わが国を含む各国の海軍艦艇がカムラン国際港に寄港している。

米国とは、近年、米海軍との合同訓練や米海軍艦艇のベトナム寄港などを通じ、軍事面における関係を強化している。2023年には、バイデン米大統領（当時）が大統領として初めて訪問したベトナムにおいてトゥオン国家主席（当時）と会談し、両国関係を包括的戦略的パートナーシップへ格上げすることで合意した。

ロシアとは、国防分野での協力を強化しており、2018年4月、ロシアと軍事・技術協力にかかるロードマップに署名している。また、2019年7月、ベトナム海軍艦艇が初めてウラジオストク港へ寄港するとともに、同年12月、ロシア太平洋艦隊の救難艦がカムラン港へ寄港し、初の二国間潜水艦救難共同演習を実施した。

参照　5節5項5（1）（アジア諸国との関係）

中国とは、包括的戦略的協力パートナーシップ関係のもと、政府高官の交流を活発に行っており、2023年12月には、習近平総書記がベトナムを訪問し、チョン共産党書記長（当時）と会談を行った。共同声明において、トンキン湾における合同哨戒活動や軍艦の相互訪問を継続すること、海軍および沿岸警備隊の連携・交流メカニズムを深化することなどが記載された。

しかし、南シナ海における領有権問題などをめぐり主張が対立しており、2019年11月に公表した国防白書では、南シナ海の領有権問題について、ベトナムと中国は、両国の平和、友好、協力関係の大局に悪影響を及ぼさないよう、極めて用心深く、慎重に処理する必要があり、両国は国際法に基づく平和的解決のため継続的に協議すべきとの認識を示している。一方で、中国による過去の埋立規模には及ばないものの、ベトナムが事実上支配する地形の埋立作業を加速・拡大させているとの指摘もある[5]。

参照　4章5節1項（「公海自由の原則」などをめぐる動向）

5　2022年12月の戦略国際問題研究所「Vietnam's Major Spratly Expansion」による。

## 3 地域内外における協力

東南アジア諸国連合（ASEAN）は、地域の多国間安全保障の枠組みとして安全保障問題に関する対話の場であるASEAN地域フォーラム（ARF）やASEAN国防相会議（ADMM）を開催するなど、地域の安全保障環境の向上や信頼醸成に努めてきた。

2023年9月には、初となるASEAN単体での海上軍事演習が北ナツナ海を含むインドネシア周辺海域で行われた。

一方、ASEANは域外国との関係も重視し、ADMMにわが国を含む域外8か国を加えた拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）を開催している。加えて、米国、中国、ロシア、インドなどの大国と海上共同演習を実施している。

2024年11月、2019年以来の第2回目開催となる米ASEAN海上共同演習を2025年に実施することを発表している。

また、ASEANと中国の間では、長年にわたり「南シナ海行動規範（COC）」の策定に向けた協議を続けており、2019年7月、中国は、中国・ASEAN外相会議において、COCの「単一の交渉草案」の一読が完了したことを発表した。その後、第二読の開始がなされ、2021年8月のASEAN外相会議においては、序文の暫定合意に達したことが言及された。同年11月の中ASEAN首脳会議の共同声明では、実効的で実質的なCOCの早期締結への期待に言及がなされたほか、2023年7月の中ASEAN外相会議では「実効的かつ実質的なCOCの早期妥結を加速させるためのガイドライン」が採択された。また、2023年10月には、第三読が開始され、2025年1月のASEAN外相リトリートの議長声明において、第三読が完了したことが表明された。

Code of Conduct of Parties in the South China Sea

# 第8節 南アジア

## 1 インド

### 1 全般

世界最大の民主主義国家であり、急速な経済成長を遂げているインドは、南アジア地域で大きな影響力を有している。インド洋のほぼ中央という、戦略的・地政学的に重要な位置に存在し、地政学的プレーヤーとしても存在感を増しており、国際社会からもインドが果たす役割への期待は高い。

インドは伝統的に非同盟・全方位外交を志向し、戦略的自律性の確保を重視している。モディ政権は、南アジア諸国との関係を強化する近隣第一政策を維持しつつ、「アクト・イースト」政策に基づき関係強化の焦点をインド太平洋地域へと拡大させているほか、米国、ロシア、欧州などとの関係も重視し、さらに中東やアフリカに対しても積極的な対外政策を展開している。

一方、中国やパキスタンと国境未画定地域を抱えているほか、国内や国境地域において、極左過激派や分離独立主義者、イスラム過激派が活動し、インドにとって陸上国境への備えや国内でのテロの脅威への対処は大きな関心である。また、近年は海洋安全保障への取組も重視しており、インド洋におけるプレゼンスを強化しているほか、インド洋における中国の活動の活発化を強く認識している。

### 2 軍事

インドは、軍の強化と再編に精力的に取り組んでおり、軍種間の作戦・組織上の協力体制の強化などを目指し、統合軍創設の検討を進めているほか、モディ政権は、「メイク・イン・インディア」や「自立したインド」政策のもと、装備品の国産化に向けた取組や輸出促進施策を積極的に行っている。また、インドは、サイバー攻撃、ハイブリッド戦、情報戦といった現代の課題に対抗するために、「適応型防衛[1]」を構築する旨の発表をしている。

陸軍は、約124万人という世界最大規模の陸上兵力を擁している。中国との国境付近では、自走砲や榴弾砲の配備により火力を増強するとともに、攻撃・偵察などのための無人機の配備を進めているとされる。また、国防開発研究機構（DRDO）は陸軍向けに高地での運用を想定した国産の新型軽戦車「ゾラワール」の開発を進めており、2024年12月、高度4,200m以上の高地で試射に成功している。
Defence Research and Development Organisation

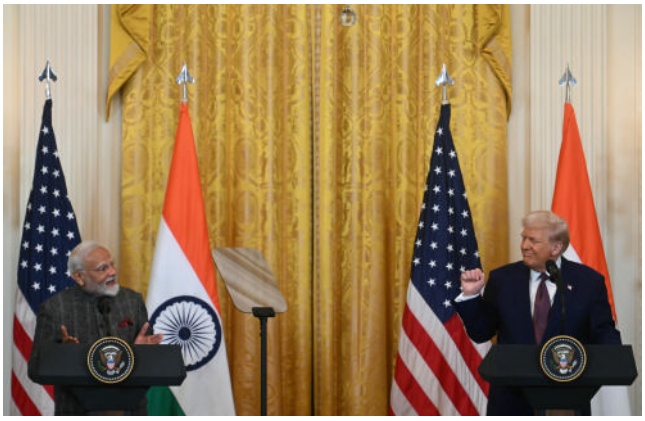
海軍は、「海上コントロール[2]」を運用の中心概念として位置づけ、空母は海上コントロール概念の中心であるとして3個空母戦闘群の整備に言及している。2022年9月には初の国産空母「ヴィクラント」が就役し、ロシアから購入・改修した空母「ヴィクラマディティヤ」と合わせ2隻の空母が運用されている。また、潜水艦の運用も重視し、2024年8月には、国産のアリハント級原子力潜水艦2番艦「アリガート」が就役するなど、整備を進めている。また、海軍は同年3月、同国西岸のラクシャドウィープ諸島の南端に位置するミニコイ島に新基地を開設するなど、インド洋地域の監視、補給能力の強化を図っている。

空軍は、フランス製ラファール戦闘機やミラージュ2000戦闘機のほか、ロシア製Su-30MKI戦闘機、国産のテジャス軽戦闘機などを運用している。また、2024年8月から9月にかけて、インドが初めて多国間空軍演習「タラン・シャクティ2024」を主催するなど、パートナー国と空軍種間の関係強化を進めている。防空システムとしてはロシア製地対空ミサイル・システム「S-400」を導入しているほか、独自の弾道ミサイル防衛システムを開発しており、同年7月、フェーズ2の飛行試験に成功した旨を発表している。ISR用として、イスラエル製ヘロンMK Ⅱ無人機を導入している。
Intelligence, Surveillance, and Reconnaissance

また、インドは、2024年1月時点で約172個の核弾

1 2024年11月、シン印国防相は、シンクタンクが主催する会議の演説の中で「適応型防衛（Adaptive Defence）」とは、新たな脅威に対し効果的に対抗する為に国家の軍と防衛メカニズムが継続的に進化する戦略アプローチであり、単に発生した事象に対応するのではなく、発生し得る事象を予測しそれに積極的に備えることであると述べている。

2 インド海軍の「海洋安全保障戦略」によれば、「海上コントロール」とは、一定の海域（海面、水中、空中を含む）を特定の目的のために一定期間使用できるとともに、相手方に対してその使用を拒否することができる状態をいう。



米印首脳会談後に、共同記者会見を行うトランプ大統領とモディ首相（2025年2月）【AFP＝時事】

頭を保有する核保有国であり、2003年発表の核ドクトリン[3]と、1998年の核実験の直後に表明した核実験の一時休止（モラトリアム）の継続などを維持している一方、2024年3月には、MIRV化された中距離弾道ミサイル（Multiple Independently targetable Re-entry Vehicle）「アグニ5」の初の発射試験の実施のほか、同年11月には、同国初となる長距離極超音速ミサイルの飛行試験に成功した旨を発表するなど、各種弾道・巡航ミサイルの開発や性能向上・多様化、配備を推進している。

## 3　対外関係

### (1) 米国との関係

包括的グローバル戦略パートナーシップ関係にあるインドと米国は、近年、防衛・安全保障協力を着実に深化させている。インド政府の発表によれば、軍種間においては、テロ対策を目的にした二国間共同陸軍演習「ユド・アビヤス」を長年実施しているほか、多国間海軍共同演習「マラバール」や多国間空軍共同演習「レッド・フラッグ」、「ピッチ・ブラック」といった多国間演習においても、両国が参加している。装備分野においては、2024年10月、インドはMQ-9B無人機31機の調達に関する契約を米国と締結しているほか、防衛産業間の協力関係を推進している。2025年2月には、インドのモディ首相が訪米し、トランプ大統領と会談を実施した。会談後に発表された共同声明では、米国製装備品のインドへの供給および両国による共同生産の拡大など防衛分野の協力拡大が発表されたほか、会談後の共同記者会見においてトランプ大統領はF-35戦闘機のインドへの供給の道筋について言及した。

### (2) 中国との関係

中国は、インドとの間で経済的な結びつきが強まる一方で、カシミールやアルナーチャル・プラデシュなどの国境未画定地域を抱えている。

2020年5月に、インドのカシミール地方ラダック州の中印国境付近で、中印両軍の衝突が発生し、同年6月の衝突では45年ぶりに死者が発生するなど両国間の緊張が高まった。その後、両国は、暫定的な国境である実効支配線（Line of Actual Control）（LAC）の管理協定に基づく現地司令官級会談を定期的に実施し、2024年10月、インドは両国が国境地帯のLAC沿いのパトロール再開の調整について合意したと発表した。同月、5年ぶりに実施された中印首脳会議においても同合意が歓迎されたほか、11月に中印外相会談と中印国防相会談、12月には5年ぶりとなる特別代表会談を実施するなど、段階的な緊張緩和に向けた取組を継続している。

### (3) ロシアとの関係

インドとロシアは、ソ連時代から伝統的な関係を築いており、両国は「特別かつ特権的なパートナーシップ」関係のもと、幅広い分野で協力している。軍事面においても、Su-30MKI戦闘機といった各種ロシア製装備品を運用し協力関係を継続している。また、インドとロシアは共同で出資した合弁会社「ブラモス・エアロスペース社」を設立し、超音速巡航ミサイル「ブラモス」の共同開



印露首脳会談を行うプーチン大統領とモディ首相（2024年7月）【EPA＝時事】

3　インドは2003年に核ドクトリンを公表しており、信頼できる最小限の抑止力、先制不使用、核兵器非保有国への不使用などとともに、核兵器のない世界という目標へのコミットメントを継続することを掲げている。

発、生産を行っている。一方、インドはロシアによるウクライナ侵略を受けて、ロシア製戦闘機や輸送機の部品の修理に支障が出ているとして、こうした部品の国産化への取組を進めている。

2024年7月には、モスクワにて3年ぶりとなる印露首脳会談を実施し、会談後に発表された共同声明では両国の協力強化が謳われている。一方、同年8月にはモディ首相が印首相として初めてウクライナを訪問し、ゼレンスキー大統領と首脳会談を実施した。会談後発表された共同声明のなかで、インドは紛争の対話と外交による平和的解決への立場を表明している。

### (4) 南アジア諸国・東南アジアとの関係

インドは、「近隣第一政策」のもと、南アジア諸国と安全保障分野における協力を進めており、装備品の輸出・供与などを行っている。一方、南アジア諸国における中国の影響力の高まりを警戒しており、2022年7～8月、中国の調査船「遠望5号」によるスリランカのハンバントタ港への寄港をめぐり、懸念を示した。

東南アジア諸国などのインド太平洋地域に所在する国々に対しては、「アクト・イースト」政策に基づき、二国間・地域的・多国間での関与を継続している。軍事面では、例えば、フィリピンに対し、ロシアと共同開発した超音速巡航ミサイル「ブラモス」を輸出しているほか、各国と定期的な共同軍事演習や海軍艦艇による寄港を実施している。

## 2 パキスタン

### 1 全般

パキスタンは、南アジア地域の大国であるインドと、情勢が不安定なアフガニスタンに挟まれ、中国やイランとも国境を接するという地政学的に重要かつ複雑な環境に位置している。特に、アフガニスタンとの国境地域では過激派組織が国境を越えてテロ活動を行っており、テロとの戦いにおけるパキスタンの動向はアフガニスタンの安定に重要な影響を及ぼしうる[4]。2024年には、パキスタンが、アフガニスタン東部の施設をテロリスト関連施設と主張して越境攻撃を実施するなど、両国の間には過激派組織の対処を巡り軋轢が生じている。

イランとの間では、2024年1月に両国の国境付近において、双方が過激派組織の拠点に対し越境攻撃を行い、死傷者が出る事案が発生したが、その後関係は修復している。

### 2 軍事

パキスタンは、インドの核・通常兵器による攻撃に対抗するために自国が核抑止力を保持することは、安全保障と自衛の観点から必要不可欠であるとの立場をとっており、2024年1月時点で約170個の核弾頭を保有するとみられている。核弾頭を搭載可能な弾道ミサイルや巡航ミサイルの開発も継続し、既に戦術核ミサイル「ナスル」や、中距離弾道ミサイル「シャヒーンⅡ」などを運用しているほか、2022年4月には、射程2,750kmの地対地弾道ミサイル「シャヒーンⅢ」の飛行試験に成功した。2023年10月には、MIRV化されたとする弾道ミサイル「アバビール」の発射試験を実施するなど、能力向上を進めている。

近年は装備品の近代化を進めており、共同開発や技術移転による国内生産にも取り組む一方、中国と軍事分野における関係を発展させており、中国への依存度の高まりがみられる。陸軍では、主力戦車として中国と共同開発した「アルハリッド」戦車を運用している。また、中国から「LY-80」や「HQ-9/P」などの防空システムを購入し、包括的階層統合防空（CLIAD）システムを強化している。

Comprehensive Layered Integrated Air Defense

海軍については、老朽化する艦艇の置き換えと増強や潜水艦の導入を進めており、中国やトルコと協力しているほか、両国と二国間共同演習を実施している。

空軍は、中国と共同開発し自国生産したJF-17戦闘機や中国製J-10CE戦闘機などを運用している。2024年10月には多国間空軍演習「インダス・シールド」に合わせて、中国との二国間演習を実施している。

また、パキスタンは無人機の導入を推進しており、中国やトルコからの調達のほか、国産無人機の開発も進めている。

4 パキスタン平和研究所（PIPS）発行のパキスタン安全保障レポート2024は、2024年には、パキスタン国内で前年比70%増の521件のテロ攻撃事案が発生したと指摘している。また、2024年のテロ攻撃事案の約95%はアフガニスタン国境沿いのハイバル・パフトゥンハー（KP）州とバロチスタン州に集中していると指摘している。

## 3　対外関係

### (1) 米国との関係

パキスタンは、2001年の同時多発テロ以降、対テロ分野で米国と協力しており、米国は2004年にパキスタンを「主要な非NATO同盟国」に指定し、関係を強化してきた。しかし、テロ対応をめぐりお互い非難し合うなど、両国は緊張関係が続いた。

2022年4月に発足したシャリフ政権下では米国との関係改善がみられ、同年9月、米国務省は、対テロ作戦を支援するためとして、パキスタン政府に対して最大4億5,000万ドルのF-16戦闘機の維持・サポートに関する契約を承認すると決定したほか、同年10月には3年ぶりにバジュワ陸軍参謀長（当時）が訪米し、オースティン国防長官（当時）などと会談した。

一方、米国は2024年12月、長距離ミサイル開発による拡散上の脅威が継続していることを理由に、弾道ミサイル計画に関係するパキスタンの4つの企業や機関に対して、制裁を科す旨発表しており、今後の両国の関係が注目される。

### (2) 中国との関係

パキスタンと中国は、「全天候型戦略的パートナーシップ」のもと、密接な関係を有し、首脳級の訪問が活発であるほか、共同訓練、武器輸出や武器技術移転を含む軍事分野での協力も進展している。海上輸送路の重要性が増すなか、パキスタンがインド洋に面しているという地政学上の特性もあり、中国にとってパキスタンの重要性は高まっていると考えられる。

一方、近年は中国人を標的としたテロ事件がパキスタン国内で相次いでおり課題になっている。そのようななか、両国は2024年11月～12月に対テロ共同演習「勇士（Warrior）8」をパキスタン国内で2019年以来5年ぶりに実施している。

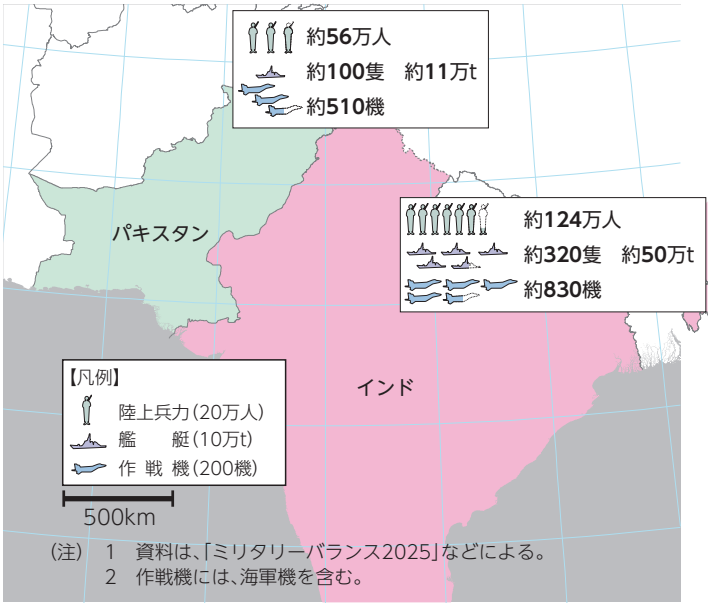
## 3　カシミール地方の帰属をめぐるインドとパキスタンとの対立

インドとパキスタンは、カシミールの帰属をめぐり主張が対立しており[5]、過去に三度の大規模な武力紛争が発生した。カシミール地方では管理ラインを挟んで衝突がたびたび発生し、両国は対話の再開と中断を繰り返してきたが、2021年2月に停戦を遵守することで合意した。2023年12月のインド国防省発表では、この合意により、状況は大幅に改善されたとしていた。2025年4月、カシミールのインド支配地域のパハルガム近郊で、武装集団が観光客らに発砲し、少なくとも26人が死亡するテロ事案が発生した。インド軍は同年5月、パキスタン領およびカシミールのパキスタン支配地域のテロリスト拠点9か所へ越境攻撃を実施し、パキスタン軍も応酬するなどの事案が発生した。同月、両国は軍事行動の停止に合意したことが発表された。

参照　図表Ⅰ-3-8-1（インド・パキスタンの兵力状況（概数））

5　カシミールの帰属については、インドが、パキスタン独立時のカシミール藩王のインドへの帰属文書を根拠にインドへの帰属を主張し、1972年のシムラ協定（インド北部のシムラにおいて実施された首脳会談を経て紛争の平和的解決や軍の撤退について合意されたもの）を根拠に二国間交渉を通じて解決すべきとしているのに対し、パキスタンは1948年の国連決議を根拠に住民投票の実施により決すべきとし、その解決に対する基本的な立場が大きく異なっている。

## 図表Ⅰ-3-8-1　インド・パキスタンの兵力状況（概数）




（注）　1　資料は、「ミリタリーバランス2025」などによる。
　　2　作戦機には、海軍機を含む。

# 第9節 欧州・カナダ

## 1 全般

冷戦終結以降、欧州の多くの国やカナダでは、多様な安全保障課題に対処する必要性が認識されてきた一方で、国家による大規模な侵攻の脅威は消滅したと認識されてきた。しかし、2014年2月以降のウクライナ情勢の緊迫化、特に2022年2月に始まったウクライナ侵略を受け、ロシアの力による一方的な現状変更やハイブリッド戦に対応すべく、既存の戦略の再検討や新たなコンセプト立案の必要に迫られている。また、国際テロリズムに関しても、その脅威の継続が認識されており、その対応が求められ続けている。さらに、混迷する中東情勢を背景として急増した難民・移民をめぐる問題をはじめ、依然として国境の安全確保が課題となっている。

こうした課題・状況に対処するため、欧州やカナダでは、NATO（North Atlantic Treaty Organization）やEU（European Union）といった多国間の枠組みをさらに強化・拡大しつつ、域外の活動にも積極的に取り組むなど、国際社会の安全・安定のために貢献している。また、各国レベルでも、安全保障・防衛戦略の見直しや国防改革、二国間・多国間での防衛・安全保障協力強化を進めている。

参照 図表Ⅰ-3-9-1（NATO・EU加盟国の拡大状況）、2章3項（ウクライナ侵略が国際情勢に与える影響と各国の対応）

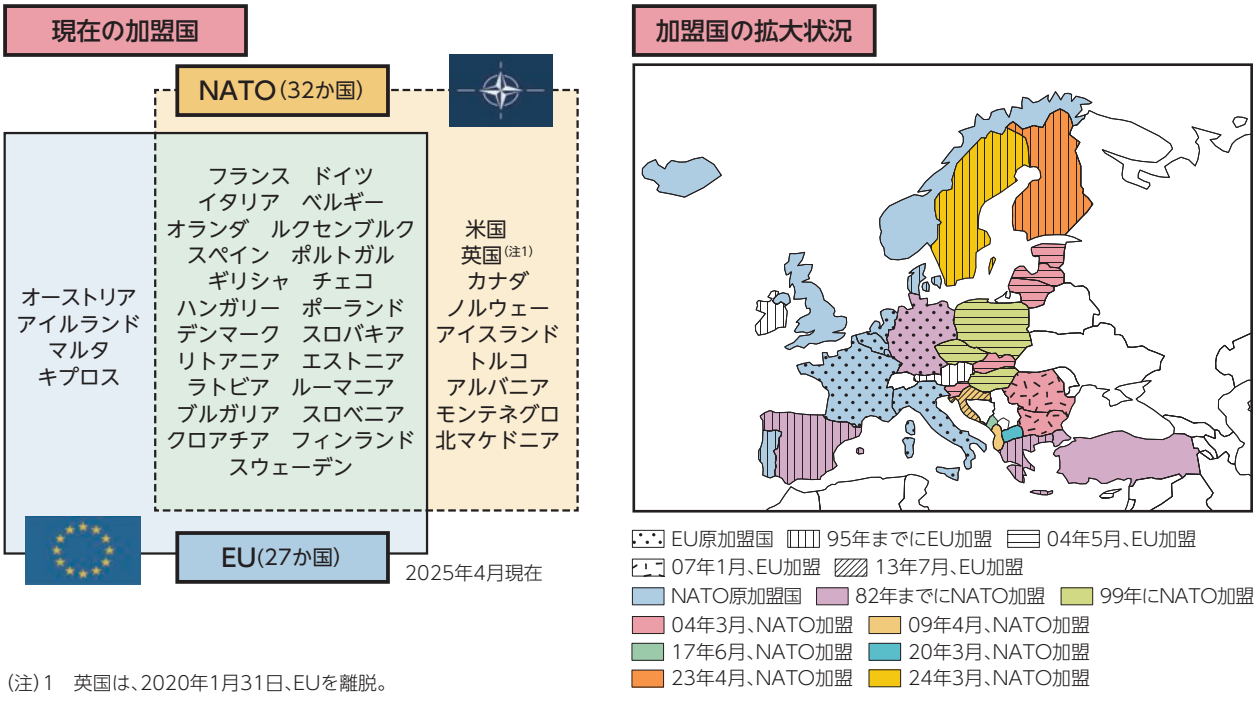
## 2 多国間の安全保障の枠組みの強化

### 1 NATO

加盟国間の集団防衛を中核的任務として創設されたNATOは、2024年に75周年を迎えた。冷戦終結以降、活動範囲を紛争予防や危機管理にも拡大させ、抑止・防衛、危機の防止・管理、協調的安全保障の3つを中核的任務としている。

ロシアによるウクライナ侵略を受けて加盟国の危機感が高まるなか、2022年6月に開催されたNATO首脳会合において、2010年以来12年ぶりとなる新たな戦略

図表Ⅰ-3-9-1　NATO・EU加盟国の拡大状況




（注）1　英国は、2020年1月31日、EUを離脱。

概念が採択された。新たな戦略概念では、欧州・大西洋地域は平和ではなく、加盟国の主権・領土に対する攻撃が行われる可能性を見過ごすことはできないとしている。

そして、ロシアを加盟国の安全保障と欧州・大西洋地域の平和と安定に対する最も重大かつ直接的な脅威と位置づけた。

また、初めて中国について言及し、中国が表明している野心と威圧的な政策は、NATOの利益・安全保障・価値観に対する挑戦であるとした。

2024年7月のNATO首脳会合で発出されたワシントン首脳宣言では、新たに露朝・中露連携についても言及された。ロシアと北朝鮮との軍事協力については、欧州・大西洋の安全保障に深刻な影響を与えているとし、重大な懸念を表明した。中国については、ロシアによるウクライナに対する侵略の決定的な支援者となっていると指摘した。

また、インド太平洋地域の情勢が欧州・大西洋の安全保障にも直接的に影響しうるとの認識のもと、インド太平洋地域のパートナー（オーストラリア、ニュージーランド、韓国、わが国）との間で、ウクライナ支援、サイバー防衛、偽情報対策、テクノロジーに関する旗艦事業を通じて協力を進めることとしている。

このように、NATOは大きく変化した情勢認識のもと、中核的任務の1つである加盟国の防衛を改めて強調しつつ、抑止力・防衛能力の強化に取り組んでいる。

2014年以来、NATOは加盟国があらゆる方向からのあらゆる脅威に対応できるよう計画と構造を全面的に見直し、特に東部における前方プレゼンスの確立が合意された。2017年にエストニア、ラトビア、リトアニア、ポーランドに多国籍の大隊規模の戦闘群が初めて配置され、2022年以降、さらにブルガリア、ハンガリー、ルーマニア、スロバキアにも戦闘群が創設されている。同年6月のNATO首脳会合では、これらの戦闘群を必要に応じて大隊から旅団規模へ拡大することが合意された[1]。また、従来の即応態勢よりもはるかに大規模で高度な即応力を有する新しい戦力モデルも合意された。2024年6月、NATOの即応態勢が50万人に達したことが発表され、同年7月、従来のNATO即応部隊（NRF）に代わる、同盟対応部隊（ARF）が発足した[2]。
NATO Response Force

さらに、同年6月のNATO国防相会合において、フィンランドにもNATOの司令部の1つを設置し[3]、多国籍戦闘群を配置することが承認された。また、スウェーデンがその多国籍戦闘群を率いることを表明している。
Allied Reaction Force

NATO加盟国の防衛支出については、2014年の合意で対GDP比2%を目標とし、2023年7月のNATO首脳会合では、NATO加盟国はGDPの最低2%を防衛支出に投資することに合意した。これにより、2024年には22か国の防衛支出が対GDP比2%を達成している。さらにルッテNATO事務総長は、2024年10月の就任以降、加盟国にさらなる防衛支出の増額の必要性を訴えている。

## 2 EU

EUは、共通外交・安全保障政策（CFSP）と共通安全保障・防衛政策[4]（CSDP）のもと、安全保障分野における取組を強化している。
European Union　Common Foreign and Security Policy　Common Security and Defence Policy

2017年12月には、「常設軍事協力枠組み（PESCO）」が発足した。本枠組みにより、航空・海洋領域などにおける新たな能力の開発や、軍への訓練・支援、サイバー領域など特定分野における専門知識の共有などを推進している旨を表明しており、欧州の防衛力強化が期待されている[5]。また、2024年5月には、非加盟国のノルウェーと新しい安全保障・防衛パートナーシップが締結された。
Permanent Structured Cooperation

加えて、近年はインド太平洋地域への関与も強めており、2021年4月には、EUとしては初の「インド太平洋戦略」を発表し、同年9月にはその詳細となる「共同コミュニケーション」を発表した。「共同コミュニケーショ

1　2024年にはラトビアの戦闘群が旅団へ格上げされた。
2　ARFは戦略的で高い即応性を有する多領域かつ多国籍の能力をNATOに提供し、兵力や火力などを10日以内に展開可能としている。
3　フィンランドに新設されるのは陸上部隊司令部（Land Component Command）で、NATOのノーフォーク統合軍司令部の指揮下に入る。NATO北部での作戦における計画や指揮統制が可能となる。
4　EUは、1993年に発効したマーストリヒト条約において、強制力を持たない政府間協力という性質を有しながらも、外交・安全保障にかかわるすべての領域を対象とした共通外交・安全保障政策（CFSP）を導入した。また、1999年6月の欧州理事会において、紛争地域などに対する平和維持、人道支援活動を実施する「欧州安全保障・防衛政策（ESDP）」をCFSPの枠組みの一部として進めることを決定した。2009年に発効したリスボン条約は、ESDPを共通安全保障防衛政策（CSDP）と改称したうえで、CFSPの不可分の一部として明確に位置づけた。
European Security and Defence Policy
5　EUは2025年5月時点で、75の共同プロジェクトが進行中と公表している。

ン」では、インド太平洋地域において中国などによる著しい軍備増強がみられ、東シナ海、南シナ海、台湾海峡における力の誇示と緊張の高まりは、欧州の安全保障と繁栄に直接的な影響を及ぼすとし、ルールに基づく国際秩序を目指し、わが国を含む価値観を同じくするパートナー国と連携するとともに、台湾との貿易や投資などの分野における関係を強化するとしている。

2022年3月の欧州理事会では、今後5～10年間の安全保障・防衛政策に向けた共通の戦略ビジョンを示す「戦略的コンパス」を採択した。この文書では、救難・退避作戦などでの運用を想定した、最大5,000人規模の「EU即応展開能力」の完全運用能力を2025年までに獲得するとした。

また、2024年12月、EUの行政執行機関である欧州委員会の新体制が発足した。新体制では初めて防衛担当委員が任命され、EU内の防衛産業の強化などを担うこととなった。

2025年3月、欧州委員会は2030年までの欧州の防衛強化方針をまとめた白書を公表し、その中で、財政規律の緩和などを盛り込んだ「欧州再軍備計画」を通じて各国が国防費を増加させる方針などを掲げている。

### 3　中国との関係

近年の中国による台頭は、NATOにおいても注目されている。2022年6月のNATO首脳会合において発表された新戦略概念では、「中国の野心と威圧的な政策は、NATOの利益、安全保障および価値への挑戦である」とし、核戦力の急速な増強、透明性の欠如や悪意あるハイブリッド・サイバー行動について言及された。そのうえで、同盟の安全保障上の利益のため中国に建設的に関与し、また、NATOを分断するための中国の威圧的な取組を防ぐ旨言及している。

NATOの中国に対する関与方針を含め、中国と欧州諸国との関係については、引き続き注目する必要がある。

## 3　欧州各国などの安全保障・防衛政策

### 1　英国

英国は、冷戦終結以降、自国に対する直接の軍事的脅威は存在しないとの認識のもと、国際テロや大量破壊兵器の拡散などの新たな脅威に対処するため、特に海外展開能力の強化や即応性の向上を主眼とした国防改革を進めてきた。

2021年3月、ジョンソン政権（当時）は「安全保障、防衛、開発、外交政策の統合的見直し（Integrated Review）」を発表し、米国・欧州諸国・NATOなどとの関係を維持・強化しつつ、インド太平洋へ「傾斜」していく方針を表明した。

さらに、2023年3月、スナク政権（当時）は、「統合的見直し」の刷新を発表し、欧州・大西洋地域を最も重要な優先地域とし、ロシアを「最も差し迫った脅威」と位置づけ、対ロシア戦略として、NATOのさらなる強化や、偽情報の公表によるロシアの悪意ある影響力への対抗などを示した。中国については「時代を画する体制上の挑戦」と評価している。また、インド太平洋地域を「英国の国際政策の永続的な柱」と位置づけ、自由で開かれたインド太平洋ビジョンを支持し、わが国を含むパートナーなどと、数十年にわたる経済的、技術的、安全保障上の密接な関係を構築することなどにより、インド太平洋地域における関与を強化する方針を表明した。

2024年7月にスターマー新労働党政権が発足し、「一つの国防（one Defence）」という原則のもと、NATOへの貢献やウクライナ支援に取り組み、国防費の対GDP比2.5%支出を目指すこととしている。また、同年7月に戦略的国防見直しが開始され、2025年前半に公表が予定されている。英国は、引き続きインド太平洋地域への関与を続けている。英国防省の発表によれば、2024年7月に、豪空軍演習「ピッチ・ブラック24」に参加したほか、2025年に空母打撃群をインド太平洋へ派遣し、わが国に寄港することが予定されている。

また、英国は、2018年度以降、北朝鮮籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して、わが国周辺海域において警戒監視活動を実施しており、2024年6月中旬～下旬までの間、哨戒艦「スペイ」が警戒監視活動を行った。

## 2　フランス

フランスは、冷戦終結以降、防衛政策における自律性の維持を重視しつつ、欧州の防衛体制や能力の強化を主導してきた。軍事力の整備については、基地の整理統合を進めながら、防護能力の強化などの運用所要に応えるとともに、情報機能の強化と将来に備えた装備の近代化を進めている。

2022年11月、マクロン政権は、国内外の安全保障環境の分析と2030年に向けた戦略的目標や優先度を示す「国家戦略見直し2022」を発表した。ロシアとの関係については、潜在的な競争からオープンな対立に移行したと位置づけたほか、中国との関係については、より激しい競争へと移行しているとした。そのうえで、2030年までの戦略的目標として、戦略的自律の強化や核抑止力の確保などが示された。

フランスは、インド太平洋地域に海外領土を持つ関係上、この地域に常続的な軍事プレゼンスを有する唯一のEU加盟国であり、艦艇などを含め約7,000人を常駐させている。インド太平洋地域へのコミットメントを重視しており、2019年6月に公表された仏軍事省の「インド太平洋国防戦略」は、中国が、拡大する影響力を背景にインド太平洋地域のパワーバランスを変更しようとしているとし、米国、オーストラリア、インド、わが国との連携強化の重要性を示した[6]。また、前述の「国家戦略見直し2022」においては、インド太平洋地域の戦略的安定の維持を目的として、わが国を含む地域諸国とのパートナー関係の構築に尽力し、バランシング・パワーとしての役割を遂行することが戦略目標として示された。

こうしたインド太平洋地域への積極的な関与の方針のもと、2024年6月から8月にかけては、仏航空・宇宙軍が、インド太平洋への大規模戦力投射ミッション「ペガーズ24」を実施し、本国からこの地域に迅速に展開し、さまざまな危機や地域の不安定に対処する能力を示した。仏軍事省の発表によれば、2025年には、空母「シャルル・ド・ゴール」を中心とする空母打撃群が、ミッション「クレマンソー25」の一環としてインド太平洋地域に派遣され、米国、カナダ、オーストラリアなどと共同訓練を実施した。同年2月には、日米仏共同訓練「パシフィック・ステラー」にも参加した。

また、フランスは、2019年以降、北朝鮮籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒活動を実施しており、2024年10月中旬から11月上旬までの間に哨戒機「Falcon200」が、10月下旬から11月下旬にフリゲート「プレリアル」が警戒監視活動を実施した。2025年2月中旬にも補給艦「ジャック・シュヴァリエ」などが警戒監視活動を実施した。

フランスは、中東への関与も重視してきた。フランス軍は2014年からイラクで活動を続け、イスラム国(ISIL)に対抗するイラク治安部隊などへの軍事的支援を行っている。
Islamic State of Iraq and the Levant

参照　10節2項2（アフリカ諸国とその他の国との関係）

## 3　ドイツ

ドイツは、冷戦終結以降、兵力の大幅な削減を進める一方で、国外への連邦軍派遣を徐々に拡大するとともに、NATOやEU、国連などの多国間機構の枠組みにおいて、紛争予防や危機管理を含む多様な任務を遂行する能力の向上を主眼とした国防改革を進めてきた。

しかし、ロシアによるウクライナ侵略を受け、ドイツは「時代の転換点（Zeitenwende）」という認識のもと、安全保障政策を大きく変化させることとなった。具体的には、ウクライナへの武器供与、ロシアに対する厳しい経済制裁、国防費の増加とその対GDP比2%以上の投資、NATOにおける貢献の強化、1,000億ユーロの連邦軍特別基金の設立などである。

2023年6月、ドイツ政府は、安全保障を外交と軍事の分野だけでなく、すべての政策分野の一部ととらえる初の包括的な国家安全保障戦略を公表した。ロシアを欧州・大西洋地域における最も重要な脅威と評価し、中国については、グローバルな課題を解決するパートナーである一方、体制上のライバルや競争者の側面が増大していると指摘した。国防費については、複数年の平均値として対GDP比2%に設定することを政府の方針として明記した。

さらに、同年11月には、国防省がこの戦略に基づく「国防政策方針2023」を公表した。ドイツが欧州における抑

6　一方、2021年9月のAUKUS発足に伴うオーストラリアのフランス製潜水艦購入契約破棄を受け、フランス政府は米国やオーストラリアを強く非難し、一時駐米、駐豪大使を本国に召還した。

止と集団防衛の屋台骨にならなければならないとの認識を示し、ドイツ連邦軍の中核的任務を国家防衛と集団防衛に回帰させるとした。特に、NATOの東部の同盟国の防衛に対して、これまで以上に大きな貢献をする責任を強調し、リトアニアに1個旅団を常駐させることとした。

リトアニアへの旅団常駐に関しては、2024年9月にその法的根拠となる防衛協定が署名され、2025年4月に旅団が発足した。旅団は2027年までに約5,000人規模の完全な運用が目指されている。

インド太平洋に関しても、ドイツ政府は2020年に「インド太平洋ガイドライン」を策定し、この地域における安全保障政策面での関与を強化すると表明した。近年、ドイツは、インド太平洋地域に継続的にアセットを派遣し、プレゼンスの強化を図ると同時に、わが国などの共通の価値観を持つパートナー国との連携を重視している。

2024年には、フリゲート「バーデン・ヴュルテンベルク」および補給艦「フランクフルト・アム・マイン」がインド太平洋地域に派遣された。独軍の発表によれば、2隻は同年6月から8月にかけて、米海軍主催多国間共同訓練「リムパック24」に初参加し、多国間協力と相互運用性を強化した。

また、ドイツは2021年以降、北朝鮮籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒活動を実施しており、2024年8月下旬から9月中旬までの間、前述の2隻が警戒監視活動を実施した。

内政に関しては、2025年2月に独連邦議会選挙が実施され、2025年5月、メルツ新連立政権が発足した。メルツ首相は就任後に行われたルッテNATO事務総長などとの記者会見で、ドイツの国防費増加や欧州の安全保障と防衛能力の拡大などに言及し、ウクライナへの継続的な支援を表明している。

## 4　カナダ

カナダ国防省は2024年4月、国防政策文書を発表し、気候変動、ロシア・中国のような独裁・破壊的国家の台頭、新興かつ破壊的技術の普及という3つの相互に関連するトレンドにより、世界的な不確定の時代にあるとの認識を示した。こうした安全保障環境の認識のもと、北極圏および北米地域におけるカナダの主権確保を国防政策の基本に据え、即応的で抗たん性のある、適切なカナダ軍の実現のため、人的基盤・装備品の更新・調達改革、軍関連インフラの再構築や、デジタル化推進、防衛産業基盤整備を行うとした。また、防衛力整備にあたっては、今後20年間で730億ドルを支出し、新興・既存の脅威に対し、運用支援ハブのネットワーク化、早期警戒機や高緯度地域の地上衛星施設などにより、より広いプレゼンス、展開能力、機動力および対処能力を実現するとし、2029から2030年度の国防費の対GDP1.76%到達を予期し、7万1,500人の現役兵力を実現するとした。このほか、カナダは2019年9月、北極地域に関する政策枠組みを発表し、この地域の戦略的、軍事的、経済的な重要性が高まっているとの認識を示したうえで、この地域での軍事プレゼンスを強化する方針を示している。また、2007年から北極地域における軍事演習「ナヌーク作戦」を実施している。

カナダは、米国を最も重要な同盟国とみなし、北米航空宇宙防衛司令部（NORAD）（North American Aerospace Defense Command）を通じて北米地域の防空・宇宙防衛・海洋警戒監視を米国と共同で実施している。創設国の一員として、NATOとの関係も重視しており、NATO主導の作戦に積極的に参加している。国連の活動も伝統的に支持している。

インド太平洋地域への関わりについて、2022年11月、カナダは今後10年の包括的指針として初めてとなるインド太平洋戦略を発表した。この戦略において、中国を「ますます問題を引き起こすグローバルパワー（increasingly disruptive global power）」と言及し、国際秩序を自国の価値観・利益により寛容な環境へ作り替えようと試みているとして、中国がカナダの国益や地域パートナーの利益を損なう行動に出る場合、挑戦するとした。一方、気候変動などの世界的な問題の解決では、中国と協力する考えを示している。

また、戦略目標の一つとして、地域の平和・抗たん性・安全の推進を掲げ、同盟国やわが国を含めたパートナー国との安全保障関係を強化するとし、2018年4月から実施している北朝鮮籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動[7]を継続する考えを示している。直近では、2025年2月中旬から下旬の間、艦艇に

7　2019年6月から対北朝鮮制裁履行活動に従事する「ネオン作戦」の枠組みのもとで同活動に従事している。なお、2023年10月には、この作戦に従事していたカナダ軍哨戒機が、東シナ海の上空で中国軍機による異常接近などを受ける事案が発生したとされる。

よる警戒監視活動を実施した。一方、2018年以降、カナダ海軍の艦艇が国際法に従って、台湾海峡を通過[8]しているが、派遣するフリゲートの増加などによるインド太平洋地域への海軍のプレゼンスを強化するとし、2024年も複数の海軍艦艇が台湾海峡通過を行ってきている。

2025年1月には、トルドー首相が辞任を表明し、3月に同じ自由党のカーニー首相が就任した。4月には総選挙が行われ、カーニー首相率いる自由党が勝利した。今後のカナダによるこの地域への関与の動向が注目される。

8　カナダの世界平和へのコミットメントを示すことを目的とした世界の安全のための海上作戦である「プロジェクション作戦」の一環として、同活動に従事している。

# 第10節 その他の地域など（中東・アフリカを中心に）

## 1 中東

### 1 全般

中東地域は、アジアと欧州をつなぐ地政学上の要衝である。さらに、世界における主要なエネルギーの供給源で、国際通商上の主要な航路があり、また、わが国にとっても原油輸入量の約9割をその地域に依存しているなど、中東地域の平和と安定は、わが国を含む国際社会の平和と繁栄にとって極めて重要である。

一方、この地域では、イスラエルとイランとの間の高い緊張状態に加え、イスラエルとパレスチナ武装勢力間の衝突やイエメンのシーア派系武装勢力であるホーシー派による船舶への攻撃など、不安定な情勢が継続している。

### 2 イスラエル情勢

#### (1) 軍事

イスラエル軍は、その任務をイスラエル国家とその市民の防衛であるとしている。イスラエルはF-35戦闘機を保有するなど、周辺国に対し、軍事力の質的優位を維持している。また、周辺国や組織から発射されるロケット弾やミサイルなどから自国を防衛するために、アロー、ダビデ・スリング、アイアン・ドームといった防空システムにより、多層的な防空体制を築いている。

#### (2) パレスチナ武装勢力との対立

1993年、イスラエルとパレスチナの間で、パレスチナ人がガザ地区およびヨルダン川西岸地区で暫定自治を行うことなどを決めたオスロ合意が締結され、双方は平和的な共存に向け、交渉による和平プロセスを開始した。しかし、交渉は進展せず、イスラエルとパレスチナとの間で繰り返し衝突も発生しており、和平プロセスは停滞している。

こうしたなかで、2017年、第1期トランプ米政権が、米国はエルサレムをイスラエルの首都と認めると発表した。さらに、2018年には、駐イスラエル大使館をテルアビブからエルサレムに移転したことを受けて、ガザ地区を中心に緊張が高まった。2020年には、同政権が新たな中東和平案を発表したものの、パレスチナ側はその案に示されたエルサレムの帰属やイスラエルとパレスチナの境界線などに反対し、交渉を拒否した。その後、イスラエルとパレスチナ武装勢力の間で、たびたび衝突が発生し、両者の緊張状態は継続していた。

そうしたなか、2023年10月7日、ガザ地区で活動するハマスなどのパレスチナ武装勢力がイスラエルに対し、数千発のロケット弾を発射した。また、多数の戦闘員がイスラエル領に侵入し、イスラエル軍兵士や外国人を含む民間人を殺害・拉致した。これを受け、イスラエル軍は同日ガザ地区への空爆を、また同月27日以降、ガザ地区内において地上作戦を開始した。同年11月24日から30日までの間、一時的な休戦が行われ、ハマスなどに連れ去られた人質の一部が解放されたが、12月1日に戦闘は再開した。

イスラエル軍は、ガザ地区内でハマスの戦闘員の殺害、武器の押収・破壊、地下トンネル網の解体、人質の救出などを実行した。2024年10月には、ガザ地区南部でハマスのシンワル政治局長（当時）を殺害した。一方で、イスラエル軍の攻撃により、ガザ地区内では多数の民間人の死傷者が発生した。

その後、2025年1月19日、米国、エジプトおよびカタールの仲介によるイスラエルとハマス間の停戦合意が発効した。同合意に基づき、一部の人質は解放されたものの、3月18日、イスラエル軍は、ハマスが停戦延長案



パレスチナ自治区ガザ北部を走行するイスラエル軍の戦車（2023年12月）【AFP＝時事】

を拒否したなどとして、大規模な攻撃を再開しており、残る人質の解放や恒久的な停戦に向けた協議は難航している。

### (3) ヒズボラとの対立

2023年10月にイスラエルとパレスチナ武装勢力の衝突が始まった後、イスラエル北部では、ヒズボラによるロケット弾、無人機、ミサイルによる攻撃などが頻発した。これに対し、イスラエル軍はヒズボラの軍事拠点に対する空爆などで応戦し、ヒズボラの最高指導者（当時）であるナスラッラー師を含む多数のヒズボラ幹部や戦闘員を殺害した。

また、2024年9月にはヒズボラの戦闘員らが使用する多数の通信機器が一斉に爆発する事案が生じ、イスラエルは同国の関与を認めた。さらに、同年10月には、イスラエル軍はレバノン南部に対する地上侵攻を開始し、ヒズボラへの攻勢を強めた。その後、米国とフランスの仲介により、同年11月、イスラエルとレバノン政府の間で、イスラエルとレバノンの国境地帯といったレバノン南部からのイスラエル軍の撤退およびレバノン南部におけるヒズボラの武装解除などを含む停戦合意が結ばれた。しかし、合意で定められた撤退の期限である2月18日以降も、イスラエルは、レバノン政府およびヒズボラが停戦合意を完全に履行していない旨主張し、レバノン南部の5か所で軍の駐留を継続させている。さらに、3月にはレバノン側からの攻撃を受け、イスラエル軍はベイルート近郊などに対して攻撃を実施した。

### (4) ホーシー派との対立

2023年10月19日以降、ホーシー派はガザの人々との連帯を主張して、イスラエル領内に対し散発的にミサイルや無人機などを発射している。イスラエルはアローなどの各種防空アセットにより、これらの多くを迎撃している。一方、一部のミサイルや無人機に対する迎撃の失敗や、迎撃後に発生したミサイルの破片の落下などにより、イスラエル領内で被害が発生している。直近では、2025年5月、ホーシー派が発射したミサイルが、イスラエルのベン・グリオン空港付近に落下した。また、ホーシー派は、イエメン沖を航行する商船を攻撃しており、商船の沈没や乗組員の死亡といった事案も発生している。

ホーシー派からの攻撃が続くなか、イスラエルは2024年7月にイエメンのホデイダ港などのホーシー派が支配する地域を初めて空爆した。空爆には、F-35戦闘機、F-16戦闘機、F-15戦闘機といった戦闘機のほか、空中給油機などが参加したとされる。また、同年9月、12月、2025年1月および5月にも同様に空爆を実行した。

なお、2025年1月19日のガザでの停戦に関する合意発効後、ホーシー派は船舶への攻撃を一時停止していたが、イスラエルによるガザへの物資搬入停止などを理由に、同年3月11日、「イスラエルの船舶」への攻撃再開を発表した。こうしたなかで米国は、同月15日以降、「強力な軍事行動」として、ホーシー派に対する攻撃を実施していたが、同年5月、ホーシー派が米艦艇等に対する攻撃を停止することに同意したとして、米国がホーシー派に対する攻撃の停止を表明した一方、ホーシー派は、イスラエルに対する攻撃を継続している。

参照 4章5節2項（1）（中東地域における海洋安全保障）

### (5) イランとの対立

2024年4月1日、在シリア・イラン大使館関連施設が空爆された。イランは、同空爆がイスラエルによって行われたとして、同月13日夜から14日未明にかけ、報復としてイスラエルに対し多数のミサイルを発射し、無人機でも攻撃した。

また、同年10月1日、イランは、イスラエルによるハマスのハニーヤ政治局長（当時）やヒズボラの最高指導者（当時）であるナスラッラー師の殺害などを理由として、イスラエルに対し、多数の弾道ミサイルを発射した。

これらのイランが発射した弾道ミサイルの迎撃には、イスラエルのアローや東地中海に展開していた米駆逐艦



イランによるミサイル攻撃により、激しく損傷したイスラエル南部の校舎の様子（2024年10月1日）【AFP＝時事】

のSM-3が使用されたと指摘されている。
Standard Missile 3

同年10月26日、イスラエルはイランの攻撃への報復として、イラン国内の軍事施設などを攻撃した。同攻撃には100機以上の戦闘機などが参加したと指摘されている。

現在も双方の間では高い緊張状態が継続している。

### (6) 他国との軍事協力

米国とは「特別な関係」と称される関係を有しており、1960年代から米国の軍事支援を受けており、現在も毎年38億米ドル相当の軍事支援を受けている。

米国は、2023年10月にイスラエルとパレスチナ武装勢力の間の衝突が始まった直後から、空母打撃群の中東派遣を発表し、その後も状況の推移に応じて、ペトリオットPAC-3やTHAADといった防空システムやF-22戦闘機などを中東地域に追加展開した。また、中東に展開している米駆逐艦はイランやホーシー派がイスラエルに向けて発射したミサイルなどを度々迎撃した。
Patriot Advanced Capability-3　The Terminal High Altitude Area Defense

2024年4月にイランがイスラエルに向けてミサイルや無人機を発射した際には、米国だけでなく、英国などの戦闘機部隊も迎撃したとされている。

## 3 イラン情勢

### (1) 軍事

イランは、正規軍や治安維持軍に加え、革命体制の防衛のために設立された革命ガードを有している。革命ガードは、対称戦を遂行する正規軍と異なり、一般に非対称戦の遂行を主任務としているとされる。また、隷下部隊に海外工作を担うコッツ部隊を擁しており、国外のイランに近いとされる勢力の活動などへの支援を通じ、地域に影響力を行使しているとの指摘がある。

米国防情報局は2019年に公表した報告書の中で、イランの軍事戦略について、米国などの航空攻撃・地上侵攻に対処可能な戦力の整備を追求するとしている。また、イランの抑止力は主に3つの核心的能力によって構成されるとしたうえで、①長距離打撃が可能な弾道ミサイル、②ペルシャ湾・ホルムズ海峡の航行を妨害できる海軍能力および③国外のイランに近いとされる勢力などを駆使した対外工作活動に注力していると評価している。

弾道ミサイルについては、1980年代から開発を推進しているとの指摘があり、現在では、短距離弾道ミサイルや準中距離弾道ミサイルを保有している。さらに、イランは2023年に極超音速弾道ミサイルとされるミサイルを公開した。これに加え、イランでは無人機の開発も顕著であり、攻撃用や偵察用など、多様な無人機を製造している。

こうしたミサイルや無人機は前述の対イスラエル攻撃で使用されており、2024年4月の攻撃では120発以上の弾道ミサイル、30発以上の巡航ミサイルおよび約170機の無人機が使用されたとされる。また、同年10月には、180発以上の弾道ミサイルを使用したとされる。なお、革命ガードは同攻撃の際、極超音速弾道ミサイルを使用したと主張している。

### (2) 他国との軍事協力

2025年3月、イランは、インド洋北部においてロシアや中国とともに、海軍の共同演習である「海上安全ベルト2025」を実施した。同演習は、2019年以降、中国不参加の回を含めこれまで6回行われており、オブザーバー国は年々増加している。

また、イランはロシアに対し無人機を供与しており、ウクライナへの侵略にあたりロシアによって使用されている。さらに、2024年には弾道ミサイルを供与したとの指摘があるなど、ロシアとの軍事協力を深化させている。

## 4 シリア情勢

シリアでは、2011年3月以降、ロシアやイランが支援するシリア政府軍とトルコなどが支援する反体制派などの暴力的衝突が継続してきた。

こうしたなか、2024年11月、シリア北西部イドリブを拠点とするシャーム解放機構（HTS）を中心とする反体制派がシリア政府軍に対する攻勢をかけ、同年12月には、首都ダマスカスを制圧した。アサド大統領（当時）がロシアへ亡命し、アサド政権は崩壊した。同月10日、HTSの指導者アフマド・シャラア氏とアサド政権のジャラリ首相が会談し、HTSが拠点としていたシリア北西部の事実上の自治政府「シリア救済政府」に対し、暫定的に政府の権限を委譲することで合意した。その後、シャラア氏は「シリア救済政府」首相のムハンマド・バシール氏を「暫定政府」の首相に指名し、同日付でバシール氏は暫定首相に就任した。それと同時に「シリア救済政
Hay'at Tahrir al-Sham

府」の複数の閣僚が「暫定政府」の閣僚に就任した。さらに、2025年1月29日には、シャラア氏が暫定大統領に就任した。3月13日、シャラア大統領は、正式な新政府への移行期間を5年とする暫定憲法を承認した。また、同月29日、全23名の閣僚からなる「移行政府」の発足を宣言した。今後、同内閣の下で新憲法が起草され、選挙が実施されるとみられる。

## 5　イエメン情勢

イエメンでは、2011年2月以降に発生した反政府デモとその後の国際的な圧力により、サーレハ大統領（当時）が退陣に同意し、2012年2月の大統領選挙を経て、ハーディ副大統領（当時）が新大統領に選出された。

一方、イエメン北部を拠点とするホーシー派と政府との対立は激化し、ホーシー派が首都サヌアなどに侵攻したことを受け、ハーディ大統領はアラブ諸国に支援を求めた。これを受けて、2015年3月、サウジアラビアが主導する有志連合軍がホーシー派への空爆を開始した。これに対し、ホーシー派もサウジアラビア本土に弾道ミサイルなどによる攻撃を開始し、無人機や巡航ミサイルも使用するようになった。

2019年11月、サウジアラビアの首都リヤドにおいて、イエメン政府とイエメン南部の独立勢力「南部移行評議会」（STC）がリヤド合意[1]に署名し、2020年12月、その合意に基づき新内閣が発足した。2022年4月、ハーディ大統領は、「大統領指導評議会」を新設し、すべての権限を委譲することを発表した。この評議会は、ホーシー派を除くイエメン国内の主要な政治勢力の代表者によって構成され、イエメン政府の統治強化やホーシー派との交渉の妥結を目指している。同月、国連イエメン特使は、紛争当事者が2か月間のイエメン全土における停戦に合意したことを発表した。停戦合意は、同年6月と8月に更新された後、10月には更新されなかったことが発表されたが、停戦が発効して以降、イエメン国内における大規模な衝突や、有志連合軍による空爆やホーシー派による越境攻撃は、ほとんど生起していない。

こうしたなか、2023年12月、停戦実現などに向けたロードマップの作成を進めることで合意がなされたが、最終的な和平合意の締結の目途は立っていない。

## 6　アフガニスタン情勢

アフガニスタンでは、2014年12月に同国内で治安維持活動を行っていた国際治安支援部隊（ISAF）が撤収し、アフガニスタン治安部隊（ANDSF）への教育訓練や助言などを主任務とするNATO主導の「確固たる支援任務」（RSM）が開始された。一方、ANDSFは兵站、士気、航空能力、部隊指揮官の能力などの面で課題を抱えており、こうしたなかでタリバーンは国内における支配地域を拡大させた。

2020年2月、米国とタリバーンとの間で、駐アフガニスタン米軍の条件付き段階的撤収などを含む合意が署名され、同年3月、米国は、米軍の撤収を開始したと発表し、2021年8月末までに撤収を完了した。こうした状況のなか、タリバーンは、アフガニスタン国内での支配領域をさらに急速に拡大し、同年8月、首都カブールを制圧し、同年9月、暫定内閣の設立を発表した。

2024年、アフガニスタンでは、首都カブールでの自爆テロにより、タリバーン「暫定政権」の閣僚が死亡する事件や、隣国パキスタンとの間で、双方が相手国領土を攻撃する事案などが発生しており、今後とも、タリバーンによる国内の統治やタリバーンと各国の関係が注目される。

# 2　アフリカ

## 1　アフリカ諸国が抱える課題

アフリカ諸国は、54か国で約14億人を擁し、2050年には世界人口の4分の1を抱えるようになると言われるなど、若く、エネルギッシュで、潜在力に溢れた地域である。豊富な鉱物資源や高い経済成長率を誇ることから、日本の経済安全保障やバリューチェーンの確保の観点からも重要な地域であり、更に開拓すべき投資先とし

1　イエメン政府と同国南部の自治を志向するSTCとの間で衝突が継続していたなかで、両者の衝突の収束などに向け、STC出身閣僚を含む新内閣の樹立などを規定。

て世界の関心も集めている。一方、紛争やテロ、政治的混乱、海賊の活動などの安全保障上の課題を抱えている地域でもある。アフリカの平和と安定の実現に向けて、国連PKOのほか、アフリカ連合（AU）などの地域機関（African Union）が積極的に活動している。

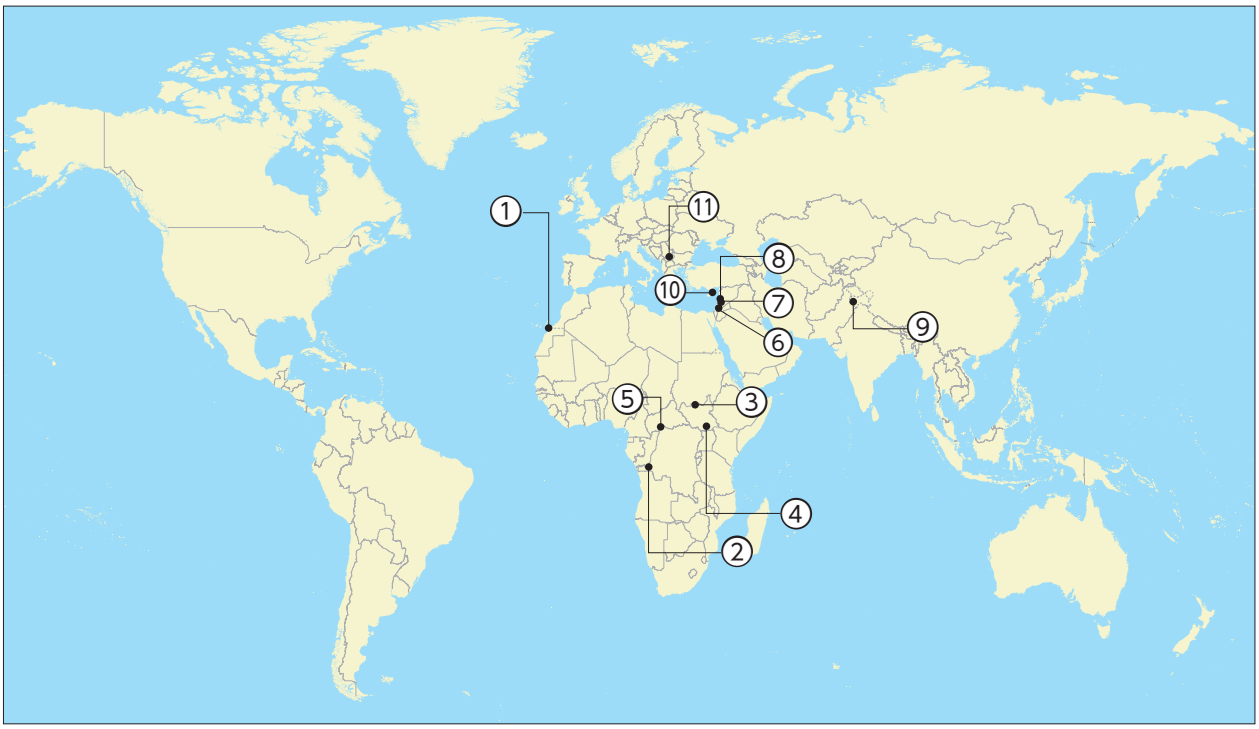
スーダンでは、2023年4月、国軍と準軍事組織である「即応支援部隊（RSF）」とが、RSFの国軍への統合などをめぐって対立し（Rapid Support Forces）、武力衝突に至った。同年5月以降、米国、サウジアラビア、AUなどの仲介によって停戦が模索されてきたが、実効的な停戦には至っておらず、依然として激しい戦闘が継続している。

南スーダンでは、2011年のスーダンからの独立以降、政治的対立や民族対立等に起因する大規模な武力衝突が発生したが、2018年9月には、衝突の当事者であるキール大統領、マシャール副大統領（当時）らによって、和平合意にあたる「再活性化された衝突解決合意」（R-ARCSS）が署名され、正式政府発足に向けたロードマップなどが示された（Revitalised Agreement on the Resolution of the Conflict in the Republic of South Sudan）。2020年には暫定政府が設立され、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）（United Nations Mission in South Sudan）がR-ARCSSの履行を支援している。一方で、R-ARCSSの履行はいまだ限定的であり、2024年9月には、総選挙を2026年12月まで再延期すること、暫定政府の統治期間を2027年2月まで再延長することがR-ARCSSの当事者間で合意された。2025年3月には、上ナイル州を中心にキール大統領派を支持する南スーダン人民防衛軍（SSPDF）とマシャール第一副大統領を支持する反主流派（SPLM-IO）間での衝突が発生したり、マシャール第一副大統領が自宅に軟禁されたりするなど、現在も、政治的対立や地方における散発的な武力衝突は継続しており、依然として不安定な情勢が続いている。

近年、西アフリカでは、軍事的政権奪取が相次いで発生した。2020年8月と2021年5月にマリ、2022年1月と9月にブルキナファソ、2023年7月にニジェールでそれぞれ、国軍の一部兵士による軍事的政権奪取が発生した。同地域からは米軍やフランス軍、国連マリ多面的統合安定化ミッション（MINUSMA）（United Nations Multidimensional Integrated Stabilization Mission in Mali）等が撤退し、イスラム過激派などによるテロや襲撃事件が頻発するなど、治安の悪化が深刻な問題となっている。

参照 図表Ⅰ-3-10-1（現在展開中の国連平和維持活動）、3項2（アフリカにおける動向）、4章5節2項（2）（海賊）、Ⅲ部3章2節2項2（国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS））

## 図表Ⅰ-3-10-1　現在展開中の国連平和維持活動




（注）　国連による（2025年3月末現在）。

### アフリカ

| | ミッション名 | 設立 |
|---|---|---|
| ① | 国連西サハラ住民投票監視団<br>(MINURSO) | 1991.4 |
| ② | 国連コンゴ民主共和国安定化ミッション<br>(MONUSCO) | 2010.7 |
| ③ | 国連アビエ暫定治安部隊<br>(UNISFA) | 2011.6 |
| ④ | 国連南スーダン共和国ミッション<br>(UNMISS) | 2011.7 |
| ⑤ | 国連中央アフリカ多面的統合安定化ミッション（MINUSCA） | 2014.4 |

### 中東

| | ミッション名 | 設立 |
|---|---|---|
| ⑥ | 国連休戦監視機構<br>(UNTSO) | 1948.5 |
| ⑦ | 国連兵力引き離し監視隊<br>(UNDOF) | 1974.5 |
| ⑧ | 国連レバノン暫定隊<br>(UNIFIL) | 1978.3 |

### アジア

| | ミッション名 | 設立 |
|---|---|---|
| ⑨ | 国連インド・パキスタン軍事監視団<br>(UNMOGIP) | 1949.1 |

### 欧州

| | ミッション名 | 設立 |
|---|---|---|
| ⑩ | 国連キプロス平和維持隊<br>(UNFICYP) | 1964.3 |
| ⑪ | 国連コソボ暫定行政ミッション<br>(UNMIK) | 1999.6 |

## 2 アフリカ諸国とその他の国との関係

アフリカは、安全保障面ではかねてより米国、欧州、ロシアとの関係が深い。そのうえで、近年はロシアとの関係のさらなる深化に加え、中国によるアフリカへの関与が目立っている。

### (1) 中国・ロシア

中国は、従来からアフリカ諸国との経済面における関係強化に努めているが、近年は軍事的な関与も強めており、首脳クラスのみならず軍高官の往来も活発であるほか、武器輸出や部隊間の交流なども積極的に行われている。また、中国はアフリカにおける国連PKOへ要員を積極的に派遣している。このような動きの背景には、資源の安定供給を確保するねらいのほか、将来的にはさらなる海外拠点の確保も念頭に置いているとの見方がある。

例えば、2017年8月には、ジブチにおいて、中国軍初の海外拠点として、後方支援を目的とするとされる「保障基地」の運用が開始され、2024年7月と10月には、「保障基地」に駐留する中国軍部隊とジブチ軍が共同演習を実施した。また、アフリカ沿岸国での活動もみられる。西岸においては、2023年6月から7月にかけて海軍の海賊対処部隊がギニア湾岸諸国を訪問して共同演習を実施した。東岸においても、2024年7月～8月にタンザニアおよびモザンビークと2週間に及ぶ共同演習を実施している。さらに、中国はロシアおよび南アフリカとも、2019年11月と2023年2月に3カ国で共同演習を実施した。

今後も、アフリカ沿岸国を中心に軍事関連施設の建設を検討している可能性が指摘されているなど[1]、引き続き、アフリカにおける軍事的プレゼンスの拡大を図っていくものとみられる。

ロシアは、アフリカ諸国に対して武器輸出を積極的に行ってきたほか、近年は民間軍事会社の活動などを通じて関与を強めてきた。2023年の「ワグネル」の「武装反乱」やその創設者の一人であるプリゴジン氏の死去後も、ロシアはアフリカへの大きな影響力を維持しているとみられる。2024年以降には、「ワグネル」の一部を取り込む形で露国防省の下で再編されたとの指摘がある「アフリカ軍団」の活動が報じられている。

2020年、ロシア政府は、ロシア海軍の拠点をスーダンの紅海沿岸に開設することでスーダン政府と合意したと発表した。2025年2月には、両国が最終的な合意に至ったとスーダン政府が発表したことが報じられた。スーダンにロシア海軍の拠点が開設されれば、インド洋方面におけるロシア軍の展開能力が高まるものとみられる。

ロシアは今後も、軍事的政権奪取が発生した国々や情勢が不安定化している国々を中心に、アフリカにおける軍事的プレゼンスを高めていくものとみられる。

### (2) 米国・欧州

米国は従前から、米アフリカ軍（AFRICOM）を中心として、多国間の共同演習、駐留や訓練ミッション、対テロ作戦への人員派遣、武器輸出などを通じて、アフリカ諸国と軍事的に連携してきた。バイデン前政権の2022年10月に発表された国家防衛戦略においては、アフリカについて、「目的を共有する同盟国、国際機関、地域機構との連携を強化し、同大陸における中国とロシアの悪質な活動を妨害する努力を含め、同地域における米国の各機関・省庁間の取組を支援する」との方針を表明している。

一方で、アフリカの安全保障環境については懸念も示している。AFRICOMは、2024年3月に発表した声明[2]において、「アフリカにおける我々の国際的な同盟が縮小していることを深刻に受け止めている」と述べている。AFRICOMもまた、同年3月にニジェールが米国との軍事協定の破棄を宣言したことを受けて、米軍は同年9月に同国から撤退することとなった。さらに、AFRICOMが同年8月に策定した戦略文書[3]においては、アフリカにおける安全保障上の脅威に含まれるものとして、「ロシアや中国などの対外国家主体の有害な影響」をあげている。

こうした懸念は示しているものの、米国は引き続きアフリカに関与していくものとみられる。

欧州も従前から、駐留や訓練ミッション、対テロ作戦への人員派遣などを通じてアフリカ諸国と軍事的に連携してきたが、近年、欧州の影響力は、中露の影響力拡大

1 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2024年）による。
2 AFRICOM「マイケル・E・ラングレー米海兵隊大将／米アフリカ軍司令官による米国上院軍事委員会における声明」（2024年）による。
3 AFRICOM「米アフリカ軍戦域戦略 2024年～2033年」（2024年）による。

も相まって相対的に低下しているとの見方もある。

特にフランスは、歴史的背景からアフリカ諸国との関係が深く、旧植民地を中心に影響力を維持してきた。しかし、近年、西アフリカの国々においては、軍事的政権奪取の発生、反仏感情の高まりやロシアの影響力拡大などを背景に、アフリカ駐留部隊の撤退が相次いでいる。こうした事態を踏まえ、現在、フランスはアフリカ地域における軍事態勢の再構築とパートナーシップの維持に取り組んでいる。

最近では、2024年11月にフランスと友好関係にあるチャドがフランスとの防衛協力協定の終了を発表し、2025年1月にフランス軍はチャドからも撤退を完了した。また、2025年2月には、コートジボワールのフランス軍基地を返還したが、フランス軍80人は引き続き、コートジボワールにおいて、同国軍の訓練を実施する予定である。さらに、同年3月、フランス軍はセネガルからも撤退を開始したが、安全保障面での新たなパートナーシップに関して協議を続けている。

このように、駐留部隊の撤退や削減が実施された事例はあるものの、地域の安定化に向けた欧州の関与は継続するとみられる。

## 3 国際テロリズムの動向

### 1 全般

中東やアフリカなどの統治能力がぜい弱な国において、国家統治の空白地域がアル・カーイダや「イラクとレバントのイスラム国」（ISIL）などの国際テロ組織の活動の温床となる例が顕著にみられる。こうしたテロ組織は、国内外で戦闘員などにテロを実行させてきたほか、インターネットなどを通じて暴力的過激思想を普及させている。その結果、欧米などにおいて、国際テロ組織との正式な関係はないものの、何らかの形で影響を受けた個人や団体が、少人数で計画・実行するテロが発生している。さらに、極右思想を背景とした、特定の宗教や人種を標的とするテロも欧米諸国で発生している。

（Islamic State in Iraq and the Levant）

国際テロ組織のうち、ISILは、元々の拠点であるイラクやシリアのほか、両国外に「イスラム国」の領土として複数の「州」を設立し、こうした「州」が各地でテロを実施している。2024年3月には、モスクワ郊外のコンサート会場での銃撃テロにより140人以上が死亡した事件について、ISILが犯行声明を出した。

アフガニスタンなどを拠点とするアル・カーイダは、多くの幹部が米国の作戦により殺害されるなど弱体化しているとみられる。しかしながら、声明を発出するなどの活動は継続している。

国際テロ対策に関しては、テロの形態の多様化やテロ組織のテロ実行能力の向上などにより、テロの脅威が拡散、深化しているなかで、テロ対策における国際的な協力の重要性がさらに高まっている。

### 2 アフリカにおける動向

アフリカでは、ISILやアル・カーイダ関連組織が活発に活動している。たとえば、アフリカ西部においては、マリをはじめとするサヘル地域で、テロ組織の活発な活動のみならず、組織間の衝突がみられる。アフリカ中部や南部においては、2019年4月以降、主にコンゴ民主共和国東部やモザンビーク北部においてISILの「中央アフリカ州」が活動を継続していた。2022年5月、これまでISILの「中央アフリカ州」名義で犯行声明を発出していたモザンビークの武装集団がISILの「モザンビーク州」名義で犯行声明を発出し、新たな支部としての活動を開始した。アフリカ東部においては、ソマリアにおいてアル・シャバーブが、政治プロセスを妨害し続けている。

欧州諸国などは、このようなテロ組織の活動に対し、対テロ作戦や訓練支援を行ってきた。たとえば、サヘル地域においては、2013年から2022年までの間、フランス軍が主導となって、イスラム過激派に対する対テロ作戦を展開した。モザンビークにおいては、ISILの「モザンビーク州」の活動に対し、周辺国から派遣された部隊と共同での対テロ作戦や、EUによるモザンビーク国防軍への訓練ミッションが継続されている。

### 3 中東における動向

ISILは、2013年以降、情勢が不安定であったイラクやシリアにおいて勢力を拡大し、2014年に「イスラム国」の樹立を一方的に宣言した。同年以降、米国が主導する

有志連合軍は、両国において、空爆や現地勢力に対する教育・訓練などに従事し、2019年、米国は、有志連合とともに両国におけるISILの支配地域を100%解放したと宣言するに至った。2022年には、2月と11月に米国がISIL指導者の死亡を発表したが、ISILはそれぞれ同年3月と11月に新指導者の就任を発表しており、イラクとシリアにおいて、依然活動を継続しているとみられる。こうしたなか、米軍は両国への部隊駐留を継続し、引き続きISILの再興防止に努めている。

アフガニスタンにおいては、タリバーンが支配地域を拡大するなか、2015年以降、ISILの「ホラサン州」が、首都カブールや東部を中心にテロ活動を継続してきた。アル・カーイダと協力関係にあるタリバーンがカブールを制圧した2021年8月、米国は、米軍の撤収を完了したが、遠隔からの対テロ作戦の継続を表明した。

米軍撤収後も、ISILの「ホラサン州」はカブールなどでテロ攻撃を継続しているほか、高い広報能力を駆使して各地でプロパガンダを展開し、アフガニスタンにとどまらず各地でテロを実行するなど、国際社会の脅威となっている。アル・カーイダについては、2022年8月、米国は、アフガニスタンの首都カブールにおいて、ドローン攻撃によりその指導者を殺害したと発表した。

視点

## イスラエル・パレスチナ武装勢力間の衝突に起因する中東情勢の緊迫

防衛研究所　社会・経済研究室　研究員　吉田（よしだ）　智聡（ともあき）

2023年10月7日にガザ地区を実効支配するパレスチナ系武装組織ハマスがイスラエルへ奇襲を実施し、その後両者間の戦闘が続いてきました。軍事的に優位なイスラエルは、ガザ地区においてハマス掃討作戦を進めました。イスラエルの見立てによれば、奇襲開始以前に約3万名の戦闘員を有していたハマスの死者数は、2万名に上るとみられます。ハマスはこの数値を誇張であるとしていますが、死者数に加えて交戦不能なほどに身体的・心理的欠損を負った戦闘員の数を加えれば、軍事的には大打撃を受けたと言って差し支えないでしょう。2025年1月19日からイスラエルとハマスは6週間の停戦期間に入りましたが、その後、イスラエル軍はガザ地区での地上作戦を再開しました。また同軍は1カ月以上にわたって人道支援物資の搬入を停止したため、人道状況の一層の悪化も懸念されています。

イスラエルはガザ地区で戦果を挙げるとともに、イラン主導の反西側集団「抵抗の枢軸」の拠点である中東各国も攻撃しました。2024年7月以降イスラエルは、イエメン・ホーシー派の支配地域を空爆しているほか、同月にイランの首都テヘランに滞在していたハマスの最高指導者ハニーヤ氏を殺害しました。イランにとって最も重要なパートナーであるヒズボラ、および同組織の拠点国レバノンについては、イスラエルは9月までに最高指導者ナスルッラー氏を筆頭に多くの幹部を殺害し、10月には地上侵攻に踏み切りました。イスラエルは国家安全保障上の脅威を低減させており、今般の紛争を経て中東地域の軍事バランスは同国に一層有利なものとなりました。

「抵抗の枢軸」への打撃は、中東政治にも大きな影響を与えています。2024年12月上旬にシリアでアサド政権が崩壊しましたが、これには「抵抗の枢軸」の弱体化が大きく関わっています。アサド政権軍は、反政府勢力との戦闘においてロシア軍の航空支援や、ヒズボラなどの陸戦支援に依存していました。しかしロシアはウクライナ戦争で疲弊し、「抵抗の枢軸」にもアサド政権を支える余力はありませんでした。

「抵抗の枢軸」の軍事的損耗とは別に、中長期的な中東和平問題を巡る動向にも変化が見られます。2024年7月にハマスなどパレスチナ諸派は、中国の仲介の下、統一政府の樹立で合意しました。この合意がどの程度実効的に進められるかは不透明な部分がありますが、2007年以降分断状態にあったパレスチナ諸派が、今般の紛争を機に団結できるかという点は、中東和平問題を考えるうえで重要でしょう。

(注) 本コラムは、研究者個人の立場から学術的な分析を述べたものであり、その内容は政府としての公式見解を示すものではありません。

# 第4章 宇宙・サイバー・電磁波の領域や情報戦などをめぐる動向・国際社会の課題など

サイバー空間、海洋、宇宙空間、電磁波領域などにおいて、自由なアクセスやその活用を妨げるリスクが深刻化している。特に、サイバー攻撃の脅威は急速に高まっており、機微情報の窃取などは、国家を背景とした形でも平素から行われている。そして、武力攻撃の前から偽(にせ)情報の拡散などを通じた情報戦が展開されるといった、軍事目的遂行のために軍事的な手段と非軍事的な手段を組み合わせるハイブリッド戦が、今後さらに洗練された形で実施される可能性が高い。こうした動向は、わが国を含む国際社会が直面している重大な課題である。

## 第1節 情報戦などにも広がりをみせる科学技術をめぐる動向

### 1 科学技術と安全保障

科学技術とイノベーションの創出は、わが国の経済的・社会的発展をもたらす源泉であり、技術力の適切な活用は、安全保障だけでなく、気候変動などの地球規模課題への対応にも不可欠である。各国は、例えばAI(Artificial Intelligence)、量子技術、次世代情報通信技術など、将来の戦闘様相を一変させる、いわゆるゲーム・チェンジャーとなりうる先端技術の研究開発や、軍事分野での活用に力を入れている。

このような技術の活用は、これまで人間や従来のコンピュータなどにより行われてきた情報処理を、高速かつ自動で行うことを可能とするものであり、意思決定の精度やスピードにも大きな影響を及ぼすものとして注視していく必要がある。また、こうした技術に基づく高速大容量かつ安全な通信は、今後の防衛における大きなニーズでもある無人化や省人化にも大きく寄与するため、この観点からも注視が必要である。

さらに、サイバー領域などにおけるリスクも深刻化している。なかでも、サイバー攻撃による通信・重要インフラの妨害やドローンの活用など、純粋な軍事力に限られない多様な手段により他国を混乱させる手法はすでにいくつもの実例があり、こうした技術は、軍事と非軍事の境界を曖昧にし、いわゆるグレーゾーン事態を増加・拡大させる要因ともなっている。AI技術を応用して偽の動画を作るディープフェイクと呼ばれる技術も広がりを見せており、偽(にせ)情報の拡散などを通じた情報戦などが恒常的に生起するなど、安全保障面での技術の影響力が高まり続けている。

加えて、国の経済や安全保障にとって重要となる新興技術の分野で優位を獲得し、国際的な基準をリードすることが有利であるといった認識から、次世代情報通信システム(Beyond 5G)や半導体などの分野において、技術をめぐる国家間の争いが顕在化している。また、半導体やレアメタルをはじめとした重要物資について、安全保障の観点からサプライチェーンを確保することの重要性について共通の理解が進んでいる。

このような状況において、一部の国家が、サイバー空間、企業買収、投資を含む企業活動、学術交流、工作員などを利用し、他国の民間企業や大学などが開発した先端技術に関する情報を窃取した上で、自国の軍事目的に活用していることが懸念となっており、各国は、輸出管理や外国からの投資にかかる審査を強化するとともに、技術開発や生産の独立性を高めるなど、いわゆる「経済安全保障」の観点からの施策を講じている。

# 2 軍事分野における先端技術動向

## 1 極超音速兵器

米国、中国、ロシアなどは、弾道ミサイルに搭載され、大気圏内を極超音速（マッハ5以上）で滑空飛翔・機動し、目標へ到達するとされる極超音速滑空兵器（HGV：Hypersonic Glide Vehicle）や、極超音速飛翔を可能とするスクラムジェットエンジンなどの技術を使用した極超音速巡航ミサイル（HCM：Hypersonic Cruise Missile）といった極超音速兵器の開発を行っている。極超音速兵器については、通常の弾道ミサイルとは異なる低い軌道を、極超音速で長時間飛翔すること、高い機動性を有することなどから、探知や迎撃がより困難になると指摘されている。

米国は、2021年、米国防省高官が、極超音速兵器の開発構想に言及しており、2020年代初頭から半ばにかけて極超音速兵器を配備し、2020年代半ばから後半にかけて防衛能力を構築すると公表した[1]。同年、米陸軍は、HGV「LRHW」のプロトタイプを受領し、配備に向け訓練を実施しており、2024年6月と12月に発射試験に成功しているが、一方で、配備の遅延も指摘されている。また、米海軍と米空軍も極超音速兵器を開発しており、米海軍はズムウォルト級ミサイル駆逐艦やバージニア級原子力潜水艦への搭載を目指しているとされている。（Long Range Hypersonic Weapon）

中国は、2019年の中国建国70周年閲兵式において、HGVを搭載可能な弾道ミサイルとされるDF-17を初めて登場させており、米国防省は、中国がDF-17の運用を2020年には開始したと指摘しているほか、弾道ミサイルDF-27にもHGVが搭載される可能性に言及している。[2]

ロシアは、HGV「アヴァンガルド」を既に配備しており、アヴァンガルドを搭載可能とされる新型ICBM「サルマト」を2024年内に配備予定とされていたが、2024年9月に発射試験が失敗した可能性が指摘されており、開発中とされている。また、2021年にHCM「ツィルコン」の潜水艦発射試験に成功するほか、ツィルコンを搭載したフリゲートが2023年から戦闘哨戒任務を開始し、2024年2月には、プーチン大統領が、ウクライナにおいて、ロシア軍がツィルコンを使用した旨初めて言及している。

北朝鮮は、極超音速滑空飛行弾頭の開発を優先目標の一つに掲げ、研究開発を進めているとみられ、2021年以降、「極超音速ミサイル」と称するミサイルを発射している。

参照 3章4節1項3（3）（ミサイル戦力）

このような極超音速ミサイルの脅威に対して、米国は、滑空段階で迎撃するミサイル「GPI」の開発を日米共同により進めている。（Glide Phase Interceptor）

参照 Ⅲ部1章2節2項3（日米BMD技術協力）

## 2 高出力エネルギー技術

レールガンや高出力レーザー兵器、高出力マイクロ波兵器などの高出力エネルギー兵器は、多様な経空脅威に対処するための手段として開発が進められている。

レールガンは、電気エネルギーから発生する磁場を利用して弾丸を打ち出す兵器であり、使用する弾丸はミサイルとは異なり推進装置を有していない。このため、小型・低コストかつ省スペースで備蓄でき、多数のミサイルによる攻撃にも効率的に対処可能とされている。

レーザー兵器は、高出力のレーザーエネルギーにより対象を破壊する兵器であり、多数の小型無人機や小型船舶などに対する低コストで有効な迎撃手段として、米国、中国、ロシアなどで開発されている。

米国は複数のレーザー兵器の開発を進めており、2023年、米陸軍は50kW級の車載型レーザー兵器「DE M-SHORAD」のプロトタイプを受領したほか、300kW級のレーザー兵器の開発契約を締結している。（Directed Energy Maneuver-Short Range Air Defense）米海軍においても、2022年には60kW級レーザー兵器「HELIOS」が、アーレ・イバーク級ミサイル駆逐艦「プレブル」に搭載されている。（High Energy Laser and Integrated Optical-dazzler with Surveillance）

中国は、2024年の中国国際航空宇宙博覧会において、小型無人機を対象とした出力不明の車載型レーザー兵器「LW-60」を公開した。また、低軌道周回衛星の光学センサーを妨害または損傷させることを企図していると思われる対衛星レーザー兵器を配備しているとの指摘があるほか、さらに高出力のレーザー兵器も開発中との指摘

1　2021年2月27日付の米国防省HPによる。
2　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2024年）による。

もある。

ロシアは、出力数10kW級のレーザー兵器「ペレスヴェト」を既に配備しており、対衛星兵器として出力数がMW級の化学レーザー兵器も開発中との指摘がある。

イスラエルは、2022年に出力数が100kW級の車載型防空用レーザー兵器「アイアン・ビーム」による無人機や迫撃砲などの迎撃試験に成功しており、2025年内の運用開始が指摘されている。

高出力マイクロ波兵器は、無人機、ミサイルなどに搭載された電子機器を破損や誤作動させる兵器である。2023年、米空軍は、スウォーム飛行を模擬した多数の無人機に対して、高出力マイクロ波兵器「THOR」を使用し多数の無人機を効果的に無効化したとしている。また、米海兵隊は、AIによる無人機の検出・追跡機能と高出力マイクロ波兵器の融合について評価を行っている。

Tactical High-power Operational Responder



# 3 民生分野における先端技術動向

## 1 AI技術

AI技術は、自然な文章や画像などを生成できる生成AIなど技術開発が急速に進んでいる技術分野の一つであり、軍事分野においては、指揮・意思決定の補助、情報処理能力の向上に加え、無人機への搭載やサイバー領域での活用など、影響の大きさが指摘されている。

AIの活用として、米陸軍は、「メイブン・スマート・システム」計画を進めている。同システムは、戦闘空間を迅速に評価、大量のデータを収集、AIを使用して収集データを分析して目標を特定、攻撃することを可能とするとされており、2024年5月、米国防省は民間企業との開発契約を公表している。

また、中国は、2020年、次世代指揮情報システムの研究・開発を目的に、中央軍事委員会がAI軍事シミュレーション競技会の開催を発表している。米国防省は、中国が2025年までにAIの研究開発で欧米を追い抜き、2030年までにAIで世界のリーダーとなることを目指していると指摘している。[3]

一方、イスラエルは、2023年に発生したパレスチナ武装勢力との衝突において、攻撃目標選定の過程で「Lavender」と呼ばれるAIを活用していることが指摘されている。ガザ市民のスマートフォンなどにインストールされている通話アプリのデータをAIに解析させ、そのスマートフォンなどの持ち主とハマスなどとの関係性を評価していると指摘されている。なお、イスラエル軍は、テロ工作員の特定や工作員かどうかを予測するAIは利用していないと発表している旨、報じられている。

また、各国は、AIを搭載した無人機の開発を進めている。

米国では、空対空戦闘の自動化や有人機・無人機の連携、海洋監視任務での実証など多様な研究開発を実施している。2023年、米空軍では、AI操縦のXQ-58A無人機が有人機との編隊飛行や、模擬された任務・武器・敵に対する戦術飛行の試験を行っているほか、同年には、数千規模のAIを活用した安価な自律システムを導入するとする「レプリケーター」構想を発表している。

中国は、2018年、中国電子科技集団公司がAIを搭載した200機の無人機によるスウォーム飛行を成功させており、スウォーム飛行を伴う軍事行動が実現すれば、従来の防空システムでは対処が困難になることが想定される。2023年には、無人機の空中戦を想定したAIアルゴリズム競技会を開催している。

ロシアは、2019年、S-70大型無人機（オホートニク）と第5世代戦闘機であるSu-57戦闘機との協調飛行の試験を行っており、2023年以降、ウクライナへの侵略に際し、オホートニクを実戦配備しているとされている。

なお、AIの軍事利用は、自律型致死兵器システム（ローズ）（LAWS）に発展する可能性も指摘されており、国際社会で議論されている。2023年、同志国の取組として、国際法上の義務に従い責任ある利用を確認した「REAIM宣言」や、責任ある人間の指揮命令系統のもとで運用し、責任の所在を明らかにする必要があることを確認した「AIと自律性の責任ある軍事利用に関する政治宣言」が、2024年には「REAIM行動のためのブループリント」が発表され、わが国も支持を表明している。国連総会では、LAWSによる課題への対応が急務だとする決議が採択されている。

Lethal Autonomous Weapons Systems

Responsible Artificial Intelligence in the Military Domain

3　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2024年）による。

## 2　量子技術

量子技術は、原子核や電子などミクロな世界で働く量子力学を応用することで、社会に変革をもたらす重要な技術とされる。米国は、2023年に公表した国防科学技術戦略において、量子技術を重要技術とし、同盟国との連携や技術革新を強化するとしている。中国は、2021年に公表した第14次5か年計画において、量子コンピュータや量子通信などの先端技術を加速し、量子技術分野における軍民の協調開発を強化するとしている。また、NATOも2024年1月、NATO量子技術戦略を初めて公表し、量子技術を防衛・安全保障にどのように応用できるかを概説している。
North Atlantic Treaty Organization

量子暗号通信は、第三者が解読できない暗号通信とされ、各国で研究されている。中国は、量子暗号通信衛星「墨子（ぼくし）」と北京・上海間の地上通信網からなる4,600kmの量子暗号通信網を構築したほか、2022年には、合肥（ごうひ）市の共産党や政府機関などに量子暗号化サービスを提供している。また、2022年7月には、量子鍵配送をテストする済南1号小型量子暗号通信衛星を打ち上げた。

量子センサーは、将来的に、ミサイルや航空機の追跡用途のほか、より進化したジャイロや加速度計として使用できる可能性[4]が指摘されている。米国は、GPSの代替
Global Positioning System
として、2023年、量子磁気センサーによる磁気航法の実証に成功したほか、量子慣性センサーによる慣性航法の開発のため、量子ジャイロを搭載した衛星を開発している。

量子コンピュータは、スーパーコンピュータでも膨大な時間がかかる問題を短時間で計算できるとされ、暗号解読などの分野への応用が期待されている。一方、量子コンピュータでは解読できない耐量子計算機暗号（PQC）も各国で研究されており、米国国立標準技術研究所（NIST）は2024年8月、最初のPQC標準を公表している。
Post-Quantum Cryptography

## 3　積層製造技術

3Dプリンターに代表される積層製造技術は、低コストでの製造や、在庫に頼らない部品調達など各国で軍事分野への応用が期待されている。

米国は、2021年に公表した「積層製造技術の利用」において、軍事サービスの自立性・即応性向上を図るとし、3Dプリンターを一部の水上艦や潜水艦に搭載している。また、中国は軍用機の部品製造に3Dプリンターを使用するほか、ウクライナではドローンの部品などの製造に3Dプリンターを活用している。

# 4　情報関連技術の広まりと情報戦

ロシアによるウクライナ侵略、2023年のイスラエル・パレスチナ武装勢力間の衝突、台湾総統選、米大統領選などでも指摘されているように、SNSやインフルエンサーなどを媒体とし、偽情報の流布や、対象政府の信頼低下や社会の分断を企図した情報拡散などによる情報戦への懸念が高まっている。
Social Networking Service

ロシアや中国は国内外で情報戦を行い、自身にとって好ましい情報環境の構築を目指しているとみられる。例えば、中国は数十億ドルをかけ、他国メディアへの投資を通じたプロパガンダの促進や偽情報の拡散、検閲などを実施しているとの指摘がある。ロシアも、アフリカにおいて現地のインフルエンサーなどと連携して偽情報拡散を図るなど、影響工作の範囲を拡大させている。また、中露で連携してプロパガンダや偽情報の拡散を行っているとも指摘されている。

また、AI技術の進展によって、ディープフェイクや生成AIで作成される動画、画像、文書は非常にリアルであり、簡単にアクセスできるツールにより短時間で作成できるため、一層深刻な脅威になってきている。

このような脅威に対して、米国では、2023年11月に国防省が「情報環境における作戦のための戦略2023（SOIE）」を策定し、国防長官府、統合参謀本部、各地域軍が、同一の目標のもと、一体となって実施する必要性を明示した。また、欧州ではEUが**「外国による情報操作と干渉（FIMI）」**という概念を提唱し、対策に取り組んでいる。
Strategy for Operations in the Information Environment
European Union
Foreign Information Manipulation and Interference

また、日本と欧米諸国の離間や自衛隊を含む日本政府の信頼の失墜を試みるような、わが国を対象とする悪意

4　2021年2月23日付の米国防省HPによる。

あるナラティブ、偽情報、プロパガンダなどを拡散する情報戦の事例も多くみられている。

このような状況を受けて、防衛省・自衛隊において、情報戦対応の中核となる情報本部ほか、政策部門や運用部門が一体となって取組を加速させている。

参照　Ⅲ部1章2節5項3（情報戦への対応を含む情報関連機能）

**KEY WORD　「外国による情報操作と干渉（FIMI）」とは**

外国政府などによる自国の「価値観や手続き、政治プロセスに悪影響を及ぼす、あるいはその可能性のある一連の行動」を指す概念であり、EU、NATOはじめ欧州各国で危機感をもって捉えられている。FIMIは、多くの場合、合法的に行われ、外国や非国家主体あるいはその影響を受けた集団により、意図的・計画的に、世論への影響工作、大統領選挙などの民主的なプロセスの混乱などを目的とするものが多いとされている。このような情報操作は、私たち一人ひとりはもちろん、社会全体が自ら意思決定する機能を不全に陥らせるものであり、自由で開かれた情報に基づく民主主義社会への大きな脅威の一つとなっている。



## 5　防衛生産・技術基盤をめぐる動向

民生分野での技術発展は著しく、それに由来する先進技術が、戦闘のあり方を一変できるほどになっており、産業・技術分野における優劣は国家の安全保障に大きな影響を与える状況にある。このような中で、諸外国は、自国の防衛生産・技術基盤を維持・強化するため、各種の取組を進めている。

まず、技術的優越を確保するため、各国は国防研究開発への投資を拡大している。例えば、米国は約19兆円の政府負担研究費のうち約半分が国防省によるものである。

また、米国は企業や大学などの研究に対しても大規模な資金提供を行っている。国防省の内部組織であるDARPAも、米軍の技術的優位性の維持を目的に、企業や大学などにおける革新的研究に積極的に投資を行っており、2025米会計年度においても約43億7,000万ドルの予算を要求している。さらに、国防イノベーションユニット（DIU）（Defense Innovation Unit）では、民生の先端技術を安全保障分野の課題解決に活用するために、先端技術を持った企業と国防省との橋渡しをする役割を担っている。AI、自律技術、サイバーなど6つの分野を中心に、これまでに450の企業との契約を生み出しており、2023年度においても企業から提案を受けた10の民生ソリューションを試作段階から量産段階へ移行させている。

軍民融合を国家戦略として推進する中国は、2022年10月に行われた中国共産党第20回党大会における習近平（しゅうきんぺい）総書記の報告において、戦略的新興産業の融合発展、クラスター発展を推し進め、次世代情報技術、AI、バイオテクノロジー、新エネルギー、新素材など一連の新たな成長エンジンを構築するとしている。

英国やオーストラリア、NATOでも、近年の装備品開発におけるデュアル・ユース技術の活用を受け、先進的な民生技術の取込みを目的として、民間の革新的な研究開発に対して資金提供を行っている。英国では、安全保障に資する産学界のイノベーションに投資を行う国防安全保障アクセラレータ（DASA）（Defence and Security Accelerator）への投資を強化しているほか、社会に大きなインパクトを与える可能性がある画期的な研究へ投資をすることを目的として、2023年1月に高等研究発明局（ARIA）を設立した。オーストラリアでは、既存の国防イノベーション・ハブ（Defence Innovation Hub）と次世代技術基金（Next Generation Technologies Fund）を置き換える形で、2023年7月に先進戦略能力アクセラレータ（ASCA）（Advanced Strategic Capabilities Accelerator）と呼ばれる組織を設立した。ASCAはオーストラリアの産業界や研究機関と協力し、豪軍が必要とする能力を迅速に提供することを目指している。また、NATOでは、加盟国が民間セクターや学界と協力して、欧米の安全保障に高度な新技術を利用できるようにすることを目的として、2022年4月に北大西洋防衛イノベーションアクセラレータ（DIANA）（Defence Innovation Accelerator for the North Atlantic）を設立した。

さらに、諸外国は自国の防衛生産基盤を国防に必要な要素ととらえ、防衛産業政策に関する政策文書の発表や防衛産業を担当する組織の設置により政策実行体制を整えており、国内企業参画支援や輸出の促進など、防衛生産基盤の維持・強化のために様々な取組を進めている。

米国は、2024年1月に発表した国家防衛産業戦略

(NDIS) において、時代に即した強固な防衛産業基盤を構築するため、強靱なサプライチェーン、労働力の即応性、柔軟な取得、経済的抑止という4つの長期的な戦略的優先事項を設定した。また、これらの達成のために同盟国や友好国との協力の強化や、企業などに対する財政支援、調達手法の改善といった各種の取組を進めていくという考えを示した。さらに、同年10月にはNDISの実現のため、インド太平洋地域への投資を通じた抑止力強化など6つの取組を含む実行計画 (Implementation Plan) を発表した。

英国は、2022年に防衛サプライチェーン戦略(Defence Supply Chain Strategy) を公表し、現下の厳しい安全保障環境に対応できる強靱な防衛サプライチェーンの構築を目指すこととした。また、2024年12月には、国家安全保障と高い経済成長が共に不可欠であると確認することを目的とし、国内の防衛産業への優遇措置などを盛り込んだ新たな防衛産業戦略を、2025年に公表することを発表した。

オーストラリアは、2016年に国防産業担当大臣のポストを設置している。また、2021年に防衛産業支援のワンストップ組織である防衛産業支援オフィス (Office of Defence Industry Support) を設置し、中小企業の防衛産業参画支援や資金援助を行っている。さらに、2024年2月に発表した防衛産業発展戦略 (DIDS) において、7つの国防産業最優先事業を策定するとともに、それらを実現するため事業者に対する職能訓練の提供や補助金の交付、官民交流などの国防産業界との連携強化を行うこととした。

EUは、2024年3月に初の欧州防衛産業戦略 (EDIS) を発表し、EU域内での防衛関連の貿易額や共同調達の割合の数値目標を定めるとともに、欧州防衛産業の競争力と即応性を強化するため、財政的支援や各国との関係強化などの一連の行動を提示している。

韓国は、2021年に施行された防衛産業発展法と防衛科学技術革新促進法により、国内防衛産業の能力向上や高い自己完結性の獲得を目指している。さらに、防衛事業庁 (DAPA) は、装備品調達の際は国内産業への波及効果も考慮して装備品の調達を行う政策や、海外企業と国内企業との協力や海外企業による国内企業の製品の使用を促進する政策を発表している[5]。

また、装備品の輸出は、当該国間の関係強化や、防衛生産・技術基盤の強化に資するものでもあり、各国は戦略的に取り組んでいる。例えば、英国は、国際通商省や内務省など他省庁とも協力して省庁横断的に輸出支援に取り組むことを防衛安全保障産業戦略 (DSIS) にて発表している。装備品の輸出額では、米国・ロシア・欧州・中国が引き続き上位を占めている一方で、オーストラリアでは輸出戦略が策定された[6]。また、韓国では輸出支援組織を設置し[7]、輸出のための研究開発の資金援助を行うなど、各国は様々な取組により装備品の輸出を積極的に促進している。

参照 図表Ⅰ-4-1-1 (主要通常兵器の輸出上位国 (2020～2024年))、Ⅴ部1章1節 (防衛生産基盤の強化)、Ⅴ部1章2節 (防衛技術基盤の強化)

**図表Ⅰ-4-1-1　主要通常兵器の輸出上位国 (2020～2024年)**

| 順位 | 国・地域 | 世界の防衛装備品輸出におけるシェア(%) 2020-2024年 | 2015-2019年との比較(%) |
|---|---|---|---|
| 1 | 米国 | 43 | 21 |
| 2 | フランス | 10 | 11 |
| 3 | ロシア | 8 | -64 |
| 4 | 中国 | 6 | -5 |
| 5 | ドイツ | 6 | -3 |
| 6 | イタリア | 5 | 138 |
| 7 | 英国 | 4 | -1 |
| 8 | イスラエル | 3 | -2 |
| 9 | スペイン | 3 | 29 |
| 10 | 韓国 | 2 | 5 |

(注)　「SIPRI Arms Transfers Database, Mar. 2025」をもとに作成。2020～2024年の輸出シェア上位10か国のみ表記(小数点第1位を四捨五入)。

5　韓国は、2021年にこれらの政策を含む韓国防衛能力向上政策 (Korea Defense Capability policy) の導入を発表した。
6　オーストラリアは2018年に国防輸出戦略を発表している。
7　2018年、防衛産業輸出支援センター (Defense Export Promotion Center) を設立した。

# 第2節 宇宙領域をめぐる動向

## 1 宇宙領域と安全保障

宇宙空間は、国境の概念がないことから、人工衛星を活用すれば、地球上のあらゆる地域の観測、通信、測位などが可能となる。

このため主要国は、C4ISR（Command, Control, Communication, Computer, Intelligence, Surveillance and Reconnaissance）機能の強化などを目的とし、各種活動などを画像や電波として捉える情報収集衛星、弾道ミサイルなどの発射を感知する早期警戒衛星、武器システムに位置情報を提供する測位衛星、通信を中継する通信衛星など、各種衛星の能力向上や打上げに努めている。

一方、他国の宇宙利用を妨げる対衛星兵器（ASAT：Anti-SATellite Weapons）も開発されている。

破壊的な直接上昇型対衛星（DA-ASAT：Direct-Ascent Anti-SATellite）ミサイルについては、中国が2007年に、ロシアが2021年に、それぞれ自国衛星を標的として破壊実験を実施した。この結果、スペースデブリが多数発生し、各国の衛星などの宇宙アセットに対する衝突リスクとして懸念されている。

また、中国については、軌道上での衛星の検査や修理を目的に開発しているロボットアーム技術が衛星攻撃衛星（いわゆる「キラー衛星」）などのASATに転用される可能性が指摘されているほか、ロシアについては、近接する衛星に対する衛星からの物体放出がASAT実験であると指摘されている[1]。

さらに、中国やロシアは、衛星と地上局との間の通信などを妨害する電波妨害装置（ジャマー）や、衛星の機能低下や損傷を目的としたレーザー兵器などの高出力エネルギー技術も開発していると指摘されている。加えて、2022年に衛星通信事業者に対するロシアのサイバー攻撃によって衛星通信サービスが中断しており、宇宙システムへのサイバー攻撃も懸念されている。

このように宇宙空間における脅威が増大するなか、各国では、宇宙を戦闘領域や作戦領域と位置づける動きが広がっており、宇宙アセットへの脅威を監視する宇宙領域把握（SDA：Space Domain Awareness）に取り組んでいる。

こうしたなか、既存の国際約束においては、宇宙アセットの破壊の禁止やスペースデブリ発生の原因となる行為の回避などに関する直接的な規定がないため、国連では、平和利用や軍備競争防止の観点から、宇宙空間平和利用委員会や国連総会第一委員会などで議論が行われている。

このほか、同志国間の取組として、「連合宇宙作戦（CSpO：Combined Space Operations）イニシアチブ」がある。これは、宇宙の安全保障に必要な政策・運用・体制・法的な課題などに関する各種議論を実施する多国間枠組みであり、現在わが国を含め10か国が参加している。

参照 Ⅲ部1章1節1項4（宇宙領域における対応）、Ⅲ部1章2節4項1（宇宙領域）

## 2 宇宙空間に関する各国の取組

### 1 米国

米国は、世界初の偵察衛星、月面着陸など、軍事、科学、資源探査など多種多様な宇宙活動を発展させ続けており、世界最大の宇宙大国である。米軍においても、宇宙空間の重要性は強く認識され、宇宙空間を積極的に利用している。

2023年には、衛星打上げ能力の即応性向上のため、衛星のペイロード搭載から運用までの工期短縮を実証している。また、極超音速兵器を含めたミサイル脅威に対して、宇宙から探知・追尾する衛星コンステレーション「PWSA」（Proliferated Warfighter Space Architecture）の構築のため、多数の衛星を打上げている。

政策面では、米国は、国家防衛戦略において、宇宙領域は、敵の妨害や欺まんにかかわらず、戦闘目標を達成するための監視・決定システムの能力を向上させるとしているほか、国防宇宙戦略において、宇宙における優位性の確保、国家的な運用や統合・連合作戦への宇宙支援の提供、宇宙の安定性確保を目標としている。

2024年4月には、米国防省が戦略文書「商業宇宙統合戦略」を発表し、契約などを通じた、宇宙領域におけ

1　米国防情報局「Challenges to security in space」（2022年）による。

る政府のシステムと商業宇宙ソリューション[2]の有事発生前の統合や、新規の民間宇宙ソリューションの開発支援などを通じて、紛争の全領域にわたり宇宙任務を遂行する能力を強化するとしている。また、民間宇宙ソリューションの統合にかかるセキュリティ対策として、宇宙における米国の国家安全保障上の利益に対する侵害を排除するため、状況によっては、民間資産の防護のために軍事力を行使する可能性もあると述べている[3]。

2025年1月には、トランプ大統領が、大統領令「米国のためのアイアンドーム」を発出した。これは、宇宙アセットを活用したミサイル防衛システムの構築やそれに向けた設計・計画に関する報告書の提出を関係省庁に指示したものである。

組織面では、2019年、宇宙の任務を担っていた戦略軍の一部を基盤に新たな地域別統合軍として宇宙コマンドが発足したほか、6番目の軍種として、空軍省の隷下に人員約1万6,000人規模の宇宙軍を創設した。また、商用サービスの利用促進のため、宇宙コマンドに利用を調整する部署や、宇宙軍に産官学連携を支援する部署を設置している。

2023年12月には宇宙コマンドが完全な作戦能力に達したことが宣言され、2024年10月の国防省公表では、宇宙コマンド司令官の任務に、他の統合軍、省庁、軍種および同盟国などと連携した攻撃的・防御的宇宙作戦の同期や衝突回避などの任務が追加された[4]。

参照　3章1節2項（軍事態勢）

## 2　中国

中国は、1950年代から宇宙開発を推進しており、近年では、宇宙ステーション「天宮」の完成、月面基地計画の推進など、宇宙活動をさらに活発化させている。2024年には、低軌道インターネット衛星群「千帆星座」の打ち上げが開始されるなど、迅速な情報収集・通信のための衛星コンステレーション構築に向けた取組が加速している。さらに、同年6月には、無人月面探査機「嫦娥6号」が史上初となる月の裏側からの試料採取および帰還に成功するなど、月開発の分野での取組も進んでいる。

中国は従来から国際協力や宇宙の平和利用を強調しているものの、衛星による情報収集、通信、測位など軍事目的での宇宙利用を積極的に行っていることが指摘されている。例えば、「北斗」は航空機、艦船の航法、ミサイルなどの誘導用、「遥感」は電子偵察や画像偵察用として、軍事利用の可能性が指摘されている。

また、中国は、対宇宙作戦を地域紛争への米国介入を抑止・対抗する手段と捉えていると指摘されており[5]、ASATの開発などを進めている。先述の2007年の衛星破壊実験や2014年7月の破壊を伴わないASATミサイル実験のほか、地上配備型レーザー、軌道周回型宇宙ロボットなど様々なASAT能力と関連技術の取得、開発を続けているとの指摘もある[6]。

このように中国は、今後も宇宙開発に注力していくものとみられる。米国は中国に対し、宇宙における米国の能力に並ぶまたは上回る能力を追求していると評価[7]しており、軍用衛星の運用数は米国を上回っているとの指摘もある[8]。

政策面では、中国は、宇宙が国際的戦略競争の要点であり、宇宙の安全は国家建設や社会発展の戦略的保障であると主張しており、航空宇宙分野の発展を加速する方針を明らかにしている。2024年には、中国科学院、中国国家航天局および中国有人宇宙事業弁公室が「国家宇宙科学中長期開発計画」を発表し、2027年、2035年、2050年と3段階を経て宇宙分野で世界をリードするという方針とそれに向けたロードマップを打ち出した。

組織面では、2024年に従来の戦略支援部隊が廃止され、その隷下部隊が軍事宇宙部隊およびサイバー空間部隊に改編されたとの指摘がある。2024年以前の戦略支援部隊は、宇宙・サイバー・電子戦を任務としていたとされている。

2　「商業部門が提供するシステムや能力、サービス」のことを指す。
3　米国防省「民間宇宙統合戦略」(Commercial Space Integration Strategy)
4　米国防省指令3100.10
5　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」(2024年）による。
6　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」(2024年）による。
7　米国家情報長官「世界脅威評価書」(2023年）による。
8　英国国際戦略研究所「ミリタリー・バランス（2023)」による。

## 3　ロシア

1991年の旧ソ連解体以降、ロシアの宇宙活動は低調な状態にあったが、近年は、ウクライナ侵略後も、活発な宇宙活動を継続している。例えば、ロシアは、「コスモス」シリーズをはじめとした多数の各種衛星や国際宇宙ステーション（ISS）への補給船「プログレス」シリーズの打ち上げを継続している。また、独自の宇宙ステーションの開発計画を明らかにしており、2028年から2033年までにかけ各モジュールの打上げを予定している。

なお、ASATに関して、米国政府は、2024年にロシアが打ち上げた衛星「コスモス2576」について、他の衛星を攻撃できる能力を備えた対宇宙兵器であると評価している。また、ロシアが核兵器を搭載した対衛星システムの宇宙配備に向けた計画を進めているとの指摘もあるが、ロシア政府はこれを否定している。

政策面では、宇宙活動を展開していく今後の具体的な方針として、2016年、「2016-2025年のロシア連邦宇宙プログラム」を発表し、国産宇宙衛星の開発・展開、有人宇宙飛行計画などを盛り込んだ。2023年には、「2035年までの通信産業発展戦略」において、2030年までにインターネット通信用の衛星コンステレーションを構築する目標を打ち出した。

組織面では、国営企業であるロスコスモスがロシアの科学分野や経済分野の宇宙活動を担う一方で、国防省が安全保障目的での宇宙活動に関与し、2015年に空軍と航空宇宙防衛部隊が統合されて創設された航空宇宙軍が実際の軍事面での宇宙活動や衛星打上げ施設の管理などを担当している。

## 4　北朝鮮

2023年、北朝鮮は、「偵察衛星」と称する「万里鏡（マンリギョン）1」の打ち上げに成功し、運用を開始したと主張した。そのうえで、北朝鮮は、2024年の目標として3基の追加打ち上げに言及していたが、同年5月に強行された衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射は失敗したものとみられ、それ以降、追加の発射は確認されていない。

組織面では、2023年、これまでロケットや衛星の開発などを担当してきた国家宇宙開発局を国家航空宇宙技術総局に改編した。また、国家航空宇宙技術総局平壌総合管制所に軍事情報組織である偵察衛星運営室が存在し、偵察衛星によって得られた情報を党中央軍事委員会に報告し、中央軍事委員会の指示に従って軍の重要部隊や偵察総局に提供するものとしている。

## 5　韓国

韓国の宇宙開発は、2005年に施行された「宇宙開発振興法」のもと、2022年に発表した「第4次宇宙開発振興基本計画」に基づき推進されている。その計画は、宇宙関連予算の倍増、宇宙産業の推進などを目標としている。

韓国国防部は、軍事偵察衛星の取得を通じて朝鮮半島に対する監視能力を強化するとしている[9]。2023年12月には、韓国軍初の軍事偵察衛星が米国で打ち上げられ、2024年4月には2基目、同年12月には3基目の打ち上げ成功が発表された。2025年には、追加で2基を打ち上げ、計5基の軍事偵察衛星の運用をめざしている。

組織面では、2024年に宇宙政策・事業の分野拡大および宇宙の商業利用の増加に伴い、宇宙航空庁が発足し、航空宇宙にかかる政策の策定や官民の調整などを担うこととなった。宇宙空間における安全保障については、国家レベルの体系的・総合的な対応のため、韓国国家情報院が国家宇宙安全保障センターを運営している。また、2024年6月には、朝鮮半島周辺で活動する衛星および宇宙物体を分析し、宇宙アセットを保護する役割を担っていた韓国空軍傘下の「宇宙作戦大隊」が「宇宙作戦戦隊」に拡大改編された。

## 6　インド

インドは、自国周辺の測位を目的とした地域航法衛星システム「NavIC」を運用しているほか、2023年には、無人月面探査機「チャンドラヤーン3号」が世界で初めて月の南極域への着陸に成功するなど、高い技術力を有している。

また、インドは月面サンプルを収集し地球に持ち帰ることを目指す新たな無人月面探査船「チャンドラヤーン

9　韓国国防部「2022国防白書」（2023年）による。

4号」の計画や独自の宇宙ステーションの建設計画を発表するなど、今後も宇宙開発を推進していくものとみられる。

加えて、インドは、2024年10月に、今後10年以内に低軌道および静止軌道に少なくとも52基の衛星を打ち上げるとする宇宙基盤監視プロジェクト「SBS」（Space Based Surveillance）の第3段階を承認したほか、同年11月にはインド国防宇宙局主催の宇宙演習「アンタリクシャ・アビヤス」を実施するなど、宇宙能力の国防への統合を進めている。

また、インドは、宇宙分野における二国間協力も推進しており、米国との関係強化の取組のほか、ロシアとの間でも、2024年7月に実施した印露首脳会談後に発表した共同声明の中で、有人宇宙飛行計画、衛星航法および惑星探査などの分野における二国間協力の強化を歓迎している。

## 7　欧州

EUは、2021年から2027年までの中期予算計画の宇宙政策に148.8億ユーロを割り当て、宇宙産業の促進と安全保障の強化のため、先進的で強靱な測位・航法・タイミング（PNT：Positioning, Navigation and Timing）の確保、正確な地球観測、宇宙監視・追跡能力の強化、安全な衛星通信サービスの持続的な利用に向けた取組などを推進している。2023年には、EU宇宙安全保障・防衛戦略を公表し、安全保障・防衛における宇宙能力の利用を強化するとし、新しい地球観測サービスの開発や初期のSDAサービスの提供を計画している。

NATOは、宇宙を陸・海・空・サイバーと並ぶ第5の作戦領域であるとし、宇宙における武力攻撃がNATOの集団的自衛権の発動につながりうるとの認識を示し、2022年に公表した新戦略概念では、宇宙とサイバー領域で効果的に活動する能力を強化するとしている。2024年10月には、NATOの一部加盟国は、北極圏に軍事衛星通信ネットワークを構築する計画「ノースリンク構想」の推進や、ロケット打ち上げの能力確保に取り組むための計画「スターリフト構想」の開始に合意している。

英国は、2022年に発表した国防宇宙戦略において、ISRや衛星通信などの分野に今後10年で14億ポンドを投資するとしている。また、2021年に正式に発足した宇宙コマンドは、2024年に同コマンド初となる情報収集衛星「テュケ」の打ち上げに成功している。

フランスは、2019年に国防宇宙戦略を発表し、宇宙司令部の創設、脅威認識・宇宙状況監視能力の強化などを目指すとしている。同年に空軍隷下に宇宙司令部を創設し、2020年には、空軍を航空・宇宙軍に改称し、宇宙への自由なアクセス、宇宙空間での行動の自由を保障するための活動を業務に追加している。また、2023年に成立した「2024から2030年の軍事計画法」では、宇宙作戦のための指揮統制・通信・演算センターの創設、パトロール衛星の導入などを目指すとしている。



北朝鮮の国家航空宇宙技術総局平壌総合管制所の様子【朝鮮通信＝時事】

# 第3節 サイバー領域をめぐる動向

## 1 サイバー空間と安全保障

サイバー空間はインターネットをはじめとし、様々なサービスやコミュニティが形成された、新たな社会領域空間として重要性を増している。このため、サイバー空間上の情報資産やネットワークを侵害するサイバー攻撃は、社会に深刻な影響を及ぼすことができるため、安全保障上の現実の脅威となっている。

またサイバー攻撃とは、不正アクセス、マルウェア（不正プログラム）による情報流出や機能妨害、情報の改ざん・窃取、大量のデータの同時送信による機能妨害（DDoS攻撃）のほか、ランサムウェアによる電力システムや医療システムなど重要インフラに対するシステム障害や乗っ取りなどがあげられる。また、AIを利用したサイバー攻撃の可能性も指摘されるなど、攻撃手法は高度化、巧妙化している。

軍隊にとっても、サイバー空間は、指揮中枢から末端部隊に至る指揮統制のための基盤であり、サイバー空間への依存度が増大している。サイバー攻撃は、攻撃主体の特定や被害の把握が容易ではないことから、敵の軍事活動を低コストで妨害できる非対称な攻撃手段として認識されており、多くの国がサイバー攻撃能力を構築・強化しているとみられる。

## 2 サイバー空間における脅威の動向

諸外国の政府機関や軍隊のみならず民間企業や学術機関などに対するサイバー攻撃が多発しており、重要技術、機密情報、個人情報などが標的となっている。また、高度サイバー攻撃（APT）は、洗練された手法で特定の組織を執拗に攻撃するサイバー攻撃とされ、こうした攻撃には長期的な活動を行うための潤沢なリソース、体制や能力が必要となることから、組織的活動であるとされる。こうしたなか、英国は、「現実的かつ継続的な脅威」として、中国、ロシア、北朝鮮、イランによるサイバー攻撃をあげている[1]。

### 1 中国

中国では、これまで、サイバー戦の任務を担う部隊は戦略支援部隊のもとに編成されていたとみられてきたが、この戦略支援部隊は2024年に廃止され、その隷下であったサイバー空間部隊が兵種に格上げされたとの指摘がある。台湾は中国のサイバー攻撃の手法について、サイバー部隊が段階的、継続的な基幹インフラのネットワークへの侵入を試みていること[2]、また、有事において、中国軍は台湾に対する作戦を支援するためサイバー攻撃を行い、台湾の基幹インフラを破壊し軍事装備システムの運用に影響を与える能力を有していることを指摘している[3]。また、中国が2019年に発表した国防白書「新時代における中国の国防」において、軍によるサイバー空間における能力構築を加速させるとしているなど、軍のサイバー戦能力を強化していると考えられる。

参照 3章2節2項5（軍事態勢）

中国は、サイバー空間において、日常的に技術窃取や国外の敵対者の監視活動を実施しているとされ[4]、近年では、次の事案への関与が指摘されている。

- 2023年5月、米国と英国などは、中国政府が支援するサイバーアクター「Volt Typhoon」が米国の重要インフラに侵入していたと公表。痕跡が残らないように、侵入先の環境にある既存のツールを使用して検知を回避していたと指摘。
- 2024年2月、米国と英国などは、「Volt Typhoon」が、米国との重大な危機や紛争が発生した際に米国の重要インフラに対する破壊的なサイバー攻撃を行うためにITネットワーク上で準備活動を行っていたとし

1 英国国家サイバーセキュリティセンター「年次レビュー2024」（2024年）による。
2 台湾国家安全局「2024年中国共産党ハッキング手法分析」による。
3 台湾国防部「国防報告書」（2023年）による。
4 米国防情報局「北朝鮮の軍事力」（2021年）による。

て注意喚起。

- 2024年3月、米司法省は、中国国家安全部が運営しているとされるハッキンググループ「APT31」の一員が中国体制の批判を行う政治家や評論家などに対して不正なコンピュータ侵入や通信詐欺を繰り返していたとして、7人を起訴。
- 2024年11月、米連邦捜査局（FBI）と国土安全保障省サイバーセキュリティ・インフラセキュリティ庁（CISA）は共同声明で、中国関連の攻撃者が米国の複数の通信インフラに対する攻撃を行い、米国政府や政治活動に関与している個人の通話データを窃取したと発表。
- 2025年1月、米財務省は、中国を背景とするサイバーグループ「Salt Typhoon」が、米国の複数の主要な通信会社やインターネットサービスプロバイダのネットワークインフラに不正侵入したと指摘。
- 2025年1月わが国警察庁および内閣サイバーセキュリティセンターは、中国のAPTグループ「MirrorFace」が国内の組織、個人などに対するサイバー攻撃を行ったことを公表。

## 2　北朝鮮

北朝鮮には、偵察総局、国家保衛省、朝鮮労働党統一戦線部、文化交流局の4つの主要な情報機関と対外情報機関が存在しており、情報収集の主たる標的は韓国、米国とわが国であるとの指摘がある[5]。また、人材育成はこれらの機関が行っており、軍の偵察総局を中心に、サイバー部隊を集中的に増強し、約6,800人を運用中と指摘されている[6]。各種制裁措置が課せられている北朝鮮は、国際的な統制をかいくぐり、通貨を獲得するための手段としてサイバー攻撃を利用しているとみられる[7]ほか、軍事機密情報の窃取や他国の重要インフラへの攻撃能力の開発などを行っているとされる。2024年に発表された「国連安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネル2023年最終報告書」においては、2017年から2023年までの北朝鮮の関与が疑われる暗号資産関連企業に対する58件のサイバー攻撃の被害が約30億ドルにのぼるほか、北朝鮮は外貨収入の約5割をサイバー攻撃により獲得し、大量破壊兵器計画に使用していると報告されている。2024年には、主に、次の事案への関与が指摘されている。

- 2024年3月、韓国国家情報院は、韓国国内の半導体関連企業が北朝鮮のハッカーによるサイバー攻撃を受け、設計図などを窃取されたことを公表。
- 2024年4月、韓国警察庁は、北朝鮮のサイバーアクター「ラザルス」、「アンダリエル」および「キムスキー」が韓国の防衛産業企業約10社に対し、技術データを窃取するため、少なくとも1年半以上にわたってサイバー攻撃を行っていたことを公表。
- 2024年12月、米FBI、米国防省サイバー犯罪センターおよびわが国警察庁は、北朝鮮を背景とするサイバー攻撃グループ「TraderTraitor」が、わが国の暗号資産関連事業者「株式会社DMM Bitcoin」から約482億円相当の暗号資産を窃取したことを特定し、合同で公表。
- 2025年1月わが国警察庁および内閣サイバーセキュリティセンターは、中国のAPTグループ「MirrorFace」が国内の組織、個人などに対するサイバー攻撃を行ったことを公表。

## 3　ロシア

ロシアについては、軍参謀本部情報総局、連邦保安庁、対外情報庁がサイバー攻撃に関与しているとの指摘があるほか、軍のサイバー部隊[8]の存在が明らかとなっている。サイバー部隊は、敵の指揮・統制システムへのマルウェアの挿入を含む攻撃的なサイバー活動を担うとされ[9]とされ、その要員は約1,000人と指摘されている。

また、2021年に公表した国家安全保障戦略において、宇宙・情報空間は、軍事活動の新たな領域として活発に開発されているとの認識を示し、情報空間におけるロシアの主権の強化を国家の優先課題として掲げている。

5　韓国国防部「2016国防白書」（2017年）による。
6　韓国国防部「2022国防白書」（2023年）による。
7　米国防情報局「北朝鮮の軍事力」（2021年）による。
8　2017年2月、ロシアのショイグ国防相（当時）の下院の説明会での発言による。ロシア軍に「情報作戦部隊」が存在するとし、欧米との情報戦が起きており「政治宣伝活動に対抗する」としている。ただし、ショイグ国防相（当時）は部隊名の言及はしていない。
9　2015年9月、クラッパー米国家情報長官（当時）が下院情報委員会で「世界のサイバー脅威」について行った書面証言による。

ロシアは、スパイ活動、影響力行使、攻撃に関する能力を向上させているとされ[10]、2024年には、次の事案への関与が指摘されている。

- 2024年3月、米IT企業は、ロシアを背景とするサイバーアクター「Midnight Blizzard」が、同社のソースコードを窃取し、内部システムへの不正なアクセスを行っていたことを公表[11]。
- 2024年5月、ポーランドは、ロシア軍参謀本部情報局との関連が指摘されているサイバーアクター「APT28」が、複数のポーランド政府機関に対してマルウェアをダウンロードするように仕向けたフィッシングメールを送信していたと指摘。
- 2024年9月、米FBI、CISA、国家安全保障局（NSA）（National Security Agency）は、ロシア軍参謀本部情報総局29155部隊とのつながりがあるサイバーアクターが、スパイ活動、破壊工作、風評被害を与えることを目的として、世界の標的に対してコンピュータ・ネットワーク上で活動を行っているとして注意喚起。
- 2024年10月、ウクライナコンピュータ緊急対応チーム（CERT-UA）は、悪意のある電子メールが政府機関、企業および軍事機関の間で大量に配布されており、また、この攻撃はロシア政府が支援するサイバーアクター「APT29」によって行われているものである可能性があると発表。

### 4　その他の脅威の動向

近年では、供給過程で意図的に不正改造された部品やソフトウェアが組み込まれるサプライチェーン攻撃や、重要インフラなどの産業制御システムへのサイバー攻撃、生成AIを利用したサイバー脅威の増大が注目されている。

サプライチェーン攻撃については、2024年3月、米CISAなどは、データ圧縮ソフトウェア「XZ Utils」のバージョン5.6.0と5.6.1に不正アクセスを可能にする悪意のあるコードが埋め込まれていたとして注意喚起を行っている。産業制御システムへのサイバー攻撃については、2024年3月、米環境保護局とNSAは、イラン革命ガードとの関連が指摘されるハッカー集団や「Volt Typhoon」が米国の飲料水システムを含む重要インフラに対して悪意のある攻撃を行ったとして注意喚起している。

生成AIツールは、技術力の低い脅威アクターでも迅速に悪意のあるプログラムを作成することを可能にするため、サイバー攻撃への応用が懸念されている。検出されたビジネスメール詐欺メッセージの40％がAIによって生成されたものであるとの指摘もある[12]。

## 3　サイバー空間における脅威に対する動向

こうしたサイバー空間における脅威の増大を受け、各国で各種の取組が進められている。

サイバー空間に関しては、国際法の適用のあり方など、基本的な点についても国際社会の意見の隔たりがあるとされ、例えば、米国、欧州、わが国などが自由なサイバー空間の維持を訴える一方、ロシアや中国、新興国などの多くは、サイバー空間の国家管理の強化を訴えている。国連では、2021年から2025年にかけ、サイバー空間における脅威認識、規範、国際法の適用など幅広い議論をするオープン・エンド作業部会が開催されている。

参照　Ⅲ部1章1節1項5（サイバー領域における対応）、Ⅲ部1章2節4項2（サイバー領域）

### 1　米国

米国では、連邦政府のネットワークや重要インフラのサイバー防護に関しては、国土安全保障省が責任を有しており、CISAが政府機関のネットワーク防御に取り組んでいる。また、重要インフラなどに関する機微な情報の流出への対策として、2023年9月には、中国やロシアとのつながりが認められる企業によって設計、開発、

10　米国防省「サイバー戦略2023」（2023年）による。
11　2024年3月8日のマイクロソフト社の発表による。
12　2024年7月31日のVIPRE社の発表による。

製造および販売されたコネクテッドカー[13]の輸入を禁止する新たな規則案が示されている。

戦略面では、国家サイバーセキュリティ戦略を発表し、重要インフラの防御や脅威アクターの阻止・解体などに注力するとしている。また、連邦政府機関のサイバーセキュリティを強化するための「ゼロトラスト[14]戦略」を発表し、各省庁に対してゼロトラストモデルのセキュリティ対策を求めている。さらに、不足するサイバー人材を確保するため国家サイバー人材・教育戦略を発表し、国民の基本的サイバースキルの習得やサイバー教育の変革などに長期的に対処するとしている。

安全保障に関しては、国家安全保障戦略において、サイバー攻撃の抑止を目指し、サイバー空間における敵対的行動に断固として対応するとし、国家防衛戦略では、サイバー領域における抗たん性の構築を優先し、直接的な抑止力の手段として攻勢的サイバー防御をあげている。また、国防省の「サイバー戦略2023」では、攻撃者の組織・能力・意図を追跡し、悪意のあるサイバー活動を妨害・劣化させて防御するほか、統合軍のサイバー領域での作戦を支援し、同盟国や関係国と協力して防御するとしている。

なお、2019年日米「2＋2」では、サイバー分野における協力を強化していくことで一致し、国際法がサイバー空間に適用されるとともに、一定の場合には、サイバー攻撃が日米安全保障条約にいう武力攻撃に当たりうることを確認している。

米軍は、2018年に統合軍に格上げされたサイバー軍が、サイバー空間における作戦を統括している。米サイバー軍は、国防省の情報ネットワークの防護、敵のサイバー活動監視や攻撃防御、統合軍の作戦支援などのチームから構成されており、6,200人規模である。また、米軍は、ラトビアやリトアニアなどのパートナー国において、重要なネットワーク上の悪意のあるサイバー活動に対して、防御し妨害する作戦を実施している。

## 2　韓国

韓国は、2024年2月、北朝鮮などによるサイバー脅威や高度化するサイバー環境に対応するため、攻勢的サイバー防御や抗たん性確保などを目標とする新しい「国家サイバー安保戦略」を発表している。2024年9月には、下位文書として「国家サイバー安全保障基本計画」が策定され、目標の達成に向けた具体的な方針が示された。

国防部門では、韓国軍は、サイバー作戦態勢を強化し、サイバー空間における脅威に効果的に対応するため、2019年に合同参謀本部を中心としたサイバー作戦の遂行体系を構築するとともに、合同参謀本部、サイバー作戦司令部、各軍の連携体制を整備した。また、2024年8月の乙支（ウルチ）演習の際には、サイバーレジリエンス[15]の確保を目的として、官・軍・民による初の実動型統合訓練が実施された。

## 3　オーストラリア

オーストラリアは、2022年に発表した「国防サイバーセキュリティ戦略」において、サイバー脅威環境に適応した任務を重視し、かつ最新のサイバーセキュリティをベストプラクティスとパートナーシップによって実現するとし、運用モデル実装や能力取得など行動目標を定めている。また、2023年に公表した「2023年から2030年までのサイバーセキュリティ戦略」において、2030年までにサイバーセキュリティの世界的なリーダーになるためのロードマップを定めている。

2024年11月には国内初となるサイバーセキュリティ法案、ランサムウェア報告やスマートデバイスのセキュリティ基準の成文化、重大なサイバーインシデント管理のための枠組みの導入を目指している。

組織面では、オーストラリアサイバーセキュリティセンター（ACSC）（Australian Cyber Security Centre）を設置し、政府機関と重要インフラに関する重大なサイバーセキュリティ事案に対処している。また、2023年には、豪内務省傘下に、サイバー政策

13　ICT端末としての機能を有する自動車のことをさす。車両の状態や周囲の道路状況などの様々なデータをセンサーにより取得し、ネットワークを介して集積・分析することができる。米国政府によれば、コネクテッドカーは、車両の安全性の促進や運転手のナビゲーション支援といった利点を持つ一方で、収集された地理情報や重要インフラに関する機微な情報の悪用や自動車の運用の妨害といったリスクも有している。

14　「内部であっても信頼しない、外部も内部も区別なく疑ってかかる」という性悪説に基づいた考え方。利用者を疑い、端末などの機器を疑い、許されたアクセス権でも、なりすましなどの可能性が高い場合は動的にアクセス権を停止する。防御対象の中心はデータや機器などの資源。

15　サイバー攻撃時によって指揮統制システムや情報通信ネットワークの一部が損なわれた場合においても、柔軟に対応して運用可能な状態に回復する能力。

の総合調整などを担う国家サイバー局（NOCS）を設置している。
National Office for Cyber Security

豪軍は、2017年に統合能力群内に情報戦能力部を、2018年にその隷下に国防通信情報・サイバー・コマンド（DSCC）を設立した。空軍では、職種区分としてネットワーク、データ、情報システムなどを防護するサイバー関連特技を新設し、2019年に新設した特技の募集を開始した。
Defence Signals Intelligence and Cyber Command

## 4　欧州

EUは、2020年に「デジタル10年のためのEUのサイバーセキュリティ戦略」を発表し、強靱なインフラと重要サービスのための規則改正や、民間・外交・警察・防衛各分野横断型の共同サイバーユニットの設立などを目標としている。加えて、EUの市民とインフラの保護能力強化などのため、2022年にEUサイバー防衛政策を発表している。2024年には、消費者や企業の保護を目的としてサイバーレジリエンス法が施行され、他のデバイスやネットワークに直接または間接的に接続されるすべての製品に、サイバーセキュリティ要件が課されるようになった。

NATOは、2014年のNATO首脳会合において、加盟国に対するサイバー攻撃をNATOの集団防衛の対象とみなすことで合意している。また、2024年のNATO首脳会合では、統合サイバー防衛センターを新たに設置することが合意された。これは、既存の各種サイバー関連機能の統合を試みるものであり、これによってサイバー空間における状況把握、抗たん性、集団防衛を強化するとしている。

また、研究や訓練などを行う機関としてNATOサイバー防衛協力センター（CCDCOE）が2008年に認可された。CCDCOEは、サイバー活動に適用される国際法をとりまとめたタリンマニュアル2.0を2017年に公表しており、このマニュアルを3.0へ更新する取組が進められている。また、2024年、CCDCOE主催「ロックド・シールズ」や、NATO主催「サイバー・コアリション」のサイバー防衛演習が開催され、NATO加盟国のほか、わが国も参加している。
Cooperative Cyber Defence Centre of Excellence



NATO主催のサイバー演習「サイバー・コアリション2024」の様子
【NATO HP】

英国は、2021年に公表した国家サイバー戦略において、敵対勢力の探知・阻止・抑止などの戦略的目標を掲げている。また、2023年に公表した「国家サイバー部隊：責任あるサイバー戦力の実践」では、テロ活動の妨害、APT脅威への対抗、選挙干渉の軽減などを実施し、今後、国家サイバー部隊の規模・能力・機能統合を追求するとしている。

フランスは、2015年に発表した国家デジタルセキュリティ戦略において、サイバー空間の基本的利益を保護し、サイバー犯罪への対応を強化するなどとしている。また、2018年の「サイバー防御の戦略見直し」では、サイバー危機管理プロセスを明確化している。

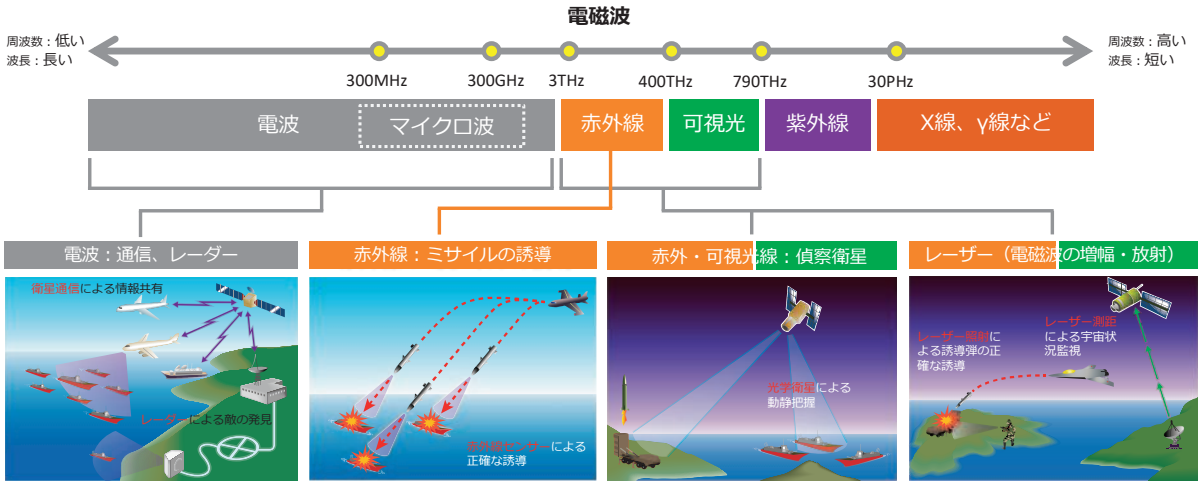
# 第4節 電磁波領域をめぐる動向

## 1 電磁波領域と安全保障

電磁波は、テレビや携帯電話、GPS（Global Positioning System）など日常の様々な用途で利用されている。軍事分野においては、指揮統制のための通信機器、敵の発見のためのレーダー、ミサイルの誘導装置などに使用されており、電磁波領域における優勢を確保することは、現代の作戦において必要不可欠なものになっている。電磁波領域を利用して行われる活動には「電子戦」と「電磁波管理」があり、電子戦の手段や方法は一般的に、「電子攻撃」、「電子防護」、「電子戦支援」の３つに分類される。

参照　図表Ⅰ-4-4-1（防衛分野における電磁波領域の使用）

図表Ⅰ-4-4-1　防衛分野における電磁波領域の使用




「電子攻撃」は、強力な電磁波や相手の発する電磁波をよそおった偽の電磁波の発射などにより、相手の通信機器やレーダーから発せられる電磁波を妨害し、通信や捜索能力を低減または無効化することである。電磁波妨害（ジャミング）、電磁波欺まんのほか、高出力の電磁波（レーザーやマイクロ波など）による対象の物理的な破壊も含まれる。

参照　1節2項2（高出力エネルギー技術）

「電子防護」は、相手から探知されにくくすることや、通信機器やレーダーが電子攻撃を受けた際、使用する電磁波の周波数の変更や、出力の増加などにより、相手の電子攻撃を低減・無効化することである。

「電子戦支援」は、相手の使用する電磁波に関する情報を収集する活動である。電子攻撃・電子防護を効果的に行うためには、平素から相手の通信機器やレーダー、電子攻撃機がどのような電磁波をどのように使用しているかを把握・分析しておく必要がある。

「電磁波管理」は、戦域における電磁波の使用状況を把握し、電磁波の干渉が生じないよう、味方の部隊や装備品が使用する電磁波について、使用する周波数、発射する方向、使用時間などを適切に調整する活動である。

主要国は、電子攻撃をサイバー攻撃などと同様に、敵の戦力発揮を効果的に阻止する非対称な攻撃手段として認識している。また、電子攻撃を含む電子戦能力を重視し、その能力を向上させているとみられる。

参照　Ⅲ部1章1節1項6（電磁波領域における対応）、Ⅲ部1章2節4項3（電磁波領域）

# 2 電子戦に関する各国の取組

## 1 米国・欧州

米国は、2020年に公表した「電磁スペクトラム優勢戦略」において、米国が選択するタイミング、場所、パラメーター（周波数、電力、変調など）で、電磁スペクトラムでの行動の自由を確保することが、あらゆる領域での作戦を成功させるうえでの前提であるとしている。2021年には、この戦略の実施計画が承認され、統合電磁スペクトラム作戦を開発、統合、強化する手順の確立や、電磁スペクトラム能力の取得手引きの作成などに取り組むとしている。

米軍は、2021年に陸軍が宇宙・サイバー・電子戦機能などを有するマルチドメイン部隊をドイツに配備したほか、空軍が電子戦の運用・保守のための第350スペクトラム戦航空団を新編している。2023年には、戦略軍が「統合電磁スペクトラム作戦センター」を正式に開設し、米軍の電磁スペクトラム作戦の中心として部隊管理、計画、状況監視などを担うとしている。また、宇宙分野の電子戦演習「ブラック・スカイ」や、電磁干渉下での指揮統制演習「ヘヴィ・レイン」を実施している。

EUは、防衛能力の開発方針を示した「EU能力開発の優先事項」（Europian Union）を2023年に公表し、戦略的手段として電磁スペクトラム作戦の優越をあげ、電磁スペクトラム作戦の計画・連係能力などが重要であるとしている。

NATOでは、NATO 電子戦諮問委員会（NEWAC）（the NATO Electronic Warfare Advisory Committee）が「電磁戦」に関する問題の協議や調整を行うための主要フォーラムとしての役割を担っており、NATO軍事委員会への助言などを行っている。2024年11月に開催された全体会議では、ウクライナや中東で「電磁戦」が広範囲に用いられてきたことは「電磁戦」が現代戦の重要な領域となっていることを示しているとの認識のもと、2024年11月に開催されたNATO全体会議では、現代戦において「電磁的な優位」を達成することの重要性が強調された。

また、NATOは、2024年、海軍による「ダイナミック・ガード」や、空軍による「ラムシュタイン・ガード」などの電子戦演習を実施している。

## 2 中国

中国軍は、電子戦が現代戦争の不可欠な要素であると考えており、自国の情報網を保護しつつ敵に電磁波領域を使用させないために、電子戦とサイバーを整合させ、紛争における情報支配の達成を追求しているものとみられる[1]。

中国の電子戦戦略は、敵の電子機器の抑制、劣化、混乱、欺まんに重点を置いているとされ、電子戦部隊は、演習の中で、複数の通信システム、レーダーシステム、GPS受信機に対する妨害・対妨害作戦を実施するための訓練を定期的に実施し、運用部隊の電子戦兵器の習熟度などを評価しているとされる[2]。

組織面では、従来電子戦を担当しているとされた戦略支援部隊が2024年4月に廃止され、その隷下であった軍事宇宙部隊およびサイバー空間部隊が兵種に格上げされたとの指摘がある。現在はサイバー空間部隊が電子戦を担当しているとみられる[3]。

中国は、南シナ海の南沙諸島ミスチーフ礁に電波妨害装置を展開したと指摘されている[4]。

わが国周辺では、これまでY-8電子戦機やY-9電子戦機などが飛行したことが確認されている。

## 3 ロシア

ロシアは、「軍事ドクトリン」において、電子戦装備を現代の軍事紛争における重要な装備の一つと位置づけている。また、2021年4月の軍機関紙の寄稿記事によれば、情報通信技術の発達した先進諸国の技術的優位性に対し、電子戦技術の向上や装備の拡充により、部隊の指揮や兵器の誘導における優位を確保するとしている。

ロシアの電子戦部隊は、地上軍を主力とし、軍全体で5個の電子戦旅団が存在しているとされており[5]、多種類の電子戦装備を保有している。また、電子戦装備品を一

1 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2024年）による。
2 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2024年）による。
3 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2024年）による。
4 戦略国際問題研究所「An Accounting of China's Deployments to the Spratly Islands」（2018年5月）による。
5 「Jane's International Defence Review」2018年4月号「All quiet on the eastern front：EW in Russia's new-generation warfare」による。

元的に統制する電子戦システム「ブィリーナ」や、周囲約1,000kmに所在する無線通信や電子偵察システムを妨害可能とされる「パランティン」など、AIを搭載した電子戦システムの開発・配備を進めている。

ウクライナ侵略において、ロシアの電子戦装備は、ウクライナの無人機の航行妨害[6]やGPS誘導弾の誘導精度劣化に効果を発揮しているとみられる。また、ロシアは、ウクライナの無人機から防護するため、装甲車などにジャマーを搭載し、無人機の通信を抑制する対策を実施している。



AI操縦の無人機「XQ-58A」が有人機と編隊飛行する様子【米国防省提供】



6　英国王立防衛安全保障研究所「Meatgrinder：Russian Tactics in the Second Year of Its Invasion of Ukraine」（2023年）による。

# 第5節 海洋をめぐる動向

わが国は、四方を海に囲まれた海洋国家であり、エネルギー資源の輸入を海上輸送に依存していることから、海上交通の安全確保は国家存立のために死活的に重要な課題である。また、国際社会にとっても、国際的な物流を支える基盤としての海洋の安定的な利用の確保は、重要な課題であると認識されている。

一方、海洋においては、既存の国際秩序とは相容れない独自の主張に基づいて自国の権利を一方的に主張し、または行動する事例がみられ、「公海自由の原則」が不当に侵害される状況が生じている。また、中東地域における船舶を対象とした攻撃事案などや、各地で発生している海賊行為は、海上交通に対する脅威となっている。さらに、近年では、北極圏における軍事活動の活発化や、バルト海や台湾周辺海域における海底ケーブルの損傷事案の発生など、海洋をめぐる新たな課題が生じている。

## 1 「公海自由の原則」などをめぐる動向

国連海洋法条約[1]（UNCLOS：United Nations Convention on the Law of the Sea）は、公海における航行の自由や上空飛行の自由の原則を定めている。しかし、わが国周辺、特に東シナ海や南シナ海をはじめとする海空域などにおいては、中国が既存の国際秩序とは相容れない主張に基づき、自国の権利を一方的に主張し、または行動する事例が多くみられるようになっており、これらの原則が不当に侵害されるような状況が生じている。また、北朝鮮による、日本海や太平洋への度重なる弾道ミサイル発射や、衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射は、関連する国連安保理決議に違反することはもとより、航空機や船舶の安全確保の観点からも問題となりうるなど、わが国や地域、国際社会の平和と安全を脅かすものである。

参照 3章2節2項6（海空域における活動）、3章4節1項3（大量破壊兵器・ミサイル戦力）

こうした海洋や空の安定的利用の確保に対するリスクとなるような行動事例が多数みられる一方で、近年、海洋や空における不測の事態を回避・防止するための取組も進展している。

多国間の取組として、西太平洋海軍シンポジウム（WPNS：Western Pacific Naval Symposium）参加国海軍間における、各国海軍の艦艇や航空機が予期せず遭遇した際の行動基準（安全のための手順や通信方法など）を定めた「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準[2]（CUES：Code for Unplanned Encounters at Sea）」について一致しているほか、ASEANと中国との間では、「南シナ海に関する行動規範（COC：Code of the Conduct of Parties in the South China Sea）」の策定に向けた公式協議が継続している。

こうした、海洋や空における不測の事態を回避・防止するための取組が、既存の国際秩序を補完し、今後、中国を含む関係各国は緊張を高める一方的な行動を慎み、法の支配の原則に基づき行動することが強く期待されている。

参照 Ⅲ部3章1節2項15（中国）

## 2 海洋安全保障をめぐる各国の取組

### 1 中東地域における海洋安全保障

2019年5月以降、中東の海域では、民間船舶の航行の安全に影響を及ぼす事象が散発的に発生している。

こうしたなか、各国は地域における海洋の安全を守るための取組を継続している。例えば、米国は2019年7月、海洋安全保障イニシアティブを提唱した後、国際海洋安全保障構成体（IMSC：International Maritime Security Construct）を設立した。IMSCには、米国を含む12か国が参加している（2025年3月現在）。

2023年10月にイスラエルとパレスチナ武装勢力の衝突が始まった後、ホーシー派はガザの人々との連帯を主張し、同年11月以降、紅海やアデン湾において、民間船舶への攻撃などを行っている。同月19日には、日本関係船舶が拿捕される事案も発生した。なお、同船舶の

1 「国連海洋法条約（UNCLOS）」（正式名称「海洋法に関する国際連合条約」）は、海洋法秩序に関する包括的な条約として1982年に採択され、1994年に発効した（わが国は1996年に締結）。
2 本行動基準は法的拘束力を有さず、国際民間航空条約の附属書や国際条約などに優越しない。

乗組員は2025年1月に解放された。

こうしたことを受け、2023年12月、米国は、紅海からアデン湾にかけての海洋安全保障と能力構築のための活動を任務とする第153連合任務群の傘下に多国籍安全保障作戦である「繁栄の守護者作戦」（OPG）を立ち上げ、紅海、アデン湾における巡回任務などを行うと発表した。また、EUも2024年2月、攻撃対象となった船舶を保護する防御的な海洋安全保障作戦である「アスピデス作戦」を開始した。

さらに、2024年1月12日、米英軍は、カナダ、オランダ、オーストラリア、バーレーンの支援を受け、ホーシー派の軍事拠点などを攻撃した。以降も、米軍は、英軍との共同攻撃を含め、継続的にホーシー派の軍事拠点などを攻撃した。また、ホーシー派と対立するイスラエルも散発的にホーシー派の拠点に対する空爆を実行している。

現在もホーシー派による攻撃は継続しており、わが国としては、中東地域情勢をめぐる動向を引き続き注視していく必要がある。

## 2　海賊

各地で発生している海賊行為は、海上交通に対する脅威となっている。近年の全世界の海賊・海上武装強盗事案（以下「海賊事案」という。）発生件数[3]は、2010年の445件をピークに減少傾向にある（2024年は116件）。

これはソマリア沖・アデン湾の海賊事案発生件数の減少に大きく依拠している。ソマリア沖・アデン湾における海賊事案発生件数については2008年から急増し、2011年には237件と全世界の発生件数の半数以上を占め、船舶航行の安全に対する脅威として大きな国際的関心を集めた。近年は、わが国を含む国際社会の様々な取組の結果、ソマリア沖・アデン湾における海賊事案の発生件数は低い水準で推移していたものの、国際商業会議所（ICC）国際海事局（IMB）によれば、2023年12月には、2017年以来となる商船の乗っ取り事案が発生した。2024年に入ってからも3件の乗っ取り事案が発生しており、依然予断を許さない状況となっている。ソマリア国内の不安定な治安や貧困といった海賊を生み出す根本的な原因はいまだ解決しておらず、海賊による脅威は引き続き存在している。かかる現状を踏まえれば、国際社会による継続した取組をより一層強化しなければ、海賊行為がさらに活発化するおそれがある。（わが国の取組については第Ⅲ部1章1節2項7（シーレーンの安定的利用を確保するための取組）参照。）

ソマリア沖・アデン湾における国際的な海賊対処の取組としては、まず、バーレーンに本部を置く米軍主導の連合海上部隊[4]が設置した多国籍部隊である、第151連合任務群による海賊対処活動があげられ、ゾーンディフェンスなどによる海賊対処活動を実施している。また、EUは、2008年12月から海賊対処活動「アタランタ作戦」を行っている。この作戦は、各国から派遣された艦艇や航空機が船舶の護衛やソマリア沖における監視などを行うもので、2027年2月末まで実施することが決定されている。

またアフリカでは、ギニア湾において海賊事案が発生（2024年は18件）しており、国際社会はアフリカにおける海賊などの問題への取組を継続している。

東南アジア海域における2024年の海賊事案発生件数は70件であった。特に、2019年以降はシンガポール海峡における事案が増加しており、2024年は43件発生した。備品の窃盗といった軽微な事案が多いものの、世界で報告された海賊事案件数の三分の一近くを占めるにいたっている。

# 3　北極海をめぐる動向

北極海では、近年、海氷の減少にともない、北極海航路の利活用や資源開発などに向けた動きが活発化している。カナダ、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、ロシア、スウェーデン、米国の8か国からなる北極圏国は1996年、北極における持続可能な開発、環境保護といった共通の課題についての協力などの促進

3　本文における海賊事案発生件数は、国際商業会議所（ICC）国際海事局（IMB）のレポートによる。件数は未遂事案も含む。

4　米中央軍の隷下で海洋における安全、安定と繁栄を促進することを目的として活動する多国籍部隊。46か国（2025年3月現在）の部隊が参加しており、連合海上部隊司令官は米第5艦隊司令官が兼任している。インド洋とオマーン湾における海洋安全保障のための活動を任務とする第150連合任務群、海賊対処を任務とする第151連合任務群、ペルシャ湾における海洋安全保障のための活動を任務とする第152連合任務群、紅海からアデン湾にかけての海洋安全保障と能力構築のための活動を任務とする第153連合任務群、海上安全保障のための教育訓練を任務とする第154連合任務群（2023年5月発足）の5つの連合任務群で構成されており、第151連合任務群には自衛隊の部隊も参加している。

を目的とし、北極評議会を設立した[5]。

安全保障の観点からは、北極海は従来、戦略核戦力の展開または通過海域であったが、近年の海氷の減少により、艦艇の航行が可能な期間や海域が拡大しており、将来的には、海上戦力の展開や、軍の海上輸送力などを用いた軍事力の機動展開に使用されることが考えられる。こうしたなか、軍事力の新たな配置などを進める動きもみられる。

ロシアは、2022年7月に発表した海洋ドクトリンでは、北極海を死活的に重要な海域に位置づけるなど、北極圏における国益擁護のための体制の構築を推進しており、各種政策文書において、北極圏におけるロシアの権益やロシア軍の役割を明文化している。また、北極圏沿岸部にレーダー監視網の整備を進めているほか、飛行場の再建や地対空・地対艦ミサイルの配備が進められている。[6]

参照 3章5節3項5（ロシア軍の動向（全般））

米国は、2024年7月に公表した「北極圏戦略2024」において、米国は同盟国やパートナーと協力し、北極圏を安定した地域として維持し、米国本土の安全と重要な国益を守るとの最終目標を追求するとしている。活動面では、2024年3月に、北極圏における潜水艦運用に関する演習「オペレーション・アイスキャンプ2024」（旧演習名「アイスエックス」）を実施し、カナダ海・空軍、フランス海軍、英国海軍、豪海軍が参加している。また、米国はグリーンランドにピツフィク宇宙軍基地（2023年4月、トゥーレ空軍基地から改名）を有している。

北極圏国以外では、日本、中国、韓国、英国、ドイツ、フランスなどを含む13か国が北極評議会のオブザーバー資格を有している。中国は、北極海に対して積極的に関与する姿勢を示しており、科学調査活動や商業活動を足がかりにして、北極海において軍事活動を含むプレゼンスを拡大させる可能性も指摘されている[7]。

また、北極海における中国とロシアの連携は増加している。中露は2024年5月の首脳会談における共同声明において、北極海航路に関する協力強化を表明した。その後、2024年7月には中露の爆撃機4機がチュコト海、ベーリング海、太平洋北部で共同飛行を実施した。また同年9月から10月には、中国海警局とロシア連邦保安庁国境警備局の船舶が日本海から北極海にかけて共同航行を実施した。米国防省公表「北極圏戦略2024」の中では、中国はロシアとの協力を推進することで北極圏でのプレゼンスを拡大させる可能性も指摘されているほか、中露間には依然として大きな意見の相違が存在しているものの、この地域における両国の連携強化は懸念事項とし、北極圏での共同演習を含む中露軍事協力は増加の一途をたどっていると指摘されている。

## 4 海底インフラをめぐる動向

近年、バルト海や台湾周辺海域において海底ケーブルが損傷する事案などが発生しており、海洋をめぐる新たな課題となっている。

例えば2023年2月には、台湾本島と馬祖島との間の海底ケーブルが切断される事案が発生し、台湾当局は、中国籍漁船や貨物船による切断であったとみられる旨を発表した。2025年1月には、台湾北部海域において、国際通信用の海底ケーブル4本が損傷する事案が発生しており、台湾当局は、貨物船が海底ケーブルを意図的に損傷させた疑いも含めて捜査中と発表した。一方、バルト海においても、特に2024年11月以降、重要海底ケーブルの損傷が相次いでいる。NATOは海上のプレゼンスと監視を強化するため、2025年1月、バルト海NATO加盟国首脳会合において、新たな軍事活動「バルト海の衛兵（Baltic Sentry）」の開始を発表した。

海底ケーブルは、国民生活や経済活動に欠くことのできないインフラであり、わが国として、海底ケーブル損傷に関する事案については、重大な関心をもって注視する必要がある。

参照 3章2節2項6（海空域における活動）

5 北極評議会の議長国は、2021年5月から2年間、ロシアが務めることとなっていたが、ロシア以外の北極圏国7か国は2022年3月、ロシアによるウクライナ侵略を受け、ロシアが議長国を務める北極評議会の全ての会合への参加を一時的に停止した。2023年5月にノルウェーが議長国に就任し、作業部会の再開に向け合意した。

6 米国防省公表「北極圏戦略2024」では、ロシアは北極圏の国で、最も発達した軍事的プレゼンスを誇っていると指摘しているほか、ロシアは北極圏を通じて米国本土に接近する明確な手段を有しており、北極圏を拠点とする能力を利用して、欧州とインド太平洋地域の両方への米国の戦力投射能力を脅かし、危機への対応能力を制約する可能性があると指摘している。

7 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2019年）による。

# 第6節 大量破壊兵器の移転・拡散

核・生物・化学（NBC）兵器などの大量破壊兵器やその運搬手段である弾道ミサイルの移転・拡散は、冷戦後の大きな脅威の一つとして認識され続けてきた。また近年は、国家間の競争や対立が先鋭化し、国際的な安全保障環境が複雑で厳しいものとなるなかで、軍備管理・軍縮・不拡散といった共通課題への対応において、国際社会の団結が困難になっていくことが懸念される。

## 1 核兵器

キューバ危機（1962年）など米ソ間の全面核戦争の危険性が認識されるなかで、1970年に核兵器不拡散条約（NPT）が発効した。同条約のもと、1966年以前に核爆発を行った国（米ソ英仏中（当時））以外の国による核兵器の製造・取得が禁じられ、核軍備の縮小に関する効果的な措置などにつき、誠実に交渉が行われることとなった。

2025年1月現在、NPTは191の国・地域が締結しているが、例えばインド、イスラエルやパキスタンは依然として非核兵器国としての加入を拒んでいるほか、これまで核実験を繰り返し、核兵器の開発・保有を宣言してきた北朝鮮は、2023年9月に憲法に核兵器の発展の高度化を明記し、核戦力の開発・保有を国家制度として基礎づけた旨主張している。

米露間の核戦力については、2021年1月、両国が新戦略兵器削減条約（新START）の5年間延長に合意したが、ロシアが核兵器による威嚇ともとれる言動を繰り返しながらウクライナ侵略を継続しているなか、2022年11月には同条約の枠組みにおける両国間の協議が延期され、翌2023年2月にはロシア側が履行の停止を発表した。

また、米国は、中国も含む形での軍備管理枠組みを追求する意向を示しているが、中国は米露間の枠組みに参加する意思はない旨を繰り返し主張している。同時に中国は核戦力の拡大を継続しているとされ、2030年までに運用可能な核弾頭の保有数が1,000発を超え、2035年まで増加し続ける可能性も指摘されている[1]。

パワーバランスの歴史的変化と地政学的競争の激化に伴い、冷戦後の国際秩序が重大な挑戦に晒されているなかで、今後核戦力に関する実効的な軍備管理・軍縮枠組みが構築されていくのか、関連動向を注視していく必要がある。

参照 図表Ⅰ-4-6-1（各国の核弾頭保有数とその主要な運搬手段）

**図表Ⅰ-4-6-1　各国の核弾頭保有数とその主要な運搬手段**

| | | 米国 | ロシア | 英国 | フランス | 中国 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ミサイル | ICBM（大陸間弾道ミサイル） | 400基<br>ミニットマンⅢ 400 | 324基<br>SS-18 40<br>SS-19 10<br>SS-27（単弾頭） 78<br>SS-27（多弾頭） 124<br>SS-27（Yars-S、多弾頭） 72 | — | — | 148基<br>DF-5（CSS-4） 18<br>DF-31（CSS-10） 86<br>DF-41 44 |
| | IRBM MRBM | — | SS-28 複数基 | — | — | 322基<br>DF-26 250<br>DF-21A/E（CSS-5） 24<br>DF-17（CSS-22） 48 |
| | SLBM（潜水艦発射弾道ミサイル） | 280基<br>トライデントD-5 280 | 192基<br>SS-N-23 96<br>SS-N-32 96 | 48基<br>トライデントD-5 48 | 64基<br>M-51 64 | 72基<br>JL-2（CSS-N-14）/<br>JL-3（CSS-N-20） 72 |
| 弾道ミサイル搭載原子力潜水艦 | | 14 | 12 | 4 | 4 | 6 |
| 航空機 | | 65機<br>B-2 19<br>B-52 46 | 71機<br>Tu-95（ベア） 58<br>Tu-160（ブラックジャック） 13 | — | 40機<br>ラファール 40 | 122機<br>H-6K 110<br>H-6N 12+ |
| 弾頭数 | | 3,708 | 4,380（うち戦術核1,558） | 225 | 290 | 500 |

（注）1　資料は、ミリタリー・バランス（2025）、SIPRI Yearbook 2024などによる。
2　SIPRI Yearbook 2024によれば、2024年1月時点で米国の核弾頭のうち、配備数は1,770発（うち戦術核100発）であり、ロシアの配備弾頭数は1,710発とされている。
3　2021年3月における英国の「安全保障、国防、開発、外交政策の総合的見直し」（Integrated Review）は、核弾頭の保有上限数を260発以下にするとしている。
4　なお、SIPRI Yearbook 2024によれば、インドは172発、パキスタンは170発、イスラエルは90発、北朝鮮は約50発（全体としては最大90発分の核弾頭を生産するだけの核分裂性物質を貯蔵）の核弾頭を保有しているとされている。

1　米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2024年）による。

## 2 生物・化学兵器

生物・化学兵器は、比較的安価で製造が容易であるほか、製造に必要な物資や技術の多くが軍民両用であり容易に偽装ができるなど、非対称的な攻撃手段[2]を求める国家やテロリストなどの非国家主体による開発・取得が特に懸念される。また、生物・化学兵器を求める主体がビッグデータやAIといった新興技術を利用すれば、兵器の開発能力はさらに高まるものと考えられる。

Artificial Intelligence

生物兵器は、①製造が容易で安価、②暴露から発症までに通常数日間の潜伏期間が存在、③使用されたことの認知が困難、④実際に使用しなくても強い心理的効果を与える、⑤種類や使用される状況によっては、膨大な死傷者を生じさせるといった特性を有する。

生物兵器に関しては、北朝鮮、ロシアが生物兵器禁止条約（BWC）で定められた義務に反して攻撃的な生物兵器の計画を有しているとの見方が示されている[3]。また、中国については、軍の医療機関が、生物兵器に転用されるおそれのある毒物やバイオ技術の研究開発を行っていることが指摘されている[4]。

Biological Weapons Convention

化学兵器は、1995年のわが国における地下鉄サリン事件などで使用され、都市における大量破壊兵器によるテロの脅威を示した。最近では、シリアのアサド政権や「イラク・レバントのイスラム国」（ISIL）による化学兵器の使用や、ロシアによって開発された「ノビチョク」類が使用されたとされる反体制派指導者毒殺未遂事件などが指摘されている。また、ウクライナにおける戦闘でロシア軍が暴動鎮圧剤を使用した疑惑も指摘されている。

このほか、中国が化学兵器にも転用されるおそれのある薬剤などについての研究を行っていることが指摘されており、化学兵器禁止条約（CWC）で定められた義務の遵守に対する懸念も示されている[5]。また、北朝鮮はCWCに加入せず、現在も化学兵器を保有しているとされている。

Chemical Weapons Convention

## 3 弾道ミサイルなど

弾道ミサイルは、放物線状に飛翔する、ロケットエンジン推進のミサイルで、長距離の目標を攻撃することが可能であり、大量破壊兵器の運搬手段としても使用される。また、高角度、高速で落下するなどの特徴を有し、有効に対処するには極めて精度の高い迎撃システムが必要である。さらに、近年、操舵翼を用いて姿勢を制御することで、通常の弾道ミサイルよりも低高度を変則的な軌道で飛翔し、早期探知や迎撃を困難にする弾道ミサイルが登場するなど、弾道ミサイル関連技術は急速に変化・進展してきている。

参照 図表Ⅰ-4-6-2（弾道ミサイルの分類）

武力紛争が続いている地域に弾道ミサイルが配備された場合、地域の緊張をさらに高め、さらなる不安定化をもたらす危険性も有している。さらに弾道ミサイルは、通常戦力において優る国に対する遠距離からの攻撃や威嚇（いかく）の手段としても利用される。

こうした弾道ミサイルの脅威に加え、非国家主体にとっても入手が比較的容易で、拡散が危惧される兵器として、巡航ミサイルの脅威も指摘される。巡航ミサイルは、弾道ミサイルに比べ、製造コストが安く、維持、訓練も容易で、多くの国が製造または改造を行っている。また、命中精度が比較的高く、飛翔時の探知が困難なものや、弾道ミサイルに比して小型で、船舶などに隠匿（いんとく）して、密かに攻撃対象に接近することが可能なものもあり、弾頭に大量破壊兵器が搭載された場合は、深刻な脅威となる。

2 相手の弱点をつくための攻撃手段であって、在来型の手段以外のもの。大量破壊兵器、弾道ミサイル、テロ、サイバー攻撃など。
3 米国防省「Biodefense Posture Review」（2023年）による。
4 米国務省「ADHERENCE TO AND COMPLIANCE WITH ARMS CONTROL, NONPROLIFERATION, AND DISARMAMENT AGREEMENTS AND COMMITMENTS」（2024年）による。
5 米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（2024年）、米国務省「Condition（10）（C）Annual Report on Compliance with the Chemical Weapons Convention（CWC）」（2024年）による。

図表Ⅰ-4-6-2　弾道ミサイルの分類

| 区分 | 射程 |
|---|---|
| 短距離弾道ミサイル<br>(Short-Range Ballistic Missile, SRBM) | 約1,000km未満 |
| 準中距離弾道ミサイル<br>(Medium-Range Ballistic Missile, MRBM) | 約1,000km以上<br>～約3,000km未満 |
| 中距離弾道ミサイル<br>(Intermediate-Range Ballistic Missile, IRBM) | 約3,000km以上<br>～約5,500km未満 |
| 大陸間弾道ミサイル<br>(Intercontinental Ballistic Missile, ICBM) | 約5,500km以上 |

（注）　このほか、潜水艦から発射する弾道ミサイルは、潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM: Submarine-Launched Ballistic Missile)、空母をはじめとする艦艇への攻撃のために必要となる弾頭部の精密誘導機能を有する弾道ミサイルは対艦弾道ミサイル(ASBM：Anti-Ship Ballistic Missile) と呼称されている。

## 4 大量破壊兵器などの移転・拡散の懸念の拡大

自国防衛の目的で購入・開発を行った兵器であっても、国内生産が軌道に乗ると、輸出が可能になり移転されやすくなることがある。大量破壊兵器などを求める国家の中には、自国の国土や国民を危険にさらすことに対する抵抗が小さく、また、その国土において国際テロ組織の活発な活動が指摘されているなど、政府の統治能力が低いものもある。こうした場合、一般に大量破壊兵器などが実際に使用される可能性が高まると考えられる。

大量破壊兵器などの関連技術の拡散はこれまでに多数指摘されている。例えば、2004年2月には、パキスタンのカーン博士らにより北朝鮮、イランおよびリビアに主にウラン濃縮技術を中心とする核関連技術が移転されたことが明らかになった。

運搬手段となる弾道ミサイルについても、移転・拡散が顕著であり、旧ソ連などがイラク、北朝鮮、アフガニスタンなど多数の国・地域にスカッドBを輸出したほか、中国によるDF-3 (CSS-2)、北朝鮮によるスカッドの輸出などを通じて、現在、相当数の国などが保有するに至っている。

北朝鮮は1980年代から90年代にかけて、外部からの各種資材・技術の移転により、発射実験をほとんど行うことなく弾道ミサイル開発を進展させたとみられるが、一方で外貨獲得や対外関係の維持のために技術や通常兵器、WMDサプライチェーンのための物品の拡散源であり続けているとも指摘されており、例えば、イラン、シリア、ミャンマー、ロシアといった国々との間で、武器取引や武器技術移転を含む軍事分野での協力が伝えられている。

Weapons of Mass Destruction

近年では懸念国が大量破壊兵器などを国外に不正輸出する際に、書類偽造や輸送経路の多様化などによって巧妙に国際的な監視を回避しつつ、移転を継続していると指摘されている。また、懸念国が、先進国の主要企業や学術機関などに派遣した自国の研究者や留学生などを通じて、大量破壊兵器などの開発・製造に応用しうる先端技術を入手する、無形技術移転も懸念されている。

# 第Ⅱ部

# わが国の安全保障・防衛政策


第1章 安全保障と防衛の基本的考え方

第2章 国家安全保障戦略などの「三文書」

第3章 防衛力整備と予算

第4章 安全保障と防衛を担う組織

第5章 自衛隊の行動に関する枠組み

# 第1章 安全保障と防衛の基本的考え方

## 第1節 安全保障を確保する方策

国家の独立は、国が政治、経済、社会のあり方を自ら決定し、その文化、伝統や価値観を保つため、守らなければならないものである。また、平和と安全は、国民が安心して生活し、国が繁栄を続けていくうえで不可欠のものである。しかしながら、自らの主権と独立の維持はわが国自身の主体的、自主的な努力があって初めて実現するものである。

国民の命や暮らしを守り抜くうえで、まず優先されるべきは、積極的な外交の展開である。自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値や原則を重視しつつ、わが国と基本的な価値や利益を共にする米国との間の日米同盟[1]を基軸とし、同志国との連携、多国間協力を推進していくことが不可欠である。

同時に、外交には、裏付けとなる防衛力が必要である。戦略的なアプローチとして、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）のビジョンのもとでの外交を展開するとともに、反撃能力の保有を含む防衛力の抜本的強化などを進めていく。

Free and Open Indo-Pacific

一方、今やどの国も一国では自国の安全を守ることはできない。そのため、同盟国や同志国などと協力・連携を深めていくことが不可欠である。

わが国にとって望ましい安全保障環境を創出し、脅威の発生を予防する観点から、インド太平洋地域や国際社会の一員としての協力などの分野で防衛力が果たす役割の重要性は増している。

わが国は、このような防衛力の役割を認識したうえで、外交や経済などの分野も含め、様々な分野における努力を尽くすことにより、わが国の安全を確保するとともに、インド太平洋地域、ひいては世界の平和と安全を目指している。

参照 図表Ⅲ-3-1（自由で開かれたインド太平洋（FOIP）ビジョンにおける防衛省の取組（イメージ））、2章2節「解説」（反撃能力）

**KEY WORD FOIP**

2016年8月、安倍内閣総理大臣（当時）が提唱した、自由で開かれたインド太平洋を介してアジアとアフリカの連接性を向上させ、地域全体の安定と繁栄の促進を目指す考え方。

## 第2節 憲法と防衛政策の基本

### 1 憲法と自衛権

わが国は、第二次世界大戦後、再び戦争の惨禍を繰り返すことのないよう決意し、平和国家の建設を目指して努力を重ねてきた。恒久の平和は、日本国民の念願である。この平和主義の理想を掲げる日本国憲法は、第9条に戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認に関する規定を置いている。もとより、わが国が独立国である以上、この規定は、主権国家としての固有の自衛権を否定するものではない。政府は、このようにわが国の自衛権が否定されない以上、その行使を裏付ける自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法上認められると解している。

このような考えに立ち、わが国は、憲法のもと、専守防衛をわが国の防衛の基本的な方針として実力組織としての自衛隊を保持し、その整備を推進し、運用を図ってきている。

1 一般的には、日米安保体制を基盤として、日米両国がその基本的価値や利益をともにする国として、安全保障面をはじめ、政治や経済の各分野で緊密に協調・協力していく関係を意味する。

# 2 憲法第9条の趣旨についての政府見解

## 1 保持できる自衛力

わが国が憲法上保持できる自衛力は、自衛のための必要最小限度のものでなければならないと考えられている。その具体的な限度は、その時々の国際情勢、軍事技術の水準その他の諸条件により変わりうる相対的な面があり、毎年度の予算などの審議を通じて国民の代表者である国会において判断される。憲法第9条第2項で保持が禁止されている戦力にあたるか否かは、わが国が保持する全体の実力についての問題であって、自衛隊の個々の兵器の保有の可否は、それを保有することで、わが国の保持する実力の全体がこの限度を超えることとなるか否かにより決められる。

しかし、個々の兵器のうちでも、性能上専ら相手国国土の壊滅的な破壊のためにのみ用いられる、いわゆる攻撃的兵器を保有することは、直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるため、いかなる場合にも許されない。例えば、大陸間弾道ミサイル（ICBM）、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母の保有は許されないと考えている。

Intercontinental Ballistic Missile

## 2 憲法9条のもとで許容される自衛の措置

2014年7月1日の閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」において、次の3つの要件（「武力の行使」の三要件）を満たす場合には、自衛の措置として、武力の行使が憲法上許容されるべきであると判断するに至った。

① わが国に対する武力攻撃が発生したこと、またはわが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること

② これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと

③ 必要最小限度の実力を行使すること

参照 資料4（国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について）

## 3 自衛権を行使できる地理的範囲

わが国が自衛権の行使としてわが国を防衛するため必要最小限度の実力を行使できる地理的範囲は、必ずしもわが国の領土・領海・領空に限られないが、それが具体的にどこまで及ぶかは個々の状況に応じて異なるので、一概には言えない。

しかし、武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土・領海・領空に派遣するいわゆる海外派兵は、一般に、自衛のための必要最小限度を超えるものであり、憲法上許されないと考えられている。

## 4 交戦権

憲法第9条第2項は、「国の交戦権は、これを認めない。」と規定しているが、ここでいう交戦権とは、戦いを交える権利という意味ではなく、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称であって、相手国兵力の殺傷と破壊、相手国の領土の占領などを行うことを含むものである。

一方、自衛権の行使にあたっては、わが国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することは当然に認められている。例えば、わが国が自衛権の行使として相手国兵力の殺傷と破壊を行うことは、交戦権の行使として相手国兵力の殺傷や破壊などを行うこととは別の観念のものである。ただし、相手国の領土の占領などは、自衛のための必要最小限度を超えるものと考えられるので、認められない。

# 3 基本政策

これまでわが国は、憲法のもと、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本方針に従い、日米安保体制を堅持するとともに、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備してきている。

## 1　専守防衛

専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神に則った受動的な防衛戦略の姿勢をいう。

## 2　軍事大国とならないこと

軍事大国という概念の明確な定義はないが、わが国が他国に脅威を与えるような軍事大国とならないということは、わが国は自衛のための必要最小限を超えて、他国に脅威を与えるような強大な軍事力を保持しないということである。

## 3　非核三原則

非核三原則とは、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずという原則を指し、わが国は国是としてこれを堅持している。

なお、核兵器の製造や保有は、原子力基本法の規定でも禁止されている[2]。さらに、核兵器不拡散条約（NPT）Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weaponsにより、わが国は、非核兵器国として、核兵器の製造や取得をしないなどの義務を負っている[3]。

## 4　文民統制の確保

文民統制は、シビリアン・コントロールともいい、民主主義国家における軍事に対する政治の優先、または軍事力に対する民主主義的な政治による統制を指す。わが国の場合、終戦までの経緯に対する反省もあり、自衛隊が国民の意思によって整備・運用されることを確保するため、旧憲法下の体制[4]とは全く異なり、次のような厳格な文民統制の制度を採用している。

国民を代表する国会が、自衛官の定数、主要組織などを法律・予算の形で議決し、また、防衛出動などの承認を行う。国の防衛に関する事務は、一般行政事務として、内閣の行政権に完全に属しており、内閣を構成する内閣総理大臣その他の国務大臣は、憲法上、文民でなければならないこととされている。内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊に対する最高の指揮監督権を有しており、国の防衛に専任する主任の大臣である防衛大臣は、自衛隊の隊務を統括する。また、内閣には、わが国の安全保障に関する重要事項を審議する機関として国家安全保障会議が置かれている。

防衛省では、防衛大臣が国の防衛に関する事務を分担管理し、主任の大臣として、自衛隊を管理し、運営する。その際、防衛副大臣、防衛大臣政務官（2人）、防衛大臣補佐官が政策、企画、政務について防衛大臣を助けることとされている。

また、防衛大臣政策参与が、防衛省の所掌事務に関する重要事項に関し、自らが有する見識に基づき、防衛大臣に進言などを行うこととしているほか、防衛会議では、防衛大臣のもとに政治任用者、文官、自衛官の三者が一堂に会して防衛省の所掌事務に関する基本的方針について審議することとし、文民統制のさらなる徹底を図っている。

以上のように、文民統制の制度は整備されているが、それが実をあげるためには、国民が防衛に対する深い関心を持つとともに、政治・行政両面における運営上の努力が引き続き必要である。

参照　4章1節（国家安全保障会議）、4章2節（防衛省・自衛隊の組織）



着任にあたり特別儀仗隊を巡閲する中谷防衛大臣（2024年10月）

2　原子力基本法第2条は、「原子力利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし……」と規定している。

3　NPT第2条は、「締約国である各非核兵器国は、……核兵器その他の核爆発装置を製造せず又はその他の方法によって取得しないこと……を約束する」と規定している。

4　統帥権が独立し、軍の作戦などに関する事項について内閣や議会の統制の及びえない範囲が広く認められていた。また、一時期を除き、陸海軍大臣は現役軍人でなければならなかったため、事実上軍の意向に沿う内閣でなければ成立しなかったなど、軍が不当に国政に影響を与えていた。

# 第3節 安全保障政策の体系

わが国の安全保障政策にかかる主要な文書としては、国家安全保障戦略[5]、国家防衛戦略[6]、防衛力整備計画[7]がある。

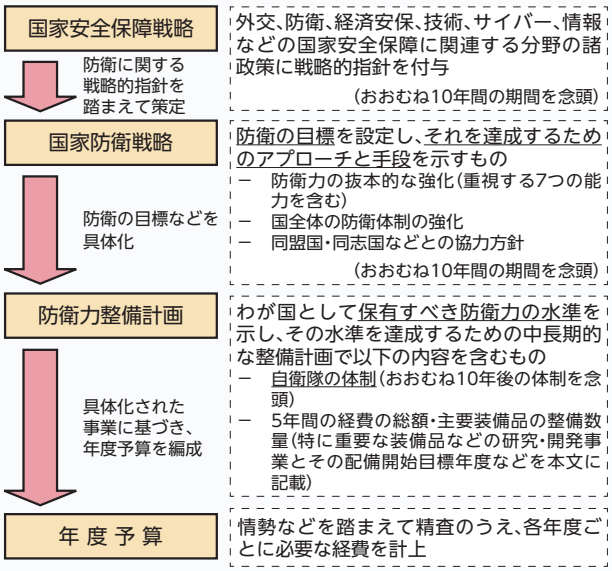
国家安全保障戦略は、外交政策と防衛政策を中心とした国家安全保障の基本方針であり、2013年にわが国として初めて策定された。2022年には、わが国が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している現状を受け、これまでの外交・防衛分野のみならず、経済、技術、情報も含む幅広い分野の安全保障政策に戦略的な指針を与えるものとして、新たな国家安全保障戦略が策定された。

そのうえで、国家安全保障戦略を踏まえ、わが国の防衛目標やこれを達成するためのアプローチ・手段を示すものとして、同年に国家防衛戦略が初めて策定された。これは、1976年以降6回策定されてきた、自衛隊の防衛力整備、維持および運用の基本的指針である防衛計画の大綱（防衛大綱）に代わるものである。国家安全保障戦略と国家防衛戦略は、ともにおおむね10年間の期間を念頭に置いている。

防衛力整備計画は、国家防衛戦略に従い、防衛力の水準やそれに基づくおおむね10年後の自衛隊の体制、5か年の経費総額や主要装備品の整備数量を示した中長期的な計画として、2022年に初めて策定された。従来、将来の防衛力の水準については、防衛大綱で示し、防衛力整備にかかる5か年の経費総額などは防衛大綱を踏まえた中期防衛力整備計画（中期防）で示してきたが、防衛力の水準と5か年の経費総額を統合した整備計画にすることで一貫性のある形にした。

参照 図表Ⅱ-1-3-1（国家安全保障戦略・国家防衛戦略・防衛力整備計画・年度予算の関係）、2章（国家安全保障戦略などの「三文書」）、資料1（国家安全保障戦略について）、資料2（国家防衛戦略について）、資料3（防衛力整備計画について）

**図表Ⅱ-1-3-1　国家安全保障戦略・国家防衛戦略・防衛力整備計画・年度予算の関係**




**資料**：「国家安全保障戦略」・「国家防衛戦略」・「防衛力整備計画」
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/guideline/index.html

5 国家安全保障戦略について（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）
6 国家防衛戦略について（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）
7 防衛力整備計画について（令和4年12月16日国家安全保障会議及び閣議決定）

# 第2章 国家安全保障戦略などの「三文書」

## 第1節 国家安全保障戦略の概要

国家安全保障戦略は、わが国の安全保障に関する最上位の政策文書である。世界の歴史は転換期にあり、わが国は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境のただなかにある。そのなかにおいて、わが国の国益を守るためには、力強い外交を展開するとともに地歩を固める防衛力を持つことが必要である。こうした目標を達成するため、対立と協力が複雑に絡み合う国際関係全体を俯瞰し、外交力・防衛力・経済力・技術力・情報力を含む総合的な国力を最大限に活用して、国家の対応を高次のレベルで統合させる戦略が必要であるとの視点から、2022年に新たな国家安全保障戦略が策定された。

この国家安全保障戦略に基づく戦略的な指針と施策は、戦後の安全保障政策を実践面から大きく転換するものである。国家安全保障戦略は、わが国の国益、安全保障に関する基本的な原則、安全保障上の課題を示したうえで、これらを踏まえたわが国の安全保障上の目標を設定し、それを達成するための戦略的なアプローチなどを明らかにしている。

参照 図表Ⅱ-2-1-1（国家安全保障戦略の概要（構成と主な内容））、資料1（国家安全保障戦略について）

**図表Ⅱ-2-1-1 国家安全保障戦略の概要（構成と主な内容）**

Ⅰ 策定の趣旨

Ⅱ わが国の国益

Ⅲ わが国の安全保障に関する基本的な原則

Ⅳ わが国を取り巻く安全保障環境と我が国の安全保障上の課題

Ⅴ わが国の安全保障上の目標

- わが国の主権と独立、国内・外交に関する政策を自主的に決定できる国であり続ける。領域、国民の生命・身体・財産を守る。有事などの発生を抑止。万一、脅威が及ぶ場合も、これを排除し、かつ被害を最小化させつつ、有利な形で終結
- わが国経済が成長できる国際環境を安全保障政策を通じて主体的に確保。安全保障と経済成長の好循環の実現
  わが国の経済の自律性、優位性、不可欠性を確保
- 国際関係における新たな均衡を、特にインド太平洋地域において実現。一方的な現状変更を容易に行いうる状況の出現を防ぎ、安定的で予見可能性が高く、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を強化
- 多国間の協力の分野において国際社会が共存共栄できる環境を実現

Ⅵ わが国が優先する戦略的なアプローチ
（外交力、防衛力、経済力、技術力、情報力を含む総合的な国力を用いて、戦略的なアプローチを実施）

1. 危機を未然に防ぎ、平和で安定した国際環境を能動的に創出し、自由で開かれた国際秩序を強化するための外交を中心とした取組の展開
2. わが国の防衛体制の強化
   - 国家安全保障の最終的な担保である防衛力の抜本的な強化
   - 総合的な防衛体制の強化
   - 防衛装備移転三原則・運用指針をはじめとする制度の見直しの検討
   - 防衛生産・技術基盤の強化、人的基盤強化　など
3. 米国との安全保障面における協力の深化
4. わが国を全方位でシームレスに守るための取組の強化
5. 経済安全保障政策の促進
6. 自由・公正・公平なルールに基づく国際経済秩序の維持・強化
7. 国際社会が共存共栄するためのグローバルな取組

Ⅶ わが国の安全保障を支えるために強化すべき国内基盤

Ⅷ 本戦略の期間・評価・修正

Ⅸ 結語

# 第2節 国家防衛戦略の概要

1976年以降6回策定されてきた、自衛隊の防衛力整備、維持および運用の基本的指針である防衛大綱に代わって、戦後最も厳しい安全保障環境を踏まえ、わが国の防衛目標、防衛目標を達成するためのアプローチやその手段を包括的に示すため、2022年12月に国家防衛戦略が新たに策定された。

## 1 防衛大綱から国家防衛戦略への変遷

### 1 51大綱

51大綱[1]は、1970年代のデタント[2]を背景として策定されたものであり、①全般的には東西間の全面的軍事衝突などが生起する可能性は少ない、②わが国周辺においては、米中ソの均衡的な関係と日米安保体制の存在がわが国への本格的な侵略の防止に大きな役割を果たし続ける、との認識に立った。

そのうえで、わが国に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが力の空白となってわが国周辺地域の不安定要因とならないよう、独立国としての必要最小限の基盤的な防衛力を保有する「基盤的防衛力構想」という考え方を導入した。

### 2 07大綱

07大綱[3]は、冷戦の終結など国際情勢が大きく変化する一方、国連平和維持活動（国連PKO（Peacekeeping Operations））や阪神・淡路大震災への対応など、自衛隊に対する期待が高まっていたことなどを考慮して策定された。

07大綱は、わが国の防衛力整備がそれまで、「基盤的防衛力構想」に基づいて行われてきたとしたうえで、これを基本的に踏襲した。

一方、防衛力の内容は、防衛力の規模や機能を見直すことに加えて、わが国の防衛のみならず、大規模災害など各種事態への対応やより安定した安全保障環境への貢献など、様々な分野において自衛隊の能力をより一層活用することを重視するものとなっているのが特徴である。

### 3 16大綱

16大綱[4]は、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織の活動などの新たな脅威や多様な事態への対応が課題となるなか、わが国の安全保障および防衛力のあり方について新たな指針を示す必要があるとの判断のもとで策定された。

16大綱は、防衛力のあり方については、「基盤的防衛力構想」の有効な部分は継承するとしつつ、国際テロ組織の活動などを含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態に実効的に対応し、かつ、国際平和協力活動に主体的かつ積極的に対応できるよう、多機能で弾力的な実効性のある防衛力が必要であるとした。

### 4 22大綱

22大綱[5]は、①わが国周辺において、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が存在するとともに、多くの国が軍事力を近代化し、また各種の活動を活発化させていること、②軍事科学技術などの飛躍的な発展にともない、兆候が現れてから事態が発生するまでの時間は短縮化する傾向にあるなかでシームレスに対応する必要があること、③多くの安全保障課題は、国境を越えて広がるため、平素からの各国の連携・協力が重要となっているなかで、軍事力の役割が多様化し、平素から常時継続的に軍事力を運用することが一般化しつつあることなどを踏まえ、策定された。

22大綱は、今後の防衛力について、防衛力の存在を重視した従来の「基盤的防衛力構想」によらず、防衛力の

1 昭和52年度以降に係る防衛計画の大綱について（昭和51年10月29日国防会議及び閣議決定）
2 1962年のキューバ危機を契機として、当時冷戦と呼ばれる対立関係にあった米ソの緊張状態が緩和していった状況を指す。1979年のソ連のアフガニスタン侵攻によって終焉。
3 平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について（平成7年11月28日安全保障会議及び閣議決定）
4 平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について（平成16年12月10日安全保障会議及び閣議決定）
5 平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について（平成22年12月17日安全保障会議及び閣議決定）

運用に焦点を当て、与えられた防衛力の役割を効果的に果たすための各種の活動を能動的に行える動的なものとしていく必要があるとした。このため、即応性、機動性、柔軟性、持続性、多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた「動的防衛力」を構築することとした。

## 5　25大綱

25大綱[6]は、わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増すなかで、いわゆるグレーゾーンの事態を含め、自衛隊の対応が求められる事態が増加するとともに長期化しつつあるなか、自衛隊の活動量を下支えする防衛力の質と量の確保が必ずしも十分とは言えない状況を踏まえて策定された。

25大綱は、より統合運用を徹底し、装備の運用水準を高め、その活動量をさらに増加させるとともに、各種活動を下支えする防衛力の質と量を必要かつ十分に確保し、抑止力と対処力を高めていくこととした。このため、自衛隊全体の機能・能力に着目した統合運用の観点からの能力評価を実施し、総合的な観点から特に重視すべき機能・能力を導き出すこととした。このような能力評価の結果を踏まえることで、防衛力の効率的な整備が可能となった。あわせて、後方支援基盤をこれまで以上に幅広く強化し、最も効果的に運用できる態勢を構築することとした。

このように、25大綱は、多様な活動を状況に臨機に即応して機動的に行いうる、より実効的な防衛力である「統合機動防衛力」を構築することとした。

## 6　30大綱

30大綱[7]は、わが国を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増していることを踏まえ、「統合機動防衛力」の方向性を深化させた真に実効的な防衛力を構築すべく策定された。

具体的には、①全ての領域における能力を有機的に融合し、その相乗効果により全体としての能力を増幅させる領域横断作戦が実施でき、②平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とし、③日米同盟の強化や安全保障協力の推進が可能な性質を有する、真に実効的な防衛力として、「多次元統合防衛力」を構築することとした。特に、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における能力や、それと一体となって、航空機、艦艇、ミサイルなどによる攻撃に効果的に対処するための能力の強化や、後方分野も含めた防衛力の持続性・強靱性の強化を重視していくこととした。

参照　図表Ⅱ-2-2-1（防衛力の役割の変化）



6　平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について（平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定）
7　平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について（平成30年12月18日国家安全保障会議及び閣議決定）

**図表Ⅱ-2-2-1**　防衛力の役割の変化

| | 【背　景】 | 【防衛力の役割】 |
|---|---|---|
| 51大綱<br>(S51.10.29<br>国防会議・閣議決定) | ○東西冷戦は継続するが緊張緩和の国際情勢<br>○わが国周辺は米中ソの均衡が成立<br>○国民に対し防衛力の目標を示す必要性 | ・「基盤的防衛力構想」<br>・わが国に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが力の空白となってわが国周辺地域における不安定要因とならないよう、独立国としての必要最小限の基盤的な防衛力を保有 |
| 19年 | | |
| 07大綱<br>(H7.11.28<br>安保会議・閣議決定) | ○東西冷戦の終結<br>○不透明・不確実な要素がある国際情勢<br>○国際貢献などへの国民の期待の高まり | ・「基盤的防衛力構想」を基本的に踏襲<br>・防衛力の役割として「わが国の防衛」に加え、「大規模災害等各種の事態への対応」、「より安定した安全保障環境の構築への貢献」を追加 |
| 9年 | | |
| 16大綱<br>(H16.12.10<br>安保会議・閣議決定) | ○国際テロや弾道ミサイルなどの新たな脅威<br>○世界の平和がわが国の平和に直結する状況<br>○抑止重視から対処重視に転換する必要性 | ・新たな脅威や多様な事態に実効的に対応するとともに、国際平和協力活動に主体的かつ積極的に取り組みうるものとすべく、多機能で弾力的な実効性のあるもの<br>・「基盤的防衛力構想」の有効な部分は継承 |
| 6年 | | |
| 22大綱<br>(H22.12.17<br>安保会議・閣議決定) | ○グローバルなパワーバランスの変化<br>○複雑さを増すわが国周辺の軍事情勢<br>○国際社会における軍事力の役割の多様化 | ・「動的防衛力」の構築（「基盤的防衛力構想」によらず）<br>・各種事態に対して実効的な抑止・対処を可能とし、アジア太平洋地域の安保環境の安定化・グローバルな安保環境の改善のための活動を能動的に行いうる防衛力 |
| 3年 | | |
| 25大綱<br>(H25.12.17<br>国家安全保障会議・閣議決定) | ○わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増大<br>○米国のアジア太平洋地域へのリバランス<br>○東日本大震災での自衛隊の活動における教訓 | ・「統合機動防衛力」の構築<br>・厳しさを増す安全保障環境に即応し、海上優勢・航空優勢の確保など事態にシームレスかつ状況に臨機に対応して機動的に行いうるよう、統合運用の考え方をより徹底した防衛力 |
| 5年 | | |
| 30大綱<br>(H30.12.18<br>国家安全保障会議・閣議決定) | ○わが国を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増大<br>○宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域の利用の急速な拡大<br>○軍事力のさらなる強化や軍事活動の活発化の傾向が顕著 | ・「多次元統合防衛力」の構築<br>・陸・海・空という従来の領域のみならず、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域の能力を強化し、全ての領域の能力を融合させる領域横断作戦などを可能とする、真に実効的な防衛力 |
| 5年 | | |
| 国家防衛戦略<br>(R4.12.16<br>国家安全保障会議・閣議決定) | ○わが国は、戦後、最も厳しく複雑な安全保障環境に直面<br>○周辺国などが軍事力を増強しつつ軍事活動を活発化するなか、わが国はその最前線に位置<br>○新しい戦い方が顕在化するなか、それに対応できるかどうかが今後の防衛力を構築する上での課題 | ・相手の能力と新しい戦い方に着目した防衛力の構築<br>・多次元統合防衛力を抜本的に強化して、力による一方的な現状変更やその試みを許さず、わが国への侵攻を抑止し、万一、抑止が破られた場合には、わが国自体への侵攻をわが国が主たる責任をもって阻止・排除し得る防衛力 |



## 2 国家防衛戦略の概要

国家防衛戦略は、わが国の防衛目標、この防衛目標を達成するためのアプローチやその手段を包括的に示すものであり、概要は次のとおりである。

わが国政府の最も重大な責務は、国民の命と平和な暮らし、そして、わが国の領土・領空・領海を断固として守り抜くことであり、安全保障の根幹である。わが国を含む国際社会は、深刻な挑戦を受け、新たな危機に突入しており、今後、インド太平洋地域、とりわけ東アジアにおいて、戦後の安定した国際秩序の根幹を揺るがしかねない深刻な事態が発生する可能性が排除されない。戦後、最も厳しく複雑な安全保障環境のなかで、国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、厳しい現実に正面から向き合って、相手の能力と**新しい戦い方**に着目した防衛力の抜本的強化を行う必要がある。

ロシアがウクライナを侵略するに至った軍事的な背景としては、ウクライナがロシアによる侵略を抑止するための十分な能力を保有していなかったことにある。また、どの国も一国では自国の安全を守ることはできず、共同して侵攻に対処する意思と能力を持つ同盟国との協力の重要性が再認識されている。さらに、高い軍事力を持つ

**KEY WORD　「新しい戦い方」**

これまでの航空侵攻・海上侵攻・着上陸侵攻といった伝統的なものに加えて、精密打撃能力が向上したミサイルによる大規模な攻撃、情報戦を含むハイブリッド戦、宇宙・サイバー・電磁波領域や無人アセットを用いた非対称的な攻撃、核兵器による威嚇ともとれる言動などを組み合わせた新しい戦い方が顕在化している。こうした新しい戦い方に対応できるかどうかが、今後の防衛力を構築するうえでの課題となっている。

国が、あるとき侵略という意思を持ったことにも注目すべきである。脅威は能力と意思の組み合わせで顕在化するが、その意思を外部から正確に把握することは困難である。国家の意思決定過程が不透明であれば、脅威が顕在化する素地が常に存在する。このような国から自国を守るためには、力による一方的な現状変更は困難であると認識させる抑止力が必要であり、相手の能力に着目した防衛力を構築する必要がある。

## 1　わが国の防衛の基本方針

わが国の防衛の根幹である防衛力は、わが国の安全保障を確保するための最終的な担保であり、わが国に脅威が及ぶことを抑止するとともに、脅威が及ぶ場合には、これを阻止・排除し、わが国を守り抜くという意思と能力を表すものである。今後の防衛力については、相手の能力と戦い方に着目して、わが国を防衛する能力をこれまで以上に抜本的に強化するとともに、新たな戦い方への対応を推進し、いついかなるときも力による一方的な現状変更とその試みは決して許さないとの意思を明確にしていく必要がある。

わが国の防衛目標は次の3つである。

① 力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出する

② 力による一方的な現状変更やその試みを、同盟国・同志国などと協力・連携して抑止・対処し、早期に事態を収拾する

③ 万が一、わが国への侵攻が生起する場合、わが国が主たる責任をもって対処し、同盟国などの支援を受けつつ、これを阻止・排除する

また、核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止が不可欠であり、3つの防衛目標を達成するためのわが国自身の努力と、米国の拡大抑止などがあいまって、あらゆる事態からわが国を守り抜く。

これらの防衛目標を達成するための3つのアプローチと、その基本的な考え方などは次のとおりである。

① わが国自身の防衛体制の強化として、その中核たるわが国の防衛力を抜本的に強化するとともに、国全体の防衛体制を強化する

② 同盟国である米国との協力を一層強化することにより、日米同盟の抑止力と対処力をさらに強化する

③ 自由で開かれた国際秩序の維持・強化のために協力する同志国などとの連携を強化する

### (1) 第1のアプローチ：わが国自身の防衛体制の強化

#### ア　わが国の防衛力の抜本的な強化

抜本的に強化された防衛力は、防衛目標であるわが国自体への侵攻をわが国が主たる責任をもって阻止・排除しうる能力でなくてはならない。これは、相手にとって軍事的手段ではわが国侵攻の目標を達成できず、生じる損害というコストに見合わないと認識させうるだけの能力をわが国が持つことを意味する。こうした防衛力を保有できれば、米国の能力とあいまって、わが国への侵攻のみならず、インド太平洋地域における力による一方的な現状変更やその試みを抑止でき、それを許容しない安全保障環境を創出することにつながる。

また、抜本的に強化された防衛力は、新しい戦い方に対応できるものでなくてはならない。そのために必要な機能・能力として、まず、わが国への侵攻そのものを抑止するために、遠距離から侵攻戦力を阻止・排除できる能力である、①スタンド・オフ防衛能力、②統合防空ミサイル防衛能力を強化する。万が一抑止が破れ、わが国への侵攻が生起した場合、①と②の能力に加え、有人・無人アセットを駆使するとともに、領域を横断して優越を獲得し、非対称的な優勢を確保する必要がある。このため、③無人アセット防衛能力、④領域横断作戦能力、⑤指揮統制・情報関連機能を強化する。さらに、迅速かつ粘り強く活動し続けて、相手方の侵攻意図を断念させるため、⑥機動展開能力・国民保護、⑦持続性・強靱性を強化する。

このような防衛力の抜本的強化は、いついかなる形で力による一方的な現状変更が生起するか予測困難であることから、速やかに実現していく必要がある。まず、策定から5年後の2027年度までに、わが国への侵攻が生起する場合には、わが国が主たる責任をもって対処し、同盟国などの支援を受けつつ、これを阻止・排除できるように防衛力を強化する。この期間の最優先課題は、現有装備品を最大限有効に活用するため、可動数向上や弾薬・燃料の確保、主要な防衛施設の強靱化への投資を加速するとともに、将来の中核となる能力を強化することである。さらに、策定からおおむね10年後までに、この防衛目標をより確実にするためさらなる努力を行い、より早期かつ遠方で侵攻を阻止・排除できるように防衛力を強化する。

わが国への侵攻を抑止するうえで鍵となるのは、スタン

ド・オフ防衛能力などを活用した反撃能力である。近年、わが国周辺のミサイル戦力が質・量ともに著しく増強されるなか、ミサイル発射も繰り返されており、ミサイル攻撃が現実の脅威となっている。こうしたなか、今後も、既存のミサイル防衛能力を質・量ともに不断に強化していく。しかし、既存のミサイル防衛網だけでは完全に対応することが困難になりつつある。このため、ミサイル防衛網により、飛来するミサイルを防ぎつつ、相手からのさらなる武力攻撃を防ぐために、わが国から有効な反撃を相手に加える能力、すなわち反撃能力の保有が必要である。

反撃能力とは、わが国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイルなどによる攻撃が行われた場合、「武力の行使」の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において、わが国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力などを活用した自衛隊の能力をいう。こうした反撃能力を持つことにより、武力攻撃そのものを抑止する。そのうえで、万一、相手からミサイルが発射される際にも、ミサイル防衛網により、飛来するミサイルを防ぎつつ、反撃能力により相手からのさらなる武力攻撃を防ぎ、国民の命と平和な暮らしを守っていく。

反撃能力は、憲法および国際法の範囲内で、専守防衛の考え方を変更するものではなく、「武力の行使」の三要件を満たす場合に初めて行使され、武力攻撃が発生していない段階で自ら先に攻撃する先制攻撃は許されないことはいうまでもない。また、日米の基本的な役割分担は今後も変更はないが、わが国が反撃能力を保有することに伴い、日米が協力して対処していくこととなる。

### イ　国全体の防衛体制の強化

わが国を守るためには自衛隊が強くなければならないが、わが国全体で連携しなければ、わが国を守ることはできない。このため、防衛力の抜本的強化に加え、外交力、情報力、経済力、技術力を含めた国力を統合し、あらゆる政策手段を体系的に組み合わせて国全体の防衛体制を構築していく。その際、政府一体となった取組を強化していくため、政府内の縦割りを打破していくことが不可欠である。このため、防衛力の抜本的強化を補完する不可分一体の取組として、わが国の国力を結集した総合的な防衛体制を強化する。また、政府と地方公共団体、民間団体などとの協力を推進する。

### (2) 第2のアプローチ：日米同盟による共同抑止・対処

米国との同盟関係は、わが国の安全保障の基軸であり、わが国の防衛力の抜本的強化は、米国の能力のより効果的な発揮にもつながり、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化するものとなる。日米は、こうした共同の意思と能力を顕示することにより、力による一方的な現状変更やその試みを抑止する。そのうえで、わが国への侵攻が生起した場合には、日米共同対処により侵攻を阻止する。

このため、まず、日米共同の抑止力・対処力の強化に取り組む。わが国の防衛戦略と米国の国防戦略は、あらゆるアプローチと手段を統合させて、力による一方的な現状変更を起こさせないことを最優先とする点で軌を一にしている。これを踏まえ、即応性・抗たん性を強化し、相手にコストを強要し、わが国への侵攻を抑止する観点から、それぞれの役割・任務・能力に関する議論をより深化させ、日米共同の統合的な抑止力をより一層強化していく。

次に、同盟調整機能を強化する。日米両国による整合的な共同対処を行うため、同盟調整メカニズム（ACM）Alliance Coordination Mechanism を中心とする日米間の調整機能をさらに発展させる。また、日米同盟を中核とする同志国などとの連携を強化するため、ACMなどを活用し、運用面におけるより緊密な調整を実現する。

さらに、情報保全、サイバーセキュリティ、装備・技術協力など、あらゆる段階における日米共同での実効的な対処を支える基盤を強化する。

最後に、厳しい安全保障環境に対応する、日米共同の態勢の最適化を図りつつ、在日米軍再編の着実な進展や在日米軍の即応性・抗たん性強化を支援する取組など、在日米軍の駐留を安定的に支えるための各種施策を推進する。

### (3) 第3のアプローチ：同志国などとの連携

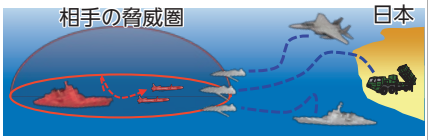
力による一方的な現状変更やその試みに対抗し、わが国の安全保障を確保するため、同盟国のみならず1か国でも多くの国々との連携を強化することが極めて重要である。その観点から、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）Free and Open Indo-Pacific というビジョンの実現に資する取組を進めていく。また、地域の特性や各国の事情を考慮した多角的・多層的な防衛協力・交流を積極的に推進する。同志国などとの連携の推進の一方で、中国やロシアとの意思疎通についても留意していく。

## 2　防衛力の抜本的強化にあたって重視する能力

基本方針やこれらと整合された統合的な運用構想により導き出された、わが国の防衛上必要な7つの機能・能力の基本的な考え方とその内容を示している。7つの機能・能力は、①スタンド・オフ防衛能力、②統合防空ミサイル防衛能力、③無人アセット防衛能力、④領域横断作戦能力、⑤指揮統制・情報関連機能、⑥機動展開能力・国民保護、⑦持続性・強靱性である。

参照　図表Ⅱ-2-2-2（防衛力の抜本的強化にあたって重視する7つの機能・能力とそのイメージ）

**図表Ⅱ-2-2-2**　防衛力の抜本的強化にあたって重視する7つの機能・能力とそのイメージ

| | | |
|---|---|---|
| ① スタンド・オフ防衛能力 | ・攻撃されない安全な距離から相手部隊に対処する能力を強化 |  |
| ② 統合防空ミサイル防衛能力 | ・ミサイルなどの多様化・複雑化する空からの脅威に対応するための能力を強化 |  <br>イージス・システム搭載艦(注)の建造 |
| ③ 無人アセット防衛能力 | ・無人装備による情報収集や戦闘支援などの能力を強化 |  <br>偵察用UAV（中域用）(注)の整備 |
| ④ 領域横断作戦能力 | ・全ての能力を融合させて戦うために必要となる宇宙・サイバー・電磁波、陸・海・空の能力を強化 |  <br>スタンド・オフ電子戦機(注)の開発 |
| ⑤ 指揮統制・情報関連機能 | ・迅速かつ的確に意思決定を行うため、指揮統制・情報関連機能を強化 |  <br>電波情報収集機（RC-2）の取得 |
| ⑥ 機動展開能力・国民保護 | ・必要な部隊を迅速に機動・展開するため、海上・航空輸送力を強化<br>・これらの能力を活用し、国民保護を実施 |  <br>輸送船舶の取得 |
| ⑦ 持続性・強靱性 | ・必要十分な弾薬・誘導弾・燃料を早期に整備<br>・装備品の部品取得や修理、施設の強靱化にかかる経費を確保 |  <br>火薬庫(注)の確保 |

(注)印の図はイメージ

## 3　将来の自衛隊のあり方

防衛力の抜本的強化にあたって重視する能力の7つの分野における各自衛隊の役割や、それらを踏まえた統合運用体制、各自衛隊の体制整備にかかる基本的な考え方を示している。また、戦略的・機動的な防衛政策の企画立案の必要性を踏まえ、その機能を抜本的に強化していくこととしている。

参照　図表Ⅱ-2-2-3（自衛隊の体制整備の考え方）

**図表Ⅱ-2-2-3　自衛隊の体制整備の考え方**

| | |
|---|---|
| 統合運用体制の強化 | •既存組織の見直しにより、常設の統合司令部を創設<br>•統合運用に資する装備体系を検討 |
| 陸上自衛隊 | •スタンド・オフ防衛能力、迅速かつ分散した機動展開能力、指揮統制・情報関連機能を重視した体制を整備<br>•サイバーを中心とした領域横断作戦への寄与 |
| 海上自衛隊 | •防空能力、情報戦能力、スタンド・オフ防衛能力などの強化<br>•省人化・無人化の推進<br>•水中優勢を獲得・維持しうる体制を整備 |
| 航空自衛隊 | •機動分散運用、スタンド・オフ防衛能力などの強化<br>•宇宙利用の優位性を確保しうる体制を整備し、航空自衛隊を航空宇宙自衛隊へ |
| 情報本部 | •情報戦対応の中心的な役割<br>•他国の軍事活動などを把握し、分析・発信する能力を抜本的に強化 |

（注）わが国全体のサイバーセキュリティ強化に貢献するため、自衛隊全体で体制を抜本的に強化。

## 4　国民の生命・身体・財産の保護に向けた取組など

国民の生命・身体・財産の保護に向けた取組や国際的な安全保障協力への取組、いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤や、防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための人的基盤の強化について、基本的な考え方を示している。

参照　図表Ⅱ-2-2-4（国民の生命・身体・財産の保護に向けた取組など）、Ⅲ部1章3節7項（大規模災害などへの対応）、Ⅲ部1章3節8項（在外邦人等の保護措置および輸送への対応）、Ⅳ部（防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化）、Ⅴ部1章（いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤の強化）

**図表Ⅱ-2-2-4　国民の生命・身体・財産の保護に向けた取組など**

| 国民の生命・身体・財産の保護・国際的な安全保障協力への取組 |
|---|
| 国民の生命・身体・財産の保護に向けた取組<br>・わが国への侵攻のみならず、大規模テロや原子力発電所をはじめとする重要インフラに対する攻撃、大規模災害、感染症危機などは深刻な脅威であり、国の総力をあげて全力で対応 |
| 国際的な安全保障協力への取組<br>・わが国の平和と安全のため、積極的平和主義の立場から、世界各地における紛争・対立の解決に向けた努力、気候変動などに起因する国際的な大規模災害に際しての人道支援・災害救援、大量破壊兵器の不拡散などの国際的な課題に積極的に対応 |
| **いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤** |
| ・自国での装備品の研究開発・生産・調達を安定的に確保し、新しい戦い方に必要な先端技術を防衛装備品に取り込むため不可欠な基盤であることから、いわば防衛力そのものと位置づけられるものであり、強化は必要不可欠<br>・新たな戦い方に必要な力強く持続可能な防衛産業の構築、様々なリスクへの対処、販路の拡大などの取組 |
| **防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化** |
| 人的基盤の強化<br>・防衛力の中核である自衛隊員について、必要な人員を確保し、全ての隊員が高い士気と誇りを持ちながら、個々の能力を発揮できる環境を整備 |
| 衛生機能の変革<br>・これまで重視してきた自衛隊員の壮健性の維持から、有事において危険を顧みずに任務を遂行する隊員の生命・身体を救う組織へ変革 |

解説

## 反撃能力

**Q：反撃能力とは何ですか？なぜ必要なのですか？**

反撃能力とは、わが国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイルなどによる攻撃が行われた場合、「武力の行使」の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において、わが国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力などを活用した自衛隊の能力のことを言います。

近年、わが国周辺では、極超音速兵器などのミサイル関連技術と飽和攻撃など実戦的なミサイル運用能力が飛躍的に向上し、質・量ともにミサイル戦力が著しく増強される中、ミサイルの発射も繰り返されるなど、わが国へのミサイル攻撃が現実の脅威となっており、既存のミサイル防衛網だけで完全に対応することは難しくなりつつあります。そのため、ミサイル防衛網により飛来するミサイルを防ぎつつ、相手からのさらなる武力攻撃を防ぐために、反撃能力を保有する必要があります。

反撃能力の保有により、武力攻撃そのものを抑止し、万一、相手からミサイルが発射される際にも、反撃能力により相手からのさらなる武力攻撃を防ぎ、国民の命や平和な暮らしを守っていきます。

**Q：反撃能力は専守防衛に違反しないですか？**

専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神にのっとった受動的な防衛戦略の姿勢を言うものであり、わが国の防衛の基本的な方針です。

そして、わが国が保有する反撃能力は、弾道ミサイルなどによるわが国に対する武力攻撃が発生した場合、「武力の行使」の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として行使されるものです。

どちらも、「相手から武力攻撃を受けた場合の必要最小限度の自衛の措置」という観点で整合しており、政府としては、わが国の防衛の基本的な方針として、専守防衛を堅持していく考えです。

**Q：反撃能力の行使は「先制攻撃」にならないですか？**

反撃能力は、憲法、国際法、国内法の範囲内で、「武力の行使」の三要件を満たして初めて行使されるものです。武力攻撃が発生していない段階で自ら先に攻撃する先制攻撃は許されず、それを行うことはないことはいうまでもありません。

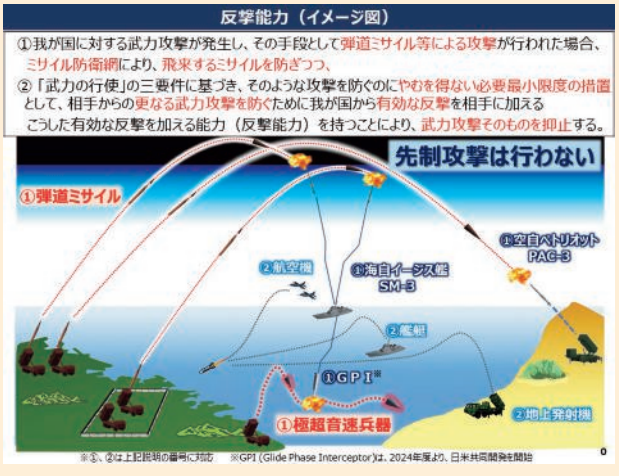
**Q：反撃能力は存立危機事態において行使し得るのですか？**

存立危機事態は、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生」したからといって、無条件で認定されるものではなく、「これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」がある場合に認定され、これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がなく、必要最小限度の実力行使にとどまる場合において、自衛の措置として武力を行使することが許容されます。

その上で、事態認定後の反撃能力の運用については、実際に発生した状況に即して、「武力の行使」の三要件に基づき、弾道ミサイルなどによる攻撃を防ぐために、他に手段がなく、やむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、いかなる措置をとるかという観点から、個別具体的に判断することとなります。

（参考）政府の統一見解（鳩山内閣総理大臣答弁船田防衛庁長官代読（1956年2月29日））

わが国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段としてわが国土に対し、誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところだというふうには、どうしても考えられないと思うのです。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば、誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であるというべきものと思います。



視点

## 抑止力の意義

防衛研究所　地域研究部アジア・アフリカ研究室　主任研究官　栗田（くりた）　真広（まさひろ）

安全保障政策における抑止の重要性は、実際の武力衝突に陥ることなく、自国にとって不利益となる敵対国の行為を防げる点にあります。軍事力の活用の類型は、概念上、その実使用を伴うものか、使用の威嚇を梃（てこ）にするものかという点と、現状維持と現状変更のいずれを志向するかという点の二軸で分類されます。現状維持を目的に、敵対国の侵略の試みを軍事力の実使用によって排除する防衛（defense）に対し、抑止（deterrence）は同じく現状維持を目的としながら、軍事力使用の威嚇を梃に、事態を武力衝突に至らしめることなく侵略を防止するものです。

抑止の概念は核兵器と結びつけられがちですが、実際にはより幅広い手段に立脚します。敵対国が侵略に訴えたならば「耐え難い」損害を与える、との威嚇に基づく抑止は、懲罰（ちょうばつ）的抑止と呼ばれ、核兵器のように破壊力が大きく防御の容易でない手段と親和的です。一方で、仮に敵対国が侵略に訴えたとしても、十分な防衛力をもって侵略の目的達成を阻止する、との威嚇によって侵略を思いとどまらせる、拒否的抑止という抑止の形もあります。こちらは主として、非核の通常兵器に立脚することになります。

核使用の威嚇を梃にした懲罰的抑止は強力ですが、敵対する双方の国が核兵器を保有している場合、威嚇を履行することは自殺行為になり得ます。そのため、特に敵対国の非核の手段を用いた侵略を抑止する上では、有効性に限界があります。だからこそ、懲罰的抑止を担保するための核抑止力があっても、並行して通常戦力に基づく防衛力を整備し、同時に拒否的抑止を機能させること、かつ懲罰と拒否の二つの抑止アプローチを有機的に連携させることが重要と考えられてきました。

抑止の難しさは、その成否が抑止側の持つ能力のみでは決まらないところにあります。敵対国が侵略を思いとどまるかは、究極的には、抑止側が威嚇している内容を本当に履行するか否かについて、侵略側がどう認識するかに依存します。それゆえ、懲罰・拒否のいずれの抑止でも、威嚇を履行する意思と能力があることを、現状変更を企図する国に適切に認識させる必要があります。これは特に、同盟関係にある他国への侵略行為を抑止しようとする、拡大抑止の場合において重要になります。たとえ自国への直接的攻撃がなくとも、いずれかの同盟国への攻撃があれば同盟として共同で対処する用意がある旨を、適切なメッセージによって伝達していくことが、拡大抑止の成立には求められるわけです。

（注）本コラムは、研究者個人の立場から学術的な分析を述べたものであり、その内容は政府としての公式見解を示すものではありません。

# 第3節 防衛力整備計画の概要

防衛力整備計画は、国家防衛戦略に従って防衛力を抜本的に強化するにあたり、わが国として保有すべき防衛力の水準や、それを達成するための経費総額、主要装備品の整備数量などを示している。防衛力整備計画の概要は次のとおりである。

参照　資料3（防衛力整備計画について）

## 1 計画の方針

国家防衛戦略に従い、策定から5年後の2027年度までに、わが国への侵攻が生起する場合には、わが国が主たる責任をもって対処し、同盟国などの支援を受けつつ、これを阻止・排除できるように防衛力を強化する。おおむね10年後までに、防衛力の目標をより確実にするためさらなる努力を行い、より早期かつ遠方で侵攻を阻止・排除できるように防衛力を強化する。

以下を計画の基本として、防衛力の整備、維持および運用を効果的かつ効率的に行う。

わが国の防衛上必要な機能・能力として、まず、わが国への侵攻そのものを抑止するために、遠距離から侵攻戦力を阻止・排除できるよう、①スタンド・オフ防衛能力と②統合防空ミサイル防衛能力を強化する。また、万が一、抑止が破れ、わが国への侵攻が生起した場合には、これらの能力に加え、有人アセット、さらに無人アセットを駆使するとともに、水中・海上・空中といった領域を横断して優越を獲得し、非対称的な優勢を確保できるようにするため、③無人アセット防衛能力、④領域横断作戦能力、⑤指揮統制・情報関連機能を強化する。さらに、迅速かつ粘り強く活動し続けて、相手方の侵攻意図を断念させられるようにするため、⑥機動展開能力・国民保護、⑦持続性・強靱性を強化する。また、いわば防衛力そのものである防衛生産・技術基盤に加え、防衛力を支える人的基盤なども重視する。

次に、装備品の取得にあたっては、能力の高い新たな装備品の導入、既存の装備品の延命、能力向上などを適切に組み合わせ、必要十分な量と質の防衛力を確保する。その際、装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化などによるコスト削減に努め、費用対効果の向上を図る。また、自衛隊の現在および将来の戦い方に直結しうる分野のうち、特に政策的に緊急性・重要性が高い事業は、民生先端技術の活用などにより、着実に早期装備化を実現する。

さらに、採用の取組強化や予備自衛官などの活用、女性の活躍推進、多様かつ優秀な人材の有効な活用、生活・勤務環境の改善、人材の育成、処遇の向上などの人的基盤の強化に関する各種施策を総合的に推進する。

加えて、日米共同の統合的な抑止力を一層強化するため、領域横断作戦にかかる協力や相互運用性の向上などを推進するとともに、日米共同での実効的な対処力を支える基盤を強化するため、情報保全やサイバーセキュリティにかかる取組、装備・技術協力を強化する。また、在日米軍の駐留を支えるための施策を着実に実施する。さらに、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）というビジョンを踏まえ、多角的・多層的な防衛協力・交流を積極的に推進するため、各種協定の制度的枠組みの整備をさらに推進するとともに、共同訓練・演習、防衛装備・技術協力を含む取組などを推進する。

Free and Open Indo-Pacific

最後に、防衛力の抜本的強化にあたっては、スクラップ・アンド・ビルドを徹底して、組織定員と装備の最適化を実施するとともに、効率的な調達などを進めて大幅なコスト縮減を実現してきたこれまでの努力をさらに強化していく。あわせて、人口減少と少子高齢化を踏まえ、無人化・省人化・最適化を徹底していく。

## 2 自衛隊の体制など

計画の方針に基づき整備する、各自衛隊の体制などの主な内容は次のとおりである。

### 1 統合運用体制

各自衛隊の統合運用の実効性の強化に向けて、平素から有事まであらゆる段階においてシームレスに領域横断

作戦を実現できる体制を構築するため、常設の統合司令部をすみやかに創設する。また、共同の部隊を含め、各自衛隊の体制のあり方を検討する。

サイバー領域におけるさらなる能力向上のため、防衛省・自衛隊のシステム・ネットワークを常時継続的に監視するとともに、わが国へのサイバー攻撃に際して相手方のサイバー空間の利用を妨げる能力など、サイバー防衛能力を抜本的に強化しうるよう、共同の部隊としてサイバー防衛部隊を保持する。

また、南西地域への機動展開能力を向上させるため、共同の部隊として海上輸送部隊を新編する。

## 2　陸上自衛隊

南西地域における防衛体制を強化するため、沖縄を担任する15旅団を師団に改編する。また、スタンド・オフ防衛能力を強化するため、12式地対艦誘導弾（ヒトニ）能力向上型を装備した地対艦ミサイル部隊を保持するとともに、島嶼（しょ）防衛用高速滑空弾を装備した部隊、島嶼防衛用高速滑空弾（能力向上型）や極超音速誘導弾を装備した長射程誘導弾部隊を新編する。スタンド・オフ防衛能力、サイバー領域などにおける能力の強化に必要な増員所要を確保するため、即応予備自衛官を主体とする部隊を廃止し、同部隊所属の常備自衛官を増員所要に充てる。また、即応予備自衛官については、補充要員として管理する。

## 3　海上自衛隊

常時継続的かつ重層的な情報収集・警戒監視態勢の保持や、海上交通の安全確保、各国との安全保障協力のための海外展開の実施など、増加する活動量に対応できるように、哨戒艦などの導入により増強された水上艦艇部隊を保持する。加えて、主に弾道ミサイル防衛に従事するイージス・システム搭載艦を整備する。

また、情報、サイバー、通信、気象海洋などの機能・能力を有する部隊を整理・集約し、総合的に情報戦を遂行するため、海自情報戦基幹部隊を新編する。

さらに、統合運用体制のもと、高い迅速性と活動量を求められる部隊運用を持続的に遂行可能な体制を構築するため、基幹部隊の見直しや所要の改編などを実施する。

## 4　航空自衛隊

戦闘機とその支援機能が一体となってわが国の防空などを総合的な態勢で行うため、質・量ともに大幅に洗練・増強された戦闘機部隊を保持する。また、粘り強く戦闘を継続するため機動分散運用を行う体制を構築する。

また、宇宙作戦能力を強化するため、宇宙領域把握（SDA）（Space Domain Awareness）態勢の整備を着実に推進し、将官を指揮官とする宇宙領域専門部隊を新編するとともに、空自を航空宇宙自衛隊（仮称）とする。

## 5　組織定員の最適化

2027年度末の常備自衛官定数については、2022年度末の水準を目途とし、陸・海・空自それぞれの常備自衛官定数は組織定員の最適化を図るため、適宜見直しを実施することとする。また、統合運用体制の強化に必要な定数を各自衛隊から振り替えるとともに、海自と空自の増員所要に対応するため、必要な定数を陸自から振り替える。このため、おおむね2,000名の陸自の常備自衛官定数を共同の部隊、海自、空自にそれぞれ振り替える。

# 3　整備規模

抜本的に強化される防衛力の2027年度と策定からおおむね10年後の達成目標を別表1のとおりとする。主要な装備品の具体的な整備規模は別表2のとおりとする。また、策定からおおむね10年後における各自衛隊の主要な編成定数、装備などの具体的規模は、別表3のとおりとする。

参照 図表Ⅱ-2-3-1（防衛力整備計画　別表1（抜本的に強化された防衛力の目標と達成時期））、図表Ⅱ-2-3-2（防衛力整備計画　別表2（主要な装備品の具体的な整備規模））、図表Ⅱ-2-3-3（防衛力整備計画　別表3（策定からおおむね10年後における各自衛隊の主要な編成定数、装備等の具体的規模））、図表Ⅱ-2-3-4（防衛計画の大綱 別表と、防衛力整備計画 別表3の変遷）

**図表Ⅱ-2-3-1**　防衛力整備計画　別表１（抜本的に強化された防衛力の目標と達成時期）

| 分　野 | 2027年度までの5年間（※） | おおむね10年後まで |
|---|---|---|
| | 我が国への侵攻が生起する場合には、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等からの支援を受けつつ、これを阻止・排除し得る防衛力を構築 | 左記防衛構想をより確実にするための更なる努力（より早期・遠方で侵攻を阻止・排除し得る防衛力を構築） |
| スタンド・オフ防衛能力 | ●スタンド・オフ・ミサイルを実践的に運用する能力を獲得 | ●より先進的なスタンド・オフ・ミサイルを運用する能力を獲得<br>●必要かつ十分な数量を確保 |
| 統合防空ミサイル防衛能力 | ●極超音速兵器に対処する能力を強化<br>●小型無人機（UAV）に対処する能力を強化 | ●広域防空能力を強化<br>●より効率的・効果的な無人機（UAV）対処能力を強化 |
| 無人アセット防衛能力 | ●無人機（UAV）の活用を拡大し、実践的に運用する能力を強化 | ●無人アセットの複数同時制御能力等を強化 |
| 領域横断作戦能力 | ●宇宙領域把握（SDA）能力、サイバーセキュリティ能力、電磁波能力等を強化<br>●領域横断作戦の基本となる陸・海・空の領域の能力を強化 | ●宇宙作戦能力を更に強化<br>●自衛隊以外の組織へのサイバーセキュリティ支援を強化<br>●無人機と連携する陸海空能力を強化 |
| 指揮統制・情報関連機能 | ●ネットワークの抗たん性を強化しつつ、人工知能（AI）等を活用した意思決定を迅速化<br>●認知領域の対応も含め、戦略・戦術の両面で情報を取得・分析する能力を強化 | ●人工知能（AI）等を活用し、情報収集・分析能力を強化しつつ、常時継続的な情報収集・共有体制を強化 |
| 機動展開能力・国民保護 | ●自衛隊の輸送アセットの強化、PFI船舶の活用等により、輸送・補給能力を強化（部隊展開・国民保護） | ●輸送能力を更に強化<br>●補給拠点の改善等により、輸送・補給を迅速化 |
| 持続性・強靱性 | ●弾薬・誘導弾の数量を増加<br>●整備中以外の装備品が最大限可動する体制を確保<br>●有事に備え、主要な防衛施設を強靱化<br>●保管に必要な火薬庫等を確保 | ●弾薬・誘導弾の適正在庫を維持・確保<br>●可動率を維持<br>●防衛施設を更に強靱化<br>●弾薬所要に見合った火薬庫等を更に確保 |
| 防衛生産・技術基盤 | ●サプライチェーンの強靱化対策等により、強力な防衛生産基盤を確立<br>●将来の戦い方に直結する装備分野に集中投資するとともに、研究開発期間を大幅に短縮し、早期装備化を実現 | ●革新的な装備品を実現し得る強力な防衛生産基盤を維持<br>●将来における技術的優位を確保すべく、技術獲得を追求 |
| 人的基盤 | ●募集能力強化や新たな自衛官制度の構築等により、民間を含む幅広い層から優秀な人材を必要数確保<br>●教育・研究を強化（サイバー等の新領域、統合、衛生）<br>●隊舎・宿舎の老朽化や備品不足を解消し、生活・勤務環境及び処遇を改善 | ●募集対象者人口の減少の中でも、専門的な知識・技能を持つ人材を含め、必要な人材を継続的・安定的に確保<br>●教育・研究を更に強化<br>●全ての隊員が高い士気を持ちながら個々の能力を発揮できる組織環境を醸成 |

※現有装備品を最大限活用するため、弾薬確保や可動率向上、主要な防衛施設の強靱化への投資を加速するとともに、スタンド・オフ防衛能力や無人アセット防衛能力等、将来の防衛力の中核となる分野の抜本的強化に重点。

**図表Ⅱ-2-3-2**　防衛力整備計画　別表２（主要な装備品の具体的な整備規模）

| 区　分 | 種　類 | 整備規模 |
|---|---|---|
| (1) スタンド・オフ防衛能力 | 12式地対艦誘導弾能力向上型<br>(地上発射型、艦艇発射型、航空機発射型)<br>島嶼防衛用高速滑空弾<br>極超音速誘導弾<br>トマホーク | 地上発射型<br>11個中隊<br>—<br>—<br>— |
| (2) 統合防空ミサイル防衛能力 | 03式中距離地対空誘導弾（改善型）能力向上型<br>イージス・システム搭載艦<br>早期警戒機（E-2D）<br>弾道ミサイル防衛用迎撃ミサイル（SM-3ブロックⅡA）<br>能力向上型迎撃ミサイル（PAC-3MSE）<br>長距離艦対空ミサイルSM-6 | 14個中隊<br>2隻<br>5機<br>—<br>—<br>— |
| (3) 無人アセット防衛能力 | 各種UAV<br>USV<br>UGV<br>UUV | —<br>—<br>—<br>— |
| (4) 領域横断作戦能力 | 護衛艦<br>潜水艦<br>哨戒艦<br>固定翼哨戒機（P-1）<br>戦闘機（F-35A）<br>戦闘機（F-35B）<br>戦闘機（F-15）の能力向上<br>スタンド・オフ電子戦機<br>ネットワーク電子戦システム（NEWS） | 12隻<br>5隻<br>10隻<br>19機<br>40機<br>25機<br>54機<br>1機<br>2式 |
| (5) 指揮統制・情報関連機能 | 電波情報収集機（RC-2） | 3機 |
| (6) 機動展開能力・国民保護 | 輸送船舶<br>輸送機（C-2）<br>空中給油・輸送機（KC-46A等） | 8隻<br>6機<br>13機 |

**図表Ⅱ-2-3-3**　防衛力整備計画　別表3（策定からおおむね10年後における各自衛隊の主要な編成定数、装備等の具体的規模）

| 区　分 | 将来体制 | | |
|---|---|---|---|
| 共同の部隊 | サイバー防衛部隊<br>海上輸送部隊 | | 1個防衛隊<br>1個輸送群 |
| 陸上自衛隊 | 常備自衛官定数 | | 149,000人 |
| | 基幹部隊 | 作戦基本部隊 | 9個師団<br>5個旅団<br>1個機甲師団 |
| | | 空挺部隊<br>水陸機動部隊<br>空中機動部隊 | 1個空挺団<br>1個水陸機動団<br>1個ヘリコプター団 |
| | | スタンド・オフ・ミサイル部隊 | 7個地対艦ミサイル連隊 |
| | | | 2個島嶼防衛用高速滑空弾大隊 |
| | | | 2個長射程誘導弾部隊 |
| | | 地対空誘導弾部隊 | 8個高射特科群 |
| | | 電子戦部隊（うち対空電子戦部隊） | 1個電子作戦隊<br>（1個対空電子戦部隊） |
| | | 無人機部隊 | 1個多用途無人航空機部隊 |
| | | 情報戦部隊 | 1個部隊 |
| 海上自衛隊 | 基幹部隊 | 水上艦艇部隊（護衛艦部隊・掃海艦艇部隊）<br>潜水艦部隊<br>哨戒機部隊（うち固定翼哨戒機部隊）<br>無人機部隊<br>情報戦部隊 | 6個群（21個隊）<br>6個潜水隊<br>9個航空隊（4個隊）<br>2個隊<br>1個部隊 |
| | 主要装備 | 護衛艦（うちイージス・システム搭載護衛艦）<br>イージス・システム搭載艦<br>哨戒艦<br>潜水艦<br>作戦用航空機 | 54隻（10隻）<br>2隻<br>12隻<br>22隻<br>約170機 |
| 航空自衛隊 | 主要部隊 | 航空警戒管制部隊<br><br>戦闘機部隊<br>空中給油・輸送部隊<br>航空輸送部隊<br>地対空誘導弾部隊<br>宇宙領域専門部隊<br>無人機部隊<br>作戦情報部隊 | 4個航空警戒管制団<br>1個警戒航空団（3個飛行隊）<br>13個飛行隊<br>2個飛行隊<br>3個飛行隊<br>4個高射群（24個高射隊）<br>1個隊<br>1個飛行隊<br>1個隊 |
| | 主要装備 | 作戦用航空機（うち戦闘機） | 約430機（約320機） |

注1：上記、陸上自衛隊の15個師・旅団のうち、14個師・旅団は機動運用を基本とする。
注2：戦闘機部隊および戦闘機数については、航空戦力の量的強化を更に進めるため、2027年度までに必要な検討を実施し、必要な措置を講じる。この際、無人機（UAV）の活用可能性について調査を行う。

## 図表Ⅱ-2-3-4　防衛計画の大綱　別表と、防衛力整備計画　別表3の変遷

| | 区分 | | 51大綱 | 07大綱 | 16大綱 | 22大綱 | 25大綱 | 30大綱 | 整備計画 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 共同の部隊 | サイバー防衛部隊 | | | | | | | 1個防衛隊 | 1個防衛隊 |
| | 海上輸送部隊 | | | | | | | 1個輸送群 | 1個輸送群 |
| 陸上自衛隊 | 編成定数(注1) | | 18万人 | 16万人 | 15万5千人 | 15万4千人 | 15万9千人 | 15万9千人 | |
| | 常備自衛官定数 | | | 14万5千人 | 14万8千人 | 14万7千人 | 15万1千人 | 15万1千人 | 14万9千人 |
| | 即応予備自衛官員数(注1) | | | 1万5千人 | 7千人 | 7千人 | 8千人 | 8千人 | |
| | 基幹部隊 | 作戦基本部隊(注2) | 12個師団<br>2個混成団<br>1個機甲師団 | 8個師団<br>6個旅団<br>1個機甲師団 | 8個師団<br>6個旅団<br>1個機甲師団 | 8個師団<br>6個旅団<br>1個機甲師団 | 5個師団<br>2個旅団<br>1個機甲師団 | 5個師団<br>2個旅団<br>1個機甲師団 | 9個師団<br>5個旅団<br>1個機甲師団 |
| | | 空挺部隊(注3) | 1個空挺団 | 1個空挺団 | | | 1個空挺団 | 1個空挺団 | 1個空挺団 |
| | | 水陸機動部隊(注3) | | | | | 1個水陸機動団 | 1個水陸機動団 | 1個水陸機動団 |
| | | 空中機動部隊(注3) | 1個ヘリコプター団 | 1個ヘリコプター団 | | | 1個ヘリコプター団 | 1個ヘリコプター団 | 1個ヘリコプター団 |
| | | 機動運用部隊(注4) | 1個教導団<br>1個特科団 | | 中央即応集団 | 中央即応集団 | 3個機動師団<br>4個機動旅団 | 3個機動師団<br>4個機動旅団 | |
| | | スタンド・オフ・ミサイル部隊(注5) | | | | | 5個地対艦ミサイル連隊 | 5個地対艦ミサイル連隊<br>2個高速滑空弾大隊 | 7個地対艦ミサイル連隊<br>2個島嶼防衛用高速滑空弾大隊<br>2個長射程誘導弾部隊 |
| | | 地対空誘導弾部隊 | 8個高射特科群 | 8個高射特科群 | 8個高射特科群 | 7個高射特科群/連隊 | 7個高射特科群/連隊 | 7個高射特科群/連隊 | 8個高射特科群 |
| | | 電子戦部隊(うち対空電子戦部隊) | | | | | | | 1個電子作戦隊(1個対空電子戦部隊) |
| | | 無人機部隊 | | | | | | | 1個多用途無人航空機部隊 |
| | | 情報戦部隊 | | | | | | | 1個部隊 |
| | | 弾道ミサイル防衛部隊 | | | | | | 2個弾道ミサイル防衛隊(注11) | |
| | 主要装備 | 戦車(注6) | (約1,200両) | 約900両 | 約600両 | 約400両 | (約300両) | (約300両) | |
| | | 火砲(主要特科装備)(注6) | (約1,000門/両) | (約900門/両) | (約600門/両) | 約400門/両 | (約300門/両) | (約300門/両) | |
| 海上自衛隊 | 基幹部隊 | 水上艦艇部隊(護衛艦部隊・掃海艦艇部隊) | | | | 4個護衛隊群(8個護衛隊)<br>4個護衛隊 | 4個護衛隊群(8個護衛隊)<br>6個護衛隊 | 4個群(8個隊) | 6個群(21個隊) |
| | | 護衛艦・掃海艦艇部隊(注7) | | | | | | 2個群(13個隊) | |
| | | 機動運用(注7) | 4個護衛隊群 | 4個護衛隊群 | 4個護衛隊群(8個隊) | | | | |
| | | 地域配備(注7) | (地方隊)10個隊 | (地方隊)7個隊 | 5個隊 | | | | |
| | | 潜水艦部隊 | 6個隊 | 6個隊 | 4個隊 | 6個潜水隊 | 6個潜水隊 | 6個潜水隊 | 6個潜水隊 |
| | | 哨戒機部隊(うち固定翼哨戒機部隊) | (陸上)16個隊 | (陸上)13個隊 | 9個隊 | 9個航空隊 | 9個航空隊 | 9個航空隊 | 9個航空隊(4個隊) |
| | | 無人機部隊 | | | | | | | 2個隊 |
| | | 情報戦部隊 | | | | | | | 1個部隊 |
| | | 掃海部隊(注7) | 2個掃海隊群 | 1個掃海隊群 | 1個掃海隊群 | 1個掃海隊群 | 1個掃海隊群 | | |
| | 主要装備 | 護衛艦(うちイージス・システム搭載護衛艦) | 約60隻 | 約50隻 | 47隻 | 48隻 | 54隻 | 54隻 | 54隻(10隻) |
| | | イージス・システム搭載艦 | | | | | | | 2隻 |
| | | 哨戒艦 | | | | | | 12隻 | 12隻 |
| | | 潜水艦 | 16隻 | 16隻 | 16隻 | 22隻 | 22隻 | 22隻 | 22隻 |
| | | 作戦用航空機 | 約220機 | 約170機 | 約150機 | 約150機 | 約170機 | 約190機 | 約170機 |
| 航空自衛隊 | 基幹部隊 | 航空警戒管制部隊 | 28個警戒群<br>1個飛行隊 | 8個警戒群<br>20個警戒隊<br>1個飛行隊 | 8個警戒群<br>20個警戒隊<br>1個警戒航空隊(2個飛行隊) | 4個警戒群<br>24個警戒隊<br>1個警戒航空隊(2個飛行隊) | 28個警戒隊<br>1個警戒航空隊(3個飛行隊) | 28個警戒隊<br>1個警戒航空団(3個飛行隊) | 4個航空警戒管制団<br>1個警戒航空団(3個飛行隊) |
| | | 戦闘機部隊 | | | 12個飛行隊 | 12個飛行隊 | 13個飛行隊 | 13個飛行隊 | (注12)13個飛行隊 |
| | | 要撃戦闘機部隊 | 10個飛行隊 | 9個飛行隊 | | | | | |
| | | 支援戦闘機部隊 | 3個飛行隊 | 3個飛行隊 | | | | | |
| | | 航空偵察部隊 | 1個飛行隊 | 1個飛行隊 | 1個飛行隊 | 1個飛行隊 | | | |
| | | 空中給油・輸送部隊 | | | 1個飛行隊 | 1個飛行隊 | 2個飛行隊 | 2個飛行隊 | 2個飛行隊 |
| | | 航空輸送部隊 | 3個飛行隊 | 3個飛行隊 | 3個飛行隊 | 3個飛行隊 | 3個飛行隊 | 3個飛行隊 | 3個飛行隊 |
| | | 地対空誘導弾部隊 | 6個高射群 | 6個高射群 | 6個高射群 | 6個高射群 | 6個高射群 | 4個高射群(24個高射隊) | 4個高射群(24個高射隊) |
| | | 宇宙領域専門部隊 | | | | | | 1個隊 | 1個隊 |
| | | 無人機部隊 | | | | | | 1個飛行隊 | 1個飛行隊 |
| | | 作戦情報部隊 | | | | | | | 1個隊 |
| | 主要装備 | 作戦用航空機 | 約430機 | 約400機 | 約350機 | 約340機 | 約360機 | 約370機 | 約430機 |
| | | うち戦闘機 | (注9)(約350機) | 約300機 | 約260機 | 約260機 | 約280機 | 約290機 | (注12)約320機 |
| 弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊(注8) | イージス・システム搭載護衛艦 | | | | 4隻 | (注10)6隻 | 8隻 | 8隻 | |
| | 航空警戒管制部隊 | | | | 7個警戒群<br>4個警戒隊 | 11個警戒群/隊 | | | |
| | 地対空誘導弾部隊 | | | | 3個高射群 | 6個高射群 | | | |

(注) 1　防衛力整備計画別表に記載はないものの、51～30大綱別表との比較上記載。
2　「作戦基本部隊」は、22大綱までは「平素(平時)配備する部隊」、30大綱までは「地域配備部隊」とされている部隊(ただし、1個機甲師団は30大綱まで「機動運用部隊」とされている部隊)、防衛力整備計画では全て「機動運用部隊」と位置づけ。
3　30大綱までは「機動運用部隊」とされている部隊。
4　防衛力整備計画別表に記載はないものの、51～30大綱別表との比較上記載。
5　「スタンド・オフ・ミサイル部隊」のうち、地対艦ミサイル連隊については30大綱まで「地対艦誘導部隊」、島嶼防衛用高速滑空弾部隊については「高速滑空弾部隊」とされている部隊。
6　51大綱、25大綱、30大綱、防衛力整備計画別表に記載はないものの、07～22大綱別表との比較上記載。
7　防衛力整備計画に記載はないものの、防衛力整備計画別表との比較上記載。護衛艦部隊については、51大綱では「対潜水上艦艇部隊(機動運用)」と「対潜水上艦艇部隊(地方隊)」、07大綱では「護衛艦部隊(機動運用)」と「護衛艦部隊(地方隊)」、16大綱では「護衛艦部隊(機動運用)」と「護衛艦部隊(地域配備)」とそれぞれ記載。
8　「弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊」は、16大綱、22大綱については海自の主要装備または空自の基幹部隊の内数であり、25大綱と30大綱については護衛艦(イージス・システム搭載護衛艦)、航空警戒管制部隊、地対空誘導弾部隊の範囲内で整備することとする。また、防衛力整備計画別表に記載はないものの、51～30大綱別表との比較上記載。
9　51大綱別表に記載はないものの、07大綱～防衛力整備計画別表との比較上記載。
10　22大綱においては弾道ミサイル防衛機能を備えたイージス・システム搭載護衛艦については、弾道ミサイル防衛関連技術の進展、財政事情などを踏まえ、別途定める場合には、上記の護衛艦隻数の範囲内で、追加的な整備を行いうるものとする。
11　陸上配備型イージス・システム(イージス・アショア)2基を整備することに伴い、「2個弾道ミサイル防衛隊」を保持することとしたが、2020年12月の閣議決定により、陸上配備型イージス・システム(イージス・アショア)に替えて、イージス・システム搭載艦2隻を整備し、同艦は海自が保持することとなった。同艦2隻については、防衛力整備計画別表においては海自の主要装備として記載している。
12　戦闘機部隊と戦闘機数については、航空戦力の量的強化をさらに進めるため、2027年度までに必要な検討を実施し、必要な措置を講じる。この際、無人機(UAV)の活用可能性について調査を行う。

## 4 所要経費など

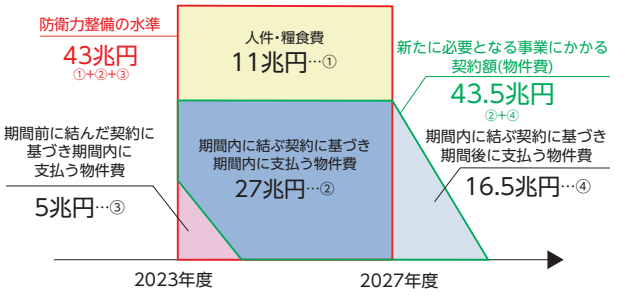
2023年度から2027年度までの5年間における計画の実施に必要な防衛力整備の水準にかかる金額は、43兆円程度とする。そのうえで、計画期間のもとで実施される各年度の予算の編成に伴う防衛関係費は、自衛隊施設などの整備のさらなる加速化を事業の進捗状況などを踏まえつつ機動的・弾力的に行うこと、一般会計の決算剰余金が想定よりも増加した場合にこれを活用すること、防衛力整備の一層の効率化・合理化を徹底することなどの措置を別途とることを前提として、40.5兆円程度（2027年度は、8.9兆円程度）とする。

また、計画を実施するために新たに必要となる事業にかかる契約額（物件費）は、43兆5,000億円程度（維持整備などの事業効率化に資する契約の計画期間外の支払相当額を除く。）としている。

なお、2027年度以降、防衛力を安定的に維持するための財源や、2023年度から2027年度までの防衛力整備計画を賄う財源の確保については、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金の創設、税制措置など、歳出・歳入両面において所要の措置を講ずることとする。

参照 図表Ⅱ-2-3-5（防衛力整備計画の経費構造）、図表Ⅱ-2-3-6（計画策定から5年間で必要となる経費の内訳）、3章2節6項（防衛力強化のための財源確保）

**図表Ⅱ-2-3-5　防衛力整備計画の経費構造**




**図表Ⅱ-2-3-6　計画策定から5年間で必要となる経費の内訳**

| 分　野 | | 防衛力整備計画（2023～2027年度） | 参考：前回の計画（2019～2023年度） |
|---|---|---|---|
| スタンド・オフ防衛能力 | | 約5兆円 | 約0.2兆円 |
| 統合防空ミサイル防衛能力 | | 約3兆円 | 約1兆円 |
| 無人アセット防衛能力 | | 約1兆円 | 約0.1兆円 |
| 領域横断作戦能力（宇宙・サイバー・陸海空自衛隊の装備品） | | 約8兆円 | 約3兆円 |
| 指揮統制・情報関連機能 | | 約1兆円 | 約0.3兆円 |
| 機動展開能力・国民保護 | | 約2兆円 | 約0.3兆円 |
| 持続性・強靱性 | 弾薬・誘導弾 | 約2兆円（他分野も含め約5兆円） | 約1兆円 |
| | 装備品などの維持整備費・可動確保 | 約9兆円（他分野も含め約10兆円） | 約4兆円 |
| | 施設の強靱化 | 約4兆円 | 約1兆円 |
| 防衛生産基盤の強化 | | 約0.4兆円（他分野も含め約1兆円） | 約1兆円 |
| 研究開発 | | 約1兆円（他分野も含め約3.5兆円） | |
| その他（教育訓練、燃料など） | | 約6.6兆円 | 約4.4兆円 |
| | | 今後5年間で必要な経費 43.5兆円程度(契約額) | 2019～2023年度の計画額 17.2兆円程度(契約額) |

# 第3章 防衛力整備と予算

## 第1節 2025年度の防衛力整備の基本的考え方

わが国は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面しているという基本認識のもと、防衛力整備計画期間内の防衛力の抜本的強化の実現に向け、計画3年目となる2025年度においても、引き続き必要かつ十分な予算を計上した。

衛星コンステレーションの構築などによるスタンド・オフ防衛能力の強化など、将来の防衛力の中核となる分野をはじめとする、7つの重点分野を推進する。

特に自衛官の現下の厳しい募集状況にかんがみ、2024年10月に設置された「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議」において取りまとめられた基本方針を踏まえ、人的基盤の強化にかかる施策に迅速に取り組む。自衛官であること、また、自衛官であったことの誇りと名誉を得ることができるような、令和の時代にふさわしい処遇を確立していく。

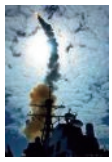
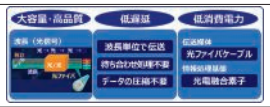
また、装備品の可動数の向上、弾薬の確保とともに、防衛生産・技術基盤の強化を推進していく。さらに、防衛施設の強靱化への投資も引き続き重視するとともに、基地周辺対策を推進し、米軍再編を着実に実施していく。

具体的な防衛関係費の所要額については、次節を参照。

参照 図表Ⅱ-3-1-1（2025年度防衛力整備の主要事業（防衛力の抜本的強化にあたって重視する7つの分野））、Ⅳ部（防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化）

**資料**：なぜ、防衛力の抜本的強化が必要なのか
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/guideline_whynow/index.html

## 図表Ⅱ-3-1-1　2025年度防衛力整備の主要事業（防衛力の抜本的強化にあたって重視する7つの分野）

| | |
|---|---|
| スタンド・オフ防衛能力 | ○12式地対艦誘導弾能力向上型の開発（地発型・艦発型・空発型）・量産（地発型・艦発型）<br>○潜水艦発射型誘導弾の開発・量産<br>○島嶼防衛用高速滑空弾の開発・量産<br>○島嶼防衛用高速滑空弾（能力向上型）の開発<br>○極超音速誘導弾の開発・製造態勢の拡充等<br>○JSM、JASSMの取得<br>○衛星コンステレーションの構築　など<br>  12式地対艦誘導弾 能力向上型<br>  島嶼防衛用 高速滑空弾<br>  極超音速誘導弾<br>  JASSM<br>  潜水艦発射型誘導弾<br>※いずれもイメージ |
| 統合防空ミサイル防衛能力 | ○03式中距離地対空誘導弾（改善型）能力向上型の開発<br>○SM-3ブロックⅡA、SM-6の整備<br>○PAC-3MSEミサイルの整備<br>○FPS-5、FPS-7の能力向上<br>○移動式警戒管制レーダー（TPS-102）の取得<br>○次世代JADGE（仮称）の整備<br>○FCネットワークの整備　など<br>  SM-3ブロックⅡA（イメージ）<br>  長距離艦対空ミサイル（SM－6）<br>  FPS－7 |
| 無人アセット防衛能力 | ○UAV（中域用）機能向上型の取得<br>○UAV（狭域用）の取得<br>○小型攻撃用UAVの取得<br>○滞空型UAV「MQ-9B（シーガーディアン）」の取得<br>○艦載型UAV（小型）（6機）の取得<br>○UGVシステムに関する研究　など<br>  滞空型UAV<br>  UAV（中域用）機能向上型<br>  艦載型UAV（小型） |
| 領域横断作戦能力 | ○次期防衛通信衛星の整備<br>○次世代防衛技術実証衛星の開発<br>○衛星妨害状況把握装置の整備<br>○リスク管理枠組み（RMF）の実施<br>○防衛省クラウド（仮称）基盤の整備<br>○サイバー領域における意思決定支援システムの整備<br>○ネットワーク電子戦システム（NEWS）（1式）の取得<br>○24式対空電子戦装置（2式）の取得<br>○艦載用レーザシステムの研究<br>○電波情報収集機（RC-2）（1機）の取得<br>○装輪装甲車（人員輸送型）AMV（28両）の取得<br>○共通戦術装輪車（偵察戦闘型）（6両）の取得<br>○固定翼哨戒機（P-1）（2機）の取得<br>○回転翼哨戒機（SH-60L）（2機）の取得<br>○救難飛行艇（US-2）（1機）の取得<br>○護衛艦（3隻）、潜水艦（1隻）の建造<br>○戦闘機（F-35A）（8機）、戦闘機（F-35B）（3機）の取得<br>○戦闘機（F-2）の能力向上<br>○次期初等練習機（T-6）及び地上教育器材の取得　など<br>  装輪装甲車（人員輸送型）AMV<br>  共通戦術装輪車（偵察戦闘型）（イメージ）<br>  新型FFM（イメージ）<br>  哨戒ヘリ（SH-60Ｌ）<br>  戦闘機（F-35A）<br>  戦闘機（F-35B） |
| 指揮統制・情報関連機能 | ○指揮統制機能の強化<br>○情報収集・分析等機能の強化<br>○認知領域を含む情報戦などへの対応　など<br>  APNの整備（イメージ） |
| 機動展開能力・国民保護 | ○空中給油・輸送機（KC-46A）（4機）の取得<br>○中型級船舶（LSV）・小型級船舶（LCU）・機動舟艇の取得<br>○多用途ヘリコプター（UH-2）の取得<br>○民間輸送力活用事業（PFI船舶）<br>○各種トラックの取得　など<br>  中型級船舶<br>  小型級船舶<br>  機動舟艇（イメージ）<br>  空中給油・輸送機（KC-46A） |
| 持続性・強靱性 | ○継続的な部隊運用に必要な各種弾薬の取得<br>○装備品等の維持整備<br>○火薬庫の確保<br>○自衛隊施設の抗たん性の向上　など<br>  火薬庫<br>  非可動機の解消 |

# 第2節 防衛関係費

## 1 2025年度防衛関係費の概要

防衛力の抜本的強化は、国家防衛戦略や防衛力整備計画に基づき、①スタンド・オフ防衛能力、②統合防空ミサイル防衛能力、③無人アセット防衛能力、④領域横断作戦能力、⑤指揮統制・情報関連機能、⑥機動展開能力・国民保護、⑦持続性・強靱性の7つの分野を中心に、計画的に進めることとしている。2025年度防衛関係費は、防衛力整備計画期間内の防衛力抜本的強化実現に向け、必要かつ十分な予算を確保した。

歳出ベース[1]は、事業の進捗状況や予算の執行状況も踏まえ、予算を着実に増額し、防衛力整備計画対象経費として8兆4,748億円（対前年度比7,498億円（9.7%）増）を計上した。

また、契約ベース[2]は、2025年度中に着手すべき事業を積み上げ、防衛力整備計画対象経費として8兆4,332億円（対前年度比9,293億円（9.9%）減）を計上した。なお、予算の配分にあたっては、引き続き、防衛力整備計画を踏まえ、15区分に分類し、きめ細やかに進捗状況を管理することとしている。また、足下の物価高・円安のなか、防衛力整備の一層の効率化・合理化を徹底するとともに、経費の精査に努め、まとめ買い・長期契約などによる装備品の効率的な取得を一層推進することとしている。

参照 図表Ⅱ-3-2-1（防衛関係費の2024年度と2025年度の比較）、図表Ⅱ-3-2-2（防衛関係費（当初予算）の推移）、図表Ⅱ-3-2-3（2025年度予算の配分（15区分））、4項（防衛関係費の内訳）、資料8（防衛関係費（当初予算）の推移）

**図表Ⅱ-3-2-1　防衛関係費の2024年度と2025年度の比較**

（単位：億円）

| 区　分 | | 令和6（2024）年度 | 令和7（2025）年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 対前年度増▲減 | |
| 歳出額 | | 77,249 | 84,748 | 7,498 | 9.7% |
| | うち人件・糧食費 | 22,290 | 23,508 | 1,218 | 5.5% |
| | うち物件費 | 54,960 | 61,240 | 6,280 | 11.4% |
| 後年度負担額 | | 135,006 | 153,886 | 18,880 | 14.0% |
| | うち新規分 | 76,594 | 66,211 | ▲10,383 | ▲13.6% |
| | うち既定分 | 58,412 | 87,675 | 29,262 | 50.1% |

（注）1　上記の計数は、SACO関係経費と米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分を含まない。これらを含めた防衛関係費の総額は、歳出額については、令和6（2024）年度は79,496億円、令和7（2025）年度は87,005億円になり、後年度負担額については、令和6（2024）年度は141,926億円、令和7（2025）年度は160,350億円になる。
2　予算額には、デジタル庁にかかる経費を含む。
3　計数は四捨五入のため合計と符合しないことがある。

## 2 重点ポイント

### 1 各種スタンド・オフ・ミサイルの整備

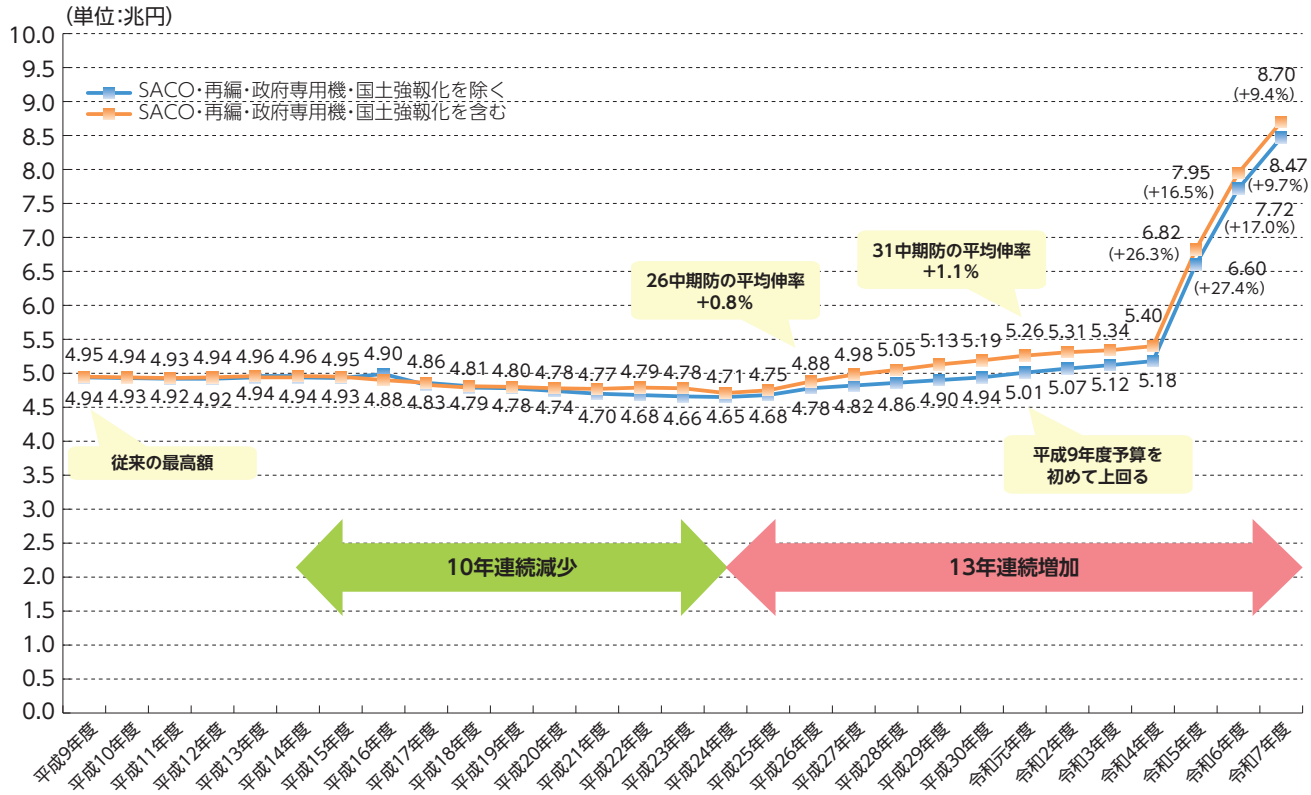
各種スタンド・オフ・ミサイルの整備に当たっては、2024年度に引き続き、射程や速度、飛翔の態様、対処目標、発射プラットフォームといった点で特徴が異なる様々なスタンド・オフ・ミサイルの研究開発、量産、取得を実施していく。

早期にスタンド・オフ防衛能力を構築するため、2025年度中に、国産の12式（ヒトニ）地対艦誘導弾能力向上型（地上発射型）の配備を開始し、同誘導弾（艦艇発射型）の量産に着手する予定である。また、国産の潜水艦発射型誘導弾についても2025年度から量産に着手する予定としている。米国製のトマホークについては、2025年度から取得を開始する予定である。

参照 Ⅲ部1章2節1項（スタンド・オフ防衛能力の強化）

1　装備品の取得や施設整備などの事業について、当該年度に支払われる額の合計。
2　装備品の取得や施設整備などの事業について、当該年度に結ぶ契約額の合計。

図表Ⅱ-3-2-2　防衛関係費（当初予算）の推移




（注）1　新たな政府専用機導入に伴う経費は、平成27年度から令和4年度に計上している。
2　防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に係る経費は、令和元年度および令和2年度に計上している。



12式地対艦誘導弾能力向上型発射試験の様子

## 2　衛星コンステレーションの構築

スタンド・オフ防衛能力の実効性を確保する観点からは、わが国自身で目標を一層効果的に収集する体制を整備する必要がある。このため、宇宙領域を活用した常時継続的な目標情報の探知・追尾能力の獲得を目的として、2025年度末から、PFI方式による**衛星コンステレーション**（Private Finance Initiative）の構築を開始することとしている。

**KEY WORD　衛星コンステレーション**

一定の軌道上に多数の小型人工衛星を連携させて一体的に運用するシステムのことであり、衛星通信や画像などの情報収集などの用途で使われる。

**資料**：令和7（2025）年度予算の概要
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/budget/yosan_gaiyo/index.html

**資料**：防衛費の使い方（グラフィカルサマリー版）
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/guideline/pamph/graphicalsummary.html

**図表Ⅱ-3-2-3**　2025年度予算の配分（15区分）

| 区　分 | 分　野 | 5年間の総事業費 | 2023年度事業費 | 2024年度事業費 | 2025年度事業費 |
|---|---|---|---|---|---|
| スタンド・オフ防衛能力 | | 約5兆円 | 1兆4,130億円 | 7,127億円 | 9,390億円 |
| 統合防空ミサイル防衛能力 | | 約3兆円 | 9,829億円 | 1兆2,284億円 | 5,331億円 |
| 無人アセット防衛能力 | | 約1兆円 | 1,791億円 | 1,146億円 | 1,110億円 |
| 領域横断作戦能力 | 宇宙 | 約1兆円 | 1,529億円 | 984億円 | 2,119億円 |
| | サイバー | 約1兆円 | 2,363億円 | 2,026億円 | 2,615億円 |
| | 車両・艦船・航空機など | 約6兆円 | 1兆1,763億円 | 1兆3,391億円 | 1兆1,385億円 |
| 指揮統制・情報関連機能 | | 約1兆円 | 3,053億円 | 4,248億円 | 3,852億円 |
| 機動展開能力・国民保護 | | 約2兆円 | 2,396億円 | 5,653億円 | 4,545億円 |
| 持続性・強靱性 | 弾薬・誘導弾 | 約2兆円<br>(他分野も含め約5兆円) | 2,124億円<br>(他分野も含め8,283億円) | 4,015億円<br>(他分野も含め9,249億円) | 2,876億円<br>(他分野も含め7,675億円) |
| | 装備品などの維持整備費・可動確保 | 約9兆円<br>(他分野も含め約10兆円) | 1兆7,930億円<br>(他分野も含め2兆355億円) | 1兆9,094億円<br>(他分野も含め2兆3,367億円) | 1兆7,696億円<br>(他分野も含め2兆2,247億円) |
| | 施設の強靱化 | 約4兆円 | 4,740億円 | 6,313億円 | 6,953億円 |
| 防衛生産基盤の強化 | | 約0.4兆円<br>(他分野も含め約1兆円) | 972億円<br>(他分野も含め1,469億円) | 830億円<br>(他分野も含め920億円) | 964億円<br>(他分野も含め996億円) |
| 研究開発 | | 約1兆円<br>(他分野も含め約3.5兆円) | 2,320億円<br>(他分野も含め8,968億円) | 2,257億円<br>(他分野も含め8,225億円) | 2,189億円<br>(他分野も含め6,387億円) |
| 基地対策 | | 約2.6兆円 | 5,149億円 | 5,138億円 | 5,361億円 |
| 教育訓練費、燃料費など | | 約4兆円 | 9,437億円 | 9,118億円 | 7,945億円 |
| 合　計 | | 約43.5兆円 | 8兆9,525億円 | 9兆3,625億円 | 8兆4,332億円 |

（注）計数については、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

## 3　次期防衛通信衛星の整備

現在運用中のXバンド防衛通信衛星（きらめき2号）が2030年度に運用を終了する予定であるため、その後継機として2025年度から、大容量の通信能力を備え、高い抗たん性などを有する次期防衛通信衛星の整備に着手する。

参照　Ⅲ部1章2節4項（領域横断作戦能力の強化）

## 4　宇宙作戦団（仮称）の新編

空自においては、宇宙領域の体制整備として、航空宇宙自衛隊（仮称）への改編も見据え、宇宙作戦能力の強化に取り組んでいる。この一環として、2025年度には、SDA衛星（2026年度打ち上げ予定）の運用体制の構築をはじめ、宇宙領域の状況把握に関する能力を強化するため、現在の宇宙作戦群を廃止し、宇宙作戦団（仮称）を新編することとしている。

Space Domain Awareness

## 5　民間海上輸送力の活用

島嶼部に対する侵攻や大規模災害などへ対応するためには、平素から民間輸送力との連携を図りつつ、迅速かつ大規模な展開能力を確保し、統合輸送能力を強化していくことが重要である。このため、自衛隊の輸送力と連携して、大規模輸送を効率的に実施できるよう、2025年度に新たに民間船舶4隻をPFI方式により確保する。

## 6　各種輸送船舶の確保

島嶼部への海上輸送能力を強化するため、共同の部隊として新編された自衛隊海上輸送群で運用する中型級船舶1隻・小型級船舶1隻および機動舟艇3隻を2027年度に新たに取得する。

## 7　次期戦闘機の開発

次期戦闘機の開発について、これまで日英伊各国の国内契約の下で実施してきている機体やエンジンなどの開発作業について、2025年度予算を着実に執行し、開発作業を加速できるよう、日英伊3か国共同で設立したGIGOと、これに対応するジョイント・ベンチャーの間の契約に統合し、作業を効率化していく。

GCAP International Government Organisation

## 3 人的基盤の抜本的強化に関する取組

2024年10月に設置された「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議」において、総理のリーダーシップのもと、高い頻度で活発な議論を行い、「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」を取りまとめた。2025年度予算においては関連事業に必要な経費として、①自衛官の処遇改善　167億円、②生活・勤務環境の改善　3,878億円、③新たな生涯設計の確立　19億円、④その他　32億円、合計4,097億円を計上した。

参照 巻頭特集②、Ⅳ部1章（自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議）

## 4 防衛関係費の内訳

### 1 経費別分類

防衛関係費は、隊員の給与や食事のための「人件・糧食費」と、装備品の調達・修理・整備、油の購入、隊員の教育訓練などのための「物件費」とに大別される。さらに、物件費は、過去の年度の契約に基づき支払われる「歳出化経費[3]」と、その年度の契約に基づき支払われる「一般物件費」とに分けられる。物件費は「事業費」とも呼ばれ、一般物件費は装備品の修理費、隊員の教育訓練費、油の購入費などが含まれることから「活動経費」とも呼ばれる。

歳出予算で見た防衛関係費は、人件・糧食費と歳出化経費という義務的性質を有する経費が全体の8割を占めており、残りの2割についても、装備品の修理費や基地対策経費などの維持管理的な性格の経費の割合が高い。

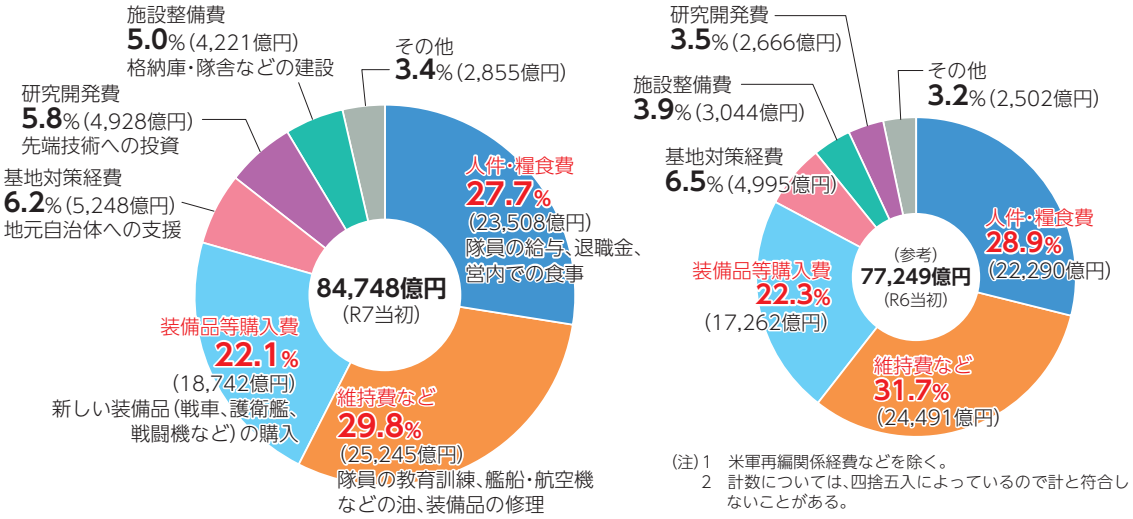
### 2 使途別分類

防衛関係費は、その使途に着目すると、隊員の給与や食事のための「人件・糧食費」、新しい装備品（戦車、護衛艦、戦闘機など）を購入するための「装備品等購入費」、隊員の教育訓練、艦船・航空機などの油、装備品の修理のための「維持費」など、格納庫・隊舎などの建設のための「施設整備費」、先端技術への投資のための「研究開発費」などに大別される。2025年度防衛関係費では、過去2か年度に引き続き、装備品等購入費と研究開発費を合わせて2割を上回るとともに、施設整備費などの割合も上昇している。

参照 図表Ⅱ-3-2-4（防衛関係費の使途別分類（2025年度））

3 防衛力整備には複数年度にわたるものがある。その場合、契約する年度と代価を支払う年度が異なるため、まず後年度にわたる債務負担の上限額を、国庫債務負担行為（債務を負う権限のみが与えられる予算形式であり、契約締結はできるが、支払はできない。）として予算に計上する。それを根拠として契約し、原則として完成・納入が行われる年度に、支払に必要な経費を歳出予算（債務を負う権限と支出権限が与えられる予算形式であり、契約締結および支払ができる。）として計上する。このように、過去の契約に基づく支払のため計上される歳出予算を歳出化経費といい、次年度以降に支払う予定の部分を後年度負担という。

**図表Ⅱ-3-2-4**　防衛関係費の使途別分類（2025年度）



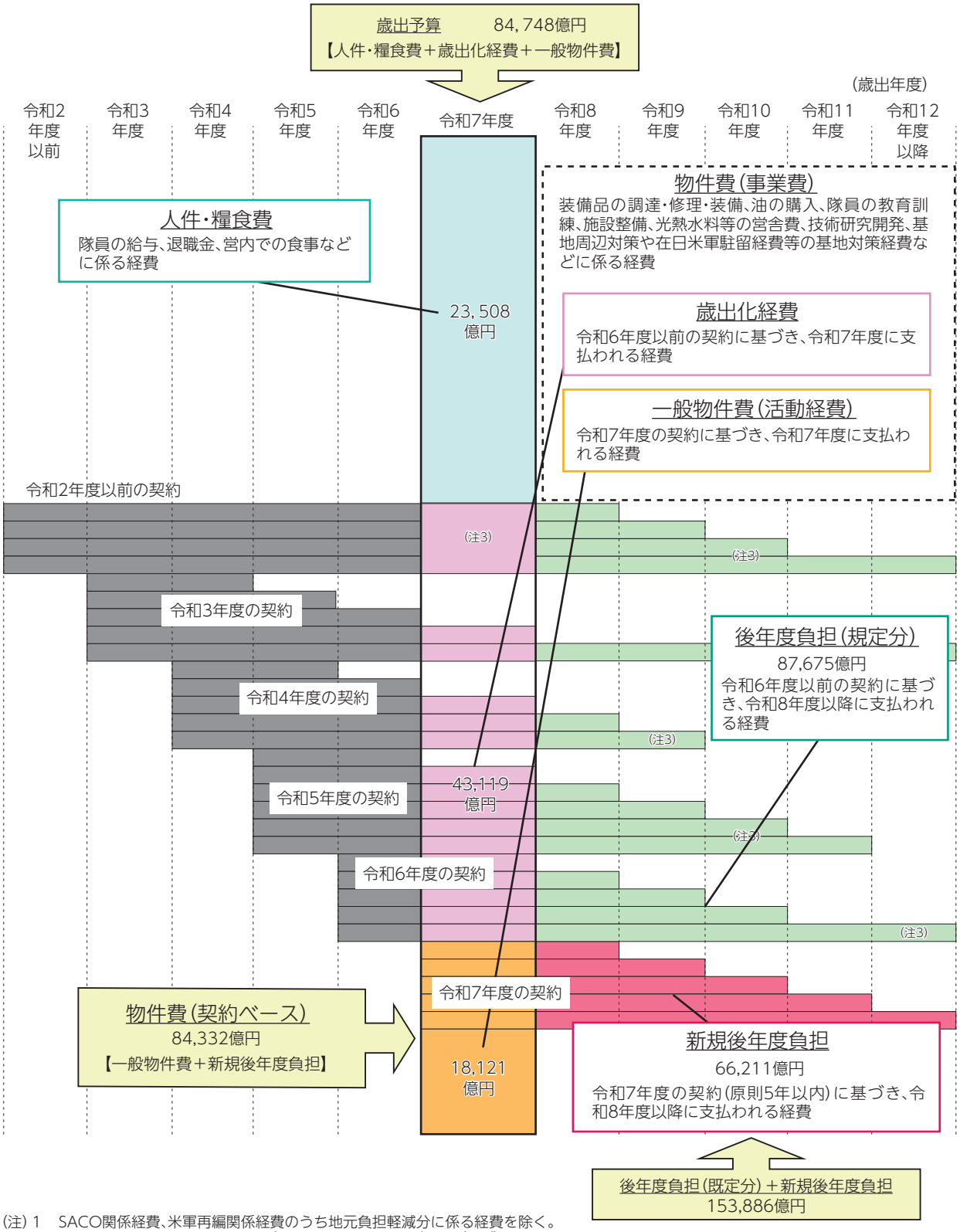

（注）1　米軍再編関係経費などを除く。
2　計数については、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

## 3　新規後年度負担

歳出予算とは別に、翌年度以降の支払を示すものとして新規後年度負担（その年度に、新たに負担することとなった後年度負担）がある。防衛力整備においては、艦船・航空機などの主要な装備品の調達や格納庫・隊舎などの建設のように、契約から納入、完成までに複数年度を要するものが多い。これらについては、その年度に複数年度に及ぶ契約を行い、契約時にあらかじめ次年度以降（原則5年以内）の支払いを約束するという手法をとっている（一般物件費と新規後年度負担の合計は、その年度に結ぶ契約額の総額（事業規模）であり、「契約ベース」と呼んでいる）。

参照　図表Ⅱ-3-2-5（防衛関係費の構造）

## 図表Ⅱ-3-2-5　防衛関係費の構造




(注) 1　SACO関係経費、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分に係る経費を除く。
2　本図については、概念図であり、グラフの長短と実際のデータが必ずしも一致するものではない。
3　装備品等の調達における長期契約など、5か年を超えて支払われる経費もある。

## 5 最適化への取組

防衛力整備計画においては、防衛力整備の一層の効率化・合理化の徹底などの取組を通じて実質的な財源確保を図ることとしている。2025年度予算では、次のような取組により、約2,653億円の縮減を図ることとしている。

- 陳腐化などにより重要度の低下した装備品の運用停止、用途廃止を進める。(7億円の縮減)
- 長期契約も含めた装備品のまとめ買いなどにより、企業の予見可能性を向上させ、効率的な生産を促し、価格低減と取得コストの削減を実現する。また、維持整備にかかる成果の達成に応じて対価を支払う契約方式（PBL）などを含む包括契約の拡大を図る。(259億円の縮減)
  Performance Based Logistics
- モジュール化・共通化や民生品の使用により、自衛隊独自仕様を絞り込み、取得にかかる期間を短縮するとともに、ライフサイクルコストの削減を図る。(2億円の縮減)
- 費用対効果の低いプロジェクトを見直すほか、各プロジェクトのコスト管理の徹底、民間委託などによる部外力の活用拡大を進める。(957億円の縮減)
- 装備品などについて、工数・工程や関連経費の精査などにより、価格の低減を図る。(1,427億円の縮減)

参照　V部1章4節（装備品の最適化の取組）

## 6 防衛力強化のための財源確保

抜本的に強化される防衛力は、将来にわたって維持・強化していかねばならず、これを安定的に支えるため、裏付けとなるしっかりとした財源が必要となる。防衛力整備計画では、2027年度以降の防衛力を安定的に維持するための財源と、2023年度から2027年度までの防衛力整備計画を賄う財源の確保のため、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入を活用した防衛力強化資金の創設、税制措置など、歳出・歳入両面において所要の措置を講ずることとしている。

このうち、防衛力強化資金については、2023年に防衛財源確保法[4]が成立し、同法に基づき設置された。

また、税制措置については、「令和5年度税制改正の大綱」[5]において、法人税、所得税、たばこ税につき複数年かけて段階的に措置を講ずることで、2027年度において1兆円強を確保することとされ、「令和7年度税制改正大綱」[6]において、上記について具体的な内容が示され、その上で、2025年3月に所得税法等の一部を改正する法律（令和7年度税制改正法）が成立した。同法において、法人税については、2026年4月より課税標準となる法人税額から500万円を控除した部分に対して、税率4%の付加税を課すこと、たばこ税については、2026年4月より加熱式たばこの課税の適正化を、2027年4月より税率引上げを、それぞれ段階的に実施することとされた。なお、所得税については、「令和7年度税制改正大綱」において、「令和5年度税制改正大綱」などの基本的方向性を踏まえつつ引き続き検討することとされた。

参照　2章3節（防衛力整備計画の概要）

## 7 各国との比較

国防費について国際的に統一された定義がないこと、公表国防費の内訳の詳細が必ずしも明らかでないこと、各国で予算制度が異なっていることなどから、国防支出の多寡を正確に比較することは困難である。

そのうえで、わが国の防衛関係費と各国が公表している国防費を、経済協力開発機構（OECD）が公表している購買力平価[7]を用いてドルに換算するとともに、国防費の対国内総生産（GDP）比を比較すれば、図表Ⅱ-3-2-6（主要国の国防費比較（2024年度））のとおりである。
Organisation for Economic Co-operation and Development
Gross Domestic Product

NATO加盟国をはじめ各国は、安全保障環境を維持す
North Atlantic Treaty Organization

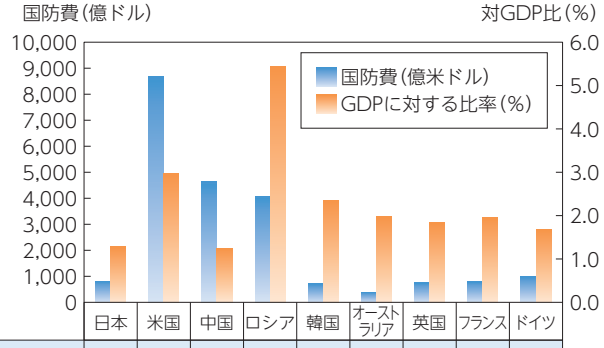
4 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法
5 令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定）
6 令和7年度税制改正大綱（令和6年12月20日自由民主党・公明党決定）
7 各国でどれだけの財やサービスを購入できるかを、各国の物価水準を考慮して評価したもの。なお、それぞれの通貨単位を外国為替相場のレートにより換算する方法もあるが、この方法で換算した国防費は、必ずしもその国の物価水準に照らした価値を正確に反映するものとはならない。

るために、経済力に応じた相応の国防費を支出する姿勢を示しており[8]、わが国としても、国際社会のなかで安全保障環境の変化を踏まえた防衛力の強化を図るうえで、GDP比で見ることは指標として一定の意味がある。このことも踏まえ、国家安全保障戦略において、必要とされる防衛力の内容を積み上げた上で、同盟国・同志国などとの連携を踏まえ、国際比較のための指標も考慮し、わが国自身の判断として、2027年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組をあわせ、そのための予算水準が国家安全保障戦略を策定した時点（2022年度）のGDPの2%に達するよう、所要の措置を講ずることとしている[9]。

また、1998年以降における主要国の国防費の推移は、図表Ⅱ-3-2-7（主要国の国防費の推移）のとおりである。

参照　資料9（各国国防費の推移）

## 図表Ⅱ-3-2-6　主要国の国防費比較（2024年度）

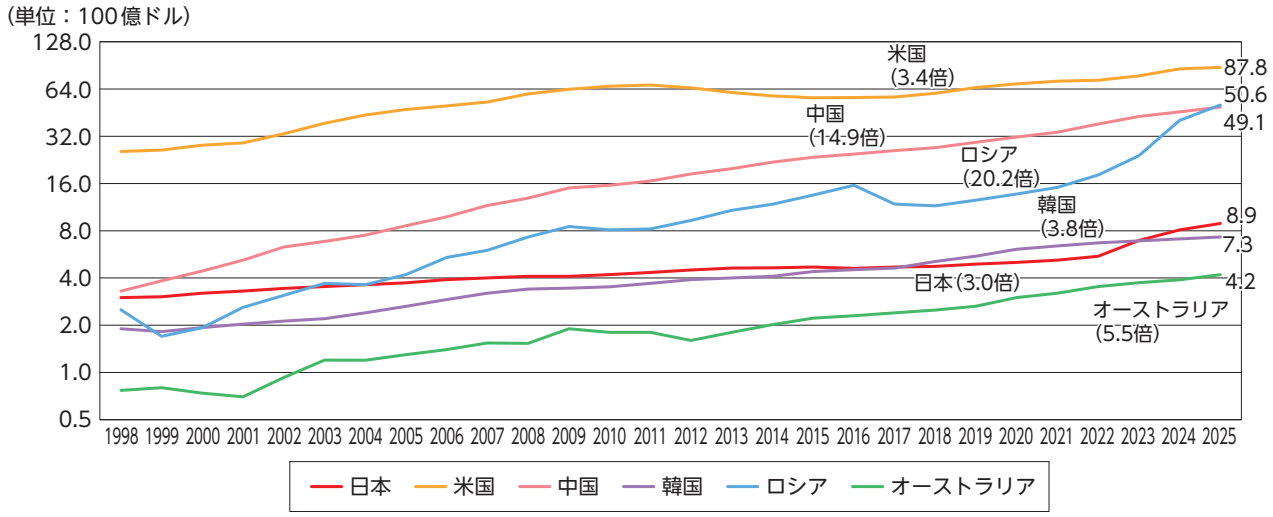



| | 日本 | 米国 | 中国 | ロシア | 韓国 | オーストラリア | 英国 | フランス | ドイツ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国防費 | 807 | 8,595 | 4,579 | 4,040 | 706 | 390 | 745 | 791 | 979 |
| 対GDP比 | 1.27 | 2.95 | 1.23 | 5.39 | 2.33 | 1.96 | 1.81 | 1.94 | 1.67 |
| (参考)NATO公表値による対GDP比 | – | 3.38 | – | – | – | – | 2.33 | 2.06 | 2.12 |
| 一人当たりの国防費（約○ドル） | 658 | 2,515 | 321 | 2,806 | 1,366 | 1,460 | 1,095 | 1,219 | 1,175 |
| 一人当たりの国防費（約○万円） | 6 | 24 | 3 | 27 | 13 | 14 | 10 | 12 | 11 |

（注）1　国防費については、各国発表の国防費（米国は国防省費）を基に、2024年購買力平価（OECD発表値：2025年5月現在）を用いてドル換算。なお、中国とロシアについては2025年5月現在、2024年購買力平価がOECDより未発表であることから、2023年購買力平価を用いてドル換算。
「1ドル＝95.694479円＝3.636979元＝26.670071ルーブル＝841.61954ウォン＝1.369466豪ドル＝0.694113ポンド＝0.71663仏ユーロ＝0.733194独ユーロ」
2　中国が国防費として公表している額は、実際に軍事目的に支出している額の一部に過ぎないとみられ、米国防省の分析によれば、実際の国防支出は公表国防予算よりも著しく多いとされる。
3　対GDP比については、各国発表の国防費（現地通貨）を基に、IMF発表のGDP値（現地通貨）を用いて試算。
4　NATO公表国防費（退役軍人への年金等が含まれる）は各国発表の国防費と異なることがあるため、NATO公表値（2024年6月発表）による対GDP比は、各国発表の国防費を基に試算したGDP比とは必ずしも一致しない。
5　一人当たりの国防費については、UNFPA（State of World Population 2024）発表の人口を用いて試算。
6　SIPRIファクトシート（2025年4月公表）によると、2024年の世界のGDPに占める世界の国防費の割合は、2.5%となっており、日本のGDPに占める防衛関係費の割合は、1.4%となっている。

8　例えば英国は、長期的な目標として国防費を対GDP比2.5%に引き上げ、将来的に3%を目指すことを発表した。
9　2025年度における防衛力整備計画対象経費と「補完する取組」にかかる経費の合計額については、総額9.9兆円であり、国家安全保障戦略策定時（2022年度）のGDPとの比較では、約1.8%となっている。

図表Ⅱ-3-2-7　主要国の国防費の推移




（注）1　国防費については、各国発表の国防費を基に、各年の購買力平価（OECD発表値：2025年5月現在）を用いてドル換算。なお、現時点で2025年の購買力平価は発表されていないことから、2025年の値については、2024年の購買力平価を用いてドル換算。また、中国とロシアについては、2024年の購買力平価も未発表であることから、2024年、2025年の値については、2023年の購買力平価を用いてドル換算。
2　日本の防衛関係費については、当初予算（SACO関係経費、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分、国土強靱化のための3か年緊急対策に係る経費等を除く。）。
3　各国の1998-2025年度の伸び率（小数点第2位を四捨五入）を記載。

解説

## 防衛財源と防衛力強化

今般、防衛力の抜本的強化の検討に際しては、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に対峙していく中で、国民の命を守り抜けるのか、極めて現実的なシミュレーションを始めとする様々な検討を行い、必要となる防衛力の内容を積み上げ、2023年度から2027年度までの5年間で必要な防衛力整備の水準にかかる金額として、43兆円程度という防衛費の規模を導き出しています。

この43兆円程度という防衛費の規模は、防衛力の抜本的強化が達成でき、防衛省・自衛隊として役割をしっかり果たすことができる水準として必要なものです。

そのために必要な財源の確保に当たっては、約4分の3は、国民のご負担をできるだけ抑えるべく、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入の確保など、あらゆる工夫を行うことにより賄うこととし、それでも足りない約4分の1について、国民の皆様に、税制措置でのご協力をお願いすることとしており、この税制措置が盛り込まれた所得税法等の一部を改正する法律（令和7年度税制改正法）が2025年3月31日に成立いたしました。

この税制措置は、法人税については中小企業に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円を控除する、たばこ税については国産葉たばこ農家や消費者などへの影響に十分配慮しつつ、予見可能性を確保した上で段階的に実施するなど、経済に対する様々な配慮がなされた措置になっております。

また、「令和7年度税制改正大綱」において引き続き検討とされた所得税についても、税率1%の新たな付加税を課す一方で、復興特別所得税の税率を1%引き下げ、合計の税率が現在と変わらない水準とすることで、現下の家計の負担増にならないよう配意されております。

防衛省としても、かかる予算や税制措置の必要性について、国民の皆様のご理解を得られるよう、使途や防衛力整備計画の進捗状況についてこれまで以上に丁寧に説明を尽くしながら、全般的な物価上昇や円安を伴う為替変動の生じる状況にあっても、防衛力整備の一層の効率化・合理化を徹底し、防衛力の抜本的強化を達成すべく努めてまいります。

# 第4章 安全保障と防衛を担う組織

## 第1節 国家安全保障会議

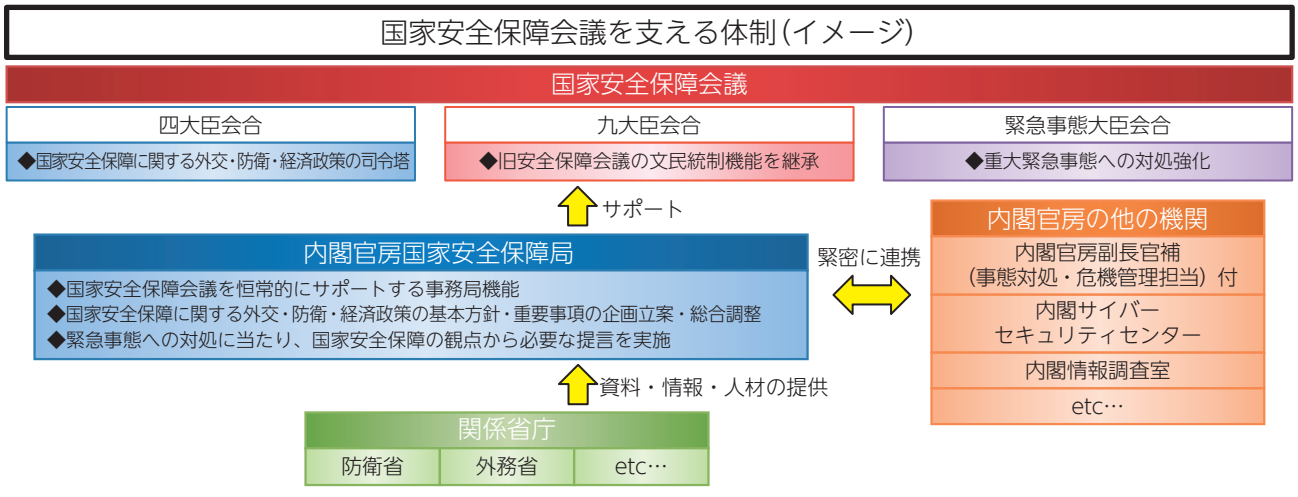
わが国は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面しており、また、わが国が対応すべき安全保障上の課題はより深刻化している。こうしたなかにおいては、内閣総理大臣を中心とする政治の強力なリーダーシップのもと、戦略的観点から国家安全保障にかかる政策を進めていく必要がある。そのため、わが国の安全保障に関する重要事項を審議する機関として、内閣に設置されている国家安全保障会議が、国家安全保障に関する外交・防衛・経済政策の司令塔として機能している。2013年12月の創設以来351回（2025年3月末時点）開催され、2022年に策定された国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画もこの国家安全保障会議における審議を経て決定されている。

国家安全保障会議を恒常的に支えるための事務局として、内閣官房に国家安全保障局が設置されている。同局は、国家安全保障に関する外交・防衛・経済政策の基本方針や重要事項の企画・立案・総合調整の機能も有しており、政策面で関わりの深い関係行政機関が、同局への人材、情報両面においてサポートしている。防衛省からも自衛官を含む多くの職員が同局に出向しており、それぞれの専門性を活かしながら政策の企画・立案に携わっている。また、防衛省・自衛隊から国際軍事情勢などの情報が適時に提供されている。

このように国家安全保障政策に関する企画・立案機能が強化された結果、わが国の安全保障に関する制度的な整備が実現しているほか、安全保障上の新たな課題などにかかる政策の方向性が示されるようになっている。また、国家安全保障会議で議論された基本的な方針のもとで、個々の防衛政策が立案され、意思決定の迅速化が図られるなどしており、防衛省・自衛隊における政策立案、遂行機能の向上にも大きく資するものとなっている。

参照 図表Ⅱ-4-1-1（国家安全保障会議の体制）

図表Ⅱ-4-1-1 国家安全保障会議の体制




**資料**：国家安全保障会議の開催状況
**URL**：https://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhosyoukaigi/kaisai.html

# 第2節 防衛省・自衛隊の組織

## 1 防衛力を支える組織

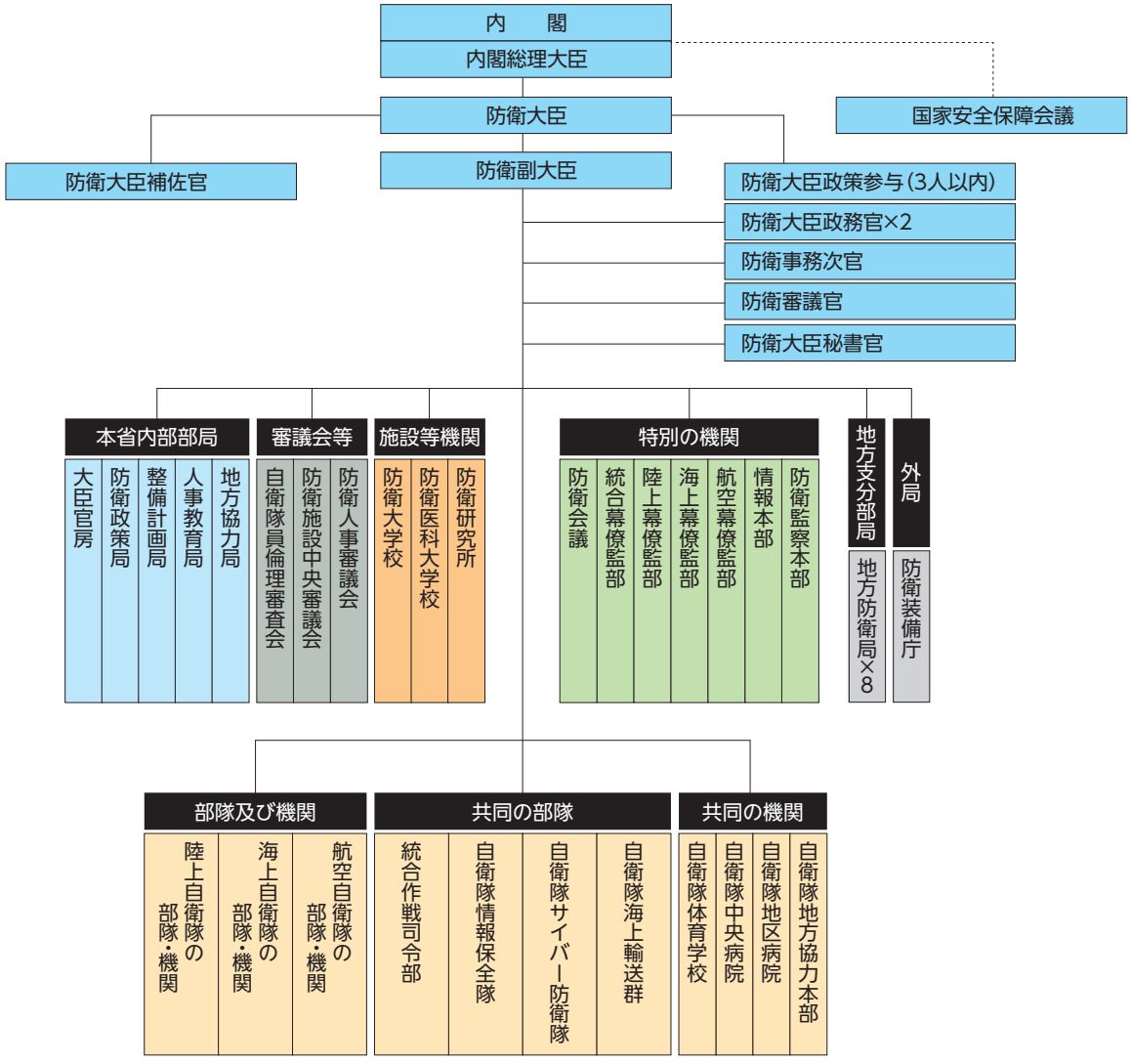
### 1 防衛省・自衛隊の組織

防衛省・自衛隊は、わが国の防衛という任務を果たすため、実力組織である陸・海・空自を中心に、様々な組織で構成されている。

防衛省と自衛隊は、ともに同一の組織を指している。「防衛省」という場合には、陸・海・空自の管理・運営などを任務とする行政組織の面をとらえているのに対し、「自衛隊」という場合には、わが国の防衛などを任務とする、部隊行動を行う実力組織の面をとらえている。

参照 図表Ⅱ-4-2-1（防衛省・自衛隊の組織図）、図表Ⅱ-4-2-2（防衛省・自衛隊の組織の概要）、図表Ⅱ-4-2-3（陸・海・空自衛隊の編成）、図表Ⅱ-4-2-4（主要部隊などの所在地（イメージ）（2024年度末現在））

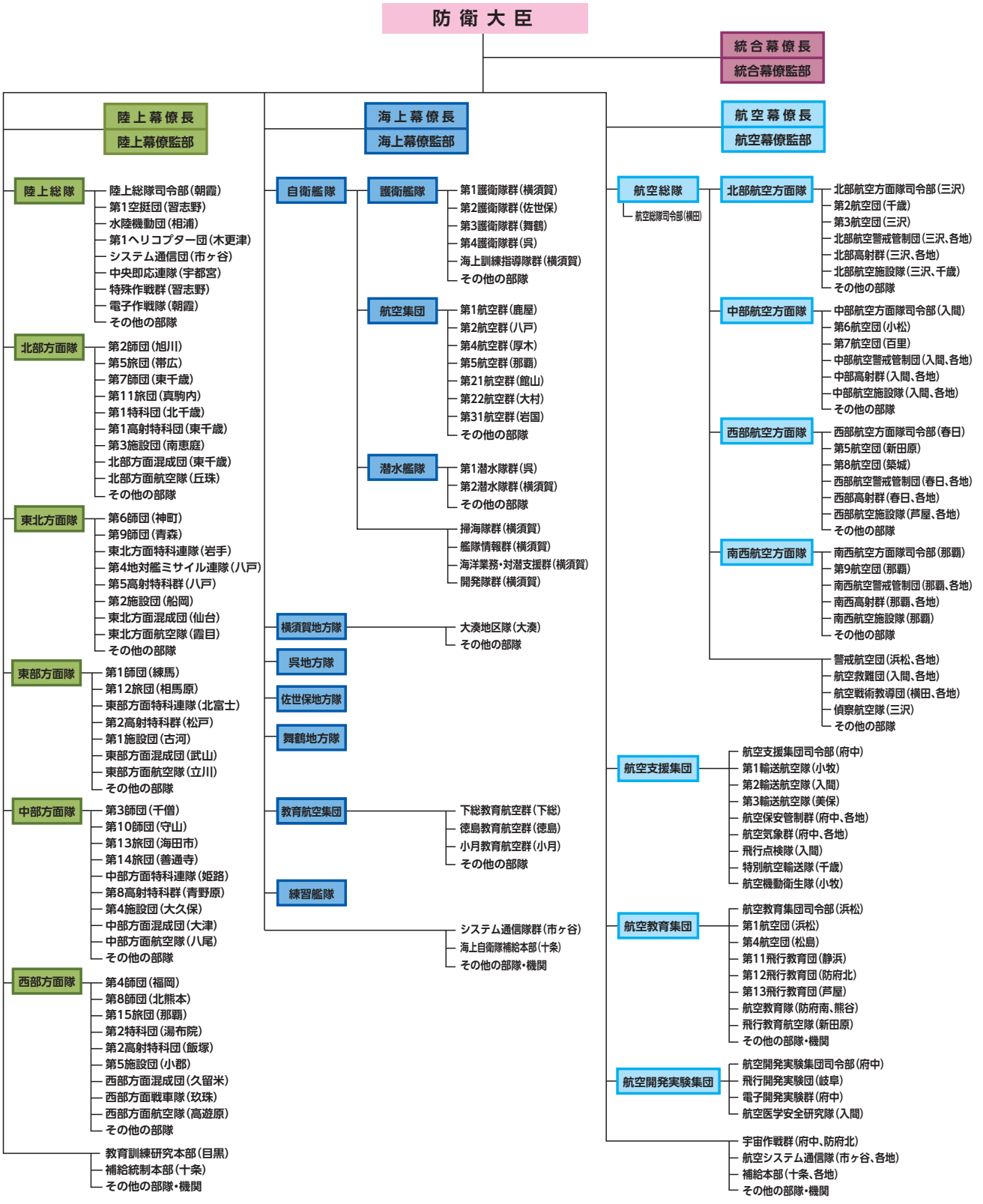
図表Ⅱ-4-2-1 防衛省・自衛隊の組織図



## 図表Ⅱ-4-2-2　防衛省・自衛隊の組織の概要

| 組　織 | 概　要 |
|---|---|
| 本省内部部局 | ●防衛省・自衛隊の業務の基本的事項（防衛・警備、自衛隊の行動などの基本（法令や政府レベルの方針の企画立案といった政策的・行政的業務）や人事、予算など）を担う組織<br>●大臣官房のほか、防衛政策局、整備計画局、人事教育局、地方協力局の4局から構成 |
| 統合幕僚監部 | ●自衛隊の運用に関する防衛大臣の幕僚機関<br>●統合運用に関する防衛・警備に関する計画の立案、行動の計画の立案など<br>●自衛隊の運用に関する大臣の指揮は統幕長を通じて行い、自衛隊の運用に関する命令は、統幕長が執行 |
| 陸上幕僚監部<br>海上幕僚監部<br>航空幕僚監部 | ●各自衛隊の隊務に関する防衛大臣の幕僚機関<br>●各自衛隊の防衛・警備に関する計画の立案、防衛力整備、教育訓練に関する計画の立案など |
| 陸上自衛隊 | ●陸上総隊<br>・空挺団、水陸機動団などを基幹として編成<br>・陸自部隊の一体的運用を実現<br>●方面隊<br>・複数の師団、旅団やその他の直轄部隊（施設団、高射特科群など）をもって編成<br>・5個の方面隊があり、それぞれ主として担当する方面区の防衛にあたる<br>●師団・旅団<br>戦闘部隊、戦闘支援部隊、後方支援部隊などで編成 |
| 海上自衛隊 | ●自衛艦隊<br>・護衛艦隊、航空集団（固定翼哨戒機部隊などからなる。）、潜水艦隊などを基幹として編成<br>・主として機動運用によってわが国周辺海域の防衛にあたる<br>●地方隊<br>4個の地方隊があり、主として担当区域の警備や自衛艦隊の支援にあたる |
| 航空自衛隊 | ●航空総隊<br>・4個の航空方面隊を基幹として編成<br>・主として全般的な防空任務にあたる<br>●航空方面隊<br>航空団（戦闘機部隊などからなる。）、航空警戒管制団（警戒管制レーダー部隊などからなる。）、高射群（地対空誘導弾部隊などからなる。）などをもって編成 |
| 防衛大学校 | ●幹部自衛官となるべき者を教育訓練するための機関<br>●一般大学の修士・博士課程に相当する理工学研究科（前期・後期課程）と総合安全保障研究科（前期・後期課程）を設置 |
| 防衛医科大学校 | ●医師である幹部自衛官となるべき者を教育訓練するための機関<br>●保健師・看護師である幹部自衛官や技官となるべき者を教育訓練するための機関<br>●学校教育法に基づく大学院医学研究科博士課程に相当する医学研究科を設置 |
| 防衛研究所 | ●国立の安全保障に関する学術研究・教育機関<br>●自衛隊の管理・運営に関する基本的な調査研究を実施<br>・安全保障に関する調査研究<br>・戦史に関する調査研究・戦史の編さん<br>・戦史史料の管理・公開<br>●幹部自衛官その他の幹部職員の教育訓練を実施 |
| 情報本部 | ●わが国の安全保障にかかる各種情報の収集・分析・報告を行う防衛省の中央情報機関<br>・画像・地理情報、電波情報、公刊情報など各種の軍事情報を収集し、総合的な分析・評価を加えたうえで、省内各機関や関係省庁に対する情報提供を実施<br>・総務部、計画部、統合情報部、分析部、画像・地理部、電波部と6つの通信所で構成 |
| 防衛監察本部 | ●防衛省・自衛隊の業務全般について独立した立場から監察する機関 |
| 地方防衛局<br>（全国8か所） | ●地方における防衛行政全般についての機能を担う地方支分部局<br>・地方公共団体や地域住民の理解・協力の確保、防衛施設の取得・管理・建設工事・基地周辺対策、装備品などの調達にかかる原価監査・監督・検査などを実施<br>・北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄の8局で構成 |
| 防衛装備庁 | ●防衛装備品の効果的かつ効率的な取得や国際的な防衛装備・技術協力などを行う外局<br>・統合的見地を踏まえ、防衛装備品のライフサイクルを通じた一貫したプロジェクト管理の実施<br>・部隊の運用ニーズについて装備面への円滑・迅速な反映<br>・新しい領域（防衛装備品の一層の国際化、先進技術研究への投資など）における積極的な取組<br>・調達改革の実現と防衛生産・技術基盤の維持・強化の両立 |

図表Ⅱ-4-2-3　陸・海・空自衛隊の編成



図表Ⅱ-4-2-4　主要部隊などの所在地（イメージ）（2024年度末現在）



## 2　防衛大臣を補佐する体制

防衛大臣は、防衛省の長として国の防衛に関する事務を分担管理し、自衛隊法の定めるところに従い、自衛隊の隊務を統括する。その際、防衛副大臣、防衛大臣政務官（2人）、防衛大臣補佐官が防衛大臣を補佐する。また、防衛大臣への進言を行う防衛大臣政策参与や、防衛省の所掌事務に関する基本的な方針について審議する防衛会議が置かれている。さらに、防衛大臣を助け、省務を整理し、各部局と機関の事務を監督する防衛事務次官や、国際関係業務などを総括整理する防衛審議官が置かれている。

そのほか、防衛省には、本省内部部局、統幕や陸・海・空幕と、外局である防衛装備庁が置かれている。本省内部部局は、防衛省・自衛隊の業務の基本的事項を担当しており、大臣官房長と各局長は防衛装備行政を担当する防衛装備庁長官とともに、防衛大臣に対する政策的見地からの補佐を行う。

統幕は、自衛隊の運用に関する防衛大臣の幕僚機関であり、統幕長は、自衛隊の運用に関して軍事専門的見地から防衛大臣の補佐を一元的に行う。また、陸・海・空幕は運用以外の各自衛隊の隊務に関する防衛大臣の幕僚機関であり、陸・海・空幕長は、こうした隊務に関する最高の専門的助言者として防衛大臣を補佐する。

このように、防衛省においては、防衛大臣が的確な判断を行うため、政策的見地からの大臣補佐と軍事専門的見地からの大臣補佐がいわば車の両輪としてバランス良く行われることを確保している。

参照　1章2節3項4（文民統制の確保）

## 3　地方における防衛行政の拠点

防衛省は、防衛行政全般の地方における拠点として地方防衛局を全国8か所（札幌市、仙台市、さいたま市、横浜市、大阪市、広島市、福岡市、嘉手納町）に設置している。

地方防衛局は、防衛施設と地域社会との調和を図るための施策や装備品の検査などに加え、防衛省・自衛隊の取組に対して地方公共団体や地域住民の理解や協力を得るための様々な施策（地方協力確保事務）を行っている。

参照　V部2章1節（地域社会との調和にかかる施策）

# 2　自衛隊の統合運用体制

自衛隊の任務を迅速かつ効果的に遂行するため、防衛省・自衛隊は、陸・海・空自を一体的に運用する統合運用体制をとっている。また、宇宙・サイバー・電磁波といった領域を含め、領域横断作戦を実現しうる体制の構築に取り組んでいる。

自衛隊の統合運用を担う組織は統幕であり、その長は統幕長である。統幕長は、統一的な運用構想を立案し、自衛隊の運用に関する軍事専門的見地からの防衛大臣の補佐を一元的に行う。また、自衛隊の運用に関する防衛大臣の指揮は統幕長を通じて行い、自衛隊の運用に関する防衛大臣の命令は統幕長が執行する。その際、2以上の自衛隊の部隊を運用する場合はもとより、単一の自衛隊の部隊を運用して対処する場合であっても、防衛大臣の指揮や命令は、統幕長を通じて行われる。

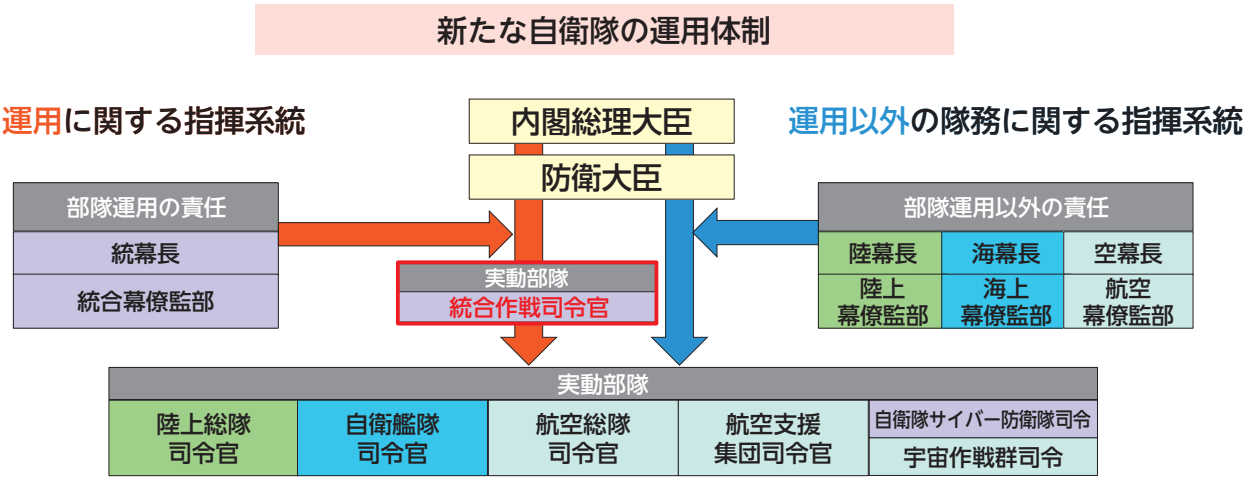
統幕は、自衛隊の運用に関する機能を担う一方、陸・海・空幕は、人事、防衛力整備、教育訓練などの部隊を整備する機能を担う。

# 3　統合作戦司令部

国家防衛戦略や防衛力整備計画において、各自衛隊の統合運用の実効性の強化に向けて、平素から有事まであらゆる段階においてシームレスに領域横断作戦を実現できる体制を構築するため、陸・海・空自の部隊の一元的な指揮を行いうる常設の統合司令部を創設することとされた。これを踏まえ、2025年3月に、常設の統合司令部として、統合作戦司令官を長とする「統合作戦司令部」を市ヶ谷に設置した。

参照　図表Ⅱ-4-2-5（自衛隊の運用体制と統合作戦司令部）

図表Ⅱ-4-2-5　自衛隊の運用体制と統合作戦司令部






## 1　意義

統合作戦司令部が新設されるまでは、統合作戦を行う際、必要に応じて、陸・海・空自の部隊のいずれか2以上の部隊からなる統合任務部隊[1]を臨時に組織していた。このような体制下では、事態の状況や推移に応じた柔軟な防衛態勢を迅速に構築することができず、また、平素から領域横断作戦に必要な態勢を整えることが困難であった。

統合作戦司令部の新設により、陸・海・空自による統合作戦の指揮などについて、平素から統合作戦司令部に一本化することができる。また、平素から領域横断作戦の能力を練成することができるため、統合運用の実効性が向上し、迅速な事態対応や意思決定を行うことが常続的に可能となる。

加えて、従来、統幕長はカウンターパートとして、米軍の中長期的な軍事戦略を担当する統合参謀本部議長と、自衛隊と米軍の共同作戦を担当するインド太平洋軍司令官の両者とそれぞれ調整していた。統合作戦司令部と統合作戦司令官の新設により、作戦にかかる米軍との調整をより緊密に行い、日米共同対処能力を強化することができる。

## 2　統幕との関係

統幕は、自衛隊の運用に関し、軍事専門的見地から防衛大臣を補佐する「幕僚機関」である。一方、統合作戦司令部は、自衛隊の運用に関し、平素から全国の陸・海・空自の部隊を一元的に指揮することを念頭に置いて新設された「部隊」であり、これまで自衛隊には常設されていなかった機能である。このように、両者は趣旨や位置づけが異なる組織であり、統合作戦司令部の新設に伴って、統幕の役割が変更されることはない。




統合作戦司令部新編行事の様子（2025年3月）

1　自衛隊法第22条第1項または第2項に基づき、特定の任務を達成するために特別の部隊を編成し、または隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に所要の部隊を置く場合であって、これらの部隊が陸・海・空自の部隊のいずれか2以上からなるものをいう。弾道ミサイル対処や大規模災害対処など、様々な任務を迅速かつ効果的に遂行するためには、陸・海・空自を一体的に運用する必要があるため、単一の指揮官のもとに陸・海・空自にまたがる統合任務部隊を組織し、対応している。有事と災害の同時対処のような事態に対応するため、統合作戦司令部設置後においても、統合任務部隊を別途組織することは可能である。

また、従来、自衛隊の運用に関し、防衛大臣の指揮は統幕長を通じて行い、防衛大臣の命令は統幕長が執行することとされており、統合作戦司令部が新設された際も、統幕長は、統合作戦司令部などの部隊に対して、自衛隊の運用に関する防衛大臣の指揮や命令を伝達し、またその範囲内で細部指示することとなる。

このように、統合作戦司令部や統合作戦司令官は、統幕長を長とする統幕と役割を明確に分担することになる。そして、統合作戦司令部を新設し、平素から全国の陸・海・空自の部隊を一元的に運用するという新たな機能を設けたことにより、統合運用の実効性が向上し、迅速な事態対応や意思決定を行うことが常続的に可能となった。

解説

## 統合作戦司令部の新設

2006年3月、統幕の新設、陸・海・空幕から統幕への運用機能の移管といった体制の整備を行い、自衛隊の運用の態勢は「統合運用を基本とする態勢」に移行しました。これにより、自衛隊の運用に関する軍事専門的見地からの大臣補佐機能は統幕長に一元化されましたが、統合作戦については、必要に応じて、陸・海・空の部隊のいずれか2以上の部隊からなる統合任務部隊を臨時に組織し、対応していました。例えば、大規模災害などの各種事態が生起した際、統幕長と陸・海・空幕長との間でその都度調整の上、臨時に統合任務部隊を組織して対処しており、平素から陸・海・空自を有機的かつ一体的に運用するという課題は残されたままでした。

このため、平素から有事まであらゆる段階におけるシームレスな領域横断作戦を実現すべく、2025年3月24日、市ヶ谷に統合作戦司令部を新設しました。統合作戦司令官は、自衛隊の運用に関し、大臣の命令を受け、平素から部隊を一元的に指揮します。これにより、各種事態が生起した際も、情勢の推移に応じたシームレスな対処が可能となりました。

また、2024年7月の日米「2+2」において、統合作戦司令部と米軍のカウンターパート関係などについて議論を進めていくことで一致し、在日米軍がインド太平洋軍司令官隷下（れいか）の統合軍司令部として再構成されることとなりました。こうした取組により、日米それぞれの指揮・統制の枠組みが向上するなど、日米の相互運用性および即応性の強化に資するものとなっています。



統合作戦司令部の看板


司令官旗授与の状況

# 第5章 自衛隊の行動に関する枠組み

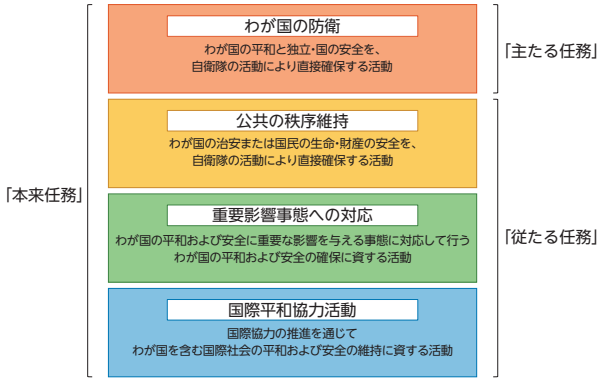
## 1 自衛隊の任務

自衛隊の任務は、自衛隊法第３条の規定により、「主たる任務」（同条第１項）と「従たる任務」（同条第１項および第２項）に分けることができる。わが国を防衛するために行う防衛出動が「主たる任務」に該当し、これは唯一自衛隊のみが果たしうる任務である。

「従たる任務」には、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるもの（いわゆる第１項の「従たる任務」）と、主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、別に法律で定めるところにより実施するもの（いわゆる第２項の「従たる任務」）の２つがある。前者については、警察機関のみでは対処困難な場合に自衛隊が対応する任務である治安出動や海上警備行動のほか、弾道ミサイル等に対する破壊措置、災害派遣、領空侵犯に対する措置などが含まれる。後者には、重要影響事態に対応して行う活動や国際平和協力活動がある。そして、これら「主たる任務」と「従たる任務」を合わせたものを「本来任務」と呼んでいる[1]。

参照 図表Ⅱ-5-1（自衛隊の任務に関する概念図）、資料10（自衛隊の主な行動の要件（国会承認含む）と武器使用権限など）

図表Ⅱ-5-1 自衛隊の任務に関する概念図




## 2 わが国の防衛

### 1 武力攻撃事態等および存立危機事態

事態対処法[2]は、**武力攻撃事態**および**武力攻撃予測事態**（武力攻撃事態等）並びに存立危機事態への対処のための態勢を整備し、もってわが国の平和と独立並びに国および国民の安全の確保に資することを目的としている。同法では、武力攻撃事態等および存立危機事態への対処についての基本理念、基本的な方針（対処基本方針）として定めるべき事項、国・地方公共団体の責務などについて規定している。

わが国に対するミサイル攻撃や島嶼（しょ）部への侵攻などの武力攻撃が生起した場合や、**存立危機事態**が生起した場合、政府は、同法に基づき対応していく。

**KEY WORD 「武力攻撃事態」・「武力攻撃予測事態」**

武力攻撃事態とは、わが国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態またはわが国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。
武力攻撃予測事態とは、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、わが国に対する外部からの武力攻撃が予測されるに至った事態。
（両者を合わせて「武力攻撃事態等」と呼称）

1 自衛隊が長年にわたって培ってきた技能、経験、組織的な機能などを活用することが適当であるとの判断から自衛隊が行うこととされたものについては、「本来任務」に対して「付随的な業務」と呼ばれる。「付随的な業務」には、サミットのため来日した国賓などの輸送や教育訓練の一環として実施している公園の整地工事や道路工事などの受託、オリンピック・パラリンピック、国民体育大会などの運動競技会に対する協力などがある。
2 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

**KEY WORD 「存立危機事態」**

わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態。

武力攻撃事態等または存立危機事態に至ったときは、政府は、事態対処法に基づき、次の事項を定めた対処基本方針を閣議決定し、国会の承認を求めることになる。

① 対処すべき事態に関する次に掲げる事項

- 事態の経緯、武力攻撃事態等または存立危機事態であることの認定および当該認定の前提となった事実
- 事態が武力攻撃事態または存立危機事態であると認定する場合には、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がなく、事態に対処するため、武力の行使が必要であると認められる理由

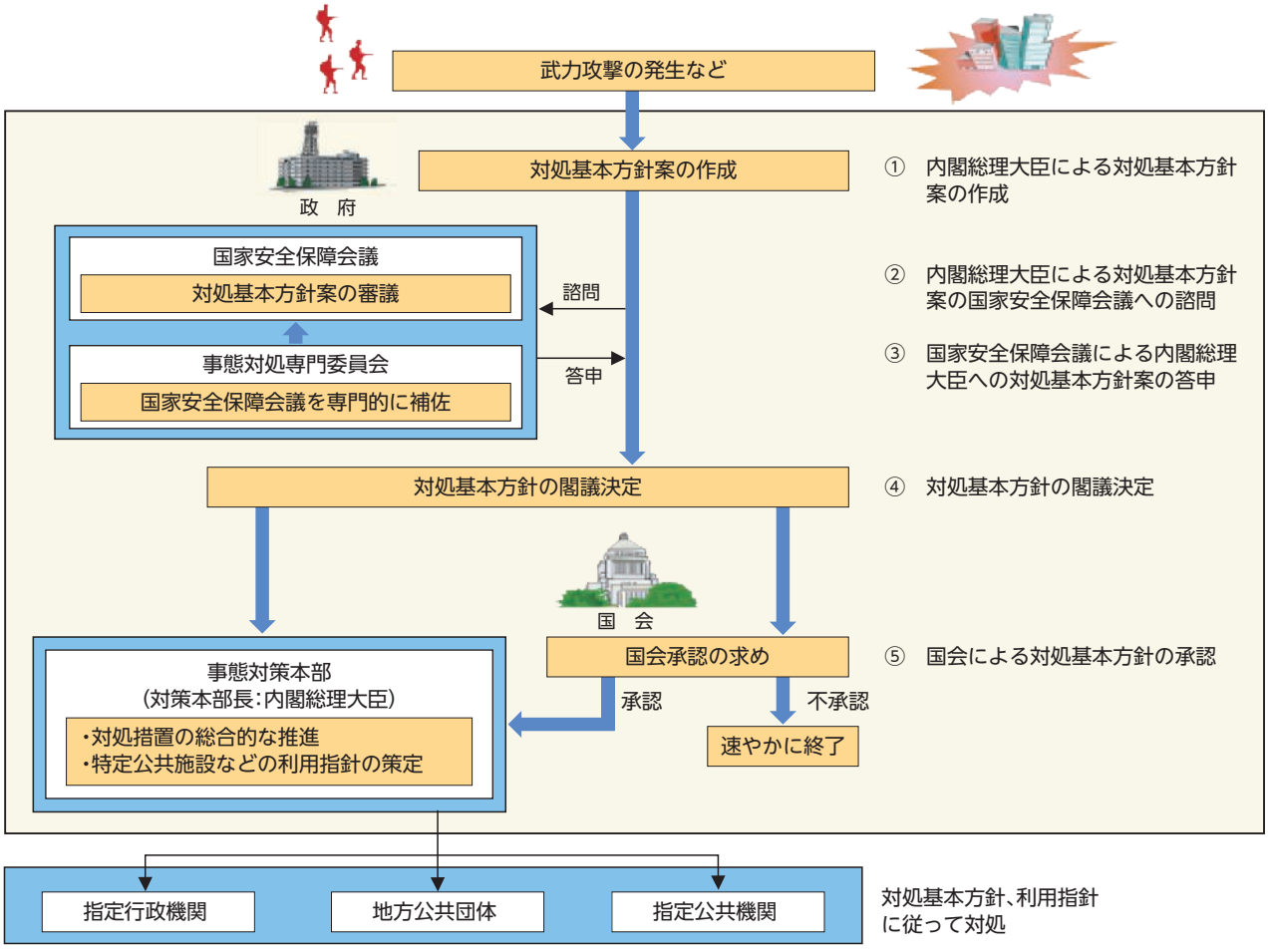
② 対処に関する全般的な方針

③ 対処措置に関する重要事項

武力攻撃事態または存立危機事態の場合、この対処措置に関する重要事項として、後述する防衛出動を命ずることの国会承認の求め、または防衛出動を命じることなどが記載される。

参照 図表Ⅱ-5-2（武力攻撃事態等および存立危機事態への対処のための手続き）

**図表Ⅱ-5-2** 武力攻撃事態等および存立危機事態への対処のための手続き




## 2 自衛隊による対処

内閣総理大臣は、武力攻撃事態および存立危機事態に際して、わが国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部または一部に防衛出動を命ずることができる。防衛出動の下令に際しては、原則として国会の事前承認を得なければならない。防衛出動を命ぜられた自衛隊は、「武力の行使」の三要件を満たす場合に限り

武力の行使ができる。

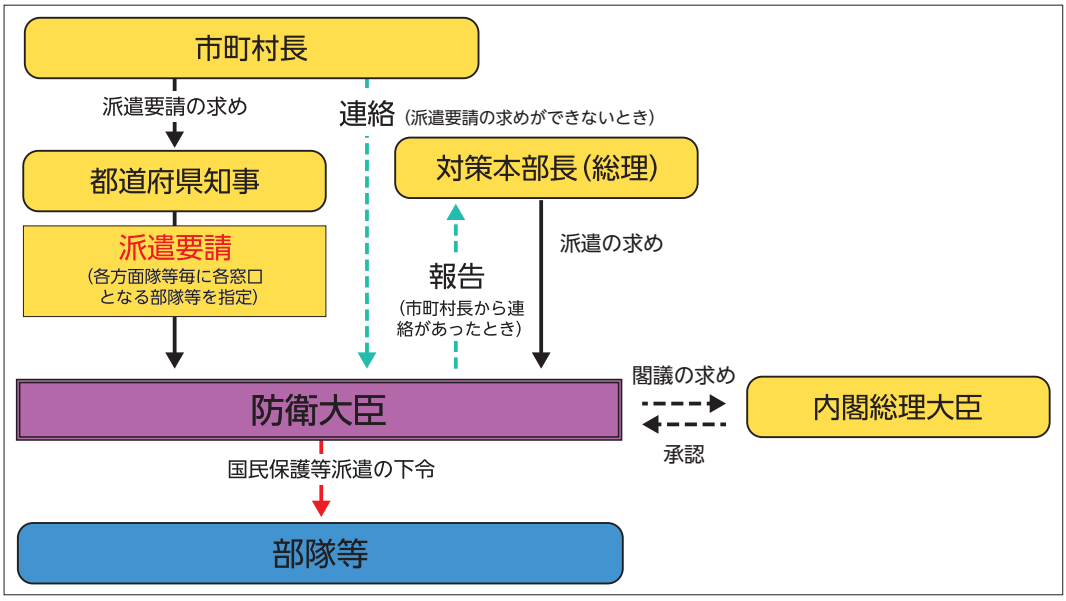
参照 1章2節2項2（憲法9条のもとで許容される自衛の措置）、Ⅲ部1章1節1項（わが国に対する侵攻や大規模テロなどへの対応）

## 3 国民保護

武力攻撃事態等および緊急対処事態[3]において、国民の生命、身体、財産を保護し、国民生活などに及ぼす影響を最小とするための、国・地方公共団体などの責務、住民の避難、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処などに関する措置については、国民保護法[4]に規定している。防衛大臣は、都道府県知事からの要請を受け、事態やむを得ないと認める場合、または対策本部長[5]から求めがある場合は、内閣総理大臣の承認を得て、部隊等[6]に国民保護措置または緊急対処保護措置（住民の避難支援、応急の復旧など）を実施させることができる。

参照 図表Ⅱ-5-3（国民保護等派遣の流れ）、Ⅲ部1章2節6項2（3）（国民保護の取組）

図表Ⅱ-5-3 国民保護等派遣の流れ




# 3 公共の秩序の維持や武力攻撃に至らない侵害への対処など

## 1 治安出動

### (1) 命令による治安出動

自衛隊法第78条に基づき、内閣総理大臣は、間接侵略[7]その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合には、自衛隊の全部または一部の出動を命ずることができる。この場合、原則として、出動を命じた日から20日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならない。

### (2) 要請による治安出動

自衛隊法第81条に基づき、都道府県知事は、治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認める場合には、当該都道府県公安委員会と協議のうえ、内閣総

3 事態対処法第22条第1項に定める、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
4 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
5 対策本部長は内閣総理大臣を充てることとされているが、両者は区別して規定されている。
6 陸自、海自または空自の部隊および機関。
7 外国の教唆または干渉によって引き起こされた大規模な内乱または騒擾（そうじょう）。

理大臣に対し、部隊等の出動を要請することができる。内閣総理大臣は、出動の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等の出動を命ずることができる。

参照 Ⅲ部1章1節1項7（大規模テロや重要なインフラに対する攻撃などへの対応）

## 2 海上警備行動

自衛隊法第82条に基づき、防衛大臣は、海上における人命若しくは財産の保護または治安の維持のため特別の必要がある場合[8]には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができる。

参照 Ⅲ部1章1節2項（力による一方的な現状変更やその試みへの対応など）

## 3 海賊対処行動

自衛隊法第82条の2および海賊対処法[9]第7条に基づき、防衛大臣は、海賊行為に対処するため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において海賊行為に対処するため必要な行動を命ずることができる。

参照 Ⅲ部1章1節2項7（1）（海賊対処の取組）

## 4 弾道ミサイル等に対する破壊措置

わが国に対する武力攻撃として弾道ミサイルなどが飛来する、または存立危機事態において弾道ミサイルなどが飛来する場合であって、「武力の行使」の三要件が満たされるときには、自衛隊は、防衛出動により対処することができる。一方、わが国に弾道ミサイルなどが飛来するものの、武力攻撃と認められない場合は、自衛隊法第82条の3に基づき、防衛大臣は、次の措置をとることができる。

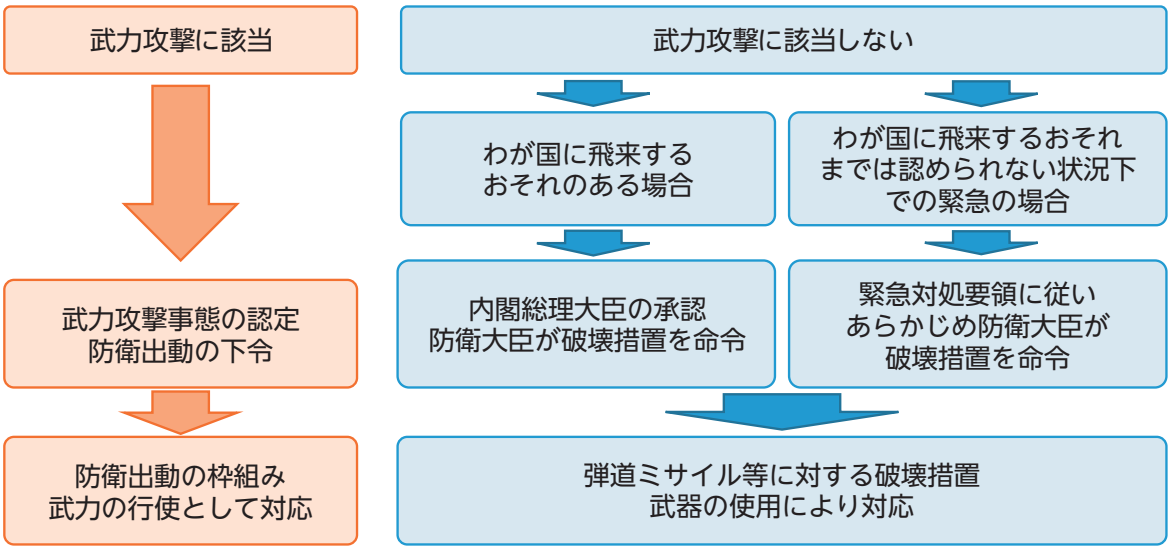
① 防衛大臣は、弾道ミサイルなどがわが国に飛来するおそれがあり、その落下によるわが国領域における人命または財産に対する被害を防止するため必要があると判断する場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し、わが国に向けて現に飛来する弾道ミサイルなどをわが国領域または公海の上空において破壊する措置をとるべき旨を命ずることができる。

② ①の場合のほか、発射に関する情報がほとんど得られなかった場合などのように、事態が急変し、防衛大臣が内閣総理大臣の承認を得る時間がない場合も考えられる。防衛大臣は、このような場合に備え、平素から緊急対処要領を作成して内閣総理大臣の承認を受けておくことができる。防衛大臣はこの緊急対処要領に従い、一定の期間を定めたうえで、あらかじめ自衛隊の部隊に対し、弾道ミサイルなどがわが国に向けて現に飛来したときには、当該弾道ミサイルなどをわが国領域または公海の上空において破壊する措置をとるべき旨を命令しておくことができる。

参照 図表Ⅱ-5-4（弾道ミサイルなどへの対処の流れ）、Ⅲ部1章1節1項3（弾道ミサイル攻撃への対応）、図表Ⅲ-1-2-4（今後の統合防空ミサイル防衛（迎撃部分）（イメージ））

8 海上保安庁によっては対応が不可能または著しく困難である場合。
9 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律

図表Ⅱ-5-4　弾道ミサイルなどへの対処の流れ






## 5　災害派遣など

### (1) 災害派遣

自衛隊法第83条に基づき、都道府県知事など[10]は、災害[11]に際して、人命または財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣または防衛大臣の指定する者[12]に要請することができる。そして、要請を受けた防衛大臣などは、緊急性、非代替性、公共性の3つの要件を総合的に判断し、やむを得ないと認める場合に部隊等を派遣することを原則としている。これは、都道府県知事などが、区域内の災害の状況を全般的に把握し、都道府県などの災害救助能力などを考慮したうえで、自衛隊の派遣の要否などを判断するのが最適との考えによるものである。ただし、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、防衛大臣などは、要請を待たないで、自主的に部隊等を派遣することができる。

なお、洋上や離島などにおいて救急患者が発生し、海上保安庁や自治体では対応が困難な場合、自衛隊は災害派遣の枠組みで緊急患者空輸を実施している。

### (2) 地震防災派遣と原子力災害派遣

自衛隊法第83条の2に基づき、防衛大臣は、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言[13]が出され、地震災害警戒本部長（内閣総理大臣）から要請があった場合には、部隊等を派遣することができる。

また、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態宣言が出され、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から要請があった場合、自衛隊法第83条の3に基づき、防衛大臣は部隊等を派遣することができる。

参照　図表Ⅱ-5-5（災害派遣の流れ）、Ⅲ部1章3節7項（大規模災害などへの対応）、資料18（災害派遣の実績（過去5年間））

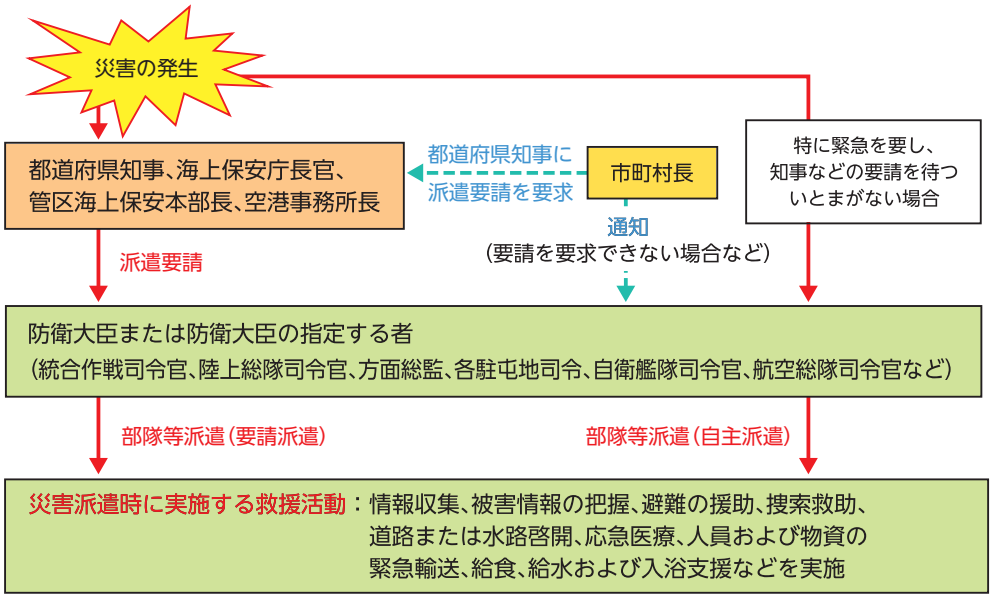
10　海上保安庁長官、管区海上保安本部長、空港事務所長も災害派遣を要請できる。災害派遣、地震防災派遣、原子力災害派遣について、①派遣を命ぜられた自衛官は、自衛隊法第94条（災害派遣時等の権限）に基づき、避難等の措置（警察官職務執行法第4条）などができる。②災害派遣では予備自衛官および即応予備自衛官に、地震防災派遣または原子力災害派遣では即応予備自衛官に招集命令を発することができる。③必要に応じ特別の部隊を臨時に編成することができる。

11　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波などの自然災害のみならず、火災、海難、航空機の墜落、列車事故などの人為的な災害も含む。

12　都道府県知事などの要請の利便性を考慮し、全国の自衛隊の部隊等の長が指定されている。

13　気象庁長官から、地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を行う緊急の必要があると認めるとき、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を内閣総理大臣が発する。

図表Ⅱ-5-5　災害派遣の流れ




## 6　領空侵犯に対する措置

国際法上、国家はその領空に対して完全かつ排他的な主権を有している。自衛隊法第84条に基づき、防衛大臣は、外国の航空機が国際法規または航空法その他の法令の規定に違反してわが国の領域の上空に侵入したときは、自衛隊の部隊に対し、領空侵犯機を着陸させ、またはわが国の領域の上空から退去させるために必要な措置（誘導、無線などによる警告、武器の使用など）を講じさせることができる。このような対領空侵犯措置は、公共の秩序を維持するための警察権の行使として行うものである。

無人の航空機（気球を含む。）であっても、外国のもので、わが国の許可なく領空に侵入すれば領空侵犯となる。政府は従来、領空侵犯に対する措置の際の武器の使用は、有人かつ軍用の航空機を念頭に正当防衛または緊急避難の要件に該当する場合にのみ許されるとしてきた。その上で、領空侵犯する無人の航空機については、武器の使用を行っても直接に人に危害が及ぶことはないことから、例えば、そのまま放置すれば他の航空機の安全な飛行を阻害する可能性があるなど、わが国領域内の人の生命および財産、または航空路を飛行する航空機の安全の確保といった保護すべき法益のために、必要と認める場合には、正当防衛または緊急避難に該当しなくとも、武器を使用することが許されるとの解釈を明確化した。

参照　Ⅲ部1章1節2項2（領空侵犯に備えた警戒と緊急発進（スクランブル））

## 7　在外邦人等の保護措置および輸送

自衛隊法第84条の3に基づき、防衛大臣は、生命または身体に危害が加えられるおそれがある邦人等の警護、救出などの保護措置を、外務大臣からの依頼を受け、外務大臣と協議し、次のすべてを満たす場合には、内閣総理大臣の承認を得て行うことができる。

- 保護措置を行う場所において、当該外国の権限ある当局が現に公共の安全と秩序の維持に当たっており、かつ、戦闘行為が行われることがないと認められること
- 自衛隊が当該保護措置（武器の使用を含む。）を行うことについて、当該外国などの同意があること
- 予想される危険に対応して当該保護措置をできる限り円滑かつ安全に行うための部隊等と当該外国の権限ある当局との間の連携および協力が確保されると見込まれること

また、自衛隊法第84条の4に基づき、防衛大臣は、外国における緊急事態に際し、外務大臣から依頼があった場合には、生命または身体の保護を要する邦人等を安全な地域に輸送することができる。自衛隊法第84条の4は、これまでに3度の法改正を行っており、直近では、在アフガニスタン邦人等の輸送の経験などを踏まえ、

2022年に、輸送手段の柔軟化、実施にあたっての安全にかかる要件の見直し、主たる対象者の拡大を実現した。

参照 Ⅲ部1章3節8項（在外邦人等の保護措置および輸送への対応）、資料19（自衛隊による在外邦人等の輸送の実施について）、資料20（在外邦人等の輸送実績）

## 8 米軍等の部隊の武器等防護

自衛隊法第95条の2の規定に基づき、自衛隊と連携してわが国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等[14]の部隊の武器等[15]を防護できることとされている。本条の基本的な考え方、本条の運用に際しての内閣の関与などについては、運用指針[16]により定められており、概要は次のとおりである。

### (1) 本条の趣旨

本条の警護は、米軍その他の外国の軍隊その他これに類する組織の部隊であって、自衛隊と連携してわが国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。）に現に従事しているものの武器等を対象としている。本条は、わが国の防衛力を構成する重要な物的手段に相当するものと評価することができるものを武力攻撃に至らない侵害から防護するための、極めて受動的かつ限定的な必要最小限の武器の使用を認めるものである。

### (2) わが国の防衛に資する活動

わが国の防衛に資する活動に当たりうるかについては、個別具体的に判断するが、主として①弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動、②重要影響事態に際して行われる輸送、補給などの活動、③わが国を防衛するために必要な能力の向上のための共同訓練が考えられる。

### (3) 警護の実施の判断

米軍等から警護の要請があった場合には、防衛大臣は、当該活動がわが国の防衛に資する活動に該当するかおよび警護を行うことが必要かについて、活動の目的・内容、部隊の能力、周囲の情勢などを踏まえ、自衛隊の任務遂行への影響も考慮したうえで主体的に判断する。

### (4) 内閣の関与

米軍等からの警護の要請を受けた防衛大臣の警護の実施の判断に関し、次の場合には、国家安全保障会議で審議する。ただし、緊急の場合には、防衛大臣は、速やかに国家安全保障会議に報告する。

- 米軍等から、初めて警護の要請があった場合
- 第三国の領域における警護の要請があった場合
- その他特に重要であると認められる警護の要請があった場合

また、重要影響事態における警護の実施が必要と認める場合は、その旨基本計画に明記し、国家安全保障会議で審議のうえ、閣議の決定を求めるものとする。

参照 Ⅲ部2章2節4項（米軍等の部隊の武器等防護）、Ⅲ部3章1節2項1（オーストラリア）、資料11（自衛隊法第95条の2の運用に関する指針）、資料23（米軍等の部隊の武器等防護の警護実績（自衛隊法第95条の2関係））

# 4 重要影響事態への対応

重要影響事態安全確保法[17]は、重要影響事態が生起した場合の対応として、後方支援活動などを行うことにより、重要影響事態に対処する外国との連携を強化し、わが国の平和および安全の確保に資することを目的としている。同法では、支援対象や対応措置について次のとおり定めている。

## 1 支援対象

支援対象となる**重要影響事態**に対処する軍隊などは、①日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行う米軍、②国連憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊、③その他これに類する組織である。

14 米軍のほか、外国の軍隊や、これに類する組織（例えば沿岸警備隊のような、軍隊に類似する外国の組織を想定）を含む。
15 武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備または液体燃料。
16 自衛隊法第95条の2の運用に関する指針（平成28年12月22日国家安全保障会議決定）
17 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律

**KEY WORD 「重要影響事態」**

そのまま放置すればわが国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態などわが国の平和および安全に重要な影響を与える事態。

## 2 重要影響事態への対応措置

重要影響事態に際し、次の対応措置を実施することができる。

(1) 後方支援活動

重要影響事態に対処する軍隊などに対する物品および役務の提供（補給、輸送、修理・整備、医療、通信、空港・港湾業務、基地業務、宿泊、保管、施設の利用および訓練業務）、便宜の供与その他の支援措置。

なお、武器の提供は行わないものの、「弾薬の提供」と「戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備」を実施できる。

(2) 捜索救助活動

(3) 船舶検査活動[18]（船舶検査活動法[19]に規定するもの）

(4) その他の重要影響事態に対応するための必要な措置

外国領域での対応措置については、当該外国などの同意がある場合に限り実施可能である。

## 3 武力行使との一体化に対する回避措置など

他国の武力の行使との一体化を回避するとともに、自衛隊員の安全を確保するため、次の措置が規定されている。

- 現に戦闘行為が行われている現場では、活動を実施しない。ただし、捜索救助活動については、遭難者が既に発見され、救助を開始しているときは、部隊等の安全が確保される限り当該遭難者にかかる捜索救助活動を継続できる。
- 自衛隊の部隊等の長などは、活動の実施場所またはその近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合またはそれが予測される場合には、活動の一時休止などを行う。
- 防衛大臣は実施区域を指定し、その区域の全部または一部において、活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合などには、速やかに、その指定を変更し、またはそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

## 4 重要影響事態と存立危機事態の関係

重要影響事態と存立危機事態の両者は、異なる法律上の概念として、それぞれの法律に定める要件に基づいて該当するか否かを個別に判断するものであるが、わが国にどのくらいの戦禍が及ぶ可能性があるのか、そして国民がこうむることとなる被害はどの程度なのかといった尺度は共通するなど、存立危機事態は概念上、重要影響事態に包含されるものである。したがって、事態の推移により重要影響事態が存立危機事態の要件をも満たし、存立危機事態が認定されることもありうる。

# 5 国際社会の平和と安定への貢献に関する枠組み

## 1 国際平和共同対処事態への対応

**国際平和共同対処事態**に際し、わが国は、国際平和支援法[20]に基づき、国際社会の平和および安全の確保のため、国際社会の平和と安全のために活動する諸外国の軍隊などに対して協力支援活動などを行うことができる。同法は、あらゆる事態への切れ目のない対応を可能にするという観点から、一般法として整備することにより、

**KEY WORD 「国際平和共同対処事態」**

国際社会の平和および安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国連憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、わが国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの。

18 国連安保理決議に基づいて、または旗国（海洋法に関する国際連合条約第91条に規定するその旗を掲げる権利を有する国）の同意を得て、わが国が参加する貿易その他の経済活動にかかわる規制措置の厳格な実施を確保する目的で、船舶（軍艦などを除く。）の積荷・目的地を検査・確認する活動や、必要に応じ船舶の航路・目的港・目的地の変更を要請する活動。

19 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律

20 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律

迅速かつ効果的に活動を行い、国際社会の平和および安全に主体的かつ積極的に寄与することができるようにしている。

### (1) 要件

わが国が行う協力支援活動などの対象となる諸外国の軍隊などの活動について、次のいずれかの国連（総会または安全保障理事会）決議の存在を要件としている。

① 支援対象となる外国が国際社会の平和および安全を脅かす事態に対処するための活動を行うことを決定、要請、勧告、または認める決議

② ①のほか、当該事態が平和に対する脅威または平和の破壊であるとの認識を示すとともに、当該事態に関連して国連加盟国の取組を求める決議

### (2) 対応措置

国際平和共同対処事態に際し、次の対応措置を実施することができる。

#### ア 協力支援活動

諸外国の軍隊などに対する物品および役務の提供（補給、輸送、修理・整備、医療、通信、空港・港湾業務、基地業務、宿泊、保管、施設の利用、訓練業務および建設）。

なお、重要影響事態安全確保法と同様、武器の提供は行わないものの、「弾薬の提供」と「戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備」を実施できる。

#### イ 捜索救助活動

#### ウ 船舶検査活動（船舶検査活動法に規定するもの）

### (3) 武力の行使との一体化に対する回避措置など

他国の武力の行使との一体化を回避するとともに、自衛隊員の安全を確保するため、次の措置が規定されている。

- 現に戦闘行為が行われている現場では、活動を実施しない。ただし、捜索救助活動については、遭難者が既に発見され、救助を開始しているときは、部隊等の安全が確保される限り当該遭難者にかかる捜索救助活動を継続できる。
- 自衛隊の部隊等の長などは、活動の実施場所またはその近傍において戦闘行為が行われるに至った場合、またはそれが予測される場合には活動の一時休止などを行う。
- 防衛大臣は実施区域を指定し、その区域の全部または一部において、活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合などには、速やかにその指定を変更し、またはそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

参照 資料12（国際平和協力活動関連法の概要比較）

## 2 国際平和協力業務

国際平和協力法[21]は、わが国が国連を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的としている。同法は、国連平和維持活動（国連PKO）[22]、国際連携平和安全活動[23]などに対し適切かつ迅速な協力を行うため、国際平和協力業務の実施体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のための措置などを講ずる手続などを定めている。

（Peacekeeping Operations）

### (1) 参加要件

#### ア 国連PKO

国連PKOへの参加にあたっての基本方針としては、いわゆる「参加5原則」がある。

① 紛争当事者の間で停戦の合意が成立していること。

② 国連平和維持隊が活動する地域の属する国および紛争当事者が当該国連平和維持隊の活動および当該国連平和維持隊へのわが国の参加に同意していること。

③ 当該国連平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること。

④ 上記の原則にいずれかが満たされない状況が生じた場合には、わが国から参加した部隊は撤収することができること。

⑤ 武器使用は要員の生命などの防護のための必要最小限のものを基本。受入れ同意が安定的に維持されていることが確認されている場合、いわゆる「安全確保業務」およびいわゆる「駆け付け警護」の実施にあたり、自己

21 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律

22 国連の統括する枠組みのもと、紛争に対処して国際の平和および安全を維持することを目的として行われる活動であって、国連事務総長の要請に基づき参加する2以上の国および国連により、紛争当事者の同意などを確保した上で実施される活動。

23 国連が統括しない枠組みのもと、紛争に対処して国際の平和および安全を維持することを目的として行われる活動であって、2以上の国の連携により、紛争当時者の同意などを確保した上で実施される活動。

保存型および武器等防護を超える武器使用が可能。

### イ　国際連携平和安全活動

国際連携平和安全活動は、その性格、内容などが国連PKOと類似したものであるため、参加5原則を満たしたうえで、次のいずれかが存在する場合に参加可能である。

① 国連の総会、安全保障理事会または経済社会理事会が行う決議

② 次の国際機関が行う要請

- 国連
- 国連の総会によって設立された機関または国連の専門機関で、国連難民高等弁務官事務所その他政令で定めるもの
- 当該活動にかかる実績もしくは専門的能力を有する国連憲章第52条に規定する地域的機関または多国間の条約により設立された機関で、欧州連合その他政令で定めるもの

③ 当該活動が行われる地域の属する国の要請（国連憲章第7条1に規定する国連の主要機関のいずれかの支持を受けたものに限る）

## (2) 主な業務内容

- 停戦監視、被災民救援
- 防護を必要とする住民、被災民などの生命、身体、財産に対する危害の防止、抑止その他特定の区域の保安のための監視、駐留、巡回、検問、警護（いわゆる「安全確保業務」）
- 活動関係者の生命または身体に対する不測の侵害または危難が生じ、または生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命、身体の保護（いわゆる「駆け付け警護」）
- 国の防衛に関する組織などの設立または再建を援助するための助言または指導
- 活動を統括・調整する組織において行う業務の実施に必要な企画、立案、調整または情報の収集整理（司令部業務）

## (3) その他

### ア　自衛官の国連への派遣（国連PKOの司令官などの派遣）

国連の要請に応じ、国連の業務であって、国連PKOに参加する自衛隊の部隊等または外国軍隊の部隊により実施される業務の統括に関するものに従事させるため、内閣総理大臣の同意を得て、自衛官を派遣することが可能である[24]。

### イ　大規模災害に対処する米軍等に対する物品または役務の提供

自衛隊の部隊等と共に同一の地域に所在して大規模な災害に対処する米国・オーストラリア・英国・フランス・カナダ・インド・ドイツの軍隊から応急の措置として要請があった場合は、国際平和協力業務などの実施に支障のない範囲で、物品または役務の提供が可能である。

参照 Ⅲ部3章2節1項（国際平和協力活動の枠組みなど）、資料12（国際平和協力活動関連法の概要比較）、資料61（自衛隊が行った国際平和協力活動など）

# 3　国際緊急援助活動

国際緊急援助隊法[25]は、海外の地域、特に開発途上にある地域における大規模な災害に対し、救助活動や医療活動などを実施する国際緊急援助隊を派遣するために必要な措置について定めている。

自衛隊の部隊等による活動については、外務大臣が特に必要があると認める場合には、防衛大臣と協議を行うこととしており、防衛大臣は、協議に基づき、自衛隊の部隊等に、救助活動、医療活動、人員または物資の輸送などを行わせることができる[26]。

参照 Ⅲ部3章2節3項（国際緊急援助活動への取組）、資料12（国際平和協力活動関連法の概要比較）、資料61（自衛隊が行った国際平和協力活動など）

24 この自衛官の派遣は、派遣される自衛官が従事することとなる業務にかかる国連PKOが行われる地域の属する国および紛争当事者の当該国連PKOが行われることについての同意（紛争当事者が存在しない場合にあっては、当該国連PKOが行われる地域の属する国の同意）が当該派遣の期間を通じて安定的に維持されると認められ、かつ、当該派遣を中断する事情が生ずる見込みがないと認められる場合に限ることとしている。

25 国際緊急援助隊の派遣に関する法律

26 被災国内において、治安の状況などによる危険が存在し、国際緊急援助活動またはこれにかかる輸送を行う人員の生命、身体、当該活動にかかる機材などを防護するために武器の使用が必要と認められる場合には、国際緊急援助隊を派遣しないこととしている。したがって、被災国内で国際緊急援助活動などを行う人員の生命、身体、当該活動にかかる機材などの防護のために、当該国内において武器を携行することはない。

# 第Ⅲ部

# 防衛目標を実現するための３つのアプローチなど


第1章 わが国自身の防衛体制

第2章 日米同盟

第3章 同志国などとの連携

# 第1章 わが国自身の防衛体制

国家防衛戦略では、力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出していくこと、同盟国・同志国などと協力・連携して力による一方的な現状変更やその試みを抑止すること、わが国への侵攻が生起した場合はわが国が主たる責任をもって対処すること、の3つを防衛目標として掲げ、これを実現するために、①わが国自身の防衛体制、②日米同盟、③同志国などとの連携という、強化すべき3つのアプローチを示し、あらゆる努力を統合して実施していくとしている。

第Ⅲ部では、防衛目標を達成するための3つのアプローチとその具体的な内容について説明する。

第1章は、「わが国自身の防衛体制」として、わが国への侵攻に対する自衛隊の行動などをはじめ、防衛力の抜本的な強化や国全体で推進していく防衛体制の強化の取組について記述する。

第2章は、「日米同盟」として、わが国の安全保障政策の基軸である日米同盟について、同盟による抑止力と対処力の強化にかかわる取組を記述する。

第3章は、「同志国などとの連携」として、多角的・多層的な安全保障協力の戦略的な推進のために行っている取組や、海洋安全保障の確保、国際平和協力活動、軍備管理・軍縮、不拡散への取組など、国際社会全体の平和と安定、繁栄の確保のための取組について記述する。

参照 Ⅱ部2章2節（国家防衛戦略の概要）



## 第1節 わが国に対する侵攻への対応など

海に囲まれ長大な海岸線を持つわが国は、本土から離れた多くの島嶼（しょ）や広大な排他的経済水域（EEZ）、大陸棚を有しており、そこに広く存在する国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空と多くの資源を守り抜くことが課題である。また、資源や食料の多くを海外との貿易に依存するわが国にとって、自由で開かれた海洋秩序を強化し、航行・飛行の自由や安全を確保することも不可欠である。

（Exclusive Economic Zone）

万が一、抑止が破綻し、わが国に対して侵攻が生起した場合は、その態様に応じて迅速かつ柔軟に対応し、同盟国の支援を受けつつ、わが国が主たる責任をもって侵攻に対処する。その際、防衛省・自衛隊は、陸・海・空の領域と宇宙・サイバー・電磁波の領域における作戦能力などを有機的に融合させるとともに、陸・海・空自の部隊を連携させて統合作戦を行い、わが国に対する侵攻を阻止・排除する。また、国民の生命・身体・財産に対する深刻な脅威となる大規模テロや重要なインフラに対する攻撃に対しても、関係機関と連携して実効的な対処を行っていく。

防衛省・自衛隊は、侵攻への対処だけでなく、わが国の平和と安全に関わる力による一方的な現状変更やその試みなどにも対応し、これを抑止する意思と能力を示し続ける必要がある。このため、平素から常時継続的に情報収集・警戒監視を行い、事態の兆候を早期に把握するとともに、外国の軍用機や艦船などによる領空侵犯や領海侵入に対して迅速かつ的確に対応する態勢を維持している。また、わが国の重要なシーレーンの安定的利用を確保するために、関係機関や同志国などと協力・連携し、海賊対処や日本関係船舶の安全確保に必要な取組などを行っていく。

### 1 わが国に対する侵攻や大規模テロなどへの対応

#### 1 自衛隊の統合作戦

わが国への侵攻が生起した場合、陸・海・空自がそれぞれ単独で対応するのではなく、統合作戦司令官の一元的な指揮のもとに各自衛隊の部隊が連携して行う統合作戦により対応する。

特に、現代戦においては、陸・海・空の領域に加えて宇宙・サイバー・電磁波の領域における作戦能力などを有機的に融合させることが重要である。また、グレーゾーン事態といった平時でも有事でもない幅広い状況やハイブリッド戦にも迅速かつ的確に対応していくことが必要である。

このため、統合作戦司令官は、防衛大臣の命令を受け、陸・海・空自の主要部隊や、宇宙、サイバー領域などで活動する部隊を平素から一元的に指揮し、事態の状況や推移に応じた柔軟な防衛態勢を迅速に構築する。また、作戦全般を掌握し、所要の指揮官に任務を付与するとともに、必要な戦力を各指揮官に配分して、迅速かつ効果的に統合作戦を行う。

主な統合作戦としては、島嶼を奪回するための水陸両用作戦や反撃能力を活用した作戦、ミサイル防衛のための作戦などがあり、例えば、水陸両用作戦については、海上から島嶼などへ陸上部隊を上陸させるために、陸自の水陸機動部隊と海自の輸送部隊が連携して行動する。

参照　図表Ⅲ-1-1-1（自衛隊の統合作戦の一例（イメージ））、Ⅱ部2章2節2項1（1）ア（わが国の防衛力の抜本的強化）

図表Ⅲ-1-1-1　自衛隊の統合作戦の一例（イメージ）



## 2　陸・海・空領域における対応

### (1) 防空のための作戦

現代戦[1]においては、陸上部隊による本格的な侵攻の前に、敵の航空機やミサイルによる急襲的な航空攻撃が行われると考えられる。このため自衛隊は、警戒管制レーダーや早期警戒管制機[2]（AWACS（エーワックス） Airborne Warning and Control System）などによりこれらの攻撃を早期に探知し、戦闘機や地対空ミサイルにより遠方で迎撃し、国民や領土に対する被害を防ぐ。

### (2) 周辺海域の防衛や海上交通の安全確保のための作戦

わが国に対する武力攻撃は、航空攻撃に加えて、敵の艦船などによるわが国の船舶や領土への攻撃も行われると考えられる。このため自衛隊は、哨戒機[3]などにより艦船などを捜索するとともに、護衛艦や潜水艦などによって海上侵攻に対処する。

また、資源や食料の多くを海外に依存しているわが国にとって死活的に重要な海上交通路（シーレーン）においても、護衛艦や潜水艦、哨戒機によるわが国の船舶の護衛などによって安全を確保する。

### (3) 陸上の防衛のための作戦

航空侵攻や海上侵攻ののち、またはこれらと並行して、敵の陸上部隊による着上陸侵攻などが行われると考えられる。敵陸上部隊の侵攻の態様は、海からの地上部隊の上陸や空からの空挺部隊の降下などが考えられる。自衛隊は、海上や沿岸地域においてスタンド・オフ・ミサイルなどにより敵の着上陸を阻止するとともに、万が一着上陸された場合には、これに加え、戦闘機による対地攻撃や陸自の火力をもって敵を排除する。

参照　2節1項（スタンド・オフ防衛能力の強化）

## 3　弾道ミサイル攻撃への対応

### (1) 防衛省・自衛隊の対応

弾道ミサイル攻撃に対しては、警戒管制レーダーなどにより弾道ミサイルを探知し、イージス艦が搭載するSM-3（Standard Missile）による上層での迎撃と、ペトリオットPAC-3[4]（Patriot Advanced Capability）による下層での迎撃を組み合わせた多層防衛を基本として弾道ミサイル防衛（BMD：Ballistic Missile Defense）を行う。迎撃までの一連の指揮統制は、自動警戒管制システム[5]（JADGE（ジャッジ） Japan Aerospace Defense Ground Environment）により行われる。

北朝鮮は、弾道ミサイルなどの発射を繰り返しているが、防衛省・自衛隊は、破壊措置命令[6]を発出し、沖縄県などにPAC-3を展開するなど、万が一の事態に備えて必要な態勢を整えてきた。また、弾道ミサイルなどの発射に際しては、防衛省から政府や関係機関へ速やかに情報共有を行うとともに、関連情報の収集や分析などを行っている。

参照　Ⅱ部5章3項4（弾道ミサイル等に対する破壊措置）

### (2) 米韓との連携

弾道ミサイル攻撃への対応に際しては、在日米軍をはじめとする米国との平素からの協力が必要不可欠であり、これまで日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）において、BMD運用情報や関連情報についてリアルタイムでの共有などの措置や協力の拡大を決定してきた。

実際に弾道ミサイルが発射された場合は、米軍から早期警戒情報[7]（SEW：Shared Early Warning）を受領するとともに、米軍がわが国

1　現代戦においては、航空作戦は作戦全般の勝敗を左右する重要な要素となっており、陸上・海上作戦に先行または並行して航空優勢を獲得することが必要である。
2　警戒管制システムや全方向を監視できるレーダーを装備する航空機。速度性能に優れ、航続時間も長いことから遠隔地まで飛行して長時間の警戒が可能。さらに高高度での警戒もできるため、見通し距離が長いなど、優れた飛行性能と警戒監視能力を持つ。空自は、B-767旅客機をベースにしたE-767を運用している。
3　敵の奇襲を防ぐ情報収集などのために、見回ることを目的とした航空機で、海自は、固定翼哨戒機としてP-3C哨戒機とP-1哨戒機を、回転翼哨戒機としてSH-60J哨戒ヘリコプター、SH-60K哨戒ヘリコプター、SH-60L哨戒ヘリコプターを保有している。
4　PAC-3は、地対空誘導弾ペトリオットが運用するミサイルの一つであり、主として弾道ミサイルを迎撃目標とするミサイルである。なお、PAC-3と呼称する場合、ミサイルそのものを指す場合と、PAC-3を運用できるように改修したペトリオット・システムを指す場合がある。
5　全国各地のレーダーが捉えた航空機などの情報を一元的に処理し、対領空侵犯措置や防空戦闘に必要な指示を戦闘機などに提供するほか、弾道ミサイル対処においてPAC-3やレーダーなどを統制し、指揮統制や通信機能の中核となるシステム。
6　2023年5月に弾道ミサイル等に対する破壊措置の実施に関する自衛隊行動命令を発出した。
7　わが国の方向へ発射される弾道ミサイルなどに関する発射地域、発射時刻、落下予想地域、落下予想時刻などのデータを、発射直後、短時間のうちに米軍が解析して自衛隊に伝達する情報（1996年4月から提供を受けている。）。



海自護衛艦から発射されたSM-3



ペトリオットPAC-3の機動展開訓練

に配備しているBMD用移動式レーダー（TPY-2レーダー）[8]やイージス艦などが収集した情報の共有を受けるなど、日米は緊密に連携している。

また、日米韓の連携としては、2022年11月、日米韓首脳会合において、北朝鮮のミサイル警戒データをリアルタイムで共有する意図が表明され、2023年12月より、北朝鮮が発射した弾道ミサイルなどの情報を日米韓3か国で常時継続的に共有することが可能になった。

## 4　宇宙領域における対応

宇宙空間は、通信や測位などの分野で利用が進んでおり、軍事的にも重要な領域である。各国は宇宙領域での軍事的な優勢を確保するため、軍事衛星などによる活動を活発化させている。また、スペースデブリと呼ばれる人工衛星の部品などのゴミが増加していることも含め、宇宙空間の安定利用の確保が課題となっている。このため、自衛隊では、空自宇宙作戦群[9]が、不審な衛星の監視やスペースデブリの把握など、宇宙に関する情報を収集・分析する**宇宙領域把握（SDA）**（Space Domain Awareness）の任務を行い、宇宙空間の安定的利用のための活動を行っている。

SDA任務にあたっては、宇宙航空研究開発機構（JAXA）（Japan Aerospace Exploration Agency）、米国などの同盟国や同志国の宇宙部隊などとも連携している。

**KEY WORD　宇宙領域把握**

宇宙物体の位置や軌道などの把握に加え、人工衛星などの運用の状況、その意図や能力を把握することを「宇宙領域把握（SDA）」という。衛星を攻撃するための衛星（キラー衛星）やスペースデブリからわが国の人工衛星を守り、宇宙空間の安定的な利用を確保するためには、宇宙を監視し正確に状況を認識する必要があることから、空自では2023年3月からSDA任務を開始した。




宇宙作戦群のSDA任務の様子

## 5　サイバー領域における対応

サイバー空間は、指揮統制や組織内ネットワークなど、軍事的にも利用される重要なインフラであり、わが国の防衛にとっても重要な領域である。周辺国をはじめとす

8　米軍はミサイル防衛システムの一部をわが国に配備している。具体的には、2006年、米軍車力通信所（青森県）にTPY-2レーダー（いわゆる「Xバンド・レーダー」）が、同年10月には沖縄県にPAC-3が、2007年10月には青森県に統合戦術地上ステーションが配備された。加えて、2014年12月には、米軍経ヶ岬通信所（京都府）に2基目のTPY-2レーダーが配備された。2018年10月には、第38防空砲兵旅団司令部が相模原（神奈川県）に配置された。また、2015年10月、2016年3月と2018年5月には、米軍BMD能力搭載イージス艦が横須賀海軍施設（神奈川県）に配備された。

9　2025年度に宇宙作戦群を廃止し、「宇宙作戦団（仮称）」を新編する予定。

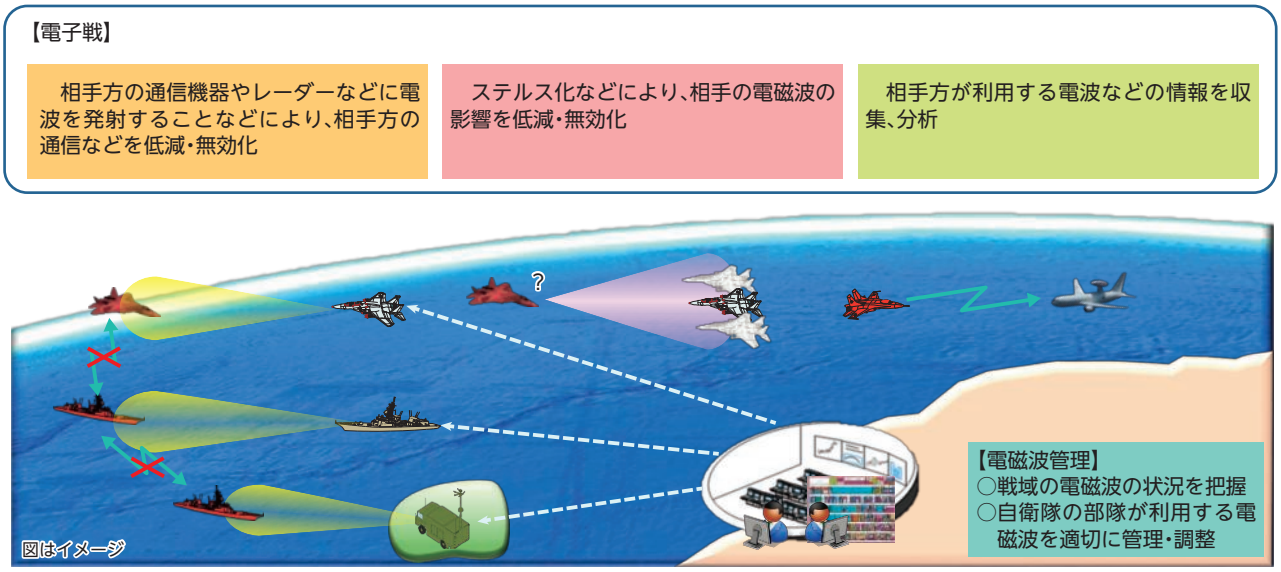
る各国は、攻撃主体の特定などが容易でなく、かつ、低コストで相手の活動を妨害できるサイバー攻撃能力の開発を進めているとみられる。このため自衛隊は、自衛隊サイバー防衛隊などが防衛省・自衛隊のネットワークを24時間体制で監視し、サイバー攻撃に関する情報の収集や分析などを行うとともに、サイバー攻撃などが発生した場合は速やかにその対処を行う態勢を維持している。

## 6　電磁波領域における対応

電磁波は、指揮通信、警戒監視、情報収集、ミサイルの精密誘導などに利用されている。電磁波の活用範囲は、陸・海・空だけでなく宇宙やサイバー領域に至るまで広範囲に及ぶため、それぞれの領域における作戦を優位に進めるためには、電子戦能力の強化や電磁波管理を適切にして電磁波領域における優勢を確保することが重要である。このため自衛隊は、ネットワーク電子戦システム(NEWS)（ニュース Network Electronic Warfare System）やEP-3多用機、RC-2電波情報収集機などにより、敵による電磁波の利用の妨害や電磁波に関する情報の収集・分析などを行う。

参照　図表Ⅲ-1-1-2（電子戦と電磁波管理）、Ⅰ部4章4節（電磁波領域をめぐる動向）

図表Ⅲ-1-1-2　電子戦と電磁波管理




## 7　大規模テロや重要なインフラに対する攻撃などへの対応

### (1) 基本的考え方

わが国は、高度に都市化や市街化が進んでいることから、少人数による破壊活動でも都市の機能が大幅に低下するなど、国民の生活や社会経済に大きな影響を及ぼす。特に大規模テロや原子力発電所などの重要なインフラに対する攻撃は、国民の生命・身体・財産に対する深刻な脅威となる。これらの攻撃は、わが国に潜入した外国の武装工作員[10]による不法行為や、ゲリラや特殊部隊による破壊工作など様々な態様が考えられる。

防衛省・自衛隊は、警察、海上保安庁、消防、地方公共団体などの関係機関と緊密に連携して、大規模テロや重要なインフラに対する攻撃に対処する。

これらのテロや攻撃に対しては、第一義的に警察機関が対処し、防衛省・自衛隊は必要に応じて警察機関を支援する。一般の警察力による対処が困難な場合は、防衛省・自衛隊が治安出動により対処し、さらにこれらのテロや攻撃がわが国に対する武力攻撃と認定された場合は、防衛出動により対処する。

### (2) 武装工作員などへの対処

武装工作員などによる不法行為への対処にあたっては

10　殺傷力の強力な武器を保持し、わが国において破壊活動などの不法行為を行う者。

警察との連携が重要である。治安出動に関しては、自衛隊と警察の協力関係について定めた基本協定[11]や、陸自の師団などと各都道府県警察との間で現地協定などを締結しており[12]、自衛隊は警察と緊密に連携して、施設の防護や武装工作員の捜索などを行う。このため、自衛隊と警察は全国各地で共同訓練を行っており、連携の強化を図っている。



警察との共同訓練（千葉県）（2025年2月）

### (3) ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処

ゲリラや特殊部隊による攻撃の態様としては、民間の重要なインフラなどの破壊や民間人の襲撃、要人の暗殺などがあげられる。

ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処にあたっては、自衛隊は、警戒監視により、早期発見や兆候の察知に努め、情報収集、沿岸部などにおける警戒監視、原子力発電所を含む重要施設の防護を行うとともに、ゲリラや特殊部隊が領土内に潜入した場合は、速やかに部隊を展開し、捕獲または撃破する。

### (4) CBRN兵器への対処

化学・生物・放射性物質・核（CBRN（シーバーン）：Chemical, Biological, Radiological and Nuclear）兵器などの大量破壊兵器については、弾道ミサイルなどの運搬手段や関連資器材とともに、テロリストや拡散懸念国などに拡散する危険性が認識されている。わが国では、1995年に東京で起きた地下鉄サリン事件で化学剤が使用され、多くの民間人が被害を受けた。

わが国でCBRN兵器が使用され、これが武力攻撃に該当する場合は、防衛出動によりその排除や被災者の救援などを行う。また、武力攻撃には該当しないものの、一般の警察力で治安を維持することができない場合は、治安出動により関係機関と連携して武装勢力などの鎮圧や被災者の救援を行う。さらに、防衛出動や治安出動に該当しない場合であっても、災害派遣や国民保護等派遣により、陸自の化学科部隊や衛生科部隊などを中心に情報収集、除染活動、医療活動などを関係機関と連携して行う。

自衛隊は、このような事態にも速やかに出動できる態勢を維持している。

## 2 力による一方的な現状変更やその試みへの対応など

### 1 わが国周辺における常時継続的な情報収集・警戒監視

#### (1) 基本的考え方

わが国は、東西南北、それぞれ約3,000kmに及ぶ領域を有しており、領海（内水を含む。）と排他的経済水域（EEZ）を合わせると世界第6位[13]の面積となる広大な海域と、広範囲にわたって多くの島嶼を有している。防衛省・自衛隊は、各種事態に迅速かつ切れ目なく対応するため、平素から領海・領空とその周辺の海空域において情報収集や警戒監視を行っている。

#### (2) 防衛省・自衛隊の対応

防衛省・自衛隊は、わが国の領海・領空とその周辺の海空域において、全国各所の空自のレーダーサイトや早期警戒管制機、海自の哨戒機などにより、平素から24時間態勢で情報収集・警戒監視を行っている。また、主要な海峡などでは、陸自の沿岸監視隊や海自の警備所などが同様に警戒監視を行っている[14]。自衛隊は、これらの情報収集・警戒監視態勢に加え、必要に応じ、艦艇や

11 防衛庁（当時）と国家公安委員会との間で締結された「治安出動の際における治安の維持に関する協定」（1954年に締結。2000年に全部改正）。
12 2004年には、治安出動の際における武装工作員など事案への共同対処のための指針を警察庁と共同で作成した。
13 各国の海外領土の持つ海域も当該国のものとすると世界第8位とされる。
14 自衛隊による警戒監視活動は、防衛省設置法第4条第1項第18号（所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと）に基づいて行われる。

解説

## 尖閣諸島について

尖閣諸島（沖縄県石垣市）は、歴史的にも国際法上も疑うことなきわが国固有の領土であり、現にわが国が有効に支配しています。したがって、尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題はそもそも存在しません。

日本政府は1895年に、他の国の支配が及ぶ痕跡がないことを慎重に確認した上で、国際法上正当な手段で尖閣諸島を沖縄県所轄とすることを閣議決定し、正式に領土に編入しました。中国が尖閣諸島に関する独自の主張を始めたのは、1968年に東シナ海に石油埋蔵の可能性があると国連の機関が指摘した後の1970年代以降であって、それまで何ら異議をとなえていませんでした。また、異議を唱えてこなかったことについて何ら説明を行っていません。

それにもかかわらず、中国政府所属船舶が2008年に初めて尖閣諸島周辺のわが国の領海に侵入して以降、わが国の厳重な抗議にもかかわらず、依然として中国海警船などが領海侵入を繰り返しており断じて容認できません。尖閣諸島周辺のわが国領海での独自の主張をする中国海警船の活動は、そもそも国際法違反です。

このような力による一方的な現状変更の試みに対して、中国側の行動の改善を強く求めています。防衛省・自衛隊としては、国民の生命・財産およびわが国の領土・領海・領空を断固として守り抜くため、引き続き、関係省庁と緊密に連携しながら、警戒監視に万全を期すとともに、冷静かつ毅然と対応していきます。



尖閣諸島周辺を飛行する海自P-3C哨戒機



航空機などを柔軟に運用し、各種事態に即応できる態勢を維持している。

空自では、2022年に空自三沢基地（青森県）に新編した偵察航空隊が、常時継続的な監視を強化するため、滞空型無人機RQ-4B（グローバルホーク）を運用している。

また、海自は、洋上監視能力の強化のため、2024年11月、滞空型無人機MQ-9B（シーガーディアン）の導入を決定した。

近年、尖閣諸島（沖縄県）周辺海域では、中国軍艦艇が活動を活発化させるとともに、中国海警船がわが国の領海への侵入を繰り返している。また、中国軍艦艇が領海や領海に近接した海域を航行する例や、わが国周辺海域での中国軍空母の活動も続いている。2024年8月、中国軍艦艇が口永良部島（鹿児島県）南西のわが国の領海内を航行したほか、同年9月には、中国軍空母「遼寧」が、沖縄県の与那国島と西表島の間のわが国の領海に近接した海域を航行した。中国軍空母が与那国島と西表島の間の海域を航行したのは初めてである。さらに、わが国の周辺海域においては、中国軍艦艇とロシア軍艦艇の共同航行も確認していることから、防衛省・自衛隊は、高い緊張感を持ってわが国周辺の海空域の警戒監視などにあたっている。



海自が導入を決定した滞空型無人機MQ-9B（シーガーディアン）
（写真は同型機）

**資料**：令和6年度　外国海軍艦艇等の動向
**URL**：https://www.mod.go.jp/js/activity/domestic/keikai2024.html

なお、防衛省・自衛隊は、警戒監視により得られた情報を、海上保安庁を含む関係省庁に共有している。

参照　図表Ⅲ-1-1-3（わが国周辺海域での警戒監視（イメージ））、3節5項（平素からの常時継続的な情報収集・警戒監視など）、資料13（中国海警局に所属する船舶などの尖閣諸島周辺における活動状況）



与那国島と西表島の間を航行する中国軍空母「遼寧」（2024年9月）

## 図表Ⅲ-1-1-3　わが国周辺海空域での警戒監視（イメージ）



## 2　領空侵犯に備えた警戒と緊急発進（スクランブル）

### (1) 基本的考え方

領空を侵犯した外国の航空機などに対して、警告や必要と認める場合の武器の使用に至るまでの、対領空侵犯措置を行う能力を有するのは自衛隊のみであり、防衛省・自衛隊では、空自が第一義的に対領空侵犯措置を行っている。

参照　Ⅱ部5章3項6（領空侵犯に対する措置）

### (2) 防衛省・自衛隊の対応

空自は、わが国周辺を飛行する航空機を警戒管制レーダーや早期警戒管制機などにより探知・識別し、領空侵犯のおそれのある航空機を発見した場合には、戦闘機などを緊急発進（スクランブル）させ、その航空機の状況を確認し、必要に応じてその行動を監視している。さらに、この航空機が実際に領空を侵犯した場合には、無線などにより退去の警告などを行っている。

2024年度の空自機による緊急発進（スクランブル）回数は704回（中国機に対し464回、ロシア機に対し237回、その他3回）であった。

近年、中国機の飛行形態は多様化し、その活動範囲は東シナ海のみならず、太平洋や日本海の上空にも拡大している。

また、2019年以降、中露両軍の爆撃機などによるわが国周辺での長距離にわたる共同飛行が計8回確認されている。2024年11月には、2日間にわたり、日本海、東シナ海、太平洋上において中露両軍の爆撃機による長距離にわたる共同飛行を確認した。

このように、中国機とロシア機はわが国周辺で活発に活動を継続していることから、防衛省・自衛隊はその動向を注視しつつ、対領空侵犯措置に万全を期していく。




緊急発進（スクランブル）に対応する空自戦闘機

### (3) 中国機とロシア機による領空侵犯

2024年8月26日、中国軍のY-9情報収集機1機が男女群島（長崎県）沖の領空を侵犯した。また、同年9月23日、ロシア軍のIL-38哨戒機1機が3度にわたり礼文島（北海道）北方の領空を侵犯した。さらに、2025年5月3日、尖閣諸島（沖縄県）周辺のわが国領海に侵入した中国海警船から発艦したヘリコプター1機が同諸島周辺の領空を侵犯した。いずれも空自は戦闘機を緊急発進させ対応するとともに、ロシア機による領空侵犯に対しては、対領空侵犯措置では初めてフレア[15]による警告を行った。

これらの領空侵犯は、わが国の主権の重大な侵害であるだけでなく、国民の安全を脅かすものであり、全く受け入れることはできない。わが国政府は、中国政府とロシア政府に対し、極めて厳重に抗議し、再発防止を強く求めた。

参照　図表Ⅲ-1-1-4（冷戦期以降の緊急発進実施回数とその内訳）、図表Ⅲ-1-1-5（緊急発進の対象となったロシア機と中国機の飛行パターン例（2024年度））、図表Ⅲ-1-1-6（わが国と周辺国・地域の防空識別圏（ADIZ）（イメージ））、図表Ⅲ-1-1-7（中国機の領空侵犯における行動概要（Y-9情報収集機）（2024年8月26日））、図表Ⅲ-1-1-8（ロシア機の領空侵犯における行動概要（IL-38哨戒機）（2024年9月23日））、Ⅰ部3章2節2項6（2）

**動画**：UNIT-1　航空警戒管制
**URL**：https://www.youtube.com/watch?v=DKd7UEU73rM

**資料**：2024年度　年度緊急発進状況
**URL**：https://www.mod.go.jp/js/activity/domestic/Scramble2024.html

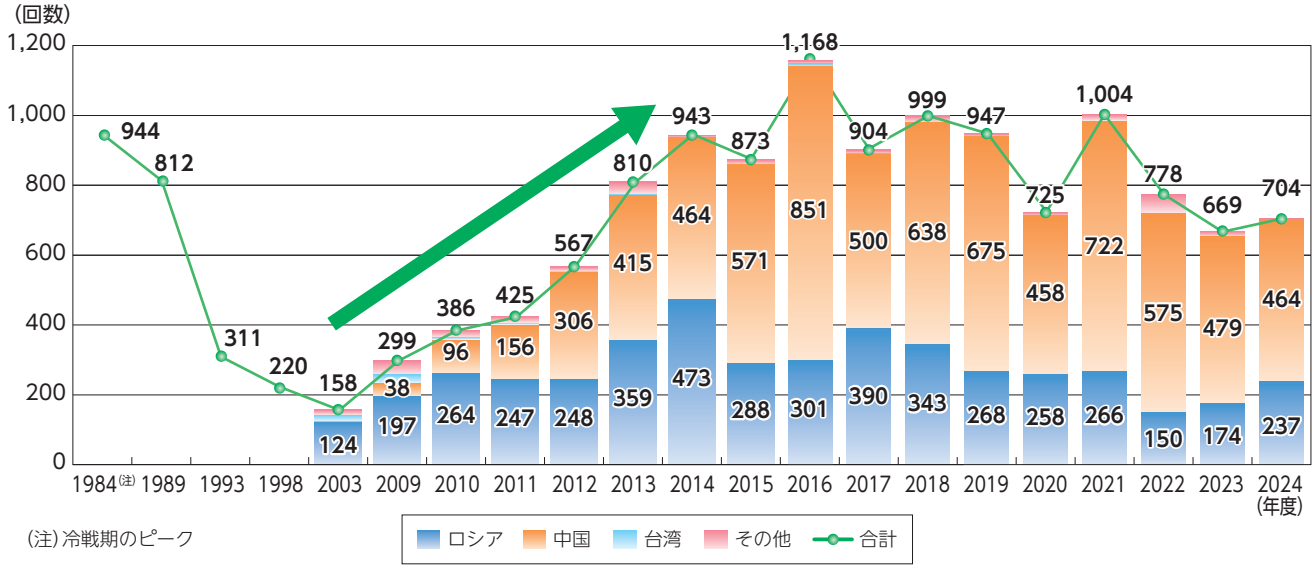
15 発射された赤外線誘導のミサイルを回避するために戦闘機などが空中に散布するおとりの熱源。激しく燃焼するため視認が容易である。

（わが国周辺海空域における軍の動向）、Ⅰ部3章5節5項3（中国との関係）



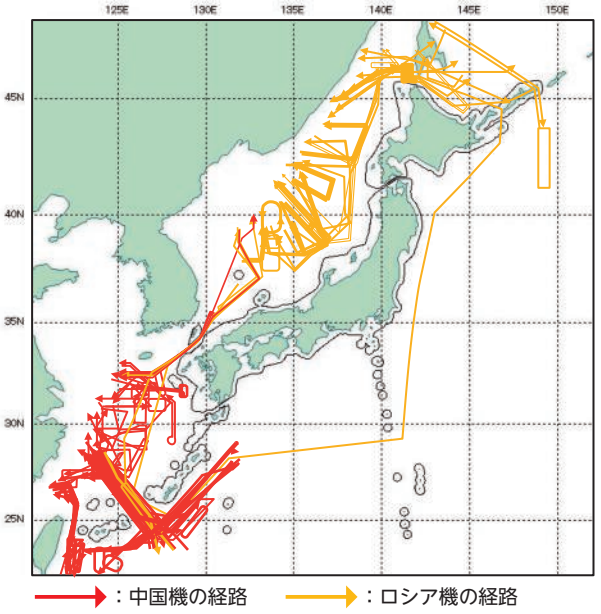
フレアを散布する空自戦闘機（イメージ）

**図表Ⅲ-1-1-4**　冷戦期以降の緊急発進実施回数とその内訳

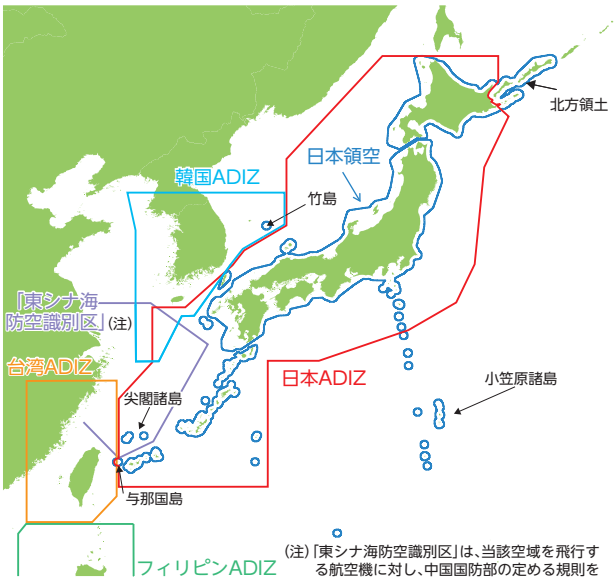



（注）冷戦期のピーク

**図表Ⅲ-1-1-5**　緊急発進の対象となったロシア機と中国機の飛行パターン例（2024年度）




**図表Ⅲ-1-1-6**　わが国と周辺国・地域の防空識別圏（ADIZ）（イメージ）



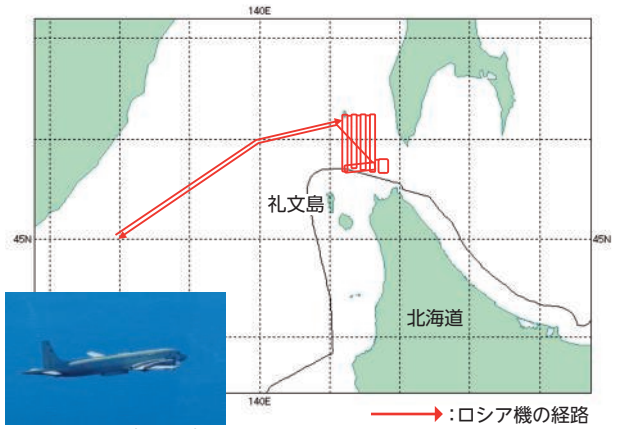

（注）「東シナ海防空識別区」は、当該空域を飛行する航空機に対し、中国国防部の定める規則を強制し、これに従わない場合は、中国軍による「防御的緊急措置」をとるとしていることなど、国際法上の基本的な規則である公海における上空飛行の自由の原則を不当に侵害する形で、中国が独自の主張に基づき設定

**図表Ⅲ-1-1-7**　中国機の領空侵犯における行動概要（Y-9情報収集機）（2024年8月26日）




Y-9情報収集機（当該機）

**図表Ⅲ-1-1-8**　ロシア機の領空侵犯における行動概要（IL-38哨戒機）（2024年9月23日）




IL-38哨戒機（当該機）

## 3　領海や内水内を潜水航行する潜水艦への対応など

### (1) 基本的考え方

わが国の領水内[16]で潜水航行する外国潜水艦に対しては、海上警備行動を発令して対処する。このような潜水艦に対しては、国際法に基づき、海面上を航行し、かつ、その旗[17]を掲げるよう要求し、これに応じない場合にはわが国の領海外への退去を要求する。

### (2) 防衛省・自衛隊の対応

海自は、哨戒機や艦艇などによりわが国周辺海域の警

16　領海と内水
17　海洋法に関する国際連合条約第20条「潜水船その他の水中航行機器は、領海においては、海面上を航行し、かつ、その旗を掲げなければならない。」

戒監視を行っており、わが国の領水内を潜水航行する外国潜水艦を探知した場合は、識別・追尾し、国際法に違反する潜水航行を認めないとの意思を示す能力や水深が浅い海域においても対処できる能力の維持・向上を図っている。

2004年、先島諸島（沖縄県）周辺のわが国の領海内を潜水航行する中国原子力潜水艦に対し、海上警備行動を発令し、海自艦艇などが、潜水艦が公海上に至るまで継続して追尾した。また、2018年、尖閣諸島周辺のわが国の接続水域において、中国潜水艦による潜水航行が初確認された。さらに、2021年には、中国国籍と推定される潜水艦が、奄美大島（鹿児島県）周辺のわが国の接続水域内を潜水航行しているのを確認し、海自護衛艦と哨戒機が警戒監視を行った。防衛省・自衛隊は、わが国の領水内を潜水航行する外国潜水艦に対応するため、警戒監視態勢を維持するとともに対処能力を向上させていく。

## 4　武装工作船などへの対処

### (1) 基本的考え方

武装工作船と疑われる船（不審船）には、海上保安庁が第一義的に対処するが、海上保安庁が対処できない、または対処が著しく困難となる場合には、海上警備行動により、自衛隊が海上保安庁と連携しつつ対処することになる。

### (2) 防衛省・自衛隊の対応

防衛省・自衛隊は、1999年の能登半島（石川県）沖での不審船事案や2001年の九州南西海域での不審船事案のなどの教訓を踏まえ、様々な取組を行っている。海自は、特別警備隊[18]の編成や護衛艦などへの機関銃の装備などを行ったほか、1999年に防衛庁（当時）と海上保安庁が策定した「不審船に係る共同対処マニュアル」に基づき、海上保安庁と定期的に共同訓練を行うなど、連携の強化を図っている。

## 5　認知領域を含む情報戦への対応

### (1) 基本的考え方

近年、国際社会においては、偽情報の流布や、政府の信頼低下や社会の分断を狙った情報の拡散などにより、人の認知に働きかけ、世論や政府の意思決定に影響を及ぼす情報戦への懸念が高まっている。ロシアや中国などの情報戦を行う国は、自身にとって好ましい情報を発信することで、自らに有利な安全保障環境を構築することを目指しているとみられる。わが国は、偽情報などの拡散など認知領域を含む情報戦への対応能力を強化することとしている。

### (2) 防衛省・自衛隊の対応

防衛省・自衛隊は、認知領域を含む情報戦に対して平素から、①情報機能を強化することで、多様な情報収集能力を獲得しつつ、②諸外国による偽情報の流布を始めとしたあらゆる脅威に関して、その真偽や意図などを見極め、様々な手段で無力化などの対処を行うとともに、③同盟国・同志国などとの連携のもと、あらゆる機会を捉え、適切な情報を迅速かつ戦略的に発信する、といった手段を通じて、わが国の意思決定への影響を防ぎつつ、望ましい安全保障環境を構築していく。

なお、わが国の信頼を損なうような取組（SNS（Social Networking Service）などによる偽情報の流布、世論操作、謀略など）は行わない。

防衛省・自衛隊においては、情報戦対応の中心的役割を情報本部が担うこととし、様々な情報を継続的に収集・分析するとともに、情報の真偽を見極め、適切な情報を発信するなど、必要な措置を講じている。



18　海上警備行動下において不審船の立ち入り検査を行う際に不審船の武装解除などを行うための専門の部隊（2001年3月に新編）。

視点

## 認知領域における戦い

防衛研究所　中国研究室　主任研究官　山口（やまぐち）　信治（しんじ）

近年、情報操作や浸透工作によって相手国の政治社会を混乱させたり、影響を与えようとする認知領域における戦いが激しさを増しています。現在の大国間競争において、イデオロギーや価値をめぐる問題が重要となっています。中国やロシアは、民主主義国の自由で開放的な政治・社会システムの特性を利用し、そこに対して偽情報などを用いた情報操作や、浸透工作を行うことで、相手国の政治を混乱させたり、自国に望ましい方向に誘導しようとしています。

その手段としては、宣伝・プロパガンダ、ソーシャルメディアでの情報操作、統一戦線（浸透）工作があります。 宣伝・プロパガンダは、新華社など中国の官製メディアによる、中国のナラティブを世界に伝え、政府の見方や中国文化を伝達し、外国のプロパガンダへ反駁（はんばく）する活動を指します。

次に、ソーシャルメディアなどを通じた偽情報の拡散です。他国の政府が相手国の国内政治や社会の混乱、分断を狙って故意に偽情報を拡散させる事例がみられるようになっています。中国もこうした活動を拡大しつつあります。

そして、統一戦線工作とは、中国共産党の外部に政治的目標達成のために協力者を作り出す浸透工作の一種です。中国に好意的な人々や、特定の問題について中国に近い見解を持つ人々、文化や民族的に中国とつながりを持つ人々を対象に、中国の政治的目的に有利な方向に誘導しようとします。

こうした活動によって、中国が達成しようとしているのは、第一に、中国のイメージを向上し、その政策に対する支持を広げること、第二に、中国にとって不利な外国の主張や情報に反駁（はんばく）すること、第三に相手国の社会の分断を拡大し、政治社会に混乱を生み出すことです。 中国の工作の対象は主に台湾やグローバルサウスの国々です。台湾政治の混乱と有利な状況の形成を狙ったり、グローバルサウス諸国に対して米欧の欠点や問題点を吹聴し、自国への支持を高めるよう画策しています。

これまで日本に対する活動はそれほど盛んではないと考えられてきましたが、最近になって日本に対する活動も活発化しつつあります。とくに2023年6月に習近平国家主席が「福建省と沖縄の歴史的つながり」に言及してから、沖縄県をめぐる中国の工作が活発化しています。沖縄県を訪問する中国政府・党関係者が増加するとともに、ソーシャルメディアのフェイクアカウントが「琉球独立」を煽るようなデマ動画を拡散させようとするなどの活動がみられるようになっています。

中国やロシアの活動が必ずしも高い効果を上げているわけではありません。しかしこうした認知戦は、相手の政治や社会における対立点を利用して分断を煽ろうとすることから、民主主義に対する深刻な挑戦となりえます。さまざまな政府部門や企業、社会が協力して対応することが必要です。

(注) 本コラムは、研究者個人の立場から学術的な分析を述べたものであり、その内容は政府としての公式見解を示すものではありません。

## 6　「瀬取り」への対応

### (1) 基本的考え方

2017年に国連安保理決議第2375号が採択され、国連加盟国は、北朝鮮籍船舶による洋上での物資の積替え（いわゆる「瀬取り」）に関与することが禁止された。これは、「瀬取り」により、北朝鮮が国連安保理決議に基づく制裁を逃れて密輸することを防ぐ狙いがある。

わが国は、北朝鮮による完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法による、全ての大量破壊兵器と弾道ミサイルの廃棄の実現に向け、米国や韓国のみならず、国際社会と密接に連携しながら「瀬取り」に対応し、国連安保理決議の実効性を確保していくこととしている。

**資料**：わが国における国連安保理決議の実効性の確保のための取組
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/sedori/index.html

### (2) 防衛省・自衛隊の対応

防衛省・自衛隊においては、わが国周辺海域における平素からの警戒監視活動の一環として、海自が、国連安保理決議違反が疑われる船舶の情報収集を行っており、関係省庁、関係国および関係国際機関と緊密に協力している。その結果、北朝鮮籍タンカーと外国籍タンカーなどが東シナ海の公海上で接舷（横付け）している様子を、2018年以降、2025年3月末までの間に計24回確認した。これらの船舶は、国連安保理決議で禁止されている「瀬取り」を行っていたことが強く疑われるとの認識に至ったため、わが国として、関係国への情報提供や対外公表を行っている。

北朝鮮籍船舶による「瀬取り」を含む違法な海上活動に対しては、近年、国際的な関心が高まってきており、2018年以降、米国や韓国を始め、オーストラリア、カナダ、英国、ニュージーランド、フランス、ドイツ、オランダ、イタリアが、わが国周辺海域に艦艇や航空機を派遣し、警戒監視活動を行っている。防衛省・自衛隊は、引き続き関係国と緊密に協力し、国連安保理決議の実効性を確保していく。

## 7　シーレーンの安定的利用を確保するための取組

### (1) 海賊対処の取組

#### ア　海賊対処の意義と国際社会の取組

海賊行為は、海上における公共の安全と秩序の維持に対する重大な脅威である。特に、海洋国家として国家の生存と繁栄の基盤である資源や食料の多くを海上輸送に依存しているわが国にとっては、看過できない問題である。

わが国は、海賊行為に対し、第一義的には警察機関である海上保安庁が対処し、海上保安庁では対処できない、または著しく困難と認められる場合には、自衛隊が対処することとしている。

この点、後述のソマリア沖・アデン湾における海賊行為については、海上保安庁が対処することが困難であることから、自衛隊の部隊を派遣し、海賊対処を行ってきている。

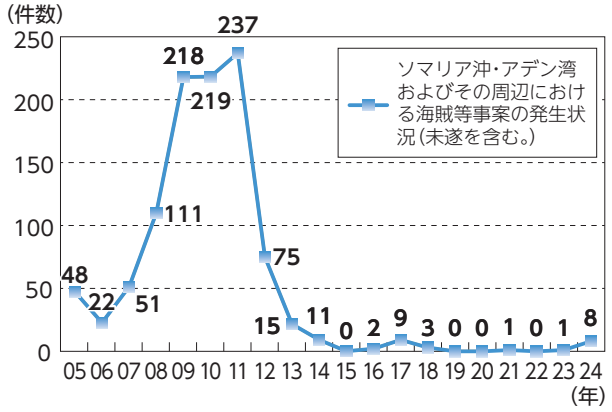
ソマリア沖・アデン湾は、わが国を含む国際社会にとって、欧州や中東から東アジアを結ぶ極めて重要な海上交通路（シーレーン）である。同海域においては、人質の抑留による身代金獲得などを目的に、機関銃やロケット・ランチャーなどで武装した海賊事案が多発したことから、2008年に国連安保理決議第1816号が採択された。以後、追加で採択された関連決議により、各国は同海域における海賊行為を抑止するための行動、特に軍艦や軍用機の派遣を要請されたことを踏まえ、これまでに、わが国や米国を含む約30か国がソマリア沖・アデン湾に軍艦などを派遣している。

海賊対処のための国際的な取組としては、多国籍部隊の第151連合任務群が、同じく海賊対処を担うEU海上部隊（EUNAVFOR）と連携し、作戦地域の沿岸国の領域外において海賊対処にあたっている。
European Union Naval Force

こうした国際社会の取組により、ソマリア沖・アデン湾における海賊事案の発生件数は低い水準で推移している。しかし、2023年には1件、2024年には8件の事案（ハイジャックを含む。）が発生し、海賊の活動は再び活発化の様相を見せていることに加え、海賊を生み出す根本的な原因とされているソマリア国内の不安定な治安や貧困などはいまだ解決されておらず、海賊行為に対処しなければならない状況に依然として変化がみられないこと、また、ソマリア自身の海賊取締能力もいまだ不十分であることから、わが国としても、極めて重要なシーレーンであるソマリア沖・アデン湾における航行の安全確保に万全を期すとともに、国際社会の平和と安定に貢献するため、引き続き諸外国の部隊を含む国際社会と連携して海賊対処行動を確実に行っていく必要がある。

参照　図表Ⅲ-1-1-9（ソマリア沖・アデン湾およびその周辺における海賊等事案の発生状況（未遂を含む。））、Ⅰ部4章5節2項2（海賊）

図表Ⅲ-1-1-9　ソマリア沖・アデン湾およびその周辺における海賊等事案の発生状況（未遂を含む。）




（注）　資料は、国際商業会議所（ICC）国際海事局（IMB）のレポートによる。

### イ　わが国の取組

2009年、ソマリア沖・アデン湾においてわが国の関係船舶を海賊行為から防護するために海上警備行動が発令され、護衛艦[19]とP-3C哨戒機[20]を派遣して直接護衛などを開始した。さらに、同年、海賊対処法[21]が施行され、全ての国の船舶を海賊行為から防護できるようになったほか、民間船舶に接近するなどの海賊行為を行っている船舶の進行を停止するため、他の手段がない場合、合理的に必要な限度において武器の使用が可能となった。

防衛省・自衛隊は、海賊対処部隊として派遣海賊対処行動水上部隊、派遣海賊対処行動航空隊、派遣海賊対処行動支援隊を派遣し、現地において活動している。

派遣海賊対処行動水上部隊は、護衛艦により、アデン湾を往復しながら民間船舶を直接護衛するエスコート方式と、状況に応じて割り当てられたアデン湾内の特定の区域で警戒にあたるゾーンディフェンス方式により、航行する船舶の安全確保に努めている。護衛艦には海上保安官も同乗[22]している。

派遣海賊対処行動航空隊は、P-3C哨戒機により、第151連合任務群司令部との調整で決定した飛行区域において警戒監視を行っている。不審な船舶を確認した際は、海自護衛艦や他国艦艇、民間船舶に情報を提供し、求めがあればただちに周囲の安全を確認するなどの対応をとっている。また、収集した情報は、常時、関係機関などと共有され、海賊行為の抑止や海賊船と疑われる船舶の武装解除といった成果に大きく寄与している。

派遣海賊対処行動支援隊は、派遣海賊対処行動航空隊を効率的かつ効果的に運用するために整備された、ジブチ共和国における自衛隊の活動拠点（ジブチ国際空港北西地区）において、警備や拠点の維持管理などを行っている。

また、これらの部隊を支援するため、必要に応じ空輸隊などを組織し、空自の輸送機により物資などを輸送している。

なお、海賊対処のために運営されているジブチの自衛隊活動拠点については、国家安全保障戦略などにおいて、ジブチ政府の理解を得つつ、在外邦人等の保護にあたっても活用していくこととされた。2023年には、「中東・アフリカ地域における在外邦人等の安全確保等に関する政府の取組について」が閣議決定され、現地の海賊対処部隊には、装備品などの集積・管理など、在外邦人等の保護措置および輸送の可能性を見据えた臨時の態勢整備の任務が新たに追加された。

参照　Ⅱ部5章3項3（海賊対処行動）、3節8項（在外邦人等の保護措置および輸送への対応）、資料10（自衛隊の主な行動の要件（国会承認含む）と武器使用権限など）



アデン湾において船舶を護衛する海自護衛艦（奥）

**資料**：海賊対処への取組
**URL**：https://www.mod.go.jp/js/activity/overseas.html

**動画**：海賊から船舶を守れ
**URL**：https://www.youtube.com/watch?v=9-VlPG_jsMc

**動画**：ソマリア沖・アデン湾における海賊対処活動
**URL**：https://www.youtube.com/watch?v=0GvdTkufJwU&feature=youtu.be

19　2016年12月以降、2隻から1隻に変更。
20　2023年12月以降、2機から1機に変更。
21　海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律
22　海自護衛艦に海上保安官8名が同乗し、必要に応じて海賊の逮捕、取調べなどの司法警察活動を行っている。

### ウ　活動実績とわが国の取組に対する評価

海賊対処を行う各国部隊との連携強化や自衛隊の海賊対処行動の実効性向上を図るため、2014年以降、防衛省・自衛隊は、第151連合任務群と連合海上部隊の各司令部に司令部要員を派遣している。このうち、第151連合任務群には、これまでに4度（2015年、2017年、2018年、2020年）、自衛隊から司令官を派遣した。

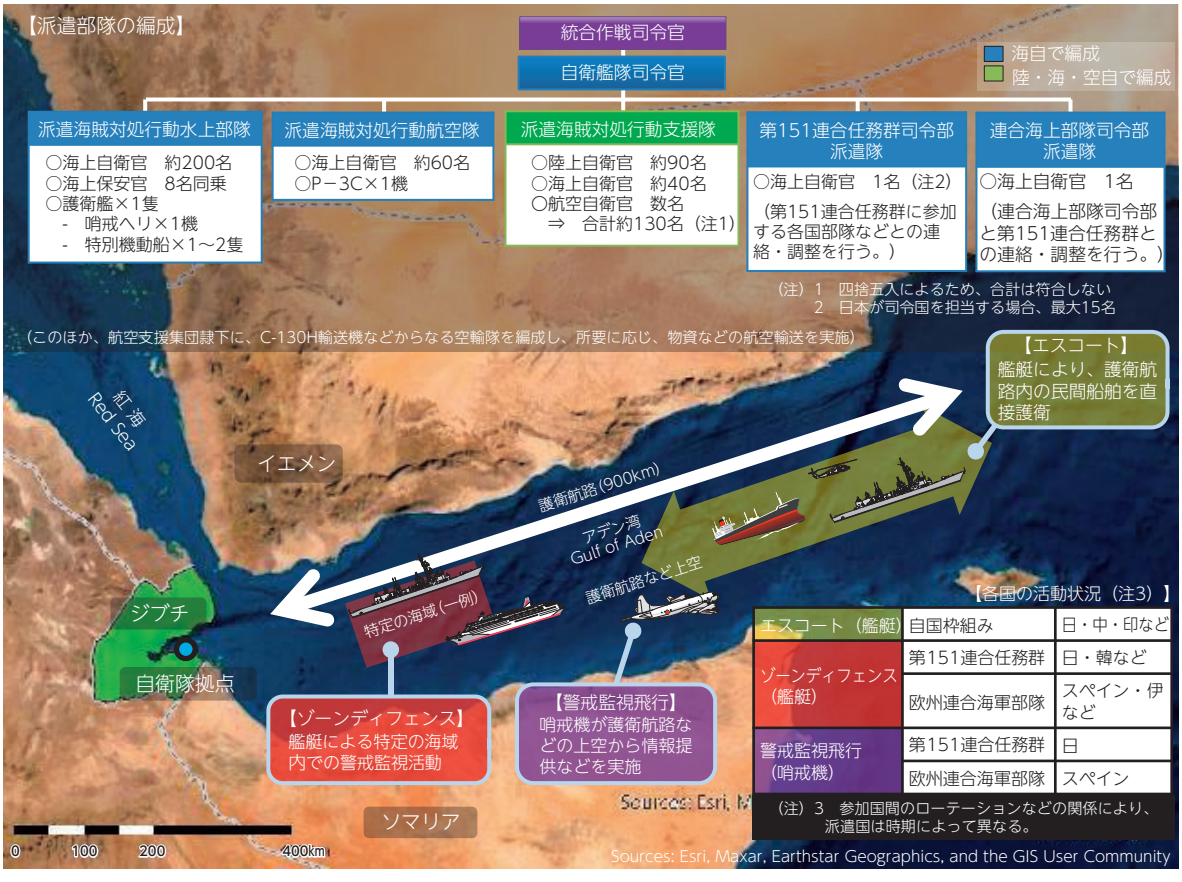
派遣海賊対処行動水上部隊が護衛した船舶は、2025年3月31日現在で4,076隻（海上警備行動に基づく護衛実績である121隻を含む。）である。また、派遣海賊対処行動航空隊は、アデン湾における各国の航空機による警戒監視活動の大部分を担っており、同日現在で飛行回数3,406回、延べ飛行時間約24,300時間、船舶や海賊対処に取り組む諸外国への情報提供16,444回の活動を行っている。

自衛隊による海賊対処行動は、各国首脳などから感謝の意が表されているほか、累次の国連安保理決議でも歓迎されるなど、国際社会から高く評価されている。また、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に従事する現場の海自護衛艦に対し、護衛を受けた船舶の船長や船主の方々から、安心してアデン湾を航行できた旨の感謝や、引き続き護衛をお願いしたい旨のメッセージが多数寄せられている。加えて、一般社団法人日本船主協会などからも日本関連船舶の護衛に対する感謝の意とともに、引き続き海賊対処に万全を期して欲しいとの要請を継続的に受けている。

防衛省・自衛隊は、引き続き諸外国の部隊を含む国際社会と緊密に連携し、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動を確実に行い、シーレーンの安定的な利用の確保を図っていく。

参照　図表Ⅲ-1-1-10（派遣部隊の編成・自衛隊による海賊対処のための活動（イメージ））

**図表Ⅲ-1-1-10**　派遣部隊の編成・自衛隊による海賊対処のための活動（イメージ）



## (2) 中東地域における日本関係船舶の安全確保のための情報収集

### ア　中東地域への自衛隊派遣の経緯

中東地域の平和と安定は、わが国を含む国際社会の平和と繁栄にとって極めて重要である。また、世界における主要なエネルギーの供給源であり、わが国の原油輸入量の約9割を依存する中東地域での日本関係船舶の航行の安全を確保することは、わが国にとっても非常に重要である。

中東地域では、緊張が高まるなか、船舶を対象とした攻撃事案が生起し、2019年には、オマーン湾において日本関係船舶の被害も発生した。このような状況のもと、米国や欧州諸国などの各国は、中東地域において艦船、航空機などを活用し、船舶の航行の安全のための取組を進めている。

わが国は、中東地域における緊張緩和と情勢の安定化に向けて、政府として外交的な取組を積極的に進めるとともに、政府内での議論を経て、2019年、「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」を閣議決定した。そのなかで、わが国独自の取組として、①中東の緊張緩和と情勢の安定化に向けたさらなる外交努力、②関係業界との綿密な情報共有をはじめとする航行安全対策の徹底、③日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集態勢を強化するための自衛隊の艦艇および航空機の活用、について政府一体となった総合的な施策を行うこととしている。

### イ　防衛省・自衛隊の活動

防衛省・自衛隊による情報収集活動は、オマーン湾、アラビア海北部、バブ・エル・マンデブ海峡東側のアデン湾の三海域の公海（沿岸国の排他的経済水域（EEZ）を含む。）を活動海域とし、海賊対処部隊の護衛艦とP-3C哨戒機を活用して行っている。

本情報収集活動は、政府の航行安全対策の一環として日本関係船舶の安全確保に必要な情報を収集するものであり、不測の事態の発生など、状況が変化する場合への対応としての海上警備行動の発令の要否にかかる判断や、発令時の円滑な実施に必要なものである[23]。具体的には、活動海域を航行する船舶の船種、船籍、位置、針路、速力などを確認し、不審な船舶の存在や不測事態の兆候といった、船舶の航行の安全に直接影響を及ぼす情報やその他必要な情報を収集している。

防衛省・自衛隊が収集した情報は、内閣官房、国土交通省、外務省をはじめとする関係省庁に共有しているほか、官民連絡会議などを通じて関係業界にも共有するなど、政府としての航行安全対策に活用されている。

本情報収集活動の態勢については、2020年から、海賊対処部隊のP-3C哨戒機2機と、海賊対処部隊とは別に新たに編成した派遣情報収集活動水上部隊の護衛艦1隻が、それぞれ情報収集活動を開始した。2022年からは、海賊対処部隊の護衛艦に情報収集活動の任務を付与し、現在は、護衛艦1隻とP-3C哨戒機1機が、海賊対処行動と本情報収集活動を兼務している。

本情報収集活動におけるこれまでの活動実績について、水上部隊（2022年2月以降、派遣海賊対処行動水上部隊が兼務）は、オマーン湾の公海とアラビア海北部の公海において活動しており、確認した船舶数は2025年3月31日現在で累計95,444隻となっている。

また、航空隊（派遣海賊対処行動航空隊）は、アデン湾の公海とアラビア海北部の西側の公海において活動しており、確認した船舶数は2025年3月31日現在で累計88,365隻となっている。

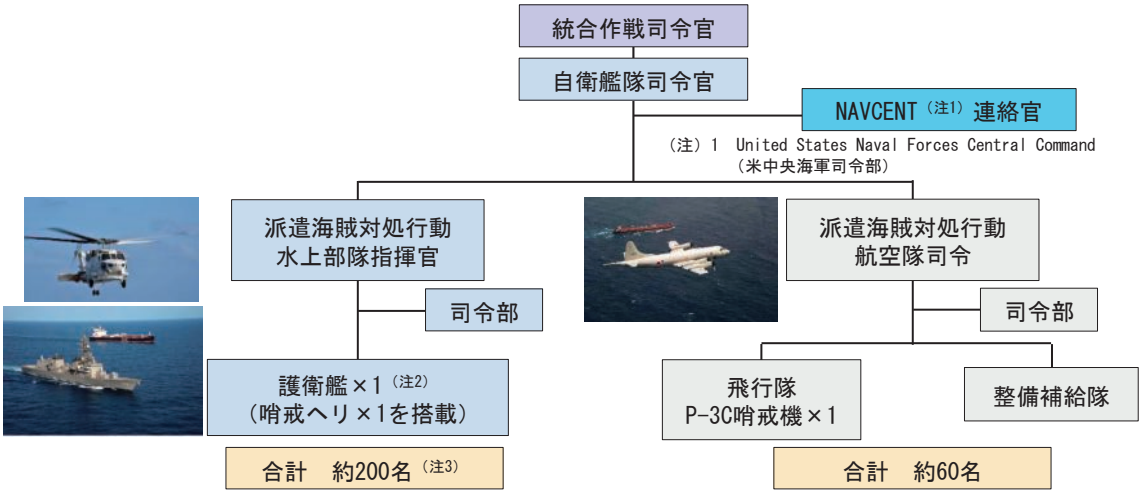
中東地域では、高い緊張状態が継続していること、また、米国などによる海洋安全保障イニシアティブをはじめ、各国も活動を継続していることなどを踏まえ、2020年以降、政府は自衛隊の活動期間を毎年約1年延長している。

なお、期間満了前に、日本関係船舶の航行の安全確保の必要性に照らし、自衛隊による活動が必要と認められなくなった場合には、その時点において活動を終了するほか、情勢に顕著な変化が見られた場合は、国家安全保障会議において対応を検討することとしている。

参照 図表Ⅲ-1-1-11（中東地域における情報収集活動に従事する部隊）、図表Ⅲ-1-1-12（自衛隊による情報収集のための活動（イメージ））、Ⅰ部4章5節2項(1)（中東地域における海洋安全保障）、資料14（中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について）

23 本情報収集活動は、防衛省設置法第4条第1項第18号の規定（所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと。）に基づき行うものとしている。

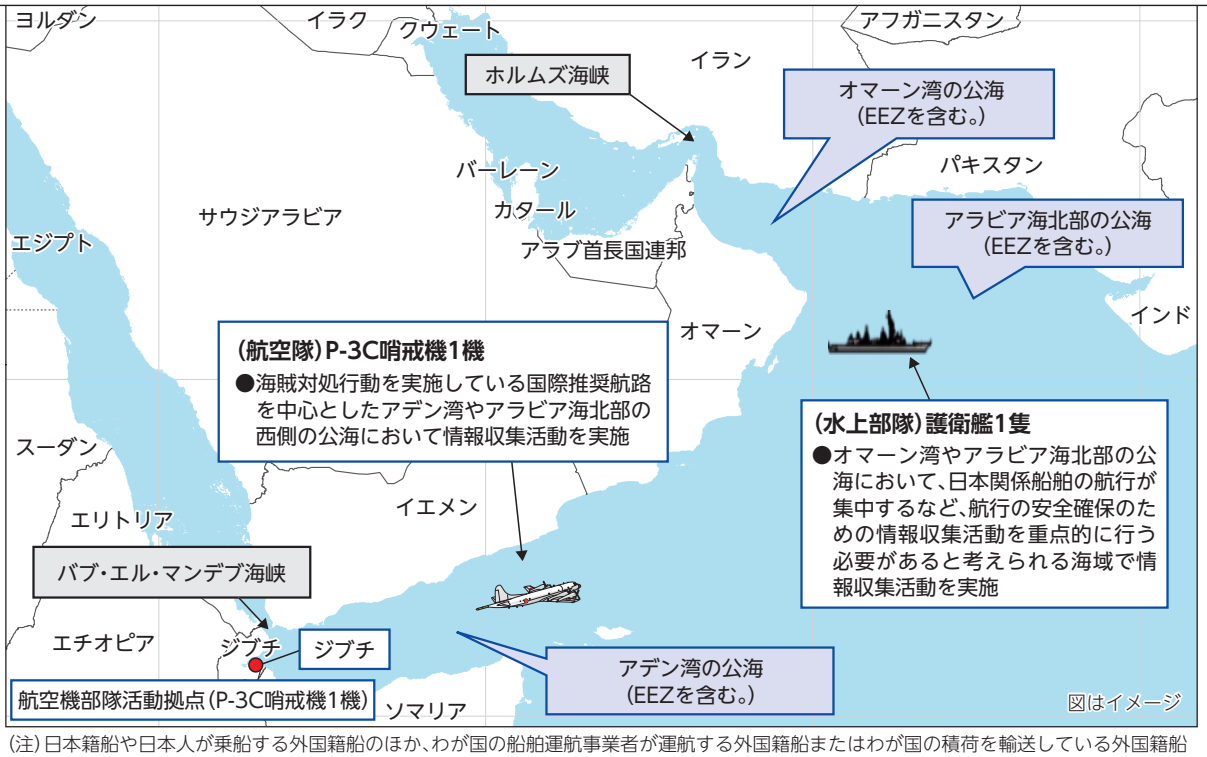
## 図表Ⅲ-1-1-11　中東地域における情報収集活動に従事する部隊




（注）2　派遣海賊対処行動水上部隊の艦艇を活用。
3　司令部要員を含む。また、人数は派遣艦艇によって変動する場合がある。

## 図表Ⅲ-1-1-12　自衛隊による情報収集のための活動（イメージ）

●活動の目的：政府の航行安全対策の一環として、日本関係船舶の安全確保に必要な情報を収集
※不測の事態が発生するなど状況が変化し、自衛隊による更なる措置が必要と認められる場合には、海上警備行動を発令して対応
（保護対象は日本関係船舶（注）とし、個別具体的な状況に応じて対応）
●運用アセット：護衛艦1隻（哨戒ヘリ1機搭載）およびP-3C哨戒機1機（派遣海賊対処行動部隊の艦艇と航空機を活用）
⇒実際の現場海域における船舶の航行状況や周辺海域の状況、特異事象の有無などについて、継続的に情報を収集することが可能。
●情報収集活動地域：オマーン湾、アラビア海北部、バブ・エル・マンデブ海峡東側のアデン湾の三海域の公海（EEZ（排他的経済水域）を含む）




（注）日本籍船や日本人が乗船する外国籍船のほか、わが国の船舶運航事業者が運航する外国籍船またはわが国の積荷を輸送している外国籍船であってわが国国民の安定的な経済活動にとって重要な船舶をいう。

### ウ　関係国との連携など

中東地域における日本関係船舶の航行の安全を確保するための効果的な対応について、原油の安定供給の確保や、米国やイランとの関係といった点を踏まえ、総合的に検討した結果、わが国は、米国などによる海洋安全保障イニシアティブには参加せず、わが国独自の取組を行うこととしている。一方、同盟国である米国とはこれまでも緊密に連携しており、バーレーンに所在する米中央海軍司令部に海上自衛官１名を連絡官として派遣し、情報共有を行っている。

わが国独自の取組として行っている本情報収集活動は、イランを含む沿岸国の理解を得ることが重要であり、これまでもこの活動について、透明性をもって説明してきている。また、中東地域における船舶の航行の安全確保については、沿岸国の役割が重要であり、わが国の取組について、沿岸国に働きかけ、理解を得てきている。



情報収集活動に従事中の隊員



**資料**：中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/m_east/index.html

# 第2節 わが国の防衛力の抜本的強化

現代戦における戦闘様相や攻撃態様などは、従来のものとは大きく変化している。これまでの航空侵攻や海上侵攻、着上陸侵攻といった伝統的な侵攻に加えて、精密打撃能力が向上した弾道ミサイルや巡航ミサイルによる大規模なミサイル攻撃、偽旗作戦[1]をはじめとする情報戦を含むハイブリッド戦の展開、宇宙・サイバー・電磁波の領域や無人のアセット（装備品）を用いた非対称的な攻撃、核保有国の核兵器による威嚇ともとれる言動な

図表Ⅲ-1-2-1　将来の領域横断作戦（イメージ）




1　相手を非難したり自国の正当性を高めたりする目的で、自身が政治的・軍事的攻撃を受けているように演出する作戦。

どを組み合わせた新しい戦い方が顕在化している。

このため、今後の防衛力については、相手の能力と新しい戦い方に着目して、わが国を防衛する能力をこれまで以上に抜本的に強化するとともに、新しい戦い方に対応できるように能力の向上を推進し、いかなるときも力による一方的な現状変更やその試みは決して許さないとの意思を明確にしつつ、力による一方的な現状変更は困難であると認識させる抑止力が必要である。

防衛省・自衛隊は、「スタンド・オフ防衛能力」、「統合防空ミサイル防衛能力」、「無人アセット防衛能力」、「領域横断作戦能力」、「指揮統制・情報関連機能」、「機動展開能力・国民保護」、「持続性・強靱性」の7つの分野を重視し、抑止力と対処力を高めるためにわが国の防衛力を抜本的に強化していく。

なお、防衛力の抜本的強化に必要な事業を推進していくにあたって、予算を効果的かつ効率的に執行していくため、2023年、防衛大臣のもとに「防衛力抜本的強化実現推進本部」を立ち上げ、2024年までに計6回、推進本部会議を実施した。この推進本部のもと、徹底した事業の進捗管理や、調達手続、会計業務の早期化・合理化を図ることにより、防衛力の抜本的強化を強力に推進していく。

参照　図表Ⅲ-1-2-1（将来の領域横断作戦（イメージ））、Ⅱ部2章2節2項（国家防衛戦略の概要）

# 1　スタンド・オフ防衛能力の強化

## 1　基本的考え方

スタンド・オフ防衛能力とは、侵攻してくる艦艇や上陸部隊などに対して、その脅威圏の外から対処する能力である。長射程化され、迎撃を回避できる高い残存性をもつスタンド・オフ・ミサイルなどにより、脅威圏の外から攻撃することで、自衛隊員の安全を確保しつつ、わが国に対する攻撃を効果的に阻止することができる。また、スタンド・オフ防衛能力は反撃能力にも活用されるものである。

## 2　防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊は、スタンド・オフ防衛能力を抜本的に強化していく。スタンド・オフ・ミサイルは射程が長いため、侵攻する艦艇や上陸部隊などに対して、わが国の様々な地点から重層的に攻撃することができる。また、射程、速度、飛翔の態様など、特徴の異なるスタンド・オフ・ミサイルを使用することにより、相手に複雑で困難な対応を強いることができる。このため、外国製スタンド・オフ・ミサイルを早期に取得するとともに、国産スタンド・オフ・ミサイルの製造態勢の拡充を後押ししつつ、必要かつ十分な数量を早期に確保していく。また、スタンド・オフ・ミサイルの運用に必要となる目標情報の収集や指揮統制を含む一連の機能を確保する取組も推進するほか、より先進的なスタンド・オフ・ミサイルを運用する能力を早期に獲得するため、研究開発や量産の取組を加速化させていく。

具体的には、2023年度から量産に着手した12式（ヒトニ）地対艦誘導弾能力向上型（地上発射型）の部隊配備を1年前倒し、2025年度から配備を開始するとともに、発射プラットフォーム（車両、艦艇、航空機など、ミサイルの発射母体となる装備品）の多様化のため、艦艇発射型と航空機発射型の開発を進めていく。

また、2023年度から島嶼（しょ）防衛用高速滑空弾の量産に着手するとともに、その能力向上型の開発を継続している。さらに、同年度から極超音速[2]誘導弾の研究を進めており、早期の量産に向けて2024年度から製造態勢の拡充にも着手している。

このほか、2024年度から12式地対艦誘導弾能力向上型の地上装置を活用した、長距離飛しょう性能や精密誘導性能などを向上させた新地対艦・地対地精密誘導弾の開発に着手している。

また、国産スタンド・オフ・ミサイルの量産弾の取得に加え、外国製スタンド・オフ・ミサイルの導入を継続する。この際、すでに量産が行われている米国製のトマホークを早期に取得することとし、当初は2026年度と2027年度にブロックⅤを取得する予定であったが、より厳しい安全保障環境を踏まえ、米側と交渉し、取得数の一部をブロッ

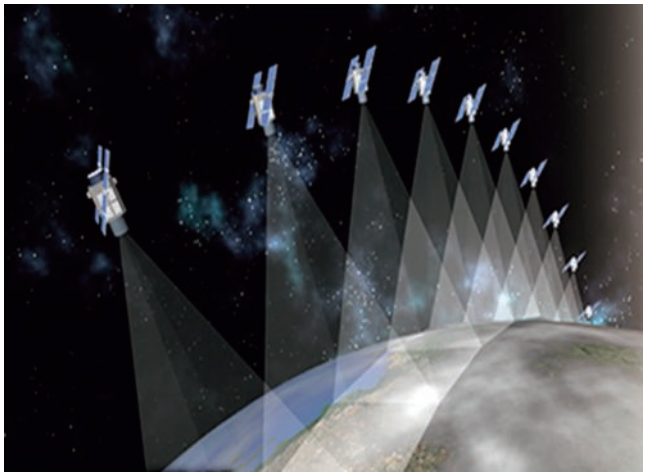
2　音速の5倍以上の速度域。

クⅣ[3]に変更することで当初予定より1年早い2025年度から取得することとした。トマホークについては、取得にあわせて海自艦艇への発射機能の付加や要員の教育を進めることで、国産スタンド・オフ・ミサイルの増産体制が確立する前に、十分な能力を速やかに確保することとしている。

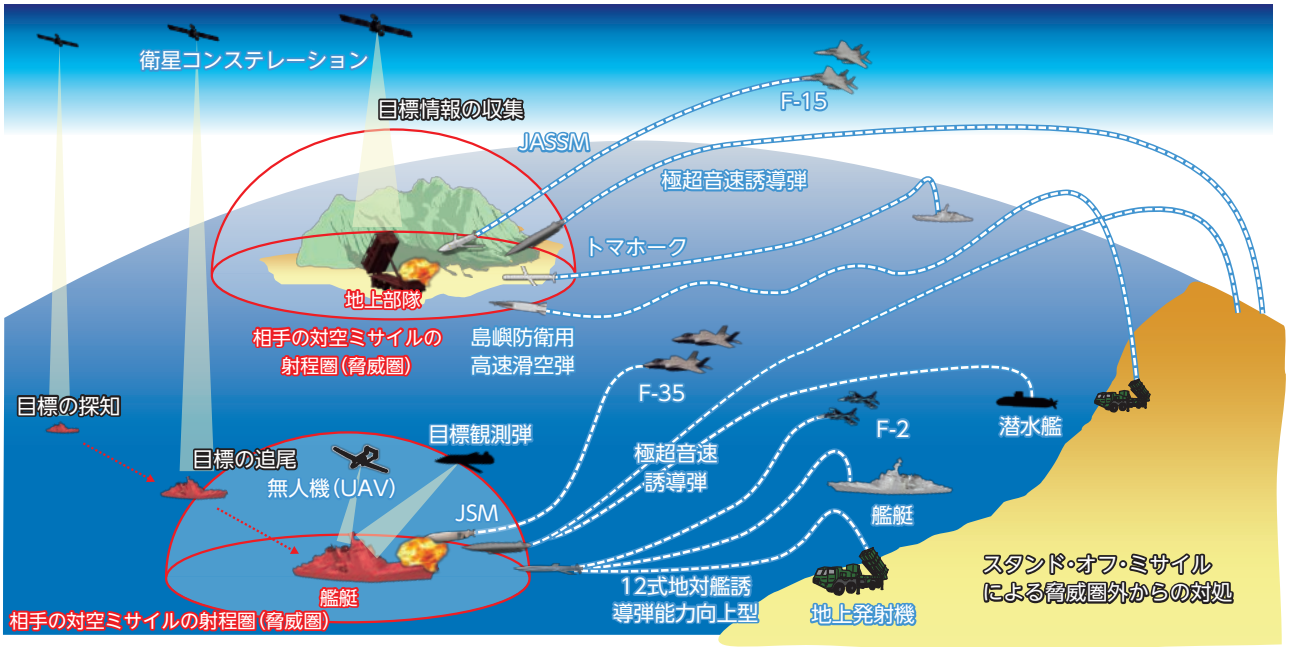
指揮統制面では、スタンド・オフ・ミサイルの運用を中核として一元的な指揮活動を円滑に行うために必要な機能などの整備を進めているほか、スタンド・オフ・ミサイルの運用に必要な目標の探知・追尾能力を獲得するため、2025年度末から衛星コンステレーションの構築を開始し、情報収集を目的とした衛星を段階的に打ち上げていく。

参照　図表Ⅲ-1-2-2（衛星コンステレーション（イメージ））、図表Ⅲ-1-2-3（今後のスタンド・オフ防衛能力の運用（イメージ））、Ⅱ部3章2節2項2KEYWORD（衛星コンステレーション）

**図表Ⅲ-1-2-2　衛星コンステレーション（イメージ）**



**図表Ⅲ-1-2-3　今後のスタンド・オフ防衛能力の運用（イメージ）**




（注）1　JSM（Joint Strike Missile）はF-35A戦闘機に搭載可能なスタンド・オフ・ミサイル（2025年度より納入予定）
2　JASSM（Joint Air to Surface Standoff Missile）はF-15能力向上機に搭載可能なスタンド・オフ・ミサイル（2027年度より納入予定）

## 2　統合防空ミサイル防衛能力の強化

### 1　基本的考え方

周囲を海で囲まれているわが国は、空から侵攻する航空機やミサイルなどの脅威（経空脅威）への対応が極めて重要である。近年、多弾頭[4]・機動弾頭[5]を搭載した弾道ミサイル、高速化・長射程化した巡航ミサイル、有人・

3　ブロックⅣは、ブロックⅤと弾頭、誘導方式、射程などは同等の性能であるが、通信方式はブロックⅤの方が新しい方式を採用している。
4　一つの弾道ミサイルに複数の弾頭が装備されたもの。
5　大気圏内に再突入する際に、迎撃を回避したり命中率を高めるため、翼や舵、またはロケット噴射によって自律的に機動できる弾頭。

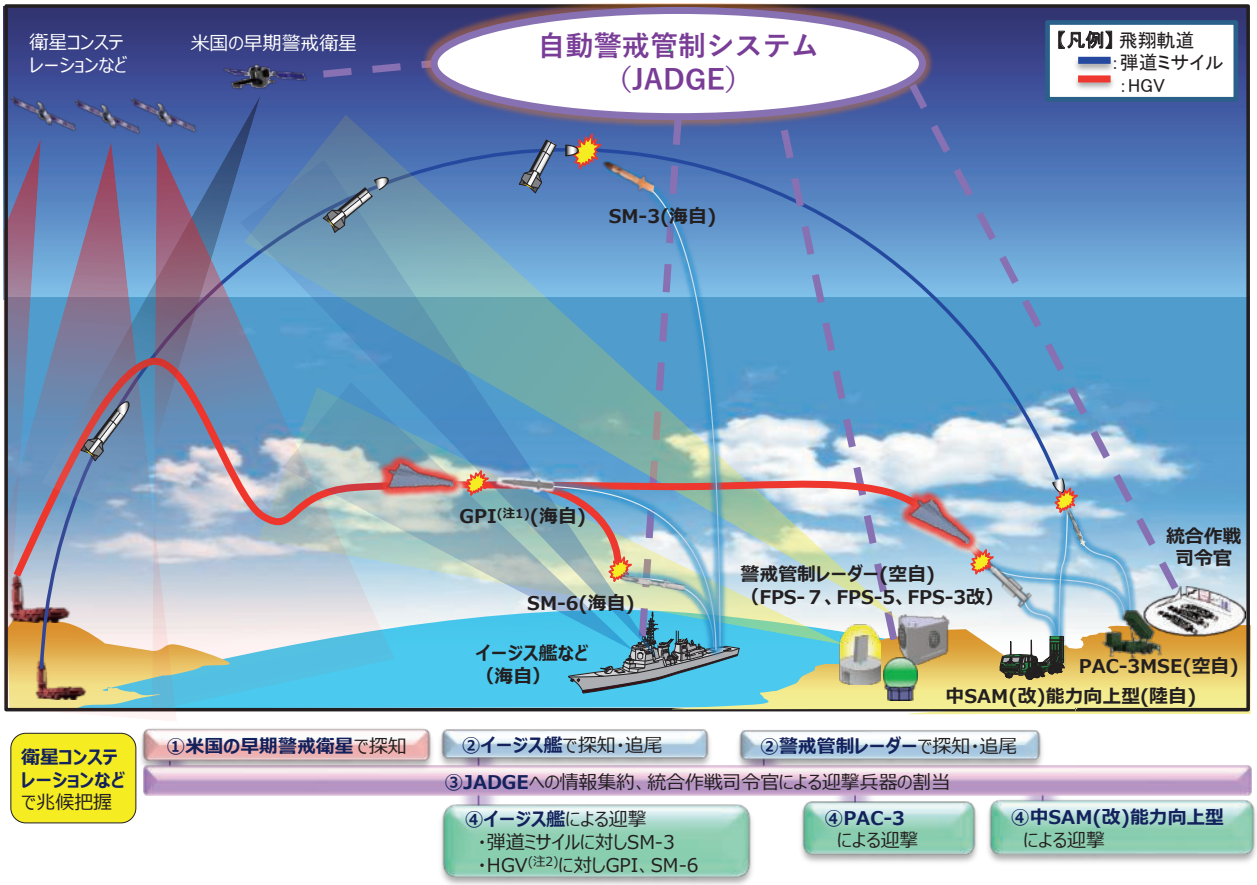
無人航空機のステルス化やマルチロール化[6]といった能力向上に加え、対艦弾道ミサイル、極超音速滑空兵器（HGV）などの出現により、経空脅威は多様化・複雑化・高度化している。
Hypersonic Glide Vehicle

このため、これらの経空脅威に対する探知・追尾能力や迎撃能力を抜本的に強化するとともに、ネットワークを通じて、レーダーなどの各種センサーやシューター（迎撃ミサイルとその発射母体となる装備品）を一元的かつ最適に運用できる体制を確立することで、統合防空ミサイル防衛能力を強化していく。

防衛省・自衛隊は、統合防空ミサイル防衛として、わが国に対するミサイル攻撃を、質・量ともに強化したミサイル防衛網により迎撃しつつ、スタンド・オフ防衛能力などを活用した反撃能力を持つことにより、相手のミサイル発射を制約し、ミサイル防衛とあわせてミサイル攻撃そのものを抑止していく。

参照　図表Ⅲ-1-2-4（今後の統合防空ミサイル防衛（迎撃部分）（イメージ））

**図表Ⅲ-1-2-4**　今後の統合防空ミサイル防衛（迎撃部分）（イメージ）




（注）1 GPI：Glide Phase Interceptor（滑空段階迎撃用誘導弾）
2 HGV：Hypersonic Glide Vehicle

**資料**：統合防空ミサイル防衛について
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/policy/defense/bmd/index.html

**動画**：UNIT-4　高射
**URL**：https://www.youtube.com/watch?v=coZf5SbfC-M

6　装備を変更することで制空戦闘、各種攻撃、偵察などの複数任務を実施できるようにすること。

## 2　防衛省・自衛隊の取組

わが国の弾道ミサイル防衛（BMD）は、2004年から整備が開始され、海自イージス艦への弾道ミサイル対処能力の付与や空自ペトリオットPAC-3の配備など、弾道ミサイル攻撃に対するわが国独自の体制整備を着実に進めている。

2017年度以降は、日米で共同開発した、イージス艦に搭載するSM-3ブロックⅡA[7]を取得している。SM-3ブロックⅡAは、デコイ（おとり）などの迎撃回避手段を備えた弾道ミサイルや通常の軌道よりも高い軌道（ロフテッド軌道[8]）をとることにより迎撃を回避することを意図して発射された弾道ミサイルなどに対しても、迎撃能力が向上している。

また、陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）に替えて取得することとしたイージス・システム搭載艦2隻は、SM-3ブロックⅡAのほか、HGVなどにも対処できるSM-6を搭載するなど、最新鋭のイージス艦と同等以上の能力を保有するものであり、省人化とあわせて、荒天時にも運用可能な耐洋性や、長期間の任務につくために居住性などを向上させた艦艇として、2024年度から建造に着手している。

PAC-3についても、能力向上型のPAC-3MSEの取得を進め、2019年度から部隊に配備している。PAC-3MSEは、従来のPAC-3に比べ、弾道ミサイルに対する迎撃高度が十数キロから数十キロに延伸し、防護範囲（面積）がおおむね2倍以上に拡大した迎撃ミサイルである。

一方、HGVなど多様化・複雑化・高度化する経空脅威に対して、最適な手段による効果的・効率的な対処を行い、被害を局限するためには、弾道ミサイル防衛のための装備品に加え、従来、陸・海・空の各自衛隊で個別に運用してきた防空のための装備品もあわせ、一体的に運用する体制を確立して、統合防空ミサイル防衛能力を強化する必要がある。

このため、各自衛隊が保有する迎撃手段について、整備・補給体系も含めて共通化や合理化を図るほか、HGVなどの探知・追尾能力を強化するため、空自の固定式警戒管制レーダーの能力向上や次期警戒管制レーダーへの換装を進める。また、ペトリオットを改修し、新型レー

**図表Ⅲ-1-2-5**　イージス・システム搭載艦（イメージ）




7　SM-3ブロックⅡAは、従来のSM-3ブロックⅠAと比較して、迎撃可能高度や防護範囲が拡大するとともに、撃破能力が向上し、さらに同時対処能力についても向上している。2022年にイージス艦「まや」が海自艦艇として初めてSM-3ブロックⅡAの発射試験を行い、標的の迎撃に成功した。

8　ロフテッド軌道は、弾道ミサイルを高く打ち上げる軌道である。通常よりも高い軌道とすることで、落下速度が速くなり、対処が難しくなる。このほか、射程を最も大きくするミニマムエナジー軌道や、高度を低く抑え高速で飛翔させるディプレスト軌道がある。

ダー（LTAMDS）[9]を導入することで、PAC-3MSEによるHGVなどへの対処能力を向上させる。さらに、陸自03式中距離地対空誘導弾（改善型）能力向上の開発により、HGVや弾道ミサイル対処のための能力向上を行う。

参照　図表Ⅲ-1-2-5（イージス・システム搭載艦（イメージ））、資料15（わが国のBMD整備への取組の変遷）



ペトリオット新型レーダーLTAMDS（イメージ）

## 3　日米BMD技術協力

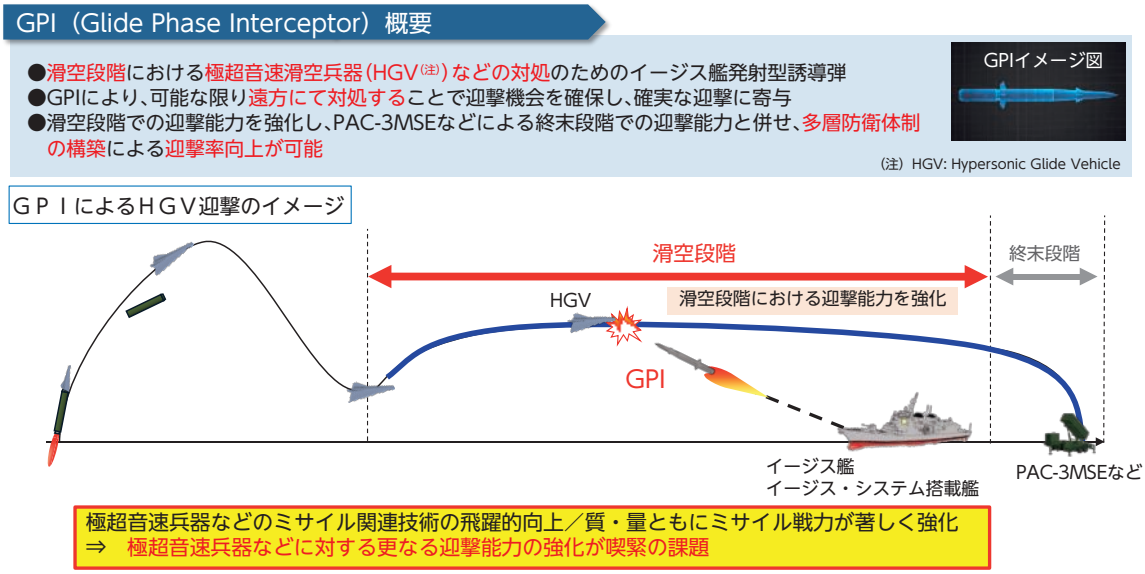
弾道ミサイル防衛（BMD）に関する日米間の技術協力については、SM-3ブロックⅡAの共同開発[10]が完了し、配備に至っている。加えて、2023年の日米「2＋2」において、将来のインターセプター（迎撃用ミサイル）の共同開発の可能性について議論を開始することなどを合意した。これに基づき、可能な限り遠方でHGVに対処することができる滑空段階迎撃用誘導弾（GPI）の開発に日米共同で取り組むこととし、2024年5月から共同開発を開始するとともに、同年9月に開発コンセプトを決定した。

参照　図表Ⅲ-1-2-6（GPIの概要）、Ⅴ部1章3節3項1（共同研究・開発など）



GPI日米共同開発「プロジェクト取決め」署名（2024年5月）

図表Ⅲ-1-2-6　GPIの概要




9　HGVなどの対処のために米国で開発された低層防空用射撃管制レーダー

10　日米共同開発に関しては、わが国から米国に対して武器を輸出する必要性が生じる。これについては、2004年の内閣官房長官談話において、弾道ミサイル防衛システムに関する案件は、厳格な管理を行う前提で武器輸出三原則などによらないとされた。このような経緯を踏まえ、SM-3ブロックⅡAの第三国移転は、一定の条件のもと、事前同意を付与できるとわが国として判断し、2011年の日米「2＋2」の共同発表においてその旨を発表した。なお、2014年、防衛装備移転三原則（移転三原則）が閣議決定されたが、この決定以前の例外化措置については、引き続き移転三原則のもとで海外移転を認めうるものと整理されている。

# 3 無人アセット防衛能力の強化

## 1 基本的考え方

無人アセット（装備品）は、有人の装備品と比べて安価であることが多く、また、危険な環境下や長時間連続で運用することができる。さらに、AIと組み合わせて運用することにより、無人アセットを、同時に、かつ、大量に運用できるほか、運用する要員の養成も容易であるといった特性がある。

こうした特性を踏まえ、これまで有人の装備品が担っていた業務の効率化や、無人アセットによって新たに可能となるオペレーションに無人アセットを活用することで、任務に従事する隊員の危険や負担をできる限り減らしつつ、陸上、水上、水中、空中において、非対称的な優勢を確保することができることから、無人アセットを幅広い任務に効果的に活用していく。

## 2 防衛省・自衛隊の取組

自衛隊の無人アセットについて、空自は常時継続的な監視能力の強化のためにRQ-4B（グローバルホーク）を運用しているほか、海自は、2024年11月、洋上監視能力の強化のために滞空型無人機MQ-9B（シーガーディアン）の導入を決定した。

参照 1節2項1（わが国周辺における常時継続的な情報収集・警戒監視）

また、防衛省・自衛隊では、輸送用UAVや偵察用UAVなどの実証試験を進めている。

2024年度は、情報収集・警戒監視・偵察・ターゲティング（ISRT）機能の強化のため、UAV（中域用）機能向上型[11]などを取得したほか、水上における無人アセットである無人水上航走体（USV）の運用に関する知識や情報を得て国産USVの開発促進を図るため、各国で運用の実績があるUSVを試験用の器材として取得した。



UAV（中域用）機能向上型（イメージ）

また、警戒監視機能や対艦ミサイルの発射などの機能を搭載することができ、有人艦艇を支援するステルス性を有した戦闘支援型多目的USVなどの研究や、島嶼部に上陸する際に岩礁なども通過することができる、補給品の輸送などを行う無人水陸両用車の開発を行っている。

さらに、英国・イタリアと共同開発する次期戦闘機については、2035年度までの開発完了を目指しているところ、次期戦闘機に随伴して飛行し、自律的に判断して次期戦闘機を支援する無人機の開発を計画している。2023年には、この無人機にも適用が見込まれるAI技術に関する共同研究を行うことに日米両政府が合意した。

2025年度予算では、水上艦艇の警戒監視・情報収集能力を向上させるための艦載型UAV（小型）を取得するほか、空中を遊弋（ゆうよく）して敵の車両などを撃破する小型攻撃用UAVを取得する。

防衛省・自衛隊は、無人アセットの取得や開発を促進するとともに、米国をはじめとする関係国と協力して無人アセット防衛能力を強化していく。

参照 図表Ⅲ-1-2-7（無人アセット（陸・海・空・水中）（イメージ））

11 夜間や悪天候による視界不良時においても鮮明に目標の撮影が可能。

図表Ⅲ-1-2-7　無人アセット（陸・海・空・水中）（イメージ）






## 4　領域横断作戦能力の強化

領域横断作戦は、宇宙、サイバー、電磁波の領域と陸・海・空の従来の領域における作戦能力などを有機的に融合し、相乗効果によって全体の能力を増幅させる作戦である。わが国の防衛にあたっては、個々の領域が劣勢であっても他の領域で補完することが重要であることから、防衛省・自衛隊は、宇宙、サイバー、電磁波の領域において必要な能力を拡充していく。

### 1　宇宙領域

#### (1) 基本的考え方

通信や測位などのための宇宙利用は、今や国民の生活に欠かせないものであると同時に、軍事上も、指揮統制や情報収集などに不可欠なものとなっている。このため、主要国は、ミサイル発射などの早期警戒、通信、測位、偵察機能を有する各種衛星の能力強化や基数増加に注力している。最近では中国の軍用衛星の増加が顕著であり、その数は2012年からの12年間で約5.9倍に急増している。

**動画**：航空自衛隊、宇宙領域把握を開始
**URL**：https://m.youtube.com/watch?v=qoBwBWBR0-8

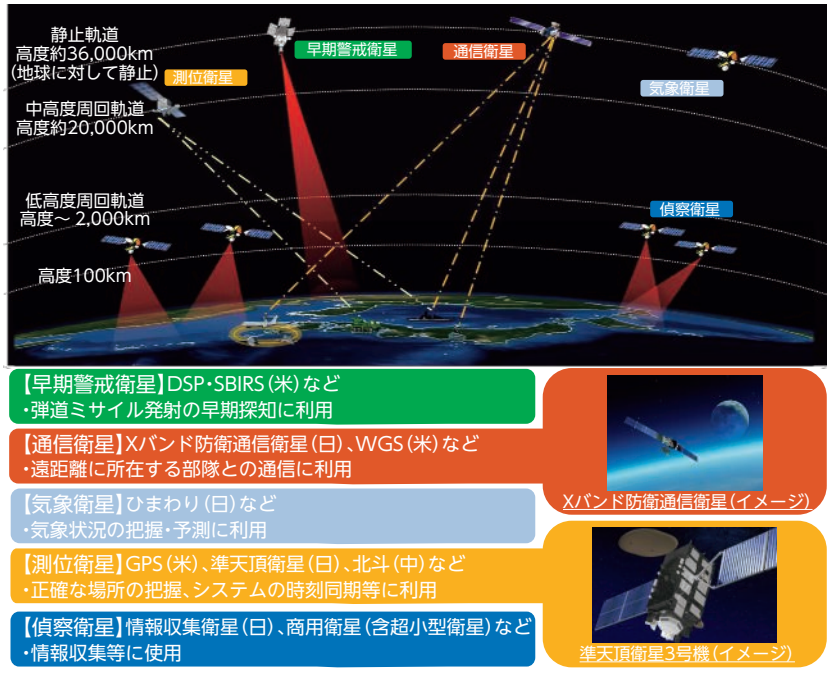
また、一部の国家は、他国の衛星などへの妨害活動[12]を活発化させていることから、宇宙の戦闘領域化が進展している。今や、宇宙空間の安定的利用を確保することは国家にとって死活的に重要な課題となっている。

わが国においては、2023年、宇宙開発戦略本部が、国家防衛戦略を踏まえ、民間技術の防衛分野への活用などを含めた、宇宙の安全保障分野における課題と政策を具体化した宇宙安全保障構想を策定するとともに、本構想を反映した宇宙基本計画を決定した。宇宙安全保障構想では、政府関係機関が行っている先端技術の研究開発を防衛目的にも活用することで、防衛力の抜本的強化につなげることとし、また、宇宙基本計画では、衛星コンステレーションなどによる情報収集や宇宙領域把握（SDA）体制の構築などにより、安全保障のために宇宙システムの利用を拡大し、宇宙空間の安全かつ安定的な利用を確保するとともに、安全保障と宇宙産業の発展の好循環を実現することとしている。

Space Domain Awareness

参照　図表Ⅲ-1-2-8（安全保障分野における宇宙利用（イメージ））、Ⅰ部4章2節（宇宙領域をめぐる動向）、3節6項（宇宙領域に関する取組）

**図表Ⅲ-1-2-8　安全保障分野における宇宙利用（イメージ）**




## (2) 防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊は、宇宙領域において、衛星コンステレーションを含む新たな宇宙利用の形態を積極的に取り入れ、情報収集、通信、測位などの機能を宇宙空間から提供することにより、陸・海・空の領域における作戦能力をさらに向上させる。同時に、宇宙空間の安定的利用に対する脅威に対応するため、宇宙空間の監視能力を向上させ、宇宙領域把握（SDA）体制を確立するとともに、様々な状況に対応して任務を継続できるように人工衛星などの宇宙アセットの抗たん性強化に取り組む。また、相手の指揮統制・情報通信などを妨げる能力をさらに強化する。

さらに、宇宙航空研究開発機構（JAXA）を含む関係機関や民間事業者との間で、研究開発を含む協力や連携を強化するとともに、米国などの同盟国や同志国と交流して、人材育成をはじめとした連携強化を図る。

Japan Aerospace Exploration Agency

参照　1章1節KEYWORD（宇宙領域把握）

## (3) 能力向上などの具体的な取組

防衛省・自衛隊は、宇宙領域を活用した情報収集、通

12　他国の人工衛星を攻撃するキラー衛星による妨害や、地上からの電磁波による妨害（ジャミング）など。

信、測位などの各種能力の向上を通じて、宇宙作戦能力を強化していく。

情報収集については、情報収集衛星[13]や衛星コンステレーションをはじめとした民間衛星などを利用して多くの衛星画像を取得することにより、隙のない情報収集体制を構築する。特に、スタンド・オフ防衛能力の実効性を確保する観点から、目標の探知・追尾能力の獲得を目的とした衛星コンステレーションを2027年度までに構築する。

通信については、指揮統制などの情報通信に使用するため、防衛省が所有し、運用しているXバンド防衛通信衛星「きらめき1号」と「きらめき2号」に加え、通信所要の増大への対応や抗たん性強化のため、2024年11月に「きらめき3号」を打ち上げた。また、「きらめき」と通信可能な装備品や関連施設を拡充するため、受信機材の調達や地上局通信の広帯域化を行うほか、1号と2号の後継機として2025年度から整備が開始される次期防衛通信衛星に搭載することを念頭に、妨害に対して抗たん性を有する技術などに関して実証試験などを行う。

さらに、通信環境の改善などのため、米国製の衛星コンステレーションであるスターリンクを使用した試験運用を艦艇などで行っているほか、米国が主導し、衛星の通信帯域を共有して抗たん性の高い通信を行うための枠組みであるPATSへの参加に向けて、通信機器の整備や実証試験を行っている。
Protected Anti-jam Tactical SATOCOM

測位については、多数の装備品にGPS受信端末を搭載しており、精度の高い自己位置の測定やミサイルの誘導精度向上に不可欠なものとなっている。これに加え、2018年からサービスが開始された内閣府の準天頂衛星[14]システムも利用し、冗長性[15]を確保することとしている。
Global Positioning System

また、防衛省は、周辺国が配備を進めるHGVを早期に探知・追尾する手段として、衛星コンステレーションによる宇宙からの赤外線観測が有効である可能性があると考えていることから、米国との連携の可能性を踏まえつつ、JAXAの新型宇宙ステーション補給機（HTV-X）で計画している宇宙実証プラットフォームを活用した赤外線センサーなどの実証試験を行うほか、高感度広帯域の赤外線検知素子などの将来のセンサーの研究を推進することとしている。
H-Ⅱ Transfer Vehicle

参照　1項（スタンド・オフ防衛能力の強化）

### （4）宇宙空間の安定的利用の確保のための取組

一部の国が、人工衛星を攻撃するキラー衛星や衛星攻撃ミサイル、電磁波による妨害を行うジャミング兵器などの対衛星兵器の開発を進めているとみられていることに加え、中国やロシアが行った対衛星破壊実験[16]によるデブリ（宇宙ゴミ）の急増や、各国による衛星コンステレーションの構築により、宇宙空間の混雑化が進んでいることから、SDA衛星の打ち上げによるSDA体制の確立と人工衛星などの抗たん性を強化していく必要がある。

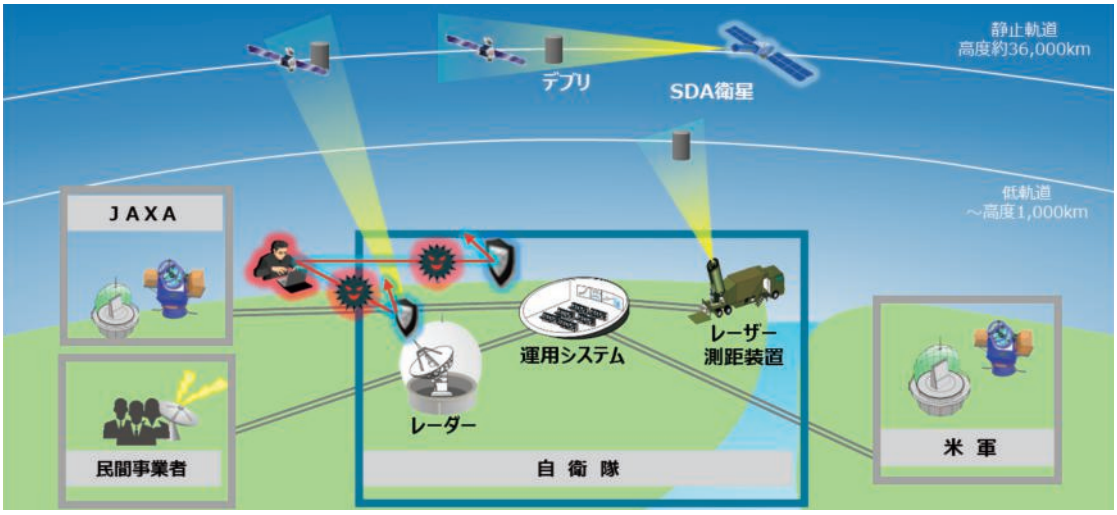
これまで防衛省・自衛隊は、宇宙空間の安定的利用を確保するための取組を進めており、その一環として、各国の衛星の運用状況や不審な衛星などの意図や能力を把握する宇宙領域把握（SDA）体制の構築に取り組んできた。引き続き、2026年度に予定しているSDA衛星の打ち上げや、SDA衛星を複数機で運用することの検討を含む各種取組を推進する。このほか、宇宙作戦の運用基盤を強化するための宇宙作戦指揮統制システムなどを整備していく。

また、衛星通信の抗たん性を高める技術の実証試験を行い、ジャミングなどの妨害行為に対する抗たん性を確保するほか、将来的な日米の宇宙システムの連携に向けて防衛省・自衛隊の宇宙関連システムに対するサイバーセキュリティを確保していく。加えて、相手の指揮統制・情報通信などを妨げる能力を強化していく。

参照　図表Ⅲ-1-2-9（宇宙領域把握（SDA）体制構築に向けた取組（イメージ））

13 政府の情報収集衛星は、内閣衛星情報センターにおいて運用されているものであり、防衛省は他省庁とともに、情報収集衛星から得られる画像情報を利用している。
14 通常の静止衛星は赤道上の円軌道に位置するが、その軌道を斜めに傾け、かつ楕円軌道とすることで、特定の一地域のほぼ真上の上空に長時間とどまることが可能となるような軌道に投入された衛星のこと。1機だけでは24時間とどまることができないため、通常、複数機が打ち上げられる。また、ユーザーのほぼ真上を衛星が通過するため、山や建物などといった障害物の影響を受けることなく衛星からの信号を受信することができる。
15 特定の手段に不具合があった場合でも、それをカバーして本来の機能を維持するための予備の手段を持っていること。
16 中国は2007年、ロシアは2021年に地上からミサイルを発射し、衛星を破壊する実験を行った。この実験により無数のデブリが発生したことから、デブリの衝突を防ぎ、衛星を防護することが各国の課題となっている。

図表Ⅲ-1-2-9　宇宙領域把握（SDA）体制構築に向けた取組（イメージ）




### (5) 組織体制の強化

宇宙領域専門部隊を強化するため、2024年度には、空自の宇宙作戦群の要員を増やし、SDA任務のための装備品を安定的に運用する体制を強化した。2025年度は、SDA衛星の運用体制の構築やSDAに関する能力を強化するため、宇宙作戦団（仮称）を新編するなど、宇宙作戦能力をより一層強化していく。

また、宇宙領域の重要性の高まりと宇宙作戦能力の質的・量的強化にかんがみ、空自において、宇宙領域にかかる行動が、空における行動とは異なる、独立したものとして位置づけられることを踏まえ、空自を航空宇宙自衛隊（仮称）とすることとしている。

今後とも宇宙領域にかかる組織体制や人的基盤を強化するため、JAXAなどの関係機関や米国などの同盟国・同志国との交流による人材育成をはじめとした連携強化を図るほか、関係省庁間で蓄積された宇宙分野の知見などを有効に活用する仕組みを構築するなど、人材の確保に取り組む。

### (6) 同盟国・同志国などとの連携強化

#### ア　各国との連携強化の取組

宇宙空間の安定的利用の確保のためには、同盟国や同志国などとの連携強化が不可欠であり、また、宇宙における脅威の低減に向けた協力も必要である。2022年、国連総会本会議において、米国が主導し、わが国を含む11か国が共同で「破壊的な直接上昇型対衛星（DA-ASAT）ミサイル実験」を行わないとの決議を提案し、155か国の支持を得て採択された。引き続き、誤解や誤算によるリスクを回避すべく、関係国間の意思疎通の強化や宇宙空間における透明性・信頼醸成措置（TCBM）の重要性を発信していくことが必要である。

Direct-Ascent Anti-SATellite
Transparency and Confidence Building Measures

#### イ　米国との協力

米国とは、宇宙領域における日米防衛当局間の協力を一層促進する観点から、2015年に日米宇宙協力ワーキンググループ（SCWG）（審議官級）を設置し、宇宙政策や戦略にかかる連携、SDA情報の共有や教育を含む日米宇宙運用部隊間の協力、衛星コンステレーションにかかる議論など、宇宙協力について幅広く議論してきている。SCWGはこれまでに10回、直近では2024年6月に開催している。

また、日米政府間では、宇宙に関する包括的日米宇宙対話（CSD）が開催されており、安全保障分野を含む両国の宇宙政策に関する情報交換や今後の協力に関する議論を行っている。

直近のハイレベル交流については、2024年7月の日米「2＋2」において、HGVなどの脅威を探知・追尾する衛星コンステレーションや連合宇宙作戦（CSpO）イ

Space Cooperation Working Group
Comprehensive Space Dialogue
Combined Space Operations

ニシアチブ[17]の下での取組を含む二国間、多国間協力などについて歓迎することを表明した[18]。

運用面では、空自のSDA任務の遂行のためには米国との連携が不可欠であることから、米国との情報共有の具体化を進めている。また、米軍が主催する宇宙安全保障に関する多国間机上演習「シュリーバー演習」や宇宙状況監視多国間机上演習「グローバル・センチネル」などの演習への参加を継続し、多国間における宇宙空間の脅威認識の共有、SDAに関する協力や知見の蓄積などに努めているほか、米国宇宙コマンド多国間宇宙調整所(MSC) などに自衛官を派遣している。
Multinational Space Collaboration Office

### ウ　同志国などとの協力

国境という概念がない宇宙の特性上、広大な範囲の宇宙領域を監視し、把握するためには、各国と連携する必要がある。同志国とは、協議や情報共有、多国間演習への参加を通じ、防衛当局間の関係強化やSDA情報にかかる協力、部隊間の協力など様々な分野で連携や協力を行っている。2023年には、防衛省・自衛隊としてCSpOイニシアチブの参加国に加わり、2024年12月には、イタリアで開催されたCSpOイニシアチブ将官級会議に参加した。本会議での議論を通じて参加10か国による今後のさらなる連携と協力の機会を確認した。CSpOイニシアチブに参加することにより、宇宙分野における同盟国・同志国との関係をさらに強化しつつ、宇宙空間の安定的な利用の確保のための国際的な取組に積極的に関与していく。

各国との連携や協力について、オーストラリアとは防衛当局間の協議を行っており、日豪防衛宇宙パートナーシップに関する趣意書を結び、また、宇宙ワーキンググループ (SWG) を設置するなど、宇宙協力の深化を図っている。また、フランスとは宇宙に関する日仏政府間の対話や防衛当局間の協議、フランス航空・宇宙軍主催の多国間宇宙演習「AsterX（アステリクス）」への参加などを通じて連携を強化している。このほか、英国とは防衛当局間の協議、ドイツとは宇宙協力に関する専門家会議やSWG、カナダとは机上演習、インドやEUとは宇宙政策などに関する対話を通じて連携や協力を推進している。
Space Working Group



CSpOイニシアチブ将官級会議
（前列左　小笠原航空幕僚副長）（2024年12月）



多国間宇宙演習「AsterX」への参加（2025年3月）
【フランス航空・宇宙軍提供】

## 2 サイバー領域

### (1) 基本的考え方

インターネットなどで利用されるサイバー空間は、様々なサービスやコミュニティが形成されており、国民の生活に欠かせないものとなっている。また、指揮統制や組織内ネットワークなど、軍事的にも利用される重要なインフラであり、わが国の防衛にとっても領域横断作戦を遂行する上で重要な領域である。このため、サイバー空間上の情報資産やネットワークを侵害するサイバー攻撃は、社会に深刻な影響を及ぼし、国家の安全保障にとっても深刻な脅威となるものである。

サイバー領域においては、諸外国や関係省庁、民間事業者との連携により、平素から有事まで情報の収集や共有を図るとともに、わが国全体としてサイバー安全保障

17 米国をはじめとする同志国で構成され、宇宙安全保障に関して議論する多国間枠組み。防衛省・自衛隊として2023年から参加国に加わった。
18 なお、2023年1月の日米「2＋2」では、宇宙への、宇宙からのまたは宇宙における攻撃が、同盟の安全に対する明確な挑戦であると考え、一定の場合には、当該攻撃が、日米安全保障条約第5条の発動につながることがありうることを確認している。

分野における対応能力を強化していくことが重要である。防衛省・自衛隊は、サイバー安全保障分野における政府全体での取組と連携し、自らのサイバーセキュリティのレベルを高めつつ、関係省庁や重要インフラ事業者、防衛産業との連携を強化する取組を推進していく。

参照　Ⅰ部4章3節（サイバー領域をめぐる動向）、3節3項（サイバー安全保障）

### (2) 防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊は、能動的サイバー防御を含むサイバー安全保障分野における政府全体での取組と連携していく。その際、重要な情報システムなどを中心に常時継続的にリスク管理を行う態勢にするとともに、これに対応するサイバー要員を大幅に拡充する。特に高度なスキルを有する民間人材を活用することにより、高度なサイバーセキュリティを実現する。また、高いサイバーセキュリティの能力により、あらゆるサイバー脅威から自らの情報システムなどを防護するとともに、その能力を活かしてわが国全体のサイバーセキュリティの強化にも取り組んでいく。

このため、2027年度までに、サイバー攻撃[19]を受けている状況下においても、指揮統制能力や優先度が高い装備品のシステムを保全できる態勢を確立するとともに、防衛産業のサイバー防衛を下支えできる態勢を構築する。将来的には、自衛隊以外の関係省庁や民間企業が取り組むサイバーセキュリティを支援できる態勢も構築する。

参照　図表Ⅲ-1-2-10（防衛省・自衛隊におけるサイバーセキュリティ確保のための総合的施策）、資料16（防衛省のサイバーセキュリティに関する近年の取組）

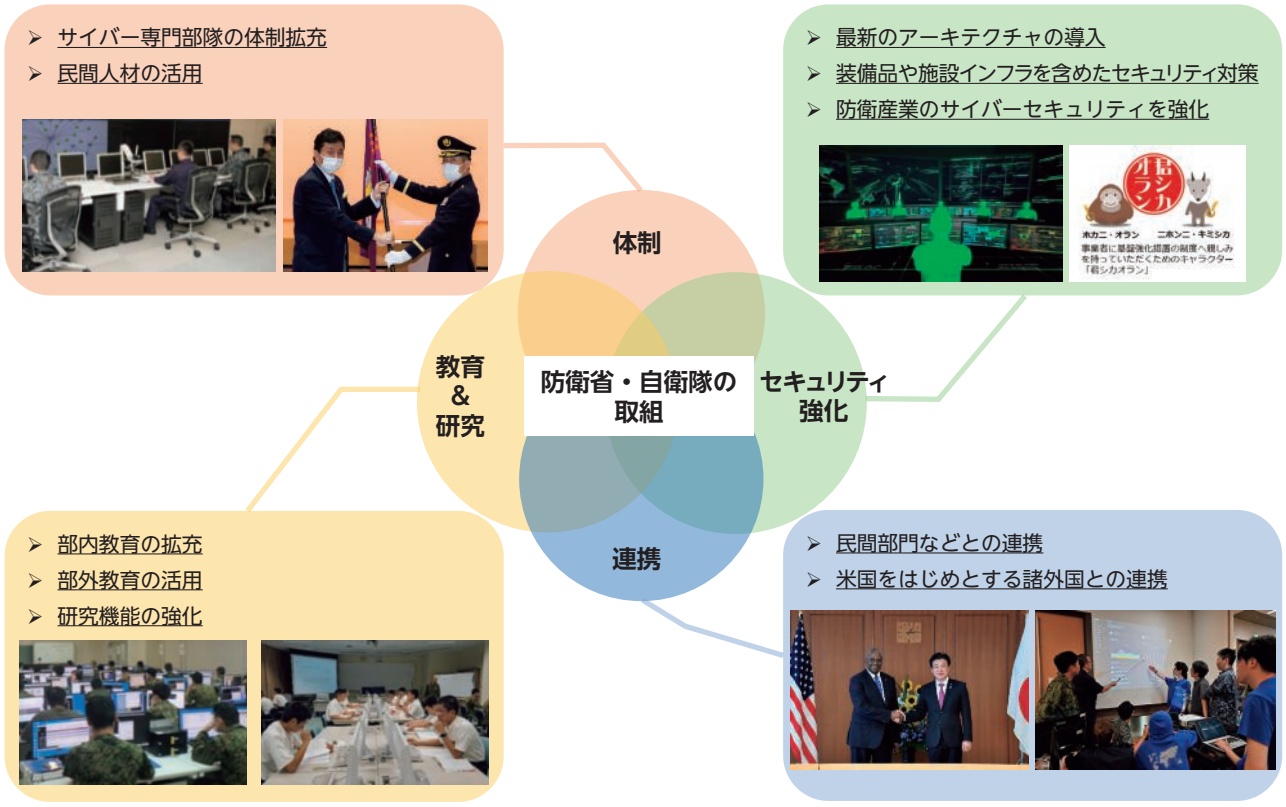


**資料**：防衛省・自衛隊の『ここが知りたい！』　自衛隊のサイバー攻撃への対応について
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/press/shiritai/cyber/index.html

**資料**：サイバーセキュリティに関する注意喚起
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/cyber/index.html

19 情報通信ネットワークや情報システムなどの悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行やDDoS攻撃（分散サービス不能攻撃）など。

図表Ⅲ-1-2-10　防衛省・自衛隊におけるサイバーセキュリティ確保のための総合的施策




## ア　サイバーセキュリティ確保のための体制整備

2022年、陸・海・空自の共同の部隊として自衛隊サイバー防衛隊を新編し、サイバー攻撃への対処のほか、陸・海・空自のサイバー専門部隊に対する訓練支援や、防衛省・自衛隊の共通のネットワークである防衛情報通信基盤[20] (DII) の管理・運用などを行っている。また、自衛隊サイバー防衛隊をはじめ、陸・海・空自のサイバー専門部隊の体制を拡充しているほか、サイバー要員の育成を推進している。2023年には防衛省整備計画局情報通信課を改編し、サイバー整備課と大臣官房参事官を新設するなど、サイバー政策の企画立案機能も強化した。

さらに、2021年から、防衛省では、サイバー領域における高度な知識やスキル、豊富な経験と実績を有する人材をサイバーセキュリティアドバイザーとして採用しているほか、民間企業において実務経験を積んだ者を採用する官民人事交流制度や役務契約などによる民間人材の活用などにも取り組んでいる。このほか、サイバーセ

Defense Information Infrastructure




サイバーコンテスト2025の広告

20　自衛隊の任務遂行に必要な情報通信基盤で、防衛省が保有し運用するマイクロ回線、通信事業者から借り上げている通信回線や衛星通信回線などの各種通信回線を利用し、データ通信網と音声通信網を構成する自衛隊共通のネットワーク。

キュリティに関する専門的知見を備えた優秀な人材を発掘することを目的とした防衛省サイバーコンテストの開催や、サイバーセキュリティの技能を持つ予備自衛官補の採用を行っている。

### イ　セキュリティ強化

サイバー攻撃などの脅威は日々高度化・巧妙化していることから、情報システムのセキュリティ対策については、一過性の「リスク排除」から継続的な「リスク管理」へ考え方を変え、情報システムの運用開始後も常時継続的にリスクを分析・評価し、必要なセキュリティ対策を行うリスク管理枠組み（RMF）を導入している。
Risk Management Framework

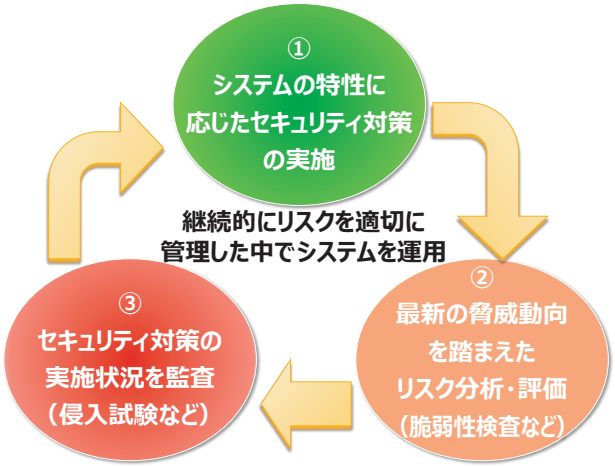
また、境界型セキュリティのみで組織内ネットワークの内部を安全に保つことができるという従来の発想を転換し、ゼロトラスト[21]の概念に基づくセキュリティ機能の導入に向けた取組を進めていく。これらにより、防衛省・自衛隊のサイバーセキュリティレベルを向上させるとともに、万が一、組織内ネットワークの内部に侵入されても情報資産を保護できる態勢を構築する。

さらに、情報システムの防護態勢を強化するため、自衛隊の情報システムを統合・共通化したクラウドを整備し、一元的なサイバーセキュリティ対策を行うほか、装備品や施設インフラシステムの防護態勢の強化や、ネットワーク内部に脅威が既に侵入している前提で内部の潜在的脅威を継続的に探索・検出するスレットハンティング機能の強化、AIを活用してサイバー攻撃の状況把握や対処などを迅速に行う支援システムの整備などを進めていく。

防衛産業のサイバーセキュリティの強化については、防衛省・自衛隊は、米国の基準であるNIST SP800-171[22]と同水準の管理策を盛り込んだ新たな情報セキュリティ基準「防衛産業サイバーセキュリティ基準」を2022年に策定した。これを受け、防衛関連企業においては、サイバーセキュリティを強化するため、保有する情報システムの改修などが進められている。

参照　図表Ⅲ-1-2-11（リスク管理枠組み（イメージ））、Ⅴ部1章1節2項4（防衛産業保全の強化）

**図表Ⅲ-1-2-11**　リスク管理枠組み（イメージ）




### ウ　教育・研究

自衛隊のサイバー防衛能力を抜本的に強化するためには、サイバーセキュリティに関する高度な知識や技能を保有する人材を育成することが重要であり、教育の拡充や民間の知見の活用も含め、積極的に人材の育成に取り組む必要がある。このため、防衛省・自衛隊は、高度な知識や技能を修得できるよう、サイバー分野に関わる隊員をサイバー攻撃に対処する専門的な部隊などに継続的かつ段階的に配属するとともに、部内教育や部外教育による人材の育成を行っている。

教育については、各自衛隊共通の教育として、2019年度から陸自通信学校（当時）においてサイバーセキュリティに関する教育を行っているほか、米国防大学サイバー戦指揮官要員課程や米陸軍サイバー戦計画者課程への隊員派遣、陸自高等工科学校へのシステム・サイバー専修コースの設置といった取組を行っている。また、2024年3月に、陸自通信学校を陸自システム通信・サイバー学校に改編し、サイバー要員を育成する教育基盤を拡充した。防衛大学校では、サイバーに関するリテラシー教育を拡充するとともに、2024年度に情報工学科をサイバー・情報工学科に改編した。さらに、各自衛隊の部隊においても一般隊員のサイバーに関するリテラシー教育を推進している。

研究面では、2023年度に防衛研究所に新設したサイ

21　組織ネットワークの内部の安全性を当然視せず、ネットワーク内外からのすべてのアクセスの真正性を動的に検証・制御することで、組織の情報資産（データ、デバイス、アプリケーションなど）を安全に保つという考え方。
22　非政府機関情報システムにおけるセキュリティ管理策であり、米国防省が注意情報を取り扱う契約企業に対して義務付けている情報セキュリティ基準。

バー安全保障研究室の研究体制を強化するとともに、防衛装備庁新世代装備研究所[23]において、サイバー攻撃による被害拡大の防止やサイバー攻撃を受けても各種装備システムの運用を継続できるよう、装備システム用サイバー防護技術の研究を進めている。

### (3) 民間企業や諸外国との連携など

サイバー攻撃に対して、迅速かつ的確に対応するためには、民間企業との協力、同盟国などとの対話や共同訓練などを通じ、サイバーセキュリティにかかる最新のリスク、対応策、技術動向を常に把握しておく必要がある。このため、民間企業や米国をはじめとする諸外国と効果的に連携している。

#### ア　民間企業などとの協力

2013年にサイバーセキュリティへの関心が高い防衛産業10社程度をメンバーとするサイバーディフェンス連携協議（CDC）を設置し、防衛省が中心となり、防衛産業間（Cyber Defense Council）において情報共有を行うとともに、情報を集約してサイバー攻撃の全体像の把握に努めている。また、毎年1回、防衛産業と共同訓練を行い、防衛省・自衛隊と防衛産業双方のサイバー攻撃対処能力の向上に取り組んでいる。

#### イ　米国との協力

米国とは、情報共有をさらに強化し、情報保全やサイバーセキュリティにかかる取組を強化していくこととしている。

2013年、日米両政府は、防衛当局間の政策協議の枠組みとして日米サイバー防衛政策ワーキンググループ（CDPWG）を設置し、サイバーに関する政策的な協議（Cyber Defense Policy Working Group）の推進、情報共有の緊密化など、幅広い分野に関する専門的・具体的な検討や意見交換などを行っている。

2015年には日米防衛協力のための指針（ガイドライン）とCDPWG共同声明が発表され、日米両政府は、迅速かつ適切な情報共有体制の構築や、自衛隊と米軍が任務遂行上必要な重要インフラの防衛のほか、各々のネットワークとシステムの抗たん性の確保や教育交流、共同演習を行うこととした。また、2019年の日米「2＋2」では、国際法がサイバー空間にも適用されることや、一定の場合には、サイバー攻撃が日米安保条約第5条にいう武力攻撃にあたりうることを確認した。さらに、2024年7月の日米「2＋2」や2025年3月の日米防衛相会談において、サイバーセキュリティにおける連携を強化することで一致したほか、日米両政府全体の枠組みである日米サイバー対話への参加や、防衛当局間の枠組みである日米ITフォーラムを継続的に開催するなど、米国との連携強化を一層推進している。

運用協力の面では、日米共同統合演習（実動演習）、日米豪共同指揮所演習などにおいてサイバー攻撃対処訓練を行い、日米共同対処能力の向上に取り組んでいる。

#### ウ　同志国などとの協力

同志国などとは、脅威認識の共有、サイバー攻撃対処に関する意見交換、多国間演習への参加などにより、連携や協力を強化することとしている。

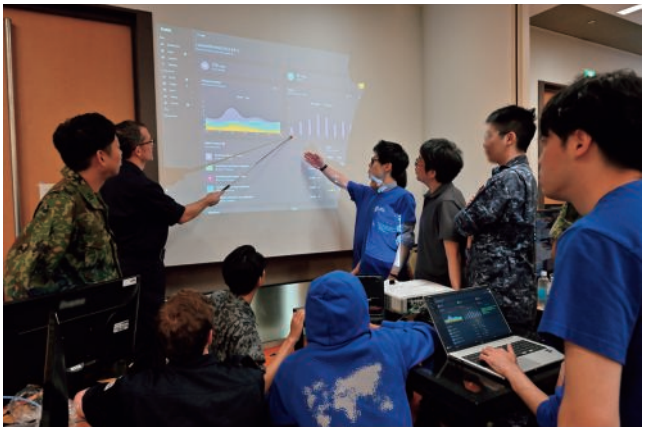
NATO（North Atlantic Treaty Organization）との間では、政府全体の枠組みである日NATOサイバー対話への参加や、防衛当局間においてサイバー空間を巡る諸課題について意見交換する日NATOサイバー防衛スタッフトークスなどを行うとともに、エストニアに設置されているNATOサイバー防衛協力センター（CCDCOE）が主催する「サイバー紛争に関する国際会議」（Cooperative Cyber Defence Centre of Excellence　サイコン　International Conference on Cyber Conflict）（CyCon）に参加している。CCDCOEには、2019年から防衛省の職員を派遣しており、2022年からは正式にCCDCOEの活動に参加している。

このほか、オーストラリア、英国、ドイツ、フランス、エストニアとの防衛当局間のサイバー協議を行っている。また、シンガポール、ベトナムなどとの防衛当局間で、ITフォーラムを行い、サイバーセキュリティを含む情報通信分野の取組や技術動向に関する意見交換を行っているほか、ASEANに対するサイバーセキュリティ分野の能力構築支援なども行っている。

訓練・演習については、自衛隊のサイバー領域の能力強化や諸外国との連携強化を目的に参加しており、2024年度は、4月にCCDCOE主催の多国間サイバー防衛演習「ロックド・シールズ2024」に日英合同チームで参加したほか、8月に米国主催の多国間サイバー競技会「テックネット・オーガスタ」、11月にオーストラリア主催の多国間サイバー訓練「サイバー・スキルズ・チャレンジ」、12月にNATO主催の多国間サイバー防

23　2024年10月、防衛装備庁は、次世代装備研究所を廃止し、新世代装備研究所を新設した。

衛演習「サイバー・コアリション」、2月に英国主催の「ディフェンス・サイバー・マーベル4」に参加した。さらに同月、陸自が多国間サイバー防護訓練「Cyber KONGO2025」を主催し、計17か国の参加国とともに、サイバー領域における能力の強化を図った[24]。



多国間サイバー防衛演習「ロックド・シールズ2024」への参加（2024年4月）
（演習参加者は自国からオンライン形式で参加（演習統裁部はエストニア））

## 3　電磁波領域

### (1) 基本的考え方

無線通信やレーダーなどで使われる電磁波は、陸・海・空、宇宙、サイバー領域に至るまで、活用範囲や用途が拡大していることから、電磁波領域における優勢を確保することは、抑止力の強化や領域横断作戦の遂行にとって極めて重要である。

このため、電磁波領域においては、相手からの通信妨害などの厳しい電磁波環境の中においても、自衛隊の電子戦やその支援能力を有効に機能させ、相手の電子妨害能力や通信を低減・無効化するなど、電子戦能力を強化する[25]。また、電磁波の管理機能を強化し、自衛隊全体でより効率的に電磁波を活用していく。

### (2) 防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊としては、電子戦能力や電磁波管理機能の強化に取り組むほか、民生用の周波数利用と自衛隊の指揮統制や情報収集活動などのための周波数利用を両立させ、自衛隊が安定的かつ柔軟に電波を利用できるよう、関係省庁と緊密に連携しつつ、電磁波領域における能力を強化する。

参照　Ⅰ部4章4節（電磁波領域をめぐる動向）

#### ア　電子妨害能力（通信・レーダー妨害能力）などの強化

わが国に侵攻する相手の通信やレーダーなどの電波利用を妨害し、相手の作戦能力を低減または無効化することは、他の領域における自衛隊の能力が劣勢であったとしても、その状況を克服する手段として非常に有効である。

陸自は、電波情報の収集や分析を行い、相手の電波利用を妨害するネットワーク電子戦システム（NEWS）を配備するとともに、相手の航空機のレーダーを無効化する対空電子戦装置の取得を開始している。また、低電力通信妨害技術や将来電磁パルス（EMP：ElectroMagnetic Pulse）装備技術の研究を進めている。さらに、小型無人機などへの対処能力の向上を図るため、高出力レーザーや高出力マイクロ波（HPM：High Power Microwave）などの指向性エネルギー技術の研究を推進している。

2025年度は、電子妨害能力をさらに向上させたネットワーク電子戦システム（NEWS）（改）の開発や、多数飛来する小型無人機に対応するための艦載用レーザーシステムの研究を開始する。



ネットワーク電子戦システム（NEWS）



24 「テックネット・オーガスタ」と「サイバー・スキルズ・チャレンジ」は2022年以降毎年参加。「サイバー・コアリション」は3年連続4回目の参加。「ディフェンス・サイバー・マーベル」は2023年以降毎年参加。「ロックド・シールズ」は2021年以降毎年参加。このほか、2022年に米国主催の多国間サイバー競技会「テックネットインド太平洋多国間Capture The Flag」に参加。

25 電磁波を用いた攻撃の一つとして、核爆発などにより瞬時に強力な電磁波を発生させ、電子機器を誤作動させたり破壊したりするEMP攻撃があるが、防衛分野のみならず国民生活全体に影響がある可能性があることから、政府全体で必要な対策を検討することとしている。

### イ　電子防護能力の強化

相手の電子妨害の効果を低減または無効化しつつ作戦を遂行するため、電子防護能力に優れたF-35A戦闘機の取得を推進するとともに、同じく電子防護能力に優れ、短距離離陸・垂直着陸が可能なF-35B戦闘機を取得する。また、電子防護能力を含むF-15戦闘機の能力向上を進めていく。

### ウ　電子戦支援能力の強化

電磁波領域で優勢を確保するためには、平素から電磁波に関する情報を収集し、分析することが重要である。空自は、電子妨害や電子防護に必要となる電波を収集する能力を強化するため、RC-2電波情報収集機の取得を推進しており、このほか、防衛省として電子作戦機の開発を行っている。

### エ　電磁波管理機能の強化

電磁波を効果的に利用して作戦を優位に進めるためには、電子戦能力の向上に加え、電磁波の周波数や利用状況を一元的に把握し、周波数の利用について調整するとともに、部隊などに適切に周波数を割り当てる必要がある。

このため、装備品の通信装置やレーダー、電子戦装置などで使用する電磁波の利用状況を把握し、モニター上で可視化するなど、電磁波管理機能の強化を進めていく。

### オ　人材育成・研究

自衛隊の電磁波領域の能力強化や専門的知見を有する隊員の育成のため、各種訓練や米国の電子戦教育課程への要員派遣などを通じ、最新の電磁波領域に関する知見の収集やノウハウの獲得を図っている。また、抗たん性を強化するための通信網の多重化の推進や、電磁パルス防護の観点を踏まえた研究などに取り組んでいる。

## 4　陸・海・空の領域

### (1) 基本的考え方

領域横断作戦の基本となる陸上防衛力、海上防衛力、航空防衛力については、海上優勢[26]や航空優勢[27]を維持、強化するため、艦艇や航空機などの着実な整備や先進的な技術を積極的に活用するとともに、無人アセットとの連携も念頭に置きつつ抜本的に強化していく。このため、各種装備品の取得や能力向上を推進し、陸・海・空の領域における能力を向上させる。

### (2) 防衛省・自衛隊の取組

陸自は、10式戦車（ヒトマル）、16式機動戦闘車（ヒトロク）、19式装輪自走155mmりゅう弾砲（ヒトキュウ）などの取得を進めているほか、現有の96式装輪装甲車（キュウロク）の後継としてフィンランドで開発された装輪装甲車（人員輸送型）AMVや、ベースとなる車体を共通化した国産の24式装輪装甲戦闘車（ニーヨン）、24式機動120mm迫撃砲、共通戦術装輪車（偵察戦闘型）（ニーヨン Armored Modular Vehicle）を取得していく。

海自は、長射程ミサイルの搭載や対潜戦機能などが強化され、かつ省人化された護衛艦の新型FFM[28]や探知能力などが向上した潜水艦、後方支援能力を強化した補給艦、探知・識別能力などを強化した能力向上型P-1哨戒機などを取得していく。

空自は、F-35A戦闘機やF-35B戦闘機を取得するほか、F-15戦闘機とF-2戦闘機の能力向上のための改修を行っていく。



24式装輪装甲戦闘車

26　海域において相手の海上戦力より優勢であり、大きな損害を受けることなく作戦を遂行できる状態。
27　航空部隊が敵から大きな妨害を受けることなく作戦を遂行できる状態。
28　FFMは、多様な任務への対応能力の向上と船体のコンパクト化を両立させた新たな護衛艦のことであり、艦種は、フリゲートの艦種記号「FF」に多目的（Multi-Purpose）と機雷（Mine）の「M」を合わせたもの。



新型FFM（イメージ）



空自で導入予定のF-35Bを艦上運用するため、護衛艦「かが」は、
米海軍と米海兵隊の支援を得てF-35Bによる艦上運用試験を米国で行った。
（2024年10月から11月）

# 5 指揮統制・情報関連機能の強化

## 1 基本的考え方

今後、戦闘様相はより一層迅速化、複雑化していくことから、部隊などの指揮官の意思決定を相手の意思決定よりも迅速かつ的確に行い、戦闘を主導的かつ有利に進めることが一層重要となる。このため、AIの導入などを含め、リアルタイム性、抗たん性、柔軟性を備えた指揮統制ネットワークを構築し、迅速かつ確実なISRT（情報収集・警戒監視・偵察・ターゲティング）（Intelligence, Surveillance, Reconnaissance and Targeting）の実現を含め、指揮統制・情報関連機能を強化していく。

具体的には、ハイブリッド戦や認知領域を含む情報戦に対処可能な情報能力を整備するとともに、衛星コンステレーションなどによるニアリアルタイムの情報収集能力を整備する。また、これまで以上に、わが国の周辺国などの意思と能力を常時継続的かつ正確に把握するため、情報の収集、整理、分析、共有、保全を実効的に行えるよう、情報本部を中心とした各種情報収集能力を強化するとともに、地理空間情報の活用を含む統合的な分析能力を抜本的に強化していく。

## 2 指揮統制機能

防衛省・自衛隊は、迅速かつ確実な指揮統制を行うため、抗たん性のあるネットワークによりリアルタイムで情報共有を行う能力を確保することで指揮統制機能を強化していく。このため、情報共有機能を強化し、各自衛隊の一元的な指揮統制を可能とする防衛省クラウド（仮称）基盤の整備や、空自の自動警戒管制システム（JADGE（ジャッジ））の大規模な換装を行い、端末のモバイル化などにより防空指令所（DC）（Japan Aerospace Defense Ground Environment Direction Center）以外においても指揮統制ができるという抗たん性の強化とHGVなどへの対処能力を向上させた次世代JADGE（仮称）を整備する。また、光電融合技術を利用し、大容量・低消費電力・低遅延が実現できるAPN（All-Photonics Network）を活用した防衛情報通信基盤の整備や陸自のクローズ系クラウドにAIを活用するための基盤の整備などを行っていく。

## 3 情報戦への対応を含む情報関連機能

### （1）情報収集・分析などの機能の強化

#### ア 軍事情報の収集と分析機能の強化

急速かつ複雑に変化する安全保障環境において、政府が的確に意思決定を行うためには、質が高く、時宜に適った情報収集・分析が不可欠である。国際情勢の急速な変化やわが国周辺における軍事活動が活発化するなか、防衛省・自衛隊は、様々な手段を適切に活用し、隙のない情報収集体制を構築していく。

防衛省・自衛隊は、平素から様々な手段により、迅速

**資料**：防衛省・自衛隊の『ここが知りたい！』 防衛駐在官について
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/press/shiritai/chuuzaikan/index.html

かつ的確に情報収集を行っている。情報収集の手段などについては、①わが国上空に飛来する軍事通信電波や電子兵器が発する電波などの収集・処理・分析、②衛星画像の収集・判読・分析、③艦艇・航空機などによる警戒監視、④各種公開情報の収集・整理、⑤各国国防機関などとの情報交換、⑥各国に派遣されている防衛駐在官などによる情報収集などがあげられる。

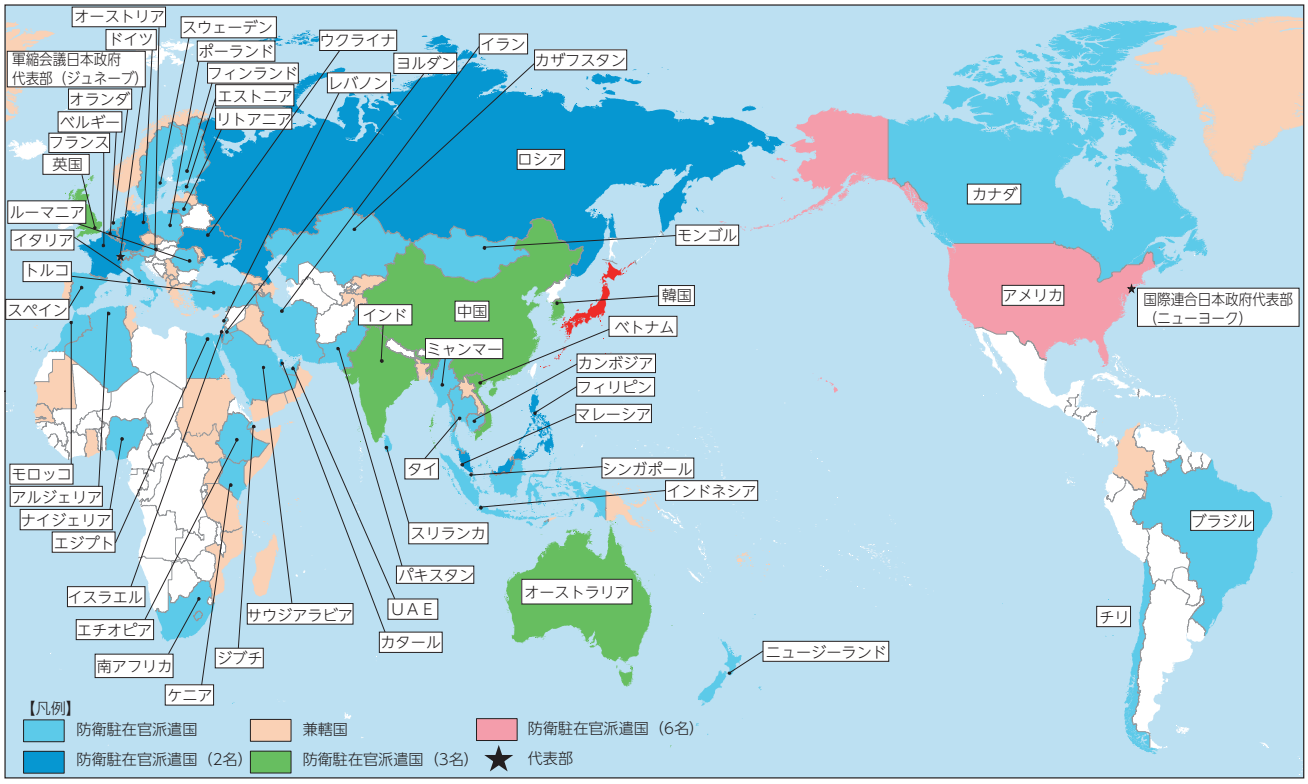
防衛駐在官については、防衛省として派遣体制の強化に加え、赴任国において効果的に情報収集活動を行うため、赴任前研修の充実・強化やキャリアパスの確保、関連情報の蓄積をはじめとした情報収集サイクルを強化するなど、防衛駐在官の支援体制の強化にも取り組んでいる。2024年度は、新たにエストニア、カンボジア、スリランカに防衛駐在官各1名を派遣するとともに、ベトナムに1名を増員した。2025年度は、新たにフィジー、ブルネイに各1名を派遣するとともに、フィリピン、フランスに各1名を増員する。

また、情報本部や陸・海・空自の情報システムの整備、各種情報収集アセット（装備品）や各通信所、沿岸監視隊の情報収集器材の維持・整備、各種情報資料の収集・整理を行い、情報分析などの機能を強化していく。

さらに、多様化するニーズに情報部門が的確に応えていくため、能力の高い情報収集・分析要員の確保や育成を進め、採用、教育・研修、人事配置などの様々な面において着実な措置を講じ、総合的な情報収集・分析機能を強化していく。さらに、情報関連の国内関係機関との協力や連携を進めるとともに、情報収集衛星により収集した情報を防衛省・自衛隊の活動により効果的に活用するために必要な措置を講じていく。

参照　図表Ⅲ-1-2-12（防衛駐在官の派遣状況（イメージ））

**図表Ⅲ-1-2-12　防衛駐在官の派遣状況（イメージ）**




## イ　情報本部

情報本部は、1997年に創設された防衛省の中央情報機関であり、わが国最大の情報機関である。情報本部では、様々な情報を収集し、国際・軍事情勢など、極めて速いスピードで変化しているわが国を取り巻く安全保障環境にかかわる分析を行っている。

国家防衛戦略において、情報本部は、情報の収集・分析に加え、わが国の防衛において情報戦対応の中心的な役割を担うとされ、国際・軍事情勢などに関する情報収集・分析・発信能力を抜本的に強化していくこととしている。

VOICE

## 各国で活躍する防衛駐在官

**（防衛駐在官とは）**

防衛駐在官は、諸外国の日本大使館などに駐在し、軍事情報の収集などを行っています。近年、防衛駐在官の業務は、派遣先国との防衛交流、防衛装備・技術協力の調整、任務・活動の際の自衛隊機の受け入れ調整など多岐にわたり、その役割は年々拡大しています。

防衛省では防衛駐在官の派遣体制の充実を図ってきており、最近では、東欧、中東、南シナ海沿岸地域などへの新規派遣・増員を実施してきており、現在53大使館2代表部に合計80人が派遣されています（2013年度の49人体制に比べて約1.6倍）。安全保障環境が一層厳しさと不確実性を増している中、防衛駐在官は、世界各地で日々奮闘し、活躍しています。近年では、イスラエルとパレスチナ武装勢力の衝突、ロシアによるウクライナ侵略、アフガニスタン、スーダン、エチオピアなどの軍事衝突においても、防衛駐在官は軍事専門的知見を活かしてさまざまな情報収集をタイムリーに行っています。



在オーストラリア大使館の天皇誕生日レセプションにおける
大使と防衛省からの出向者

**（在レバノン防衛駐在官　1等陸佐　樋口（ひぐち）　智也（ともなり））**

2024年10月、在レバノン邦人等輸送が行われました。レバノンでは特に同年9月下旬以降、ベイルートの日本大使館近傍を含め多くの地区でイスラエル軍による空爆が連日行われるとともに、常にイスラエル軍の無人機のローター音が上空から聞こえるなど、身近に危険が迫っていると感じる状況でした。このような状況により活動が著しく制限される中、各国の状況、特に輸送の発動時期を失しないように各国武官などから情報収集し、レバノン国軍担当者などと調整しました。レバノンや周辺国は不安定な状況が継続しており、引き続き緊張感を持って任務に邁進します。



邦人輸送にかかる英国担当者との会談（筆者は中央）

**（在インドネシア防衛駐在官　1等海佐　濱川（はまかわ）　翔（しょう））**

Selamat Siang（こんにちは）。インドネシア防衛駐在官として勤務しております。約30年前に当地で防衛駐在官を務めた父の姿に憧れを抱き、入隊後は「インドネシア防衛駐在官になりたい」との想いを胸に任務に邁進、幸運にも2018年にインドネシア海軍大学への留学機会を頂き、2023年から念願の防衛駐在官となりました。ほとばしる情熱を持って頑張れば、希望に沿う職種に就けるのも、自衛隊の魅力の一つと言えます。

2022年には弟が同大学への留学機会を頂き、家族で日インドネシア防衛協力に寄与できることを大変嬉しく思っております。

**（在米国防衛駐在官　1等空佐　中里（なかざと）　悠花（ゆうか））**

熱気に包まれた大統領選挙。異例の寒波の中始動した第2次トランプ政権。次々と実行される改革。国民の将来への期待と不安。「一人でも世界を変えることができる」まるで映画の中にいるようです。一方、一部を見て米国は語れません。人口約3億人、面積日本の約25倍、世界一の軍隊。唯一の同盟国の防衛駐在官として大局的かつ多角的な情報収集が要求されます。この情報収集を支えるのは人間関係だと実感しています。今後も航空自衛官である夫（配偶者同行休業中）と協力し、多くの人に会い、話し、信頼関係を築き、任務に邁進します。



スーパーガルーダシールド（多国間演習）の調整釈（筆者は右端）



空軍武官団役員との1枚（筆者は前列左）



政治・法務・治安担当調整大臣府次官との意見交換
（筆者は右から2番目）



日米同盟に関して講演する筆者

情報本部は、陸・海・空の自衛官と事務官・技官（語学系、技術系、行政・一般事務）からなる組織であり、自衛官は各部隊などで培った経験や知見を、事務官・技官は語学、技術などの専門的な知識を駆使し、一丸となって業務に従事している。具体的には、電波情報、画像・地理情報、公開情報（新聞、インターネットなど）、関係者との意見交換など、様々な情報源から得た情報に基づき、軍事的、政治的、経済的要因を含む様々な観点から総合的な分析を行っている。

また、情報本部では、宇宙・サイバー・電磁波の領域における情報収集・分析機能を強化しており、例えば、サイバー空間における脅威の動向について、公開情報の収集や諸外国との情報交換など、必要な情報の収集・分析を行っている。

情報本部の情報業務の成果は、分析プロダクトとして、内閣総理大臣、防衛大臣、内閣官房国家安全保障局、内閣情報調査室や陸・海・空自の各部隊に対して適時適切に提供され、政策判断や部隊運用を支えている。また、関係省庁や諸外国カウンターパートとの情報交流も積極的に行っている。

### ウ　情報保全に関する取組

防衛省・自衛隊においては、従来から、秘匿性の高い様々な情報を適切に保護するため、特定秘密保護法[29]などの関係法令に従い、関係省庁・部局間で連携しつつ、必要な情報保全のための体制整備に取り組んできた。

しかしながら、2020年、海自情報業務群司令（当時）が、かつて上司であった秘密を取り扱う資格のない者に対してブリーフィングを行い、特定秘密などの情報を故意に漏らしたことが判明した。これを受けて2023年、元職員との面会やブリーフィングにおける対応要領、管理者や退職する職員に対する保全教育の制度化などの再発防止策を策定し、浜田防衛大臣（当時）より全職員に対して周知徹底された。

また、2022年に、海自の護衛艦「いなづま」の当時の艦長が、特定秘密の適性評価が未実施の隊員を特定秘密取扱職員に指名し、特定秘密の情報を取り扱わせていたことが判明した。さらに、2023年に、北部方面隊隷下の部隊指揮官が訓練において指示・伝達を行った際、特定秘密の情報を知るべき立場にない隊員に対して特定秘密の情報を漏らしたことが判明した。

このような事案が生起したことを防衛省・自衛隊は深刻に受け止め、2024年4月、本件の調査結果と懲戒処分について公表すると同時に、再発防止に関する防衛大臣指示を発出し、改めて特定秘密保護法に基づく関連規則の適切な運用について、防衛省・自衛隊全体に対して点検を指示したほか、防衛副大臣を委員長とする「特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会」において、より実効的な再発防止策について集中的に検討を行い、情報保全のより一層の徹底を図ることとした。

この点検の結果、護衛艦において適性評価未実施の隊員が特定秘密を知ることができる状態に置かれていた事案が35件確認され、転入に伴い必要となる適性評価を行わずに特定秘密取扱職員に指名した事案を含め、特定秘密保護法上の漏えいと評価される事案が計43件確認されたほか、特定秘密に関する手続に誤りがあった事案が15件確認されたことから、同年7月、これらの事案の調査結果とともに事務次官を含む総数121名の懲戒処分などを公表した。

以上のような防衛省の事案の公表を受け、衆議院および参議院情報監視審査会からは、「当審査会の令和5年の勧告を重く受け止めず、特定秘密の保全に真摯に取り組んでこなかったことの証左（しょうさ）」、「わが国の情報保全体制に対する信頼を著しく損なう事案が立て続けに生じたことは極めて遺憾である」との厳しい指摘を受けるとともに、確認された事案のほかに特定秘密の漏えいなどが生じた事例がないか防衛省全体で徹底調査すべき旨の勧告を受けるに至った。

その後の同年8月、衆議院および参議院情報監視審査会のこれら勧告を踏まえ、大規模な定期異動の時期を機に、他の行政機関から異動してきた職員に対する適性評価の実施状況について防衛省・自衛隊全体で点検を実施した結果、特定秘密保護法上の漏えいと評価される事案が32件確認されたほか、特定秘密の管理にかかる手続に瑕疵（かし）があった事案が69件確認された。

さらに、特定秘密を取り扱えない防衛省内のネットワーク[30]上に特定秘密文書の電子データが保存されていることが確認され、特定秘密の漏えいがあったと評価した事案も確認した。

29　特定秘密の保護に関する法律
30　防衛省中央OAネットワーク・システム

頻発する事案を受け、防衛省は、これまでの再発防止策が、本質的な問題に切り込まない表面的なものとなっていたのではないかという問題意識を持ちつつ事案の調査を行い、その結果を踏まえ、①部隊運用の実情に即した情報保全の在り方の検討、②情報保全意識の向上および情報保全教育の抜本的改善、③既存の制度運用の改善・情報保全に関する制度の改正、④総合秘密保全システム（仮称）[31]の導入によるヒューマン・エラーの局限、⑤外部有識者会議の設置を含む防衛省における情報保全業務体制の強化、⑥特定秘密の漏えい事案などにかかる防衛省・自衛隊全体の調査とその進捗管理、といった真に実効性のある再発防止策を構築した。

防衛省・自衛隊は、情報保全に対する考え方や体制を抜本的に改めるとともに、法律や規範を確実に遵守する組織風土への改善に向け、防衛省・自衛隊全体で取り組むこととした。

参照　図表Ⅲ-1-2-13（特定秘密漏えい事案などにかかる再発防止策）

図表Ⅲ-1-2-13　特定秘密漏えい事案などにかかる再発防止策

**再発防止策の再構築**

○　これまでの特定秘密の情報保全事案について、広く事案の原因分析を行ったところ以下のとおり。

① **部隊運用と情報保全の乖離**
② 総花的・画一的な教育など**保全教育の在り方**
③ **制度の運用不備および活用不足**
④ 保全業務の現場における**ヒューマン・エラーへの対応不足**
⑤ 防衛省における**情報保全業務体制の不備**

○　特定秘密等の保全事案が頻発している防衛省として、**これまでの再発防止策が本質的な問題に切り込まない表層的なものとなっていたのではないかという問題意識**を持ちつつ事案の調査を実施。その上で、再発防止策の策定に当たっては、**真に実効性のある再発防止策を構築**。

① **部隊運用の実情に即した情報保全の在り方の検討**
部隊行動の実態と情報保全措置の間に乖離が生じていないかについて、検証、制度改正等を実施。

② **情報保全意識の向上および情報保全教育の抜本的改善**
被教育者のレベルや役職に応じた教育の実施および確認試験等を通じた情報保全教育を徹底。

③ **既存の制度運用の改善・情報保全に関する制度の改正**
特定秘密取扱職員の確実な指名および適性評価の迅速な実施、定期検査などの運用改善。

④ **総合秘密保全システム（仮称）によるヒューマン・エラーの局限**
適性評価の実施状況を一括管理し、適性評価未実施の職員を特定秘密取扱職員に指名できないようにするシステムの一部運用を今年度中に開始。

⑤ **防衛省における情報保全業務体制の強化**
大臣官房参事官の新設、大臣官房公文書監理官への保全監察業務のタスキング、外部有識者会議の設置などを行い、体制を強化。

⑥ **特定秘密の漏えい事案等発生時の対応**
特定秘密漏えいのおそれがある事案を認知した場合の更なる漏えいを防ぐための基本的措置を規則化。また、漏えい事案発生時には、引き続き、速やかに衆・参情報監視審査会に報告し、対外公表。

## (2) 認知領域を含む情報戦などへの対処

### ア　認知領域を含む情報戦

国際社会においては、紛争が生起していない段階から、偽（にせ）情報や戦略的な情報発信など、人の認知に働きかけることにより、他国の世論や意思決定に影響を及ぼし、自らの意思決定への影響を防ぐことで、自らに有利な安全保障環境を構築しようとする情報戦が行われている。このような状況を踏まえ、わが国は認知領域を含む情報戦に確実に対処できる体制・態勢を構築することとしている。

31　適性評価の申請・登録をはじめ、保全区画への入退室記録、秘密文書へのアクセス履歴などを一元的に管理するシステム

参照　Ⅰ部4章1節4項（情報関連技術の広まりと情報戦）

### イ　防衛省・自衛隊の取組

厳しさを増す安全保障環境やIT技術（Information Technology）を含む技術革新の急速な進展などに伴い、認知領域を含む情報戦などの新たな戦い方に対応していくことが重要である。特に、ロシアによるウクライナ侵略やイスラエル・パレスチナ武装勢力間の衝突の状況を踏まえれば、わが国防衛の観点から、偽情報を見破り、分析し、迅速かつ適切に正しい情報を発信するなど、認知領域を含む情報戦への対応が急務である。

防衛省・自衛隊においては、2027年までに認知領域を含む情報戦に確実に対処可能な情報能力を整備することとしており、情報本部においては、各国による情報発信の真偽を見極めるためのSNS情報などを自動収集する機能を整備するなど、政策部門や運用部門と緊密に連携しつつ、情報の収集・分析・発信のあらゆる段階において必要な措置を講じている。

2024年度には、情報戦対応にかかる情報の収集・分析・発信に関する体制強化のため、情報本部に当該業務を行う情報官と専門部署を設置したほか、防衛省の内部部局に、省内における認知領域を含む情報戦対応の司令塔機能として、情報戦対応班を新設した。また、AIを活用した公開情報、SNSなどの自動収集・分析機能の整備や、情報見積りに関する将来予測サービスを活用し、情報の真偽を見極めるなどの取組を開始している。さらに、陸・海・空自の基幹部隊の見直しを行い、情報戦部隊を新編することとしており、2025年度については、陸自情報作戦隊（仮称）、海自情報作戦集団を新編する予定である。

あわせて、同盟国・同志国などとの情報共有や共同訓練などを行うことにより、国際社会の趨勢を踏まえたさらなる能力の強化に努める。

こうした各種措置のほか、防衛力の中核である自衛隊員が偽情報に惑わされ、的確な意思決定や行動が阻害されることのないよう、隊員一人一人が偽情報の危険性を理解し、常日頃から物事を冷静に捉え、客観的に分析できる姿勢を涵養することが求められる。このため、教育などの機会を通じ、必要な素養の習得やサイバー/メディア・リテラシーの向上などを図り、情報保全体制のさらなる強化に取り組む。また、外国から発信された防衛省・自衛隊に関する偽情報の事例の一例を公表することなどにより、正確な情報の発信にも取り組む。

参照　1節2項5（認知領域を含む情報戦への対応）

## 6　機動展開能力の強化と国民保護の取組など

### 1　基本的考え方

海に囲まれ長大な海岸線を持ち、本土から離れた多くの島嶼を有するわが国の地理的特性を踏まえると、わが国に対して侵攻があった場合は、平素から地域に配備している部隊だけが対処するのではなく、状況に応じて必要な部隊（人員、装備品、補給品など）を迅速に機動展開させ、侵攻する部隊の接近や上陸を阻止する必要がある。

このため、自衛隊の海上・航空輸送力を強化するとともに、民間資金等活用事業（PFI）（Private Finance Initiative）などの民間輸送力も最大限活用することにより機動展開能力を強化する。

また、機動展開能力の強化を進めつつ、わが国への侵攻があった場合に速やかに対処する態勢も保持する必要があることから、特に南西地域において必要な部隊の配備を進め、防衛体制を強化するほか、自衛隊の輸送や補給などをより円滑に行えるよう、統合による後方補給態勢を強化するとともに、特に島嶼部が集中する南西地域における空港・港湾施設等の利用可能範囲の拡大や、全国の補給処などの改修を積極的に推進していく。

さらに、自衛隊は、強化した機動展開能力を住民避難に活用するなど、国民保護の取組についても行っていく。

参照　3節2項（公共インフラ整備）

### 2　防衛省・自衛隊の取組

#### （1）機動展開能力の強化

防衛省・自衛隊は、輸送船舶、輸送機、輸送ヘリコプターなどを取得し、自衛隊自身の海上輸送力や航空輸送力を強化する。このため、2024年度は、陸自と空自はCH-47輸送ヘリコプターなどを取得するために予算を計上した。また、南西地域への機動展開能力を向上させるため、2025年3月、海自呉地区（広島県）において、陸・海・空自の共同の部隊として自衛隊海上輸送群を新編し、2隻の輸送船舶を配備した。2025年度は、輸送船

解説

## 自衛隊海上輸送群の新編

防衛省は、2025年3月24日をもって陸・海・空自衛隊の共同の部隊として「自衛隊海上輸送群」を海自呉地区（広島県呉市）に新編しました。

自衛隊が島嶼（とうしょ）防衛を万全に行うためには、全国各地から島嶼部に自衛隊の部隊や装備品等を継続的に輸送する必要があり、迅速かつ確実な輸送のためには、航空機による輸送に適さない重装備や一度に大量の物資などを輸送できる海上輸送力の強化が重要です。

このため、防衛力整備計画において、各種輸送アセットの取得に加え、統合運用体制のもと、島嶼部への機動展開能力を強化することを目的として共同の部隊となる自衛隊海上輸送群を新編することとしました。

自衛隊海上輸送群は、統合運用により陸・海・空自の部隊や装備品等の輸送任務を専門的に担う海上輸送部隊ですが、乗組員は陸自の装備品や部隊運用の知見を有する陸上自衛官と艦艇運用の知見を有する海上自衛官とが協力して部隊を運用していくこととしています。

このため、2019年より海自の術科学校や部隊において、陸自隊員が海上輸送群の基幹要員、すなわち「船乗り」になるため、艦艇の運航や機関の運転・整備、通信等に必要な知識・技能について、海自隊員とともに同じ教育課程に入校するなど、基幹要員の育成を進めてきました。

海上輸送群には、これまで大型トラックなどの大型車両の操縦手として任務に当たってきた隊員をはじめ、地上戦闘を担う普通科、火砲を扱ってきた特科、戦車等を操縦してきた機甲科など、様々な職種出身の陸自隊員が配属されています。彼らは陸上自衛官として入隊以降、これまでの職種とは異なる新たな道を切り開き、「船乗り」となるべく、教育や訓練に果敢に挑み、部隊運用に必要な知識や技能を磨き、部隊の新編に向け、着実に準備を進めてきました。

自衛隊海上輸送群の新編によって、大小多くの島々が点在する南西地域において、より迅速かつ確実な輸送が可能となり、海上輸送力ひいては統合輸送能力を強化し、島嶼防衛に万全を期してまいります。



新編行事の状況




進水した輸送艦「にほんばれ」（2024年10月）



新編した第８地対艦ミサイル連隊（2025年３月）




大湊地区隊新編行事における金子防衛大臣政務官（2025年３月）

舶やヘリコプターの取得を引き続き推進するとともに、空自はKC-46A空中給油・輸送機を取得することとしている。

PFIについても、自衛隊の海上輸送力を補うため、車両やコンテナを大量に輸送できる民間船舶を確保し、活用していく。

### (2) 南西地域を含む防衛体制の強化

防衛省・自衛隊は、南西地域の防衛体制強化のため、九州・南西地域における部隊の配備を進めてきた。特に陸自は、与那国島（沖縄県）、宮古島（沖縄県）、奄美大島（鹿児島県）、石垣島（沖縄県）に駐屯地を新設し、沿岸監視隊、警備隊、地対艦誘導弾部隊、地対空誘導弾部隊などを配備してきた。

また、陸自は、2025年３月、湯布院駐屯地（大分県）に第８地対艦ミサイル連隊を新編したほか、同年７月には、長崎県佐世保市などに所在する水陸機動団とV-22（オスプレイ）を一体的に運用できる体制を構築するため、佐賀空港（佐賀県）に隣接する佐賀駐屯地（仮称）を開設し、木更津駐屯地（千葉県）に暫定配備しているオスプレイを運用する輸送航空隊を移駐する予定である。

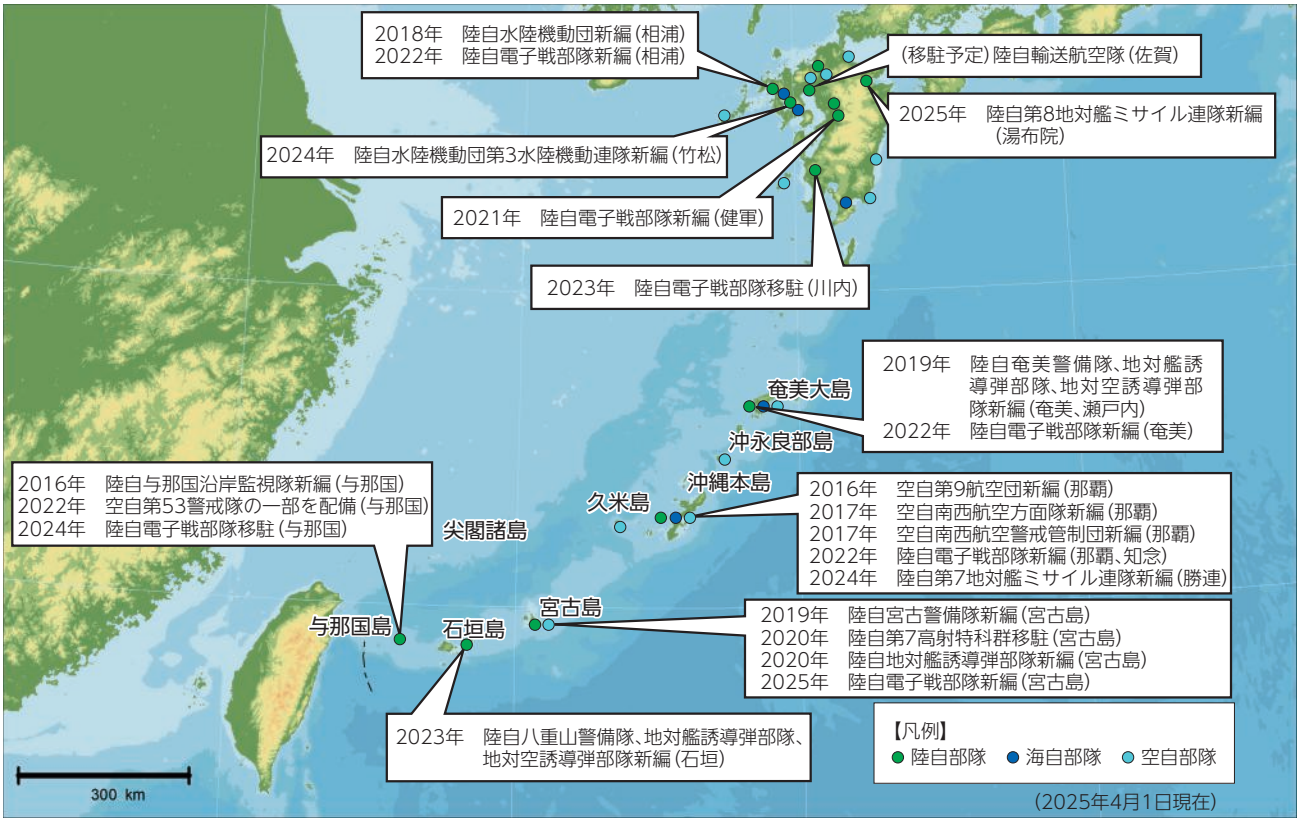
今後、陸自は、南西地域の防衛体制を強化するため、沖縄県に所在する第15旅団の師団への改編や、南西地域において補給処支処の新編などを予定している。

空自は、2025年３月、新田原基地（宮崎県）に臨時F-35B飛行隊を新設したほか、太平洋側の島嶼部に隙のない情報収集・警戒監視態勢を構築するため、北大東島（沖縄県）への移動式警戒管制レーダーなどの配備を進めていくこととしている。

南西地域以外について、海自は、2025年３月に、北方から太平洋にかけての沿岸の警戒監視任務をより迅速かつ効率的に行うため、大湊警備区を横須賀警備区に統合するとともに、大湊地区において引き続き後方支援や地元自治体との連絡調整、災害派遣などを行う大湊地区隊を横須賀地方隊の隷下に新編した。2025年度においては、陸自は、輸送を含む後方支援体制を強化するため、補給統制本部を改編して各補給処を一元的に指揮監督する補給本部を新編するほか、後方支援体制の強化の一環として、武器学校、需品学校および輸送学校を廃止して後方支援学校（仮称）を新編する。また、海自は、護衛艦隊、掃海隊群などの水上艦艇部隊を一元的に指揮監督する体制とするため、水上艦隊を新編する予定である。

参照　図表Ⅲ-1-2-14（九州・南西地域における主要部隊新編状況（2016年以降））

図表Ⅲ-1-2-14　九州・南西地域における主要部隊新編状況（2016年以降）




## (3) 国民保護の取組

### ア　政府の取組

度重なる北朝鮮による弾道ミサイルなどの発射、特に日本列島越えの弾道ミサイル発射に伴うJアラートの発出などにより、国民保護の取組への関心や、防衛省・自衛隊の役割に対する期待が高まっている。国民保護は国家防衛戦略における防衛力の抜本的強化の柱の一つであることから、防衛省・自衛隊としても、積極的に取り組んでいくこととしている。

2005年、政府は、国民保護法第32条に基づき、国民の保護に関する基本指針を策定した。この基本指針においては、武力攻撃事態の想定を、①着上陸侵攻、②ゲリラや特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル攻撃、④航空攻撃の4つの類型に整理し、その類型に応じた国民保護措置を行うにあたっての留意事項を定めている。

なお、弾道ミサイルなどによる武力攻撃事態から住民の生命、身体を保護するため必要な機能を備えた避難施設の整備は、被害を防止するための措置であるとともに、弾道ミサイル攻撃などに対する抑止にもつながる観点も踏まえ、政府で検討を行っている。2024年3月、政府は、輸送手段に大きな制約があり、かつ、避難先地域が遠距離にあるといった避難の困難性などがある地域では、一定期間避難可能で堅ろうな避難施設としての「特定臨時避難施設[32]」を整備するなど、必要な避難施設を確保する取組の基本的考え方を示すとともに、特定臨時避難施設が備えるべき技術的な仕様などを規定した「特定臨時避難施設の技術ガイドライン」を策定した。

武力攻撃などが発生した場合、国民の命を守りながらわが国への侵攻に対処するにあたっては、国の行政機関、地方公共団体、公共機関、民間事業者が協力・連携して統合的に取り組む必要がある。

政府としては、武力攻撃より十分に先立って、南西地

32　①住民などが広域避難を行う場合に、輸送手段が航空機または船舶に限られるとともに、避難先地域が遠距離にあるために船舶での輸送時には沿海区域を越えた避難が必要な離島に所在するといった、避難の困難性がある、②全ての住民などの広域避難を想定した避難実施要領のパターンについて、作成・公表を行うとともに、当該避難実施要領のパターンを活用して、国と都道府県が共同で行う国民保護訓練を実施している、という2つの要件を満たす市町村において、市町村が、国の財政措置を受けて、公共・公用施設の地下（平素は会議室、駐車場などの避難施設以外の用途に利用）に整備することとされている。

域を含む住民を速やかに避難させるため、円滑な避難に関する計画の速やかな策定、官民の輸送手段の確保、空港・港湾などの公共インフラの整備と利用調整、様々な種類の避難施設の確保、国際機関との連携などを行うこととしている。また、こうした取組の実効性を高めるため、住民避難などの各種訓練の実施と検証を行ったうえで、国、地方公共団体、指定公共機関などとの連携を推進しつつ、制度面を含む必要な施策の検討を行うこととしている。

防衛省・自衛隊としては、これらの施策への参画や協力に加え、自衛隊が使用する民間船舶・航空機や自衛隊の各種輸送アセットを利用した国民保護措置を計画的に行えるよう調整・協力することとしているほか、国民保護にも対応できるように、自衛隊の部隊の強化、予備自衛官の活用などの各種施策を推進している。

参照　図表Ⅲ-1-2-15（弾道ミサイル飛来時の行動について（リーフレット））

図表Ⅲ-1-2-15　弾道ミサイル飛来時の行動について（リーフレット）




### イ　防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊は、国民保護措置として、警察、消防、海上保安庁など様々な関係省庁と連携しつつ、被害状況の確認、人命救助、住民避難の支援などを行うこととしている。

この国民保護措置の的確かつ迅速な実施のためには、平素から関係機関と連携態勢を構築しておくことが必須であり、防衛省・自衛隊として地方公共団体などとの平素からの連携を深めるとともに、政府全体として武力攻撃事態などを念頭に置いた国民保護訓練を強化することとしている。

具体的な取組としては、地方公共団体などとの連携のため、陸・海・空自の主要な総監部、司令部、自衛隊地方協力本部などに、平素から緊密な連絡調整を担当する部署を設置し、国民保護専門官（事務官）などを配置している。

また、国民保護措置に関する施策を総合的に推進するため、都道府県や市町村に国民保護協議会が設置されており、各自衛隊に所属する者や地方防衛局に所属する職員が委員に任命されている。加えて、地方公共団体は、退職自衛官を危機管理監などとして採用し、防衛省・自衛隊との連携や、国民保護訓練などの企画や実施に活用

している。

さらに、防衛省・自衛隊は、関係省庁の協力のもと、地方公共団体などの参加も得て国民保護訓練を主催しているほか、関係省庁や地方公共団体が行う国民保護訓練にも積極的に参加し、協力している。

参照　資料17（国民保護にかかる国と地方公共団体との共同訓練への防衛省・自衛隊の参加状況（2024年度））




令和6年度鳥取県国民保護共同実動・図上訓練において
地方公共団体などと調整する自衛官（2024年11月）

# 7　持続性・強靱性の強化

## 1　基本的考え方

防衛省・自衛隊は、2027年度までの最優先課題の一つとして、持続性・強靱性を挙げており、具体的には、弾薬・燃料の確保、装備品の可動数の向上、防衛施設の強靱化を加速させるとしている。自衛隊の弾薬や燃料の数量、装備品の可動数などは、敵の攻撃や侵攻を阻止し、粘り強く戦い続けるという継戦能力を示すものである。わが国を守り抜くためには継戦能力を充実させる必要があるが、現在の自衛隊の継戦能力は必ずしも十分ではない。このため、防衛省・自衛隊は、弾薬の生産能力の向上や火薬庫の整備を進め、必要十分な弾薬を早急に確保するとともに、燃料についても必要十分な量を確保していく。また、定期整備などを行っている装備品以外は全て可動できる体制を早急に確立する。

また、自衛隊員の安全を確保し、有事において作戦能力を容易に喪失しないよう、主要司令部などの地下化や構造強化、施設の離隔距離の確保、施設の集約化を行うとともに、隊舎・宿舎の整備や老朽化対策を行う。さらに、装備品の隠ぺいや欺まんなどを図り、抗たん性を向上させるほか、津波などの災害に対する施設やインフラの強靱化も推進する。

## 2　弾薬の確保

自衛隊は、小銃や拳銃の銃弾、戦車や火砲の砲弾、戦闘機や艦艇のミサイルなど多種多様な弾薬を保有している。

しかしながら、近年は、弾薬にかかる技術や性能が高度化して価格が上昇するなどにより、弾薬の十分な確保に影響を及ぼしている。また、受注減などの影響により、弾薬製造企業が事業から撤退し、撤退した企業の部品を代替企業が製造したが、当初、製造期間の長期化や製造コストの上昇が発生し、弾薬確保がさらに困難なものとなる事例も発生していた。

このほか、火薬庫の整備に時間が掛かることに加え、ミサイルなどの大型化などにより、既存の火薬庫の容積が不足するという問題もある。

このような状況を踏まえ、国家防衛戦略では、2027年度までに弾薬の不足を解消することとしている。防衛省・自衛隊は、優先度の高いスタンド・オフ・ミサイルとして、12式地対艦誘導弾能力向上型のミサイルの取得を2023年度から開始するとともに、トマホークは当初の予定よりも1年前倒して2025年度から取得を開始する。また、統合防空ミサイル防衛能力を強化するためのミサイルとして、陸自03式中距離地対空誘導弾（改善型）能力向上型、海自イージス艦に搭載するSM-3ブロックⅡAやSM-6、空自ペトリオットが運用するPAC-3MSEなども必要な数量を早期に取得するほか、銃弾や砲弾、その他のミサイルなども必要な数量を早期に確保していく。

加えて、早期かつ安定的に弾薬を確保するため、弾薬の製造企業などの防衛産業による国内製造態勢の拡充などを後押しするほか、弾薬の大型化や保管場所の確保に対応するため、火薬庫の増設や不用となった弾薬の廃棄を促進させる。

参照　図表Ⅲ-1-2-16（主要なミサイルと火薬庫）、1項（スタンド・オフ防衛能力の強化）

**図表Ⅲ-1-2-16**　主要なミサイルと火薬庫


SM-3ブロックⅡA


SM-6


中距離多目的誘導弾


155㎜榴弾砲用弾薬


5.56㎜火器用弾薬


23式艦対空誘導弾
（イメージ）


23式空対艦誘導弾
（イメージ）


AIM－120（イメージ）


AAM－4B（イメージ）


03式中距離
地対空誘導弾（改善型）


12式地対艦誘導弾
能力向上型


PAC-3MSE


火薬庫（一例）

## 3　燃料の確保

自衛隊の作戦や行動に必要な燃料を早期かつ安定的に確保するため、燃料タンクの整備や民間の燃料タンクの借り上げを行うこととしている。例えば、海自においては、燃料の使用実績や既設タンクの容量などを基準として段階的に燃料タンクの整備を行っているほか、艦船用燃料の確保を補完する措置として、年間を通じて燃料の保管や受払業務ができる民間の燃料タンクも借り上げていく。

## 4　装備品の可動状況の改善

### (1) 装備品の可動状況の現状

自衛隊の装備品は、一般的に民生品の使用条件よりも過酷な状況で使用することから、頻繁な整備や部品交換が発生するという特性をもっている。このため、予備の部品を一定数保有しておく必要がある。

一方、装備品の高性能化などに伴い、部品の調達単価や整備費用が上昇しており、維持整備予算も増加させてきているが、必ずしも十分ではなかったことから、部品不足により装備品が非可動となる状況も発生している。また、一部の装備品では、可動状態にない同じ装備品から部品を取り外し、転用して整備を実施しており、部品の取り外しと取り付けとで、通常の部品交換の2倍の作業量が必要となり、部隊に過度な負担を強いる状況にもなっている。このため、引き続き維持整備費を大幅に確保し、部品不足による非可動を解消して、2027年度までに装備品の可動数を最大にすることとしている。

### (2) 装備品の可動数の向上

#### ア　部品の確保

部品の確保については、装備品の高性能化などに対応しつつ、リードタイム（部品の納入までの期間）を考慮した部品費と修理費の確保により、部品不足による非可動を解消していく。このため、例えば部品の需要量をAIにより見積もる機能を補給管理システムに付加するなど、需給予測を精緻化し、部品の適正在庫を確保するほか、主要な補給倉庫を自動化・省人化、システム化することにより、正確な在庫管理を可能とし、部隊のニーズに応じて迅速に部品を供給することとしている。

#### イ　部外委託の推進

装備品の可動数を増やすにあたり、限られた資源を有効に活用するため、装備品の維持整備を部外委託するなど、部外力を活用している。

一部の装備品においては、維持整備計画の分析や、必要なデータ収集などを行い、検査や整備項目の削減を目指す部外委託の取組を行っており、より効率的な維持整備のための取組を推進している。これらの取組により、維持整備業務に従事する隊員や部隊の負担を軽減しつつ、装備品の可動数の向上を図っていく。

#### ウ　デジタルトランスフォーメーション（DX）の導入

Digital Transformation

各種業務を効率的に実施していくためには、最新のデジタル基盤を導入するなどのデジタルトランスフォーメーション（DX）を通じて、業務のあり方を大きく変革していく必要がある。このため、防衛省・自衛隊は、後方支援分野において、DXの導入を推進し、装備品の維持整備の最適化を図っていく。具体的には、AIを活用した補給管理システムを導入するほか、部品などの在庫状況をより一層適切に把握するため、電波によりICタグ（Integrated Circuit）の情報を非接触で読み書きする自動認証技術（RFID）（Radio Frequency IDentification）や、装備品の部品などを応急的に製造するための3Dプリンターについて、実証試験の成果も踏まえ、その導入を図ることにより、在庫管理などの効率化を進め、維持整備体制を最適化していく。

#### エ　PBL[33]などの包括契約の拡大

Performance Based Logistics

2012年度から航空機を対象としたPBL契約を締結していたが、2021年度には艦船用ガスタービン機関のPBL契約を締結するなど、対象範囲を拡大している。効果的・効率的な維持整備を実現するために費用対効果を検証しつつ、装備品の可動数の向上につながるPBLの適用対象の拡大に取り組んでいく。

## 5　施設の強靭化

### (1) 自衛隊施設の現状と取組

自衛隊施設は築年数が古いものが多く、施設の約4割が旧耐震基準で建設されているため、隊員の安全を確保し、有事においても容易に機能を失わないよう整備する必要がある。このため、駐屯地や基地などの全体（283地区）が保有する20,000棟以上の自衛隊施設を調査し、建替えなどの整備計画（マスタープラン（MP））（Master Plan）を作成して、優先順位を付けながら施設の建替えなどを効率的に進めている。

このほか、災害対策として、浸水防止対策、斜面崩壊[34]防止対策なども進めている。

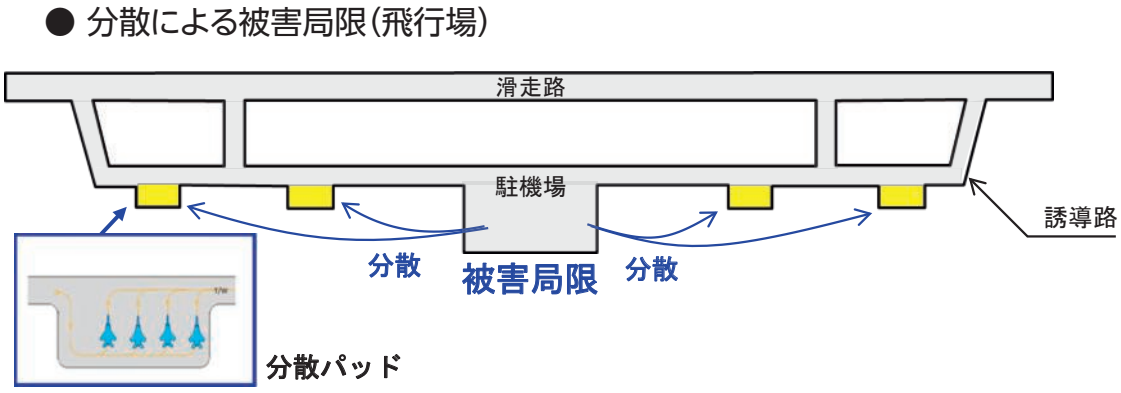
また、火薬庫の整備のほか、装備品の運用に必要な施設などを分散して配置することや、施設が被害を受けた際の復旧や代替措置など、強靭性を向上させるための各種取組を行っていく。

さらに、自衛隊施設の整備のみならず、在日米軍が使用する提供施設の整備を含む施設整備予算を適切に執行するため、2024年度に防衛省内部部局に建設制度官を新設し、より一層の入札・契約制度の適正化を図っている。

参照　図表Ⅲ-1-2-17（分散パッド（イメージ））、Ⅴ部2章1節4（防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策）

33　装備品の可動数の向上と長期的なコスト抑制を図るための包括契約。
34　急傾斜の斜面が豪雨や地震などに伴って急激に崩落するもの。

図表Ⅲ-1-2-17　分散パッド（イメージ）




### (2) 火薬庫の整備

スタンド・オフ・ミサイルをはじめとする各種弾薬の取得を推進するにあたって、必要な火薬庫を整備することとしており、陸・海・空自の火薬庫の協同運用や米軍の火薬庫の共同使用、抗たん性の確保の観点から各種弾薬の島嶼部への分散配置などにより、火薬庫の整備を促進していく。

### (3) 自衛隊施設の抗たん性の向上

主要な装備品、司令部などを防護し、粘り強く戦う態勢を確保するため、主要司令部などについては、地下化や構造強化、電力線などにフィルターを設置するなどの電磁パルス（EMP：Electro Magnetic Pulse）攻撃対策などを行う。また、戦闘機を分散して配置するための分散パッドや、格納庫のえん体[35]化などの整備を進める。

また、施設の建替えに際しては、爆発物、化学・生物・放射性物質・核（CBRN：Chemical, Biological, Radiological and Nuclear）兵器、電磁波、ゲリラ攻撃などに対する防護性能を付与するものとし、施設の機能や重要度に応じ、構造強化や安全性を考慮した施設間の離隔距離の確保、施設の集約化などを老朽化対策と合わせて行うことで、施設の機能が十分に発揮できるようにする。電気、水道などのライフラインについても、施設の建替えなどに合わせて多重化や老朽更新を図っていく。あわせて、基地警備についても省人化を図りつつ、ドローン対処器材の導入などにより基地警備機能を強化するなど、自衛隊施設の抗たん性を向上させていく。

### (4) 災害対処拠点となる駐屯地・基地などの機能の維持・強化

大規模災害時などにおける自衛隊施設の被災による機能低下を防ぐため、被害が想定される駐屯地や基地などにおいて、津波などの災害対策を推進している。具体的には、受変電設備の高所化や出入り口の止水板の設置などを行っている。また、気候変動に伴う各種課題にも対応しつつ、駐屯地や基地の施設などの強靱化を進めていく。

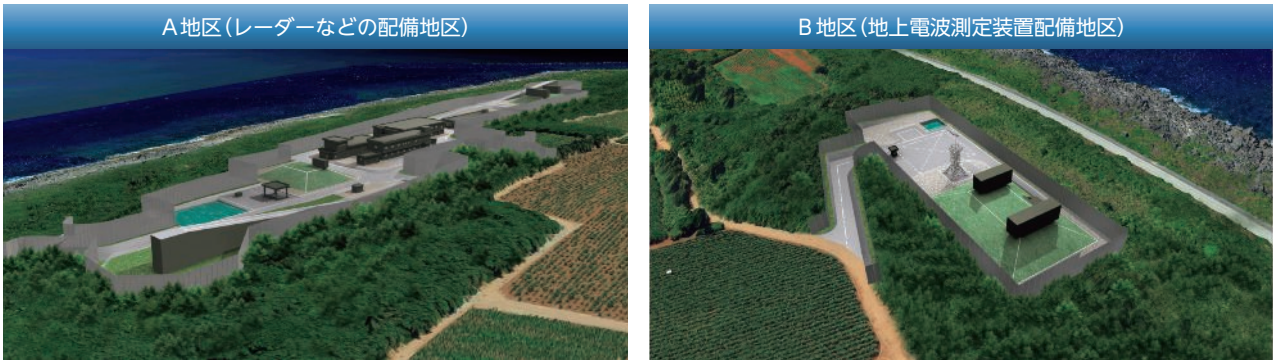
### (5) 部隊新編や新規装備品導入に必要となる施設の整備

部隊新編や新規装備品導入に必要となる施設の整備として、陸自は、2025年度に輸送航空隊が移駐する佐賀駐屯地（仮称）を新設するほか、海自は、大型護衛艦などを係留するための佐世保（崎辺東地区）の施設整備を行い、空自は、小松基地（石川県）のF-35A戦闘機の受入施設や新田原基地（宮崎県）のF-35B戦闘機の受入施設、北大東島（沖縄県）の移動式警戒管制レーダーなどの受入施設の整備を行っていく。

参照　図表Ⅲ-1-2-18（移動式警戒管制レーダー受入施設（北大東島）（イメージ））

35　攻撃に耐えうるよう強化すること。

図表Ⅲ-1-2-18　移動式警戒管制レーダーなどの受入施設（北大東島）（イメージ）



# 第3節 国全体の防衛体制の強化

わが国を守るためには自衛隊が強くなければならないが、わが国全体で連携しなければ、わが国を守ることはできない。このため、わが国は、防衛力を抜本的に強化することに加えて、外交力、情報力、経済力、技術力を含めた国力を統合し、あらゆる政策手段を体系的に組み合わせて国全体の防衛体制を構築することとしている。その際、政府内の縦割りを打破し、政府一体となった取組を強化していくことが不可欠である。

このような観点から、国家安全保障戦略では、防衛力の抜本的強化を補完する取組として総合的な防衛体制の強化を進めることとし、①研究開発、②公共インフラ整備、③サイバー安全保障、④わが国と同志国の抑止力の向上などのための国際協力の４つの分野における取組を推進することとしている。また、こうした取組以外にも、平素からの常時継続的な警戒監視や宇宙領域に関する取組、大規模災害や在外邦人等の保護措置・輸送への対応など、国の総力を挙げて対応すべき取組があることから、防衛省・自衛隊は、関係省庁や地方公共団体などと緊密に連携して対応し、国全体の防衛体制を強化していく。

## 1 研究開発

最先端の科学技術は加速度的に進展し、民生用と安全保障用の技術の区別は極めて困難となっている。世界では民生用途でのイノベーションと防衛用途でのイノベーションが、相互に影響し合う中で発展してきており、わが国でも政府、民間のそれぞれで活発に進められている研究開発の成果を防衛目的にも活用することは非常に重要である。

このような認識から、国家安全保障戦略において、研究開発の分野における取組を進めることとし、防衛省の意見を踏まえた研究開発ニーズと関係省庁が有する技術シーズを合致させることにより、総合的な防衛体制の強化に資する科学技術の研究開発を推進することとしている[1]。

この考えに基づき、関係省庁の民生利用目的の研究のなかで、総合的な防衛体制の強化にも資するものを「重要技術課題」として当面推進していくこととし、2024年度よりマッチング事業が認定されることとなった。

認定された事業については、関係省庁の取組のなかで推進しつつ、防衛省の研究開発に結びつく可能性が高いものを発掘し、育成していくこととしている。

参照 図表Ⅲ-1-3-1（2025年度のマッチング事業（研究開発）の概要）、Ⅴ部１章１節２項２（防衛産業の活性化）

図表Ⅲ-1-3-1　2025年度のマッチング事業（研究開発）の概要

| 重要技術課題 | マッチング事業の概要 |
|---|---|
| エネルギー | ・太陽光発電エネルギーの送電技術に関する研究開発　・高性能な蓄電技術に関する研究開発<br>・高出力レーザー技術に関する研究開発　など |
| センシング | ・測時、測位の高精度化技術に関する研究開発　・環境の電磁波測定技術に関する技術開発<br>・リモートセンシングに関する研究開発　・超高感度センシング技術に関する研究開発<br>・複数センサ情報の融合技術に関する研究開発　など |
| コンピューティング | ・量子コンピュータ等の次世代コンピューティングに関する研究開発　・エッジコンピューティングに関する研究開発<br>・光電融合技術を用いた研究開発　など |
| 情報処理 | ・膨大なデータの予測・抽出技術の研究開発　・AIを用いた環境、状況認識支援に関する研究開発<br>・センサデータの効果的な可視化技術に関する研究開発　・生体状態の計測解析技術に関する研究開発　など |
| 情報通信 | ・高速大容量・低遅延通信技術に関する研究開発　・高速光通信デバイスに関する研究開発<br>・量子技術によるセキュア通信技術に関する研究開発　など |
| 情報セキュリティ | ・サイバー攻撃の観測技術の高度化に関する研究開発　・サイバー空間のセキュリティ技術に関する研究開発<br>・秘匿計算を用いたセキュリティ技術に関する研究開発　など |
| マテリアル | ・AI等の計算科学技術・高度計測技術を用いた材料に関する研究開発　・バイオ分野の材料・素材に関する研究開発<br>・自己修復する機能材料に関する研究開発　・耐熱材などの高度加工技術に関する研究開発　など |
| 無人化・省人化 | ・無人機の環境認識技術に関する研究開発　・ブレイン・マシン・インターフェースに関する研究開発<br>・無人機の群制御技術に関する研究開発　など |
| 機械（構造、設計、推進など） | ・過酷環境における安全性・信頼性に関する研究開発　・数値解析を用いた設計・製造プロセスに関する研究開発<br>・次世代の飛行技術に関する研究開発　・衛星技術に関する研究開発　など |

1　以上、総合的な防衛体制の強化に資する研究開発及び公共インフラ整備に関する関係閣僚会議（議長：内閣官房長官）でとりまとめられた「総合的な防衛体制の強化に資する研究開発の推進のための重要技術課題」（令和５年８月25日）より抜粋。

## 2 公共インフラ整備

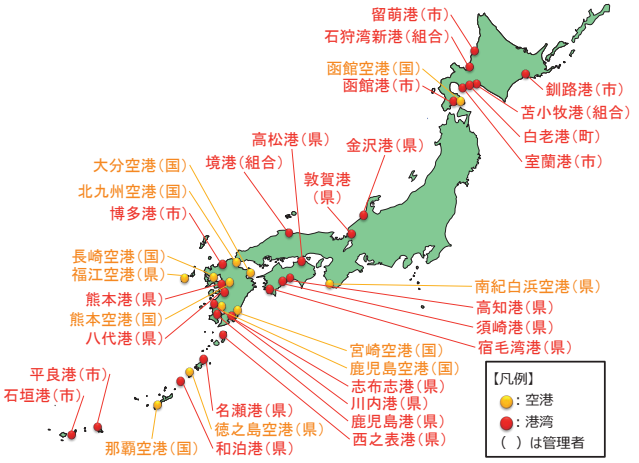
国家安全保障戦略では、自衛隊や海上保安庁による円滑な利用を目的として、空港や港湾などの公共インフラを整備または機能を強化する政府横断的な仕組みや、平素からの利活用に関するルール作りなどを行うこととしている。

このような方針のもと、安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、南西諸島を中心としつつ、その他の地域においても、自衛隊や海上保安庁が平素から必要な空港や港湾を円滑に利用できるよう、関係省庁とインフラ管理者の間で「円滑な利用に関する枠組み」を設けており、この枠組みを設けた空港や港湾を「特定利用空港・港湾」としている。

「特定利用空港・港湾」においては、民生利用を主としつつ、自衛隊や海上保安庁の艦船、航空機の円滑な利用にも資するよう、必要な整備や既存事業の促進を図ることとしている。また、平素から円滑な自衛隊の人員・物資の輸送などに資するよう、「特定利用空港・港湾」と自衛隊の駐屯地などとのアクセスの向上に向け、道路ネットワークの整備を図ることとしている。

参照 図表Ⅲ-1-3-2（特定利用空港・港湾（2025年4月1日現在））

図表Ⅲ-1-3-2　特定利用空港・港湾（2025年4月1日現在）




## 3 サイバー安全保障

### 1 政府全体の取組

政府は、国家安全保障戦略を踏まえ、武力攻撃に至らないものの安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃のおそれがある場合に能動的サイバー防御を導入することなど、政府全体としてサイバー安全保障分野における対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させる方針である。

特に、政府機関などの情報システムのサイバーセキュリティ確保についての施策を中心に取り組むこととし、サイバー安全保障関連予算の増額を図るとともに、複数の幹部職員の新たな配置や指揮命令系統の強化により、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC（ニスク））の抜本的強化を図ることとしている。また、能動的サイバー防御に関する事業については、2024年11月、政府の有識者会議において、サイバー攻撃を受けた時など政府と民間企業がお互いに情報共有するなどの「官民連携の強化」や、一定の条件下で通信情報の分析を行うなどの「通信情報の利用」、サイバー攻撃を受けた場合に攻撃元にアクセスし被害を防止するといった「アクセス・無害化」など、能動的サイバー防御の導入に向けた提言がまとめられた。この提言を踏まえて取りまとめたサイバー対処能力強化法および同整備法[2]が2025年5月、国会で成立した。これにより、基幹インフラ[3]などに対するサイバー攻撃による被害防止のため、自衛隊が対処を行う特別の必要がある場合に、自衛隊は通信防護措置を実施できることとなった。同法の施行に向けて、防衛省・自衛隊としても、関係省庁と連携して政府の取組に積極的に貢献していく。

National center of Incident readiness and Strategy for Cybersecurity

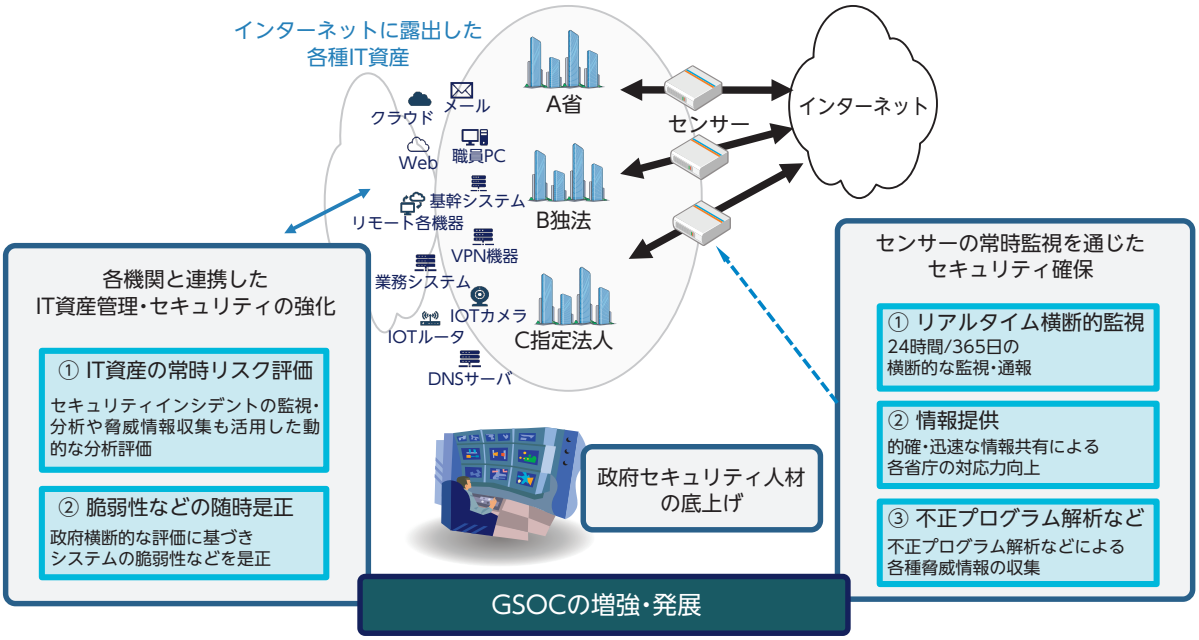
参照 図表Ⅲ-1-3-3（政府関係機関などのサイバーセキュリティの強化）、1節1項5（サイバー領域における対応）、2節4項2（サイバー領域）

2 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律および重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

3 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」に規定する、電気・ガス・水道等のインフラ事業者

図表Ⅲ-1-3-3　政府関係機関などのサイバーセキュリティの強化

○既存のセキュリティ常時監視の枠組（GSOC: Government Security Operation Coordination team）の増強・発展を図る。
○質・量ともに激しさを増すサイバー攻撃に対応するため、政府機関などのシステムを常時・組織横断的に評価し、システムの脆弱性などを随時是正する仕組みを導入し、サイバー攻撃を受けにくい情報システムの実現を目指す。




## 2　関係機関との連携や協力

防衛省・自衛隊は、警察庁、デジタル庁、総務省、外務省、経済産業省と並び、サイバーセキュリティ戦略本部の構成員として、NISCを中心とする政府横断的な取組に貢献しており、例えばサイバー攻撃対処訓練への参加や人事交流、サイバー攻撃に関する情報提供、情報セキュリティ緊急支援チーム[4]（CYMAT：Cyber incident Mobile Assistance Team）に対する要員の派遣などを行っている。また、NISCが実施している府省庁の情報システムの侵入耐性診断に関し、自衛隊が有する知識や経験を活用し、協力している。

# 4　わが国と同志国の抑止力の向上などのための国際協力

わが国にとって望ましい安全保障環境を創出するためには、わが国自身の防衛力の抜本的強化に加え、同志国の抑止力を向上させることが不可欠である。このため、外務省は、同志国の安全保障上の能力や抑止力強化に貢献することを目的に、政府開発援助（ODA）とは別に、2023年、新たに無償による資金協力の枠組みである政府安全保障能力強化支援（OSA：Official Security Assistance）を創設した。OSAは、同志国の安全保障上のニーズに応え、資機材の供与やインフラの整備などを行うものであり、外務省のみならず、防衛省を含む関係省庁間で緊密に連携しつつ取組を進めている。

2023年度は、フィリピン、マレーシア、バングラデシュ、フィジーの4か国の軍に対し、海洋安全保障分野の警戒監視能力の向上に資する機材の供与を決定しており、2024年度は、フィリピン、インドネシア、モンゴル、ジブチに対して、海洋安全保障分野の警戒監視や、航空管制などの能力の向上に資する機材を供与することとした。

4　政府として一体となった対応が必要となる情報セキュリティにかかる事象が発生した際に、被害拡大防止、復旧、原因調査や再発防止のための技術的な支援、助言などを行うチーム。

参照　図表Ⅲ-1-3-4（これまでのOSAの実績（2023～2024年度））

**図表Ⅲ-1-3-4　これまでのOSAの実績（2023～2024年度）**

| 年度 | 国名 | E/N署名・交換日 | 供与金額 | 供与機材 |
|---|---|---|---|---|
| 2023年度 | フィリピン | 2023年11月3日 | 6億円 | 沿岸監視レーダーシステム |
| | バングラデシュ | 2023年11月15日 | 5.75億円 | 警備艇 |
| | マレーシア | 2023年12月16日 | 4億円 | 救助艇など |
| | フィジー | 2023年12月18日 | 4億円 | 警備艇など |
| 2024年度 | フィリピン | 2024年12月5日 | 16億円 | 警戒管制レーダー関連機材など |
| | ジブチ | 2024年12月25日 | 11億円 | 沿岸監視レーダーシステムなど |
| | インドネシア | 2025年1月10日 | 10億円 | 高速警備艇 |
| | モンゴル | 2025年2月10日 | 13億円 | 航空管制システム |

（注）E/Nは、日本政府と相手国政府との間で取り交わす交換公文（Exchange of Note）

# 5　平素からの常時継続的な情報収集・警戒監視など

## 1　政府全体の取組

平素から常時継続的に情報収集・警戒監視を行い、収集した情報などの分析を関係省庁が連携して行うことは、事態の兆候を早期に把握するとともに、事態に応じて政府全体で迅速な意思決定を行うために重要である。このため、平素から政府全体として、連携要領を確立しつつ、シミュレーションや統合的な訓練・演習を行い、対処の実効性を向上させている。また、原子力発電所などの重要施設の防護、離島の周辺地域などにおける武力攻撃に至らない侵害や武力攻撃事態への対応についても、平素から警察や海上保安庁と防衛省・自衛隊との間で訓練や演習を行っている。

参照　1節2項1（わが国周辺における常時継続的な情報収集・警戒監視）



海上保安庁との共同訓練を行う海上保安庁練習船「こじま」（手前）、海自護衛艦「いずも」（奥）（2024年6月）

## 2　海上保安庁との連携強化

海上における治安の確保は第一義的には海上保安庁の任務であるが、海上保安庁では対処できない場合には、自衛隊も海上警備行動や治安出動により、連携して対処することとなる。

また、他国からの武力攻撃が発生した場合には、自衛隊が主たる任務として防衛出動により対処することになるが、どのような状況にも切れ目なく対応するため、自衛隊と海上保安庁の連携強化はより一層重要になっており、海自と海上保安庁は、平素から共同訓練を行い、技量向上と共同対処能力の強化に取り組んでいる。

自衛隊法第80条[5]には「海上保安庁の統制」について定められており、2023年には、同条に基づく防衛大臣による海上保安庁の統制の具体的な手続を含めた、防衛出動命令が発出された場合における両機関の連携についての「統制要領」が策定された。「統制要領」の策定を受

5　自衛隊法第80条第1項「内閣総理大臣は、第76条第1項（第1号に係る部分に限る。）又は第78条第1項の規定による自衛隊の全部または一部に対する出動命令があった場合において、特別の必要があると認めるときは、海上保安庁の全部又は一部を防衛大臣の統制下に入れることができる。」

け、防衛省・自衛隊は、共同訓練などを通じ、海上保安庁との連携を一層強化していく。

2024年10月には、防衛省市ヶ谷地区において、武力攻撃事態を想定した机上訓練を行い、海上保安庁が防衛大臣の統制下で実施することが想定される、巡視船による住民の避難や危険な海域付近を航行する船舶への情報提供など、「統制要領」で確立した手続などを検証した。

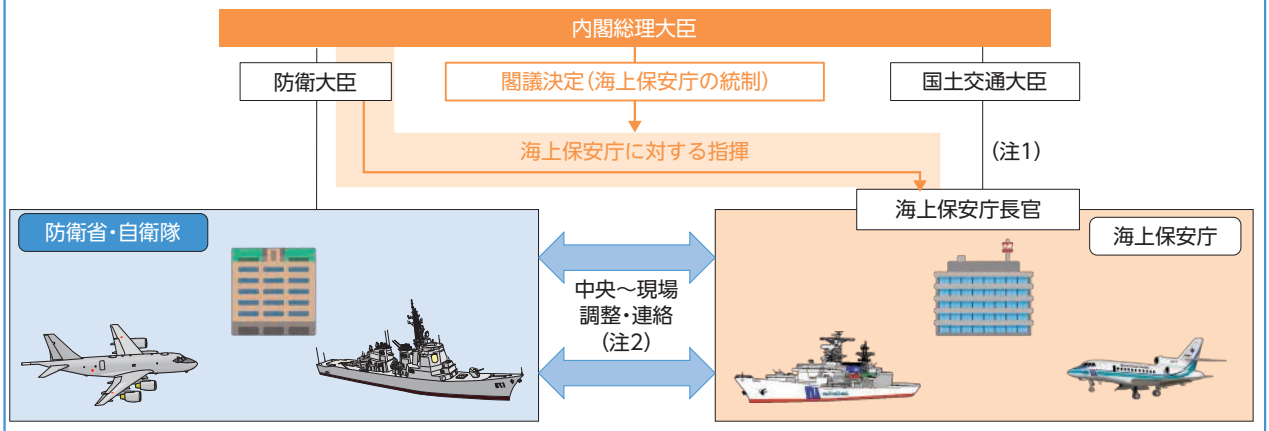
参照　図表Ⅲ-1-3-5（武力攻撃事態における防衛出動発令時の防衛大臣による海上保安庁の統制要領）、Ⅰ部3章2節2項6（2）（わが国周辺海空域における軍の動向）

**図表Ⅲ-1-3-5　武力攻撃事態における防衛出動発令時の防衛大臣による海上保安庁の統制要領**

**統制の手続**

●閣議決定を経て、海上保安庁を防衛大臣の統制下に入れる。

**防衛省・自衛隊と海上保安庁の関係**




（注）1　人事、経理などの事務は、国土交通大臣が海上保安庁長官を指揮監督する。
　　2　海上自衛隊の現場部隊指揮官が海上保安庁の現場勢力を指揮・統制することはない。

**防衛省・自衛隊と海上保安庁が実施しうる事項（例）**

・住民の避難、救援　　・船舶への情報提供、避難支援
・捜索救難、人命救助　　・港湾施設などのテロなど警戒　　・大量避難民への対応措置

（注）3　海上保安庁は、警察機関として、海上保安庁法に規定された所掌事務の範囲内で活動。

# 6 宇宙領域に関する取組

## 1 政府全体の取組

2023年、宇宙開発戦略本部は、国家安全保障戦略を踏まえ、民間技術の防衛分野への活用などを含めた、宇宙安全保障の分野の課題と政策を具体化させる宇宙安全保障構想を初めて策定するとともに、それを反映した宇宙基本計画を決定した。宇宙基本計画は、宇宙基本法に基づいて策定されるわが国の宇宙開発利用の最も基礎となる計画であり、わが国の宇宙活動を支える総合的基盤の強化を目標としている。宇宙安全保障構想では、宇宙安全保障の目標を、わが国が、宇宙空間を通じて国の平和と繁栄、国民の安全と安心を増進しつつ、同盟国・同志国などとともに、宇宙空間の安定的利用と宇宙空間への自由なアクセスを維持することとした。また、防衛省・自衛隊のニーズを踏まえ、政府関係機関が行っている先端技術の研究開発を防衛目的にも活用することで、政府の研究開発を積極的に防衛力の抜本的強化につなげることも記述された。

その後、宇宙安全保障構想などに基づき、同年、宇宙に関する不測の事態が生じた場合において、事態を正確に把握・分析し、官民が一体となって適切に対応するための宇宙システムの安定性強化に関する官民協議会が設置された。また、2024年3月には、安全保障・民生分野において横断的に、技術・産業・人材基盤の維持・発展

に係る課題について検討し、わが国が開発を進めるべき技術を見極め、その開発のタイムラインを示した技術ロードマップを含む宇宙技術戦略が策定された。

そのほか、政府全体の宇宙開発利用に関する政策の企画・立案・調整などを行っている内閣府宇宙開発戦略推進事務局が中心となり、宇宙活動法[6]、衛星リモセン法[7]や、宇宙資源法[8]に基づき宇宙政策が進められている。

参照　2節4項1（宇宙領域）

## 2　関係機関や宇宙関連産業との連携強化

情報収集、通信、測位などの目的で宇宙空間の安定的な利用を確保することは、国民の生活とわが国の防衛の双方にとって非常に重要である。このため、防衛省・自衛隊は、宇宙航空研究開発機構（JAXA）を含む関係機関や民間事業者との間で、研究開発を含む協力や連携を強化している。その際、民生技術の防衛分野への一層の活用を図ることで、民間における技術開発への投資を促進し、わが国全体としての宇宙空間における能力の向上につなげていく。また、2023年、防衛省・自衛隊の宇宙関連システムの運用開始に伴い、防衛省から衛星を運用する民間事業者などに対し、宇宙物体の軌道情報などに関する情報提供を開始した。さらに、2023年、空自は、民間宇宙事業者との活発な意見交換などを目的として、民間のシェアオフィス内に宇宙協力オフィスを開所した。空自は、このオフィスに隊員を常駐させて民間の事業者との意見交換を行っており、得られた知見を将来の装備品導入などに反映していくこととしている。



宇宙協力オフィスにおけるスタートアップ企業との意見交換会
（2025年2月）

# 7　大規模災害などへの対応

## 1　政府全体の取組

### (1) 基本的考え方

地震や台風などの大規模災害、新型コロナウイルス感染症といった感染症危機などは、国民の生命・身体・財産に対する深刻な脅威であり、わが国として、国の総力をあげて全力で対応していく必要がある。

大規模災害などに際しては、警察、消防、海上保安庁、地方公共団体などの関係機関と緊密に連携して人命救助、応急復旧、生活支援などを行う。

防衛省・自衛隊は、発災当初においては、被害状況の速やかな把握に努め、最優先で人命救助を行う[9]とともに、地方公共団体、関係省庁などと役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用などについて調整しつつ、生活支援などを行う。この際、被災により地方公共団体の態勢が整っていない場合には、自衛隊側から「提案型」の支援を行い、その後は地方公共団体のニーズに基づく活動に移行する。また、自衛隊の支援を真に必要としている方々が、支援に関する情報により簡単にアクセスすることができるよう、情報発信についても強化している。

参照　Ⅱ部5章3項5（災害派遣など）

### (2) 地方公共団体との連携

自衛隊が災害派遣活動を円滑に行うためには、平素から地方公共団体などと連携を強化することが重要である。このため、①自衛隊地方協力本部への国民保護・災害対策連絡調整官（事務官）の設置、②自衛官の出向（東京都の防災担当部局）や相互交流（陸自中部方面隊と兵庫県の間）、③地方公共団体からの要請に応じ、防災分野で知見のある退職自衛官の推薦などを行っている。

6　人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律
7　衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律
8　宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律
9　自衛隊は、災害派遣を迅速に行うため、全国の駐屯地などに初動対処部隊（FAST-FORCEと呼称）を、常時即応できる態勢で待機させている。

2025年3月末現在、全国47都道府県・493市区町村に計690人の退職自衛官が、地方公共団体の防災・危機管理部門などに在籍している。このような人的協力は、防衛省・自衛隊と地方公共団体との連携を強化するうえで極めて効果的であり、実際の災害対応においてその有効性が確認されている。特に、陸自各方面総監部は地方公共団体の危機管理監などとの交流の場を設定し、情報共有や意見交換を行い、地方公共団体との連携強化を図っている。また、地方公共団体と共に災害対処訓練を行い、災害対処能力の向上に加え、連携強化を図っているほか、災害発生時には、地方公共団体に対して、部隊などから速やかに連絡員を派遣し、地方公共団体と自衛隊との間の調整の円滑化に努めている。

### (3) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に基づく措置

2020年、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策[10]が閣議決定された。本対策を踏まえ、防衛省は、災害発生時において自衛隊の重要な機能を維持する観点から、自衛隊の飛行場や港湾施設などのインフラ基盤の強化や、自衛隊施設の復旧や活用などに必要な資機材の整備、自衛隊施設の耐震化・老朽化対策について重点的かつ集中的に取り組んでいる。

### (4) 災害派遣とわが国の防衛態勢の確保

近年、大規模かつ長期間の災害派遣活動が増えているが、わが国の防衛態勢に影響が出ないように、平素の警戒監視などの任務や練度の維持・向上のため、訓練・演習についても滞りなく行っていくことが重要である。

このため、災害が発生した場合、防衛省・自衛隊は人命救助活動などに自衛隊の有する能力を最大限に活用し、全力で対応するが、生活支援などの活動については、地方公共団体や関係省庁などと対応方針や役割分担、民間企業の活用などの調整を行い、適切な態勢や規模、期間で活動することとしており、今後も、わが国を防衛する態勢を確保しつつ、適切に災害派遣活動を行っていく。

## 2　自然災害などへの対応

### (1) 地震対処計画の策定

防衛省・自衛隊は、中央防災会議[11]で想定している首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震といった大規模地震や津波が発生した際に、迅速かつ組織的に災害派遣を行えるよう、必要な計画を策定している。

### (2) 令和6年能登半島地震にかかる災害派遣

2024年1月1日、石川県能登地方を震源とする最大震度7の地震が発生したことに伴い、防衛省・自衛隊は、石川県知事と富山県知事からの災害派遣要請を受けて、人命救助などの災害派遣活動を行った[12]。同月2日には、陸自中部方面総監を指揮官とする統合任務部隊を編成し、最大時は約14,000名態勢で活動を行った。本活動においては、人命救助のほか、衛生支援、輸送支援、給食支援、給水支援、入浴支援や、車両などを通行させるための道路啓開（けいかい）などを行った。この際、避難所などの訪問による被災者の要望の把握や、PFI（Private Finance Initiative）船舶を活用した休養施設の運営など、被災者に寄り添うことに留意したきめ細かな活動を行った。また、予備自衛官と即応予備自衛官を招集し、約200名が生活支援や衛生支援の活動に従

**資料**：災害派遣について
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/saigai/index.html

**資料**：防衛省・自衛隊（災害対策）X
**URL**：https://x.com/ModJapan_saigai

10 気候変動の影響による気象災害の激甚化・頻発化、南海トラフ地震などの大規模地震の切迫、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化を踏まえ、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要があり、また、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用などが不可欠である。このため、激甚化する風水害や切迫する大規模地震などへの対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速、国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化などの推進の各分野について、さらなる加速化・深化を図ることとし、2025年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模などを定め、重点的・集中的に対策を講ずることとしている。

11 内閣府におかれる会議の一つとして、内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者と学識経験者により構成されており、防災基本計画の作成や、防災に関する重要事項の審議などを行っている。

12 石川県知事からの災害派遣要請は2024年1月1日。富山県知事からの災害派遣要請は同月4日。



入浴支援活動（石川県珠洲市）（2024年4月）

事した。さらに、在日米軍に支援を要請し、航空機による支援物資の輸送支援を受けた。

防衛省・自衛隊は、同年2月2日に統合任務部隊から陸自中部方面隊を中心とした態勢に移行し、同年8月31日に活動を終了した（富山県における活動は同年1月9日に終了）。（①活動人員（のべ1,140,000名）、②物資輸送（食料品約430万食、飲料水約230万本）、③給食支援（約26万食）、④給水支援（約6,400t）、⑤入浴支援（約50万人））

### (3) 大雨にかかる災害派遣

#### ア　石川県能登半島における大雨にかかる災害派遣

2024年9月21日、秋雨前線や線状降水帯などの影響により、石川県の能登半島を中心に記録的な大雨が発生し、輪島市、珠洲（すず）市、能登町に大雨特別警報が発表された。この大雨により河川の氾濫や土砂災害が発生したため、石川県知事からの災害派遣要請を受けて、陸自と空自が、最大時は約1,400名態勢で人命救助、道路啓開、物資輸送、給水支援などの活動を行った。同年10月、輪島市と能登町での活動が終了し、同年12月15日、珠洲市において継続していた入浴支援活動を含む全ての活動を終了した。（人員のべ約26,000名、車両のべ約960両、航空機のべ約120機）



行方不明者捜索（石川県能登町）（2024年9月）

#### イ　山形県酒田市および最上郡戸沢村などにおける大雨にかかる災害派遣

2024年7月25日、山形県において大雨の影響により河川が氾濫するなどの被害が発生し、山形県知事からの災害派遣要請を受け、山形県酒田市や戸沢村などにおいて、陸自と空自が人命救助活動などを行った。（人員のべ約2,300名、車両のべ約420両、航空機のべ約10機）



人命救助活動（山形県酒田市）

### (4) 土砂災害にかかる災害派遣

2024年8月28日、愛知県蒲郡市において発生した土砂災害に対し、愛知県知事からの災害派遣要請を受け、陸自が人命救助活動などを行った。（人員のべ約100名）

また、同年10月23日、宮崎県延岡市において発生した土砂災害に対し、宮崎県知事からの災害派遣要請を受け、陸自が人命救助活動などを行った。（人員のべ約510名）




人命救助活動（愛知県蒲郡市）

### (5) 鳥インフルエンザ発生にかかる災害派遣

2024年4月から2025年3月末までの間に発生した鳥インフルエンザ対応のうち、自治体のみで対応ができなかったものについて、自衛隊は6県（岩手県、新潟県、茨城県、千葉県、愛知県、島根県）において、各知事からの災害派遣要請を受け、陸自により鳥インフルエンザの発生鶏舎などにおける殺処分支援を行った。(全ての活動をあわせて人員のべ約6,500名)



鳥インフルエンザの発生における殺処分支援
(千葉県銚子市)(2025年1月)

### (6) 林野火災にかかる災害派遣

2024年4月から2025年3月末までの間に発生した林野火災のうち、自治体による消火活動で鎮火できなかったものについて、自衛隊は14都道県（北海道、岩手県、山形県、群馬県、山梨県、東京都（伊豆大島）、長野県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、宮崎県、鹿児島県（硫黄島））において、各知事からの災害派遣要請を受け、陸自や空自のヘリコプターにより空中消火活動などを行った。(全ての活動をあわせて人員のべ約8,800名、車両のべ約1,100両、航空機のべ約400機)

VOICE

## 能登半島地震と能登半島大雨災害に従事した隊員の声

**空自第23警戒隊　輪島分屯基地　総務主任　准空尉　出村（でむら）　里志（さとし）**

私の出身は石川県輪島市で自宅と実家があり、2024年1月1日、能登半島地震により、自宅と実家が被災し、同年9月21日の奥能登豪雨で再び被災しました。二度の被災と子供のころから見慣れた町が見たことのない景色となったことに、大きなショックを受けましたが、「地元にできる限り貢献する」と強い気持ちが芽生えました。災害派遣活動では、能登半島地震においては、人命捜索、物資輸送、給食支援、広報活動を、奥能登豪雨においては、広報活動を中心に実施しました。その中で、特に記憶に残った活動は、避難所での給食支援活動です。空自では、給養員が専門で調理をしていますが、災害派遣活動においては、大半が他職種で編成され、若い隊員の中には初めて包丁を握る者もいましたが、「団結力・協調性・柔軟性」をモットーに任務を完遂できました。また、避難された方々から「輪島分屯基地の隊員が調理した食事は美味しい。」との感想をいただき、最高に嬉しかったです。少しは地元に貢献できたかなと思いました。

2024年は、二つの重災害とその災害派遣活動を経験し大変な年でしたが、心が折れず頑張れたのは家族の理解と支えがあったからこそです。心から感謝しています。



給食支援活動行う輪島分屯基地の隊員の様子



林野火災における空中消火活動（岩手県大船渡市）



空自航空機による救急患者の輸送（北海道奥尻町）（2024年4月）

参照　資料18（災害派遣の実績（過去5年間））

## 3　救急患者の輸送

自衛隊は、医療施設が不足している地域の救急患者をヘリコプターなどの航空機で輸送（緊急患者空輸）している。2024年度は災害派遣総数377件のうち、318件が救急患者の輸送（急患輸送）であり、南西諸島（沖縄県、鹿児島県）や小笠原諸島（東京都）、長崎県の離島などでの活動が大半を占めている。

## 4　原子力災害への対応

防衛省・自衛隊では、原子力災害に対処するため、原子力災害対処にかかる計画を策定している。また、国、地方公共団体、原子力事業者が合同で実施する原子力総合防災訓練に参加し、地方公共団体の避難計画の実効性の確認や原子力災害緊急事態における関係機関との連携強化を図っている。

# 8　在外邦人等の保護措置および輸送への対応

## 1　基本的考え方

海外に滞在または渡航する邦人の保護は政府の最も重要な責務の一つである。

防衛大臣は、外国での災害、騒乱その他の緊急事態に際し、外務大臣から在外邦人等の警護、救出などの保護措置または輸送の依頼があった場合は、外務大臣と協議したうえで、在外邦人等の保護措置または輸送を行うことができる。このため、防衛省・自衛隊は平素から外務省をはじめとする関係省庁と緊密に連携し、事態に即応できるように準備している。

参照　Ⅱ部5章3項7（在外邦人等の保護措置および輸送）、資料19（自衛隊による在外邦人等の輸送の実施について）

## 2　防衛省・自衛隊の取組

在外邦人等の保護措置または輸送を迅速かつ的確に行うため、自衛隊は、部隊を速やかに派遣する態勢を維持している。具体的には、陸自ではヘリコプター部隊と陸上輸送を担当する部隊の要員を、海自では輸送艦などの艦艇（搭載航空機を含む。）を、空自では輸送機部隊と派遣要員をそれぞれ指定し、待機態勢を維持している。

また、在外邦人等の保護措置または輸送を行うにあたっては、陸・海・空自の緊密な連携が必要となるため、平素から訓練などを行い、連携要領や能力の向上を図っている。このような訓練は、国内外において関係機関とも行っており、毎年タイで行われている多国間共同訓練「コブラ・ゴールド」では、関係省庁や在タイ日本国大使館などの協力のもと、在外邦人等の保護措置における一連の活動を訓練し、防衛省・自衛隊と外務省との連携の強化を図っている。

防衛省・自衛隊は、これまでに8件の在外邦人等の輸送を行っており、2024年はこのうちの1件、在レバノン共和国邦人等の輸送を行った。

2024年9月27日、レバノン共和国において、イスラエル軍が首都ベイルート近郊を含む大規模空爆や南部で地上作戦を行うなど、現地情勢が急激に悪化したことから、防衛大臣は、外務大臣の依頼を受け、空自の輸送機をヨルダンとギリシャに移動させ、待機することを命令した。本命令を受け、同年10月3日、C-2輸送機2機が本邦を出発した。同日、防衛大臣は、外務大臣からの依頼を受け、在レバノン共和国邦人等の輸送を命令し、同月4日、C-2輸送機2機のうち、1機により、レバノン共和国から16名の邦人等[13]をヨルダンまで輸送した。

参照　資料20（在外邦人等の輸送実績）



在レバノン共和国邦人等の輸送において邦人等を
ヨルダンで出迎えた時の様子

## 3　中東・アフリカ地域における在外邦人等の安全確保などの取組

防衛省・自衛隊は、これまで、2016年の在南スーダン邦人等輸送や、2021年のエチオピア情勢悪化に伴う調査チームの派遣といった場面で、自衛隊の海賊対処部隊が使用しているジブチ共和国の活動拠点（ジブチ拠点）を活用してきた。

こうした経験も踏まえ、国家安全保障戦略において、「ジブチ政府の理解を得つつ、在外邦人等の保護に当たっても、海賊対処のために運営されているジブチにある自衛隊の活動拠点を活用していくこと」が示された。その後も、ジブチ拠点を活用し、2023年に在スーダン邦人等輸送を実施したことなどを踏まえれば、今後も中東・アフリカ地域において、在外邦人等の保護措置および輸送の必要性が生じる可能性は排除されない。このため、政府は、2023年に「中東・アフリカ地域における在外邦人等の安全確保等に関する政府の取組について」を閣議決定した。

これを受け、海賊対処部隊に、ジブチ拠点における装備品などの集積・管理、防衛協力・交流、情報収集・分析など、在外邦人等の保護措置および輸送の可能性を見据えた臨時の態勢整備の任務を新たに追加した。防衛省・自衛隊は、在外邦人等の安全の確保に万全を期していく。

参照　資料21（中東・アフリカ地域における在外邦人等の安全確保等に関する政府の取組について）



13　邦人11名とその外国籍の家族1名、フランス人4名の計16名。

# 第4節　わが国自身による防衛体制を強化するための訓練・演習など

## 1　わが国自身による抑止力・対処力を強化するための訓練

防衛省・自衛隊が、わが国の防衛の任務を果たすためには、平素から、防衛力の中核である各隊員および各部隊が常に高い練度を維持、向上させることが必須であり、高い能力・練度こそが、わが国の抑止力・対処力の根幹をなすといえる。

防衛省・自衛隊は、様々なハイレベルの共同訓練・演習および他省庁・自治体を交えた各種演習を積極的に行い、抑止力・対処力のさらなる向上に努めている。

参照　図表Ⅲ-1-4（わが国独自および日米同盟を基軸とした主要訓練）

図表Ⅲ-1-4　わが国独自および日米同盟を基軸とした主要訓練




### 1　自衛隊の統合訓練

平素から陸・海・空自の統合運用について訓練を積み重ねることにより、自衛隊の抑止力・対処力がシームレスに遺憾なく発揮されるように準備しておくことが重要である。

このため、自衛隊は、1979年以来、統合運用を演練する自衛隊統合演習（**実動演習**）および自衛隊統合演習（**指揮所演習**）をおおむね毎年交互に行っている。また、大規模災害など各種の災害にも迅速かつ的確に対応するた

**KEY WORD　実動演習**
演習場などで部隊を実際に動かして演練を行うもの

**KEY WORD　指揮所演習**
司令部の幕僚などを主体として、机上において演練を行うもの

め、各種の防災訓練を行っているほか、国や地方公共団体などが行う防災訓練にも積極的に参加し、各省庁や地方公共団体などの関係機関と連携強化を図っている。

さらに、海外における緊急事態においては、在外邦人等の輸送または保護措置を速やかに実施できるよう、自衛隊は、平素から訓練を行っている。

### (1) 自衛隊統合防災演習「JXR」
Joint Exercise for Rescue

自衛隊は、大規模地震発生時における自衛隊の指揮幕僚活動、主要部隊間の連携要領、防災関係機関や在日米軍などとの連携に関する防災訓練を行うことで、災害対処能力の維持・向上を図っている。2024年5月に行われた本訓練では、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したことを想定し、自衛隊の指揮幕僚活動ならびに防災関係機関、米軍および豪軍との連携について訓練し、自衛隊の災害対処能力の向上を図った。

### (2) 離島統合防災訓練「RIDEX」および日米共同統合防災訓練「TREX」
Remote Island Disaster Exercise
Tomodachi Rescue Exercise

離島における突発的な大規模災害への対処について、実動により訓練し、自衛隊の離島災害対処能力の維持・向上および米軍・防災関係機関などとの連携強化を図っている。2024年12月に南西地域で、2025年1月に近畿・中国・四国地方でそれぞれ行われ、被災地へのアクセスなどについての統合運用能力を向上するほか、各種活動の調整要領などについて地方公共団体や在日米軍との連携要領を強化した。

### (3) 大規模地震時医療活動訓練

防衛省・自衛隊は、内閣府が主催する大規模地震時医療活動訓練に参加し、災害派遣時の各種行動や防災関係機関との連携要領を演練し、災害対処能力の維持・向上を図っている。2024年9月に行われた本訓練では、防衛省・自衛隊を含む関係機関（警察庁、消防庁、厚生労働省（災害派遣医療チーム（DMAT）含む。）、国土交通省、海上保安庁など）に加え、複数の地方公共団体（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）が参加し、首都直下地震を想定した実動訓練を行った。
Disaster Medical Assistance Team



地域医療搬送訓練（2024年9月）

### (4) 自衛隊統合国外演習「JXO」
Joint eXercise Overseas

2022年、ジブチとヨルダンの協力を得て、中東・アフリカ地域の実環境下で在外邦人等の保護措置に関する訓練を行った。本訓練では、派遣統合任務部隊の部隊展開後から在外邦人等の警護および輸送までの行動に関し、関係機関、米軍、イタリア軍、フランス軍との連携強化を図った。なお、本訓練の教訓などは、2023年4月の在スーダン共和国邦人等の輸送、同年10月、11月の在イスラエル国邦人等の輸送および2024年10月の在レバノン共和国邦人等輸送において活かされた。

参照 3節8項（在外邦人等の保護措置および輸送への対応）、3章1節2項12（15）（ヨルダン）、3章1節2項13（2）（ジブチ）

資料：自衛隊の部隊訓練について
URL：https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/training/index.html

資料：統合演習・訓練
URL：https://www.mod.go.jp/js/activity/training.html

資料：陸上自衛隊の教育訓練の概要
URL：https://www.mod.go.jp/gsdf/about/training/index.html

## 2　各自衛隊の訓練

統合による防衛力が十分に発揮される大前提は、各自衛隊の高い練度である。そのため、各自衛隊においては、隊員個々の訓練と、部隊の組織的な訓練を継続的に行い、それが、精強な自衛隊の基礎となっている。

### (1) 陸上自衛隊

陸自は、方面隊規模での実動演習を行い、各種事態などへの対処能力の向上を図っている。また、2024年9月から11月にかけて、全国の陸自部隊が参加する「令和6年度陸上自衛隊演習」を行い、作戦準備段階から作戦段階までの一連の各種部隊行動を演練して任務遂行能力や運用の実効性向上を図るとともに、抑止力・対処力の強化に寄与している。

そのほか、従来から富士総合火力演習[1]を含む各種演習や国内外における米空軍機などからの空挺降下訓練、水陸両用作戦にかかる訓練、中SAM/SSM部隊の実射訓練などを行い、統合・共同による領域横断作戦に必要な各種戦術技量の向上を図っている。

SAM：Surface-to-Air Missile　SSM：Surface-to-Surface Missile



令和6年度陸上自衛隊演習（2024年10月）



令和6年度海上自衛隊演習（2024年10月）

### (2) 海上自衛隊

海自は、艦艇部隊間や艦艇、航空機（空自を含む。）、陸上部隊（陸自を含む。）間の訓練を行うほか、国内における機雷戦訓練や、米海軍の協力を得て、良好な米国の訓練基盤を活用した派遣訓練を行い、各種戦術技量の向上を図っている。2024年10月に行った「令和6年度海上自衛隊演習（総合図演）」では、平時から有事における海上自衛隊の任務遂行に必要な後方支援のあり方について演習を行った。

### (3) 航空自衛隊

空自は、戦闘機、レーダー、地対空誘導弾などの先端技術の装備を駆使するため、個人の専門的な知識技能を段階的に引き上げることを重視している。また、戦闘機部隊、航空警戒管制部隊、地対空誘導弾部隊などによる部隊ごとの訓練、部隊間の連携要領の訓練、さらに、航空輸送部隊や航空救難部隊などを加えた総合的な訓練も行っている。

例えば、空自は、全国の部隊が実動する航空総隊総合訓練（実動訓練）、PAC-3機動展開訓練、国外運航訓練などを行い、機動展開能力、即応能力の向上を図っている。

**資料**：海上自衛隊の訓練・演習
**URL**：https://www.mod.go.jp/msdf/operation/training/

**資料**：航空自衛隊の訓練
**URL**：https://www.mod.go.jp/asdf/report/cat-kunren/

1　募集対象者や再就職に協力して頂く援護協力企業などへの公開により、募集や就職援護の効果を高める機会として活用するとともに、本演習の模様をインターネットで配信するなど、積極的な対外発信を行っている。

また、米国におけるペトリオットの実射訓練や、米国高等空輸戦術訓練センターを活用した訓練により、任務遂行能力の向上を図っている。



空自ペトリオット実射訓練

## 2 各種訓練環境の整備や安全管理の取組

### 1 訓練環境

一層厳しさが増す安全保障環境にあっては、自衛隊が持つ能力を最大限発揮できるよう部隊などの体制整備を図るとともに、訓練の質を向上させることが重要である。このため、自衛隊の訓練は、可能な限り実戦に近い環境で行うよう努めているが、自衛隊の即応性を維持・向上させるためには、訓練環境をより一層充実させていく必要がある。こうした認識のもと、防衛省・自衛隊では、効率的・効果的な訓練・演習を行うため、国内外での訓練実施基盤の拡充にかかる取組を推進している。

その一環として、防衛省・自衛隊は、北海道をはじめとする国内の演習場の整備・活用の拡大を図るとともに、地元との関係に留意しつつ、国内に所在する米軍施設・区域の共同使用を促進することとしている。また、自衛隊施設や米軍施設・区域以外の場所の利用や米国・オーストラリアなど国外の良好な訓練環境の活用を促進するとともに、シミュレーターなどを一層積極的に導入することとしている。

このほか、馬毛島（まげしま）（鹿児島県）に自衛隊が訓練・活動を行うことができる施設などの整備を進めている。

さらに、あらゆる事態において自衛隊の能力を最大限発揮するため、平素から民間空港を使用した訓練を行うことが必要との考えのもと、民間空港における空自戦闘機の訓練を行っている。

#### (1) 陸上自衛隊

演習場や射場は、地域的にも偏在しているうえ、広さも十分でないこともあり、大部隊の演習や戦車、長射程火砲の射撃訓練などを十分には行えない状況にある。これらの制約は、装備の近代化に伴い大きくなる傾向にある。また、演習場や射場の周辺地域の都市化に伴う制約もある。

このため、国内では行うことができない地対空誘導弾部隊や地対艦誘導弾部隊の実射訓練などを米国などで行うほか、海外における多国間共同訓練など、国内にはない良好な演習基盤を活用した実動訓練への参加を通じて、戦術技量の向上を図っている。

また、師団レベルや方面隊レベルの実動演習では、限られた国内の演習場などを最大限に活用しているほか、地元の理解と協力を獲得しながら自衛隊施設・区域以外を活用した、より実戦的な訓練を行っている。

#### (2) 海上自衛隊

わが国周辺の訓練海域は、気象、海象、船舶交通や漁業などの関連から使用できる時期や場所に制約がある。

このため、例えば、比較的浅い海域で行うことが必要な掃海訓練や潜水艦救難訓練などについては、陸奥湾や相模湾などで行うほか、2024年3月、新たに九州西方



米国ニューメキシコ州マクレガー射場における陸自中SAM実射訓練
（2024年10月）

の角力灘（すもうなだ）において掃海訓練を行った。また、中東地域で行われる米国主催国際海上訓練（IMX-CE）への掃海部隊の派遣など、海外で行われる多国間共同訓練への参加を通じて、戦術技量の向上を図っている。

このほか、海外任務が増加するなか、短期間により多くの部隊が訓練成果をあげられるよう、計画的・効率的な訓練に努めており、海外で行われる多国間共同訓練への参加や同訓練海域への進出、帰投時における二国間・多国間共同訓練などを通じ、効率的・効果的な戦術技量の向上や同盟国・同志国などとの連携、対処力の強化を図っている。

### (3) 航空自衛隊

現在、わが国周辺の訓練空域の多くは、広さが十分でないため、一部の訓練では、航空機の性能や特性を十分に発揮できないこともある。また、基地によっては訓練空域との往復に長時間を要する。さらに、飛行場の運用にあたっては、航空機の騒音に関連して早朝や夜間の飛行訓練について十分配慮した訓練を行うことが必要である。

このため、例えば、硫黄島の訓練空域では、逐次、部隊から航空機を派遣し、本土では十分に行うことができない訓練などを中心に集中的な訓練を行うなど、計画的・効率的な訓練に努めている。また、在日米軍の射爆撃場の共同使用などにより、実弾の射爆撃訓練を行っている。

このほか、高射部隊による米国でのペトリオット実射訓練など、国外の訓練環境の活用にも努めている。

参照　資料22（演習場一覧）、資料59（多国間共同訓練への参加など（2021年度以降））

## 2　安全管理への取組

防衛省・自衛隊は、日頃の訓練にあたって安全確保に最大限留意するなど、平素から安全管理に一丸となって取り組んでいる。

2023年6月、日野基本射撃場（岐阜県）において、新隊員教育における実弾射撃訓練中、自衛官候補生1名が3名の隊員に向け発砲、2名が殉職する事案が生起した。2024年4月、本事案は、この自衛官候補生に武器を持つことの重要性の自覚と心構えが涵養されていなかったこと、射撃訓練の勤務員に同じ部隊の仲間に向けて発砲する自衛官候補生がいるという不測の事態を想定していなかったこと、また、結果として、射手、小銃および弾薬の物理的な隔離がされておらず、これにより、この隊員が発砲行為に至るまでの猶予を与えてしまったことを原因とする事故調査結果を公表した。再発防止策として、教育の徹底、服務指導体制の見直し、弾薬交付要領の見直し、不測事態における直接制止が可能なようにするなど安全管理の徹底、再発防止に全力で取り組んでいく。

2024年4月、海自SH-60K哨戒ヘリコプター2機が、夜間の対潜戦訓練中、伊豆諸島鳥島東の洋上において墜落する事故が発生した。同年7月、本事故は、視認距離の把握が困難な夜間において、見張りの要領が不適切であったこと、複雑な作戦環境下における高度管理が不十分であったことを原因とする事故調査結果を公表した。再発防止策として、見張り報告要領・対応の再徹底、いかなる状況においても高度管理などに関する責任を海上戦闘指揮官に統一するなどの高度管理の厳格化により再発防止に全力を挙げるとしている。

2024年5月、陸自北富士演習場（山梨県）において、手りゅう弾投てき訓練中、投てきを指導していた隊員1名が、爆発後の破片により死亡した事故が発生した。本事案は、手りゅう弾の投てき後の破片の飛散特性に関する認識不足によるものなどを原因とする事故調査結果を公表した。再発防止策として、手りゅう弾の投てき後の破片の飛散特性を踏まえた訓練要領を認識させるよう教範を改正するなどにより、再発防止に全力を挙げるとしている。

2024年11月、大島沖北方海上（福岡県）を訓練のために航行していた海自掃海艇「うくしま」から火災が発生し沈没する事故が発生した。現在、事故原因の調査を進めている。

このように、国民の生命や財産に被害を与え、隊員の生命を失うことなどにつながる各種の事故・事案は、絶対に防がなくてはならない。防衛省・自衛隊としては、これらの事故・事案について徹底的な原因究明を行ったうえで、今一度、隊員一人一人が安全管理にかかる認識を新たにし、防衛省・自衛隊全体として、国民の信頼を損なうことがないよう隊員への教育の徹底、装備品の確実な整備など、艦艇や航空機、車両などの運航・運行にあたっての安全確保に万全を期していく。

VOICE

## 「令和６年度自衛隊統合防災演習」に参加して

消防庁　広域応援室　広域応援企画係長　平井（ひらい）　裕己（ゆうき）

2024年の能登半島地震では、発災当初、災害現場までの陸路進出に困難が伴ったため、自衛隊のヘリや艦船により、空路・海路から消防車両や隊員などを輸送し、災害現場に進出しました。有事の際に関係機関と連携し、迅速な輸送体制を構築していくことの重要性を再認識しました。

「令和６年度自衛隊統合防災演習」では、緊急消防援助隊を北海道へ迅速に進出させるため、部隊規模や搭載する車両・資機材等の輸送ニーズを防衛省に伝えるなど、より実践的な輸送調整を行うことができました。

南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などが発生した際、人命救助において、輸送支援、道路啓開、大規模捜索などを行う自衛隊の役割は益々重要となっています。引き続き、自衛隊、消防などの実動機関の連携を強固なものとし、オールジャパンで大規模災害に対応していきます。



2024年能登半島地震時の輸送連携



消防庁における図上訓練中の様子（筆者は一番右）

# 第2章 日米同盟

## 第1節 日米安全保障体制の概要

### 1 日米安全保障体制の意義

#### 1 わが国の平和と安全の確保

現在の国際社会において、国の平和、安全や独立を確保するためには、核兵器の使用をはじめとする様々な態様の侵略から、軍事力による示威や恫喝（どうかつ）に至るまで、あらゆる事態に対応できる隙のない防衛態勢を構築する必要がある。

しかし、米国でさえ一国のみで自国の安全を確保することは困難な状況にある。ましてや、わが国が独力でこのような態勢を保持することは、人口、国土、経済の観点からも容易ではない。

このため、わが国は、民主主義、人権の尊重、法の支配、資本主義経済といった基本的な価値観や世界の平和と安全の維持に関する利益を共有し、経済面においても関係が深く、かつ、強大な軍事力を有する米国との安全保障体制を基軸として、わが国の平和、安全や独立を確保してきた。

具体的には、日米安保条約第５条の規定に基づき、わが国に対する武力攻撃があった場合、日米両国が共同して対処するとともに、同第６条の規定に基づき、米軍に対してわが国の施設・区域を提供することとしている。この米国の日本防衛義務により、仮にどこかの国がわが国に対して武力攻撃を企図したとしても、自衛隊のみならず、米国の有する強大な軍事力とも直接対決する事態を覚悟しなければならなくなる。この結果、相手国は侵略を行えば耐えがたい損害を被ることを明白に認識し、わが国に対する侵略を思いとどまることになる。すなわち、侵略は抑止されることになる。

わが国としては、このような米国の軍事力による抑止力をわが国の安全保障のために有効に機能させることで、わが国自身の防衛体制とあいまって隙のない態勢を構築し、わが国の平和と安全を確保していく考えである。

#### 2 わが国の周辺地域の平和と安定の確保

日米安保条約第６条では、米軍に対するわが国の施設・区域の提供の目的として、日本国の安全とともに、極東における国際の平和や安全の維持があげられている。これは、わが国の安全が、極東というわが国を含む地域の平和や安全と極めて密接な関係にあるとの認識に基づくものである。

わが国の周辺地域には、大規模な軍事力を有する国家などが集中し、核兵器を保有または核開発を継続する国家なども存在する。また、パワーバランスの変化に伴い既存の秩序をめぐる不確実性が増しており、いわゆるグレーゾーン事態は、明確な兆候のないまま、より重大な事態へと急速に発展していくリスクをはらんでいる。

こうした安全保障環境のなかで、わが国に駐留する米軍のプレゼンスは、地域における様々な安全保障上の課題や不安定要因に起因する不測の事態の発生に対する抑止力として機能し、わが国や米国の利益を守るのみならず、地域諸国に大きな安心をもたらすことで、いわば公共財としての役割を果たしている。

また、日米安保体制を基軸とする日米同盟関係は、わが国の周辺地域の平和と安定にとって必要な米国の関与を確保する基盤となっている。このような体制は、韓国、オーストラリア、タイ、フィリピンなどの地域諸国と米国の間で構築された同盟関係や、そのほかの国々との友好関係とあいまって、地域の平和と安定に不可欠な役割を果たしている。

#### 3 グローバルな課題への対応

日米同盟関係は多国間の安全保障に関する対話・協力

の推進や国連への協力など、国際社会の平和と安定へのわが国の積極的な取組にも役立つものである。

現在、海洋・宇宙・サイバー空間の安定的利用に対するリスク、海賊行為、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロなど、一国での対応が困難なグローバルな安全保障上の課題が存在しており、関係国が平素から協力することが重要である。日米の緊密な協力関係は、わが国がこのような課題に効果的に対応していくうえでも重要な役割を果たしている。

特に、自衛隊と米軍は、日米安保体制のもと、平素から様々な面での協力の強化に努めている。こうした緊密な連携は、海賊対処など各種の国際的な活動において自衛隊と米軍が協力するうえでの基盤となっており、日米安保体制の実効性を高めることにもつながっている。

国際社会の平和と繁栄は、わが国の平和と繁栄と密接に結びついている。したがって、わが国が、卓越した活動能力を有する米国と協力してグローバルな課題解決のための取組を進めていくことにより、わが国の平和と繁栄はさらに確かなものとなる。

## 2 日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の内容

日米間の役割や協力などのあり方についての一般的な大枠や政策的な方向性を示した日米防衛協力のための指針（ガイドライン）は、1978年に策定され、1997年と2015年に逐次改訂されている。2015年に改訂された現行のガイドラインは、日米両国の役割と任務についての一般的な大枠や政策的な方向性を更新するとともに、同盟を現代に適合したものとし、また、平時から緊急事態までのあらゆる段階における抑止力や対処力を強化することで、より力強い同盟とより大きな責任の共有のための戦略的な構想を明らかにするものである。

ガイドラインでは、わが国の平和や安全の切れ目のない確保のため、平時から、情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動、防空やミサイル防衛、海洋安全保障、訓練・演習、アセットの防護、後方支援などの措置をとることや、わが国における大規模災害への対処などにおいて日米が協力することなどが明示されている。また、地域やグローバルな平和と安全のため、国際的な活動において日米が協力すること、3か国や多国間協力を推進・強化すること、宇宙やサイバー空間に関して協力すること、日米協力の実効性をさらに向上させるための基盤として防衛装備・技術協力や情報協力・情報保全などの日米共同の取組を発展・強化することなどが明示されている。

Intelligence, Surveillance and Reconnaissance

参照 資料24（日米防衛協力のための指針（2015年4月27日）（仮訳））、資料25（日米同盟にかかわる主な経緯）

## 3 日米間の政策協議

日米両国は、首脳・閣僚レベルをはじめ様々なレベルで緊密に連携し、二国間のみならず、インド太平洋地域をはじめとする国際社会全体の平和と安定や繁栄のために、多岐にわたる分野で協力関係を不断に強化・拡大させてきた。

日米間の安全保障に関する政策協議は、日米安全保障協議委員会（SCC）（日米「2+2」）、日米安全保障高級事務レベル協議、防衛協力小委員会など、防衛・外務の様々なレベルで緊密に行われている。中でも、防衛・外務の閣僚級協議である「2＋2」は政策協議の代表的なものであり、重要な協議機関として機能している。

Security Consultative Committee

また、累次の機会を捉えて、日米防衛相会談を行い、両国の防衛政策や防衛協力について協議しており、加えて、事務次官や各幕僚長などの実務レベルにおいても、常日頃から協議や必要な意見交換などを行っている。

防衛省においては、日米安保体制の信頼性をさらに向上させるため、このような協議などを積極的に行い、日米間で情報や認識を共有するとともに、日米同盟の抑止力・対処力のさらなる強化に向けた具体的な取組について議論を行っている。

### 1 最近行われた日米首脳会談

石破内閣総理大臣は、2025年2月、米国を訪問し、新しく米国大統領に就任したトランプ大統領と日米首脳会談を行うとともに、日米首脳共同声明を発出した。両首脳は、平和のための日米協力として、日米同盟が、インド太平洋およびそれを超えた地域の平和、安全および繁



日米首脳会談（2025年2月）【内閣広報室提供】



日米防衛相会談（2025年3月）

栄の礎であり続けることを強調した。また、両首脳は、一層厳しく複雑な安全保障環境に対処すべく、自衛隊および米軍のそれぞれの指揮・統制枠組みの向上、日本の南西諸島における二国間のプレゼンスの向上、より実践的な訓練および演習を通じた即応性の向上、拡大抑止の更なる強化ならびに同盟のサプライチェーンおよび海洋を含む日米の防衛産業力を強化する共同生産、共同開発および共同維持整備を含む防衛装備・技術協力の推進によるものを含む防衛・安全保障協力の向上を通じ、日米同盟の抑止力・対処力をさらに強化していく意図を有することを確認した。両首脳は、これらの協力を速やかに実施するため、日米「2+2」を早期に開催するよう指示したことなどを発表した。

## 2　最近行われた日米防衛相会談

2025年3月、中谷防衛大臣はヘグセス米国防長官と防衛省において日米防衛相会談を実施した。両閣僚は、一層厳しく複雑な安全保障環境に関する認識を共有した上で、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現のために両国が緊密に協力し、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していくことを確認した。特に、①日米の指揮・統制枠組みの向上について、自衛隊の統合作戦司令部の創設や在日米軍の統合軍司令部へのアップグレードの開始を含む具体的な進展を歓迎し、平時から緊急事態までの日米の共同活動にかかる協力を一層効果的に実施するために引き続き取り組むこと、②南西地域における日米の共同プレゼンスの拡大について、より高度かつ実践的な共同訓練の拡充を含め、同盟の最優先事項の一つとして取り組むこと、③防衛装備・技術協力について、日米防衛産業協力・取得・維持整備定期協議（DICAS）の枠組みを効果的に活用しつつ、次回協議に向けてAMRAAMなどのミサイル共同生産や米軍艦艇・航空機の共同維持整備にかかる取組を加速し、日米の防衛産業基盤の相互補完・強化に取り組むことなどついて重点的に議論を行った。さらに、日米を中核として、オーストラリア、韓国、フィリピンを始めとする地域のパートナーとの間で、情報共有や運用面を含む協力を進展させていくことで一致した。

また、両閣僚は、抑止力を維持し、地元への影響を軽減するため、普天間飛行場の継続的な使用を回避する唯一の解決策である辺野古における普天間飛行場代替施設の建設を含む普天間飛行場の返還を含め、沖縄統合計画およびその他の既存の二国間取決めに従った在日米軍再編の着実な実施が極めて重要であることを確認した。また、在日米軍による事件・事故の再発防止のための協力を進めることで一致した。

参照　図表Ⅲ-2-1-1（日米安全保障問題に関する日米両国政府の関係者間の主な政策協議）、Ⅴ部1章3節3項2（1）（日米防衛産業協力・取得・維持整備定期協議（DICAS））、2節（日米共同の抑止力・対処力の強化）、資料26（日米協議の実績（2021年以降））、資料27（日米安全保障協議委員会（日米「2＋2」）共同発表（仮訳））、資料28（日米安全保障協議委員会（日米「2+2」閣僚会合（概要）（2024年7月））

## 図表Ⅲ-2-1-1　日米安全保障問題に関する日米両国政府の関係者間の主な政策協議

| 協議の場 | 出席対象者 | | 目的 | 根拠など |
|---|---|---|---|---|
| | 日本側 | 米　側 | | |
| 日米安全保障協議委員会<br>(SCC)<br>Security Consultative Committee<br>(日米「2+2」) | 外務大臣<br>防衛大臣 | 国務長官<br>国防長官<br>(注1) | 日米両政府間の理解の促進に役立ち、および安全保障の分野における協力関係の強化に貢献するような問題で安全保障の基盤をなし、かつ、これに関連するものについて検討 | 日米安保条約第4条などを根拠とし、1960（昭和35）年1月19日付内閣総理大臣と米国国務長官との往復書簡に基づき設置 |
| 日米安全保障高級事務レベル協議<br>(SSC)<br>Security Subcommittee | 参加者は<br>一定していない<br>(注2) | 参加者は<br>一定していない<br>(注2) | 日米相互にとって関心のある安全保障上の諸問題について意見交換 | 日米安保条約第4条など |
| 防衛協力小委員会<br>(SDC)<br>Subcommittee for Defense Cooperation<br>(注3) | 外務省北米局長<br>防衛省防衛政策局長<br>および統合幕僚監部の代表 | 国務次官補<br>国防次官補<br>在日米大使館<br>在日米軍<br>統合参謀本部<br>インド太平洋軍の代表 | 緊急時における自衛隊と米軍の間の整合のとれた共同対処行動を確保するためにとるべき指針など、日米間の協力のあり方に関する研究協議 | 1976（昭和51）年7月8日第16回日米安全保障協議委員会において同委員会の下部機構として設置。その後、1996（平成8）年6月28日の日米次官級協議において改組 |
| 日米合同委員会<br>(JC)<br>Joint Committee | 外務省北米局長<br>防衛省地方協力局次長<br>など | 在日米軍副司令官<br>在日米大使館公使<br>など | 地位協定の実施に関して協議 | 地位協定第25条 |

(注) 1　1990（平成2）年12月26日以前は、駐日米国大使・太平洋軍司令官
2　両国次官・局長クラスなど事務レベルの要人により適宜行われている。
3　1996（平成8）年6月28日の改組時、審議官・次官補代理レベルの代理会合を設置した。

# 第2節 日米共同の抑止力・対処力の強化

わが国の防衛戦略と米国の国防戦略は、あらゆるアプローチと手段を統合させて、力による一方的な現状変更を起こさせないことを最優先とする点で軌を一にしている。これを踏まえ、即応性・抗たん性を強化し、相手にコストを強要し、わが国への侵攻を抑止する観点から、それぞれの役割・任務・能力に関する議論をより深化させ、日米共同の統合的な抑止力をより一層強化していく[1]。

具体的には、日米共同による宇宙・サイバー・電磁波を含む領域横断作戦を円滑に実施するための協力や相互運用性を高めるための取組を一層深化させる。あわせて、わが国の反撃能力については、情報収集を含め、日米共同でその能力をより効果的に発揮する協力態勢を構築する。さらに、今後、防空、対水上戦、対潜水艦戦、機雷戦、水陸両用作戦、空挺作戦、情報収集・警戒監視・偵察・ターゲティング（ISRT）、アセットや施設の防護、後方支援などにおける連携の強化を図る。
Intelligence, Surveillance, Reconnaissance and Targeting

また、わが国の防衛力の抜本的強化を踏まえた日米間の役割・任務分担を効果的に実現するため、日米共同計画にかかる作業などを通じ、運用面における緊密な連携を確保する。加えて、より高度かつ実戦的な演習・訓練を通じて同盟の即応性や相互運用性をはじめとする対処力の向上を図っていく。

さらに、核抑止力を中心とした米国の拡大抑止が信頼でき、強靱なものであり続けることを確保するため、日米間の協議を閣僚レベルのものも含めて一層活発化・深化させる。

力による一方的な現状変更やその試み、さらには各種事態の生起を抑止するため、平素からの日米共同による取組として、共同FDO[2]や共同ISRなどをさらに拡大・深化させる。その際には、これを効果的に実現するため、同志国などの参画や自衛隊による米軍艦艇・航空機などの防護といった取組を積極的に実施する。
Flexible Deterrent Options　Intelligence, Surveillance and Reconnaissance

さらに、日米一体となった抑止力・対処力の強化の一環として、日頃から、双方の施設などの共同使用の増加、訓練を通じた日米の部隊の双方の施設への展開などを進めることとしている。

## 1 宇宙領域やサイバー領域などにおける協力

国家防衛戦略では、日米共同による宇宙・サイバー・電磁波を含む領域横断作戦を円滑に実施するための協力や相互運用性を高めるための取組を一層深化させることとされている。

特に、2023年の日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）では、宇宙への、宇宙からの、または宇宙における攻撃が、同盟の安全に対する明確な挑戦であると考え、一定の場合には、この攻撃が、日米安保条約第5条の発動につながることがありうることが確認された。また、2024年4月には、木原防衛大臣（当時）は、ホワイティング米宇宙コマンド司令官の表敬を受け、安全保障環境が一層の厳しさを増すなか、宇宙領域における能力の強化にむけて、宇宙領域把握（SDA）を含めた日米防衛当局間の協力を加速させていくことを確認した。
Space Domain Awareness

さらに、同年12月、米軍は、在日米軍全体に宇宙領域に関する知見を提供するほか、防衛省・自衛隊をはじめとする日本の関係省庁などとの調整の円滑化のため、横田飛行場（東京都）に在日米宇宙軍を新編した。

また、日米防衛当局間における電磁波領域の作業部会などを通じ、電磁波領域における日米間の連携を強化している。

そのほか、安全保障分野でのAIの活用や多国間にまたがる課題などの情報交換などを実施している。
Artificial Intelligence

参照 1章1節1項4（宇宙領域における対応）、1章1節1項5（サイバー領域における対応）、1章1節1項6（電磁波領域における対応）

1　なお、自衛隊の全ての活動は、主権国家たるわが国の主体的判断のもと、日本国憲法、国内法令などに従って行われること、自衛隊および米軍がそれぞれ独立した指揮系統に従って行動することに何ら変更は無い。
2　柔軟に選択される抑止措置

## 2 統合防空ミサイル防衛

弾道ミサイル、巡航ミサイルや航空機など、わが国に向けて飛来する経空脅威への対応については、運用情報の共有や対処要領の整備に加え、日米共同統合防勢対航空訓練などを実施することにより、日米共同対処能力を向上させている。また、累次にわたる北朝鮮による弾道ミサイルの発射の際には、同盟調整メカニズム（ACM）Alliance Coordination Mechanism も活用し、日米が連携して対処している。

なお、米国は2022年に発表したミサイル防衛見直し（MDR）Missile Defense Review において、わが国を含む同盟国との協力の重要性を明記している。

参照　1章1節1項3（弾道ミサイル攻撃への対応）

## 3 情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動

共同のISR活動について、日米両国の活動の効率や効果を高めるためには、広くアジア太平洋地域におけるISR活動を日米間で協力して実施していくことが重要である。

このような共同のISR活動の拡大は、抑止の機能を果たすとともに、他国に対する情報優越を確保し、平素から各種事態までのシームレスな協力態勢を構築することにつながる。2024年7月に実施された日米「2+2」において、日米双方は、情報収集、警戒監視および偵察（ISR）協力の着実な進歩を確認した。また、日米共同情報分析組織（BIAC）Bilateral Information Analysis Cell の成果を確認し、今後の協力取組に関する継続的な議論を通じてBIACを強化・拡大することに合意した。

## 4 米軍等の部隊の武器等防護

自衛隊法第95条の2の規定では、自衛隊と連携してわが国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等の部隊の武器等を防護できることとされており、2024年は、弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動の機会に、米軍の艦艇に対して自衛隊の艦艇が4回、共同訓練の機会に、米軍の艦艇に対して自衛隊の艦艇が6回、米軍の航空機に対して自衛隊の航空機が3回の警護を実施した。

参照　Ⅱ部5章3項8（米軍等の部隊の武器等防護）、3章1節2項1（オーストラリア）、資料23（米軍等の部隊の武器等防護の警護実績（自衛隊法第95条の2関係））

## 5 後方支援

1996年に締結（1999年と2004年に改正）した日米物品役務相互提供協定（ACSA）Acquisition and Cross-Servicing Agreement による後方支援でも、日米間の協力は着実に進展した。この協定は、日米安保条約の円滑かつ効果的な運用と、国連を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的としている。平時における共同訓練をはじめ、災害派遣活動、国際平和協力業務、国際緊急援助活動、武力攻撃事態といった様々な状況において、自衛隊と米軍との間で、その一方が物品や役務の提供を要請した場合には、もう一方は提供ができることが基本原則である[3]。

2015年の平和安全法制の成立を受け、2016年、新たな日米ACSAに署名し2017年に国会で承認され、発効した。これにより、平和安全法制で実施可能となった物品・役務の提供についても、これまでの日米ACSAのもとでの決済手続などと同様の枠組みを適用することが可能となっており、情報収集活動などに従事する米軍に対し、食料や燃料を提供している。

参照　図表Ⅲ-2-2-1（日米物品役務相互提供協定（ACSA））

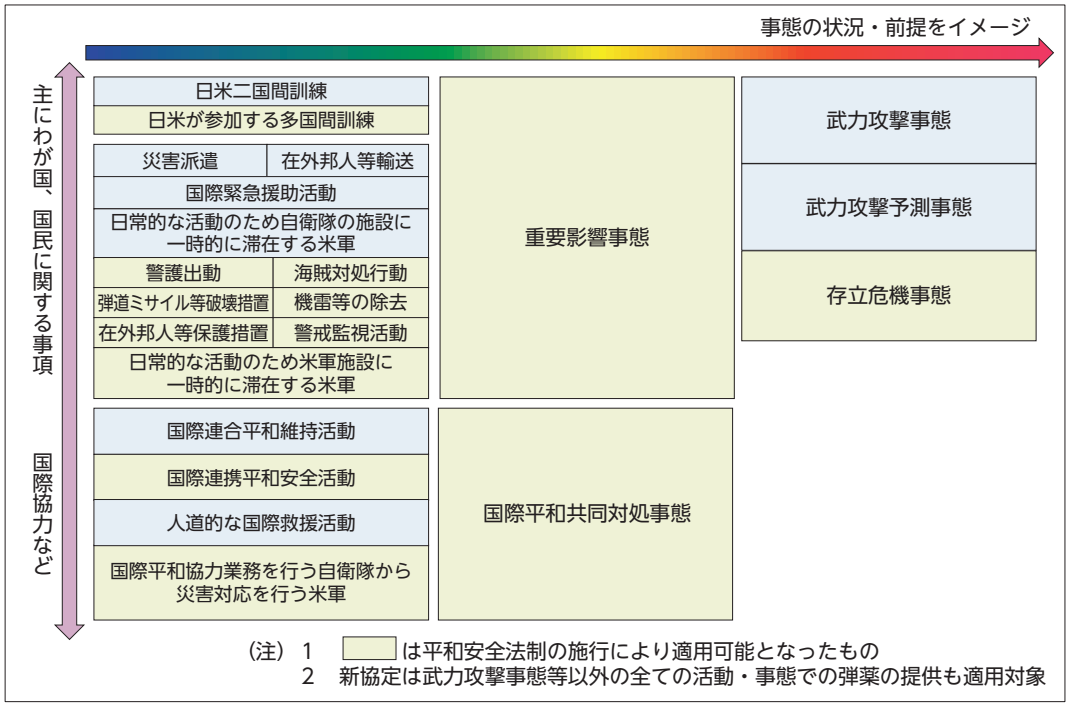
3　提供の対象となる物品・役務の区分は、食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備および空港・港湾業務ならびに弾薬である（武器の提供は含まれない）。

図表Ⅲ-2-2-1　日米物品役務相互提供協定（ACSA）

物品・役務の相互提供の意義

一般に、部隊が行動する際には、必要な物品・役務の補給は自己完結的に行うことが通常であるが、同盟国の部隊がともに活動している場合などに、現地において必要な物品・役務を相互に融通することができれば、部隊運用の弾力性・柔軟性を向上させることができる。

日米物品役務相互提供協定の適用対象




（注）1　　は平和安全法制の施行により適用可能となったもの
2　新協定は武力攻撃事態等以外の全ての活動・事態での弾薬の提供も適用対象



## 6 共同訓練・演習

平素から日米共同訓練・演習を行うことは、戦術面などの相互理解や意思疎通といった相互運用性を向上させ、日米共同対処能力の維持・向上に大きく資するのみならず、日米それぞれの戦術技量の向上を図るうえでも有益である。とりわけ、実戦経験豊富な米軍から習得できる知見や技術は極めて貴重であり、自衛隊の能力向上に大きく資するものである。

また、効果的な時期、場所、規模で共同訓練を実施することは、日米間での一致した意思や能力を示すことにもなり、抑止の機能を果たすことになる。これらの観点を踏まえ、防衛省・自衛隊は、引き続き共同訓練の充実に努めている。

参照　6節（日米共同訓練・演習など）、資料29（主な日米共同訓練の実績（2024年度））

## 7 拡大抑止

拡大抑止とは、ある国が有する抑止力をその同盟国などにも提供することであり、日本は米国から核を含む拡大抑止の提供を受けている。

日米両政府は、拡大抑止の維持・強化のあり方を議論するための恒常的な場として、2010年に日米拡大抑止協議（EDD）を設立しており、2024年6月に米国ワイオミング州F・E・ウォーレン空軍基地において、同年12月に日本において協議を実施した。

このほか、これまで事務レベルで行ってきたEDDに加え、2024年7月には、日米「2+2」にあわせて、拡大抑止に関する日米閣僚会合を実施した。会合では、拡大抑止に特化した初の閣僚会合の実施に至ったことおよび

Extended Deterrence Dialogue

拡大抑止の強化に向けた議論が継続的に深化していることを歓迎するとともに、拡大抑止を一層強化するための協力について突っ込んだ議論を行い、拡大抑止に関する日米閣僚会合共同発表を発出した。また、同年12月には、拡大抑止に関連する協議やコミュニケーション、抑止を最大化するための戦略的メッセージ、日本の防衛力によって増進される米国の拡大抑止のための取組を強化する「日米政府間の拡大抑止に関するガイドライン」を作成した。

今後とも、日米政府間の拡大抑止に関するガイドラインも踏まえ、EDDや拡大抑止に関する日米閣僚会合のような様々なハイレベルでの協議を通じ、米国の拡大抑止の強化に向けた取組を引き続き進めていく。

## 8 共同使用

施設・区域の共同使用の拡大は、演習場、港湾、飛行場など自衛隊の拠点の増加も意味し、日米共同の活動における、より緊密な運用調整、相互運用性の向上、柔軟性や抗たん性の向上が可能となる。特に沖縄における自衛隊施設は、空自那覇基地（沖縄県）などに限られており、その大半が都市部にあるため、運用面での制約がある。沖縄の在日米軍施設・区域の共同使用は、沖縄に所在する自衛隊の訓練環境を大きく改善するとともに、共同訓練・演習の実施や自衛隊と米軍間の相互運用性の向上を促進するものである。また、即応性を向上させ、災害時における県民の安全の確保に資することが可能となる。

このため、南西諸島を含め、地域における自衛隊の防衛態勢や地元との関係に留意しつつ、日米間で精力的に協議を行っているほか、具体的な取組も進展している。また、グアムや北マリアナ諸島連邦（テニアン島）に、自衛隊と米軍が共同使用する訓練場を整備することとしている。また、十分な継戦能力の確保・維持を図るために必要な各種弾薬の取得にあたって火薬庫の確保は重要な課題であるところ、在日米軍の施設・区域である嘉手納弾薬庫地区内の火薬庫を自衛隊が追加的に共同使用することとし、具体的な調整が開始されている。

# 第3節 同盟調整機能の強化

## 1 同盟調整メカニズムの設置

2015年、日米両政府は、日米防衛協力のための指針（ガイドライン）に基づき、わが国の平和および安全に影響を与える状況や、そのほかの同盟としての対応を必要とする可能性があるあらゆる状況に対して、日米両国による整合的な共同対処を切れ目のない形で実効的に対処することを目的として、同盟調整メカニズム（ACM）を設置した。

ACMでは、図表Ⅲ-2-3-1に示す構成に基づき、平時から緊急事態までのあらゆる段階における、自衛隊や米軍により実施される活動に関連した政策面や運用面の調整を行い、適時の情報共有や共通の情勢認識の構築・維持を行う。

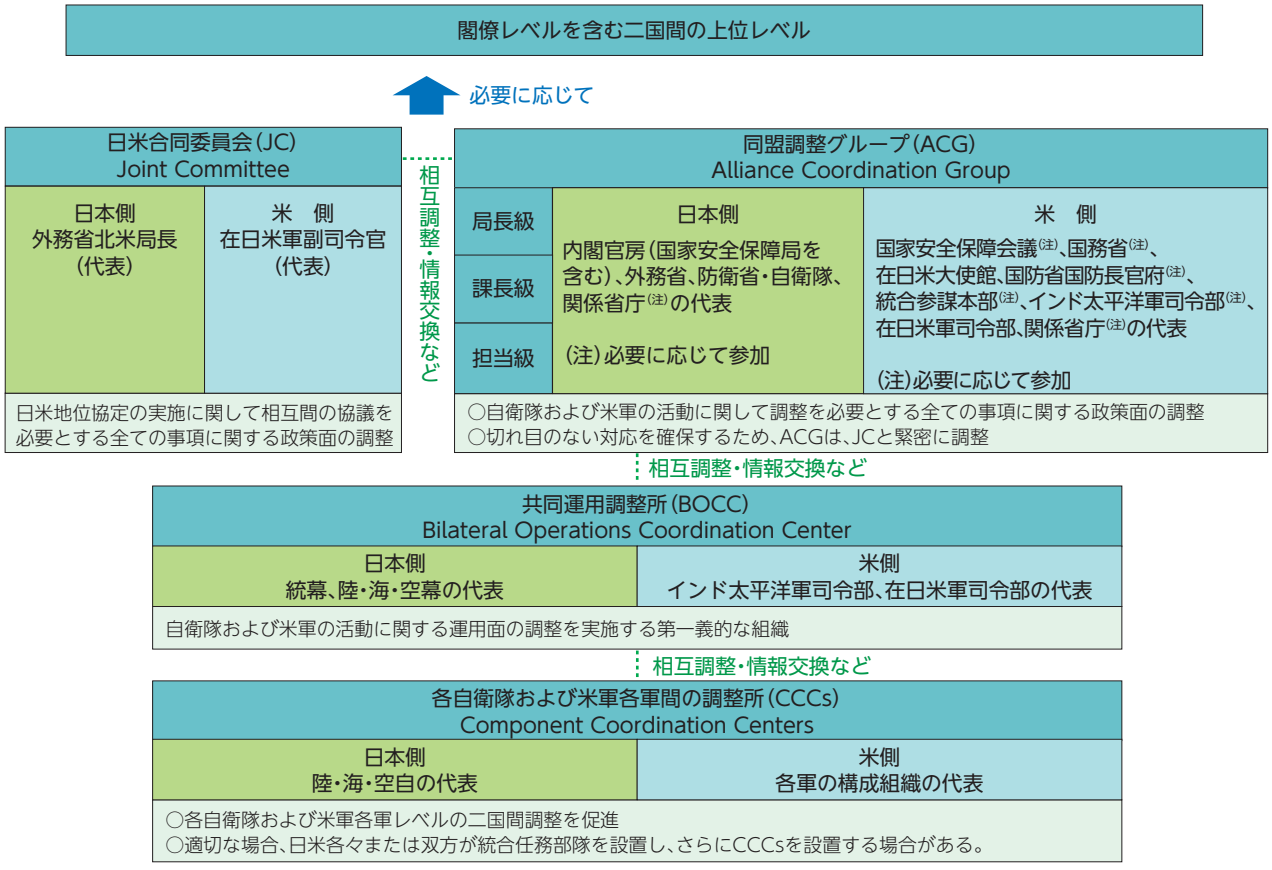
その特徴は、①平時から利用可能であること、②日本国内における大規模災害、インド太平洋地域やグローバルな協力でも活用が可能であること、③日米の関係機関の関与を確保した政府全体にわたる調整が可能であることであり、これらにより、日米両政府は、調整の必要が生じた場合に適切に即応できるようになった。

ACMの設置以降、例えば、平成28年熊本地震[1]や令和6年能登半島地震[2]、北朝鮮の弾道ミサイル発射や尖閣諸島周辺海空域における中国の活動について、日米間では、ACMも活用しながら、緊密な連携がとられている。

国家防衛戦略では、ACMを中心とする日米間の調整機能をさらに発展させるほか、日米同盟を中核とする同志国などとの連携を強化するため、ACMなどを活用し、運用面におけるより緊密な調整を実現するとしている。

参照 図表Ⅲ-2-3-1（同盟調整メカニズム（ACM）の構成）

**図表Ⅲ-2-3-1　同盟調整メカニズム（ACM）の構成**




1　2016年4月、熊本県を中心に生起した一連の地震活動。
2　2024年1月、能登半島を中心に生起した一連の地震活動。

## 2 指揮・統制の強化

2024年7月の日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）において、米国は平時および緊急事態における相互運用性および日米間の共同活動にかかる協力の深化を促進するため、在日米軍を統合軍司令部として再構成する意図を表明した。日米両政府は、ACMが平時から緊急事態までの全ての段階における自衛隊および米軍によって実施される活動に関する、二国間の政策面および運用面での調整を促進するメカニズムであり続けることを一つの原則としつつ、作業部会を設置し、自衛隊の統合作戦司令部と米軍のカウンターパート関係などについて議論を進めていくことで一致した。これを踏まえ、同年9月、日米の指揮・統制の枠組みの向上にかかる作業部会を設置した。

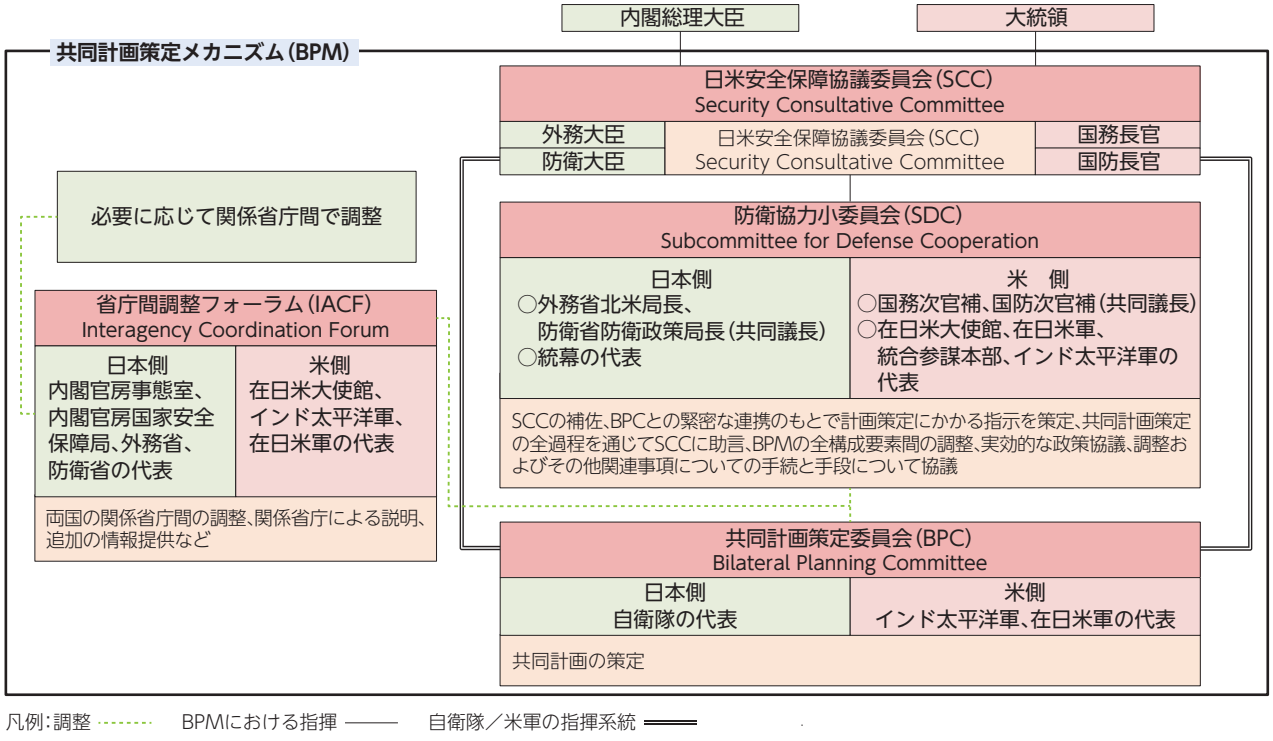
2025年3月末、統合作戦司令部の創設とタイミングを合わせる形で、在日米軍は統合軍司令部へのアップグレードを開始した。具体的には、自衛隊と米軍の運用面での協力をより一層強化するため、在日米軍に、新たに統合作戦司令部と米軍の連携を専門に扱う部署が設置された。今般開始された在日米軍の統合軍司令部へのアップグレードの「フェーズ1」は、平時から緊急事態までに至る相互運用性および日米間の共同活動にかかる協力の深化の促進に向けたものであり、また、統合作戦司令部と米軍の連携を専門に扱う新たな部署の設置は、日米間の一層緊密な連携にもつながるものである。在日米軍の統合軍司令部へのアップグレードは、今後も米国内での検討を経た上で段階的に進められるものであり、日米間の調整・連携要領などの細部については引き続き作業部会を通じて議論が行われる。

## 3 運用面におけるより緊密な調整

日米両政府は、ガイドラインに基づき、運用面の調整機能併置の重要性を認識し、自衛隊と米軍は、緊密な情報共有、円滑な調整や国際的な活動を支援するための要員の交換を実施することとしている。

2015年、日米両政府は、ガイドラインに基づき、わが国の平和および安全に関連する緊急事態に際して効果的

図表Ⅲ-2-3-2　共同計画策定メカニズム（BPM）の構成



な日米共同対処を可能とするため、平時において共同計画の策定をガイドラインにしたがって実施することを目的とし、共同計画策定メカニズム（BPM）を設置した。BPMは、共同計画の策定に際し、閣僚レベルからの指示・監督や関係省庁の関与を確保するとともに、共同計画の策定に資する日米間の各種協力についての調整を実施する役割を果たすものであり、日米両政府は、BPMを通じ、共同計画を策定していくこととしている。

Bilateral Planning Mechanism

参照　図表Ⅲ-2-3-2（共同計画策定メカニズム（BPM）の構成）

VOICE

## 日米調整・通訳業務を通して感じたこと／マンスフィールドプログラムを通して感じたこと

**防衛政策局　日米防衛協力課　防衛事務官　八川（はちかわ）　桃子（ももこ）**

2023年より防衛政策局日米防衛協力課に所属し、日米協議の調整や高官通訳業務に従事しています。防衛省と米国政府・軍関係者との間では、防衛相会談をはじめとして様々なレベルでの協議を頻繁に行っており、ひとりひとりの信頼関係の構築が、日米同盟の深化に重要です。大臣を含めた高官の通訳を務める中で、相手方の耳に届くのは、自分の通訳した言葉であることから、同盟強化の重要な一端を担っていると実感しています。自分自身も米側の担当者と信頼関係を築きつつ、円滑な協議のための調整や正確な通訳を通じて、同盟強化の過程に貢献したいと考えています。



通訳を行う八川筆者

**防衛政策局　日米防衛協力課　フェロー　VORNDRAN（ケリー・ボンドラン）KELLY**

マンスフィールドフェローとして防衛省の各部署で日本の仲間と一緒に仕事をしたことは非常に貴重な経験となりました。同僚たちが日米同盟を支え強化し、日米両国の安全保障体制を一層確かなものとするため献身的に働く姿から多くを学び、そして、あらゆる領域とレベルにまたがる日米同盟の幅広さと奥深さに感銘を受けました。業務の中では、日米共同統合演習「キーン・ソード25」に直接携わったほか、反撃能力の保有や防衛産業基盤の強靱化などの日本自身の防衛力の抜本的強化の取組について学びました。こうした経験から、私は日米同盟がさらに強固で強靱なものになると確信しています。フェローとして得た経験と知識を生かし、日米の相互運用性、相互理解や即応性を向上させるために、日米同盟の取組をサポートしていきたいです。



同じ課でともに働く筆者達

# 第4節 共同対処基盤の強化

## 1 情報保全およびサイバーセキュリティ

日米がその能力を十分に発揮できるよう、あらゆるレベルにおける情報共有をさらに強化するために、情報保全やサイバーセキュリティにかかる取組を抜本的に強化することとしている。2024年7月の日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）において、サイバーセキュリティおよび情報保全は同盟の基盤であることを強調し、同盟の抑止力向上のためのサイバー領域における対処力強化に向けた協力の推進を議論した。

## 2 防衛装備・技術協力

同盟の技術的優位性、相互運用性、即応性、さらには継戦能力を確保するため、先端技術に関する共同分析や共同研究、装備品の共同開発・生産、相互互換性の向上、各種ネットワークの共有や強化、米国製装備品の国内における生産・整備能力の拡充、サプライチェーンの強化にかかる取組など、防衛装備・技術協力を一層強化することとしている。わが国は、日米安保条約や日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく相互協力の原則を踏まえ、技術基盤・産業基盤の維持に留意しつつ、米国との装備・技術面での協力を積極的に進めることとしている。

わが国は、日米の技術協力体制の進展と技術水準の向上といった状況を踏まえ、米国に対しては武器輸出三原則などによらず武器技術を供与することとし、1983年、対米武器技術供与取極（とりきめ）[1]を締結、2006年および2024年には、これに代わる対米武器・武器技術供与取極[2]を締結した。こうした枠組みのもと、弾道ミサイル防衛共同技術研究に関連する武器技術など20件の武器・武器技術の対米供与を決定している。加えて、2022年の日米「2＋2」にて「共同研究、共同開発、共同生産、及び共同維持並びに試験及び評価に関する協力にかかる枠組みに関する交換公文」が締結された。わが国は、この交換公文に基づき、新興技術に関する米国との協力を前進させていくこととしている。また、日米両国は、日米装備・技術定期協議（S&TF）（Systems and Technology Forum）などで協議を行い、合意された具体的なプロジェクトについて共同研究開発などを行ってきた。2023年には、日米両国の技術政策を重点的に議論する防衛装備庁・米国防省（研究・工学担当）定期協議を新たに設置した。

さらに、わが国は、2016年、米国との相互防衛調達取極[3]を締結し、日米防衛相会談において、両閣僚の間で、相互の防衛調達に関する覚書[4]（RDP MOU）（Reciprocal Defense Procurement Memorandum of Understanding）が署名された。これは、日米の防衛当局による装備品の調達に関して、相互主義に基づく措置（相手国企業への応札に必要な情報の提供、提出した企業情報の保全、相手国企業に対する参入規制の免除など）を促進するものである。なお、2021年、同取極や覚書の有効期限が延長されている。

2023年の日米「2+2」や日米防衛相会談では、①共同研究・開発の迅速化[5]や②サプライチェーン協力の強化にかかる枠組み[6]に署名し、③FMS（有償援助）（Foreign Military Sales）調達の合理化を実現する枠組みの相当な進捗を確認している。

2024年4月に行われた日米首脳会談において、日米防衛産業協力・取得・維持整備定期協議（DICAS）（Forum on Defense Industrial Cooperation, Acquisition and Sustainment）を開催することが発表された。これは、日米装備・技術定期協議（S&TF）を基礎とし、それを発展的に改編するものである。DICASは、日米両国の防衛産業における生産状況を踏まえながら、同協議での議論を通じて共同開発、共同生産および共同維持整備の連携する優先分野を特定し、互恵的かつ長期的に重要な能力の需要を満たすことを目的としている。DICASは同年6月、10月および12月に開催した。

また、日米共通装備品（F-35戦闘機やオスプレイ）の

1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器技術の供与に関する交換公文
2 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器及び武器技術の供与に関する交換公文
3 相互の防衛調達に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文
4 相互の防衛調達に関するアメリカ合衆国国防省と日本国防衛省との間の覚書
5 日本国防衛省とアメリカ合衆国国防省との間の研究、開発、試験及び評価プロジェクトに関する了解覚書
6 日本国防衛省とアメリカ合衆国国防省との間の防衛装備品等の供給の安定化に係る取決め

生産・維持整備については、Ⅴ部1章3節3項（米国との防衛装備・技術協力関係の深化）のとおりである。

参照　Ⅴ部1章3節1項（防衛装備移転三原則にかかわる制度）、Ⅴ部1章3節3項（米国との防衛装備・技術協力関係の深化）、資料30（日米共同研究・開発プロジェクト）

# 第5節　在日米軍の駐留に関する取組

## 1　在日米軍の駐留

### 1　在日米軍の駐留の意義

わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増すなか、日米安保体制に基づく日米同盟が、わが国の防衛や地域の平和と安定に寄与する抑止力として十分に機能するためには、在日米軍のプレゼンスが確保されていることや、在日米軍が緊急事態に迅速かつ機動的に対応できる態勢が、平時からわが国とその周辺でとられていることなどが必要である。このため、わが国は、日米安保条約に基づいて米軍の駐留を認めており、在日米軍の駐留は、日米安保体制の中核的要素となっている。

また、安定的な在日米軍の駐留を実現することは、わが国に対する武力攻撃に対して、日米安保条約第5条に基づく日米の共同対処を迅速に行うために必要である。さらに、わが国防衛のための米軍の行動は、在日米軍のみならず、適時の兵力の来援によってもなされるが、在日米軍は、そのような来援のための基盤ともなる。

なお、日米安保条約は、第5条で米国の日本防衛義務を規定する一方、第6条でわが国の安全と極東における国際の平和と安全の維持のため、わが国の施設・区域の使用を米国に認めており、日米両国の義務は同一ではないものの、全体として見れば日米双方の義務のバランスはとられている。

### 2　在日米軍の駐留に関する枠組み

在日米軍施設・区域や在日米軍の地位に関することは日米地位協定[1]により規定されており、この中には、在日米軍の使用に供するための施設・区域（在日米軍施設・区域）の提供に関すること、在日米軍が必要とする労務の需要の充足に関することなどの定めがある。また、環境補足協定[2]により、在日米軍に関連する環境の管理のための協力を促進し、軍属補足協定[3]により、軍属の範囲の明確化などを図っている。

#### (1) 在日米軍施設・区域の提供

在日米軍施設・区域について、わが国は、日米地位協定の定めるところにより、日米合同委員会を通じた日米両国政府間の合意に従い提供している。

わが国は、在日米軍施設・区域の安定的な使用を確保するため、民有地や公有地については、所有者との合意のもと、賃貸借契約などを結んでいる。しかし、このような合意が得られない場合には、駐留軍用地特措法[4]に基づき、土地の所有者に対する損失の補償を行ったうえで、使用権原[5]を取得することとしている。

また、施設・区域の米軍への提供には、例えば、日米共同訓練に際して、米軍が自衛隊の施設を使用する場合など、この協定に基づき、わが国の施設・区域について、一定の期間を限って米軍に使用させているものがある。

#### (2) 米軍が必要とする労務の需要の充足

在日米軍が必要とする労働力（労務）は、日米地位協定によりわが国の援助を得て充足されることになっている。

全国の在日米軍施設・区域においては、2024年度末

1　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊に関連する環境の管理の分野における協力に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定
3　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊の軍属に係る扱いについての協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定
4　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法
5　「権原」とは、ある行為を正当化する法律上の原因をいう。

現在、2万5,683人の駐留軍等労働者（在日米軍従業員）が、司令部の事務職、整備・補給施設の技術者、基地警備部隊や消防組織の要員、福利厚生施設の販売員などとして勤務しており、在日米軍の円滑な運用を支えている。

こうした在日米軍従業員は、日米地位協定の規定により、わが国政府が雇用している。防衛省は、その人事管理、給与支払、衛生管理、福利厚生などに関する業務を行うことにより、在日米軍の駐留を支援している。

### (3) 環境補足協定

2015年、日米両政府は、環境補足協定への署名を行い、この協定は即日発効した。この補足協定は、法的拘束力を有する国際約束であり、日本環境管理基準（JEGS）（Japan Environmental Governing Standards）の発出・維持や環境に影響を及ぼす事故（漏出）が現に発生した場合および施設・区域の返還に関連する現地調査（文化財調査を含む。）を行う場合の在日米軍施設・区域への立入手続の作成・維持などについて規定している。

参照　V部2章2節2項（在日米軍施設・区域に関する取組）

### (4) 軍属補足協定

2017年、日米両政府は、軍属補足協定への署名を行い、この協定は即日発効した。この補足協定は、日米地位協定に一般的な規定しかない軍属の範囲を明確化し、コントラクターの被用者について軍属として認定されるための適格性基準を作成するとともに、通報・見直しなどの手続を定め、通常居住者の軍属からの除外などを定めている。

## 3　在日米軍関係経費

在日米軍関係経費には、同盟強靱化予算（在日米軍駐留経費負担）[6]、沖縄県民の負担を軽減するために沖縄に関する特別行動委員会（SACO）（Special Action Committee on Okinawa）最終報告の内容を実施するための経費、米軍再編事業のうち地元の負担軽減などに資する措置にかかる経費などがある。

## 4　同盟強靱化予算（在日米軍駐留経費負担）

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保するうえで、同盟強靱化予算（在日米軍駐留経費負担）は重要な役割を果たしている。1970年代半ばからのわが国における物価・賃金の高騰や国際経済情勢の変動などにより、1978年度からは福利費などの労務費を、1979年度からは提供施設整備費の負担を、それぞれ開始した。

また、日米両国を取り巻く経済情勢の変化により、労務費が急激に増加して従業員の雇用の安定が損なわれ、ひいては在日米軍の活動にも影響を及ぼすおそれが生じた。このため、1987年、日米両国政府は、日米地位協定の経費負担原則の特例的、限定的、暫定的な措置として、日米地位協定第24条についての特別な措置を定める協定（特別協定）[7]を締結した。

これに基づき、わが国は調整手当（現地域手当）など8項目の労務費を負担するようになった。その後の特別協定により、1991年度からは、基本給などの労務費と光熱水料などを、1996年度からは、訓練移転費を、また、2022年度からは、訓練資機材調達費を負担の対象としている。

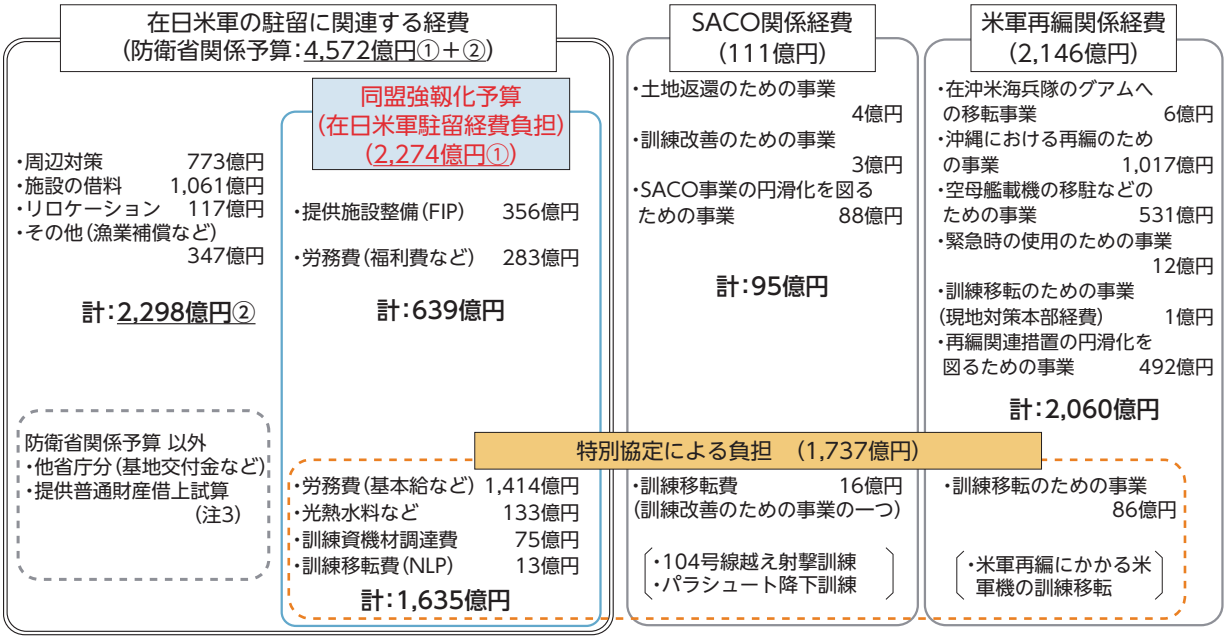
参照　図表Ⅲ-2-5-1（在日米軍関係経費（2025年度予算）、図表Ⅲ-2-5-2（同盟強靱化予算（在日米軍駐留経費負担）にかかる特別協定などのもとでの日本側負担）



6　今次特別協定（日米地位協定第24条についての新たな特別な措置に関する協定）を巡る交渉の結果、本件経費を用いて日米同盟を一層強化する基盤を構築することで一致したことを踏まえ、日本側は、在日米軍駐留経費負担の通称を同盟強靱化予算とすることとした。

7　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

## 図表Ⅲ-2-5-1　在日米軍関係経費（2025年度予算）




（注）1　特別協定による負担のうち、訓練移転費は、同盟強靱化予算（在日米軍駐留経費負担）に含まれるものとSACO関係経費および米軍再編関係経費に含まれるものがある。
2　SACO関係経費とは、沖縄県民の負担を軽減するためにSACO最終報告の内容を実施するための経費、米軍再編関係経費とは、米軍再編事業のうち地元の負担軽減に資する措置にかかる経費である。他方、同盟強靱化予算（在日米軍駐留経費負担）については、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保していくことは極めて重要との観点からわが国が自主的な努力を払ってきたものであり、その性格が異なるため区別して整理している。
3　在日米軍の駐留に関連する経費には、防衛省関係予算のほか、防衛省以外の他省庁分（基地交付金など：399億円、6年度予算）、提供普通財産借上試算（1,645億円、6年度試算）がある。
4　四捨五入のため、合計値があわないことがある。

## 図表Ⅲ-2-5-2　同盟強靱化予算（在日米軍駐留経費負担）にかかる特別協定などのもとでの日本側負担

| | | |
|---|---|---|
| 特別協定 | 有効期間 | 5年間（2022年度から2026年度まで） |
| | 労務費 | 全労働者数のうち23,178人とする。 |
| | 光熱水料など | 2022年度および2023年度は234億円、2024年度は151億円、2025年度および2026年度は133億円とする。 |
| | 訓練資機材調達費 | 在日米軍の即応性のみならず、自衛隊と米軍の相互運用性の向上にも資する訓練資機材の調達に関連する経費として、5年間で最大200億円を負担する。 |
| | 訓練移転費 | 現行の枠組み・水準を維持しつつ、アラスカを航空機訓練移転先の対象とする。2021年度の予算額（約114億円）と同水準とする。 |
| 提供施設整備 | | 在日米軍の即応性・抗たん性に資する事業を重点的に、5年間で最大1,641億円を負担する。 |

# 2 在日米軍再編に向けた取組

## 1 在日米軍再編計画

### (1) 経緯・概要

在日米軍再編については、2006年の再編の実施のための日米ロードマップ（ロードマップ）において示された。その後、①沖縄の目に見える負担軽減を早期かつ着実に図る方策を講ずる必要があること、②2012年に公表された米国の国防戦略指針にも示されている、アジア太平洋地域重視の戦略と米軍再編計画の調整を図る必要があること、③米国議会においては、グアム移転にかかる経費の削減が求められていること、などの要因を踏まえ、2012年の日米安全保障協議委員会（「2＋2」）において、再編計画を調整した。

ロードマップでは、沖縄に所在する第3海兵機動展開部隊（Ⅲ MEF）の司令部要素をグアムへ移転することとしていたが、部隊構成を変更し、司令部・陸上・航空・後方支援の各要素から構成される海兵空地任務部隊（MAGTF）を日本やグアム、ハワイに置くとともにオーストラリアへローテーション展開させることとした。また、海兵隊の沖縄からグアムへの移転とその結果として生ずる嘉手納飛行場以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことなどを決定した。

参照 資料31（再編の実施のための日米ロードマップ（仮訳））

### (2) 在日米軍再編計画の再調整

厳しさを増す安全保障環境に対応して日米同盟の抑止力・対処力を一層強化するため、2023年の「2＋2」において、日米両国は、在日米軍の戦力態勢を、さらに多面的な能力を有し、より強靱で、より機動的なものに強化し、2012年に調整された再編計画を再調整し、米軍の態勢を最適化することとした。具体的には、第3海兵師団司令部と第12海兵連隊を沖縄に残留させ、同連隊を2025年までに海兵沿岸連隊（MLR）に改編させることについて一致した。

再編計画の再調整に際しては、現行再編計画の基本的な原則は維持するなど、沖縄の負担軽減に最大限配慮している。具体的には、①再編終了後の在沖米海兵隊の定員を引き続き約1万人とすること、②沖縄統合計画において返還予定の土地に影響を及ぼさず、キャンプ・シュワブにおける普天間飛行場代替施設の進展に影響を及ぼさないこと、③2024年から開始される沖縄からグアムへの海兵隊の移転開始などに変更がないことを日米間で確認している。

本取組は、強化された自衛隊の能力・態勢とあいまって、日米同盟の抑止力・対処力を大きく向上するものである。引き続き、在日米軍の態勢を一層最適化するための緊密な協議を継続していく。

## 2 米軍再編の進捗状況

在日米軍再編については、これまで、空母艦載機の厚木飛行場（神奈川県）から岩国飛行場（山口県）への移駐、KC-130空中給油機の普天間飛行場（沖縄県）から岩国飛行場への移駐や海自鹿屋航空基地（鹿児島県）へのローテーション展開など、様々な取組が行われてきた。

防衛省では、引き続き、空母艦載機着陸訓練（FCLP）にも使用する馬毛島（鹿児島県西之表市）における自衛隊の施設の整備、普天間飛行場を含む嘉手納飛行場以南の土地の返還、在沖米海兵隊のグアム移転などの取組を進めている。

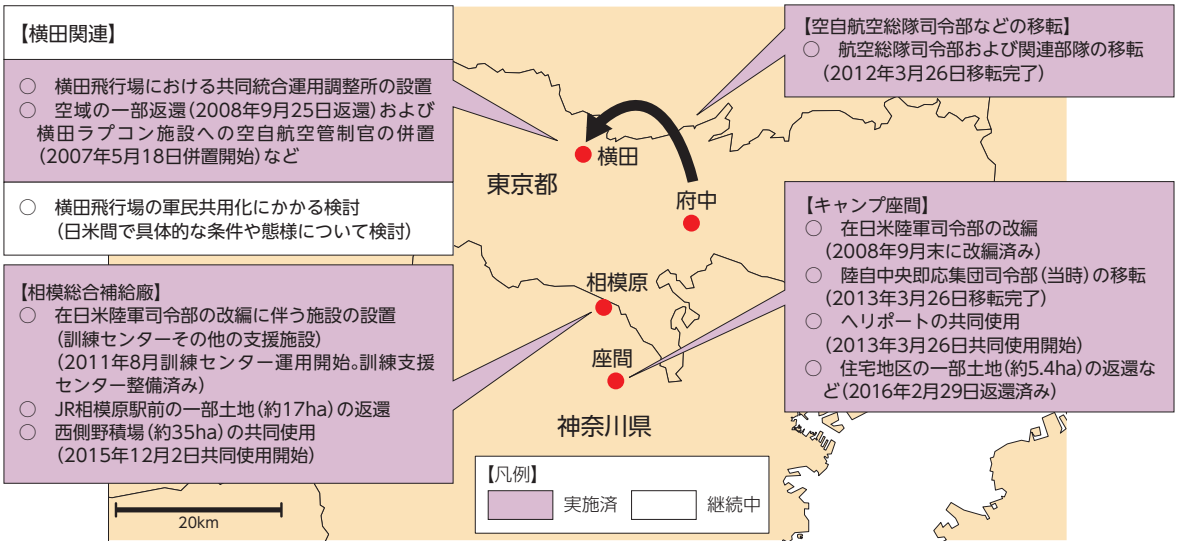
参照 図表Ⅲ-2-5-3および4（「再編の実施のための日米ロードマップ」に示された在日米軍などの兵力態勢の再編の進捗状況①および②）

資料：在日米軍に関する諸施策
URL：https://www.mod.go.jp/j/approach/zaibeigun/index.html

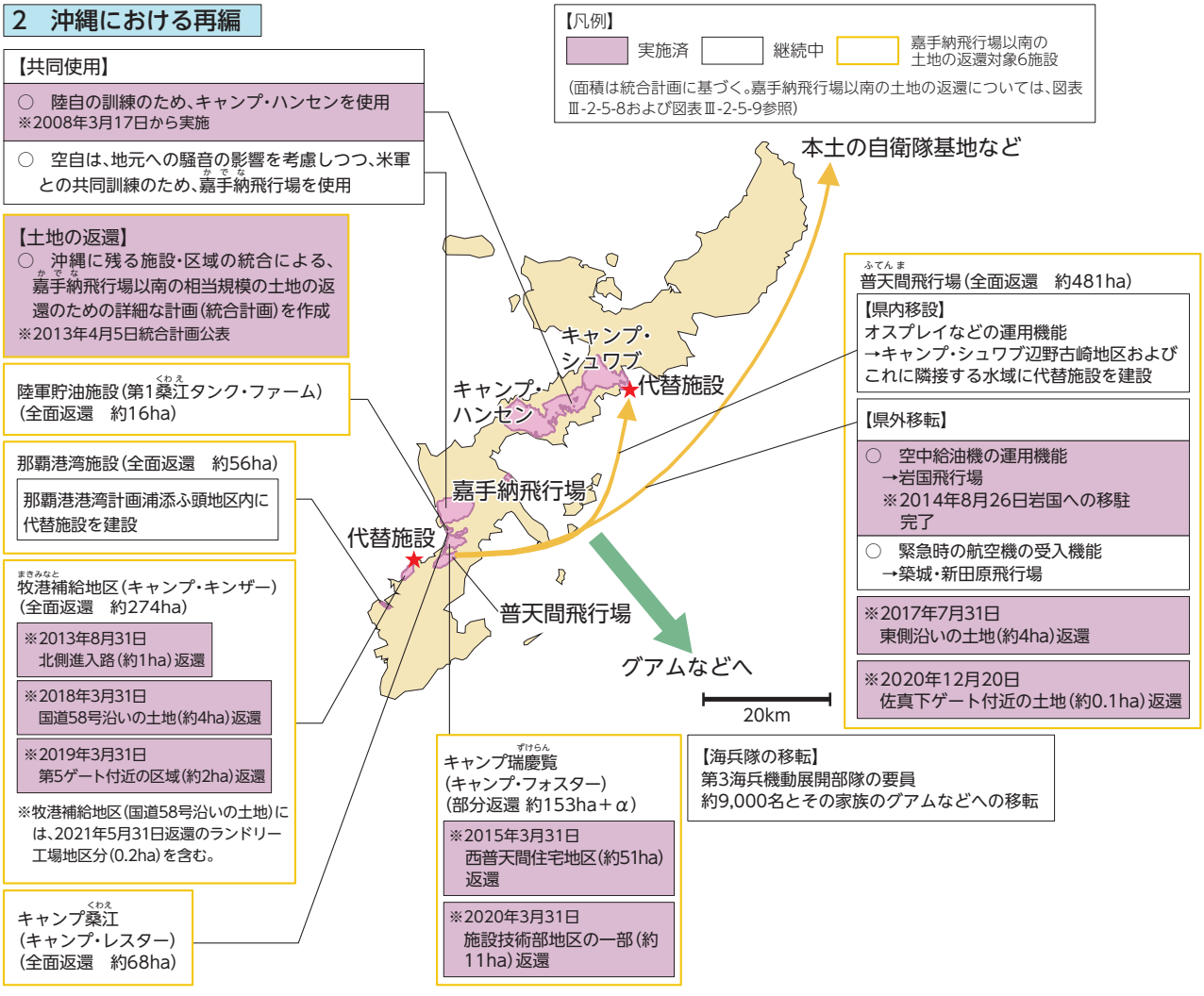
資料：馬毛島（まげしま）における施設整備について
URL：https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/mage/index.html

## 図表Ⅲ-2-5-3　「再編の実施のための日米ロードマップ」に示された在日米軍などの兵力態勢の再編の進捗状況①

### 1　関東における再編




### 2　沖縄における再編



**図表Ⅲ-2-5-4**　「再編の実施のための日米ロードマップ」に示された在日米軍などの兵力態勢の再編の進捗状況②



## 3　空母艦載機着陸訓練（FCLP）

2006年のロードマップにおいては恒常的な空母艦載機着陸訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みを設け、恒常的な施設をできるだけ早い時期に選定することが目標とされた。防衛省は、馬毛島の大部分の土地を取得し、整備に向け、地元である鹿児島県、西之表市、中種子町や南種子町への説明を積み重ねている。

2022年の日米「2＋2」共同文書においては、日本政府が馬毛島における自衛隊施設の整備を決定したことを米側も歓迎した。

2023年1月には、西之表市長、中種子町長や南種子町長などからの意見を踏まえ、鹿児島県知事の意見にも沿ったかたちで作成した環境影響評価書を公告し、馬毛島内での工事を開始した。

同年3月には、馬毛島周辺海上での工事も開始し、地元自治体と緊密に連携しながら、施設整備を着実に進めている。

## 4　普天間飛行場の移設・返還

普天間飛行場の全面返還を日米で合意してから、25年以上経た今もなお、返還が実現しておらず、もはや先送りは許されない。

沖縄県宜野湾市の市街地に位置し、住宅や学校で囲まれた普天間飛行場の固定化は、絶対に避けなければならず、これは政府と沖縄の皆様の共通認識であると考えている。

政府としては、名護市辺野古へ移設する現在の計画が同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であるという考えであり、このことについては、日米両政府間でも、日米首脳会談や日米「2+2」の共同声明などの累次の機会において、確認してきている。

同飛行場の一日も早い全面返還の実現に向けて、長年にわたる沖縄の皆様との対話の積み重ねのうえに、これからも、丁寧な説明を行いながら、全力で取り組んでいく。

なお、同飛行場の返還により、危険性が除去されるとともに、跡地（約476ha：東京ドーム約100個分）の活用により、宜野湾市をはじめとする沖縄のさらなる発展が期待される。

### （1）普天間飛行場の移設と沖縄の負担軽減

普天間飛行場の移設は、同飛行場を単純に移設するものではなく、沖縄における基地の機能や面積の縮小を伴い、沖縄の負担軽減に十分資するものである。

#### ア　普天間飛行場が有する機能の分散

普天間飛行場の移設は、同飛行場が有する①MV-22（オスプレイ）などの運用機能、②空中給油機の運用機能、③緊急時における航空機受入機能という3つの機能のうち、②と③を県外へ、残る①をキャンプ・シュワブへ移して、同飛行場を全面返還するというものである。

②空中給油機の運用機能は、2014年に岩国飛行場に移転完了し、③緊急時における航空機受入機能は、2018年、空自築城基地（福岡県）や空自新田原基地（宮崎県）への機能移転に必要となる施設整備について日米間で合意し、2023年3月までに築城基地の滑走路延長を除く工事を完了した。築城基地の滑走路延長については、2024年9月、海上工事に着手した。

#### イ　面積の縮小

普天間飛行場の代替施設を建設するために必要となる埋立ての面積は、約152haであるが、同飛行場の面積約476haに比べ、約3分の1程度となり、滑走路も、1,200m（オーバーランを含めても1,800m）と、現在の同飛行場の滑走路長2,740mに比べ、大幅に短縮される。

#### ウ　騒音および危険性の軽減

滑走路はV字型に2本設置されるが、これは、地元の要望を踏まえ、離着陸時の飛行経路が海上になるようにするためのものである。訓練などで日常的に使用される飛行経路が、普天間飛行場では市街地上空にあったのに対し、代替施設では、海上へと変更され、騒音および危険性が軽減される。

例えば、同飛行場では、住宅防音が必要となる地域に1万数千世帯の住民が居住しているのに対し、代替施設ではこのような世帯はゼロとなる。

### （2）代替施設に関する経緯

#### ア　移設先の検討

2004年8月の宜野湾市における米軍ヘリ墜落事故の発生を踏まえ、周辺住民の不安を解消するため、一日も早い移設・返還を実現するための方法について、在日米軍再編に関する日米協議の過程で改めて検討が行われた。

2005年10月の日米「2＋2」共同文書において、代替

施設をL字型に設置することとされたが、その後の名護市をはじめとする地元地方公共団体との協議や合意を踏まえ、2006年5月のロードマップにおいて、代替施設の滑走路をV字型で設置することとなった。この代替施設の建設について、同月、稲嶺沖縄県知事（当時）と額賀防衛庁長官（当時）との間でも基本確認書が取り交わされた。

2009年9月の政権交代後、沖縄基地問題検討委員会が設けられた。この委員会による検討を経たのち、2010年5月の日米「2＋2」において、普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区とこれに隣接する水域に設置する意図を確認した。その後、2011年6月の日米「2＋2」において、滑走路の形状をV字型と決定した。

このような結論に至る検討過程では、まず、東アジアの安全保障環境に不安定性・不確実性が残るなか、わが国の安全保障上極めて重要な位置にある沖縄に所在する海兵隊をはじめとして、在日米軍の抑止力を低下させることは、安全保障上の観点からできないとの判断があった。

また、同飛行場に所属する海兵隊ヘリ部隊を沖縄所在のほかの海兵隊部隊から切り離し、国外・県外に移転すれば、海兵隊の持つ機動性・即応性といった特性を損なう懸念があった。これは、米海兵隊が、航空、陸上、後方支援の部隊や司令部を一体的に運用しているためである。

こうしたことから、同飛行場の代替地は沖縄県内とせざるを得ないとの結論に至った。

### イ　埋立工事の開始

普天間飛行場代替施設建設事業の実施にあたり、2007年から約5年間にわたり、環境影響評価を行った。この評価に対しては、沖縄県知事から、1,561件の意見を受け、その全てに補正を行うとともに、環境影響評価書への記載に適切に反映している。

沖縄防衛局長は、2013年3月、公有水面埋立承認願書を沖縄県に提出し、同年12月、仲井眞知事（当時）はこれを承認した。

工事開始後、翁長知事（当時）が当該埋立承認を取り消したことから、国と沖縄県との訴訟などを経たが、2018年12月に、辺野古側の海域において、埋立工事を開始した。2023年9月末にかけて、辺野古側の海域における埋立ての進捗は約99.5%となり、おおむね完了している。（2025年3月現在）

### ウ　地盤改良などの検討

埋立地の地盤に関しては、ボーリング調査の結果などを踏まえ、大浦湾側の海域における護岸などの構造物の安定性などについて検討を行った。その結果、羽田空港や関西国際空港、那覇空港でも用いられた一般的で施工実績が豊富な工法[8]により地盤改良工事を行うことで、所要の安定性を確保できる強度の地盤になり、問題なく埋立地を完成させ、飛行場を建設できることが確認された。このことは2019年9月から開催された、地盤、構造、水工、舗装の各分野の有識者で構成される技術検討会においても確認されている。

そして、同年12月、沖縄防衛局は、それまでの検討結果を踏まえ、変更後の計画に基づく工事に着手してから工事完了までに9年3か月、沖縄統合計画に示されている提供手続を完了させるまでに約12年を要し、また普天間飛行場代替施設建設事業に要する経費の概略として、約9,300億円が必要であることを示した。

また、環境面についても、2020年1月から4月までの間に開催した自然環境などにかかる各分野の有識者で構成される環境監視等委員会において、計画の変更による環境への影響の程度は、変更前と比べて同程度またはそれ以下であることが確認されている。

### エ　公有水面埋立ての変更承認申請

このように、沖縄防衛局は、有識者の知見も得つつ、十分に検討を行ったうえで、2020年4月、地盤改良工事の追加などに伴う埋立ての変更承認申請書を沖縄県知事に提出した。

しかしながら、沖縄県知事は、2021年11月、埋立予定地の地盤の調査や環境保全対策が十分でないとして、変更承認申請を不承認とした。これを受け、同年12月、沖縄防衛局長は、国土交通大臣に対し、行政不服審査法に基づく審査請求を行い、2022年4月、国土交通大臣は、沖縄県知事による不承認処分を取り消す裁決を行うとともに、沖縄県に対し、変更承認申請を承認するよう、地方自治法に基づく是正の指示を行った。

この裁決および是正の指示に対し、同年8月、沖縄県知事は、国の関与の取消訴訟を福岡高裁那覇支部に提起

8　サンドコンパクションパイル工法、サンドドレーン工法、ペーパードレーン工法であり、他事業の例として、羽田空港再拡張事業などがある。

した。これらの訴訟に関しては、最高裁において、2023年8月、裁決に関する沖縄県知事の上告受理申立てを不受理とする決定がなされるとともに、同年9月、是正の指示に関する沖縄県知事の上告を棄却する判決が言い渡され、変更承認申請を承認するよう求めた国土交通大臣の指示が適法であるとする司法判断が確定した。

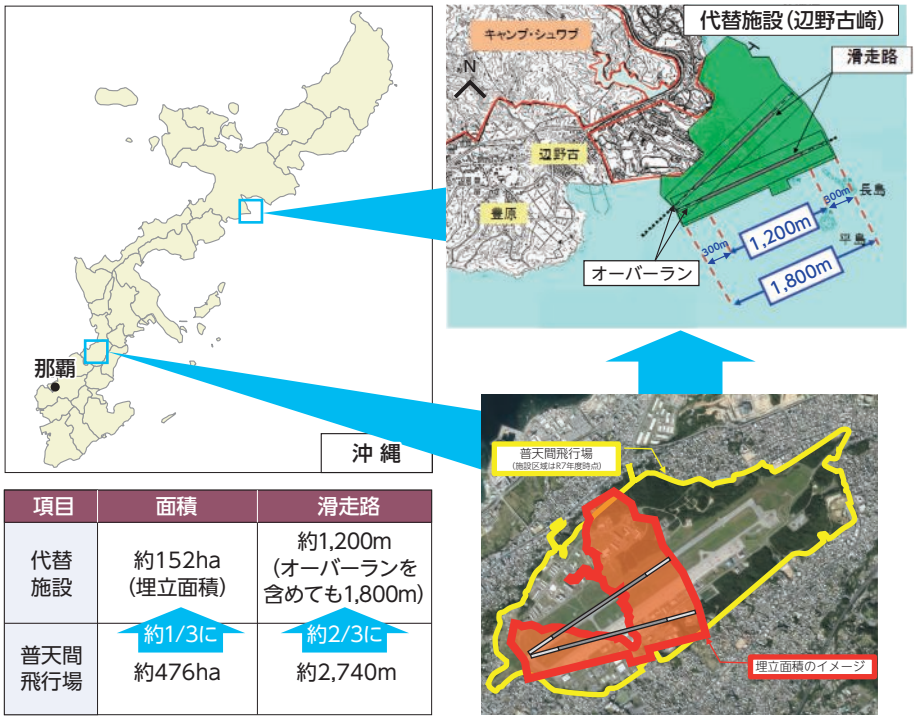
この判決を踏まえ、同月、国土交通大臣から、沖縄県知事に対し、変更承認申請を承認するよう、地方自治法に基づく勧告および指示を行ったが、その後もなお承認がなされない状態が続いた。

このため、同年10月、国土交通大臣は、地方自治法に基づく代執行訴訟を福岡高裁那覇支部に提起した。その後、同年12月、沖縄県知事に対し、期限までに変更承認申請を承認することを命じる旨の判決が言い渡されたが、その期限までに承認処分がなされなかったため、国土交通大臣が法律にのっとり、承認を行った。この訴訟については、同月、沖縄県知事が最高裁に上告受理申立てを行ったが、2024年2月、最高裁において同申立てを受理しないとの決定がなされ、沖縄県知事に対し、変更承認申請を承認することを命じた福岡高裁那覇支部の判決が確定した。

これらに加え、2022年9月、沖縄県は、国土交通大臣の裁決を不服とし、行政事件訴訟法に基づく裁決の取消訴訟を那覇地裁に提起したが、この訴訟については、2025年1月、最高裁において、沖縄県の上告受理申立てを不受理とする決定がなされ、沖縄県の訴えが不適法であるとの司法判断が確定した。これにより、国と沖縄県との間において係属していた訴訟は全て終結した。

参照　図表Ⅲ-2-5-5（代替施設と普天間飛行場の比較（イメージ））、資料32（普天間飛行場代替施設に関する経緯）、資料33（嘉手納飛行場以南　施設・区域の返還時期（見込み））

**図表Ⅲ-2-5-5　代替施設と普天間飛行場の比較（イメージ）**




| 項目 | 面積 | 滑走路 |
|---|---|---|
| 代替施設 | 約152ha（埋立面積） | 約1,200m（オーバーランを含めても1,800m） |
| | 約1/3に | 約2/3に |
| 普天間飛行場 | 約476ha | 約2,740m |

（注）宜野湾市提供写真をもとに作成

## (3) 変更承認後の計画に基づく工事

### ア　工事の状況

沖縄防衛局は、2023年12月の変更承認以降、順次、大浦湾側における護岸工事や埋立工事を進めている。2024年12月には、地盤改良工事にも着手し、普天間飛行場の全面返還に向け、工事が着実に進捗している。

参照　図表Ⅲ-2-5-6（普天間飛行場代替施設建設事業にかかる工事の進捗状況）

**図表Ⅲ-2-5-6**　普天間飛行場代替施設建設事業にかかる工事の進捗状況

**辺野古側**

- 2018年12月、埋立工事開始
- 2023年9月、埋立工事がおおむね完了
  ※約318万㎥／約319万㎥（99.5%）
- 2024年1月、大浦湾側の埋立てに必要な土砂の仮置きを開始

**大浦湾側**

- 2024年1月、大浦湾側の工事（海上ヤード工事）に着手
- 同年2月、埋立区域③－1にかかる護岸工事開始
- 同年5月、サンゴ類の移植開始
- 同年8月、A護岸およびN－1・N－2護岸工事開始
- 同年11月、埋立区域③－1埋立て開始
- 同年12月、サンゴ類の移植完了、地盤改良工事を開始
- 2025年4月、N－8護岸工事開始




## イ　環境保全にかかる取組

環境影響評価書において、埋立区域に生息するサンゴ類は埋立てに伴い消失することになるため、避難措置として可能な限り移植することとしていたところ、保護対象のサンゴ類の移植については、沖縄県知事の許可を得て、2024年12月までに完了した。なお、普天間飛行場代替施設建設事業では、那覇空港第二滑走路の工事に伴う埋立ての際よりも、保護の対象を広げ、より手厚くサンゴ類を移植している[9]。また、国指定の天然記念物であるオカヤドカリ類や、絶滅危惧種に指定されている貝類、甲殻類などについても、工事に合わせて生息に適した周辺の場所へ適切に移動させている。さらに、埋立てに伴い消失する生息域などに関する措置として、陸上施設で育てたサンゴ類を大浦湾周辺海域に移植する取組や海草藻場の生育範囲を拡大するための取組を実施している。

加えて、ジュゴンについては大浦湾に来遊することを前提に様々な環境保全措置を講じている。具体的には、ジュゴンの生息状況を把握するために、航空機を用いた生息状況調査、食跡調査、水中録音装置による鳴音確認などを実施するとともに、日々の工事においても、監視船を配置し、施工区域へのジュゴンの接近を警戒・監視しているところである。

## ウ　周辺住民への配慮

普天間飛行場代替施設建設事業の実施による住民の生

**資料**：普天間飛行場代替施設について
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/approach/zaibeigun/frf/index.html

**資料**：普天間飛行場代替施設建設事業における地盤改良について
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/press/news/2024/12/27e_02.pdf

9　具体的には、那覇空港第二滑走路の工事に伴い、小型サンゴ約3万7,000群体の移植が行われたが、仮に、代替施設建設事業と同じ基準を当てはめれば、移植対象の小型サンゴ類は約17万群体となる。

活環境、経済活動などへの影響について、政府と名護市が認識を共有し、連携した対応を講じるため、2024年5月に「普天間飛行場代替施設の建設に伴う影響に関する協議会」が新たに設置され、2025年2月には第2回協議会が開催された。同協議会では、代替施設の工事による影響や、キャンプ・シュワブの諸問題への対応、久辺三区を始めとする名護市のまちづくりなどについて議論が行われた。

引き続き、地元の皆様への丁寧な説明を行いながら、普天間飛行場の一日も早い全面返還を実現するため、自然環境や周辺住民の皆様の生活環境にも十分に配慮しつつ、辺野古への移設工事を着実に進めていく。

## 5　嘉手納飛行場以南の土地の返還

2006年のロードマップでは、普天間飛行場の代替施設への移転、普天間飛行場の返還やグアムへの第3海兵機動展開部隊（Ⅲ MEF）要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となるとされていた。

その後、2012年の日米「2＋2」において、Ⅲ MEF要員の沖縄からグアムへの移転やその結果として生ずる嘉手納飛行場以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設への移転に関する進展から切り離すことを決定した。さらに、返還される土地については、①速やかに返還できるもの、②機能の移転が完了すれば返還できるもの、③国外移転後に返還できるもの、という3区分に分けて検討していくことで合意した。

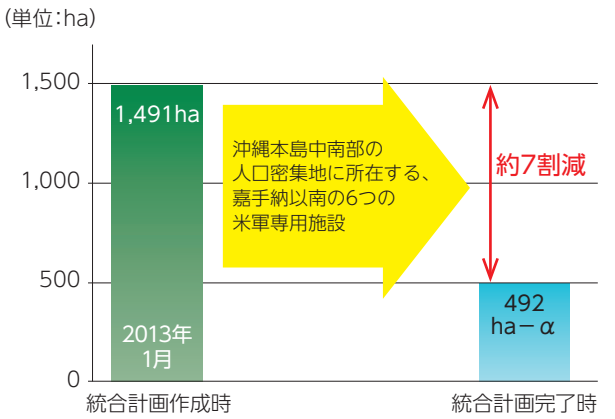
### (1) 沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画

2012年末の政権交代後、沖縄の負担軽減に全力で取り組むとの基本方針のもと、引き続き日米間で協議が行われ、沖縄の返還要望が特に強い牧港（まきみなと）補給地区（キャンプ・キンザー）（浦添市）を含む嘉手納飛行場以南の土地の返還を早期に進めるよう強く要請し、米側と調整を行った。その結果、2013年、具体的な返還年度を含む返還スケジュールが明記される形で「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画（沖縄統合計画）」が公表されることになった。

本計画に基づき、全ての返還が実現すれば、沖縄本島中南部の人口密集地に所在する6つの米軍専用施設[10]の約7割の土地（約1,048ha：東京ドーム約220個分）が返還されることとなる。沖縄統合計画においては、本計画を可能な限り早急に実施することを日米間で確認しており、政府として一日も早い嘉手納飛行場以南の土地の返還が実現するよう、引き続き全力で取り組んでいくこととしている。

参照　図表Ⅲ-2-5-7（沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画）

図表Ⅲ-2-5-7　沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画




### (2) 返還の進展

2013年の沖縄統合計画の公表以降、返還に向けた取組を進め、2020年3月末には沖縄統合計画に基づく必要な手続の完了後速やかに返還となる区域（図表Ⅲ-2-5-9の赤色の区域）全ての返還が実現した。返還地では順次跡地利用が進められており、例えば、2015年に返還された西普天間住宅地区跡地では、地元の要望に基づき沖縄健康医療拠点の整備が進められ、2025年1月に移転が完了した琉球大学の大学病院が開院し、同年3月に同大学の医学部の移転が完了した。また、キャンプ瑞慶覧の一部土地の共同使用に基づき、同地区跡地と国道58号を結ぶアクセス道路（市道喜友名（きゆな）23号）が、宜野湾市により防衛施設周辺対策事業を活用して整備され、同年2月に供用が開始された。そのほかの区域で地元からの返還要望が強かった一部の区域については、沖縄統合計画上の予定よりも前倒しでの返還を実現している。これにより、例えば、普天間飛行場の東側沿いの土地で

10　那覇港湾施設、牧港補給地区、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧、キャンプ桑江および陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム

解説

## 普天間飛行場代替施設建設事業にかかる地盤改良工事について

**Q：普天間飛行場代替施設建設事業において2024年12月から始まった地盤改良工事は、前例のない難しいものなのですか？**

A：本事業の地盤改良については、工法、規模、深度の全ての点で施工実績があり、前例のないものではありません。まず、工法については、羽田空港や関西国際空港、那覇空港でも用いられている、長年にわたり多数の施工実績がある一般的なものを採用しています。地盤改良の規模は、羽田空港の再拡張事業や関西国際空港の建設事業よりも少ない砂杭などの本数となっています。また、本事業では海面下最大70メートルまで砂杭を打設しますが、これまでに、日本企業が、横浜で海面下65メートルまで、韓国で海面下70メートルまで、それぞれ施工した実績があります。本事業においても、2025年3月以降、海面下70メートルまでの砂杭の打設を問題なく進めています。こうした地盤改良により、護岸などの安定性を十分に確保することができるため、問題なく埋立地を完成させ、飛行場を建設することができます。

**Q：地盤改良を行わない海面下70メートルよりも深いところに軟弱な地盤は残らないのですか？**

A：大浦湾側の地盤で確認されている海面下70メートルよりも深いところの粘性土は、「非常に硬い粘性土」から「硬い粘性土」に分類されるものです。これまでの土質調査の結果から、粘性土の層が最も深い深度で海面下約90メートルまで存在していることも確認されていますが、護岸などの安定性を確保するために必要な地盤改良の範囲を計算により求めた結果、海面下70メートルよりも深いところの地盤改良は行う必要がありません。このような本事業の地盤改良などの設計は、羽田空港などの多くの海上埋立空港で使用されている、国土交通省が監修した基準に基づいたものであり、その妥当性は、沖縄防衛局が設置した、有識者から構成される技術検討会においても確認いただいています。

**Q：海面下約90メートルまで粘性土の層が存在している地点の土質調査を十分に行った上で計画を立てているのですか？**

A：これまでに行った土質調査などにより、ご指摘の地点を含めて、土の種類や強度を十分に把握した上で、地盤改良などの設計を行っています。具体的には、本事業においては、2014年から2018年にかけてボーリング調査などを計76地点で行い、その結果を基に、大浦湾側の土の層の三次元モデルを作成し、土の面的な広がりを考慮するなど、詳細な整理・分析をした上で、大浦湾側の地層構成や土の強度などを把握しています。海面下約90メートルまで粘性土の層が存在している地点についても、この三次元モデルなどにより、土の種類や強度を十分に把握することができています。こうした方法は、国土交通省監修の基準に基づいたものとなっており、技術検討会においても、適切であることを確認いただいています。また、技術検討会では、有識者から、「広範囲の地盤に対して適用できるデータが得られており、これ以上、同地点で経費と時間をかけて調査を行っても新たに得られる情報はすごく少ない」「これで地形もよく把握しているので追加の必要はない」旨のご意見もいただいています。



大浦湾で地盤改良工事を施工中の作業船

は、2021年に市道宜野湾11号の全線開通が実現し、これにより地元の道路交通状況が改善されている。さらに、キャンプ瑞慶覧（ずけらん）のロウワー・プラザ住宅地区（沖縄市、北中城村（きたなかぐすくそん））について、2022年、返還に先立って、緑地公園として一般利用することを日米間で合意する旨を、現地を訪問した岸田内閣総理大臣（当時）より公表し、2024年、「ロウワー・プラザ緑地ひろば」として、一般利用が開始された。

政府としては、引き続き、沖縄統合計画における嘉手納飛行場以南の土地の返還を着実に実施し、沖縄の負担軽減を目に見える形で実現するため、全力で取り組んでいくこととしている。

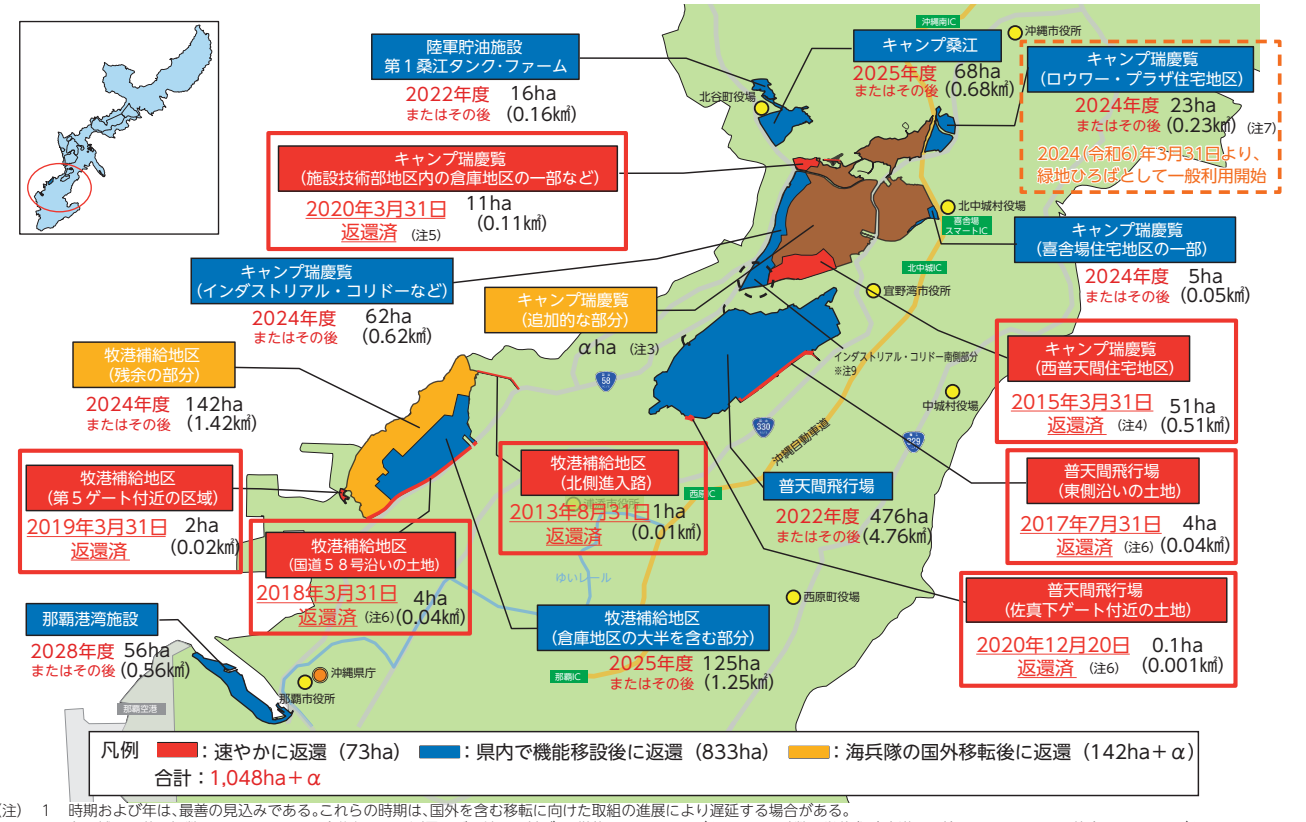
参照　図表Ⅲ-2-5-8（嘉手納飛行場以南の土地の返還実績）、図表Ⅲ-2-5-9（嘉手納飛行場以南の土地の返還（イメージ））、資料33（嘉手納飛行場以南　施設・区域の返還時期（見込み））

**図表Ⅲ-2-5-8　嘉手納飛行場以南の土地の返還実績**

| 区分 | 名称 | 返還 | 引き渡し | 面積（ha） |
|---|---|---|---|---|
| 統合計画において「速やかに返還」とされている区域 | 牧港補給地区（北側進入路） | 2013年8月 | 2013年8月 | 約1 |
| | キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区） | 2015年3月 | 2018年3月 | 約51 |
| | 牧港補給地区（第5ゲート付近の区域） | 2019年3月 | 2021年3月 | 約2 |
| | キャンプ瑞慶覧（施設技術部地区の一部） | 2020年3月 | （注） | 約11 |
| 統合計画において「県内で機能移設後に返還」とされているものの、その後、別途の日米合意を受け前倒しで返還されることとされた区域 | 普天間飛行場（東側沿いの土地） | 2017年7月 | 2019年3月 | 約4 |
| | 牧港補給地区（国道58号沿いの土地） | 2018年3月 | 2019年9月 | 約3 |
| | 普天間飛行場（佐真下ゲート付近の土地） | 2020年12月 | 2020年12月 | 約0.1 |
| | 牧港補給地区（（国道58号沿いの土地）ランドリー工場地区） | 2021年5月 | 2021年5月 | 約0.2 |

（注）今後引き渡しが予定されているもの。

**図表Ⅲ-2-5-9　嘉手納飛行場以南の土地の返還（イメージ）**




（注）1　時期および年は、最善の見込みである。これらの時期は、国外を含む移転に向けた取組の進展により遅延する場合がある。
2　各区域の面積は概数を示すものであり、今後行われる測量などの結果に基づき、微修正されることがある。また、計数は単位（ha）未満を四捨五入しているため符合しないことがある。
3　追加的な返還が可能かどうかを確認するため、マスタープランの作成過程において検討される。
4　キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の返還面積については、統合計画において52haとしていたが、実測値を踏まえ51haとしている。
5　キャンプ瑞慶覧（施設技術部地区内の倉庫地区の一部など）の返還面積については、統合計画において10haとしていたが、2013（平成25）年9月の日米合同委員会（JC:Joint Committee）返還合意の返還面積を踏まえ11haとしている。
6　普天間飛行場（東側沿いの土地、佐真下ゲート付近の土地）、牧港補給地区（国道58号沿いの土地）については、別途の日米合意により前倒しで返還されることとされた。なお、牧港補給地区（国道58号沿いの土地）には、2021（令和3）年5月31日返還のランドリー工場地区分（0.2ha）を含む。
7　キャンプ瑞慶覧（ロウワー・プラザ住宅地区）については、返還に先立って、緑地ひろばとして一般利用するための準備を進めていくことについて、2022（令和4）年5月にJC合意。緑地ひろばとして一般利用するため共同使用することについて、2024（令和6）年1月にJC合意。同年3月31日に一般利用開始。
8　インダストリアル・コリドー南側部分の返還をできる限り早期に行う取組を、段階的返還を考慮することにより行う。

解説

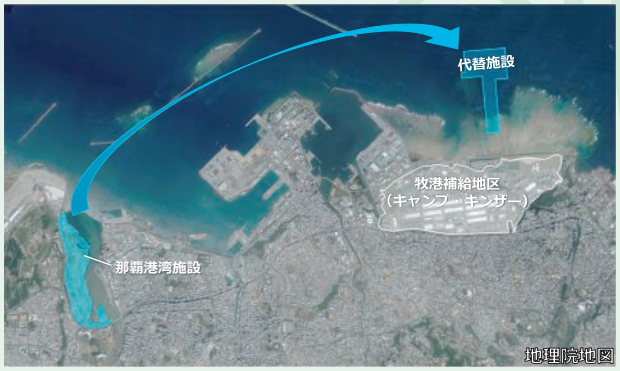
## 米軍那覇港湾施設の移設

米軍那覇港湾施設（沖縄県那覇市）は那覇空港の近く、那覇港内に位置する約56haの米陸軍の港湾施設です。沖縄統合計画において、その機能を浦添ふ頭地区（沖縄県浦添市）に建設される約49haの代替施設へ移設した後に返還することとされています。地理的位置から跡地利用のポテンシャルが高く、その返還は沖縄県全体の発展に資することが期待されてきました。

こうした中、2022年10月に、移設先である浦添市や沖縄県を含む関係機関との間で代替施設の整備を進めていくことが確認され、2023年4月には、代替施設の位置・形状および施設配置計画について日米両政府間で合意するに至り、その建設に向けて着手できる状況が整いました。現在、環境影響評価手続と並行して、ボーリング調査など移設に必要なプロセスを進めています。

移設先である浦添市の振興も重要です。2024年4月および11月には、浦添市の振興について協議する「那覇港湾施設移設に係るてだこの都市（まち）・浦添の振興に関する協議会」を開催し、国と地元が一体となって浦添市の振興に取り組むことが改めて確認されています。

防衛省としては、那覇港湾施設の返還を早期に実現できるよう、引き続き、全力を挙げて取り組んでいきます。



現有那覇港湾施設と移設先である代替施設の位置図


那覇港湾施設 代替施設のイメージ図

## 6　海兵隊のグアムへの移転

2024年12月、在沖米海兵隊の日本国外への移転の第一段階として、約100名の先遣隊による沖縄からグアムへの移転開始を発表した。これまでの間、グアム移転に必要な取組を着実に進め、移転開始の発表に至ったことには、沖縄の基地負担を軽減する観点からも大きな意義がある。

### (1) 移転の規模

2006年に発表されたロードマップでは、沖縄に所在するⅢMEF要員約8,000人とその家族約9,000人が2014年までに沖縄からグアムに移転することとされたが、2012年の日米「2＋2」において、グアムに移転する部隊構成や人数についての見直しがなされた。これにより、MAGTFは日本、グアム、ハワイに置くこととされ、約9,000人が日本国外に移転することになった。一方で、沖縄における海兵隊の最終的なプレゼンスは、ロードマップの水準（約1万人）に従ったものにすることとされた。

また、2024年12月、防衛省と米海兵隊は、ⅢMEFの後方支援要員約100名による先遣隊が沖縄からグアムへの移転を開始したことを発表した。今後、移転は段階的に行われ、4,000名以上の海兵隊の要員が沖縄からグアムに移転することを日米間で確認している。グアム移転が着実に実施されるよう、引き続き、米側と協力していく。

### (2) 移転費用

ロードマップでは、施設やインフラの整備費算定額102.7億ドル（2008米会計年度価格）のうち、わが国が28億ドルの直接的な財政支援を含め60.9億ドルを提供し、米国が残りの41.8億ドルを負担することで合意に至った。わが国が負担する費用のうち、直接的な財政支援として措置する事業について、日米双方の行動をより確実なものとし、これを法的に確保するため、2009年2月、日米両政府はグアム協定[11]に署名した。

本協定に基づく措置として、2009年度から、わが国が財政支援する事業にかかる米国政府への資金提供を行っている[12]。

その後、2012年4月の日米「2＋2」では、グアムに移転する部隊構成や人数が見直され、米国政府による暫定的な移転費用の見積りは86億ドル（2012米会計年度価格）とされた。わが国の財政的コミットメントは、グアム協定第1条に規定された28億ドル（2008米会計年度価格）を限度とする直接的な資金提供となることが再確認されたほか、わが国による家族住宅事業やインフラ事業のための出融資などは利用しないことが確認された[13]。

また、グアム協定のもとですでに米国政府に提供された資金は、わが国による資金提供の一部となることとされ、グアムと北マリアナ諸島連邦の日米両国が共同使用する訓練場の整備についても、前述の28億ドルの直接的な資金提供の一部を活用して実施することとされた。このほか、残りの費用や追加的な費用は米国が負担することや、両政府が二国間で費用内訳を完成させることについても合意された。

2013年10月の日米「2＋2」では、グアムと北マリアナ諸島連邦における訓練場の整備と自衛隊による訓練場の使用に関する規定の追加などが盛り込まれたグアム協定を改正する議定書の署名も行われた。しかし、わが国政府からの資金提供については、引き続き28億ドル（2008米会計年度価格）が上限となることに変更はない。

### (3) 環境影響評価

グアムにおける環境影響評価については、再編計画の調整によって変更した事業内容を反映し、所要の手続が進められ、2015年8月に終了した。

北マリアナ諸島連邦における訓練場整備に関する環境影響評価は、現在実施中である。

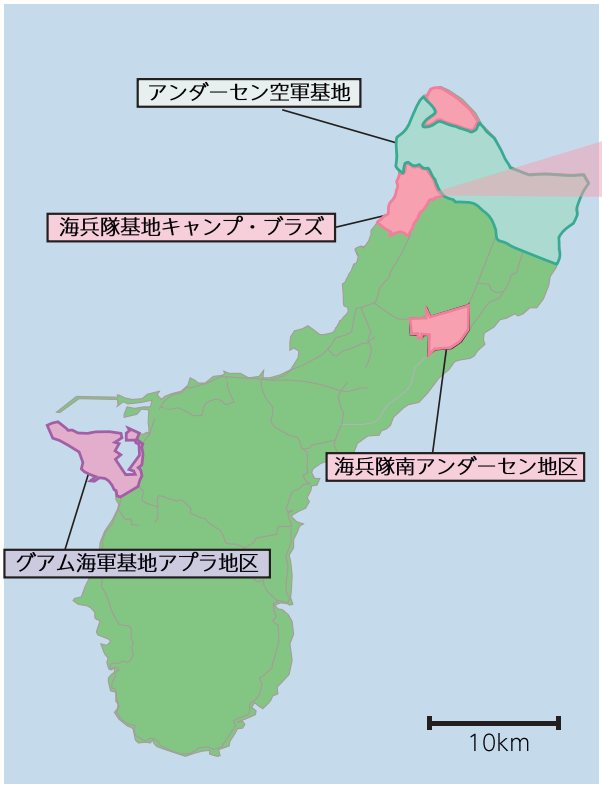
### (4) グアム移転事業の進捗状況

現在、米国政府により、グアム各地区において施設などの整備が行われている。これまで、日本側が資金を提供している事業のうち、基地管理庁舎、診療所などが完了した。

参照　図表Ⅲ-2-5-10（グアム移転事業の進捗状況（イメージ））

11　第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定
12　わが国が財政支援する事業については、2025年1月時点において総額約3,730億円（提供した資金から生じた利子の使用を含む）が米側に資金提供された。
13　これを受け、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法に規定されていた株式会社国際協力銀行の業務の特例（出融資）については、2017年3月31日に施行された同法の一部を改正する法律により廃止された。

## 図表Ⅲ-2-5-10　グアム移転事業の進捗状況（イメージ）






海兵隊基地キャンプ・ブラズに整備された庁舎



海兵隊基地キャンプ・ブラズで建設が進む隊舎

グアム移転事業にかかる日本側資金提供による主な事業

| | |
|---|---|
| 海兵隊基地キャンプ・プラズ | 基地管理庁舎、隊舎、消防署など |
| 海兵隊南アンダーセン地区 | 訓練場 |
| アンダーセン空軍基地 | 基盤整備（敷地造成など） |
| グアム海軍基地 アプラ地区 | 司令部庁舎、診療所など |

解説

## 在沖米海兵隊のグアム移転開始

2024年12月、在沖米海兵隊の日本国外への移転の第一段階として、第3海兵機動展開部隊（Ⅲ MEF）の後方支援要員約100名による先遣隊が、沖縄からグアムへの移転を開始した旨を発表しました。移転開始に先立ち、2023年1月には70年ぶりの新たな海兵隊基地としてグアムでキャンプ・ブラズが再発足し、沖縄から移転する海兵隊要員の主な活動拠点となるべく始動しています。

また、海兵隊要員の受け入れ態勢を整えるため、日本政府も移転のための費用の一部として資金を提供し、日米が共同してグアム島における施設整備を行ってきました。移転開始時点においては、キャンプ・ブラズの基地管理庁舎や消防署、グアム海軍基地アプラ地区の司令部庁舎や診療所が完成しています。施設整備に当たっては、グアム当局とも協力し、グアムの文化や歴史を尊重しながら進めており、キャンプ・ブラズ内には工事中に発見されたグアムの先住民族であるチャモロ族の遺骨の埋葬記念碑が設置されています。

このように、グアム移転に必要な取組を着実に進め、移転開始という節目を迎えたことは、大きな意義があるものです。

今後、移転は段階的に行われ、4,000名以上の海兵隊の要員が沖縄からグアムに移転することを日米間で確認しています。日米同盟の抑止力・対処力の強化と、沖縄を始めとする地元の基地負担の軽減の両立に留意しつつ、グアム移転を着実に実施すべく、米側と協力していきます。





米海兵隊基地キャンプ・ブラズ再発足・命名式典の様子（2023年1月）

## 7　その他の再編事業

### (1) 航空機訓練移転（ATR）

Aviation Training Relocation

当分の間、嘉手納、三沢（青森県）、岩国の3つの在日米軍施設・区域の航空機が、自衛隊施設における共同訓練に参加することとされたことに基づき、2007年以降、航空機訓練移転[14]（ATR）を行っており、防衛省は、必要に応じ訓練移転のためのインフラの改善を行っている。

ATRは、日米間の相互運用性の向上に資するとともに、これまで嘉手納飛行場を利用して実施されていた空対地射爆撃訓練の一部を移転するものであり、嘉手納飛行場周辺の騒音軽減につながることから、沖縄の負担軽減にも資するものである。

防衛省・自衛隊は、米軍の支援に加え、周辺住民の安心、安全を図るため、現地連絡本部の設置、関係行政機関との連絡や周辺住民への対応など、訓練移転の円滑な実施に努めている。

参照　図表Ⅲ-2-5-11（航空機訓練移転に関する主な経緯）

**図表Ⅲ-2-5-11　航空機訓練移転に関する主な経緯**

| 合意などの時期 | 主な経緯 |
|---|---|
| 2006年5月 | 再編の実施のための日米ロードマップにおいて、嘉手納、三沢や岩国の3つの在日米軍施設・区域から、千歳、三沢、百里、小松、築城や新田原の自衛隊施設における共同訓練に参加することを確認 |
| 2011年1月および同年10月 | 日米合同委員会において、移転先にグアムなどを追加するとともに、訓練規模の拡大を合意 |
| 2014年3月 | 日米合同委員会において、三沢対地射爆撃場（青森県三沢市、六ケ所村）を使用した空対地射爆撃訓練を追加することを合意 |
| 2023年7月 | 日米合同委員会において、移転先にアラスカを追加することを合意 |

### (2) MV-22（オスプレイ）などの訓練移転

日米両政府は、2013年の「2＋2」共同発表において、同盟の抑止力を維持しつつ、わが国本土を含め沖縄県外における訓練を増加させるため、MV-22の沖縄における駐留や訓練の時間を削減し、わが国本土や地域における様々な運用への参加の機会を活用すると決定した。これを踏まえ、普天間飛行場のMV-22の沖縄県外での訓練などが進められてきた。

2016年、日米合同委員会において、沖縄県外での訓練の一層の推進を図り、訓練活動に伴う沖縄の負担を軽減するため、現在普天間飛行場に所在するAH-1やCH-53といった回転翼機やMV-22などの訓練活動を日本側の経費負担により沖縄県外に移転することについて合意した。

合意から2025年3月までに、国外ではグアム、国内では北海道、青森県、岩手県、宮城県、群馬県、神奈川県、新潟県、静岡県、滋賀県、香川県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県の演習場などにおいて、計23回実施してきた。

政府としては、引き続き、MV-22の参加を伴う訓練を、沖縄からわが国本土やグアムなどに移転することにより、MV-22の沖縄における駐留や訓練の時間を削減し、沖縄の一層の負担軽減に寄与する取組を推進することとしている。

なお、MV-22の安全性については、2012年、普天間飛行場への配備に先立ち、政府内外の専門家、航空機パイロットなどからなる分析評価チームを設置するなどして、政府として独自に安全性を確認している。加えて、2014年、わが国自身がオスプレイ導入を決定するにあたり、その検討過程のみならず、導入決定後においても、各種技術情報を収集・分析し、安全な機体であることを改めて確認している。

さらに、2016年から米海兵隊の教育課程に陸自のオスプレイ要員を派遣し、実際の機体を用いて操縦・整備を行い、オスプレイが安定した操縦・整備が可能であり、信頼できる機体であることを改めて確認している。

なお、米空軍CV-22（オスプレイ）については、MV-22と同じ推進システムを有し、基本的な構造も共通していることから、機体の安全性はMV-22と同等である。

また、2023年11月の米空軍CV-22墜落事故について、2024年8月に公表された事故調査報告書によれば、原因は左側のプロップローター・ギアボックス（PRGB）の不具合と操縦士の意思決定であるとしている。事故原因に対応した各種安全対策を講じて、同様の事故の予防、対処が可能であるとの結論に至り、オスプレイの運用を行っている。2024年12月には、米側における最新の分析に基づき、安全性を更に向上させる観点から、新たな安全対策を実施することが公表された。これは、各種安全対策によって、2023年11月の米空軍CV-22墜

14　在日米軍航空機が自衛隊施設などにおいて共同訓練などを行うこと。

落事故と同様の事故の予防・対処を継続することを前提とした上で、一定の飛行時間に満たないPRGBを対象として、安全性を更に向上させる観点から追加的な安全対策を実施するものであり、本取組により事故の予防・対処が一層強化されるものと考えている。

防衛省としては、オスプレイの安全性について、これまでも累次の機会に確認しており、問題はないと考えているが、日本国内におけるオスプレイの飛行運用にあたっては、飛行の安全確保が最優先であることを日米のあらゆるレベルで確認しており、引き続き、日米で協力し、安全確保に万全を期していく。

参照　Ⅴ部2章1節4項2（3）（米軍オスプレイの墜落事故）、資料34（米軍オスプレイのわが国への配備の経緯）

### （3）災害発生時などにおける米軍オスプレイの有用性

2013年にフィリピン中部で発生した台風被害に対する救援作戦「ダマヤン」を支援するため、沖縄に配備されているMV-22（14機）が人道支援・災害救援活動に投入された。MV-22は、アクセスの厳しい被災地などに迅速に展開し、1日で数百名の孤立被災民と約6トンの救援物資を輸送した。また、2014年に韓国の珍島（チンド）沖で発生した旅客船沈没事故に際しても、沖縄に配備されているMV-22が捜索活動に投入された。さらに、2015年のネパールにおける大地震に際し、沖縄に配備されているMV-22（4機）が派遣され、人員・物資輸送に従事した。

国内においても、平成28年熊本地震に際し、MV-22が派遣され、被災地域への生活物資の輸送に従事した。

このように、MV-22は、その高い性能と多機能性により、大規模災害が発生した場合にも迅速かつ広範囲にわたって人道支援・災害救援活動を行うことが可能であり、2014年から防災訓練でも活用されている。なお、CV-22についても、MV-22と同様、大規模災害が発生した場合には、捜索救難などの人道支援・災害救援活動を迅速かつ広範囲にわたって行うことが可能とされている。

今後も、米軍オスプレイは、このような様々な事態において、その優れた能力を発揮していくことが期待されている。

## 8　在日米軍再編を促進するための取組

2006年5月のロードマップに基づく在日米軍の再編を促進するため、2007年8月に再編特措法[15]が施行され、これに基づき、再編交付金や公共事業に関する補助率の特例などの制度が設けられた。

加えて、再編の実施により施設・区域の返還や在沖米海兵隊のグアムへの移転などが行われ、在日米軍従業員の雇用にも影響を及ぼす可能性があることから、雇用の継続に資するよう技能教育訓練などの措置を講ずることとしている。

なお、再編特措法については、2017年3月31日、同法の有効期限を2027年3月31日まで10年間延長するなどの同法の一部を改正する法律が施行された。

参照　資料35（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の概要）

# 3　在日米軍の駐留に関する取組

## 1　在日米軍の態勢の最適化

### （1）在沖米海兵隊部隊の海兵沿岸連隊（MLR）への改編

在日米軍の態勢の最適化の一環として、沖縄のキャンプ・ハンセン（金武（きんちょう）町）に所在する第12海兵連隊は2025年までに第12海兵沿岸連隊へと改編される。この取組の一環として、2023年に部隊の名称変更が行われた。第12海兵連隊が砲兵部隊として主に砲兵火力を有しているのに対し、改編後の海兵沿岸連隊は、対艦ミサイルによる対艦攻撃能力や、防空能力、後方支援能力、情報収集・警戒監視・偵察（ISR）能力など、様々な能力を有することとなる。

Intelligence, Surveillance and Reconnaissance

### （2）横浜ノース・ドックにおける小型揚陸艇部隊の新編

2023年4月、災害発生時を含む緊急事態における米軍の海上機動力を強化するため、横浜ノース・ドックに

15　駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法

米陸軍の小型揚陸艇部隊が新編され、2024年2月には、第5輸送中隊として運用を開始した。同部隊の新編は、わが国における日米同盟の輸送能力の強化に資するとともに、地域における米軍の機動性を向上させることとなる。

## 2　沖縄における在日米軍の駐留

沖縄は、米本土やハワイ、グアムなどと比較して、わが国の平和と安全にも影響を及ぼしうる朝鮮半島や台湾海峡といった潜在的紛争地域に近い位置にあると同時に、これらの地域との間にいたずらに軍事的緊張を高めない程度の一定の距離を置いているという利点を有している。また、沖縄は多数の島嶼で構成され、全長約1,200kmに及ぶ南西諸島のほぼ中央に所在し、全貿易量の99%以上を海上輸送に依存するわが国の海上交通路（シーレーン）に隣接している。さらに、周辺国から見ると、沖縄は、大陸から太平洋にアクセスするにせよ、太平洋から大陸へのアクセスを拒否するにせよ、戦略的に重要な目標となるなど、安全保障上極めて重要な位置にある。

こうした地理的特徴を有する沖縄に、高い機動力と即応性を有し、幅広い任務に対応可能な米海兵隊などの米軍が駐留していることは、日米同盟の実効性をより確かなものにし、抑止力を高めるものであり、わが国の安全のみならず、インド太平洋地域の平和と安定に大きく寄与している。

一方、沖縄県内には、飛行場、演習場、後方支援施設など多くの在日米軍施設・区域が所在しており、2025年1月1日時点でわが国における在日米軍施設・区域（専用施設）のうち、面積にして約70%が沖縄に集中し、県面積の約8%、沖縄本島の面積の約14%を占めている。このため、沖縄における負担の軽減については、前述の安全保障上の観点を踏まえつつ、最大限の努力をする必要がある。

### (1) 沖縄の在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小への取組

政府は、1972年の沖縄県の復帰に伴い、83施設、面積約278km$^2$を在日米軍施設・区域（専用施設）として提供した。一方、沖縄県への在日米軍施設・区域の集中が、県民生活などに多大な影響を及ぼしているとして、その整理・統合・縮小が強く要望されてきた。

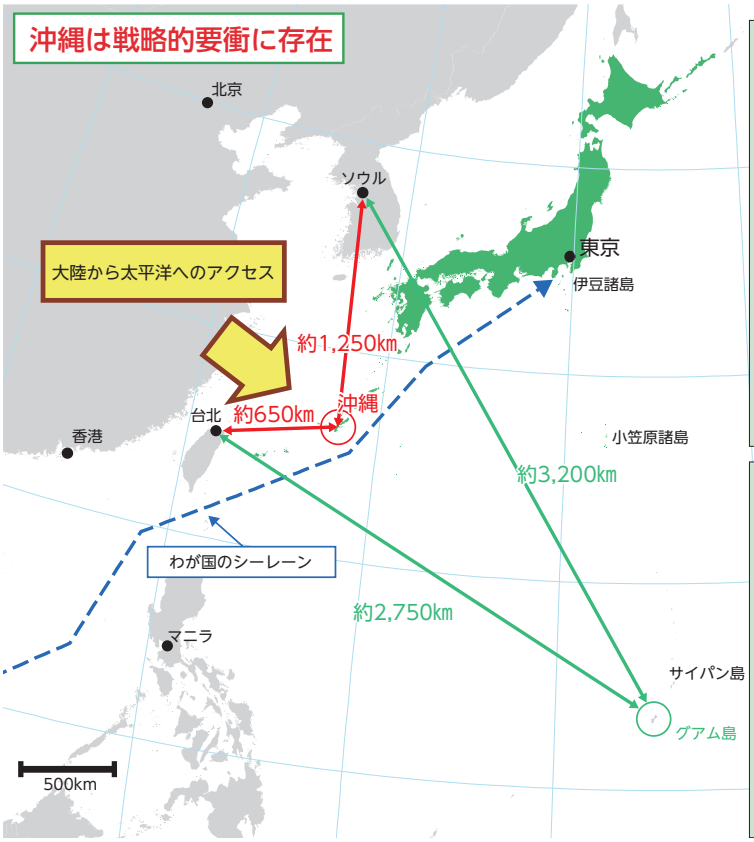
日米両国は、地元の要望の強い事案を中心に整理・統合・縮小の努力を継続し、1990年には、いわゆる23事案[16]について返還に向けた所要の調整・手続きを進めることを合意し、1995年には、那覇港湾施設（那覇市）の返還、読谷補助飛行場の返還、県道104号線越え実弾射撃訓練の移転（いわゆる沖縄3事案）についても解決に向けて努力することになった。

その後、1995年に起きた不幸な事件や、これに続く沖縄県知事の駐留軍用地特措法に基づく署名・押印の拒否などを契機として、負担は国民全体で分かち合うべきであるとの考えのもと、整理・統合・縮小に向けて一層の努力を払うこととした。そして、沖縄県に所在する在日米軍施設・区域にかかわる諸課題を協議する目的で、国と沖縄県との間に沖縄米軍基地問題協議会を、また、SACOを設置し、1996年、いわゆるSACO最終報告が取りまとめられた。

参照　図表Ⅲ-2-5-12（沖縄の地政学的位置と在沖米海兵隊の意義・役割（イメージ））、図表Ⅲ-2-5-13（沖縄における在日米軍主要部隊などの配置図（2024年度末現在））、資料36（23事案の概要）

16　1990年、日米両政府は、地元の要望の強い事案を中心に、23事案の土地の返還手続きを進めることについて合意した。

## 図表Ⅲ-2-5-12　沖縄の地政学的位置と在沖米海兵隊の意義・役割（イメージ）




### 沖縄の地理的優位性

○　沖縄本島は、南西諸島のほぼ中央にあり、また、わが国のシーレーン(注1)に近いなど、わが国の安全保障上、極めて重要な位置にある。

○　朝鮮半島や台湾海峡といった、わが国の安全保障に対する影響を及ぼしうる紛争の潜在的な発生地域に相対的に近い(近すぎない)位置にある。

→　紛争の潜在的な発生地域に迅速に部隊派遣が可能な距離にあり、かつ、いたずらに軍事的緊張を高めることなく、部隊防護上も近すぎない一定の距離を置ける位置にある。

○　周辺国からみると、大陸から太平洋にアクセスするにせよ太平洋から大陸へのアクセスを拒否するにせよ、戦略的に重要な位置にある。

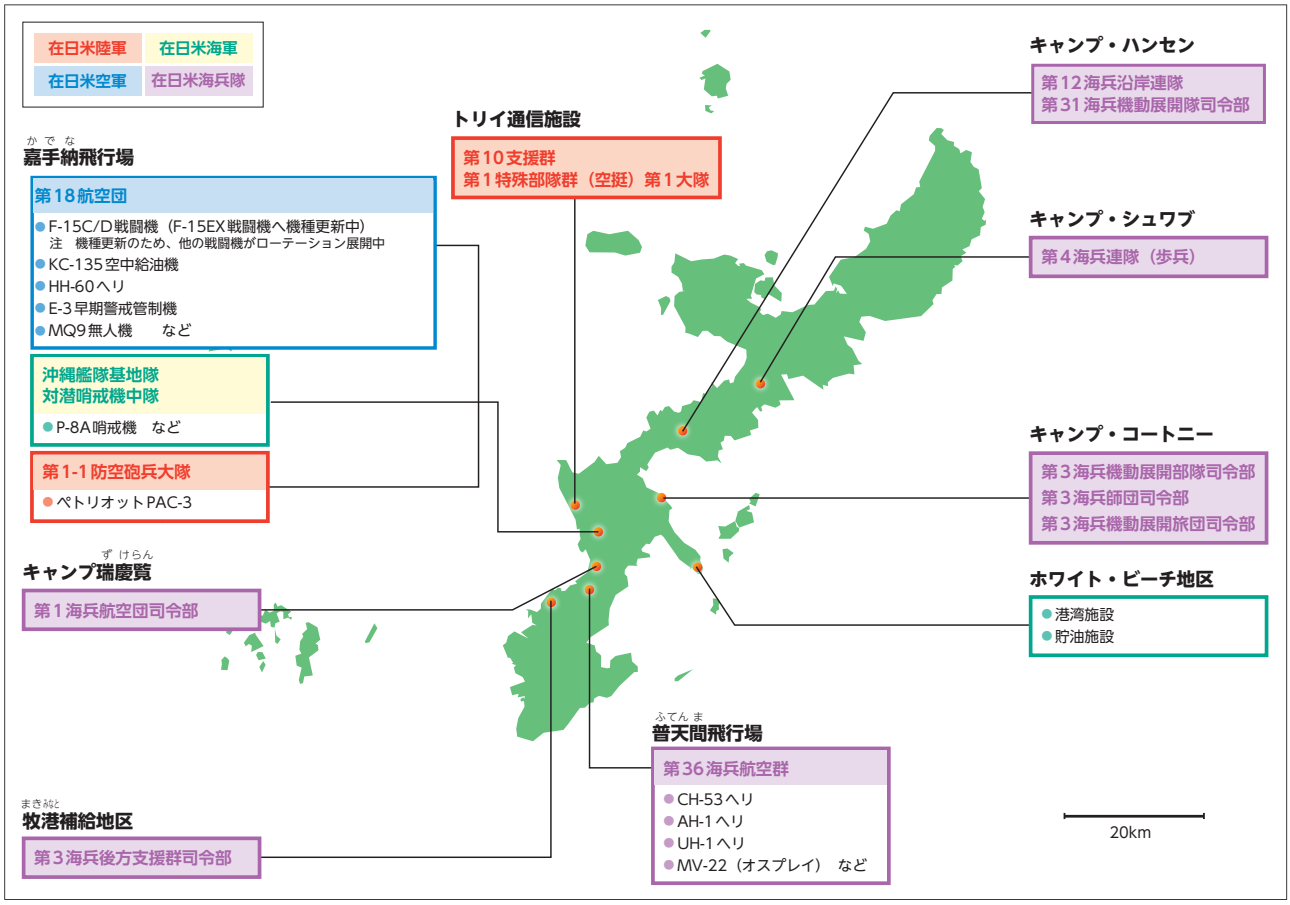
(注) 1　わが国は、全貿易量の99%以上を海上輸送に依存

### 在沖米海兵隊の意義・役割

わが国の戦略的要衝として重要性を有する沖縄本島を含む南西諸島地域に、わが国の安全保障上、防衛力を維持する必要性は極めて高い。こうした地理的優位性を有する沖縄において、優れた機動性および即応性を持ち、武力紛争から自然災害に至るまで、多種多様な広範な任務に対応可能な米海兵隊(注2)が駐留することは、わが国のみならず、東アジア地域の平和や安全の確保のために重要な役割を果たしている。

(注) 2　海兵隊は、訓練時や展開時には司令部、陸上・航空・後方支援の各要素を同時に活用しており、各種事態への速やかな対処に適している。

**図表Ⅲ-2-5-13**　沖縄における在日米軍主要部隊などの配置図（2024年度末現在）



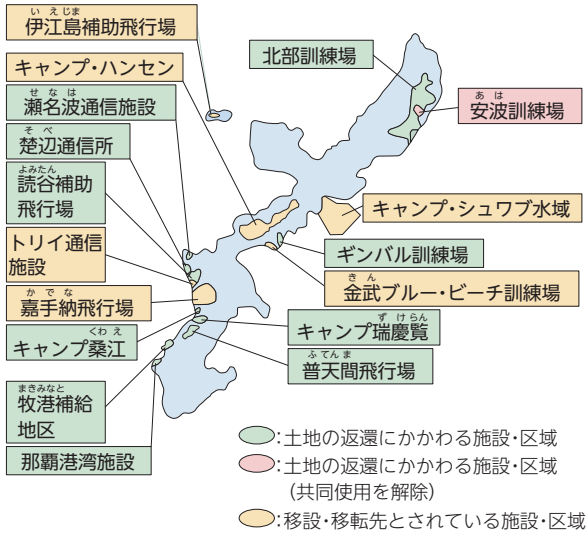

（注）在日米軍ホームページなどをもとに作成

## (2) SACO最終報告の概要

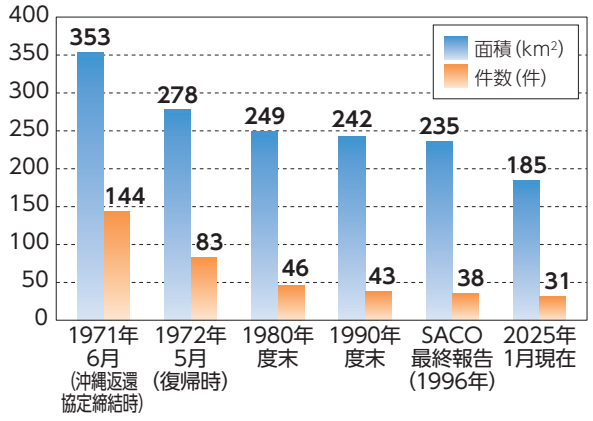
SACO最終報告の内容は、土地の返還、訓練や運用の方法の調整、騒音軽減、日米地位協定の運用改善であり、関連施設・区域が示された。SACO最終報告に盛り込まれた内容が実施されることにより返還される土地は、当時の沖縄県に所在する在日米軍施設・区域の面積の約21%（約50km$^2$）に相当し、復帰時からSACO最終報告までの間の返還面積約43km$^2$を上回るものとなる。

参照　図表Ⅲ-2-5-14（SACO最終報告関連施設・区域（イメージ））、図表Ⅲ-2-5-15（沖縄在日米軍施設・区域（専用施設）の件数および面積の推移）、資料37（SACO最終報告（仮訳））、資料38（SACO最終報告の主な進捗状況）、資料39（沖縄の基地負担軽減に関する協議体制）

**図表Ⅲ-2-5-14**　SACO最終報告関連施設・区域（イメージ）



図表Ⅲ-2-5-15　沖縄在日米軍施設・区域（専用施設）の件数および面積の推移




## 3　神奈川県における在日米軍について

### (1) 横須賀海軍施設への米空母の展開

米太平洋艦隊のプレゼンスは、インド太平洋地域における海洋の安全や地域の平和と安定に重要な役割を果たしており、米空母はその能力の中核となるものである。

米海軍は、横須賀海軍施設（神奈川県）に前方展開している原子力空母[17]をはじめ、わが国の港に停泊中のすべての原子力艦について、通常、原子炉を停止させることや、わが国において原子炉の修理や燃料交換を行わないことなど、安全面での方針を守り続けることを確約しており、政府としても、引き続きその安全性確保のため、万全を期すこととしている。

### (2) 在日米軍施設・区域の整理など

神奈川県内の米軍施設・区域の整理などについては、2004年10月の日米合同委員会合意に基づき、すでに上瀬谷通信施設や深谷通信所などの返還が実現した。

一方、当初の合意から10年以上が経過し、わが国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しており、横須賀海軍施設における米艦船の運用が増大するなど、米海軍の態勢や能力に変化が生じている。このような状況を踏まえ、2018年の日米合同委員会において、①米海軍の施設所要を満たすための施設整備、②根岸住宅地区の原状回復作業を実施するための共同使用の協議の開始、③池子住宅地区および海軍補助施設の横浜市域における家族住宅などの建設の取り止めについて合意した。その後、2019年の日米合同委員会において、根岸住宅地区の共同使用について合意した。

参照　図表Ⅲ-2-5-16（沖縄を除く地域における在日米軍主要部隊などの配置図（2024年度末現在））、図表Ⅲ-2-5-17（神奈川県における在日米軍施設・区域の整理など（イメージ））

### (3) 北部訓練場の過半の返還

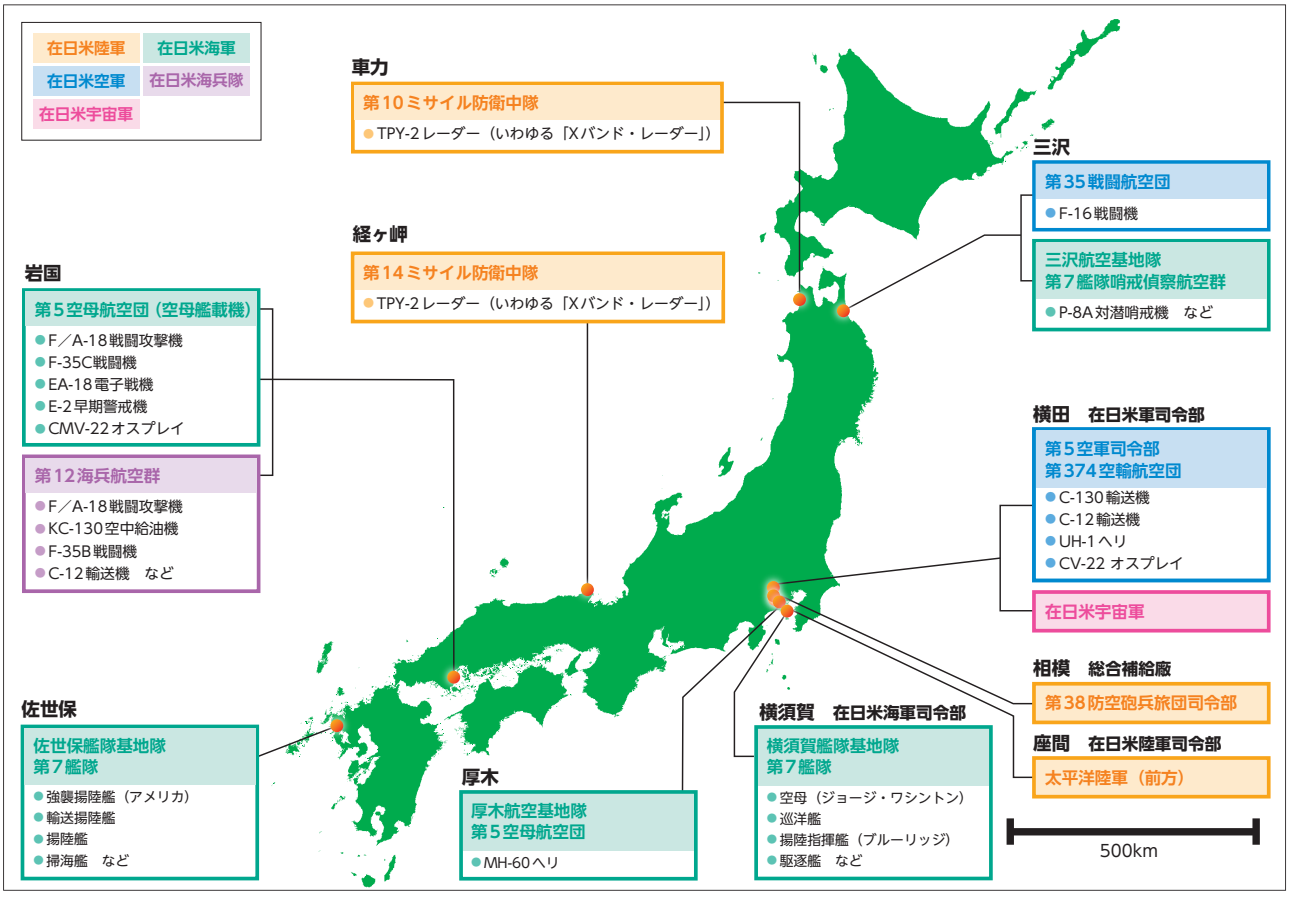
北部訓練場の返還にあたっては、返還される区域に所在する7つのヘリパッドを既存の訓練場内に移設することが条件であったが、自然環境に配慮し、7つ全てではなく、最低限の6つとすることなどについて米側と同意したうえで、移設工事を進めた。2016年12月にヘリパッドの移設が完了し、SACO最終報告に基づき、国頭村や東村に所在する北部訓練場の過半、約4,000haの返還が実現した。

この返還は、沖縄県内の在日米軍施設・区域（専用施設）の約2割にあたる、沖縄の本土復帰後最大のものであり、1996年のSACO最終報告以来、20年越しの課題であった。

この返還された土地については、防衛省において、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づき、その有効かつ適切な利用が図られるよう、跡地利用をするうえでの支障の除去に関する措置（土壌汚染調査など）を講じ、2017年12月、土地所有者へ引渡しを行った。また、2021年7月には、返還地を含む沖縄本島北部が「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の一部として世界自然遺産に登録された。

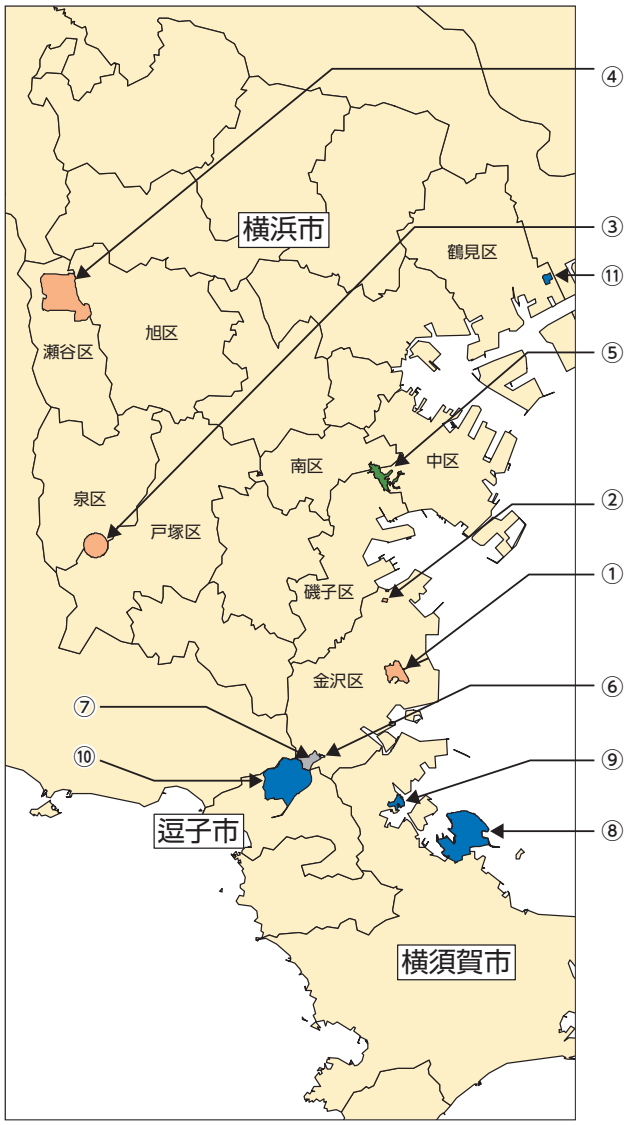
17　原子力空母は、燃料を補給する必要がないうえ、航空機の運用に必要な高速航行を維持できるなど、戦闘・作戦能力に優れている。

## 図表Ⅲ-2-5-16　沖縄を除く地域における在日米軍主要部隊などの配置図（2024年度末現在）




（注）在日米軍ホームページなどをもとに作成

## 図表Ⅲ-2-5-17　神奈川県における在日米軍施設・区域の整理など（イメージ）




### 2004年10月　日米合同委員会合意

| 位置 | 名称 | 所在地 | 面積(ha) | 返還予定など |
|---|---|---|---|---|
| ① | 小柴貯油施設 | 横浜市金沢区 | 約53 | 2005年12月返還 |
| ② | 富岡倉庫地区 | 横浜市金沢区 | 約3 | 2009年5月返還 |
| ③ | 深谷通信所 | 横浜市泉区 | 約77 | 2014年6月返還 |
| ④ | 上瀬谷通信施設 | 横浜市瀬谷区、旭区 | 約242 | 2015年6月返還 |
| ⑤ | 根岸住宅地区 | 横浜市中区、南区、磯子区 | 約43 | 池子住宅地区および海軍補助施設における家族住宅などの建設完了時点で返還 |
| ⑥ | 池子住宅地区および海軍補助施設の飛び地 | 横浜市金沢区 | 約1 | 現在の使用が終了した時点で返還手続開始 |
| ⑦ | 池子住宅地区および海軍補助施設 | 横浜市域 | — | 家族住宅などの建設 |

：返還済

### 2018年11月　日米合同委員会合意

【施設整備】

| 位置 | 名称 | 所在地 | 内容 |
|---|---|---|---|
| ⑧ | 横須賀海軍施設 | 横須賀市 | 独身下士官宿舎 |
| ⑨ | 浦郷倉庫地区 | 横須賀市 | 桟橋 |
| ⑩ | 池子住宅地区および海軍補助施設 | 逗子市域 | 生活支援施設、運動施設、修繕用作業所、消防署 |
| ⑪ | 鶴見貯油施設 | 横浜市鶴見区 | 消防署 |

【共同使用および返還】

| 位置 | 名称 | 所在地 | 面積 | 内容 |
|---|---|---|---|---|
| ⑤ | 根岸住宅地区 | 横浜市中区、南区、磯子区 | 約43ha | 原状回復作業を速やかに実施するため、根岸住宅地区の共同使用について日米間で協議を開始し、具体的な返還時期については、これらの作業の進捗に応じ日米間で協議 |

【建設の取り止め】

| 位置 | 名称 | 所在地 | 内容 |
|---|---|---|---|
| ⑦ | 池子住宅地区および海軍補助施設 | 横浜市域 | 家族住宅などの建設取り止め |

# 第6節 日米共同訓練・演習など

日米同盟は、わが国の安全保障にとって不可欠であり、その抑止力・対処力の強化にあたり、日米共同訓練は重要な役割を果たしている。自衛隊は、各軍種間の共同訓練や日米共同統合演習（実動演習および指揮所演習）を着実に積み重ねており、自衛隊の戦術技量の向上や米軍との連携強化などを図るとともに、地域の平和と安定に向けた日米の一致した意思や能力を示してきた。

## 1 日米同盟の強化に資する訓練

### 1 統合による日米共同訓練

自衛隊は、1986年以来、武力攻撃事態などにおける自衛隊の運用要領および日米共同対処要領を演練し、自衛隊の即応性と日米の相互運用性の向上を図るため、日米共同統合演習「キーン・ソード」（実動演習）、「キーン・エッジ」（指揮所演習）を行っている。

2024年度は、令和6年度日米共同統合演習「キーン・ソード25」を行い、わが国防衛のための日米共同対処および自衛隊の統合運用について演練・検証し共同統合運用能力の維持・向上を図った。本演習には、同志国との連携強化を図るため、豪軍とカナダ軍が参加した。

### 2 各自衛隊の日米共同訓練

#### （1）陸上自衛隊

近年、陸自は、中央・太平洋レベルなどの米陸軍および米海兵隊と運用上・戦略上の連携を強化している。共同訓練は、ハイレベル交流などとあわせ、日米共同対処態勢の抜本的な強化につながる取組として、進化・発展を続けている。

2024年度は、米陸軍と行った「オリエント・シールド24」、米海兵隊と行った「レゾリュート・ドラゴン24」など各種の共同訓練により、日米の連携要領の具体化および相互運用性の向上を図った。また、積雪寒冷地における米陸軍との共同訓練「ノース・ウインド25」を行い、日米それぞれの部隊が有する積雪地での戦術行動にかかるノウハウを共有するなどあらゆる事態に対処しうる能力の向上を図った。

##### ア 米陸軍との実動訓練「オリエント・シールド24」

陸自は、2024年7月、領域横断作戦と米陸軍のMDO（Multi Domain Operation）を踏まえた日米の連携能力向上に資する訓練を行った。本訓練では、日米共同での電子戦とヘリボンなどを連携させた諸職種協同による戦闘訓練を行ったほか、陸自155mm榴弾砲（FH-70）、米陸軍および米海兵隊高機動ロケット砲システム（HIMARS）（High Mobility Artillery Rocket System）などによる実射訓練、サイバー攻撃対処に関する専門家交流を行った。



令和6年度日米共同統合演習（実動演習）「キーン・ソード25」（2024年10月）



日米共同ヘリボン戦闘（2024年7月）

### イ　日米共同訓練「レゾリュート・ドラゴン24」

陸自は、2024年7月から8月にかけて、領域横断作戦と米海兵隊のEABO[1]（Expeditionary Advanced Base Operation）を踏まえた連携を焦点としつつ、一連の島嶼防衛作戦について演練した。本訓練は、西部方面総監部と第3海兵機動展開部隊司令部以下により行う、国内における米海兵隊との最大規模の訓練である。陸自の地対艦誘導弾（SSM）、陸自V-22、対戦車ヘリコプター（AH）、米海兵隊の高機動ロケット砲システム（HIMARS）、MV-22を演習場などに展開させ、対艦戦闘、対着上陸戦闘実動訓練など、島嶼防衛に必要な訓練を行った。また、陸自の輸送ヘリコプター（CH-47）による患者後送や空自C-130H輸送機による空中投下補給を行い、島嶼部における作戦の持続性を向上させた。

### (2) 海上自衛隊

海自は、伝統的に米海軍と精力的に共同訓練を行っており、艦艇や航空機による日米共同訓練、対潜特別訓練、掃海特別訓練、衛生特別訓練、日米衛生共同訓練を通じ、日米共同対処などの実効性や領域横断作戦能力の向上を図っている。

例えば、米海軍空母打撃群との共同訓練を着実に積み重ねるとともに、わが国周辺海域、東シナ海、南シナ海において幅広く日米共同訓練を行い、日米同盟の抑止力・対処力を不断に強化している。また、2024年度には、掃海特別訓練を初めてグアムにおいて行うとともに、陸自および米海兵隊との共同訓練や、空自および米空軍との捜索救助訓練「RESCUE FLAG IWAKUNI」や「RESCUE FLAG OKINAWA」など、他軍種を交えた日米共同訓練を積極的に行い、総合的な抑止力・対処力の強化に取り組んでいる。

### (3) 航空自衛隊

空自は、1996年以来参加している米空軍演習「レッド・フラッグ・アラスカ」や、1999年以来行っている米空軍との共同訓練「コープ・ノース」（2011年以降は日米豪で実施）などを通じ、日米同盟の抑止力・対処力を強化している。また、米海軍や米海兵隊との対戦闘機戦闘訓練、要撃戦闘訓練、防空戦闘訓練、捜索救難訓練などの各種日米共同訓練により、日米共同対処などの実効性の向上や領域横断作戦能力の向上を図っている。

2024年は、前年に引き続き米空軍のF-35A/B戦闘機やB-1爆撃機、B-52爆撃機を含めた訓練を行うなど、強



洋上補給を実施中の「ワシントン・チャンバース」および「かが」（2024年11月）



米空軍との共同訓練（RESCUE FLAG OKINAWA）（2025年1月）

**資料**：進化する日米共同訓練（陸自）
**URL**：https://www.mod.go.jp/gsdf/about/japan-us/index.html

**動画**：令和6年度国内における米海兵隊との実動訓練「レゾリュート・ドラゴン」
**URL**：https://youtube.com/watch?v=rwaVCfzRqsc

1　機動展開前進基地作戦。敵の火力圏内において迅速に分散展開し、一時的な拠点を設置することにより前線での作戦を実行する作戦構想。

固な日米同盟のもと、自衛隊と米軍の即応態勢を確認し、あらゆる事態に対処する日米の強い意思と緊密な連携を内外に示した。

自衛隊と米軍は、引き続き、わが国の防衛および地域の平和と安定の確保のため平素から緊密に連携し、あらゆる事態に即応するため、万全の態勢を維持していくこととしている。

参照　資料29（主な日米共同訓練の実績（2024年度））

## 2 日米に第三国を交えた多国間共同訓練

各自衛隊は、米国のみならず、第三国の参加も得たハイレベルな多国間共同訓練に積極的に取り組んでいる。オーストラリアや欧州諸国の軍隊を交えた訓練を通じ、自衛隊の戦術技量の向上を図るとともに、各国軍隊との連携および相互運用性を高め、わが国の抑止力・対処力を強化している。

### 1 統合による日米に第三国を交えた多国間共同訓練

#### (1) 複数領域における日米韓共同訓練「フリーダム・エッジ」

自衛隊は、2024年6月と11月、米軍および韓国軍と複数領域における日米韓共同訓練「フリーダム・エッジ」を行った。本訓練は、2023年の日米韓首脳会合および2024年6月のシャングリラ会合の際に行われた日米韓防衛相会談において実施の発表がなされた。本訓練では、弾道ミサイル対処訓練、防空戦闘訓練、対潜戦訓練、サイバー攻撃対処訓練を一部連携して行い、複数領域における日米韓共同対処能力を強化した。

#### (2) 米国主催多国間共同演習「ヴァリアント・シールド24」

自衛隊は、2024年6月、複数の同志国軍とともに、米国主催多国間共同演習「ヴァリアント・シールド24」に参加した。本演習は、2006年から隔年で米国が単独で実施している統合・実動演習であり、今回初めて自衛隊を始め、複数の国を一部の訓練に米国が招待することで多国間共同演習へと拡大された。本演習の参加により、インド太平洋地域における同盟国と同志国との相互運用性やパートナーシップの強化を図った。

### 2 各自衛隊の日米に第三国を交えた多国間共同訓練

#### (1) 陸上自衛隊

##### ア　令和6年度米豪軍との実動演習「サザン・ジャッカルー24」

陸自は、2024年5月から6月にかけて、オーストラリアで行われた米豪軍との実動演習に参加し、重要施設などの防護、市街地における捜索・撃滅、森林錯雑地訓練などを行い、陸自部隊の作戦遂行能力の向上、米豪軍部隊との連携強化を図った。



豪陸軍との森林錯雑地における捜索・撃滅訓練（2024年6月）

**動画**：日米共同訓練Rescue Flag Okinawa
**URL**：https://youtu.be/2wjXvLuzOwg?si=XFaa8P4RQaUVycJT

**動画**：令和6年度豪州における米豪軍との実動訓練「サザンジャッカルー24」
**URL**：https://www.youtube.com/watch?v=3lyxLFONntk

### イ　日米豪共同指揮所演習「ヤマサクラ」(YS-87)

2024年12月、わが国で行ったYS-87は、日米豪陸軍種による最大規模の指揮所演習である。

演習では、島嶼防衛を含む各種事態を想定し、米海兵隊の参加も得て、陸自の領域横断作戦、米陸軍のMDOや米海兵隊のEABOを踏まえ、豪陸軍を加えた日米豪共同による島嶼防衛作戦を演練した。

また、フィリピン、英国、カナダ、シンガポール、フランス、インドがオブザーバーとして本演習に参加し、相互の連携を強化した。



日米豪共同訓練「コープ・ノース25」(2025年2月)

## (2) 海上自衛隊

### ア　日米豪共同サイバー演習「ブルー・スペクトラム24」

海自は、2024年5月と9月、米海軍および豪海軍とサイバー対処に関する共同訓練を行った。サイバーセキュリティに関する技量の向上および米・豪海軍サイバー対処部隊との相互運用性の向上を図り、日米豪サイバー関連部隊間の抑止力・対処力を強化した。

### イ　日米印豪共同訓練「マラバール2024」

海自は、2024年10月、ヴィシャカパトナム（インド）と同周辺海空域において米海軍、インド海軍、豪海軍および豪空軍との共同訓練を行った。海自からは、護衛艦「ありあけ」および特別警備隊が参加し、対潜戦、対空戦、対水上戦などの訓練を行い、参加各国との相互運用性の向上を図った。FOIPの実現の中核となる4か国の枠組みで、「マラバール」を継続して行ってきた意義は大きく、引き続き関係強化に取り組むこととしている。

## (3) 航空自衛隊

空自は、2025年2月、グアムを拠点とする日米豪共同訓練「コープ・ノース25」に参加した。本訓練では、空自のF-35A戦闘機、E-2D早期警戒機およびKC-46A空中給油・輸送機が初めて国外訓練に参加した。日米豪3か国のF-35A戦闘機の初めての共同訓練などを行い、日米共同対処能力、日米豪の相互運用性の向上を図った。

解説

## 令和６年度日米共同統合演習（実動演習）「キーン・ソード25」

わが国防衛のための自衛隊の統合運用および日米共同対処能力の維持・向上を図るため、2024年10月、日米共同訓練として最大規模となる「令和６年度日米共同統合演習『KS25』」を実施しました。

本演習では、これまでの演習で積み重ねてきたわが国の防衛にかかる様々な訓練をさらに深化させるとともに、一例として衛生機能の強化を図るために、日米の航空機などを使用し、島嶼（とうしょ）部から本州の主要な自衛隊病院までの一連の医療・後送態勢を演練する患者後送訓練を実施しました。衛生機能は任務達成のために必要不可欠なものであり、根幹を訓練することにより、KS25はより実践的なものとなりました。

さらに、KS25の実施にあたり、住民の皆様の深いご理解および関係地方公共団体などのご協力により、民間空港・港湾において、日米の航空機や船舶などを使用した訓練を実施できました。また、本演習の一部に豪軍およびカナダ軍が参加したことにより、同志国との連携を強化することができました。

わが国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、防衛省・自衛隊は、このような演習を通じ、あらゆる事態に即応するための抑止力・対処力を強化するとともに、日米の強固な意思と能力を示すことで、わが国防衛および地域の平和と安全の確保に取り組んでいます。



航空機内にて陸上自衛官を救護訓練中の米軍隊員



患者後送のため航空機へ患者を担架搬送する様子

# 第3章 同志国などとの連携

安全保障・防衛分野における国際協力の必要性がかつてなく高まるなか、防衛省・自衛隊としても、わが国の安全および地域の平和と安定、さらには国際社会全体の平和と安定、繁栄の確保に積極的に寄与していく必要がある。

国家防衛戦略における第一の目標は、同盟国・同志国などと連携し、力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出していくことである。このため、同盟国のみならず、一か国でも多くの国々と連携を強化することが極めて重要であるとの観点から、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）というビジョンの実現に資する取組を進めていくこととしている。
Free and Open Indo-Pacific

また、力による一方的な現状変更やその試みに対抗し、わが国の安全保障環境を確保するためには、同盟国・同志国と協力・連携を深めていくことが不可欠である。

さらに、グローバルな安全保障上の課題などに関しては、海洋における航行・上空飛行の自由や安全の確保、宇宙領域やサイバー領域の利用にかかる関係国との連携・協力、国際平和協力活動、海洋安全保障や気候変動に関する協力、軍備管理・軍縮、大量破壊兵器の不拡散などの取組をより積極的に推進することとしている。

こうした取組の実施にあたっては、日米同盟を重要な基軸と位置づけつつ、地域の特性や各国の事情を考慮したうえで、多角的・多層的な防衛協力・交流を積極的に推進していく。その際、同志国などとの連携強化を効果的に進める観点から、**円滑化協定（RAA）**、**物品役務相互提供協定（ACSA）**、**防衛装備品・技術移転協定**などの制度的枠組みの整備をさらに推進していくとしている。
Reciprocal Access Agreement
Acquisition and Cross-Servicing Agreement

参照 図表Ⅲ-3-1（自由で開かれたインド太平洋（FOIP）ビジョンにおける防衛省の取組（イメージ））

**KEY WORD 円滑化協定（RAA）**

一方の国の部隊が他方の国を訪問して協力活動を行う際の手続や同部隊の地位などを定めることにより、共同訓練や災害救助などの両国部隊間の協力活動の実施を円滑化するもの。
2025年4月現在、オーストラリア、英国との間で締結、フィリピンとの間で署名されている。

**KEY WORD 物品役務相互提供協定（ACSA）**

共同訓練、国連PKO、人道的な国際救援活動、大規模災害対処活動などのために必要な物品または役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めるもの。
Peacekeeping Operations
2025年4月現在、米国、オーストラリア、英国、カナダ、フランス、インド、ドイツとの間で締結され、イタリアとの間で署名されている。

**KEY WORD 防衛装備品・技術移転協定**

締約国間の防衛装備品および技術の移転などに関する一般的な法的枠組みを設定する国際約束。具体的には、個別の移転について決定・確認する手続きを定めるとともに、移転される防衛装備品や技術の適正な使用・管理などを義務付けるもの。
2025年4月現在、米国、英国、オーストラリア、インド、フィリピン、フランス、ドイツ、マレーシア、イタリア、インドネシア、ベトナム、タイ、スウェーデン、シンガポール、アラブ首長国連邦（UAE）、モンゴルとの間で締結されている（※米国とは対米武器・武器技術供与取極、英国とは日英武器・武器技術移転協定を締結）。

**資料**：多角的・多層的な安全保障協力
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/index.html

**動画**：自由で開かれたインド太平洋（FOIP）　防衛省の取組
**URL**：https://youtu.be/q__RHctUc0I

**資料**：自由で開かれたインド太平洋（FOIP）のための新たなプラン【外務省HP】
**URL**：https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page3_003666.html

# 自由で開かれたインド太平洋(FOIP)ビジョンにおける防衛省の取組(イメージ)

## 経　緯

○　2016年8月、安倍内閣総理大臣(当時)はケニアで開催された第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)の基調演説において、「自由で開かれたインド太平洋」(Free and Open Indo-Pacific)の考え方を提唱。
（Tokyo International Conference on African Development）
○　自由で開かれたインド太平洋を介してアジアとアフリカの「連結性」を向上させ、地域全体の安定と繁栄を促進することを目指す。
○　2023年3月、岸田内閣総理大臣(当時)は、インドで開催されたインド世界問題評議会(ICWA)の政策スピーチで、「FOIPのための新たなプラン」を発表。
（Indian Council of World Affairs）

## 「自由で開かれたインド太平洋」の基本的な考え方

○　インド太平洋地域は、世界人口の半数を擁する世界の活力の中核であり、この地域の安定的で自律的な発展を実現することは、世界の安定と繁栄にとって不可欠
○　「自由で開かれたインド太平洋」ビジョンは、インド太平洋地域全体に広がる自由で活発な経済社会活動を促進し、地域全体の繁栄を実現することを目指すもの

## FOIP協力の新たな柱

①平和の原則と繁栄のルール　　②インド太平洋流の課題対処
③多層的な連結性　　④「海」から「空」へ拡がる安全保障・安全利用の取組

✓「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」ビジョンの実現に向け、政府一体となって取り組んでいく方針

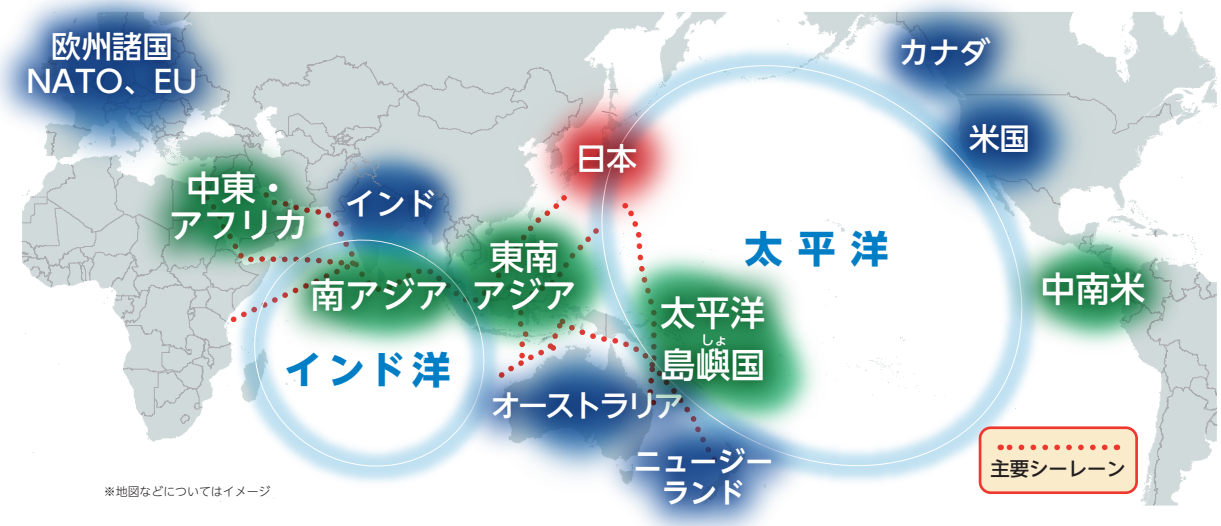
## インド太平洋地域の特色

○　わが国の主要なシーレーンが通過し、世界人口の多くが集中。また、経済成長も著しいことを踏まえれば、この地域の安定はわが国の安全と繁栄のために極めて重要
○　一方で、地域内では軍事力の急速な近代化や軍事活動の活発化がみられるなど、地域の安定にはさまざまな課題が存在
○　また、地域内では、こうした急速な環境の変化に対応すべく各国が取組を実施

## 防衛省における取組の方向性

○　防衛協力・交流を活用し、主要シーレーンの安定した利用を確保
○　信頼醸成や相互理解を進め、不測の事態を回避
○　関係各国と協力し、地域の平和と安定に貢献

✓ インド太平洋地域は安全保障上多くの課題が存在
✓ 防衛協力・交流を活用し、わが国にとって望ましい安全保障環境を創出




※地図などについてはイメージ

○　防衛省・自衛隊としては、重要なシーレーンが通過する東南アジア、南アジア、太平洋島嶼国に加え、エネルギー安全保障上重要な中東やアフリカ、中南米といったインド太平洋の各地域との間で、防衛協力・交流を強化
○　推進にあたっては、米国、オーストラリア、インドおよび英国、フランス、ドイツ、イタリアなどの欧州諸国や、カナダ、ニュージーランドといった、FOIPの考え方を共有し、インド太平洋地域につながりを有する国々との間で積極的に協働

✓ FOIPは包摂的なものであり、この考えに賛同するのであれば、いずれの国とも協力可能

# 第1節　多角的・多層的な安全保障協力の戦略的な推進

## 1　同志国などとの連携の意義など

### 1　同志国などとの連携の意義と変遷

グローバルなパワーバランスの変化が加速化・複雑化し、政治・経済・軍事などにわたる国家間の競争が顕在化するなかで、インド太平洋地域の平和と安定は、わが国の安全保障に密接に関連するのみならず、国際社会においてもその重要性が増大してきている。

こうしたなか、防衛省・自衛隊は、各国間の信頼を醸成しつつ、地域共通の安全保障上の課題に対して各国が協調して取り組むことができるよう、国際情勢、地域の特性、相手国の実情や安全保障上の課題を見据えながら、多角的・多層的な防衛協力・交流を戦略的に推進していく考えである。

また、力による一方的な現状変更やその試みを抑止し、各種事態において、同盟国・同志国などの支援を受けられるよう、平素から一層連携していくことが必要である。

防衛協力・交流の形態として、ハイレベルの会談、実務者協議など「人による協力・交流」、共同訓練・演習、自衛隊による寄港・寄航など「部隊による協力・交流」のほか、他国の安全保障・防衛分野における人材育成や技術支援などを行う「能力構築支援」、自国の安全保障や平和貢献・国際協力の推進などのために行う「防衛装備・技術協力」などがある。

これまで防衛省・自衛隊は、二国間の対話など、人による協力・交流を通じて、いわば顔が見える関係を構築することにより、警戒感を緩和し、協調的・協力的な雰囲気を醸成する努力を行ってきた。これに加え、共同訓練・演習や能力構築支援、防衛装備・技術協力、さらに、RAA、ACSAなどの制度的な枠組みの整備など、多様な手段を適切に組み合わせ、二国間の防衛関係を従来の交流から協力へと段階的に向上させている。

また、多国間安全保障協力・交流も、従来の対話を中心とするものから国際秩序の維持・強化に向けた協力へと発展しつつある。こうした二国間・多国間の防衛協力・交流を多角的・多層的に推進し、望ましい安全保障環境の創出につなげていくことが重要となっている。

参照　図表Ⅲ-3-1-1（防衛協力・交流とは）、図表Ⅲ-3-1-2（ハイレベル交流の実績（2024年4月～2025年3月））、図表Ⅲ-3-1-3（自衛隊による寄港・寄航実績（2024年4月～2025年3月））、資料40（各種協定締結状況）、資料41（留学生受入実績（2024年度の新規受入人数））

## 図表Ⅲ-3-1-1　防衛協力・交流とは

### 防衛協力・交流とは

防衛協力・交流は、様々なツールを使って二国間・多国間の防衛関係を強化することで、**わが国および国際社会の平和と安定を確保するための重要な取組**である。

### 防衛協力・交流の目的

○　わが国にとって望ましい安全保障環境の創出
○　わが国へ脅威が及ぶことを抑止し、侵害が容易でないと認識させる
○　相互理解や信頼醸成により、不測の事態を防止

### 防衛協力・交流のツール

**ツール①　人による協力・交流**

…　**「2+2」、防衛相会談、幕僚長級会談などのハイレベルの会談、防衛当局間の実務者協議、多国間の国際会議**などにおいて、防衛政策や地域情勢、防衛協力・交流案件などにつき、率直な意見交換を行うことで、相手国との相互理解や信頼醸成、また、その後の防衛協力・交流を推進する。**留学生の交換、研究教育の交流**においては、他国の防衛政策や部隊の実態に対する理解を深めるとともに、人的ネットワークの構築により、信頼関係の増進を図る。


日豪「2+2」


ランドフォーシーズサミット

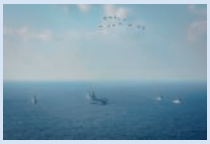


英海軍第一海軍卿主催
シーパワー会議


空軍参謀長等招へい行事（AFFJ）

**ツール②　部隊による協力・交流**

…　**親善訓練、艦艇や航空機の相互訪問（寄港・寄航）、部隊同士の交流行事**などを通して、相手国との相互信頼を高め、協力関係を推進する。**他国との共同訓練や演習**においては、相手国の部隊と連携する力を高めることで、技量向上に加え、国同士の防衛関係を強化する。


日米韓共同訓練
「フリーダム・エッジ」


米比海兵隊との実動
訓練「カマンダグ24」


日仏共同訓練
「オグリ・ヴェルニー」


日独共同訓練
「ニッポン・スカイズ24」

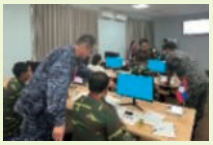
**ツール③　能力構築支援**

…　**様々な分野におけるセミナーや実習、技術指導、教育・訓練の視察や意見交換などの事業を行う**ことで、一定の期間をかけて相手国の具体的で着実な能力の向上を図り、相手国軍隊などが国際平和・地域の安定のための役割を果たすことを促進する。


衛生分野
（モンゴル）


軍楽隊育成
（パプアニューギニア）


HA/DR
（マレーシア）


サイバーセキュリティ
（ASEAN）

**ツール④　防衛装備・技術協力**

…　**防衛装備の海外移転、共同研究・開発、国際展示会への出展、官民防衛産業フォーラムの開催**などを通じて、わが国の防衛産業基盤の維持・強化を図るとともに、わが国および相手国軍隊の能力向上や、相手国との防衛協力関係を維持・強化する。


ベトナムへの
資材運搬車譲渡


国際展示会
（ADAS2024）


国際展示会
（IODS2024）

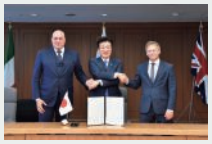

国際展示会
（ユーロサトリ）

**（参考）防衛協力にかかる各種協定の締結**

…　**円滑化協定、防衛装備品・技術移転協定、物品役務相互提供協定、情報保護協定**など、協力の枠組みを具体化・制度化し、防衛協力・交流をより円滑かつ安定的に進められるようにする。


日比円滑化協定署名

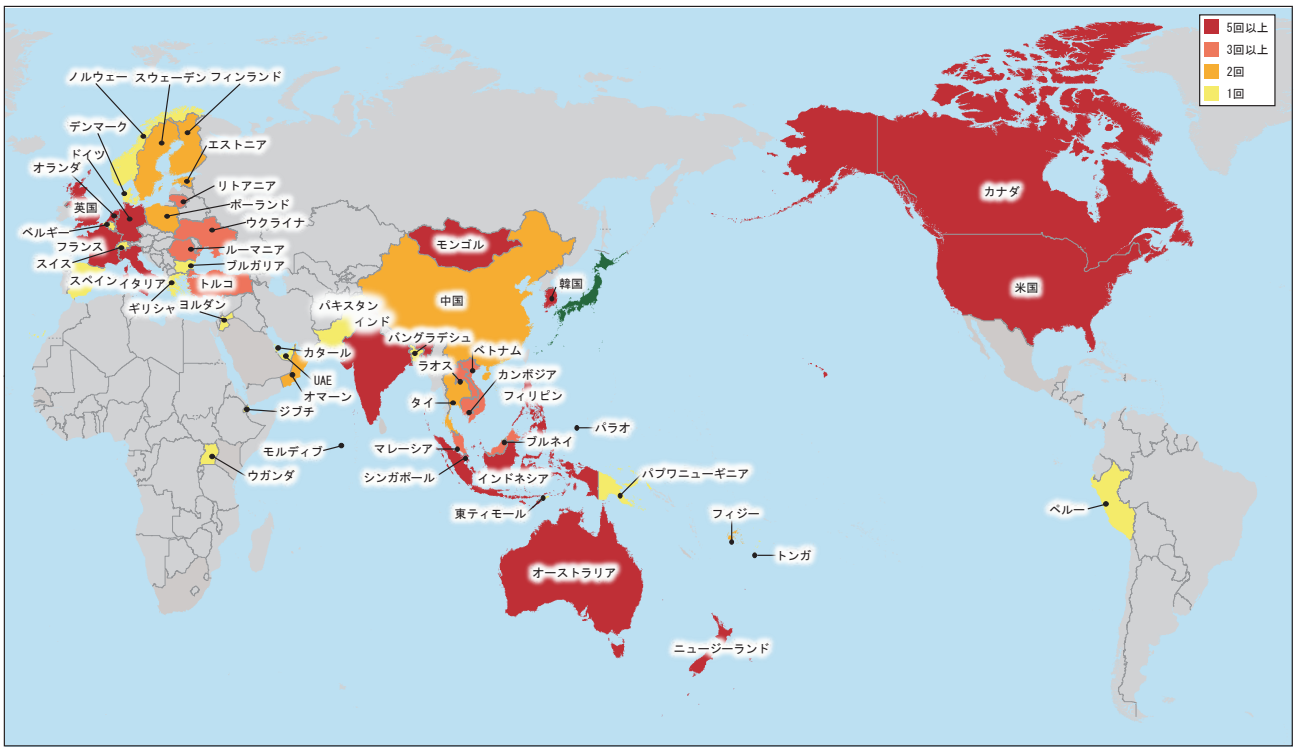

日モンゴル防衛装備品・
技術移転協定の署名


日英伊次期戦闘機
共同開発政府間機関の設立

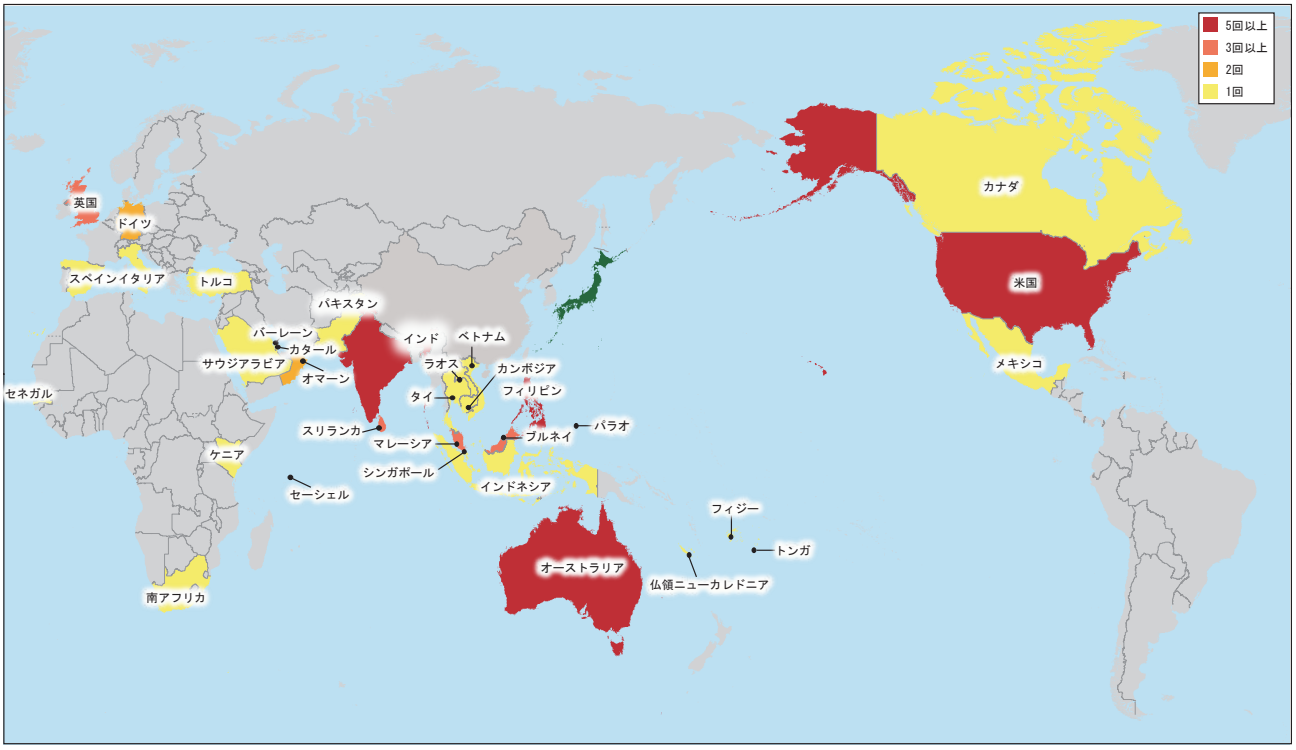

日伊ACSA署名

## 図表Ⅲ-3-1-2　ハイレベル交流の実績（2024年4月～2025年3月）

ハイレベル交流とは、本図表においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕長とそれぞれのカウンターパートとの２国間会談などを指している。
2024年4月～ 2025年3月の期間では、以下の国々とハイレベル交流が実施されたが、そのほかの国々とも過去にハイレベル交流やそのほかの防衛協力・交流が実施されている。世界中の様々な国々とハイレベル交流が実施されていることがこの図からよくわかる。




## 図表Ⅲ-3-1-3　自衛隊による寄港・寄航実績（2024年4月～2025年3月）



## 2　自由で開かれたインド太平洋（FOIP）というビジョンのもとでの取組

### (1) インド太平洋地域の特徴

法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序は、国際社会の安定と繁栄の礎である。特に、インド太平洋地域は、世界人口の半数を擁する世界の活力の中核であり、この地域を自由で開かれた「国際公共財」とすることにより、地域全体の平和と繁栄を確保していくことが重要である。

一方で、この地域においては、わが国周辺を含め、軍事力の急速な近代化や、軍事活動を活発化させている国がみられるなど、FOIPの実現のためには多くの課題が存在している。

### (2) 防衛省における取組の方向性

こうした状況を踏まえ、防衛省・自衛隊としては、例えば、防衛協力・交流を活用しながら、主要なシーレーンの安定的な利用を継続できるように取組を進めている。また、軍事力の近代化や軍事活動を活発化させている国に対しては、相互理解や信頼醸成を進めながら、不測の事態を回避することで、わが国の安全を確保することとしている。さらに、地域内において、環境の変化に対応すべく取組を行っている各国に対しては、防衛協力・交流を通じてこうした取組に協力することにより、地域の平和と安定にも貢献することを目指している。

### (3) FOIPの拡がり

わが国は、日米同盟を基軸としつつ、日米豪印（クアッド）などの枠組みを通じて、同志国との協力を深化し、FOIPの実現に向けた取組をさらに進める方針である。東南アジア・南アジア・太平洋島嶼国および中東・アフリカ・中南米地域の国々に対しては、幅広い手段を活用しながら、FOIPの実現に向けて協力を強化することとしている。

防衛省・自衛隊もFOIPの実現に向け、防衛協力・交流を推進しており、同地域の沿岸国と良好な関係を確立し、自衛隊による港湾・空港の安定的な利用を可能にすることで、シーレーンの安定的な利用の維持に取り組んでいる。また、これらの国々が、インド太平洋地域の安定のための役割をさらに効果的に果たすことができるよう、共同訓練や能力構築支援といった取組を進めている。

また、同盟国である米国をはじめ、オーストラリア、インド、英国・フランス・ドイツなどの欧州諸国、カナダ、ニュージーランドは、わが国と基本的価値を共有するのみならず、インド太平洋地域に地理的・歴史的なつながりを有する国々である。これらの国々に対しては、インド太平洋地域へのさらなる関与を行うよう働きかけ、わが国単独の取組よりも効果的となるように防衛協力・交流を進めている。

### (4) 相互理解や信頼醸成の促進

中国に対しては、防衛交流の機会を通じ、国際的な行動規範の遵守やインド太平洋地域の平和と安定のために責任ある建設的な役割を果たすよう引き続き促していく。その際、わが国周辺における軍事活動の活発化や軍備の拡大に対するわが国の懸念を率直に伝えることで、相互理解や信頼醸成を進め、不測の事態を回避することにより、わが国の安全を確保することとしている。

ロシアとは、力による一方的な現状変更は認められないとの考えのもと、ウクライナ侵略を最大限非難しつつ、ロシアとの間で不測の事態や不必要な摩擦を招かないために必要な連絡を絶やさないようにしている。

# 2　各国との防衛協力・交流の推進

安全保障分野での協力・交流を推進するにあたっては、地域の特性、相手国の実情やわが国との関係なども踏まえつつ、最適な手段を組み合わせた二国間・多国間での防衛協力・交流が重要となる。

## 1　オーストラリア

### (1) オーストラリアとの防衛協力・交流の意義

オーストラリアは、わが国にとって、ともに米国の同盟国として、基本的価値のみならず安全保障上の戦略的利益を共有する、インド太平洋地域の特別な戦略的パートナーである。

これまで、日豪ACSAや日豪情報保護協定、日豪防衛装備品・技術移転協定、日豪RAAといった、協力のための基盤を整備してきた。また、2022年10月に署名された新たな「安全保障協力に関する日豪共同宣言[1]」を踏まえ、国家防衛戦略では、両国の防衛協力をさらに深化させ、日米防衛協力に次ぐ緊密な関係を構築するとしている。

両国は、同共同宣言も踏まえ、平素から緊急事態に至るあらゆる状況で自衛隊と豪軍が実効的に連携するための議論や、情報収集・警戒監視・偵察（ISR）（Intelligence, Surveillance, and Reconnaissance）における協力、豪軍に対する武器等防護、二国間・多国間共同訓練などを推進し、相互運用性を向上している。また、第三国における能力構築支援、人道支援・災害救援（HA/DR）（Humanitarian Assistance/Disaster Relief）にかかる協力や防衛装備・技術協力なども推進している。

参照　Ⅱ部5章3項8（米軍等の部隊の武器等防護）、資料23（米軍等の部隊の武器等防護の警護実績（自衛隊法第95条の2関係））

## (2) 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年5月、木原防衛大臣（当時）は、マールズ豪副首相兼国防大臣とハワイにて会談を行い、同年4月にオーストラリアが公表したNDS[2]（National Defence Strategy）について、インド太平洋地域における安全保障環境に対する認識や戦略の方向性が、日豪間で軌を一にしているものであり、歓迎する旨を述べた。また、日豪の戦略のもとで具体的な協力を進め、互いの能力を高める重要性を確認するとともに、日本のスタンド・オフ防衛能力を活用した反撃能力とオーストラリアの長距離打撃力の具体的な協力の方向性を検討することを確認した。さらに、太平洋島嶼国地域における協力についても引き続き連携を強化することで一致した。



日豪「2+2」（2024年9月）

同年8月、増田防衛事務次官は、モリアーティ豪国防次官と、シドニーにて日豪防衛次官級協議を行い、地域情勢について意見交換を行ったほか、同年5月の日豪防衛相会談などを踏まえ、戦略連携、運用協力・共同訓練、防衛装備・技術協力など様々な分野について議論し、防衛協力のさらなる強化・拡大に取り組むことを確認した。

同年9月、木原防衛大臣（当時）および上川外務大臣（当時）は、マールズ副首相兼国防大臣およびウォン豪外務大臣とメルボルンにおいて第11回日豪外務・防衛閣僚協議（「2+2」）を行った。両国は、FOIPの実現に向けて先導的役割を果たすとともに、2022年に発出した「安全保障協力に関する日豪共同宣言」に沿って、日豪の戦略的協力・安全保障協力をたゆみなく深化させていくことで一致した。

同月、岸田内閣総理大臣（当時）は、アルバニージー豪首相と首脳会談を行い、日豪間の「特別な戦略的パートナーシップ」をこれからも維持・強化していく旨意見交換するとともに、安全保障分野を含む二国間協力や、地域・国際情勢について率直な意見交換を行い、日豪の幅広い戦略環境認識の一致を改めて確認した。

同年10月、中谷防衛大臣は、マールズ副首相兼国防大臣との間で電話会談を行い、日豪間であらゆる分野に防衛協力が拡大していることを確認するとともに、自衛隊と豪軍の相互運用性向上をはじめ各種取組を引き続き深化させていくことで一致した。同年11月、中谷防衛大臣は、マールズ副首相兼国防大臣とダーウィンにて会談を行い、日豪は不可欠なパートナーシップであり、関係を更なる高みに引き上げるべく引き続き連携していくことを確認した。

## (3) 各軍種の取組

吉田統幕長は、2024年4月以降、キャンベル豪国防軍司令官（当時）およびジョンストン豪国防軍司令官と

1　日豪の特別な戦略的パートナーシップを再確認するとともに、ルールに基づく秩序の維持およびインド太平洋地域の平和と安定のため、あらゆるレベルにおける日豪、日米豪の連携を強化するとしており、自衛隊と豪軍の相互運用性の強化やISRにおける協力、HA/DR、地域のパートナー国の能力構築、先進的防衛科学技術、サイバー・宇宙分野などにおける防衛協力の強化が明記されている。また、日豪両国や周辺地域の安全保障上の利益に影響を及ぼしうる緊急事態の際に、相互に対応措置を検討することとしている。

2　インド太平洋地域における安全保障環境を踏まえ、2024年4月に発表。今後豪軍に必要な能力などが示された。（参照Ⅰ部3章6節1項（オーストラリア））

6回にわたる会談を行った。会談では、整合された日豪の戦略に基づき、両国の防衛協力・交流の実効性をさらに向上させ、これをインド太平洋地域の平和と安定の中核とすべく尽力していくことで一致した。

森下陸幕長は、同年4月以降、スチュアート豪陸軍本部長と3回にわたる懇談を行った。同年9月には、豪陸軍主催陸軍参謀長シンポジウム（CAS）に参加し、豪陸軍本部長のほか参加国陸軍参謀長級による意見交換を行った。
Chief of Army Symposium

齋藤海幕長は、同年7月、ハモンド豪海軍本部長を公式招待し、日豪の相互運用性の更なる向上について議論し、今後、両国の緊密な関係をさらに進化することの必要性について共有した。

内倉空幕長は、同年7月以降、チャペル豪空軍本部長と3回にわたる懇談を行った。また、豪空軍演習「ピッチ・ブラック24」の視察にあたり、ダーウィン空軍基地を訪問し、日豪空軍種間の連携を強化するための意見交換を行った。

参照　Ⅴ部1章3節4項1（1）（オーストラリア）、4節（同志国との訓練・演習など）、資料42（最近の日豪防衛協力・交流の主要な実績（2021年度以降））

### （4）日米豪の協力関係など

わが国とオーストラリアの協力をより実効的なものとし、地域の平和と安定に貢献していくためには、日豪それぞれの同盟国である米国を含めた日米豪3か国による協力を積極的に推進することが重要である。

2024年5月、木原防衛大臣（当時）は、ハワイにおいて日米豪防衛相会談を行った。会談では、日米豪3か国の深い戦略的整合性および共通の価値観を強調するとともに、中国による南シナ海・東シナ海における力または威圧によるあらゆる一方的な現状変更の試みに強い反対の意を改めて表明した。また、FOIPの実現のために3か国のパートナーシップが果たす重要な役割を確認し、3か国全てにおけるF-35戦闘機共同訓練の実施、初の共同による防空ミサイル防衛実射訓練の実施、豪米の戦力態勢活動への日本の参加の増大など、防衛協力を拡大することにコミットした。さらに、「研究、開発、試験及び評価（RDT&E）プロジェクトに関する日米豪取決め」に署名し、科学技術協力の機会について、さらに議論することで一致した。
Research, Development, Test, and Evaluation

同月、2度目となる日米豪比防衛相会談が行われ、4大臣は、自由で開かれ安全で繁栄したインド太平洋という共通のビジョンを進めるための重要な連携について強調した。

同年11月、中谷防衛大臣は、オーストラリアのダーウィンを訪問し、マールズ副首相兼国防大臣およびオースティン米国防長官（当時）と日米豪防衛相会談を行った。3か国は、「日米豪防衛協議体」（TDC[3]）の設立や訓練・演習における協力を含む運用協力の拡大、先進能力の一体的構築、3か国の司令部に関する共同での計画、地域におけるプレゼンスの発揮を柱として防衛協力の推進にコミットする共同声明を発表した。
Trilateral Defense Consultations

日米豪3か国は、日米豪共同訓練やその他の国も交えた多国間共同訓練などの軍種間協力も継続して行っている。

吉田統幕長は、同年9月、インド太平洋参謀総長等会議（CHOD）に際し、パパロ米太平洋軍司令官、ジョンストン国防軍司令官と日米豪参謀総長等会談を行った。会談では、日米「2+2」および日豪「2+2」での合意事項を再確認しつつ、日米豪協力の実現に向けた具体的な方向性を議論し、ミリタリーレベルにおいても緊密に連携していくことで一致した。
Chiefs of Defense Conference

森下陸幕長は、同年5月、ハワイで開催された太平洋地上軍シンポジウム（LANPAC）に参加し、フリン米太平洋陸軍司令官（当時）、朴安洙（パクアンス）韓国陸軍参謀総長（当時）およびスチュアート陸軍本部長とパネルディスカッションを行うとともに、同年12月にはスチュアート豪陸軍本部長のほか、米国、フィリピン、インドのカウンターパートを招待し、ランド・フォーシーズ・サミット（LFS）を主催して、インド太平洋地域における同盟国・同志国との多国間連携の重要性について確認した。
Land Force Pacific Symposium and Exposition
Land Forces Summit

齋藤海幕長は、同年6月、パースで開催されたIODS24に際し、フランケティ米海軍作戦部長（当時）、キー英第一海軍卿兼海軍参謀長およびハモンド海軍本部長とパネルディスカッションを行い、力による一方的な現状変更を抑止するための後方分野の多国間連携をさらに深化させる必要性を強調するとともに、訓練や人的交流を通じFOIPの実現を促進していくことを確認した。
Indian Ocean Defence and Security 2024

3　本メカニズムは、閣僚級協議の定期開催による方向性の指示、政策サイド・運用サイドの実務者協議によるフォローアップ、地域の緊急事態に関する机上演習の実施などを通じ、自衛隊・米軍・豪軍が、平素から緊急事態に至るまで、あらゆる状況、あらゆるレベルで実効的に連携できるようにすることを目的とするもの。

このように、日米豪3か国間での様々な機会を通じて、情勢認識や政策の方向性をすり合わせつつ、相互運用性を高める努力を続けている。

参照　4節（同志国との訓練・演習など）、資料53（最近の多国間ハイレベル交流の実績（2021年度以降））、資料59（多国間共同訓練の参加など（2021年度以降））

VOICE

### 豪国防軍統合作戦本部の初代連絡官の声

豪国防軍統合作戦本部　連絡官　森（もり）　慶吾（けいご）（当時）

私は昨年11月から、豪国防軍統合作戦本部の初代連絡官として勤務しています。着任後、統合作戦本部長から数百名の隊員を前に、歴史的に関係の深い米国、英国、カナダ、ニュージーランド以外の国から初めて受け入れた連絡官である旨の紹介を受けました。私は、「統幕代表」として、特に運用面での情報収集や連絡・調整などを行い、オーストラリアから日豪防衛協力の発展を支えています。一方、豪軍の同僚にとっては「日本代表」。日豪防衛協力にとどまらない、あらゆる事について相談や質問を受けます。文化や組織の違いに戸惑うこともありますが、「日本代表」として頼られることを光栄に感じています。防衛協力は、国同士の信頼関係なしには成立しません。自衛隊と豪軍の協力深化を肌身で感じつつ、私もその一端を担うべく努力してまいります。



日米豪のアクション・オフィサーが議論している様子（筆者は右）

## 2　インド

### (1) インドとの防衛協力・交流の意義

インドは、世界第1位の人口と、高い経済成長や潜在的経済力を背景に影響力を増しており、わが国と中東、アフリカを結ぶシーレーン上のほぼ中央に位置するなど、極めて重要な国である。また、インドとわが国は、基本的価値を共有するとともに、インド太平洋地域および世界の平和と安定、繁栄に共通の利益を有しており、特別戦略的グローバル・パートナーシップを構築している。このため、日印両国は「2+2」などの枠組みも活用しつつ、海洋安全保障をはじめとする幅広い分野において協力を推進している。

インドとの間では、「日印間の安全保障協力に関する共同宣言」が署名され、日印防衛装備品・技術移転協定、日印秘密軍事情報保護協定、日印ACSAがそれぞれ締結されるなど、地域やグローバルな課題に対応できるパートナーとしての関係とその基盤が強化されている。

### (2) 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年8月、木原防衛大臣（当時）および上川外務大臣（当時）は、シン・インド国防大臣およびジャイシャンカル・インド外務大臣と、ニューデリーにおいて第3回日印外務・防衛閣僚会合（「2+2」）を行った。両国は、基本的価値を共有する民主主義国家として、国連憲章の原則に基づくルールに基づく国際秩序を維持・強化することならびに国家の主権と領土一体性の尊重と武力による威嚇又は武力の行使に訴えることのない紛争の平和的な

**資料**：2024年11月日米豪防衛相会談共同声明
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/approach/anpo/2024/1117b_usa_aus-j.html



日印「2+2」（2024年8月）



チョーハン・インド国防参謀長とギフト交換する吉田統幕長（2024年10月）

解決へのコミットメントを再確認するとともに、全ての国がいかなる一方的な現状変更の試みをも控える必要性を強調した。また、二国間・多国間共同訓練を継続することへのコミットメントを表明するとともに、空自がインド空軍主催の多国間共同訓練「タラン・シャクティ」に参加することを歓迎した。加えて、艦艇搭載用複合通信空中線「ユニコーン」[4]や関連技術の移転に向けた調整および関連する文書の早期署名に向けて進捗があったことを評価するとともに、防衛装備・技術分野における将来的な協力を加速させることで一致した。さらに、海自とインド海軍との間で、インドにおける艦艇整備分野での将来的な協力について検討を進めていくことを歓迎した。

2025年5月、中谷防衛大臣は、シン国防大臣とニューデリーにおいて会談し、両国を取り巻く地域情勢や国際情勢が急速に複雑化し、不確実性が高まる中、法の支配に基づき、平和で繁栄したインド太平洋地域を目指すとの理念を共有する両国が、防衛面で協力と連携をさらに強化していく重要性と必要性が増しているとの認識を踏まえ、中谷防衛大臣より、インド太平洋において、日印が防衛面でそれぞれの主体的取組の連携を強化し、大きな相乗効果を生み出すことで、両国のみならず地域全体の新たな価値と利益をもたらしていくことの重要性で一致し、今後、日印防衛当局間において「インド太平洋地域における日印の防衛協力（JIDIP/IJDIP）」と位置づけ、そのもとで具体的協力・連携をスピード感をもって具体化しいくことを提案し、シン国防大臣はこれを歓迎するとともに、今後、具体的に議論していきたい旨を伝えた。

参照　V部1章3節4項1（2）（インド）

### (3) 各軍種の取組

吉田統幕長は、2024年10月、インドを公式訪問しチョーハン・インド国防参謀本部参謀長と会談を行ったほか、日米印豪共同訓練「マラバール2024」を視察した。会談では、両国の戦略環境認識について意見交換し、統合レベルでの日印防衛協力・交流の多角的・多層的な取組を一層強化していくことで一致するとともに、日印関係をより一層発展させ、これを中核とした多国間防衛協力を模索することで一致した。

森下陸幕長は、同年7月、ドウィヴェディ・インド陸軍参謀長とテレビ会談を行ったほか、同年10月、公式招待し会談を行い、地政学的にもインド太平洋の東西に位置する両国の関係強化は不可欠との認識を共有するとともに、同年8月に行われた日印「2+2」や日印防衛相会談の成果を踏まえ、日印共同訓練「ダルマ・ガーディアン24」を通じ、陸軍種間のさらなる連携強化を図ることで一致した。また、同年12月、主催するランド・フォーシーズ・サミット（LFS）にドウィヴェディ陸軍参謀長がテレビ会談により参加した。

内倉空幕長は、同年9月、インドで行われた印空軍演習「タラン・シャクティ24」の訓練視察にあたり、チョウダリ・インド空軍参謀長（当時）と会談を行った。

参照　2章6節（日米共同訓練・演習など）、4節（同志国との訓練・演習など）、資料43（最近の日印防衛協力・交流の主要な実績（2021年度以降））、資料53（最近の多国間ハイレベル交流の実績（2021年度以降））、資料59（多国間共同訓練の参加など（2021年度以降））

4　複数のアンテナを1本のアンテナとして集約・統合することにより、艦艇のステルス化が向上。海自は「もがみ」型護衛艦（FFM）からユニコーンを採用。

## 3　欧州諸国

欧州諸国は、わが国と基本的価値を共有し、また、テロ対策や「瀬取り」対応などの非伝統的安全保障分野や国際平和協力活動を中心に、グローバルな安全保障上の共通課題に取り組むための中核を担っている。そのため、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分との認識のもと、これらの国と防衛協力・交流を進展させることは、わが国がこうした課題に積極的に関与する基盤を提供するものであり、わが国と欧州諸国の双方にとって重要である。

参照　4節（同志国との訓練・演習など）、資料44（最近の欧州諸国との防衛協力・交流の主要な実績（2021年度以降））、資料59（多国間共同訓練の参加など（2021年度以降））

### (1) 英国

#### ア　英国との防衛協力・交流の意義

英国は、欧州のみならず世界に影響力を持つ大国であるとともに、わが国と歴史的にも深い関係があり、安全保障面でも米国の重要な同盟国として戦略的利益を共有している。このような観点から、国際平和協力活動、テロ対策、海賊対処、サイバーなどのグローバルな課題における協力や地域情勢などに関する情報交換を通じ、日英間で協力を深めることは、わが国にとって非常に重要である。また、英国は近年、空母打撃群のインド太平洋地域への派遣や哨戒艦2隻を同海域へ恒久的に展開し、北朝鮮船舶による「瀬取り」を含む違法な海洋活動への警戒監視活動に当たらせるなど、ルールに基づく海洋秩序の確保に重要な貢献をしていることから、わが国にとって、FOIPの実現のため日英の協力を深化させることは重要である。

英国との間では、日英「2+2」の開催、防衛装備品・技術移転協定、日英情報保護協定、日英ACSA、日英RAAの締結により、戦略的パートナーシップが一層円滑・強固なものとなっている。

さらに、2022年12月の日英伊首脳による共同声明により発足したグローバル戦闘航空プログラム[5]（GCAP（ジーキャップ）） Global Combat Air Programme は、インド太平洋地域と欧州を結ぶ国際社会の安定と繁栄の礎ともなりうる事業である。このように、日英両国は、アジアおよび欧州における相互の最も緊密な安全保障上のパートナーとして、連携を強固にしている。

参照　V部1章3節4項1（3）（英国）

#### イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年7月、木原防衛大臣（当時）は、ロンドンにおいて、ヒーリー英国防大臣と会談を行った。両国は、2023年5月のG7広島サミットの際、岸田内閣総理大臣（当時）、スナク英首相（当時）との間で行われた日英首脳ワーキング・ディナーにおいて発出された共同文書「日英広島アコード」[6]に基づき、自衛隊によるアセット防護を英国に適用することに防衛当局間で一致に至ったことを含め、安全保障分野における日英間の協力の進展を確認した。また、木原防衛大臣（当時）は、2025年に計画されている英空母打撃群のインド太平洋地域への展開を含め、英国がインド太平洋地域への関与を一層強化していることを歓迎するとともに、日英防衛協力・交流のさらなる深化に向け、緊密に連携していくことで一致した。

同年7月、同じくロンドンにおいて、木原防衛大臣（当時）は、ヒーリー国防大臣およびクロセット・イタリア国防大臣と会合を行い、GCAPにかかる政府間の効率的な協業体制を確立するため、「GCAP政府間機関（GIGO（ジャイゴ））」 GCAP International Government Organisation の設立に向けて諸準備を進めるとともに、2035年の初号機配備というスケジュールの達成に向け、引き続き強くコミットしていくことで一致した。

同年10月、中谷防衛大臣は、イタリア・ナポリにおいてヒーリー国防大臣およびクロセット国防大臣と会合を行い、GCAPを管理するGIGOと共働する合弁企業設立に道筋がついたことが報告されるとともに、2025年中に両者間で最初の統合契約を締結すべく作業することで一致した。また、中谷防衛大臣から日本が派遣する初代首席行政官について準備を進めている旨を説明した。3か国は、GCAPが日英伊防衛協力の中核をなす同プログラムを加速するため、引き続き緊密に協力していくことで一致した。

2025年1月、中谷防衛大臣は、ロンドンにおいてヒー

5　2035年までに日英伊3か国により、いわゆる第5世代戦闘機を超える次期戦闘機を共同開発する事業。
6　欧州大西洋とインド太平洋の安全保障と繁栄は不可分との認識のもと、共通の安全保障上の能力などを強化するもの、次期戦闘機の共同開発の協力や日英RAAの活用による共同訓練の拡充などが構想されている。

リー国防大臣と会談を行い、同年に計画されている英空母打撃群の日本を含むインド太平洋地域への派遣を含め、英国によるインド太平洋地域に対する継続的なコミットメントを歓迎する旨述べ、2024年12月にGIGO設立のための条約が発効したことを歓迎するとともに、GCAPをはじめとする日英防衛装備・技術協力の進展についても意見交換を行い、今後一層協力を深化していくことで一致した。さらに、両大臣は、AUKUS第2の柱である先進能力に関する技術協力について、同盟国・同志国間の連携を先進技術面から支えるものとして重要であり、具体的な協力について引き続き議論していくことで一致した。

### ウ　各軍種の取組

吉田統幕長は、2024年9月、インド太平洋参謀総長等会議（CHOD）への参加に際し、ラダキン英国防参謀総長と懇談を行った。両者は安全保障環境の認識を共有するとともに、GCAPや、日英RAAを活用した相互運用性の向上、2025年に予定されている空母打撃群の来日などを通じ、日英防衛協力を一層緊密かつ強固なものとしていくことで一致した。

森下陸幕長は、同年5月、太平洋地上軍シンポジウム（LANPAC）2024に際して、陸軍参謀長に就任予定のウォーカー英国防参謀副長（当時）との懇談を行い、引き続き陸軍種間の信頼関係の強化と連携を促進していくことで一致した。また、2025年2月、英国に公式訪問し、新たに就任したウォーカー陸軍参謀長と会談を行い、防衛協力・交流を推進することで一致した。

齋藤海幕長は、同年10月、ペドレ英海軍ストライクフォース司令官の表敬を受け、2025年に予定されている英空母打撃群の展開計画について意見交換し、FOIPの実現のため海軍種の連携強化を図った。

内倉空幕長は、同年7月、英空軍主催国際航空宇宙軍参謀長等会議に際し、ナイトン英空軍参謀長と懇談を行い、国際情勢、安全保障環境などについて意見交換をし、空軍種の連携を強化することで一致した。

## (2) フランス

### ア　フランスとの防衛協力・交流の意義

フランスは、欧州やアフリカのみならず、世界に影響力を持つ大国である。インド洋および太平洋島嶼部に領土を保有し、インド太平洋地域に常続的な軍事プレゼンスを有する唯一のEU加盟国であり、わが国と歴史的にも深い関係を持つ特別なパートナーである。また、アフリカ地域における在外邦人等の保護および輸送などにおいて、同地域に影響力を有するフランスとの協力は不可欠である。

フランスとは、これまで日仏「2+2」などのハイレベル交流を継続的に行い、日仏情報保護協定や日仏防衛装備品・技術移転協定、日仏ACSAが締結されているほか、部隊間での共同運用・演習のための行政上、政策上、法律上の手続を相互に恒常的に改善する方策についての議論を一層加速させることで一致している。



日英伊防衛相会合（2024年10月）

### イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年5月、岸田内閣総理大臣（当時）は、OECD閣僚理事会に際し、マクロン・フランス大統領と日仏首脳昼食会を行い、日仏RAAの交渉開始に合意し、交渉を着実に進展させることで一致した。

同年6月、木原防衛大臣（当時）は、第21回IISS（英国国際戦略研究所）（The International Institute for Strategic Studies）が主催するIISSアジア安全保障会議[7]（シャングリラ会合）に際し、ルコルニュ・フランス軍事大臣と会談を行い、日仏RAAの交渉開始の発表を歓迎するとともに、サイバーや宇宙分野などでの連携、共同訓練などの具体的協力を進展させることで一致した。

7　諸外国の国防大臣クラスを集めて防衛問題や地域の防衛協力についての議論を行うことを目的として開催される多国間会議であり、民間研究機関である英国の国際戦略研究所の主催により始まった。2002年の第1回から毎年シンガポールで開催され、会場のホテル名からシャングリラ会合（Shangri-La Dialogue）と通称される。

### ウ　各軍種の取組

森下陸幕長は、2024年9月、メルボルンで開催された豪陸軍主催陸軍参謀長シンポジウム（CAS）において、シル・フランス陸軍参謀長と懇談を行い、力による一方的な現状変更の試みを許容せず、法の支配に基づく国際秩序を維持するため、日仏共同訓練「ブリュネ・タカモリ」をはじめとする多層的な交流を通じ、一層の関係強化を図っていくことで一致した。また、2025年3月、公式招待したシル陸軍参謀長と会談を行い、戦略環境認識を共有するとともに、米第3海兵機動展開部隊と陸自の共同訓練「アイアン・フィスト25」を共同で視察するなど、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向け協力していくことで認識を共有した。

## (3) ドイツ

### ア　ドイツとの防衛協力・交流の意義

ドイツは、わが国と基本的価値を共有し、G7などにおいて国際社会の問題に対し協調して取り組むパートナーである。2020年に策定された「インド太平洋ガイドライン」に基づき、インド太平洋地域への関与を強めており、2021年にドイツ海軍フリゲートが日本に寄港し、共同訓練などを行って以降、定期的に陸・海・空軍を同地域へ派遣している。ドイツとの間では、日独防衛装備品・技術移転協定、日独情報保護協定が締結されており、2024年7月には、日独ACSAが発効した。また、日独「2+2」が開催されるなど、ハイレベルを含む交流が進展している。

### イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年10月、中谷防衛大臣は、ナポリで開催されたG7国防相会合に際し、ピストリウス・ドイツ国防大臣と会談を行い、同年8月の独海軍艦艇のインド太平洋地域への展開に関し歓迎を述べるとともに、防衛協力を強化していくため、サイバー・宇宙領域や防衛装備・技術協力といった分野においても協力を促進し連携していくことで一致した。

### ウ　各軍種の取組

森下陸幕長は、2024年9月、マイス・ドイツ陸軍総監とテレビ会談を行い、インド太平洋と欧州・大西洋の安全保障が不可分との認識を共有するとともに、陸軍種間における防衛協力・交流の進展や今後の方向性などを意見交換した。また、同年11月、ドイツを公式訪問し、マイス陸軍総監と会談を行い、中期的な日独防衛協力・交流を見据えたロードマップに合意・署名した。加えて、2025年3月、訪日したマイス陸軍総監とともに、米第3海兵機動展開部隊との共同訓練「アイアン・フィスト25」を共同で視察するなど、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向け協力していく認識を共有した。

齋藤海幕長は、同年8月、カーク・ドイツ海軍総監を公式招待し、日独連携強化に向けた防衛協力・交流の方向性について意見交換し、今後、両国の緊密な関係をさらに深化することで認識を共有した。

内倉空幕長とゲルハルツ・ドイツ空軍総監は、同年7月、日独共同訓練「ニッポン・スカイズ」を視察し、それぞれF-15戦闘機とEF2000ユーロファイター戦闘機で共同視察フライトを行い、空軍種間の信頼を醸成するとともに、FOIPの実現のための防衛協力のさらなる深化を図った。



ゲルハルツ空軍総監を迎える内倉空幕長（2024年7月）

## (4) イタリア

### ア　イタリアとの防衛協力・交流の意義

イタリアは、G7の一員であり、基本的価値を共有する戦略的パートナーである。イタリアとの間では、日伊情報保護協定や日伊防衛装備品・技術移転協定の締結、日伊防衛協力・交流に関する覚書、日伊ACSAへの署名など、防衛協力を行っていくうえでの制度面の整備が進んでいる。

### イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年6月、岸田内閣総理大臣（当時）は、G7プーリア・サミットに際し、メローニ・イタリア首相と懇談

を行った。両首脳は、今後の日伊協力の指針となる日伊アクション・プランの発表を歓迎し、同アクション・プランを着実に行い二国間関係を強化していくことで一致した。また、両首脳は、日伊ACSAの交渉を開始することで一致するとともに、GCAPを含め、防衛分野における両国の協力が飛躍的に進展していることを歓迎し、これをさらに強化していくことで一致した。

同年7月、木原防衛大臣（当時）は、ロンドンにおいて、クロセット国防大臣と会談した。両大臣は、日伊アクション・プランの発表および日伊ACSAの交渉開始で一致したことを歓迎するとともに、クロセット国防大臣からイタリア軍艦艇のわが国への寄港や航空機の訪日について説明があり、今後も防衛協力・交流のさらなる深化に向け、一層緊密に連携していくことで一致した。

同年10月、中谷防衛大臣は、ナポリで開催されたG7国防相会合に際し、クロセット国防大臣と会談を行い、艦艇や航空機の寄港・寄航、共同訓練の着実な実施、イタリアとして初となる「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動を行うなど、両国の防衛協力・交流が深化していることを歓迎した。

同年11月、岩屋外務大臣とクロセット国防大臣の間で日伊ACSAが署名され、署名後、両大臣は安全保障分野における両国の協力について懇談を行った。

#### ウ　各軍種の取組

森下陸幕長は、2024年4月、マシエッロ・イタリア陸軍参謀長とテレビ会談を行い、両国を取り巻く安全保障環境について意見交換を行い、国際社会の平和と安定のため陸軍種関係の強化が重要である旨一致した。また、2025年1月、訪日したマシエッロ陸軍参謀長と懇談を行い、空挺分野を主体とした交流を促進することで一致した。

### (5) オランダ

#### ア　オランダとの防衛協力・交流の意義

オランダは、わが国と400年以上の歴史的関係を有し、基本的価値を共有する戦略的パートナーである。2016年に署名された防衛協力・交流に関する覚書に基づき、防衛当局間の関係をさらに強化することで一致している。

#### イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年6月、木原防衛大臣（当時）は、シャングリラ会合に際し、オロングレン・オランダ国防大臣（当時）と会談を行った。会談では、オランダの2021年のフリゲート艦の派遣など、インド太平洋への関心を強めていることを歓迎するとともに、引き続き、両国で多国間防衛協力の枠組みやサイバーといった分野においても、緊密に連携していくことで一致した。また、同月、オランダとして初となる「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動が行われた。

同年10月、中谷防衛大臣は、NATO国防相会合に際し、ブレーケルマンス・オランダ国防大臣と会談を行い、オランダのインド太平洋地域への関与強化を歓迎するとともに、力や威圧による一方的な現状変更の試みに対して一層連携を強化していくことや今後の防衛協力・交流のさらなる強化について一致した。

#### ウ　各軍種の取組

吉田統幕長は、2025年1月、統幕長として初めてオランダを公式訪問し、エイヘルセイム・オランダ参謀総長と会談を行い、インド太平洋と欧州・大西洋の安全保障が不可分であるという認識を共有するとともに、今後の二国間協力の方向性などについて意見交換を行った。

森下陸幕長は、2024年8月、スウィレンス・オランダ陸軍司令官とテレビ会談を行うとともに、同年11月、オランダを公式訪問し、スウィレンス陸軍司令官と会談を行い、日蘭防衛協力・交流を深化することで一致した。

### (6) スペイン

スペインは、わが国と基本的価値を共有する戦略的パートナーである。2014年に署名された防衛協力・交流に関する覚書に基づき、防衛当局間の関係をさらに強化することで一致している。

2024年10月、マドリードにおいて、第5回日スペイン防衛当局間協議が開催され、地域情勢や両国の防衛政策などについて意見交換を行った。

### (7) NATO

#### ア　NATOとの防衛協力・交流の意義

NATOはわが国と基本的価値や戦略的利益を共有するNorth Atlantic Treaty Organizationパートナーである。

2022年6月に採択された「NATO戦略概念」におい

て、インド太平洋地域は、欧州・大西洋地域の安全保障に直接的な影響を及ぼしうるNATOにとって重要な地域であるとされ、日本、オーストラリア、ニュージーランド、韓国などのインド太平洋地域のパートナーとの対話および協力を強化することとされた。

また、2014年に「日・NATO国別パートナーシップ協力計画[8]（IPCP）」が策定されて以来２度の改定を経て、現下の国際安全保障環境を踏まえ、サイバー分野や偽情報対策を含む情報戦、海洋安全保障など、幅広い分野で日NATO間の実務的協力をさらに推進する観点から、2023年７月、新たな協力文書である「日・NATO国別適合パートナーシップ計画[9]（ITPP）」に合意した。日NATOは、今後、ITPPに基づき、協力を一層深めていくことが重要であるとの認識で一致している。

防衛省・自衛隊は、ITPPに基づき、女性・平和・安全保障（WPS）分野における協力として、NATO本部に女性自衛官を派遣するとともに、毎年、NATOジェンダー視点委員会（NCGP）年次会合に職員が参加している。

現在は、国際機関/NGO協力幕僚として、NATO本部軍事幕僚部協調的安全保障局（NHQIMSCS）に自衛官を派遣し、NATOと国連、アフリカ連合（AU）、欧州安全保障協力機構（OSCE）、NGOなどとの協力案件の調整業務に携わっている。

また、防衛省は、欧州連合軍最高司令部（SHAPE）、NATO海上司令部（MARCOM）にもそれぞれ連絡官を派遣[10]している。

参照　Ⅰ部3章9節2項1（NATO）

### イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年10月、中谷防衛大臣は、ブリュッセルで開催されたNATO国防相会合にIP4（日豪韓ニュージーランド）として初めて招待され、インド太平洋地域をテーマとしたセッションに参加した。中谷防衛大臣は、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分と述べ、わが国を取り巻く地域情勢について共有するとともに、わが国やIP4とNATOの連携強化を国際社会に向けて発信し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向けて協力していく意思を示した。また、ルッテ・NATO事務総長と会談を行い、ITPPに基づき、サイバー、宇宙、戦略的コミュニケーションの分野や相互運用性の向上に向けて、実務的な防衛協力を一層推進していくことで一致した。

**解説**

## G7国防相会合、NATO国防相会合への日本初参加について

2024年10月、中谷大臣はG7国防相会合・NATO国防相会合に出席しました。

初開催となったG7国防相会合では、①中東、②アフリカ、③インド太平洋、④ウクライナ、⑤防衛準備態勢、に関する５つのセッションを通じ、各地域や国防当局を取り巻く重要な課題について、有意義な議論を行いました。G7国防相会合を通じて、G7として、インド太平洋地域を含む国際社会全体の平和・安定・繁栄のために全力で取り組んでいくというメッセージを、国際社会に向けて発信することができました。

また、インド太平洋地域のパートナー国として、IP4の４か国（日豪NZ韓）が初めて招待されたNATO国防相会合では、インド太平洋地域の情勢を含む地域の防衛・安全保障をめぐる情勢、NATOとIP4の今後の協力などについて議論を行いました。NATO国防相会合を通じて、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分であるとの認識を共有し、NATOとIP4が今後も連携を強化していくことの重要性を確認することができました。

8　日NATO協力の一層の進展を目的として、ハイレベル対話の強化や防衛協力・交流の促進などの協力を推進する旨定めるとともに、実務的な協力の優先分野を特定している。2020年６月にIPCPが改訂され、実務的な協力の優先分野として「人間の安全保障」が追加された。

9　新時代の挑戦に対応すべく、日NATO協力を新たな高みへと引き上げるために策定された日NATO間の新たな枠組み協力文書であり、2023年から2026年の４年間を対象にしている。

10　NATO本部軍事幕僚部協調的安全保障局（NHQIMSCS）には、IPCPの枠組みで2021年から自衛官を派遣、欧州連合軍最高司令部（SHAPE）には、日NATO防衛協力の一環で2017年から在ベルギー大使館（2025年１月よりNATO代表部）の防衛駐在官の職員の兼任により派遣、NATO海上司令部（MARCOM）には、改定IPCPの枠組みで2019年から在英国大使館の防衛駐在官の兼任により派遣している。



IP4国防相とルッテ・NATO事務総長（2024年10月）

2025 年4月、中谷防衛大臣は訪日中のルッテ事務総長と会談を行い、防衛省として「NATO対ウクライナ安全保障支援・訓練組織（NSATU）」への参加に向けて調整していく旨伝達し、ルッテ事務総長から歓迎の意が示され、今後もウクライナ支援を含め、協力を継続していくことを確認した。
NATO Security Assistance and Training for Ukraine

### ウ　各軍種の取組

吉田統幕長は、2024年9月、ハワイで開催されたインド太平洋参謀総長等会議（CHOD）、2025年1月、ベルギーのNATO本部で開催されたNATO参謀総長等会議、それぞれでバウアー・NATO軍事委員長（当時）と懇談を行い、飛躍的に進展している日NATO防衛協力・交流を一層実効的なものにしていきたい旨強調するとともに、欧州とインド太平洋地域の安全保障は不可分であるとしたうえで、ITPPに基づき、日NATO防衛協力・交流を一層推進することで一致した。

## (8) EU

### ア　EUとの防衛協力・交流の意義

EUは、自由・民主主義・法の支配といった基本的価値を共有しており、2019年に「日EU戦略的パートナーシップ協定」の暫定適用を開始して以降、安全保障・防衛分野における協力を着実に発展させてきている。2021年には、「インド太平洋戦略に関する共同コミュニケーション」、2022年3月には、パートナー国との海軍演習や寄港・哨戒の頻度を向上させる方針を盛り込んだ「戦略的コンパス」が発表されるなど、EUのインド太平洋地域への関与が強化されているなか、防衛省・自衛隊は、同地域へのEUのコミットメントが不可逆的なものになるよう、積極的かつ主体的に協力を進めている。
European Union

参照　Ⅰ部3章9節2項2（EU）

### イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年5月、芹澤防衛審議官（当時）は、ブリュッセルでEUが開催した「シューマン安全保障・防衛フォーラム」に出席するとともに、サンニーノ欧州対外活動庁事務総長への表敬を行った。

同年11月、中谷防衛大臣は、ボレルEU外務・安全保障政策上級代表兼欧州委員会副委員長（当時）と会談を行い、日EU間の防衛協力・交流について意見交換を実施し、更なる防衛協力・交流の深化に向け、緊密に連携することで一致した。

同月、外相級戦略対話に際し、「日EU安全保障・防衛パートナーシップ」を公表した。本パートナーシップにおいて、わが国とEUは、海洋安全保障、宇宙、サイバー、ハイブリッド脅威などの幅広い分野で協力を強化することとしている。

### ウ　各軍種の取組

派遣海賊対処行動水上部隊は、2023年に署名された「日EU海賊対処共同訓練に係る取決」に基づき、EU海上部隊（EUNAVFOR）と連携強化を図っている。2024年4月にEU海上部隊（イタリア海軍）と、9月および12月には、EU海上部隊（スペイン海軍）と海賊対処共同訓練を行った。
EU Naval Force



中谷防衛大臣とボレルEU上級代表（当時）の会談（2024年11月）

# 4　韓国

## (1) 韓国との防衛協力・交流の意義

韓国は、国際社会における様々な課題への対応にパー

トナーとして協力していくべき重要な隣国である。安全保障・防衛分野においても、北朝鮮の核・ミサイル問題をはじめ、テロ対策や、大規模自然災害への対応、海賊対処、海洋安全保障など、日韓両国を取り巻く安全保障環境が厳しさと複雑さを増すなか、日韓の連携は益々重要となっている。

### (2) 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年6月、木原防衛大臣（当時）は、シンガポールで開催されたシャングリラ会合に際し、申源湜（シンウォンシク）韓国国防部長官（当時）と日韓防衛相会談を行い、日韓二国間の安全保障協力は、日韓両国に裨益するものであるとともに、強固な日米韓安全保障協力の基礎となり、自由で開かれたインド太平洋の実現のために不可欠であるとの認識で一致した。また、防衛当局間の対話を活性化するため、自衛隊－韓国軍のハイレベル交流の再開などで一致し、今後の日韓安全保障協力の具体的内容について協議を行っていくことで一致した。日韓防衛当局間の懸案については、双方の海軍種を含む事務レベルでの協議の結果、海幕長と韓国海軍参謀総長との間で、「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準（CUES（キューズ））」の遵守、通信要領などの現場における意思疎通（Code for Unplanned Encounters at Sea）の改善や中央レベルの意思疎通の強化の内容を含む文書が作成されたことを踏まえ、両大臣は、事務レベルで確認された事項が行われ、海自と韓国海軍の双方が、平時に海上で遭遇した場合に安全を確保することで一致した。本会談を通じ、防衛省・自衛隊としては、長年の懸案であった火器管制レーダー照射事案[11]の再発防止および部隊の安全確保が図られたと判断しており、自由で開かれたインド太平洋の実現のため、様々な分野において協力・交流を推進しつつ、引き続き、日韓・日米韓安全保障協力を強化していく。

同年7月、木原防衛大臣（当時）は、韓国国防部長官として約15年ぶりに訪日した申（シン）国防部長官（当時）と会談し、日韓防衛協力・交流を活性化させるため、①防衛大臣間の相互訪問の活性化②幕僚長級の相互訪問再開③各軍種間の実務者協議の再開④日韓捜索・救難共同訓練の再開を含む部隊間交流の活性化、に関し調整を行っていくとともに、共同で年間交流計画を作成することで一致した。

同年9月、鬼木防衛副大臣（当時）は、ソウルにおいて開催されたソウル・ディフェンス・ダイアログに際し、金龍顯（キムヨンヒョン）韓国国防部長官（当時）を表敬し、日韓・日米韓防衛協力推進の重要性を確認するとともに、引き続き、これを強化していくことで一致した。

中谷防衛大臣は、同年10月のテレビ会談に続き、11月のラオスにおける第11回拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）において、金（キム）国防部長官（当時）と会談を行い、北朝鮮による弾道ミサイルの発射や、ロシアと北朝鮮の間の軍事協力の進展について、深刻な懸念を表明するとともに、日韓両国で引き続き緊密に連携していくことを確認した。同月、韓国合同巡航訓練戦団が約6年ぶりに日本に寄港した。中谷防衛大臣は、入港歓迎行事に参加するとともに、揚陸艦「マラド」に乗艦し、韓国海軍関係者との懇談を行った。同月、中嶋防衛審議官（当時）は、韓国を訪問し、金善鎬（キムソンホ）国防部次官との間で日韓防衛次官級協議を実施し、引き続き、日韓・日米韓防衛協力を強化していくことで一致した。

参照　資料45（最近の日韓防衛協力・交流の主要な実績（2021年度以降））

### (3) 日米韓の協力関係

日米韓3か国は、インド太平洋地域の平和と安定に関して共通の利益を有しており、機会をとらえて緊密な連携を図っていくことが、北朝鮮への対応を含めた様々な安全保障上の課題に対処するうえで重要である。



日米韓防衛相会談（2024年7月）

11　2018年12月、能登半島沖（わが国排他的経済水域内）において警戒監視中の海自P-1哨戒機が韓国海軍駆逐艦から火器管制レーダーを照射されるという事案が発生した。詳細については、防衛省HPを参照（https://www.mod.go.jp/j/surround/radar/index.html）

2024年4月、テレビ会談により、第14回日米韓防衛実務者協議（DTT）を行った。協議では、北朝鮮のミサイル警戒データのリアルタイム共有メカニズムおよび複数年にわたる3か国の訓練計画の協力を通じて、日米韓が過去1年間で安全保障協力を顕著に強化してきたことを確認した。また、日米韓防衛相会談、日米韓防衛実務者協議、日米韓参謀総長等会議など、3か国安全保障協力の政策協議を制度化することで一致するとともに、3か国の防衛当局者は、名称を付した複数領域における3か国訓練の実施に関する進捗について歓迎した。

同年7月、木原防衛大臣（当時）は、オースティン米国防長官（当時）、申国防部長官（当時）と日本で初開催となる日米韓防衛相会談を開催した。会談では、地域の安全保障に関する共通の課題について議論するとともに、複数領域における初の日米韓共同訓練「フリーダム・エッジ」が成功裏に終了したことを確認した。また、日米韓3か国安全保障協力枠組み覚書[12]への署名を行い、ハイレベル政策協議、北朝鮮ミサイル警戒データのリアルタイム共有および共同訓練を含む3か国の安全保障協力を、3か国が継続的に実施する意図を有することを確認した。これにより、3か国の協力が名実ともに新たな段階を迎えたことを確認した。

同年8月、岸田内閣総理大臣（当時）は、バイデン米大統領（当時）および尹韓国大統領（当時）と共に、これまでの日米韓協力の進展を記念する日米韓首脳共同声明を発した。声明では、強固な日米同盟および米韓同盟に支えられた安全保障協力を強化してきたこととともに、複数領域における日米韓共同訓練「フリーダム・エッジ」の第1回目の実施、新たな日米韓3か国安全保障協力枠組みへの署名などの3か国協力の成果が確認された。



日米韓共同訓練「フリーダム・エッジ」（2024年6月）

同年9月、ソウルにおいて第15回日米韓防衛実務者協議（DTT）を行い、7月に3か国の閣僚が署名した日米韓安全保障協力枠組み覚書が、これまでの関係における進捗を制度化し、体系的かつ安定的な形で3か国の安全保障協力を追求する基礎となるとの見解を共有した。

さらに同年11月、石破内閣総理大臣は、バイデン米大統領（当時）および尹韓国大統領（当時）と共に、日米韓首脳共同声明を発した。声明では、引き続き3か国の連携を堅持するとともに、同月2回目を実施した複数領域における日米韓共同訓練「フリーダム・エッジ」の成功が確認された。

### (4) 各軍種の取組

吉田統幕長は、2024年7月、わが国においてブラウン米統合参謀本部議長（当時）および金明秀韓国合同参謀議長と日米韓参謀総長等会議を行った。会議では、北朝鮮による挑発行為やインド太平洋地域における安全保障環境の懸念について認識を共有するとともに、同年6月に行われた複数領域における新たな日米韓共同訓練「フリーダム・エッジ」の成果を共有し、朝鮮半島、インド太平洋およびそれを超えた地域の平和と安定を確保するため、日米韓3か国の協力を引き続き強化することで一致した。

また、日韓参謀長の会談では、同年5月の日韓首脳、同年6月の日韓防衛相会談を受けて、両国の戦略環境認識や防衛政策などを共有し、今後の日韓防衛協力の方向性について認識を一致させるとともに、地域の平和と安定、FOIPの実現のため、日韓・日米韓3か国で協力を進めていくことで一致した。

森下陸幕長は、同年5月、ハワイで開催された太平洋地上軍シンポジウム（LANPAC）に際し、フリン米太平洋陸軍司令官（当時）、スチュアート豪陸軍本部長および朴安洙韓国陸軍参謀総長（当時）とのパネルディスカッションを行い、厳しい安全保障環境および日米豪韓を始めとした多国間連携の重要性について議論した。

齋藤海幕長は、同年11月、約6年ぶりに日本に寄港した韓国合同巡航訓練戦団長の表敬を受け、同戦団の訪日

12 朝鮮半島、インド太平洋やそれを超えた地域における平和と安定に寄与するため、高級レベルでの政策協議、情報共有、3か国訓練および防衛交流協力を含む、防衛当局間の3か国の安全保障協力を制度化するもの。

を歓迎するとともに、日韓協力の重要性について確認し、地域の平和と安定のために、韓国海軍との連携を一層強化することで一致した。

内倉空幕長は、同月、オルヴィン米空軍参謀総長と李英秀（イ・ヨンス）韓国空軍参謀総長とのテレビ会談を行い、日米韓空軍種間の共同訓練などに加え、様々な分野で協力していくことを確認した。今後さらに3か国空軍種間の連携を強化し、FOIPの実現のため取り組むことで一致した。

これらの日米韓共同訓練などは、地域における安全保障上の課題に対応するための3か国協力を推進するものである。また、共通の安全保障と繁栄を保護するとともに、ルールに基づく国際秩序を強化していくという日米韓3か国のコミットメントを示すものである。

参照　2章6節（日米共同訓練・演習など）、資料53（最近の多国間ハイレベル交流の実績（2021年度以降）、資料59（多国間共同訓練の参加など（2021年度以降））

### (5) 日韓GSOMIAについて

北朝鮮をめぐる情勢がさらに深刻化していることを踏まえ、北朝鮮の核・ミサイルに関する秘密情報の交換・共有のため、日韓の協力をさらに進めるべく、2016年11月、日韓秘密軍事情報保護協定（GSOMIA）を締結した。これにより、日韓政府間で共有される秘密軍事情報（General Security of Military Information Agreement）が適切に保護される枠組みが整備された。2019年8月には、韓国政府から、この協定を終了させる旨の書面による通告があったが、同年11月、韓国政府から、同通告の効力を停止する旨の通告があった。そして、2023年3月に、韓国政府から終了通告を撤回し、同協定が効力を有することを確認するとの正式通報があった。

## 5　カナダおよびニュージーランド

カナダおよびニュージーランドは、わが国と基本的価値を共有し、また、テロ対策や「瀬取り」対応などの非伝統的安全保障分野や国際平和協力活動を中心に、グローバルな安全保障上の共通課題に取り組むための中核を担っている。これらの国と防衛協力・交流を進展させることは、わが国がこうした課題に積極的に関与する基盤を提供するものであり、わが国とカナダ、ニュージーランドの双方にとって重要である。

参照　4節（同志国との訓練・演習など）、資料46（最近のカナダ、ニュージーランドとの防衛協力・交流の主要な実績（2021年度以降））、資料59（多国間共同訓練の参加など（2021年度以降））

### (1) カナダ

#### ア　カナダとの防衛協力・交流の意義

カナダは、G7に参加し、同じ太平洋国家であるとともに、基本的価値を共有する戦略的なパートナーである。2019年の防衛協力に関する共同声明や、日加ACSAの発効など、日加防衛当局間の関係は、ここ数年で飛躍的に深化してきた。

なお、カナダは2022年11月に「インド太平洋戦略」を発表し、FOIPへの支持のためインド太平洋地域に派遣する海軍艦艇を増加するなど、近年、同地域への関与を強めている。

参照　Ⅰ部3章9節3項4（カナダ）

#### イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

岸田内閣総理大臣（当時）は、2024年6月のG7プーリア・サミット、同年9月の国連総会の機会にトルドー・カナダ首相（当時）と日加首脳会談を行った。また、石破内閣総理大臣は、同年11月のG20リオデジャネイロ・サミットの機会に日加首脳会談を行った。会談では、中国を含むインド太平洋情勢について意見交換を行い、核・ミサイル活動および拉致問題を含む北朝鮮への対応において、引き続き日加で緊密に連携していくことで一致した。また「自由で開かれたインド太平洋に資する日加アクションプラン」（2022年発表）の着実な進展を歓迎した。



カナダ海軍司令官とギフトを交換する齋藤海幕長（2024年11月）

木原防衛大臣（当時）は、2024年6月および9月にブレア・カナダ国防大臣（当時）と会談を行った。会談では、日加共同訓練や北朝鮮による「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動における協力など、防衛協力が着実に深化していることを歓迎するとともに、両国は今後の共同訓練やNATOを通じた連携を含む防衛協力・交流について意見交換し、さらなる深化に向け、一層緊密に連携することで一致した。

2025年3月の日加外相会談では、情報保護協定が実質合意に至ったことを歓迎した。

### ウ　各軍種の取組

吉田統幕長は、2024年9月、インド太平洋参謀総長等会議（CHOD）に際し、カリニャン・カナダ参謀総長と懇談を行い、カナダ軍との連携は、インド太平洋地域の平和と安全に大いに寄与するものであるとして、FOIPの実現に向け、防衛協力・交流を一層強化することで一致した。

森下陸幕長は、同年6月、カナダを訪問し、ポール・カナダ陸軍司令官（当時）との懇談や部隊訪問を行った。懇談では、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持するため、両国陸軍種間の関係強化を進めていくことで一致した。陸自とカナダ陸軍は、2023年以来、日米共同指揮所演習「ヤマサクラ」へのカナダ陸軍のオブザーバー参加や空挺部隊間の交流など、近年関係を強化しており、多層的な交流を通じ、関係強化を推進している。

齋藤海幕長は、同年11月、訪日したトップシー・カナダ海軍司令官と懇談を行い、カナダ海軍艦艇がわが国周辺での活動を通じてFOIPの実現に貢献していることを踏まえ、両国の緊密な関係を一層深化することの重要性について一致した。

## (2) ニュージーランド

### ア　ニュージーランドとの防衛協力・交流の意義

ニュージーランドは、わが国と基本的価値を共有しており、戦略環境が厳しさを増すインド太平洋地域において、重要な戦略的協力パートナーである。防衛当局間においても、ハイレベル交流や共同訓練、部隊間交流などを活発に行っている。

2024年6月の日ニュージーランド首脳会談では、情報保護協定の交渉が実質合意に至ったことを歓迎するとともに海洋安全保障分野を含む二国間・多国間の活動や演習における更なる協力を行い、ACSAに関する議論を加速させることで一致した。

### イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年6月、木原防衛大臣（当時）は、シャングリラ会合において、コリンズ・ニュージーランド国防大臣と会談した。会談では、2023年6月に両国が署名した「太平洋島嶼国地域における海洋安全保障、人道支援・災害救援および気候変動における防衛協力に関する意図表明文書」に基づき、太平洋島嶼国地域における防衛協力・交流を一層推進することで一致した。

2024年11月、中谷防衛大臣は、ADMMプラスに際し、コリンズ国防大臣と会談を行い、ニュージーランドが、北朝鮮による「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動のための艦船派遣を初めて行ったこと、また、その機会を捉え、海自との間で初めての二国間共同訓練が行われたことを歓迎した。両国は、FOIPの実現に向け、インド太平洋地域の安全保障推進のため、防衛協力・交流を発展させていくことで一致した。

### ウ　各軍種の取組

吉田統幕長は、2024年9月、ハワイで開催されたインド太平洋参謀総長等会議（CHOD）に際し、デイヴィーズ・ニュージーランド国防軍司令官と懇談を行い、幕僚協議開催に至り、実務レベルにおける両国の防衛協力の進展を再確認するとともに、南西太平洋地域が抱える様々な課題の解決などに向け、防衛協力を推進することで一致した。

森下陸幕長は、同年9月、豪陸軍主催陸軍参謀長シンポジウム（CAS）に際し、キング・ニュージーランド陸軍本部長と今後の防衛協力に向けた懇談を行った。陸自は、ニュージーランド陸軍主催のトロピック・トワイライト演習へのオブザーバー参加など陸軍種の関係を強化している。

齋藤海幕長は、同年11月、テレビ会談にて、ゴルディング・ニュージーランド海軍本部長と懇談を行い、両国艦艇の相互訪問、部隊間・人的交流など、安全保障・防衛協力における関係強化をさらに推進することで一致した。

## 6　北欧・バルト諸国

### (1) スウェーデン

#### ア　スウェーデンとの防衛協力・交流の意義

スウェーデンとは、2022年12月には、北欧諸国で初となる防衛装備品・技術移転協定が締結されるなど、防衛協力・交流を進めている。また、近年、NATOとわが国の関係が強化されていることから、2024年にNATOへの新規加盟を果たしたスウェーデンとの防衛協力・交流の進展が見込まれる。

#### イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年7月、木原防衛大臣（当時）は、ストックホルムにおいてヨンソン・スウェーデン国防大臣と会談を行い、スウェーデンのNATO正式加盟に対し支持を表明するとともに、ハイレベルでの交流や防衛装備・技術協力、ウクライナ支援やNATOを通じた協力などを含む、さらなる防衛協力・交流を推進していくことで一致し、日スウェーデン関係の深化に向けて、引き続き緊密に連携することを確認した。

同年12月、石破内閣総理大臣は、訪日中のクリステション・スウェーデン首相と会談を行い、わが国とスウェーデンとの間の戦略的パートナーシップに関する共同声明を発出した。両国は、安全保障分野での協力について、防衛装備品・技術移転協定を踏まえ、両国間で防衛装備・技術協力を具体化していくことを確認した。

同月、中谷防衛大臣は、訪日中のヨンソン国防大臣と会談を行い、両大臣は、ハイレベルや実務者レベルでの交流や、防衛装備・技術協力、NATOを通じた協力などを含む、さらなる防衛協力・交流を推進していくことで一致した。

### (2) デンマーク

#### ア　デンマークとの防衛協力・交流の意義

デンマークは、基本的価値を共有する戦略的パートナーであり、ハイレベルの会談や研究交流などの防衛交流を積み重ねている。

#### イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2023年、岸田内閣総理大臣（当時）は、訪日したフレデリクセン・デンマーク首相と会談を行った。会談では、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障が不可分であることを認識したうえで、二国間および多国間の安全保障協力の一層の強化に向けて取り組むことで一致した。また、防衛当局間の協議の実施、海洋安全保障分野における協力の維持・発展について一致した。

#### ウ　各軍種の取組

吉田統幕長は、2024年9月、コペンハーゲンにおいて、ハイルドガード・デンマーク国防軍参謀総長と初の会談を行った。会談では、欧州・大西洋地域とインド太平洋地域の安全保障が不可分であり、両地域の課題に相互に関与していく必要があることを確認するとともに、両国のハイレベル・部隊間交流などさらなる連携強化で一致した。

### (3) ノルウェー

#### ア　ノルウェーとの防衛協力・交流の意義

ノルウェーは、わが国と長い友好の歴史を有する価値や原則を共有する戦略的パートナーであり、2023年に日本とノルウェーとの間の戦略的パートナーシップを表明している。わが国は、F-35A戦闘機に搭載するスタンド・オフ・ミサイルであるJSM（Joint Strike Missile）をノルウェーから取得している。

#### イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年9月、木原防衛大臣（当時）は、訪日中のグラム・ノルウェー国防大臣と会談を行い、英国空母打撃群の一員として、ノルウェーからフリゲート艦がインド太平洋地域に初めて派遣されることを歓迎した。また、両国は、日ノルウェー防衛装備・技術協力に関する覚書に署名し、防衛協力・交流のさらなる深化に向け、一層緊密に連携していくことで一致した。

### (4) フィンランド

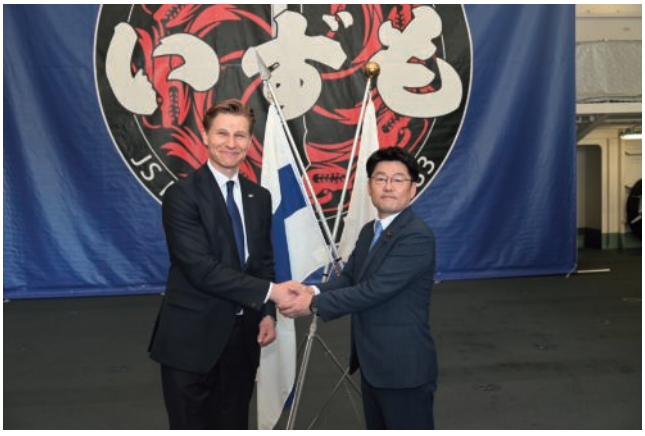
#### ア　フィンランドとの防衛協力・交流の意義

フィンランドは、価値や原則を共有する戦略的パートナーであり、2019年に日フィンランド防衛協力・交流に関する覚書に署名している。また、近年、NATOとわが国の関係が強化されていることから、2023年にNATOへ新規加盟を果たしたフィンランドとの防衛協力・交流の進展が見込まれる。

### イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年9月、木原防衛大臣（当時）は、訪日中のハッカネン・フィンランド国防大臣と会談行い、「日フィンランド防衛協力・交流の覚書」に基づき、様々な分野において、防衛協力・交流が発展していることを歓迎し、防衛装備移転および情報保護の枠組みの構築に向けた検討を進めるために協力していくことを確認した。また、ハッカネン国防大臣は、鬼木防衛副大臣（当時）とともに、横須賀に停泊中の護衛艦「いずも」を視察し、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分であるとの認識を共有した。

同年12月、石破内閣総理大臣は、訪日中のオルポ・フィンランド首相と会談を行い、安全保障分野での協力を促進することで一致し、防衛装備品・技術移転協定の交渉開始を歓迎した。




護衛艦「いずも」を視察するハッカネン・フィンランド国防大臣と鬼木防衛副大臣（当時）（2024年9月）

## (5) エストニア

### ア　エストニアとの防衛協力・交流の意義

エストニアは、基本的価値を共有するパートナーである。世界有数のIT立国として先進的な取組を行っており、防衛省・自衛隊との間でサイバー防衛分野における協力が進展している。また、国内にNATOサイバー防衛協力センター（CCDCOE）を擁するなど、日NATO協力の観点からも重要な役割を担っている。

これまで、在フィンランド防衛駐在官がエストニアを兼轄していたところ、2025年3月より、新たに防衛駐在官を派遣している。

### イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年4月、三宅防衛大臣政務官（当時）は、エストニア国防省を訪問し、ペフクル・エストニア国防大臣を表敬し、ウクライナ支援のための「ITコアリション」[13]を通じた連携を含む両国間の防衛協力・交流の推進や地域情勢などについて議論した。また、ヘレム・エストニア国防軍司令官と会談を行い、ウクライナ情勢を含む地域情勢について意見交換を行った。

2025年1月、中谷防衛大臣は、訪日中のペフクル国防大臣と会談し、ハイレベルや実務者レベルでの交流、サイバー分野における協力、防衛装備・技術協力、NATOを通じた協力などを含む、さらなる防衛協力・交流を推進していくことで一致した。

## (6) ラトビア

### ア　ラトビアとの防衛協力・交流の意義

ラトビアは、価値や原則を共有するパートナーである。欧州とインド太平洋の安全保障は不可分という認識が同志国間で広がるなか、FOIPの実現に向けた連携やEU、NATOなどを通じた協力が重要となってきている。

### イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年4月、三宅防衛大臣政務官（当時）は、ラトビア国防省を訪問し、スプルーズ・ラトビア国防大臣を表敬し、地域情勢や防衛協力・交流について意見交換を行い、引き続き緊密に連携していくことで一致した。

## (7) リトアニア

### ア　リトアニアとの防衛協力・交流の意義

リトアニアは、戦略的パートナーであり、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向け、連携を深めている。また、2023年10月、日リトアニア防衛協力・交流に関する覚書に署名した。

### イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年4月、三宅防衛大臣政務官（当時）は、トムクス・リトアニア国防副大臣（当時）と会談を行い、ウクライナ支援のための「地雷除去コアリション」[14]を通じた連携やサイバー分野における協力を含め、引き続き両国

13　エストニア共和国、ルクセンブルク大公国、ウクライナの3か国の主導により、2023年6月に立ち上げが表明されたIT支援のための多国間枠組み。
14　リトアニア共和国、アイスランドの2カ国の主導により、2023年6月に立ち上げが表明された地雷除去支援のための多国間枠組み。

の防衛協力・交流を推進していくことで一致した。また、メイルーナス・リトアニア外務副大臣（当時）とも会談し、両者は、地域情勢や二国間の協力・交流について意見交換を行った。

同年6月、木原防衛大臣（当時）は、シャングリラ会合に際し、カシュウナス・リトアニア国防大臣（当時）と会談を行い、2023年に締結された日リトアニア防衛協力・交流に関する覚書に基づき、両国の防衛協力・交流の強化を図るとともに、サイバー防衛協力やウクライナ支援を通じた連携について意見交換し、一層の関係深化に向けて、緊密に連携していくことで一致した。

2025年1月、吉田統幕長は、NATO参謀総長等会議に際し、ヴァイクシュノラス・リトアニア国防参謀長と初の懇談を行った。両者は、訓練・演習、サイバー分野での協力など、日リトアニア防衛協力の発展・深化について意見交換した。

同年2月、小林防衛大臣政務官は、ミュンヘン安全保障会議の際にシャカリエネ・リトアニア国防大臣を表敬し、ウクライナ支援のための地雷除去コアリションを通じた連携を含む日リトアニア防衛協力・交流について意見交換を行った。

参照　資料44（最近の欧州諸国との防衛協力・交流の主要な実績（2021年度以降））




シャカリエネ・リトアニア国防大臣へ表敬する小林防衛大臣政務官（2025年2月）

## 7　中東欧諸国

### (1) ウクライナ

#### ア　ウクライナとの防衛協力・交流の意義

ウクライナは、自由、民主主義、法の支配といった基本的価値を共有するパートナーである。同国との間では、2018年、日ウクライナ防衛協力・交流に関する覚書に署名したほか、日ウクライナ安全保障協議を開催した。

2022年2月に開始されたロシアによるウクライナ侵略は、ウクライナの主権および領土一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国連憲章を含む国際法の深刻な違反で

解説

### 防衛省によるウクライナ支援の実績

2022年以降、防衛省・自衛隊は、「今日のウクライナは明日の東アジアかもしれない」という認識の下、平和秩序を守り抜くため、国際社会と結束しつつ、これまで様々な支援を行ってきました。

侵略開始直後から、防弾チョッキ、防護マスク、防護衣、車両、小型ドローン、非常用糧食などの非殺傷の装備品などを速やかに提供してきました。2025年4月時点で、合計107台の自衛隊車両および約19万食の非常用糧食を提供し、現在も自衛隊車両の追加提供を行っているところです。

また、2022年5月上旬から6月末にかけて、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）からの要請を踏まえ、航空自衛隊のC-2輸送機などにより、UNHCRの倉庫があるドバイからウクライナ周辺国（ポーランドおよびルーマニア）まで、人道救援物資の空輸支援も行いました。

2023年6月以降には、自衛隊中央病院において、ロシアによる攻撃で足を失ったウクライナ負傷兵に対する義足の提供やリハビリを実施しています。これまで8名を受入れ、うち6名が既に退院し、ウクライナへ帰国しました。

さらに、他国と連携した支援も行っています。2022年以降、米国防総省が主催する多国間会議「ウクライナ防衛コンタクトグループ」へ出席し、各国とウクライナ支援に関する情報共有などを行うことで、連携を図っています。また、多国間の支援枠組である「地雷除去コアリション」、「ITコアリション」にも参加しており、今後、ウクライナ軍の能力向上を目的とした教育支援などを行う予定です。

あるとともに、国際秩序の根幹を揺るがすものであり、断じて認められない。こうした立場のもと、わが国は、国際社会と結束し、断固たる決意で対応に当たっている。

2024年6月、岸田内閣総理大臣（当時）は、イタリアにおいて、ゼレンスキー・ウクライナ大統領と首脳会談を行い、「日本国政府とウクライナとの間のウクライナへの支援及び協力に関するアコード」に署名した。また、同年11月、安保・防衛分野において独自の経験と知見を有するウクライナとの間で情報共有の拡大・促進を進めるため、駐ウクライナ日本国大使とウクライナ保安庁第一副長官との間で日ウクライナ情報保護協定の署名が行われた。



日ウクライナ防衛相会談（2024年10月）

### イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

ロシアによるウクライナ侵略後、ウクライナ政府から装備品などの提供要請を受け、2022年3月以降、防弾チョッキ、防護マスク、防護衣、車両、小型のドローン、非常用糧食など非殺傷の物資の提供を順次行っている。

2023年5月、G7広島サミットに際し行われた日ウクライナ首脳会談に基づき、同月、費用を原則日本側が負担するかたちで、下腿切断（膝から下の足が切断された状態）のウクライナ負傷兵2名を自衛隊中央病院に受け入れして以降、2025年3月現在で合計8名の負傷兵を受け入れてきた。また、2023年6月から、約3万食の非常用糧食および自衛隊車両（小型トラック、高機動車、資材運搬車）合計101台を追加提供し、2024年3月、予定された自衛隊車両の国外への発送を完了した。さらに、2025年2月に、自衛隊車両6台を追加発送し、同年4月に発送を完了した。

木原防衛大臣（当時）は、2024年4月のテレビ会談にて、また、同年6月のシャングリラ会合に際し、ウメロフ・ウクライナ国防大臣と会談した。会談では、ロシアによるウクライナ侵略を断固として非難するとともに、力による一方的な現状変更は断じて認められず、国際社会と結束して断固たる決意で対応する旨、述べた。

同年10月、中谷防衛大臣は、NATO国防相会合に際し、ウメロフ国防大臣と会談し、防衛省・自衛隊として、ウクライナへの自衛隊車両の追加提供を行うことを決定した旨伝えた。ウメロフ大臣から、防衛省・自衛隊による継続的な装備品の提供および負傷兵の受入れなどについて、改めて深い謝意が述べられた。

防衛省は、米国防省主催のウクライナ防衛コンタクトグループに定期的に参加し、ウクライナへの支援に関する情報共有など、参加国との連携を図っている。

参照　V部1章3節4項1（8）（ウクライナ）

## (2) チェコ

### ア　チェコとの防衛協力・交流の意義

チェコは、価値と原則を共有する戦略的パートナーである。2017年に中東欧諸国との間では初となる防衛協力・交流に関する覚書が署名された。また、国家防衛戦略では、チェコを含む中東欧諸国との連携を強化していくことが明記されている。

### イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年11月、石川防衛装備庁長官は、英国国際戦略研究所IISSが主催する第1回プラハ・ディフェンス・サミット[15]に参加し、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障の不可分性や防衛生産・技術基盤の強化に向けた同盟国・同志国との連携の重要性について言及した。

## (3) ポーランド

### ア　ポーランドとの防衛協力・交流の意義

ポーランドは、価値と原則を共有する戦略的パートナーである。同国との間では、戦略的パートナーシップに関する行動計画に基づき、政治・安全保障の分野を含めた協力が進められている。2022年には、日ポーラン

15 欧州・大西洋における防衛力向上について、技術革新や調達などの観点から議論する国際会議として、本年初めてプラハ（チェコ）で開催。欧州・大西洋地域を中心とする防衛・安全保障当局や企業幹部などが参加。

ド防衛協力・交流に関する覚書が署名された。また、国家防衛戦略では、ポーランドを含む中東欧諸国との連携を強化していくことが明記されている。

### イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年6月、木原防衛大臣（当時）は、訪日中のククワ・ポーランド参謀総長からの表敬を受け、ウクライナ支援の拠点として重要な役割を果たすポーランドの取組に敬意を表するとともに、ハイレベル交流の進展など、両国の連携強化を推進する旨述べた。また、2025年2月には、シコルスキ・ポーランド外務大臣とザレフスキ・ポーランド国防副大臣が中谷防衛大臣を表敬するとともに、同国防副大臣と本田防衛副大臣が日ポーランド防衛副大臣会談を行い、日ポーランド関係の一層の強化に向けて引き続き緊密に連携することを確認した。



ザレフスキ・ポーランド国防副大臣と会談する本田防衛副大臣
（2025年2月）

### ウ　各軍種の取組

吉田統幕長は、2024年6月、ククワ参謀総長を公式招待し、会談を行った。会談では、戦略環境認識や防衛政策などを共有し相互理解を促進するとともに、欧州とインド太平洋地域の安全保障は不可分であり、力による一方的な現状変更を断じて許さないという意思のもとで、両国間の連携を強化していくことで一致した。

## (4) ルーマニア

### ア　ルーマニアとの防衛協力・交流の意義

ルーマニアは、戦略的パートナーであり、ロシアによるウクライナ侵略など、厳しさを増す安全保障環境を受け、両国間における安全保障分野での対話を強化することとしている。

### イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年6月、三宅防衛大臣政務官（当時）は、ルーマニア・日本友好議員連盟訪問団一行による表敬を受け、両者は、地域情勢や防衛協力・交流について意見交換を行い、引き続き緊密に連携していくことで一致した。

同年10月、第3回日ルーマニア防衛当局間協議がブカレストで開催され、地域情勢や両国の防衛政策などについて意見交換を行った。

2025年2月、本田副大臣は、ティンカ・ルーマニア外務次官による表敬を受け、二国間の防衛協力・交流およびNATOを通じた協力について意見交換を行った。

参照　資料44（最近の欧州諸国との防衛協力・交流の主要な実績（2021年度以降））

# 8　東南アジア諸国（ASEAN諸国）

## (1) ASEAN諸国との防衛協力・交流の意義

ASEAN諸国は、高い経済成長を続けるなど、世界の「開かれた成長センター」としての高い潜在性を有している。また、わが国のシーレーンの要衝を占めるなど戦略的に重要な地域に位置し、わが国および地域全体の平和と繁栄の確保に重要な役割を果たしている。
Association of Southeast Asian Nations

こうしたASEAN諸国の重要性を踏まえれば、防衛省・自衛隊が、地域協力の要となるASEANの中心性・一体性・強靱性の強化を支援しつつ、ASEAN諸国それぞれとの間で防衛協力・交流を強化することは、FOIPの実現において大きな意義を有する。また、わが国にとって望ましい安全保障環境を創出することにもつながるものである。

わが国は、このような考えに基づき、ASEAN諸国との間でハイレベル・実務者レベル交流を通じ、信頼醸成や相互理解の促進を行っている。また、能力構築支援や共同訓練、防衛装備・技術協力などを推進している。さらに、二国間協力に加え、拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）やASEAN地域フォーラム（ARF）といった多国間の枠組みでの協力も行っている。
ASEAN Defence Ministers' Meeting Plus　ASEAN Regional Forum

わが国が2016年に日ASEAN防衛協力の指針として表明した「ビエンチャン・ビジョン」は、ASEAN全体への防衛協力の方向性について、透明性をもって重点分野の全体像を初めて示したものであった。また、2019年に開催された第5回日ASEAN防衛担当大臣会合において、河野防衛大臣（当時）は「ビエンチャン・ビジョン

2.0」を発表し、ASEAN各国の大臣から歓迎の意が示された。

2023年11月、インドネシアで行われた第8回日ASEAN防衛担当大臣会合において、木原防衛大臣（当時）は、ASEANが提唱する「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」とFOIPは、開放性、透明性、ルールに基づく枠組みなど本質的な原則を共有していることを確認するとともに、日ASEANの防衛協力を新たな段階に進めるため、「防衛協力強化のための日ASEAN大臣イニシアティヴ（JASMINE：ジャスミン）」を提示した。

ASEAN Outlook on the Indo-Pacific

Japan-ASEAN Ministerial Initiative for Enhanced Defense Cooperation

防衛省としては、こうした二国間・多国間の協力を今後も積極的に推進する考えである。

参照 3項（多国間安全保障協力の推進）、4項（能力構築支援への積極的かつ戦略的な取組）、4節（同志国との訓練・演習など）、資料47（最近のASEAN諸国との防衛協力・交流の主要な実績（2021年度以降））、資料53（最近の多国間ハイレベル交流の実績（2021年度以降）、資料57（ビエンチャン・ビジョン2.0）、資料58（防衛協力強化のための日ASEAN大臣イニシアティヴ（ジャスミン））、資料59（多国間共同訓練の参加など（2021年度以降））

## (2) インドネシア

### ア　インドネシアとの防衛協力・交流の意義

インドネシアは、ASEANでリーダーシップを発揮する域内の大国であり、わが国と基本的価値を原則共有する包括的・戦略的パートナーである。マラッカ海峡など海上交通の要衝に位置し、2015年の日インドネシア首脳会談において、海洋と民主主義に支えられた戦略的パートナーシップの強化で一致して以降、日インドネシア「2+2」を開催するなど、様々なレベルと分野で防衛協力・交流が活発に行われている。

2021年に防衛装備品・技術移転協定を締結するとともに、同年の「2+2」において、海洋監視・海上法執行の能力向上や漁業監視船供与などの海洋協力の強化、スールー・セレベス海周辺地域における協力強化で一致した。

### イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年4月、木原防衛大臣（当時）は、訪日中のプラボウォ・インドネシア国防大臣（当時）と会談を行い、共同訓練や拡大ASEAN国防相会議などを含む二国間および多国間の防衛協力・交流について意見交換を行い、引き続き強化していくことで一致した。

同年4月、防衛省は、インドネシア国防省語学教育訓練センターにおける日本語教育コースを強化するため、日本語講師を派遣し、11か月にわたり日本語教育の指導を行い、日本語教育と教授法の研修などを行った。同年7月、能力構築支援事業として同センター教官らを招へいした。

同年11月、石破内閣総理大臣は、APEC首脳会議に際し、プラボウォ・インドネシア大統領と懇談し、法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋の実現に向け、インドネシアとの連携を重視しており、防衛装備移転を始めとする安全保障協力を具体的に進めたい旨述べた。

2025年1月、中谷防衛大臣は、シャフリィ・インドネシア国防大臣と会談を行い、防衛装備・技術協力を含む両国の海洋安全保障に関する防衛実務者間の協議を立ち上げることで一致した。

同年1月、石破内閣総理大臣はインドネシアを訪問し、プラボウォ大統領と会談を行い、年内に「2+2」を開催することで一致するとともに、防衛実務者間の協議立ち上げおよびOSAによる高速警備艇の供与に関する交換公文署名を歓迎した。また、防衛大学校などへの留学生受入れや佐官級交流を通じた人的ネットワーク形成の重要性を確認した。

### ウ　各軍種の取組

森下陸幕長は、2024年9月、米・インドネシア軍などとの実動訓練「スーパー・ガルーダ・シールド」の視察に際し、マルリ・インドネシア陸軍参謀長と懇談を行い、陸軍種間で一層の関係強化を図っていくことで一致した。

陸自は、同年11月、HA/DR分野の能力構築支援事業として、災害対処にかかる方面隊実動演習「みちのくALERT（アラート）2024」にインドネシア軍関係者を招へいし、自衛隊と地方自治体の連携などについて同軍関係者の理解を深めた。

内倉空幕長は、同年12月、訪日したトニー・インドネシア空軍参謀長と会談を行い、日尼空軍種間の防衛協力・交流などに関する意見交換を行った。

### (3) カンボジア

#### ア　カンボジアとの防衛協力・交流の意義

カンボジアは、1992年にわが国として初めて国連PKOに自衛隊を派遣した国である。また、2013年から能力構築支援（Peacekeeping Operations）を開始するなど、両国間での防衛協力・交流は着実に進展している。

#### イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年8月、木原防衛大臣（当時）は、ティア・セイハー・カンボジア副首相兼国防大臣と会談を行い、両国関係が「包括的戦略的パートナーシップ」に格上げされたことを歓迎し、安全保障分野を含めて日カンボジアの協力関係がさらに強化されることへの期待を示した。

2025年4月、海自の艦艇が外国艦艇として初めて改修後のカンボジア・リアム港に寄港した。

#### ウ　各軍種の取組

森下陸幕長は、2024年7月の公式招待、8月フィジーで開催されたインド太平洋地域陸軍管理セミナー（Indo-Pacific Army Management Seminar）（IPAMS）のそれぞれにおいてマオ・ソパン・カンボジア陸軍司令官と懇談を行い、戦略環境認識を共有するとともに、今後の陸軍種間協力について意見交換した。

陸自は、同年12月から2025年2月にかけて、カンボジア王国軍に対し、PKO（施設）分野に関する能力構築支援事業を行った。

### (4) シンガポール

#### ア　シンガポールとの防衛協力・交流の意義

シンガポールは、2009年に東南アジア諸国の中で最初に、わが国との間で防衛交流に関する覚書（2022年改定）に署名した国である。以後、この覚書に基づき、各種協力関係が着実に進展しており、2023年には、防衛装備品・技術移転協定が発効した。

#### イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年6月、木原防衛大臣（当時）は、シャングリラ会合に際し、ウン・シンガポール国防大臣と会談を行い、二国間防衛協力に加え、シンガポールが同年夏頃から2027年までASEANの対日調整国を担うことも踏まえ、日ASEANとの防衛協力の強化について議論し、防衛協力・交流を強化していくことで一致した。

#### ウ　各軍種の取組

吉田統幕長は、2024年9月、インド太平洋参謀総長等会議（CHOD）に際し、ベン・シンガポール国軍司令官と懇談を行い、同年2月の第9回幕僚協議で合意された「デジタル分野を中心とした協力」を引き続き深化させていくことで一致した。

森下陸幕長は、同年10月、公式招待したネオ・シンガポール陸軍司令官（当時）と懇談を行い、戦略環境認識を共有するとともに、今後の陸軍種間協力について意見交換した。

### (5) タイ

タイとの間では、早くから防衛駐在官の派遣や防衛当局間協議を開始するなど、伝統的に良好な関係のもと、長きにわたる防衛協力・交流の歴史を有している。また、防衛大学校において、1958年に初めて外国人留学生として受け入れたのがタイ人学生であり、その累計受入れ数も最多となっている。

2022年5月、防衛装備品・技術移転協定が発効するとともに、同年11月、両国の関係を包括的戦略的パートナーシップに格上げし、両国の安全保障協力深化に向けた協議を加速させている。

#### イ　各軍種の取組

吉田統幕長は、2024年9月、インド太平洋参謀総長等会議（CHOD）に際し、ティティチャイ・タイ統合参謀長と懇談を行い、両者は同年2月から3月にかけて行われた多国間共同訓練「コブラ・ゴールド24」や、同年4月に行われた護衛艦「むらさめ」のタイへの寄港・親善訓練の実施などに触れ、今後さらに両国の連携を強化していくことで一致した。

森下陸幕長は、同年5月、ハワイで開催された太平洋地上軍シンポジウム（LANPAC）2024に際して、チャルーンチャイ・タイ陸軍司令官（当時）と懇談を行い、引き続き、陸軍種間で関係を強化していくことで一致した。

### (6) フィリピン

#### ア　フィリピンとの防衛協力・交流の意義

フィリピンは、南シナ海やルソン海峡といったわが国にとって重要なシーレーンに面しており、フィリピンとの連携および同国の沿岸監視能力や海洋状況把握（Maritime Domain Awareness）（MDA）能力の強化は、これらのシーレーンの安全を確

保するうえで重要である。米国の同盟国でもあるフィリピンとの間では、ハイレベル交流のほか、艦艇の訪問や防衛当局間協議をはじめとする実務者交流、軍種間交流が頻繁に行われている。

2016年の防衛装備品・技術移転協定の発効以降、中古装備品の無償譲渡や警戒管制レーダーの移転などの防衛装備・技術協力や政府安全保障能力強化支援[16] (OSA) Official Security Assistance に基づく協力が進展している。

2022年には、日比間で初めてとなる「2+2」を行い、相互訪問や後方支援分野における物品・役務の相互提供を円滑にするための枠組みについて、検討を開始することで一致した。また、2023年2月には、「防衛省とフィリピン国防省との間のフィリピンにおける自衛隊の人道支援・災害救援活動に関する取決め[17]」が署名されたほか、同年11月にはRAAの交渉の開始が決定され、2024年7月に署名されるなど、両国の安全保障協力は着実に深化している。

### イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年4月、岸田内閣総理大臣（当時）は、米国において日米比首脳会談を行い、3か国の首脳は、防衛当局間協議や共同訓練などを通じた安全保障・防衛協力を引き続き強化していくことで一致した。

2024年7月、木原防衛大臣（当時）および上川外務大臣（当時）は、テオドロ国防大臣およびマナロ・フィリピン外務大臣と、マニラにおいて第2回日・フィリピン外務・防衛閣僚会合（「2＋2」）を行った。両国は、東シナ海・南シナ海情勢について、力又は威圧による一方的な現状変更の試みへの強い反対を表明した。特に、最近のセカンド・トーマス礁における危険な活動を始め、地域の緊張を高める行為に対する深刻な懸念を共有し、国連海洋法条約を始めとする国際法の遵守を求めていくとともに、北朝鮮をめぐる最新の情勢について意見交換し、引き続き連携していくことで一致した。加えて、この際に署名した日比RAAを新たな基盤とした両国の部隊間の交流や協力、防衛装備・技術協力やOSAを含む能力構築における協力の継続・強化、経済安全保障やサイバーセキュリティ、海洋、WPSの視点も踏まえたミンダナオ和平支援といった分野における協力の継続・強化について確認し、日米比および日米豪比を含む同盟国・同志国との重層的な協力を構築していくことを確認した。

同年11月、中谷防衛大臣は、ADMMプラスに際し、テオドロ国防大臣と会談を行ったほか、初となる日米豪比韓5か国による防衛相会談を行い、5か国の間で国際法と主権が尊重され、自由で開かれ安全で繁栄したインド太平洋というビジョンを進めるための共通のコミットメントを再確認した。2024年4月以降、日米豪比は南シナ海において**海上協同活動**としての共同訓練を実施するなど、日米豪比の防衛協力の実効性および相互運用性の強化を進めており、同年9月にはニュージーランドも同活動に参加した。今後も同盟国・同志国などとの間で緊密に連携し、こうした取組を継続していく。

さらに、同年12月には、2023年度に続く2年連続のOSA案件として、移転した警戒管制レーダーの関連機材や沿岸監視レーダーシステム等の供与に関する交換公文の署名が行われた。



日比「2+2」（2024年7月）

**KEY WORD　海上協同活動（MCA）** Maritime Cooperative Activity

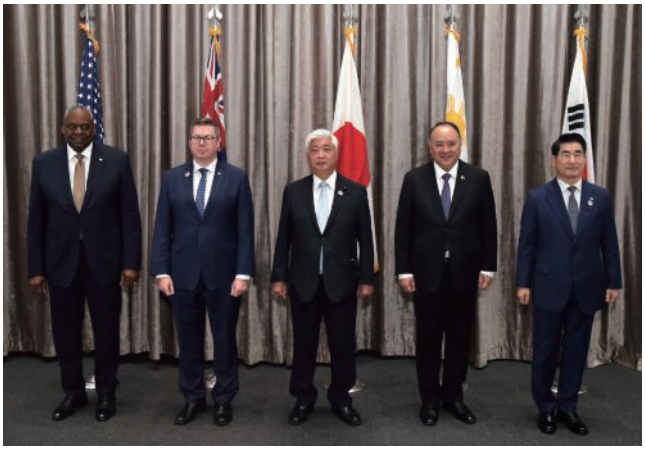
航行の自由や上空飛行の自由を支持し、海洋法上の権利を尊重する同盟国・同志国が協同し、FOIPの実現に向けた地域的と国際的な協力を強化するための取組。
これまで、自衛隊は米国、オーストラリア、フィリピンなどとの間で、南シナ海において共同訓練を行っている。

16　2023年に創設された、資機材供与やインフラ整備などを通じて、同志国の安全保障上の能力や抑止力の強化に貢献することにより、わが国との安全保障協力関係の強化、わが国にとって望ましい安全保障環境の創出および国際的な平和と安全の維持・強化に寄与することを目的とする、軍などが裨益者となる新たな無償による資金協力の枠組み。
17　自衛隊がHA/DRに関連する活動のためにフィリピンを訪問する際の手続を簡素化するもの。

2025年2月、中谷防衛大臣は、フィリピンを訪問しテオドロ国防大臣と会談を行い、共同訓練や部隊間協力を今後より一層活発化させ、二国間協力を高みに引き上げるため、運用面の戦略的連携について協議するハイレベルの枠組みを新設することで一致した。また、軍事情報保護のあり方について防衛当局間で議論を開始することや、幅広く長期的な防衛装備・技術協力について協議するための防衛装備当局間のハイレベルの枠組みの新設、フィリピンへの官民ミッションの派遣について一致した。

2025年4月、石破内閣総理大臣はフィリピンを訪問し、マルコス・フィリピン大統領と会談を行い、ACSAの締結に向けた交渉を開始することで一致した。また、両首脳は情報保護協定の早期締結の重要性を確認し、政府間での議論を行っていくことで一致した。

参照　V部1章3節4項1（9）（ASEAN諸国）



日米豪比韓防衛相会談（2024年11月）

### ウ　各軍種の取組

吉田統幕長は、2024年6月、同月に生起した中国海警局とフィリピン軍との事案を受けて、ブラウナー・フィリピン参謀総長とテレビ会談を行い、南シナ海における威圧的な行動に反対するフィリピンの立場への賛同を改めて伝え、法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋を実現するため、米豪などの同盟国・同志国とも連携し、協力を進めていくことで一致した。同年9月、インド太平洋参謀総長等会議（CHOD）に際し、パパロ米インド太平洋軍司令官およびジョンストン豪国防軍司令官を交えて日米豪比4者会談を行った。会談では、インド太平洋地域を中心とした戦略環境について認識を共有するとともに、同年4度目となった日米豪比会談で、4者は4か国協力が着実に深化していることを再確認した上で、継続的に行っている海上協同活動に続き、様々な機会を通じ日米豪比4か国の連携を強化していくことで一致した。さらに、2024年12月と2025年2月に、それぞれブラウナー参謀総長とテレビ会談を行い、南シナ海をめぐる問題などの認識を共有した。

森下陸幕長は、2024年9月、フィリピンを公式訪問し、ガリード・フィリピン陸軍司令官およびロハス・フィリピン海兵隊司令官と懇談を行い、同年7月の日比「2+2」を受けて、陸軍種間で一層の関係強化を図っていくことで一致した。また、同年12月、ランド・フォーシーズ・サミット（LFS）を主催し、ガリード陸軍司令官およびロハス海兵隊司令官を招待し、インド太平洋地域における同盟国・同志国との多国間連携の重要性について確認した。

陸自は、同年9月に、HA/DR分野の能力構築支援事業として、フィリピン陸軍に対し地震発生時の対処方法についての知見を共有するとともに、人命救助機材の使用要領について技術指導・助言を行った。

齋藤海幕長は、同年11月、エスペレタ・フィリピン海軍司令官とテレビ会談を行い、日比は強固なつながりを構築する重要なパートナーであり、FOIPの実現に向け、より一層強力関係を発展させていくことで一致した。また、2025年3月、フィリピンを公式訪問し、「海上自衛隊とフィリピン海軍との戦略的パートナーシップ強化に関する意図表明文書」に署名した。

海自は、2025年3月、艦船整備分野の能力構築支援事業として、フィリピン海軍に対し、艦船のエンジン整備に関する知見を共有した。

内倉空幕長は、2024年11月、フィリピンを公式訪問し、パレーニョ・フィリピン空軍司令官（当時）らと会談し、情勢認識や空軍種間の防衛協力・交流などについて意見交換を行った。2025年1月、新たに就任したコーデュラ・フィリピン空軍司令官とテレビ会談を行い、わが国からフィリピンに移転された警戒管制レーダーに関する協力や共同訓練を含めた連携強化について認識共有を図った。

空自は、2024年9月から10月にかけて、航空医学分野の能力構築支援事業として、フィリピン空軍に対し、機動衛生ユニットや航空生理訓練に関する研修や意見交換を行い、知見を共有した。

### (7) ブルネイ

#### ア　ブルネイとの防衛協力・交流の意義

ブルネイとの間では、2023年に防衛協力・交流覚書に署名しており、ハイレベルを含む各種交流や艦艇などの寄港（航）、共同訓練などのプログラムを通じ、両国防衛当局間の関係を一層強化していくことに合意している。

#### イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年11月、中谷防衛大臣は、ADMMプラスに際し、ハルビ・ブルネイ首相府大臣兼第2国防大臣と会談を行い、同年が日ブルネイ外交関係樹立40周年であるとともに、自衛隊の艦艇・航空機による寄港・寄航や親善訓練など、署名された防衛交流覚書に基づき防衛協力・交流が行われていることを歓迎した。両国は、二国間防衛協力・交流に加えて、ADMMプラスの枠組みを含む多国間での防衛協力・交流を引き続き強化していくことで一致した。

### (8) ベトナム

#### ア　ベトナムとの防衛協力・交流の意義

南シナ海の沿岸国であるベトナムとの間では、防衛当局間の協力・交流が進展している。2021年の防衛相会談を契機に、日越二国間だけではなく、地域や国際社会の平和と安定により積極的に貢献するための「新たな段階に入った日越防衛協力」のもと、ハイレベル交流などを推進している。2023年11月には、両国の関係を、アジアと世界における平和と繁栄のための包括的戦略的パートナーシップに発展することとし、安全保障分野では、防衛装備移転に向けた手続を着実に進めることの重要性やOSAについて議論することで一致するなど、防衛協力・交流をさらに拡大している。

#### イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年8月、木原防衛大臣（当時）は、ベトナムを訪問し、ザン・ベトナム国防大臣と会談を行い、両国は、「包括的戦略的パートナーシップ」に格上げされた二国間関係のもと、ハイレベル交流、防衛装備・技術協力、能力構築支援や教育交流をはじめ、今後さらに両国の防衛協力・交流が幅広い分野において進展することへの期待を示した。また、日越防衛装備品・技術移転協定に基づく初の防衛装備品の移転として、中古資材運搬車の譲渡にかかる細目取極および防衛当局間取決めの署名に至ったことを歓迎し、二国間・多国間の防衛協力・交流を引き続き強化していくことで一致した。同年12月、中古資材運搬車の譲渡が実現した。

2025年4月、石破内閣総理大臣はベトナムを訪問し、チン・ベトナム首相と会談を行った。会談では、両国の安全保障協力進展を歓迎するとともに、戦略的意思疎通の強化のため、外務・防衛次官級協議（次官級「2+2」）を創設することで一致した。

#### ウ　各軍種の取組

陸自は、2024年9月から10月にかけて、ベトナム軍関係者をわが国に招へいし、譲渡のための中古資材運搬車の操縦および整備に関する教育を行った。

海自は、同年5月、ベトナム人民海軍に対し、水中不発弾処分に関する能力構築支援事業を行った。

空自は、同年11月、ベトナム防空・空軍をわが国に招へいし、航空救難分野に関する能力構築支援事業を行った。



航空救難訓練を研修するベトナム防空・空軍（2024年11月）

### (9) マレーシア

#### ア　マレーシアとの防衛協力・交流の意義

マレーシアは、マラッカ海峡および南シナ海という海上交通の要衝に位置する。マレーシアとの間では、2018年に防衛協力・交流に関する覚書に署名したほか、防衛装備品・技術移転協定を締結した。2023年12月には、両国の関係を包括的・戦略的パートナーシップに格上げし、両国の安全保障協力をさらに推進することとしている。

#### イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年11月、石破内閣総理大臣は、APEC首脳会議

に際し、アンワル・マレーシア首相と首脳会談を行った。会談では、両国の安全保障分野が拡大していることを歓迎するとともに、両国の協力をさらに強化することで一致した。

2025年1月、石破内閣総理大臣は初めての二国間訪問でマレーシアを訪問し、アンワル首相と会談を行い、外務・防衛戦略対話の開催や海軍種間の共同訓練開始を歓迎するとともに、今後もこのような協力を一層促進することで一致した。また、石破内閣総理大臣から、救助艇含む警戒監視用機材の供与といったOSAを着実に進展させる旨述べ、アンワル首相から謝意が示された。

#### ウ　各軍種の取組

吉田統幕長は、2024年9月、インド太平洋参謀総長等会議（CHOD）に際し、ラーマン・マレーシア国軍司令官と懇談を行い、戦略環境認識を共有するとともに、マレーシア軍と自衛隊の連携をより一層強化していくことで一致した。

森下陸幕長は、同年5月、太平洋地上軍シンポジウム（LANPAC）2024において、ムハンマド・マレーシア陸軍司令官と懇談を行い、HA/DR分野の交流などを通じて関係を強化させており、引き続き、関係を発展させていくことで一致した。

陸自は、同年11月、HA/DR分野の能力構築支援事業として、災害対処にかかる方面隊実動演習「みちのくALERT（アラート）2024」にマレーシア軍関係者を招へいし、自衛隊と地方自治体の連携などについて同軍関係者の理解を深めた。

### (10) ミャンマー

2021年に発生した国軍によるクーデターを受け、同年、わが国は米国を含む12か国の参謀長などとの連名により、国軍や関連する治安機関による民間人への軍事力の行使を非難し、国軍に対して暴力を停止するよう求める声明を発出した。

### (11) ラオス

#### ア　ラオスとの防衛協力・交流の意義

ラオスとの間では、2019年に防衛協力・交流に関する覚書に署名しており、HA/DR分野をはじめ幅広い分野で防衛協力・交流を進めていくこととしている。

#### イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年11月、中谷防衛大臣は、ラオスで開催されたADMMプラスに際し、チャンサモーン・ラオス副首相兼国防大臣（当時）と会談を行い、ハイレベル交流や能力構築支援などを含む二国間・多国間の防衛協力・交流について意見交換を行い、防衛協力・交流を引き続き強化していくことで一致した。

## 9　モンゴル

### (1) モンゴルとの防衛協力・交流の意義

モンゴルとの関係は、2022年に平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップに格上げされており、防衛協力・交流についても幅広い分野で進展している。

### (2) 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年5月、鬼木防衛副大臣（当時）はモンゴルを訪問し、バヤルマグナイ・モンゴル国防副大臣と会談を行い、同年2月に日モンゴル防衛大臣間で署名し改訂された、新たな「日モンゴル防衛協力・交流に関する覚書」に基づき、日モンゴル間の防衛協力・交流を一層推進していくことで一致した。

同年9月、岸田内閣総理大臣（当時）は、第79回国連総会出席のためニューヨークの訪問に際し、フレルスフ・モンゴル大統領と会談を行い、2022年の「共同声明」で打ち出した、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化などの原則が益々重要性を増していることを再確認するとともに、「日本とモンゴルの行動計画（2022年～2031年）」[18]の方向性のもと、今後も具体的な協力を着実に進めたい旨述べ、両首脳は、防衛装備品・技術移転協定の締結交渉が実質合意に至ったことを歓迎し早期署名を目指すことで一致した。同年12月、同協定が署名され、2025年1月に発効した。

### (3) 各軍種の取組

吉田統幕長は、2024年8月、モンゴルを公式訪問し、

18　2022年11月に発表された「日本国とモンゴル国との間の平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ設立に関する共同声明」のもとで、普遍的価値を共有する日本とモンゴルは、あらゆる分野における「人」を基盤とした関係と協力を強化するとともに、世界的な課題に取り組み、貢献していくための計画。

ガンビャンバ・モンゴル参謀総長と会談を行うとともに多国間訓練「カーン・クエスト24」を視察した。会談では、両国の戦略環境認識や防衛政策などを共有するとともに相互理解を促進し、今後の日モンゴル防衛協力の方向性について認識を共有した。

陸自は、同年5月、施設分野の能力構築支援事業として、モンゴル軍工兵部隊に対し、PKO派遣に必要な道路構築分野についての助言や指導を行った。同月、HA/DR分野の能力構築支援事業として、モンゴル軍中央病院に対し、同国非常事態庁を含む関係機関などと連携した災害時の大量傷者受入訓練（MCRE：Mass Casuality Response Exercise）における助言、指導を行った。同年7月には、モンゴル軍中央病院医官などを招へいし、自衛隊中央病院が行う大量傷者受入訓練の研修などにより知見を共有した。

内倉空幕長は、同年5月および9月、ガンバト・モンゴル空軍司令官（当時）と、2025年3月には、ムンフイレードゥイ空軍司令官とテレビ会談を行い、共同訓練や能力構築支援についての意見交換を通じて、今後の方向性などに関して認識を共有した。

空自は、同年12月、モンゴル空軍をわが国に招へいし、航空管制に関する能力構築支援事業を行った。

## 10　その他アジア諸国

陸自は、2025年1月、衛生分野の能力構築支援事業として、カザフスタン陸軍に対し、自衛隊中央病院における救命率向上のためのダメージコントロール手術の訓練に関する講義や実習を行った。

参照　資料48（最近のアジア諸国との防衛協力・交流の主要な実績（2021年度以降））、資料59（多国間共同訓練の参加など（2021年度以降））

## 11　太平洋島嶼国

### (1) 太平洋島嶼国との防衛協力・交流の意義

太平洋島嶼国は、法の支配に基づく自由で開かれた持続可能な海洋秩序の重要性についての認識を、海洋国家であるわが国と共有するとともに、わが国と歴史的にも深い関係を持つ重要な国々である。また、わが国とオーストラリアを結ぶシーレーン、インド洋から南シナ海を抜け太平洋に至るシーレーンが交わる戦略的要衝に位置する。

わが国は、太平洋島嶼国との間で定期的に太平洋・島サミット（PALM：Pacific Islands Leaders Meeting）を開催している。

防衛当局間では、2024年3月には2021年以来2回目となる日・太平洋島嶼国国防大臣会合（JPIDD：Japan Pacific Islands Defense Dialogue）を主催して「太平洋島嶼国地域における一体となった安全保障の取組のための協力コンセプト」を提示するなど、防衛協力・交流を推進しており、国家防衛戦略では、重要なパートナーとして、同盟国・同志国などとも連携し、沿岸警備隊など軍隊以外の組織も含め、能力構築支援などの協力に取り組むこととした。

### (2) 各軍種の取組

防衛省は、2024年4月および2025年1月から2月にかけて、トンガ海軍に対し、船外機の維持整備に関する能力構築支援事業を行った。2024年6月、護衛艦「いずも」艦上において、各国海軍士官などに対し、海洋安全保障に関する乗艦協力プログラムを行い、海洋に関する国際法を含む各種セミナー、各種訓練の見学、各国参加者による海洋安全保障に関する発表などを行い相互理解の促進を図った。

吉田統幕長は、同年9月、インド太平洋参謀総長等会議（CHOD）に際し、カロニワイ・フィジー国軍司令官と懇談を行い、同年の護衛艦「のしろ」のスバ寄港による日フィジー防衛交流の一層の深化を再確認するとともに、気候変動や海洋安全保障といった問題に加え、WPSの取組や教育交流の分野について意見交換した。また、CHODと連接して開催された南太平洋参謀総長等会議へオブザーバー参加し、海洋安全保障や気候変動による影響といった域内の幅広い安全保障上の課題について意見交換した。

森下陸幕長は、同年8月、インド太平洋地域陸軍管理セミナー（IPAMS）に際し、コブニサカ・フィジー陸軍司令官と懇談を行い、引き続き衛生分野での協力を継続するとともに、多国間の枠組みも活用して陸軍種間の連携を強化していくことで一致した。また、ツポウ・トンガ陸上部隊指揮官と懇談を行い、HA/DR分野などの交流を推進することで一致した。

陸自は、同年8月および9月から11月にかけて、パプアニューギニア国防軍軍楽隊に対し、部隊派遣・招へいのそれぞれにより、軍楽隊育成に関する能力構築支援事業を行った。また、同年11月、HA/DR分野の能力構築支援事業として、パプアニューギニア国防軍工兵大隊に対し、施設機械の構造機能などに関する実習を行った。

加えて、2025年2月、フィジー軍に対し、野外衛生訓練に関する能力構築支援事業を行うとともに、同月、不発弾処理分野の能力構築支援事業として、ソロモン国家警察に対し砲弾の回収・処理および安全確保の教育を行った。

内倉空幕長は、2024年6月、パプアニューギニアを訪問し、ポレワラ・パプアニューギニア国防軍司令官などを表敬して、わが国および太平洋島嶼国を巡る安全保障環境について意見交換した。また、同じくパラオを訪問しウィップス・パラオ大統領などを表敬して、今後も空自機の寄航、HA/DRなど、様々な分野で協力していくことを確認した。

参照 3項（多国間安全保障協力の推進）、4項（能力構築支援への積極的かつ戦略的な取組）、6項（海洋安全保障の確保）、4節（同志国との訓練・演習など）、資料49（最近の太平洋島嶼国との防衛協力・交流の主要な実績（2021年度以降））、資料59（多国間共同訓練の参加など（2021年度以降））

## 12　インド洋沿岸国・中東諸国

### (1) インド洋沿岸国・中東諸国との防衛協力・交流の意義

インド洋沿岸・中東地域の平和と安定は、シーレーンの安定的利用やエネルギー・経済の観点から、わが国を含む国際社会の平和と繁栄にとって極めて重要であり、防衛省・自衛隊としても、同地域の国と協力関係の構築・強化を図るため、ハイレベル交流や部隊間交流を進めてきている。

参照 資料50（最近のインド洋沿岸国・中東諸国との防衛協力・交流の主要な実績（2021年度以降））、資料59（多国間共同訓練の参加など（2021年度以降））

### (2) スリランカ

#### ア　スリランカとの防衛協力・交流の意義

スリランカは、インド洋のシーレーン上の要衝に位置する重要国であり、近年、同国との防衛協力・交流を強化している。

#### イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2025年5月、中谷防衛大臣はスリランカを訪問し、アマラスーリヤ首相への表敬とジャヤセーカラ国防副大臣との会談を行った。首相表敬では、両国が包括的パートナーとして更に緊密に協力するとともに、防衛面での協力と連携を強化することで一致した。また、国防副大臣との会談では、両国の防衛協力をより活発化させるため、陸海空の全軍種における協力と連携を深化させるとともに、将来の国防を担う人材の交流など、重層的な人的交流を新たに行うことを確認した。

#### ウ　各軍種の取組

派遣海賊対処行動水上部隊は、2024年6月および同年11月にコロンボに寄港し、スリランカ海軍と親善訓練、交流行事を行った。

空自は、2025年2月、スリランカ空軍に対し、航空救難分野に関する能力構築支援事業を行った。

### (3) パキスタン

パキスタンは、南アジア、中東、中央アジアの連接点に位置し、わが国にとって重要なシーレーンにも面しているなど、インド太平洋地域の安定にとって重要な国家である。また、同国は、伝統的にわが国と友好的な関係を有する親日国でもあり、そのような観点から、同国との防衛協力・交流を推進している。

### (4) バングラデシュ

#### ア　バングラデシュとの防衛協力・交流の意義

バングラデシュは、南アジア、東南アジアの連接点に位置し、わが国にとって重要なシーレーンにも面しているなど、インド太平洋地域の安定にとって重要な国家である。2023年、両国の関係を戦略的パートナーシップに格上げするとともに、防衛協力・交流覚書に署名し、防衛装備品・技術移転協定の交渉を開始するなど、安全保障協力を一層強化することとしている。

#### イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2023年、岸田内閣総理大臣（当時）は、ハシナ・バングラデシュ首相（当時）と首脳会談を行った。会談では、FOIPの実現に向けての両国のコミットメントを再確認するとともに、艦艇、航空機による相互訪問、部隊間交流、親善訓練などを引き続き促進することで一致した。また、OSAに基づく協力、防衛装備品・技術移転協定の交渉開始に歓迎の意を表すとともに、防衛当局間の対話を強化することで一致した。さらに、同年11月には、

OSAに関する交換公文の署名が行われた。

### (5) モルディブ

#### ア　モルディブとの防衛協力・交流の意義

モルディブは、インド洋上の戦略的要衝に位置し、わが国にとって重要なシーレーンにも面しているなど、インド太平洋地域の安定にとって重要な国家である。過去20年以上にわたり、国連PKOや海賊対処部隊への物資輸送の中継地として空自輸送機などが寄航するとともに、派遣海賊対処行動水上部隊、同航空隊などの進出・帰投時における重要な補給地点でもある。同国とは、海洋安全保障分野などにおける防衛当局間の交流を推進することとしている。

#### イ　各軍種の取組

吉田統幕長は、2024年9月、インド太平洋参謀総長等会議（CHOD）に際し、ヒルミー・モルディブ国防軍司令官と懇談を行い、海賊対処行動などにおけるモルディブ（マレ）への自衛隊による寄港・寄航の受け入れと、モルディブ軍の多大なる支援について、自衛隊を代表し謝意を表明した。

### (6) アラブ首長国連邦

アラブ首長国連邦（UAE）との間では、2018年に防衛交流に関する覚書が署名された。これ以降、防衛大臣や統幕長などによるハイレベル交流や防衛当局間協議の定期開催、空軍種間協力などを通じて、二国間防衛協力・交流を深化し続けている。

2024年1月には、中東地域の国との間では初めてとなる防衛装備品・技術移転協定が発効した。

### (7) イスラエル

イスラエルとは、2022年に行った日イスラエル防衛相会談の際に、防衛協力・交流に関する覚書の改訂版に署名し、防衛装備・技術協力や軍種間協力を含む両国間の防衛協力・交流を引き続き強化していくことで一致している。

### (8) イラン

イランとの間では、防衛大臣などのハイレベル交流の機会を通じ、中東地域における日本関係船舶の安全確保を目的とした自衛隊による情報収集活動の延長などについて説明するとともに、防衛当局間の意思疎通を継続していくことで一致している。

### (9) エジプト

エジプトとの間では、防衛副大臣などのエジプト訪問を含むハイレベル交流を通じて、PKOを含む分野における二国間防衛協力・交流の推進の重要性について確認している。

### (10) オマーン

オマーンとの間では、2019年に防衛協力に関する覚書が署名された。ハイレベル交流のほか、海自艦艇の寄港・訓練を含む海軍種間協力を継続している。

齋藤海幕長は、2025年2月、訪日中のラヒビ・オマーン海軍司令官と懇談を行い、アデン湾における海賊対処行動などを通じた海上交通路の平和と安定的利用について、両国で連携していくことを確認した。

### (11) カタール

カタールとの間では、2015年に防衛交流に関する覚書が署名された。2023年、両国間の関係が「戦略的パートナーシップ」に格上げされ防衛当局間協議を含め安全保障分野での協力をさらに深めていくとされている。

2024年6月、木原防衛大臣（当時）は、シャングリラ会合に際し、アティーヤ・カタール副首相兼防衛担当国務大臣と会談を行い、防衛当局間のコミュニケーションを今後一層緊密に行うことを通じて、両国間の防衛協力・交流をさらに強化していくことで一致した。

2024年11月、派遣海賊対処行動水上部隊は、ドーハに寄港し、カタール海軍と親善訓練を行った。

### (12) サウジアラビア

サウジアラビアとの間では、2016年に防衛交流に関する覚書が署名された。コロナ禍においても防衛相電話会談を行ったほか、2023年にはハーリド・サウジアラビア国防大臣が訪日し、防衛相会談を行うなど、防衛協力・交流を継続的に深化させてきている。

### (13) トルコ

トルコとの間では、2012年に防衛協力・交流の意図表明文書が署名された。

森下陸幕長は、2024年11月、バイラクタルオール・


トルコ陸軍より儀じょうを受ける森下陸幕長（2025年1月）


令和6年度自衛隊音楽まつりに参加するヨルダン軍楽隊（2024年11月）

トルコ陸軍司令官とテレビ会談を行い、日トルコ外交関係樹立100周年を迎える両国の友好関係強化のため、陸軍種間でも協力を発展させることで一致した。また、2025年1月、トルコを公式訪問し、懇談を行い両国の戦略環境認識について意見交換した。

### (14) バーレーン

バーレーンとの間では、2012年に防衛交流に関する覚書が署名され、ハイレベル交流などを行ってきたところ、2023年に同覚書を改定し、両国の防衛協力・交流を一層推進することとしている。

派遣海賊対処行動水上部隊は、2024年7月、ミナサルマンに寄港し、バーレーン王国海軍と親善訓練を行った。

### (15) ヨルダン

ヨルダンとの間では、2016年に防衛交流に関する覚書が署名され、外務・防衛当局間協議を継続的に開催している。

2024年11月、中谷防衛大臣は、訪日中のフネイティ・ヨルダン統合参謀本部議長の表敬を受け、日ヨルダン外交関係樹立70周年などを迎える記念すべき年であることに触れつつ、自衛隊による中東における在外邦人等輸送に対するヨルダンからの支援に謝意を表明し、戦略的パートナーである日ヨルダンの防衛協力・交流を一層促進していくことで一致した。

同月、吉田統幕長は公式訪問したフネイティ統合参謀本部議長と会談を行うとともに、ヨルダン軍楽隊がゲスト出演する令和6年度自衛隊音楽まつりを共に鑑賞した。会談では、同年10月の在レバノン共和国邦人等輸送任務に際して、同国マルカ国際空港への自衛隊根拠地設置の受入れなど、ヨルダンから多大なる支援を受けたことに謝意を表明した。

## 13　アフリカ諸国

### (1) アフリカ諸国との防衛協力・交流の意義

アフリカ諸国は、国際社会において、その重要性と発言力を高めている。

アフリカ連合（AU）（African Union）など多国間枠組みにより、地域の平和と安定に向けた積極的な取組が見られる一方、深刻な格差や貧困、政情不安といった課題や、近年は、パンデミック、ロシアによるウクライナ侵略といった複合的な危機による影響や、気候変動の影響（自然災害、食糧危機など）もあり、こうした地球規模の課題において、アフリカ諸国と協力することが、自由で開かれた国際秩序を守り抜くため、ますます重要になっている。

防衛省・自衛隊は、アフリカ地域における国際平和協力活動、ジブチを拠点とするソマリア沖・アデン湾の海賊対処活動に従事するほか、アフリカ諸国の平和維持活動に関する自助努力を支援するため、アフリカに所在するPKO訓練センターに自衛官を講師として派遣するなど、アフリカ地域の平和と安定に寄与するための活動を行っている。

参照　1章1節2項7（1）（海賊対処の取組）、2節2項（国連PKOなどへの取組）、資料51（最近のその他の諸国との防衛協力・交流の主要な実績（2021年度以降））

### (2) ジブチ

#### ア　ジブチとの防衛協力・交流の意義

ジブチは、海賊対処のため、海外で唯一自衛隊の拠点

が存在する重要な国家である。同拠点は、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）派遣部隊への物資の輸送に活用されたほか、わが国がジブチに対して行っている能力構築支援事業における教育の際にも活用されている。

また、2023年4月に発生した在スーダン邦人等輸送や同年10月の在イスラエル邦人等輸送において、ジブチ拠点が輸送機の前進待機場所として活用された。

国家安全保障戦略などでは、ジブチ政府の理解を得つつ、今後、在外邦人等の保護措置および輸送など、アフリカ諸国などにおける運用基盤強化のため、本活動拠点を長期的・安定的に活用することとしており、同年12月、ジブチにおいて、在外邦人等の保護措置および輸送やその可能性を見据えた臨時の態勢の整備を行う自衛隊の地位を確保するため、日ジブチ地位取極[19]を準用する内容の交換公文をジブチ政府との間で締結した。



ジブチ軍に対する能力構築支援事業（2024年11月）

#### イ　最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年5月、松本大臣政務官（当時）は、ジブチを訪問し、自衛隊拠点開設13周年記念行事に参加するとともに、ブルハン・ジブチ国防大臣を表敬し、自衛隊とジブチ軍を連携させ、さらなる協力を推進させていくことを確認した。

陸自は、同年10月から12月にかけて、能力構築支援事業として、ジブチ軍に対し、施設分野に関する教育などを行った。

同年12月、OSAによるジブチ海軍に対する沿岸監視レーダーなどの供与に関する交換公文の署名が行われた。

### (3) その他のアフリカ諸国との主要な防衛協力・交流実績など

ケニアとの間では、2024年2月に防衛協力・交流に関する意図表明文書が署名された。

ウガンダとの間では、同年11月、吉田統幕長が、訪日中のカイネルガバ・ウガンダ人民防衛国軍司令官とアフリカ諸国として初の懇談を行い、両者は国連三角パートナーシップ・プログラム（UNTPP）や国連PKO支援部隊早期展開プロジェクトを通じたウガンダ人民防衛国軍に対する施設や衛生分野の協力の継続を歓迎した。

## 14　中南米諸国

### (1) 中南米諸国との防衛協力・交流の意義

中南米諸国には、太平洋に面する国やわが国と基本的価値を共有する国が多く存在しており、防衛省・自衛隊は、部隊間交流や自衛官の講師としての派遣などを通じて、そのような国々との防衛協力・交流を推進している。

### (2) 最近の主要な防衛協力・交流実績など

ブラジルとの間では、2020年に防衛協力・交流に関する覚書に署名した。2024年5月、岸田内閣総理大臣（当時）は、ブラジルを公式訪問し、ルーラ・ブラジル大統領と会談を行い、部隊間交流を含む防衛協力・交流を推進することを奨励した。2025年3月、ルーラ大統領が訪日し、石破内閣総理大臣と会談を行い、外務・防衛当局間で行う外交政策と防衛交流に関する対話メカニズム「日・ブラジル外務・防衛対話」を設置するとともに、防衛人材交流や部隊間交流を推進することなどを決定した。

ペルーとの間では、2024年7月、海自がRIMPAC2024においてペルー海軍とともに揚陸訓練など行った。また、同年11月、石破内閣総理大臣は、APEC首脳会議に際し、ペルーを公式訪問し、ボルアルテ・ペルー大統領と首脳会談を行い、当該首脳会談に先立って署名された日ペルー防衛協力・交流に関する覚書に基づき二国間の防衛協力・交流を推進することで一致した。

メキシコとの間では、同年10月、海自遠洋練習航海部隊が、プエルトバジャルタに寄港し、メキシコ海軍士官とのスポーツ交流、艦艇研修など各種交流を行った。



19　海賊対処活動のためにジブチにおいて活動する要員の地位を確保する内容の交換公文であり、2009年にジブチ政府との間で締結。

参照　資料51（最近のその他の諸国との防衛協力・交流の主要な実績（2021年度以降））、資料59（多国間共同訓練の参加など（2021年度以降））

## 15　中国

### (1) 中国との防衛協力・交流の意義

わが国は、中国との間で、「戦略的互恵関係」を包括的に推進するとともに、様々なレベルの意思疎通を通じ、主張すべきは主張し、責任ある行動を求めつつ、諸懸案も含め対話をしっかりと重ね、共通の課題については協力をしていくといった、「建設的かつ安定的な関係」を構築していく。

防衛省・自衛隊は、中国がインド太平洋地域の平和と安定のために責任ある建設的な役割を果たし、国際的な行動規範を遵守するとともに、軍事力強化や国防政策にかかる透明性を向上するよう引き続き促す。一方で、わが国の懸念を率直に伝達していく。また、両国間における不測の事態を回避するため、ホットラインを含む日中防衛当局間の海空連絡メカニズムを運用していく。

### (2) 最近の主要な防衛協力・交流実績など

日中防衛当局間においては、2023年2月、約4年ぶりに日中安保対話を東京で行うなど、対面での対話や交流を再開させている。

2024年6月、木原防衛大臣（当時）は、シャングリラ会合に際し、董軍（とうぐん）・中国国防部長と会談を行い、日中間には安全保障上の多くの懸念があるからこそ、日中防衛当局間で率直な議論を重ねることが重要である旨を述べ、董国防部長からも同様の考えが示された。

地域情勢について、木原防衛大臣（当時）から、尖閣諸島を含む東シナ海情勢やロシアとの連携を含む中国によるわが国周辺海空域における軍事活動の活発化に対し、深刻な懸念を改めて伝達した。さらに、木原防衛大臣（当時）から、南シナ海情勢などについて、深刻な懸念を改めて表明したほか、台湾海峡の平和と安定の重要性について強調した。また、北朝鮮による度重なる弾道ミサイルなどの発射を強く非難し、地域の不安定化への懸念を表明した。

その上で、両大臣は、日中防衛当局間ホットラインについて、引き続き、適切かつ確実に運用していくことを改めて確認し、今後も対話や交流を推進していくことで一致した。

同年11月、石破内閣総理大臣は、APEC首脳会議に際し、習近平・中国国家主席と会談を行った。両首脳は、日中両国は、引き続き、「戦略的互恵関係」を包括的に推進し、「建設的かつ安定的な関係」を構築するという大きな方向性を共有していることを確認した。その上で、石破内閣総理大臣から、尖閣諸島を巡る情勢を含む東シナ海情勢や中国軍の活動の活発化につき、深刻な懸念を伝え、中国側の対応を求めた。また、台湾について、最近の軍事情勢を含む動向を注視している旨伝えつつ、台湾海峡の平和と安定が、わが国を含む国際社会にとって極めて重要である旨強調した。

同月、中谷防衛大臣は、ADMMプラスに際し、董国防部長と会談を行い、日中首脳会談で改めて確認された日中関係の大きな方向性について述べつつ、様々な形での中国側の軍事活動の活発化についてわが国として深刻に懸念している旨伝えるとともに、日中防衛当局間で率直な議論と意思疎通を重ねることが極めて重要である旨指摘した。地域情勢について、2024年8月の中国軍機によるわが国領空の侵犯について、改めて厳重に抗議するとともに、今般の事案に関する中国側からの説明を踏まえた上で、このようなことが二度と起こらないように再発防止を強く求めた。また、北朝鮮による度重なる弾道ミサイル発射を強く非難したほか、露朝軍事協力の進展に深刻な懸念を表明した。その上で、両大臣は、「日中防衛当局間ホットライン」について、引き続き、適切かつ確実に運用していくことを確認するとともに、2019年を最後に行われていない、部隊間交流の再開を含め、防衛当局間における対話や交流の重要性で一致した。

### (3) 各軍種の取組

2023年、新型コロナウイルス感染症の影響などにより中断されていた、笹川平和財団主催日中佐官級交流が、約4年ぶりに対面で再開された。2024年5月、中国人民解放軍の佐官級訪問団が訪日し、芹澤防衛審議官（当時）を表敬したほか、自衛隊施設を訪問した。また、同年11月から12月にかけて、自衛隊佐官級訪問団が訪中し、中国人民解放軍軍事科学院を訪問して、日中関係や両国間の安全保障分野での課題について意見を交わしたほか、中国軍施設などへの訪問を行った。

2025年1月、防衛省は、前述した日中防衛相会談の成果を踏まえ、約5年ぶりの部隊間交流の再開として、中国人民解放軍東部戦区代表団の訪日を受け入れた。本

訪問中、日本側から中国によるわが国周辺海空域における軍事活動の活発化に対し、深刻な懸念を改めて伝達するとともに、双方は各種懸念について、部隊間レベルを含めた率直な対話を行うことの重要性を確認した。

### (4) 日中防衛当局間の海空連絡メカニズム

2018年6月、海空連絡メカニズムの運用が開始された。本メカニズムは、日中防衛当局の間で、①日中両国の相互理解および相互信頼を増進し、防衛協力・交流を強化するとともに、②不測の衝突を回避し、③海空域における不測の事態が軍事衝突または政治外交問題に発展することを防止することを目的として作成されたものであり、主な内容は、①防衛当局間の年次会合・専門会合の開催、②日中防衛当局間のホットライン開設、③自衛隊と人民解放軍の艦船・航空機間の連絡方法となっている。

参照 1章1節2項2 (3)（中国機とロシア機による領空侵犯）、資料52（最近の日中防衛協力・交流の主要な実績（2021年度以降））

## 16　ロシア

2022年2月に発生したロシアによるウクライナ侵略について、政府は、明らかにウクライナの主権および領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国連憲章を含む国際法の深刻な違反であり、決して認められない行為である、という立場であり、このような力による一方的な現状変更は、国際秩序の根幹を揺るがすものであるとして、ロシアを最も強い言葉で非難している。

ロシアとの関係については、ウクライナ情勢を踏まえ、政府としてG7の連帯を重視しつつ適切に対応することとしている。同時に、隣国であるロシアとの間で、不測の事態や不必要な摩擦を招かないためにも、最低限の必要なコンタクトは絶やさないようにすることも必要である。

# 3　多国間安全保障協力の推進

## 1　多国間安全保障枠組み・対話における取組

インド太平洋地域における多国間の枠組みについては、拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）、ASEAN地域フォーラム[20]（ARF）をはじめとした取組が進展しており、地域の安全保障分野にかかる議論や協力・交流の重要な基盤となっている。わが国としては、そうした枠組みなどを重視して域内諸国間の協力・信頼関係の強化に貢献している。

参照 資料54（最近の多国間安全保障対話の主要実績（インド太平洋地域・2021年度以降））、資料55（防衛省主催による多国間安全保障対話）、資料56（その他の多国間安全保障対話など）

### (1) ASEAN地域の安全保障対話

#### ア　ADMMプラスのもとでの取組

ASEANにおいては、域内における防衛当局間の閣僚会合であるASEAN国防相会議（ADMM）のほか、わが国を含めASEAN域外国8か国[21]（いわゆる「プラス国」）を加えたADMMプラスが開催されている。

ADMMプラスは、全てのASEAN加盟国とプラス国の防衛担当大臣が一堂に会し、地域や国際社会における安全保障上の課題や防衛協力・交流などについて議論を行う極めて重要な枠組みであり、防衛省・自衛隊も積極的に参加している。

2024年11月、中谷防衛大臣は、ラオスで開催された第11回ADMMプラスに出席した。会議では、東シナ海・南シナ海における力又は威圧による一方的な現状変更の試み、北朝鮮による弾道ミサイルの発射やロシアによるウクライナ侵略などを強く非難した。また、ミャン

20 政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、アジア太平洋地域の安全保障環境を向上させることを目的としたフォーラムで、1994年から開催されている。現在25か国1地域（ASEAN10か国（ブルネイ、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、カンボジア（以上1995年から）、ミャンマー（1996年から））に、日本、オーストラリア、カナダ、中国、インド（以上1996年から）、ニュージーランド、パプアニューギニア、韓国、ロシア、米国、モンゴル（以上1998年から）、北朝鮮（2000年から）、パキスタン（2004年から）、東ティモール（2005年から）、バングラデシュ（2006年から）、スリランカ（2007年から））と1機関（欧州連合（EU））がメンバー国となり、外務当局と防衛当局の双方の代表による各種政府間会合を開催し、地域情勢や安全保障分野について意見交換を行っている。

21 2010年10月に発足し、ASEAN域外国として、わが国のほか、オーストラリア、中国、インド、ニュージーランド、韓国、ロシア、米国が参加している。

マー情勢の平和的解決に向けた協力や、サイバー攻撃や偽情報、気候変動が安全保障に及ぼすリスクといった非伝統的な国際安全保障課題が顕在化している旨指摘した。さらに、ASEANの原則と枠組みの重要性を強調し、ADMMプラスの各種取組を支えていくとともに、わが国が2023年に提示した「防衛協力強化のための日ASEAN大臣イニシアティヴ（JASMINE：ジャスミン）」（Japan-ASEAN Ministerial Initiative for Enhanced Defense Cooperation）のもとで、具体的な取組が進展していることを強調した。そして、2024年12月、地域の共通の課題に効果的に対処するためASEAN、日本および太平洋島嶼国など地域の連結性を向上し、防衛の観点から「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」を実施するための海洋協力及び連結性会議をインドネシアと共催することを発表した。さらに、本会議では、「ベストプラクティスの交換および能力構築等を通じた気候関連およびその他の自然災害に対する強靭性に関する共同声明」が採択された。

ADMMプラスは、閣僚会合のもとに、①高級事務レベル会合（ADSOM）プラス、②ADSOMプラスWG、③専門家会合EWG[22]（ASEAN Defence Senior Officials' Meeting-Plus Experts' Working Group）が設置されている。わが国は、第5期（2024年から2027年）にフィリピンとともに海洋安全保障EWGの共同議長を務めている。

参照　図表Ⅲ-3-1-4（拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）の組織図および概要）

22 わが国はこれまで第1期（2011年から2013年）に防衛医学、第2期（2014年から2016年）にHA/DR EWGの共同議長を務め、第3期（2017年から2019年）は各EWGに積極的に参加、第4期（2021年から2024年）はベトナムとPKO EWGの共同議長を務めた。第5期（2024年から2027年）はフィリピンと海洋安全保障EWGの共同議長を務めている。

**図表Ⅲ-3-1-4**　拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）の組織図および概要

**拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）とは**

ASEAN域外国を含むインド太平洋地域の国防大臣が出席する、ASEAN主催の公式な会議

※参加国：ASEAN10か国＋8か国（オーストラリア・中国・インド・日本・ニュージーランド・韓国・ロシア・米国）
2022年に東ティモールのASEAN加盟が原則承認され、2023年11月以降、東ティモールはADMMプラスにオブザーバー参加している。

ADMMプラスのもとには専門家会合（EWG）が設置され、インド太平洋地域の安全保障課題に対し、共同演習などの実践的な取組がなされているところがADMMプラスのユニークな点である。

**拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）**
**ASEAN Defence Ministers' Meeting Plus**
…　防衛大臣など閣僚級の会議。毎年開催



第11回ADMMプラス（2024年11月）




**高級事務レベル会合（ADSOMプラス）**
**ASEAN Defence Senior Officials' Meeting Plus**
…　次官・局長級の会議。毎年開催

**専門家会合（EWG）**
**Experts' Working Group**
をADSOMプラス、ADSOMプラスWGのもとに設置

**高級事務レベル会合ワーキンググループ（ADSOMプラスWG）**
**ASEAN Defence Senior Officials' Meeting Plus Working Group**
…　課長級の会議。毎年開催

**専門家会合（EWG: Experts' Working Group）とは**

7つの分野に設置され、各EWGは1期（3年）をASEAN加盟国1か国とプラス1か国が共催する。

※7つの分野　…　①対テロ　②人道支援・災害救援　③海洋安全保障　④防衛医学　⑤PKO　⑥地雷処理　⑦サイバー

各EWGにおいては、それぞれの分野に関する情報共有、ワークショップ、セミナー、共同訓練の開催、勧告や報告書の提出などの実践的な取組が行われている。2023年以降、ADMMプラス参加国ではないカナダ、フランス、英国がEWGの一部の活動にオブザーバー国として参加することが可能となっている。
わが国は、フィリピンとともに2024年から2027年を1つの任期とする第5期海洋安全保障専門家会合の共同議長を務めている。

### イ　ASEAN・ダイレクト・コミュニケーションズ・インフラストラクチャー（ADI）

ASEAN・ダイレクト・コミュニケーションズ・インフラストラクチャー（ADI）は、緊急時を含め、ASEAN各国の防衛担当大臣間でのコミュニケーションを図るための常設のホットラインであり、プラス国にもその利用を拡大している。

ASEAN Direct Communications Infrastructure

わが国は、2023年、プラス国の中で初めてADIが開通した国となった。防衛省・自衛隊は、ADIが地域の信頼醸成や危機管理などに有用であることから、これを活用し、ASEANとの間で、より緊密なコミュニケーションを図り、共に地域の平和と安定により積極的に貢献していく考えである。

### ウ　ASEAN地域フォーラム（ARF）

外交当局を中心に取り組んでいるARFについても、近年、災害救援活動、海洋安全保障、平和維持・平和構築といった非伝統的安全保障分野において、具体的な取組[23]が積極的に進められており、防衛省・自衛隊としても積極的に貢献している。

### エ　防衛省・自衛隊が主催している多国間安全保障対話

#### （ア）日ASEAN防衛担当大臣会合

防衛省・自衛隊は、ASEAN諸国との二国間・多国間の関係強化を図るため、2014年以降、日ASEAN防衛担当大臣会合を行っている。

2023年、木原防衛大臣（当時）は、インドネシアで開催された第8回日ASEAN防衛担当大臣会合にオンライン形式で参加（現地では、宮澤防衛副大臣（当時）が参加）し、AOIPとFOIPは、開放性、透明性、ルールに基づく枠組みなど本質的な原則を共有していることを確認するとともに、「防衛協力強化のための日ASEAN大臣イニシアティヴ：ジャスミン」を発表した。

#### （イ）日ASEAN防衛当局次官級会合

日ASEAN間の次官級の人脈構築を通じた二国間・多国間の関係強化を図るため、2009年以降、防衛省の主催により日ASEAN防衛当局次官級会合を開催している。2025年2月、福岡で開催した第14回会合[24]では、「ジャスミン」のもとで取り組んできた具体的な防衛協力の実績について各国防衛当局次官級で確認し、今後の新たな取組の実施に向け、率直な議論を行った。

#### （ウ）日ASEAN防衛協力の指針

**①ビエンチャン・ビジョン2.0**

2016年の日ASEAN防衛担当大臣会合において、日ASEAN防衛協力の指針である「ビエンチャン・ビジョン」を提示し、2019年には、これをアップデートした「ビエンチャン・ビジョン2.0」を提示した。

「ビエンチャン・ビジョン2.0」は、ASEAN全体への防衛協力の方向性について、透明性をもって、重点分野の全体像を示したものであり、協力の目的・方向性・手段といった基本的な骨格は従来のものを踏襲しつつ、日ASEAN防衛協力にかかる実施3原則として、①心と心の協力、②きめ細やかで息の長い協力、③対等で開かれた協力、を掲げた。また、ASEANの中心性・一体性・強靱性への貢献や、AOIPとFOIPとのシナジーを追求する視点を新機軸として導入している。

**②ジャスミン**

2023年、第8回日ASEAN防衛担当大臣会合において、木原防衛大臣（当時）は、日ASEANの防衛分野における協力関係を新たな段階へと進めるため、新たに「ジャスミン」を提示した。

「ジャスミン」は、現下の安全保障環境を踏まえたうえで、「ビエンチャン・ビジョン2.0」の精神に則り、日本がASEANと共有しているインド太平洋地域の将来像[25]を実現すべく、共に進めたい具体的な防衛協力の内容を示したものであり、①日ASEANで力や威圧によるいかなる一方的な現状変更も許容しない安全保障環境を創出、②日ASEAN防衛協力の継続と拡充、③日ASEAN防衛関係者のさらなる友情と機会の追求、④ASEAN・日本・太平洋島嶼国の連携の支持、を4つの柱とする。

その具体的取組として、日ASEAN間での宇宙領域における法の支配と安全保障に関するセミナーの初開催、海と空における信頼醸成や状況把握能力の向上に向けたより一層の支援、政府安全保障能力強化支援（OSA）と防衛装備移転、能力構築支援など既存のプロジェクトとのハード・ソフト両面での相乗効果の追求、乗艦協力プログラムなどを活用したASEAN諸国・日本・太平洋島嶼国の連携、WPSに関する新たな日ASEAN能力構築支援プログラムの立ち上げなどが提案・表明された。

**③日ASEAN防衛協力の具体的な取組**

これまで、HA/DRに関する日ASEAN招へいプログラム、海洋国際法セミナー、日ASEAN乗艦協力プログラム、プロフェッショナル・エアマンシップ・プログラ

23　毎年、外相級の閣僚会合のほかに、高級事務レベル会合（SOM）および会期間会合（ISM）が開かれるほか、信頼醸成措置および予防外交に関する会期間支援グループ（ISG on CBM/PD）、ARF安全保障政策会議（ASPC）などが開催されている。また、2002年の閣僚会合以降、全体会合に先立って、ARF防衛当局者会合（DOD）が開催されている。
Senior Officials' Meeting　Inter-Sessional Meeting　Inter-Sessional Support Group on Confidence Building Measures and Preventive Diplomacy　ARF Security Policy Conference　Defence Officials' Dialogue

24　ASEAN各国、ASEAN事務局に加え、ASEAN加盟が原則合意されている東ティモールがオブザーバーとして参加した。

25　日本とASEANは、「自由で開かれたルールに基づくインド太平洋地域を促進するとの共通の考え」を確認している。

ム[26]、日ASEANサイバーセキュリティ協力プログラム、日ASEAN WPS協力プログラムなどを通じ、実践的な協力を積み重ねてきた。

2024年6月、護衛艦「いずも」の艦上において、ASEANおよび東ティモール乗艦協力プログラム[27]をASEAN各国海軍士官などと行った。同年7月、ベトナムで行った日ASEANサイバーセキュリティ協力プログラムに併せてサイバー国際法セミナー[28]を行った。また、同月、プロフェッショナル・エアマンシップ・プログラムの開催や、同年12月、インドネシア国防省との共催により「海洋協力及び連結性会議」を開催するなど、ADMMプラス参加国、東ティモール、太平洋島嶼国などの相互理解や地域間の連結性向上に貢献している。

参照　資料57（ビエンチャン・ビジョン2.0）、資料58（防衛協力強化のための日ASEAN大臣イニシアティヴ（ジャスミン））

## (2) 太平洋島嶼国地域の安全保障対話

### ア　南太平洋国防大臣会合（SPDMM）

SPDMMは、軍を保有する太平洋島嶼国（South Pacific Defense Ministers' Meeting）の3か国（トンガ、パプアニューギニア、フィジー）を含む7か国[29]の国防担当大臣などが集まる、太平洋島嶼国地域の安全保障にとって重要な枠組であり、わが国は2022年からオブザーバー参加している。

### イ　防衛省・自衛隊が主催している多国間安全保障対話など

#### (ア) 日・太平洋島嶼国国防大臣会合（JPIDD）

地域の安全保障課題に対する日本と太平洋島嶼国、パートナー国との連携強化、防衛・安全保障協力のさらなる推進を図るため、2021年以降、防衛省の主催により、太平洋島嶼国および地域のパートナー国を招き、JPIDDを開催している。2021年の第1回会合は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴いオンライン形式での開催であったが、2024年3月、木原防衛大臣（当時）は、対面形式としては初となる第2回会合を東京にて開催した。

#### (イ) 太平洋島嶼国地域における一体となった安全保障の取組のための協力コンセプト

2024年の第2回JPIDDにおいて、太平洋島嶼国地域における防衛・安全保障分野の協力をさらに推進するため、重視する三つの原則（①太平洋島嶼国の中心性、一体性、オーナーシップの尊重、②対等で相互に恩恵をもたらし協力し合う関係の強化、③太平洋島嶼国・日本・ASEANの連携の支持）と二つの連携（①JPIDDとSPDMMとの連携の強化、②JPIDDと「太平洋・島サミット（PALM）」との連携強化）を合わせた「5点の協力コンセプト」を提示し、これに基づき、防衛省・自衛隊は、防衛・安全保障協力をさらに推進することとしている。

## (3) その他

### ア　民間機関などが主催する国際会議

安全保障分野においては、政府間の国際会議だけではなく、政府関係者、学者、ジャーナリストなどが参加する国際会議も民間機関などの主催により開催され、中長期的な安全保障上の課題の共有や意見交換などが行われている。

主な国際会議としては、IISSアジア安全保障会議（シャングリラ会合）やIISS地域安全保障サミット[30]（マナーマ対話）、欧米における安全保障会議の中でも最も権威ある会議の一つである、ミュンヘン安全保障会議[31]があり、防衛省から、これらの会議に、防衛大臣などが積極的に参加し、各国の国防大臣などとの会談や本会合におけるスピーチを行うことで、各国ハイレベルとの信頼醸成・認識共有や、積極的なメッセージの発信を図っている。

2025年5月、中谷防衛大臣は、第22回シャングリラ会合に出席しスピーチを行った。スピーチでは、地域と国際社会の平和と繁栄の前提が大きく揺らぐ中、「第一に、開放性、包摂性、透明性を確保しながら協力と連携

26 相互理解や信頼醸成促進、地域における「法の支配」の貫徹への貢献を目的に、ASEAN各国空軍士官などを招へいし、セミナーなどを実施するプログラム。
27 同プログラムは、「第2回日太平洋島嶼国乗艦協力プログラム」と同時開催された。
28 ASEAN各国のサイバーセキュリティ要員を対象として、自衛官が教官を務める能力構築支援事業を実施し、サイバー空間で発生するインシデントにより適切に対応できるようになることをねらいとする。
29 太平洋島嶼国の軍保有国のほか、オーストラリア、チリ、ニュージーランド、フランスをメンバー国とし、わが国および米国、英国がオブザーバー参加。
30 英国国際戦略研究所（IISS）（The International Institute for Strategic Studies）が主催する中東諸国の外務・防衛当局など関係者を中心に安全保障に関して意見交換を行う国際会議であり、毎年、バーレーンのマナーマで開催されている。
31 欧米における安全保障会議の中で最も権威ある民間機関主催の国際会議の一つであり、1962年から毎年（例年2月）開催されている。欧州主要国の閣僚をはじめ、世界各国の首脳や閣僚、国会議員、国際機関主要幹部が例年参加している。

を進めていくことで、インド太平洋地域で、ルールに基づく国際秩序を回復し、アカウンタビリティを強化し、国際公共益を増進していきたいという共通の精神」と、「第二に、その上で、こうした共通の価値と利益を共有する各国の国防当局が、インド太平洋全体を俯瞰的に捉え、それぞれの自主的な取組の間で協力と連携を強化し、シナジーを生み出すことによって、インド太平洋地域全体に新たな価値と利益をもたらしていくという姿勢」を、各国の防衛当局が改めて確認し合うことの重要性を強調した。その上で、このような方向性を「One Cooperative Effort Among Nations: Perspective for the Indo-Pacific」、すなわちOCEANの精神と呼ぶことを提案した。

参照　資料81（第22回シャングリラ会合中谷防衛大臣スピーチ）

### イ　各軍種の取組

吉田統幕長は、2024年9月、米インド太平洋軍が主催するインド太平洋参謀総長等会議（CHOD）に参加し、インド太平洋地域の情勢や安全保障上の課題について認識を共有し、多国間における地域の平和と安定に向けた連携を一層強化する旨述べた。



インド太平洋参謀長等会議で討議に参加する吉田統幕長（2024年9月）

森下陸幕長は、同年5月にハワイで開催された太平洋地上軍シンポジウム（LANPAC）2024、同年8月にフィジーで開催されたインド太平洋地域陸軍管理セミナー（IPAMS）、同年9月にオーストラリアで開催された豪陸軍主催陸軍参謀長シンポジウム（CAS）に参加した。さらに、同年12月、わが国においてランド・フォーシーズ・サミット（LFS）を主催し、FOIPの実現のため、同盟国・同志国間の重層的な陸軍種ネットワークを構築し、インド太平洋地域の平和と安定に寄与していくことで一致した。



太平洋地上軍シンポジウム（LAMPAC）2024で討議に参加する森下陸幕長（2024年5月）

酒井海幕長（当時）は、同年5月、英国ロンドンで開催された英海軍第一海軍卿主催シーパワー会議に初参加した。テーマを2040年代の安全保障環境としてスピーチした。同年10月、齋藤海幕長は、イタリアにおいて、海軍地域シーパワー・シンポジウムに参加した水中領域の防衛についてスピーチするとともに、FOIPの重要性を強調した。




海軍地域シーパワー・シンポジウムに参加する齋藤海幕長（2024年10月）

内倉空幕長は、同年4月に米国で開催された宇宙参謀長等会同および連合宇宙作戦イニシアチブ[32]（CSpO）将

32　米国をはじめとする同志国で構成される多国間枠組みであり、宇宙安全保障に必要な政策・運用・体制・法的な課題などに関する各種議論を実施する多国間枠組み。2014年に米英豪加の4か国で発足し、現在は、ニュージーランド、ドイツ、フランス、日本、イタリア、ノルウェーを加えた全10カ国が参加している。

官級会議に参加し、各国の参加者と責任ある宇宙利用の推進に向けて相互理解を深めた。また、内倉空幕長は、同年10月、航空自衛隊創設70周年記念行事の一環として、19か国[33]、20代表の参加を得て、空軍参謀長等招へい行事（AFFJ）を主催した。AFFJでは、多国間協議（InPACT）、各種会談などを行い、同盟国・同志国などとの防衛協力・交流を強固に推進した。
Air Force Forum in Japan
Indo-Pacific Air chiefs Conference in Tokyo



AFFJにおいて各国空軍参謀長にスピーチをする内倉空幕長（2024年10月）

参照　1章2節4項1（6）（同盟国・同志国などとの連携強化）

## 2　実践的な多国間安全保障協力の推進

### （1）パシフィック・パートナーシップ

パシフィック・パートナーシップ[34]（PP）は、米海軍を主体とする艦艇が域内各国を訪問して、医療活動、施設補修活動、文化交流などを行い、各国政府、軍、国際機関およびNGOとの協力を通じ、参加国の連携強化や国際平和協力活動の円滑化などを図る活動である。
Pacific Partnership

2024年度は、バヌアツとミクロネシアにおいて、医療活動や施設補修活動、音楽演奏などを通じた交流を行い、参加各国との連携強化を図った。

### （2）多国間共同訓練

近年、防衛分野における多国間関係は「信頼醸成」の段階から「具体的・実践的な協力関係の構築」の段階へと移行しており、これを実効的なものとするための重要な取組として、様々な多国間共同訓練・演習が活発に行われている。

特に、インド太平洋地域において、HA/DR、非戦闘員退避活動（NEO）などの非伝統的安全保障分野を取り入れた多国間共同訓練に参加している。こうした訓練への参加は、自衛隊の各種技量の向上に加え、関係国との協力の基盤を作るうえで重要であり、今後とも取り組んでいくこととしている。
Non-combatant Evacuation Operation

また、海自は、インド太平洋方面派遣（IPD）を通じ、同地域沿岸国や同盟国・同志国などとの共同訓練、重要港湾への寄港、他省庁や同志国などと共同での能力構築支援など、FOIPの実現に向けた取組を推進している。IPDは、わが国がインド太平洋地域に継続的に関与する意志とわが国の積極的平和主義を体現するものであり、非常に意義のあるものである。

参照　4節2項2（1）（令和6年度インド太平洋方面派遣「IPD24」）、資料59（多国間共同訓練の参加など（2021年度以降））


パシフィック・パートナーシップ2024における医療活動（2024年9月）



33　オーストラリア、カナダ、ドイツ、フランス、イタリア、ノルウェー、オランダ、モンゴル、バングラデシュ、フィンランド、インド、インドネシア、韓国、シンガポール、フィリピン、ベトナム、アラブ首長国連邦、英国、米国
34　2006年から米軍が開始し、自衛隊は2007年から毎年参加している。

VOICE

## 2024年度インド太平洋方面派遣（IPD24）を通じて

第3護衛隊群　舞鶴　群司令　海将補　横田（よこた）　和司（かずし）

海自は、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の実現に資するべくインド太平洋方面派遣（IPD）を実施しています。IPD24では、様々な多国間・二国間訓練や海上保安庁との共同訓練などを実施しました。特に、史上最大規模の米海軍主催多国間共同演習（RIMPAC）では、人道支援・災害派遣に関わる演習や様々な戦術的イベントに海自のみならず陸・空自も参加し、防衛省・自衛隊として国際社会でリーダーシップを発揮しました。また、豪海軍主催多国間演習（KAKADU）、日米印豪共同訓練（MALABAR）や日米豪韓加共同訓練（Pacific Vanguard）では同盟国・同志国がハイエンドな戦術訓練に参加し、国際公共財である海洋へのアクセスの安定と自由を維持するための相互運用性の更なる向上に寄与しました。



RIMPACにて各上級指揮官にHADRの概要を説明する様子（筆者は中央）




MALABAR参加国各級指揮官と筆者（前列左から3番目）

# 4　能力構築支援への積極的かつ戦略的な取組

## 1　能力構築支援の意義

能力構築支援とは、平素から継続的に安全保障・防衛関連分野における人材育成や技術支援などを行い、支援相手国自身の能力を向上させることにより、地域の安定を積極的・能動的に創出し、グローバルな安全保障環境を改善するための取組である。

防衛省・自衛隊は、特にインド太平洋地域の各国などと本事業を行うことにより、相手国軍隊などが国際の平和および地域の安定のための役割を適切に果たすことを促進し、わが国にとって望ましい安全保障環境を創出することとしている。

このような活動には、①相手国との二国間関係の強化、②米国やオーストラリアなど他の支援国との関係の強化、③地域の平和と安定に積極的・主体的に取り組むわが国の姿勢が内外に認識されることにより、防衛省・自衛隊を含むわが国全体への信頼の向上、といった効果もある。

この際、自衛隊がこれまで蓄積してきた知見を有効に活用するとともに、外交政策との連携を十分に図りながら、多様な手段を組み合わせて最大の効果が得られるよう効率的に取り組むこととしている。

## 2　具体的な事業

防衛省・自衛隊による能力構築支援は、これまでインド太平洋地域を中心に、19か国、1機関、1地域に対し、HA/DR、PKO、衛生、航空救難、艦船整備などの分野で行ってきている。

防衛省・自衛隊による能力構築支援は、「派遣」もしくは「招へい」、またはこれらを組み合わせた手段により、一定の期間をかけて相手国の具体的・着実な能力の向上を図っている。

派遣は、専門的な知見を有する自衛官などを相手国に派遣し、セミナーや講義・実習、技術指導などにより、相手国の軍隊や関連組織の能力向上を目指すものである。招へいは、相手国の実務者などを防衛省・自衛隊の

部隊・機関などに招待し、セミナーや講義・実習、教育訓練の研修などを通じてその能力向上を図るとともに、防衛省・自衛隊が現に行う人材育成の取組などについて知見を共有するものである。そのほか、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、2021年からはオンライン形式による講義・実習も能力構築支援の新たな手段として取り入れている。

2024年度は、派遣事業、招へい事業を合わせて14か国、1機関、1地域に対し29件行った。

具体的には、派遣事業として、インドネシアに対する日本語教育支援、トンガに対する船外機維持整備、モンゴルに対するPKO（施設）およびHA/DR（衛生）、ベトナムに対する水中不発弾処分、パプアニューギニアに対する軍楽隊育成、フィリピンに対するHA/DR、東ティモールに対する施設、ジブチに対する施設、カンボジアに対するPKO（施設）、ソロモン諸島に対する不発弾処理、スリランカに対する航空救難、フィジーに対する衛生の各分野に関する知見の共有などを行った。

招へい事業としては、インドネシアに対する日本語教育支援やHA/DR、モンゴルに対するHA/DR（衛生）や航空管制、パプアニューギニアに対する軍楽隊育成やHA/DR（施設機械整備）、フィリピンに対する航空医学および艦船整備、マレーシアに対するHA/DR、ベトナムに対する航空救難、カザフスタンに対する衛生、トンガに対する船外機維持整備ならびにASEANに対するサイバーセキュリティの各分野に関する知見の共有や実技支援などを行った。

参照　図表Ⅲ-3-1-5（能力構築支援の最近の取組状況（2024年4月～2025年3月））

**図表Ⅲ-3-1-5　能力構築支援の最近の取組状況（2024年4月～2025年3月）**

**能力構築支援とは**

**能力構築支援**　…　**「派遣」や「招へい」などの事業を実施することで、相手国の能力を一定の期間をかけて具体的・着実に向上させることを目的とした事業**

**「派遣」**　…　専門的な知見を有する自衛官などを**相手国に派遣**し、セミナーや講義・実習、技術指導などにより、相手国の軍隊およびその関連組織の能力向上を目指す

**「招へい」**　…　相手国の実務者などを**防衛省・自衛隊の部隊・機関などに招待**し、セミナーや講義・実習、教育訓練の研修などを通じて、その能力向上を図るとともに、防衛省・自衛隊が現に行う人材育成の取組などについて知見を共有する

能力構築支援を実施した国・分野（2024.4 ～ 2025.3）の一例

フィリピン



**HA/DR分野**
人命救助機材のメンテナンスに関する研修

モンゴル



**航空管制**
着陸誘導管制に関する研修

ベトナム



**水中不発弾処分**
水中捜索の様子

ASEANおよび東ティモール



**乗艦協力プログラム**
国際法セミナー

パプアニューギニア



**軍楽隊育成**
演奏技術（合奏）指導

カザフスタン



**衛生**
外傷手術に関する研修

### 3　関係各国との連携

防衛省・自衛隊は、米国やオーストラリアなどと共に第三国に対する能力構築支援を行っている。

具体的協力として、日米豪およびニュージーランドの4か国間では、東ティモールにおける豪軍主催の能力構築支援「ハリィ・ハムトゥック」に自衛隊と米軍などがともに参加し、東ティモール軍後方支援隊に対し施設分野や重機整備の技術指導を行っている。

2024年5月には、海自IPD24部隊が、海上保安庁MCT[35] (Mobile Cooperation Team) と連携して、マーシャル諸島共和国海上警察と親善訓練を行い、同国の海上法執行能力の強化に寄与した。

このように、関係各国と緊密に連携し、相互に補完しつつ、効果的・効率的に能力構築支援に取り組んでいくことが重要である。

## 5　女性・平和・安全保障（WPS）推進に向けた取組

### 1　女性・平和・安全保障（WPS）とは

女性･平和･安全保障 (Women, Peace and Security)、いわゆるWPSは、紛争、災害などの発生時に、より脆弱な立場に置かれる女性、女児などを、特に保護すべき対象であるとして、女性、女児などの保護・救済に取り組みつつ、女性が指導的・主体的に、紛争の予防、復興および平和構築、ならびに防災、災害対応や復興のあらゆる段階に参加することで、より持続的な平和に資することができるという考え方をいう。

1990年代、旧ユーゴスラビアやルワンダ内戦における大規模な性的暴力が世界的な注目を浴びた。さらに、1995年には、北京において第4回世界女性会議が開催され、北京宣言を踏まえた行動綱領の中で、紛争解決の意思決定レベルへの女性の参加を増大し、武力またはその他の紛争下に暮らす女性を保護することが戦略目標として明記された。また、1998年に採択された国際刑事裁判所に関するローマ規程において、紛争下の性的暴力は戦争犯罪と明記された。

こうした国際的な潮流を背景に、2000年、紛争下の女性をめぐる課題に焦点を当てた初めての安保理決議である女性・平和・安全保障（WPS）に関する決議第1325号が全会一致で採択された。同決議は、「参画」、「予防」、「保護」、「救援と復興」を4つの柱として明記し、全ての取組に**ジェンダー**主流化[36]が要請されている。以降、同決議を補完する観点から、WPSに関連する安保理決議が順次9本採択され、これら10本の決議に記載された取組を総称して「WPSアジェンダ」と呼んでいる。

近年、国際情勢が不透明さを増す中、WPSの考え方は益々重要になっている。

### 2　わが国の取組

わが国は、WPSに関する安保理決議の履行のため、2015年に第1次行動計画を策定した。本行動計画はその後改定され、現在は2023年に策定された第3次行動計画に沿って、WPSに関する取組を進めている。

わが国の行動計画は、紛争のみならず、災害の項目も含めている点に特徴がある。これは、わが国が2011年の東日本大震災をはじめとする多数の大規模自然災害に見舞われ、それらを乗り越えてきた経験から、ジェンダーの視点を防災、災害対応、気候変動、復興のあらゆる段階に取り入れることが重要と認識したことによるものである。また、行動計画は、国際的な取組だけでなく、国内の取組も規定しており、防衛省を含む各省庁において、外交・安全保障、防災や災害対応にかかわる政策意思決定の場への

**KEY WORD　「ジェンダー」**

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」はそれ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

35　2017年に海上保安庁に編成された、海上保安庁の外国海上保安機関に対する能力向上支援の専従部門。当初は7名体制であり、主にわが国のシーレーン沿岸国を対象として支援を実施していたが、2024年4月現在18名体制となり、太平洋島嶼国を含むインド太平洋地域へ支援を拡大しつつある。
36　あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策および事業にジェンダーの視点を取り込むこと。

女性の登用・参画の推進やジェンダー視点[37]に立った政策、施策の整備・実施を推進していくとしている。

## 3　防衛省・自衛隊におけるWPS

### (1) WPSを推進する必要性・意義

WPSの推進は、国民の生命、身体などの保護、防衛力の抜本的強化に加え、国際社会の平和と安定に寄与するものである。したがって、防衛省・自衛隊としても、WPSを推進していく必要がある。

第一に、国民の生命、身体などの保護に関して、在外邦人等の輸送や災害派遣における被災者へのきめ細かな生活支援などの活動を行う機会が近年増加している。こうしたなか、人口の約半数を占め、紛争下などで特に脆弱な立場に置かれる女性や女児などのニーズを踏まえ、ジェンダー視点に基づき体系的に対応することにより、国民の生命、身体などの保護に直接寄与していく。

第二に、防衛力の抜本的強化に関して、WPSは、安全保障分野などにおける意思決定過程への女性の参画などを掲げており、これまで防衛省が取り組んできた女性活躍推進施策などと密接に関連するものである。WPSの推進は、女性を含む多様な人材が能力を発揮できる環境をもたらすものであり、こうした多様性はオペレーションの効率化という点でも重要である。このように、WPSを推進することは、その活動の主体である防衛省の人材育成および組織の能力強化に繋がり、防衛力の抜本的強化のために必要不可欠である。

第三に、国際社会の平和と安定への寄与に関して、2023年に岸田内閣総理大臣（当時）が発表した「FOIPのための新たなプラン」では、平和の原則および繁栄のルールはFOIPの屋台骨との考えのもと、弱者が力でねじ伏せられない国際環境を醸成するため、WPSの観点を踏まえた対応を明記している。PKOや国際緊急援助活動をはじめとする自衛隊の海外での活動を、より効果的に行うためには、WPSに関する視点が不可欠である。基本的人権の尊重および法の支配の確保を追求する諸外国の国防当局などと協調しつつ、防衛省としても、国際社会の責任ある一員として、WPSを推進し、平和と安定に寄与していく。

### (2) 防衛省・自衛隊における推進体制の強化

防衛省・自衛隊は、これまでも国内で女性活躍推進のための様々な取組を進めるとともに、PKOや大規模災害対応に取り組む主体として、WPSの観点を踏まえ、国内外の活動を推進してきた。一方で、防衛省・自衛隊の全体を見れば、隊員一人一人にWPSの認識や、ジェンダー視点を政策の企画・立案に反映させることの意義が浸透していないという課題があった。

こうした課題も踏まえ、全自衛隊員の意識改革や国際的な連携の取組などをさらに強化するため、2023年にWPS国際連携調整官を指名するとともに、防衛大臣政務官を本部長とする防衛省WPS推進本部を設置した。

防衛省WPS推進本部は、これまで4回の会合を開催し、2024年4月に開催した第3回会合においては「防衛省女性・平和・安全保障（WPS）推進計画」が初めて策定された。本推進計画は、政府のWPSに関する行動計画を踏まえ、防衛省として2028年度までに実施すべき事項を定めたものである。

同推進計画は、4つの具体的な取組として、①防衛省全体の意識改革、②WPS推進体制の整備、③諸外国、機関などとの連携、④自衛隊の活動へのジェンダー視点の反映について定めている。2024年以降、同推進計画を円滑に行うため、WPSの主導的な役割を果たす高官に助言を与え補佐する役割を担うジェンダー・アドバイザーを、本省内部部局や各幕僚監部に配置するとともに、2025年4月、本省内部部局にWPS国際連携室を、陸幕にWPS推進室をそれぞれ設置した。また、2025年



第1回日ASEAN WPS協力プロジェクト（2024年10月）

37　ジェンダーに基づく地位や力関係によって生じる差異に着目し、そうした差異がどのように男性および女性の当面のニーズ・長期的な利益の形成に影響するか検討するもの。

3月に開催された第4回推進本部では、同推進計画が策定された2024年4月から同年12月までの取組を評価した。

防衛省としては、推進計画に基づき同評価を踏まえつつ、省一体としてWPSを強力に推進し、ジェンダー視点を踏まえた活動を行うことで、国民の保護や国際社会の平和と安定に貢献していく。

### (3) 最近の主な取組

わが国は、ベトナムとともにADMMプラスPKO専門家会合の第4期（2021年から2024年）共同議長を務め、国際的なWPS推進を主導してきた。共同議長国として活動の主目的の一つにWPS推進を掲げ、WPSプラットフォーム[38]を設立し、国連から専門家を招へいして4度のWPSセミナーを開催するなど、各国のWPSに関する認知向上に貢献した。さらに、第5期（2024年から2027年）では、フィリピンとともにADMMプラス海洋安全保障専門家会合の共同議長を務めており、引き続き、WPS推進を主目的の一つとして同活動を推進している。

また、2023年以降、インド太平洋諸国に対して実施中のPKOやHA/DR分野の能力構築支援の枠組みにWPSの要素を新たに反映させ、WPSに関するセミナーや意見交換を行い、各国国防関係者のWPSへの認知向上に寄与している。さらに、2024年10月に開催された「第1回日ASEAN WPS協力プロジェクト」については、ASEAN諸国とASEAN事務局に加え、オブザーバーとして東ティモール、フィジー、トンガの防衛当局などが参加し、外部有識者による講義や参加者による取組状況の共有により参加者の認知向上や理解の促進に寄与した。

加えて、諸外国やNATOなどが主催するWPSに関する訓練研修や国際会議にWPS国際連携企画官や自衛官を講演者として派遣し、防衛省・自衛隊の取組を積極的に紹介するとともに、WPSを推進する関係諸国からの知見を得て、防衛省・自衛隊におけるWPS推進の方向性の検討の資としている。

国内では、災害時などにおいてジェンダー視点に則った対応を行っている。災害は全ての人の生活を脅かすが、性別や年齢などの違いにより、受ける影響が異なることが知られており、令和6年能登半島地震でも、乳児用のミルクの種類などデリケートな内容を含む様々なニーズを考慮し、女性被災者には女性隊員が聞き取りに努めるなど、迅速かつ的確な対応を行った。

また、わが国は、国内の災害対応に限らず、インド太平洋地域における大規模自然災害発生時には、国際緊急援助隊の派遣を含む緊急人道支援活動を行っており、自衛隊による災害対応は国内外問わず想定される。

防衛省・自衛隊としては、災害派遣を含む各種活動において、女性や女児などに寄り添った対応を体系的に行えるよう、省一体となってジェンダー視点を反映していく。




令和6年能登半島地震の災害派遣において、
入浴支援をする女性自衛官（2024年2月）

参照　Ⅳ部3章3節2項（女性の活躍推進のための改革）

**資料**：省HP：女性・平和・安全保障（WPS）に関する取組
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/approach/wps/index.html

38 2021年、第4期ADMMプラスPKO専門会合のもとに設置したもの。ADMMプラス参加国の知見・経験を継続的に集約し、WPS専門家を招へいし定期的にセミナーを開催する場を提供することで、WPSの意識向上に貢献した。

# 6 海洋安全保障の確保

国家防衛戦略は、海洋国家であるわが国にとって、自由で開かれた海洋秩序を強化し、航行・飛行の自由や安全を確保することは、わが国の平和と安全にとって必要不可欠であるとしている。

このため、防衛省・自衛隊は、インド太平洋地域の沿岸国と共に、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の実現のため、海洋安全保障に関する協力を推進している。
Free and Open Indo-Pacific

また、シーレーンの安定的利用を確保するため、関係機関との協力・連携のもと、海賊対処や日本関係船舶の安全確保に必要な取組を行っている。

参照　Ⅰ部4章5節（海洋をめぐる動向）

## (1) 海洋安全保障の確保に向けた取組

### ア　政府としての基本的考え方

国家安全保障戦略において、わが国は海洋国家として、同盟国・同志国などと連携し、航行・飛行の自由や安全の確保、法の支配を含む普遍的価値に基づく国際的な海洋秩序の維持・発展に向けた取組を進めることとしている。具体的には、海洋状況監視、共同訓練・演習、海外における寄港などの推進、海賊対処や情報収集活動を行うことを明記している。

さらに、南シナ海などにおける航行および上空飛行の自由の確保、国際法に基づく紛争の平和的解決の推進、シーレーン沿岸国との関係強化、北極海航路の利活用、ジブチにおける拠点の活用などについて取り組むこととしている。

2023年4月に閣議決定された第4期海洋基本計画[39]においては、引き続き海洋の安全保障の観点から海洋政策を幅広く捉え、「総合的な海洋の安全保障」のための取組を政府一体となって進めることとされた。そのため、わが国自身の努力を主とする「わが国の領海などにおける国益の確保」や同盟国・同志国などとの連携強化を通じた、「国際的な海洋秩序の維持・発展」のために必要な施策を推進することとしている。

また、中国とASEANが策定に向け協議を続けている南シナ海行動規範（COC）に対し、わが国としては、COCが実効的かつ実質的で国連海洋法条約をはじめとする国際法に合致し、南シナ海を利用する全てのステークホルダーの正当な権利と利益を尊重するものとなるべきとの立場を表明している。
Code of Conduct in the South China Sea

### イ　防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊は、シーレーンの安定的利用を確保するための海賊対処行動、中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動などを行っている。また、国際的な海洋秩序の強化や航行の自由の重要性について、防衛省・自衛隊としても機会を捉えて国際社会に呼びかけており、人類の繁栄に不可欠な海においても「法の支配」を徹底することを一貫して訴えている。特に、東シナ海において、力による一方的な現状変更やその試みが継続していることや、南シナ海を巡る問題においても、全ての当事者が、国連海洋法条約をはじめとする国際法に基づき、紛争の平和的解決に向け努力することの重要性について強調している。

参照　1章1節2項7（1）（海賊対処の取組）、（2）（中東地域における日本関係船舶の安全確保のための情報収集）

## (2) 海洋安全保障にかかる協力

第4期海洋基本計画では、「自由で開かれた海洋」の維持・発展に向け、防衛当局間における二国間・多国間の様々なレベルの安全保障対話・防衛交流を活用し、各国との海洋安全保障に関する協力を強化することとされている。

これを受け、防衛省・自衛隊は、ADMMプラスやARF海洋安全保障会期間会合（ISM-MS）といった地域の安全保障対話の枠組みにおいて、海洋安全保障のための協力に取り組んでおり、2024年から2027年までの間、フィリピンとともに、ADMMプラス海洋安全保障専門家会合の共同議長を務めている。
Inter Sessional Meeting on Maritime Security

また、インド太平洋地域沿岸国に対し、海洋安全保障にかかる能力構築支援を行っており[40]、沿岸国の海洋状況把握（MDA）能力の向上を支援するほか、同盟国・同志国などと海洋安全保障にかかる協力を強化している。
Maritime Domain Awareness

海自は、インド太平洋地域の各国海軍などと連携しつ

39　海洋における施策を総合的かつ計画的に推進するために政府が策定するもので、おおむね5年おきに見直しがなされる。
40　これまで、インドネシア、ベトナム、フィリピン、タイ、ミャンマー、マレーシア、ブルネイ、スリランカに対し、海洋安全保障に関する能力構築支援の取組を行った実績がある。

つ、同地域沿岸国の海軍、警察機関などと海洋安全保障にかかる訓練を行っている。特に、太平洋島嶼国は、違法・無報告・無規制（IUU）漁業[41]、海上における犯罪などのため、海洋安全保障能力の強化が急務であることから、海自インド太平洋方面派遣（IPD24）部隊は、一部の訓練で海上保安庁、米国、オーストラリアと連携しつつ、マーシャル、ミクロネシア、パラオ[42]において海洋安全保障にかかる訓練を実施した。

派遣海賊対処行動水上部隊および航空隊は、海賊対処任務に加え、ジブチに駐留する他国軍との防衛交流を推進しているほか、中東地域沿岸国港湾への寄港や、戦術技量の向上、各国軍との連携強化を目的に、EU海上部隊など[43]と共同訓練を行っている。

こうした防衛交流・協力を通じたインド太平洋地域沿岸国との連携強化は、海洋安全保障の維持に寄与するものであり、大きな意義がある。

参照　1節4項3（関係各国との連携）、資料59（多国間共同訓練の参加など（2021年度以降））

VOICE

## 日米印豪共同訓練「マラバール2024」に参加した隊員の声

ありあけ　佐世保　応急長　2等海尉　金子（かねこ）　将大（まさひろ）

私は、2024年度インド太平洋方面派遣訓練（IPD24）第2水上部隊派遣艦艇の1艦である護衛艦「ありあけ」応急長として、インドにて開催された日米印豪共同訓練「マラバール2024」に参加しました。

「マラバール2024」は、日米印豪4か国の海軍艦艇などが参加する共同訓練です。停泊フェーズにおいて各種調整会議、専門術科会報や艦艇相互訪問などを行い、演習期間における部隊運用に関して戦術レベルでの同期（Synchronize）や各国海軍の文化、思想について理解を図るとともに、洋上フェーズでは、各種戦訓練や対抗戦（War At Sea EX）を通じて各国海軍との相互理解や連携を強化しました。

私は、インド海軍連絡幹部と各種停泊行事・広報に関する計画や調整、主燃料や真水といった後方補給に関する現場間調整に携わりました。特に、艦艇広報や各会議を通じて乗員レベルでのコミュニケーションを行うことで、FOIPのために、「言語の違い」や「文化の違い」を超えて互いの価値観を理解し強固な信頼関係を構築することが重要であることを認識しました。本訓練で他国海軍との文化や価値観の共有を図れたことは私自身にとっても非常に有意義な経験となりました。



インド海軍士官との交流



41 無許可操業、無報告または虚偽報告された操業、無国籍の漁船、地域漁業管理機関非加盟国の漁船による違反操業など、各国の国内法や国際的な操業ルールに従わない漁業活動であり、水産資源の持続可能な利用に対する深刻な脅威、かつ、食料安全保障にも直結する。

42 IPD24部隊は、パラオにおいて、日本の団体が供与したパラオ海上保安機関巡視船（ケダム）と訓練を実施した。マーシャルでは、海上保安庁と連携し、マーシャル海上警察と訓練を実施した。ミクロネシアには同国の海洋安全保障能力の強化に寄与するため、立入検査部隊を空路派遣し、立入検査訓練などを実施した。

43 派遣海賊対処行動水上部隊は、2024年4月にEU海上部隊（イタリア海軍）と、9月、12月には、EU海上部隊（スペイン海軍）と海賊対処共同訓練を行った。

# 第2節 国際平和協力活動への取組

## 1 国際平和協力活動の枠組みなど

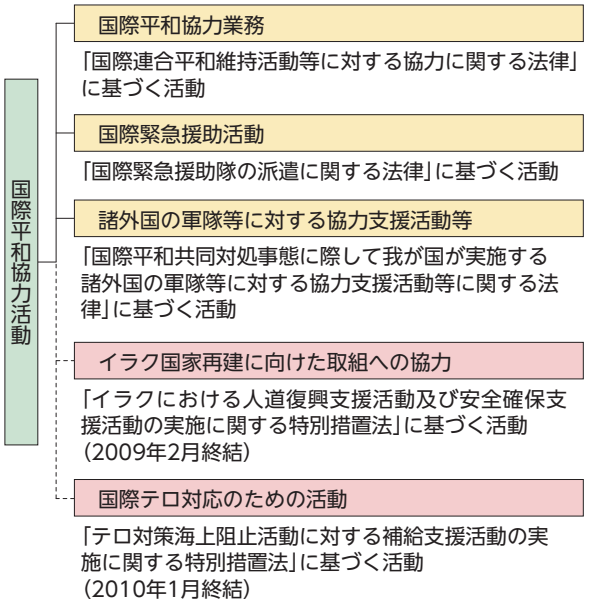
### 1 国際平和協力活動の枠組み

防衛省・自衛隊は、外交活動とも連携しつつ、国際平和協力活動などに積極的に取り組んでいる。

防衛省・自衛隊が本来任務[1]として行う国際平和協力活動には、国連平和維持活動（国連PKO（Peacekeeping Operations））への協力をはじめとする国際平和協力業務、海外の大規模な災害に対応する国際緊急援助活動、国際平和共同対処事態に際しての協力支援活動などがある。

参照 図表Ⅲ-3-2-1（自衛隊による国際平和協力活動）、Ⅱ部5章5項（国際社会の平和と安定への貢献に関する枠組み）、資料10（自衛隊の主な行動の要件（国会承認含む）と武器使用権限など）、資料12（国際平和協力活動関連法の概要比較）、資料61（自衛隊が行った国際平和協力活動など）

図表Ⅲ-3-2-1 自衛隊による国際平和協力活動




凡例：□は限時法、□は恒久法に基づく活動を示す。

### 2 国際平和協力活動を迅速、的確に行うための平素からの取組

自衛隊が国際平和協力活動に積極的に取り組むためには、平素から各種体制の整備を進めることが重要である。このため、陸・海・空自がともに、派遣待機部隊などを指定し、常続的に待機態勢を維持している。また、国連本部が各国のPKO派遣にかかる準備状況を具体的に把握するための国連平和維持活動即応能力登録制度（PCRS（UN Peacekeeping Capability Readiness System））に施設部隊や司令部要員などのほか、C-2輸送機やC-130H輸送機を登録している。

国際平和協力活動などにおいて、人員・部隊の安全を確保し、任務を遂行するため、自衛隊は、派遣先での情報収集能力や防護能力の強化も進めている。さらに、多様な任務環境や任務の長期化に対応するため、輸送展開能力や情報通信能力の向上、円滑かつ持続的な活動のための補給や衛生の体制整備にも取り組んでいる。

国際平和協力活動に従事するうえで必要な教育については、陸上総隊隷下の国際活動教育隊において、派遣前の陸自要員の育成、訓練支援などを行っている。また、統合幕僚学校の国際平和協力センターでは、国際平和協力活動などに関する基礎的な講習を行うとともに、国連PKOなどにおける派遣国部隊指揮官や派遣ミッション司令部幕僚要員を養成するための専門的な教育を国連標準の教材や外国人講師も活用して行っている。同センターでは、多様化・複雑化する国際平和協力活動の実態を踏まえ、関係省庁職員、外国軍人に対する教育も行い、連携・協力の促進や、より効果的な国際平和協力活動に資することを目指している。

### 3 派遣部隊に対する福利厚生やメンタルヘルス施策

防衛省・自衛隊では、任務に従事する隊員や隊員家族の不安を軽減するよう、各種家族支援施策、派遣部隊に

1 自衛隊法第3条に規定される「主たる任務」と「従たる任務」を合わせたもの。「主たる任務」は、わが国の防衛であり、「従たる任務」は、公共の秩序の維持、重要影響事態に対応して行う活動および国際平和協力活動である。

対するメンタルヘルス施策を行っている。派遣部隊隊員に対しては、①ストレス軽減に必要な知識を与えるための派遣前教育、②派遣前・派遣中・帰国後などの各段階に応じたメンタルヘルスチェック、③メンタルヘルス要員などによる派遣中の隊員の不安や悩みなどの相談へのカウンセリング、④派遣中の隊員に対し、専門的知識を有する医官を中心としたメンタルヘルス診療支援チームの派遣、⑤帰国に際してのストレス軽減のための帰国前教育、⑥帰国後の臨時健康診断など、派遣部隊の特性に応じて必要な施策を行っている。

## 2 国連PKOなどへの取組

国連PKOは、世界各地の紛争地域の平和と安定を図る手段として、伝統的な停戦監視などの任務に加え、近年では、文民の保護（POC：Protection of Civilian）、政治プロセスの促進、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR：Disarmament, Demobilization and Reintegration）、治安部門改革（SSR：Security Sector Reform）、法の支配、選挙、人権などの分野における支援などを任務とするようになっている。

また、紛争や大規模災害による被災民などに対して、人道的な観点や被災国内の安定化などの観点から、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR：Office of the United Nations High Commissioner for Refugees）などの国際機関や各国政府、非政府組織（NGO：Non-Governmental Organization）などにより、救援や復旧活動が行われている。

これまで、わが国は、30年以上にわたって、カンボジア、ゴラン高原、東ティモール、ネパール、南スーダンなど、様々な地域において国際平和協力業務を行い、内外から高い評価を得ている。現在、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS：United Nations Mission in the Republic of South Sudan）および多国籍部隊・監視団（MFO：Multinational Force and Observers）にそれぞれ司令部要員を派遣している。

今後も国際平和協力活動については、これまでに蓄積した経験を活かし、人材育成などに取り組むとともに、現地ミッション司令部要員などの派遣や、わが国が得意とする分野における能力構築支援、国連本部への幕僚派遣などの活動を通じ積極的に貢献していくこととしている。

### 1 多国籍部隊・監視団（MFO）への派遣

#### (1) MFOへの派遣の意義

MFOは、「エジプト・アラブ共和国とイスラエル国との間の平和条約の議定書」（1981年8月）により、平和条約に定められた国際連合の部隊や監視団の任務および責任を代替する機関として設立された。MFOは、エジプトとイスラエル間の停戦監視を任務とし、1982年の活動開始以来、両国の対話や信頼醸成の促進を支援することにより、わが国の「平和と繁栄の土台」である中東の平和と安定に貢献してきた。

このようななか、MFOからわが国に対し、要員の派遣について要請があり、わが国としても、国際平和のための努力に対し人的な協力を積極的に果たしていくため、2019年以降、国際連携平和安全活動としてMFOへ司令部要員を派遣している。

#### (2) 司令部要員などの活動

現在、陸上自衛官4名が、シナイ半島南部に所在するMFO司令部（連絡調整部および後方支援部施設課）において活動を行っている。

連絡調整部には、2019年以降、2名の司令部要員を派遣しており、エジプト、イスラエルとの連絡調整や、これにかかる中長期の活動方針の作成などの業務に従事している。

後方支援部施設課には、2023年以降、2名の司令部

**資料**：国連PKO派遣30周年　陸上自衛隊「国際活動の軌跡と発展」
**URL**：https://www.mod.go.jp/gsdf/about/pko30/index.html

**資料**：シナイ半島国際平和協力業務（国際連携平和安全活動）
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa/pko/201904_egy.html

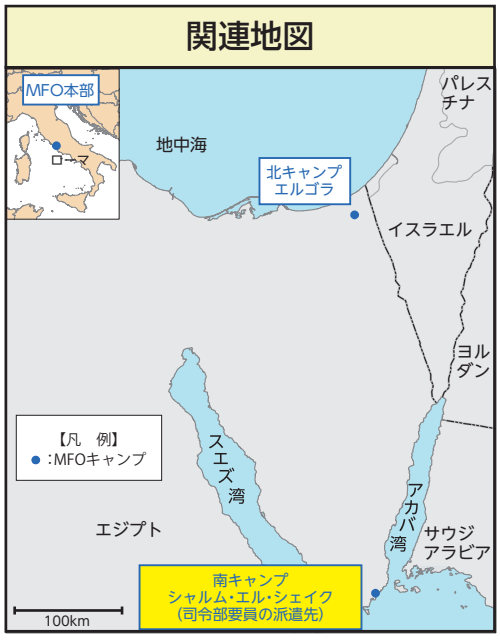
要員を派遣しており、MFOの各種施設の更新に関する計画作成や進捗管理などの業務に従事している。

そのほか、MFOに派遣された司令部要員が円滑かつ効果的に活動を行えるよう、カイロに連絡調整要員1名を派遣し、関係機関との連絡・調整などにあたらせている。

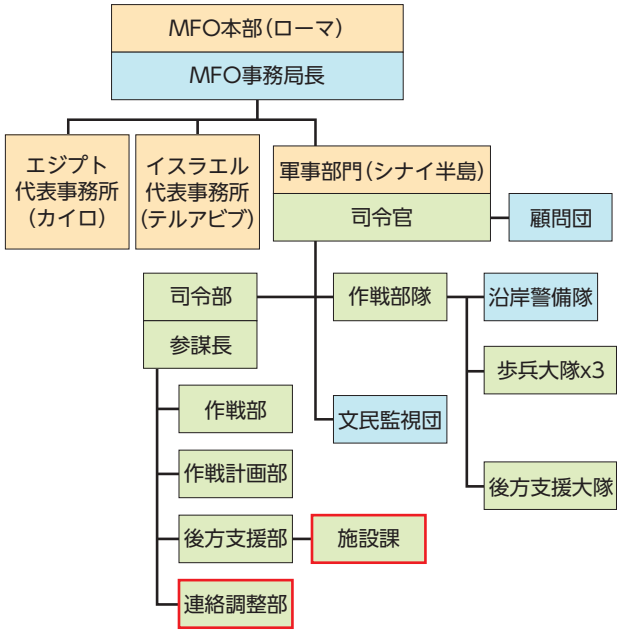
この活動を通じ、中東の平和と安定へのわが国の一層積極的な関与の姿勢を示すほか、米国をはじめ他の要員派遣国との連携の促進、人材育成の機会となることが期待される。

参照　図表Ⅲ-3-2-2（MFO関連地図）、図表Ⅲ-3-2-3（MFO組織図）

**図表Ⅲ-3-2-2　MFO関連地図**




**図表Ⅲ-3-2-3　MFO組織図**




（注）赤枠はわが国要員の配置部門　　2025年3月末現在

## 2　国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）

### （1）UNMISSへの派遣の意義

2011年7月、南スーダン独立に伴い、平和と安全の定着や南スーダンの発展のための環境構築の支援などを目的として、UNMISSが設立された。わが国は、国連からのUNMISSに対する協力、特に、陸自施設部隊の派遣要請を受け、司令部要員、自衛隊の施設部隊などを派遣してきた。

南スーダンは6つの国と国境を接し、アフリカ大陸を東西南北に結ぶ、極めて重要な位置にある。南スーダンの平和と安定は、南スーダン一国のみならず、周辺諸国の平和と安定、ひいてはアフリカ全体の平和と安定につながるものであり、かつ国際社会で対応すべき重要な課題である。防衛省・自衛隊は、これまでの国連PKOにおいて実績を積み重ね、国連も高い期待を寄せているインフラ整備面での人的協力を行うことで、南スーダンの平和と安定に貢献してきた。

UNMISSは、現在、わが国が要員を派遣する唯一の国連PKOであり、司令部要員の派遣は、南スーダンの和平プロセスの進展を国際社会とともに支援するものである。国連への緊密な関与の継続や周辺アフリカ諸国など

との連携、人材育成の機会確保などの観点から、引き続き要員を派遣する意義がある。

参照　Ⅰ部3章10節2項（アフリカ）

### (2) 司令部要員などの活動

2025年3月末現在、南スーダンの首都ジュバに所在するUNMISSの本部において、従前から陸上自衛官6名（副参謀長（人事・評価・訓練担当）、その補佐官、兵站幕僚、情報幕僚、施設幕僚、航空運用幕僚）が活動を行っており、副参謀長はUNMISS軍事部門司令部における人事・評価・訓練部門の運営・監督、その補佐官は副参謀長の業務のサポート、兵站幕僚はUNMISSの活動に必要な物資の調達・輸送、情報幕僚は治安情勢にかかる情報の収集・整理、施設幕僚はUNMISS全体の施設業務にかかる企画・立案、航空運用幕僚はUNMISSが運航する航空機の飛行計画の作成などの業務を行っている。

さらに、司令部要員の活動を支援するため、在南スーダン日本大使館内の連絡調整事務所に、連絡調整要員1名を派遣している。連絡調整要員は、わが国のUNMISSに対する協力を円滑かつ効率的に行うことを目的として、南スーダン政府などと南スーダン国際平和協力隊との間の連絡調整にあたっている。

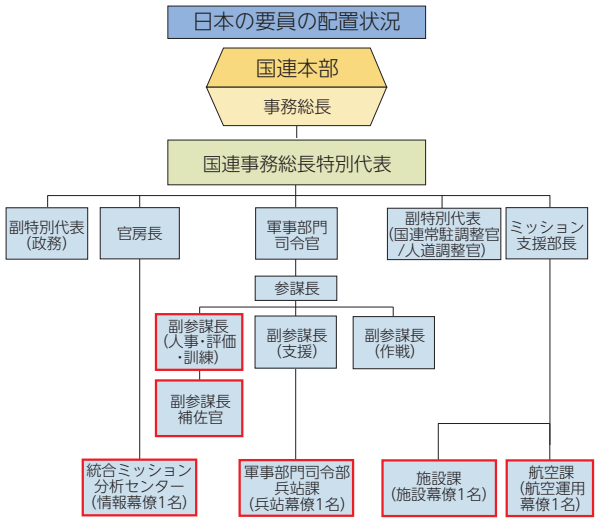
このように、わが国は引き続き、UNMISSの活動に貢献していくこととしている。



UNMISS軍事部門司令部で活動する派遣隊員（2024年5月）

参照　図表Ⅲ-3-2-4（UNMISSの組織図）

**図表Ⅲ-3-2-4　UNMISSの組織**




（注）赤枠はわが国要員の配置部門　　2025年3月末現在

## 3　国連事務局への防衛省職員の派遣

防衛省・自衛隊は、国連の国際平和に向けた努力に積極的に寄与し、また、派遣された職員の経験をわが国のPKO活動への取組に活用することを目的に、国連事務局へ職員を派遣している。2025年3月現在、3名の自衛官（室長級および担当級）が、国連平和活動局において国連PKOの方針や計画の作成、各国派遣要員の能力評価などに関する業務を行っているほか、自衛官と事務官の各1名（ともに担当級）が国連活動支援局において国連三角パートナーシップ・プログラム[2]（UNTPP）に関する業務を行っている。

United Nations Triangular Partnership Programme

参照　資料60（国際機関などへの防衛省職員の派遣実績）

## 4　PKO訓練センターへの講師などの派遣

防衛省・自衛隊は、平和維持活動におけるアフリカ諸国などの自助努力を支援するため、アフリカなどに所在

**資料**：国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa/pko/201111_ssd.html

2　国連、国連PKOの要員派遣国および支援国（技術や装備を有する第三国）間の協力により、国連PKOに派遣されるPKO要員の訓練、必要な装備品の提供を行う協力枠組み。

するPKO訓練センターなどに自衛官を派遣し、PKO要員の教育訓練を支援しており、これらPKO訓練センターの機能強化を通じ、アフリカなどの平和と安定に寄与している。

参照　資料60（国際機関などへの防衛省職員の派遣実績）

## 5　国連三角パートナーシップ・プログラム（UNTPP）への支援

わが国は、これまでPKOの円滑化に欠かせない施設や輸送の分野で確かな信頼を得てきた。今後もPKOの早期展開を支援し、質の高い活動を実現するため、2014年のPKOサミットにおいて、わが国は積極的な支援を表明し、UNTPPによって具体化された。

UNTPPは、わが国が拠出した資金を基に、国連活動支援局が重機の調達や工兵要員への訓練を行うものとして始動した。プログラムの開始から2025年3月までに、のべ207名の陸上自衛官をアフリカ地域に派遣し、同地域の9か国336名の要員に対して、計11回の訓練を行った。

また、PKO要員の30%以上がアジアから派遣されていたことを踏まえ、2018年より、UNTPPをアジアおよび同周辺地域においても行っている。

2024年6月、陸上自衛官24名をインドネシア平和安全保障センターに派遣し、インドネシアおよび周辺国の工兵要員を対象として、PKOにおけるインフラ整備、宿営地の造成などに必要な知識、技能の修得に寄与した。また、同年11月、近年PKOミッションが直面しているIED（即席爆発装置）の脅威に対応するため、陸上自衛官20名をカンボジアPKO訓練校に派遣し、日本が行ってきた重機操作訓練に加えて、初の多国間連携として、オーストラリアおよび韓国と共同でIED対処訓練や負傷者の野外救護訓練をアジア周辺国のPKO要員に対し提供した。プログラムの開始から2025年3月までに、のべ160名の陸上自衛官を派遣し、アジアおよび同周辺地域の14か国127名の要員に対して、計7回の訓練を行った。

Improvised Explosive Device




国連三角パートナーシップ・プログラム初めての
日韓豪連携事業閉会式の様子（2024年11月）

さらに、国連PKOにおいて、派遣要員の安全確保のための衛生能力強化が課題となっていることから、国連がUNTPPでの支援の枠組みを衛生分野にまで拡大し、国連野外衛生救護補助員コース[3]（UNFMAC）が設置されることとなった。2024年11月、ウガンダにある国連エンテベ地域支援センターで行われた同コースに、防衛省・自衛隊は教官要員として陸上自衛官1名を派遣し、派遣要員30名に対して教育を行った。

UN Field Medical Assistant Course

そのほか、UNTPPの一環として、工兵要員を対象とした作業工程管理課程をオンラインで開催している。本課程は、国連PKOミッションにおける工事管理、問題発生時の対処法などを教育するものであり、2024年9月、陸上自衛官5名の教官が、インドネシア、カンボジア、フィリピン、ベトナム、モンゴルの工兵要員32名を対象に、同年12月には、ケニア、タンザニア、ウガンダの工兵要員22名を対象に教育を行った。

# 3　国際緊急援助活動への取組

近年、軍の果たす役割が多様化し、人道支援・災害救援（HA/DR）などに軍の有する能力が活用される機会が増えている。自衛隊も、人道的な貢献やグローバルな安全保障環境の改善の観点から、国際協力の推進に寄与することを目的として国際緊急援助活動に積極的に取り組んでいる。

Humanitarian Assistance/Disaster Relief

このため、平素から、自衛隊は事前に作成した計画に基づき任務に対応できる態勢を維持している。派遣に際しては、被災国政府などからの要請内容、被災地の状況などを踏まえつつ、外務大臣との協議に基づき、自衛隊

3　PKOの活動地域において、衛生隊員または医療従事者が専門的な治療を行う前に、応急処置をできる要員の育成を目的とする課程。

の機能・能力を活かした国際緊急援助活動を積極的に行っている。

## 1　国際緊急援助隊法の概要など

わが国は、1987年に国際緊急援助隊法[4]を施行し、被災国政府または国際機関の要請に応じて国際緊急援助活動を行ってきた。1992年、国際緊急援助隊法が一部改正され、自衛隊が国際緊急援助活動や、そのための人員や機材などの輸送を行うことが可能となった。

## 2　自衛隊が行う国際緊急援助活動と自衛隊の態勢

自衛隊は、国際緊急援助活動として災害の規模や要請内容などに応じて、①応急治療、防疫（ぼうえき）活動などの医療活動、②ヘリコプターなどによる物資、患者、要員などの輸送活動、③浄水装置を活用した給水活動、④海自固定翼哨戒機による捜索活動などの協力に加え、⑤自衛隊の輸送機・輸送艦などを活用した被災地への人員、機材の輸送を行うことができる。

陸自は、国際緊急援助活動を自己完結的に行えるよう、陸上総隊や方面隊などが任務に対応できる態勢を常時維持している。海自は自衛艦隊が、空自は航空支援集団が、国際緊急援助活動を行う部隊や部隊への補給品などの輸送ができる態勢を常時維持している。

## 3　ミャンマー連邦共和国における国際緊急援助活動など

2025年3月28日、ミャンマー中部を震源とする地震により、大きな被害が発生した。外務大臣から、自衛隊機による国際緊急援助活動に必要な医療資機材などの輸送について、協力を求めるための協議があり、防衛大臣がミャンマーにおける国際緊急援助活動に必要な医療資機材などの輸送を統合作戦司令官に命じた。この命令を受け、現地における情報収集・連絡調整のため、現地調整所を設置するとともに、同年4月8日から9日にかけて、C-130輸送機1機が、本邦からマンダレー国際空港まで、被災地で活動するわが国の国際緊急援助隊・医療チームが人道支援を継続するために必要な医療資機材の輸送を行った。その後、現地調整所による情報収集を継続してきたが、現地では災害に起因する患者数は当初よりも大幅に減少していることなどを総合的に勘案し、同年4月22日に任務を終結することとなった。この任務は、統合作戦司令部の発足後、初となる国際緊急援助活動であったが、統合作戦司令官の指揮のもと、部隊は「ミャンマーの人々と共にある」との方針により、円滑に任務を行った。



**資料**：国際緊急援助活動等
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa/kokusai_enjyo/

4　国際緊急援助隊の派遣に関する法律。

VOICE

## UNMISSに参加している隊員の声

UNMISS司令部　UNトンピン　施設幕僚　3等陸佐　皆川（みなかわ）　桃子（もも こ）

私は2024年9月から南スーダン共和国でUNMISS司令部施設幕僚として勤務し、主に同国内の補給幹線を整備するため、司令部内の関係部署や6カ国から派遣されている陸軍工兵隊との現地調整や整備計画の作成を行っています。現地では、私の所属する施設課や他の部署の多くのスタッフとの関係を構築するため、厚生活動などを通じた交流を持つように努めています。

本派遣間、子ども2人を含む日本にいる家族や自衛隊からの期待を胸に、南スーダン共和国の平和と安定に貢献するとともに、歴代の派遣幕僚などの先輩方が築き上げた、南スーダン共和国の方々との信頼関係をさらに強固なものにできるよう、引き続き、派遣間の業務に精一杯尽力してまいります。



補給幹線整備の現地確認する様子（筆者は右から2人目）




厚生活動で実施したサイクリングレースでの表彰式の様子（筆者は左）

# 第3節 軍備管理・軍縮や不拡散への取組

大量破壊兵器やその運搬手段となりうるミサイルなどの拡散、武器および軍事転用可能な貨物・機微技術の拡散については、国際社会の平和と安定に対する差し迫った課題である。また、特定の通常兵器の規制についても、人道上の観点と防衛上の必要性とのバランスを考慮しつつ、各国で取り組んでいる。

これらの課題に対しては、**軍備管理・軍縮・不拡散**にかかわる国際的な体制が整備されており、わが国も積極的な役割を果たしている。

国家安全保障戦略は、自由で開かれた国際秩序を強化するための取組のうち、重要な方策の一つとして、大量破壊兵器などの軍備管理・軍縮・不拡散について述べている。また、国家防衛戦略では、国際機関や国際輸出管理レジームの実効性の向上に協力していくこととしている。

参照 図表Ⅲ-3-3（通常兵器、大量破壊兵器、ミサイルおよび関連物資などの軍備管理・軍縮・不拡散体制）

**KEY WORD　軍備管理・軍縮・不拡散**

**「軍備管理」**
軍備または兵器の規制、検証・査察、信頼醸成、通常兵器の移転の規制など。

**「軍縮」（軍備縮小）**
国際的な合意のもと、特定の軍備の縮小または兵器の削減を行い、さらにはそれを廃絶すること。

**「不拡散」**
わが国や国際社会にとって脅威となりうる兵器（核兵器、生物・化学兵器といった大量破壊兵器やそれらを運ぶミサイルならびに通常兵器）やその開発に用いられる関連物資・技術の拡散を防ぐこと。

**図表Ⅲ-3-3　通常兵器、大量破壊兵器、ミサイルおよび関連物資などの軍備管理・軍縮・不拡散体制**

| 区　分 | 大量破壊兵器など | | | | 通常兵器 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 核兵器 | 化学兵器 | 生物兵器 | 運搬手段（ミサイル） | |
| 軍備管理・軍縮・不拡散関連条約など | 核兵器不拡散条約（NPT）<br>包括的核実験禁止条約（CTBT） | 化学兵器禁止条約（CWC） | 生物兵器禁止条約（BWC） | 弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC） | 特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW）<br>クラスター弾に関する条約<br>対人地雷禁止条約（オタワ条約）<br>国連軍備登録制度<br>国連軍事支出報告制度<br>武器貿易条約（ATT） |
| 不拡散のための輸出管理体制 | 原子力供給国グループ（NSG） | オーストラリア・グループ（AG） | | ミサイル技術管理レジーム（MTCR） | ワッセナー・アレンジメント（WA） |
| 大量破壊兵器の不拡散のための国際的な新たな取組 | 拡散に対する安全保障構想（PSI）<br>国連安保理決議第1540号 | | | | |

## 1 軍備管理・軍縮・不拡散関連条約などへの取組

わが国は、核兵器、化学兵器および生物兵器といった大量破壊兵器や、その運搬手段となりうるミサイル、関連技術・物資などに関する軍備管理・軍縮・不拡散のための国際的な取組に積極的に参画している。

化学兵器禁止条約（CWC）については、条約交渉の段階から化学防護の知見を提供し、条約成立後も検証措置などを行うために設立された化学兵器禁止機関（OPCW）に化学防護の専門家である陸上自衛官をこれまで8名派遣している。また、陸自化学学校（さいたま市）では、防護研究のため、条約の規制対象である化学物質を少量合成していることから、条約の規定に従い、年次報告の提出やOPCW設立当初から計13回の査察を受入れており、問題ないことが確認されている。

2024年8月、陸自化学学校は、OPCW指定ラボ[5]としての認証を受けた。指定ラボに認証されることにより、①軍備管理・軍縮への取組によるさらなる安全保障環境改善への貢献、②化学兵器にかかる知見習得および国際的地位向上、③国際標準の分析能力の保持によるわが国

5　OPCWの査察員が、化学物質を生産・保管する施設や化学兵器の使用が疑われる事案の発生した現場で収集したサンプルに関し、現地外における分析調査を実施することを想定して、OPCWが指定するラボラトリーのことであり、OPCWによる適切で公平な検証活動を確保する上で重要な役割を果たしている。

の抑止力向上、に寄与していく。

わが国は、CWCに基づいて、中国における遺棄化学兵器を廃棄処理する事業にも政府全体として取り組んでいる[6]。防衛省・自衛隊は、同事業を担当する内閣府に陸上自衛官を含む職員を出向させており、2000年以降、計21回（2024年11月現在）の発掘・回収事業に、化学・弾薬を専門とする陸上自衛官を派遣している。

そのほか、国際輸出管理レジームであるワッセナー・アレンジメントやオーストラリア・グループ、ミサイル技術管理レジーム（MTCR）などの主要な会合に防衛省職員を派遣し、安全保障上の観点から、重要な技術の不拡散に資する提案などを行っている。また、包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会が行う訓練に自衛官を派遣するなど、規制や取決めの実効性を高めるため協力してきた。

通常兵器の規制に関して、わが国は、人道上の観点と安全保障上の必要性を踏まえつつ、特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW）などの各種条約に加え、CCWの枠組み外で採択されたクラスター弾に関する条約（オスロ条約[7]）も締結している。わが国は、同条約の発効を受け、2015年2月に自衛隊が保有する全てのクラスター弾の廃棄を完了した。

また、CCWの枠組みにおいて、自律型致死兵器システム（LAWS）に関する政府専門家会合などにも随時職員を派遣している。LAWSにかかる議論については、その特徴、人間の関与のあり方、国際法の観点などから議論されており、わが国としては、引き続き、安全保障上の観点も考慮しつつ、積極的に議論に関与していくこととしている。



陸自化学学校のOPCW指定ラボ認証記念行事（2024年9月）

加えて、近年、AIが軍事領域に与える影響について国際的な議論が活発化している。2023年から開催されている「軍事領域における責任あるAI（REAIM）」関連会合にも、2024年、防衛省から職員を派遣している。

対人地雷の禁止に関しては、例外保有などに関する年次報告を対人地雷禁止条約（オタワ条約[8]）事務局を通じて国連事務総長に対して行うなど、国際社会の対人地雷問題への取組に積極的に協力してきた。

また、生物兵器禁止条約（BWC）に関連し、毎年、信頼醸成措置報告書を提出しており、防衛医科大学校や防衛装備庁の施設についてもその中で報告している。

このほか、軍備や軍事支出の透明性の向上などを目的とした国連軍備登録制度や国連軍事支出報告制度、武器貿易条約（ATT[9]）に基づく年次報告を行うとともに、国連軍備登録制度については、制度の見直し・改善のための政府専門家会合などに随時職員を派遣している。

参照　資料60（国際機関などへの防衛省職員の派遣実績）

## 2 大量破壊兵器の不拡散などのための国際的な取組

北朝鮮やイランなどが大量破壊兵器・ミサイル開発を行っているとして強く懸念した米国は、2003年、拡散に対する安全保障構想[10]（PSI）を発表し、各国にこの構想への参加を求めた。これに基づき、大量破壊兵器などの拡散阻止能力の向上のためのPSI訓練をはじめ、政策上、法制上の課題の検討のための会合を開催するなどの取組が行われている。

防衛省・自衛隊は、関係機関・関係国と連携し、各種

6　旧日本軍による遺棄化学兵器は、中国東北地方を中心に南部の広東省まで広範囲に確認されており、わが国は、各地において発掘・回収事業および廃棄処理事業を進めている。
7　クラスター弾の主要な生産国および保有国である米国、中国、ロシアなどは未締結。
8　対人地雷の使用や生産、移譲などを禁止する条約。米国、中国、ロシア、韓国、インドなどは未締結。
9　平和や安全を損なう、あるいは、国際人道法などの重大な違反に使用される可能性のある通常兵器の国際移転を規制する条約。米国やロシアなどは未締結。
10　国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器・ミサイル、それらの関連物資の拡散を防止するため、既存の国際法、国内法に従いつつ、参加国が共同して取り得る措置を検討し、また同時に、各国が可能な範囲で関連する国内法の強化にも努めようとする構想。



PSI海上阻止訓練に参加する様子（2024年9月）

会合に自衛官を含む防衛省職員を派遣するとともに、継続的に訓練に参加している。

2024年9月、自衛隊は、オーストラリアで行われたPSI訓練[11]「Pacific Protector 24」に参加した。机上訓練および海上阻止訓練を通じ、PSIにかかる技量向上および参加各国との連携強化を図った。

防衛省・自衛隊としては、わが国周辺における拡散事例などを踏まえ、大量破壊兵器などの拡散の防止や自衛隊の対処能力の向上などの観点から、各種訓練や会合の主催、他国の行う同種活動への参加など、PSIを含む不拡散体制の強化に向けて取り組んでいる。

参照　資料62（PSI訓練への防衛省・自衛隊の参加実績（2013年度以降））



**資料**：軍備管理・軍縮・不拡散への取組
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/dialogue/fukakusan/index.html

11　インド太平洋地域におけるPSI訓練は、2014年からわが国、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、シンガポールおよび米国の6か国が毎年持ち回りで主催。

# 第4節 同志国との訓練・演習など

自国の平和を維持するためには、抑止力・対処力を強化するのみならず、自国を取り巻く安全保障環境の安定化が不可欠である。そのため、防衛省・自衛隊は、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の実現に向けた取組として、広くインド太平洋地域（Free and Open Indo-Pacific）において同盟国・同志国などとの共同訓練を積極的に推進している。特に、わが国の安全保障と密接な関係を有するインド太平洋地域において、パートナーシップを強化するとともに、共同訓練などといった共通の努力を同盟国・同志国などと行い、各国の能力・練度の維持・向上および共同・連携による抑止力・対処力の強化により、相乗効果を発揮することで、力による一方的な現状変更やその試みを許さない安全保障環境の創出を図っている。

## 1 同志国との二国間共同訓練

### 1 陸上自衛隊

#### (1) 日仏共同訓練（実動訓練）「ブリュネ・タカモリ24」

陸自は、2024年9月、国内では陸軍種初となる、フランスとの共同訓練を行った。本訓練では、戦闘射撃や総合的な実動訓練を行い、対ゲリラ・コマンドウ作戦にかかる作戦遂行能力および戦術技量の向上を図るとともに、フランス陸軍との相互理解・信頼関係を促進した。

#### (2) 日英共同訓練（実動訓練）「ヴィジラント・アイルズ24」

陸自は、2025年1月、国内において英陸軍との共同訓練を行った。本訓練では、ヘリボン訓練、潜入・偵察訓練、衛生訓練など島嶼防衛にかかる実動訓練を行い、作戦遂行能力、戦術技量の向上を図るとともに、英陸軍との相互理解・信頼関係を促進した。

#### (3) 日印共同訓練（実動訓練）「ダルマ・ガーディアン24」

陸自は、2025年2月から3月にかけて、国内においてインド陸軍との共同訓練を行った。本訓練では、対テロ戦にかかる作戦遂行能力および戦術技量の向上を図るとともに、インド陸軍との相互理解・信頼関係を促進した。

### 2 海上自衛隊

海自は、艦艇、航空機による寄港・寄航の機会などを利用し、各国との二国間共同訓練および親善訓練[12]を行うほか、豪海軍と「日豪トライデント」、インド海軍と「JIMEX」、フランス海軍と「オグリ・ヴェルニー」、カナダ海軍と「KAEDEX（カエデックス）」などの二国間共同訓練を継続的に行っている。なお、2024年6月に行ったインド海軍との「JIMEX2024」では、海自潜水艦を使用した対潜戦訓練を行うなど、海自とインド海軍との相互運用性の向上を図った。

### 3 航空自衛隊

#### (1) 日比HA/DR共同訓練「ドウシン・バヤニハン4-24」

空自は、2024年10月、フィリピンで行われた日比HA/DR共同訓練「ドウシン・バヤニハン4-24」に参加した。本訓練は、HA/DRに関する能力向上、フィリピン空軍との連携強化を目的としたものであり、物料投下訓練、大量傷病者救護訓練などを行い、フィリピン空軍との連携強化を図った。

#### (2) 日伊共同訓練「ライジング・サン24」

空自は、2024年8月、国内においてイタリア空軍と

**動画**：令和6年度英陸軍との実動訓練（ヴィジラント・アイルズ24）
**URL**：https://www.youtube.com/watch?v=cDt9aV48mgc

12 2024年度は、インドネシア、タイ、ブルネイ、セーシェル、スリランカ、マーシャル、南アフリカ、シンガポール、イギリス、カタール、韓国などと行った。

の共同訓練を行った。本訓練では、イタリア空軍のF-35A戦闘機、ユーロファイター戦闘機およびKC-767空中給油機などと共同訓練を行い、日伊空軍種間の相互理解の促進、防衛協力のさらなる深化に加えて、空自の戦術技量の向上を図った。



大量傷病者救護訓練に参加する日フィリピンの隊員（2024年10月）

## 2 同志国などとの多国間訓練

### 1 陸上自衛隊

#### (1) 米国インドネシア主催多国間共同訓練（実動訓練）「スーパー・ガルーダ・シールド24」

陸自は、2024年8月から9月にかけて、米・インドネシア陸軍主催、オーストラリア、英国、シンガポール参加による多国間共同訓練に参加した。本訓練では、空挺作戦および水陸両用作戦を共同で演練した。また、戦闘射撃訓練では、共同による攻撃戦闘を実射・実爆で演練するなど、島嶼奪回に関する作戦遂行能力や参加国との連携を強化した。



「カーン・クエスト24」における文民保護訓練（2024年8月）

#### (2) 米国モンゴル主催多国間訓練「カーン・クエスト24」

陸自は、2024年7月から8月にかけて、モンゴル・米国主催の多国間訓練に参加した。本訓練は、国連PKO（Peacekeeping Operations）にかかる能力向上を目的とした世界最大級の多国間訓練であり、陸自は2015年以降、モンゴルに部隊を派遣している。「カーン・クエスト24」では、指揮所訓練や車列警護、国連指定施設警護などの実動訓練に参加し、PKOなどへの派遣に資する各種能力の維持・向上、ノウハウの獲得・蓄積および参加各国との相互理解の促進・信頼関係を強化した。

### 2 海上自衛隊

#### (1) 令和6年度インド太平洋方面派遣「IPD24」

海自は、2024年5月から12月の6か月以上にわたり、輸送艦1隻、護衛艦5隻、潜水艦数隻を含む水上・潜水艦の各部隊を派遣し、インド太平洋地域において航行する間、10か国、14寄港地を訪問し、23件の共同訓練・3件の親善訓練を行った。

IPD（Indo-Pacific Deployment）部隊の一部は、多国間共同訓練「リムパック2024」に参加し、ハワイ諸島などの周辺海空域においてミサイル射撃訓練やHA/DR訓練などを行った。また、

**動画**：スーパー・ガルーダ・シールド24（陸上自衛隊）
**URL**：https://www.youtube.com/watch?v=PqCKKjBDfg0

インド海軍と「JIMEX2024」、米・豪・韓・カナダ海軍と日米豪韓加共同訓練「パシフィック・ヴァンガード24」を行ったほか、豪海軍主催多国間共同訓練「KAKADU（カカドゥー）24」、日米印豪共同訓練「マラバール2024」といった豪海軍が主催する共同訓練に参加した。

太平洋島嶼国では、2024年5月、ポリネシア駐留仏軍主催HA/DR多国間訓練「MARARA（マララ） 24」に海自艦艇が初参加し、島嶼における人道支援・災害救援活動に関する多国間指揮所訓練および実動訓練を行い、国際緊急援助活動における能力の向上を図るとともに、同年7月にはトンガ国際観艦式に参加し、参加国との相互理解の増進および友好親善を図った。

### (2) インド太平洋・中東方面派遣「IMED25」

海自は、2025年1月から5月にかけて、インド太平洋・中東方面（Indo-Pacific and Middle East Deployment）に掃海母艦などを派遣し、ペルシャ湾（バーレーン王国および同周辺海域）で行われた米国主催国際海上訓練（IMX/CE25）（International Maritime Exercise/CUTLASS EXPRESS 2025）に参加し、主催の米国をはじめ、参加国海軍（英国、アラブ首長国連邦（UAE）（United Arab Emirates）、オマーン、サウジアラビア、バーレーンなど）と連携強化を図った。また、派遣に際し、インド、カンボジアなどに寄港し、これらの国を含む各国海軍などとの親善訓練などを通じて、同地域の安定と繁栄に深くコミットしていくというわが国の意思を示した。



「パシフィック・ヴァンガード24」に参加する護衛艦「ありあけ」（2024年9月）

### (3) 米国主催多国間ミサイル警戒演習「パシフィック・ドラゴン24」

海自は、2024年7月から8月にかけて、ハワイ周辺海域で行われた「パシフィック・ドラゴン24」に参加した。本訓練は、米軍が主催する多国間訓練であり、同年は日米豪韓を含む7か国が参加した。本訓練では、多国間により弾道ミサイル対処訓練、対空戦訓練を行い、戦術技量の向上および参加国との相互理解の増進ならびに信頼関係の強化を図った。

## 3　航空自衛隊

### (1) 米国主催捜索救助演習「パシフィック・エンジェル24-1」

空自は、2024年8月、米空軍およびパプアニューギニア国防軍が主催した捜索救助演習「パシフィック・エンジェル24-1」に初めて参加した。本訓練は、捜索救助に関する米軍などとの相互運用能力、参加国空軍との連携強化を目的としたものであり、指揮所活動訓練や専門家交流に参加し米空軍との相互運用性および参加国空軍との連携強化を図った。

### (2) 米空軍主催HA/DR共同訓練「クリスマス・ドロップ」

空自は、2024年12月、ミクロネシア連邦などにおいて米空軍が行う「クリスマス・ドロップ」に参加した。空自からはC-130H輸送機が参加し、日用品などの寄付物資を用いて海上への物料投下訓練を行い、空自のHA/DR能力の向上や参加各国との連携強化を図った。

### (3) 豪空軍演習「ピッチ・ブラック24」

空自は、2024年7月から8月にかけて、ダーウィン空軍基地（オーストラリア）において、主催の豪空軍のほか、米空軍をはじめとする多数の参加国空軍などとの共同訓練を行った。本訓練では、E-767早期警戒機をオーストラリアへ初展開させたほか、F-2戦闘機による爆撃訓練を同国にて初めて行った。また、宇宙分野を担任する隊員もオブザーバー参加した。加えて、内倉空幕

**動画**：RIMPAC2024
**URL**：https://m.youtube.com/watch?v=pnJV8WqTj9A&list=PL6FF5226D69C6957F&index=5&pp=iAQB

長が訓練を視察するとともに、日米豪３か国空軍種間の訓練の協力に関する文書の署名を行った。

### (4) 欧州各国空軍などとの共同訓練

空自は、2024年７月、国内においてフランス航空宇宙軍、ドイツ空軍およびスペイン空軍と共同訓練を行った。本訓練では、それぞれの空軍戦闘機などとの二国間または三国間での共同訓練を通じ、相互理解の促進、防衛協力のさらなる深化に加えて、空自の戦術技量の向上を図った。また、スペイン航空宇宙軍戦闘機の日本への寄航は初であり、日スペイン空軍種間の相互理解の促進を図った。

参照　図表Ⅲ-3-4（同志国などとの二国間・多国間による主要訓練）、資料59（多国間共同訓練の参加など（2021年度以降））



日仏共同訓練（2024年７月）

図表Ⅲ-3-4　同志国などとの二国間・多国間による主要訓練



VOICE

## スーパー・ガルーダ・シールド（SGS）24へ参加して

第1空挺団　習志野　降下長　2等陸曹　鳥海（ちょうかい）　洸史（ひろし）

私は、2024年9月に実施された米軍とインドネシア軍主催の多国間共同訓練「スーパー・ガルーダ・シールド24」において、共同空挺降下の降下長として参加しました。私は、安全・確実に隊員を降下させるという降下長の重責を感じつつ、降下員を統制した後、私自身も降下しました。眼下に広がるスマトラ島の地平、空を舞う仲間の落下傘は、私に平和と独立を守る自衛官としての誉れを思い起こさせました。また、国内とは全く違う環境において、他国軍との調整の難しさを感じつつも、様々な方の助けを得て降下長の任務を完遂できたことは、私にとって大きな自信となりました。本訓練の参加を誇りとし、引き続き、職務遂行に努めてまいります。



インドネシア、バトゥラジャ降下場の降下景況



航空機からの跳び出しの景況

VOICE

## 豪空軍演習「ピッチ・ブラック24」に参加して

第8航空団　築城　装備隊員　空士長　是枝（これえだ）　菜実来（なみき）

私は、2024年7月12日から同年8月2日までの間、豪空軍演習「ピッチ・ブラック24」に、F-2戦闘機訓練隊における航空機整備要員として参加しました。

1か月の訓練期間中は、DAP-Dという宿泊施設で他国の軍人の方と衣食住を共にし、交流を深めることができました。その中で、ワッペンを交換する機会も多く、他国の軍人の気さくな性格にも触れることができました。また、女性軍人が集まるフォーラムに参加し、シンガポールの女性軍人から発言があった「女性ということを理由に諦めず、目標に向かって努力を続けることで、常識を変えることができる。」という言葉に感銘を受け、私自身も自分のやりたいことに挑戦し続けようと思いました。

最後に、他国空軍の多種多様な航空機を実際に見ることができ、それぞれの特徴や高い技術力を知ることができました。私もF-2戦闘機の整備員であることに誇りを持ち、技術や知識を深めるため努力を続けていきます。



演習間に実施された女性フォーラムに参加者の集合写真
（筆者は前から3列目右から2人目）

# 第Ⅳ部

# 防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化


第1章 自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議

第2章 人的基盤の抜本的強化に関する検討委員会

第3章 人的基盤強化のための各種施策

第4章 その他の取組

# 第1章 自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議



一層厳しさを増す安全保障環境の中、わが国の平和と独立を守るため、身をもって責務の完遂に務めている自衛官の処遇改善、勤務環境の改善、そして新たな生涯設計の確立が喫緊の課題となっている。このため、2024年10月、石破内閣総理大臣を議長とし、林官房長官、中谷防衛大臣をはじめ、幅広い関係閣僚を構成員とする「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議」が設置された。同月、第一回会議を開催し、その場で、議長より関係省庁が連携して取り組むべき方策の方向性と、2025年度予算に計上すべき項目を年内に取りまとめるよう指示がなされた。これを受け、4回の会議を経て、同年12月、「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）が取りまとめられた。今後もこの基本方針に基づき、自衛官が、安んじて国防という国家にとって極めて枢要な任務に専念できるよう、関係閣僚が一致して万全の体制を構築していくこととされている。

内閣府の実施する自衛隊・防衛問題に関する世論調査によれば、国民の9割は、自衛隊に好意的な印象を持っている。これは自衛隊創設以降70年の間、災害派遣など、様々な任務に真摯にあたってきた自衛官の地道な努力の賜物と言えるであろう。しかし、自衛隊に対する好意的な印象にもかかわらず、自衛官の募集は困難な状況にある。2023年度は約2万人募集し、約1万人が採用され、2024年度は約1.5万人募集し、約1万人が採用された。自衛官の定員割れが続き、充足率[1]は約90%となっている。戦後最も厳しい安全保障環境に対応した防衛力の抜本的強化のためには、その担い手である自衛官の確保が至上命題であり、このまま抜本的な策を講じなければ、さらに状況は悪化するばかりである。

国の防衛という厳しい任務を担うがゆえに、平素から、自衛官は厳しい環境に耐え続けることが当たり前であるという組織文化では、人材確保はおぼつかない。個々人のやりがいと働きやすさを大切にし、働きがいを向上させる組織にしていく必要がある。防衛省・自衛隊は、強い危機感をもって取り組んでいく必要がある。

自衛官は、身をもってわが国の平和と独立を守り、国の安全を保つという任務の特殊性から、様々な負担や制約から逃れることはできない。そのため、自衛官は、その特殊性に見合った処遇が与えられる必要があり、特別職の国家公務員として、一般職の国家公務員とは異なる人事管理制度や給与制度を設けてきたところである。引き続きこうした特殊性が適切に評価され、自衛官という職業を選択したことについて、誇りと名誉を感じることができる処遇を確立していくことが重要である。さらに、多くの自衛官が56歳で退職する中、再就職や再々就職・収入に不安を感じさせないようにすることが自衛官の確保にとっても重要な課題である。自衛官としての知識・技能・経験を活かした再就職先の拡充や、安んじて生活できる収入の確保などを通じ、自衛官の将来不安の払しょくに取り組む必要がある。

本基本方針においては、こうした問題意識のもと、自衛官の処遇・勤務環境の改善や新たな生涯設計について、次のとおり具体的な方策を進めていくことが決定された。

参照 資料63 自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針

**資料**：自衛官の処遇改善に向けた取組（関係閣僚会議）
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/profile/treatment/index.html

1 自衛官の定員に対してどの程度の人員（現員）を充足するかを示す割合

## 第1節 自衛官の処遇改善

防衛力の抜本的強化を真に実現するためには、優れた自衛官を安定的に確保し続ける必要がある。このためには、これからの防衛力の担い手となる世代が、安心して厳しい任務に従事でき、自衛官という職業を選択したことに誇りと名誉を得ることができるような、令和の時代にふさわしい処遇を確立する必要がある。この状況を踏まえ、過去に例のない30を超える手当などの新設・金額の引上げを含めた、任務や勤務環境の特殊性を踏まえた給与面の処遇改善、士をはじめとした幅広い層の人材確保のための処遇改善、予備自衛官等の処遇改善、功績に相応しい叙勲などの在り方の検討といった施策を講ずることとしている。

## 第2節 生活・勤務環境の改善

自衛隊という組織全体のパフォーマンスを向上していくにあたっては、やりがいと働きやすさの双方を向上し、自衛官一人ひとりが働きがいを感じられる環境を構築していくことが不可欠である。そのため、組織文化の改革、営舎内居室の個室化、艦艇乗組員の生活・勤務環境の改善、宿舎環境の改善、通信環境の整備の推進、公共交通機関が少ない基地・駐屯地などへのアクセス改善に取り組んでいく。また、自衛官が育児・介護との両立に不安を抱くことなく、任務に専念できる環境の整備や女性活躍のための環境整備、隊員が日ごろから身に着ける制服や作業服といった被服・糧食および健康管理体制の充実にも取り組んでいく。

## 第3節 新たな生涯設計の確立

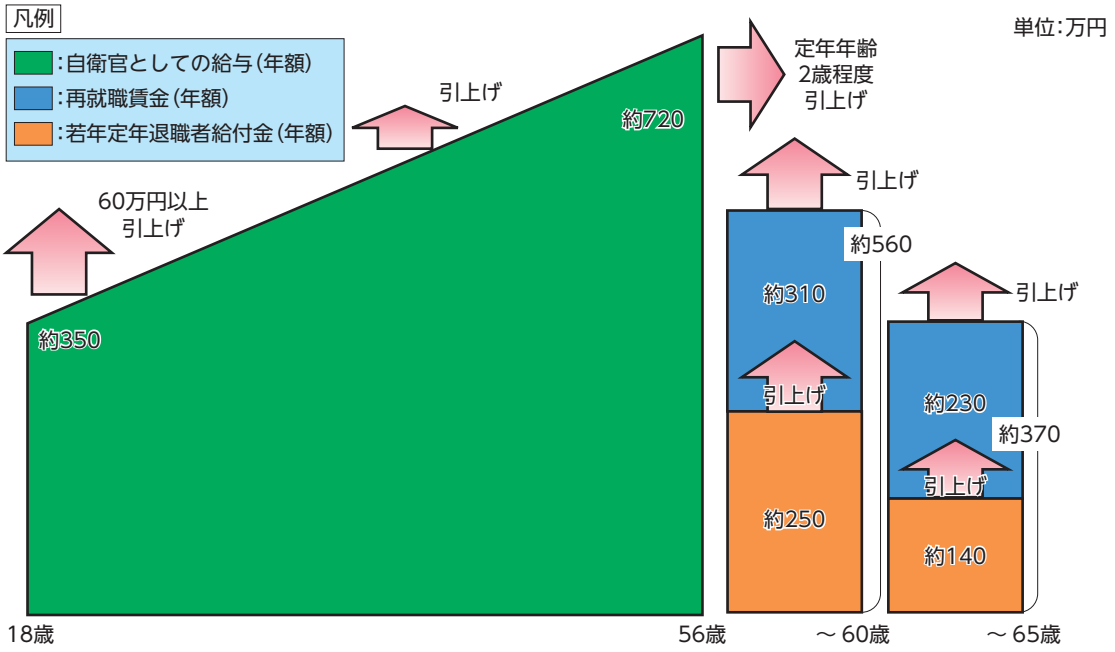
若年定年制で多くの自衛官が56歳で退職する中、再就職や再々就職・収入に不安を感じさせないようにすることが、自衛官の確保にとっても重要な課題である。そのため、退職する自衛官が自衛隊で培った知識・技能・経験を活かすことができる環境を整えるべく、関係省庁と防衛省が連携して地方公共団体や幅広い業界、経済団体に対し退職自衛官の活用などについての働きかけを行い、再就職先の拡充を図る。加えて、退職自衛官が自衛隊の勤務を通じて培った技能を活かして、海技士や航空整備士といった公的資格を取得しやすくするためのプロセスの簡素化や地域防災マネージャー制度[2]の財政措置を含めた検討に取り組む。

さらに、若年定年の自衛官が、年金受給開始年齢である65歳まで安心して社会で活躍できるよう、65歳までの再就職支援を可能とするほか、定年の引き上げなどについても検討し、具体的な引上げ幅や対象などについて2025年夏頃を目途に決定する。若年定年退職者給付金については、部外の専門家の意見を踏まえ、2026年度から施行することを目指し、給付水準の引上げなどを検討する。加えて、部外力としての退職自衛官の活用のあり方について検討を進める。

参照 図表Ⅳ-1-1（自衛官の生涯年収の向上（イメージ）2士で入隊し曹長で退職する者の現行収入のモデルケース）

2　防災の専門性を有する外部人材を、地方公共団体の「防災監」や「危機管理官」などで採用・配置するにあたり、必要となる知識・経験などを有するものとして証明する制度

**図表Ⅳ-1-1**　自衛官の生涯収入の向上（イメージ）2士で入隊し曹長で退職する者の現行収入のモデルケース




## 第4節　その他

上記のほか、自衛官として質の高い人材を確保するための取組や、国民の命と暮らしを守るための自衛官の貢献に対する国民の幅広い理解を得るための取組を強化する。特に、自衛隊に対し、国民から多くの期待が寄せられる中、自衛隊がその能力を最大限に発揮し任務を遂行するためには、国民の支持と信頼を勝ち得ることが必要不可欠である。これに関し、2024年7月および12月に公表した一連の事案[3]のいずれも、このような支持と信頼を裏切る、決してあってはならないものであり、防衛省・自衛隊として引き続き重く受け止め、規律維持に強い姿勢をもって取り組み、再発防止策を徹底していく。また、システム化や電子化を進めることでヒューマン・エラーや不正を防止することなどを含め、コンプライアンス機能や監査機能などを継続的に強化し、自衛隊と個々の隊員が、常に高い使命感と倫理観をもって任務に当たる環境を構築する。さらに、防衛省・自衛隊の有する知識や経験を活かし、関係機関などにおける各種講座への講師派遣などを通じて、防衛・安全保障や災害対応といった自衛隊の活動に対する国民の理解を促進していく。このほか、防衛省・自衛隊における人的基盤の強化を図る観点から、防衛省人事教育局に人的基盤の強化を担う室を設置し、省内における検討体制を充実させる。そのうえで、募集に関する地方公共団体との連携や自衛官などの採用を推進するための広報・募集の強化といった取組を行っていく。

3　防衛省における特定秘密漏えい事案など、本省内部部局幹部職員によるパワー・ハラスメント事案、海自における服務事案（不正受給・不正喫食）および潜水艦修理契約下における不適切事案

# 第2章 人的基盤の抜本的強化に関する検討委員会

防衛省・自衛隊には、国家安全保障戦略などに定められた能力の構築を確実に実現し、わが国の防衛に万全を期すことが求められている一方で、近年、自衛官の採用状況は悪化しており、また、事務官などについても、例えば、増大する防衛装備庁の業務所要に見合った研究職技官の人材確保などの課題が顕在化している。これを踏まえ、2024年7月、防衛省・自衛隊は、防衛副大臣を委員長とする「人的基盤の抜本的強化に関する検討委員会」を設置した。以来、計3回の委員会での議論を経て、同年8月に取りまとめられた中間報告では、人口減少に起因する様々な社会問題や、AIを含む昨今の技術動向を踏まえ、防衛力の抜本的強化に不可欠な人的基盤の強化策として、①処遇面を含む職業としての魅力化②AIなどを活用した省人化・無人化による部隊の高度化③OBや民間などの部外力の活用、の3点の検討の方向性が示された。

取組の方向性として、①処遇面を含む職業としての魅力化については、「基本方針」で示された施策も含め、自衛隊員という特殊かつ崇高な職業が日本社会全般からより一層認知され、より質の高い人材を獲得できるようにする。②AIなどを活用した省人化・無人化による部隊の高度化については、新たな戦い方が顕在化する中、組織体制・人的基盤上の新たな所要に対応するため既存部隊の見直しや、戦闘様相の変化を踏まえた旧式装備品の用途廃止・早期除籍、省人化・無人化装備やAIの導入などの取組を行う。③OBや民間などの部外力の活用については、民間委託などを積極的に活用し、自衛官を新たな戦い方の要員所要に振り向ける。さらに、有事における業務の継続性を確保する観点から、PFI（Private Finance Initiative）船舶や他の業種における予備自衛官の活用拡大に努める。

**資料**：防衛省・自衛隊の人的基盤の強化に関する有識者検討会報告書
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/meeting/kiban/index.html

**資料**：人的基盤の抜本的強化に関する検討委員会
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/meeting/human_resource/index.html

# 第3章 人的基盤強化のための各種施策

## 第1節 人的基盤強化の取組

防衛力の中核は自衛隊員である。防衛力を発揮するにあたっては、必要な人材を確保するとともに、全ての隊員が高い士気と誇りを持ち、個々の能力を発揮できる環境を整備すべく、人的基盤の強化を進めていく。

### 1 採用段階の取組強化

#### 1 募集

防衛省・自衛隊が各種任務を適切に遂行するためには、少子化による募集対象者人口の減少という厳しい採用環境のなかにあっても、優秀な人材を安定的に確保しなければならない。2024年度の募集については、人材獲得競争が前年度に引き続き熾烈なものとなったが、特に、いわゆる「士」となる自衛官候補生と一般曹候補生の採用者数は、約8,000名となり自衛官候補生の採用者数は5年ぶりに増加に転換し、一般曹候補生の採用者数は引き続き減少しているものの下げ止まりの傾向となっている。他方、自衛官全体の充足率は約9割となっており、人材の確保は喫緊の課題である。このため、募集対象者などに対して、より一層自衛隊の任務や役割、職務の内容などを丁寧に説明し、確固とした入隊意思を持つ人材を募る必要がある。

防衛省・自衛隊では、募集能力強化のため、採用広報動画、資料などのデジタル化・オンライン化、SNSによる情報発信などを推進しているほか、既卒者などに対する募集のアプローチを強化するため、2024年11月から防衛省と厚生労働省が連携してハローワークを活用した一般曹候補生および自衛官候補生の求人を開始しており、引き続き積極的に推進していく。

また、全国に50か所ある自衛隊地方協力本部では、地方公共団体、学校、募集相談員などの協力を得ながら、きめ細やかに自衛官などの募集・採用を行っている。2024年10月以降、募集相談員に対し、活動の更なる活性化を図っている。さらに、「基本方針」に基づき、地方協力本部の人的・物的な体制の充実を図ることで募集活動を強化することとしており、2025年2月、大田出張所および横浜出張所を採用広報活動を行う上でより効果的な場所へ移転した。

なお、地方公共団体は、募集期間などの告示や広報宣伝などを含め、自衛官、自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うこととされており、防衛省はこれに要する経費を負担している。自衛隊に対して募集対象者情報を電子データまたは紙媒体で提供していただいた市区町村は、



カイジョウジエイタイ展を視察する本田防衛副大臣（2025年3月）

**動画**：自衛官募集チャンネル
**URL**：https://www.youtube.com/channel/UCwvH00eFWmfs-FGkRCorzdA

VOICE

## 防衛省・自衛隊の隊員募集に関する取組、新たなスタートラインに立って

東京地本　大田出張所　所長　1等海尉　田中（たなか）　博久（ひろひさ）

私が勤務している自衛隊東京地方協力本部大田出張所は、昭和49年以降、これまで約2500名にとって自衛隊の入口となった事務所です。着任した2022年は、ちょうどコロナ終息のころで、人材獲得競争が非常に厳しくなっていました。そんな中でも、みなさまに自衛隊を身近に感じていただけるよう、地域イベントでの広報活動や職業としての自衛官に関する説明を積極的に行ってきました。



募集ブースで説明する筆者

2025年2月、大田出張所は、採用推進のための広報・募集強化の一環として、新事務所に移転することになりました。新しい大田出張所は、一貫したテーマ・デザインにより自衛隊に対する好感度・信頼性を高め、募集対象者の心にポジティブなブランドイメージを浸透させることで、「行ってみたい」「過ごしやすい」「また来たい」「友達を誘いたい」と感じていただけるような、デザインと機能性を兼ね備えた事務所に生まれ変わりました。事務所移転に関してお力添えいただいた多くの方々に感謝しております。新たなスタートラインに立った大田出張所は、地域の皆様のご指導を頂きつつ、今後も成長していきます。「挑戦」の心を忘れず、自衛隊に送り出すことができるよう、所員一丸となって、これからも多くの方に自衛隊の魅力を発信してまいります。



自衛隊東京地方協力本部大田出張所

年々増加し、2024年度にはおおよそ全体の3分の2となっている。防衛省としては、総務省と連携し、募集に関する事務の円滑な遂行のために必要な募集対象者情報を有する全ての市区町村から電子データまたは紙媒体の提出が得られることを目指すとともに、所要の協力が得られるよう地方公共団体などとの連携を強化していく。

## 2　採用

### (1) 自衛官

自衛官は、個人の自由意思に基づく志願制度のもと、様々な区分に応じて採用される。また、自衛隊の精強性を保つため、階級ごとに職務に必要とされる知識、経験、体力などを考慮し、大半が50歳代半ば以降で退職する「若年定年制」や2年または3年を1任期として任用する「任期制」など、一般の公務員とは異なる人事管理[1]を行っている。

自衛官候補生と一般曹候補生の採用上限年齢は、民間企業での勤務経験を有する者など、より幅広い層から多様な人材を確保するため、2018年に「27歳未満」から「33歳未満」に引き上げられた。また、2024年度からは、空自航空学生の採用上限年齢が「21歳未満」から「24歳未満」に引き上げられたほか、新たな取組として、士と曹で約5年間の勤務を経て将来幹部として活躍する

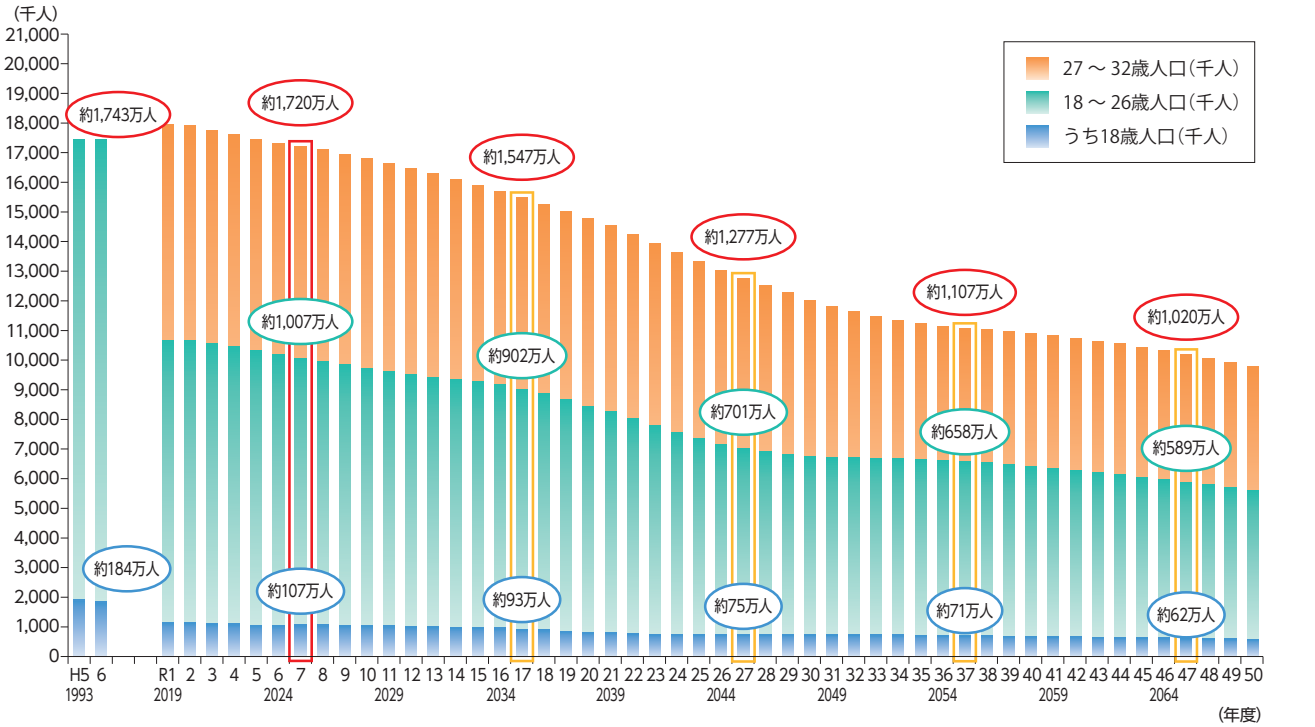
1　国家公務員法第2条に定められた特別職の国家公務員として位置づけ。

者を採用する「幹部候補曹」を新設し、2025年から募集を開始した。さらに、「基本方針」に基づき、2年または3年の任期で任用される任期制自衛官について、自衛官候補生制度を廃止し、当初から自衛官として採用する新たな任期制士を設け、2026年度から採用する予定である。加えて、新たな任期制士の制度が創設されるまでの措置として、2025年度に自衛官任用一時金を現行より12万3,000円増の34万4,000円に引き上げた。このほか、将来の戦い方を見据えた自衛隊の人的基盤の強化のため、自衛隊奨学生制度[2]をさらに拡充し、現行より年額31万2,000円増の96万円に引き上げるとともに、自衛官として様々なスキルを培い、任期を全うして次のステップに進んでいく「自衛隊新卒」としての援護広報の強化や再就職先の拡充にも取り組む。また、採用試験の見直しにも取り組む。自衛官候補生と一般曹候補生の採用試験の一部オンライン化に加え、現在、併願可能となっていない一般曹候補生試験の陸海空各自衛隊での併願を2025年度から可能とし、その他の採用種目においても、受験者の負担軽減に向けた見直しを検討していく。

民間の人材を活用するという点では、キャリア採用幹部や技術曹として、専門的技術に関する国家資格・免許などを保有する者を採用する取組や、中途退職した元自衛官の採用数の拡大など、中途採用の強化に取り組んでいる。また、サイバー分野などの専門的知識・技能を有する部外の高度人材を最大5年の任期で自衛官として採用する任期付自衛官制度の導入に向けて、関連法案を2024年2月に国会に提出し、同年5月に成立した。

参照　1節6項（退職、再就職などの取組）、図表Ⅳ-3-1-1（募集対象人口の推移）、図表Ⅳ-3-1-2（自衛官の任用制度の概要）、資料64（自衛官の定員と現員、自衛官の定員と現員の推移（過去10年間））、資料65（自衛官などの応募と採用状況）

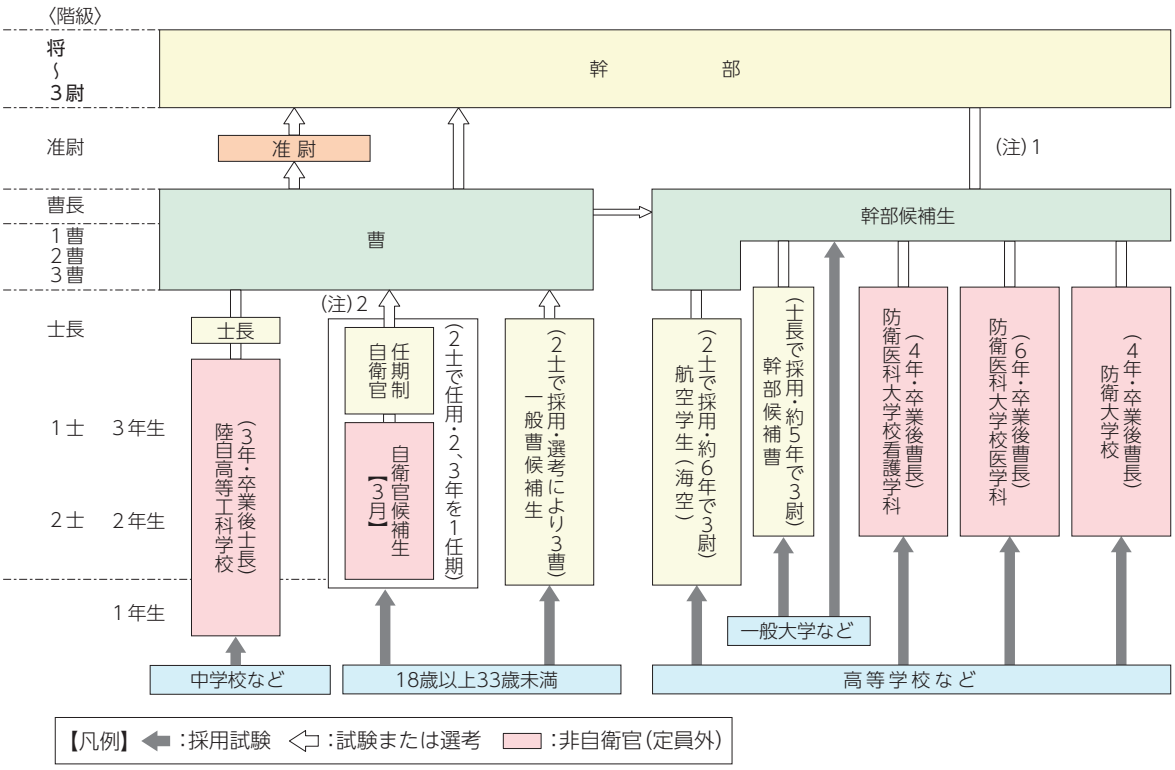
**図表Ⅳ-3-1-1　募集対象人口の推移**




【資料出典】平成5（1993）年度、6（1994）年度、令和元（2019）年度は、総務省統計局「我が国の推計人口（1920年～2000年）」および「人口推計年報」による。
令和2（2020）年度以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（令和5（2023）年4月の中位推計値）による。

2　学校教育法に規定する大学（短期大学および大学院を含む。）、高等専門学校、専門学校またはこれらの学校に相当する外国の学校において、理学、工学、文学（語学）または法学を専攻している者（今後、専攻しようとしているもの含む。）で卒業（修了）後その専攻した学術を活かして、引き続き自衛隊に勤務する意思を持つ者に対し防衛省より学資金が貸与される制度

**図表Ⅳ-3-1-2**　自衛官の任用制度の概要




(注)1　所定の教育訓練を修了したものは、通常3尉に昇任するところ、一般大学などの修士課程修了者のうち院卒者試験により入隊した者、ならびに、防衛医科大学校医学科学生、歯科・薬剤科幹部候補生のうち、国家試験に合格した者は、2尉に昇任。
2　任期制自衛官の初期教育を充実させるため、2010年7月から、入隊当初の3か月間を非自衛官化して、定員外の防衛省職員とし、基礎的教育訓練に専従させることとした。

## (2) 事務官、技官、教官など

防衛省・自衛隊には、自衛官のほか、約2万1,000人の事務官、技官、教官など[3]が勤務している。職員の採用は、人事院が行う国家公務員採用総合職試験や国家公務員採用一般職試験、防衛省が行う防衛省専門職員採用試験の合格者から面接を経て行っているほか、近年では、経験者採用、2年から5年の任期付採用、非常勤採用などにも力を入れて取り組んでいる。

これらの採用された職員のうち事務官は、本省、防衛装備庁の内部部局などで防衛行政や自衛隊の運用をはじめ安全保障政策全般に関する様々な政策の企画・立案を担うほか、情報本部における国際情勢の収集・分析・評価、全国各地の部隊や地方防衛局などでの行政実務を担っている。

技官は、本省、防衛装備庁の内部部局などでの防衛施設（司令部庁舎、滑走路、火薬庫など）や防衛装備品などの物的基盤に関する各種政策の企画・立案を担うほか、情報本部における先端技術情報の収集・分析・評価、全国各地の部隊や地方防衛局などで、防衛施設の建設工事、自衛隊の運用に欠かせない装備品の研究開発・効率的な調達・維持・整備、隊員のメンタルヘルスケアなどに従事している。

教官は、防衛大学校、防衛医科大学校や防衛研究所などで、安全保障に関する幅広い分野の高度な研究や、隊員に対する質の高い教育を行っている。

わが国の生産年齢人口が減少傾向にあり、今後、人材の獲得競争はより一層厳しさが増していくことが予想される一方、防衛力の抜本的強化を図るための防衛行政は拡大・多様化・複雑化している。こうした状況を踏まえると、既存の業務や体制の見直しなど様々な業務効率化の取組を行っていくと同時に、専門的知見を持つ人材をはじめ、業務の拡大・多様化・複雑化に必要な人員を確保し、定着させていく取組が重要である。

国家公務員採用試験の申込者数は減少傾向にあり、防

3　防衛省の職員のうち、特別職の国家公務員を「自衛隊員」といい、自衛隊員には、自衛官のほか、事務官、技官、教官などが含まれる。

衛省で勤務する事務官・技官などの確保は喫緊の課題である。このため、民間で広く利用されている就職・転職情報媒体の積極活用や大学への訪問強化などを通じ、防衛省で勤務する魅力を積極的に発信するとともに、経験者採用の充実などに取り組んでいく。

防衛省・自衛隊におけるマネジメントの改善や職員の成長機会の確保により、職員がやりがいをもって十分に能力を発揮できる魅力ある組織とする。このため、マネジメント教育や専門性を高めるための研修の充実などを図るとともに、優秀な人材の努力を正しく評価し、より効果的な成果を得るため、採用区分などにとらわれない人材登用を実施していく。また、多様化・複雑化する防衛行政を担う事務官・技官などへの負担を緩和するなど、勤務環境を改善していく。

参照　資料66（防衛省の職員等の内訳）

## 2 予備自衛官などの活用

有事などの際は、事態の推移に応じ、必要な自衛官の所要数を早急に満たさなければならない。この所要数を迅速かつ計画的に確保するため、わが国では予備自衛官、即応予備自衛官および予備自衛官補の3つの制度[4]を設けている。

予備自衛官は、防衛招集命令などを受けて自衛官となり、後方支援、基地警備などの要員として、即応予備自衛官は、防衛招集命令などを受けて自衛官となり、第一線部隊などの一員として、それぞれ現職自衛官とともに任務につく。また、予備自衛官補は、自衛官未経験者などから採用され、教育訓練を修了した後、予備自衛官に任用される。

これまで地震や台風などの大規模災害、新型コロナウイルス感染症の際に予備自衛官および即応予備自衛官を招集している。令和6年能登半島地震災害派遣においては、医師または看護師の資格を持つ予備自衛官および即応予備自衛官を招集し、被災地において、衛生支援（巡回診療）の活動や生活支援（物資輸送）の活動にそれぞれ従事した。

なお、2024年度は、予備自衛官制度創設70周年の節目の年であり、例年行われる予備自衛官中央訓練とともに陸幕長主催による70周年事業が開催され、隊員の士気高揚や制度広報などを積極的に行った。

予備自衛官などの大半は、平素はそれぞれの職業などに就いているため、訓練などへの参加には、雇用企業の理解と協力が不可欠である。このため、即応予備自衛官が安心して訓練などに参加できるよう、必要な措置を行っている雇用企業などに対する「即応予備自衛官雇用企業給付金」を支給している。



予備自衛官制度創設70周年事業（2024年5月）

また、予備自衛官または即応予備自衛官が、防衛出動や災害派遣などにおいて招集に応じた場合や、招集中の公務上の負傷などにより本業を離れざるを得なくなった場合に、その職務に対する理解と協力の確保に資するため、雇用主に対する「雇用企業協力確保給付金」、さらに、予備自衛官補を経て予備自衛官に任用された者が、所定の教育訓練を終え、即応予備自衛官に任用された場合に、雇用企業に対して「即応予備自衛官育成協力企業給付金」を支給している。

防衛省では、防衛力整備計画に基づき、予備自衛官等制度の見直しを進めている。具体的には、予備自衛官補（一般）の採用の年齢要件の緩和や予備自衛官が制度上可能な年齢の上限まで任用可能にしたほか、2025年4月から、3曹以上の予備自衛官の採用の年齢要件を一律62歳未満に引上げるなど予備自衛官などの確保に向けた取組を推進している。

加えて、予備自衛官を積極的に活用していくため、平

4　諸外国においても、予備役制度を設けている。

素から自衛隊の隊務に活用することや有事における業務の継続性を確保する観点から、PFI船舶や他の業種へ拡大するための検討を進めていくこととしており、部外委託先での予備自衛官の雇用促進にも努めている。

なかでも、「基本方針」による処遇改善として、予備自衛官手当および訓練招集手当を増額する。[5]また、1任期を優良な成績で勤務した予備自衛官に対して新たに「勤続報奨金」を支給する。[6]このほか、進学支援給付金制度[7]の拡充のほか、予備自衛官等が使用する被服や装具などの更新を促進する。加えて、個人事業主など自ら事業を営む予備自衛官または即応予備自衛官が、防衛招集などの場合や招集中に公務上の負傷を負った場合に、その事業の継続に資するための「予備自衛官事業継続給付金」を新設する。公務員が予備自衛官等の職を兼ねる場合に、訓練に参加しやすくするための施策なども講ずることとしている。

参照　図表Ⅳ-3-1-3（予備自衛官などの制度の概要）

## 図表Ⅳ-3-1-3　予備自衛官などの制度の概要

2025年4月1日時点

| | 予備自衛官 | 即応予備自衛官 | 予備自衛官補 |
|---|---|---|---|
| 基本構想 | ●防衛招集命令などを受けて自衛官となって勤務 | ●防衛力の基本的な枠組みの一部として、防衛招集命令などを受けて自衛官となって、あらかじめ指定された陸自の部隊で勤務 | ●教育訓練修了後、陸自または海自の予備自衛官として任用 |
| 応招義務など | ●防衛招集、国民保護等招集、災害招集、訓練招集 | ●防衛招集、国民保護等招集、治安招集、災害等招集、訓練招集 | ●教育訓練招集 |
| 採用対象 | ●元自衛官、元即応予備自衛官、元予備自衛官 | ●元自衛官、元予備自衛官 | (一般・技能共通)<br>●自衛官未経験者(自衛官勤務1年未満の者を含む。) |
| 採用年齢 | ●士：18歳以上55歳未満<br>●幹・准・曹：18歳以上62歳未満 | ●士：18歳以上50歳未満<br>●幹・准・曹：定年年齢から3年を減じた年齢未満 | ●一般は、18歳以上52歳未満、技能は、18歳以上で保有する技能に応じ53歳から55歳未満 |
| 採用など | ●志願に基づき選考により採用<br>●教育訓練を修了した予備自衛官補は予備自衛官に任用 | ●志願に基づき選考により採用 | ●一般：志願に基づき試験により採用<br>●技能：志願に基づき選考により採用 |
| 階級の指定 | ●元自衛官、元予備自衛官、元即応予備自衛官：退職時(指定) 階級が原則<br>●予備自衛官補からの任用<br>・一般：2士<br>・技能：技能資格・経験年数に応じ指定 | ●元自衛官、元予備自衛官：退職時(指定) 階級が原則 | ●階級は指定しない |
| 任用期間 | ●3年(継続任用が可能)<br>[任用可能な年齢の上限：65歳未満]<br><br>※技能予備自衛官の一部(以下) を対象に試行的に任用時の年齢制限を廃止<br>【共通】衛生<br>【陸自】整備、電気、建設、放射線管理<br>【海自】船舶<br>【空自】語学 | ●3年(継続任用が可能)<br>[任用可能な年齢の上限：自衛官の定年年齢と同じ] | ●一般：3年以内<br>●技能：2年以内 |
| (教育)訓練 | ●自衛隊法では20日／年以内。ただし、5日／年(基準)で運用 | ●30日／年 | ●一般：50日／3年以内(自衛官候補生課程に相当)<br>●技能：10日／2年以内(専門技能を活用し、自衛官として勤務するための教育) |
| 昇進 | ●勤務期間(出頭日数) を満たした者の中から勤務成績などに基づき選考により昇進 | ●勤務期間(出頭日数) を満たした者の中から勤務成績などに基づき選考により昇進 | ●指定階級がないことから昇進はない |
| 処遇 | ●訓練招集手当：11,000円／日<br>●予備自衛官手当：12,300円／月<br>●勤続報奨金：70,000円／1任期【新設】<br>※即応予備自衛官となるための訓練に従事する予備自衛官補出身の予備自衛官の訓練招集手当は13,200円／日を支給 | ●訓練招集手当：17,100～26,300円／日<br>●即応予備自衛官手当：18,500円／月<br>●勤続報奨金：215,000円／1任期 | ●教育訓練招集手当：8,800円／日 |
| 雇用企業への給付金 | ●即応予備自衛官育成協力企業給付金：560,000円／人<br>※予備自衛官補出身の予備自衛官が即応予備自衛官に任用された場合に支給 | ●即応予備自衛官雇用企業給付金：42,500円／月 | － |
| | ●雇用企業協力確保給付金：34,000円／日 | | |

注) 予備自衛官手当などは、2025年度における増額後の金額

**資料**：予備自衛官等制度の概要
**URL**：https://www.mod.go.jp/gsdf/reserve/

5　予備自衛官手当は月額4,000円から1万2,300円に増額するほか、訓練招集手当を日額8,100円から1万1,000円に増額する。
6　現在即応予備自衛官に支給されている勤続報奨金について、12万円から21万5,000円に引き上げるほか、新たに予備自衛官に対しても7万円を支給する。これにより、予備自衛官手当、訓練招集手当とあわせて、予備自衛官であれば1任期当たりの支給額が約27万円から約68万円に増額、即応予備自衛官（3曹）であれば1任期当たりの支給額が約171万円から約274万円に増額となる。
7　任期制自衛官の任期満了退職後に国内の大学などに進学した者が、その在学期間中、予備自衛官などに任用された場合、一定額の給付金を支給する制度

VOICE

## 予備自衛官制度創設70周年記念、活躍する予備自衛官と雇用主の声

### 株式会社P&A　代表取締役　竹田（たけだ）　翔（しょう）

弊社は、大阪府大阪狭山市に拠点を置き、インターネット通信販売を通じて歯科医院専売品の口腔ケア予防製品の販売を行っています。歯ブラシや歯磨き粉など1万点以上にも及ぶ専門的な商品を豊富に揃えることで、お客様の「これ欲しかった」に応えられる企業を目指しております。

現在は1名の予備自衛官が在籍しており、自衛官時代に培われた、礼儀や責任感、ハキハキした受け答えなど、社会人としての基本的な素養を充分に身につけ、また、仕事を覚えるのも早く、今となっては、なくてはならない存在として活躍しております。

弊社としては、予備自衛官招集訓練の参加に当たり、勤務の時間や曜日などを柔軟に対応したり、急な休みにも他のメンバーでサポートしたりするなど、可能な限りバックアップさせていただいています。有事の際などに活躍してくれる、国にとって必要な人材だからこそ、微力ではありますが、予備自衛官等の雇用や制度などを通じて社会貢献していきたいと思っています。



株式会社Ｐ＆Ａ　代表取締役　竹田　翔 氏

### 株式会社P&A　予備2等陸曹　服部（はっとり）　とも子（こ）

私は今、口腔ケア予防製品の販売を行っている「お口の専門店」株式会社P&Aで働いています。

働き始めてまだ日は浅いのですが、上司や同僚に恵まれやりがいを感じ、また、訓練の参加にも理解をいただいており、とても働きやすい職場です。現在は、商品管理や出荷管理業務を担当しており、企業様や個人のお客様、自社へのロスがないよう「正確に丁寧にそして迅速に」を心掛けています。私は信太山駐屯地に所在する第37普通科連隊で2年間勤務して、退職後すぐに予備自衛官に任官し、今年で21年が経ちました。有り難いことに永年勤続者表彰として、陸上幕僚長より直接表彰状を受賞させていただきました。これまで予備自衛官を続けてこられたことを家族に感謝しています。

今年度は、朝霞駐屯地で実施された中央訓練に参加し、日本各地から選ばれ招集された予備自衛官の方々の志の高さや活躍を知ることができ、とても刺激を受けました。災害を想定した演習場での人命救助訓練で、迅速な状況把握とチームワークは非常に大切なことで、日常から意識することが大切だと感じました。そのため、より積極的に訓練に参加しようと思い、即応予備自衛官を志願しました。体力と経験にやや不安はありますが、後悔しないよう自分ができることを増やしていきます。これから日々、目標を持って行動し、職場でも即応予備自衛官としても両立するために精進したいと思います。



自衛官時代に培った責任感を生かし活躍中
（服部予備2等陸曹）

## 3 処遇の向上など

「基本方針」に基づき、わが国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中にあって、任務や勤務環境の特殊性を正当に評価し、自衛官として質の高い人材を確保し続けるため、自衛官のなかでも特殊な業務に従事する者に対して、手当を充実する。2025年度には、航空管制業務を担う自衛官に支給する手当、対領空侵犯措置等に対処する航空機の整備員に支給する手当、主要な野外演習等に従事する隊員に支給する手当などを新設[8]し、航空機の乗員に支給する航空手当や災害派遣等手当などを引き上げる[9]とともに、各自衛隊のサイバー専門部隊などの隊員に特殊作戦手当等[10]を新たに支給するなどの拡充を行った。

なかでも、士の採用は厳しく喫緊の課題となっていることから、任期制・非任期制にかかわらず、入隊後に営舎内などの特殊な生活環境下で即応のための集団生活を送る自衛官に対する給付金（指定場所生活調整金）を新設し、採用後6年間で120万円を給付する。

また、自衛官の俸給表は、1950年の警察予備隊発足時に、主として警察官などに適用される公安職俸給表㈠[11]をベースに、一定の超過勤務手当相当分を繰り入れた構造とし、そこから大きく見直すことなく現在に至っている。自衛官の任務や勤務環境の特殊性、課された制約や負担に見合った給与とするため、防衛力整備計画に基づき、自衛官の超過勤務の実態調査や諸外国の軍人の給与制度などの調査を進めているところ、2024年に実施された勤務実態調査の結果や公平性・公正性を確保するための部外の専門家の意見を踏まえ、あるべき俸給表の水準や俸給月額の算定の仕組みについて検討し、自衛官の俸給表を改定予定である。このため、2025年2月に防衛人事審議会に新たな部会「処遇・給与部会」を設け、当該部会において自衛隊員の給与などの処遇に関する広範な議題を調査審議しているところである。

そのほか、隊員が高い士気と誇りを持ちながら任務を遂行できるよう、叙勲対象範囲の拡大や功績の適切な顕彰など、栄典・礼遇に関する施策も推進することとしている。「基本方針」に基づき、これまで生存者叙勲の受章機会のなかった者への範囲の拡大など、その功績に相応しい叙勲などのあり方を検討していく。

## 4 生活・勤務環境の改善

国家防衛戦略において、全ての自衛隊員が高い士気と誇りを持ちながら個々の能力を発揮できるよう、生活・勤務環境の改善に引き続き取り組むこととしている。さらに、「基本方針」においても、自衛隊という組織全体のパフォーマンスを向上していくにあたっては、やりがいと働きやすさの双方を向上し、自衛官一人ひとりが働きがいを感じられる環境を構築していくことが不可欠としている。他方で、自衛隊においては、例えば、プライベートなスペースがない状況下で複数の隊員が同一の部屋で居住するなど、必ずしもプライバシーに配慮した生活環境とはなっていない。しかしながら、少子高齢化の大きな流れのなかで、現下の人手不足が自衛隊にも深刻な影響を及ぼしていることを踏まえ、自衛隊としても社会の変化をしっかりと直視し、若い世代のライフスタイルに合った生活・勤務環境を構築する。具体的には、曹長以下の自衛官は、原則、営舎内居住が義務づけられているところ、私生活との両立の観点から、営舎外に居住できる者の範囲を見直した。また、隊員一人ひとりの関係が希薄なものにならないよう留意し、隊員が基本的な集団行動について習得する機会は確保しつつも、営舎内においてもプライバシーが配慮された生活環境を構築できるよう、営舎内居室の個室化についてスピード感をもって計画的に進めることにより、早期完了を目指す。加えて、庁舎や隊舎の居住環境や勤務環境の改善に向けて隊員のニーズをくみ取りつつ、必要な改修や修繕などきめ細やかな対応を継続する。さらに、自衛官は、緊急時の対応

8 航空管制業務を担う自衛官に支給する手当は、例として、1尉であれば月額約3万2,000円が支給され、対領空侵犯措置等に対処する航空機の整備員に支給する手当は、日額1,200円が支給される。また、主要な野外演習等に従事する隊員に支給する手当は、日額1,400円が支給される。

9 航空機の乗員に支給する航空手当は、例として、戦闘機パイロットの1尉であれば、月額3万2,000円増の約28万9,000円が支給されるとともに、災害派遣等手当は、日額1,620円から2,160円に引き上げされる。

10 各自衛隊のサイバー専門部隊等の隊員に特殊作戦手当等は、例として、1尉であれば月額約3万2,000円が支給される。

11 国家公務員のうち、警察官、皇宮護衛官、入国警備官および刑務所などに勤務する職員に適用される。

などのため、様々な待機態勢があることから、そのあり方を検証のうえ、所要の見直しを行う。艦艇乗組員に対しては、艦艇への居住が義務づけられているところ、艦艇内の居住区は特に狭く、プライバシーが確保されておらず、航海中の精神的負担が大きいことから、新型艦の居住区の魅力化や乗員待機所の拡充など艦艇乗組員の生活・勤務環境の改善を行う。自衛隊がその能力を十分に発揮し、士気高く任務を全うするためには、隊員とその家族の居住環境の改善に取り組むことも重要である。宿舎について、これまでも老朽化対策などに継続的に取り組んでいるが、今後もこれをさらに推進する必要がある。この際、宿舎の改修やPFIによる建替えなどスピード感をもって計画的に推進していくとともに、近年の住宅事情を踏まえた住宅設備の充実や生活の利便性と即応性との調和に留意した取組を進め、職務のさらなる能率的な遂行を確保する。また、現代社会において通信環境は必須のインフラであることを踏まえ、自衛隊においても隊員一人ひとりの生活の充実感を確保するため通信環境を整備する。具体的には、陸自においては、2025年度までに全国駐屯地の全ての生活隊舎の共用区画に1か所以上の無線LAN環境を整備するなど、駐屯地・基地の厚生棟や生活隊舎の共用区画などにおける無線LAN環境を拡充していく。また、2027年度までに主要艦艇においては、業務用通信の補完として整備される商用低軌道衛星通信網[12]を活用して、隊員と家族との連絡に加え、インターネットの閲覧などを可能とする通信環境を構築する。さらに、自衛隊の基地・駐屯地などには、僻地に所在し、公共交通機関も少なく、生活の利便性に乏しいものもあるところ、部外力を活用し、最寄り駅へのバスの運行の拡充やカーシェアリングのサービスの導入などを推進することで、生活の利便性向上に努める。[13]

このほか、隊員が日ごろから身に着ける制服や作業服といった被服などの適切な整備・更新を進め、使用実態に応じて定数の増加や仕様の改善を行う。糧食については、隊員が活動するために必要な栄養摂取基準をもとに健康管理を充実させ、継続的に魅力化を図っていく。また、全国の駐屯地などにおける実態を把握するとともに、物価上昇にかかる経費を適切に反映する。健康管理体制についても、各種健康診断の充実、トレーニング用備品の購入などの基盤整備を引き続き実施し、教育訓練時における各隊員の健康状態の把握のための器材整備を新規に検討する。

## 5 人材の育成

部隊を構成する自衛官個々の能力を高めることは、部隊の任務遂行に不可欠である。このため、各自衛隊の教育部隊や学校などで、階級や職務に応じて必要な資質を養うと同時に、知識・技能を修得させている。

防衛力整備計画に基づき、陸自高等工科学校において、陸・海・空自の共同化や男女共学化に取り組むとともに、各自衛隊などにおける統合教育の強化や、各自衛隊・防衛大学校におけるサイバー領域などを含む教育・研究の強化、教育課程の共通化、先端技術の活用などを進めることとしている。さらに、防衛大学校では2025年度から、米国士官学校などに4年間留学する課程を設けることとしている。

なお、教育には、特殊な技能を持つ教官の確保、装備品や教育施設の整備など、非常に大きな人的・時間的・経済的努力が必要である。専門の知識・技能をさらに高める必要がある場合や、自衛隊内で修得することが困難な場合などには、海外を含む部外教育機関、国内企業、研究所などに教育を委託している。

**資料**：自衛官の処遇改善
**URL**：https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/treatment/index.html

12 低高度の軌道をとる衛星を活用したブロードバンドインターネット。低高度、多量の衛星が周回して回線を接続することから高速・低遅延の通信が可能とされている。
13 2024年度までに、百里基地、新田原基地、防府南基地では部外に委託して、基地から最寄り駅までの隊員の移動手段としてバスの運行を行っている。2025年度からは小松基地でも運行する予定である。また、カーシェアリングのサービスについては、全国の駐屯地・基地などのうち、隊員のニーズを踏まえ、2024年度現在、既に28カ所に導入しており、2025年度は19カ所において導入を検討している。

# 6 退職、再就職などの取組

## 1 定年年齢の引き上げ

装備品の高度化や任務の多様化、国際化などに対応するため、知識・技能・経験を豊富に備えた人材の一層の有効活用が重要となっている。このため、2020年から2024年の間で1佐から3曹までの自衛官の定年を2歳ずつ引き上げたところである。また、「基本方針」に基づき、これまで培った知識・技能・経験を活かした人材の有効活用や自衛官の生涯設計の観点から、健康寿命の延伸と精強性の確保の均衡に考慮しつつ、一般隊員の定年を2028年度以降2歳程度引き上げることを念頭に詳細な検討を行っている。さらに、一部の職域に適用されている60歳定年については、宇宙、サイバー、医療関係などの分野のうち体力依存度が低いと認められるものにも拡大することについて検討している。具体的な引き上げ幅や対象などについては、2025年夏頃を目途に決定する予定である。

参照 図表Ⅳ-3-1-4（自衛官の階級と定年年齢）

図表Ⅳ-3-1-4　自衛官の階級と定年年齢

| 階級 | 略称 | 定年年齢 |
|---|---|---|
| 陸将・海将・空将 | 将 | 60歳 |
| 陸将補・海将補・空将補 | 将補 | |
| 1等陸佐・1等海佐・1等空佐 | 1佐 | 58歳 |
| 2等陸佐・2等海佐・2等空佐 | 2佐 | 57歳 |
| 3等陸佐・3等海佐・3等空佐 | 3佐 | |
| 1等陸尉・1等海尉・1等空尉 | 1尉 | 56歳 |
| 2等陸尉・2等海尉・2等空尉 | 2尉 | |
| 3等陸尉・3等海尉・3等空尉 | 3尉 | |
| 准陸尉・准海尉・准空尉 | 准尉 | |
| 陸曹長・海曹長・空曹長 | 曹長 | |
| 1等陸曹・1等海曹・1等空曹 | 1曹 | |
| 2等陸曹・2等海曹・2等空曹 | 2曹 | 55歳 |
| 3等陸曹・3等海曹・3等空曹 | 3曹 | |
| 陸士長・海士長・空士長 | 士長 | － |
| 1等陸士・1等海士・1等空士 | 1士 | |
| 2等陸士・2等海士・2等空士 | 2士 | |

（注）1　統幕長、陸幕長、海幕長、空幕長または統合作戦司令官の職にある陸将、海将または空将である自衛官の定年は、年齢62歳
2　医師、歯科医師および薬剤師である自衛官ならびに音楽、警務、情報総合分析、画像地理・通信情報の職務に携わる自衛官の定年は、年齢60歳

## 2 再任用

定年退職自衛官を65歳に達するまでの間、任期を定めて再び自衛官に採用する再任用についてもさらに推進していく。具体的には、再任用自衛官が従事できる業務として、2023年に補助艦船の乗組および航空機操縦業務を、2024年にはサイバーおよび飛行点検の業務を、2025年に宇宙領域の把握に関する業務を追加した。また、「基本方針」に基づき、自衛官の再任用の対象を定年退職後に自衛官としての勤務から一旦離れた者にも拡大するなど、定年後再任用者の確保のための施策を推進していく。

## 3 再就職

自衛隊の精強性を保つため、多くの自衛官は50代半ば以降、任期制自衛官は20代から30代半ばで退職する。その多くは、生活基盤の確保のために再就職が必要である。このため、現役の自衛官が将来への不安を解消し、職務にまい進するためにも、再就職支援は極めて重要である。

防衛力整備計画においても、自衛官の退職後の生活基盤の確保は国の責務であるとしており、また、「基本方針」においても、関係省庁と防衛省が連携して①再就職先の拡充を図るとともに、②再就職に向けた職業訓練機会の充実、広報の強化などにより、再就職支援の一層の充実・強化を図ることとしている。

なお、現在、防衛省が行うことができる再就職支援は、離職に際しての一度だけとなっており、退職自衛官が再々就職する場合には国の支援が受けられない。このため、これまで以上に充実した生涯設計の確立が必要である。若年定年の自衛官が、年金受給開始年齢である65歳まで安心して社会で活躍できるよう、65歳までの再就職支援を可能とするほか、若年定年退職者給付金の給付水準の引き上げの検討などをおこなう。

### ①再就職先の拡充

退職自衛官は、職務遂行と教育訓練によって培われた、優れた企画力・指導力・実行力・協調性・責任感などのほか、職務や職業訓練などにより取得した各種の資

VOICE

## 再就職した隊員と雇用主の声

**株式会社オープンハウス**
**名古屋支社　名古屋営業部　コンタクトセンター　椎葉（しいば）　美月（みつき）**

陸上自衛隊 守山駐屯地 第35普通科連隊で2任期満了後、株式会社オープンハウスへ入社しました。自衛隊では、おもに野営訓練などで各種通信電子器材をもって部隊間の指揮連絡のための通信確保の主要部門を担当していました。現在は、戸建住宅をご購入されたお客様への契約から引渡しまでの一連のサポート業務を行っています。

当初は自衛隊とのギャップに不安を感じましたが、弊社は高い目標を掲げ、本気で達成しようとする仲間やその思いや姿勢、それを支える仕事にとてもやりがいを感じています。何より担当したお客様から感謝の言葉をいただくことや、引き渡し時の笑顔を見たりすると大きな達成感を覚えます。自衛隊生活で培った協調性や思いやりの心、日々の訓練で身につけた忍耐力や向上心が今の仕事でも大いに役立っていると感じます。

今後も自衛隊で得た経験を活かし、更なるキャリアアップを目指したいと考えています。



椎葉　美月 氏

**株式会社オープンハウスグループ**
**人材開発部キャリア採用G西日本統括　課長　静（しずか）　春道（はるみち）**

弊社は、東京を中心とした主要都市をメインに国内外に展開しており、戸建事業・マンション開発事業・不動産流通事業・アメリカ不動産事業を軸とし、不動産業界日本一を掲げている今期28年目を迎える総合不動産ディベロッパーです。

企業理念にもある『やる気のある人を広く受け入れ、結果に報いる組織を作ります』をもとに、キャリア採用を受け入れており、実は私もそのうちの1人です。

任期制自衛官の採用を検討したきっかけは、元自衛官で活躍している社員がいたことでした。規律ある組織で日々厳しい訓練に耐え抜き、誰かのために目的に向かって打ち込む姿勢。ビジネスの世界でも十分通用することを証明してくれています。持ち前のリーダーシップを発揮して、組織をけん引してくれることを期待しています。



静　春道 氏

格・免許も保有している。このため、地方公共団体の防災や危機管理の分野をはじめ、金融・保険・不動産業や建設業のほか、製造業、サービス業など幅広い分野で活躍している。特に、地方公共団体の防災・危機管理部門には、2025年3月末現在、全国47都道府県に117名、493市区町村に573名の計690名の退職自衛官が危機管理監などとして在職している。

また、退職自衛官がその知識や経験を活かして地方公共団体の防災・危機管理部門に再就職することは、防衛省・自衛隊と地方公共団体の連携強化や地方公共団体の危機管理能力の向上につながることから、2025年3月に内閣府、消防庁および防衛省の連名にて、都道府県知事および市区町村長に対し、退職自衛官のより一層の活用を依頼するなど、再就職支援の強化に取り組んでいる。

あわせて、地方公共団体が退職自衛官を雇用しやすくするため、地域防災マネージャー制度について、財政措置を含めて、そのあり方について検討を進める。

このほか、公的部門における連携強化として、2025年3 月、消防庁および防衛省との間で、消防本部（自動車整備士、海技士など）および消防設備関連の企業における人材確保と退職自衛官の円滑な再就職支援などの連携強化を申し合わせるとともに、業界などとの連携強化として、2024年6月、国土交通省および防衛省ならびに公益社団法人日本バス協会などの業界団体との間で、また、2025年3月には、国土交通省および防衛省ならびに一般社団法人日本民営鉄道協会などの業界団体との間で、それぞれの業界における人材確保と退職自衛官の円滑な再就職支援などに関する取組について連携することを申し合わせた。

### ②　再就職に向けた職業訓練機会の充実、広報の強化など

再就職する退職自衛官に対しては、新たにライフプラン関連講座を設け、職業訓練にIT関連課目を追加するなどの充実を図る。その際、大学や専門学校などの関係機関が提供する学習機会との連携についても取組を進めるとともに、退職自衛官が自衛隊の勤務を通じて培った技能を活かして、海技士や航空整備士といった公的資格を取得しやすくするためのプロセスの簡素化に取り組む。

また、再就職先拡充のため、自衛官のキャリアパスなどを紹介する動画を作成する。

このほか、退職する自衛官の利便性の向上を図り、幅広い求人情報を閲覧し応募ができるよう、退職する自衛官と企業などとのマッチングを担っている自衛隊援護協会に就職援護情報ネットワークシステムを導入などに取組む。

参照　図表Ⅳ-3-1-5（再就職支援施策として行っている主な職業訓練）、図表Ⅳ-3-1-6（2024年度再就職支援実績）

**資料**：防衛省の再就職支援（援護）について
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/profile/reemploy/index.html

**資料**：退職自衛官雇用ガイド（陸上自衛隊）
**URL**：https://www.mod.go.jp/gsdf/retire/index.html

**動画**：陸自は人材の宝庫～あなたのニーズに応えます！～（陸上自衛隊）
**URL**：https://youtu.be/Qaz9KwOeX2U?si=EAOTGgKJed7CXLXb

**資料**：退職自衛官採用のご案内（海上自衛隊）
**URL**：https://www.mod.go.jp/msdf/recruit/engo/

**資料・動画**：退職者雇用（航空自衛隊）
**URL**：https://www.mod.go.jp/asdf/rehire/

## 図表Ⅳ-3-1-5　再就職支援施策として行っている主な職業訓練

### ■ 任期制隊員の再就職支援

就職補導教育 ▶ 職業適性検査 ▶ 職業訓練 ▶ 任期制隊員合同企業説明会 ▶ 応募・面接など支援 ▶ 再就職

### ■ 若年定年退職隊員の再就職支援

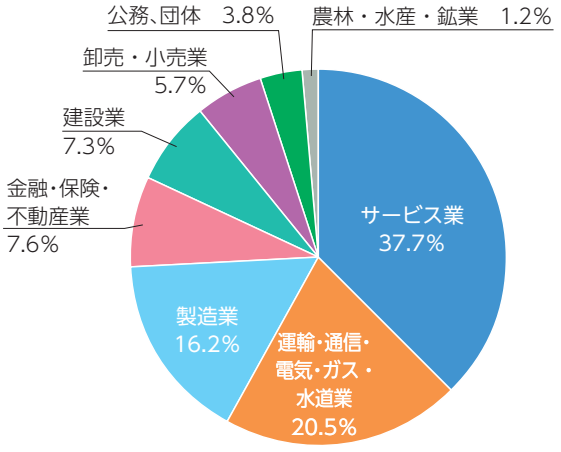
業務管理教育 ▶ 職業適性検査 ▶ 職業訓練 ▶ 職業紹介 ▶ 応募・面接など支援 ▶ 再就職

### ■ 再就職支援施策として行っている主な職業訓練（2024年度実績）

| 区分 | 訓練課目 |
|---|---|
| 自動車操縦 | ● 大型自動車　● 普通自動車　● 大型特殊自動車　● 準中型自動車　● けん引自動車 |
| 施設機械等操縦 | ● フォークリフト・ショベルローダー　● 車両系建設機械　● ボイラー技士　● クレーン運転士 |
| 電気通信技術 | ● 電気工事士　● 電気主任技術者　● 電気通信設備工事担当者 |
| 危険物等取扱 | ● 危険物取扱者　● 第3種冷凍機械責任者　● 高圧ガス製造保安責任者 |
| 労務等実務 | ● ドローン操縦士　● 海技士（3～6級）　● 運行管理者　● 社会保険労務士　● 総合危機管理講座<br>● 警備員検定　● キャリアコンサルタント |
| 情報処理技術 | ● マイクロソフトオフィススペシャリスト　● ITパスポート　● OA機器　● 基本・応用情報技術者 |
| 社会福祉関連 | ● 介護職員初任者研修　● 介護事務　● サービス介助士　● 介護福祉士 |
| 医療事務関連 | ● 医療事務　● 調剤報酬事務　● 調剤薬局事務　● 登録販売者 |
| 法務等実務 | ● 宅地建物取引士　● 行政書士　● 秘書検定 |
| そのほか | ● 防災・危機管理教育　● ファイナンシャルプランナー　● 消防設備士　● 簿記　● 衛生管理者<br>● 食育講座　● 公務員受験対策講座　● マンション管理士　● TOEIC　● DIYアドバイザー<br>● 実用英語技能検定　● 自動車整備士　● 溶接技能者（ガス、アーク溶接など）　● 防火管理者 |

（注）各区分ごとの職業訓練課目名は受講者の多い順で記載している。

## 図表Ⅳ-3-1-6　2024年度再就職支援実績




**任期満了**
退職者に対する再就職支援実績

| | |
|---|---|
| 再就職支援希望者数 | 923人 |
| 就職決定者数 | 919人 |
| 就職決定率 | 99.6% |

**若年定年**
退職者に対する再就職支援実績

| | |
|---|---|
| 再就職支援希望者数 | 2,456人 |
| 就職決定者数 | 2,440人 |
| 就職決定率 | 99.3% |

# 第2節 サイバー人材の確保

防衛力整備計画では、サイバー攻撃を受けている状況下において、指揮統制能力や優先度の高い装備品システムを保全し、自衛隊の任務遂行を保証できる態勢を確立するとともに、防衛産業のサイバー防衛を下支えできる態勢を構築するとされており、2027年度を目途に、自衛隊サイバー防衛隊などのサイバー専門部隊を約4,000人に拡充し、さらに、システム調達や維持運営などのサイバー関連業務に従事する隊員に対する教育を行い、これらにより、防衛省・自衛隊のサイバー要員を約2万人体制とすることとしている。

このような中、防衛省・自衛隊の人材獲得を巡る環境は年々厳しさを増すとともに、サイバーセキュリティは全世界共通の課題であり、防衛省・自衛隊だけではなく、社会全体においてサイバー人材の重要性が高まっていることを踏まえると、わが国全体のサイバー人材育成の取組との融合を図ることが重要となっている。

このため、防衛省・自衛隊では、基本的な検討の方向性を戦略として取りまとめ、①人材確保・育成などにかかる方針の一貫性を確保し、人材にかかる施策検討や組織横断的な協力を促進すること、②サイバー人材に関する考え方を明確にし、防衛省・自衛隊を志望する人材や外部サイバー人材へアプローチするとともに、部外との協力関係を構築・深化すること、を目的として、2024年7月、基本的な検討の方向性を戦略として取りまとめて、「防衛省サイバー人材総合戦略」を公表した。

## 1 防衛省・自衛隊の任務とサイバー人材

昨今のサイバー空間にかかる技術の飛躍的な進化に伴い、サイバー攻撃者も組織化し、分業制で攻撃を行うなど、脅威が高度化・複雑化している。このような趨勢を踏まえ、防御側もまたこのような高度な脅威に対して各人の技術力を組織的に活用して対応する必要があり、「チーム」による取組が必要とされている。自衛隊においてもこれは例外ではなく、サイバー専門部隊では、幹部自衛官、准曹士、事務官、技官などがそれぞれの役割を担いチームを組んで仕事をしている。

また、自衛隊におけるサイバー人材は、サイバー領域のことだけではなく、サイバー領域によって支えられている自衛隊の活動、陸海空の領域などにおける作戦も理解した上で活動する必要があり、サイバー空間を通じてつながっている戦車、艦艇、戦闘機などの各種アセットの運用について一定の理解をした上で、対応できる人材が求められている。

防衛省・自衛隊は、陸自システム通信・サイバー学校などをはじめ、専門の学校を有しており、あらかじめ自衛隊の作戦やサイバーに関する知識を持っている必要はなく、入隊後にレベルに応じて学ぶことができ、部外での研修や留学の機会も設けられている。また、すでにサイバー分野のスキルが十分にある人も、実践的な訓練や意見交換の豊富な機会を通じて、スキルアップできる環境も整っており、これらを強みとして、防衛省・自衛隊でサイバーの仕事をすることに関心を持つ人材や、スキルの高いサイバー人材を獲得していく。

## 2 サイバー人材の「確保」にかかる取組

防衛省・自衛隊で優秀なサイバー人材を確保するには、防衛省・自衛隊のサイバー業務に関心のある人材、サイバーの知見に富んだ人材など幅広い層から人材を確保し、育成していく必要がある。このため、①サイバー人材に必要とされるスキルや保有している能力を正確に「特定」し、②サイバー人材にあった採用を行うなどして「確保」し、③適切な「育成」を行い、④どのように人材を「維持・管理」するか、⑤さらにこうした人材施策全体を総合的に「強化」するなど5つの柱を取組の方向性とし、以下の取組を行い人材確保を進めていく。

### 1 入隊段階からサイバー人材として業務に従事し続けられる制度の整備

サイバー分野への従事を志す人材の専門性をより高めるため、入隊段階からサイバー分野に関連する業務に継

続的に従事するキャリアパスを実現する。また、既にサイバーに関連する専門的な知識・資格や業務経験のある人材は、特定任期付自衛官やキャリア採用幹部、技術曹として採用し、その経験などを活かした業務やポストに柔軟に登用する。さらに、幹部自衛官、准曹士、事務官、技官などそれぞれの勤務特性に応じたキャリアパスを確立するなど、サイバーに従事する人材のキャリアパスの「見える化」と、防衛省ならではの勤務経験の魅力化を図ることにより、防衛省における勤務をよりイメージしやすくしながら外部サイバー人材に対して関心を持ってもらうことで、採用の強化にもつなげていく。

## 2　「サイバー予備自衛官」[14]の拡充

常備自衛官とともに様々な任務に就くサイバーの技能を有するサイバー予備自衛官についても、常備自衛官を強力に補完する任務にあたるなど、自衛隊の作戦の一端を担わせることを念頭に運用の幅を拡充すべく検討をしている。また、人材の確保にあたっては、部外で活躍する自衛官未経験のサイバー人材を予備自衛官補として採用し、サイバー予備自衛官へ任用するための取組を強化するため、身体検査基準の緩和、予備自衛官補からサイバー予備自衛官への早期任用や常備自衛官への採用についても検討していく。

## 3　自衛隊奨学生制度の活用

自衛隊のサイバー業務に関心のある優秀な学生を早期に確保するため、毎月一定額の学資金を貸与する自衛隊奨学生制度を活用し、サイバー業務に関心のある優秀な学生の学びを支援するとともに、将来、自衛隊のサイバー専門部隊などで勤務してもらえるよう、防衛省サイバーコンテストや採用説明会なども活用しながら関心を得ることで強化していく。

## 4　防衛省サイバーコンテストの開催

優秀な人材を発掘するために開催している「防衛省サイバーコンテスト」や、全国の大学、高校、専門学校における採用説明会などの取組の充実により、防衛省での勤務に意欲のある人材への積極的なアプローチを強化していく。

## 5　大学、高校、専門学校における説明会やWebなど通じた効果的なPR活動の実施

防衛省・自衛隊では、事務官・技官の経験者採用、キャリア採用幹部・技術曹としての採用、特定任期付自衛官やサイバーセキュリティアドバイザーとしての採用といった多種多様な採用区分が存在する。専門的な資格や業務経験を有する外部人材の受入れをより推進するため、ライフスタイルや目指すキャリアに応じた多様な採用区分の存在を丁寧に説明するとともに、自衛隊員になり得る潜在的な人材に対し、防衛省のサイバー人材に関する採用情報や勤務の魅力の発信を強化していく。例えば、サイバー人材の集まる時間、場所、属性などに合わせたターゲティング広告を発信し、防衛省におけるサイバー人材の業務、キャリアパス、やりがい、処遇の魅力や、他国軍のサイバー部隊との共同演習に代表される自衛隊ならではの機会の獲得など、防衛省・自衛隊独自の魅力の発信を積極的に行っていく。



14　システム防護（サイバー）技能を有する予備自衛官

解説

## サイバー予備自衛官の拡充に向けて『防衛省サイバー人材総合戦略』

サイバー攻撃が日々高度化・巧妙化する中、優秀なサイバー人材の確保・育成は、サイバー防衛能力を抜本的に強化し、今後の防衛力を構築する上で、まさに鍵となる要素です。

さらに、社会全体でサイバー人材の重要性が高まる中、防衛省と民間との間で、サイバー人材の好循環を作ることができれば、わが国全体のサイバー対応能力の底上げにつながるものと考えています。

このような認識のもと、2024年7月2日、サイバー人材の確保・育成などに関して、防衛省・自衛隊の基本的な考え方を包括的に説明するため、防衛省サイバー人材総合戦略を策定しました。

本戦略に掲げられた様々な施策の一環として、従来、システム防護（サイバー）という技能区分で採用してきたサイバー分野の予備自衛官について、活躍する予備自衛官の方々により一層意欲を高めてもらうとともに、さらなる採用の拡大を図るべく、外部の方にイメージのしやすい「サイバー予備自衛官」との呼称とすることとしました。

防衛省としては、スキルの高い外部の方にサイバー予備自衛官として活躍してもらうべく、訓練内容などのさらなる充実を図るとともに、自衛隊の活動における運用などさらに検討を深め、サイバー予備自衛官を拡充していきます。

VOICE

## サイバー領域の予備自衛官として

**株式会社クロスフェイド（東京都港区／システム開発・情報セキュリティコンサルティング）、**
**大学教員（非常勤講師）　予備1等陸尉　大島（おおしま）　真言（まこと）**

私は、システム開発会社勤務を経て2007年に起業しました。本業の経営の傍ら、2011年に技能公募予備自衛官補として採用されて訓練を受けた後、2013年4月に陸自の予備自衛官に任用されました。

父が元自衛官であり、米軍キャンプの街に育ち、またボーイスカウトに所属していた頃に自衛隊の協力を頂き演習場でキャンプをした思い出からも、国を守る仕事に関心を持っていました。結局は民間の道に進んでしまいましたが、周辺国情勢が変化する中、国防を人任せにしてしまっている、他人事ではいけないという思いを持ち続けていました。そのため、予備自衛官補制度を知り、すぐに志願いたしました。

技能公募予備自衛官においては、2022年度より新たに「サイバー（システム防護）」の技能区分が出来ました。予備自衛官としての活動を通じて、国防への熱い思いを持った訓練担当部隊の方々や予備自衛官の仲間から大いに刺激を受けており、平素から国際資格の取得・維持などの自己研鑽やサイバー領域の情報収集に努めることを心掛けています。

令和6年度防衛省職員サイバーコンテストでは満点を獲得し、受賞の栄に浴する機会に恵まれました。今後も仲間と共に技術を磨き、国防に備えてまいります。



表彰を受ける筆者

# 第3節　ワークライフバランス・女性の活躍のさらなる推進

わが国を取り巻く安全保障環境が厳しくなるなか、人口減少と少子化が急速に進展し、防衛力の中核である自衛隊員を確保することがこれまで以上に困難となっている。また、社会構造の大きな変化により、各種任務を担う防衛省・自衛隊の職員は、男女ともに、育児・介護などの事情のため時間や移動に制約のある者が増加することが想定される。

こうした状況において、各種事態に持続的に対応できる態勢を確保するためには、職員が心身ともに健全な状態で、高い士気と誇りを持ちながら、その能力を十分に発揮しうるような環境を整えることが必要である。このため、防衛省・自衛隊は、国家防衛戦略などに基づき、ワークライフバランスや女性職員の活躍を推進している。

防衛省・自衛隊は、2015年に「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画（取組計画）」を策定し、2021年には、①ワークライフバランス推進のための働き方改革、②女性の活躍推進のための改革、を2つの柱とする新たな取組計画を策定し、2023年には、①テレワークの推進、②ペーパーレス化の推進、③勤務時間管理の徹底、④男性育休の取得促進、⑤あらゆる職員が働きやすい職場環境の確立、の5つを重点的に進める旨の改定を行い、取組を一層推進している。

## 1　ワークライフバランス推進のための働き方改革

### 1　価値観・意識の改革

働き方改革を推進するにあたっては、特に管理職員などの働き方に対する価値観や意識の改革を行う必要がある。防衛省・自衛隊においては、働き方改革やワークライフバランスに関する意識啓発のため、トップメッセージの発出、セミナーや講演会を実施している。また、育児や介護などで時間や移動に制約がある職員が増えていくなか、全ての職員が能力を十分に発揮して活躍できるよう、ワークライフバランス確保のため、長時間労働の是正や休暇の取得の促進、テレワーク勤務の推進などに努めている。

さらに、管理職のマネジメント能力の向上に向けた「マネジメント改革」のための取組も実施している。現代にふさわしいリーダーシップを身に着けた自衛官を養成し、特に異世代のマネジメントに必要なスキルに焦点を当てて、自衛隊のマネジメントに必要な能力の見直しや教育を強力に推進する。また、自衛隊が組織として目指す方向を明文化し、心理的安全性や自衛官一人ひとりのエンゲージメントの高い組織づくりを推進していくことで、ハラスメントを一切許容しない環境を構築していく。ハラスメントは隊員相互の信頼を失わせ精強性を揺るがすものであることを踏まえ、ハラスメントに関する基準の隊員一人ひとりによる咀嚼と実践に努め、組織内に基準を浸透させる。

本省内部部局では、防衛行政に求められる業務の質・量が増大する中で、組織のパフォーマンスを最大化するために、職員一人一人の「働きがい」を高めるための取組を進めている。この「働きがい」を高めるためには、①使命感、他者からの評価、成長実感などにより生じる「やりがい」と、②オフィス環境、人間関係、心身の健康などに起因する「働きやすさ」をそれぞれ高め、掛け合わせる必要がある。この基本的考え方に基づき、①「やりがい」の観点からは、部局ごとの運営指針に基づく業務運営・人事評価や、職員が関心や意欲に応じて自律的なキャリア形成を図れるよう手挙げに基づく人事異動（省内公募）を開始したほか、緊急対応をはじめとする高負荷業務に従事する職員へのリワードを行っている。また、②「働きやすさ」の観点からは、オフィス改革やオンライン・プラットフォームの導入、さらにはマネジメントにかかる研修の大幅強化などを実施している。これらの施策は継続的に、かつ、働く職員にとって納得感のある形で実施していくことが重要であり、幹部から一般職員に至るまで組織一丸となって取り組んでいく。

**資料**：女性職員活躍とワークライフバランスの推進
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/profile/worklife/index.html

## 2　職場における働き方改革

ワークライフバランス推進に向けた取組は、職場の実情に合わせ、職員が自ら職場環境の改善策を考えることが実効性のある取組や風土作りにつながる。そのような考えから、「防衛省における働き方改革推進のための取組コンテスト」を実施し、特に優れた取組について表彰を行うとともに、防衛省内に紹介し、他の職場の働き方改革の一助としている。

## 3　働く時間と場所の柔軟化

防衛省・自衛隊においては、早出遅出勤務やフレックスタイム制を導入し、柔軟に勤務時間を選択できるようにしてきた。2025年には、フレックスタイム制のさらなる柔軟化を図るなど、より柔軟な働き方の推進に取り組んでいる。また、職務の特殊性によりテレワークの実施が不可能な業務を除き、全ての機関においてテレワークが実施可能となっている。引き続き、資料の電子化などを含めたデジタル化を推進し、テレワークにおいて業務が完結できるよう業務プロセスの確立を推進していくこととしている。

## 4　勤務時間管理の徹底

勤務時間管理のシステム化や超過勤務の実態調査などを通じ、職員の心身の健康と福祉に害を及ぼすおそれがある、長時間労働の是正を推進している。

## 5　育児・介護をしながら活躍できるための環境整備

防衛省・自衛隊においては、任期付の職員を採用し、育児休業などを取得する職員のための代替要員を確保し、職員が育児・介護と仕事を両立するための制度を整備している。特に、男性職員の家庭生活への参画を推進するため、男性職員の育児休暇・休業の取得促進に取り組んでおり、こどもが生まれた全ての男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得できることを目指している。



台風10号の接近に伴い災害派遣を行う隊員のための緊急登庁支援（湯布院駐屯地）（2024年8月）

また、育児・介護に関する制度の説明、ロールモデルの紹介、管理職員や人事担当部局がきめ細かく職員の育児にかかる状況を把握するため、「育児シート」を作成するなどの取組により、職業生活と家庭生活を両立しやすい環境整備を進めている。なお、育児・介護により中途退職した職員を再度採用できる制度も整備されている。

## 6　保育の場の確保

自衛官の勤務の特殊性や社会全体における保育にかかる需給バランスの変化により、職員がこどもの保育などに不安を抱くことなく、任務に専念できる環境を整えておくことは、防衛省・自衛隊の常時即応態勢を維持する上で重要である。防衛省・自衛隊においては、全国8か所の駐屯地などに庁内託児施設を整備してきた。また、災害派遣などの迅速な対応を求められる場面において、自衛隊の駐屯地などで職員のこどもを一時的に預かる緊急登庁支援の施策を推進するとともに、新たに駐屯地・基地などで臨時託児事業を試行している。

# 2　女性の活躍推進のための改革

防衛省・自衛隊は、これまで女性の採用・登用のさらなる拡大を図るため、取組計画において具体的な目標を定めるなど、意欲と能力のある女性の活躍を推進するための様々な取組を行ってきた。また、女性・平和・安全

保障[15]（WPS）に関する取組として、わが国は、防災・災害対応の取組や安全保障政策の意思決定の場における女性の参画を促進している。

Women, Peace and Security

参照　Ⅲ部3章1節5項（女性・平和・安全保障（WPS）推進に向けた取組）

## 1　女性の採用・登用の拡大

防衛省・自衛隊は、取組計画で数値目標を設定し、計画的な女性の採用・登用の拡大を図っている。また、国家安全保障戦略などに基づき、女性の活躍を支える教育基盤の整備や、女性自衛官の増勢を見据えた隊舎・艦艇などにおける女性用区画、女性用トイレや浴場などの整備をスピード感をもって計画的に推進する。

### (1) 女性自衛官

女性自衛官は、2025年3月末現在、約2万人（全自衛官の約9.1%）であり、10年前（2015年3月末時点で全自衛官の約5.7%）と比較すると、3.4ポイント増となっており、その比率は近年増加傾向にある。

女性自衛官の採用については、自衛官採用者に占める女性の割合を2021年度以降17%以上とし、2030年度までに全自衛官に占める女性の割合を12%以上とすることとした。2024年、空自は女性自衛官の採用枠を撤廃した。また、登用については、2025年度末までに佐官以上に占める割合を5%以上とすることを目指すこととしている。

### (2) 女性事務官、技官、教官など

女性事務官、技官、教官などは、2025年3月末現在、約5,600人（全事務官等の約28.1%）であり、10年前（2015年3月末時点で全事務官等の約23.6%）と比較すると、4.5ポイント増となっており、その比率は近年増加傾向にある。

採用については、2021年度以降、政府目標と同様に、採用者に占める女性の割合を35%以上とすることを目標としている。また、登用については、2025年度末までに、本省係長相当職に占める女性の割合を35%、地方機関課長・本省課長補佐相当職に占める女性の割合を10%、本省課室長相当職に占める女性の割合を6%、指定職相当に占める女性の割合を5%とすることを目標としている。

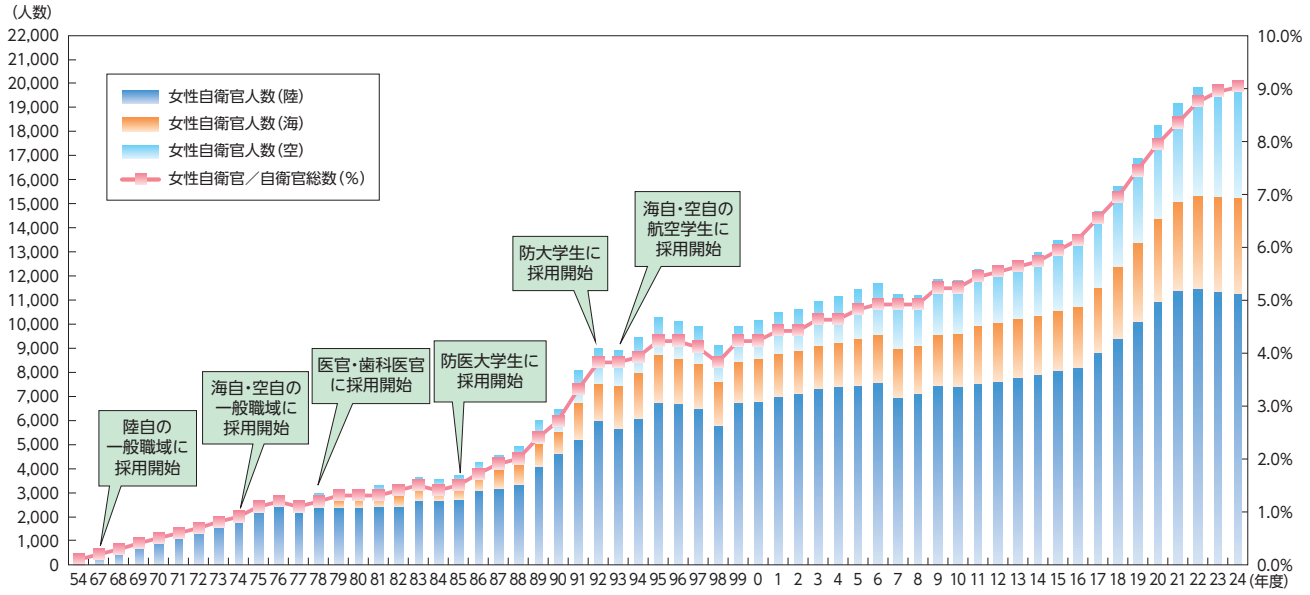
参照　図表Ⅳ-3-3-1（防衛省における女性活躍と取組計画における目標および現状値）、図表Ⅳ-3-3-2（女性自衛官の在職者推移）、図表Ⅳ-3-3-3（女性活躍推進関連予算の推移）

**図表Ⅳ-3-3-1　防衛省における女性活躍と取組計画における目標および現状値**

| | 項　目 | 目標 | 現状値 |
|---|---|---|---|
| 女性自衛官の採用・登用など | 自衛官の採用者に占める女性の割合 | 17%以上<br>(2021年度以降) | 17.3%（2024年度） |
| | 全自衛官に占める女性の割合 | 12%以上<br>(2030年度まで) | 9.1%（2024年度） |
| | 佐官以上に占める女性の割合 | 5%以上<br>(2025年度まで) | 4.5%（2024年度） |
| 女性事務官等の採用・登用 | 国家公務員採用試験からの採用者 | 35%以上<br>(毎年度) | 39.3%（2024.4.1） |
| | 係長相当職（本省）<br>（本省に勤務する行(一) 3，4級の者（防衛省は本省内局および装備庁内局） | 35%<br>(2025年度まで) | 31.4%（2024.7.1） |
| | 地方機関課長・本省課長補佐相当職（(行)(一) 5,6級） | 10%<br>(2025年度まで) | 8.5%（2024.7.1） |
| | 本省課室長相当職 | 6%<br>(2025年度まで) | 4.7%（2024.7.1） |
| | 指定職相当 | 5%<br>(2025年度まで) | 3.6%（2024.7.1） |

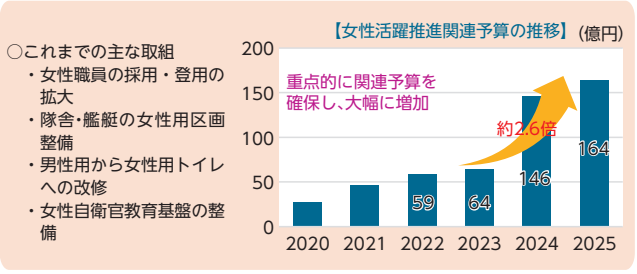
15　紛争、災害などにおいて、より脆弱な立場に置かれる女性、女児などが、紛争、災害などの発生時に、特に保護すべき対象であるという考えのもと、女性、女児などの保護や救済に取り組みつつ、女性が指導的・主体的に、紛争の予防、復興および平和構築、ならびに、防災、災害対応および復興のあらゆる段階に参加することで、より持続的な平和に資することができるという考え方。

**図表Ⅳ-3-3-2**　女性自衛官の在職者推移




（注）　2025年3月末現在女性自衛官は20,046名（全自衛官現員の約9.1%）

**図表Ⅳ-3-3-3**　女性活躍推進関連予算の推移




## 2　女性自衛官の活躍推進に取り組む意義と人事管理の方針

自衛隊の任務が多様化・複雑化するなか、自衛官には、これまで以上に高い知識・判断力・技術を備えた多面的な能力が求められるようになっている。また、少子化・高学歴化の進展などによる厳しい募集環境のもと、育児や介護などで時間や場所に制約のある隊員が大幅に増加することが想定される。

こうした環境の変化を踏まえれば、自衛隊としても、従来の均質性を重視した人的組成から多様な人材を柔軟に包摂できる組織へと進化することが求められている。

自衛隊において、現時点で必ずしも十分に活用できていない最大の人材源は、採用対象人口の半分を占める女性である。女性自衛官の活躍を推進することは、①有用な人材の確保、②多様な視点の活用、③わが国の価値観の反映、といった重要な意義がある。このため、防衛省・自衛隊として、意欲と能力、適性のある女性があらゆる分野にチャレンジする道を拓き、女性自衛官比率の倍増を目指している。

なお、女性自衛官の採用・登用に際しては、機会均等のさらなる徹底を図り、本人の意欲と能力・適性に基づく適材適所の配置に努めることを人事管理の方針としている。

**資料**：女性自衛官の活躍
**URL**：https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/about/woman-success.html

**動画**：いろいろ守ってます！私たちJ★ガール
**URL**：https://youtu.be/-bcA9G417vU

### 3　女性自衛官の配置制限の解除

防衛省・自衛隊は、これまでに女性自衛官の配置制限を順次見直し、実質的に全面解除されている。

これにより、女性自衛官が戦闘機操縦者、空挺隊員、潜水艦の乗員などへ配置され、その活躍の場が広がっている。

## 第4節　ハラスメントを一切許容しない環境の構築

防衛省・自衛隊に対し、国民から多くの期待が寄せられるなか、防衛省・自衛隊がその実力を最大限に発揮し任務を遂行するためには、国民の支持と信頼を勝ち得ることが必要不可欠である。そのためには常に規律正しい存在であることが求められている。

防衛省・自衛隊では、高い規律を保持した隊員を育成するため、従来から服務指導の徹底などの諸施策を実施してきた。しかし、近年、ハラスメントを理由とした懲戒処分が発生している。防衛省・自衛隊が組織力を発揮し、様々な事態にしっかりと対応していくためには、防衛力の中核である隊員が士気高く安心して働ける環境を構築する必要がある。特に、ハラスメントは、部隊行動を基本とする防衛省・自衛隊において、隊員相互の信頼関係を失わせ、組織の根幹を揺るがす、決してあってはならないものである。

こうした認識のもと、防衛省・自衛隊は、ハラスメントを一切許容しない環境の構築のため、ハラスメント案件の対応およびハラスメント防止対策について、スピード感をもって取り組むこととしている。

### 1　ハラスメント被害への対応

防衛省・自衛隊では、隊員からの相談に対応するホットラインを設置しており、2024年度は653件であった。

特に、相談件数が多いパワー・ハラスメントは、隊員の認識不足や上司・部下との間のコミュニケーション・ギャップなどの問題に起因するとして、それらの問題を解消していくため、①隊員の啓発・意識向上のための集合教育・e-ラーニング、②隊員（特に管理職）の理解促進・指導能力向上のための教育、③相談体制の改善・強化などの施策を行ってきた。

また、暴行、傷害やパワー・ハラスメントなどの規律違反の根絶を図るため、2020年から懲戒処分の基準を厳罰化した。なお、2023年度におけるハラスメントを事由とする懲戒処分者数は、364人であり、この内、最も重い「免職[16]」が17件（パワー・ハラスメント5件、セクシュアル・ハラスメント12件）であった。

さらに、ハラスメントに関する悩みを抱えている隊員の中には、部内の相談窓口では、相談しにくいと感じている者がいることから、弁護士が対応する相談窓口に加え、部外の心理カウンセラーなどが休日や勤務時間外に対応する相談窓口を設置している。

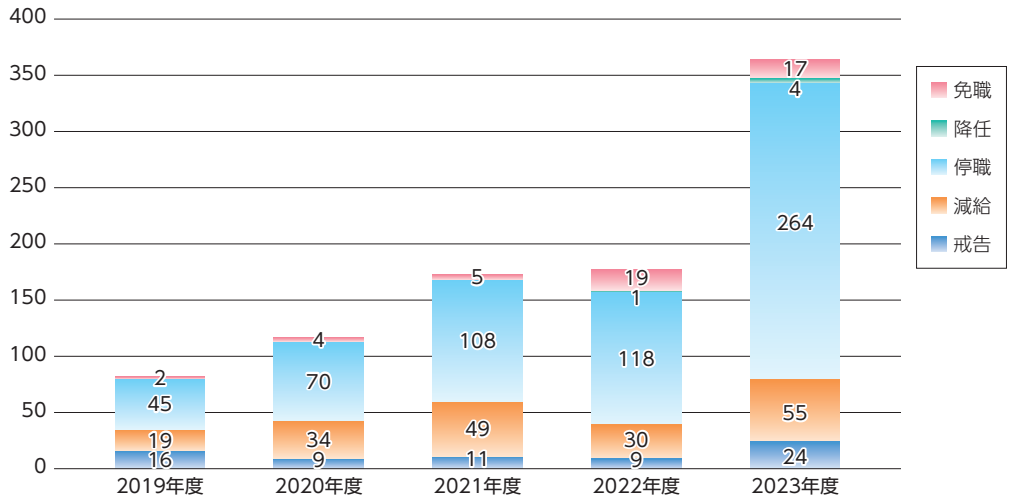
しかしながら、これまで様々なハラスメント防止対策を講じてきたにもかかわらず、ハラスメントが生起し、また、その対応も不十分であったケースが存在している。例えば、元陸上自衛官のセクシュアル・ハラスメント事案[17]もその一つである。

参照　図表Ⅳ-3-4-1（ハラスメントを事由とする処分者数）、図表Ⅳ-3-4-2（防衛省ハラスメントホットライン相談件数の推移）

16　懲戒処分の種類には、免職、降任、停職、減給、戒告がある。これらは、違反行為の原因、動機、状況、規律違反者の地位、階級、部内外に及ぼす影響などを総合的に考慮し、決定される。

17　陸上自衛官が訓練中や日常的にセクシュアル・ハラスメントを受けたとして、所属部隊に被害を訴えたにもかかわらず、上官への報告や事実関係の調査などが適切に実施されなかった事案。本人の告発を経て、上級部隊などによる調査の結果、2022年9月に性暴力を含むセクシュアル・ハラスメント行為などが確認され、関係者の懲戒処分が行われた。

**図表Ⅳ-3-4-1**　ハラスメントを事由とする処分者数




**図表Ⅳ-3-4-2**　防衛省ハラスメントホットライン相談件数の推移

（単位：件）

| 区分 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 防衛省パワハラホットライン | 1,010 | 1,706 | 1,217 | 782 | 581 |
| 防衛省セクハラホットライン | 60 | 82 | 136 | 59 | 51 |
| 防衛省マタハラホットライン | 7 | 23 | 44 | 16 | 21 |
| 各機関などの相談窓口 | 391 | 500 | 725 | 850 | 769 |
| 合　計 | 1,468 | 2,311 | 2,122 | 1,707 | 1,422 |

## 2　ハラスメント根絶に向けた措置に関する防衛大臣指示など

2022年、浜田防衛大臣（当時）は、「ハラスメントの根絶に向けた措置に関する防衛大臣指示」[18]を発出し、全自衛隊を対象とした特別防衛監察の実施やハラスメント防止対策の抜本的見直しのための有識者会議の設置などを指示した。

2023年、「防衛省ハラスメント防止対策有識者会議」（有識者会議）の提言[19]を受け、ハラスメントを一切許容しない環境の構築は、隊員一人ひとりに課せられた責務であり、抜本的対策を早急に検討・確立することが急務であることを示したトップメッセージを発出した。

また、防衛監察本部は、大臣指示に基づき、ハラスメント防止の状況に関する特別防衛監察を実施し、細部具体的な調査を進め、2023年に「特別防衛監察の結果について」[20]を公表した。

同年には、海自で生起したハラスメント事案[21]などを受け、木原防衛大臣（当時）が「ハラスメント対応の厳正

18　①全職員に対し、改めてハラスメントの相談窓口・相談員を周知徹底のうえ、相談・通報を指示すること、②現在のハラスメント相談の対応状況を緊急点検し、全ての案件に適切に対応すること、③全自衛隊を対象とした特別防衛監察の実施、④ハラスメント防止対策の抜本的見直しのための有識者会議の設置の4点。

19　防衛省・自衛隊として、ハラスメントを許容しない組織風土の醸成が途上にあり、その努力も不十分であったこと、監督者（指揮官）のハラスメント対策にかかる責任が不明確、かつ責務の自覚が不足していることなどが指摘され、①予防対策、②事案対策、③事後対策に関し、防衛省が今後取り組むべき方策が示された。

20　相談員・相談窓口が必ずしも十分に活用されていない実態が明らかになった。ハラスメント被害について適正な苦情相談対応が行われていないとする申出の6割以上が、そもそも相談員・相談窓口に相談しておらず、相談員・相談窓口の適正な対応や相談後に生じる状況に懸念を抱いているなど、ハラスメント相談制度が本来の役割を十全に果たしているか懸念される状況があることを確認した。また、苦情相談を行ったが適切に対応してもらえなかったと不満を述べる申し出も多数に上った。

21　2022年12月、勤務中にセクシュアル・ハラスメントを受けたとして上官に報告した海上自衛官が、本人の意向に反し、加害者の隊員との面会、謝罪を受けさせられた事案が生起した。加害者の隊員および上官は、2023年11月にそれぞれ10か月および3か月の停職処分を受けた。

な措置に関する防衛大臣指示」[22]を発出し、全てのハラスメント案件の厳正な対応を指示した。また、全隊員向けと指揮官・管理職向けに、トップメッセージを発出し、隊員一人ひとりが当事者意識を持ち、ハラスメント防止に取り組むこと、などを示した。

## 3 ハラスメント防止対策の取組

前述の有識者会議と特別防衛監察の結果を踏まえた取組として、ハラスメントの要因となりうる組織風土の改革を企図し、防衛大臣などによる定期的なトップメッセージの発信、従来の講義形式主体の教育から体験型ロールプレイングを用いた、より実践的な教育の推進による管理者(指揮官)および相談員の資質向上、懲戒処分の透明性・公平性の確保の観点から、省統一の懲戒処分の基準の策定、ハラスメント相談体制の拡充、相談窓口の周知などを行っている。

また、部外有識者によるハラスメント防止講演会を開催するなど、ハラスメント防止の啓発に努めている。

こうした取組の中においても、2024年には、部下に対する威圧的な言動を日常的に繰り返し、職場環境を著しく悪化させたとして、防衛審議官や本省内部部局の幹部職員が処分されるなど、ハラスメントを理由に懲戒処分が発生していることは、大変遺憾であり、極めて深刻な事態と認識している。

防衛省としては、今後も全ての自衛隊員にハラスメント防止の意義を徹底させるとともに、時代に即した対策が講じられるよう、部外有識者の知見などを活用して不断の見直しを行い、ハラスメントを一切許容しない環境を構築していく。

# 第5節 隊員や家族への支援

## 1 生涯生活設計支援

2024年12月に関係閣僚会議において「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」が取りまとめられたほか、政府においては、資産形成の後押しの重要性を踏まえ、NISAやiDeCoの充実など資産運用立国の取組を強化する中で、金融リテラシーの向上に向けた金融経済教育を推進するため、国全体として中立的な立場から金融経済教育を行い、家計の安定的な資産形成を支援する取組を推進している。

これらを背景として、入隊後の早い段階から継続的に生涯生活設計に関する知識を付与し、生涯生活設計作成の動機付けを図るため、特に、重要な要素の一つである資産形成については、常に新しい情報を得ながら金融リテラシーを高めていくこと、さらに、ギャンブル等依存症が社会問題となっている中で、隊員などの資産や生活を守る観点から、投資・投機・ギャンブル・借財についての理解を深めることを目的として、ライフステージにあわせた生涯生活設計セミナーを実施している。

## 2 防衛省のメンタルヘルスの取組

依然として、職員の尊い命が自殺により失われていることは、御家族にとって大変痛ましいことであり、また、組織にとっても多大な損失である。

2022年に、職員の自殺事故防止の観点から、防衛省のメンタルヘルスに関する基本方針を策定し、各種施策を推進することとされた。

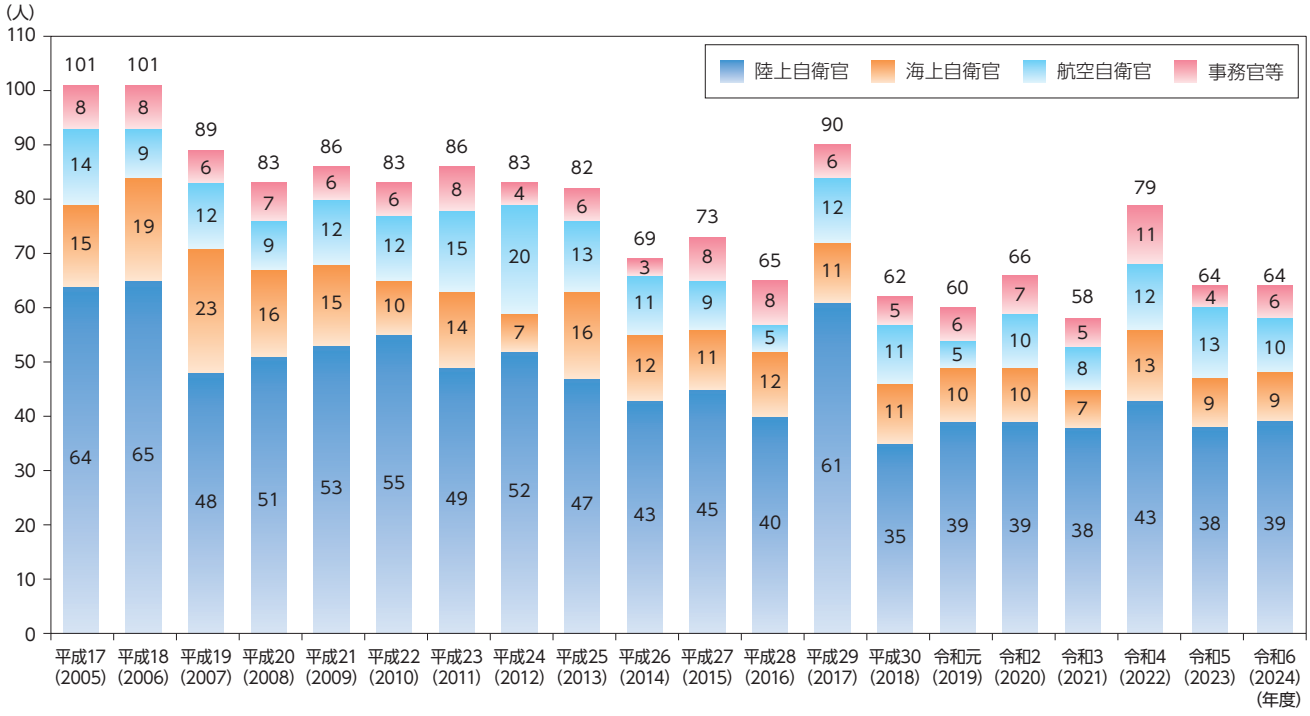
**資料**：ハラスメント防止の推進・相談窓口
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/profile/harassment/index.html

22 特別防衛監察で申出のあった案件の速やかな調査の実施、個別案件の緊急点検、未報告案件の速やかな報告によって、全てのハラスメント案件の厳正な対応を指示した。また、トップメッセージとして、隊員一人一人が当事者意識を持ち、ハラスメント防止に取り組むこと、被害を受けた際は、躊躇なく相談すること、被害を目撃、あるいは相談を受けた際は、被害隊員に寄り添うことを第一に、躊躇なく、しかるべき処置をとることなどを示した。

具体的には、全職員を対象としたメンタルヘルスチェックやカウンセリングの利用啓発などによる職員の意識改革、ワークライフバランスに関する施策の推進などによる職場環境の改善を図っている。また、有資格者のカウンセラーの確保、上司とカウンセラー、医療機関との連携や相談先の多様化といったサポート体制の強化などに取り組んでいる。

参照　図表Ⅳ-3-5（防衛省職員の自殺者数の推移）

**図表Ⅳ-3-5　防衛省職員の自殺者数の推移**




## 3　ギャンブル等依存症への取組

精神疾患の一つであるギャンブル等依存症は、金銭トラブル等により周囲の人間関係にも深刻な影響を及ぼすこともあることから、ギャンブル等依存症対策基本法に基づくギャンブル等依存症対策推進基本計画に沿って、政府がギャンブル等依存症に対する対策を総合的かつ計画的に推進している。

防衛省においては、ギャンブル等依存症に対する隊員等の理解を深めるとともに、職場においてギャンブル等依存症が疑われる隊員などがいる場合に適切に対処するための取組を推進している。

## 4　家族支援への取組

平素からの取組として、部隊と隊員家族の交流や隊員家族同士の交流などのほか、大規模災害発生時などの取組として、隊員家族の安否確認、生活支援について協力を受けるなど、関係部外団体などと連携した家族支援態勢の整備についても推進している。2025年3月、新たに防衛省・自衛隊と自衛隊家族会[23]、隊友会[24]の間で全隊員などを対象とする家族支援の協力に関する協定を締結した。

また、長期行動を予定する艦艇や海外に派遣される部

23　自衛隊員の家族らによって構成され、自衛隊を協力・支援する公益社団法人
24　自衛隊OBを中心に構成され、「国民と自衛隊のかけ橋」となることを目的とする公益社団法人

隊には、隊員と家族が直接連絡を取れる通信環境を整備するとともに、家族から海外に派遣中の隊員に向けた慰問品の追送支援、家族に対する説明会の開催や相談窓口（家族支援センター）の開設、隊員家族向けホームページの設置など、隊員家族に対する各種支援施策を実施している。

## 5 殉職隊員への追悼など

1950年の警察予備隊創設以降、自衛隊員は、旺盛な責任感をもって、危険を顧みず、わが国の平和と独立を守る崇高な任務の完遂に努めてきた。そのなかで、任務の遂行中に、不幸にしてその職に殉じた隊員は2,000人を超えている。

防衛省・自衛隊では、殉職隊員が所属した各部隊において、殉職隊員への哀悼の意を表するため、葬送式を行うとともに、殉職隊員の功績を永久に顕彰し、深甚（しんじん）なる敬意と哀悼の意を捧げるため、内閣総理大臣参列のもと行われる自衛隊殉職隊員追悼式など様々な形で追悼を行っている。令和6年度自衛隊殉職隊員追悼式では、32柱（内局1柱、陸自16柱、海自13柱、空自2柱）を顕彰している[25]。



令和6年殉職者隊員追悼式で献花をする石破内閣総理大臣（2024年10月）



25 自衛隊殉職者慰霊碑は、1962年に市ヶ谷に建てられ、1998年、同地区に点在していた記念碑などを移設し、メモリアルゾーンとして整理された。防衛省では毎年、防衛大臣主催により、殉職隊員の御遺族をはじめ、内閣総理大臣の参列のもと、自衛隊殉職隊員追悼式を行っている。また、メモリアルゾーンにある自衛隊殉職者慰霊碑には、殉職した隊員の氏名などを記した銘版が納められており、国防大臣などの外国要人が防衛省を訪問した際、献花が行われ、殉職隊員に対して敬意と哀悼の意が表されている。このほか、自衛隊の各駐屯地や基地において、それぞれ追悼式などを行っている。

# 第4章 その他の取組

## 第1節 衛生機能の変革

自衛隊衛生は、これまで自衛隊員の壮健性の維持を重視してきたが、国家防衛戦略において、持続性・強靱性の観点から、有事において危険を顧みずに任務を遂行する隊員の生命・身体を救う組織に変革することとされた。

加えて、自衛隊の任務が多様化・国際化するなか、災害派遣や国際平和協力活動における衛生支援、医療分野における能力構築支援など様々な衛生活動のニーズに的確に応えていくことが重要である。

このため、防衛省・自衛隊は、戦傷医療対処能力の向上のため、①第一線から最終後送先までのシームレスな医療・後送態勢の強化、②衛生にかかる統合運用態勢の強化、③防衛医科大学校の運営の抜本的改革を３本柱とし、衛生機能の強化を図ることとしている。また、各種事態への対処や国内外における多様な任務を適切に遂行できるよう衛生に関する機能のさらなる充実・強化を図っている。

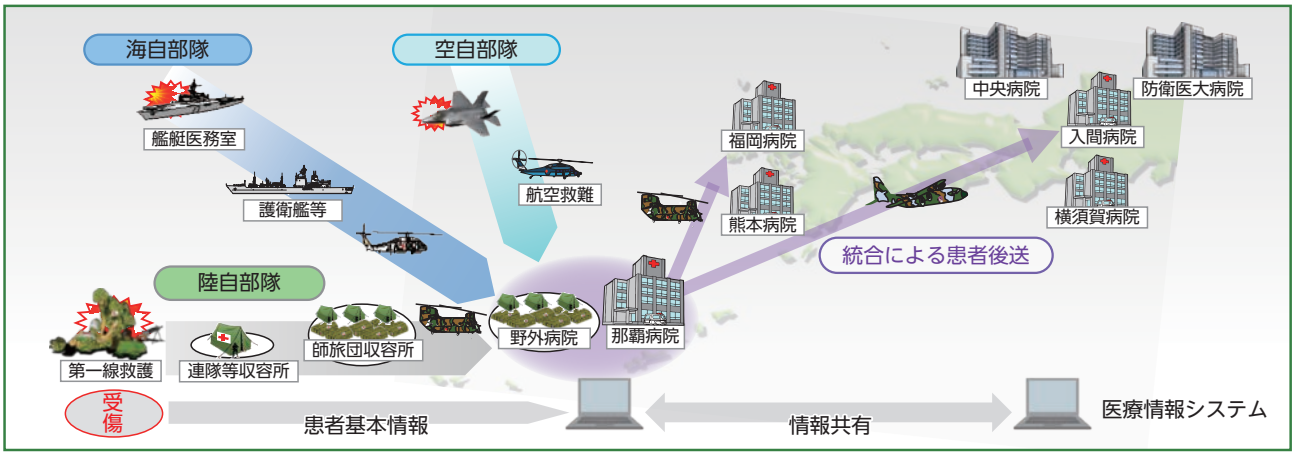
### 1 戦傷医療対処能力の抜本的強化

#### 1 シームレスな医療・後送態勢の強化

第一線で負傷した隊員の救命率を向上させるためには、負傷した現場付近で応急的な措置を講じる第一線救護をはじめ、後送間救護、後送先となる病院それぞれの機能を強化していく必要がある。

参照 図表Ⅳ-4-1（シームレスな医療・後送態勢のイメージ）

図表Ⅳ-4-1 シームレスな医療・後送態勢のイメージ



### (1) 第一線救護、後送間救護機能の強化

第一線で負傷した隊員に対しては、第一線救護衛生員[1]が緊急救命行為[2]を行うとともに、野外手術システム[3]などを備えた医療拠点において、ダメージコントロール手術（DCS[4]）を行った後、専門治療や根治的治療などのため、自衛隊病院などに安全かつ迅速に後送することとしている。

Damage Control Surgery

隊員の救命率向上のため、受傷から10分以内に救護が受けられる衛生支援体制・態勢の構築を図っている。各自衛隊では、准看護師および救急救命士の免許を有する隊員が、任務遂行中に負傷した隊員に対し、その現場付近において緊急救命行為を行えるようにするため、教育・訓練を実施し、第一線救護衛生員としての指定・部隊配置を進めている。

また、あらゆる後送手段を用いた迅速・確実な後送態勢の構築のため、艦艇または航空機上での後送間救護について、各自衛隊の部隊や装備の特性に応じた教育訓練の充実を図るとともに、航空医療搬送訓練装置の整備、救急処置能力向上教材の整備などを推進している。

戦傷医療教育にあたっては、各自衛隊共通の衛生訓練基盤の整備や統合化を推進し、共通の知識・技能の向上を図ることとしている。



令和6年度日米共同統合演習（KS25）統合後方補給・衛生訓練
（2024年10月）

### (2) 自衛隊病院の機能強化・医療拠点の整備

自衛隊病院には、各種事態において、活動地域から後送された隊員などを収容・治療する病院としての役割がある。また、平素においては、隊員やその家族などの診療を行う病院としての役割を果たしている。このほか、医療従事者の技量の維持・向上および養成のための教育機関としての役割も有している。

南西地域においては、医療拠点である那覇病院をはじめ、後送先となる自衛隊病院の機能、抗たん性を拡充するため、病床の増加、診療科の増設、地下化などの機能強化を図ることとしている。

### (3) 戦傷医療における輸血実施体制の確立

戦傷医療における死亡の多くは、爆傷、銃創などによる失血死であり、これを防ぐためには輸血に使用する血液製剤の確保が極めて重要である。このため、防衛省・自衛隊は、国家防衛戦略などに基づき、自衛隊において血液製剤を自律的に確保・備蓄する態勢[5]の構築に取り組むため、2023年、「防衛省・自衛隊の戦傷医療における輸血に関する有識者検討会」を設置した。2024年2月に本検討会より出された提言を受け、防衛省・自衛隊は、戦傷医療における輸血の実施体制を確立するための検討を推進し、防衛省・自衛隊の戦傷医療における輸血に関する制度の策定や、血液製剤を製造するために必要となる資機材の整備などを行っている。

## 2　衛生にかかる統合運用態勢の強化

衛生機能は、各自衛隊で共通するものが多く、部隊運用の支援に深くかかわる衛生分野の統合運用態勢を強化するため、統合による衛生訓練や各種衛生教育の統一化を推進している。

また、各自衛隊間の相互運用性を考慮した衛生資器材の共通化や各自衛隊員の医療情報を区別なくタイムリーに取得できるよう、情報システムを整備することとしている。

1　准看護師（保健師助産師看護師法に規定する准看護師。）および救急救命士（救急救命士法に規定する救急救命士。）の免許を有する隊員のうち、緊急救命行為に関する訓令に規定する協議会が認定した訓練課程を修了した者。
2　負傷により気道閉塞や緊張性気胸の症状などとなった者に対する救護処置や、痛みを緩和するための鎮痛剤の投与などの処置。
3　手術に必要な機能をシェルター化し、大型トラックに搭載（手術車、手術準備車、滅菌車、補給車）した動く手術室。開胸、開腹、開頭術など救命のための手術が可能。
4　損傷した内臓に対するガーゼ圧迫留置、縫合などによる止血と腸管内容物による汚染を防止するための応急的な手術であり、患者の状態を後送に耐えうるレベルまで安定化させることを目的としている。
5　戦傷医療に必要な各種の血液製剤を、市販のものに依存するのではなく、作戦の進捗や戦闘様相を踏まえた独自の判断により、必要な時期に必要な量を所望の場所に確保できる態勢を目指している。

### 3　防衛医科大学校の機能強化

防衛医科大学校は、医師である幹部自衛官（医官）、保健師および看護師である幹部自衛官（看護官）や技官を養成する防衛省・自衛隊の唯一の機関であり、主たる医療従事者を育成・輩出し、その技能を維持・向上させる役割を担っている。

防衛力整備計画において、防衛医科大学校は、戦傷医療対処能力向上をはじめとした教育研究の強化を進めることとしている。具体的には、医官・看護官に対する外傷外科治療などの教育強化や、外傷・熱傷・生体損傷などの戦傷医療分野、感染症対策、メンタルヘルスなどの自衛隊衛生の高度化に必要な防衛医学研究を推進することとしており、特に、人工血小板の研究は、実用化できれば戦傷医療において有用なものとなる可能性がある。また、2024年度に「外傷・熱傷・事態対処医療センター」を防衛医科大学校に新設し、戦傷医療に対処しうる医官・看護官などを養成するための必要な態勢の整備を推進している。

さらに、自衛隊病院では対応困難な重症隊員を受け入れる役割を果たすため、防衛医科大学校病院における高度な先進医療を提供できる態勢を構築することとしている。

これらの戦傷医療対処にあたる医官などにとって臨床の現場となる防衛医科大学校病院の運営の抜本的改革を図ることとしている。

## 2　各種事態や多様な任務に対応するための衛生機能の強化

### 1　衛生隊員の確保・育成

防衛省・自衛隊では、防衛医科大学校を中心とした卒後の臨床教育の充実や、医官の診療機会を確保するための各種取組の促進、感染症や救急医療をはじめとした専門的な知識・能力の取得・向上などにより、医官の確保・育成を図りつつ、医療技術の練度を維持・向上させている。

また、看護官についても、医官と同様、部内外病院などにおける実習など、知識・技術を維持・向上するための施策を講じている。

さらに、国際平和協力活動、大規模災害などを含む多様な任務や特殊な環境での任務を遂行するため、衛生科隊員、診療放射線技師、臨床検査技師や救急救命士などの医療従事者を自衛隊の病院や学校などにおいて教育・養成している。

### 2　国際協力に必要な態勢の整備

防衛省・自衛隊は、これまで、国際緊急援助活動として、海外被災地での医療提供などに参加しているほか、インド太平洋地域を中心とする国々に対し、潜水医学、航空医学、災害医療など医療分野での能力構築支援や共同訓練を積極的に行っており、海外で医療活動ができる態勢が求められている。

また、感染症対応については、既知の感染症の中で最も危険性が高いとされる一類感染症[6]の罹患患者に対する診療を行うことが必要とされる。

このため、海外での活動に資する人材の育成や、感染症患者搬送用の機材整備をするとともに、部隊、防衛医科大学校病院、自衛隊中央病院に所要の施設器材の整備を行うなど、能力の向上を図っている。

そのほか、海外での医療活動を行ううえで有効な移動式医療システムの更新、国際機関や米国防省などの衛生関係部局への要員派遣など、様々な国際協力に必要な態勢の整備を推進している。

**動画**：防衛医科大学校紹介動画　笑顔のチカラに。
**URL**：https://www.youtube.com/watch?v=WSRHeRq5oKk

6　エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱をいう。

# 第2節 政策立案機能の強化

国家防衛戦略では、自衛隊が能力を十分に発揮し、厳しさ、複雑さ、スピード感を増す戦略環境に対応するためには、宇宙・サイバー・電磁波の領域を含め、戦略的・機動的な防衛政策の企画立案が必要、としている。こうした機能を抜本的に強化するため、関係省庁や民間の研究機関、防衛産業を中心とした企業との連携を強化するとともに、防衛研究所を中心とする防衛省・自衛隊の研究体制を見直し・強化し、知的基盤としての機能を強化することとしている。

## 1 政策立案機能の強化に向けた取組

国家防衛戦略などにおいて、戦略的・機動的な防衛政策の企画立案機能を抜本的に強化するにあたり、有識者から政策的な助言を得るための会議体を設置することが明記された。こうした方針を踏まえ、2024年8月、10月に、各界を代表する有識者や専門家からなる「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」第2・3回総会を開催した。同会議では、安全保障分野における産学官の研究開発エコシステムの構築やわが国の防衛産業と装備品などについて率直な議論が行われた。

そのほか、国家防衛戦略などでは、自衛隊の将来の戦い方とそのために必要な先端技術の活用・育成・装備化について、関係省庁や民間の研究機関、防衛産業を中核とした企業との連携を強化しつつ、戦略的な観点から総合的に検討・推進する態勢を強化することとしている。

防衛研究所をはじめとする防衛省の研究・教育機関では、知的基盤としての機能強化のため、平素から政策立案に資する成果を生むべく、研究の質的向上に取り組んでいる。また、こうした研究成果を含め、わが国の安全保障政策に関する知識や情報について、国民の理解をより一層増進する観点から、

① 国内外の研究・教育機関や大学、シンクタンクなどとのネットワークの構築や組織的な連携強化を通じた、防衛省・自衛隊の研究体制の見直し・強化
② 高度な専門知識と研究力に裏付けされた質の高い研究成果の政策立案部門などへの提供
③ 前述の研究成果などを基にした信頼性の高い情報発信
④ 教育機関などへの講師派遣や公開シンポジウムの開催などを通じた、安全保障教育の推進への寄与

など、知的基盤の強化に関する各種取組を進めている。

## 2 防衛研究所における取組

防衛研究所は、国立の安全保障に関する学術研究・教育機関という特色を活かし、主に安全保障、戦史に関する政策指向の調査研究や政策立案部門との連携促進を目的とする政策シミュレーションを行っている。また、諸外国の国防大学に相当する教育機関として、防衛省・自衛隊の幹部、他省庁の職員などへの教育[7]を行うほか、公文書管理法[8]に基づく歴史資料等保有施設として、多数の戦史史料の管理、公開を行っており、わが国最大の戦史研究センターとしての役割も担っている。

防衛力整備計画において、戦略的・機動的な防衛政策の企画立案の機能強化を支援するための研究体制の見直しや、知的基盤としての機能強化が示されたことを踏まえ、重要性を増すサイバー安全保障分野での研究ニーズへの対応として、2023年度に防衛研究所にサイバー安全保障研究室を新設した。

さらに、防衛研究所は、防衛交流・安全保障対話の一翼



**資料**：防衛力の抜本的強化に関する有識者会議
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/meeting/drastic-reinforcement/index.html

7 防衛研究所では、戦略性をより一層向上させたカリキュラムを追求・展開すべく、令和6年度に開始する課程から、これまでの一般課程を安全保障戦略課程に、特別課程を安全保障戦略特別課程にそれぞれ移行した。
8 公文書等の管理に関する法律。

を担う機関として国際交流も重視しており、各国との信頼関係の増進による安全保障への貢献と調査研究、教育の質的向上を主目的に、諸外国の国防大学・安全保障研究機関などとの研究交流などを行っている。具体的には、研究者の相互派遣による講義、研究会の実施や国際会議への参加、諸外国の政府・軍高官の訪問受入れや海外の研究者・専門家の招へいなどがあり、こうした交流を通じ、防衛研究所の調査研究の質的向上と知的ネットワークの強化を図っている。

2024年度は、「安全保障目的の宇宙利用」をテーマとして、安全保障国際シンポジウムを開催したほか、「危機の時代における軍事協力」をテーマに、戦争史研究国際フォーラムを開催した。また、「方法論としての政策シミュレーションの発展に向けて」をテーマに、政策シミュレーション国際会議「コネクションズ・ジャパン2024/25」を開催した。こうした国際会議は、安全保障の様々な課題について、最新の知見や国内外の議論を紹介する機会として開催したものであり、今後も政策課題への対応や知的基盤強化に資するよう時宜にかなったテーマを取り上げていく。

加えて、主な研究成果をホームページ上で公開しており、これまで毎年刊行してきた『中国安全保障レポート』や『NIDSパースペクティブ』、『安全保障戦略研究』を含む、各種刊行物を発行するとともに、主催イベントの録画映像や刊行物のポイント解説動画を配信するなど、積極的に情報発信を行っている。このほか、防衛研究所の研究者は研究成果の一端を著書や論文、論考として多数発表しており、それらの中には優れた研究業績に与えられる賞を受賞したものもある。



防衛研究所主催の政策シミュレーション国際会議
「コネクションズ・ジャパン2024/25」

参照　Ⅲ部1章1節1項5（サイバー領域における対応）

## 3 その他の機関における取組

防衛大学校は、自衛隊の幹部となるべき者の教育訓練や自衛官などに対するより高度な教育訓練に加え、これらに必要な研究を行う役割を担っている。かかる役割のもと、一般学術研究や防衛政策に関連する基礎研究を多数実施し、高度な研究水準の維持・向上を図っている。防衛大学校の研究成果については、グローバルセキュリティセンター[9]が扱うテーマを中心に、防衛大学校が主催するセミナーやコロキアムでの発表、『セミナー叢書』や『研究叢書』といったオンライン媒体の発行などを通じ、広く部外に発信している。

自衛隊の幹部学校などにおいては、定期的に安全保障に関する各種のセミナーやシンポジウムを開催し、産官学からの研究員、海外研究者、外国軍人などの参加を得て、様々な視点からの討議や意見交換を通じ、将来のわが国の安全保障などに関する調査研究の資としている。

また、客員研究員の受入れや、国内外の教育機関、研究機関などとの交流などにより、調査研究に必要な知見や情報を得て、教育・研究の質の維持向上に努めている。主な研究成果や取組については、ホームページで公開しているほか、各種刊行物を発行するなど、積極的に情報発信[10]を行っている。

**資料**：防衛研究所が発信する出版物
**URL**：https://www.nids.mod.go.jp/publication/

9　グローバルセキュリティセンターは、先端学術推進機構に設置された部署であり、グローバルセキュリティにかかる研究または共同研究（防衛装備庁などと共同して行う研究をいう。）の企画、立案、実施やグローバルセキュリティにかかる研究成果の部外発信に関する事務を担っている。
10　陸上自衛隊教育訓練研究本部は『陸上防衛』、海上自衛隊幹部学校は『海幹校戦略研究』、航空自衛隊幹部学校は『エア・アンド・スペースパワー研究』などを公開している。

# 第Ⅴ部

# 防衛力を維持・強化するために必要な基盤や取組


第1章 いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤の強化

第2章 地域社会や環境との共生に関する取組

# 第1章 いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤の強化

近年、科学技術の急速な進展が、安全保障のあり方に根本的な変化をもたらしている。各国は、自国の技術的優越を確保するために研究開発を加速しており、とりわけ、将来の戦闘様相を一変させうる、いわゆるゲーム・チェンジャーと呼ばれる先端技術の獲得に注力している。

AI（Artificial Intelligence）、量子技術、新たな形でのエネルギーの利用といった新技術は、装備品等[1]へ適用されて、戦闘様相を従来の陸・海・空領域から、宇宙・サイバー・電磁波領域や人の認知領域にまで広げつつある。また、AIやSNS（Social Networking Service）などの情報関連技術や情報インフラの急速な進展は、軍事的手段と非軍事的手段を組み合わせたハイブリッド戦を発生させ、偽（にせ）情報の拡散を通じた情報戦を拡大させるリスクなども劇的に高めている。

わが国においても、今や新しい戦い方に対応する優れた装備品等を早期に獲得することは急務である。その獲得は、わが国国内における技術的知見の蓄積や、高度な技能を有する人材の育成、特殊なニーズを満たす製造設備・施設の整備・維持などといった、長期にわたる不断の取組によりようやく実現することが可能となる。このため防衛省は、優れた装備品等を確保するために不可欠の要素を総じて、基盤的なもの、すなわち「防衛生産・技術基盤」として捉え、その維持・強化に努めてきた。しかしながら、近年、防衛生産・技術基盤を取り巻く環境は、技術の高度化によるコストの増大や国際情勢の複雑化・不安定化に伴うサプライチェーン上のリスクの顕在化といった変化を生じており、これが需要の限定性や仕様の特殊性といった装備品等の特有の性質とあいまって、主として防衛産業において、収益性の低さと、それによる事業の継続・成長への消極的見通しを生じるに至った。防衛産業における事業撤退が断続的に生じ、また、撤退まで至らずとも新規投資は行いがたいという声が挙がり、装備品等の可動率の低下を招いて自衛隊の運用に影響をきたしかねない懸念さえ生起していた。

現代において自衛隊は、高度な技術が適用された装備品等を用いて初めて、その能力を十分に発揮し、わが国防衛の任務を全うすることができる。政府は、2022年12月に策定した国家安全保障戦略などにおいて、防衛生産・技術基盤を取り巻く厳しい現状を直視し、優れた装備品等の確保に不可欠の要素である防衛生産・技術基盤を、いわばわが国の防衛力そのものと位置づけることによって、その抜本的な強化に取り組んでいく方針を明確に示した。

## 第1節 防衛生産基盤の強化

わが国における防衛生産・技術基盤には、いくつかの特徴がある。まず前提として、工廠（こうしょう）（装備品等の製造などを行う国営工場）を持たないわが国においては、基盤の重要な役割を民間企業に大きく依存している。したがって、防衛力の抜本的強化が求められるなか、自衛隊の任務遂行に必要な装備品等の確保を担保する防衛産業の重要性はますます高まっている。そのうえで、装備品等の製造等[2]にあたっては、高度な要求性能や保全措置への対応が必要となり、企業がそのための投資に踏み込むには、経済合理性の観点から一定の予見可能性が必要となる。さらに、顧客は基本的には防衛省・自衛隊に限定されることもあり、企業にとって投資回収の機会は限られる。

そうしたなか、防衛事業からの撤退や事業規模の縮小を決断する企業が断続的に現れるなど、わが国の防衛産業は様々な課題に直面している。その結果、自衛隊の運用に必要不可欠な装備品等の安定的な調達に支障が生じるだけでなく、長期的には、適正な競争環境やイノベー

1 自衛隊が使用する装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（これらの部品及び構成品を含み、専ら自衛隊の用に供するものに限る）。
2 製造、研究開発及び修理並びにこれらに関する役務の提供。

ションが失われ、安全保障分野におけるわが国の技術的優位性を喪失するおそれもある。

さらに、近年、サイバー攻撃によって情報を盗まれるリスクや外国政府による輸出規制によって原材料などが輸入できなくなるリスクなどが顕在化している。

こうしたわが国の防衛生産・技術基盤を取り巻く環境を踏まえ、これを維持・強化するための各種施策を講じている。

# 1 防衛生産基盤強化法と基本方針

わが国の防衛産業は装備品等のライフサイクルの各段階（研究、開発、生産、維持・整備、補給、用途廃止など）を担っており、装備品等と防衛産業は一体不可分である。防衛産業が高度な装備品等を生産し、高い可動率を確保できる能力を維持・強化していくために必要な施策を講じるため、防衛生産基盤強化法[3]が2023年に施行された。

この法律において、防衛大臣は、基本方針[4]を定めることとされており、同年10月にこれを公表した。この基本方針では、防衛生産基盤強化法に定められた施策が適切に行われるために必要な事項を定めるとともに、2014年に策定した「防衛生産・技術基盤戦略」に代わり、今後の防衛生産・技術基盤の維持・強化の方向性を新たに示した。

参照　資料69（装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する基本的な方針）

## 1 防衛生産・技術基盤の維持・強化に関する主な方向性

### (1) 防衛生産・技術基盤の維持・強化の意義

国内に防衛生産・技術基盤を維持・強化する意義として、わが国の安全保障上の主体性の確保や抑止力の向上、国内産業への経済的・技術的貢献といった観点はこれまでも指摘されてきた。これは国内の防衛生産・技術基盤が高度な装備品等の早期獲得や自衛隊の十分な継戦能力の維持・確保に重要な役割を果たすことに加え、防衛産業は防衛省と直接の契約関係にある企業（プライム企業）と、その下に広がる中小企業を中心とした幅広いサプライヤーから構成されるすそ野が広い産業であるためである。

加えて、近年、経済安全保障の観点から各国による技術の囲い込みが進み、また、新型コロナウイルスの感染拡大などでサプライチェーンの途絶なども生じた。こうした背景から、わが国防衛に直結する装備品等の安定的な製造等や技術的優位性を確保する観点からも、防衛生産・技術基盤を国内に維持・強化する必要性は一段と高くなっている。

### (2) 装備品等の取得の考え方

装備品等の取得方法については、わが国を防衛するために必要な性能を有する装備品等を取得するという前提のうえで、以下の考え方を踏まえて決定する必要がある。①経費面においても継続的な取得や維持整備が可能であること、②わが国に比較優位がある分野を育成し、劣後する分野や欠落する分野を必要に応じ補完すること、③防衛生産・技術基盤を国内に維持し、強化していく必要があること。具体的には、装備品等を新たに取得するにあたって、次の分野を中心に国産による取得を追求する。

ア　運用構想、性能、取得経費、ライフサイクルコスト、スケジュールなどの諸条件を国内技術で満たすことができるもの
イ　有事の際の継戦能力の維持と平素からの運用、維持整備にかかる改善能力の確保の観点から不可欠なもの（例：弾薬、艦船）
ウ　機密保持の観点から外国に依存すべきでないもの（例：通信、暗号技術）
エ　わが国の地理的、政策的な特殊性を踏まえた運用構想の実現に不可欠なもの
オ　外国からの最新技術の入手が困難なもの
カ　経済的手段による外的脅威の対象となりうるもの

### (3) 国際協力の考え方

各国が軍事分野での研究開発にしのぎを削り、技術の進展が著しい昨今、必要な防衛生産・技術基盤を自国の

3　防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律
4　装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する基本的な方針

みで維持することは困難であり、他国に依存すべきでない装備品等にかかる基盤は国内において維持・強化することを基本としつつも、装備・技術面での国際協力を推進していくことが不可欠となっている。したがって、国際共同研究・開発、さらには積極的な国際協力やライセンス国産を推進し、各国の優れた技術をわが国の装備品等に取り込むことが必要である。

また、装備移転は、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止して、わが国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力の行使または武力による威嚇を受けている国への支援などのための重要な政策的手段となる。こうした観点から、官民一体となって安全保障上意義の高い装備移転や国際共同開発を幅広い分野で進めていく。

### (4) 防衛産業のあるべき姿

わが国の防衛産業においては、必要な装備品等の製造等を行い、高い可動率を支えることのできる能力が維持されることに加えて、欧米など諸外国のように、国際競争力を持つことが望ましい。そのためには、企業において防衛事業がコア事業のひとつになることが重要である。

このような認識のもと、防衛産業をより力強く持続可能なものとするため、防衛産業の中長期的に望ましい方向性を示すべく、防衛産業戦略の策定を検討している。

### (5) 装備品等の安定的な製造を確保するための国と事業者の役割

装備品製造等事業者[5]が、継続的に防衛事業に携わることができるよう、国は環境を整えることが重要である。事業者は、自らが国防を担う重要な存在であるとの認識を強く持ったうえで、防衛生産・技術基盤の維持・強化に主体的に取り組むことが期待される。

## 2　防衛生産基盤強化法に基づく措置

### (1) 特定取組（サプライチェーン強靭化、製造工程効率化、サイバーセキュリティ強化、事業承継など）

装備品等の製造等に際しては、安定的な製造等を損なう様々なリスクが想定される。例えば、①外国政府が輸出を規制して原材料などの輸入が困難となるリスク、②老朽化した設備が更新されず生産性や技術水準が低迷し納入遅延や要求性能未達となるリスク、③工程においてマルウェアやスパイウェアが混入するといった懸念部品（悪意あるソフトウェアが組み込まれた部品）のリスク、④サイバー攻撃によって性能などの情報が流出するリスク、⑤事業継続が困難となって防衛事業から撤退するリスクなどが挙げられる。このようなリスクに効果的に対応し、プライム企業とサプライヤーから構成されるサプライチェーンが効果的・効率的に機能し、指定装備品等[6]の安定的な製造等に寄与するよう、事業者により以下の特定取組（防衛生産基盤強化法に基づき、自衛隊の任務遂行に不可欠な装備品等のその安定的な製造等を確保するために行う取組）がなされる必要がある。

ア　サプライチェーン強靭化
- 原材料の国産化・備蓄
- 代替素材、部品等の研究開発　など

イ　製造工程効率化
- 最新設備などの導入
- 人工知能による検査工程自動化　など

ウ　サイバーセキュリティ強化
- 情報システムの強化
- 社内人材育成　など

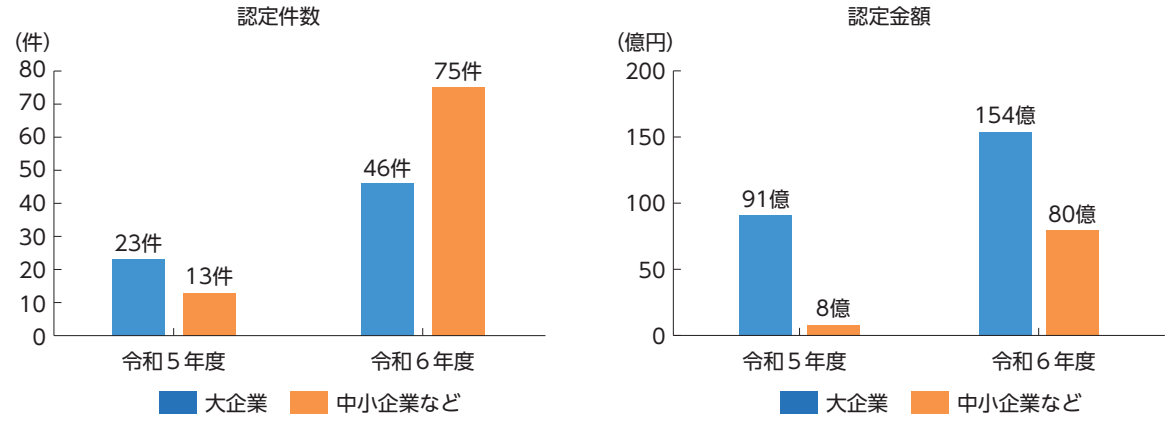
エ　事業承継など
- 製造設備などの整備
- 人材育成（技術・ノウハウ習得）　など

防衛大臣は、事業者から提出された特定取組に関する計画（装備品安定製造等確保計画）について、基本方針に従い、認定する。防衛省は、認定後に事業者と特定取組にかかる契約を直接締結し、当該契約の定めに従って遅滞なく対価を支払うこととしている。2024年度は、計121件、約234億円について認定を行ったところである。

参照　図表Ⅴ-1-1-1 装備品安定製造等確保計画の認定実績

5　装備品等の製造等の事業を行う事業者。
6　防衛大臣が指定する自衛隊の任務遂行に不可欠な装備品等であって、その製造等を行う特定の装備品製造等事業者による製造等が停止された場合に、防衛省による適確な調達に支障を生じるものをいう。

図表Ⅴ-1-1-1　装備品安定製造等確保計画の認定実績




## (2) 装備移転の円滑化・指定装備移転支援法人

装備移転に際し、わが国の安全保障上の観点から適切な仕様・性能の変更などを事業者に実施させる場合がある。特に、わが国の装備品等に使われている先進的な技術に関する情報を保全することにより、諸外国に対する防衛分野における技術面での優位性が失われる懸念について適切に対応する必要がある。

こうした観点で防衛大臣が事業者に対して仕様と性能の調整を求める場合に、これにかかる必要な費用を助成金として交付する。

上記の助成金の交付とこれに必要な基金を管理し、また、装備移転が防衛省の政策目的に適合したものとして事業者による装備移転が適切な管理のもとで円滑に行われるようにするために、2024年2月、防衛大臣が指定装備移転支援法人を指定した。

2024年3月、防衛装備移転円滑化基金を造成し、これまでに計1,200億円を同法人に対して交付した。

参照　3節2項（防衛装備移転の推進のための取組）

## (3) 装備品等秘密の保全

装備品等の製造等にあたって、より質の高い装備品等を安定的に調達するために、防衛省は先端技術などの装備品等に含まれる秘密情報を事業者に提供している。一方で、近年、安全保障上の懸念国によるサイバー攻撃、企業買収の働きかけなど、装備品等に含まれる秘密情報の流出の脅威がこれまで以上に高まっている。

こうした観点で、事業者に提供していた秘密情報を「装備品等秘密」として改めて指定し、これを取り扱う事業者とその従業者に情報管理の徹底を求めることとした。また、この秘密を故意に漏えいなどをした者に対して、自衛隊員などを対象にした秘密漏えい時と同様の罰則を措置することで、効果的に漏えいを防止する。

## (4) 防衛大臣による装備品製造施設の取得など

上記（1）と（2）の各種取組では防衛省による指定装備品等の安定的な調達ができないと判断される場合には、当該指定装備品等の製造等をする施設や設備を防衛省が取得することができる。取得した製造施設などは、事業者が指定装備品等の製造等のために防衛省から委託を受けてその管理を行う。このため、本制度を適用した場合でも事業主体は民間企業であり、通常の企業活動と何ら変わりなく、効率的な運営が期待される。

**資料**：防衛生産基盤強化法について
**URL**：https://www.mod.go.jp/atla/hourei_dpb.html

解説

### 防衛装備移転円滑化基金の意義

防衛装備移転円滑化基金は、防衛装備移転を実施する企業が防衛大臣の求めに応じて、わが国の装備品等に用いられている先進的な技術に関する情報を保全するなど、安全保障上の観点から適切な仕様・性能に変更・調整（仕様等調整）を行う際、必要な資金を助成するものです。

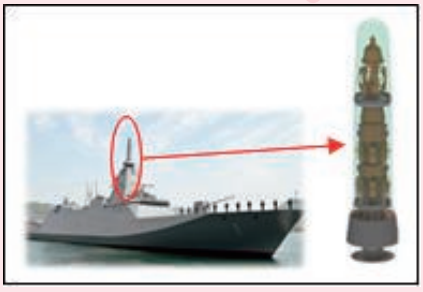
基金という形態とすることで、所要が発生してから予算要求を行うのではなく、突発的に発生する案件に迅速に対応することが可能となります。過去の国際競争入札においては、公示から入札までの期間が約1か月と短く、企業が仕様等調整のコスト回収にリスクがあると判断した結果、応札を断念した事例がありました。このような過去の経験も踏まえ、防衛装備移転の機会を逃さないために、弾力的な支出が可能となる本基金を2024年3月に造成しました。なお、契約前であっても、助成金の交付は可能であり、仕様等調整に要する設計費や製造費のほか、防衛装備移転が見込まれる相手国政府などとの間における、仕様等調整内容の具体的な検討などに必要な調査費も対象としています。

また、本基金に認定の見込みのある所要額に応じた十分な残高が確保されることで、仕様等調整に必要な資金が確実に助成される裏付けとなり、企業にとっては防衛装備移転事業に積極的に参入するインセンティブになります。同時に、移転の実現に向けたわが国の積極的な意思表示になり、相手国との信頼関係の維持、移転に向けた交渉の促進にも寄与すると考えております。

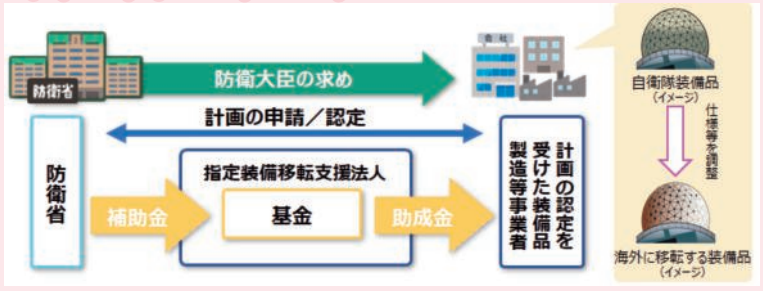
2024年の実績としては、2024年7月にインドへの艦艇用アンテナ（ユニコーン）に関する装備移転仕様等調整計画を認定しました。

防衛装備移転三原則などの見直しも踏まえ、各国からの防衛装備移転の引き合いも増加しており、引き続き、わが国にとって望ましい安全保障環境を整える観点からも、防衛装備移転を円滑に行えるよう、更なる認定実績を積み重ね、相手国政府などとの調整に積極的に取り組んでいきます。

相談窓口：soubi-iten@ext.atla.mod.go.jp



インド向けユニコーン（イメージ）




## 2 防衛生産基盤強化法以外の主な取組

### 1 防衛事業の魅力化

防衛事業は高度な要求性能や保全措置への対応の必要性などにより、多大な経営資源の投入を必要とする一方、収益性は調達制度上の水準より低い傾向にあった。原価計算方式の価格算定において、企業努力を正当に評価し、企業の適正な利益を算定する仕組みを構築しつつ、調達制度についてもより一層の効率化を促すための各種契約制度の見直しを不断に行うこととしている。

### 2 防衛産業の活性化

#### (1) 防衛産業参入促進展

2016年から、防衛生産・技術基盤を維持・強化することを目的に、防衛産業に未参入の国内の有望な中小企業などを発掘し、防衛関連企業や防衛省・自衛隊とのマッチングを図ることで、防衛産業に新規参入する機会を創出、促進する展示会を行っている。2024年度は10月に名古屋で、12月および3月に東京で、それぞれ2日間、計3回行った。



防衛産業参入促進展に出席する若宮防衛大臣補佐官（2025年3月）

### (2) 防衛産業へのスタートアップ活用に向けた合同推進会

防衛省・自衛隊は、スタートアップ企業などと連携し、現存する民生技術・既製品などを活用しながら、先端技術研究の成果を装備品の研究開発などに積極的に取り込むことで早期装備化を推進している。こうした取組の一環として、経済産業省と連携し、経済産業省が保有するスタートアップ支援の枠組みやネットワークを活用し、防衛省・自衛隊のニーズとスタートアップ企業とのマッチングを図る機会を創出するため、防衛省と経済産業省の関係部署が会合する枠組みとして、防衛産業へのスタートアップ活用に向けた合同推進会を整備し継続して意見交換を行っている。また、2024年9月に、防衛省および経済産業省によるスタートアップ企業との連携にかかるこれまでの取組を取りまとめた資料「デュアルユース・スタートアップのエコシステム構築に向けて」を公開し、スタートアップ企業の防衛産業への参入促進を図っている。

### (3) インダストリーデー

2022年から、国内防衛関連企業の日米共通装備品などのサプライチェーンやインド太平洋地域における米軍の維持整備事業への参画を図るため、米軍および米国防衛産業とのマッチングの機会となる展示会（インダストリーデー）を行っている。2024年は9月に東京で行った。その際、木原防衛大臣（当時）が出席し、防衛産業と米軍および米国防衛産業とのマッチングの重要性を訴えた。

参照　4節6項（FMS調達の合理化に向けた取組の推進）




インダストリーデーに参加する木原防衛大臣（当時）（2024年9月）

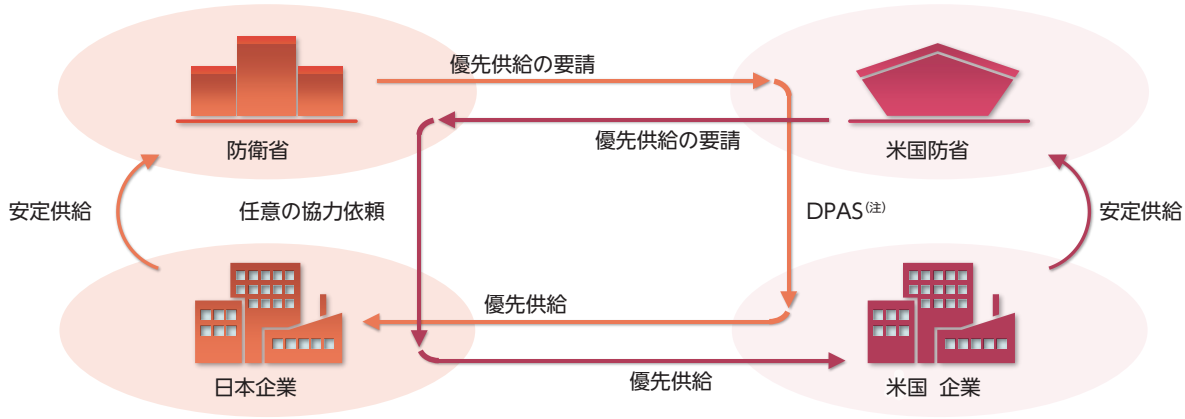
## 3　強靭なサプライチェーンの構築

2023年、「防衛装備品等の供給の安定化に係る取決め」（SoSA）の署名がなされた。本取決めは、装備品等（最終製品のみならず、その部品や役務も含む。）を日米間で安定的に相互に供給し合うことを目的とした枠組みであり、装備品等の強靭で多様化されたサプライチェーン構築に寄与するものである。

Security of Supply Arrangement

参照　図表Ⅴ-1-1-2（防衛装備品等の供給の安定化にかかる取決め（SoSA）（イメージ））

図表Ⅴ-1-1-2　防衛装備品等の供給の安定化にかかる取決め（SoSA）（イメージ）




（注）DPAS：米国の国内法である国防生産法に基づき、米国防省から米国企業に対して、優先供給を義務付ける制度
Defense Priorities and Allocations System

## 4　防衛産業保全の強化

装備品等を各国が共同して研究・開発・生産する取組が広がる中、サイバー攻撃を含む諸外国による情報窃取の活動も活発になっており、防衛産業に国際水準の情報保全体制を構築することが課題になっている。

防衛装備庁は、2023年5月に「多国間産業保全ワーキンググループ」（MISWG）に加入し各国の情報保全当局との実務調整を効率化したほか、**防衛産業保全**マニュアルにより防衛産業の情報保全措置を国内外に分かりやすく発信し、情報保全体制の実質的な同等性を確認するための諸外国との協議の進展につなげている。防衛産業の情報保全体制の強化と事務手続の迅速化・合理化に向け、これまで調達などの契約ごとに行っていた秘密保全にかかる契約（特約条項）について、事業者の保全体制を認証したうえで事業所単位で一元的に契約を締結する**防衛事業適合事業者制度**を創設し、その本格的な運用が2025年に始まる予定である。これらの施策を通じて、防衛関連企業の情報保全体制が諸外国のものと遜色ないことをグローバルに発信しやすくなる。

Multinational Industrial Security Working Group

また、秘密ではないものの適切な保護を要する情報について、米国防省が企業に適用しているセキュリティ対策の基準（NIST SP800-171）と同水準の防衛産業サイバーセキュリティ基準を適用し、2023年4月以降、防

**KEY WORD　防衛産業保全**

防衛省と自衛隊が使用する装備品等の研究開発、調達、補給若しくは装備品等に関する役務の調達に係る契約を締結した事業者（防衛産業）が秘密情報（Classified Information）を取り扱うにあたり、当該秘密情報の保護に必要な保全措置を講じること。

**資料**：防衛産業サイバーセキュリティ基準の整備について
**URL**：https://www.mod.go.jp/atla/cybersecurity.html

**資料**：防衛産業保全について
**URL**：https://www.mod.go.jp/atla/industrialsecurity/index.html

**KEY WORD　防衛事業適合事業者制度**

防衛事業に参画する意思のある事業者が、秘密情報などを取り扱う契約を履行する体制にあることを、契約の前に審査する制度。

衛関連企業の情報システムの改修などが進められている。防衛装備庁は、装備品等への活用が可能な技術や製品を有する企業を対象とした防衛産業サイバーセキュリティ基準にかかる説明会を全国で開催しており、今後も、防衛関連企業と共に、防衛産業全体の情報保全体制の強化に向けて取り組んでいく。

参照　Ⅲ部1章2節4項2（2）イ（セキュリティ強化）

## 5　機微技術管理の強化

防衛装備移転時に技術の重要度や優位性などを踏まえた技術的機微性評価を行い、機微性が高い技術については、技術のリバースエンジニアリング対策を推進するなど、技術流出防止に取り組んでいる。

近年、先端技術をめぐる国際競争が激化するなか、経済安全保障施策の一つである特許出願の非公開に関する制度、あるいは対内直接投資などについて、技術流出防止の観点から関係府省庁と連携・協力している。

このほか、機微技術管理を強化するため、防衛技術の専門家としての観点から先端技術の分析を行い、重要技術の特定・把握に努めるとともに、同盟国などと技術分析の連携推進に取り組むこととしている。

## 6　情報発信など

防衛大臣と防衛産業（主要プライム企業）の社長などが一堂に会して意見交換を行っており、2024年7月には第3回となる意見交換会を行った。加えて、防衛装備庁長官と各企業防衛部門の長との間での意見交換をこれまで計7回行い、双方が認識している問題や課題を共有するなど、官民の協力・連携の強化を進めていくこととしている。

# 第2節 防衛技術基盤の強化

## 1 防衛技術基盤の強化の必要性

新しい戦い方に必要な装備品を取得するためには、わが国が有する技術をいかに活用していくかが極めて重要である。わが国の高い技術力を基盤とした、科学技術とイノベーションの創出は、経済的・社会的発展をもたらす源泉であり、安全保障にかかわる総合的な国力の主要な要素である。また、わが国が長年にわたり培ってきた官民の高い技術力を、従来の考え方にとらわれず、安全保障分野に積極的に活用していくことは、わが国の防衛体制の強化に不可欠な活動である。

先端技術研究とその成果の安全保障目的の活用などについて、主要国が競争を激化させるなかで、各国において将来の戦闘様相を一変させる、いわゆるゲーム・チェンジャーとなりうる技術の早期実用化に向けて多額の研究開発費を投じるなど、安全保障目的での防衛技術基盤の強化に注力している。

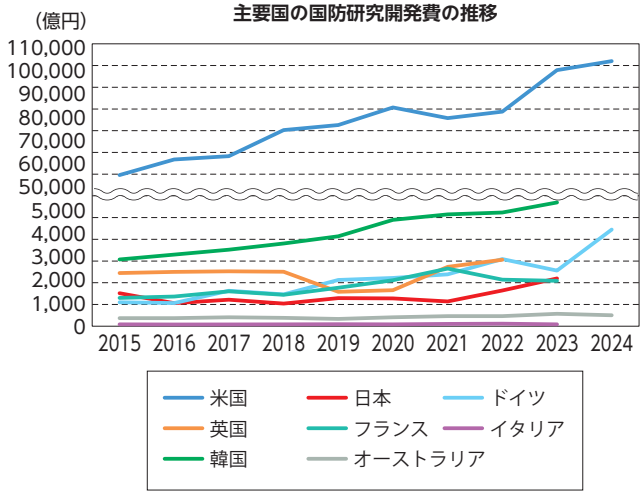
わが国における防衛省の研究開発費は、米国などと比べれば低いものの、近年その重要性から大幅に伸ばしているところである。一方、民生用の技術と安全保障用の技術の区別は、実際には極めて困難となっているなか、わが国の官民における科学技術の研究開発の成果を、装備品の研究開発などに積極的に活用していくことで、国家としての技術的優越の確保に戦略的に取り組んでいくことが重要である。そのため、わが国として重視すべき技術分野について国内における研究開発をさらに推進し、防衛技術基盤を育成・強化する必要がある。

また、装備品調達や国際共同開発などの防衛装備・技術協力を行うにあたっては、重要な最先端技術などをわが国が保有することにより、主導的な立場を確保することが重要である。また、開発後の調達や装備移転の可能性も踏まえ、費用を抑える観点も重要となる。このため、防衛省における研究開発のみならず、官民一体となって研究開発を推進する必要がある。

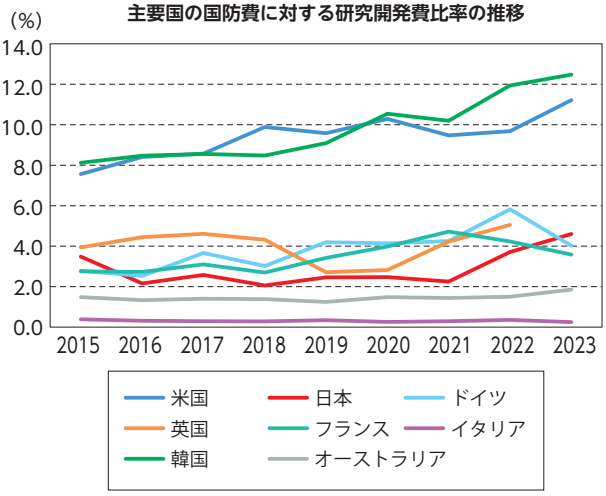
参照 図表Ⅴ-1-2-1（研究開発費の現状）、Ⅰ部4章1節5項（防衛生産・技術基盤をめぐる動向）

**図表Ⅴ-1-2-1　研究開発費の現状**

2025年3月31日現在




出典：「OECD：Main Science and Technology Indicators」




出典：「OECD：Main Science and Technology Indicators」
「SIPRI Military Expenditure Database ©SIPRI 2024」

（注）1　各国の国防研究開発費は「OECD：Main Science and Technology Indicators」に掲載された各国の研究開発費および国防関係予算比率から算出。ただし中国については記載されていない。
2　数値はOECDの統計によるもので、国により定義が異なる場合があり、このデータのみを持って各国比較する場合には留意が必要。
3　2025年3月31日時点で2024年のデータが確認できた米国、オーストラリア、ドイツについては、2024年まで記載。

# 2 防衛技術指針2023に示す防衛技術基盤の強化の方向性

国家安全保障戦略などは、防衛技術基盤の強化は必要不可欠であるとしたうえで、官民の先端技術研究の成果を装備品の研究開発などに積極的に活用することや、新たな装備品の研究開発のための態勢を強化することが必要であるとしている。こうした防衛技術基盤の強化の方針を具体化し、各種の取組を防衛省として一体的かつ強力に推進する際の指針となるものとして、防衛省は、2023年6月、防衛技術指針2023を策定した。こうして指針を対外的に発信することで企業などの予見可能性を高めるとともに、防衛技術基盤の強化についての共通認識を醸成し、技術的な連携を強力に進める基盤の構築も目指しており、指針の概要は次のとおりである。

参照　資料70（防衛技術指針2023（Executive Summary））

## 1 防衛技術基盤の現状と課題

科学技術の進展は、わが国に経済的・社会的発展をもたらすとともに、安全保障環境にも大きな影響を及ぼし、戦闘様相も変えつつある。この結果、装備体系の能力向上のみを続けるだけでは、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保ち続けることができなくなる可能性がある。切迫した安全保障環境に対応するためには、わが国の科学技術・イノベーション力をスピンオンし、安全保障目的、防衛目的で最大限に活用していくとともに、防衛省の研究開発の成果をスピンオフして社会に還元していくことが必要である。防衛省の研究開発においても、わが国を守り抜くという観点で、これまでとは異なる新たなアプローチ、手法を取っていくことが必要になっている。

## 2 防衛技術基盤の強化を通して目指す将来像

防衛省・自衛隊は、自分の国を自分で守り抜くための防衛力を持つことが必要であり、それを技術的に支えることが、防衛技術基盤の強化の目的である。このため、防衛技術指針2023が目指す将来像は、将来にわたり、技術でわが国を守り抜くこととしている。

## 3 目指す将来像を実現するためのアプローチ

### (1) 第1の柱：わが国を守り抜くために必要な機能・装備の早期創製

将来の戦い方に直結する、わが国を守り抜くために必要な機能・装備を迅速に創製し、5年以内、またはおおむね10年以内の早期装備化を実現していく。

### (2) 第2の柱：技術的優越の確保と先進的な能力の実現

10年以上先も見据え、官民の連携のもとで防衛分野での研究開発に関するコミュニティを拡大し、わが国が持つ科学技術・イノベーション力を結集して、革新的な機能・能力を創出し続ける。これにより防衛力を抜本的に強化するのみならず、社会のあり方をも変える防衛イノベーションを実現することで、将来にわたってわが国の技術的優越を確保し、他国に先駆け先進的な能力を実現する。

## 4 目指す将来像を実現するための手法

第1の柱、第2の柱を実現していくためには、防衛省・自衛隊が必要とする機能・装備を「創（つく）る」こと、戦略的な視点で技術を「育てる」こと、様々な科学技術について「知る」ことが必要である。これらの取組を、関係府省庁、研究機関、企業、大学などと共に、技術の保全を意識しつつ、シナジーを生み出しながら、無理なく持続的、自律的に連携し、共に成長を続けられる環境と仕組みを構築していく。

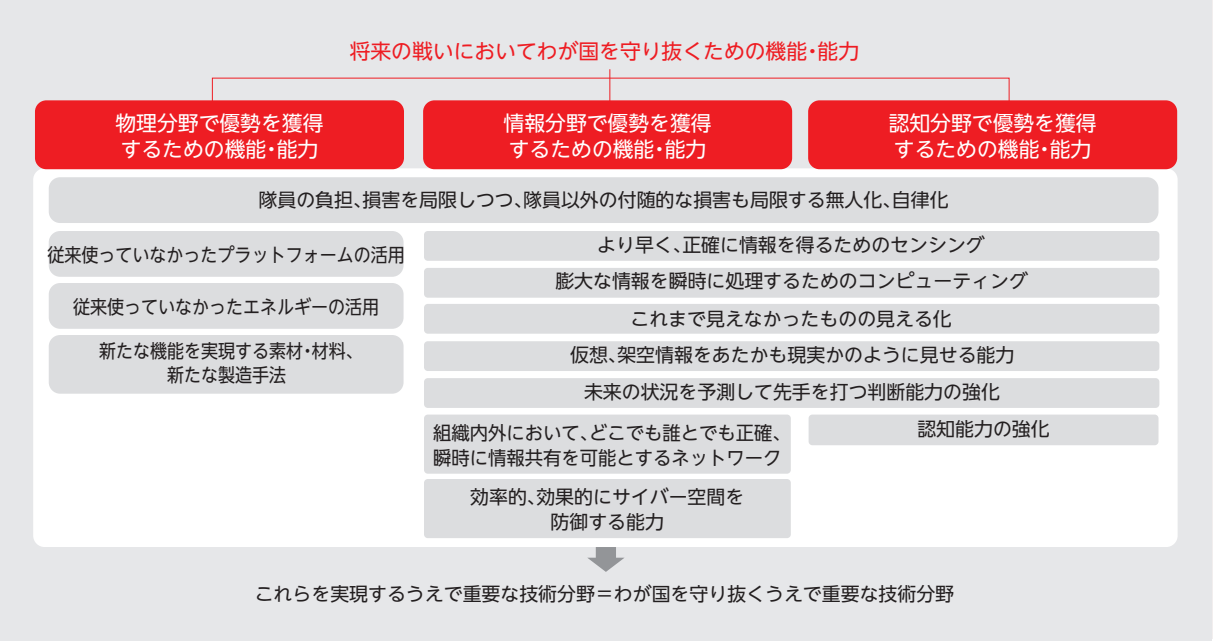
**資料**：防衛技術指針2023　―将来にわたり、技術で我が国を守りぬくために―
**URL**：https://www.mod.go.jp/atla/guideline2023/

## 5　わが国を守り抜くうえで重要な技術分野

将来にわたり、わが国を守り抜くうえで、どのような機能・能力が必要なのかを考え、それをブレークダウンしてわが国を守り抜くうえで重要な技術分野を具体化している。

参照　図表Ⅴ-1-2-2（わが国を守り抜くうえで重要な機能・能力）

図表Ⅴ-1-2-2　わが国を守り抜くうえで重要な機能・能力




## 3　次期戦闘機の開発

わが国の防衛にとって、航空優勢を将来にわたって確保するためには、最新鋭の優れた戦闘機を保持し続けることが不可欠である。このため、2035年頃から退役が始まる予定のF-2戦闘機の後継機である次期戦闘機については、わが国主導を実現すべく、数に勝る敵に有効に対処できる能力を前提に、将来にわたって適時適切な能力向上が可能となる改修の自由や高い即応性などを実現する防衛生産・技術基盤を国内に確保するよう開発していくことが必要である。次期戦闘機の開発のため、戦闘機全体のインテグレーションを担当する機体担当企業として、2020年度事業に関し三菱重工業株式会社と契約を締結し、開発に着手した。

そのうえで、日英伊3か国で機体の共通化の程度にかかる共同分析を行い、その結果を踏まえ、3か国は共通の機体を開発することに合意し、2022年、3か国首脳はグローバル戦闘航空プログラム（GCAP（ジーキャップ）：Global Combat Air Programme）を発表した[1]。これは、3か国の技術を結集し、開発コストやリスクを分担しつつ、将来の航空優勢を担保する優れた戦闘機を共同開発するものである。この協力は、各国の産業界の協力を促すとともに、次期戦闘機の量産機数の増加、国際的に活躍する次世代エンジニアの育成、デジタル設計などの先進的な開発・製造手法の導入などわが国の防衛生産・技術基盤を維持・強化するものである。

2023年12月、木原防衛大臣（当時）は、シャップス・英国防大臣（当時）とクロセット・イタリア国防大臣と東京で会合を行い、効率的な3か国の協業体制を確立するためGIGO（ジャイゴ：GCAP International Government Organisation）設立条約[2]に署名した。2024年12月には、

1　グローバル戦闘航空プログラムに関する共同声明（2022年12月9日）
2　グローバル戦闘航空プログラム政府間機関の設立に関する条約

同条約が発効し、正式にGIGOが設立された。

基本的価値を共有し、ともに米国の同盟国である日英伊3か国の協力は、今後何世代にもわたり、英伊両国との幅広い協力の礎となるとともに、インド太平洋地域および欧州地域の平和と安定に大きく貢献するものである。なお、2022年12月、米国は、英国やイタリアとわが国の次期戦闘機の開発に関する協力を含め、わが国が行う、志を同じくする同盟国やパートナー国との間の安全保障・防衛協力を支持することを発表した。

日米間においては、2023年12月、次期戦闘機と連携する無人機などへの適用が見込まれる、「無人航空機へ適用するAI技術に係る日米共同研究」に関する事業取決めに防衛省と米国防省の間で署名した。

Artificial Intelligence



次期戦闘機のイメージ

参照　Ⅲ部1章2節3項（無人アセット防衛能力の強化）

解説

## 次期戦闘機：国際機関の設立

2022年、日英伊3か国による次期戦闘機の共同開発が決定され、3か国の首脳はGCAPを公表しました。このプログラムを効率的に遂行する協業体制を実現するため、2023年12月、3か国はGCAPを一元的に管理・運営する国際組織GIGOを設立する「グローバル戦闘航空プログラム（GCAP）政府間機関の設立に関する条約」に署名しました。その後3か国が批准書を寄託し、2024年12月10日、同条約が発効しました。また同日、3か国により岡真臣氏が初代首席行政官として選出され、正式にGIGOが設立されました。

Global Combat Air Programme

GCAP International Government Organisation

GCAPを遂行するため、英国に所在する本部に、それぞれ異なる専門性を有する3か国の職員が集まります。技術のエキスパートとして多数の技官が派遣されるほか、開発を円滑かつ確実に進める上で、IT環境や高度な保全環境を整備するための人材も求められます。また、実際に戦闘機を運用することとなる自衛官や英国・イタリアの軍人の知見も必要不可欠です。さらに、組織を円滑に運営するため、契約や会計、人事といった業務を遂行する事務官も派遣されます。職種のみならず、年齢もベテランから若手まで、男女問わず配置され、職場は非常に多様性に満ちたものとなります。最終的には数百名規模の組織となることを想定しており、速やかに体制が整えられます。

GIGO外との調整も多々発生します。開発の実作業を担う企業側の人々とは、プログラムの進捗を管理するため、日常的に顔を合わせながら調整を行います。プログラムが適切な方向に進んでいるか、3か国政府とも日々協議する必要があります。遠く離れたわが国やイタリアとは、テレビ会議など、あらゆる手段を駆使していきます。

GIGOは、日英伊3か国共通の利益を達成するための国際機関です。したがって、職員はそれぞれの国の立場を超え、3か国全てが納得できる戦闘機を開発するため、一丸となってGCAPの推進に取り組んでいきます。



2025年1月、中谷防衛大臣はGIGOを訪問し、岡首席行政官と意見交換を実施

**資料**：次期戦闘機の開発について
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/policy/defense/nextfighter/index.html

# 4 民生技術の積極的な活用

## 1 国内外の関係機関との連携

先進的な民生技術を取り込み、効率的な研究開発を行うため、防衛装備庁と国立研究開発法人などの研究機関との間で、研究協力や技術情報の交換などを積極的に行っている。

国内においては、統合イノベーション戦略2024（令和6年6月4日閣議決定）を踏まえ、先端技術の活用による優れた装備品の創製や効率的、効果的な研究開発を行うため、総合科学技術・イノベーション会議[3]（CSTI）などをはじめとする関係府省庁と平素から緊密に連携を行っている。また、同戦略を推進するために設置された統合イノベーション戦略推進会議[4]に積極的に参画し、関係省庁や国立研究開発法人、産業界、大学などとの一層の連携を図っている。

また、政府内の取組として、民生分野の取組を進める関係省庁と、防衛省とがお互いに連携することが有効である。国家安全保障戦略においても、研究開発などに関する資金や情報を政府横断的に活用するべく体制を強化するとしており、この戦略に基づいて、政府一丸で取り組んでいくことが重要である。

具体的には、AIや量子技術といった多義性を有する先端分野について、経済安全保障重要技術育成プログラム（K Program）などにより、国が重点的に後押しし、得られた研究開発成果は安全保障分野の強化にも円滑につなげていく。このほか、防衛省の意見を踏まえた研究開発ニーズと関係省庁が有する技術シーズを合致させることにより、総合的な防衛体制の強化への貢献が期待できる技術の開発を加速する政府横断的な仕組みを設置した。

さらに、国外においては、同盟国・同志国との技術交流や技術者同士の人的交流を引き続き積極的に進めていくとともに、様々な場を活用して意見交換などを継続し、多様な可能性を検討していくこととしている。

参照　図表Ⅴ-1-2-3（国立研究開発法人などとの研究協力）、Ⅲ部1章3節（国全体の防衛体制の強化）、5節（経済安全保障に関する取組）

図表Ⅴ-1-2-3　国立研究開発法人などとの研究協力

| 協力相手 | 協力分野 |
|---|---|
| 宇宙航空研究開発機構（JAXA） | 航空宇宙分野 |
| 情報通信研究機構（NICT） | 電子情報通信分野 |
| 海上・港湾・航空技術研究所（うみそら研） | 艦船分野 |
| 海洋研究開発機構（JAMSETC） | 海洋分野 |
| 山口県産業技術センター | 水中無人機分野 |

## 2 革新的な民生先端技術の発掘・育成・取込

先進的な民生技術の積極的な活用は、将来にわたって国民の命と平和な暮らしを守るために不可欠である。また、米国防省高等研究計画局（DARPA）による革新的な科学技術への投資が、インターネットやGPSの誕生など民生技術を含む科学技術全体の進展に寄与してきたように、防衛分野への投資はわが国の科学技術イノベーションに寄与するものである。防衛省としては、こうした観点から関連する施策を推進していく。

具体的には、防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、目的指向の基礎研究を公募する競争的研究費制度である安全保障技術研究推進制度（防衛省ファンディング）を行っている。大学や研究機関およびスタートアップ企業などから広く研究課題を公募しており、2024年度までに190件の研究課題を採択している。2025年度は、これまでの委託費に加え、補助金を新設し、革新的・萌芽的技術の発掘・育成をさらに推進する。

なお、本制度が対象とする基礎研究においては、研究者の自由な発想こそが革新的、独創的な知見を獲得するうえで重要であり、研究を行うにあたっては、学会などでの幅広い議論に資するよう研究成果を全て公開できるなど、研究の自由を最大限尊重することが必要である。よって、本制度では、防衛省による研究への介入、研究成果の公表制限、研究成果の秘密指定、研究者への秘密の提供も行わない。引き続き、本制度が学問の自由と学術の健全な発展を確保していることの周知に努めること

3　内閣総理大臣、科学技術政策担当大臣のリーダーシップのもと、各省より一段高い立場から総合的・基本的な科学技術・イノベーション政策の企画立案や総合調整を行うことを目的とした「重要政策に関する会議」の一つ。

4　内閣官房長官のリーダーシップのもと、全ての国務大臣が参加し、統合イノベーション戦略2024（令和6年6月4日閣議決定）に盛り込まれた項目のうち、特にイノベーション関連の司令塔間で調整の必要がある事項について、点検・整理などを行い、横断的かつ実質的な調整・推進を実施することを目的とした会議。

としている。あわせて、民生における先端技術の発掘・育成には、スタートアップ企業や国内の研究機関などとの連携が必要不可欠であることから、関係者の理解と協力を得つつ、広く学術界を含む最先端の研究者の参画促進に取り組む。

また、民生分野で急速に発展する先進技術や安全保障技術研究推進制度を含む政府による科学技術投資の成果といった革新的・萌芽的な先進技術を、装備品としての出口につなげるため、技術の成熟度を高める「先進技術の橋渡し研究」を2020年度から実施している。2025年度も、装備品につながる研究成果を生み出すことを目指し、本研究を引き続き行うこととしている。

加えて、装備品の研究開発を加速するため、2022年度から、民間企業に研究を委託し、企業の有する先進的な技術を装備品の研究開発に使用可能なレベルまで向上させる取組として、「ゲーム・チェンジャーの早期実用化に資する取組」を開始した。

参照　資料71（安全保障技術研究推進制度の2024年度新規採択研究課題）

## 3　新たな研究機関の創設

防衛イノベーションや画期的な装備品などを生み出す機能を抜本的に強化するため、2024年10月、防衛装備庁に防衛イノベーション科学技術研究所（東京都渋谷区）を創設した。防衛イノベーション科学技術研究所では、これまでとは異なるアプローチ、手法を採用し、変化の早い様々な科学技術から、防衛力の強化や社会変革につながる機能・技術を創出するブレークスルー研究を行う。



防衛イノベーション科学技術研究所オープニングセレモニーの様子

## 4　早期装備化のための新たな取組

自衛隊の現在や将来の戦い方に直結できる分野のうち、特に政策的に緊急性・重要性の高い事業について、企業などから優れた提案を広く募りつつ、民生先端技術の取り込みも図りながら、実証を通じて早期装備化の実現に取り組んでいる。

**資料**：安全保障技術研究推進制度について
**URL**：https://www.mod.go.jp/atla/funding.html

**資料**：最先端技術の早期装備化に向けた取組
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/budget/rapid_acquisition/index.html

解説

## 防衛イノベーション科学技術研究所の創設

急速に進展する科学技術は、社会のあり方を根本から変えつつあります。このような中、最先端の民生科学技術を防衛力の向上、ひいては国力の向上につなげていくためには、既存の研究開発の枠組みや思考からの脱却、イノベーションを起こす仕組みの構築、安全保障に関する研究開発のエコシステムの構築を進めていくことが急務となっていました。

防衛イノベーション科学技術研究所の創設は、こうした課題への対応の第一歩となるものです。同研究所では、防衛省外からプログラムマネージャを採用し、自由で斬新な発想の下で行う挑戦的な研究、先端民生技術の早期取り込みによる成果創出を目指す研究、将来のイノベーションの種となる幅広い基礎研究への投資のさらなる推進、そして先端科学技術に関するシンクタンク的活動といった幅広い役割を果たしていきます。

同研究所では、こうした取組を通してオープンイノベーションを進めていくために民間施設にオフィスを置くこととしました。安全保障に関する研究開発のコミュニティを拡大し、わが国の防衛だけでなく社会のあり方も変える防衛イノベーションの実現につながる成果の創出を目指していきます。




オープンイノベーションを実現する
防衛イノベーション科学技術研究所の共創スペース

# 第3節 防衛装備・技術協力と防衛装備移転の推進

わが国は、自国の安全保障、平和貢献・国際協力の推進や防衛生産・技術基盤の維持・強化に資するよう、2014年に策定された防衛装備移転三原則およびその運用指針[1]に基づき、諸外国との防衛装備・技術協力を推進している。

防衛装備移転は、国家安全保障戦略などに記載のとおり、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止して、わが国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力の行使または武力による威嚇を受けている国への支援などのための重要な政策的手段となる。

こうした観点から、防衛装備移転三原則や運用指針をはじめとする制度の見直しについて検討するため、自民党と公明党は与党ワーキングチーム[2]（WT）において議論を行った。2023年12月、与党WTの提言を踏まえ、防衛装備移転三原則と運用指針が改正された。さらに、与党間での協議を経て、2024年3月、閣議決定および運用指針の一部改正により、厳格な仕組みを設けつつ、わが国が英国およびイタリアと共同開発を行っているグローバル戦闘航空プログラム（GCAP）（ジーキャップ Global Combat Air Programme）の完成品について、わが国からパートナー国以外の国に移転を認めうることとなった。

また、防衛装備移転を円滑に進めるため、基金を創設し、必要に応じた企業支援を行うことなどにより、官民一体となって防衛装備移転を進めることとしている。

## 1 防衛装備移転三原則にかかわる制度

### 1 防衛装備移転三原則

#### (1) 移転を禁止する場合の明確化（第一原則）

防衛装備の海外への移転を禁止する場合を、①わが国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合、②国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合、または③紛争当事国への移転となる場合とに明確化した。

#### (2) 移転を認めうる場合の限定ならびに厳格審査および情報公開（第二原則）

移転を認めうる場合を、①平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合、または②わが国の安全保障に資する場合などに限定し、透明性を確保しつつ、仕向先（しむけさき）および最終需要者の適切性や安全保障上の懸念の程度を厳格に審査することとした。また、重要な案件については国家安全保障会議で審議し、あわせて情報の公開を図ることとした。

#### (3) 目的外使用および第三国移転にかかる適正管理の確保（第三原則）

防衛装備の海外移転に際しては、適正管理が確保される場合に限定し、原則として目的外使用および第三国移転についてわが国の事前同意を相手国政府に義務付けることとした。ただし、平和貢献・国際協力の積極的な推進のため適切と判断される場合、部品などを融通し合う国際的なシステムに参加する場合、部品などをライセンス元に納入する場合などにおいては、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能とした。

参照 資料72（防衛装備移転三原則）、資料73（防衛装備移転三原則の運用指針）

### 2 防衛装備移転三原則などの一部改正

国家安全保障戦略などにおいて、安全保障上意義が高い防衛装備移転や国際共同開発を幅広い分野で円滑に行うため、防衛装備移転三原則や運用指針をはじめとする制度の見直しについて検討することが記載された。その

1 防衛装備移転三原則の名称は、例えば、自衛隊が携行するブルドーザなどの被災国などへの供与にみられるように、移転の対象となりうるものが、平和貢献・国際協力にも資するものであることなどから「防衛装備」の文言が適当であり、また、貨物の移転に加えて技術の提供が含まれることから「輸出」ではなく「移転」としたものである。

2 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム

際、三つの原則そのものは維持しつつ、防衛装備移転の必要性、要件、関連手続の透明性の確保などについて十分に検討することとされた。

これを踏まえて、2023年には、与党WTが23回に渡って開催され、海外移転を認めうるケースの見直しについて議論されるとともに、移転の可否を判断する際の厳格審査や、第三国移転の事前同意を含めた移転後の適正な管理の確保のあり方について、諸外国の例も踏まえつつ、議論が重ねられた。これを受け、与党WTは政府に対する提言をまとめた。同年12月、政府として同提言を踏まえて、防衛装備移転三原則と運用指針を一部改正した。防衛装備移転三原則の改正は2014年の策定以来、初めてのものである。

また、運用指針の改正により、幅広い分野の防衛装備が移転可能となった。改正後の最初の案件として、わが国がライセンス生産を行っているペトリオット・ミサイルのわが国から米国への移転について、国家安全保障会議での審議の結果、海外移転を認めうる案件に該当することが確認された。防衛省としては、わが国にとって望ましい安全保障環境を創出するため改正された制度に基づき、関係省庁と連携しながら、官民一体となって防衛装備移転を一層推進していく考えである。

この改正により、幅広い分野の防衛装備が移転可能となったが、同時に、移転にかかる審査をより一層厳格に行うこととしている。政府として、防衛装備移転にあたっては国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念およびこれまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持するとの方針に変わりなく、これまで同様、厳正かつ慎重に対処する方針である。

2023年12月の防衛装備移転三原則と運用指針の改正の概要は以下のとおり。

### (1) 改正後の防衛装備移転三原則

改正前の三つの原則そのものは、引き続き維持し、国家安全保障戦略を踏まえ、前文に防衛装備移転の意義や安全保障環境認識などを追加・更新した。また、運用指針は、安全保障環境の変化や安全保障上の必要性などに応じて改正する旨を明記した。

### (2) 国際共同開発・生産

国際共同開発・生産のパートナー国以外の国へ、わが国から部品や技術の直接移転が可能となった。

### (3) ライセンス生産品にかかる防衛装備の移転

米国由来以外も含むライセンス生産品にかかる防衛装備（完成品を含む。）をライセンス元国へ提供可能となった。ただし、自衛隊法上の武器[3]に該当するライセンス生産品にかかる防衛装備をライセンス元国から他国へさらなる提供を行う場合については、わが国の安全保障上の必要性を考慮して特段の事情がない限り、武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国への提供は除く。

### (4) 他国軍隊に対する修理などの役務提供

米軍以外の安全保障面での協力関係がある国に対しても、平素からの修理などの役務提供が可能となった。

### (5) 部品の移転

部品[4]の定義を明確化したうえで、安全保障面の協力関係にある国に対しては、部品は総じて移転可能となった。

### (6) いわゆる5類型（救難、輸送、警戒、監視および掃海）

掃海艦や輸送艦に搭載される機関砲など、本来業務の実施や自己防護に必要な自衛隊法上の武器の搭載が可能であることを明確化した。

### (7) 侵略などを受けている国に対する自衛隊法上の非武器の移転による支援

わが国との安全保障協力関係の有無にかかわらず、国際法に違反する侵略などを受けている国に対して、自衛隊法上の武器に該当しない装備品であれば、総じて移転可能となった[5]。

3　火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、または武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置などをいう（なお、本来的に、火器などを搭載し、そのもの自体が直接人の殺傷または武力闘争の手段としての物の破壊を目的として行動する護衛艦、戦闘機、戦車のようなものを含み、部品を除く。）。
4　完成品の一部として組み込まれているものをいう。ただし、それのみで装備品としての機能を発揮できるものを除く。
5　改正前は、「国際法違反の侵略を受けているウクライナに対して自衛隊法第116条の3の規定に基づき防衛大臣が譲渡する装備品等に含まれる防衛装備の海外移転」と規定。

### (8) 厳格審査

自衛隊法上の武器の直接移転やライセンス元国から第三国への移転など、移転類型の多様化を踏まえ、厳格審査の視点を拡充した。

### (9) 審議プロセス

自衛隊法上の武器の直接移転やライセンス元国から第三国への移転は、国家安全保障会議での審議・公表を基本とした[6]。

## 3 GCAPの完成品の第三国への直接移転について

国際共同開発・生産におけるわが国からパートナー国以外の第三国への完成品の直接移転のあり方については、与党WTがとりまとめた提言において、引き続き議論が必要な事項とされた。こうしたなか、特に、GCAPの完成品について、わが国防衛に必要な性能を有する機体を実現するためにも、わが国からパートナー国以外の第三国に直接移転を行いうる仕組みを持つことが必要という考えのもと、政府として、与党との調整、国会などにおける説明を重ねた。

これを踏まえて、2024年3月、閣議決定において、GCAPの完成品について、わが国から第三国に完成品を移転しうることなどについて決定するとともに、将来、実際にわが国から第三国に直接移転する際にも、個別案件ごとに閣議決定を行うという、いわば「二重の閣議決定」を盛り込んだ。

さらに、運用指針を一部改正し、「3つの限定」として、①今回、第三国への直接移転を認めるのはGCAPに限定すること、②移転先の国は国連憲章に適合した使用を義務付ける国際約束を締結している国に限定すること、③武力紛争の一環として現に戦闘が行われている国には移転しないこと、とした。

これらの厳格な決定プロセスを設けることで、国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念を引き続き堅持することを、より明確な形で示している。

防衛省として、今般の改正を踏まえて、将来にわたってわが国の平和と安定を確保するため、わが国の安全保障環境に相応しい戦闘機の実現を目指して、英国およびイタリアとの協議をしっかりと進めていく。

# 2 防衛装備移転の推進のための取組

防衛装備移転に際しては、わが国の防衛分野における技術面での諸外国に対する優位性が失われることを防ぐため、わが国の装備品等に用いられている先進的な技術にかかる情報を保全するなど、安全保障上の観点から適切な仕様・性能の変更・調整を装備品製造等事業者に実施させる必要がある。

このような問題意識から装備移転を安全保障上適切なものとするための取組を促進することを目的とし、防衛生産基盤強化法に基づき、防衛大臣が2024年2月に指定した指定装備移転支援法人に基金を設けた。防衛大臣の求めにより相手国との防衛協力の内容に応じ装備品製造等事業者が行う装備移転仕様等調整に要する費用を基金から助成することとしている。

参照 1節1項「解説」（防衛装備移転円滑化基金の意義）、1節1項2（2）（装備移転の円滑化・指定装備移転支援法人）

# 3 米国との防衛装備・技術協力関係の深化

## 1 共同研究・開発など

わが国は、米国との間で、1992年以降、27件の共同研究と2件の共同開発を実施している。現在は、4件の共同研究（①高耐熱性ケース技術、②モジュール型ハイブリッド電気駆動車両システム、③無人航空機へ適用するAI技術、④高出力マイクロ波システム）のほか、科学技術者の相互派遣を行っている。

6 自衛隊法上の武器を初めて移転（直接移転または第三国移転）する国は、すべて国家安全保障会議で、同様の武器を2回目以降移転する場合も、特に慎重な検討が必要な場合には、国家安全保障会議で審議。

2022年の日米防衛相会談において、極超音速技術に対抗するための技術について、共同分析の進捗を踏まえ、要素技術・構成品レベルでの日米共同研究の検討を開始することで合意した。そして、2023年の日米「2+2」で将来のインターセプターの共同開発の可能性について議論を開始することで一致したことを受け、防衛省と米国防省で検討を行ってきた結果、日米両国は同年に、滑空段階迎撃用誘導弾（GPI）の共同開発を開始することを決定し、日米首脳会談において、両首脳は、これを歓迎した。また、2024年7月、防衛省および米国防省は「高出力マイクロ波システムに係る日米共同研究」に関する事業取決めの署名を行った。本研究は、高出力マイクロ波システムの実用化に向けて、米国内の試験場における共同試験などを行い、日米間で試験データを共有することで、日米双方の高出力マイクロ波の効果を共同で評価する。加えて、2024年9月、防衛装備庁およびDIUは、「防衛装備庁及び米国防イノベーションユニットによる防衛イノベーション技術分野での協力に係る覚書」の締結を行った。本覚書を踏まえ、最先端の民生技術の迅速かつ効率的な防衛装備への取込みや防衛生産・技術基盤の強化を推進する。

このほか、2023年には、ペトリオット・ミサイルの米国への移転について、国家安全保障会議において海外移転を認めうる案件に該当することを確認している。本移転は、米軍および世界規模においてペトリオット・ミサイルの需要が予想を超える水準にあるなか、米国からの要請に応え、米軍のペトリオット・ミサイルの在庫をできるだけ早く補完し、米軍の態勢を支えるというこれまでに例のない取組である。これは、米国との安全保障・防衛協力を新たな段階へと高めるとともに、わが国の安全保障およびインド太平洋地域の平和と安定に寄与するものである。

参照　Ⅲ部1章2節2項3（日米BMD技術協力）、Ⅲ部1章2節3項（無人アセット防衛能力の強化）、Ⅲ部2章4節2項（防衛装備・技術協力）、2節3項（次期戦闘機の開発）、資料30（日米共同研究・開発プロジェクト）

## 2　日米共通装備品の生産・維持整備

### （1）日米防衛産業協力・取得・維持整備定期協議（DICAS）

2024年4月、日米首脳共同声明「未来のためのグローバル・パートナー」において、長期的に重要な能力の需要を満たし即応性を維持するためにそれぞれの産業基盤を活用することを目的とし、日米の関係省庁と連携し、防衛省と米国防省が共に主導する日米防衛産業協力・取得・維持整備定期協議（DICAS）を開催することとされた。これに基づき、同年6月に開催された第1回DICASにおいて、深澤防衛装備庁長官（当時）とラプランテ米国防次官（取得・維持整備担当）（当時）は、日米の防衛産業によるパートナーシップのもとで、ミサイルの共同生産、前方展開される米海軍艦船および米空軍機の共同維持整備、そしてサプライチェーンの強靱化の機会を特定するためにさらなる議論を行うべく作業部会（ワーキンググループ）を設置することなどに合意した。同年7月に行われた日米「2+2」において、AMRAAMおよびPAC-3MSEの生産能力拡大のために、互恵的な共同生産の機会を追求することが確認された。同年10月に行われた第2回DICASおよび同年12月の第3回DICASにおいて、4つの作業部会（ミサイル共同生産作業部会、航空機整備作業部会、サプライチェーン強靱化作業部会、艦船整備作業部会）における、それぞれの進捗を確認した。

### （2）F-35A戦闘機生産への国内企業の製造参画や整備拠点の設置

わが国は、2011年、F-35A戦闘機について、一部の完成機輸入を除き国内企業が製造に参画することなどを決定した[7]。これを踏まえ、わが国は、2013年度以降のF-35A戦闘機の取得に際して、国内企業の製造参画を図り、これまで、機体、エンジンの最終組立・検査（FACO）、関連部品の製造参画の取組を行ってきた。

2019年度以降の取得に際しては、厳しい財政状況を踏まえ、完成機輸入を原則としつつ、より安価な手段がある場合には見直すこととされた。しかし、その後の製造企業による経費低減の取組などにより、国内企業が

7　2018年12月、F-35A戦闘機の取得数については、42機から147機とし、新たな取得機のうち42機については、短距離離陸・垂直着陸機能を有する戦闘機の整備に替えうるものとすることが決定された。

FACOを行う方が、完成機輸入に比べてより安価となることが確認されたため、2019年度から2027年度までの取得については、国内企業が最終組立・検査を行った機体を取得することとしている[8]。

また、F-35戦闘機が全世界的に運用されることから、米国政府は、北米・欧州・アジア太平洋地域に機体・エンジンを中心とした整備拠点（リージョナル・デポ）を設置することとした。

2014年に、米国政府によって選定されたアジア太平洋地域におけるわが国のF-35戦闘機の機体の整備拠点は、2020年から愛知県にある三菱重工業小牧南工場において運用を開始した。また、エンジンの整備拠点は、2023年から東京都にあるIHI瑞穂工場において運用を開始した。

F-35戦闘機の製造に国内企業が継続して参画することや、機体やエンジンなどの整備拠点を国内に設置し、アジア太平洋地域での維持整備に貢献することは、国内の防衛生産・技術基盤の維持・育成・高度化に資するものであるとともに、わが国のF-35A戦闘機の運用支援体制の確保、日米同盟の強化、インド太平洋地域における防衛装備・技術協力の深化といった観点から、有意義である。

### (3) 日米オスプレイの共通整備基盤の確立に向けた取組

米海軍は、普天間飛行場に配備されている米海兵隊オスプレイの定期機体整備のため、2015年、整備企業として富士重工業株式会社[9]を選定し、2017年から、陸自木更津駐屯地において定期機体整備が開始され、2025年3月末時点で8機の整備が完了し、3機を整備中である。

防衛省としては、①V-22（陸自オスプレイ）[10]の円滑な導入、②日米安保体制の円滑かつ効果的な運用、③整備の効率化の観点から、木更津駐屯地の格納庫を整備企業に使用させ、米海兵隊オスプレイの整備とともに、将来の陸自オスプレイの整備を木更津駐屯地で行うことにより、日米オスプレイの共通の整備基盤を確立していくこととしている。木更津駐屯地での共通の整備基盤の確立は、日米防衛協力のための指針（ガイドライン）に掲げる「共通装備品の修理や整備の基盤の強化」の実現と沖縄の負担軽減に資するものとして、極めて有意義である。




## GPIの日米共同開発について

極超音速滑空兵器（HGV）は、マッハ5を超える極超音速で低い軌道を飛翔し、高い機動性を有するため、迎撃がより困難であると指摘されています。HGVを滑空段階で迎撃するという課題に対し、両国の技術を結集して対処していくため、2023年8月、日米両国はGPI（Hypersonic Glide Vehicle）日米共同開発を開始することを公表し、その後、2024年5月のプロジェクト取決めの署名を以て、共同開発を正式に開始しました。同年9月、日米両国は、米国ノースロップ・グラマン社の提案するGPIの開発コンセプトを採用することを決定し、その後防衛省は、同コンセプトに基づき、日本の開発担当部位の設計・製造に関する契約を三菱重工業株式会社と締結しました。

防衛省は現在、2030年代の開発完了を目指し、日本が主に担当する第2段のロケットモーターや操舵装置、キルビークルと呼ばれるミサイルの先頭部位の推進装置や操舵装置の開発を進めています。GPI共同開発を着実に進めることは、統合防空ミサイル防衛能力の強化、国内防衛産業の技術力向上、日米同盟の更なる深化や抑止力・対処力の向上に寄与します。

8　2019年12月に2019年度や2020年度の、2020年12月に2021年度の、2021年12月に2022年度の、2022年12月に2023年度から2027年度までのF-35A戦闘機の取得について、それぞれ、より安価な手段であることが確認された国内企業が参画した製造とすることが決定された。
9　2017年4月1日に、株式会社SUBARUに社名を変更。
10　陸自では、CH-47JA輸送ヘリコプターの輸送能力を巡航速度や航続距離などの観点から補完・強化できるティルト・ローター機（オスプレイ）を17機導入することとし、佐賀空港における施設整備が完了するまでの一時的な処置として、木更津駐屯地に暫定的に配備することとしている。

# 4 新たな防衛装備・技術協力の構築

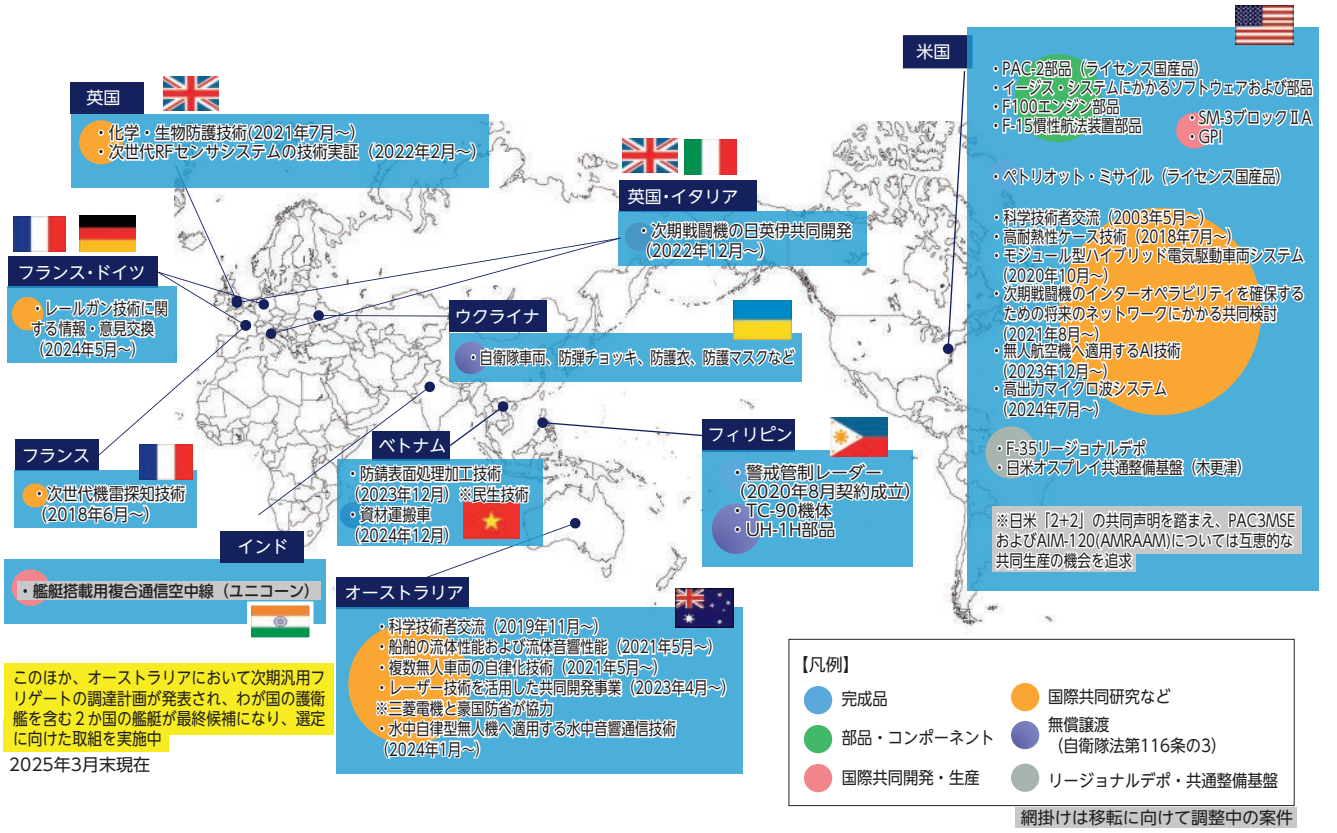
## 1 諸外国との防衛装備・技術協力など

装備品に関する協力は、構想から退役まで半世紀以上に及ぶ取組であることを踏まえ、防衛装備移転や国際共同開発を含む、防衛装備・技術協力の取組の強化を通じ、相手国軍隊の能力向上や相手国との中長期にわたる関係の維持・強化を図っている[11]。特に、ハイレベル・実務者交流、共同訓練・演習、能力構築支援などの取組のほか、政府安全保障能力強化支援（OSA）など、防衛省以外の取組とも組み合わせることで、これを効果的に進めることとしている。その際、就役から相当年数が経過し、拡張性などに限界がある装備品の早期用途廃止、早期除籍などの活用による同志国への移転を検討することとしている。

Official Security Assistance

参照 図表Ⅴ-1-3-1（諸外国との主な防衛装備・技術協力（イメージ））、Ⅲ部1章3節4項（わが国と同志国の抑止力の向上のための国際協力）、資料40（各種協定締結状況）

図表Ⅴ-1-3-1　諸外国との主な防衛装備・技術協力（イメージ）




### (1) オーストラリア

オーストラリアとの間では、2014年、防衛装備品・技術移転協定[12]が発効し、2017年に日豪防衛装備・技術協力共同運営委員会を初開催した。以降、定期的に協議を行い日豪両国の防衛装備・技術協力の進展を図っている。これ以降、各種取決めの署名、科学技術者の相互派遣、各種共同研究を行っている。

2023年には、「研究、開発、試験及び評価プロジェクトに関する取決め」に署名し、共同事業を迅速に開始する枠組みを整理した。2024年1月、本取決めを初めて

11 2025年4月現在、わが国は、防衛装備品・技術移転協定を、米国、英国、オーストラリア、インド、フィリピン、フランス、ドイツ、マレーシア、イタリア、インドネシア、ベトナム、タイ、スウェーデン、シンガポール、アラブ首長国連邦（UAE）、モンゴルと締結している。
12 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定

適用し、「水中自律型無人機に関する日豪共同研究」を開始した。

2023年に行われた日豪防衛相会談において、木原防衛大臣（当時）は、マールズ豪副首相兼国防大臣とともに、豪国防省が三菱電機オーストラリアとの間でレーザー技術を活用した共同開発事業の契約締結を公表したことに歓迎の意を表明した。本事業は、日豪間で初めての共同開発案件であるのみならず、日本の防衛関連企業の技術が外国政府から着目され、防衛分野での国際共同開発の実施に至った初めての事例であり、官民一体となって防衛装備移転を推進してきたわが国にとって新たな一歩となるものである。

豪政府は、2024年2月に「もがみ」型護衛艦を含む4か国の候補艦艇から次期汎用フリゲートを選定する旨発表し、オーストラリア国内での建造を含む調達計画を発表した。わが国は豪政府の求めに応じて必要な情報提供を行ってきたところ、同年11月、豪政府は、「もがみ」型護衛艦の能力向上型である令和6年度型護衛艦（4,800トン型）を含む2か国の艦艇を最終候補として選定した。同月、これを受け、国家安全保障会議で審議した結果、わが国が選定され、オーストラリアの次期汎用フリゲートの共同開発・生産をオーストラリアと行うこととなった場合の完成品などについて、オーストラリアへの移転を認め得ることとした。さらに、同年12月、オーストラリアの次期汎用フリゲートの共同開発・生産に向けて官民一体となって推進していくため、防衛省は、三菱重工業を始めとする関係企業、内閣官房、外務省、財務省、経済産業省、国土交通省からなる関係省庁が出席する「官民合同推進委員会」を設置した。



「もがみ」型護衛艦（候補艦艇）

2024年7月にオーストラリアで開催された国際展示会・カンファレンス「Indian Ocean Defence & Security 2024」に、高見防衛大臣補佐官（当時）が参加し、コンロイ豪国防産業大臣らと会談を行った。2025年2月、若宮防衛大臣補佐官は、オーストラリアを訪問し、コンロイ豪国防産業大臣やキング豪資源大臣らと会談し、日豪防衛産業協力全般について意見交換した。

参照　Ⅲ部3章1節2項1（オーストラリア）

### (2) インド

インドとの防衛装備・技術協力は、日印の特別戦略的グローバル・パートナーシップに基づく重要な協力分野と位置づけられており、2015年の日印首脳会談において防衛装備品・技術移転協定[13]の署名が行われ、2016年に発効した。以降、定期的に協議を行っている。

2024年11月、日印防衛装備品・技術移転協定に基づき、「もがみ」型護衛艦に搭載されている艦艇搭載用複合通信空中線「ユニコーン」の日本からインドへの装備移転に関する細目取極（MOI）に日印間で署名を行った。

Memorandum of Implementation

参照　Ⅲ部3章1節2項2（インド）

### (3) 英国

英国との間では、2013年、防衛装備品・技術移転協定[14]の署名・発効に至り、以降、定期的に協議を行っているほか、2022年からはGCAPにおいて戦闘機の共同開発を行っている。

参照　Ⅲ部3章1節2項3（1）（英国）、2節3項（次期戦闘機の開発）

### (4) フランス

フランスとの間では、2016年、防衛装備品・技術移転協定[15]が発効した。2024年5月、防衛省、フランス国防省、ドイツ国防省および仏独サン＝ルイ研究所は「レールガン技術の協力に係る実施要領」の署名を行った。本実施要領は、レールガン技術に関する研究・開発・試験・評価の協業の可能性を検討することを目的と

13　防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定
14　防衛装備品及び他の関連物品の共同研究、共同開発及び共同生産を実施するために必要な武器及び武器技術の移転に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定
15　防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定

し、レールガンの早期実用化に向けて着実に取り組んでいる。

参照　Ⅲ部3章1節2項3 (2)（フランス）

### (5) ドイツ

ドイツとの間では、2017年、防衛装備品・技術移転協定[16]に署名し、発効した。前述のレールガン技術に関する協力を含め、多様な協力が進展している。

参照　Ⅲ部3章1節2項3 (3)（ドイツ）

### (6) イタリア

イタリアとの間では、2019年、防衛装備品・技術移転協定[17]が発効したほか、2022年からはGCAPにおいて戦闘機の共同開発を行っている。

参照　Ⅲ部3章1節2項3 (4)（イタリア）、2節3項（次期戦闘機の開発）

### (7) スウェーデン

スウェーデンとの間では、2022年、防衛装備品・技術移転協定[18]に署名し、発効した。

参照　Ⅲ部3章1節2項6 (1)（スウェーデン）

### (8) ウクライナ

2022年のロシアによるウクライナ侵略を受けて、ウクライナ政府からの装備品などの提供要請を踏まえ、自衛隊法に基づき非殺傷の物資を防衛装備移転三原則の範囲内で提供するべく、同年の国家安全保障会議において、防衛装備移転三原則の運用指針を一部改正した。これまでに、防弾チョッキ、鉄帽（ヘルメット）、防寒服、天幕、カメラ、衛生資材・医療用資器材、非常用糧食、双眼鏡、照明器具、個人装具、防護マスク、防護衣、小型のドローン、民生車両（バン）、および自衛隊車両（1/2tトラック、高機動車、資材運搬車）を自衛隊機などにより輸送し、ウクライナ政府への提供を実施した。また、2024年10月に実施した日ウクライナ防衛相会談において、ウクライナへの自衛隊車両の追加提供を行うことを決定した旨伝達した。2025年4月、追加提供の第1弾として、6台の自衛隊車両をウクライナに提供した。



ウクライナに提供した自衛隊車両

参照　Ⅲ部3章1節2項7 (1)（ウクライナ）、資料73（防衛装備移転三原則の運用指針）

### (9) ASEAN諸国

ASEAN諸国との間では、日ASEAN防衛当局次官級会合などを通じて、人道支援・災害救援（HA/DR）や海洋安全保障など、非伝統的安全保障分野における防衛装備・技術協力について意見交換がなされており、参加国からは、これらの課題に効果的に対処するため、わが国からの協力に期待が示されている。2016年にわが国が表明したビエンチャン・ビジョンにおいて、ASEAN諸国との防衛装備・技術協力に関しては、①装備品・技術移転、②人材育成、③防衛産業に関するセミナーなどの開催を3つの柱として進めることとした。

具体的な取組として、インドネシアとの間では、2021年に東京で開催された第2回日インドネシア「2＋2」において、防衛装備品・技術移転協定[19]に署名し、即日発効した。

シンガポールとの間では、2023年にシンガポールで開催されたシャングリラ会合において、防衛装備品・技術移転協定[20]に署名し、即日発効した。

タイとの間では、2022年、岸田内閣総理大臣（当時）のタイ訪問の際に防衛装備品・技術移転協定[21]に署名し、発効した。

16 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定
17 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定
18 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とスウェーデン王国政府との間の協定
19 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の協定
20 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定
21 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とタイ王国政府との間の協定

フィリピンとの間では、2016年に防衛装備品・技術移転協定[22]が発効した後、5機の海自練習機TC-90の貸付・無償譲渡が実現した。さらに、陸自多用途ヘリUH-1Hの部品などの無償譲渡、初の完成装備品移転として警戒管制レーダー4基の装備移転が決定しており、2023年に1基目、2024年3月に2基目の納入が完了した。また、これらの移転に伴い、自衛隊およびわが国企業によるフィリピン軍要員への運用・維持整備などの教育支援を実施している。

2024年9月には、フィリピンで開催された「ADAS 2024」(Asian Defense and Security Exhibition)に防衛装備庁が初めてブースを出展し、フィリピン政府や企業などに対してわが国の装備品の魅力を発信した。また、高見防衛大臣補佐官（当時）が参加し、ミソン国防次官（取得・資源管理担当）との会談を通じ、防衛装備・技術協力の強化にむけて連携していくことを確認した。

ベトナムとの間では、2016年の「防衛装備・技術協力に関する定期協議の実施要領」署名、2019年の「防衛産業間協力の促進の方向性に係る日ベトナム防衛当局間の覚書」署名に続いて、2021年に両国間で防衛装備品・技術移転協定[23]に署名し、発効した。2023年の防錆表面処理加工技術の移転に加え、2024年12月には、防衛装備品・技術移転協定に基づく初の防衛装備品の移転として、中古資材運搬車2両の譲渡が実現し、ベトナム国防省主催の記念式典が行われた。また、本移転に伴い、陸自およびわが国企業によるベトナム軍要員への運用・整備教育支援を実施した。

マレーシアとの間では、2018年、防衛装備品・技術移転協定[24]に署名し、発効した。

参照　Ⅲ部3章1節2項8（東南アジア諸国（ASEAN諸国））

### (10) 中東諸国

アラブ首長国連邦（UAE）(United Arab Emirates)との間では、2023年、中東の国との間では初めてとなる、防衛装備品・技術移転協定[25]に署名、2024年1月に発効した。

イスラエルとの間では、2019年、わが国とイスラエル防衛当局間で提供される、防衛装備・技術に関する秘密情報を適切に保護するため、防衛装備・技術に関する秘密情報保護の覚書[26]に署名した。

参照　Ⅲ部3章1節2項12 (6)（アラブ首長国連邦）、Ⅲ部3章1節2項12 (7)（イスラエル）

### (11) モンゴル

モンゴルとの間では、2024年12月、防衛装備品・技術移転協定[27]に署名し、2025年1月に発効した。

参照　Ⅲ部3章1節2項9（モンゴル）

### (12) AUKUS（豪英米）

2024年9月、AUKUS（オーカス）首脳共同声明および国防大臣共同声明において、AUKUS「第2の柱」における「海洋無人機システム」が日本との初期的な「第2の柱（Pillar Ⅱ）」協力の機会を模索する分野として挙げられた。

この協力の機会を模索する一環として、同年10月にオーストラリア主催で開催された海洋無人機システムなどに関する多国間の実験・演習である「オートノマス・ウォーリアー24」に、わが国から防衛装備庁の専門家などを派遣した。

AUKUS「第2の柱（Pillar Ⅱ）」に関する豪英米3か国との協力は、同盟国・同志国間の連携を先進技術面から支えるものであり、わが国と豪英米3か国の共通の能力を強化し、地域の抑止力・対処力強化に大きく貢献するものであることから、協力を具体化すべく、引き続き協議を進めていくこととしている。

参照　Ⅰ部3章6節1項2 (2)（AUKUSの取組）

## 2　開発途上国に対する装備品の提供

わが国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増すなか、わが国と安全保障・防衛上の協力・友好関係にある国が適切な能力を備え、安全保障環境の改善に向けて国際社会全体として協力して取り組む基盤を整えることが重要である。

この点、経済規模や財政事情により独力では十分な装備品を調達できない友好国のなかには、以前から、不用と

22 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定
23 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定
24 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定
25 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定
26 防衛省とイスラエル国防省との間の防衛装備・技術に関する秘密情報保護の覚書
27 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の協定

なった自衛隊の装備品を活用したいとのニーズがあった。

こうしたなか、友好国のニーズに応えていくため、自衛隊で不用となった装備品を、開発途上地域の政府に対し無償または時価よりも低い対価で譲渡できるよう、財政法第９条第１項[28]の特例規定を自衛隊法に新設し、2017年から施行されている。

なお、この規定により無償または時価よりも低い対価で譲渡できるようになった場合においても、いかなる場合にいかなる政府に対して装備品の譲渡などを行うかについては、防衛装備移転三原則などを踏まえ、個別具体的に判断されることとなる。また、譲渡した装備品のわが国の事前の同意を得ない目的外使用や第三者移転を防ぐため、相手国政府との間では国際約束を締結する必要がある。

## 5 防衛装備・技術協力にかかるその他の取組

### 1 国際防衛装備品展示会への出展

防衛装備庁では、国際防衛装備品展示会への出展を実施し、わが国の防衛装備に関する施策や高い技術力を発信している。このような取組は、各国政府関係者などのわが国の装備政策や技術力に対する理解を深め、防衛装備・技術協力推進のための基盤の形成に寄与している。

2024年６月のフランスで開催された国際装備展示会「EUROSATORY 2024」、同年７月のオーストラリアで開催された国際展示会・カンファレンス「Indian Ocean Defence & Security 2024」、同年９月のフィリピンで開催された国際展示会「Asian Defense and Security Exhibition 2024」、同年11月のオーストラリアで開催された国際展示会・カンファレンス「MAST AUSTRALIA 2024」および同年12月のベトナムで開催された国際展示会「Vietnam DEFENCE EXPO 2024」において、防衛装備庁がブースを出展し、わが国の装備品の魅力や高い技術力を官民一体となって広く発信した。

一方、国内では、2025年５月に開催された「DSEI Japan 2025」において、防衛装備庁ブースに加え、陸・海・空各自衛隊ブースを設け、レールガンをはじめ先進的技術を活用した開発中装備品の模型や、自衛隊車両などの実機や模型を展示した。また、今回が初となる「もがみ」型護衛艦の実艦展示を近隣の港で実施した。

これら防衛装備庁・自衛隊ブースを訪れた外国政府高官、軍関係者および防衛産業関係者からは、わが国の優れた技術や先進的な装備品に対して高い関心が寄せられた。



Indian Ocean Defence & Security 2024におけるブースの様子



DSEI Japan 2025における防衛装備庁ブース

28 財政法第９条第１項は、「国の財産は、法律に基づく場合を除くほか、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない」と規定。



実艦展示を行った「もがみ」型護衛艦

## 2　装備品の適切な海外移転に向けた官民連携

装備品の海外移転について、防衛力整備計画では、政府が主導し、官民の一層の連携のもとに装備品の適切な海外移転を推進するとしている。

防衛装備庁、商社、製造企業の連携のもとで、相手国の潜在的なニーズを把握して提案に向けた活動を行う事業実現可能性調査を、2020年度から実施している。

また、わが国と相手国との間で、両国の防衛当局と企業が一堂に会して、装備品の海外移転に関する意見交換を行う官民防衛産業フォーラムを、2017年のインドネシアでの開催以降、インド、ベトナム、オーストラリア、イタリア、フィリピンなどとの間で実施している。

わが国国内においても、各国への海外移転に関する官民の知識向上を図る取組として、防衛装備移転に関するウェビナーを開催し、諸外国との民間ビジネス分野での事例や防衛装備・技術協力の現状を学ぶ機会を創出している。

さらに、かねてより防衛産業から要望が寄せられていた官民間での海外移転に関する情報共有の場として、2022年にWeb上にポータルサイトを整備し、海外移転を進める防衛関連企業を対象として、各国の調達制度やわが国の防衛装備移転制度などの情報提供を行っている。

## 3　装備品にかかる重要技術の流出防止

国際的な防衛装備・技術協力の推進にあたっては、装備品にかかる重要技術の流出を防ぐため、防衛産業保全の強化、機微技術・知的財産管理の強化に取り組んでいくこととしている。

参照　1節1項2（3）（装備品等秘密の保全）、1節2項4（防衛産業保全の強化）、1節2項5（機微技術管理の強化）

**資料**：防衛装備・技術協力について（防衛装備庁が防衛装備・技術協力の推進のため海外に発信しているリファレンスガイドなど）
**URL**：https://www.mod.go.jp/atla/soubiseisakugijutu.html

# 第4節　装備品の最適化の取組

## 1　合理的な装備体系の構築のための取組

人口減少・少子高齢化の急速な進展や厳しい財政事情を踏まえれば、領域横断作戦に対応できる十分な能力を獲得するためには、装備体系の合理化などにかかる取組を一層推進することが必要不可欠である。

防衛力整備計画では、重要度の低下した装備品の運用停止、費用対効果の低いプロジェクトの見直しなどを行うこととしている。2025年度には、3機のU-125A救難捜索機を用途廃止するなどの取組を進めている。

## 2　限られた人材を最大限有効に活用するための取組（無人化・省人化）

### 1　無人化の取組

防衛力整備計画では、装備品の無人化・省人化を推進するため、既存の装備体系・人員配置の見直しを進めることとしている。このため、水中領域などにおいては、警戒監視や対艦ミサイル発射などの機能を選択的に搭載し、有人艦艇を支援するステルス性を有した戦闘支援型多目的無人水上航走体（USV：Unmanned Surface Vehicle）に関する研究を2024年度から開始した。また、水陸両用作戦において自律的に行動可能であり、海上から部隊近傍までの補給品輸送などの任務を行う無人水陸両用車の開発を2024年度から開始するとともに、次期戦闘機などの有人機と連携する戦闘支援無人機（UAV：Unmanned Aerial Vehicle）についても研究開発を推進することとしている。

### 2　省人化の取組

防衛力整備計画では、省人化した護衛艦（FFM[1]）を早期に増勢することや、水上艦艇のさらなる省人化・無人化を実現するため、USVに関する技術などの研究を継続することとしている。

## 3　ライフサイクルを通じたプロジェクト管理

### 1　重点的なプロジェクト管理による最適な装備品の取得

装備品の高度化・複雑化により、装備品のライフサイクル（構想、研究・開発、量産・配備、運用・維持など）全体のコストが増加傾向にあるなか、品質が確保された装備品を適切な経費で必要とする時期までに効率的かつ計画的に取得するには、ライフサイクル全体を通じた取得の効率化と、それを実現するための組織的な管理体制が極めて重要である。このため、防衛装備庁が重要な装備品を選定したうえでライフサイクルを通じたプロジェクト管理を実施し、最適な装備品の取得の実現に向けた取組を推進している。

具体的には、プロジェクト管理対象装備品（対象装備品）として、2025年4月1日時点で、42品目のプロジェクト管理重点対象装備品と15品目の準重点管理対象装備品[2]を選定している。また、プロジェクト管理重点対象装備品については、専属の担当官としてプロジェクトマネージャー（PM：Project Manager）を指名した後、省内関連部署の職員で構成される統合プロジェクトチーム（IPT：Integrated Project Team）などによるプロジェクト管理を実施している。

また、2025年4月1日時点の対象装備品の57品目は、これまでに取得プログラムの目的や取得方針、ライフサイクルコストなど、計画的にプロジェクト管理を進めるために必要な基本的事項を定めた取得戦略計画や取得計画（対象装備品の計画）を策定している。

さらに、原則、毎年度、対象装備品の計画の実施状況を確認したうえで、分析および評価を実施し、これを基

1　多様な任務への対応能力の向上と船体のコンパクト化を両立させた新たな護衛艦。
2　プロジェクトマネージャーの指名や統合プロジェクトチームの設置は行わないものの、プロジェクト管理重点対象装備品と同様に、機能・性能やコスト、スケジュールなどに関するリスクに着目し、プロジェクト管理を実施する特定の装備品。

に適宜、対象装備品の計画を見直すなど、最新の状況を反映した適切なプロジェクト管理の推進に努めている。また、2024年度の取得プログラムの分析および評価は、対象装備品の計画を策定してきたもののうち45品目に対して実施した。

参照　図表Ⅴ-1-4-1（プロジェクト管理重点対象装備品および準重点管理対象装備品）

**図表Ⅴ-1-4-1　プロジェクト管理重点対象装備品および準重点管理対象装備品**

| | プロジェクト管理重点対象装備品 | | 準重点管理対象装備品 |
|---|---|---|---|
| 陸上自衛隊 | ０３式中距離地対空誘導弾（改善型）<br>島嶼防衛用高速滑空弾<br>１２式地対艦誘導弾能力向上型（地発型）<br>極超音速誘導弾<br>島嶼防衛用高速滑空弾（能力向上型）<br>０３式中距離地対空誘導弾（改善型）能力向上型<br>目標観測弾<br>新地対艦・地対地精密誘導弾 | 水陸両用車<br>１６式機動戦闘車<br>装輪装甲車<br>無人水陸両用車<br>陸自ＵＨ－２<br>オスプレイ（ティルト・ローター機）<br>ＣＨ－４７ＪＡ | １９式装輪自走１５５mmりゅう弾砲<br>１０式戦車<br>共通戦術装輪車 |
| 海上自衛隊 | ＳＭ－３ブロックⅡＡ<br>１２式地対艦誘導弾能力向上型（艦発型）<br>トマホーク<br>潜水艦発射型誘導弾<br>ＧＰＩ<br>「もがみ」型護衛艦<br>２９年度型潜水艦<br>イージス・システム搭載艦 | 管制型試験ＵＵＶ<br>新型ＦＦＭ<br>戦闘支援型多目的ＵＳＶ<br>ＳＨ－６０Ｌ<br>Ｐ－１<br>電子作戦機 | ２３式艦対空誘導弾<br>２３式空対艦誘導弾<br>新艦対空誘導弾（能力向上型）<br>掃海艦<br>哨戒艦<br>新型補給艦<br>高速高機動目標対応レーダ |
| 航空自衛隊 | １２式地対艦誘導弾能力向上型（空発型）<br>次期中距離空対空誘導弾<br>グローバルホーク（滞空型無人機）<br>ＳＤＡ衛星システム<br>Ｃ－２<br>Ｆ－３５Ａ<br>ＫＣ－４６Ａ<br>Ｅ－２Ｄ | Ｆ－３５Ｂ<br>スタンド・オフ電子戦機<br>Ｆ－１５能力向上<br>ＣＨ－４７Ｊ<br>次期戦闘機<br>次期戦闘機と連携する無人機 | 次期警戒管制レーダ装置<br>ＡＳＭ－３（改）<br>宇宙状況監視システム<br>ＲＣ－２ |
| 防衛装備庁 | ＨＧＶ対処用誘導弾システム | 将来レールガン | 島嶼防衛用新対艦誘導弾 |

品目は２０２５年４月１日時点
１２式地対艦誘導弾能力向上型は地発型（陸自）、艦発型（海自）、空発型（空自）をあわせて管理
ＣＨ－４７はＣＨ－４７ＪＡ（陸自）、ＣＨ－４７Ｊ（空自）をあわせて管理

## 2　プロジェクト管理推進・強化のための取組

### (1) これまでの取組

#### ア　WBSによるコスト・スケジュールの管理

Work Breakdown Structure

一部の国内生産の装備品などについては、装備品などの構成要素（WBS[3]）ごとに作業の進捗状況、経費の発生状況などを可視化できるマネジメント手法の導入を推進している。2020年からは、共同履行管理型インセンティブ契約制度を活用し、コスト上昇やスケジュール遅延を早期に察知して、迅速な対応を行うなど、官民共同でのコスト・スケジュール管理に努めている。

#### イ　コスト見積り精度向上に関する手法の検討

ライフサイクルコストの見積りは、これまでに開発または導入した類似装備品の実績コストデータから推定している。見積り精度の向上には、より多くのデータに基づき推定する必要があるため、コストデータベースを構築し、コストデータの収集とそのデータベース化を推進することとしている。

#### ウ　専門知識の習得・発展

PMなどのマネジメント能力のさらなる向上や、プロジェクト管理に携わる人材育成のため、海外や民間におけるプロジェクト管理手法の研修などを定期的に実施し

3　プロジェクト管理を行うため、事業において創出する成果物について、その進捗や費用を管理可能な単位（構成品や役務など）にまで詳細化し、体系付けした階層構造。

ている。

### (2) 今後の取組

装備品の効果的・効率的な取得を一層推進するためには、装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の実効性や柔軟性の向上が必要である。このため、防衛力整備計画では、さらなる装備品の効果的・効率的な取得の取組として、長期契約の適用拡大による装備品の計画的・安定的な取得を通じてコスト低減を図り、企業の予見可能性を向上させ効率的な生産を促すことに加え、他国を含む装備品の需給状況を考慮した調達、コスト上昇の要因となる自衛隊独自仕様の絞り込みなどを行うこととしている。

## 4 契約制度などの改善

### 1 長期契約など

装備品の製造には長期間を要することから、一定数量を一括で調達しようとする場合、5年を超える契約が必要になるものが多い。また、装備品や役務については、①防衛省のみが調達を行っていること、②それらを供給する企業が限られていることなどから、スケールメリット[4]が働きにくく、企業としても高い予見可能性をもって計画的に事業を進めることが難しいという特殊性がある。

このため、財政法において原則5か年度以内とされている国庫債務負担行為による支出年限について、特定の装備品については、長期契約法[5]の制定により10か年度以内としている。この結果、装備品の安定的な調達が可能となり、計画的な防衛力整備が実現されるとともに、企業側も、将来の調達数量が確約され、人員・設備の計画的な活用と一括発注による価格低減が可能となる。

また、PFI法[6]などを活用し、より長期の複数年度契約を実施することで、国の支出を平準化し予算の計画的取得と執行を実現することとしている。
Private Finance Initiative

このほか、装備品の特性により競争性が期待できない調達や、防衛省の制度を利用しコストダウンに取り組む企業については、迅速かつ効率的な調達の実施や企業の予見可能性向上の観点から、透明性・公正性を確保し、対象を類型化・明確化したうえで、随意契約の適切な活用を図っている。

### 2 調達価格の低減策と企業のコストダウン意欲の向上

装備品の調達においては、市場価格が存在しないものが多く、高価格になりやすいという特性を踏まえ、調達価格の低減と企業のコストダウン意欲の向上を同時に達成することが必要である。

この実現のため防衛装備庁では、共同履行管理型インセンティブ契約制度を次期戦闘機事業やスタンド・オフ電子戦機事業などに適用している。また、企業自らのコストダウンを評価する仕組みとして、価格低減に対して報奨を付与する制度を施行しており、適用範囲の拡大など、企業のコストダウンをより促す仕組みとなるよう検討を続けている。

**資料**：プロジェクト管理について
**URL**：https://www.mod.go.jp/atla/soubiseisaku_project.html

4　規模を大きくすることにより得られる効果のことであり、例えば、材料の大量購入などにより、単価を低く抑えることができる。
5　特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法（2015年4月成立。2024年3月改正により恒久化。）
6　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

# 5 調達の効率化に向けた取組など

## 1 効果的・効率的な維持・補給

装備品の定期整備について、安全性の確認を十分に行ったうえでその実施間隔を延伸し、効率化を図っている。また、装備品の可動数の向上と長期的なコスト抑制を図る観点から、PBL[7]（Performance Based Logistics）などの包括契約の拡大に取り組んでいる。

## 2 装備品取得のさらなる効率化

装備品の取得にあたっては、能力の高い新たな装備品の導入、既存の装備品の延命、能力向上などを適切に組み合わせることにより、必要十分な質・量の防衛力を確保する。その際、研究開発を含む装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化などによるコストの削減に努め、費用対効果の向上を図る。また、自衛隊の現在や将来の戦い方に直結できる分野のうち、特に政策的に緊急性・重要性が高い事業については、民生先端技術の取り込みも図りながら、着実に早期装備化を実現することとしている。

参照　Ⅱ部3章2節5項（最適化への取組）、2節4項4（早期装備化のための新たな取組）

## 3 公正性・透明性の向上のための取組

防衛省では、装備品などの取得にかかる公正性・透明性の向上を図るため、契約の適正化のための措置や、チェック機能の強化のための措置を講じている。

まず、政府全体の取組である公共調達の適正化を踏まえ、防衛省においても総合評価落札方式[8]を活用するとともに、入札手続の効率化を継続して実施している。これに加え、過大請求事案や装備品の試験結果の改ざん事案などの装備品等の調達を巡る過去の不祥事の教訓を踏まえ、制度調査の強化や違約金倍率の引上げ、監督・検査の実効性の確保などを着実に実施してきたほか、2024年12月に公表した潜水艦修理契約に関する特別防衛監察の中間報告における指摘事項に対して、原価調査および制度調査の実効性のさらなる向上、契約に関して真正な資料の提出を義務付ける範囲の拡大などの見直しを行った。防衛省では、これらを通じて不祥事の再発防止、調達の公正性・透明性の向上や契約の適正化に取り組んでいる。

また、防衛装備庁では、監察・監査部門において内部監察などの一層の充実を図るとともに、防衛監察本部による監察や外部有識者からなる防衛調達審議会における審議などにより、同庁が行う契約について内外から重層的なチェックや組織内の相互牽制（けんせい）を行っている。さらに教育部門を充実させ、職員に対する法令遵守にかかる教育を徹底することにより、コンプライアンス意識の向上にも努めている。

# 6 FMS調達の合理化に向けた取組の推進

## 1 合理化に向けた取組

FMSは、米国の武器輸出管理法などのもと、米国の安全保障政策の一環として同盟諸国などに対して装備品を有償で提供するものである（Foreign Military Sales）。FMSには、①価格が見積りである、②前払いが原則であり履行後に精算される、③納期が予定であるなどの特徴があるが、わが国の防衛力を強化するために非常に重要なものである。

一方、FMSについては、納入遅延や精算遅延などの様々な課題があることは事実であり、近年FMS調達額が高水準で推移しているなかで、日米が協力して改善に努めているところである。

具体的には、2016年以降、防衛装備庁と米国防安全保障協力庁との間でFMS調達をめぐる諸課題について協議を行う安全保障協力協議会合（SCCM）（Security Cooperation Consultative Meeting）を9回開催している。

7 装備品の可動率の向上と長期的なコスト抑制を図るための包括契約。
8 技術的要素の評価などを行うことが適当であるものについて、価格のみによる自動落札方式とは異なり、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式。

2025年3月の第9回会議においては、FMS調達額が高水準で推移するなか、未納入・未精算に関し日米間で引き続き履行管理の強化を行い、未納入額・未精算額の縮減に取り組むとともに、価格の透明性確保に関し、改善に向け責任をもって取り組むことを確認した。

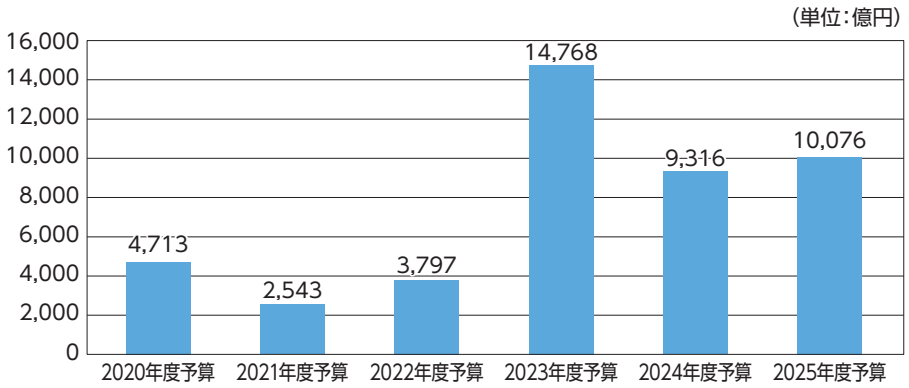
また、2023年に防衛装備庁と米国防省との間で、装備品などにかかる品質管理業務を相互に無償で提供し合う枠組みを締結している。本枠組みにより、FMS調達にかかる品質管理費用が免除され、FMS調達額の縮減や同盟国である米国との調達分野における協力関係の向上につながっている。

## 2　その他の取組

FMSで調達する装備品を含む輸入調達品については、国内企業による維持整備の追求や、能力の高い装備品について、米国などとの国際共同研究・開発をより一層推進していくこととしている。その一環として、国内企業の日米共通装備品のサプライチェーンやインド太平洋地域における米軍の維持整備事業への参画を図るため、米軍および米国防衛産業とのマッチングの機会となる展示会（インダストリーデー）を開催している。2024年は9月に実施した。

参照　図表Ⅴ-1-4-2（FMSによる装備品等の取得にかかる予算額の推移（契約ベース））、1節2項2（3）（インダストリーデー）

図表Ⅴ-1-4-2　FMSによる装備品等の取得にかかる予算額の推移（契約ベース）




**FMSにより取得している主要な装備品**

【陸自】
V-22オスプレイ

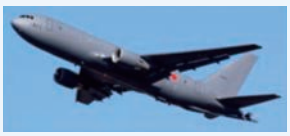
【海自】
SM-6
SM-3ブロックⅠB
SM-3ブロックⅡA
トマホーク

【空自】
F-15戦闘機(能力向上)
F-35A戦闘機
F-35B戦闘機
AIM-120(空対空ミサイル)
KC-46A空中給油・輸送機
E-2D早期警戒機
グローバルホーク

○【参考】FMS調達の代表例　※FMSの金額


F-35A戦闘機
【ロッキード・マーチン】
2025年度予算：1,387億円


F-35B戦闘機
【ロッキード・マーチン】
2025年度予算：665億円


KC-46A空中給油・輸送機
【ボーイング】
2025年度予算：2,231億円


SM-3ブロックⅡA
【レイセオン】
2025年度予算：744億円

# 第5節 経済安全保障に関する取組

## 1 基本的考え方

国家安全保障戦略では、わが国の平和と安全や経済的な繁栄などの国益を経済上の措置を講じ確保することが経済安全保障であり、経済的手段を通じた様々な脅威が存在していることを踏まえ、わが国の自律性の向上、技術などに関するわが国の優位性、不可欠性の確保などに向けた必要な経済施策を、総合的、効果的かつ集中的に講じていく必要があるとしている。

## 2 日本政府内の動向

これまでも、わが国は、既存の法制の中で経済安全保障の推進に資する取組を推進してきた。

2022年5月には、サプライチェーンの強靱化、基幹インフラの安全性・信頼性の確保、先端的な重要技術についての官民協力、特許出願の非公開に関する制度整備を行うことにより、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するための経済安全保障推進法[1]が成立した。

2024年5月には、特許出願の非公開および基幹インフラの両制度が運用開始となり、同法が定める全ての制度が運用されることとなった。経済安全保障に関する各種措置については、その実効性を確保するために、不断に検討・見直しが行われている。例えばサプライチェーンの強靱化については、2022年12月に半導体や蓄電池など11物資を特定重要物資に指定し、その安定供給確保を図っているところであるが、これに加え2024年2月には、先端電子部品（コンデンサ、高周波フィルタ）の新規指定（合計12物資）および指定済物資である重要鉱物の対象鉱種としてウランを追加するなどの取組も実施されている。

経済安全保障重要技術育成プログラム（K Program）は、AI、量子技術などの先端技術を含む研究開発を対象に、関係府省庁が一体となって、国のニーズを実現する研究開発事業を実施するもので、その研究成果は、民生利用のみならず安全保障を含む公的利用につなげていこうとするものである。K Programの支援対象とする重要技術は研究開発ビジョンに定められたうえで、その研究開発が進められている。加えて、研究開発成果の着実な実装と研究開発ビジョンの達成に向けた情報共有・意見交換の場である指定基金協議会も順次設置されている。このほか、経済安全保障分野のセキュリティ・クリアランス制度について、2025年5月、「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」が施行された。

さらに、近年、同盟国・同志国間でも様々な議論が行われている。2024年6月に開催されたG7プーリア・サミットでは、経済的威圧への対処、サプライチェーンの強靱化、重要・新興技術の保全などについて、今後も連携して取り組んでいくことが確認された。

参照 2節4項1（国内外の関係機関との連携）

## 3 防衛省の取組

安全保障と経済を横断する領域で国家間の競争が激化するなか、国家防衛戦略などに基づくいわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤の維持・強化と合わせて、先端技術の保全・育成といった経済安全保障の施策により、わが国の自律性の向上や、わが国の優位性・不可欠性を確保することは極めて重要である。

防衛省は、安全保障担当官庁としてこれまで蓄積してきた防衛生産・技術基盤の維持・強化にかかる知見・ニーズを提供するなど政府一体の取組に積極的に参画している。具体的には、内閣府の政策統括官（経済安全保障担当）への人員派遣を行うとともに、政府全体の取組に対し、安全保障に関する知見・ニーズの提供を積極的に行うために、K Programの指定基金協議会に参画しているほか、職員の増員など省内の体制を抜本的に強化し、経済安全保障上の課題解決に貢献している。

1 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律

# 第2章 地域社会や環境との共生に関する取組

防衛省・自衛隊の様々な活動は、国民一人一人、そして、地方公共団体などの理解と協力があってはじめて可能となるものであり、地域社会・国民と自衛隊相互の信頼をより一層深めていく必要がある。

## 第1節 地域社会との調和にかかる施策

国家防衛戦略では、自衛隊と在日米軍が、平素からシームレスかつ効果的に活動できるよう、自衛隊施設や米軍施設周辺の地方公共団体や地域住民の理解と協力をこれまで以上に獲得していくこととしている。

このため、日頃から防衛省・自衛隊の政策や活動、在日米軍の役割について積極的な広報を行い、地元に対する説明責任を果たしながら、地元の要望や情勢に応じた調整を行っていくこととしている。また、騒音などへの対策を含む基地周辺対策事業についても、わが国の防衛への協力を促進するという観点も踏まえ、引き続き推進することとしている。

また、地域によっては、自衛隊の部隊の存在が地域コミュニティーの維持や活性化に大きく貢献し、あるいは、自衛隊による急患輸送が地域医療を支えている場合があることから、部隊の廃止・改編や駐屯地・基地などの配置・運営にあたっては、地方公共団体や地域住民の理解を得られるよう、地域の特性にも配慮することとしている。

### 1 民生支援活動

防衛省・自衛隊は、地方公共団体や関係機関などからの依頼に基づき、様々な分野で民生支援活動を行っている。これらの活動は、自衛隊への信頼をより一層深めるだけでなく、隊員にとっても誇りと自信を与えるものとなっている。

陸自は、全国各地で発見される不発弾などの処理にあたっており、2024年度の処理実績は1,273件（約37.2トン）で、このうち沖縄県での処理件数は全体の約34%を占めている。海自は、機雷などの除去・処理を行っており、2024年度の処理実績は、1,249個（約2.2トン）であった。

また、一部の自衛隊病院[1]や防衛医科大学校における一般診療、離島の救急患者の緊急輸送などにより、地域の医療を支えているほか、国民体育大会などの運動競技会においても、輸送などの支援を行っている。加えて、駐屯地や基地の記念行事などにおいては、部隊の活動に支障のない範囲で一般開放するなど、地域住民との交流にも努めている。

さらに、地域の企業との取引に際しては、国などの方針[2]を踏まえ、分離・分割発注[3]の推進や同一資格等級区



**資料**：防衛省における地域社会との協力について
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/sesaku/index.html

1 一般診療を行っている自衛隊病院は、2025年3月31日現在、自衛隊中央病院、自衛隊札幌病院、自衛隊仙台病院、自衛隊入間病院、自衛隊横須賀病院、自衛隊富士病院、自衛隊阪神病院、自衛隊福岡病院。
2 令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和6年4月19日閣議決定）
3 例えば、一般競争入札に付す際に、商品などを種類ごとにグルーピングし、そのグループごとに落札者を決定する方法。

分内の者による競争の確保[4]、オープンカウンター方式[5]などを導入し、効率性にも配慮しつつ、地域の中小企業の受注機会の確保を図るなど、地域経済に寄与する各種施策を推進していく。

参照　資料74（市民生活の中での活動）



不発弾（250kg爆弾）を処理する隊員（沖縄県那覇市）（2024年9月）

## 2 地方公共団体などによる自衛隊への協力

### (1) 自衛官の募集と再就職支援への協力

厳しい募集、雇用環境のなか、質の高い人材を確保し、比較的若い年齢で退職する自衛官の再就職を支援するためには、地方公共団体や関係機関の協力が不可欠である。

### (2) 自衛隊の活動への支援・協力

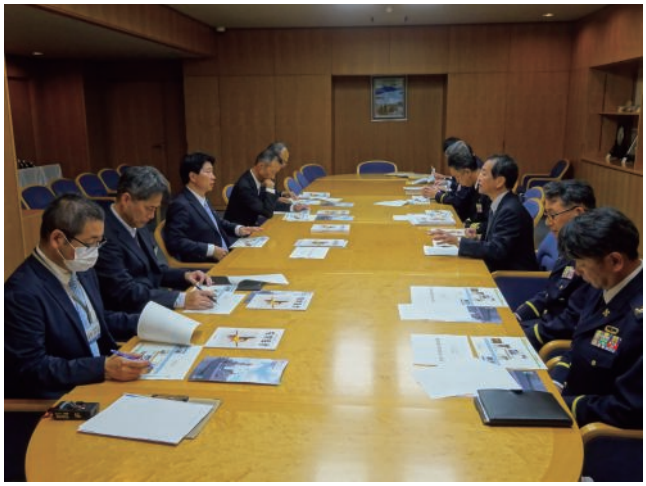
自衛隊の駐屯地や基地は、地域社会と密接なかかわりを持っており、自衛隊が教育訓練や災害派遣などの活動を行うためには、地域の方々の理解や支援、協力が不可欠である。国際平和協力業務などで国外に派遣される部隊は、地域の関係機関から派遣にかかる手続の支援や協力を受けている。

また、各種事態において自衛隊が迅速かつ確実に活動を行うため、平素から地方公共団体、警察・消防機関といった関係機関と連携している。

## 3 地方公共団体と地域住民の理解と協力を得るための施策

全国8か所に設置されている地方防衛局は、自衛隊の部隊や地方協力本部などと連携し、それぞれの地域との協力関係の構築に努めている。2024年度は、日米共同訓練をはじめとする各種訓練や、米海兵隊無人機MQ-9の嘉手納飛行場（沖縄県）への一時展開、在沖米海兵隊要員のグアム移転開始などについて、地元説明を行った。また、防衛政策全般に対する理解促進のため、地域住民を対象とした防衛問題セミナーの開催や地方公共団体などに対して防衛白書などの説明を行った。

参照　図表V-2-1-1（地方防衛局などが行う施策）



地方防衛局による岡山県知事への防衛白書の説明（2024年11月）

4　A～D等級に分類された入札参加資格のうち、中小企業が多くを占めるCまたはD等級のみで競争することとしている。
5　発注者が見積りの相手方を特定せず、調達内容などを公示し、参加を希望する者から広く見積りを募る方式。

図表Ⅴ-2-1-1　地方防衛局などが行う施策

**1　各種事業を円滑に実施するための地元調整にかかる施策**

自衛隊の部隊改編など・米軍の訓練などにかかる地元調整

**2　自衛隊などがかかわる事件・事故への対応にかかる施策**

自衛隊などと連携を図り地方公共団体などへの情報提供などの必要な協力

**3　各種事態への実効的な対処を行うために実施する施策**

大規模災害などにおける自衛隊や地方公共団体への必要な支援・訓練への参加

**4　広く防衛政策についての理解を得るために実施する施策**

地方公共団体や地域住民を対象とした防衛白書の説明・防衛問題セミナーなどの実施

# 4　防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策

## 1　防衛施設[6]の特徴と周辺地域との調和関連事業

### (1) 周辺対策事業など

防衛施設は、用途が多岐にわたり、広大な土地を必要とするものが多い。また、日米共同の訓練・演習の多様性・効率性を高めるため、2025年1月1日現在、在日米軍施設・区域（専用施設）の土地面積のうち約29%、76の専用施設のうち30施設を日米地位協定に基づき自衛隊が共同使用している。一方、多くの防衛施設の周辺地域で都市化が進み、防衛施設の設置や運用が制約されるという問題が生じているほか、航空機の頻繁な離着陸による騒音などが、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすという問題もある。

防衛施設は、わが国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤として欠くことのできないものであり、その機能を十分に発揮させるためには、防衛施設と周辺地域との調和を図り、地域住民の理解と協力を得て、常に安定して使用できる状態に維持することが必要である。

このため、防衛省はこれまで、環境整備法[7]などに基づき、自衛隊や米軍の活動あるいは飛行場をはじめとする防衛施設の設置や運用により、その周辺地域において生じる航空機騒音などの障害を緩和するなどの措置を講じてきた。例えば、公共施設や農業・漁業用施設などの民生安定施設[8]の整備に対する補助や、生活環境などに及ぼす影響が特に著しい防衛施設の周辺自治体に対する特定防衛施設[9]周辺整備調整交付金の交付などを行ってい



民生安定施設助成事業で整備された道路「喜友名23号線」（沖縄県宜野湾市）

6　防衛施設は、自衛隊施設と在日米軍施設・区域に分けられる。用途としては、演習場、飛行場、港湾などがある。
7　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律
8　公園、道路、体育館、公民館、ごみ・し尿処理施設などの生活環境施設や、農業用、漁業用施設などの事業経営の安定に寄与する施設。
9　ジェット機が離発着する飛行場や、砲撃が行われる演習場、港湾など、その設置または運用が周辺地域の生活環境や開発に著しい影響を及ぼしている防衛施設。

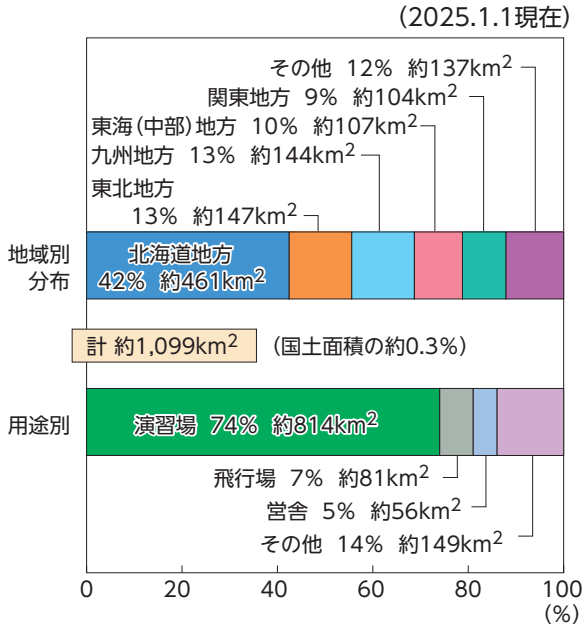
る。なお、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、施設整備だけでなく、医療費助成などのいわゆるソフト事業にも活用されている。

2023年には、特定防衛施設の運用の態様やそれに伴う周辺地域への影響にきめ細かく対応するために、特定防衛施設周辺整備調整交付金の算定における評価事項を見直すとともに、訓練の多様化などを踏まえて、特定防衛施設以外の防衛施設などにおける自衛隊や米軍などの訓練を対象とする訓練交付金を創設した。

その後も、民生安定施設の助成内容を拡充するなど、自衛隊などの運用や地域への影響といった実状を踏まえた制度の改正を行っており、防衛施設と周辺地域との調和を図るために、地元からの要望などを踏まえ、より実態に即した効果的かつ効率的な施策を引き続き検討している。

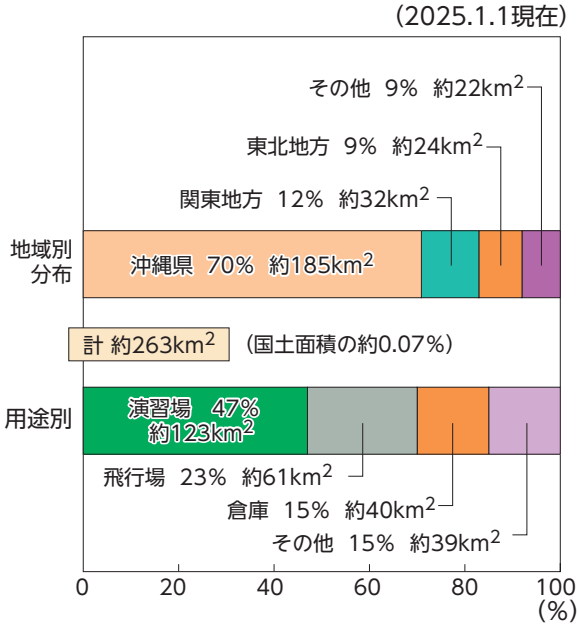
参照 図表V-2-1-2（自衛隊施設（土地）の状況）、図表V-2-1-3（在日米軍施設・区域（専用施設）の状況）、図表V-2-1-4（在日米軍施設・区域（専用施設）の自衛隊との共同使用状況）、図表V-2-1-5（2025年度基地周辺対策費（契約ベース））、資料75（在日米軍施設・区域（共同使用施設を含む。）別一覧）

## 図表V-2-1-2　自衛隊施設（土地）の状況



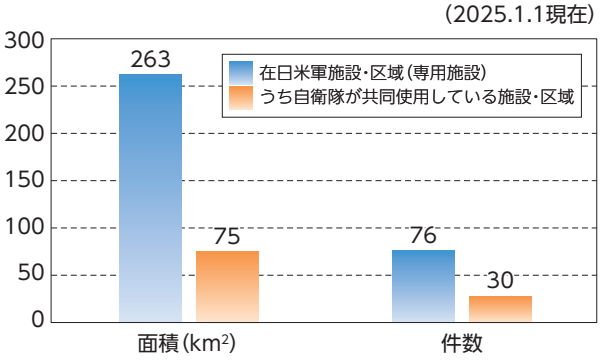

（注）計数は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

## 図表V-2-1-3　在日米軍施設・区域（専用施設）の状況




（注）計数は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

## 図表V-2-1-4　在日米軍施設・区域（専用施設）の自衛隊との共同使用状況




（注）面積の計数は四捨五入している。

## 図表V-2-1-5　2025年度基地周辺対策費（契約ベース）

（単位：億円）

| 事　項 | 本土分 | 沖縄分 |
|---|---|---|
| 障害防止事業 | 102 | 13 |
| 騒音防止事業 | 715 | 156 |
| 移転措置 | 55 | 1 |
| 民生安定助成事業 | 223 | 197 |
| 道路改修事業 | 71 | 18 |
| 周辺整備調整交付金 | 225 | 39 |
| その他事業 | 20 | 7 |

### (2) 在日米軍再編を促進するための交付金など

再編交付金[10]は、在日米軍の再編が行われる前後の期間において、地域住民の生活の利便性向上や産業の振興に寄与する事業[11]の経費にあてるため、防衛大臣が再編関連特定防衛施設と再編関連特定周辺市町村を指定した後、在日米軍の再編に向けた措置の進み具合などに応じて交付されるものである。

2025年4月現在、7防衛施設11市町村が再編交付金の交付対象となっている。そのほか、在日米軍再編を促進するため、予算措置による追加的な施策も行っている。

参照　資料76（防衛施設と周辺地域との調和を図るための主な施策の概要）

### (3) その他の措置

#### ア　漁業補償

防衛省は、自衛隊または在日米軍が海などの水面を使用して行う訓練などに際し、法律または契約により漁業を制限する水域を設定するとともに、これに伴う損失を補償している。

#### イ　基地交付金など

防衛省は、防衛施設に関する総務省所管の交付金の制度である国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）や施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）についても、情報提供などの協力を行っている。

基地交付金は、米軍や自衛隊が使用する飛行場などの施設が市町村の財政に著しい影響を与えていることから、固定資産税の代替的なものとして市町村に対して交付されるものである。

調整交付金は、米軍の資産に対する固定資産税や、米軍の軍人などの市町村民税などが非課税であることから、市町村に対して交付されるものである。

## 2　在日米軍の駐留に関する理解と協力を得るための取組

わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増すなか、在日米軍のプレゼンスとその即応性の維持は、わが国の安全を確保するうえで極めて重要な要素である。在日米軍が安定して駐留するためには、米軍施設周辺の地方公共団体や地域住民の理解と協力を得ることが不可欠であることから、様々な取組を行っていく必要がある。

### (1) 在日米軍の部隊運用に関する地方公共団体などとの調整

防衛省では、在日米軍再編や在日米軍の訓練、部隊の展開、新規装備品の配備などに際し、関係する地方公共団体や地域住民に対して事前に説明するなど、在日米軍施設の維持や部隊運用に対する地元の理解の促進に努めている。

在日米軍においても、2024年11月、嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会（三連協）を構成する沖縄県の各市町長（沖縄市、嘉手納町、北谷町）に対し、第18航空団司令官（嘉手納）が、新たに導入した嘉手納飛行場における航空機の騒音軽減対策について説明するなど、地元の理解の促進に努めている。

### (2) 地域住民の安全確保など

在日米軍の活動にあたっては、地域住民の安全確保が大前提である。政府としては、首脳や閣僚レベルを含め、米側に対し、わが国の考え方をしっかり伝え、日米両国で協力して、地域住民の安全確保を最優先に取り組んでいる。

防衛省は、米軍機の墜落、部品落下・遺失などが発生した際には、米側に対し、速やかな情報提供、安全管理や再発防止の徹底などを求め、得られた情報は直ちに関係自治体などに説明しているほか、生じた被害が迅速かつ適切に補償されるよう措置している。

また、日米両国は、米軍機が日本国内の米軍施設・区

**資料**：補助金・交付金
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/sesaku/hojokin_jigyo.html

10　令和7（2025）年度予算では約54億円。
11　具体的な事業の範囲は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令第2条において、教育、スポーツおよび文化の振興に関する事業など、14事業が規定されている。

域の外で墜落などした場合に備え、航空機事故に関するガイドライン[12]を定め、迅速かつ的確に対応することとしている。

さらに、米軍人などによる飲酒に起因する事件・事故については、防衛省は、米側に対して、あらゆる機会を通じて、綱紀粛正や再発防止、隊員教育の徹底を申し入れている。

在日米軍は、夜間外出規制措置などを含む勤務時間外行動の指針（リバティ制度）を見直し、全軍種の軍人に対し公共の場での飲酒制限を設けるなどの対策を行っている。米側において、こうした措置が着実に実行され、事件・事故の再発防止につながることが重要である。

### (3) 米軍オスプレイの墜落事故

2023年11月、屋久島沖合において、米空軍CV-22（オスプレイ）が墜落し、乗員8名が死亡した。

その後、2024年3月のオスプレイの運用再開と同年8月の事故調査報告書の公表に際して、防衛省は、事故原因と原因に対応した各種の安全対策を講じることで、同様の事故を予防し、対処することができるといった点について、30以上の自治体を直接訪問して説明するなど、丁寧な説明や適切な情報提供を行い、地域の方々の不安や懸念の払しょくに努めている。

参照 Ⅲ部2章5節2項7（2）（MV-22（オスプレイ）などの訓練移転）、資料34（米軍オスプレイのわが国への配備の経緯）

### (4) 在日米軍と地域住民の交流の促進

防衛省では、日米の相互理解を深める取組として、地方公共団体と米軍の理解と協力を得ながら、在日米軍施設・区域周辺の住民と米軍関係者がスポーツ、音楽、文化などを通じて交流を行う日米交流事業を開催している。

また、在日米軍においても、基地の開放（フレンドシップデー）やホームページ・SNS（Social Networking Service）を活用した情報発信など、地域の方々との相互理解を深めるための取組を行っている。



在日米軍と地域住民の交流（沖縄アリーナ合同コンサート）（沖縄県沖縄市）（2024年9月）

## 5 国家行事への参加

自衛隊は、国家行事において、天皇や国賓などに対し、儀じょう、と列、礼砲などの礼式を行っている。特に、諸外国の国賓や公賓などがわが国を訪問した際の歓迎式典などにおいて行う儀じょうは、国際儀礼上欠くことのできない行為である。



儀じょうを受ける石破総理とフィンランド共和国ペッテリ・オルポ首相（総理大臣官邸）（2024年12月）【内閣広報室提供】

12 日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン

## 6 南極地域観測に対する協力

自衛隊は、わが国の政府が行う南極地域における科学的調査に対し、調査が再開された1965年から海自の砕氷艦を派遣し、2009年以降は砕氷艦「しらせ」（2代目）により、人員や物資の輸送、その他の協力を行っている。

2024年11月から2025年4月の第66次南極地域観測協力においては、往復で131名の人員輸送、現地への約1,070tの物資輸送、艦上観測支援、野外観測支援、基地設営支援を行った。

なお、2025年、海自の南極地域観測に対する協力は60周年を迎えた。

参照　資料77（南極地域観測協力実績）




砕氷艦「しらせ」

## 7 部外土木工事の受託

自衛隊は、訓練の目的に適合する場合に、国や地方公共団体が行う土木工事などの施工を受託している。陸自は、創隊以来8,273件の部外土木工事を受託しており、こうした活動により地域の災害対策などに貢献するとともに、地域との連携を強化している。

参照　資料78（部外土木工事の実績）

## 8 その他の取組

### 1 自衛隊機・米軍機に対するレーザー照射や凧揚げによる妨害事案への対応

飛行中の自衛隊機や米軍機に対するレーザー照射や凧揚げによる妨害事案が発生している。これらは、パイロットの操縦を妨げるものであり、墜落などの大惨事をもたらしかねない大変危険で悪質な行為である。そのため、関係する地方公共団体の協力を得て、ポスターの掲示などにより、このような妨害行為の危険性などを周知するとともに、警察への通報についても協力を依頼している。

なお、2016年に航空法施行規則が改正され、このような妨害行為が規制対象とされるとともに、罰金などが科せられることとなった。

### 2 防衛施設の上空とその周辺における小型無人機などの飛行への対応

近年、民生用を含むドローンを用いたテロ事案やテロ未遂事案が各国で発生しており、それらの中には軍事施設を対象としたものも含まれている。わが国においても自衛隊の施設や在日米軍の施設・区域に対するドローンを用いたテロ攻撃が発生する可能性があることから、

**資料**：小型無人機等飛行禁止法について
**①自衛隊の対象防衛関係施設の一覧**
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/presiding/law/drone/list.html

**②在日米軍の対象防衛関係施設の一覧**
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/presiding/law/drone/list_zaibeigun.html

2019年、改正小型無人機等飛行禁止法が施行され、防衛大臣が指定する自衛隊の施設や在日米軍の施設・区域の上空とその周辺において、小型無人機などの飛行が禁止されることとなった。これにより、2025年4月1日現在、主要部隊司令部などが所在する306の自衛隊の施設と63の在日米軍施設・区域が対象施設に指定されている。

## 3　重要土地等調査法[13]などに関する対応

防衛省は、2013年に策定された前国家安全保障戦略において、わが国の安全保障の観点から防衛施設周辺における土地利用などのあり方について検討することとされたことを踏まえ、2013年度から防衛施設に隣接する土地所有の状況について調査を行ってきた。

また、内閣府は、2022年に全面施行された重要土地等調査法に基づき、安全保障上重要な施設（重要施設[14]）の周辺や国境離島などを注視区域[15]や特別注視区域[16]として指定し、区域内の土地や建物の利用状況などの調査を行っている。この区域内の土地などが、重要施設や国境離島などの機能を阻害する行為（機能阻害行為）の用に供され、または供される明らかなおそれがあると認めるときは、土地などの利用者に対し、機能阻害行為の中止などの勧告・命令を行うこととされている。

防衛関係施設（自衛隊や在日米軍の施設）としては、これまでの公示では395か所の区域が指定されており、内閣府は、2024年12月に2023年度の区域内における土地などの取得状況を公表[17]している。

同法は、防衛関係施設の機能発揮を万全にする観点からも大きな意義があり、防衛省としては、内閣府と連携し、適切に対応していくこととしている。

## 4　水産物の消費拡大に向けた取組

2023年の東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS（アルプス）処理水[18]の海洋放出に伴い、中国などは、わが国の水産物の輸入規制強化などの措置を行った。これを受け、政府として、全国の水産業を支援するため、「水産業を守る」政策パッケージを示した。防衛省・自衛隊においても、わが国の水産物の消費拡大に積極的に取り組んでいる。

13　重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律
14　防衛関係施設（自衛隊施設、在日米軍施設）、海上保安庁の施設、生活関連施設。
15　重要施設の周囲おおむね1,000メートルの区域内、国境離島などの区域内の区域で、その区域内にある土地、建物が機能阻害行為の用に供されることを特に防止する必要があるもの。
16　注視区域のうち、重要施設や国境離島などの機能が特に重要、またはその機能を阻害することが容易なものであって、ほかの重要施設や国境離島などによるその機能の代替が困難であるもの。
17　2023年度の区域内における土地などの取得総数は16,862筆個であり、そのうち外国人や外国系法人による取得は371筆個（総数の2.2%）。
18　東京電力福島第一原子力発電所で発生した放射性物質を含む汚染水について、トリチウム以外の放射性物質を、規制基準を満たすまで浄化した水。

# 第2節　気候変動などの環境問題への対応

世界気象機関（WMO：World Meteorological Organization）によると、2024年の世界平均気温は工業化以前の1850～1900年の基準線を1.55℃上回った。2015年から2024年は記録上最も暖かい10年となり、氷河の氷の消失、海面上昇、海洋温暖化の加速や異常気象が世界中の社会や経済に大損害を与えている。

気候変動などの環境問題への対応については、2015年には、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の国連における採択や気候変動に関する国際枠組みであるパリ協定の採択などを受け、各国で取組が進められている。

わが国においても、2018年に第5次環境基本計画を閣議決定し、持続可能な社会の実現に取り組んでいるところであり、国内外における取組をさらに加速させる旨表明している。また、2021年に気候変動適応計画、2025年2月に地球温暖化対策計画を閣議決定し、具体的な気候変動対策が進められている。

また、気候変動は、大雨、干ばつ、熱帯低気圧などをもたらし、住居やインフラの破壊、財産や生計手段の喪失、食料や水の確保に影響を及ぼす上、紛争の可能性を高めるものと指摘されており、軍の装備品、インフラ、作戦そのものにも影響を及ぼす。

米国防省は、「気候強靱性」の概念のもと、気候変動がもたらす課題に積極的に対処してきた[1]。「気候強靱性」とは、変化する気候条件について予測、準備、適応し、同時に気候による混乱に対応し、迅速に回復する能力を指す。

NATOは、2024年7月、年次の事務総長報告「気候変動と安全保障影響評価」を公表し、各作戦領域への気候変動の影響のほか、軍事紛争は気候変動と環境破壊の重大な要因であるとした上で、ロシアによるウクライナ侵略の気候変動への影響を取り上げた。

こうした国内外の取組が加速していることを受け、防衛省・自衛隊としても、気候変動や環境問題の各種課題に対応し、解決に貢献するとともに、自衛隊施設や米軍施設・区域と周辺地域の共生について、より一層重点を置いた施策を進めていく必要がある。

また、気候変動の問題は、将来のエネルギーシフトへの対応を含め、今後、防衛省・自衛隊の運用や各種計画、施設、装備品、さらにわが国を取り巻く安全保障環境により一層の影響をもたらすことから、これらにも適切に対応していく必要がある。

## 1　防衛省・自衛隊の施設に関する取組

防衛省・自衛隊は、これまで環境関連法令を遵守し、環境保全の徹底や環境負荷の低減に努めてきており、職員の心構えや環境施策などを示した防衛省環境配慮の方針のもと、環境への取組を推進している。2021年度には、防衛省内部部局に防衛省・自衛隊の環境政策全般を担当する環境政策課を新設するとともに、2022年度には、全国の地方防衛局に環境対策室を設置するなど、環境問題への対応について防衛省・自衛隊として一元的・効果的に実施する体制を整備した。引き続き、さらなる施策の推進に取り組んでいく。

### 1　防衛省気候変動対処戦略

気候変動を安全保障上の課題として捉える動きが、国連安保理をはじめ各国の国防組織にも広がってきている。防衛省では、2021年に防衛省気候変動タスクフォースを設置し、気候変動がわが国の安全保障に与える影響について幅広く検討を行い、2022年、防衛省気候変動対処戦略を策定した。同戦略では、気候変動が今後与える直接的・間接的な影響に対し、防衛省において今後推進すべき10の具体的な施策を掲げている。防衛省・自衛隊は、同文書に基づき、気候変動への対処を防衛力の維持・強化と同時に進めていく。

防衛省は、同戦略に基づき、2024年6月、2050年までの長期を見据えたロードマップを策定し、戦略的かつ計画的に各種取組を推進している。

また、同戦略を踏まえ、政府専用機や空自戦闘機などが持続可能な航空燃料[2]（SAF：Sustainable Aviation Fuel）を使用した。

1　一方で、第2期トランプ政権が、パリ協定からの離脱を表明したことなどから、気候変動の取組に関する米国の今後の動向が注目される。
2　空自は、2022年11月、政府専用機の運航時において、SAFを初めて使用した。

## 2　再生可能エネルギー電力の調達

防衛省・自衛隊は、約25万人の隊員を有し、全国各地で様々な装備品や施設を運用しており、政府の機関で最も電力を使用していることから、温室効果ガスの排出の削減などに貢献するため、2020年度から、防衛省・自衛隊施設の電力の調達にあたり、再生可能エネルギーにより発電された電力（再エネ電力）の調達を積極的に進めている。

## 3　再生可能エネルギーの推進と安全保障の両立

気候変動問題への対応として風力発電を含む再生可能エネルギーの導入が進められており、風力発電設備は今後増加していくことが予想される。風力発電設備は、その設置場所や規格によっては、例えば、警戒管制レーダーの運用に支障を及ぼし、航空機やミサイルの探知を困難にさせるなど、自衛隊や在日米軍の活動に影響を及ぼすおそれがある。このため、防衛省・自衛隊としては、事業者をはじめとする関係者との調整を事業計画の早期の段階からきめ細やかに行っている。また、現在の取組を制度化するための法律として、2024年5月に防衛・風力発電調整法[3]が成立し、2025年3月に施行された。

## 4　PFOS（ピーフォス）など[4]への対応

防衛省・自衛隊は、策定したPFOS処理実行計画に基づき、保有する全てのPFOSを含有する泡消火薬剤などの交換と処分を2024年9月末に完了した。

また、2022年以降、全国の自衛隊施設において、過去にPFOSを含有する泡消火薬剤を使用していた施設や使用していた可能性がある施設の泡消火設備専用水槽の水の分析結果を公表するとともに、PFOSなどが検出された水槽の水の処理を進め、2025年2月に全ての処理を完了した。

# 2　在日米軍施設・区域に関する取組

在日米軍は、環境補足協定[5]や在日米軍が策定した日本環境管理基準（JEGS）（Japan Environmental Governing Standards）に基づき、周辺の環境保護と米軍関係者や周辺住民の安全確保のため、適切な環境管理に努めている。

## 1　光熱水料節約の取組

在日米軍施設・区域においては、エネルギー効率の良い暖房・換気・空調設備への交換、不在時に消灯する人感センサーの設置、太陽光発電パネルの設置、冷暖房の

**資料**：防衛省気候変動対処戦略
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/meeting/kikouhendou/pdf/taishosenryaku_202208.pdf

**資料**：環境対策に関する取組
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/kankyo_taisaku/index.html

**資料**：風力発電設備が自衛隊・在日米軍の運用に及ぼす影響及び風力発電関係者の皆様へのお願い
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/windpower/index.html

3　風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律
4　PFOS、PFOAのこと。有機フッ素化合物の一種であり、撥水性、撥油性、耐熱性の性質を持ち、これまで泡消火薬剤や半導体、金属メッキなどに使用されてきた。
5　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊に関連する環境の管理の分野における協力に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定。環境分野における日米間の協力について、日米地位協定を補足するため2015年に締結したもの。環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の米軍施設・区域内への立ち入り手続の作成・維持や、米側による環境基準の作成・維持などについて定めている。

運用期間の短縮・設定温度の見直し、照明の制御や夜間照明の消灯などの光熱水料節約の取組を行っている。

## 2　PFOSなどへの対応

在日米軍では、2024年10月までに全ての在日米軍施設・区域において、PFOSおよびPFOAが含まれる泡消火薬剤が廃棄され、2025年10月1日までに、原料にPFAS（ピーファス）[6]を含まない非フッ素泡消火薬剤に交換、または水消火設備に移行することとしている。

防衛省は、在日米軍施設・区域においてPFOSなどが部外へ漏出した際には、環境補足協定に基づき、関係自治体とともに施設の立入りやサンプリング調査などを行っている。防衛省としては、引き続き、関係省庁、関係自治体、米側と緊密に連携し、必要な対応を行っていく。

6　有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物およびポリフルオロアルキル化合物の総称であり、PFOSやPFOAもこの中に含まれる。

# 第3節 情報発信や公文書管理・情報公開など

## 1 様々な広報活動

防衛省・自衛隊の活動は、国民一人一人の理解と支持があって初めて成り立つものであり、広報活動は、国民の信頼と協力を得るために重要である。このため、防衛省・自衛隊は、その活動や取組などを国民に理解してもらえるよう、様々な方法により積極的に広報活動を行っていくこととしている。

また、自衛隊が任務を安定的に遂行するためには、諸外国の理解と支持も不可欠であることから、自衛隊の海外における活動を含む防衛省・自衛隊の取組について、国際社会に向けた情報発信を強化することも重要である。

参照 資料79（「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」抜粋（内閣府大臣官房政府広報室））

### 1 国内外に対する情報発信など

防衛省・自衛隊は、公式ホームページ、SNS（Social Networking Service）、動画配信など、インターネットを活用した積極的な情報発信に取り組んでいる。また、パンフレットや広報動画の作成、広報誌『MAMOR（マモル）』への編集協力、報道機関への取材協力、講義や講演への講師派遣など、正確な情報を、幅広く、適時に提供するよう努めている。加えて、若年層に対する情報発信のための取組として、『防衛省・自衛隊KIDS SITE（キッズ サイト）』において動画を含む若年層向けコンテンツを掲載しているほか、小学校高学年から高校生を対象とした『まるわかり！日本の防衛』も発行している。

さらに、防衛省・自衛隊の活動は、今や世界中に広がっていることから、国際社会に対して、その活動を正確に発信し、諸外国の理解と信頼を得ることが大変重要である。そのための取組として、英語をはじめとする外国語による情報発信を行っており、特に、英語版防衛省ホームページの一層の充実とSNSを活用した迅速かつ分かりやすい情報発信を積極的に行っているほか、海外メディアへの取材機会の提供、英語版防衛白書の作成、英文広報パンフレット『Japan Defense Focus（JDF）』の発行など様々な方法により国際社会に向けた情報発信を行っている。

参照 図表V-2-3-1（防衛省・自衛隊のSNS利用状況（フォロワー数））、図表V-2-3-2（部隊などにおける情報発信の取組（一例））、巻末資料「平和を仕事にする」

図表V-2-3-1 防衛省・自衛隊のSNS利用状況（フォロワー数）

| （2025年3月31日現在） | X | Facebook | Instagram | YouTube |
|---|---|---|---|---|
| 防衛省・自衛隊 | 約124万人<br>（英語アカウント）約3万人 | 約16万人 | 約9万人 | 約7万人 |
| 統合幕僚監部 | 約32万人 | 約4万人 | 約3万人 | 約1万人 |
| 陸上幕僚監部 | 約87万人 | 約23万人 | 約10万人 | 約30万人 |
| 海上幕僚監部 | 約93万人 | 約27万人 | 約13万人 | 約35万人 |
| 航空幕僚監部 | 約71万人 | 約12万人 | 約17万人 | 約16万人 |
| 防衛装備庁 | 約5万人 | 約400人 | 約1,000人 | 約6万人 |

**図表Ⅴ-2-3-2**　部隊などにおける情報発信の取組（一例）

陸自第７普通科連隊（福知山）
広報チャンネル（YouTube）




空自築城（ついき）基地
公式アカウント（X（エックス））
「F-2のドラッグシュート（制動傘）を使用後に再梱包する整備員の技」




## 2　イベント・広報施設など

防衛省・自衛隊では、自衛隊の現状を広く国民に紹介する活動を行っている。この活動には、海自の体験航海や空自のブルーインパルスによる展示飛行などがある。また、全国に所在する駐屯地や基地などでは、部隊の創立記念日などに、装備品の展示や部隊見学などを行うとともに、地域の協力を得て、市中でのパレードを行っている例もある。さらに、自衛隊記念日記念行事の一環として、自衛隊音楽まつりを毎年開催している。

また、陸・海・空自がそれぞれ主担当となり、観閲式、観艦式、航空観閲式のいずれかを毎年行っている。2024年は、陸自朝霞（あさか）訓練場（埼玉県）において、防衛省・自衛隊70周年記念観閲式を行った。

さらに、広報施設の公開にも積極的に取り組んでいる。市ヶ谷地区内の施設見学（市ヶ谷台ツアー）では、大本営地下壕跡も公開されており、2025年１月には見学者の累計が50万人を超え、記念セレモニーを行った。そのほか、各自衛隊において、広報館や史料館などを公開している。

これらのイベントなどは、「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議」において、至上命題とされた自衛官の確保のため、広報・募集の取組を更に推進していくとされたことも踏まえ、特に自衛隊への入隊に興味のある方をはじめとする青少年層に参加していただき、自衛隊への関心を高めてもらう機会として活用することとしている。また、イベントなどの映像をインターネットで配信し、より多くの国民に自衛隊の活動を知っていただく機会とするよう努めている。




市中パレードの様子（鹿児島県瀬戸内町）（2025年１月）



令和６年度自衛隊音楽まつりの様子（2024年11月）

**資料**：イベント・交流活動（全国の防衛省・自衛隊の様々なイベントの一覧）
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/////////press/events/index.html

解説

# 防衛省・自衛隊70周年記念観閲式と航空自衛隊70周年記念行事

## ■ 防衛省・自衛隊70周年記念観閲式

防衛省・自衛隊は、2024年11月9日、陸自朝霞訓練場（埼玉県）において、石破内閣総理大臣の観閲のもと、防衛省・自衛隊70周年記念観閲式を挙行しました。

本式典では、陸・海・空自の航空機、車両、徒歩部隊が観閲行進を行い、一糸乱れぬ姿を披露しました。

石破内閣総理大臣は、「この70年間、ただひたすらに任務に従事してきた自衛隊員に対し、心からの敬意を表します。防衛力の最大の基盤は自衛官です。人的基盤を強化するとともに、激変する安全保障環境の中で、日本を守り、国民を守り抜く覚悟です。」などと訓示し、隊員の士気は大きく高揚しました。



訓示をする石破内閣総理大臣



観閲行進の様子

## ■ 航空自衛隊70周年記念行事

空自は、2024年4月25日、市ヶ谷基地において70周年記念式典を開催し、「航空宇宙自衛隊」への進化に向けて、団結を強化しました。

また、同年10月、関連行事として空軍参謀長等招へい行事（AFFJ）を開催しました。

AFFJ（Air Force Forum in Japan）では、多国間協議（InPACT）や、内倉空幕長と各国参謀長などの会談（Indo-Pacific Air chiefs Conference in Tokyo）を始めとする様々な交流プログラムを通じて、空軍種間の相互理解と信頼関係を深化させました。

70周年を記念して作曲した行進曲「誇虹（ここう）～Arc in the sky～」はYouTubeでご覧になれます。

なお、海自は2022年に創設70年を迎えています。

参照　Ⅲ部3章1節3項1（3）イ（各軍種の取組）




空自70周年記念ロゴマーク

**動画**：防衛省・自衛隊70周年記念観閲式
**URL**：https://www.youtube.com/watch?v=1hnwsnGgxqA

**動画**：空自70周年記念行進曲「誇虹（ここう） ～Arc in the sky～」
**URL**：https://m.youtube.com/watch?v=VwDftsMb-X4

解説

## オリンピックと自衛隊体育学校の取組

防衛省・自衛隊では、メダリストの育成を通じスポーツ振興などに寄与するため、自衛隊体育学校（埼玉県朝霞市）においてオリンピック等国際級選手の育成を目的とした特別体育課程教育が行われています。対象競技は、レスリング、ボクシング、柔道、射撃、ウエイトリフティング、アーチェリー、近代五種、陸上、水泳、カヌー、女子ラグビー、バイアスロン、クロスカントリースキーの計13種目です。

自衛隊体育学校の課程教育では、世界で戦えるアスリートの育成、アスリートファースト視点による最高のサポート体制によりオリンピック等国際級選手を輩出しており、昨年開催されたパリ・オリンピックにおいても、7名の選手が出場し、優秀な成績を収めました。また、競技引退後も自衛官として競技経験を生かし、あらゆる分野で活躍しています。この課程教育には、全国レベル（全日本選手権、国民スポーツ大会など）の大会上位入賞者、各スポーツ団体（中央競技団体）の強化指定選手又は体育学校内選考基準（タイム記録）達成者が、採用試験による選考を経て自衛隊体育学校に入校しています。



過去のオリンピックメダリスト


水泳蝦名選手【Photo：KyodoNews】

パリ・オリンピック出場選手の紹介（一覧）

| 競技 | 当時の階級 | 氏名 | パリ・オリンピック成績 |
|---|---|---|---|
| レスリング | 1等陸尉 | 高谷（たかたに）　大地（だいち） | 銀メダル（フリースタイル74Kg級） |
| レスリング | 2等陸曹 | 石黒（いしぐろ）　隼士（はやと） | 第7位 |
| 柔道 | 2等陸尉 | 新添（にいぞえ）　左季（さき） | 銀メダル（男女混合団体） |
| 水泳 | 2等陸曹 | 蝦名（えびな）　愛梨（あいり） | 第13位 |
| 近代五種 | 2等海曹 | 佐藤（さとう）　大宗（たいしゅう） | 銀メダル |
| 近代五種 | 3等陸曹 | 内田（うちだ）　美咲（みさき） | 第23位 |
| 女子ラグビー | 2等陸曹 | 梶木（かじき）　真凜（まりん） | 第9位（日本代表チーム） |

### 3　隊内生活体験

防衛省・自衛隊は、大学生・大学院生または女性を対象とした自衛隊生活体験ツアー[1]や、団体・企業などを対象とした隊内生活体験[2]を行っている。これらは、自衛隊の生活や訓練を体験するとともに、隊員とじかに接することにより、防衛省・自衛隊に対する理解を促進するものである。



空自那覇基地における「女性のための自衛隊体験」の様子（2024年7月）

**資料**：スポット開催ツアー（自衛隊体験や女性向け、大学生向けのツアーなど）
**URL**：https://www.mod.go.jp/j/////////press/tour/index.html

## 2　公文書管理・情報公開に関する取組

### 1　公文書の適切な管理や情報公開制度の適切な運用の必要性

わが国において最も重要な制度である民主主義の根幹は、国民が正確な情報に接し、それに基づき国民が適切な判断を行って主権を行使することにあり、国民が正確な情報に接するうえで、政府が保有する行政文書は、最も重要な資料である。このため、行政文書を適切に管理し、情報公開請求に適切に対応することは、防衛省・自衛隊を含む政府の重要な責務である。

### 2　公文書の適切な管理や情報公開制度の適切な運用の推進

防衛省・自衛隊は、南スーダン日報問題やイラク日報問題により、防衛省・自衛隊に対する国民の不信を招いたことを重く受け止めている[3]。

防衛省・自衛隊は、政府全体としての公文書管理の適正化に向けた施策[4]も踏まえた再発防止策に全力で取り組み、職員の意識や組織の文化を改革し、チェック態勢を充実させるなど、行政文書の管理や情報公開請求への対応の適正化に取り組んでいる。

また、行政文書については作成から保存、廃棄・移管までを一貫して電子的に管理することにより、体系的・効率的な管理を進め、行政文書の所在把握、履歴管理や探索を容易にするとともに、文書管理業務の効率性を向上させることを推進し、紙媒体の行政文書を抑制することで勤務環境の改善やテレワーク勤務などの働き方改革にも寄与している。

参照　資料80（防衛省における情報公開の実績（2024年度））

1　各体験ツアーの公募は、防衛省・自衛隊ホームページなどで行っている。
2　陸・海・空自の生活を体験するツアーであり、自衛隊地方協力本部が窓口となって、民間企業などからの依頼を受けて実施している。
3　2016年、南スーダン日報などの情報公開請求に対して、防衛省として不適切な対応や対外説明が行われた。また、南スーダン日報問題の再発防止策の一環として、日報などの管理作業を進めていたところ、2017年、稲田防衛大臣（当時）からイラク日報の探索指示がなされ、発見されたにもかかわらず、大臣まで報告が行われなかった。
4　公文書管理の適正の確保のための取組について（平成30年7月20日行政文書の在り方等に関する閣僚会議決定）

# 3 政策評価などに関する取組

## 1 政策評価の取組

防衛省は、政策評価制度に基づき各種施策について評価を行っており、2024年度には、研究開発や規制に関する事業の政策評価を行った[5]。

## 2 証拠に基づく政策立案（EBPM）の推進

Evidence-Based Policy Making

防衛省は、政策立案総括審議官のもと、行政事業レビューをEBPMの実践の場とし、意思決定のプロセスに活用するなど、EBPMの取組を推進している。

## 3 個人情報保護に関する取組

防衛省・自衛隊は、個人情報保護法[6]に基づき、個人の権利利益を保護するため、保有する個人情報の安全管理などの措置を講ずるとともに、保有個人情報の開示請求などに適切に対応している。

## 4 公益通報者保護制度の適切な運用

防衛省・自衛隊では、内部の職員などからの公益通報に対応する制度と外部の労働者などからの公益通報に対応する制度を整備し、それぞれの窓口を設置して公益通報への対応、公益通報者の保護などを行っている。

5 政策評価は、各府省が行っている政策の効果を測定・分析し、その結果を政策の見直しや新しい政策の企画・立案に役立てるために行っている取組。2024年度に、防衛省は初めて規制に関する政策評価（風力発電関連、防衛装備移転関連、能動的サイバー防御関連）を行った。

6 個人情報の保護に関する法律

# 資料編　目次


資料1　国家安全保障戦略について …… 1
資料2　国家防衛戦略について …… 15
資料3　防衛力整備計画について …… 31
別表1　抜本的に強化された防衛力の目標と達成時期 …… 45
別表2 …… 46
別表3　(おおむね10年後) …… 47
資料4　国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について …… 48
資料5　主要な陸上装備(火器・装甲車など)の保有数 …… 51
資料6　主要航空機の保有数・性能諸元 …… 52
資料7　主要艦艇の就役数 …… 52
資料8　防衛関係費(当初予算)の推移 …… 53
資料9　各国国防費の推移 …… 54
資料10　自衛隊の主な行動の要件(国会承認含む)と武器使用権限など …… 55
資料11　自衛隊法第95条の2の運用に関する指針 …… 59
資料12　国際平和協力活動関連法の概要比較 …… 60
資料13　中国海警局に所属する船舶などの尖閣諸島周辺における活動状況 …… 61
資料14　中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について …… 61
資料15　わが国のBMD整備への取組の変遷 …… 63
資料16　防衛省のサイバーセキュリティに関する近年の取組 …… 64
資料17　国民保護にかかる国と地方公共団体との共同訓練への防衛省・自衛隊の参加状況(2024年度) …… 65
資料18　災害派遣の実績(過去5年間) …… 65
資料19　自衛隊による在外邦人等の輸送の実施について …… 66
資料20　在外邦人等の輸送実績 …… 67
資料21　中東・アフリカ地域における在外邦人等の安全確保等に関する政府の取組について …… 68
資料22　演習場一覧 …… 69
資料23　米軍等の部隊の武器等防護の警護実績(自衛隊法第95条の2関係) …… 70
資料24　日米防衛協力のための指針(2015年4月27日)(仮訳) … 71
資料25　日米同盟にかかわる主な経緯 …… 79
資料26　日米協議の実績(2021年以降) …… 80
資料27　日米安全保障協議委員会(日米「2+2」)共同発表(仮訳) …… 92
資料28　日米安全保障協議委員会(日米「2+2」)閣僚会合(概要)(2024年7月) …… 97
資料29　主な日米共同訓練の実績(2024年度) …… 99
資料30　日米共同研究・開発プロジェクト …… 104
資料31　再編の実施のための日米ロードマップ(仮訳) …… 105
資料32　普天間飛行場代替施設に関する経緯 …… 108
資料33　嘉手納飛行場以南　施設・区域の返還時期(見込み) … 112
資料34　米軍オスプレイのわが国への配備の経緯 …… 112
資料35　駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の概要 …… 113
資料36　23事案の概要 …… 114
資料37　SACO最終報告(仮訳) …… 115
資料38　SACO最終報告の主な進捗状況 …… 119
資料39　沖縄の基地負担軽減に関する協議体制 …… 121
資料40　各種協定締結状況 …… 122
資料41　留学生受入実績(2024年度の新規受入人数) …… 123
資料42　最近の日豪防衛協力・交流の主要な実績(2021年度以降) …… 124
資料43　最近の日印防衛協力・交流の主要な実績(2021年度以降) …… 127
資料44　最近の欧州諸国との防衛協力・交流の主要な実績(2021年度以降) …… 129
資料45　最近の日韓防衛協力・交流の主要な実績(2021年度以降) …… 139
資料46　最近のカナダ、ニュージーランドとの防衛協力・交流の主要な実績(2021年度以降) …… 140
資料47　最近のASEAN諸国との防衛協力・交流の主要な実績(2021年度以降) …… 142
資料48　最近のアジア諸国との防衛協力・交流の主要な実績(2021年度以降) …… 148
資料49　最近の太平洋島嶼国との防衛協力・交流の主要な実績(2021年度以降) …… 149
資料50　最近のインド洋沿岸国・中東諸国との防衛協力・交流の主要な実績(2021年度以降) …… 151
資料51　最近のその他の諸国との防衛協力・交流の主要な実績(2021年度以降) …… 154
資料52　最近の日中防衛協力・交流の主要な実績(2021年度以降) …… 157
資料53　最近の多国間ハイレベル交流の実績(2021年度以降) …… 157
資料54　最近の多国間安全保障対話の主要実績(インド太平洋地域・2021年度以降) …… 158
資料55　防衛省主催による多国間安全保障対話 …… 159
資料56　その他の多国間安全保障対話など …… 161
資料57　ビエンチャン・ビジョン2.0 …… 164
資料58　防衛協力強化のための日ASEAN大臣イニシアティヴ(ジャスミン) …… 165
資料59　多国間共同訓練の参加など(2021年度以降) …… 166
資料60　国際機関などへの防衛省職員の派遣実績 …… 189
資料61　自衛隊が行った国際平和協力活動など …… 191
資料62　PSI訓練への防衛省・自衛隊の参加実績(2013年度以降) …… 196
資料63　自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針 …… 197
資料64　自衛官の定員と現員、自衛官の定員と現員の推移(過去10年間) …… 203
資料65　自衛官などの応募と採用状況 …… 204
資料66　防衛省の職員等の内訳 …… 205
資料67　再就職等支援のための主な施策 …… 205
資料68　退職自衛官の地方公共団体の防災・危機管理部門における在職状況 …… 206
資料69　装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する基本的な方針 …… 208
資料70　防衛技術指針2023(Executive Summary) …… 219
資料71　安全保障技術研究推進制度の2024年度新規採択研究課題 …… 221
資料72　防衛装備移転三原則 …… 224
資料73　防衛装備移転三原則の運用指針 …… 226
資料74　市民生活の中での活動 …… 229
資料75　在日米軍施設・区域(共同使用施設を含む。)別一覧 …… 230
資料76　防衛施設と周辺地域との調和を図るための主な施策の概要 …… 235
資料77　南極地域観測協力実績 …… 236
資料78　部外土木工事の実績 …… 237
資料79　「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」抜粋(内閣府大臣官房政府広報室) …… 238
資料80　防衛省における情報公開の実績(2024年度) …… 239
資料81　第22回シャングリラ会合中谷防衛大臣スピーチ …… 239

防衛年表 …… 241


■資料編はこちら
https://www.mod.go.jp/j/press/wp/wp2025/pdf/R07shiryo.pdf

■防衛年表はこちら
https://www.mod.go.jp/j/press/wp/wp2025/pdf/R07nenpyo.pdf

# 索引（50音、アルファベット順）

1　本索引は、本文（脚注を含む）に使用されている用語および略語を対象としており、関係する用語や略語を→で示しています。

2　数字は、その用語および略語が出ているページです。ただし、数字がゴシック体のページは、その用語に関する意義などを説明しているページです。


## あ

アヴァンガルド　／　40, **128**, 170
ASEAN地域フォーラム（→ARF）　／　148, 383, **396**, 399
アセット　／　40, 54, 73, 78, 96, 121, 141, 158, 161, 175, 176, 177, 209, 211, 266, 275, 291, 295, 318, 321, 369, 444
新しい戦い方　／　**202**, 203, 206, 267, 463, 471
アタランタ作戦　／　**188**
アデン湾　／　81, 82, 83, 187, 188, **260**, 261, 262, 263, 392, 393
アフガニスタン治安部隊（ANDSF）　／　163
ALPS処理水　／　502
ANZUS条約　／　139
安全確保業務　／　243, **244**
安全保障技術研究推進制度　／　**475**, 476
安全保障協力協議会合（→SCCM）　／　492

## い

イージス艦　／　249, 250, 271, 272, 296
イージス・システム搭載艦　／　210, 212, 213, 214, **270**, 272
遺棄化学兵器　／　418
維持費　／　63, **221**
イスカンデル　／　106, **126**, 128, 129, 130, 134
「一帯一路」構想　／　**82**, 84, 145
イノベーションアクセラレータ（→DIANA）　／　173
一般物件費　／　**221**, 222
違法・無報告・無規制（IUU）漁業　／　**409**
インダストリーデー　／　**468**, 493
インド太平洋軍　／　**54**, 57, 90, 233, 234, 320, 387, 401
インド太平洋地域　／　36, 40, 52, 53, 54, 55, 57, 58, 59, 65, 80, 81, 88, 89, 91, 97, 120, 124, 137, 138, 139, 140, 141, 143, 149, 151, 155, 156, 157, 158, 159, 174, 189, 195, 199, 202, 203, 318, 325, 348, 351, 356, 361, **364**, 365, 366, 367, 368, 369, 370, 371, 372, 373, 374, 375, 376, 377, 378, 379, 383, 385, 387, 390, 391, 392, 395, 396, 399, 401, 402, 403, 405, 407, 408, 409, 419, 420, 421, 458, 465, 468, 474, 478, 481, 482, 493
インド太平洋・中東方面派遣（→IMED）　／　**422**
インド太平洋方面派遣（→IPD）　／　402, 403, 409, **421**

## う

ヴォストーク　／　**86**, 129
ウクライナ侵略　／　35, 36, 40, **41**, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 59, 85, 118, 119, 120, 123, 124, 125, 126, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 141, 151, 154, 157, 172, 177, 186, 189, 190, 286, 290, 364, 381, 382, 383, 393, 396, 485, 503
宇宙安全保障構想　／　275, 304
宇宙活動法　／　305
宇宙基本計画　／　**275**, 304
宇宙協力オフィス　／　305
宇宙航空研究開発機構（→JAXA）　／　250, 275, 276, 277, 305, 475
宇宙作戦群　／　220, 250, 277
宇宙作戦団　／　220, 250, 277
宇宙状況監視（→SSA）　／　178, 278
宇宙領域把握（→SDA）　／　175, 178, 210, 211, 220, 250, 273, **274**, 275, 276, 277, 278, 321
ウラン濃縮　／　102, 103, 192

## え

衛生機能　／　206, 358, **456**, 457, 458
衛星コンステレーション　／　49, 175, 176, 177, 216, **219**, 268, 275, 276, 277, 278, 285
ADMMプラス（→拡大ASEAN国防相会議）　／　135, 148, 375, 378, 383, 384, 386, 388, 389, 395, 396, 397, **398**, 400, 407, 408
択捉島　／　132, 133
SM-3ブロックⅡA（→弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル）　／　212, **271**, 272, 296
Xバンド防衛通信衛星（→きらめき（1、2、3号））　／　220, 276
円滑化協定（→RAA）　／　**359**, 361, 365, 369, 370, 386
沿岸監視隊　／　252, **254**, 288, 293

## お

欧州防衛産業戦略（→EDIS）　／　174
沖縄基地問題検討委員会　／　336
沖縄統合計画　／　319, 332, 336, 339, 341, 342
沖縄に関する特別行動委員会（→SACO）　／　330, 331, 348, **350**, 351
沖縄の負担軽減　／　332, 335, 339, 341, 346, 482
沖縄米軍基地問題協議会　／　348
オケアン 2024　／　129
オスプレイ　／　58, 292, 334, 335, 346, 347, 350, 352, 355, 482, 493, 500
オレシュニク　／　45, 46, 128
オリンピック　／　235, 509

## か

海外派兵　／　196
海空連絡メカニズム（→日中防衛当局間の海空連絡メカニズム）　／　395, **396**
海警　／　67, **69**, 70, 71, 73, 77, 78, 79, 80, 88, 96, 146, 189, 253, 254, 255, 387
海警法　／　69
外国による情報操作と干渉（→FIMI）　／　172, **173**

海上協力 ／ 80, 85, 86
海上警備行動 ／ 235, 238, 257, 258, 261, 262, 263, 303
海上交通路（→シーレーン） ／ 57, 81, 91, 188, 247, 249, 260, 262, 348, 364, 367, 383, 385, 390, 391, 392, 405, 408
海上保安庁 ／ 69, 116, 238, 239, 251, 254, 258, 260, 295, 301, 303, 304, 305, 312, 403, 405, 409, 502
海上保安庁の統制 ／ 303
海上民兵 ／ 69, 146
海上優勢 ／ 97, 284
海上輸送群 ／ 291
海賊 ／ 36, 81, 82, 83, 143, 147, 164, 166, 187, 188, 238, 247, 260, 261, 262, 263, 310, 318, 369, 374, 375, 392, 393, 394, 408, 409
海賊対処行動 ／ 238, 260, 261, 262, 263, 392, 408
海賊対処法 ／ 238, 261
ガイドライン（→日米防衛協力のための指針） ／ 54, 145, 148, 158, 282, 294, 318, 324, 325, 326, 327, 371, 482, 500
海兵沿岸連隊（→MLR） ／ 54, 333, 345
海兵空地任務部隊（→MAGTF） ／ 332, 343
海洋安全保障 ／ 143, 144, 149, 161, 187, 188, 247, 263, 265, 302, 318, 359, 367, 373, 374, 375, 378, 379, 384, 390, 391, 392, 397, 399, 408, 409, 485
海洋基本計画 ／ 408
海洋状況把握（→MDA） ／ 139, 147, 385, 408
海洋プラットフォーム ／ 77
化学兵器禁止機関（→OPCW） ／ 46, 417, 418
化学兵器禁止条約（→CWC） ／ 46, 104, 191, 417, 418
拡散に対する安全保障構想（→PSI） ／ 417, 418, 419
核実験 ／ 100, 102, 103, 104, 116, 117, 123, 150, 190
核心的利益 ／ 50, 89, 93
核・生物・化学（→NBC） ／ 45, 190
拡大ASEAN国防相会議（→ADMMプラス） ／ 135, 148, 375, 378, 383, 384, 386, 388, 389, 395, 396, 397, 398, 400, 407, 408
核態勢の見直し（→NPR） ／ 55
拡大抑止 ／ 54, 55, 116, 121, 122, 203, 208, 319, 321, 323, 324
拡大抑止協議（→EDD） ／ 323, 324
核兵器 ／ 36, 40, 41, 45, 55, 64, 71, 83, 100, 101, 102, 103, 104, 106, 112, 113, 114, 115, 119, 120, 122, 124, 125, 134, 150, 177, 190, 197, 202, 203, 208, 266, 317, 417
核兵器不拡散条約（→NPT） ／ 190, 197, 417
駆け付け警護 ／ 243, 244
滑空段階迎撃用誘導弾（→GPI） ／ 170, 271, 272, 273, 481, 482
活動経費 ／ 221
可動数 ／ 203, 216, 296, 297, 298, 492
カリブル ／ 126, 128, 129, 131, 137
火薬庫 ／ 211, 296, 297, 298, 299, 324, 434
観閲式 ／ 507, 508
環境影響評価 ／ 335, 336, 338, 342, 343
環境整備法 ／ 497
韓国型3軸体系 ／ 120

## き

キーン・エッジ ／ 354
基金 ／ 49, 157, 466, 467, 478, 480, 494
気候変動 ／ 35, 51, 53, 89, 93, 141, 142, 145, 158, 169, 206, 299, 306, 359, 378, 390, 393, 397, 405, 503, 504
キーン・ソード ／ 327, 354, 358
技術的優越 ／ 173, 463, 471, 472
交付金 ／ 497, 498, 499
基地対策経費 ／ 221
機動戦闘車 ／ 284
国民保護 ／ 203, 205, 209, 211, 212, 215, 218, 220, 237, 252, 267, 292, 293, 294, 295, 296, 305, 436
機動展開能力 ／ 203, 205, 206, 209, 210, 211, 212, 215, 218, 220, 267, 291, 292, 293, 313
基盤的防衛力構想 ／ 200
機微技術管理 ／ 470, 488
キラー衛星 ／ 175, 250, 275, 276
救急患者の輸送（→緊急患者空輸） ／ 239, 309
九段線 ／ 79, 144
共同開発 ／ 85, 139, 144, 150, 151, 271, 272, 273, 274, 319, 328, 369, 465, 471, 473, 474, 478, 480, 481, 482, 483, 484, 485
共同計画策定メカニズム（→BPM） ／ 326, 327
共同使用 ／ 299, 314, 315, 321, 324, 333, 339, 343, 351, 353, 497, 498
共同対処行動 ／ 320
共同統合運用調整所 ／ 333
機雷 ／ 284, 313, 321, 495
きらめき（1、2、3号）（→Xバンド防衛通信衛星） ／ 220, 276
緊急患者空輸（→救急患者の輸送） ／ 239, 309
緊急対処事態 ／ 237
キンジャル ／ 126, 128, 129
緊急発進（→スクランブル） ／ 74, 75, 76, 131, 132, 240, 255, 256, 257

## く

グアム協定 ／ 343
空母艦載機着陸訓練（→FCLP） ／ 332, 335
空母打撃群 ／ 54, 57, 92, 121, 156, 157, 162, 355, 369, 370, 379
空母「山東」 ／ 71, 74, 80
空母「福建」 ／ 68
国後島 ／ 132, 133
国全体の防衛体制の強化 ／ 204, 300, 475
クラスター弾に関する条約（オスロ条約） ／ 417, 418
グレーゾーン ／ 53, 96, 201
グレーゾーン事態 ／ 35, 69, 78, 138, 169, 248, 317
グローバル戦闘航空プログラム（→GCAP） ／ 369, 370, 372, 473, 474, 478, 480, 484, 485
グローバル戦闘航空プログラム政府間機関（→GIGO） ／ 220, 369, 370, 473, 474
グローバルホーク（RQ-4B） ／ 253, 272, 490
軍事拠点化 ／ 61, 73, 79, 80, 81, 91, 92
軍事支出報告制度 ／ 417, 418
軍備管理 ／ 56, 89, 91, 133, 190, 247, 359, 417, 419
軍備登録制度 ／ 417, 418
軍民融合 ／ 84, 173
訓練交付金 ／ 498
訓練移転 ／ 330, 331, 334, 346, 500

## け


警戒監視 ／ 74, 129, 140, 156, 157, 158, 159, 210, 241, 247, 249, 251, 252, 253, 254, 257, 258, 260, 261, 262, 273, 274, 285, 293, 300, 302, **303**, 306, 322, 369, 372, 375, 378, 389, 489
警戒管制レーダー ／ 229, 249, 255, 272, 293, 299, 303, 386, 387, 486, 504
継戦能力 ／ 43, 46, 47, 50, 80, 119, **295**, 324, 328, 464
経済安全保障 ／ 163, 169, 199, 386, 464, 470, 475, 494
経済安全保障推進法 ／ 494
経済安全保障重要技術育成プログラム（→K Program） ／ 475, **494**
経済協力開発機構（→OECD） ／ 224, 370
継戦能力 ／ 43, 46, 47, 50, 80, 119, 296, 324, 328, 464
契約ベース ／ **218**, 222, 493, 498
ゲーム・チェンジャー ／ 35, 61, 84, 169, **463**, 471, 476
研究開発費 ／ 63, 221, 471
研究開発 ／ 55, 83, 101, 115, 169, 170, 171, 173, 174, 191, 206, 211, 215, 218, 220, 267, 275, **300**, 304, 305, 328, 434, 459, 463, 464, 465, 468, 469, 471, 472, 475, 476, 477, 489, 492, 494, 511
研究開発ビジョン ／ 494
原子力空母 ／ 69, 348
原子力災害 ／ 239, **309**
原子力災害派遣 ／ 239
原子力災害対策特別措置法 ／ 239


## こ


公益通報 ／ 511
公海自由の原則 ／ 146, 147, **187**
航空宇宙自衛隊 ／ 206, 210, 220, 277, 508
航空機訓練移転（→ATR） ／ 331, **346**
航空優勢 ／ 95, 249, **283**, 473
攻撃的兵器 ／ 196
航行の自由 ／ 91, 140, 187, 386, 408
航行の自由作戦 ／ 54, 92
工廠 ／ **463**
交戦権 ／ 195, **196**
抗たん性 ／ 53, 89, 91, 93, 158, 182, 183, 204, 211, 220, 275, 276, 282, 284, 285, 296, 299, 321, 324, 331, 457
高等研究発明局（→ARIA） ／ 173
高等工科学校 ／ 281, 439
合同推進会 ／ **468**
後年度負担額 ／ 218
公文書管理 ／ 459, 506, **510**
公共インフラ整備 ／ 292, 300, **301**
広報活動 ／ 308, 431, 432, 506
後方支援活動 ／ 241, **242**
コールド・ローンチシステム ／ 109, 110, 111
五か国防衛取極（→FPDA） ／ 141, **144**, 146
国際共同開発・生産 ／ 479, 480
国際緊急援助活動 ／ **244**, 322, 406, 410, 414, **415**, 422, 458
国際テロリズム ／ 154, **167**
国際平和共同対処事態 ／ **242**, 243, 410
国際平和協力活動 ／ 200, 235, 243, 244, 247, 359, 369, 377, 393, 402, **410**, 411, 456, 458
国際平和協力業務 ／ **243**, 244, 322, 410, 411, 496
国際平和協力法 ／ **243**
国際平和支援法 ／ **242**
国際連携平和安全活動 ／ **243**, 244, 411
極超音速 ／ 40, 91, 110, 111, 112, 114, 115, 119, 126, 139, 150, **170**, 267, 481, 482
極超音速兵器 ／ 40, 84, 111, 112, 114, 124, 170, **175**, 207, 211
極超音速滑空兵器（→HGV） ／ 40, 65, 66, 68, 128, **170**, 271, 272, 276, 278, 285, 482
極超音速誘導弾 ／ 210, 212
国連平和維持活動（国連PKO） ／ 200, 243, **410**
国土強靱化 ／ 306
国防安全保障アクセラレータ（→DASA） ／ 173
国防イノベーション・ハブ ／ 173
国防イノベーションユニット（→DIU） ／ 173, 481
国防科学技術工業局 ／ 83
国防戦略見直し（オーストラリア） ／ 138
国防費 ／ 47, 52, 56, 61, 62, 63, 84, 96, 100, 121, 122, 123, 125, 138, 142, 143, 156, 157, 158, **224**, 225, 226
国民保護 ／ 203, 205, 209, 211, 212, 215, 218, 220, 237, 252, 267, **293**, 294, 295, 296, 305, 436
国民保護法 ／ **237**, 294
国連海洋法条約（→UNCLOS） ／ 146, **187**, 386, 408
国連南スーダン共和国ミッション（→UNMISS） ／ 83, 164, 394, 411, **412**, 413, 416
個人情報保護 ／ 511
固体燃料推進方式 ／ 64, 65, 102, 106, 109, 110, 111, 112, 113, 114
国家安全保障会議 ／ 197, 198, 201, **227**, 241, 263, 478, 479, 480, 481, 484, 485
国家安全保障局 ／ 181, **227**, 289
国家安全保障戦略 ／ 51, 89, 116, 124, 141, 157, 180, 182, 194, 198, **199**, 225, 227, 261, 300, 301, 304, 310, 394, 408, 417, 430, 449, 463, 472, 475, 478, 479, 494, 502
国家安全保障戦略（米国）（→NSS） ／ 51, 52, 53, 54, 89, 91, 92, 116, 141
国家防衛産業戦略（→NDIS） ／ 173, 174
国家防衛戦略 ／ 51, 89, 138, 166, 175, 182, 198, **200**, 202, 209, 218, 227, 232, 247, 267, 275, 288, 294, 296, 321, 325, 359, 365, 382, 383, 390, 408, 417, 438, 447, 456, 457, 459, 494, 495
国家防衛戦略（米国）（→NDS） ／ 51, 53, 54, 55, 56, 89, 91, 138, 365
国際平和協力センター（→PKOセンター） ／ 410
国際連合（国連） ／ 41, 43, 49, 50, 79, 83, 84, 86, 100, 102, 116, 117, 118, 119, 122, 124, 134, 145, 146, 148, 152, 157, 158, 163, 164, 165, 166, 171, 175, 180, 181, 187, 200, 241, 242, 243, 244, 253, 259, 260, 262, 276, 318, 322, 359, 367, 373, 377, 381, 385, 386, 389, 392, 393, 394, 396, 402, 407, 408, 410, 411, 412, 413, 414, 417, 418, 421, 422, 478, 479, 480, 483, 486, 503
国内総生産（→GDP） ／ 63, 125, 138, 142, 155, 156, 157, 224, 225
国家安全保障戦略（ロシア） ／ 124
小型無人機等飛行禁止法 ／ 501, 502
5類型 ／ 479


## さ


災害派遣 ／ 235, **239**, 240, 252, 293, 305, 306, 307, 308, 309, 312, 322, 403, 406, 407, 427, 435, 438, 448, 456, 496

在外邦人等の保護措置 ／ 206, 240, 241, 261, 300, 309, 310, 312, 394
在外邦人等の輸送 ／ 240, 241, 309, 310, 312, 406
在韓米軍 ／ 57, 100, 101, 119, 120, 121, 122, 123
財源 ／ 215, 224, 226
再就職支援 ／ 428, 440, 441, 442, 443, 496
歳出化経費 ／ 221
歳出ベース ／ 218
最適化 ／ 73, 138, 204, 209, 210, 224, 298, 332, 347, 489, 492
再突入技術 ／ 115
在日米軍 ／ 54, 57, 91, 204, 209, 234, 249, 298, 307, 312, 315, 319, 320, 321, 324, 326, 329, 330, 331, 332, 333, 334, 336, 339, 346, 347, 348, 350, 351, 352, 353, 495, 497, 498, 499, 500, 501, 502, 504, 505
在日米軍関係経費 ／ 330, 331
在日米軍再編 ／ 204, 332, 335, 347, 499
在日米軍駐留経費負担 ／ 330, 331
サイバー安全保障 ／ 182, 279, 281, 300, 301, 459
サイバー空間 ／ 35, 55, 60, 63, 64, 97, 169, 176, 179, 181, 182, 183, 185, 210, 250, 279, 282, 289, 300, 318, 400, 444
サイバー軍 ／ 56
サイバー攻撃 ／ 35, 49, 72, 95, 149, 169, 175, 179, 180, 181, 182, 183, 184, 191, 210, 251, 278, 279, 280, 281, 282, 300, 301, 302, 354, 356, 397, 444, 446, 464, 465, 466, 469
サイバー対処能力強化法 ／ 301
サイバーセキュリティ ／ 49, 143, 179, 180, 182, 183, 204, 206, 209, 211, 276, 278, 279, 280, 281, 282, 301, 302, 328, 357, 386, 400, 404, 444, 445, 465
再編交付金 ／ 345, 499
再編特措法 ／ 345
再編の実施のための日米ロードマップ（ロードマップ） ／ 332
SACO関係経費 ／ 218
サルマト ／ 126, 128, 170
サプライチェーン ／ 35, 169, 174, 181, 211, 319, 328, 463, 464, 465, 468, 469, 481, 493, 494
ザポリッジャ ／ 41, 43, 44, 45
参加5原則 ／ 243, 244
産業基盤 ／ 84, 124, 136, 158, 174, 319, 327, 328, 481
三戦 ／ 62
再生可能エネルギー ／ 504

## し

シーレーン（→海上交通路） ／ 57, 81, 91, 188, 247, 249, 260, 262, 348, 364, 367, 383, 385, 390, 391, 392, 405, 408
シーガーディアン（→MQ-9B） ／ 217, 253, 272
自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議 ／ 216, 221, 427, 507
自衛権 ／ 103, 134, 178, 195, 196
自衛隊海上輸送群 ／ 220, 291, 293
自衛隊サイバー防衛隊 ／ 251, 280, 444
自衛隊統合演習（→JX） ／ 311
自衛隊統合防災演習（→JXR） ／ 312, 316
自衛隊法 ／ 232, 233, 235, 237, 238, 239, 240, 241, 303, 322, 365, 410, 436, 479, 480, 485, 487
Jアラート ／ 294
NATOジェンダー視点委員会（→NCGP） ／ 373
指揮統制・情報関連機能 ／ 203, 205, 206, 209, 211, 212, 215, 218, 220, 267, 285
次期戦闘機 ／ 220, 274, 369, 473, 474, 475, 481, 484, 485, 489, 491
次期防衛通信衛星 ／ 220, 276
事業費 ／ 220, 221
地震防災派遣 ／ 239
次世代技術基金 ／ 173
施設整備費 ／ 221, 331
施設の強靱化 ／ 215, 220, 298
持続性・強靱性 ／ 201, 203, 205, 209, 211, 215, 218, 220, 267, 296, 456
指定装備移転支援法人 ／ 466, 480
指定装備品等 ／ 465, 466
事態対処法 ／ 235, 236, 237
自動警戒管制システム（→JADGE） ／ 249, 285
シビリアン・コントロール（→文民統制） ／ 196, 197, 232
ジャスミン（防衛協力強化のための日ASEAN大臣イニシアティヴ） ／ 384, 397, 399
シャングリラ会合 ／ 356, 370, 372, 375, 378, 381, 382, 385, 392, 395, 400, 401, 485
従たる任務 ／ 235, 410
集団安全保障条約機構（CSTO） ／ 134
自由で開かれたインド太平洋（→FOIP） ／ 52, 53, 54, 56, 59, 91, 92, 142, 156, 195, 204, 209, 319, 357, 359, 360, 364, 365, 366, 369, 370, 371, 375, 376, 377, 378, 380, 383, 384, 386, 387, 391, 399, 401, 402, 403, 406, 408, 409, 420
主たる任務 ／ 235, 303, 410
柔軟に選択される抑止措置（→FDO） ／ 321
重要影響事態 ／ 235, 241, 242, 410
重要影響事態安全確保法 ／ 241, 243
重要土地等調査法 ／ 502
首都直下地震 ／ 306, 312
巡航ミサイル ／ 44, 48, 55, 65, 68, 69, 71, 80, 95, 97, 101, 112, 113, 120, 121, 126, 128, 131, 136, 137, 150, 151, 162, 163, 191, 266, 271, 322
準天頂衛星 ／ 276
哨戒機 ／ 80, 131, 137, 140, 146, 157, 158, 212, 213, 214, 229, 249, 252, 255, 257, 258, 284, 375, 415
情報公開 ／ 478, 506, 510
情報収集 ／ 72, 73, 74, 75, 101, 175, 176, 178, 180, 210, 211, 212, 219, 241, 247, 249, 251, 252, 254, 255, 257, 258, 260, 263, 264, 265, 268, 273, 274, 275, 276, 283, 285, 286, 287, 288, 289, 293, 303, 305, 310, 321, 322, 367, 392, 408, 410, 415, 446
情報収集・警戒監視・偵察（→ISR） ／ 49, 68, 73, 97, 102, 143, 149, 178, 318, 321, 322, 347, 365
情報収集・警戒監視・偵察・ターゲティング（→ISRT） ／ 273, 285, 321
情報戦 ／ 34, 35, 138, 149, 169, 172, 173, 180, 183, 202, 206, 210, 213, 214, 258, 266, 285, 288, 290, 292, 373, 463
情報通信技術 ／ 169, 185
情報発信 ／ 88, 290, 292, 305, 431, 459, 460, 470, 500, 506, 507
情報保全 ／ 204, 209, 282, 288, 289, 290, 292, 318, 328, 469, 470
情報保護協定 ／ 364, 369, 370, 371, 377, 378, 382, 387
情報本部 ／ 172, 206, 229, 258, 285, 288, 289, 292, 434
女性・平和・安全保障（→WPS） ／ 373, 386, 390, 399, 400, 405, 406, 407, 448, 449
しらせ ／ 501
自律型致死兵器システム（→LAWS） ／ 171, 418
新型FFM ／ 284

新型コロナウイルス ／ 140, 305, 395, 400, 404, 435, 464
新規後年度負担 ／ 222
新「三段階発展戦略」(中国) ／ 62
新疆ウイグル自治区 ／ 60
人件・糧食費 ／ 218, 221
新戦略兵器削減条約（新START） ／ 56, 91, 133, 190
人的基盤 ／ 158, 199, 206, 209, 211, 216, 221, 277, 426, 429, 430, 431, 433, 508
人道支援・災害救援（→HA／DR） ／ 83, 206, 347, 365, 378, 384, 386, 387, 389, 390, 391, 397, 399, 402, 403, 404, 407, 414, 420, 421, 422, 485
人民武装警察部隊（武警） ／ 63
信頼醸成 ／ 148, 277, 364, 383, 398, 399, 400, 402, 411, 417, 418

## す

水爆 ／ 103
水陸機動団 ／ 213, 214, 229, 293
水陸両用作戦 ／ 67, 97, 130, 140, 248, 313, 321, 421, 489
スウォーム ／ 71, 73, 171
スカーボロ礁 ／ 80, 146
スカッド ／ 102, 105, 106, 108, 109, 192
スクランブル（→緊急発進） ／ 74, 75, 76, 131, 132, 240, 255, 256, 257
スタンド・オフ防衛能力 ／ 203, 204, 205, 206, 207, 209, 210, 211, 212, 215, 216, 218, 219, 220, 249, 267, 268, 270, 271, 276, 297, 365
スタンド・オフ電子戦機 ／ 212, 491
スタンド・オフ・ミサイル ／ 139, 211, 213, 214, 218, 249, 267, 268, 296, 299, 379
ステルス ／ 71, 94, 132, 271, 273, 368, 489
ステレグシチー級フリゲート ／ 131
スビ礁 ／ 79, 80
スペースデブリ ／ 175, 250

## せ

政策評価 ／ 511
政策立案機能 ／ 459
西沙（パラセル）諸島 ／ 79
税制措置 ／ 215, 224, 226
生物兵器禁止条約（→BWC） ／ 104, 191, 417, 418
政府安全保障能力強化支援（→OSA） ／ 302, 303, 384, 386, 388, 389, 391, 392, 394, 399, 483
セカンド・トーマス礁 ／ 146, 386
セキュリティ・クリアランス ／ 494
積極的平和主義 ／ 206, 402
接続水域 ／ 62, 74, 77, 258
瀬取り ／ 86, 116, 117, 140, 156, 157, 158, 259, 260, 369, 372, 377, 378
尖閣諸島 ／ 53, 61, 62, 65, 73, 74, 77, 78, 91, 253, 254, 255, 258, 325, 395
戦区 ／ 64, 68, 73, 78, 80, 83, 90, 94, 97, 395
先進技術の橋渡し研究 ／ 476
先進戦略能力アクセラレータ（→ASCA） ／ 173
専守防衛 ／ 195, 196, 197, 204, 207
戦傷医療 ／ 456, 457, 458
潜水艦発射型誘導弾 ／ 218
潜水艦発射弾道ミサイル（→SLBM） ／ 55, 57, 64, 65, 79, 105, 109, 110, 114, 120, 126, 129, 130, 190, 192
戦闘行為 ／ 240, 241, 242, 243
船舶検査活動 ／ 242, 243
戦略支援部隊 ／ 64, 95, 176, 179, 185
戦略的互恵関係 ／ 395
戦略的コミュニケーション（→SC） ／ 373
戦略爆撃機 ／ 55, 57, 121, 126, 140, 196
ゼロトラスト ／ 182, 280

## そ

早期警戒情報（→SEW） ／ 249
早期警戒管制機（→AWACS） ／ 71, 131, 249, 252, 255
早期装備化 ／ 209, 211, 468, 472, 476, 492
総合評価落札方式 ／ 492
相互運用性 ／ 95, 140, 145, 158, 209, 234, 321, 323, 324, 326, 327, 328, 331, 346, 354, 356, 357, 365, 366, 367, 370, 373, 386, 403, 420, 422, 457
相互の防衛調達に関する覚書（→RDP MOU） ／ 328
捜索救助活動 ／ 242, 243
装備品製造等事業者 ／ 465, 480
装備移転仕様等調整 ／ 467, 480
装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する基本的な方針 ／ 464
装備品等購入費 ／ 221
装備品等秘密 ／ 466, 488
ゾーンディフェンス ／ 188, 261
即応性 ／ 64, 67, 129, 147, 155, 156, 172, 174, 175, 201, 204, 234, 314, 319, 321, 324, 327, 328, 332, 336, 348, 354, 439, 473, 481, 499
即応予備自衛官 ／ 210, 214, 239, 306, 435, 436, 437
即応予備自衛官雇用企業給付金 ／ 435, 436
存立危機事態 ／ 207, 235, 236, 238, 242

## た

ターミナル段階 ／ 123
第一線救護 ／ 456, 457
第一列島線 ／ 61, 73
対衛星兵器（→ASAT） ／ 129, 171, 175, 176, 177, 276
大規模災害 ／ 200, 206, 220, 233, 234, 239, 244, 299, 300, 305, 311, 312, 316, 318, 325, 347, 359, 406, 411, 435, 454, 458
大規模地震対策特別措置法 ／ 239
台湾海峡「中間線」 ／ 96
第9条 ／ 195, 196, 487
第5世代戦闘機 ／ 71, 97, 129, 135, 171, 369
第3海兵機動展開部隊（→Ⅲ MEF） ／ 332, 339, 345, 350, 355, 371
退職自衛官 ／ 295, 305, 306, 428, 440, 441, 442
第151連合任務群 ／ 188, 260, 261, 262
隊内生活体験 ／ 510
第二列島線 ／ 61, 73
太平洋抑止イニシアティブ ／ 58, 91
対米武器・武器技術供与取極 ／ 328, 359
大陸間弾道ミサイル（→ICBM） ／ 55, 57, 64, 65, 66, 86, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 111, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 121, 126, 128, 129, 170, 190, 192, 196
対領空侵犯措置（領空侵犯に対する措置） ／ 235, 240, 255
大量破壊兵器 ／ 36, 54, 100, 101, 102, 117, 120, 121, 124, 156, 180, 187, 190, 191, 192, 200, 206, 252, 259, 318, 359, 417, 418, 419
竹島 ／ 36
多国間安全保障協力 ／ 361, 384, 391, 396, 402

多国間共同訓練 ／ 147, 158, 309, 314, 315, 356, 365, 366, 367, 368, 369, 377, 384, 385, 390, 391, 395, 402, 409, 421, 422, 423, 424
多国間産業保全ワーキンググループ（→MISWG） ／ 469
多国籍部隊・監視団（→MFO） ／ 411, 412
タリバーン ／ 163, 168
タリンマニュアル ／ 183
弾道ミサイル ／ 40, 44, 48, 49, 50, 55, 64, 65, 66, 67, 68, 71, 72, 78, 85, 86, 95, 97, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 126, 128, 145, 151, 152, 161, 162, 163, 170, 175, 177, 187, 190, 191, 192, 200, 204, 207, 233, 238, 239, 241, 249, 250, 252, 259, 266, 271, 272, 294, 295, 318, 322, 325, 356, 375, 395, 396, 417, 422
弾道ミサイル等に対する破壊措置 ／ 235, 238, 249
弾道ミサイル防衛（→BMD） ／ 66, 114, 123, 149, 170, 210, 212, 214, 249, 250, 269, 271, 272, 328, 481
弾薬 ／ 40, 41, 47, 69, 80, 118, 119, 203, 211, 215, 216, 220, 241, 242, 243, 296, 299, 315, 322, 324, 418, 464

## ち

治安出動 ／ 235, 237, 251, 252, 303
力による一方的な現状変更やその試み ／ 35, 36, 203, 204, 238, 247, 252, 267, 321, 359, 361, 408, 420
地対空誘導弾 ／ 213, 214, 229, 272, 293, 313, 314
知的財産管理 ／ 488
智能化 ／ 61, 62, 72, 73, 84, 90
地方協力本部 ／ 295, 305, 431, 432, 496, 510
地方協力確保事務 ／ 232
地方公共団体 ／ 204, 229, 232, 235, 237, 251, 294, 295, 296, 300, 305, 306, 309, 312, 337, 358, 428, 429, 431, 432, 441, 442, 495, 496, 499, 500, 501
地方防衛局 ／ 229, 232, 295, 434, 496, 497, 503
中央軍事委員会 ／ 62, 63, 64, 69, 119, 171, 177
中距離核戦力（INF）全廃条約 ／ 56, 65, 133
中距離弾道ミサイル ／ 40, 45, 64, 65, 80, 102, 110, 123, 126, 128, 150, 151, 162, 192
中朝首脳会談 ／ 118
中東地域への自衛隊派遣 ／ 263
中露共同飛行 ／ 73, 134
駐留軍用地特措法 ／ 330, 346
長期契約 ／ 218, 224, 491
長期契約法 ／ 491
朝鮮戦争 ／ 120
庁内託児施設 ／ 448

## つ

「2＋2」 ／ 91, 182, 272, 278, 282, 318, 319, 328, 333, 335, 336, 337, 340, 342, 344, 386, 485
ツィルコン ／ 40, 128, 129, 137, 170

## て

ディープフェイク ／ 169, 172
ティルト・ローター機 ／ 482
適応型防衛 ／ 149
デジタルトランスフォーメーション（→DX） ／ 298
デタント ／ 200
テポドン ／ 105, 107, 111, 112, 117
デュアル・ユース ／ 50, 173
テロ ／ 36, 53, 63, 67, 79, 80, 82, 124, 135, 141, 143, 144, 145, 149, 150, 151, 152, 156, 163, 164, 166, 167, 168, 171, 183, 191, 192, 200, 206, 237, 238, 247, 251, 252, 318, 369, 375, 377, 420, 501
電子作戦隊 ／ 213, 214
電子戦（→EW） ／ 72, 97, 124, 126, 129, 139, 176, 184, 185, 186, 213, 214, 251, 283, 284, 354
電磁波 ／ 34, 35, 54, 61, 72, 129, 169, 184, 185, 201, 202, 211, 232, 247, 248, 251, 266, 274, 275, 276, 283, 284, 289, 299, 300, 321, 459, 463
電磁波管理 ／ 184, 251, 283, 284
電磁パルス（→EMP） ／ 283, 284, 299
電波妨害装置（ジャマー） ／ 175

## と

統合機動防衛力 ／ 201
統合運用 ／ 120, 125, 130, 201, 206, 209, 210, 229, 232, 233, 234, 291, 311, 312, 354, 358, 456, 457
統合作戦 ／ 61, 64, 67, 73, 74, 80, 83, 88, 233, 234, 247, 248, 367
統合作戦司令部 ／ 54, 73, 232, 233, 234, 319, 326, 415
統合作戦司令官 ／ 232, 233, 234, 247, 248, 415, 440
統合軍 ／ 54, 56, 57, 78, 91, 149, 155, 176, 182, 234, 319, 326
統合訓練 ／ 182, 311
統合任務部隊 ／ 46, 233, 234, 306, 307, 312
統合抑止 ／ 51, 53, 56
特定利用空港・港湾 ／ 301
特別警備隊 ／ 258, 357
島嶼防衛 ／ 214, 291, 355, 357, 420
島嶼防衛用高速滑空弾 ／ 210, 212, 213, 214, 267
同志国 ／ 61, 97, 142, 171, 175, 195, 203, 204, 225, 246, 247, 250, 258, 276, 277, 278, 279, 282, 292, 300, 302, 304, 315, 321, 325, 354, 356, 358, 359, 361, 364, 366, 367, 368, 369, 370, 377, 380, 382, 384, 386, 387, 390, 391, 401, 402, 403, 408, 420, 421, 423, 475, 483, 486, 494
動的防衛力 ／ 201
同盟国 ／ 47, 49, 51, 52, 53, 54, 55, 57, 59, 61, 75, 89, 90, 91, 92, 97, 136, 142, 145, 152, 158, 166, 172, 174, 176, 182, 189, 195, 202, 203, 204, 208, 209, 211, 225, 247, 250, 258, 265, 276, 277, 279, 281, 287, 292, 304, 315, 322, 323, 356, 359, 361, 364, 366, 369, 370, 382, 386, 387, 390, 401, 402, 403, 408, 420, 470, 474, 475, 486, 493, 494
同盟強靱化予算 ／ 330, 331
同盟調整メカニズム（→ACM） ／ 204, 322, 325, 326
特定秘密 ／ 288, 289, 290, 429
特定秘密保護法 ／ 289
特定通常兵器使用禁止・制限条約（→CCW） ／ 417, 418
特定防衛施設周辺整備調整交付金 ／ 498
特定臨時退避施設 ／ 293
特別協定 ／ 122, 330, 331
都道府県知事 ／ 237, 239, 441
トマホーク ／ 139, 212, 218, 267, 268, 296
鳥インフルエンザ ／ 308
ドローン ／ 168, 169, 172, 299, 381, 382, 443, 485, 501

## な

内閣サイバーセキュリティセンター（→NISC） ／ 180, 301, 302
南沙諸島（スプラトリー諸島） ／ 69, 79, 80, 91, 146, 185
ナゴルノ・カラバフ ／ 135
NATOサイバー防衛協力センター（→CCDCOE） ／ 183, 282, 380
7つの分野 ／ 206, 216, 217, 218, 267
南海トラフ地震 ／ 306, 316
南極 ／ 177, 501

## に

二重の閣議決定 ／ 480
偽情報 ／ 35, 48, 155, 156, 169, 172, 258, 259, 290, 292, 373, 397, 463
偽旗作戦 ／ 46, 266
日ASEAN防衛当局次官級会合 ／ 399, 485
日・NATO国別適合パートナーシップ計画（→ITPP） ／ 373, 374
日印秘密軍事情報保護協定 ／ 367
日韓GSOMIA ／ 377
日・太平洋島嶼国国防大臣会合（→JPIDD） ／ 390, 400
日中防衛当局間の海空連絡メカニズム（→海空連絡メカニズム） ／ 395, 396
日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）（→SCC） ／ 249, 318, 320, 321,326,328
日米安保条約 ／ 91, 241, 282, 317, 320, 321, 322, 329
日米宇宙協力ワーキンググループ ／ 277
日米韓防衛実務者協議（→DTT） ／ 376
日米共同開発 ／ 272, 482
日米共同情報分析組織（→BIAC） ／ 322
日米共同統合演習 ／ 282, 327, 354, 358, 457
日米豪印 ／ 53, 59, 85, 91, 364
日米合同委員会 ／ 320, 329, 341, 346, 351, 353
日米サイバー防衛政策ワーキンググループ（→CDPWG） ／ 282
日米装備・技術定期協議（→S&TF） ／ 328
日米地位協定 ／ 330, 331, 347, 497, 504
日米同盟 ／ 195, 201, 203, 204, 246, 247, 287, 311, 317, 318, 319, 325, 327, 329, 330, 332, 345, 348, 354, 355, 356, 359, 364, 376, 482
日米防衛協力のための指針（→ガイドライン） ／ 54, 145, 148, 158, 282, 294, 318, 324, 325, 326, 327, 371, 482, 500
日米防衛産業協力・取得・維持整備定期協議（→DICAS） ／ 319, 328, 481
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 ／ 306, 312, 316
日米ロードマップ ／ 332, 333, 334, 346
日本国憲法 ／ 195, 321
認知戦 ／ 95, 259
認知領域 ／ 72, 211, 258, 259, 285, 290, 292, 463

## ね

ネットワーク電子戦システム（NEWS） ／ 212, 251, 282, 283

## の

能力構築支援 ／ 141, 282, 361, 364, 365, 383, 384, 385, 387, 388, 389, 390, 391, 394, 399, 400, 402, 403, 404, 405, 407, 408, 411, 456, 458, 483
能動的サイバー防御 ／ 279, 301, 511
能登半島地震 ／ 306, 308, 316, 325, 407
ノドン ／ 102, 105, 106, 109, 111

## は

排他的経済水域（→EEZ） ／ 77, 78, 112, 116, 142, 144, 247, 252, 263, 375
ハイブリッド戦 ／ 35, 124, 149, 154, 169, 202, 248, 266, 285, 463
破壊措置命令 ／ 249
派遣海賊対処行動航空隊 ／ 261, 262, 263
派遣海賊対処行動支援隊 ／ 261
派遣海賊対処行動水上部隊 ／ 261, 262, 263, 374, 391, 392, 393, 409
パシフィック・パートナーシップ ／ 402
バスチオン ／ 80, 130, 132, 137
働き方改革 ／ 447, 448, 510
抜本的強化 ／ 211, 218, 221, 267, 301, 426, 430, 456
ハマス ／ 160, 161, 168, 171
ハラスメント ／ 429, 447, 451, 452, 453
ハルキウ ／ 41, 43, 44, 45, 47
反撃能力 ／ 40, 195, 204, 207, 248, 267, 271, 321, 327, 365
反腐敗 ／ 60
板門店宣言文 ／ 117

## ひ

ビエンチャン・ビジョン2.0 ／ 383, 384, 399, 400
非核化（朝鮮半島の完全非核化） ／ 54, 86, 100, 116, 117, 118
非核三原則 ／ 196, 197
東シナ海 ／ 36, 59, 61, 68, 69, 73, 74, 75, 77, 80, 82, 83, 86, 112, 156, 158, 187, 253, 255, 260, 355, 366, 386, 395, 396, 408
東シナ海防空識別区 ／ 73, 74
非国家主体 ／ 173, 191
「一つの中国」の原則 ／ 92
12式地対艦誘導弾能力向上型 ／ 210, 212, 218, 219, 267, 296
比中仲裁判断 ／ 79, 80, 92, 146
非伝統的安全保障分野 ／ 83, 369, 377, 399, 402, 485

## ふ

ファイアリークロス礁 ／ 79, 80
武警（人民武装警察部隊） ／ 63, 67, 69, 70
武器輸出三原則 ／ 272, 328
不審船 ／ 258
武装工作員 ／ 251, 252
物件費 ／ 215, 218, 221
物品役務相互提供協定（→ACSA） ／ 322, 323, 359, 361, 365, 367, 369, 370, 371, 372, 377, 378, 387
普天間飛行場代替施設 ／ 319, 332, 336, 337, 338, 339, 340
不発弾 ／ 388, 391, 404, 495, 496
ブラヴァ ／ 126
武力攻撃 ／ 35, 40, 54, 146, 169, 178, 182, 196, 197, 204, 207, 235, 236, 237, 238, 241, 242, 249, 251, 252, 282, 294, 301, 303, 317, 329
武力攻撃事態 ／ 235, 236, 237, 294, 295, 303, 304, 322, 354
武力攻撃予測事態 ／ 235

武力の行使 ／ 35, 41, 124, 196, 204, 207, 236, 237, 238, 242, 243, 367, 381, 396, 465, 478
プルトニウム ／ 102, 103
フレア ／ 131, 140, 255, 256
ブレークスルー研究 ／ 476
プロジェクト管理 ／ 209, 229, 489, 490, 491, 492
プロジェクトマネージャー ／ 489
プロフェッショナル・エアマンシップ・プログラム ／ 399, 400
文民統制（→シビリアン・コントロール） ／ 196, 197, 232

## へ

米軍再編 ／ 216, 330, 331, 332, 335
米軍再編関係経費 ／ 218
米軍等の部隊の武器等防護 ／ 241, 322, 365
米国防省高等研究計画局（→DARPA） ／ 173, 475
米朝首脳会談 ／ 54, 100, 116, 117
平和安全法制 ／ 322
平和維持活動即応能力登録制度（→PCRS） ／ 410
ペトリオット（→PAC-3） ／ 48, 97, 249, 250, 272, 296, 313, 314, 315, 479, 481
ヘルソン ／ 41, 43
辺野古 ／ 319, 333, 336, 337, 338, 339

## ほ

防衛安全保障産業戦略（→DSIS） ／ 174
防衛イノベーション科学技術研究所 ／ 472, 476, 477
防衛会議 ／ 197, 232
防衛関係費 ／ 63, 215, 216, 218, 219, 221, 222, 223, 224
防衛監察本部 ／ 229, 452, 492
防衛協力 ／ 48, 52, 92, 141, 142, 145, 146, 147, 167, 204, 209, 287, 310, 318, 327, 359, 361, 362, 364, 365, 366, 367, 368, 369, 370, 371, 372, 373, 374, 375, 376, 377, 378, 379, 380, 381, 382, 383, 384, 385, 386, 387, 388, 389, 390, 391, 392, 393, 394, 395, 396, 397, 399, 400, 402, 421, 423, 474, 480, 481
防衛協力小委員会（→SDC） ／ 318, 320
防衛計画の大綱（防衛大綱） ／ 198
防衛研究所 ／ 59, 88, 168, 208, 229, 259, 281, 434, 459, 460
防衛財源確保法 ／ 224
防衛サプライチェーン戦略 ／ 174
防衛産業保全マニュアル ／ 469
防衛産業サイバーセキュリティ基準 ／ 281, 469, 470
防衛産業参入促進展 ／ 467, 468
防衛産業支援オフィス ／ 174
防衛産業発展戦略（→DIDS） ／ 174
防衛事業庁（→DAPA） ／ 174
防衛事業適合事業者制度 ／ 469, 470
防衛施設 ／ 211, 229, 232, 298, 339, 434, 497, 498, 499, 501, 502
防衛出動 ／ 197, 235, 236, 238, 251, 252, 303, 304, 435
防衛省気候変動対処戦略 ／ 503, 504
防衛省気候変動タスクフォース ／ 503
防衛情報通信基盤（→DII） ／ 280, 285
防衛生産基盤 ／ 173, 174, 211, 215, 220, 463
防衛生産基盤強化法 ／ 464, 465, 467, 480
防衛技術基盤 ／ 174, 471, 472
防衛技術指針2023 ／ 472
防衛生産・技術基盤 ／ 136, 173, 174, 199, 206, 209, 211, 216, 229, 382, 462, 463, 464, 465, 467, 471, 473, 478, 481, 482, 494
防衛生産・技術基盤戦略 ／ 464
防衛装備移転 ／ 380, 384, 388, 399, 466, 467, 470, 478, 479, 480, 483, 484, 488, 511
防衛装備移転三原則 ／ 199, 272, 329, 467, 478, 479, 485, 487
防衛装備・技術協力 ／ 209, 229, 286, 318, 319, 328, 329, 361, 365, 370, 371, 379, 380, 383, 384, 386, 387, 388, 392, 471, 478, 480, 481, 482, 483, 484, 485, 486, 487, 488
防衛装備庁 ／ 229, 232, 281, 382, 418, 430, 434, 460, 469, 470, 475, 476, 481, 486, 487, 488, 489, 491, 492, 493
防衛装備庁・米国防省（研究・工学担当）定期協議 ／ 328
防衛装備品・技術移転協定 ／ 359, 364, 367, 369, 370, 371, 379, 380, 384, 385, 386, 388, 389, 391, 392, 483, 484, 485, 486
防衛装備品等の供給の安定化に係る取決め（→SoSA） ／ 328, 469
防衛駐在官 ／ 284, 285, 286, 287, 288, 373, 380, 385
防衛調達審議会 ／ 492
防衛通信衛星 ／ 274, 275
防衛目標 ／ 198, 200, 202, 203, 246, 247
防衛問題セミナー ／ 496
防衛力強化資金 ／ 215, 224
防衛力整備 ／ 158, 194, 198, 200, 215, 216, 217, 218, 221, 222, 224, 226, 229, 232, 491
防衛力整備計画 ／ 198, 209, 210, 211, 212, 213, 214, 215, 216, 218, 224, 225, 226, 227, 232, 291, 435, 438, 439, 440, 444, 458, 459, 488, 489, 491
防衛力の抜本的強化 ／ 195, 202, 203, 204, 205, 206, 209, 216, 217, 218, 225, 226, 248, 266, 267, 275, 294, 300, 302, 304, 321, 327, 406, 427, 428, 430, 434, 459, 463
包括的核実験禁止条約（→CTBT） ／ 417, 418
防空識別圏（→ADIZ） ／ 255, 257
飽和攻撃 ／ 97, 108, 114, 207
ホーシー派 ／ 160, 161, 162, 163, 168, 187, 188
北斗 ／ 72, 176
北極海 ／ 57, 82, 129, 188, 189, 408
募集 ／ 183, 211, 216, 313, 427, 429, 431, 432, 433, 450, 496, 507
保障基地 ／ 82, 166
北方領土 ／ 36, 132, 133, 137
ボレイ級弾道ミサイル搭載原子力潜水艦（ボレイ級SSBN） ／ 126
本来任務 ／ 235, 410
防衛・風力発電調整法 ／ 504

## ま

マスタープラン ／ 298
マッチング事業 ／ 300
マラバール ／ 150, 357, 368, 409, 422
マルウェア ／ 179, 180, 181, 465
03式中距離地対空誘導弾（改善型）能力向上型 ／ 212, 296

## み

ミコライウ ／ 41

ミサイル防衛 ／ 40, 55, 56, 65, 66, 97, 112, 114, 120, 124, 176, 203, 204, 205, 207, 209, 211, 212, 215, 218, 220, 238, 248, 250, 267, 269, 271, 272, 296, 318, 322, 366, 482
ミサイル防衛見直し（→MDR） ／ 55, 56, 322
ミスチーフ礁 ／ 79, 80, 185
3つのアプローチ ／ 247
3つの限定 ／ 480
ミッドコース段階 ／ 68
南シナ海 ／ 36, 54, 59, 61, 68, 69, 73, 74, 79, 80, 81, 82, 83, 86, 89, 91, 92, 140, 141, 143, 145, 146, 147, 156, 185, 187, 286, 355, 366, 385, 386, 387, 388, 390, 395, 396, 408
南シナ海行動規範（→COC） ／ 148, 187, 408
ミラージュ2000 ／ 95, 149
民間資金等活用事業（→PFI） ／ 211, 219, 220, 292, 293, 306, 430, 436, 439, 491
ミンスク合意 ／ 48
民生技術 ／ 84, 173, 305, 468, 475, 477, 481
民生安定施設 ／ 497, 498
民生支援活動 ／ 495

## む

無人化・省人化 ／ 209, 300, 489
無人機 ／ 45, 49, 54, 71, 74, 75, 77, 87, 93, 95, 96, 124, 126, 129, 132, 139, 143, 149, 150, 151, 161, 162, 163, 170, 171, 186, 211, 213, 214, 253, 273, 274, 283, 286, 300, 474, 475, 484, 486, 489, 496, 501, 502
無人アセット ／ 202, 203, 209, 211, 273, 274, 284
無人アセット防衛能力 ／ 203, 205, 209, 211, 212, 215, 218, 220, 267, 272, 273, 274, 474, 481

## め

メンタルヘルスケア ／ 434

## や

ヤマサクラ（YS） ／ 357

## ゆ

有償援助（→FMS） ／ 328, 468, 492, 493

## よ

抑止力 ／ 40, 51, 52, 55, 64, 89, 91, 100, 101, 103, 111, 114, 121, 124, 126, 129, 150, 151, 155, 157, 162, 174, 182, 201, 203, 204, 208, 209, 247, 267, 283, 300, 302, 311, 313, 317, 318, 319, 321, 323, 328, 329, 332, 336, 345, 346, 348, 354, 355, 356, 357, 358, 386, 418, 420, 464, 482, 483, 486
横浜ノース・ドック ／ 345
予備自衛官 ／ 209, 239, 295, 306, 428, 430, 435, 436, 437, 445, 446
予備自衛官補 ／ 280, 435, 436, 445, 446

## ら

ライセンス生産品 ／ 479
ライフサイクルコスト ／ 224, 464, 489, 490
拉致問題 ／ 100, 377

## り

リージョナル・デポ ／ 482
領域横断作戦、領域横断作戦能力 ／ 201, 202, 203, 205, 206, 209, 211, 212, 215, 217, 218, 220, 232, 233, 234, 266, 267, 277, 282, 283, 313
リスク管理枠組み（→RMF） ／ 280, 281
領空侵犯 ／ 61, 73, 74, 77, 131, 137, 235, 240, 247, 249, 255, 257, 396, 438
量子暗号通信 ／ 172
遼寧 ／ 68, 71, 74, 80, 253, 254

## れ

レーザー ／ 170, 171, 175, 176, 184, 283, 300, 484
レーザー照射 ／ 501
連合宇宙作戦（→CSpO） ／ 175, 277, 278, 279, 401

## ろ

ロウワー・プラザ ／ 341
ロケット軍 ／ 63, 64, 95, 97
ロフテッド軌道 ／ 111, 271

## わ

ワークライフバランス ／ 447, 448, 454

## A

ACE ／ 54
ACM（→同盟調整メカニズム） ／ 204, 322, 325, 326
ACSA（→物品役務相互提供協定） ／ 322, 323, 359, 361, 365, 367, 369, 370, 371, 372, 377, 378, 387
ADI（ASEAN・ダイレクト・コミュニケーションズ・インフラストラクチャー） ／ 398
ADIZ（→防空識別圏） ／ 255, 257
AI ／ 59, 61, 73, 84, 91, 120, 139, 169, 171, 172, 173, 179, 181, 186, 191, 211, 273, 274, 281, 285, 292, 298, 300, 321, 418, 430, 463, 474, 475, 480, 494
ARF（→ASEAN地域フォーラム） ／ 148, 155, 383, 396, 399
ARIA（→高等研究発明局） ／ 173
ASAT（→対衛星兵器） ／ 129, 171, 175, 176, 177, 276
ASBM ／ 65, 68, 192
ASCA（→先進戦略能力アクセラレータ） ／ 173
ASW ／ 69
ATR（→航空機訓練移転） ／ 331, 346
ATACMS ／ 44, 45
AUKUS ／ 53, 91, 139, 157, 370, 486
AWACS（→早期警戒管制機） ／ 71, 131, 249, 252, 255
A2／AD ／ 61, 65

## B

BIAC（→日米共同情報分析組織） ／ 322
BMD（→弾道ミサイル防衛） ／ 66, 114, 123, 149, 170, 210, 212, 214, 249, 250, 269, 271, 272, 328, 481
BPM（→共同計画策定メカニズム） ／ 326, 327
BWC（→生物兵器禁止条約） ／ 104, 191, 417, 418

## C


CAP ／ 74
CARAT ／ 144, 146, 147
CBRN ／ 252, 299
CCDCOE（→NATOサイバー防衛協力センター） ／ 183, 282, 380
CCW（→特定通常兵器使用禁止・制限条約） ／ 417, 418
CDPWG（→日米サイバー防衛政策ワーキンググループ） ／ 282
CIA ／ 49
CLIAD ／ 151
COC（→南シナ海行動規範） ／ 148, 187, 408
CSpO（→連合宇宙作戦） ／ 175, 277, 278, 279, 401
CTBT（→包括的核実験禁止条約） ／ 417, 418
CUES ／ 187, 375
CV-22（→オスプレイ） ／ 346, 347, 352, 500
CWC（→化学兵器禁止条約） ／ 46, 104, 191, 417, 418
C4ISR ／ 175


## D


DA-ASAT ／ 175, 277
DAPA（→防衛事業庁） ／ 174
DARPA（→米国防省高等研究計画局） ／ 173, 475
DASA（→国防安全保障アクセラレータ） ／ 173
DF-17 ／ 40, 65, 66, 170, 190
DF-41 ／ 64, 190
DIANA（→イノベーションアクセラレータ） ／ 173
DICAS（→日米防衛産業協力・取得・維持整備定期協議） ／ 319, 328, 481
DIDS（→防衛産業発展戦略） ／ 174
DII（→防衛情報通信基盤） ／ 280, 285
DIU（→国防イノベーションユニット） ／ 173, 481
DMAT ／ 312
DMO ／ 54
DMZ ／ 99, 101, 120
DPAS ／ 469
DRDO（→国防開発研究機構） ／ 149
DSIS（→防衛安全保障産業戦略） ／ 174
DSR（→国防戦略見直し（オーストラリア）） ／ 138
DTT（→日米韓防衛実務者協議） ／ 376
DX（→デジタルトランスフォーメーション） ／ 298


## E


EABO ／ 54, 355, 357
EBPM（証拠に基づく政策立案） ／ 511
EDD（→拡大抑止協議） ／ 323, 324
EDIS（→欧州防衛産業戦略） ／ 174
EEZ（→排他的経済水域） ／ 77, 78, 112, 116, 142, 144, 247, 252, 263, 375
EU（→欧州連合） ／ 49, 73, 123, 154, 155, 156, 157, 167, 172, 173, 174, 178, 183, 185, 188, 260, 277, 370, 374, 380, 396, 409
EMP（→電磁パルス） ／ 283, 284, 299
EUNAVFOR ／ 260, 374
EW（→電子戦） ／ 72, 97, 124, 126, 129, 139, 176, 184, 185, 186, 213, 214, 251, 283, 284, 354
EWG（専門家会合） ／ 397, 398


## F


FCLP（→空母艦載機着陸訓練） ／ 332, 335
FDO（→柔軟に選択される抑止措置） ／ 321
FIMI（→外国による情報操作と干渉） ／ 172, 173
FPDA（→五か国防衛取極） ／ 141, 144, 146
FOIP（→自由で開かれたインド太平洋） ／ 52, 53, 54, 56, 59, 91, 92, 142, 156, 195, 204, 209, 319, 357, 359, 360, 364, 365, 366, 369, 370, 371, 375, 376, 377, 378, 380, 383, 384, 386, 387, 391, 399, 401, 402, 403, 406, 408, 409, 420
FMS（→有償援助） ／ 328, 468, 492, 493
F-35A ／ 56, 212, 283, 284, 299, 355, 357, 379, 421, 481, 482
F-35B ／ 54, 57, 212, 283, 284, 285, 293, 299


## G


GCAP（→グローバル戦闘航空プログラム） ／ 369, 370, 372, 473, 474, 478, 480, 484, 485
GDP（→国内総生産） ／ 63, 125, 138, 142, 155, 156, 157, 224, 225
GIGO（→グローバル戦闘航空プログラム政府間機関） ／ 220, 369, 370, 473, 474
GPI（→滑空段階迎撃用誘導弾） ／ 170, 271, 272, 273, 481, 482


## H


HA/DR（→人道支援・災害救援） ／ 83, 206, 347, 365, 378, 384, 386, 387, 389, 390, 391, 397, 399, 402, 403, 404, 407, 414, 420, 421, 422, 485
HALE ／ 71
H-6爆撃機 ／ 65, 71, 72
HCM ／ 40, 128, 170
HGV（→極超音速滑空兵器） ／ 40, 65, 66, 68, 128, 170, 271, 272, 276, 278, 285, 482
HIMARS ／ 43, 96, 354, 355
HTS ／ 162


## I


IAEA ／ 102
ICBM（→大陸間弾道ミサイル） ／ 55, 57, 64, 65, 66, 86, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 111, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 121, 126, 128, 129, 170, 190, 192, 196
IMED（→インド太平洋・中東方面派遣） ／ 422
INF（→中距離核戦力） ／ 56, 65, 91, 133
IPD（→インド太平洋方面派遣） ／ 402, 403, 409, 421
IRBM ／ 64, 65, 102, 105, 107, 110, 111, 113, 190, 192
ISAF ／ 163
ISIL ／ 157, 167, 168, 191
ISR（→情報収集・警戒監視・偵察） ／ 49, 68, 73, 97, 102, 143, 149, 178, 318, 321, 322, 347, 365
ISRT（→情報収集・警戒監視・偵察・ターゲティング） ／ 273, 285, 321
ITPP（→日・NATO国別適合パートナーシップ計画） ／ 373, 374
IUU（→違法・無報告・無規制漁業） ／ 409

## J

JADGE（→自動警戒管制システム） ／ 249, 285
JASSM ／ 217, 268
JAXA（→宇宙航空研究開発機構） ／ 250, 275, 276, 277, 305, 475
JL-2 ／ 64, 190
JPIDD（→日・太平洋島嶼国国防大臣会合） ／ 390, 400
J-20戦闘機 ／ 71, 97
JX（→自衛隊統合演習） ／ 311
JXR（→自衛隊統合防災演習） ／ 312, 316

## K

K Program（→経済安全保障重要技術育成プログラム） ／ 475, 494

## L

LAWS（→自律型致死兵器システム） ／ 171, 418
LTAMDS ／ 272

## M

MAGTF（→海兵空地任務部隊） ／ 332, 343
MaRV ／ 64, 108, 112
Ⅲ MEF（→第３海兵機動展開部隊） ／ 333, 340, 342, 352, 355, 371
MD ／ 123, 124, 126, 128, 133
MDA（→海洋状況把握） ／ 139, 147, 385, 408
MDR（→ミサイル防衛見直し） ／ 55, 56, 322
MFO（→多国籍部隊・監視団） ／ 411, 412
MINUSMA ／ 164
MIRV ／ 64, 65, 150, 151
MISWG（→多国間産業保全ワーキンググループ） ／ 469
MLR（→海兵沿岸連隊） ／ 54, 333, 345
MRBM ／ 64, 65, 66, 190, 192
MV-22（→オスプレイ） ／ 58, 334, 335, 346, 347, 350, 355, 500

## N

NATO（→北大西洋条約機構） ／ 46, 47, 48, 49, 50, 52, 55, 85, 123, 124, 130, 133, 135, 152, 154, 155, 156, 157, 158, 163, 172, 173, 178, 183, 185, 189, 224, 281, 372, 373, 374, 378, 379, 380, 381, 382, 383, 407, 503
NCGP（→NATOジェンダー視点委員会） ／ 373
NDIS（→国家防衛産業戦略） ／ 173, 174
NDS（→国家防衛戦略（米国）） ／ 51, 53, 54, 55, 56, 89, 91, 138, 365
NGO ／ 373, 402, 411
NISC（→内閣サイバーセキュリティセンター） ／ 180, 301, 302
NIST SP800-171 ／ 281, 469
NOCS ／ 183
NORAD ／ 158
NPR（→核態勢の見直し） ／ 55
NPT（→核兵器不拡散条約） ／ 190, 197, 417
NSATU（→ウクライナ安全保障及び訓練組織） ／ 49, 374
NSS（→国家安全保障戦略（米国）） ／ 51, 52, 53, 54, 89, 91, 92, 116, 141

## O

OECD（→経済協力開発機構） ／ 224, 370
OPCW（→化学兵器禁止機関） ／ 46, 417, 418
OSA（→政府安全保障能力強化支援） ／ 302, 303, 384, 386, 388, 389, 391, 392, 394, 399, 483
OSCE（→欧州安全保障協力機構） ／ 373

## P

PAC-3（→ペトリオット） ／ 48, 97, 249, 250, 272, 296, 313, 314, 315, 479, 481
PAC-3MSE ／ 212, 272, 296, 481
PBL（→成果保証契約） ／ 297, 492
PCRS（→平和維持活動即応能力登録制度） ／ 410
PFAS ／ 505
PFI（→民間資金等活用事業） ／ 211, 219, 220, 292, 293, 306, 430, 436, 439, 491
PFOS ／ 504, 505
PKO ／ 83, 164, 166, 243, 244, 359, 385, 390, 392, 393, 394, 397, 403, 404, 406, 407, 410, 411, 412, 413, 414, 421
PSI（→拡散に対する安全保障構想） ／ 417, 418, 419
P-3C ／ 249, 253, 261, 263, 264

## Q

QDR ／ 95

## R

RAA（→円滑化協定） ／ 359, 361, 365, 369, 370, 386
RDP MOU（→相互の防衛調達に関する覚書） ／ 328
RMF（→リスク管理枠組み） ／ 280, 281

## S

SACO（→沖縄に関する特別行動委員会 ） ／ 330, 331, 348, 350, 351
SAF（持続可能な航空燃料） ／ 503
SBS（→宇宙基盤監視） ／ 178
S&TF（→日米装備・技術定期協議） ／ 328
SC（→戦略的コミュニケーション） ／ 373
SCC（→日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）） ／ 318, 320
SCCM（→安全保障協力協議会合） ／ 492
SDA（→宇宙領域把握） ／ 175, 178, 210, 211, 220, 250, 273, 275, 276, 277, 278, 321
SDC（→防衛協力小委員会） ／ 318, 320
SEW（→早期警戒情報） ／ 249
SIPRI ／ 83, 85, 87, 103, 136, 174, 190
SLBM（→潜水艦発射弾道ミサイル） ／ 55, 57, 64, 65, 79, 105, 109, 110, 114, 120, 126, 129, 130, 190, 192
SM ／ 212, 272, 296
SM-3 ／ 162, 249, 250, 271
SNS ／ 48, 172, 258, 292, 431, 463, 500, 506
SoSA（→防衛装備品等の供給の安定化に係る取決め） ／ 328, 469
SRBM ／ 64, 65, 101, 105, 106, 108, 192
SSA（→宇宙状況監視） ／ 178, 278
SSBN ／ 65, 121, 126, 129, 130, 132, 137
START ／ 57
S-300V4 ／ 132

S-500 ／ 128

## T

TCBM ／ 277
TEL ／ 64, 65, 102, 105, 106, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114
THAAD ／ 123, 162

## U

UAV ／ 43, 47, 71, 78, 211, 212, 213, 214, 272, 273, 274, 489
UNCLOS（→国連海洋法条約） ／ 146, 187, 386, 408
UNMISS（→国連南スーダン共和国ミッション） ／ 83, 164, 394, 411, 412, 413, 416
UUV ／ 69, 212
UGV ／ 212
USV ／ 69, 212, 273, 489

## V

VLS ／ 68
V-22（→オスプレイ） ／ 292, 355, 482, 493

## W

WMD ／ 192
WPNS ／ 187
WPS（→女性・平和・安全保障） ／ 373, 386, 390, 399, 400, 405, 406, 407, 448, 449

# 平和を仕事にする

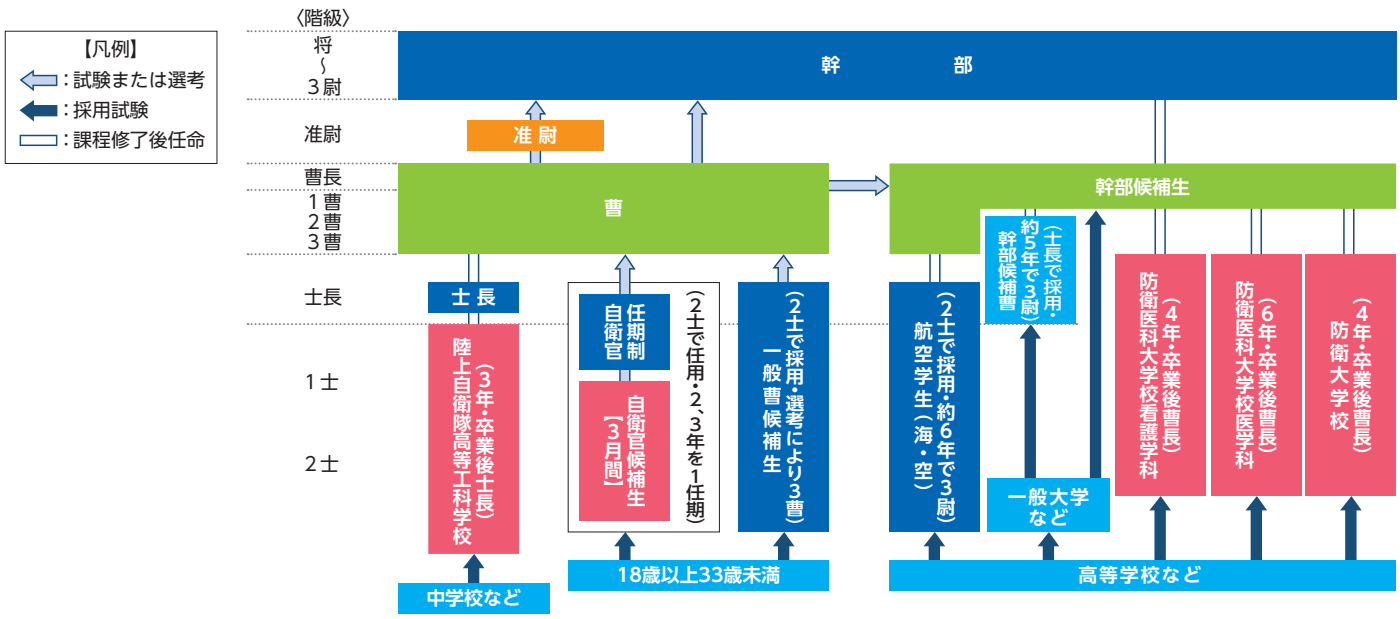
## 自衛官とは

自衛官は特別職の国家公務員としての身分が保証されており、給与、保険など安定した処遇・福利厚生のもと、目標に向かって邁進することができます。また、一言で自衛官といっても、それぞれの役割に応じて階級が異なります。

**幹部自衛官** …… 組織のリーダーとなる自衛官　　**准曹士自衛官** …… 各部隊の中核となる自衛官
**予備自衛官・即応予備自衛官** …… 招集命令に応じて自衛官となり、任務にあたる非常勤の特別職国家公務員

### 階級章

| 共通呼称 | 陸上自衛隊 | 海上自衛隊 | 航空自衛隊 |
|---|---|---|---|
| 幹部自衛官 | 陸上幕僚長 | 海上幕僚長 | 航空幕僚長 |
| | 陸　将 | 海　将 | 空　将 |
| | 陸将補 | 海将補 | 空将補 |
| | 1等陸佐 | 1等海佐 | 1等空佐 |
| | 2等陸佐 | 2等海佐 | 2等空佐 |
| | 3等陸佐 | 3等海佐 | 3等空佐 |
| | 1等陸尉 | 1等海尉 | 1等空尉 |
| | 2等陸尉 | 2等海尉 | 2等空尉 |
| | 3等陸尉 | 3等海尉 | 3等空尉 |
| 准曹士自衛官 | 准陸尉 | 准海尉 | 准空尉 |
| | 陸曹長 | 海曹長 | 空曹長 |
| | 1等陸曹 | 1等海曹 | 1等空曹 |
| | 2等陸曹 | 2等海曹 | 2等空曹 |
| | 3等陸曹 | 3等海曹 | 3等空曹 |
| | 陸士長 | 海士長 | 空士長 |
| | 1等陸士 | 1等海士 | 1等空士 |
| | 2等陸士 | 2等海士 | 2等空士 |



# 主要装備品の紹介 ■陸上自衛隊の装備品

## 12式地対艦誘導弾



〈諸元、性能〉
【誘導弾】全長約5.0m　直径約35cm　重量700kg
〈概説〉
対上陸戦闘に際して、洋上の艦船などを撃破する国産の対艦誘導弾

## 03式中距離地対空誘導弾（改善型）



〈諸元、性能〉
【誘導弾】全長約4.9m　直径約28cm　重量454kg
〈概説〉
方面隊の作戦地域、重要地域などにおける部隊、施設を掩護（えんご）する国産の対空誘導弾

## V-22（オスプレイ）



〈諸元、性能〉
乗員3名＋24名
航続距離約2,600km
全幅15.5m 全長17.5m 全高6.7m
最大速度約280kt
〈概説〉
飛行速度、航続距離および飛行高度の性能に優れ、滑走路のない離島においても離着陸可能であることから、島嶼への侵攻対処のみならず、災害救援や離島の急患輸送にも活用

## ネットワーク電子戦システム



〈概説〉
電波の収集・分析および通信の無力化により、作戦を有利にする装置

## 16式機動戦闘車



〈諸元、性能〉
乗員4名　全幅約3.0m
全長約8.5m　全高約2.9m
最高速度約100km/h
105mm施線砲　12.7mm重機関銃
74式車載7.62mm機関銃
〈概説〉
空輸性および路上機動性に優れ、軽戦車などを撃破する装輪式の国産装甲戦闘車

## 19式装輪自走155mmりゅう弾砲



写真は試作品

〈諸元、性能〉
全幅約2.5m
全長約11.2m
全高約3.4m
最高速度90km/h以上
155mmりゅう弾砲
〈概説〉
各種事態において迅速かつ機動的な運用が可能な自走りゅう弾砲

## 10式戦車



〈諸元、性能〉
乗員3名　全幅3.2m
全長9.4m　全高2.3m
最高速度約70km／h
120mm滑腔砲　12.7mm重機関銃
74式車載7.62mm機関銃
〈概説〉
対機甲戦闘・機動打撃などで使用する国産戦車。C4I（指揮・統制・通信・コンピューター・情報）機能が特徴

## 水陸両用車（人員輸送型）



〈諸元、性能〉
全幅3.3m　全長8.2m
全高3.3m
12.7mm重機関銃
40mm自動てき弾銃
〈概説〉
海上機動性および防護性に優れ、島嶼部へ海上からの部隊などを投入する装軌式の水陸両用車両

## UAV（中域用）



〈諸元、性能〉
全幅3.1m
全長1.7m
可視および赤外線カメラ搭載
〈概説〉
遠距離から艦艇・車両などの情報収集が可能

## UH-2多用途ヘリコプター



〈諸元、性能〉
乗員2名+11名
全幅2.9m
全長13.1m
全高3.7m
最大速度約130kt
〈概説〉
UH-1Jの後継機として人員輸送や物資輸送など、部隊の迅速な展開が可能

（注）回転翼機およびティルト・ローター機の全長・全幅・全高はローター径を含まない数値

# 平和を仕事にする

## ■海上自衛隊の装備品

### いずも型護衛艦



〈諸元、性能〉
基準排水量19,950t　乗員約470名
長さ248m　幅38m　深さ23.5m　速力30kt
高性能20mm機関砲　SeaRAM　魚雷防御装置
〈概説〉
統合運用や災害派遣時の司令塔的役割など多用途な任務に対応するヘリコプター搭載型護衛艦

### P-1 哨戒機



〈諸元、性能〉
乗員11名　最大速度約450kt
全幅35.4m　全長38.0m　全高12.1m
〈概説〉
警戒監視、対潜水艦戦や捜索・救難などの幅広い任務に従事する国産の主力固定翼哨戒機

### たいげい型潜水艦



〈諸元、性能〉
基準排水量3,000t　乗員約70名
長さ84m　幅9.1m　深さ10.4m
速力20kt
〈概説〉
リチウムイオン電池を搭載し、探知能力および被探知防止能力を大幅に向上した潜水艦

### まや型護衛艦



〈諸元、性能〉
基準排水量8,200t　乗員約300名
長さ170m　幅21.0m
深さ12.0m　速力30kt
高性能20mm機関砲
VLS装置　魚雷発射管
SSM装置　62口径5インチ砲
哨戒ヘリコプター
〈概説〉
最新鋭のイージス護衛艦

### もがみ型護衛艦



〈諸元、性能〉
基準排水量3,900t　乗員約90名
長さ133m　幅16.3m
深さ9.0m　速力30kt
SeaRAM　VLS装置　SSM装置
62口径５インチ砲
簡易型機雷敷設装置
〈概説〉
船体のコンパクト化、省人化も実現した護衛艦

### あわじ型掃海艦



〈諸元、性能〉
基準排水量690t　乗員約50名
長さ67m　幅11m
深さ5.2m　速力14kt
20ミリ遠隔管制機関砲
掃海装置一式
〈概説〉
高い機雷捜索能力を保有する掃海艦

### おおすみ型輸送艦



〈諸元、性能〉
基準排水量8,900t　乗員約135名
長さ178m　幅25.8m
深さ17.0m　速力22kt
高性能20mm機関砲
輸送用エアクッション艇
〈概説〉
被災者に対する医療、補給設備などを設置しており、多面的な活用が可能な輸送艦

### 砕氷艦「しらせ」



〈諸元、性能〉
基準排水量12,650t
乗員約175名
長さ138m　幅28m
深さ15.9m　速力19kt
観測隊員約80名
大型ヘリコプター
〈概説〉
南極地域観測協力を任務とし、4代目となる砕氷艦

### ましゅう型補給艦



〈諸元、性能〉
基準排水量13,500t
乗員約145名
長さ221m　幅27.0m
深さ18.0m
速力24kt　洋上補給装置
補給品艦内移送装置
〈概説〉
補給能力が大幅に向上した補給艦

### US-2救難飛行艇



〈諸元、性能〉
乗員11名
最大速度約320kt
全幅33.2m　全長33.3m
全高9.8m
〈概説〉
波高3mの洋上でも離着水可能であり、洋上での救難に従事する救難飛行艇

### SH-60L哨戒ヘリコプター



〈諸元、性能〉
乗員4名
最大速度約140kt
全幅4.4m　全長15.9m
全高3.9m
〈概説〉
護衛艦に搭載し、護衛艦と共に多様な任務に従事する主力哨戒ヘリコプター

# ■航空自衛隊の装備品

## F-35A戦闘機



〈諸元、性能〉
乗員1名　　最大速度マッハ約1.6
全幅10.7m　全長15.6m　　全高4.4m
25mm機関砲　空対空ミサイル
〈概説〉
高いステルス性能のほか、これまでの戦闘機から格段に進化したシステムを有する最新鋭の戦闘機

## 衛星妨害状況把握装置



〈概説〉
わが国が利用する各種人工衛星に対する電磁妨害の状況を把握する装置

## E-767早期警戒管制機



〈諸元、性能〉
乗員20名
最大速度約450kt
航続距離約9,000km
全幅47.6m
全長48.5m
全高16.0m
〈概説〉
速度性能や航続性能に優れる早期警戒管制機

## C-2輸送機



〈諸元、性能〉
乗員2～5名+110名
最大速度マッハ約0.82
全幅44.4m　全長43.9m
全高14.2m
航続距離約7,600km（20t搭載時）
〈概説〉
戦術輸送能力の強化、国際平和協力活動などへの積極的な取組のため開発された国産輸送機

## KC-46A空中給油・輸送機



〈諸元、性能〉
乗員3~14名+104名
最大速度マッハ約0.86
航続距離約9,400km(20t搭載時)
全幅47.6m
全長50.4m
全高16.1m
〈概説〉
ボーイング767型機を開発母機とした最新の空中給油・輸送機

## UH-60J救難ヘリコプター



〈諸元、性能〉
乗員5名
最大速度約140kt
航続距離約1,300km
全幅5.4m　全長15.7m
全高3.8m
〈概説〉
遭難者を救助する救難ヘリコプター。右前方下部に空中受油装置を装備

## B-777特別輸送機



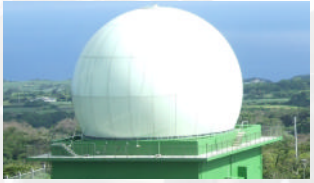
〈諸元、性能〉
乗員20～25名＋約110名
最大速度　マッハ約0.89
全幅 64.8m　全長 73.9m
全高 18.5m
航続距離　約14,000km
〈概説〉
内閣総理大臣などの要人輸送を行う特別輸送機

## RQ-4B(グローバルホーク)



〈諸元、性能〉
全 幅39.9m　全長14.5m
全高4.7m
航続時間約36時間
最大速度約310kt
最大高度約60,000ft
〈概説〉
各種センサーによって、夜間や悪天候下でも地上の静止目標の情報収集可能な能力を有する無操縦者航空機

## J/FPS-7警戒管制レーダー



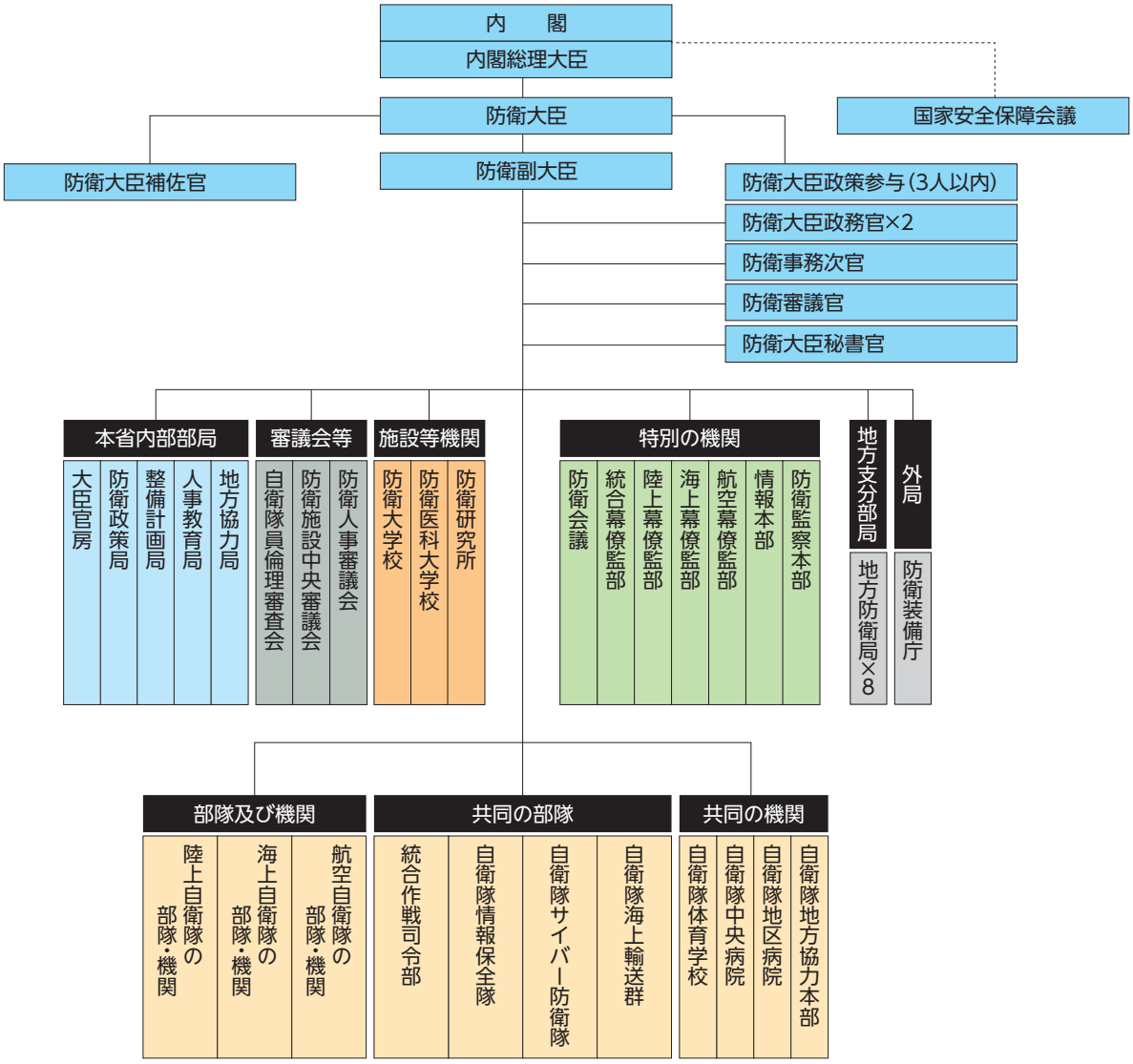
〈概説〉
航空機などの従来型の脅威と弾道ミサイルの双方に対応可能な固定式警戒管制レーダー

## ペトリオットPAC-3地対空誘導弾

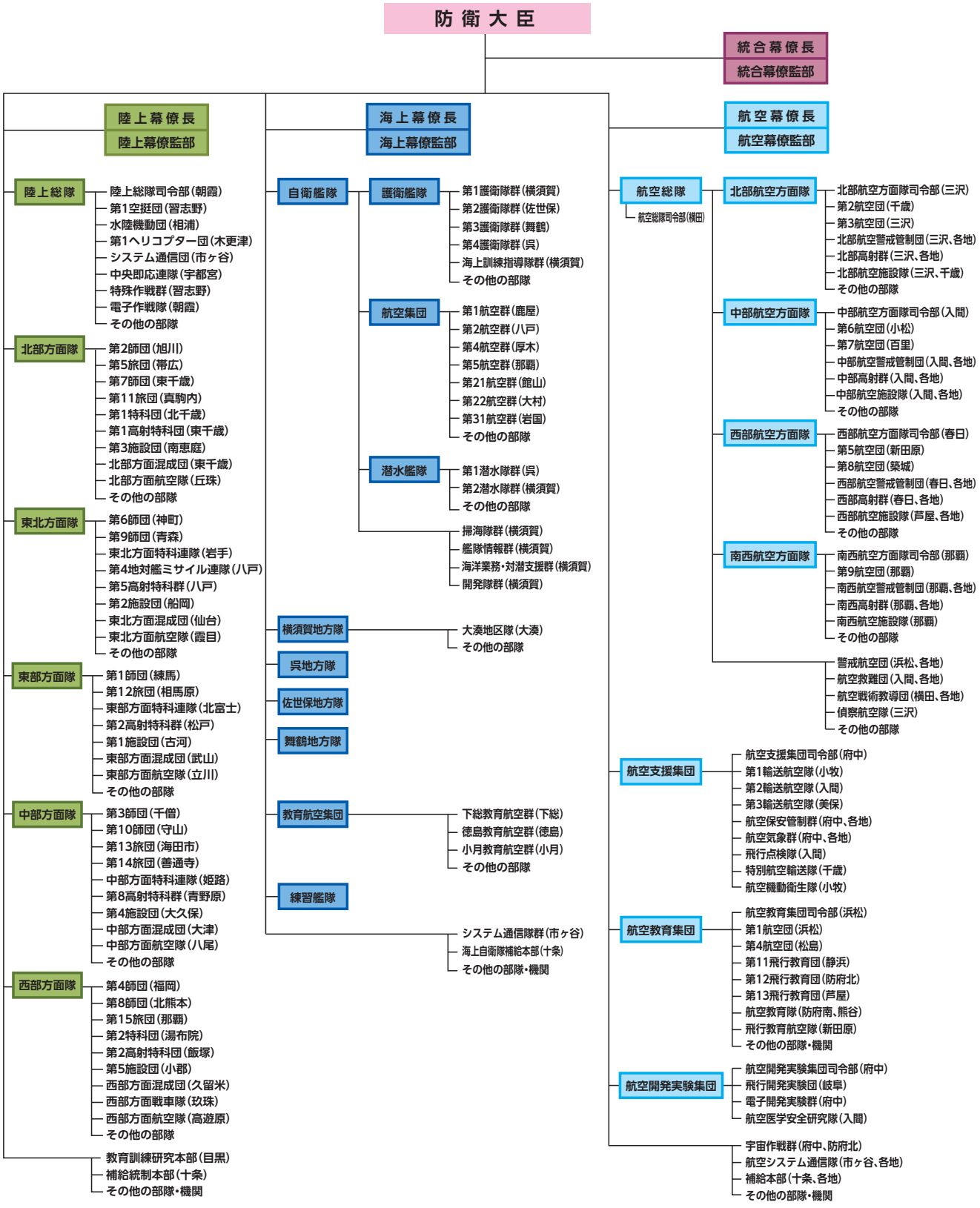


〈概説〉
弾道ミサイル防衛の下層迎撃を担う地対空誘導弾であり、弾道ミサイル発射事象に際しては、適所に展開して対応する。

# 防衛省・自衛隊の組織図


内　閣
内閣総理大臣
国家安全保障会議
防衛大臣
防衛大臣補佐官
防衛副大臣
防衛大臣政策参与（3人以内）
防衛大臣政務官×2
防衛事務次官
防衛審議官
防衛大臣秘書官
本省内部部局
大臣官房
防衛政策局
整備計画局
人事教育局
地方協力局
審議会等
防衛人事審議会
防衛施設中央審議会
自衛隊員倫理審査会
施設等機関
防衛研究所
防衛医科大学校
防衛大学校
特別の機関
防衛監察本部
情報本部
航空幕僚監部
海上幕僚監部
陸上幕僚監部
統合幕僚監部
防衛会議
地方支分部局
地方防衛局×8
外局
防衛装備庁
部隊及び機関
航空自衛隊の部隊・機関
海上自衛隊の部隊・機関
陸上自衛隊の部隊・機関
共同の部隊
自衛隊海上輸送群
自衛隊サイバー防衛隊
自衛隊情報保全隊
統合作戦司令部
共同の機関
自衛隊地方協力本部
自衛隊地区病院
自衛隊中央病院
自衛隊体育学校

# 陸・海・空自衛隊の編成


防衛大臣
統合幕僚長
統合幕僚監部
陸上幕僚長
陸上幕僚監部
陸上総隊
陸上総隊司令部(朝霞)
第1空挺団(習志野)
水陸機動団(相浦)
第1ヘリコプター団(木更津)
システム通信団(市ヶ谷)
中央即応連隊(宇都宮)
特殊作戦群(習志野)
電子作戦隊(朝霞)
その他の部隊
北部方面隊
第2師団(旭川)
第5旅団(帯広)
第7師団(東千歳)
第11旅団(真駒内)
第1特科団(北千歳)
第1高射特科団(東千歳)
第3施設団(南恵庭)
北部方面混成団(東千歳)
北部方面航空隊(丘珠)
その他の部隊
東北方面隊
第6師団(神町)
第9師団(青森)
東北方面特科連隊(岩手)
第4地対艦ミサイル連隊(八戸)
第5高射特科群(八戸)
第2施設団(船岡)
東北方面混成団(仙台)
東北方面航空隊(霞目)
その他の部隊
東部方面隊
第1師団(練馬)
第12旅団(相馬原)
東部方面特科連隊(北富士)
第2高射特科群(松戸)
第1施設団(古河)
東部方面混成団(武山)
東部方面航空隊(立川)
その他の部隊
中部方面隊
第3師団(千僧)
第10師団(守山)
第13旅団(海田市)
第14旅団(善通寺)
中部方面特科連隊(姫路)
第8高射特科群(青野原)
第4施設団(大久保)
中部方面混成団(大津)
中部方面航空隊(八尾)
その他の部隊
西部方面隊
第4師団(福岡)
第8師団(北熊本)
第15旅団(那覇)
第2特科団(湯布院)
第2高射特科団(飯塚)
第5施設団(小郡)
西部方面混成団(久留米)
西部方面戦車隊(玖珠)
西部方面航空隊(高遊原)
その他の部隊
教育訓練研究本部(目黒)
補給統制本部(十条)
その他の部隊・機関
海上幕僚長
海上幕僚監部
自衛艦隊
護衛艦隊
第1護衛隊群(横須賀)
第2護衛隊群(佐世保)
第3護衛隊群(舞鶴)
第4護衛隊群(呉)
海上訓練指導隊群(横須賀)
その他の部隊
航空集団
第1航空群(鹿屋)
第2航空群(八戸)
第4航空群(厚木)
第5航空群(那覇)
第21航空群(館山)
第22航空群(大村)
第31航空群(岩国)
その他の部隊
潜水艦隊
第1潜水隊群(呉)
第2潜水隊群(横須賀)
その他の部隊
掃海隊群(横須賀)
艦隊情報群(横須賀)
海洋業務・対潜支援群(横須賀)
開発隊群(横須賀)
横須賀地方隊
大湊地区隊(大湊)
その他の部隊
呉地方隊
佐世保地方隊
舞鶴地方隊
教育航空集団
下総教育航空群(下総)
徳島教育航空群(徳島)
小月教育航空群(小月)
その他の部隊
練習艦隊
システム通信隊群(市ヶ谷)
海上自衛隊補給本部(十条)
その他の部隊・機関
航空幕僚長
航空幕僚監部
航空総隊
航空総隊司令部(横田)
北部航空方面隊
北部航空方面隊司令部(三沢)
第2航空団(千歳)
第3航空団(三沢)
北部航空警戒管制団(三沢、各地)
北部高射群(三沢、各地)
北部航空施設隊(三沢、千歳)
その他の部隊
中部航空方面隊
中部航空方面隊司令部(入間)
第6航空団(小松)
第7航空団(百里)
中部航空警戒管制団(入間、各地)
中部高射群(入間、各地)
中部航空施設隊(入間、各地)
その他の部隊
西部航空方面隊
西部航空方面隊司令部(春日)
第5航空団(新田原)
第8航空団(築城)
西部航空警戒管制団(春日、各地)
西部高射群(春日、各地)
西部航空施設隊(芦屋、各地)
その他の部隊
南西航空方面隊
南西航空方面隊司令部(那覇)
第9航空団(那覇)
南西航空警戒管制団(那覇、各地)
南西高射群(那覇、各地)
南西航空施設隊(那覇)
その他の部隊
警戒航空団(浜松、各地)
航空救難団(入間、各地)
航空戦術教導団(横田、各地)
偵察航空隊(三沢)
その他の部隊
航空支援集団
航空支援集団司令部(府中)
第1輸送航空隊(小牧)
第2輸送航空隊(入間)
第3輸送航空隊(美保)
航空保安管制群(府中、各地)
航空気象群(府中、各地)
飛行点検隊(入間)
特別航空輸送隊(千歳)
航空機動衛生隊(小牧)
航空教育集団
航空教育集団司令部(浜松)
第1航空団(浜松)
第4航空団(松島)
第11飛行教育団(静浜)
第12飛行教育団(防府北)
第13飛行教育団(芦屋)
航空教育隊(防府南、熊谷)
飛行教育航空隊(新田原)
その他の部隊・機関
航空開発実験集団
航空開発実験集団司令部(府中)
飛行開発実験団(岐阜)
電子開発実験群(府中)
航空医学安全研究隊(入間)
宇宙作戦群(府中、防府北)
航空システム通信隊(市ヶ谷、各地)
補給本部(十条、各地)
その他の部隊・機関

# 平和を仕事にする

## 主要部隊などの所在地（イメージ）（2024年度末現在）



# 主な広報施設のご案内



## 市ヶ谷台ツアー（※要予約）

見学概要

防衛省の心臓部とも言える市ヶ谷地区の見学ツアーです。市ヶ谷地区に所在する庁舎や極東国際軍事裁判の法廷となった大講堂などを移設・復元した市ヶ谷記念館や大本営地下壕跡などをご案内します。

見学時間 ①09：30～11：30（午前） ②13：30～15：50（午後）
開催日 平日のみ　料金 午前（無料）、午後（700円 ※18歳未満は無料）
駐車場 なし（お車でのご来場はご遠慮ください。）
所在地 〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1
ご予約・お問い合せ 記念館係：03（3268）3111（内線：21904）



## 陸上自衛隊広報センター りっくんランド

見学概要

災害派遣や国際平和協力活動など分かりやすく紹介。多数の装備品を館内・屋外に展示しています。操縦を疑似体験できるシミュレーター、90式戦車や操縦席に座って写真が撮れるなど、お子様から大人まで楽しめる、見て、触れて、体感できる施設です。

開館時間 ①09：30～11：45（午前） ②13：15～16：45（午後）
休館日 月曜日、火曜日（祝祭日の場合は翌日）、年末年始
料金 無料　駐車場 あり（無料）
所在地・交通 〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町
お問い合せ 03（3924）4176

リニューアル工事のため、令和7年9月以降、休館する場合があります。
細部はホームページをご確認ください。





## 海上自衛隊呉史料館 てつのくじら館

見学概要

海上自衛隊の歴史や、呉市と海上自衛隊の歴史的な関わりについて紹介しています。魚雷や掃海艇などの装備品や、機雷を除去する掃海作業の様子も必見です。また、実物の潜水艦を屋外に展示し、ふれあいながら見学することができる貴重な史料館です。

開館時間 10：00～18：00（最終入館17：30）
休館日 火曜日（祝祭日の場合は翌日）、年末年始
料金 無料　駐車場 なし（HPをご確認ください。）
所在地 〒737-0029 広島県呉市宝町5番32号
お問い合せ 0823（21）6111






## 航空自衛隊浜松広報館 エアーパーク

見学概要

「見て体験して楽しむ」をコンセプトとし、歴代ブルーインパルスなど多数の航空機の実物が展示されています。また、パイロット訓練生と同じ飛行コースを体験できるシミュレーションなど、大空を飛ぶパイロット気分を心ゆくまで満喫することができます。

開館時間 09：00～16：00
休館日 月曜日（祝祭日の場合は翌日）、毎月最終火曜日、
3月第2週の火曜日～木曜日、年末年始（HPをご確認ください。）
料金 無料　駐車場 あり（無料）
所在地 〒432-8551 静岡県浜松市中央区西山町　お問い合せ 053（472）1121



## 防衛大学校ツアー（※要予約）

見学概要

帽子投げで有名な記念講堂、本校の歴史が一目でわかる資料館、学生が生活する学生舎（外観）、防大グッズが購入できる学生会館などをご案内します。水曜日の見学では、「学生の行進」がご覧になれます。（都合により行わない場合もあります）

見学時間 12：30～14：40
開催日 平日の月曜日、水曜日、金曜日
料金 無料　駐車場 事前にお問合せください。
所在地 〒239-8686 神奈川県横須賀市走水1-10-20
ご予約・お問い合せ 広報ツアー係：046（841）3810（内線：2019）
jndatour@nda.mod.go.jp

| 種目 | | 採用人員 | 資格 | 受付期間（締切日必着） | 試験期日 | 合格発表 | 入隊時期（入校時期） | 待遇・その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 幹部候補生 | 大学程度試験 一般 | 参考（令和６年度）<br>陸 約220名（うち女子約40名）<br>海 約115名（うち女子約25名）<br>空 約 84名 ※１ | 22歳以上26歳未満の者（20歳以上22歳未満の者は大卒（見込含）、修士課程修了者等（見込含）は28歳未満の者） | ①３月１日～４月４日<br>②４月23日～６月６日<br>③（一般）（陸海）９月１日～26日（空）９月８日～26日 ※３ | ①１次：４月12日・13日（４月13日は海・空飛行要員のみ）<br>２次：６月１日～７日<br>３次（海・空飛行要員のみ）：７月３日～７日（空）：７月19日～８月８日<br>②１次：６月14日<br>２次：７月26日～８月１日<br>③１次：10月11日<br>２次：11月15日～18日 | ①１次：５月22日<br>２次（海・空飛行要員のみ）（海）：６月26日（空）：６月30日<br>最終（陸）：７月31日（海）：８月７日（空）：９月４日<br>②１次：７月17日<br>最終（陸海）：10月２日（空）：９月18日<br>③１次：11月６日<br>最終（陸海）：令和８年１月22日（空）：令和７年12月26日 | 令和８年３月下旬～４月上旬 | 入隊後約１年で３等陸・海・空尉（院卒者試験合格者は２等陸・海・空尉 |
| | 大学程度試験 飛行（海・空） | | | | | | | |
| | 大学程度試験 専門（陸） | 令和７年度新規<br>情報 約５名<br>デジタル 約10名<br>研究開発 約10名<br>法務 約10名 | | | | | | |
| | 院卒者試験 一般 | 参考（令和６年度）<br>陸 約10名<br>海 約10名<br>空 約10名 ※１ | 20歳以上26歳未満の者<br>修士課程修了者等（見込含） | | | | | |
| | 院卒者試験 飛行（空） | | | | | | | |
| | 院卒者試験 専門（陸） | 令和７年度新規<br>情報・デジタル 若干名<br>研究開発・法務 | | | | | | |
| | 歯科・薬剤科 | 参考（令和６年度）<br>陸 約13名<br>海 約９名<br>空 約６名 ※１ | 専門の大卒（見込含）<br>20歳以上30歳未満の者（薬剤科は20歳以上28歳未満の者 ※２） | | ①１次：４月12日<br>２次：６月１日～７日<br>②１次：６月14日<br>２次：７月26日～８月１日 | ①１次：５月22日<br>最終（陸空）：７月31日（海）：８月７日<br>②１次：７月17日<br>最終（陸海）：10月２日（空）：９月18日 | | 歯科は入隊後約６週間で２等陸・海・空尉<br>薬剤科は入隊後約１年で２等陸・海・空尉 |
| 幹部候補曹 | | 令和７年度新規<br>陸 約110名<br>海 約 50名<br>空 約 60名 | 20歳以上33歳未満の者 | ①３月１日～４月４日<br>②４月23日～６月６日<br>③（陸海）９月１日～26日（空）９月８日～26日 ※３ | ①１次：４月12日<br>２次：６月１日～７日<br>②１次：６月14日<br>２次：７月26日～８月１日<br>③１次：10月11日<br>２次：11月15日～18日 | ①１次：５月22日<br>最終（陸）：７月31日（海）：８月７日（空）：９月４日<br>②１次：７月17日<br>最終（陸海）：10月２日（空）：９月18日<br>③１次：11月６日<br>最終（陸海）：令和８年１月22日（空）：令和７年12月26日 | 令和８年３月下旬～４月上旬 | 入隊後約５年で３等陸・海・空尉 |
| 医科・歯科幹部 | | 参考（令和６年度）<br>陸 約４名<br>海 約５名<br>空 約１名 ※１ | 医師・歯科医師の免許取得者 | ①２月１日～５月22日<br>②７月29日～10月23日 ※３ | ①６月20日<br>②11月14日 | ①７月24日<br>②12月18日 | ①令和７年９月下旬～10月上旬<br>②令和８年３月下旬～４月上旬 | ２等陸・海・空尉以上で採用（経験年数等により異なります。） |
| キャリア採用幹部 | | 陸 約15名<br>海 約20名<br>空 ①約25名<br>②約25名 ※１ | 大卒以上の者で、応募資格に定められた学部・専攻学科等を卒業後、２年以上の業務経験のある者 | ①３月１日～５月16日<br>②（陸空）８月１日～10月10日 | ①（陸）６月９日<br>（海）６月13日<br>（空）６月10日～12日<br>②（陸）10月31日<br>（空）11月４日～６日 | ①７月24日<br>②12月18日 | （陸）：令和８年４月頃<br>（海）：令和７年９月下旬頃<br>（空）：①令和７年10月上旬頃<br>②令和８年３月中旬～３月下旬頃 | ３等陸・海・空尉以上で採用（経験年数等により異なります。） |
| 技術曹 | | 陸 約58名<br>海 約30名<br>空 約30名 ※１ | 20歳以上の者で国家免許資格取得者等 | ①３月１日～５月16日<br>②（海）８月１日～10月10日（空）９月16日～11月14日 | ①（陸）６月９日<br>（海）６月16日<br>（空）６月10日～12日<br>②（海）11月10日<br>（空）12月３日～５日 | ①７月24日<br>②（海）令和７年12月18日<br>（空）令和８年１月22日 | （陸）：令和７年10月上旬頃<br>（海）：①令和７年９月下旬頃<br>②令和８年３月下旬頃<br>（空）：①令和７年11月下旬頃<br>②令和８年３月下旬～４月上旬頃 | ３等陸・海・空曹以上で採用（免許資格、年齢等により異なります。） |
| 航空学生 | | 参考（令和６年度）<br>海 約74名<br>（うち女子10名）<br>空 約72名 ※１ | 海：18歳以上23歳未満の者（高卒者（見込含）又は高専３年次修了者（見込含））<br>空：18歳以上24歳未満の者（高卒者（見込含）又は高専３年次修了者（見込含）） | ７月１日～８月29日 | １次①：９月20日<br>②：９月27日<br>２次：10月16日～23日<br>３次（海）：11月21日～12月17日（空）：11月15日～12月18日 | １次：10月10日<br>２次（海）：11月13日（空）：11月６日<br>最終：令和８年１月26日 | 令和８年３月下旬～４月上旬 | 入隊後約６年で３等海・空尉 |
| 一般曹候補生 | | 参考（令和６年度）<br>陸 約4,960名<br>（うち女子約500名）<br>海 約1,800名<br>（うち女子約290名）<br>空 約1,400名 ※１ | 18歳以上33歳未満の者（32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者） | ①３月１日～５月７日<br>②７月１日～９月２日<br>③９月16日～11月21日 ※４ | ①１次：５月17日～25日<br>２次：６月14日～29日<br>②１次：９月13日～21日<br>２次：10月11日～26日<br>③１次：11月29日～12月４日<br>２次：令和８年１月６日～13日<br>※いずれか１日を指定されます。 ※５ | ①１次：６月５日<br>最終：７月31日<br>②１次：10月２日<br>最終：12月４日<br>③１次：12月15日<br>最終：令和８年２月５日 | 令和８年３月下旬～４月上旬<br>※上記の他に設定する場合があります。 | 入隊後２年９か月経過以降選考により３等陸・海・空曹 |
| 自衛官候補生 | | 参考（令和６年度）<br>陸 約2,890名<br>（うち女子約750名）<br>海 約 800名<br>（うち女子約200名）<br>空 約1,200名 ※１ | 18歳以上33歳未満の者（32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者） | 年間を通じて行っております。 | 受付時又は各自衛隊地方協力本部のホームページにてお知らせします。 ※５ | 試験時にお知らせします。 | 令和８年３月下旬～４月上旬<br>※上記の他に設定する場合があります。 | 所要の教育を経て、３か月後に２等陸・海・空士に任用。陸上（技術系を除く。）は１年９か月、陸上（技術系）・海上・航空は２年９か月を１任期として任用（以降２年を１任期） |
| 防衛大学校学生 | 推薦 | 参考（令和６年度）<br>人文・社会科学専攻 約45名<br>（うち女子約20名）<br>理工学専攻 約145名<br>（うち女子約30名） ※１ | 18歳以上21歳未満の者<br>高卒（見込含）又は高専３年次修了（見込含）で成績優秀かつ生徒会活動等に顕著な実績を修め、学校長が推薦できる者 | ９月５日～９日 | ９月20日・21日 | 10月24日 | 令和８年４月上旬 | 修学年限４年<br>卒業後約１年で３等陸・海・空尉 |
| | 総合選抜 | 参考（令和６年度）<br>人文・社会科学及び理工学専攻合わせて約50名<br>（うち女子約10名） ※１ | 18歳以上21歳未満の者（自衛官は23歳未満）<br>高卒者（見込含）又は高専３年次修了者（見込含） | | １次：９月20日<br>２次：10月25日・26日 | １次：10月10日<br>最終：11月19日 | | |
| | 一般 | 参考（令和６年度）<br>人文・社会科学専攻 約45名<br>（うち女子約10名）<br>理工学専攻 約195名<br>（うち女子約30名） ※１ | | ７月１日～10月16日 | １次：11月１日<br>２次：11月29日～12月３日<br>※いずれか１日を指定されます。 | １次：11月19日<br>最終：12月26日 | | |
| 防衛医科大学校医学科学生 | | 参考（令和６年度）<br>約85名 ※１ | 18歳以上21歳未満の者<br>高卒者（見込含）又は高専３年次修了者（見込含） | ７月１日～10月８日 | １次：10月25日<br>２次：12月17日～19日<br>※いずれか１日を指定されます。 | １次：12月２日<br>最終：令和８年１月30日 | 令和８年４月上旬 | 修学年限６年<br>医師免許取得後卒業後約半年で２等陸・海・空尉 |
| 防衛医科大学校看護学科学生（自衛官候補看護学生） | | 参考（令和６年度）<br>約75名 ※１ | 18歳以上21歳未満の者<br>高卒者（見込含）又は高専３年次修了者（見込含） | ７月１日～10月３日 | １次：10月18日<br>２次：12月６日・７日<br>※いずれか１日を指定されます。 | １次：11月13日<br>最終：令和８年２月10日 | 令和８年４月上旬 | 修学年限４年<br>看護師免許取得後卒業後約１年で３等陸・海・空尉 |
| 陸上自衛隊高等工科学校生徒 | 推薦 | 参考（令和６年度）<br>約120名 ※１ | 男子で中卒（見込含）17歳未満の成績優秀かつ生徒会活動等に顕著な実績を修め、学校長が推薦できる者 | 10月１日～11月28日 | 令和８年１月10日～12日<br>※いずれか１日を指定されます。 | 令和８年１月22日 | 令和８年４月上旬 | 修学年限３年<br>卒業後は陸士長<br>卒業後約１年で３等陸曹 |
| | 一般 | 参考（令和６年度）<br>約230名 ※１ | 男子で中卒（見込含）17歳未満の者 | 10月１日～令和８年１月15日 | １次：令和８年１月24日・25日<br>２次：令和８年２月12日～15日<br>※いずれか１日を指定されます。 | １次：令和８年２月５日<br>最終：令和８年２月26日 | | |
| 自衛隊奨学生 | | 参考（令和６年度）<br>陸<br>海 約40名<br>空 ※１ | 大学、大学院、高等専門学校等で理学、工学、文学又は法学66条を専攻しており、正規の課程を修了する年の４月１日現在で26歳未満<br>（大学院在学者は28歳未満） | ①６月３日～10月10日<br>②12月１日～令和８年１月30日 ※３ | ①11月８日・９日<br>②令和８年２月21日 | ①令和８年１月29日<br>②令和８年５月15日 | ①自衛隊奨学生採用時期は４月上旬<br>②自衛隊奨学生採用時期は５月<br>※幹部候補生採用（入隊）時期は大学等を卒業（修了）する年の４月上旬 | 自衛隊奨学生として採用された４月又は５月分から大学又は大学院の正規の修業年限を終わる月まで毎月80,000円を貸与されます。 |
| 予備自衛官補 | 一般 | 陸 約1,540名 | 18歳以上52歳未満の者 | ①１月22日～４月８日<br>②５月24日～９月11日 ※３ | ①４月６日～20日<br>②９月13日～29日<br>※いずれか１日を指定されます。 | ①６月11日<br>②11月６日 | 教育訓練の開始時期：<br>①令和７年７月以降<br>②令和７年12月以降 | 階級は指定しない。<br>教育訓練招集手当日額8,800円<br>所定の教育訓練修了後、予備自衛官として任用 |
| | 技能 | 陸 約350名<br>海 約 20名 | 18歳以上で国家免許資格等を有する者（資格により年齢上限は53歳未満～55歳未満） | | | | | |

（令和７年４月現在）

（注）１．※１：令和７年度の採用人員につきましては、決定次第、自衛官募集ホームページ等でお知らせしますので、ご確認ください。
２．※２：①　学校教育法に基づく大学において、正規の薬学の課程（６年制の課程に限る。）を修めて卒業した者（令和８年３月卒業見込みの者を含む。）
②　外国の薬学校を卒業し、又は外国の薬剤師免許を受けた者で、厚生労働大臣が①に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者
③　平成18年度から平成29年度までの間に学校教育法に基づく大学に入学し、４年制薬学課程を修めて卒業し、かつ、学校教育法に基づく大学院において薬学の修士又は博士課程を修了した者であって、厚生労働大臣が、厚生労働省令で定めるところにより、①に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者に限ります。
３．※３：採用予定人員数の採用が見込まれる場合は、第２回目以降の試験を実施しません。
４．※４：第１回及び第２回までで採用人員数を満たした場合、第３回は実施しない場合があります。
５．※５：令和８年３月高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者のための採用試験は、令和７年９月16日以降に行います。
６．※６：理学、工学、文学又は法学に類する学部・学科も応募資格に該当する場合があります。詳しくは最寄りの自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。
７．資格欄中の「高卒」は中等教育学校卒業者を含みます。
８．応募資格年齢の起算日は、種目ごと異なっていますので、それぞれの採用要項又は自衛官募集ホームページ等で確認してください。
９．その他、詳細については、各採用（募集）要項又は自衛隊地方協力本部で確認してください。（事務官・技官の採用試験については、防衛省大臣官房秘書課へお問い合わせください。）
10．記載内容については変更する場合があります。変更事項については自衛官募集ホームページ等でお知らせしますので、ご確認ください。

〈自衛官募集ホームページ〉　〈自衛官募集X〉　〈海上自衛隊　採用広報担当X〉　〈くうchan'sルーム〉

## ● 防衛省・自衛隊 公式コンテンツのご案内

防衛省ホームページ ▶

防衛省公式アカウント ▶

◀防衛省公式アカウント

◀防衛省・自衛隊公式動画チャンネル

@modchannel

防衛省公式アカウント ▶

そのほかの防衛省・自衛隊公式SNSは
こちらからチェック! ▶

## 各自衛隊・機関などのホームページ

統合幕僚監部 Joint Staff
https://www.mod.go.jp/js/

NIDS 防衛研究所 National Institute for Defense Studies
http://www.nids.mod.go.jp/

陸上自衛隊
https://www.mod.go.jp/gsdf/

情報本部 Defense Intelligence Headquarters
https://www.mod.go.jp/dih/

海上自衛隊 Japan Maritime Self-Defense Force
https://www.mod.go.jp/msdf/

IGO 防衛省 防衛監察本部 Inspector General's Office of legal compliance
https://www.mod.go.jp/igo/

航空自衛隊 Japan Air Self-Defense Force
https://www.mod.go.jp/asdf/

地方防衛局
https://www.mod.go.jp/rdb/

防衛大学校 National Defense Academy
https://www.mod.go.jp/nda/

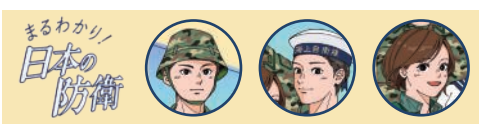
防衛装備庁 ATLA Acquisition,Technology & Logistics Agency
https://www.mod.go.jp/atla/

防衛医科大学校 National Defense Medical College
https://www.mod.go.jp/ndmc/

自衛官募集 Japan Self-Defense Forces
https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/

陸上自衛隊 高等工科学校
https://www.mod.go.jp/gsdf/yt_sch/

防衛省・自衛隊のイベント
https://www.mod.go.jp/j/publication/events/index.html






小学校高学年、中学生、高校生のみなさんにも、防衛白書について
わかりやすく説明しています。大人の方にも、短い時間で防衛白書の
おおまかな内容が分かるのでおすすめです。

https://www.mod.go.jp/j/kids/wp/index.html

〈防衛白書の内容・転載に関するお問い合わせ先〉

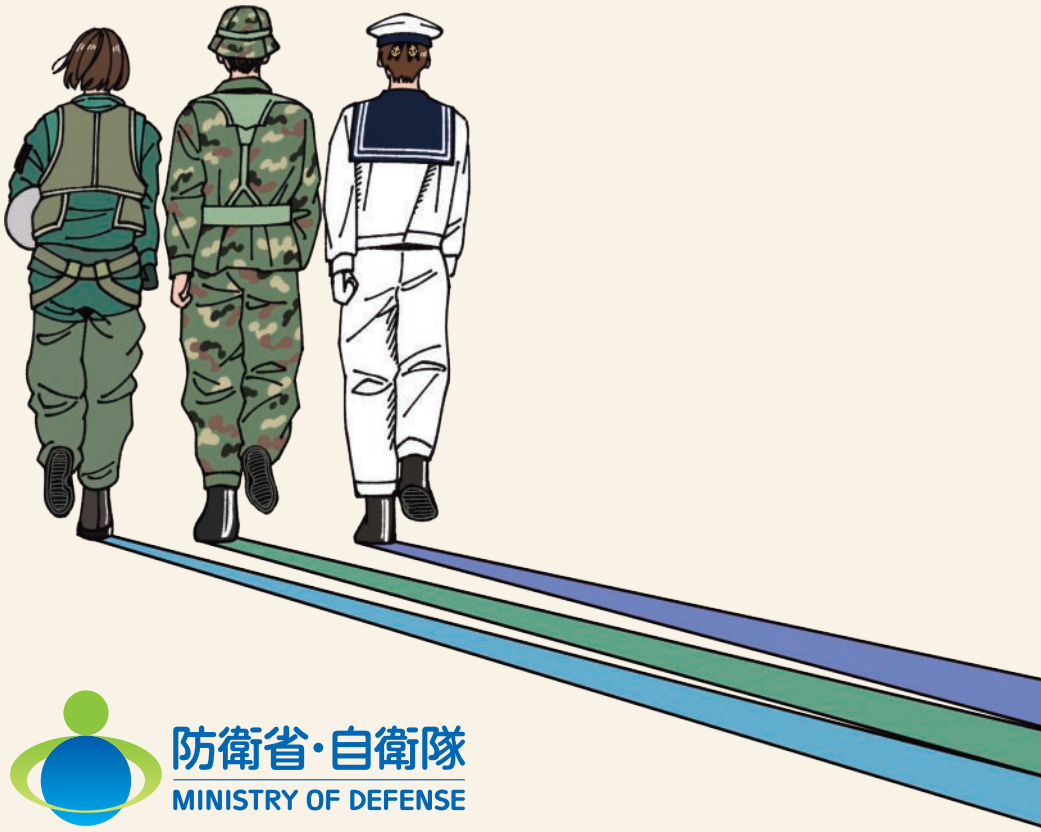
〒162-8801
東京都新宿区市谷本村町5-1
防衛省　大臣官房　広報課　防衛白書事務室
（電話）03（3268）3111（代表）

# 令和７年版　日本の防衛 －防衛白書－

令和７年６月　発　行

編　集　防　衛　省
〒162-8801
東京都新宿区市谷本村町5-1
電話　03（3268）3111
URL：https://www.mod.go.jp/

発　行　日経印刷株式会社
〒102-0072
東京都千代田区飯田橋2-15-5
電話　03（6758）1011
URL：http://www.nik-prt.co.jp/wp_site/



防衛省・自衛隊
MINISTRY OF DEFENSE